昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　参議院会議録附録（その一）

○質問主意書及び答弁書
西日本の水害に関する質問主意書　1
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和二十八年七月十六日　須藤五郎
参議院議長河井彌八殿
西日本の水害に関する質問主意書　1

一、今次の西日本の水害に関して、種類別および地域別被害の総額を問う。

二、今回のおそるべき水害は天災ではない。国民の血税をもつぱらアメリカのための再軍備と軍事基地のために使い、国民の幸福のための治山、治水を捨てて顧みなかつた政府の国土破壊政策こそその真因であると考える。政府の見解を問う。

三、水害に対し政府が決定し、また決定せんとしている融資その他救援のための対策を問う。（免税措置、見舞金、食糧対策等一切の対策について）

四、救援対策について特に商工業者、農民に対する金融措置について、左の諸点を質問する。

（イ）救援のために特別な優遇措置がとられたか。

（ロ）罹災商工業者、農民は、再建資金の長期無利子貸付を強く要求している。現在までに決定された融資額では不十分と考えるが、政府の具体的対策を問う。

（ハ）右の要求に関し、政府の現在までの措置では、零細な罹災商工業者、農民に資金がまわる保証が行われていない。現地罹災者はこれに大きな不安をもつている。罹災を第一条件にして、これら零細な罹災商工業者、農民に資金が十分まわるようにすることが真の救援対策と考えるが、政府の具体的対策を問う。

内閣参質第二号
昭和二十八年七月二十四日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長河井彌八殿

参議院議員須藤五郎君提出西日本の水害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員須藤五郎君提出西日本の水害に関する質問に対する答弁書

一、西日本水害被害額調（単位千円）

第一　種類別被害額

（一）	学校施設等	三、〇八八、九三五
（二）	農林水産業施設	三一、三四四、六一〇
	内訳 農地関係（除農作物被害）	二四、三五五、一三一
	林野関係	六、七〇六、三六〇
	水産関係（除水産物被害）	二七三、一二八
（三）	鉱工業商業関係等	三〇、四九〇、二九二
	内訳 炭鉱関係	四、一四八、三四七
	鉱山関係	九六、〇〇〇
	電力関係	一、四一三、一二六
	ガス関係	三二、八〇〇
	工業関係	二〇、一九六、八七九
	商業関係	二四、三六四、一四〇
（四）	国鉄私鉄港湾其他	六、八六六、一三六
	内訳 国鉄関係	四、九一九、一九四
	地方鉄道関係	六三六、九〇〇
	港湾関係	八二五、八一六
	其他	四九六、三四六
（五）	郵便電信電話等	三五〇、〇〇〇
（六）	直轄補助河川等	三〇、六九八、八〇五
	内訳 直轄河川関係	四、八〇〇、〇〇〇
	直轄道路関係	四〇、〇〇〇
	地方公共団体関係（河川海岸砂防道路橋梁）	三五、八一八、八〇五
（七）	警察施設通信等	三七三、九二四
	総計	一〇五、一三四、八四〇

備考

1　農林水産業施設被害額中には、施設被害にとどめ農作物の被害については、詳細調査中。

2　水産関係被害額中には、漁港施設被害のみ計上、外に、判明せるもの（養殖物、水産製品等）一、一四一、〇六〇千円あり。

3　直轄補助河川等には、都市単独災害額をふくまない。

4　各省所管施設は調査中。

5　計数は整理中につき、相当変動ある見込。

第二　地域別被害額　（単位千円）

	学校施設等	農林水産業施設等	地方公共団体関係（河川海岸道路、橋梁等）	計
福岡県	一、一三五、九三六	一〇、〇九五、四七五	八、七六八、〇六七	三〇、〇九五、四七六
佐賀県	三四五、〇四三	四、三五六、八六九	三、四〇〇、〇〇〇	七、一〇一、九一二
長崎県	九六、一七七	一、一三六、二九二	五五四、四〇〇	一、八六八、八六九
熊本県	八八八、八四四	一〇、七三〇、三〇〇	一〇、八九一、〇〇〇	三一、四五〇、二四四
大分県	三一〇、七六八	三、四四五、四六六	三、四〇〇、〇〇〇	六、二四五、二三四
山口県	二〇一、三一六	一、三三一、三一八	六〇七、三六八	二、一四一、七三二
計	三、〇八八、九三五	三一、三四四、六一〇	二四、三五五、一三一	六七、一四三、六七六

備考

1　鉱工業商業関係、国鉄私鉄港湾等関係、郵便電信電話関係、直轄河川道路関係については、県別に分けない。

二、今回の水害は、去る六月二十五日から、四日間にわたつて、鹿児島を除く九州各県及び山口県に、稀に見る大豪雨が、降り続き、局地的には、九百ミリ以上にも及んだものに、よるものと考える。

三、今次西日本水害については、次のような措置を講ずることとした。

（一）災害救助法による救助の基準を緩和し、災害対策予備費から災害補助費国庫補助金四億円を支出するとともに、直轄河川港湾の災害復旧、侵水耕地の緊急排水等に要する経費を支弁するため、災害対策予備費から十五億円を支出した。

（二）租税上の措置としては、災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律その

他現行法令の規定により、所得税その他の租税について軽減免除、徴収猶予、税額の還付、申告期限の延長等能う限りの措置を講ずることとしているが、更に今回政令を改正して、所得税について徴収猶予又は税額の還付をなしうる範囲を拡張し、被害者の実情に即応することとした。

(三)　金融上の措置としては、次のような措置を講じている。

(1)　公共災害復旧に対する国庫補助金等のつなぎ融資として資金運用部資金及び簡保資金三十億円の短期融通を行つた。なお更に十億円を追加する方針である。

(2)　災害対策の特別措置として総額約三億円の遺族国庫債券買上償還を行うこととした。

(3)　住宅金融公庫においては、四億円の別枠を設定し、住宅復旧の促進に資することとした。

四、(一)　災害復旧融資に充てさせるため、六月末及び七月末に期限の到来する指定預金の引揚期限を延期するとともに、災害地の商工組合中央金庫等の金融機関に対して二十五億円の新規指定預金を行うこととし、更に農業共済基金の支払の円滑に資するため政府再保険金のつなぎ融資として、農林中央金庫に対し三十億円の指定預金を行つた。

(二)　中小企業金融公庫が成立後引き継ぐことを条件として、中小企業に対し日本開発銀行から利率六分五厘で十億五千万円の融資を行わせることとした。

(三)　中小企業信用保険については、保険料負担を軽減するため、実施に必要な具体案を作成中である。

(四)　国民金融公庫においては、特に利率を六分五厘に引下げ、六億円の貸付を行わせる外、既往の貸付についても実情に応じ六月間の返済猶予を認めることとした。

(五)　営農資金については、農林中央金庫において五十億円程度を融通することとし、利子補給の措置を講ずることとする。

(六)　以上の外、金融上の措置としては、支払手形の決済期限の猶予、定期預金の期限前払いもどし等災害の状況に応じ適宜迅速適確な措置をとるよう金融機関を指導している。

石川県河北郡内灘地区の「内灘演習場一時使用に関する件」についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年七月二十四日

井村　徳二

参議院議長河井彌八殿

石川県河北郡内灘地区の「内灘演習場一時使用に関する件」についての質問主意書

一、石川県河北郡内灘地区は、日米行政協定に基く「内灘演習場一時使用に関する件」として、昭和二十七年十二月五日の閣議において、閣議了解事項として決定せられた。その閣議了解要旨によれば「内灘演習場一時使用に関する件」として

「石川県河北郡内灘地区は昭和二十八年一月一日より同年四月末まで一時使用する。」

と明確に示されている。且つ、閣議において決定以前、地元民との交渉折衝においても政府当局は、明らかに「昭和二十八年一月一日より同年四月末迄一時使用する」の旨を再三再四明言してきた。それのみか、「内灘演習場」の昭和二十八年一月から四月迄の期限附使用は、その代地の発見確定までの一時的の使用であつて、その当初の交渉折衝の過程においては、「無期限使用」乃至は「継続使用」などについては、政府当局からは内灘地区地元民に対していささかも明確な意思表示はなかつたのである。

以上の事実は、内灘地区地元民の陳情によつてもまた明らかにこれを確認することができる。のみならず昭和二十八年一月から四月までの一時使用については、本件についての政府代表として地元民と交渉折衝した林屋前国務大臣も第十六回国会の衆、参両院の各委員会において陳述している。

二、政府は、昭和二十七年十二月五日の閣議了解要旨通りに「内灘演習場一時使用に関する件」とその題目においてさえも、「一時使用に関する件」と明白にしていたために、内灘地区の試射演習は、二十八年四月末日これを停止した。而して、その停止は、政府当局は内灘地区地元民に対する所謂「公約」によると

も言明したのである。

三、政府はかくして昭和二十八年四月末日、内灘演習場の試射はこれを停止したが、その後といえども地元民との交渉折衝は頗る不充分であり、それにもかかわらず、同年六月十三日に「六月十五日から試射を開始する」と言明したのみか、六月十五日に試射演習を開始した。この事実に対しては内灘地区の地元民は勿論のこと石川県民あげて政府の公約違反に対して、はげしい反対を未だ続行している。

これを要するに内灘地区の演習場使用については、その初めから、政府側に交渉説得上に明らかな手落ち、食言等があつたことは言うまでもないことである。それのみならず政府は当初の所謂「公約」に違反する不信的な行為を敢て犯しているのである。かかるが故に政府は昭和二十七年十二月五日の閣議了解要旨が明示するように「内灘演習場」はこれを昭和二十八年一月から同年四月末日までの一時使用とし、速やかにその代地を他に求め、内灘地区から演習施設一切を即時撤去すべきである。

以上に対する政府の明確なる回答を承りたい。

右質問する。

内閣参質第三号

昭和二十八年八月四日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員井村徳二君提出石川県河北郡内灘地区の「内灘演習場一時使用に関する件」についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井村徳二君提出石川県河北郡内灘地区の「内灘演習場一時使用に関する件」についての質問に対する答弁書

一、在日米軍は昨年春以来わが国において砲弾類の発注を開始しこれ等砲弾の試射を必要とするに至つたので昨年九月日米合同委員会において試射場一カ所の要求を提出した。

右要求に応じ全国に亘りこれが候補地を物色し関係事務当局において鋭意検討を加えた結果石川県内灘地区が最も適当であるとの結論に達した。その理由は地形上技術上試射場としての最適条件を備えており、且つ、農、漁業等の産業に及ぼす影響が他地区に比し著しく少いものと認めたからである。

二、政府は右の結論に基き昨年十一月当時の林屋国務大臣外関係各省局課長等をして内灘村において地元側と交渉を行わしめたが地元側の反対をうけた。その反対の主要な理由は同地区の使用により地元農、漁民の生活権が侵害せられること及び米軍の駐留に伴い風紀上好ましからざる事態が派生すること等であつた。

三、政府はもとより同地区使用に伴い地元村民の蒙る損失の補償等については法令の許す範囲内において最大限度の考慮を加えると共に、一方米軍に対しては強く風紀対策等につき交渉し鋭意地元側と折衝を行つた結果地元側も漸く納得し不取敢本年一月一日から四月末日までの四カ月間一時使用することについて了解に到達した。

四、試射場の提供は安全保障条約及び行政協定に基くわが国の義務であり、且つまた、政府としては、内灘地区が最適当であると認めていた関係上五月以降においても引続き同地区を使用したい意図を有していたのであるが、当時の情勢よりして現実に試射を開始し、その結果地元で最も憂慮している風紀問題等に関する懸念が解消されるのをまち改めて継続使用の話合を開始することを適当と考えた。三月中旬試射が開始されたが続いて議会解散総選挙となつたため、右話合は選挙終了の四月下旬まで持越されるに至り、結局時日切迫のため四月末日までには話合は妥結を見なかつた。よつて政府は昨年施設決定の際の話合に従い、五月一日以降は米軍の試射を中止せしめ、更に内灘村各部落より試射場に立入る通路八カ所を開放し、村民の漁業操業を可能ならしめた。

五、内灘地区の使用については以上の如き経緯を経て来た次第であるが、特に同地区を使用せんとする理由は次の如きものである。

（イ）技術的、地形的見地から内灘地区が試射場として最も適当な条件を備えている。

（ロ）産業、経済に及ぼす影響が比較的少い即ち何れの地区を使用するにしても産業的影響は免れ得ないが、政府としては比較検討の上最も影響の少い地区を選定する必要がある。

（ハ）地元の蒙る不利益、損失等については政府としては充分に考慮を払つている。即ち内灘地区に対しては既に特別の補償措置を講じたが今後の施策としても出来得る限りの努力を払うこととしている。政府としてはこれ等の措置の結果として地元民の生活は将来むしろ改善せられるものと確信している。

（ニ）当初憂慮せられた風紀関係については、駐留米軍将兵の数が二十名以下であり、且つ、米軍側の自粛により問題を起していない。

（ホ）試射の音響については弾丸の種類によつては内灘村並びに宇ノ気、七塚、高松等関係町村に対しても相当の影響を与えているものもあるが試射弾数はさほど多くはない。

六、政府は前述の如く五月一日以降試射を停止したが、政府部内において更に本問題を検討した結果あらゆる観点からして本地区の使用を必要と認めたので、県、村当局に対し引続きその使用につき交渉を行うと共に各種団体等による陳情に対しても誠意を披瀝して政府側の意とするところを説明し、専ら円満な了解を得るよう努力を傾け約一カ月半を経過し、その間六月上旬には内閣官房副長官、外務省国際協力局長、農林省農地局長を現地に派遣し、極力交渉に努めたが、最終的な円満解決を得るに至らず、一方六月中旬には是非共試射の再開を必要とする状況に至つたので已むを得ず試射場地区の国有財産の部分を米軍の使用に供し試射の再開を認めた次第である。政府は内灘地区使用に伴う補償措置等においては可能なる限りの対策を考慮しており、且つ同地域にある民有地使用を含め問題全般の円満解決に到達するよう引続き極力努力している。

（昭和二十八年八月十日　参議院会議録附録（その一）　審査報告書（第十四号参照））

○審査報告書

〔第十四号参照〕

審査報告書

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月二十五日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

羽生　三七　梶原　茂嘉
佐多　忠隆　加藤シヅエ
鶴見　祐輔　古池　信三
徳川　頼貞　草葉　隆圓

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国は明治十年以来万国郵便連合の加盟国となつており、本条約は五年前のパリ会議で採択された現行条約及び約定をその実施の経験に照らして改正したものであり、かつ現行条約及び諸約定が本条約及び諸約定発効の日から失効するのでこのブラッセル条約に加入する必要がある。

二、事件の利害得失

海外との郵便物の交換が日々増加している現在、この条約の当事国となることは郵便連合を通して国際協力の維持増進につくすこととなり、わが国の国際信用維持上極めて利益が多い。

三、費用

万国郵便連合に加盟後、わが国は二十五単位を負担することになつているがこれは現行の条約と同様である。因に、一九五二年度請求額は、四百二十万三千円である。

〔参照〕

万国郵便条約

アフガニスタン、南アフリカ連邦、アルバニア人民共和国、ドイツ、アメリカ合衆国、信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体、サウディ・アラビア王国、アルゼンテイン共和国、オーストラリア連邦、オーストリア、ベルギー、ベルギーのコンゴー殖民地、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国、ビルマ、ボリヴイア、ブラジル合衆国、ブルガリア人民共和国、カンボデイア、カナダ、セイロン、チリ、中国、コロンビア共和国、朝鮮、コスタ・リカ共和国、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、サルヴアドル共和国、エクアドル、スペイン、スペインの殖民地全体、エテイオピア、フインランド、フランス、アルジエリア、フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体、ギリシヤ、グアテマラ、ハイテイ共和国、ホンデュラス共和国、ハンガリー人民共和国、インド、インドネシア共和国、イラン、イラーク、アイルランド、アイスランド共和国、イスラエル、イタリア、日本国、ジヨルダン・ハシエミツト王国、ラオス、レバノン、リ

ベリア共和国、リビア、ルクセンブルグ、モロッコ（スペイン地帯を除く。）、モロッコ（スペイン地帯）、メキシコ、ニカラグア、ノールウエー、ニュー・ジーランド、パキスタン、パナマ共和国、パラグアイ、オランダ、オランダ領アンテイール及びスリナム、ペルー、フイリピン共和国、ポーランド、ポルトガル、西部アフリカのポルトガルの領土、東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウエーデン、スイス連邦、シリア、チエツコスロヴアキア、タイ、テユニス、トルコ、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国、ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウルグアイ東方共和国、ヴアチカン市国、ヴエネズエラ合衆国、ヴイエトナム、イエメン、ユーゴースラヴイア人民連邦共和国間に締結された万国郵便条約

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百四十七年七月五日にパリで締結された万国郵便条約第十四条によりブラッセルにおいて大会議を開催し、共通の合意により且つ批准を条件として、この条約を次の規定のとおり改正した。

第一部　万国郵便連合に関する組織規定及び一般規定

第一編　組織規定

第一章　連合の構成及び目的

第一条　連合の構成

1　この条約を締結する諸国は、通常郵便物の相互交換のため、万国郵便連合の名称で、単一の郵便境域を形成する。

2　連合は、郵便諸業務の組織及び完成を保障し、且つ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。

第二条　連合の所在地

連合及びその常設機関の所在地は、ベルヌとする。

第三条　新加盟、手続

1　各主権国は、自国の万国郵便連合員としての加盟を請求することができる。

2　この請求は、外交上の手続により、スイス連邦政府に提出し、同政府から連合の加盟国に提出する。

3　当該国は、その請求が連合加盟国の少くとも三分の二によつて承認されたときは、連合員として加盟したものとみなす。

4　連合加盟国で四箇月の期間内に回答しないものは、棄権したものとみなす。

5　連合員としての加盟は、スイス連邦政府からすべての連合加盟国の政府に通告する。

第四条　殖民地、保護領等

次に掲げるものは、条約及び約定の適用上、ことに大会議、小会議及び会議から会議までの間における投票権並びに連合の経費の分担に関しては、場合に応じ、連合の一加盟国又は加盟国の一郵政庁を形成するものとみなす。

一　信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体

二　ベルギーのコンゴー殖民地

三　スペインの殖民地全体

四　アルジエリア

五　フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体

六　殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体

七　オランダ領アンテイール及びスリナム

八　西部アフリカのポルトガルの領土

九　東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土

第五条　殖民地、保護領等に対する条約の適用

1　各加盟国は、この条約及び必要があるときは約定の受諾が、自国のすべての殖民地、海外領土若しくは保護領又は宗主権、委任統治若しくは信託統治の下にある地域あるいはそれらのうちのあるもののみを包含することを、署名、批准若しくは加盟請求の際に又はその後において、宣言することができる。この宣言は、条約の署名又は批准の際に行わない限り、スイス連邦政府にあてて行わなければならない。

2　条約は、殖民地、海外領土若しくは保護領又は宗主権、委任統治若しくは信託統治の下にある地域でそのために1により宣言が行われたものに対してのみ適用する。

3　各加盟国は、殖民地、海外領土若しくは保護領又は宗主権、委任統治若しくは信託統治の下にある地域でそのために自国が1により宣言を行つたものに対する条約の適用を廃棄する通告を、いつでも、スイス連邦政府にあてて行うことができる。この通告は、スイス連邦政府が受領した日の後一年で効力を生ずる。

4　スイス連邦政府は、1から3までにより受領した各宣言又は通告の謄本をすべての加盟国に送付する。

5　本条の規定は、条約の前文に掲げる殖民地、海外領土若しくは保護領又は宗主権、委任統治若しくは信託統治の下にある地域には適用しない。

第六条　連合の境域

次に掲げるものは、万国郵便連合に属するものとみなす。

(a)　連合内に包含されない地域に加盟国が設置した郵便局

(b)　連合員ではないが郵便上は加盟国に従属することによつて連合内に包含されるその他の地域

第七条　用語

1　万国郵便連合の公用語は、フランス語とする。

2　大会議、小会議及びそれらの委員会の討議のためには、電気装置を用い、又は用いない通訳施設により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を許し、通訳施設の選択は、会議の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国に協議した後、裁量によつて行う。大会議から大会議までの間に開催される万国郵便連合の会議についても、同様とする。

3　他の言語も、また、2に掲げる討議及び会議のために許される。

4　(a)　フランス語、英語、スペイン語及びロシア語の同時通訳施設の開設及び維持に関する費用は、連合の負担とする。

(b)　前記の言語の通訳業務に関する費用は、英語、スペイン語又はロシア語を使用する加盟国の負担とする。この費用は、三等分し、そのおのおのは、連合の一般経費の各加盟国の分担金に比

例して、その国が属する組の国の間で分担する

5　他の言語を使用する代表団は、2に掲げる施設に必要な技術上の変更を加えることができるときはこの施設により、又は特別の通訳者により、2に掲げる言語の一への同時通訳を保障する。

6　他の言語の使用に関する費用（2に規定する施設に加えられることがある5に掲げる技術上の変更の費用を含む。）は、その言語を使用する加盟国の間で、4(b)の条件と同一の条件で分担する。

7　郵政庁は、その相互の間における業務上の通信のために使用する言語について合意することができる。

第八条　例外的関係

連合内に包含されない地域と業務連絡がある郵政庁は、他の郵政庁の仲介者となるものとする。条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

第九条　限定連合、特別取極

1　連合加盟国又は、その国の法制に反しない限り、その郵政庁は、限定連合を設立することができ、また、国際郵便業務に関する特別の取極を締結することができる。但し、関係加盟国が加入している文書に規定されているところに比して公衆に不利な規定をこの取極に入れないことを条件とする。

2　限定連合は、連合の大会議、小会議その他の会議及び実施連絡委員会にオブザーヴアーを派遣することができる。

第十条　連合からの脱退

1　各加盟国は、外交上の手続により、スイス連邦政府に対して行われ、次いで同政府から加盟国政府に対して行われる通告によつて、連合から脱退する権能を有する。

2　連合からの脱退は、スイス連邦政府が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第二章　連合の組織

第十一条　大会議

1　連合国の代表は、前回の大会議の文書の効力発生の日から五年以内に、この文書を、必要があるときは、改正し、又は補足するため、大会議として会合する。

2　各国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権代表に大会議において自国を代表させる。各国は、必要があるときは、他国の代表団に自国を代表させることができる。但し、一代表団は、自国の外、二以上の国を代表することができない。

3　各国は、討議において、一個の投票権を行使する。

4　各大会議は、次回の大会議の開催地を定める。大会議が開催される国の政府は、国際事務局と合意の上、直接に又は第三国の仲介により、連合国を招集する。この政府は、また、大会議の決定をすべての国の政府に通告するものとする。

第十二条　臨時大会議

1　臨時大会議は、少くとも三分の二の加盟国の請求により又はその同意を得て、開催することができる。

2　開催地は、この大会議を発議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

3　第十一条2から4までに定める規則は、臨時大会議に準用する。

第十三条　事務小会議

1　純然たる事務上の問題を審議すべき小会議は、少くとも三分の二の郵政庁の請求により又はその同意を得て、開催することができる。

2　開催地は、小会議を発議した郵政庁が国際事務局と合意の上決定する。招集状は、小会議開催地の国の郵政庁が発送する。

第十四条　大会議及び小会議の規則

各大会議及び各小会議は、その活動に必要な内部規則を定める。この規則の採択までは、討議に関する限り、前回の大会議で定めた内部規則の規定を適用する。

第十五条　実施連絡委員会

1　大会議から大会議までの間においては、実施連絡委員会が、条約及び約定の規定に従つて万国郵便連合の事業の継続を確保する。

2　委員会は、二十人の委員で構成され、委員は、相次ぐ二回の大会議の間、その職務を行う。

3　委員会の委員国は、衡平な地理的配分に基いて大会議で指定する。委員国の少くとも半数は、各大会議に際して更迭される。いかなる国も、三回の大会議で引き続き選定されることができない。

4　委員会の各委員国の代表者は、その国の郵政庁が指定する。この代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。

5　委員会の委員の職務は、無報酬とする。委員会の事務費は、連合の負担とする。

6　委員会の職権は、次のとおりとする。

(a)　国際郵便業務の完成のため、連合国と最も緊密な接触を維持すること。

(b)　国際郵便業務に関係がある各種類の技術上の諸問題を研究し、且つ、この研究の結果を郵政庁に通知すること。

(c)　連合国の承認を得るために提出すべき報告書の研究及び作成のため、国際連合、その理事会及び委員会並びに専門機関その他の国際機関と有益な接触を保つこと。必要があるときは、これらのすべての国際機関の会議に連合の名において参加するため、連合の代表者を派遣すること。

(d)　必要があるときは、第二十六条及び第二十七条の規定に従つて連合加盟国の承認を得るために提出する提議を作成し、又は、提議が大会議により委員会に付託された研究に関するとき若しくは本条に定める委員会自体の活動の結果であるときは、大会議の承認を得るために提出する提議を作成すること。

(e)　第二十六条及び第二十七条の規定に従つて国が国際事務局に送付する提議をその国の請求により審査すること、この提議に関する意見書を作成すること及び承認を得るため連合加盟国にこの提議を提出する前に意見書を当該提議に附属させるように事務局に委託すること。

(f)　条約及びその施行規則の範囲内において、

一　国際事務局の活動を監督し、及び、必要があり且つスイス連邦政府の提議があるときは、国際事務局の局長その他の高級職員を任命すること。

二　国際事務局長の提議により、連合の郵政庁が推薦した候補者の職務上の能力に関する資格を審査した後、大陸間の衡平な地理的配分、言語及びその他のすべての関係事項を考慮し、且つ、昇級に関する事務局の内部制度を尊重し

て、一級俸及び二級俸の職員の任命を承認すること。

三　連合の活動に関して国際事務局が作成する年報を承認し、且つ、必要があるときは、これに関する意見書を提出すること。

第十六条　特別委員会

大会議又は小会議により一又は二以上の特定の問題の研究を委託された委員会は、必要があるときは、この委員会が開催される国の郵政庁と合意の上、国際事務局が招集する。

第十七条　国際事務局

万国郵便連合国際事務局の名称で連合の所在地において任務を遂行し、且つ、スイス郵政庁の監督を受ける中央局は、郵政庁に対し、連絡、通報及び諮問の機関となる。

第十八条　連合の経費

1　各大会議は、実施連絡委員会の事務費を含む連合の経常費の年額の最高限を定める。この経費並びに大会議、小会議又は特別委員会の開催に要する臨時の費用及び国際事務局に委託された特別の事業に伴う費用は、すべての連合国が共同に負担する。

2　このため連合国を七等に分け、各等は、次の割合で経費の支払を分担する。

一等　二十五単位
二等　二十単位
三等　十五単位
四等　十単位
五等　五単位
六等　三単位
七等　一単位

3　新加盟の場合には、スイス連邦政府は、当該国の政府と合意の上、費用の分担に関して同国が列すべき等級を決定する。

第三章　連合の国際連合との関係

第十九条　国際連合との関係

連合は、千九百四十七年七月四日にパリで署名され、且つ、その本文がこの条約に附属している協定の条項に従い、国際連合と連携関係を有する。

第四章　連合の文書

第二十条　連合の条約及び約定

1　条約は、連合の基本的文書とする。

2　通常郵便の業務は、条約の規定で規律する。

3　その他の業務は、次の約定で規律する。

価格表記の書状及び箱物に関する約定
小包郵便物に関する約定
郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定
郵便振替に関する約定及び郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済に関する追加書
代金引換郵便物に関する約定
現金取立に関する約定
新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定

4　これらの約定は、それに加入した加盟国のみを拘束する。

5　加盟国のこれらの約定の一又は二以上への加入は、第三条2の規定に従つて通告される。

第二十一条　約定への参加の終止

各加盟国は、第十条に規定する条件に従つて一又は二以上の約定への参加を終止する権能を有する。

第二十二条　施行規則

加盟国の郵政庁は、合意の上、条約及び約定を実施するために必要な細目手続を施行規則で定める。

第二十三条　批准

1　署名国は、大会議が採択した文書をできる限りすみやかに批准し、且つ、この批准を大会議開催地の国の政府に通知し、この政府は、これを署名国政府に通知する。

2　これらの文書は、同時に効力を生じ、且つ、同一の有効期間を有する。

3　前回の大会議のすべての文書は、大会議が採択した文書の効力発生の日から廃止する。

4　一又は二以上の国がその署名した文書のいずれかを批准しない場合においても、この文書は、これを批准する国に関しては、効力を害されることがない。

第二十四条　内国法制

連合の条約及び約定並びにそれらの最終議定書の規定は、これらの文書に明定していない事項については、各国の法制に影響を及ぼすものではない。

第五章　連合の文書の修正又は解釈を目的とする提議

第二十五条　提議の提出

1　大会議から大会議までの間において、加盟国の郵政庁は、自国が加入している連合の文書についての提議を国際事務局の仲介により他の郵政庁に対して行う権利を有する。

2　一郵政庁が大会議から大会議までの間に提出したすべての提議は、討議に付されるためには、少くとも他の二の郵政庁の賛成を得なければならない。この提議は、国際事務局が、同時に、必要数の賛成宣言を受領しないときは、効果を生じない。

第二十六条　提議の審査

1　各提議は、次の手続に付される。郵政庁は、国際事務局の回章によつて通告された提議を審査し、且つ、必要があるときは意見を同局に送付するため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。国際事務局は、回答を取りまとめて、提議に対する可否の表明の勧誘とともに郵政庁に通知する。二箇月の期間内に投票を送付しなかつた郵政庁は、棄権したものとみなす。これらの期間は、国際事務局の回章の日付から起算する。

2　提議が約定、その施行規則又は最終議定書に関するときは、その約定に加入した郵政庁のみが、1に掲げる手続に参加することができる。

第二十七条　承認の条件

1　提議が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　条約(第一部)第一条から第四十六条まで、(第二部)第四十七条、第四十八条、第五十一条、第五十四条、第六十七条、第六十八条、第七十条から第七十三条まで、第七十五条から第八十二条まで及び(第三部)第八十三条、その最終議定書のすべての条並びにその施行規則の第百一条、第百二条、第百四条2から4まで、第百十条1、第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百三十一条、第百六十六条、第百七十条、第百七十七条、第百八十一条及び第百八十七条の規定の修正に関する場合には、投票の全体

(b)　(a)に掲げる規定以外の規定の根本的修正に関する場合には、投票の三分の二

(c)　次の場合には、投票の過半数

一　(a)に掲げる規定以外の条約及びその施行規則の規定の編集上の修正に関する場合

二　条約並びにその最終議定書及び施行規則の規定の解釈に関する場合。但し、第三十一条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

2　約定に関する提議の承認についての条件は、その約定で定める。

第二十八条　決議の通告

1　条約及び約定並びにそれらの文書の最終議定書及び附属書に対する修正は、スイス連邦政府が国際事務局の請求により作成し且つ加盟国政府に送付すべき外交上の宣言によつて確定する。

2　施行規則及びその最終議定書に対する修正は、国際事務局が、確認し、且つ、郵政庁に通告する。

第二十七条1(c)二に掲げる解釈についても、同様とする。

第二十九条　決議の実施

採択された修正は、その通告の日から少くとも三箇月の後でなければ、実施力を生じない。

第三十条　国際連合との協定

万国郵便連合と国際連合との間に締結された協定がその規定の修正の条件を規定していない限り、第二十七条1(a)に掲げる手続は、この協定の修正を目的とする提議にも適用する。

第六章　仲裁

第三十一条　仲裁

1　条約及び約定並びにそれらの施行規則の解釈又はこれらの文書の適用から生ずる郵政庁の責任に関して二以上の加盟国の間に意見の相違が生じた場合には、係争問題は、仲裁により解決する。

2　このため、当該各郵政庁は、その係争に直接の利害関係を有しない一連合員を選定する。二以上の郵政庁が一方の当事者であるときは、これらの郵政庁は、この規定の適用上、単一の郵政庁とみなす。

3　意見に相違がある郵政庁の一が仲裁の提議に対して六箇月の期間内に又は遠隔の諸国については九箇月の期間内に措置を執らない場合には、国際事務局は、請求があるときは、その措置を執らない郵政庁に対して仲裁者の指定を促し、又は職権をもつて自ら仲裁者を指定する。

4　係争当事者は、単一の仲裁者を指定するため合意することができる。この仲裁者は、国際事務局とすることができる。

5　仲裁者の判定は、投票の過半数で行う。

6　投票が同数である場合には、仲裁者は、紛議を解決するため、同様に係争に利害関係を有しない他の一郵政庁を選定する。選定に関して合意に至らないときは、国際事務局は、仲裁者からの申出がない連合員のうちから、その郵政庁を指定する。

7　約定の一についての紛議に関する場合には、その約定を実施する郵政庁以外の郵政庁のうちから、仲裁者を指定することができない。

第二編　一般規定

第一章　国際郵便業務に関する規則

第三十二条　継越の自由

1　継越の自由は、連合の全境域において保障する。

2　価格表記の書状及び箱物の業務を行わない加盟国又は自国の海路業務により行う運送に関して有価物につき責任を認めない加盟国であつても、当該郵便物の自国の領域を経由する閉袋継越又は自国の海路による運送に反対することができない。但し、これらの国の責任は、書留郵便物について規定するところをもつて限度とする。

3　陸路及び海路により送達される小包郵便物の継越の自由は、この業務に関与する国の領域内に限定する。

4　航空小包の継越の自由は、連合の全境域において保障する。但し、小包郵便物に関する約定に加入していない郵政庁は、航空小包の陸路及び海路による送達に関与することを強制されない。

5　小包郵便物に関する約定に加入している郵政庁は、次の郵便物の継越を保障するものとする。

(a)　閉袋で発送する価格表記小包郵便物　当該郵政庁がこの種類の郵便物を許さないときも同様とし、この場合には、その郵政庁の責任は、価格表記としない同重量の小包について規定するところをもつて限度とする。

(b)　代金引換小包　当該郵政庁が自己の業務においてこの郵便物を許さないとき、又は代金引換金額が自己の業務について定める最高限をこえるときも、同様とする。

第三十三条　継越の自由の不遵守

継越の自由に関する第三十二条の規定を遵守しない国があるときは、他の国の郵政庁は、この国との郵便業務を廃止する権利を有する。当該郵政庁は、この措置についてあらかじめ電報により関係郵政庁に通知しなければならない。

第三十四条　業務の一時停止

特別の事情により郵政庁が業務の実施の全部又は一部を一時停止しなければならなくなつたときは、この郵政庁は、直ちにその旨を関係郵政庁に通知しなければならない。この通知は、必要があるときは、電信によつて行う。

第三十五条　料金

各種類の国際郵便業務に関する諸料金は、条約及び約定で定める。

第三十六条　郵便料金の免除

郵便業務に関する通常郵便物であつて、郵政庁と郵政庁との間、郵政庁と国際事務局との間、連合国の郵便局と郵便局との間及び連合国の郵便局と郵政庁との間に交換するもの並びに条約、約定及びそれらの施行規則の規定が無料運送を明定しているものについては、すべての郵便料金を免除する。

第三十七条　捕虜及び文民たる被抑留者に関する郵便物のための郵便料金の免除

1　通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、直接に、又は捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百二十二条に規定する情報局及び同条約第百二十三条に規定する中央捕虜情報局の仲介により、捕虜にあて又は捕虜から差し出すものについては、すべての郵便料金を免除する。中立国内に収容され、又は抑留された交戦者は、前記の規定の適用上、捕虜とみなす。

2　1の規定は、通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、直接に、又は戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百三十六条に規定する情報局及び同条約第百四十条に規定する中央情報局の仲

介により、他国から到着し且つ同条約に規定する文民たる被抑留者にあてるもの又はこれらの者から差し出すものにも、同様に適用する。

3　前記の各国の情報局及び中央情報局は、1及び2に掲げる者に関する通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、これらの局が前記の諸項に規定する条件で直接に又は仲介者として発受するものについても、同様に、郵便料金の免除を享有する。

4　1から3までに規定する郵便料金の免除を享有する郵便物及びこれに関する式紙は、「Service des prisonniers de guerre」又は「Service des internés」の記載を有しなければならない。これらの記載には、他の言語による訳語を附することができる。

5　小包は、郵便料金を免除して、重量五キログラムまで許される。この重量制限は、包有品を分割することができない郵便物及び捕虜に分配するために収容所又はその代表者にあてる郵便物については、十キログラムとする。

第三十八条　盲人用点字印刷物のための郵便料金の免除

盲人用点字印刷物については、すべての郵便料金を免除する。

第三十九条　規定されていない諸料金の禁止

条約及び約定に規定するもの以外の郵便諸料金は、種類のいかんを問わず、徴収することを禁止する。

第四十条　基準貨幣

条約及び約定の規定において貨幣単位として採用するフランは、重量三十一分の十グラムであつて品位千分の九百である百サンチームの金フランとする。

第四十一条　勘定の決済

郵便業務から生ずる国際勘定の郵政庁間の決済は、通常の取引とみなすことができ、また、これに関する取極があるときは、関係国の通常の国際債務に従つて行うことができる。この種類の取極がないときは、勘定の決済は、施行規則の規定に従つて行う。

第四十二条　相当額

各国は、料金を、その国の貨幣でフランの値にできる限り正確に相当する額により、定める。

第四十三条　郵便切手

連合の郵政庁は、料金前納用の郵便切手を発行する。郵便切手の各新発行は、国際事務局の仲介により、連合の他のすべての郵政庁に必要な指示とともに通告される。

第四十四条　式紙

1　郵政庁がその相互の間において使用する式紙は、関係郵政庁が直接の合意により別段の取極をしない限り、他の言語による行間対訳を附して又は附さないで、フランス語で作成しなければならない。

2　公衆用の式紙は、フランス語で印刷しないときは、これにフランス語による行間対訳を附さなければならない。

3　1及び2に掲げる式紙の字句、色及び大きさは、条約及び約定の施行規則で定めるものでなければならない。

第四十五条　郵便本人票

1　各郵政庁は、郵便本人票を認めない旨の通告を行わない国の郵便局が行うすべての取扱について証拠書類としての効力を有する郵便本人票をその請求者に交付することができる。

2　本人票を交付する郵政庁は、その交付のため、七十サンチームをこえない料金を徴収することができる。

3　郵便物の交付又は為替の支払が正規の本人票の呈示の上行われたことが立証されたときは、郵政庁は、すべての責任を免かれる。郵政庁は、また、正規の本人票の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずる結果について責任を負わない。

4　本人票は、発行の日から起算して三年間有効とする。

第二章　処罰

第四十六条　処罰に関する約束

加盟国の政府は、次の目的のために必要な措置を執ること又は当該国の立法機関にその措置を提議することを約束する。

(a)　非現行になつた郵便切手を含む郵便切手、国際返信切手券及び郵便本人票の偽造を処罰すること。

(b)　次のものの使用又は流布を処罰すること。

一　偽造した郵便切手（非現行になつた郵便切手を含む。）又は既に使用した郵便切手及び料金前納用機械又は印刷機の偽造し、又は既に使用した印影

二　偽造した国際返信切手券

三　偽造した郵便本人票

(c)　正規の郵便本人票の詐欺使用を処罰すること。

(d)　一加盟国の郵政庁によつて発行される切手類と混同しやすいような偽造又は模造の郵便業務用の切手類を製造し、及び流布する詐欺行為を禁止し、且つ、抑圧すること。

(e)　あへん、モルヒネ、コカインその他の麻酔剤及び爆発性の又は発火しやすい性質の物質を郵便物にそう入することを防止し、且つ、必要があるときは、これを処罰すること。但し、条約及び約定によりそのそう入が明らかに許される場合を除く。

第二部　通常郵便に関する規定

第一章　一般規定

第四十七条　通常郵便物

通常郵便物という名称は、書状、通常郵便葉書、往復郵便葉書、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、商品見本及び小形包装物並びに「録音郵便」と称する郵便物に適用する。

第四十八条　料金及び一般条件

1　連合の全境域における通常郵便物の運送に対する前納料金並びに重量及び大きさの制限は、次の表に示すところに従つて定める。第四十九条3に規定する例外を除く外、この料金は、名あて国において配達業務が実施されている限り、郵便物の名あて人の住所への配達を包含する。

郵便物	重量の単位	料金	制限 重量	制限 大きさ
1	2	3	4	5
書状				長さ、幅及び厚さを合計して九〇センチメートル。但し、長さは、六〇センチメートルをこえることができない。
最初の重量階段	グラム 二〇	サンチーム 二〇		
追加の各階段	グラム 二〇	サンチーム 一二	キロ 二	最小限 長さ 一〇センチメートル 幅 七センチメートル

巻物については、長さと直径の二倍とで一〇

2　1に定める重量及び大きさの制限は、第三十六条に掲げる郵便業務に関する通常郵便物には適用しない。

郵便葉書				
通常			一二	一二
往復			二四	二四
業務用書類		五〇	二キログラム	一〇センチメートル。但し、長さは、八〇センチメートルをこえることができない。
最初の重量階段		八		
追加の各階段		四		
最低料金		二〇		
印刷物		五〇	三キログラム（単一冊のものについては五キログラム）	最大限　長さ　一五センチメートル　幅　一〇・五センチメートル　最小限　書状に同じ。
最初の重量階段		八		
追加の各階段		四		
盲人用点字印刷物	第三十八条参照		七キログラム	書状に同じ。」
商品見本		五〇	五〇〇グラム	
最初の重量階段		八		
追加の各階段		四		
小形包装物		五〇	一キログラム	
最低料金		八		
録音郵便物		四〇		
最初の重量階段	一五		三〇〇グラム	長さ、幅及び厚さを合計して六〇センチメートル。但し、長さは、二六センチメートルをこえることができない。
追加の各階段	一〇	二〇		

3　各郵政庁は、自国内で発行される新聞紙及び定期刊行物に対し、印刷物の一般料金より百分の五十の引下げを許容する権能を有する。但し、各郵政庁は、新聞紙の料金で運送するために内国規則によつて必要とされる条件を満たす新聞紙及び定期刊行物にこの引下げを限定する権利を留保する。目録、目論見書、定価表等の商用印刷物は、その発行が定期であるとないとを問わず、引下げから除外する。新聞紙及び定期刊行物に添附する紙片に印刷した広告についても、同様とする。

4　郵政庁は、書籍、冊子、楽譜及び地図でその表紙又はとびらに掲げる広告類以外になんらの広告類を有しないものに対しても、同一の引下げを許容することができる。

5　百分の五十の引下げを原則として許した差出郵政庁は、3及び4に掲げる郵便物に対し、百分の五十の引下げの限度内で、その内国業務において新聞紙及び定期刊行物に又は普通の印刷物に適用する料金を下らない最低徴収額を定める権能を留保する。

6　封かんした封筒による書留書状以外の郵便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種類の持参人払有価証券、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有することができない。

7　差出国及び名あて国の郵政庁は、名あて人と名あて人の同居者とを除く者にあてた現実的且つ対人的な通信の性質を有する書類を包有する書状を自国の内国法制に従つて取り扱う権能を有する。

8　施行規則に規定する例外を除く外、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、商品見本及び小形包装物は、

(a)　容易に点検することができるように包装しなければならない。

(b)　現実的且つ対人的な通信の性質を有する記載を有し、又はこのような書類を包有することができない。

(c)　消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金前納用証票又は価格を表示する証券を包有することができない。

9　商品見本は、市価を有する物品を包有することができない。

10　小形包装物及び「録音郵便物」の業務は、相互に又は一方的にそれらの郵便物を交換することに同意を表明した国に限定する。

11　異なる種類の通常郵便物を単一の郵便物（合装郵便物）として合括することは、施行規則で定める条件に従つて許す。

12　条約及びその施行規則に規定する例外を除く外、本条及び施行規則の関係諸条が要求する条件を満たさない郵便物は、郵送しない。誤つて引き受けられた郵便物は、差出郵政庁に返送しなければならない。但し、名あて郵政庁は、これを名あて人に配達することができる。この場合、その郵便物には、必要があるときは、包有品、重量又は大きさに従つてその郵便物が属すべき種類の通常郵便物について規定する料金及び増料金を適用する。1に定める重量の最大限をこえる郵便物に関しては、その実際重量に従つて料金を課することができる。

第四十九条　特別料金

1　郵政庁は、最終締切時間にその差立業務に差し出される郵便物に対し、自国の法制の規定に従つて附加料金を課することができる。

2　名あて国の郵政庁は、留置郵便物に対し、内国制度の同種類の郵便物について自国の法制で規定することがある特別料金を課することができる。

3　名あて国の郵政庁は、名あて人に配達する各小形包装物につき、最高四十サンチームの特別料金を徴収することができる。住所配達の場合には、この料金に最高二十サンチームを加えることができる。

第五十条　保管料

名あて郵政庁は、重量五百グラムをこえる印刷物であつて名あて人が無料で引き取ることができる期間内に引き取らなかつたものに対し、内国業務の保管料を徴収することができる。

第五十一条　料金前納

1　第四十七条に掲げるすべての郵便物については、原則として、差出人が料金を完全に前納しなければならない。

2　書状及び通常郵便葉書以外の郵便物で料金の未納若しくは不足のもの又は往復郵便葉書で差出の際にその両部の料金を完全に前納しないものは、郵送しない。

3　料金の未納若しくは不足の書状又は通常郵便葉書が多数発送されたときは、差出国の郵政庁は、こ

れらを差出人に還付する権能を有する。

第五十二条　料金前納の方法

1　料金前納は、個人の通常郵便物については、郵便物に印刷し若しくははりつけた郵便切手であつて差出国において効力を有するものによつて又は公に採用され且つ郵政庁の直接の監督の下に使用される料金前納用機械による印影によつて行い、また、印刷物に関しては、差出郵政庁の内国規則が印刷機その他の方法による押印制度を認めるときは、この方法による印影によつて行う。

2　往復郵便葉書の返信部であつてその発行国の郵便切手を印刷し、又ははりつけてあるもの、郵便物であつて最初の運送に対し正規に料金を前納し、且つ、補充料金が転送前に支払われたもの並びに新聞紙又は新聞紙の包装物及び定期刊行物であつて表記面に「Abonnements-poste」の記載を有し、且つ、新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定により発送するものは、正当に料金を前納したものとみなす。

第五十三条　船舶内における通常郵便物の料金前納

1　公海において船舶内で差し出される通常郵便物については、関係郵政庁の間に反対の取極がない限り、当該船舶の所属国又は維持国の郵便切手により同国の料金率に従つて料金を前納することができる。

2　航海の両端又は寄港地の一に停泊中船舶内において郵便物を差し出すときは、船舶停泊国の郵便切手により同国の料金率に従つて料金を前納しない限り、料金前納の効力がない。

第五十四条　料金の未納又は不足の場合の料金

1　料金の未納又は不足の場合には、書留郵便物については第六十七条6に、また、ある種類の転送郵便物についてはは施行規則第百五十条3、4及び5に規定する例外を除く外、書状及び通常郵便葉書について名あて人から不納額の二倍の料金を徴収する。但し、この料金は、五サンチームを下ることができない。

2　名あて国に誤つて送達されたその他の通常郵便物についても、前記の場合には、同様の取扱を適用することができる。

第五十五条　国際返信切手券

1　国際返信切手券は、連合国において売りさばく。

2　その売価は、当該郵政庁が決定する。但し、三十二サンチーム又は発売国の貨幣におけるその相当額を下ることができない。

3　各切手券は、各国において、その国から外国にあてて発する普通書状第一通分の料金前納を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と引き換えられる。充分な枚数の返信切手券が提出されたときは、郵政庁は、航空路により発送すべき二十グラムをこえない普通書状の料金前納に必要な郵便切手を供給しなければならない。

4　なお、各国は、切手券とその切手券の引換によつて料金を前納すべき通常郵便物とを同時に差し出すことを要求する権能を留保する。

第五十六条　別配達郵便物

1　郵政庁が当該業務を行うことに同意する国においては、通常郵便物は、差出人の請求により、到着の後直ちに特使をもつて住所に配達する。

2　この郵便物は、「別配達」と称し、普通郵便料の外に、最低を普通書状第一通分の前納料金額とし、且つ、最高を六十サンチーム又は差出国の内国業務において適用する料金額が六十サンチームより高額の場合にはその額とする特別料金をこれに課する。この料金は、完全に前納しなければならない。

3　名あて人の住所が名あて局の配達区域外にあるときは、名あて郵政庁は、別配達については、内国制度の同種類の郵便物について定める補充料に達するまでの補充料を徴収することができる。但し、この場合には、別配達は、義務的でない。

4　前納すべき料金の全額を完全に前納しない別配達郵便物は、差出局が別配達として取り扱つたものでない限り、普通の方法によつて配達する。別配達として取り扱つた場合には、その郵便物には、第五十四条の規定に従つて料金を課する。

5　郵政庁は、別配達を一回のみにとどめることができる。その配達が目的を達しなかつたときは、郵便物は、普通郵便物として取り扱うことができる。

6　名あて国の規則によつて許されるときは、名あて人は、書留とした又は書留としない自己あての郵便物が到着した後直ちに別配達によつて配達されるように配達局に請求することができる。この場合には、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達に際して徴収することができる。

第五十七条　取りもどし、名あて変更

1　通常郵便物の差出人は、郵便物が、名あて人に配達されていないとき、第五十九条の規定に抵触しないとき、及び税関の介入によりなんらの違例も発見されないときに限り、当該郵便物を取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

2　このために行う請求は、差出人の費用で、郵便又は電信により送達する。差出人は、各請求につき最高四十サンチームの料金を支払わなければならない。請求が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人は、この外に航空増料金又は電報料金を支払わなければならない。

3　同一差出人から同一名あて人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取りもどし又は名あて変更の各請求については、2に規定する料金又は増料金は、一個分のみを徴収する。

4　単なる名あての訂正（名あて人の氏名又は身分の変更を伴わないもの）は、差出人から名あて局に直接に、すなわち、諸手続をふむことなく、且つ、2及び3に規定する料金を支払うことなく、請求することができる。

第五十八条　転送、配達不能

1　通常郵便物は、名あて人の居所変更の場合には、差出人が名あて国において通用する言語で表記面に行つた記載によつてその転送を禁止していない限り、直ちに名あて人に転送する。但し、一国から他国への転送は、郵便物が新運送のために必要な条件を満たす場合に限り行う。

2　配達不能となつた通常郵便物は、直ちに差出国に返送しなければならない。

3　名あて人のために保管する通常郵便物又は留置通常郵便物の保管期間は、名あて国の規則で定める。但し、この期間は、名あて郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と認める特殊の場合を除く外、原則として一箇月をこえることができない。差出国への返送は、差出人が名あて国において通用する言語で表記面に行つた記載によつて請求したときは、更に短い期間内に行わなければならない。

4　値のない印刷物は、差出人が名あて国において通用する言語で郵便物面に行つた記載によつて返送を請求した場合を除く外、返送し

ない。書留印刷物は、必ず返送しなければならない。

5　通常郵便物の一国から他国への転送又は差出国への返送については、施行規則に規定する例外をく外、なんらの追加料金も徴収しない。

6　転送され又は配達不能となつた通常郵便物は、差立若しくは到着に際して又は最初の運送以後の転送のために途中で課された料金の支払と引換に、名あて人又は差出人に配達する。但し、名あて国が取消を許さない関税又は他の特別の費用は、償還しなければならない。

7　他国への転送又は配達不能の場合には、留置郵便の料金、通関料、手数料、別配達補充料及び小形包装物の名あて人への配達のための特別料金は、取り消す。

第五十九条　禁制

1　次に掲げる物品の発送は、禁止する。

(a)　性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は通常郵便物を汚染し、若しくは、き損すべき物品

(b)　関税を課すべき物品（第六十条に規定する例外を除く。）及び関税の徴収を免かれる目的で多数発送する見本

(c)　あへん、モルヒネ、コカインその他の麻酔剤

(d)　名あて国において輸入又は流布を禁止する物品

(e)　次のものを除く生きた動物

一　みつばち、水ひる及び蚕

二　害虫の寄生虫及び捕食虫であつて害虫駆除の用に供し、且つ、公認の施設間に交換するもの

(f)　爆発性、発火性又は危険性のある物質

(g)　わいせつ又は不道徳な物品

2　1に掲げる物品を包有する郵便物であつて誤つて引き受け発送されたものは、これを発見した郵政庁の内国法制に従つて取り扱う。

3　もつとも、1(c)、(f)及び(g)に掲げる物品については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達又は差出元への返送を行わない。

4　誤つて引き受け発送された郵便物が差出元へ返送されず、また、名あて人へも配達されない場合には、差出郵政庁は、その郵便物に適用された取扱について詳細に通報されるものとする。

5　なお、各国は、書状及び郵便葉書以外の郵便物であつて自国内における発行又は流布の条件を定める法規に抵触するものについては、その国の領域内において開袋継越の運送を行わない権利を留保する。この郵便物は、差出郵政庁に返送しなければならない。

第六十条　関税を課すべき物品

1　関税を課すべき小形包装物及び印刷物は、許される。

2　名あて国が同意したときは、関税を課すべき物品を包有する書状及び商品見本についても、同様とする。但し、各郵政庁は、関税を課すべき物品を包有する書状の業務を書留書状に限定する権利を有する。

3　施行規則第百三十六条に定める例外の利益を享有する血清及び痘苗の郵便物並びに緊急な必要性があり、且つ、入手が困難である薬品の郵便物は、すべての場合に許される。

第六十一条　税関検査

名あて国の郵政庁は、第六十条に掲げる郵便物を税関検査に付し、また、必要があるときは、職権をもつて開ひすることができる。

第六十二条　通関料

名あて国において税関の検査に付される郵便物には、このために郵便物一個につき最高四十サンチームの通関料を郵便の料金として課することができる。

第六十三条　関税及び他の郵便料金以外の課金

郵政庁は、関税と課されることがある他の郵便料金以外のすべての課金とを郵便物の名あて人から徴収することができる。

第六十四条　課金別納郵便物

1　同意を表明した諸国間の関係においては、差出人は、差出局に予告した上、郵便物の配達に際して課される郵便料金及び郵便料金以外の課金の全部を負担することができる。郵便物が名あて人に配達されるまでの間は、差出人は、差出の後においても、最高四十サンチームの料金を支払つた上、郵便物が課金別納で配達されることを請求することができる。請求が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人は、更に、相当する航空増料金又は電報料金を支払わなければならない。

2　1に規定する場合には、差出人は、名あて局が請求することがある金額を支払うことを約束し、また、必要があるときは、充分な保証金を払い込まなければならない。

3　名あて郵政庁は、郵便物一個につき四十サンチームをこえない手数料を徴収することができる。この料金は、第六十二条に規定するものとは別個のものとする。

4　郵政庁は、課金別納郵便物の業務を書留郵便物に限定する権利を有する。

第六十五条　関税及び他の郵便料金以外の課金の取消

郵政庁は、差出国に返送し、包有品の完全な損壊により棄却し、又は第三国に転送する郵便物について関税及び他の郵便料金以外の課金が取り消されるように自国の関係機関に交渉することを約束する。

第六十六条　取調請求及び通報請求

1　取調請求は、郵便物の差出の日の翌日から起算して一年の期間内において許される。

2　この期間が経過した後に郵政庁が行つた通報請求は、差出の後二年を経過していない郵便物に関するものであることを条件として、受領し、且つ、義務的に処理する。

3　各郵政庁は、他の郵政庁の業務において差し出された郵便物に関する取調請求及び通報請求を受理するものとする。

4　差出人が到達証について既に特別料金を支払つた場合を除く外、各取調請求又は各通報請求については、最高四十サンチームの料金を徴収することができる。取調請求又は通報請求が関係者の請求によつて航空路により送達されなければならないときは、相当する航空増料金を前記の料金に附加して徴収する。なお、回答が同様に航空路により返送されなければならない場合には、この航空増料金は、二倍とする。これらの請求を電信によつて送達するように請求された場合には、取調請求の料金の外に、電報の費用及び、必要があるときは、返信のための電報の費用を徴収する。

5　取調請求又は通報請求が同一差出人から同一名あて人にあてて同時に差し出され、且つ、同一線路により発送された二個以上の郵便物に関するときは、料金又は増料金は、一個分のみを徴収する。もつとも、差出人の請求によつて異なつた線路により送達しなければならなかつた書留郵便物に関するときは、利用された線路のおのおのについて料金又は増料金を徴収する。

6　取調請求又は通報請求が業務上の過失により行われたものであるときは、そのために徴収した料金は、還付する。

第二章　書留郵便物

第六十七条　料金

1　第四十七条に掲げる通常郵便物は、書留として発送することができる。

2　書留郵便物の料金は、前納しなければならない。この料金は、次のものからなる。

(a)　郵便物の種類に従つて課される普通郵便料

(b)　最高四十サンチームの定額の書留料

3　往復郵便葉書の「返信」の部についての定額の書留料は、この部の差出人でなければ、有効に支払うことができない。

4　書留郵便物の差出人には、差出に際して無料で受領証を交付しなければならない。

5　不可抗力により生ずることがある危険を負担する国は、各書留郵便物につき最高四十サンチームの特別料金を徴収することができる。

6　名あて国に誤つて送達された料金の未納又は不足の書留郵便物については、名あて人から不納額に等しい料金を徴収する。

第六十八条　到達証

1　書留郵便物の差出人は、差出に際して最高三十サンチームの定額料金を支払つた上、到達証を請求することができる。この到達証は、差出人が所要の料金を支払うときは、航空路によりその者に送達する。

2　到達証は、郵便物の差出の後においても、一年の期間内に且つ第六十六条に定める条件に従つて、請求することができる。

3　差出人が所期の期間内に自己に到着しない到達証を請求するときは、料金を新たに徴収せず、また、取調請求及び通報請求について第六十六条に定める四十サンチームの料金も徴収しない。

第六十九条　名あて人本人に手交する書留郵便物

1　同意した郵政庁との関係においては、到達証を添附した書留通常郵便物は、差出人の請求により、名あて人本人に手交する。

2　郵政庁は、この郵便物の手交を二回まで試みるものとする。

第七十条　責任

1　郵政庁は、書留郵便物の亡失について責任を負う。

2　差出人は、このため、賠償金を請求する権利を有する。その額は、郵便物一個につき二十五フランとする。

第七十一条　免責

次の場合には、郵政庁は、責任を負わない。

一　書留郵便物の亡失については、

(a)　不可抗力による場合。自国の業務において亡失が生じた国は、その内国法制に従つて、亡失が不可抗力の場合を構成する事情によるものであるかどうかを決定しなければならない。この事情は、差出国に通知する。但し、不可抗力の危険を負担することを受諾した差出郵政庁に関しては、責任は、存続する（第六十七条5）。

(b)　郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、且つ、不可抗力に基く業務書類のき損によつて郵政庁が郵便物について調査することができない場合

(c)　包有品が第四十八条6及び8c)並びに第五十九条1に規定する禁制に抵触する物である郵便物に関する場合

(d)　差出人が第六十六条に規定する一年の期間内になんらの請求も行わなかつた場合

二　書留郵便物であつて、郵政庁が同種類の郵便物について自国の内国規則に規定する条件又は第四十五条3に規定する条件に従つて配達したものに関する場合

三　名あて国の内国法制に基いて差し押えられた郵便物に関する場合

第七十二条　郵政庁間の責任の決定

1　郵便物を異議なく受け取り、且つ、すべての成規の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は次の郵政庁に運送したことを立証することができないときは、反証があるまで、書留郵便物の亡失について責任を負う。

2　次の場合には、3を留保して、仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、反証があるまで、すべての責任を免かれる。

(a)　条約第三十四条並びに施行規則第百六十二条2及び第百六十三条4の規定を遵守した場合

(b)　施行規則第百十九条に規定する保存期間が経過して取調請求郵便物に関する業務書類が棄却された後に取調請求に接したことを立証することができる場合。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

3　もつとも、亡失が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを立証することができないときは、関係郵政庁は、平等に損害を負担する。

4　書留郵便物が不可抗力により亡失したときは、自国の領域又は業務において亡失が生じた郵政庁は、差出郵政庁に対し、双方の国が不可抗力によつて生ずる危険を負担するときに限り、責任を負う。

5　取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失について責任がある郵政庁の負担とする。

6　賠償金を支払つた郵政庁は、名あて人、差出人又は第三者に対して行うことがあるすべての請求の権利について、その賠償金額に達するまで、賠償金を受け取つた者に代位する。

第七十三条　賠償金の支払

賠償金の支払の義務は、責任郵政庁に対する求償権を留保して、郵便物差出局が属する郵政庁が負う。

第七十四条　賠償金の支払期間

1　賠償金の支払は、できる限りすみやかに、且つ、おそくとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に行わなければならない。

2　不可抗力によつて生ずる危険を負担することを受諾しない郵便物差出郵政庁は、郵便物の亡失が不可抗力によるものであるかどうかが決定されないときは、1に規定する期間をこえて賠償金の決済を延期することができる。

3　差出郵政庁は、正規に照会を受け、且つ、事件を解決することなく六箇月を経過させた仲介郵政庁又は名あて郵政庁のために、差出人に賠償することができる。亡失が不可抗力によるものであると認められるときは、更に長い期間が許される。いかなる場合にも、その事情は、差出郵政庁に通知しなければならない。

第七十五条　差出郵政庁に対する賠償金の償還

1　責任郵政庁又は第七十四条に従つて自己のために支払が行われた郵政庁は、差出人に実際に支払われた賠償金額を、支払通告の発送の日から起算して四箇月の期間内に、差出郵政庁に償還するものとする。

2　第七十二条に従つて賠償金が二以上の郵政庁により負担されるべきときは、支払うべき賠償金の全額は、請求を受けた郵便物を正当に受領したがこれを相手業務に正規に送達したことを立証することができない最初の郵政庁が、1に掲げる期間内に、差出郵政庁に払い込まなければならない。払込を行つた郵政庁は、権利者への損害賠償につき他の責任郵政庁の分担額があるときは、その郵政庁から当該分担金を回収する。

3　貸方郵政庁への償還は、第四十一条に定める支払の規則に従つて行う。

4　責任があると認められた場合及び第七十四条3に規定する場合には、賠償金額は、直接に、又は責

任郵政庁と定期に差引計算書を交換する郵政庁の仲介により、なんらかの差引計算の方法で、職権をもつて、責任国から回収することができる。

5　差出郵政庁は、差出人への支払通告の発送の日から起算して一年の期間内に限り、責任郵政庁に対して賠償金の償還を請求することができる。

6　責任があることが正当に立証された郵政庁で賠償金の支払を当初拒んだものは、支払の不当な遅延に伴うすべての附随の費用を負担しなければならない。

7　郵政庁は、差出人に支払つた賠償金で正当な理由があると認めたものについては、定期に清算するため合意することができる。

第七十六条　亡失したものと認められた書留郵便物の後日の発見

1　亡失したものと認められた書留郵便物又はその一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。

2　なお、差出人に対しては、受け取つた賠償金額の返付と引換に三箇月の期間内にこの郵便物を受け取ることができる旨を通報する。この期間内にその差出人が郵便物を請求しないときは、名あて人に対し、差出人に支払われた金額を支払つた上三箇月の期間内に当該郵便物を受け取ることができる旨を通報する。

3　差出人又は名あて人が賠償金額を返付した上郵便物を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

4　差出人及び名あて人が郵便物を受け取ることを放棄したときは、その郵便物は、賠償金を支払つた一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。

第三章　料金の帰属、継越料

第七十七条　料金の帰属　条約及び約定に明定する場合を除く外、各郵政庁は、徴収した料金の全額を収得する。

第七十八条　継越料

1　第七十九条の規定を留保して、二郵政庁間又は同一国の二郵便局間に他の一又は二以上の郵政庁の業務（第三業務）により交換される閉袋については、各通過国のため又は自国の業務が運送に関与する国のため、次の表に掲げる継越料を支払う。この継越料は、閉袋の差立国の郵政庁の負担とする。

運送路	総重量一キログラムごとの継越料 フラン サンチーム
一　陸路	
三〇〇キロメートルまで	〇・〇七
三〇〇キロメートルをこえ六〇〇キロメートルまで	〇・一二
六〇〇キロメートルをこえ一、〇〇〇キロメートルまで	〇・一七
一、〇〇〇キロメートルをこえ一、五〇〇キロメートルまで	〇・二四
一、五〇〇キロメートルをこえ二、〇〇〇キロメートルまで	〇・三二
二、〇〇〇キロメートルをこえ二、五〇〇キロメートルまで	〇・三九
二、五〇〇キロメートルをこえ三、〇〇〇キロメートルまで	〇・四六
三、〇〇〇キロメートルをこえ三、八〇〇キロメートルまで	〇・五五
三、八〇〇キロメートルをこえ四、六〇〇キロメートルまで	〇・六六
四、六〇〇キロメートルをこえ五、五〇〇キロメートルまで	〇・七七
五、五〇〇キロメートルをこえ六、五〇〇キロメートルまで	〇・九〇
六、五〇〇キロメートルをこえるとき	一・〇三
二　海路	
三〇〇海里まで	〇・一二
三〇〇海里をこえ六〇〇海里まで	〇・一七
六〇〇海里をこえ一、〇〇〇海里まで	〇・二四
一、〇〇〇海里をこえ一、五〇〇海里まで	〇・二七
一、五〇〇海里をこえ二、〇〇〇海里まで	〇・三〇
二、〇〇〇海里をこえ二、五〇〇海里まで	〇・三二
二、五〇〇海里をこえ三、〇〇〇海里まで	〇・三四
三、〇〇〇海里をこえ四、〇〇〇海里まで	〇・三六
四、〇〇〇海里をこえ五、〇〇〇海里まで	〇・三八
五、〇〇〇海里をこえ六、〇〇〇海里まで	〇・四一
六、〇〇〇海里をこえ七、〇〇〇海里まで	〇・四四
七、〇〇〇海里をこえ八、〇〇〇海里まで	〇・四六
八、〇〇〇海里をこえるとき	〇・四八

2　二国間に直接に行われる海路運送でその一方の国の船舶によるものは、反対の取極がない限り、第三業務とみなす。

3　誤送された閉袋は、継越料の支払に関しては、正常の線路を経由したものとみなす。

4　海路継越は、閉袋を巻揚機にかける時に始まり、岸壁に陸揚げした時に終る。

5　3の適用により、誤送閉袋の運送に関与した郵政庁は、このため、割当金を差立郵政庁から徴収する権利を有しない。但し、差立郵政庁は、通常その閉袋の仲介を行う国に対し、誤送閉袋に関する継越料を負担するものとする。

第七十九条　継越料の免除　郵便料金の免除を受ける第三十六条から第三十八条までに掲げる通常郵便物については、陸路又は海路のすべての継越料を免除する。

第八十条　特殊業務

第七十八条に掲げる継越料は、郵政庁が他の一又は二以上の郵政庁の依頼によつて特に開設し、又は維持する特殊業務による運送には適用しない。この種類の運送に関する条件は、関係郵政庁間で協議して定める。

第八十一条　継越料の差引計算

1　継越料の総差引計算は、十四日の期間につき三年ごとに一回作成する統計資料に基いて行う。前記の期間は、いずれかの国の業務により一週六回未満交換される閉袋については、二十八日とする。統計の時期及び適用期間は、施行規則で定める。

2　二郵政庁間の年次差額が二十五フランをこえないときは、借方郵政庁は、すべての支払を免除される。

3　各郵政庁は、実際と著しく相違すると認める統計の結果を仲裁委

員会の認定に付託することができる。この仲裁は、第三十一条に規定するところに従つて行われる。

4　仲裁者は、支払うべき繋越料の金額を裁定する権利を有する。

第八十二条　軍艦との閉袋の交換

1　閉袋は、加盟国の郵便局と外国にある自国の艦隊若しくは軍艦の指揮官との間、又はその艦隊若しくは軍艦の指揮官と自国の他の艦隊若しくは軍艦の指揮官との間に、他国の陸路又は海路の業務の仲介により、交換することができる。

2　この閉袋に納める各種類の通常郵便物は、閉袋の名あて艦又は差立艦の将校及び乗組員が発受するものに限る。この郵便物に適用する料金率及び送達の条件は、軍艦の所属国の郵政庁がその内国規則に従つて定める。

3　反対の取極がない限り、軍艦の所属国の郵政庁は、仲介郵政庁に対し、第七十八条の規定に従つて算出する閉袋の繋越料を負担する。

第三部　最終規定

第八十三条　条約の効力発生及び有効期間

この条約は、千九百五十三年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、ベルギー政府の記録に寄託されるべきこの条約の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで作成した。

アフガニスタンのために
I・コウドイアール・カーン

南アフリカ連邦のために
L・C・パーク

アルバニア人民共和国のために
N・サラチ

ドイツのために

アメリカ合衆国のために
ジョン・M・レディング
ジョン・J・ギレン
グリーヴアー・アラン
ロイ・C・フランク

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ジョン・M・レディング
ジョン・J・ギレン
グリーヴアー・アラン
ロイ・C・フランク

サウデイ・アラビア王国のために

アルゼンテイン共和国のために
D・B・カナーリエ

オーストラリア連邦のために
C・C・スミス
W・ライト

オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク
P・マツホルト
メーデル・カルル

ベルギーのために
ピヌー
ラマンス
E・ボーデユアン
E・M・ピノー
L・ステフエンス

L・アントワーヌ

ベルギーのコンゴー殖民地のために
バツカー
J・ファン・ステンフオルト

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
V・チホミーロフ

ビルマのために
タン・オウン

ボリヴイアのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル

ブラジル合衆国のために
アルフレド・ギマラインス
ジルベルト・デ・バウラ・イ・シルヴア
ジユリオ・サンチエス・ペレス

ブルガリア人民共和国のために
ボリス・ポポフ
Y・ゴレマノフ
A・コヘノフ
P・ゼチーフ

カンボデイアのために
シソワツト・エンタラヴオン

カナダのために
W・J・ターンブル
A・ギヤグノン
H・N・バール

セイロンのために
A・I・ペレラ
W・S・グーネセケラ

チリのために
ルイス・カンポス・ヴアスケス
ミゲル・A・バラ

中国のために
金問泗
黄家徳

蔡詰生
薛聘文

コロンビア共和国のために
ハイメ・ポニリヤ・プラタ
G・メルギソ・グテーレス
L・A・ナヘラ

朝鮮のために
チエー・ジエ＝ホ
チヨウ・オン＝ソク

コスタ・リカ共和国のために
D・シンヘル

キューバ共和国のために
マリアノ・ブルル
J・ラーゴ・ルナール

デンマークのために
K・J・イエンスン
アルネ・クロツグ
アンダースン

ドミニカ共和国のために
オラシオ・ヴイシオソ

エジプトのために
M・カイラート
A・バキール

サルヴアドル共和国のために
H・エスコバル・セラノ

エクアドルのために
マヌエル・アルテタ

スペインのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
エンリケ・ペルトラン・デ・リス
フランシスコ・ペレンゲル
フランシスコ・メロ
ホセ・ルチ・アモル

スペインの殖民地全体のために
アニーバル・マルテイン

エテイオピアのために
セイフー・ユンネスー

フインランドのために
S・J・アホーラ
ウルフオ・タルヴイチエ

フランスのために
ル・ムエル
ユースクラ
ベグアン・ビルコツク
G・ベルナール
デマレー
ドルウエ
ジヨゼフ・ブルトウミユ
ロジエ・エドワール・ポワント

アルジエリアのために
A・ラブルス
カルテジーニ

フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体のために
メイエール
スキナジー
テネール

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
海峡諸島及びマン島を含めて
D・O・ラムレー
R・H・ロツク
A・H・リツジ
A・W・C・ライランド
T・C・カーペンター
A・F・ハーヴエイ

殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
D・O・ラムレー
R・H・ロツク
A・H・リツジ

A・W・C・ライランド
T・C・カーペンター
A・F・ハーヴェイ
ギリシャのために
D・カプサリス
グアテマラのために
A・モラレス・ダルドン
ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス
ジョルジュ・ウジエーヌ・ロア
ホンデュラス共和国のために
ルネ・バケン
ハンガリー人民共和国のために
ベンケ・ヨジェフ
モドス・エレメル
インドのために
H・L・ジエラート
S・N・ダス・グプタ
L・K・ナラヤンスアミ
インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
M・ヤヤ
イランのために
ヴェペル
イラークのために
アブダル・バキ
アイルランドのために
S・S・ピュイルセアル
ジョン・A・アーヴイン
アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン
イスラエルのために
C・ベン・メナヘム
A・ラナン
イタリアのために
デ・カテリーニ
フオルケット・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード
アルフレド・デル・チヨツポ
ブルネツト・ブルネツテイ
アントニオ・ペトウルチヤーニ
ジヨアキーノ・モリ
日本国のために
與謝野秀
松井一郎
ジョルダン・ハシエミツト王国のために
ラオスのために
チヤンタラングシ
H・ブーション
レバノンのために
ムバーラク
リベリア共和国のために
M・A・デシエルト
リビアのために
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドウロ
モロツコ（スペイン地帯を除く。）のために
ペルノ
モーリス
モロツコ（スペイン地帯）のために
フランシスコ・ペレンゲル
メキシコのために
フエデリコ・A・マリスカル
I・メデイナ
ラウロ・ラミレス
ニカラグアのために
J・リヴアス
ノールウエーのために
ステン・ハウグ
イングヴアル・リード
オーラフ・リーセ
ニユー・ジーランドのために
C・A・マツクフアーレン
A・L・ジヤツド
パキスタンのために
S・シデイツキ
M・A・ミンハス
M・アクバール
パナマ共和国のために
カルロス・オルテイス
パラグアイのために
V・アルメイダ・ゴロステイア
ガ
オランダのために
ホフマン
P・ダイクウエル
オランダ領アンテイール及びスリナムのために
ホフマン
P・ダイクウエル
ペルーのために
アレハンドル・フレウンド・ロセル
フイリピン共和国のために
F・クアデルノ
ポーランドのために
E・ヘルブスト
J・クリメツク
ミハル・ピアンコ
ポルトガルのために
ドアルテ・カリエイロス
ジョルジ・ブラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴイエガス・デ・マトス
西部アフリカのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ジョアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ
東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カルデト・タヴエイラ
ルーマニア人民共和国のために
モンテアニ
A・ゲルレルト
アベールス
サン・マリノ共和国のために
エマヌエル・ノエル
スウエーデンのために
エリツク・スワトリング
グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン
テユレ・ニールンド
エツペ・ブリンゲルト
スイス連邦のために
ヴエペル
トウアゾン
シヤブイ
ブツツイ
シリアのために
S・タラージ
H・ラハーム
ゲンナウイ
チエツコスロヴアキアのために
ドクトル　レイモゼル
ヨセフ・ウーヘル
イリ・モラヴイツチ
タイのために
スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキツト
テユニスのために
J・デーズ
マシヤペイ
トルコのために
O・クバット
E・S・アルセリム
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
N・イワノフ
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
A・マリーニツチ
ウルグアイ東方共和国のために
エドウアルド・デ・アルテアガ
ヴアチカン市国のために
フエルナンド・フアン・グーテム
P・デミユール
ヴエネズエラ合衆国のために
セサル・ピエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス
ヴイエトナムのために
レー・クアン＝フイ
イエメンのために
ユーゴースラヴイア人民連邦共和国のために
ニコラ・ミラノヴイツチ
H・ツヴエツトコーヴイツチ
M・ミチツチ

万国郵便条約の最終議定書

全権委員たる下名は、本日付で締結された万国郵便条約に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一条　小形包装物の継越の自由に対する例外

条約第三十二条の規定にかかわらず、ソヴイエト社会主義共和国連邦郵政庁は、自国の領域を通過する継越小形包装物を許さないことができる。この制限は、すべての連合国に差別なく適用する。

第二条　盲人用点字印刷物の郵便料金の免除に対する例外

条約第三十八条及び第四十八条の規定にかかわらず、自国の内国制度において盲人用点字印刷物の郵便料金の免除を認めない国は、自国の内国業務の料金をこえない料金を徴収する権能を有する。

第三条　相当額、最高限及び最低限

1　各国は、条約第四十八条1に規定する料金を次の表に示すところに従つて百分の六十を限度として引き上げ、又は百分の二十を限度として引き下げる権能を有する。

郵便物	料金 最高限 2	料金 最低限 3
書状 最初の重量階段	三二・〇 サンチーム	一六・〇 サンチーム
書状 追加の各階段	一九・二	九・六
郵便葉書 通常	一九・二	九・六
郵便葉書 往復	三八・四	一九・二
業務用書類 最初の重量階段	一二・八	六・四
業務用書類 追加の各階段	六・四	三・二
最低料金	三二・〇	一六・〇
盲人用点字印刷物	—	—
印刷物 最初の重量階段	一二・八	六・四
印刷物 追加の各階段	六・四	三・二
商品見本 最初の重量階段	一二・八	六・四
商品見本 追加の各階段	六・四	三・二
小形包装物　五十グラムごとに	一二・八	六・四
最低料金	六四・〇	三二・〇
録音郵便物 最初の重量階段	二四・〇	一二・〇
録音郵便物 追加の各階段	一六・〇	八・〇

2　選定した諸料金は、それらの間に基本諸料金の間における割合と同一の割合をできる限り保持しなければならない。各郵政庁は、その料金を、場合に応じ、自国の貨幣制度の便宜に従つて増減して全数とする権能を有する。

3　一国が採用した料金率は、料金の未納又は不足のため到着の際に徴収する料金に適用する。

4　もつとも、1に規定する引上げを行う郵政庁は、料金の未納又は不足の場合に徴収する料金を、自国発の郵便物の引上料金に従うことなく、条約第四十八条1に掲げる基本料金の相当額に従つて定める権能を有する。

第四条　業務用書類、印刷物及び商品見本の料金率の適用に対する例外

1　条約第四十八条の規定にかかわらず、各国は、業務用書類、印刷物及び商品見本に対し、最初の重量階段につき定める料金を適用することなく、この階段については四サンチームの料金を維持し、商品見本に対しては最低料金を八サンチームとする権利を有する。合装郵便物に関しては、その郵便物が印刷物と見本とからなるときは、支払われる料金は、見本の最低料金でなければならない。

2　例外として、各国は、業務用書類、印刷物及び商品見本に対する国際料金を内国業務の同種類の郵便物について自国の内国法制に規定する率まで引き上げることができる。

第五条　常衡オンス

内国制度によりメートル法重量制を採用することができない国は、例外の措置として、常衡オンス（二八・三四六五グラム）を代用し、書状及び「録音郵便」と称する郵便物については一オンスを二十グラム、また、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、商品見本及び小形包装物については二オンスを五十グラムとみなす権能を有する。

第六条　書状の大きさ

書状につき条約第四十八条1の表中5の欄に規定する長さ十センチメートル、幅七センチメートルを最小限とする大きさの制限を実施することができない国は、この制限を適用するため、この条約の効力発生の日から起算して二年の猶予期間を有する。

第七条　外国における通常郵便物の差出

いかなる国も、その領域内に居住する差出人が外国で定められた一層低い料金の利益を受けるためその外国において差し出し、若しくは差し出させる郵便物を送達し、又は名あて人に配達する義務を有しない。この規則は、差出人が居住国において準備した上国境を越え搬出した郵便物及び外国において作成した郵便物にも、差別なく適用する。関係郵政庁は、当該郵便物を差出元へ返送し、又はこれに内国料金を課する権利を有する。料金徴収の方法は、関係郵政庁の選択にゆだねる。

第八条　国際返信切手券

郵政庁は、国際返信切手券を発売しないか、又はその売さばきを制限する権能を有する。

第九条　取りもどし、名あて変更

条約第五十七条の規定は、内国法制が差出人の請求による通常郵便物の取りもどし又は名あて変更を許さない南アフリカ連邦、オーストラリア連邦、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、インド、ニュー・ジーランド、パキスタン、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土の一部並びにアイルランドには適用しない。

第十条　書留料

条約第六十七条2に規定する書留料を四十サンチームとすることができない国は、五十サンチームに達する料金又は、必要があるときは、内国業務について定める率に達する料金を徴収することができる。

第十一条　シベリア横断鉄道及びアンデス横断鉄道経由の特別継越料

1　条約第七十八条1（表）にかかわらず、ソヴイエト社会主義共和国連邦郵政庁は、六千キロメートルをこえる距離に対し、各種類の通常郵便物一キログラムごとに二フラン五十サンチームの割合のシベリア横断鉄道経由の継越料を二方向（満洲里又はウラジオストック）につき徴収することができる。

2　アルゼンテイン共和国郵政庁は、「アンデス横断鉄道」のアルゼンテインに属する部分を経由して継越運送される各種類の通常郵便物一キログラムごとに、条約第七十八条1一に掲げる継越料の外、三十サンチームの補充料を徴収することができる。

第十二条　アフガニスタンのための特別の継越条件

条約第七十八条1の規定にかかわらず、アフガニスタン郵政庁は、運輸及び通信手段についての特別の困難により、暫定的に、自国を経由する閉袋及び開袋の郵便物の継越を同郵政庁と関係郵政庁との間で特別に合意する条件に従つて行うことができる。

第十三条　アデンにおける特別保管料

例外として、アデン郵政庁は、アデンにおいて保管するすべての閉袋に対し、同郵政庁が当該閉袋につき陸路又は海路の継越料を受けないときは、郵袋一個につき四十サンチームの料金を徴収することができる。

第十四条　積換の特別料金

例外として、ポルトガル郵政庁は、リスボン港において積換を行うすべての閉袋に対し、郵袋一個につき四十サンチームを徴収することができる。

第十五条　航空業務

1　航空通常郵便物に関する規定は、万国郵便条約に附属し、且つ、この条約及びその施行規則の不可分の一部をなすものとみなす。

2　もつとも、前記の規定の修正は、条約の一般的規定にかかわらず、直接に関係がある郵政庁の代表者を含む小会議において随時審議することができる。

3　前記の小会議は、前記の郵政庁のうち少くとも三の請求により、国際事務局の仲介によつて招集することができる。

4　前記の小会議によつて提議された規定の全体は、国際事務局の仲介により、連合国の投票に付さなければならない。決定は、投票の過半数で行う。

第十六条　加盟国に対し署名及び加入のために開放されている議定書

議定書は、大会議で締結された条約又はある約定のみに自国の代表者が本日署名した加盟国が、本日署名された他の諸約定又はその一若しくは二以上の約定に加入することができるように開放しておく。

第十七条　代表されない加盟国に対し開放されている議定書

議定書は、大会議に代表されない加盟国が大会議で締結された条約及び諸約定又はその一若しくは二以上の約定のみに加入することができるように開放しておく。

第十八条　加入通告の期間

議定書第十六条及び第十七条に規定する加入は、外交上の手続により、当該政府からベルギー政府に通告し、同政府から他の連合加盟国政府に通告しなければならない。この通告のために当該政府に与えられた期間は、千九百五十三年七月一日に満了する。

第十九条　条約及び約定への加入を一時的に妨げられているドイツに対し開放されている議定書

1　条約及び約定への加入を一時的に妨げられているドイツは、責任のある当局が適当であると判断する時に、条約第三条に規定する手続によることなく、これらの文書に加入することができる。

2　1に規定する加入は、外交上の手続により、当該政府からベルギー政府に通告し、同政府から他の連合加盟国政府に通告しなければならない。

以上の証拠として、全権委員たる下名は、規定が条約の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、ベルギー政府の記録に寄託されるべき一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十二年七月十一日ブラッセルで作成した。

アフガニスタンのために
I・コウドイアール・カーン

南アフリカ連邦のために
L・C・バーク

アルバニア人民共和国のために
N・サラチ

ドイツのために

アメリカ合衆国のために
ジョン・M・レディング
ジョン・J・ギレン
グリーヴアー・アラン
ロイ・C・フランク

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ジョン・M・レディング
ジョン・J・ギレン
グリーヴアー・アラン
ロイ・C・フランク

サウヂ・アラビア王国のために

アルゼンテイン共和国のために
D・B・カナーリエ

オーストラリア連邦のために
C・C・スミス
W・ライト

オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク
P・マツホルト
メーデル・カルル

ベルギーのために
ピヌー
ラマンス
E・ボーデュアン
E・M・ピノー
L・ステフエンス
L・アントワーヌ

ベルギーのコンゴー殖民地のために
バツカー
J・ファン・ステンフオルト

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
V・チホミーロフ

ビルマのために
タン・オウン

ラ・ジョウ・プリュ

ボリヴイアのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル

ブラジル合衆国のために
アルフレド・ギマライインス
ジルベルト・デ・バウラ・イ・シルヴア
ジュリオ・サンチエス・ベレス

ブルガリア人民共和国のために
ボリス・ポポフ
Y・ゴレマノフ
A・コヘノフ
P・ゼチーフ

カンボデイアのために
シソワット・エンタラヴオン

カナダのために
W・J・ターンブル
A・ギヤグノン
H・N・パール

セイロンのために
A・I・ペレラ
W・S・グーネセケラ

チリのために
ルイス・カンポス・ヴアスケス
ミゲル・A・バラ

中国のために
金問泗
黄家徳
蔡詰生
蔣聘文

コロンビア共和国のために
ハイメ・ボニリヤ・プラタ
G・メルギソ・グテーレス
L・A・ナヘラ

朝鮮のために
チエー・ジエ＝ホ
チヨウ・オン＝ソク

コスタ・リカ共和国のために
D・シンヘル

キューバ共和国のために
マリアノ・ブルル
J・ラーゴ・ルナール

デンマークのために
K・J・イエンスン
アルネ・クロッグ
アンダースン

ドミニカ共和国のために オラシオ・ヴイシオソ	メイエール スキナジー テネール	インドネシア共和国のために A・バーサ スムラ	ルクセンブルグのために ロース ブロンドウロ
エジプトのために M・カイラート A・バキール	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために 海峡諸島及びマン島を含めて D・O・ラムレー R・H・ロック A・H・リッジ A・W・C・ライランド T・C・カーペンター A・F・ハーヴエイ	M・ヤヤ	モロツコ（スペイン地帯を除く。）のために ペルノ モーリス
サルヴアドル共和国のために H・エスコベル・セラノ		イランのために ヴエベル	モロツコ（スペイン地帯）のために フランシスコ・ペレンゲル
エクアドルのために マヌエル・アルテタ		イラークのために アブダル・バキ	メキシコのために フエデリコ・A・マリスカル
スペインのために ルイス・ロドリゲス・ミゲル エンリケ・ベルトラン・デ・リス		アイルランドのために S・S・ビュイルセアル ジョン・A・アーヴイン	I・メデイナ ラウロ・ラミレス
フランシスコ・ペレンゲル フランシスコ・メロ ホセ・ルチ・アモル	殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために D・O・ラムレー R・H・ロック A・H・リッジ A・W・C・ライランド T・C・カーペンター A・F・ハーヴエイ	アイスランド共和国のために マグヌス・ヨクムスン	ニカラグアのために J・リヴアス
スペインの殖民地全体のために アニーバル・マルテイン		イスラエルのために C・ペン・メナヘム	ノールウエーのために ステン・ハウグ
エテイオピアのために セイフー・ユンネス		A・ラナン	インヴアル・リード
フインランドのために S・J・アホーラ		イタリアのために デ・カテリーニ	オーラフ・リーセ
ウルフオ・タルヴイチエ		フオルケツト・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード	ニユー・ジーランドのために C・A・マクファーレン
フランスのために ル・ムエル		アルフレド・デル・チヨツボ	A・L・ジヤツド
ユースクラ		ブルネツト・ブルネツテイ	バキスタンのために S・シデイツキ
ペグアン・ビルコツク		アントニオ・ペトウルチヤーニ	M・A・ミンハス
G・ベルナール		ジョアキーノ・モリ	M・アクバール
デマレー		日本国のために 與謝野秀	パナマ共和国のために カルロス・オルテイス
ドルウエ		松井一郎	パラグアイのために V・アルメイダ・ゴロステイアガ
ジヨゼフ・ブルトウミユ		ジョルダン・ハシエミツト王国のために	オランダのために ホフマン
ロジエ・エドワール・ボワントロ		ラオスのために チヤンタラングシ	P・ダイクウエル
アルジエリアのために A・ラブルス		H・ブーション	オランダ領アンテイール及びスリナムのために ホフマン
カルテジーニ		レバノンのために ムバーラク	P・ダイクウエル
フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体のために		リベリア共和国のために M・A・デシエルト	
		リビアのために	

ペルーのために アレハンドル・フレウンド・ロセル			
フイリピン共和国のために F・クアデルノ			
ポーランドのために E・ヘルブスト			
J・クリメツク			
ミハル・ピアンコ			
ポルトガルのために ドアルテ・カリエイロス			
ジヨルジ・ブラガ			
ジヨゼ・ルシアノ・ヴイエガス・デ・マトス			
西部アフリカのポルトガルの領土のために テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル			
ジヨアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ			
東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土のために テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル			
ルイス・カルデド・タヴエイラ			
ルーマニア人民共和国のために モンテアニ			
A・ゲルレルト			
アベールス			
サン・マリノ共和国のために エマヌエル・ノエル			
スウエーデンのために エリツク・スワトリング			
グンナル・ラーゲル			
アラン・フルトマン			
テユレ・ニールンド			
エツベ・ブリンゲルト			
スイス連邦のために ヴエベル			

トウアゾン
シャプイ
ブッツイ
シリアのために
S・タラージ
H・ラハーム
ゲンナウイ
チェッコスロヴァキアのために
ドクトル　レイモゼル
ヨセフ・ウーヘル
イリ・モラヴィッチ
タイのために
スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキット
テュニスのために
J・デーズ
マシャベイ
トルコのために
O・クバット
E・S・アルセリム
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
N・イワノフ
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
A・マリーニッチ
ウルグアイ東方共和国のために
エドウアルド・デ・アルテアガ
ヴアチカン市国のために
フエルナンド・ファン・グーテム
P・デミュール
ヴエネズエラ合衆国のために
セサル・ビエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス
ヴイエトナムのために
レー・クアン＝フイ
イエメンのために
ユーゴースラヴイア人民連邦共和国のために
ニコラ・ミラノヴイッチ
H・ツヴエットコーヴイッチ
M・ミチッチ

条約の最終議定書の署名に際して行つた宣言

ソヴイエト社会主義共和国連邦の代表団、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国の代表団及び白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国の代表団は、万国郵便条約の最終議定書に署名するに際し、次のとおり宣言する。

1　ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国及び白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国の代表団は、第十三回万国郵便大会議が国民党の代表者に対し、万国郵便条約に中国の名において署名する権利を付与したことを不法であると認める。

ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国及び白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国の代表団は、中華人民共和国中央政府が中国を代表する唯一の適法な政府であり、且つ、広大な郵便関係を保持する中華人民共和国の参加なくしては国際郵便交換に関する諸問題を公正に解決することができないと認める。従つて、中華人民共和国中央政府の代表者のみが中国の名において万国郵便条約に署名することができる。

2　ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国及び白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国の代表団は、千九百四十七年の万国郵便条約への加入に関して最終議定書第十七条の条件を満たし、そのため、この条約の参加国とみなされるべきドイツ民主主義共和国及び朝鮮民主主義人民共和国が、なんらの理由なく、大会議の議事への参加を許されなかつたこと並びに万国郵便条約及び同条約に附属する文書への署名を許されなかつたことをきわめて不公正であると認める。

ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国及び白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国の代表団は、また、南朝鮮の李承晩の「政府」の代表者が朝鮮を代表するものでなく且つ朝鮮の名において条約に署名する資格を有しないことにかんがみ、大会議が当該代表者に対し朝鮮の名において署名する権利を付与したことを不法であると認める。

3　ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国及び白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国の代表団は、条約の前文及び最終議定書における「ドイツ」という呼称は、全ドイツのための政府を有する統一されたドイツを意味することを指摘する。

ソヴイエト社会主義共和国連邦の代表団の名において
A・マリーニッチ
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国の代表団の名において
N・イワノフ
白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国の代表団の名において
V・チホミーロフ

千九百五十二年七月十一日

アルバニア人民共和国の代表団の名において
N・サラチ
ブルガリア人民共和国の代表団の名において
ボリス・ボボフ
ハンガリー人民共和国の代表団の名において
ペンケ・ヨジエフ
ルーマニア人民共和国の代表団の名において
代表団団長　モンテアニ
チェッコスロヴァキアの代表団の名において
ドクトル　レイモゼル
ポーランドの代表団の名において
E・ヘルブスト

殖民地、保護領等に対する条約の適用に関する条約第五条により署名に際して行つた宣言

イタリアの代表団は、この条約及び同条約に関連する約定の受諾がイタリアの信託統治の下にあるソマリの地域を含むことを宣言する。

千九百五十二年七月十一日ブラッセルにおいて

デ・カテリーニ
フオルケット・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード
アルフレド・デル・チヨッポ
ブルネット・ブルネッティ
アントニオ・ペトウルチヤーニ
ジョアキーノ・モリ

附属書（注1）

国際連合と万国郵便連合との間の協定

前文

国際連合憲章第五十七条により国際連合に課される義務にかんがみ、国際連合及び万国郵便連合は、次のとおり協定する。

第一条

国際連合は、万国郵便連合（以下「連合」という。）がその基本的文書に定める目的を達成するためにその文書に基き又はすべての措置を執ることを任務とする専門機関であることを認める。

第二条　相互の代表

1　国際連合の代表者は、連合の大会議、事務小会議及び委員会に出席し、且つ、これらの会議の討議に投票権なしで参加するように勧誘される。

2　議事日程に記載された問題で連合が関係を有するものが取り扱われる場合には、連合の代表者は、国際連合の経済社会理事会（以下「理事会」という。）、その委員会又は小委員会の会議に出席し、且つ、これらの諸機関の討議に投票権なしで参加するように勧誘される。

3　連合の代表者は、連合の権限内にある問題が討議される総会の会

議に諮問的資格で出席し、且つ、連合が関係を有する問題を取り扱う総会の主要な委員会の討議に投票権なしで参加するように勧誘される。

4　国際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による通知を、場合に応じ、総会、理事会及びその機関並びに信託統治理事会の構成員に配布する。同様に、連合は、国際連合が提出する文書による通知を連合員に配布する。

第三条　議事日程への問題の記載

必要とされることがある事前の協議を留保して、連合は、国際連合が連合に提起する問題を連合の大会議、事務小会議若しくは委員会の議事日程に記載し、又は、必要があるときは、万国郵便条約に規定する手続に従つて連合員に提出する。相互的に、理事会、その委員会及び小委員会並びに信託統治理事会は、連合が付託する問題をそれぞれの議事日程に記載する。

第四条　国際連合の勧告

1　連合は、国際連合が連合にあてて行うすべての公の勧告を、万国郵便条約に規定する手続に従つて、有益な目的のため、その大会議、事務小会議及び委員会又は連合員にできる限りすみやかに付託するために、すべての措置を執るものとする。その勧告は、連合にあてて行うものとし、直接に連合員にあてて行つてはならない。

2　連合は、前記の勧告に関し、国際連合の請求により国際連合と意見を交換し、また、連合又は連合員がその勧告について執つた措置又はその勧告を考慮した後に生じた他のすべての結果について、適当な時に国際連合に報告する。

3　連合は、専門機関及び国際連合の活動の効果的な調整を確保するために必要な他のすべての措置に協力する。特に、連合は、理事会がこの調整を容易にし、且つ、この目的を達成するために必要な情報を提供するため設置するすべての機関と協力する。

第五条　情報及び書類の交換

1　ある種類の書類の秘密の保持に必要な措置を留保して、情報及び書類の最も完全で迅速な交換が国際連合と連合との間に行われなければならない。

2　1の規定の一般性に影響を及ぼすことなく、

(a)　連合は、業務年報を国際連合に提供する。

(b)　この協定の第十一条の規定を留保して、連合は、国際連合が連合に対して行うことがある特別報告、研究又は情報の請求にできる限り応ずる。

(c)　連合は、その権限内にある問題に関し、信託統治理事会が連合に求めることがある意見書を提出する。

(d)　国際連合事務総長は、連合の国際事務局長の請求により、連合に特別に関係がある情報を連合に提供するような意見の交換を連合の国際事務局長と行う。

第六条　国際連合に対する援助

1　連合は、国際連合、その主要機関及び補助機関と協力すること並びに万国郵便条約の規定に合致する範囲内でこれらに援助を提供することに同意する。

2　国際連合加盟国に関しては、連合は、憲章第百三条の規定に従い、万国郵便条約及びこれに附属する約定のいずれの規定も、国際連合に対する当該加盟国の義務の遵守を妨げ、又は制限するものとして援用することができないことを承認する。

第七条　職員に関する取極

国際連合及び連合は、職員の採用条件をできる限り統一するため及びその募集上の競争を避けるため、必要な範囲内で協力する。

第八条　統計業務

1　国際連合及び連合は、情報及び統計資料の最大の効果及び利用を確保するために協力することに同意する。

2　連合は、国際連合が諸国際機関の一般的目的に役立つ統計の収集、分析、発表、統一及び改良を行う中央機関であることを承認する。

3　国際連合は、連合がその固有の分野に属する統計の収集、分析、発表、統一及び改良を行う資格を有する機関であることを承認する。但し、この統計が国際連合自体の目的の実現のため及び全世界にわたる統計の発達のために重要である限り、国際連合がこの統計に対して関心を有することを妨げるものではない。

第九条　事務上及び技術上の業務

1　国際連合及び連合は、その職員及び資源を最もよく利用するため、相互に競争する業務又は重複する業務の創設を避けることが望ましいことを承認する。

2　国際連合及び連合は、公文書の登録及び保管のためすべての有益な措置を執る。

第十条　予算規定

連合の年次予算は、国際連合に通知し、総会は、これに関して連合の大会議に勧告を行う権能を有する。

第十一条　特別業務費の支弁

国際連合がこの協定の第五条その他の規定により特別報告、研究又は情報を請求したために連合が多額の臨時費の支出を要するに至つた場合には、この費用の支弁の最も公正な方法を決定するため意見を交換する。

第十二条　機関間の協定

連合は、連合が他の専門機関又は他の政府間機関と締結するすべての協定の性質及び範囲について理事会に通報する。なお、連合は、この種類の協定の準備について理事会に通報する。

第十三条　連絡

1　前記の諸規定を協定する国際連合及び連合は、これらの機関の間に有効な連絡を確保するために貢献することを希望する旨を表明し、また、合意によりこのために必要な措置を執る意思を確認する。

2　この協定に定める連絡に関する規定は、連合と附属業務及び地域的業務を含む国際連合との関係に対し、望ましい限り、適用する。

第十四条　協定の実施

国際連合事務総長及び連合の実施連絡委員会委員長は、この協定の適用のため、国際連合及び連合の経験にかんがみて望ましいと認められるすべての補足的取極を締結することができる。

第十五条　効力発生

この協定は、千九百四十七年にパリで締結された万国郵便条約に附属する。この協定は、国際連合の総会の承認を得た後、最も早い場合においても条約と同時に、効力を生ずる。（注2）

第十六条　改正

この協定は、国際連合及び連合のいずれかの一方による六箇月の予告の後に、これらの機関の間の合意により改正することができる。

千九百四十七年七月四日パリにおいて

万国郵便連合第十二回大会議
議長　J・J・ル・ムエル

専門機関との交渉を委任された経済社会理事会の小委員会
臨時議長　ヤン・パパネク

（注1）　ここに再録する協定は、千九百五十二年のブラッセルの万国郵便条約第十九条の規定により、同条約に附属する。

（注2）　この協定は、千九百四十七年十一月十五日に国際連合総会によつて全会一致で承認されたので、千九百四十七

年にパリで締結された万国郵便条約と同時に、すなわち、千九百四十八年七月一日に効力を生じた。

国際連合と万国郵便連合との間の協定の追加協定

経済社会理事会が千九百四十八年二月二十五日に採択した決議第百三十六(VI)により、国際連合事務総長が、国際連合の特権及び免除に関する条約第七条に規定する便宜を職員に与える補足的協定の締結を請求するすべての専門機関との間にその協定を締結すること並びにこの種類のすべての補足的協定を承認のために総会に提出することを要請されているので、また、

万国郵便連合が、憲章第六十三条に従つて国際連合と万国郵便連合との間に締結された協定を補足するためのこの種類の補足的協定を締結することを希望しているので、

ここに、次のとおり協定される。

第一条

次の条項は、国際連合と万国郵便連合との間の協定に補足条文として追加する。

「万国郵便連合の役員は、第十四条に基いて締結する特別取極に従つて国際連合通行証を利用する権利を有する。」

第二条

この協定は、国際連合総会及び万国郵便連合によつて承認された時から効力を生ずる。(注)

万国郵便連合のために

千九百四十九年七月十三日パリにおいて

万国郵便連合実施連絡委員会委員長　J・J・ル・ムエル

国際連合のために

千九百四十九年七月二十七日ニユー・ヨーク州レーク・サクセスにおいて

事務総長代理　バイロン・プライス

(注)　この協定は、千九百四十九年四月に万国郵便連合の郵政庁全体により及び千九百四十九年十月二十二日の会合における国際連合総会により承認されたので、千九百四十九年十月二十二日に効力を生じた。

航空通常郵便物

第一章　総則

第一条　航空運送を許す通常郵便物

1　条約第四十七条に掲げるすべての郵便物並びに郵便為替証書、現金取立証券、代金引換為替証書及び予約郵便物は、航空運送を許す。これらの郵便物は、この場合には、「航空通常郵便物」と称し、航空運送の特別増料金を徴収する郵便物（増料金のある郵便物）とこの特別増料金の徴収しない郵便物（増料金のない郵便物）とに分ける。

2　郵政庁は、また、第五条8に掲げる「航空書簡」と称する書状の航空運送を許すことができる。

3　条約第四十七条に掲げる郵便物は、書留とすることができ、また、代金引換とすることができる。航空書簡は、差出国の規則によつて許されるときは、書留とすることができる。

4　価格表記の書状及び箱物も、この種類の郵便物を航空路により交換することを許す諸国の間においては、航空路により運送することができる。

5　増料金のある航空通常郵便物は、表面にきわめて明らかな「par avion」の記載又は差出国の言語による類似の記載を有しなければならない。

第二条　継越の自由

条約第三十二条に規定する継越の自由は、航空通常郵便物については、仲介郵政庁がこの通常郵便物の継送に関与するとしないとを問わず、連合の全境域において保障する。

第三条　航空通常郵便物の送達

1　増料金のある自国の航空通常郵便物の運送のために航空交通機関を使用する郵政庁は、他の郵政庁から到着する増料金のある航空通常郵便物を同一航空交通機関により送達しなければならない。増料金のない航空通常郵便物についても、航空機の積載容積が許し、且つ、差出郵政庁が請求する限り、同様とする。

2　航空業務を実施しない郵政庁は、郵便に利用される最も速達の線路により航空通常郵便物を送達する。平面路による送達が、なんらかの理由により、航空線路の利用に比して有利であるときも、同様とする。

3　航空閉袋は、差立国の郵政庁が請求する線路により送達しなければならない。但し、この線路が継越国の郵政庁によつて自己の閉袋の運送に利用される場合に限る。

4　最も適当な運送路を決定する目的で、差立局は、条約の施行規則に附属するひな形C27に適合する試験通信状を閉袋の名あて局に送付することができる。この試験通信状は、書状目録に添附して閉袋中に納入しなければならない。試験通信状は、正当に記入した上、最初の航空便によつて差立局に返送しなければならない。

第四条　運送中の突発事故の場合に執るべき措置

1　運送中の突発事故により航空機が航行を継続することができず且つ郵便物を所定の寄港地に交付することができないときは、乗組員は、事故の発生地に最も近い郵便局又は郵便物の継送に最も適当である郵便局に閉袋を引き渡さなければならない。乗組員に支障があるときは、事故を知らされた前記の郵便局は、郵便物を遅滞なく引き取るため最善を尽すものとする。これらの閉袋は、その状態を検査し、且つ、必要があるときは、破損した通常郵便物を修補した後、最も速達の線路により名あて局にあてて差し立てなければならない。

2　事故の状況及び検査の結果は、事故に遭遇した閉袋の名あて局に点検状をもつて通知する。この点検状の写の一通は、閉袋の差立局に送付する。これらの書類は、最も速達の線路（航空路又は平面路）により送付する。なお、航空会社が属する国の郵政庁は、電信により郵便物の安否に関する通報を受け、且つ、それを関係郵政庁に電報で通知する。

第五条　航空通常郵便物の料金及び引受の一般条件

1　増料金のある航空通常郵便物については、成規の郵便料金の外、差出国の郵政庁が定める額の航空運送の特別増料金を支払う。2に規定するところを留保して、航空増料金は、条約第三十七条及び第三十八条の規定により郵便料金の免除を享有する航空通常郵便物についても、支払わなければならない。

2　郵政庁は、名あて国及び継越国に通報することを条件として、航空運送の増料金を徴収しない権能を有する。

3　航空増料金は、運送料と密接な関係を有するものとし、この増料金の全額は、原則として、当該運送に支払うべき料金をこえてはならない。

4　増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、名あて国の全領域につき均一でなければならない。

5　増料金は、差出の際に支払わなければならない。

6　往復郵便葉書の増料金は、各部につき、各部の差出地において各

別に徴収する。

7　航空通常郵便物については、条約第五十二条及び第五十三条に規定する条件に従つて料金を前納する。但し、料金前納は、郵便物の種類のいかんを問わず、たとえば、「徴収済料金　ドル　セント」の形式により、差出国の貨幣で表わされた徴収金額を手書した数字で表示することができる。この記載は、特別の印章内若しくは特別の票符面に行い、又は、なんらかの方法により、単に郵便物の表記面に行うことができる。すべての場合において、この記載は、差出局の日附印によつて証明されなければならない。

8　航空書簡は、適宜に折りたたみ、且つ、のりづけした一枚の紙からなり、その大きさは、この形態において郵便葉書の大きさと同一でなければならない。このように折りたたんだ紙片の表面となつた部分は、名あてに充て、且つ、必ず「Aerogramme」の記載がなければならない。差出国の言語による類似の記載は、任意とする。差出人は、名あてに使用する部分を除く外、紙片のすべての部分を通信のために使用することができる。航空書簡は、いかなる物も包有してはならない。料金は、差出国において増料金のない書状の最初の重量階段に適用する料金と少くとも同額とする。各郵政庁は、航空書簡の発行、製造及び売さばきの条件を定める。

9　8に定める条件を満たさない航空書簡は、すべて、その特殊性を失い、その場合には、第六条の規定に従つて取り扱われる。

第六条　料金の未納又は不足の航空通常郵便物

1　料金の全額の未納の場合には、航空通常郵便物は、条約第五十一条及び第五十四条の規定に従つて取り扱う。差出の際に郵便料を前納することを必要としない郵便物は、普通線路により運送する。

2　料金不足の場合には、増料金のある航空通常郵便物は、支払われた料金の額が少くとも航空増料金額を表示するときは、航空路により運送する。差出郵政庁は、支払われた料金の額が航空増料金額の少くとも百分の七十五を表示するときは、航空路により運送する権能を有する。

3　いずれの場合にも、料金不足の郵便物には、T印並びに条約の施行規則第百四十八条に定める条件に従つて徴収する料金額の金フラン及び金サンチームによる表示を附するものとする。

4　差出の際に支払われなかつた郵便料金の徴収に関しては、条約第五十四条の規定を適用する。

5　2に掲げる増料金のある郵便物を普通線路により運送する場合には、差出局又は交換局は、「Par avion」の票符及び航空運送に関する各記載を二条の太い横線で消し、且つ、普通線路により運送する理由を簡単に指示しなければならない。

第七条　航空通常郵便物の配達

航空通常郵便物は、できる限り迅速に配達し、且つ、おそくとも配達局に到着した後の最初の配達に付さなければならない。

第八条　航空通常郵便物の転送及び返送

1　居所を変更した名あて人にあてた航空通常郵便物は、原則として、普通の運送方法によつて新名あて地に転送される。

2　また、配達不能となつた航空通常郵便物及びなんらかの理由により名あて人に配達されなかつた航空通常郵便物は、普通の運送方法によつて差出元へ返送される。

3　もつとも、名あて人（転送の場合）又は差出人（差出元への返送の場合）の明らかな請求があり、且つ、関係者が新運送路に相当する航空増料金を支払うことを約束するときに限り、当該郵便物は、航空路により転送し、又は返送することができる。これらの場合には、増料金は、郵便物の配達の際に徴収され、且つ、配達郵政庁が収得する。

4　増料金のある通常郵便物の転送又は返送が郵便の普通の方法によつて行われるときは、「Par avion」の票符及び航空路による運送に関する各記載は、職権をもつて、二条の太い横線で消さなければならない。

第九条　転送の封筒及び合括の封筒

転送の封筒及び合括の封筒は、あらかじめ航空増料金が転送局に支払われない限り、又は第八条3の規定に従つて名あて人若しくは、場合に応じ、差出人が新航空路に相当する増料金を負担しない限り、普通の運送方法によつて新名あて地に転送する。

第二章　書留郵便物又は価格表記郵便物

第十条　書留郵便物

書留郵便物については、普通の航空通常郵便物について第五条に定める規定に従い、航空増料金を支払う。

第十一条　到達証

各郵政庁は、航空増料金の計算については、到達証の式紙の重量を算入することができる。

第十二条　責任

郵政庁は、航空路により送達する書留郵便物について、平面路により送達する書留郵便物に対する責任と同一の責任を負う。

第十三条　価格表記郵便物

価格表記郵便物であつてこの種類の郵便物に関する約定に加入していない国の領域を経由して閉袋で継ぎ越されるもの又は有価物につき責任を認めない国の航空業務により運送されるものに関しては、それらの国の責任は、書留郵便物について規定するところをもつて限度とする。

第三章　航空増料金の帰属、運送料

第十四条　増料金の帰属

各郵政庁は、徴収した航空増料金の全額を収得する。

第十五条　閉袋の航空運送料

1　被航空国の郵政庁は、自国の領域の上空を航空路により運送される閉袋については、なんらの報酬も請求する権利を有しない。条約第七十八条の継越料に関する規定は、航空通常郵便物に関しては、当該郵便物が運送されることがある陸路又は海路についてのみ適用する。但し、同一都市の二航空港間の航空閉袋の積換についても、また、一都市の航空港とその都市にある倉庫との間における航空閉袋の往路の運送及び当該閉袋の再発送のための復路の運送についても、継越料は、要求されない。

2　閉袋で差し立てられる航空通常郵便物の航空運送料は、閉袋の差立国の郵政庁の負担とする。

3　仲介郵政庁として航空通常郵便物を航空路により運送する各郵政庁は、このため、運送料としての割当金を請求する権利を有する。この割当金は、運送料率（9に定める最高の基本料金率の限度内に決定されたもの）に第十七条2に定める「航空郵便距離表」に掲げるキロメートルの距離を乗じて算出する。航空機が二以上の航空港に寄港するときは、割当金は、荷卸しを行つた航空港までの運送につき支払うものとする。

4　関係郵政庁が郵便物の名あて国内における運送についてなんらの割当金も徴収しないことに同意する場合を除く外、名あて国内の運送に関する料金は、9に規定する率を基礎として、且つ、内国線路網において利用されるすべての運送路の平均距離及びその運送路の国際交通上の重要度に従つて算出

する。割当金は、すべての運送路につき均一としなければならない。

5　同一の航空運送路に対する運送料は、事業費を分担することなくこの業務を利用するすべての郵政庁につき均一とする。

6　7及び8に規定する例外を除く外、航空運送料は、閉袋の運送が航空業務により引き継がれた航空港が所在する国の郵政庁に支払う。

7　二以上の各別の航空業務により逐次運送されるべき閉袋を航空運送事業に交付する郵政庁は、仲介郵政庁の同意を得た上、全運送路に対する運送料をこの事業と直接に決済することができる。もつとも、仲介郵政庁は、6の規定の無条件の適用を請求する権利を有する。

8　6及び7の規定にかかわらず、航空業務が属する郵政庁は、全運送路に対する運送料を航空業務を利用する各郵政庁から直接に徴収する権利を留保する。

9　航空業務に関する郵政庁間の勘定の決済に適用すべき基本料金率は、総重量一キログラム及び一キロメートルごとに定める。この料金率は、次のとおりとし、キログラムの端数には比例的に適用する。

(a)　LC郵便物（書状、郵便葉書、郵便為替証書、現金取立証券、代金引換為替証書、価格表記の書状及び箱物、取調請求書、払渡済通知書、到達証）については、最高一フランの千分の三。但し、この単一料金率は、千九百五十二年七月一日現在の運送料金率が一フランの千分の三をこえる線路により運送されるLC郵便物については、最高一フランの千分の四とする。

(b)　AO郵便物（LC郵便物及び新聞紙以外の郵便物）については、最高一フランの千分の一・二五

(c)　新聞紙については、最高一フランの千分の一

10　前記の運送料は、継越料を免除される通常郵便物についても、また、誤送され又は回した閉袋又は通常郵便物についても、支払うものとする。

11　航空機の突発事故により郵便物が亡失し、又はき損したときは、航空運送料に関する割当金は、使用線路の行程のいかなる部分に関しても、亡失し、又はき損した航空閉袋については支払わない。

12　運送中に航行が中断したために所定の航空港に郵便物を交付することができないときは、報酬は、運送路のうち正常に寄港した最後の寄港地までの部分に対してのみ支払うものとする。名あて地に郵便物を到達させるために使用するその後の航空運送路に関する継送の費用は、郵便物差出郵政庁の負担とする。

第十六条　開袋航空通常郵便物の運送料

1　二郵政庁間に開袋で交換する航空通常郵便物の運送料は、第十五条1から5まで、9、10及び12の規定に従つて算出しなければならない。但し、この通常郵便物の名あて国の領域がその領域内に二以上の寄港地を有する線路により連絡されるときは、運送料は、各寄港地に荷卸しされる郵便物の重量に従つて算定した平均料金率に基いて算出する。

2　運送料の決定のため、開袋継越の航空通常郵便物の純重量は、百分の五引き上げる。

3　開袋継越の航空通常郵便物を他の郵政庁に交付する郵政庁は、その後の全航空運送路について計算される運送料の全額をこの郵便物の交付を受ける郵政庁に支払わなければならない。

第四章　国際事務局

第十七条　国際事務局及び郵政庁にあてて行う通知

1　郵政庁は、国際事務局から送付される式紙を用いて、航空郵便業務の実施に関する必要な通報を国際事務局に対して行わなければならない。この通報は、特に、次の指示を有するものとする。

(a)　内国業務に関しては、

一　外国発の閉袋又は航空通常郵便物が内国航空業務によつて再発送される先の地方及び主要都市

二　第十五条4に従つて算出した一キログラムごとの運送料及びこの料金の適用期日

(b)　国際業務に関しては、

一　各航空運送会社及び各航空運送路につき、当該郵政庁が第十五条6、7及び8に従つて直接に徴収する一キログラムごとの運送料及びこの料金の適用期日

二　当該郵政庁が作成する航空閉袋の名あて国、名あて国ごとに、各運送線路につき利用される航空運送会社及び各会社に対する運送料が支払われるべき郵政庁並びに開袋で交換される航空通常郵便物に対して支払われるべき単一の運送料及びこの料金の適用期日

三　前記の国以外の国であつて航空通常郵便物をあてることができるもの。名あて国ごとに、当該郵便物が開袋で送達される仲介国を明確にするものとする。

四　航空通常郵便物の運送に関する規定のあるものを適用し、又は適用しない権能に関する各郵政庁の決定

2　国際事務局は、次の書類を作成し、郵政庁に配布する。

(a)　1により収集した通報に基いて発行する「航空郵便業務一覧表」（「表AV1」という。）

(b)　航空運送事業者と協力して二年ごとに作成し、且つ、内容について郵政庁の同意を得た後に発行する「航空郵便距離表」

(c)　「航空増料金表」（各種類の航空通常郵便物ごと及び各国につき各郵政庁が徴収する増料金）

3　国際事務局は、また、郵政庁の請求に基き且つ有償で、航空郵便線路図及び特別の民間の機関により定期に発行され、且つ、航空郵便業務の必要に最もよく適合すると認められる航空時間表をその郵政庁に供給する。

4　1に掲げる通報に対するすべての修正は、最も速達の平面路又は航空路により遅滞なく国際事務局に通知しなければならない。同様に、2に掲げる書類に対するすべての修正及びこの修正の効力発生の期日は、最も速達の平面路又は航空路により、最も短い期間内に且つ最も適した形式で郵政庁に通知するものとする。

5　1から4までに規定するところの外、郵政庁は、特に自己に関係がある航空線路の情報及び時間表を、直接に且つ相互に、一時的通報として通知するため合意することができる。

6　郵政庁は、自己の普通郵便物の運送のために航空交通機関を利用するときは、国際事務局の仲介により、連合の他の郵政庁にその旨を通報すると同時に、この航空交通機関の利用開始期日、開設された関係及びそれらに対して加えられるすべての変更を通知しなければならない。

第五章　計算、勘定の決済

第十八条　航空運送料の差引計算の方法

1　航空運送料の差引計算は、計算期間中に実際に運送された閉袋の総重量を基礎として、又は同期間中に実際に運送された閉袋通常郵便物の純重量を百分の五引き上げた重量を基礎として行う。この期間は、貸方郵政庁の選択により、一箇月又は三箇月とすることができる。

2　もつとも、1の規定にかかわらず、郵政庁は、合意の上、統計表に基いて勘定の決済を行うことを

決定することができる。この場合には、郵政庁は、統計表及び計算書の作成について従うべき手続方法を自ら決定する。

3　関係郵政庁は、ある運送路につき平面路により運送される航空閉袋を平面路の継越料に関する統計に包含しないように合意することができる。この場合には、航空閉袋に関する継越料は、附属書のひな形に適合する表ＡＶ７に指示する実際の総重量に従つて定める。

第十九条　航空閉袋及び航空通常郵便物の重量の検査

1　差立番号及び郵袋、封筒又は新聞紙の包束物の一個ごとの総重量は、票札又は外部表記に指示する。

2　ＬＣ、ＡＯ及び新聞紙の三種類の郵便物のうち二種類以上が同一の郵袋、封筒又は新聞紙の包束物内に合装されるときは、合計重量の外、各種類の郵便物の重量を票札又は外部表記に指示しなければならない。外装の重量は、最低の運送料金率の適用を受ける郵便物であつてその外装中に納入されるものの重量に加算する。合装郵袋を使用する場合には、この郵袋の重量は、算入されない。

3　差立番号、各種類の郵便物の合計重量及び外部表記に記載されているその他のすべての必要な指示は、閉袋が国際航空業務により運送される場合には、式紙ＡＶ７にも記載しなければならない。

4　航空路により継送される開袋通常郵便物が普通閉袋又は航空閉袋の中に包有される場合には、この通常郵便物は、「Par avion」の票札を附した特別の束とし、附属書のひな形ＡＶ２に適合する明細表は、一通を普通郵便物に、一通を書留郵便物に対して添附する。開袋継越の通常郵便物の重量は、各あて国ごとに又は、継越料が均一である諸国については、その群ごとに、各別に指示する。内国線路網における航空路による継越について割当金を徴収しないことに同意した郵政庁の間においては、各あて国に対する開袋継越の通常郵便物の重量は、指示しない。書状目録には、「Bordereau AV2」の記載を附するものとする。継越郵政庁は、主要国及び主要線路を一定の順序で記載する特別の明細表ＡＶ２の使用を請求する権能を有する。明細表ＡＶ２には、特別の年次連続番号を附さなければならない。

5　仲介局は、閉袋の実際重量と通知された重量との差異が百グラムをこえること又は開袋通常郵便物の実際重量と通知された重量との差異が二十グラムをこえることを発見したときは、票札又は明細表ＡＶ２を訂正し、且つ、直ちに点検状により差立交換局に誤を通知する。発見した重量の差異が前記の限度内にとどまるときは、差立局の指示は、有効とみなす。

6　明細表ＡＶ２の欠除の場合にも、継越郵政庁は、増料金のある航空郵便物を平面路により継送することを許されないものとし、航空路による継越を保障するものとする。必要があるときは、明細表ＡＶ２は、職権をもつて作成し、その違例は、差立局に対する点検状Ｃ14の対象となる。

7　他の閉袋に入れることができる閉袋は、関係郵政庁の反対の意見がない限り、同種類の他の閉袋に納入することができる。

8　公海において船舶内で差し出された航空通常郵便物であつて船舶の所属国又は維持国の郵便切手で料金が前納されたものは、途中の寄港地においてその郵便物を郵政庁に開袋で交付する場合には、明細表ＡＶ２を、又は、船舶に郵便局がないときは、仲介郵政庁が航空運送料を請求する基礎となる重量調書を添附しなければならない。明細表ＡＶ２又は重量調書には、各あて国別の通常郵便物の重量、日付並びに船舶の名及び国籍を記載し、且つ、船舶ごとに年次連続番号を附さなければならない。これらの指示は、船舶から通常郵便物を受け取る郵便局が点検する。

第二十条　運送される閉袋及び通常郵便物の重量表の作成

1　貸方郵政庁は、国際航空業務に関しては式紙ＡＶ７に記載された指示を、国内航空業務に関しては閉袋の票札又は外部表記に記載された指示を附属書のひな形ＡＶ３に適合する表に記入する。他の郵政庁から到着する開袋通常郵便物で貸方郵政庁が航空路により継送するものに関しては、附属書の明細表ＡＶ２に記載する指示に基き、附属書のひな形ＡＶ４に適合する表を作成する。この手続は、普通閉袋の中に包有される航空通常郵便物にも適用する。これらの表は、借方郵政庁の請求により、航空閉袋又は開袋航空通常郵便物の差立交換局ごとに各別に作成する。

2　表ＡＶ３及び表ＡＶ４は、貸方郵政庁の選択により、一箇月又は三箇月ごとに作成する。

第二十一条　重量表ＡＶ３及びＡＶ４の送付及び承認並びに特別計算書の作成

1　表ＡＶ３及び表ＡＶ４は、差立郵政庁の承認を得るため、できる限りすみやかに、且つ、これらの表が関係する期間の終りから最長一年の期間内に、それぞれ二通を差立郵政庁に送付する。差立郵政庁は、これらの表を承認した後、それぞれの一通を貸方郵政庁に返送する。差立郵政庁は、前記の一年の期間内に自己に送付されなかつた表については、承認を拒むことができる。

2　貸方郵政庁が送付の日から起算して三箇月の期間内になんらの訂正意見も受領しないときは、前記の表は、当然に承認されたものとみなす。

3　貸方郵政庁に帰属する所定の期間の運送料を指示する特別計算書は、貸方郵政庁が附属書のひな形ＡＶ５に適合する式紙により作成する。

4　前記の計算書は、借方郵政庁により明白に又は暗黙に承認された表ＡＶ３及び表ＡＶ４に記載されている閉袋の総重量を基礎として、及びこれらの表に記載されている開袋郵便物の純重量を百分の五引き上げた重量を基礎として、一箇月又は三箇月ごとに作成する。特別計算書ＡＶ５は、借方郵政庁に二通送付する。

5　借方郵政庁は、前記の計算書を承認した後、その一通を貸方郵政庁に返送する。貸方郵政庁が送付の日から起算して二箇月の期間内になんらの訂正意見も受領しないときは、この計算書は、当然に承認されたものとみなす。

6　1、2、4及び5の規定にかかわらず、貸方郵政庁は、表ＡＶ３及び表ＡＶ４と、これらの表に関係する特別計算書ＡＶ５とを同時に作成し、且つ、借方郵政庁にそれらをそれぞれ二通送付することができる。借方郵政庁は、これらの表及び計算書を承認した後、貸方郵政庁にそれぞれの一通を返送する。貸方郵政庁が送付の日から起算して四箇月の期間内になんらの訂正意見も受領しないときは、この計算書は、当然に承認されたものとみなす。

7　関係郵政庁間に反対の合意がない限り、表ＡＶ３、表ＡＶ４及び特別計算書ＡＶ５の送付及び返送は、平面路又は航空路の最も速達の郵便線路により行う。

第六章　雑則

第二十二条　航空通常郵便物の表示

増料金のある航空通常郵便物は、

差出に際し、できれば表面の上部左すみに、「Par avion」の語を有し、且つ、差出国の言語による対訳を附した又は附さない青色の特別の票符又は印影を有するものとする。

第二十三条　航空閉袋の表示

1　航空閉袋は、必ず、全部青色の郵袋又は青色の幅の広い帯を有する郵袋で作成しなければならない。例外として、差し立てるべき航空通常郵便物が書留としない通常郵便物のみからなるときは、青色の強じんな紙で作成した封筒を使用することができる。

2　郵袋の票札並びに、場合に応じ、航空閉袋の封筒及び新聞紙の包束物の表記は、LC郵便物、AO郵便物又は新聞紙の種類別の重量の指示を有しなければならない。

第二十四条　合装郵袋の使用

1　同一航空線路を運送する軽量の郵袋、封筒又は新聞紙の包束物の数が適当であると認められるときは、運送を行う航空会社に航空閉袋を交付する郵便局は、できる限り、荷卸局にあてて合装郵袋を作成する。

2　合装郵袋の票札は、「Sac collecteur」の太字の記載を有しなければならない。関係郵政庁は、票札に記載すべき名あてについて合意するものとする。

3　合装郵袋に納入された閉袋については、式紙AV7に個個に明示するとともに、これらの閉袋が合装郵袋に納入されている旨を指示しなければならない。

4　合装郵袋は、附属書のひな形に適合する式紙AV6に、合装郵袋として且つ各別に、記載しなければならない。

第二十五条　航空通常郵便物の差立方法

1　条約の施行規則第百五十八条2(a)及び第百六十条の規定は、普通閉袋に納入する航空通常郵便物に準用する。は束の票札は、「Par avion」の記載を有しなければならない。

2　普通閉袋に書留航空通常郵便物を納入する場合には「Par avion」の記載は、「Exprès」の記載について前記の第百六十条3に規定する箇所に行わなければならない。

3　普通閉袋に納入する価格表記航空通常郵便物に関しては、「Par avion」の記載は、各郵便物の記入ごとに差立目録の「備考」欄に行う。

4　航空閉袋又は普通閉袋により開袋継越で差し立てる航空通常郵便物であつて閉袋の名あて国が航空路により継ぎ越すべきものは、「Par avion」の票札を附した特別のは束とする。

5　継越国は、名あて国ごとに特別のは束を作成することを請求することができる。この場合には、各は束には、「Par avion pour…」の記載を有する票札を附する。

第二十六条　閉袋の積載明細表及び引渡明細表

1　航空港において交付する閉袋には、次の明細表を添附する。

(a)　黄色の積載明細表AV6　三通

(b)　白色の引渡明細表AV7　寄航する航空港ごとに最高四通

2　積載明細表AV6のうち一通は、地上業務を行う航空会社の代表者が署名した後、差立局が保存する。その他の二通は、運送会社に交付する。

3　1(b)に掲げる引渡明細表AV7四通のうち、第一通は、積載航空港において、地上業務を行う航空会社が保存し、第二通は、荷卸航空港において、地上業務を行う航空会社に交付する。第三通は、閉袋に添附して、引渡明細表をあてるべき郵便局に交付する。荷卸航空港において閉袋受領の証として正当に署名される第四通は、乗組員がその所属する航空会社のために保存する。

第二十七条　航空閉袋の積換

1　二以上の各別の航空業務により逐次運送されるべき閉袋の同一航空港における積換は、関係郵政庁間に反対の合意がない限り、積換が行われる国の郵政庁の仲介により行う。この規則は、前記の積換が同一業務の連続する区間を航行する航空機間において行われるときは、適用しない。

2　継越国の郵政庁が航空港に郵便局を有しないときは、航空機から航空機への直接の積換を許すことができる。この場合には、運送事業者は、この積換作業の詳細を積換が行われる国の交換局に文書で通報するものとする。

第二十八条　航空港における作業の促進

郵政庁は、自国の航空港に送付された航空閉袋の受領及び継送をすみやかに行うため必要な措置を執る。

第二十九条　航空閉袋の書状目録、差立目録及び票札に行うべき記載

航空閉袋に添附する書状目録及び差立目録には、第二十二条に掲げる「Par avion」の票符又は印影をその上部に附さなければならない。この票符又は印影は、閉袋の票札又は表記にも附する。差立番号は、閉袋の票札又は表記に指示しなければならない。

第三十条　関税を課すべき通常郵便物の通関

郵政庁は、関税を課すべき航空通常郵便物の通関をできる限りすみやかに行わせるため措置を執る。

第三十一条　航空空郵袋の返送

1　反対の取極がない限り、航空郵袋は、からのまま、平面路により差立郵政庁に返送しなければならない。空郵袋の数が十個に達するときは、直ちに、指定された航空交換局間で特別閉袋を作成する。この閉袋には、「Sacs vides」の票札及び年次番号を附する。書状目録には、差立国に返送する郵袋の数を指示する。

2　郵政庁は、事前の取極により、名あて郵政庁に属する郵袋を自己の閉袋の作成のために利用することができる。

3　条約の施行規則第百六十九条5及び6の規定は、航空空郵袋に適用する。

第三十二条　条約及び約定の規定の適用

小包郵便物に関する約定及びその施行規則を除く外、条約及び約定並びにこれらの施行規則の規定は、前諸条で明定していないすべての事項に適用する。

第三十三条　採択された規定の効力発生及び有効期間

1　この規定は、条約の効力発生の日に効力を生ずる。

2　この規定は、関係締約国間の共通の合意により更新されない限り、条約と同一の有効期間を有する。

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで作成した。

アフガニスタンのために
I・コウドイアール・カーン
南アフリカ連邦のために
L・C・バーク
アルバニア人民共和国のために
N・サラチ
ドイツのために
アメリカ合衆国のために
ジョン・M・レディング
ジョン・J・ギレン
グリーヴアー・アラン
ロイ・C・フランク

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ジョン・M・レディング
ジョン・J・ギレン
グリーヴアー・アラン
ロイ・C・フランク

サウディ・アラビア王国のために
アルゼンテイン共和国のために
D・B・カナーリエ

オーストラリア連邦のために
C・C・スミス
W・ライト

オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク
P・マツホルト
メーデル・カルル

ベルギーのために
ピヌー
ラマンス
E・ボーデユアン
E・M・ビノー
L・ステフエンス
L・アントワーヌ

ベルギーのコンゴー殖民地のために
バツカー
J・ファン・ステンフオルト

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
V・チホミーロフ

ビルマのために
タン・オウン
ラ・ジョン・ブリユ

ボリヴイアのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル

ブラジル合衆国のために
アルフレド・ギマライインス
ジルベルト・デ・バウラ・イ・シルヴア

ブルガリア人民共和国のために
ジユリオ・サンチエス・ペレス
ボリス・ボボフ
Y・ゴレマノフ

カンボデイアのために
A・コヘノフ
P・ゼチーフ

カナダのために
シソワット・エンタラヴオン
W・J・ターンブル
A・ギヤグノン

セイロンのために
H・N・パール
A・I・ペレラ

チリのために
W・S・グーネセケラ
ルイス・カンポス・ヴアスケス

中国のために
ミゲル・A・バラ
金問泗
黄家徳
蔡茁生
薛聘文

コロンビア共和国のために
ハイメ・ポニリヤ・プラタ
G・メルギソ・グテーレス
L・A・ナヘラ

朝鮮のために
チエー・ジエ＝ホ
チヨウ・オン＝ソク

コスタ・リカ共和国のために
D・シンヘル

キユーバ共和国のために
マリアノ・ブルル
J・ラーゴ・ルナール
デンマークのために
K・J・イエンスン
アルネ・クロツグ
アンダースン

ドミニカ共和国のために
オラシオ・ヴイシオソ

エジプトのために
M・カイラート
A・バキール

サルヴアドル共和国のために
H・エスコベル・セラノ

エクアドルのために
マヌエル・アルテタ

スペインのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
エンリケ・ベルトラン・デ・リス

フランシスコ・ベレンゲル
フランシスコ・メロ
ホセ・ルチ・アモル

スペインの殖民地全体のために
アニーバル・アルテイン

エテイオピアのために
セイフー・ユンネスー

フインランドのために
S・J・アホーラ
ウルフオ・タルヴイチエ

フランスのために
ル・ムエル
ユースクラ
ベグアン・ビルコツク
G・ベルナール
デマレー
ドルウエ
ジヨゼフ・ブルトウミユ
ロジエ・エドワール・ポワント
アルジエリアのために
A・ラブルス
カルテジーニ

フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体のために
メイエール
スキナジー
テネール

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
海峡諸島及びマン島を含めて
D・O・ラムレー
R・H・ロツク
A・H・リツジ
A・W・C・ライランド
T・C・カーペンター
A・F・ハーヴエイ

殖民地ト保薄領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
D・O・ラムレー
R・H・ロツク
A・H・リツジ
A・W・C・ライランド
T・C・カーペンター
A・F・ハーヴエイ

ギリシヤのために
D・カブサリス

グアテマラのために
A・モラレス・ダルドン

ハイテイ共和国のために
マルシアル・ペトウルス
ジョルジユ・ウジエーヌ・ロア

ホンデユラス共和国のために
ルネ・バケン

ハンガリー人民共和国のために
ベンケ・ヨジエフ
モドス・エレメル
インドのために
H・L・ジエラート
S・N・ダス・グプタ
L・K・ナラヤンスアミ

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
M・ヤヤ

イランのために
ヴエベル

イラークのために
アブダル・バキ

アイルランドのために
S・S・ビユイルセアル
ジョン・A・アーヴイン

アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン

イスラエルのために
C・ベン・メナヘム
A・ラナン

イタリアのために
デ・カテリーニ
フオルケツト・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード
アルフレド・デル・チヨツポ
ブルネツト・ブルネツテイ
アントニオ・ペトウルチヤーニ
ジヨアキーノ・モリ

日本国のために
與謝野秀
松井一郎

ジョルダン・ハシエミツト王国のために
ラオスのために
チヤンタラングシ
H・ブーション

レバノンのために
ムバーラク
リベリア共和国のために
M・A・デシエルト
リビアのために
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドウロ
モロッコ（スペイン地帯を除く。）のために
ベルノ
モーリス
モロッコ（スペイン地帯）のために
フランシスコ・ベレンゲル
メキシコのために
フェデリコ・A・マリスカル
I・メデイナ
ラウロ・ラミレス
ニカラグアのために
J・リヴアス
ノールウエーのために
ステン・ハウグ
インヴアル・リード
オーラフ・リーセ
ニユー・ジーランドのために
C・A・マクファーレン
A・L・ジヤツド
パキスタンのために
S・シディツキ
W・A・ミンハス
W・アクバール
パナマ共和国のために
カルロス・オルテイス
パラグアイのために
V・アルメイダ・ゴロステイアガ

オランダのために
ホフマン
P・ダイクウエル
オランダ領アンテイール及びスリナムのために
ホフマン
P・ダイクウエル
ペルーのために
アレハンドル・フレウンド・ロセル
フイリピン共和国のために
F・クアデルノ
ポーランドのために
E・ヘルブスト
J・クリメツク
ミハル・ピアンコ
ポルトガルのために
ドアルテ・カリエイロス
ジヨルジ・ブラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴイエガス・デ・マトス
西部アフリカのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ジョアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ
東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カルデド・タヴエイラ
ルーマニヤ人民共和国のために
モンテアニ
A・ゲルレルト
アベールス
サン・マリノ共和国のために

エマヌエル・ノエル
スウエーデンのために
エリツク・スワトリング
グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン
テユレ・ニールンド
エツベ・ブリンゲルト
スイス連邦のために
ヴエベル
トウアゾン
シヤブイ
ブツツイ
シリアのために
S・タラージ
H・ラハーム
ゲンナウイ
チエツコスロヴアキアのために
ドクトル　レイモゼル
ヨセフ・ウーヘル
イリ・モラヴイツチ
タイのために
スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキツト
テユニスのために
J・デーズ
マシヤベイ
トルコのために
O・クバツト
E・S・アルセリム
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
N・イワノフ
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
A・マリーニツチ
ウルグアイ東方共和国のために

エドウアルド・デ・アルテアガ
ヴアチカン市国のために
フエルナンド・フアン・グーテ
P・デミユール
ヴエネズエラ合衆国のために
セサル・ピエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス
ヴイエトナムのために
レー・クアン＝フイ
イエメンのために
ユーゴースラヴイア人民連邦共和国のために
ニコラ・ミラノヴイツチ
H・ツヴエツトコーヴイツチ
M・ミチツチ

航空通常郵便物に関する規定の最終議定書

第一条　航空通常郵便物の重量単位の階段を引き下げる権能

郵政庁は、航空増料金の決定のため、条約第四十八条に規定する基本段階に達しない重量階段を認める権能を有する。

第二条　航空書簡に適用する暫定規定

第五条8第二段の規定の適用は、条約の効力発生の日から起算して二年の期間が満了するまでは、任意とする。

第三条　例外的増料金

ソヴイエト社会主義共和国連邦の特殊な地理的位置にかんがみ、同国の郵政庁は、世界のすべての国に対し、ソヴイエト社会主義共和国連邦の全領域において均一の増料金を適用する権利を留保する。この増料金は、航空路による通常郵便物の運送から生ずる実費をこえないものとする。

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで作成した。

アフガニスタンのために
I・コウドイアール・カーン
南アフリカ連邦のために
L・C・パーク
アルバニア人民共和国のために
N・サラチ
ドイツのために
アメリカ合衆国のために
ジョン・M・レデイング
ジョン・J・ギレン
グリーヴアー・アラン
ロイ・C・フランク
信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ジョン・M・レデイング
ジョン・J・ギレン
グリーヴアー・アラン
ロイ・C・フランク
サウデイ・アラビア王国のために
アルゼンテイン共和国のために
D・S・カナーリエ
オーストラリア連邦のために
C・C・スミス
W・ライト

オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク
P・マツホルト
メーデル・カルル

ベルギーのために
ピヌー
ラマンス
E・ボーデュアン
E・M・ピノー
L・ステフエンス
L・アントワーヌ

ベルギーのコンゴー殖民地のために
バツカー
J・ファン・ステンフオルト

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
V・チホミーロフ

ビルマのために
タン・オウン
ラ・ジョウ・プリュ

ボリヴイアのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル

ブラジル合衆国のために
アルフレド・ギマラインス
ジルベルト・デ・バウラ・イ・シルヴア
ジユリオ・サンチエス・ペレス

ブルガリア人民共和国のために
ボリス・ポポフ
Y・ゴレマノフ
A・コヘノフ
P・ゼチーフ

カンボデイアのために
シソワツト・エンタラヴオン

カナダのために
W・J・ターンブル
A・ギヤグノン

H・N・パール

セイロンのために
A・I・ペレラ
W・S・グーネセケラ

チリのために
ルイス・カンポス・ヴアスケス
ミゲル・A・パラ

中国のために
金問泗
黄家徳
蔡茄生
薛聘文

コロンビア共和国のために
ハイメ・ボニリヤ・ブラタ
G・メルギゾ・グテーレス
L・A・ナヘラ

朝鮮のために
チエー・ジエ＝ホ
チヨウ・オン＝ソク

コスタ・リカ共和国のために
D・シンヘル

キユーバ共和国のために
マリアノ・ブルル
J・ラーゴ・ルナール

デンマークのために
K・J・イエンスン
アルネ・クロッグ
アンダースン

ドミニカ共和国のために
オラシオ・ヴイシオソ

エジプトのために
M・カイラート
A・バキール

サルヴアドル共和国のために
H・エスコバル・セラノ

エクアドルのために
マヌエル・アルテタ

スペインのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
エンリケ・ベルトラン・デ・リス

フランシスコ・ペレンゲル
フランシスコ・メロ
ホセ・ルチ・アモル

スペインの殖民地全体のために
アニーバル・マルテイン

エテイオピアのために
セイフー・ユンネスー

フインランドのために
S・J・アホーラ
ウルフオ・タルヴイチエ

フランスのために
ル・ムエル
ユースクラ
ベグアン・ビルコツク
G・ベルナール
デマレー
ドルウエ
ジョゼフ・ブルトウミュ
ロジエ・エドワール・ボワントロ

アルジエリアのために
A・ラブルス
カルテジーニ

フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体のために
メイエール
スキナジー
テネール

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
海峡諸島及びマン島を含めて
D・O・ラムレー
R・H・ロツク

A・H・リツジ
A・W・C・ライランド
T・C・カーペンター
A・F・ハーヴエイ

ギリシヤのために
D・カプサリス
グアテマラのために
A・モラレス・ダルドン

ハイテイ共和国のために
マルシアル・ペトウルス
ジョルジユ・ウジエーヌ・ロア

ホンデユラス共和国のために
ルネ・パケン

ハンガリー人民共和国のために
ベンケ・ヨジエフ
モドス・エレメル

インドのために
H・L・ジエラート
S・N・ダス・グプタ
L・K・ナラヤンスアミ

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
M・ヤヤ

イランのために
ヴエベル

イラークのために
アブダル・パキ

アイルランドのために
S・S・ピユイルセアル
ジョン・A・アーヴイン

アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン

イスラエルのために
C・ベン・メナヘム
A・ラナン

イタリアのために
デ・カテリーニ
フオルケツト・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード
アルフレド・デル・チヨツポ
ブルネツト・ブルネツテイ
アントニオ・ペトウルチヤーニ
ジョアキーノ・モリ

日本国のために
與謝野秀
松井一郎

ジョルダン・ハシエミツト王国のために
ラオスのために
チヤンタラングシ
H・ブーション

レバノンのために
ムバーラク

リベリア共和国のために
M・A・デシエルト

リビアのために
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドウロ

モロッコ（スペイン地帯を除く。）のために
ベルノ
モーリス

モロッコ（スペイン地帯）のために
フランシスコ・ペレンゲル

メキシコのために
フエデリコ・A・マリスカル
I・メディナ
ラウロ・ラミレス

ニカラグアのために
J・リヴアス

ノールウエーのために
ステン・ハウグ
インヴアル・リード

ニユー・ジーランドのために
C・A・マックフアーレン

パキスタンのために
A・L・ジヤッド
S・シデイツキ

パナマ共和国のために
M・A・ミンハス
M・アクバール

パラグアイのために
カルロス・オルテイス

オランダのために
V・アルメイダ・ゴロステイアガ

オランダ領アンテイール及びスリナムのために
ホフマン
P・ダイクウエル

ペルーのために
P・ダイクウエル

フイリピン共和国のために
アレハンドル・フレウンド・ロセル

ポーランドのために
F・クアデルノ

ポルトガルのために
E・ヘルブスト

ドアルテ・カリエイロス
J・クリメック

西部アフリカのポルトガルの領土のために
ミハル・ビアンコ

東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガル領土のために
ジヨルジ・ブラガ
ジヨゼ・ルシアノ・ヴイエガス・デ・マトス

テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ジヨアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ

テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル

ルイス・カルデド・タヴエイラ

ルーマニア人民共和国のために
モンテアニ
A・ゲルレルト
アベールス

サン・マリノ共和国のために
エマヌエル・ノエル

スウエーデンのために
エリツク・スワトリング
グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン

テユレ・ニールンド
エツベ・ブリンゲルト

スイス連邦のために
ヴエベル
トウアゾン

シヤブイ
ブツツイ

シリアのために
S・タラージ
H・ラハーム
ゲンナウイ

チエツコスロヴアキアのために
ドクトル　レイモゼル

ヨセフ・ウーヘル
イリ・モラヴイツチ

タイのために
スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキツト

テユニスのために
J・デーズ
マシヤベイ

トルコのために
O・クバツト
E・S・アルセリム

ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
N・イワノフ

ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
A・マリーニツチ

ウルグアイ東方共和国のために
エドウアルド・デ・アルテアガ

ヴアチカン市国のために
フエルナンド・フアン・グーテム

P・デミユール

ヴエネズエラ合衆国のために
セサル・ピエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス

ヴイエトナムのために
レー・クアン＝フイ

イエメンのために

ユーゴースラヴイア人民連邦共和国のために
ニコラ・ミラノヴイツチ
H・ツヴエツトコーヴイツチ
M・ミチツチ

附属書　式紙

AV 1

（航空通常第十七条2(a)）

航空郵便業務一覧表

表 AV 1

（注）　本表は、航空通常郵便物に関する規定第十七条2(a)に従つて国際事務局が発行する。

AV 2
（航空通常第十九条4）

閉袋差立郵政庁 ……

明細表　AV2番号……

閉袋名あて郵政庁 ……

差立交換局印

名あて交換局印

普通／書留 (1)　航空通常郵便物の重量

上記の郵便物を包有する普通／航空 (1)　閉袋の差立番号……

差立交換局……

名あて交換局……

差立日時　19……年……月……日……時……分

名あて国又は運送料が均一の国の群 1	純重量 LC 2	純重量 AO 3	純重量 新聞紙 4	備考 5
	g	g	g	

(1)　不要の事項を消すこと。

(注)　この式紙は、任意に裏面にも印刷することができる。

（大きさ　210×297又は148×210ミリメートル）

AV 3
（航空通常第二十条1）

閉袋差立郵政庁 ……

閉袋継送郵政庁 ……

重量表 AV3
航空閉袋

航空閉袋継送交換局……

期間　19……年……月 / 19……年第……四半期 (1)

この閉袋は、……から……まで航空路により送達された。

差立局 1	差立番号 2	名あて局 3	利用航空線路番号 4	郵便物の種類別重量 LC 5	郵便物の種類別重量 AO 6	郵便物の種類別重量 新聞紙 7	備考 8
				g	g	g	
			計				

……　19……年……月……日
継越郵便局長

……　19……年……月……日
検査後承認した。

(1)　不要の事項を消すこと。

（大きさ　210×297ミリメートル）

AV 4
（航空通常第二十条1）

閉袋差立郵政庁 ..... 閉袋名あて郵政庁 .....

重量表 AV 4
開袋航空郵便物

この郵便物を包有する 航空/普通 (1) 閉袋の差立交換局 .....

名あて交換局 ..... 差立期間 { 19 ..... 年 ..... 月 / 19 ..... 年第 ..... 四半期 (1)

差立局の差立日付 1	差立番号又は明細表AV2の番号 2	名あて国						(2)	備考 9
		LC 3	AO 4	新聞紙 5	LC 6	AO 7	新聞紙 8		
		g	g	g	g	g	g		
計									

..... 19 ..... 年 ..... 月 ..... 日
継越郵便局長 .....

..... 19 ..... 年 ..... 月 ..... 日
検査後承認した。
.....

(1) 不要の事項を消すこと。
(2) 「備考」欄の前にある点線の縦線は、各名あて国につき用意された一組の欄（たとえば、3, 4, 5 又は 6, 7, 8）が、必要に応じ、郵政庁によつて任意に附加されることができることを示す。

（大きさ 210×297ミリメートル）

AV 5
（航空通常第二十一条3）

貸方郵政庁 .....

特別計算書 AV 5
（基礎は、実重量とする。）

この { 月次 / 四半期 } (1)表の航空運送のための金額が帰属する郵政庁 .....

航空通常郵便物の差立局 ..... 差立期間 { 19 ..... 年 ..... 月 / 19 ..... 年第 ..... 四半期 (1)

名あて国 1	郵便物の種類(2) 2	1キログラムごとの運送料 3	月別運送重量 4	月別運送重量 5	月別運送重量 6	当該{月/四半期}(1)の合計重量 7	支払うべき運送料の総額 8
		fr c	kg g	kg g	kg g	kg g	fr c
.....	LC						
.....	AO						
.....	新聞紙						
.....	LC						
.....	AO						
.....	新聞紙						
..... (3)							
	開袋継越の総計に対する5%の引上げ						
	計						

この計算書の仕切金額 .....
貸方郵政庁 .....
..... 19 ..... 年 ..... 月 ..... 日
貸方郵政庁
.....

この計算書の下記の金額を承認した。
.....
..... 19 ..... 年 ..... 月 ..... 日
借方郵政庁
.....

(1) 不要の事項を消すこと。
(2) この欄に掲げられている郵便物の種類の記載は、この式紙の一部をなすものではなく、単にこの式紙の記入方法を明示するためのものである。
(3) 点線の横線は、追加の線が、必要に応じ、郵政庁によつて任意に附加されることができることを示す。

（大きさ 210×297ミリメートル）

郵　政　庁

AV　6
（航空通常第二十四条4及び第二十六条1(a)）

差立局印

積載明細表　AV　6

線路番号……　日付……

航空会社……

交付すべき郵袋等の個数	荷卸航空港	郵袋等の総重量 LC		AO		新聞紙		小包		備考
1	2	3		4		5		6		7
		kg	g	kg	g	kg	g	kg	g	
	計									

郵便物引渡担当者の署名……　航空港の権限のある担当者の署名……

（大きさ　210×297ミリメートル　黄色）

郵　政　庁

AV　7
（航空通常第十八条3及び第二十六条1(b)）

差立局印

引渡明細表　AV　7
航空閉袋

名あて局印

名あて局……

運送線路番号……

荷卸航空港……

出発日時（航空港からの）19……年……月……日……時……分

差立局	差立番号	名あて局	通常郵便物の封筒又は郵袋	新聞紙の包束物又は郵袋	小包又は小包の郵袋	郵袋等の総重量 LC	AO	新聞紙	小包	備考
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
						kg　g	kg　g	kg　g	kg　g	
	計									

差立局担当者の署名……　名あて局担当者の署名……

（大きさ　210×297ミリメートル　白色）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その二）

価格表記の書状及び箱物に関する約定

アルバニア人民共和国、ドイツ、サウディ・アラビア王国、アルゼンテイン共和国、オーストリア、ベルギー、ベルギーのコンゴー殖民地、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国、ビルマ、ボリヴイア、ブラジル合衆国、ブルガリア人民共和国、カンボデイア、セイロン、チリ、中国、コロンビア共和国、朝鮮、キユーバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、スペイン、スペインの殖民地全体、フインランド、フランス、アルジエリア、フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体、ギリシヤ、ハイテイ共和国、ホンデユラス共和国、ハンガリー人民共和国、インド、インドネシア共和国、イラン、イラク、アイルランド、アイスランド共和国、イタリア、日本国、ジヨルダン・ハシエミツト王国、ラオス、レバノン、ルクセンブルグ、モロッコ（スペイン地帯を除く。）モロッコ（スペイン地帯）、ニカラグア、ノールウエー、ニユー・ジーランド、パキスタン、パラグアイ、オランダ、オランダ領アンテイール及びスリナム、ポーランド、ポルトガル、西部アフリカのポルトガルの領土、東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウエーデン、スイス連邦、シリア、チエツコスロヴアキア、タイ、テユニス、トルコ、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国連邦、ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウルグアイ東方共和国、ヴアチカン市国、ヴエネズエラ合衆国、ヴイエトナム、イエメン、ユーゴースラヴイア人民連邦共和国間に締結された価格表記の書状及び箱物に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約第二十条により、共通の合意により且つ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章　総則

第一条　約定の目的

1　有価証券及び有価の書類を包有する書状並びに珠玉その他の貴重品を包有する箱物は、差出人により表記される価格をもつて包有品を保険に付した上、締約国間において交換することができる。

2　これらの郵便物は、「価格表記郵便物」又は「価格表記書状」若しくは「価格表記箱物」と称する。

3　価格表記箱物の交換は、この業務を行うことを表明する締約国間に限定する。

第二条　価格の表記

1　価格表記金額は、原則として、無制限とする。

2　もつとも、各郵政庁は、おのおの、価格の表記を一定の金額に制限する権能を有する。その金額は、一万フランを下ることができない。

3　異なる最高限を採用した諸国間の関係においては、最も低い制限を相互に遵守しなければならない。

4　価格の表記は、郵便物の包有品の実価をこえることができない。もつとも、その価格の一部のみを表記することは、許される。書類の作成費に相当する価格を表わす書類の表記金額は、亡失の場合にその書類の複製に要することがある費用をこえることができない。

5　郵便物の包有品の実価をこえる価格の詐欺表記は、差出国の法制に規定する司法上の訴追を受けるものとする。

第二章　引受条件

第三条　重量及び大きさの条件

1　価格表記書状は、普通書状に適用する重量及び大きさの条件に従う。

2　価格表記箱物は、重量については一キログラム、また、大きさについては長さ三十センチメートル、幅二十センチメートル、高さ十センチメートルをこえることができない。

第四条　包有の許容

1　価格表記書状は、同意を表明した諸国間の関係においては、関税を課すべき物品を包有することができる。

2　価格表記箱物は、必要な記載にとどまる開封の案内書及び差出人の居所氏名を附記した箱物の表記の写一通を包有することができる。

3　医術上又は科学上の目的で発送するあへん、モルヒネ、コカインその他の麻酔剤を包有する価格表記箱物については、第五条1(b)に従うものとする。

第五条　包有の禁止

1　次に掲げる物品を包有する価格表記郵便物は、発送を禁止する。

(a)　性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は通常郵便物を汚染し、若しくは損すべき物品

(b)　あへん、モルヒネ、コカインその他の麻酔剤。但し、この禁止は、医術上又は科学上の目的で、この目的を有することを条件としてこれらの物品を許す国にあてて価格表記箱物の形態により行う発送には、適用しない。

(c)　名あて国において輸入又は流布を禁止する物品

(d)　生きた動物

(e)　爆発性、発火性又は危険性のある物質

(f)　わいせつ又は不道徳な物品

2　価格表記書状は、硬貨、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有してはならない。第四条1の規定を留保して、この書状は、また、関税を課すべき物品を包有してはならない。

3　価格表記箱物は、次の物品を包有してはならない。

(a)　現実的且つ対人的な通信の性質を有する書類

(b)　銀行券、紙幣又は各種類の持参人払有価証券

第六条　誤つて引き受けられた郵便物の取扱

1　第三条の規定に適合しない価格表記郵便物であつて誤つて引き受けられたものは、すべて、差出郵政庁に返送しなければならない。但し、名あて郵政庁は、条約第四十八条12に規定する料金及び増料金をこの郵便物に適用した上、これらを名あて人に配達することができる。

2　第五条1に掲げる物品を包有する価格表記郵便物であつて誤つて引き受け発送されたものは、これらの物品の包有を発見した郵政庁の内国法制に従つて取り扱う。第四条1の規定を留保して、有価証券以外の関税を課すべき物品を包有する価格表記書状についても、

同様とする。但し、第五条1(b)、(e)及び(f)に掲げる物品を包有する価格表記郵便物については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達又は差出元への返送を行わない。

3　第五条2及び3(b)に掲げる物品を包有する価格表記郵便物は、すべて差出元へ返送するものとする。但し、名あて郵政庁がそれらの物品の包有を発見したときは、その郵政庁は、自国の内国規則に規定する条件に従つて、当該郵便物を名あて人に配達することができる。

4　誤つて引き受け発送された価格表記郵便物が差出元へ返送されず、また、名あて人へも配達されない場合には、差出郵政庁は、当該郵便物に適用された取扱について、詳細に通報されるものとする。

5　価格表記箱物は、いかなる場合にも、現実的且つ対人的な通信の性質を有する書類一通を包有することを理由として差出人に返送することができない。

第三章　諸料金

第七条　郵便諸料金

1　価格表記の書状及び箱物については、次の諸料金をあらかじめ差出人から徴収するものとする。

(a)　前納料金

(b)　定額の書留料

(c)　価格表記料

2　これらの諸料金の料金率は、次のとおりとする。

郵便物の名称	1 前納料金	2 定額の書留料	3 価格表記料
書状	条約第四十八条の規定に従つて算出した料金	条約第六十七条2(b)に定める料金	名あて国のいかんを問わず、表記金額三百フラン又は三百フランの端数ごとに最高五十サンチーム。不可抗力により生ずることがある危険を負担する国においても、同様とする。
箱物	五十グラムごとに十六サンチーム最低八十サンチーム		

3　価格表記の書状及び箱物については、1に掲げる諸料金の外、この約定の第十五条に掲げる条約の諸規定の適用により生ずる諸料金を徴収することができる。

第八条　郵便料金の免除

郵政庁と郵政庁との間又は郵政庁と国際事務局との間に交換する郵便業務に関する価格表記書状については、すべての郵便料金を免除する。

第九条　郵便料金以外の課金

1　価格表記箱物は、輸出の際に行う刻印税の払いもどしに関しては、1に掲げる諸料金の外、この約定の第十五条に掲げる条約の諸規定の適用により生ずる諸料金を徴収することができる。

2　輸入に際して課される国税及び試験料は、配達の際に名あて人から徴収する。なんらかの理由により価格表記箱物が価格表記箱物の業務に関与する他の国に転送され、又は差出局に返送されるときは、再輸出に際して取り消されない課金又は費用は、名あて人又は差出人から徴収する。

第四章　責任

第十条　責任の原則

1　第十一条に規定する例外を除く外、郵政庁は、価格表記郵便物の亡失、盗取又はき損について責任を負う。

2　郵政庁は、閉袋で運送する郵便物についても、また、閉袋で運送する郵便物についても、責任を負う。

第十一条　責任の原則に対する例外

次の場合には、郵政庁は、すべての責任を免かれる。

(a)　不可抗力による場合。但し、不可抗力の危険を負担することを受諾した差出郵政庁に関しては、責任は、存続する。亡失、盗取又はき損について責任がある郵政庁は、その事実が不可抗力の場合を構成する事情によるものであるかどうかを自国の内国法制に従つて決定しなければならない。この事情は、参考のため、差出郵政庁に通知する。

(b)　郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、且つ、不可抗力に基く業務書類のき損によつて郵政庁が郵便物について調査することができない場合

(c)　損害が差出人の過失若しくは怠慢に基いたものである場合又は物品の性質から生じたものである場合

(d)　包有品が第五条1、2及び3(b)に規定する禁制に抵触する物である郵便物に関する場合

(e)　包有品の実価をこえる価格の詐欺表記の対象となつた郵便物に関する場合

(f)　名あて国の内国法制に基いて差し押えられた郵便物に関する場合

(g)　差出人が郵便物の差出の日の翌日から起算して一年の期間内になんらの請求も行わなかつた場合

(h)　海路運送に関しては、締約国の郵政庁が利用する船舶内にある有価物について責任を負うことができない旨を通知した場合。但し、その郵政庁は、閉袋による価格表記郵便物の継越については、書留郵便物について規定される責任を負う。

第十二条　責任の消滅

1　郵政庁は、価格表記郵便物であつて同種類の郵便物について自国の内国規則に規定する条件に従つて配達されたものに関しては、責任を免かれる。

2　もつとも、次の場合には、責任は、存続する。

(a)　盗取され、又はき損した郵便物の配達に際して留保を行うことを内国規則によつて許される場合であつてこの留保が名あて人により又は、返送のときは、差出人によつて行われたとき。

(b)　正規に受領証が差し出されているといないとを問わず、名あて人又は、返送の場合には、差出人が損害を発見した旨及び盗取又はき損が配達の後に生じたものでないことを立証した旨を郵便物を配達した郵政庁に遅滞なく申し出る場合

第十三条　損害賠償

1　価格表記郵便物の亡失、盗取又はき損の場合には、差出人は、亡失、盗取又はき損の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金は、いかなる場合にも、金フランによる価格表記金額をこえることができない。

2　間接の損害又は実現されなかつた利益は、考慮しない。

3　賠償金は、有価の物品の運送が引き受けられた場所及び時期における同種類の有価の物品の金フランに換算した時価に従つて算出する。時価がないときは、賠償金は、同一の基礎で評価された物品の普通価格に従つて算出する。

4　価格表記郵便物の亡失、完全なき損又は全部の盗取について賠償金を支払わなければならない場合には、差出人は、価格表記料を除く外、支払つた諸料金の還付を請求する権利を有する。価格表記料は、いかなる場合にも、差出郵政庁が収得する。

第十四条　郵政庁の相互の責任

1　郵便物を異議なく受け取り、且つ、すべての成規の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は次の郵政庁に運送したこと又は次の郵政庁に運送したことを立証することができないときは、反証があるまで、責任を負う。

2　次の場合には、名あて郵政庁及び各仲介郵政庁は、反証があるまで、すべての責任を免かれる。

(a)　郵政庁が価格表記郵便物の個個の点検に関する規定（施行規則第百八条）を遵守した場合

(b)　郵政庁が条約の施行規則第百十九条に規定する保存期間が経過して取調請求郵便物に関する業務書類が棄却された後に取調請求に接したことを立証することができる場合。この留保

は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

3　価格表記郵便物を他の郵政庁に運送した郵政庁は、郵便物の交付を受けた交換局が点検の後に利用することができる最初の便で差立郵政庁に価格表記の包束物の全部又は郵便物自体の不着又は異状を証明する調書を送付しなかつたときは、反証があるまで、すべての責任を免かれる。

4　亡失、盗取又はき損が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを立証することができないときは、関係郵政庁は、平等に損害を負担する。但し、盗取又はき損が名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出国において判明したときは、その国の郵政庁は、包束物、封筒又は郵袋及びそれらの封かん並びに郵便物の包装及びその封かんに外観上なんらの欠陥がなかつたこと並びに重量が差出の際に確認された重量と相違しなかつたことを証明しなければならない。名あて郵政庁又は、場合に応じ、差出郵政庁によつて前記の事項が証明されたときは、他のいずれの関係郵政庁も、異議を受けることなく次の郵政庁に郵便物を交付した事実を援用して責任の分担を拒むことができない。

5　亡失、盗取又はき損がこの約定に加入していない仲介郵政庁の領域又は業務において生じたときは、他の関係郵政庁は、当該仲介郵政庁が条約第三十二条2の規定により負担しない損害を平等に負担する。

6　支払うべき賠償金の関係郵政庁間における分担については5に規定する手続は、海路運送の場合であつて亡失、盗取又はき損が責任を認めない締約国に属する郵政庁の業務(第十一条(h))において生じたときにも適用する。

7　取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失について責任がある郵政庁の負担とする。

8　賠償金を支払つた郵政庁は、名あて人、差出人又は第三者に対して行うことがあるすべての請求の権利について、その賠償金額に達するまで、賠償金を受け取つた者に代位する。

9　亡失したものと認められた郵便物又はその一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。

10　なお、差出人に対しては、受け取つた賠償金額の返付と引換に三箇月の期間内に前記の郵便物を受け取ることができる旨を通報する。この期間内にその差出人が郵便物を請求しないときは、名あて人に対し、差出人に支払われた金額を支払つた上三箇月の期間内に当該郵便物を受け取ることができる旨を通知する。

11　差出人又は名あて人が賠償金額を返付した上郵便物を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

12　差出人及び名あて人が郵便物を受け取ることを放棄したときは、その郵便物は、賠償金を支払つた一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。

13　一郵政庁が他の郵政庁に対して負う責任は、いかなる場合にも、自己が採用した価格表記の最高限をこえないものとする。

14　価格表記郵便物が不可抗力により亡失し、盗取され、又はき損したときは、自国の領域又は業務において亡失、盗取又はき損が生じた郵政庁は、差出郵政庁に対し、双方の国が不可抗力によつて生ずる危険を負担するときに限り、責任を負う。

第五章　雑則及び最終規定

第十五条　条約の適用

条約の諸規定、特に次に掲げる諸条の規定は、この約定に明定していないすべての事項については、価格表記郵便物に適用する。

(a)　留置郵便の料金に関する第四十九条2

(b)　別配達郵便物に関する第五十六条。但し、同条の規定にかかわらず、名あて郵政庁は、自国の内国規則で規定するときは、郵便物自体に代えて到着通知書を特使をもつて配達する権能を有する。

(c)　第五十七条　取りもどし及び名あて変更。但し、これに関する最終議定書第九条を留保する。

第五十八条　転送、配達不能

第六十二条　通関料

第六十四条　課金別納郵便物

第六十六条　取調請求及び通報請求

第六十七条4　受領証の交付

第六十八条　到達証

(d)　賠償金に関する第七十三条、第七十四条及び第七十五条

(e)　料金の帰属に関する第七十七条。但し、代金引換郵便物に関する約定第十三条の規定の適用を留保する。

(f)　継越料に関する第七十八条、第七十九条、第八十条及び第八十一条

第十六条　業務に関与する郵便局

郵政庁は、価格表記の書状及び箱物の業務をできる限り自国のすべての郵便局において行うため必要な措置を執るものとする。

第十七条　大会議から大会議までの間において行われる提議の承認

条約第二十五条及び第二十六条の規定に従つて大会議から大会議までの間において行われる提議が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　新規定に関する場合又はこの約定の第一条から第八条まで、第十条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定並びにその最終議定書及び施行規則の最終の条の規定の修正に関する場合には、投票の全体

(b)　(a)に掲げる諸条の規定以外のこの約定の規定又はその施行規則の第百一条2、第百二条、第百三条、第百四条、第百五条、第百六条2から6まで、第百七条、第百八条並びに第百十一条(e)及び(f)の規定の根本的修正に関する場合には、投票の三分の二

(c)　施行規則のその他の諸条の修正に関する場合又はこの約定、その最終議定書及び施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。但し、条約第三十一条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

第十八条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十三年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、ベルギー政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで作成した。

アルバニア人民共和国のために
N・サラチ

ドイツのために

サウデイ・アラビア王国のために

アルゼンテイン共和国のために
D・B・カナーリエ

オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク
P・マツホルト
メーデル・カルル

ベルギーのために
ピヌー
ラマンス
E・ボーデュアン
E・M・ピノー
L・ステフエンス
L・アントワーヌ

ベルギーのコンゴー殖民地のために パッカー J・ファン・ステンフォルト 白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために V・チホミーロフ ビルマのために タン・オウン ラ・ジョウ・プリュ ボリヴイアのために ルイス・ロドリゲス・ミゲル ブラジル合衆国のために アルフレド・ギマラインス ジルベルト・デ・バウラ・イ・シルヴア ジユリオ・サンチエス・ペレス ブルガリア人民共和国のために ボリス・ポポフ Y・ゴレマノフ A・コヘノフ P・ゼチーフ カンボデイアのために シソワット・エンタラヴオン セイロンのために A・I・ペレラ W・S・グーネセケラ チリのために ルイス・カンポス・ヴアスケス ミゲル・A・バラ 中国のために 金問泗 黄家徳 蔡詰生 薛聘文 コロンビア共和国のために ハイメ・ボニリヤ・ブラタ G・メルギソ・グテーレス L・A・ナヘラ	朝鮮のために チエー・ジエ＝ホ チヨウ・オン＝ソク キユーバ共和国のために マリアノ・ブルル J・ラーゴ・ルナール デンマークのために K・J・イエンスン アルネ・クロッグ アンダースン ドミニカ共和国のために オラシオ・ヴイシオソ エジプトのために M・カイラート A・バキール スペインのために ルイス・ロドリゲス・ミゲル エンリケ・ペルトラン・デ・リス フランシスコ・ペレンゲル フランシスコ・メロ ホセ・ルチ・アモル スペインの殖民地全体のために アニーバル・マルテイン フインランドのために S・J・アホーラ ウルフオ・カルヴイチエ フランスのために ル・ムエル ユースクラ ベグアン・ビルコツク G・ベルナール デマレー ドルウエ ジョゼフ・ブルトウミユ ロジエ・エドワール・ボワント ロ アルジエリアのために A・ラブルス	カルテジーニ フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体のために メイエール スキナジー テネール グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために 海峡諸島及びマン島を含めて D・O・ラムレー R・H・ロック A・H・リッジ A・W・C・ライランド T・C・カーペンター A・F・ハーヴエイ 殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために D・O・ラムレー R・H・ロック A・H・リッジ A・W・C・ライランド T・C・カーペンター A・F・ハーヴエイ ギリシヤのために D・カプサリス ハイテイ共和国のために マルシアル・ペトウルス ジョルジユ・ウジエーヌ・ロア ホンデユラス共和国のために ルネ・パケン ハンガリー人民共和国のために ベンケ・ヨジエフ モドス・エレメル インドのために H・L・ジエラート S・N・ダス・グプタ	L・K・ナラヤンスアミ インドネシア共和国のために A・バーサ スムラ M・ヤヤ イランのために ヴエベル イラークのために アブダル・パキ アイルランドのために S・S・ピユイルセアル ジョン・A・アーヴイン アイスランド共和国のために マグヌス・ヨクムスン イタリアのために デ・カテリーニ フオルケツト・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード アルフレド・デル・チヨッポ ブルネツト・ブルネツテイ アントニオ・ペトウルチヤーニ ジョアキーノ・モリ 日本国のために 與謝野秀 松井一郎 ジョルダン・ハシエミツト王国のために ラオスのために チヤンタラングシ H・ブーション レバノンのために ムバーラク ルクセンブルグのために ロース ブロンドウロ モロツコ（スペイン地帯を除く。）のために	ベルノ モーリス モロツコ（スペイン地帯）のために フランシスコ・ペレンゲル ニカラグアのために J・リヴアス ノールウエーのために ステン・ハウグ インヴアル・リード オーラフ・リーセ ニユー・ジーランドのために C・A・マックファーレン A・L・ジヤウド パキスタンのために S・シデイツキ M・A・ミンハス M・アクバール パラグアイのために V・アルメイダ・ゴロステイアガ オランダのために ホフマン P・ダイクウエル オランダ領アンテイール及びスリナムのために ホフマン P・ダイクウエル ポーランドのために E・ヘルブスト J・クリメック ミハル・ピアンコ ポルトガルのために ドアルテ・カリエイロス ジョルジ・プラガ ジョゼ・ルシアノ・ヴイエガス・デ・マトス 西部アフリカのポルトガルの領土のために テオドロ・デ・マトス・フエレ

イラ・デ・アギアル
ジョアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ
東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カルデド・タヴエイラ
ルーマニア人民共和国のために
モンテアニ
A・ゲルレルト
アベールス
サン・マリノ共和国のために
エマヌエル・ノエル
スウエーデンのために
エリツク・スワトリング
グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン
テユレ・ニールンド
エツベ・ブリンゲルト
スイス連邦のために
ヴエベル
トウアゾン
シヤブイ
ブツツイ
シリアのために
S・タラージ
H・ラハーム
ゲンナウイ
チエツコスロヴアキアのために
ドクトル　レイモゼル
ヨセフ・ウーヘル
イリ・モラヴイツチ
タイのために
スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキット
テユニスのために
J・デーズ
マシヤベイ
トルコのために
O・クバット
E・S・アルセリム
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
N・イワノフ
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
A・マリーニツチ
ウルグアイ東方共和国のために
エドウアルド・デ・アルテアガ
ヴアチカン市国のために
フエルナンド・フアン・グーテム
P・デミユール
ヴエネズエラ合衆国のために
セサル・ピエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス
ヴイエトナムのために
レー・クアン＝フイ
イエメンのために
ユーゴースラヴイア人民連邦共和国のために
ニコラ・ミラノヴイツチ
H・ツヴエットコーヴイツチ
M・ミチツチ

約定の最終議定書

全権委員たる下名は、本日付で締結された価格表記の書状及び箱物に関する約定に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一条　価格表記の最高限

約定第二条にかかわらず、各郵政庁は、おのおの、価格表記の最高限を五千フランまでに又は、自国の内国業務において採用する額が五千フラン未満であるときは、その採用する額までに制限する権能を有する。

第二条　相当額、最高限及び最低限

各国は、約定第七条2に規定する価格表記箱物の基本郵便料金及び最低料金を条約の最終議定書第三条1に掲げる郵便料金の一般階段に従つて百分の六十を限度として引き上げ、又は百分の二十を限度として引き下げる権能を有する。

以上の証拠として、全権委員たる下名は、規定がこの約定の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、ベルギー政府の記録に寄託されるべき一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。千九百五十二年七月十一日にブラッセルで作成した。

アルバニア人民共和国のために
N・サラチ
ドイツのために
サウデイ・アラビア王国のために
アルゼンテイン共和国のために
D・B・カナーリエ
オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク
P・マツホルト
メーデル・カルル
ベルギーのために
ピヌー
ラマンス
E・ボーデユアン
E・M・ピノー
L・ステフエンス
L・アントワーヌ
ベルギーのコンゴー殖民地のために
パツカー
J・フアン・ステンフオルト
白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
V・チホミーロフ
ビルマのために
タン・オウン
ラ・ジヨウ・ブリユ
ボリヴイアのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
ブラジル合衆国のために
アルフレド・ギマラインス
ジルベルト・デ・パウラ・イ・シルヴア
ジユリオ・サンチエス・ペレス
ブルガリア人民共和国のために
ボリス・ポポフ
Y・ゴレマノフ
A・コヘノフ
P・ゼチーフ
カンボデイアのために
シソワツト・エンタラヴオン
セイロンのために
A・I・ペレラ
W・S・グーネセケラ
チリのために
ルイス・カンポス・ヴアスケス
ミゲル・A・バラ
中国のために
金問泗
黄家徳
蔡詰生
薛聘文
コロンビア共和国のために
ハイメ・ボニリヤ・プラタ
G・メルギゾ・グテーレス
L・A・ナヘラ
朝鮮のために
チエー・ジエ＝ホ
チヨウ・オン＝ソク
キユーバ共和国のために
マリアノ・ブルル
J・ラーゴ・ルナール
デンマークのために
K・J・イエンスン
アルネ・クロツグ
アンダースン
ドミニカ共和国のために
オラシオ・ヴイシオソ
エジプトのために
M・カイラート
A・バキール
スペインのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
エンリケ・ペルトラン・デ・リス
フランシスコ・ペレンゲル
フランシスコ・メロ
ホセ・ルチ・アモル
スペインの殖民地全体のために
アニーバル・マルテイン
フインランドのために
S・J・アホーラ
ウルフオ・タルヴイチエ
フランスのために
ル・ムエル
ユースクラ
ベグアン・ビルコツク
G・ペルナール
デマレー
ドルウエ
ジヨゼフ・ブルトウミユ
ロジエ・エドワール・ボワントロ

アルジエリアのために
A・ラプルス
カルテジーニ

フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体のために
メイエール
ヌキナジー
テネール

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
海峡諸島及びマン島を含めて
D・O・ラムレー
R・H・ロック
A・H・リッジ
A・W・C・ライランド
T・C・カーペンター
A・F・ハーヴエイ

殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
D・O・ラムレー
R・H・ロック
A・H・リッジ
A・W・C・ライランド
T・C・カーペンター
A・F・ハーヴエイ

ギリシヤのために
D・カブサリス

ハイテイ共和国のために
マルシアル・ペトウルス

ホンデユラス共和国のために
ジヨルジユ・ウジエーヌ・ロア
ルネ・ペケン

ハンガリー人民共和国のために
ベンケ・ヨジエフ
モドス・エレメル

インドのために
H・L・ジエラート
S・N・ダス・グプタ
L・K・ナラヤンスアミ

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
M・ヤヤ

イランのために
ザヴエベル

イラークのために
アブダル・パキ

アイルランドのために
S・S・ビユイルセアル
ジヨン・A・アーヴイン

アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン

イタリアのために
デ・カテリーニ
フオルケツト・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード
アルフレド・デル・チヨツポ
ブルネツト・ブルネツテイ
アントニオ・ペトウルチヤーニ
ジヨアキーノ・モリ

日本国のために
與謝野秀
松井一郎

ジヨルダン・ハシエミツト王国のために
ラオスのために
チヤンタラングシ
H・ブリション

レバノンのために
ムバーラク
ルクセンブルグのために
ロース

ブロンドウロ

モロツコ（スペイン地帯）のために
モロツコ（スペイン地帯を除く。）のために
ベルノ
モーリス

モロツコ（スペイン地帯）のために
フランシスコ・ペレンゲル

ニカラグアのために
J・リヴアス

ノールウエーのために
ステン・ハウグ
インヴアル・リード

オーラフ・リーセ

ニユー・ジーランドのために
C・A・マックフアーレン
A・L・ジヤツト

パキスタンのために
S・シデイツキ
M・A・ミンハス
M・アクバール

パラグアイのために
V・アルメイダ・ゴロステイアガ

オランダのために
ホフマン
P・ダイクウエル

オランダ領アンテイール及びスリナムのために
ホフマン
P・ダイクウエル

ポーランドのために
E・ヘルブスト
J・タリメツク

ミハル・ピアンコ

ポルトガルのために
ドアルテ・カリエイロス
ジヨルジ・ブラガ
ジヨゼ・ルシアノ・ヴイエガス・デ・マトス

西部アフリカのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ジヨアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ

東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カルデド・タヴエイラ

ルーマニア人民共和国のために
モンテアニ
A・ゲルレルト
アベールス

サン・マリノ共和国のために
エマヌエル・ノエル

スウエーデンのために
エリツク・スワトリング
グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン
テユレ・ニールンド

エツベ・ブリンゲルト

スイス連邦のために
ヴエベル
トウアゾン
シヤブイ
ブツツイ

シリアのために
S・タラージ
H・ラハーム
ゲンナウイ

チエツコスロヴアキアのために
ドクトル　レイモゼル
ヨセフ・ウーヘル
イリ・モラヴイツチ

タイのために
スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキット

テユニスのために
J・デーズ
マシヤベイ

トルコのために
O・クバット
E・S・アルセリム

ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
N・イワノフ

ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
A・マリーニツチ

ウルグアイ東方共和国のために
エドウアルド・デ・アルテアガ

ヴアチカン市国のために
フエルナンド・フアン・グーテム
P・デミユール

ヴエネズエラ合衆国のために
セサル・ピエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス

ヴイエトナムのために
レー・クアン＝フイ

イエメンのために

ユーゴースラヴイア人民連邦共和国のために
ニコラ・ミラノヴイツチ
H・ツヴエツトコーヴイツチ
M・ミチツチ

小包郵便物に関する約定

アフガニスタン、アルバニア人民共和国、ドイツ、サウデイ・アラビア王国、アルゼンテイン共和国、オーストリア、ベルギー、ベルギーのコンゴー殖民地、ボリヴイア、ブラジル合衆

国、ブルガリア人民共和国、カンボディア、チリ、中国、コロンビア共和国、朝鮮、コスタ・リカ共和国、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、サルヴァドル共和国、エクアドル、スペイン、スペインの殖民地全体、エティオピア、フインランド、フランス、アルジエリア、フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体、ギリシヤ、グアテマラ、ハイテイ共和国、ホンデュラス共和国、ハンガリー人民共和国、インド、インドネシア共和国、イラン、イラク、アイスランド共和国、イタリア、日本国、ジョルダン・ハシエミット王国、ラオス、レバノン、リベリア共和国、ルクセンブルグ、モロッコ（スペイン地帯を除く。）、モロッコ（スペイン地帯）、メキシコ、ニカラグア、ノールウエー、パキスタン、パナマ共和国、パラグアイ、オランダ、オランダ領アンテイール及びスリナム、ペルー、ポーランド、ポルトガル、西部アフリカのポルトガルの領土、東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウエーデン、スイス連邦、シリア、チエツコスロヴアキア、タイ、テユニス、トルコ、ウルグアイ東方共和国、ヴアチカン市国、ヴエネズエラ合衆国、ヴイエトナム、イエメン、ユーゴースラヴイア人民連邦共和国間に締結された小包郵便物に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約第二十条により、共通の合意により且つ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章　総則

第一条　約定の目的

1　「小包郵便物」と称する郵便物で一個の重量が二十キログラムをこえないものは、締約国間において、直接に又はその一若しくは二以上の国の仲介により、交換することができる。

2　自国の郵政庁が同意を表明した諸国の間においては、小包郵便物は、航空路により運送することを許す。この場合には、それらの小包郵便物を「航空小包郵便物」と称する。

3　この約定、その最終議定書及び施行規則において、「小包」という略称は、すべての小包郵便物に適用し、「航空小包」という略称は、航空小包郵便物にのみ適用する。

4　十キログラムをこえる小包の交換は、任意とする。

第二条　小包の種類

1　「普通小包」は、2及び3に定義する種類について定める特別の手続に付されない小包とする。

2　「価格表記小包」は、価格の表記を有する小包とする。

3　次に掲げる各小包は、それぞれ次に定めるものをいう。

(a)　「速達小包」とは、通常郵便に利用される迅速な方法によりできる限り運送されなければならない小包をいう。

(b)　「別配達小包」とは、名あて局に到着した後直ちに特使をもつて住所に配達しなければならない小包又は、郵政庁が住所への配達を行わない国においては、特使をもつて到着通知書を配達しなければならない小包をいう。もつとも、名あて人の住所が到着局の配達区域外にあるときは、特使による配達は、義務的でない。

(c)　「課金別納小包」とは、小包が配達に際して課される郵便料金及び郵便料金以外の課金の全部を差出人が負担することを請求する小包をいう。この請求は、郵便物差出の際に又は、差出の後においては、名あて人への配達の時までに行うことができる。

(d)　「代金引換小包」とは、代金の取立を要する小包で代金引換郵便物に関する約定に規定するものをいう。

(e)　「ぜい弱な小包」とは、こわれやすく、且つ、取扱を特に注意しなければならない物品を包有する小包をいう。

(f)　「捕虜及び被抑留者小包」とは、条約第三十七条に規定する捕虜若しくは機関にあてて又はこれらから差し出される小包をいう。

4　次のものは、「取扱困難な小包」とみなす。

(a)　施行規則で定める制限又は郵政庁が相互の間で定めることができる制限をこえる大きさの小包

(b)　形状上、性質上若しくは構造上の理由で、他の小包とともに荷積することが容易でない小包又は特別の注意を必要とする小包

(c)　海路業務による小包であつてその容積が施行規則で定める制限をこえるもの。もつとも、この小包を取扱困難な小包とみなすことは、任意とする。

5　「価格表記小包」、「速達小包」、「別配達小包」、「課金別納小包」、「代金引換小包」、「ぜい弱な小包」及び「取扱困難な小包」の交換については、差出郵政庁と名あて郵政庁との間の事前の取極を必要とする。

6　なお、「価格表記小包」（開袋で運送されるもの）、「速達小包」、「ぜい弱な小包」及び「取扱困難な小包」の交換については、仲介郵政庁が継越運送について同意を表明しなければならない。

第三条　重量級

第二条に定義する小包には、次の重量級が適用される。

一キログラムまで	
一キログラムをこえ	三キログラムまで
三キログラムをこえ	五キログラムまで
五キログラムをこえ	十キログラムまで
十キログラムをこえ	十五キログラムまで
十五キログラムをこえ	二十キログラムまで

第二章　すべての種類の小包に共通な規定

第一節　引受の一般条件

第四条　引受条件

1　包有品が第六条に掲げる禁制に抵触しないこと又は運送に関与する一又は二以上の郵政庁の領域において適用される禁制若しくは制限に抵触しないことを留保して、小包は、発送が許されるためには、

(a)　この約定又はその施行規則で定める重量及び大きさの条件に適合しなければならない。

(b)　差出局が要求するすべての料金を前納しなければならない。

2　課金別納小包は、到着局が名あて人に請求する権利を有するすべての金額及び第十六条2(j)に規定する課金別納料を支払うことを差出人が約束するときに限り、引き受けることができる。差出局は、充分な保証金の払込を要求することができる。

第五条　差出の際の差出人の指示

差出人は、小包の差出に際し、配達不能の場合にその小包に適用すべき取扱を指示するものとする。その指示は、次の事項に限る。

(a)　自己又は名あて国に居住する第三者に配達不能通知書を送付すること。

(b)　直ちに又は一定期間が経過した後に差出元へ返送すること。

(c)　必要があるときは転送の後に（第二十一条1(C)二に規定する特殊の場合を留保して）他の名あて人に配達すること。

(d) 最初の名あて人に配達するため小包を転送すること。

(e) 差出人の危険負担で小包を売却すること。

(f) 差出人が小包を放棄すること。

第六条　禁制

次に掲げる物品の発送は、禁止する。

(a)

一　性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は他の小包を汚染し、若しくはき損すべき物品

二　あへん、モルヒネ、コカインその他の麻酔剤。但し、この禁制は、医術上又は科学上の目的で、この目的を有することを条件としてこれらの物品を許す国にあてて行う発送には、適用しない。

三　名あて国において輸入又は流布を禁止する物品

四　現実的且つ対人的な通信の性質を有するすべての書類及び小包の名あて人又は名あて人の同居者の名あて以外の名あてを有する各種類の通常郵便物。但し、必要な記載にとどまるもつぱら輸送商品に関する書類、すなわち、案内書、明細表、発送通知書又は荷渡指図書のうちの一を開封でそう入することを許す。この四の適用上許されない通常郵便物が単に一通そう入されているときは、その通常郵便物は、料金未納の書状について定めるところに従つて取り扱うものとし、小包は、このそう入を理由として、差出元へ返送することができない。

五　生きた動物。但し、郵便によるその運送が関係国の郵便規則によつて許される場合には、この限りでない。

六　爆発性、発火性又は危険性のある物質。但し、郵政庁は、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きよう、不爆発性の大砲用信管原料並びにマッチ、フイルム、原料セルロイド又はセルロイド製品の運送について合意することができる。

七　わいせつ又は不道徳な物品

(b) 価格表記を許す国にあてた小包で価格表記としないものについては、硬貨、銀行券、紙幣、各種類の持参人払有価証券、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品。各郵政庁は、価格表記郵便物にも、金の地金のそう入を禁止し、又はこの種類の郵便物の実価を制限する権能を有する。この規定は、価格表記小包を許す二郵政庁間の小包の交換が価格表記小包を許さない郵政庁の仲介によらなければ行われることができないときは、適用しない。この場合には、仲介郵政庁は、普通小包につき規定する限度内においてのみ責任を負うものとする。

第七条　誤つて引き受けられた小包の取扱

1　第六条(a)に掲げる物品を包有する小包が誤つて引き受け発送されたときは、これを発見した郵政庁の内国法制に従つて取り扱うものとする。但し、同条(a)二、六及び七に掲げる物品を包有する小包については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達又は差出元への返送を行わない。

2　価格表記を許す国にあてた小包で価格表記としないものが第六条(b)に掲げる物品を包有するときは、誤を発見した継越郵政庁は、この小包を差出元へ返送しなければならない。この誤が名あて郵政庁に小包が到着した後に発見されたときは、当該名あて郵政庁は、自国の内国規則で定める条件に従つて、その小包を名あて人に配達することができる。内国規則によつてその配達が許されないときは、小包は、差出元へ返送しなければならない。この取扱は、大きさが許された限度を著しくこえる小包にも、同様に適用する。

3　小包の重量又は大きさが許された限度を著しくこえる場合には、その小包は、課されることがある料金をあらかじめ名あて人が支払つたときは、その者に配達することができる。

4　誤つて引き受けられた小包が名あて人に配達されず、また、差出元へも返送されないときは、差出郵政庁は、当該小包に適用された取扱について、詳細に通報されるものとする。

第二節　諸料金

第八条　諸料金の構成

郵政庁が徴収することができる諸料金は、第九条に定義する主要料金及び、必要があるときは、次の料金からなる。

(a) 第十五条又は最終議定書に掲げる割当料金

(c)(b) 第十六条に掲げる追加料金

第十九条、第二十条6、第二十六条及び第二十八条に掲げる郵便諸料金

(d) 第十七条に掲げる郵便料金以外の課金

第九条　主要料金

主要料金は、陸路、海路及び航空路の運送に関与する各郵政庁に帰属する割当料金で第十条から第十四条までに掲げるものからなる。

第十条　陸路割当料金

1　差立、到着又は継越の各陸路割当料金は、各国につき、且つ、各小包につき、次のとおり定める。

重量級 1	陸路割当料金 2 フラン サンチーム
一キログラムまで	〇・三〇
一キログラムをこえ　三キログラムまで	〇・四〇
三キログラムをこえ　五キログラムまで	〇・五〇
五キログラムをこえ　十キログラムまで	一・〇〇
十キログラムをこえ　十五キログラムまで	一・五〇
十五キログラムをこえ　二十キログラムまで	二・〇〇

2　もつとも、最後の二重量級に関しては、差出郵政庁及び名あて郵政庁は、自己に帰属すべき陸路割当料金を任意に定める権能を有する。

3　航空小包については、仲介郵政庁の陸路割当料金は、その小包が陸路の仲介運送による場合を除く外、適用しない。

第十一条　海路割当料金

1　海路運送の場合には、使用する各海路業務の海路割当料金は、次の表に示すところに従つて算出する。

距離の階段 1	重量級 2 一キログラムまで フラン サンチーム	一キログラムをこえ三キログラムまで フラン サンチーム	三キログラムをこえ五キログラムまで フラン サンチーム	五キログラムをこえ十キログラムまで フラン サンチーム	十キログラムをこえ十五キログラムまで フラン サンチーム	十五キログラムをこえ二十キログラムまで フラン サンチーム
第一階段　五〇〇海里まで	〇・一五	〇・二〇	〇・三〇	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇
第二階段　五〇一海里から一、〇〇〇海里まで	〇・二五	〇・三〇	〇・四〇	〇・七五	一・一〇	一・六〇
第三階段　一、〇〇一海里から二、〇〇〇海里まで	〇・四〇	〇・五〇	〇・六〇	一・一〇	一・六〇	二・二五
二、〇〇〇海里をこえる階段　一、〇〇〇海里又は一、〇〇〇海里の端数ごとに	〇・一〇	〇・一五	〇・二〇	〇・三五	〇・五〇	〇・六五

2　必要があるときは、距離の階段は、当該両国の関係港間の平均距離に従つて定める。

3　同一国の二港間の海路運送については、その国の郵政庁が当該小包につき既に陸路運送に対する報酬を受領したときは、1に規定する割当料金を徴収することができない。

4　航空小包については、仲介郵政庁又は仲介業務の海路割当料金は、その小包が海路の仲介運送によるものである場合を除く外、適用しない。差出国又は名あて国が行う各海路業務は、仲介業務とみなす。

第十二条　航空路割当料金

1　郵政庁は、重量及び距離に基く均一の運送料金率を制定するために必要な措置を執ることを約束する。

2　すべての航空業務については、航空運送に関する郵政庁間の勘定の決済に適用すべき基本料金率は、総重量一キログラム及び一キロメートルごとに、最高一フランの千分の一・二五とする。

3　二国が二以上の航空線路によつて連絡されるときは、運送料金率は、関係航空港間の平均距離及び線路の国際交通上の重要度に従つて定める。

4　自国の領域内において航空路により航空小包を前送し、又は再発送する各国は、この運送につき特別の報酬を請求する権利を有する。この報酬は、航空路により実際に前送し、又は再発送した各航空小包につき、2に定める基本料金率に基き、且つ、通常郵便物の業務について採用された当該国の内国線路網における運送路の平均距離に従つて、算出しなければならない。この報酬は、各内国運送路につき、その運送路のいかんを問わず、同一でなければならない。

5　4に掲げる原則に対する例外として、郵政庁は、自国の領域に到着し、又は自国の領域から発するすべての航空小包に、差別なく、前記の特別の報酬を適用することができる。

6　被航空国の郵政庁は、自国の領域の上空を航空路により運送される航空小包については、なんらの報酬も請求する権利を有しない。

第十三条　陸路割当料金の引下げ又は引上げ

1　郵政庁は、発送の陸路割当料金及び到着の陸路割当料金（従つて、継越の陸路割当料金を除く。）を同時に引き下げ、又は同時に引き上げる権能を有する。

2　このような変更は、

(a)　一月一日から又は七月一日からに限つて効力を生ずるものとする。

(b)　少くとも三箇月前にスイス郵政庁に通告するものとする。

(c)　少くとも一年間効力を有するものとする。

3　引上げは、必要があるときは、十キログラムまでの重量級については、第十条1に定める陸路割当料金をこえることができる。

第十四条　海路割当料金の引下げ又は引上げ

1　郵政庁は、第十一条1に定める海路割当料金を百分の五十を限度として引上げる権能を有する。もつとも、郵政庁は、任意に海路割当料金を引下げることができる。

2　この権能は、第十三条2に定める条件に従う。

3　引上げの場合には、引上げは、海路運送を行う業務が所属する国から発する小包にも適用しなければならない。但し、この義務は、一国とその殖民地、海外領土等との間の関係又はそれらの殖民地、海外領土等の相互の関係には、適用しない。

第十五条　発送及び到着の例外的割当料金

第十三条2に定める条件を尊重することを留保して、各郵政庁は、自己の郵便局から発する小包及び自己の郵便局に到着する小包につき、二十五サンチームの発送及び到着の例外的割当料金を同時に適用する機能を有する。

第十六条　追加料金

1　次に掲げる小包には、それぞれ次に定める率の追加料金を課する。

(a)　別配達小包

一　通常の場合　八十サンチームの追加料金。この料金は、差出に際して全額を前納するものとする。特使をもつて小包又は到着通知書を配達することができない場合にも、同様とする。この料金は、別配達料という。

二　名あて人の住所が到着局の配達区域外にある例外の場合　別配達料には、「別配達補充料」と称する料金を加えることができる。この料金は、配達に際して徴収するものとし、小包の差出元への返送又は転送の場合にも請求することができる。この補充料は、名あて国の内国業務において定める補充料をこえることができない。

(b)　ぜい弱な小包及び取扱困難な小包

第十五条又は最終議定書に掲げる割当料金を加えることがある主要料金の百分の五十に等しい追加料金。但し、取扱困難な航空小包に対する航空路割当料金は、引き上げることができない。料金の合計額は、必要があるときは、これを切り上げて五サンチームで整除することができる額とする。

2　郵政庁が徴収することができる次の追加料金の率は、本条に附属する表に示すところに従つて定める。

(a)　通関料　税関への交付及び通関のため又は単に税関への交付のため、名あて郵政庁が徴収する。反対の取極がない限り、この徴収は、名あて人への小包の配達に際して行う。

(b)　配達料　この料金は、小包を住所において呈示することに名あて郵政庁が徴収することができる。但し、別配達小包については、住所における第二回以後の呈示についてのみ徴収することができる。

(c)　配達不能通知料　この料金は、第二十一条3に定める条件に従つて徴収する。

(d)　到着通知料　この料金は、名あて郵政庁の内国法制によつてその徴収が義務的とされ、且つ、この郵政庁が住所への配達を実施しない場合には、名あて人の住所に配達することがある各通知書（最初の通知書又はその後の通知書）について名あて郵政庁が徴収する。

(e)　再装料　この料金は、包有品を保護するために小包を自国の領域において再装しなければならなかつたすべての国の郵政庁が徴収する。

(f)　保管料　この料金は、小包が留置とされていると住所にあてられていると問わず、所定の期間内に引き取られなかつた小包について名あて郵政庁が徴収する。

(g)　到達証料　この料金は、条約第六十八条に定める条件に従つて差出人が到達証を請求したときに徴収する。

(h)　船積通知料　この料金は、自国の郵政庁が船積通知の業務を行うことを受諾した諸国間の関係において、差出人が船積通知書を自己にあてることを請求するときに徴収する。

(i)　第二十四条4に掲げる取調請求料

(j)　課金別納料　この料金は、課金別納小包について手数料として徴収するものとし、名あて郵

政庁のために差出人が払い込む。

(k) 課金別納請求料　この料金は、課金別納の請求が小包の差出の後に行われるときは、その請求に際して差出人から徴収する。

2 に定義する追加料金率

料金の名称 1	金額 2	備考 3
(a) 通関料	小包一個につき最高八十サンチーム	
(b) 配達料	内国制度におけると同一の料金	
(c)(b) 配達不能通知料	最高四十サンチーム	
(d) 到着通知料	内国制度における普通書状の最初の重量階段の料金に等しいものを最高限とする料金	小包一個につき最高五十サンチーム
(e) 再装料	内国法制で定める率により徴収する料金	条約第六十八条に定める料金と同一の料金
(f) 保管料	小包一個につき四十サンチーム	
(g) 到達証料	最高四十サンチーム	
(h) 船積通知料	小包一個につき最高四十サンチーム	
(i)(h) 取調請求料	外国書留書状の最初の重量階段の料金	
(j)(i) 課金別納料	最高四十サンチーム	
(k) 課金別納請求料		
(l) 取りもどし又は名あて変更の請求料		

(l) 取りもどし又は名あて変更の請求料

第十六条附属書

第十七条　郵便料金以外の課金

1 名あて郵政庁は、名あて国において郵便物に課される郵便料金以外の課金、特に、関税を名あて人から徴収することができる。

2 郵政庁は、次の小包について、郵便料金以外の課金（関税を含む。）が取り消されるように自国の権限のある当局に交渉することを約束する。

(a) 差出元へ返送する小包

(b)(a) 差出人が放棄した小包

(c) 包有品の完全な損壊により棄却した小包

(e)(d) 第三国に転送する小包

自己の業務において、亡失し、盗取され、又はき損した小包

第三節　小包が名あて局に到着した後の措置

第十八条　配達の一般規則、保管期間

1 一般に、小包は、できる限りすみやかに、且つ、名あて国における現行の規定に従つて、名あて人に配達する。

2 郵政庁は、航空小包の通関をできる限りすみやかに行わせるためすべての措置を執る。

3 差出人による反対の指示がない限り、名あて郵政庁は、最初に指示された名あて人若しくは必要があるときは後に指示された他の名あて人に小包を配達し、又は新名あてにこれを転送することができる。

4 到着が名あて人に通告された小包は、通知書の発送の日の翌日から起算して十五日又は最長一箇月の間、名あて人のために保管する。この期間は、差出人の同意及び名あて郵政庁の同意を得て、例外として二箇月とすることができる。

5 到着通知書を発送することができなかつたときは、保管期間は、名あて国の内国規則で定める期間とする。この期間は、留置とする小包にも適用し、一般に、遠隔の国（条約の施行規則第百十八条に定める国）については五箇月、その他の国については三箇月をこえることができない。小包の差出局への返送は、差出人が名あて国において通用する言語で請求したときは、更に短い期間内に行わなければならない。

6 4及び5に規定する保管期間は、転送の場合には、新名あて局が配達すべき小包に適用する。

第十九条　取りもどし、名あて変更

小包の差出人は、条約第五十七条に定める条件に従つて、且つ、各新運送につき第二十条の規定により必要とされる金額の支払を保証することを留保して、小包の差出元への返送又は名あての変更を請求することができる。

第二十条　転送、差出元への返送

1 名あて人の居所変更又は第十九条の適用によつて行う名あて変更による転送は、名あて国内においても行うことができ、また、その国外へも行うことができる。

2 名あて国内における転送は、差出人の請求により又は名あて人の請求により若しくは、名あて国の規則によつて許されるときは、職権をもつて行うことができる。

3 名あて国外への転送は、差出人又は名あて人の請求によつてのみ行うことができる。この場合には、小包は、新運送について必要とされる条件に適合しなければならない。

4 1かな3までに掲げる条件に従つて行う転送は、差出人又は名あて人が請求するときは、新運送に関する航空路割当料金の支払が保証されることを条件として、航空路により行うことができる。差出人の請求があつたときは、差出元への返送についても、同様とする。

5　差出人は、すべての転送を禁止することができる。

6　最初の転送又はその後の各転送に際しては、名あて郵政庁は、各小包について次の料金を徴収することができる。

(a)　名あて国内における転送の場合には、その内国規則によつてこの転送のために許される料金

(b)　名あて国外への転送の場合には、新運送に要する諸料金

7　転送の料金は、名あて人又は、必要があるときは、差出人から徴収する。なお、郵便料金又は郵便料金以外の課金で転送前の名あて郵政庁が取消を認めないものは、支払わなければならない。

8　6及び7の規定は、第七条1及び第二十一条4の適用により差出元へ返送する小包に適用する。

9　もつとも、6及び7の規定は、誤送により到着し再発送されるべき小包又は第七条2及び3に掲げる誤つて引き受けられた小包には、適用しない。

第二十一条　名あて人への配達不能

1　第五条(a)に掲げる配達不能通知書の受領の後、差出人又は配達不能通知書に記載された第三者は、指示を行うものとする。その指示は、同条(b)から(f)までの規定によつて許される指示及び次の指示に限る。

(a)　更に名あて人に通知すること。

(b)　名あてを訂正し、又は補足すること。

(c)　代金引換小包に関するときは、

一　指示した金額と引換に名あて人以外の者に当該小包を配達すること。

二　代金引換としないで又は最初の金額より低い金額の代金引換として、最初の名あて人又は他の名あて人に当該小包を配達すること。

(d)　課金別納小包を最初の名あて人又は他の名あて人に配達すること。

2　新たな指示の受領の後は、この指示のみが効力を有し、且つ、実施されるものとする。

3　1に掲げる指示の送付については、第十六条2(c)に掲げる料金を差出人又は第三者から徴収する。通知書が同一差出人から同一名あて人にあてて同時に差し出された二個以上の小包に関するときは、この料金は、一個分のみを徴収する。

4　次の場合には、第十八条3に定めるところを留保して、配達することができなかつた小包は、できる限り往路に経由した線路により直ちに差出局に返送する。

(a)　差出人が第五条の規定に従わなかつた場合

(b)　差出人（又は第五条(a)に掲げる第三者）が許されない請求を行つた場合

(c)　差出人（又は第三者）が3によつて許される料金の支払を拒絶した場合

(d)　差出人又は第三者の指示が差出に際して行われたものであつても、また、配達不能通知書の受領の後に行われたものであつても、この指示が所期の結果を得られなかつた場合

(e)　配達不能通知書を作成した郵便局がこの通知書の発送の日から起算して二箇月の期間内に差出人又は第三者から充分な指示を受領しなかつた場合。この期間は、遠隔の諸国間の関係においては、四箇月とする。

(f)　前記の期間内に差出人又は第三者の指示が名あて局に到着しなかつた場合

5　本条の適用により差出元へ返送される小包には、第二十条6(b)に定める転送の料金並びに取り消されない料金及び課金を課する。

6　名あて人に配達することができなかつた小包を差出人が放棄したときは、名あて郵政庁は、自国の法制に従つて当該小包を取り扱う。

第二十二条　売却、き棄

小包の包有品で損壊し、又は腐敗しようとする虞がある物品に限り、送達又は返送の途中においても、予告なしに及び司法上の手続を経ることなく、権利者のために直ちに売却することができる。なんらかの理由により売却することができないときは、損壊し、又は腐敗した物品は、き棄する。

第二十三条　差出人からの費用の回収

1　名あて人に配達されなかつた小包の差出人は、小包が放棄され、売却され、又はき棄されたときにおいても、配達不能により郵政庁に生じた運送料その他の費用を支払うものとする。

2　差出局は、前記の費用に充てるため、必要があるときはその都度、保証金を徴収することができる。

第二十四条　取調請求及び通報請求

1　郵政庁は、他の郵政庁の業務において差し出された小包に関する取調請求及び通報請求を受理するものとする。

2　取調請求は、小包の差出の日の翌日から起算して一年の期間内に限り許される。

3　郵政庁が行つた通報請求は、差出の後二年を経過していない小包に関するものであることを条件として、受領し、且つ、義務的に処理する。

4　差出人が第十六条2(g)に規定する到達証料を完全に支払つた場合を除く外、各取調請求又は各通報請求については、第十六条（附属書(i)）に定める率で「取調請求料」を徴収するものとする。取調請求又は通報請求は、条約第六十六条4に規定する条件に従つて、航空路又は電信により送達することができる。

5　取調請求又は通報請求が同一差出人から同一名あて人にあてて同時に差し出された二個以上の小包に関するときは、前記の料金は、一個分のみを徴収する。取調請求又は通報請求が業務上の過失により行われたものであるときは、この料金は、還付する。

第三章　ある種類の小包に関する特別規定

第一節　価格表記小包

第二十五条　価格の表記

1　価格表記小包の価格の表記は、次の規則に従う。

(a)　郵政庁に関しては、

一　各郵政庁は、おのおの、価格の表記を一定の金額に制限する権能を有する。その金額は、千フランを下ることができない。

二　郵政庁が異なる制限を採用した諸国間の関係においては、各郵政庁は、最も低い制限を相互に遵守する義務を有する。

(b)　差出人に関しては、

一　小包の包有品の実価をこえる価格を表記することを禁止する。

二　小包の包有品の実価の一部のみを表記することを許す。

2　小包の実価をこえる価格の詐欺表記は、差出国の法制に規定する司法上の訴追を受けるものとする。

第二十六条　価格表記料及び特別料金

1　価格表記小包には、差出局が徴収する普通価格表記料を課する。この料金は、この約定の第二章第二節に許す料金に加算するものとし、次の方式のいずれかに従つて算出する。

(a) 第一方式　表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに　陸路運送に関与する郵政庁ごとに五サンチーム

(b) 第二方式　表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに　使用する海路業務ごとに十サンチーム　使用する航空業務ごとに十サンチーム　最高五十サンチーム

2　前記の料金の外、次の諸料金を徴収することができる。

(a)　不可抗力により生ずることがある危険を負担することを受諾する郵政庁に関しては、「不可抗力の危険のための料金」この料金は、普通価格表記料との合計額が1(b)の第二方式に掲げる最高額をこえないように定めるものとする。

(b)　差出郵政庁に関しては、価格表記小包一個につき、最高五十サンチームに等しい発送料もつとも、この徴収は、任意とする。

3　例外として、特殊な危険がある航空業務により運送するために徴収する航空価格表記料は、各場合に応じ、関係郵政庁が定める。従つて、この場合には、1(b)の第二方式に掲げる総括料金は、引き上げることができる。

第二十七条　価格表記小包に関する他の規定

価格表記小包の差出人には、差出に際し、無料で、受領証を交付しなければならない。

第二節　速達小包

第二十八条　速達小包の料金

1　速達小包には、普通小包に適用する料金の二倍の主要料金を課する。

2　速達航空小包には、そのままの航空路割当料金、すなわち、二倍としないものを課する。

第三節　捕虜及び被抑留者小包

第二十九条　捕虜及び被抑留者小包の料金の免除

捕虜及び被抑留者小包は、条約第三十七条により郵便物に与えられる料金免除の利益を同一の条件で享有する。但し、航空小包に適用する航空路割当料金に関しては、この限りでない。

第三十条　捕虜及び被抑留者小包に関する他の特別規定

捕虜及び被抑留者小包は、この小包に適用する他の特別規定については、第三十二条h)及び第四十二条4の規定に従う。

第四章　責任

第一節　一般原則

第三十一条　郵政庁の責任の範囲及び限度

1　郵政庁は、第三十二条に規定する場合を除く外、小包の亡失、盗取及びき損について責任を負う。但し、航空路による運送に関して反対の通告があるときは、この限りでない。

2　郵政庁は、小包であつて同種類の郵便物について自国の内国規則に規定する条件に従つて配達したものに関しては、責任を免かれる。

3　もつとも、盗取され、又はき損した小包の配達の際に名あて人により又は、返送小包に関しては、差出人によつて留保が行われた場合には、郵政庁は、引き続き責任を負う。

第三十二条　責任の原則に対する例外

次の場合には、郵政庁は、すべての責任を免かれる。

(a)　不可抗力による場合。但し、不可抗力の危険を負担することを受諾した差出郵政庁（第二十六条2(a)）に関しては、責任は、存続する。亡失、盗取又はき損について責任がある郵政庁は、自国の内国法制に従つて、その亡失、盗取又はき損が不可抗力の場合を構成する事情によるものであるかどうかを決定しなければならない。この事情は、参考のため、差出郵政庁に通知する。

(b)　郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、且つ、不可抗力に基く業務書類のき損によつて郵政庁が小包について調査することができない場合

(c)　損害が差出人の過失若しくは怠慢に基いたものである場合又は包有品の性質から生じたものである場合

(d)　包有品が第六条(a)二、三、五、六及び七並びに同条(b)に規定する禁制に抵触する物である小包に関する場合であつて、当該小包がその包有品のために関係当局により没収され、又は棄却された場合

(e)　包有品の実価をこえる価格の詐欺表記の対象となつた小包に関する場合

(f)　名あて国の内国法制に基いて差し押えられた小包に関する場合

(g)　差出人が第二十四条2に規定する期間内になんらの請求も行わなかつた場合

(h)　捕虜及び被抑留者小包に関する場合

第三十三条　差出人の責任

小包の損害が他の一個又は二個以上の小包にによつて生じたときは、損害を与えた小包の差出人は、損害の原因が正当に立証されること及び郵政庁又は運送業者の過失又は怠慢がなかつたことを条件として、郵政庁が有すると同一の限度において責任を有する。必要があるときは、差出郵政庁が、差出人に対して訴を提起するものとする。

第三十四条　損害賠償

1　差出人は、亡失、盗取又はき損の実額に原則として等しい「損害賠償金」を請求する権利を有する。間接の損害又は実現されなかつた利益は、考慮しない。

2　もつとも、この賠償金は、いかなる場合にも、次の金額をこえることができない。

(a)　価格表記小包については、金フランによる価格表記金額

(b)　その他の小包については、次の金額

一キログラムまでの小包一個につき　十フラン

一キログラムをこえ三キログラムまでの小包一個につき　十五フラン

三キログラムをこえ五キログラムまでの小包一個につき　二十五フラン

五キログラムをこえ十キログラムまでの小包一個につき　四十フラン

十キログラムをこえ十五キログラムまでの小包一個につき　五十五フラン

十五キログラムをこえ二十キログラムまでの小包一個につき　七十フラン

3　賠償金は、小包の運送が引き受けられた場所及び時期における同種類の物品の金フランに換算した時価に従つて算出する。時価がないときは、賠償金は、同一の基礎で評価された物品の普通価格に従つて算出する。

4　小包の亡失、全部の盗取又は完全なき損について賠償金が支払われなければならない場合には、差出人は、価格表記料を除く外、支払つた諸料金の還付を請求する権利を有する。不良状態のために名あて人が拒絶した郵便物に関しても、その不良状態が郵便業務によつて生じ、且つ、これに責任があるときは、同様とする。

5　亡失、全部の盗取又は完全なき損が不可抗力に基くものであるために賠償金の支払が行われないときは、差出人は、小包が現に運送されなかつた運送路に対する陸路割当料金及び海路割当料金の外、種類のいかんを問わず、あらかじめ支払われた料金であつて行われなかつた業務に関するものについても、還付を請求する権利を有する。

6　盗取された小包若しくはき損した小包の配達を受ける際に名あて人が留保を行つた後に賠償金を請求するときは、賠償金は、名あて人に支払う。

第三十五条　郵政庁の相互の責任

1　小包を異議なく受け取り、且つ、すべての成規の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は次の郵政庁に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときは、反証があるまで、責任を負う。

2　次の場合には、仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、反証があるまで、なんらの責任も負わない。

(a)　郵政庁が施行規則第百三十二条1及び2並びに施行規則第百三十三条の規定を遵守した場合

(b)　郵政庁が当該小包に関する業務書類の成規の保存期間が経過した後に取調請求に接したことを立証することができる場合。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

3　(a)　亡失、盗取又はき損が運送中に生じ、その事実がいずれの国又はいずれの業務において生じたかを決定することができないときは、関係郵政庁は、平等に責任を負う。

(b)　盗取又はき損が、名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出国において判明したときは、これらのうちいずれかの国の郵政庁は、次の事項を証明しなければならない。

一　小包の包装にも封かんにも欠陥がなかつたこと。

二　価格表記小包の場合には、差出の際に確認された重量と比較して、重量に相違がなかつたこと。

三　閉鎖した納器で運送する小包については、納器及びその封かんに異状がなかつたこと。

(c)　前記の事項が証明されたときは、他のいずれの関係郵政庁も、責任の分担を拒む目的をもつて、受取郵政庁が留保することなく小包の交付を受けた事実を援用することができない。

4　価格表記小包に関しては、小包の包有品の亡失、盗取又はき損のために一郵政庁が他の郵政庁に対して負う責任は、いかなる場合にも、自己が許す表記金額の最高額をこえないものとする。

5　小包が不可抗力により亡失し、盗取され、又はき損したときは、自国の領域又は業務において亡失、盗取又はき損が生じた郵政庁は、差出郵政庁に対し、双方の郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担するときに限り、責任を負う。

6　取り消されなかつた郵便料金以外の課金は、亡失、盗取又はき損について責任がある郵政庁の負担とする。

第二節　損害賠償金

第三十六条　賠償金の支払及び諸料金の還付は、差出郵政庁又は、第三十四条6の規定を適用する場合に限り、名あて郵政庁が行う。但し、責任郵政庁に対する求償権を留保する。

2　この支払は、できる限りすみやかに、且つ、おそくとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に行わなければならない。

3　この支払を行うべき郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担することを受諾せず、且つ、2に規定する期間の満了の時に亡失、盗取又はき損が不可抗力によるものであるかどうかについてなんらの決定も行われない場合には、例外として、当該郵政庁は、前記の期間をこえて支払を延期することができる。

4　差出郵政庁又は、場合に応じ、名あて郵政庁は、運送に関与した他の郵政庁であつて、正規に照会を受け、且つ、事件を解決することなく六箇月を経過させたものために権利者に賠償することができる。この期間は、遠隔の諸国との関係においては、九箇月とする。

第三十七条　差出人又は名あて人からの賠償金の回収

1　さきに亡失したものと認められた小包又はその小包の一部が賠償金を支払つた後に発見されたときは、その事実を名あて人及び差出人に通報する。なお、差出人に対しては、受け取つた損害賠償金の返付と引換に三箇月の期間内にこの小包を受け取ることができる旨を通知する。この期間の満了の時までに差出人が小包を請求しなかつた場合には、名あて人に対して同様の措置を執る。

2　前記の措置にもかかわらず小包が名あて人から請求されないときは、小包は、郵政庁又は、場合に応じ、損害を負担した郵政庁の所有に帰する。

第三十八条　責任郵政庁への賦課の支払

1　小包の亡失、盗取又はき損について責任があると認められたために損害賠償金を負担しなければならない一又は二以上の郵政庁は、第三十六条の規定により支払を行つた「支払郵政庁」と称する郵政庁にその金額を償還するものとする。

2　この償還は、賠償金の支払通告の受領の日から四箇月の期間内に行わなければならない。

3　支払郵政庁は、亡失、盗取又はき損の通告の発送の日から起算し、又は、必要があるときは、第三十六条4に規定する期間の満了の日から起算して一年の期間内に限り、自己が支払つた賠償金の償還を責任郵政庁に請求することができる。

4　賠償金が二以上の郵政庁により負担されるべきときは、この賠償金は、支払郵政庁に対し、2に掲げる期間内に全額を償還しなければならない。この償還は、前の郵政庁から小包を正当に受領して次の郵政庁に正規に運送したことを立証することができない最初の郵政庁が行う。この最初の郵政庁は、権利者への損害賠償金のうち各郵政庁の分担額を他の責任郵政庁から回収する。

5　責任があると認められた場合及び第三十六条4に規定する場合には、賠償金額は、直接に、又は最初の継越郵政庁の仲介により、差引計算の方法で、職権をもつて責任郵政庁から回収する。最初の継越郵政庁は、次の郵政庁に対して貸方となり、この手続は、支払われた金額が責任郵政庁の借方となるまで順次繰り返す。必要があるときは、計算書の作成に関する施行規則の規定に従うものとする。

6　貸方郵政庁への償還は、条約第四十一条の規定に従つて行う。

7　責任があることが正当に立証された郵政庁で賠償金の支払を当初拒んだものは、支払の不当な遅延に伴うすべての附随の費用を負担しなければならない。

8　支払郵政庁は、名あて人、差出人又は第三者に対して行うことがあるすべての請求の権利につい

て、支払つた賠償金額に達するまで、賠償金を受け取つた者に代位する。

9　差出人又は名あて人が、亡失したと認められた後発見された小包又はその小包の一部を損害賠償金の返付と引換に受け取つたときは、賠償金は、支払郵政庁に又は、清算が行われたときは、損害を負担した郵政庁に還付する。

第五章　諸料金の帰属

第三十九条　諸料金の割当の一般原則

諸料金の割当は、各小包につき行う。

第四十条　差出郵政庁が他の郵政庁に割り当てる料金

1　差出郵政庁は、次の料金を割り当てる。

(a)　名あて郵政庁に対しては、

一　名あて郵政庁に帰属すべき陸路、海路及び航空路の割当料金

二　この約定又はこれに附属する最終議定書によつて許される例外的割当料金

三　第十六条1(b)によつて許される追加料金のうち名あて郵政庁に帰属すべき金額

四　速達小包につき徴収すべき金額のうち名あて郵政庁に帰属すべき割当料金（主要料金又は追加料金）

五　別配達料

(b)　各仲介郵政庁に対しては、

一　その陸路、海路及び航空路の割当料金

二　第十六条1(b)によつて許される追加料金のうちの割当料金

三　速達小包につき徴収すべき金額のうちの割当料金（主要料金及び追加料金）

(c)　価格表記小包の名あて郵政庁及び、必要があるときは、仲介郵政庁に対しては、表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに、次の価格表記料の割当料金

陸路運送につき　五サンチーム

海路運送につき　十サンチーム

この割当料金は、自己の業務が運送に関与する各郵政庁に対して支払い、また、必要があるときは、海路運送に関しては、各業務ごとに支払う。

(d)　自国の領域内で航空路による運送を行う名あて郵政庁及び、必要があるときは、自国の国境以遠の航空運送に関与する仲介郵政庁に対しては、価格表記航空小包につき、表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに十サンチームに等しい航空価格表記料の割当料金。但し、特殊な危険がある業務による場合は、この限りでない。

(e)　船積港が属する国の郵政庁に対しては、船積通知料の半額

2　運送航空機の突発事故により航空小包が線路上で亡失し、又はき損したときは、航空運送料の割当料金は、線路の行程のいかなる部分に関しても、亡失し、又はき損した航空小包については支払わない。

3　直接閉袋による運送の場合には、差出郵政庁は、名あて郵政庁又は、必要があるときは、仲介郵政庁に対して、1(a)及び(b)に掲げる割当料金又はその他の料金に代えて、閉袋の総重量一キログラムごとに算出する金額を割り当てるために、これらの郵政庁と合意することができる。

第四十一条　徴収郵政庁が収得する料金

次の料金は、徴収した郵政庁が全額を収得する。この郵政庁を「徴収郵政庁」という。

(a)　第十六条2に掲げる次の料金

通関料
配達料
配達不能通知料
到着通知料
保管料
到達証料
課金別納料
取調請求料

(b)　小包の取りもどし又は名あて変更の請求についてこの約定の第十九条及び条約第五十七条の規定により徴収する料金又は増料金

(c)　第二十六条2(b)により徴収する発送料

第四十二条　料金の帰属の特別の場合

1　国内転送料（第二十条6(a)は、自国の領域内で転送を行つた郵政庁が収得する。国外へのその後の転送又は差出元への返送の場合にも、同様とする。

2　別配達料は、次の郵政庁に帰属する。

(a)　最初の名あて国の郵政庁　別配達小包がその国外に転送された場合であつて、特使による配達が既に試みられていたとき、又はこの試みが行われず且つ新名あて郵政庁が特使による配達を実施していないとき

(b)　最初の名あて郵政庁　別配達小包が転送されることなく差出元へ返送されたとき

(c)　新名あて郵政庁　この郵政庁が特使による配達を実施している場合であつて最初の名あて郵政庁が特使による配達を試みなかつたとき

3　その後の転送の場合には、別配達料は、2に掲げる原則に従つて帰属する。従つて、別配達料は、場合に応じ、最初の名あて郵政庁、次の名あて郵政庁又は最後の名あて郵政庁に帰属する。

4　捕虜及び被抑留者小包については、いずれの郵政庁も、航空小包に適用する航空路割当料金を除く外、なんらの報酬も受けないものとする。

5　再装料は、再装を行つた郵便局が属する郵政庁が収得する。

第四十三条　料金及び課金の回収

1　差出元への返送又は転送の場合には、小包を返送し、又は転送する郵政庁は、次に掲げる料金及び課金を次の郵政庁から回収する。

(a)(b)　自己に帰属する割当料金

第十六条に掲げる次の料金

通関料
配達料
到着通知料
再装料
保管料

(c)　第二十条6(a)に掲げる転送の料金

(d)　郵便料金以外の未回収の課金（第十七条）

(e)　もつとも、航空路により差出元へ返送し、又は転送する小包に関しては、航空路割当料金は、必要があるときは、返送又は転送の請求を行う国の郵政庁から回収する。

2　1に定める原則は、各仲介郵政庁に適用する。

3　別配達小包の差出先への返送又は転送の場合であつて名あて郵政庁に帰属する別配達補充料（第十六条1a)二）が名あて人の住所への呈示の際に徴収されなかつたときは、配達を試みた郵政庁は、この別配達補充料を次の郵政庁から回収する。

4　第二十三条に掲げる費用は、差出郵政庁から回収する。

5　航空小包の業務においては、不時着陸又は連絡の欠如の場合には、航空小包の継送を行う郵政庁は、差出郵政庁から航空路割当料金を回収する。

第六章　雑則

第四十四条　条約の適用

1　抵触、特例又は補足を明定していない限り、この約定は、万国郵便条約のいずれの規定の適用も妨げるものではない。

2　連合加盟国が大会議以外の場合においてこの約定に加入する希望を表明し、且つ、第十五条によつて許される率より高率の発送及び到着の例外的割当料金を徴収する権能を請求するときは、国際事務局は、この請求をこの約定の署名国であるすべての加盟国に提出する。六箇月の期間内に当該加盟国の三分の一以上がこの請求に対し反対を表明しないときは、この請求は、認められたものとみなす。

3　条約第二十七条2の規定に関連して、条約第二十五条1の規定に従つて大会議から大会議までの間において行われる提議が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　提議が新規定の追加を目的とする場合又はこの約定の諸条、その最終議定書の諸条若しくはその施行規則の最終の条の根本的修正を目的とする場合には、投票の全体

(b)　提議が最終の条を除く施行規則の根本的修正を目的とする場合には、投票の三分の二

(c)　提議が次の事項を目的とする場合には、投票の過半数

一　この約定、その最終議定書及び施行規則の規定の解釈。但し、条約第三十一条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

二　一に掲げる文書に加えるべき編集上の修正

第四十五条　約定の非参加国にあてる小包

1　この約定の参加国の郵政庁で非参加国の郵政庁と小包の交換を維持するものは、非参加国の反対がない限り、その関係をすべての参加国の郵政庁に利用させることを許す。

2　非参加国にあてて又はこの国から発する小包は、約定の参加国の陸路業務又は海路業務による継越については、陸路及び海路の割当料金額に関する限り、参加国間において交換される小包とみなす。

第七章　最終規定

第四十六条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十三年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、ベルギー政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで作成した。

アフガニスタンのために
I・コウドイアール・カーン

アルバニア人民共和国のために
N・サラチ

ドイツのために

サウデイ・アラビア王国のために

アルゼンテイン共和国のために
D・B・カナーリエ

オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク
P・マツホルト
メーデル・カルル

ベルギーのために
ピヌー
ラマンス
E・ボーデュアン
E・M・ビノー
L・ステフエンス
L・アントワーヌ

ベルギーのコンゴー殖民地のために
バツカー
J・ファン・ステンフオルト

ボリヴイアのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル

ブラジル合衆国のために
アルフレド・ギマライインス
ジルベルト・デ・バウラ・イ・シルヴア

ブルガリア人民共和国のために
ボリス・ポポフ
Y・ゴレマノフ
A・コヘノフ
P・ゼチーフ

カンボデイアのために
シソワツト・エンタラヴオン

チリのために
ルイス・カンポス・ヴアスケス
ミゲル・A・パラ

中国のために
金問泗
黄家徳
蔡孟生
薛聘文

コロンビア共和国のために
ハイメ・ボニリヤ・プラタ
G・メルギソ・グテーレス
L・A・ナヘラ

朝鮮のために
チエー・ジエ＝ホ
チヨウ・オン＝ソク

コスタ・リカ共和国のために
D・シンヘル

キユーバ共和国のために
マリアノ・ブルル
J・ラーゴ・ルナール

デンマークのために
K・J・イエンスン
アルネ・クロツグ
アンダースン

ドミニカ共和国のために
オラシオ・ヴイシオソ

エジプトのために
M・カイラート

A・バキール

サルヴアドル共和国のために
H・エスコバル・セラノ
エクアドルのために
マヌエル・アルテタ

スペインのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
エンリケ・ベルトラン・デ・リス

フランシスコ・ベレンゲル
フランシスコ・メロ
ホセ・ルチ・アモル

スペインの殖民地全体のために
アニーバル・マルテイン

エテイオピアのために
セイフー・ユンネスー

フインランドのために
S・J・アホーラ
ウルフオ・タルヴイチエ

フランスのために
ル・ムエル
ユースクラ
ペダアン・ピルコツク
G・ベルナール

デマレー
ドルウエ
ジヨゼフ・ブルトウミユ
ロジエ・エドワール・ボワントロ

アルジエリアのために
A・ラブルス
カルテジーニ

フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体のために
メイエール
スキナジー
テネール

ギリシヤのために
D・カブサリス

グアテマラのために
A・モラレス・ダルドン

ハイテイ共和国のために
マルシアル・ペトウルス
ジヨルジユ・ウジエーヌ・ロアホンデユラス共和国のために
ルネ・バケン

ハンガリー人民共和国のために
ベンケ・ヨジエフ
モドス・エレメル

インドのために
H・L・ジエラート
S・N・ダス・グプタ

インドネシア共和国のために
A・パーサ
スムラ

M・ヤヤ

イランのために
ヴエベル

イラークのために
アブダル・バキ

アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン

イタリアのために
デ・カテリーニ

フオルケツト・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード
アルフレド・デル・チヨツポ
ブルネツト・ブルネツテイ
アントニオ・ペトウルチヤーニ
ジヨアキーノ・モリ

日本国のために
與謝野秀
松井一郎

ジヨルダン・ハシエミツト王国のために
ラオスのために
チヤンタラングシ
H・ブーション

レバノンのために
ムバーラク

リベリア共和国のために
M・A・デシエルト
ルタセンブルグのために

ロース
ブロンドウロ
モロッコ（スペイン地帯を除く。）のために
ペルノ
モーリス
モロッコ（スペイン地帯）のために
フランシスコ・ベレンゲル
メキシコのために
フエデリコ・A・マリスカル
I・メディナ
ラウロ・ラミレス
ニカラグアのために
J・リヴアス
ノールウエーのために
ステン・ハウグ
インヴアル・リード
オーラフ・リーセ
パキスタンのために
S・シディツキ
M・A・ミンハス
M・アクバール
パナマ共和国のために
カルロス・オルテイス
パラグアイのために
V・アルメイダ・ゴロステイアガ
オランダのために
ホフマン
P・ダイクウエル
オランダ領アンテイール及びスリナムのために
ホフマン
P・ダイクウエル
ペルーのために
アレハンドル・フレウンド・ロセル
ポーランドのために
E・ヘルブスト
J・クリメツク
ミハル・ピアンコ
ポルトガルのために
ドアルテ・カリエイロス
ジヨルジ・ブラガ
ジヨゼ・ルシアノ・ヴイエガス・デ・マトス
西部アフリカのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ジヨアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ
東部アフリカとアジアとオセニアとのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カルデド・タヴエイラ
ルーマニア人民共和国のために
モンテアニ
A・ゲルレルト
アベールス
サン・マリノ共和国のために
エマヌエル・ノエル
スウエーデンのために
エクック・スワトリング
グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン
テユレ・ニールンド
エツペ・ブリンゲルト
スイス連邦のために
ヴエベル
トウアゾン
シヤブイ
ブツツイ
シリアのために
S・タラージ
H・ラハーム
ゲンナウイ
チエツコスロヴアキアのために
ドクトル　レイモゼル
ヨセフ・ウーヘル
イリ・モラヴイツチ
タイのために
スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキツト
テユニスのために
J・デーズ
マシヤベイ
トルコのために
O・クバット
E・S・アルセリム
ウルグアイ東方共和国のために
エドウアルド・デ・アルテアガ
ヴアチカン市国のために
フエルナンド・ファン・グーテム
P・デミュール
ヴエネズエラ合衆国のために
セサル・ピエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス
ヴイエトナムのために
レー・クアン＝フイ
イエメンのために
ユーゴースラヴイア人民連邦共和国のために
ニコラ・ミラノヴイツチ
H・ツヴエトコーヴイツチ
M・ミチツチ

約定の最終議定書

全権委員たる下名は、本日付で締結された小包郵便物に関する約定に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一節　一般規定

第一条　運送事業による業務の経営

1　約定に加入する国でその郵政庁が小包の運送を現に実施しないものは、鉄道及び海運事業に約定の条項を実施させる権能を有する。また、当該国は、それらの運送事業によつて連絡される地方から発し、又はその地方にあてる小包にこの業務を限定することができる。

2　この国の郵政庁は、約定のすべての条項が鉄道及び海運事業により完全に実施されることを確保するため、特に交換業務を創設するため、これらの運送事業と合意しなければならない。

3　この郵政庁は、前記の運送事業と他の締約国の郵政庁及び国際事務局との間のすべての関係について、その仲介者となる。

第二条　継越

1　条約第三十二条の規定にかかわらず、アフガニスタン、イラン及びアフリカのポルトガル領土には、その領域を通過する継越小包の運送を行わない権能を暫定的に付与する。

2　インドは、インドの港を経て継ぎ越すすべての小包につき、同国に帰属する海路割当料金の外、約定第十条に規定する陸路割当料金を徴収することができる。

第二節　引受条件

第三条　大きさ及び容積

ギリシヤ、テユニス及びアジア・トルコは、大きさ又は容積が許される最高限をこえる小包を暫定的に許さない権能を有する。

第四条　取扱困難な小包

約定第二条4(a)の適用上、且つ、施行規則に定める制限にかかわらず、

(a)　エジプト（スーダンの郵便局については）は、他国との関係においては、小包であつて長さが一メートル十をこえるもの又は長さと長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計が一メートル八十五をこえるものを取扱困難な小包とみなす権能を有する。

(b)　小包であつて長さが一メートル〇五をこえるもの又はその長さと長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計が一メートル八十をこえるものは、海港を除くコロンビアの地方にあてるときは、取扱困難な小包とみなす。

第三節　料金率

第五条　例外的陸路割当料金

次の第一表及び第二表に掲げる郵政庁は、暫定的に、次の料金を徴収することができる。

(a)　第一表に掲げる発送及び到着の割当料金　この料金は、約定第十五条によつて許される発送及び到着の例外的割当料金に代るものとする。

(b)　第二表に掲げる継越の陸路割当料金　この料金は、約定第十三条に従つて引き下げ、又は引き上げることがある約定第十条に掲げる発送及び到着の陸路割当料金に加算する。

第一表　発送及び到着の割当料金

連続番号 1	徴収する郵政庁 2	小包一個ごとの料金額 3	備考 4
1	アフガニスタン	フランサンチーム 〇・五〇	
2	アルバニア	一・〇〇	
3	アルゼンティン（共和国）	〇・七五 (1)	(1) 割当料金は、コスタ・デル・スール、テイエラ・デル・フエーゴ及びその附近の諸島のアルゼンティン郵便局においては一フラン二十五に引き上げることができる。
4	ベルギー領コンゴー	(2)	(2) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　フランサンチーム　〇・三〇 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　〇・九〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・五〇 五キログラムをこえ十キログラムまでの小包　三・〇〇 十キログラムをこえ十五キログラムまでの小包　四・五〇 十五キログラムをこえ二十キログラムまでの小包　六・〇〇
5	ボリヴィア	(3)	(3) ラ・パス及びオルーロ以外の地方から発し、又はこの地方にあてる小包については、割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　フランサンチーム　三・〇〇 一キログラムをこえ五キログラムまでの小包　七・〇〇 五キログラムをこえ十キログラムまでの小包　一四・〇〇
6	ブラジル	一・二五 (4)	(4) 割当料金は、遠隔の郵便局にあてる小包については、二フラン二十五に引き上げることができる。
7	ブルガリア	〇・五〇	
8	チリ	〇・七五	
9	中国	〇・七五 (5)	(5) 上海及び広東を除く中国から発し、又はこれにあてる小包については、暫定的に中国の内国業務の小包郵便物の料金率に相当する割当料金を差出人又は名あて人から徴収する。
10	コロンビア（共和国）	(6)	(6) 割当料金は、海港にあてる小包については小包一個につき一フランに、また、その他の地方にあてる小包については一キログラム又はその端数ごとに一フランに引き上げることができる。
11	ドミニカ（共和国）	〇・四〇	
12	エジプト	一・〇〇 (7)	(7) スーダンの郵便局に限る。
13	サルヴアドル（共和国）	(8)	(8) クリストバル（パナマ運河地帯）に陸揚げされる小包であつて、積み換えられ、且つ、同一の船舶会社又はこの小包の差出国に所属しない船舶により、プエルト・デ・ラ・リベルタード（サルヴアドル）まで送達されるべきものについては、割当料金は、七十五サンチームに引き上げる。 プエルト・バリオス及びサカパ（グアテマラ）並びにプエルト・デ・ラ・ウニオン（サルヴアドル）経由で送達され、且つ、中央アメリカ国際鉄道により首都に運送される小包については、割当料金は、次の額に引き上げる。 一キログラム、三キログラム、五キログラム及び十キログラムの重量級について　一フラン七十五 十五キログラム及び二十キログラムの重量級について　二フラン七十五
14	エクアドル	一・二五	
15	スペイン	〇・七五	
16	エテイオピア	(9)	(9) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　フランサンチーム　〇・四〇 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　〇・七〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・二五 五キログラムをこえ十キログラムまでの小包　一・七〇 十キログラムをこえ十五キログラムまでの小包　二・一〇 十五キログラムをこえ二十キログラムまでの小包　二・五〇
17	フインランド	〇・七五	
18	ギリシヤ	〇・七五	
19	グアテマラ	〇・七五	
20	ハイテイ（共和国）	〇・五〇	
21	インド	〇・七五 (10)	(10) 割当料金は、五キログラムをこえ十キログラムまでの小包については、一フラン五十とすることができる。
22	インドネシア	〇・五〇	(11) 交換局以遠の小包の運送については、内国業務の小包に適用する料金率をこえない割当料金を許す。
23	イラン	(11)	

連続番号	徴収する郵政庁	次の重量級の小包に対する陸路割当料金額						
		一キログラムまで	一キログラムをこえ三キログラムまで	三キログラムをこえ五キログラムまで	五キログラムをこえ十キログラムまで	十キログラムをこえ十五キログラムまで	十五キログラムをこえ二十キログラムまで	
1	アルゼンティン（共和国）(1)	フラン サンチーム 三・六〇	フラン サンチーム 三・六〇	フラン サンチーム 三・六〇	フラン サンチーム 三・六〇	フラン サンチーム 四・五〇	フラン サンチーム 六・〇〇	
2	ベルギー領コンゴー	〇・三〇	〇・九〇	一・五〇	三・〇〇			
3	ブラジル	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇				
4	チリ(1)	一・二五	一・二五	一・二五	一・二五			
5	中国	〇・九五	〇・九五	〇・七五	〇・二五			
6	エジプト(2)	〇・九〇	二・七〇	三・九〇	八・〇〇			
7	エクアドル	〇・七〇	〇・五〇	〇・五〇				
8	フランス領赤道アフリカ	〇・六〇	一・五〇	二・〇〇	四・〇〇	六・〇〇	八・〇〇	
9	インド(3)	〇・七〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・五〇			
10	イラーク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・四〇	三・〇〇	四・〇〇	
11	パキスタン(3)	〇・七〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・五〇			
12	パナマ（共和国）(4)							
13	ペルー	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇				
14	アジア・トルコ(5)	二・二〇	二・〇〇	二・〇〇	一・五〇	一・〇〇	〇・五〇	
15	ヴェネズエラ（合衆国）	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇	
36	ヴェネズエラ（合衆国）	一・二五						

第二表　樺越の陸路割当料金

連続番号	徴収する郵政庁	備考
24	イラーク	(12) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　フラン サンチーム 〇・七五 一キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・二五 五キログラムをこえ十キログラムまでの小包　一・六〇
25	アイスランド	(13) 割当料金は、次の額に達することができる。 三キログラムまでの小包　フラン サンチーム 〇・五〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　〇・七五 五キログラムをこえ十キログラムまでの小包　一・〇〇
26	ニカラグア	〇・七五
27	ノールウエー	〇・七五
28	パキスタン	〇・七五
29	パナマ（共和国）	〇・七五
30	ペルー	一・二五
31	アンゴラ及びモザンビクのポルトガルの領土	(15) 交換局以遠の小包の運送については、内国業務の小包に適用する料金率をこえない割当料金を許す。
32	スウエーデン	〇・七五
33	タイ	〇・七五
34	アジア・トルコ	〇・七五
35	ウルグアイ（東方共和国）	〇・七五

(12) 割当料金は、五キログラムをこえ十キログラムまでの小包については、一フラン五十とすることができる。

(13) 割当料金は、次の額に達することができる。
三キログラムまでの小包　フラン サンチーム 〇・五〇
三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　〇・七五
五キログラムをこえ十キログラムまでの小包　一・〇〇

(14) 割当料金は、五キログラムをこえ十キログラムまでの小包については、一フラン五十とすることができる。

(15) 交換局以遠の小包の運送については、内国業務の小包に適用する料金率をこえない割当料金を許す。

(16) 割当料金は、鉄道及び海岸から遠隔の郵便局にあてた小包で陸路便によつて運送するものについては、二フランとすることができる。

備考

(1) アンデス横断鉄道により運送する小包に限る。

(2) ベルギー領コンゴーから発し、又はこれにあてるスーダン越の小包に限る。

(3) インドの領域を通じて運送する小包又はパキスタンの領域を通じて運送する小包に限る。

(4) 海外の諸国から発する小包であつて鉄道によつてイスムを経由しなければならないものについては、コロンとパナマとの間の道路が開通する時まで、一キログラム又はその端数ごとに三十五サンチームとする。この陸路割当料金は、名あて人から徴収する。

(5) トレビゾンド＝エルゼルーム＝ベイジッド線経由でイランに発着する小包については、各重量級の陸路割当料金は、更に一フラン五十引き上げることができる。

第六条　追加割当料金

1　コルシカから発し、又はこれにあてる小包については、次の追加料金を課する。

(a) フランス本土から発し、又はこれにあてる小包に適用する陸路割当料金の半額に等しい額を最高とする追加陸路割当料金

(b) フランスにおいて第一距離階段に適用する海路割当料金に等しい額の追加海路割当料金

2　各小包につき、次の運送の追加割当料金を徴収することを許す。

運送区間		徴収する追加割当料金
1 方	他 2 方	3
スペイン本土	(a) バレアーレス諸島、アフリカ北部のスペインの属地及びモロッコのスペイン地帯	第一距離階段について定める海路割当料金に等しい額の料金
	(b) カナリー諸島	第二距離階段について定める海路割当料金に等しい額の料金

3　ポルトガル郵政庁は、ポルトガル本土とマデイラ島及びアゾレス島との間の運送については、小包一個につき最高一フラン五十の追加割当料金を徴収する権能を有する。

重量級 1	追加割当料金 2 フラン サンチーム
一キログラムまで	〇・五〇
一キログラムをこえ三キログラムまで	一・五〇
三キログラムをこえ五キログラムまで	二・五〇

重量級 1	追加割当料金 2 フラン サンチーム
五キログラムをこえ十キログラムまで	五・〇〇
十キログラムをこえ十五キログラムまで	七・五〇
十五キログラムをこえ二十キログラムまで	一〇・〇〇

4　イラークとシリアとの間のさばく横断自動車業務により運送される小包については、次に定める特別追加割当料金を徴収する。

徴収する郵政庁 1	表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに徴収する料金 2 サンチーム	適用される価格表記小包 3
(a) アルゼンテイン(共和国)	一〇	次の郵便局から発し、又はこれにあてる小包
(b) ベルギー領コンゴー	一〇	コスタ・デル・スール、テイエーラ・デル・フエーゴ及び附近の諸島
(c) エジプト	五	ベルギー領コンゴーから発し、若しくはこれにあてる小包又はベルギー領コンゴー縦越の小包
(d) フランス	一五	ベルギー領コンゴーから発し、又はこれにあてる小包でスーダン縦越のもの
(e) イラーク	一〇	フランス本土とコルシカとの間を運送される小包
		イラーク＝シリアさばく横断自動車業務により運送される小包

5　ゴアの交換局とダマオ及びディユ(ポルトガル領インド)の交換局との間の運送については、通常の主要料金のうち約定第十条1及び第十一条1に定める陸路及び海路の割当料金に等しい額の追加割当料金を徴収する。

6　カラチ(パキスタン)とオルマラ、パスニ及びグワダルのパキスタン郵便局との間の小包の運送については、約定第十一条1に定める海路割当料金に等しい額の追加割当料金を徴収する。

第七条　特別料金率

1　インド、イラーク及びパキスタンの郵政庁は、自国から発する小包に対し、重量級別に相当する階段料金率を適用する権能を有する。但し、この料金の平均額が、自国が請求する権利を有する例外的割当料金及び追加割当料金を含む通常の料金をこえないことを条件とする。

2　前記の権能は、また、次回の大会議までに約定に加入することがある国にも付与する。

3　例外として、インド、パキスタン及びヴエネズエラ合衆国の郵政庁は、一キログラムをこえ三キログラムまでの小包については、三キログラムをこえ五キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。

4　フランス郵政庁は、航空小包をすべての場合に速達小包として取り扱い、且つ、この小包については、約定第十条、第十三条及び第十五条の規定に従つて徴収する陸路割当料金の二倍を徴収する権能を有する。

第四節　損害賠償及び責任

第八条　価格表記小包

約定第二十六条の規定にかかわらず、郵政庁は、各価格表記小包郵便物につき、次の表に示すところに従つて追加価格表記料を徴収することができる。

第九条　責任の原則に対する例外

約定第三十一条及び第三十四条の規定にかかわらず、ベルギー領コンゴー、エジプト（スーダンについて）及びイラークは、すべての国から発してベルギー領コンゴー、スーダン又はイラークにあてる小包であつて液体、液化しやすい物体、ガラス製品及び同様のぜい弱性の物品を包有するもののき損については、なんらの賠償金も支払わないことを許される。

以上の証拠として、全権委員たる下名は、規定がこの約定の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、ベルギー政府の記録に寄託されるべき一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十二年七月十一日ブラッセルで作成した。

アフガニスタンのために
I・コウドイアール・カーン

アルバニア人民共和国のために
N・サラチ

ドイツのために

サウデイ・アラビア王国のために

アルゼンテイン共和国のために
D・B・カナーリエ

オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク
P・マツホルト
メーデル・カルル

ベルギーのために
ピヌー
ラマンス
E・ボーデユアン
E・M・ピノー
L・ステフエンス
L・アントワーヌ

ベルギーのコンゴー殖民地のために
バウカー
J・ファン・ステンフオルト

ボリヴイアのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル

ブラジル合衆国のために
アルフレド・ギマライインス
ジルベルト・デ・バウラ・イ・シルヴア

ブルガリア人民共和国のために
ジユリオ・サンチエス・ペレス
ボリス・ボボフ
Y・ゴレノフ
A・コヘノフ
P・ゼチーフ

カンボディアのために
シソワット・エンタラヴオン
チリのために
ルイス・カンポス・ヴアスケス
ミゲル・A・バラ
中国のために
金閒泗
黄家德
蔡喆生
薛聘文
コロンビア共和国のために
ハイメ・ポニリヤ・ブラタ
G・メルギソ・グテーレス
L・A・ナヘラ
朝鮮のために
チエー・ジエ＝ホ
チヨウ・オン＝ソク
コスタ・リカ共和国のために
D・シンヘル
キューバ共和国のために
マリアノ・ブルル
J・ラーゴ・ルナール
デンマークのために
K・J・イエンスン
アルネ・クロツグ
アンダースン
ドミニカ共和国のために
オラシオ・ヴイシオソ
エジプトのために
M・カイラート
A・バキール
サルヴアドル共和国のために
H・エスコバル・セラノ
エクアドルのために
マヌエル・アルテタ
スペインのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
エンリケ・ペルトラン・デ・リス
フランシスコ・ペレンゲル
フランシスコ・メロ
ホセ・ルチ・アモル

スペインの殖民地全体のために
アニーバル・マルテイン
エテイオピアのために
セイフー・ユンネスー
フインランドのために
S・J・アホーラ
ウルフオ・タルヴイチエ
フランスのために
ル・ムエル
ユースクラ
ベグアン・ビルコツク
G・ベルナール
デマレー
ドルウエ
ジヨゼフ・ブルトウミユ
ロジエ・エドワール・ボワント
ロ
アルジエリアのために
A・ラブルス
カルテジーニ
フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体のために
メイエール
スキナジー
テネール
ギリシヤのために
D・カブサリス
グアテマラのために
A・モラレス・ダルドン
ハイテイ共和国のために
マルシアル・ペトウルス
ジヨルジユ・ウジエーヌ・ロア
ホンデユラス共和国のために
ルネ・パケン
ハンガリー人民共和国のために
ベンケ・ヨジエフ
モドス・エレメル
インドのために
H・L・ジエラート
S・N・ダス・グプタ
L・K・ナラヤンスアミ

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
M・ヤヤ
イランのために
ヴエベル
イラークのために
アブダル・バキ
アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン
イタリアのために
デ・カテリーニ
フオルケツト・マラスピーナ・
デイ・ヴオルペード
アルフレド・デル・チヨツポ
ブルネツト・ブルネツテイ
アントニオ・ペトウルチヤーニ
ジヨアキーノ・モリ
日本国のために
與謝野秀
松井一郎
ジヨルダン・ハシエミツト王国のために
ラオスのために
チヤンタラングシ
H・ブーシヨン
レバノンのために
ムバーラク
リベリア共和国のために
M・A・デシエルト
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドウロ
モロツコ（スペイン地帯を除く。）のために
ペルノ
モーリス
モロツコ（スペイン地帯）のために
フランシスコ・ペレンゲル
メキシコのために

フエデリコ・A・マリスカル
I・メデイナ
ラウロ・ラミレス
ニカラグアのために
J・リヴアス
ノールウエーのために
ステン・ハウグ
インヴアル・リード
オーラフ・リーセ
パキスタンのために
S・シデイツキ
M・A・ミンハス
M・アクバール
パナマ共和国のために
カルロス・オルテイス
パラグアイのために
V・アルメイダ・ゴロステイアガ
オランダのために
ホフマン
P・ダイクウエル
オランダ領アンテイール及びスリナムのために
ホフマン
P・ダイクウエル
ペルーのために
アレハンドル・フレウンド・ロセル
ポーランドのために
E・ヘルブスト
J・クリメック
ミハル・ピアンコ
ポルトガルのために
ドアルテ・カリエイロス
ジヨルジ・ブラガ
ジヨゼ・ルシアノ・ヴイエガス・デ・マトス
西部アフリカのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ジヨアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ
東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カルデド・タヴエイラ
ルーマニア人民共和国のために
モンテアニ
A・ゲルレルト
アベールス
サン・マリノ共和国のために
エマヌエル・ノエル
スウエーデンのために
エリツク・スワトリング
グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン
テユレ・ニールンド
エツベ・ブリンゲルト
スイス連邦のために
ヴエベル
トウアゾン
シヤプイ
ブツツイ
シリアのために
S・タラージ
H・ラハーム
ゲンナウイ
チエツコスロヴアキアのために
ドクトル・レイモゼル
ヨセフ・ウーヘル
イリ・モラヴイツチ
タイのために
スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキット
テユニスのために
J・デーズ
マシヤベイ
トルコのために
O・クバット
E・S・アルセリム
ウルグアイ東方共和国のために
エドウアルド・デ・アルテアガ

ヴァチカン市国のために
フェルナンド・ファン・グーテム
P・デミュール
ヴェネズエラ合衆国のために
セサル・ピエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス
ヴイエトナムのために
レー・クアン＝フイ
イエメンのために
ユーゴースラヴイア人民連邦共和国のために
ニコラ・ミラノヴイツチ
H・ツヴエツトコーヴイツチ
M・ミチツチ

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定

アルバニア人民共和国、ドイツ、サウデイ・アラビア王国、アルゼンテイン共和国、オーストリア、ベルギー、ボリヴイア、ブルガリア人民共和国、カンボデイア、チリ、中国、コロンビア共和国、朝鮮、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、サルヴアドル共和国、スペイン、スペインの殖民地全体、フインランド、フランス、アルジエリア、フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体、ギリシヤ、ハイテイ共和国、ホンデュラス共和国、ハンガリー人民共和国、インドネシア共和国、イラン、アイスランド共和国、イタリア、日本国、ラオス、レバノン、リベリア共和国、ルクセンブルグ、モロツコ（スペイン地帯を除く。）、モロツコ（スペイン地帯）、ニカラグア、ノールウエー、パナマ共和国、パラグアイ、オランダ、オランダ領アンテイール及びスリナム、ペルー、ポーランド、ポルトガル、西部アフリカのポルトガルの領土、東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウエーデン、スイス連邦、シリア、チエツコスロヴアキア、タイ、テユニス、トルコ、ウルグアイ東方共和国、ヴアチカン市国、ヴエネズエラ合衆国、ヴイエトナム、イエメン、ユーゴースラヴイア人民連邦共和国間に締結された郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約第二十条により、共通の合意により且つ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章　序則

第一条　為替の交換の条件

1　郵政庁が郵便為替の業務を行うことに同意するときは、当該締約国間における郵便為替の交換は、この約定の規定に従う。

2　郵便為替の交換は、郵政庁の選択により、カード式又は目録式によつて行うことができる。

第二章　為替の振出

第二条　払込、受領証

1　締約国の郵政庁は、差出人が郵便為替にしようとする金額を払い込むべき方法を定める。

2　受領証は、差出人に無料で交付しなければならない。

第三条　金額の表示、換算割合

1　各為替の金額は、反対の取極がない限り、払渡国の貨幣で表示する。

2　振出国の郵政庁は、各あて国の貨幣に対する自国の貨幣の換算割合を決定する。この郵政庁は、自国と各あて国とが同一の貨幣制度を有する場合においても、差出人が払い込むべき金額の換算割合を決定する。

第四条　振出最高額

1　各郵政庁は、千フランをこえないことを条件として、為替の振出最高額を定める権能を有する。

2　もつとも、第六条の規定の適用により無料で振り出す郵便業務に関する為替については、各郵政庁によつて定められた最高額をこえることができる。

第五条　料金

1　差出人が各為替について支払うべき料金は、為替一口ごとに二十サンチームをこえない定額料金及び次の比例料金からなる。

郵政庁がカード式により為替を交換するときは、払込金額の二百分の一以下の料金

郵政庁が目録式により為替を交換するときは、払込金額の百分の一以下の料金

2　各郵政庁は、比例料金の徴収のため、自己の業務上の便宜に最も適合する階段を採用する権能を有する。

3　約定の参加国と非参加国との間で約定のその他の参加国の仲介により交換する為替については、仲介郵政庁は、為替証書面の金額から控除することにより追加料金を徴収することができる。

4　もつとも、郵政庁間に合意があるときは、前記の追加料金は、差出人から徴収して仲介郵政庁に割り当てることができる。

第六条　料金の免除

郵便業務に関して郵政庁間又は郵政庁と国際事務局との間で交換する為替については、すべての郵便料金を免除する。

第七条　電信為替

1　為替は、郵政庁間、郵政庁と認められた私企業との間又は認められた私企業間でその送達を電信により行うことが許されているときは、電信により送達することができる。この場合には、この為替は、電信為替という。

2　電信為替は、国際電気通信条約附属電信規則の規定に従う。

3　電信為替の差出人は、為替の普通料金及び電報料金を支払わなければならない。

4　電信為替の差出人は、電報料金表に基く料金を支払つた上、名あて人に対する私用通信文を為替の記載事項に附記することができる。

第八条　払渡済通知書

航空路による払渡済通知書の送付に関する料金について反対の取極がない限り、条約第六十八条の規定は、払渡済通知書の請求に適用する。

第九条　別配達

1　通常為替の差出人は、条約第五十六条に定める条件に従つて、為替の到着の後直ちに特使をもつて為替金の居所払をすることを請求することができる。為替の転送又は払渡不能の場合には、条約第五十八条7の規定は、別配達補充料に適用する。

2　もつとも、名あて郵政庁は、自国の内国規則によつて認められる場合には、為替金に代えて為替の到着通知書又は為替証書を特使をもつて配達する権能を有する。

第十条　本人払

同意した国との関係においては、通常為替又は電信為替の差出人は、為替証書又は電報に氏名を指定した受取人本人の受領証によつて本人にのみ支払うことを式紙に明らかに記載して請求することができる。

第三章　為替の払渡

第十一条　払渡

1　為替金は、名あて国の法定通貨で受取人に払い渡さなければならない。

2　名あて国の郵政庁は、内国法制により必要とされるときは、払渡に際し、その旨を相手郵政庁に通知した後、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を最も近い貨幣単位の金額とし、若しくは、必要があるときは、最も近い十分の一貨幣単位の金額とする権能を有する。

第十二条　払渡最高額

1　一国における為替の払渡最高額は、反対の取極がない限り、その国が為替の振出について採用した最高額と同額とする。

2　同一差出人が同一日に同一受取人にあてて二口以上の為替を振り出した場合において、その総額が名あて国によつて採用された最高額をこえるときは、名あて局は、受取人に対する一日の払渡金額が

前記の最高額をこえないように為替の分割払をすることができる。

第十三条　郵便振替口座への登記

各郵政庁は、自己の郵便振替の業務に関する現行の規則に従つて、為替金額の郵便振替口座への払込を行うことができる。この場合には、当該為替は、有効に払い渡したものとみなす。

第十四条　居所払の料金

居所で払渡をするときは、為替の受取人から配達料金を徴収することができる。

第十五条　払渡承認書の料金

為替証書の亡失が業務上の過失によるものでない場合には、既に取調請求又は通報請求について料金が徴収されているときを除く外、施行規則第百九条に掲げる払渡承認書につき、条約第六十六条に規定する料金と同額の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

第十六条　留置為替

条約第四十九条2及び第五十八条7の規定は、留置為替に適用する。

第十七条　電信為替の配達

1　電信為替の配達は、必ず第九条に規定する方法によつて行う。名あて郵政庁が為替金の特使による居所払を行うときは、当該郵政庁は、特別の料金を徴収することができる。但し、差出人が別使配達料金を支払つたときは、前記の特別の料金からこの配達料を控除する。

2　名あて郵政庁が為替金に代えて為替の到着通知書又は為替証書を特使により配達するときは、無料でこれを受取人に配達する。但し、受取人の居所が名あて局の配達区域外にあり、且つ、差出人が別使配達料を支払わなかつたときは、受取人からこの配達料を徴収することができる。

第十八条　為替証書の有効期間

1　為替証書は、振出の月の翌月の末日まで効力を有する。この期間は、関係郵政庁間の合意により、振出の月から三箇月目の月の末日まで延長することができる。この延長は、遠隔の国との関係においては、当然に六箇月とする。この期間が経過した後は、名あて郵政庁の請求により振出郵政庁の日付認証を受けない限り、為替証書について払渡をすることができない。但し、目録式により振り出した為替は、日付認証の手続に付さない。

2　為替証書は、日付認証により、更に1に規定する期間に等しい有効期間を与えられる。

3　有効期間の経過が業務上の過失によるものでないときは、日付認証につき、条約第六十六条に規定する料金と同額の料金を徴収することができる。

第十九条　為替の裏書

各国は、他の締約国が振り出した為替の権利を自国の領域内において裏書によつて移転することができる旨を表明する権利を留保する。

第四章　取りもどし、名あて変更、転送、払渡不能、取調請求

第二十条　為替の取りもどし、名あて変更

通常為替又は電信為替の差出人は、受取人が為替証書又は為替金の交付を受けるまでは、条約第五十七条に定める条件に従つて、為替を取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

第二十一条　為替の転送

1　受取人の居所が変更された場合には、通常為替又は電信為替は、差出人又は受取人の請求により、次の条件に従つて新名あて国に転送することができる。

(a)　カード式を用いる二国間に交換される通常為替又は電信為替は、新名あて国がこの約定に基き且つカード式により振出国と郵便為替の交換を行つているときは、郵便により転送することができる。この転送については、なんらの追加料金も徴収しない。

(b)　新名あて国が振出国と交換を行つていないとき、及び転送国と新名あて国との間又は新名あて国と振出国との間の為替の交換が目録式により行われているときは、為替の転送は、新為替によつて行い、その料金は、送付すべき金額から控除する。

(c)　新名あて国が原名あて国と電信為替の交換を行つているときは、通常為替又は電信為替の電信による転送は、許される。この場合には、新たな送達のための郵便料金及び電信料金を控除した残額について電信為替を振り出すものとする。

(d)　目録式により交換する為替の転送は、必ず新為替によつて行う。その料金は、送付すべき金額から控除する。

2　締約国と郵便為替の交換を行つている約定の非参加国で振り出される通常為替又は電信為替は、反対の特別の取極がない限り、当該締約国から約定の他の署名国に郵便又は電信により転送することができる。この転送は、新為替によつて行い、その料金は、送付すべき金額から控除する。同一の条件において、締約国で振り出される通常為替又は電信為替は、約定の非参加国に転送することができる。

第二十二条　払渡不能の為替

1　為替であつて、受取を拒絶されたもの、受取人が不明のもの、受取人があて所を明らかにすることなく出発したもの又は転送することができない国に向つて受取人が出発したものは、郵政庁がカード式により為替を交換するときは直接に、また、郵政庁が目録式を採用するときは交換局の仲介により、直ちに振出局に返送する。

2　通常の有効期間内に払渡の請求をされなかつた為替証書は、この証書を保管する郵政庁から振出郵政庁に返送する。

3　なんらかの理由により受取人に払い渡すことができなかつた為替は、差出人に払いもどす。

第二十三条　取調請求及び通報請求

条約第六十六条の規定は、郵便為替に関する取調請求及び通報請求に適用する。

第五章　責任

第二十四条　責任の範囲

1　郵便為替にするために払い込んだ金額は、振出国の法制で定める時効期間内は、正規に為替金を払い渡すまで、差出人に対して保証する。

2　換算の誤に関する責任は、誤が生じた業務が属する郵政庁が負う。

3　条約第六十六条1に規定する一年の期間が経過した後は、郵政庁は、虚偽の受領証に対する払渡について責任を負わない。

第二十五条　責任の原則に対する例外

郵政庁は、その責任に関して別段の証拠がなく、且つ、不可抗力に基く業務書類の紛失によつて払渡について調査することができないときは、郵便為替業務上のすべての責任を免かれる。

第二十六条　請求金の支払

1　為替の払渡について異議の申立がある場合には、その責任が郵便業務にある限り、請求人に対する賠償の義務は、金額を正当受取人に交付すべきときは払渡郵政庁が負い、また、差出人に償還すべきときは振出郵政庁が負う。

2　請求人に賠償を行つた郵政庁は、正規でない払渡について責任がある郵政庁に対して求償権を有する。

第二十七条　支払期間

1　賠償は、できる限りすみやかに、且つ、おそくとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に、請求人に対して行わなければならない。

2　事件に対する郵政庁の積極的調査にもかかわらず1に規定する期間が責任を決定するために充分でなかつたときは、振出郵政庁は、例外として、償還を延期することができる。

3　振出郵政庁は、正規に照会を受け、且つ、事件を解決することなく四箇月を経過させた払渡郵政庁のために、差出人に賠償することができる。

第二十八条　責任の決定

1　払渡郵政庁が自国の内国規則に規定する条件に従つて払い渡したことを証明することができない場合を除く外、振出郵政庁が責任を負う。

2　振出国又は名あて国において生じた為替の電信による送達上の誤については、誤が生じた国の郵政庁が責任を負う。中継国の電信業務において誤が生じたとき、又は誤が生じた場所を決定することができないときは、その損害は、振出郵政庁及び払渡郵政庁が平等に負担する。

3　虚偽の電信為替を送達し若しくは虚偽の通常為替を払い渡した場合であつてその責任を決定することができないとき、又は電信為替に関して中継国において詐欺が行われ且つその被害額を回収することができないときも、同様とする。

第二十九条　振出郵政庁に対する支払金の償還

1　振出郵政庁が払渡郵政庁のために請求人に賠償を行つたときは、払渡郵政庁は、支払済の通知の発送の日から起算して四箇月の期間内に、支払金を振出郵政庁に償還しなければならない。第二十八条2及び3に規定する場合における賠償金の決済についても、同様とする。

2　貸方郵政庁に対する償還は、その郵政庁になんらの費用も負担させることなく、郵便為替、貸方国の首府若しくは商業地あての小切手若しくは一覧払手形又は貸方国で流通する貨幣により行い、あるいは、合意の上、為替計算書中の貸方国の貸方への記入により行う。四箇月の期間が経過したときは、振出郵政庁に支払うべき金額は、前記の期間の満了の日から起算して年五分の割合で利子を生ずる。

第六章　計算、時効にかかつた為替

第三十条　料金の分配

1　振出郵政庁は、施行規則に定める条件に従つて、為替一口ごとに十サンチームの定額の割当料金に、郵政庁がカード式を採用するか又は目録式を採用するかにより、払渡済為替証書の総金額の四百分の一又は二百分の一を加えたものを、名あて郵政庁に割り当てる。無料で振り出された為替については、割当をしない。

2　為替の転送の場合には、新名あて国は、振出郵政庁が実際に徴収する料金のいかんにかかわらず、その為替が最初から自国にあてられた場合において受けるべき料金の割当を受ける。

3　この約定に反対の規定がある場合を除く外、各郵政庁は、自己が徴収した他の料金の全額を収得する。

第三十一条　差引計算

1　各郵政庁は、その郵便局で払い渡したすべての金額を集記した計算書を毎月作成する。総計算書は、この月次計算書によつて作成する。異なつた貨幣で為替の払渡が行われた場合には、計算書の関係期間内における借方国の公定平均為替相場を基礎として、少額の貨高を多額の貨高の貨幣に換算する。この平均相場は、一様に小数点以下第四位まで計算しなければならない。

2　計算書の決済は、総計算書による相殺をすることなく月次計算書に基いて行うこともできる。この場合には、各郵政庁は、相手郵政庁が作成した月次計算書の総額を相手郵政庁に支払う。

3　借方郵政庁は、施行規則に定める期間内に計算書の決済をする。

第三十二条　決済

1　総計算書の差額の支払又は月次計算書の決済は、反対の取極がない限り、郵便為替の払渡のために貸方国が使用する貨幣で行う。

2　総計算書の差額又は月次計算書の金額は、施行規則に定める期間内に支払われない場合には、その期間の満了の日からそれらの差額又は金額が支払われる日までの間、利子を生ずる。この利子は、年五分の割合で計算する。

3　この約定及びその施行規則のうち計算書の作成及び決済に関する規定は、モラトリアム、送金禁止等の一方的措置によつてその効力を妨げられることはない。

第三十三条　時効にかかつた為替

郵便為替にした金額で時効期間内に請求がなかつたものは、振出郵政庁に確定的に帰属する。

第七章　雑則

第三十四条　為替取扱局

郵政庁は、できる限り自国のすべての地方において為替の払渡を確保するため、必要な措置を執るものとする。

第三十五条　他の官庁の関与

1　郵政庁以外の官庁が為替業務を管理する国は、この約定の規定に従つて行われる為替の交換に関与することができる。

2　前記の官庁は、約定の各条項の完全な実施を確保するため、自国の郵政庁と合意しなければならない。その郵政庁は、当該官庁と他の締約国の郵政庁及び国際事務局との関係について仲介者となる。

第三十六条　条約の一般的規定の適用

条約第一部に掲げる一般的規定は、条約第八条を除く外、この約定に適用する。航空通常郵便物に関する規定の第一章に掲げる一般的規定についても、同様とする。

第三十七条　国税その他の課金の禁止

条約第三十九条に規定する禁止の外、為替証書及び為替証書に記載する受領証には、なんらの課金を課することができない。

第三十八条　郵便旅行小為替

郵政庁が郵便旅行小為替の業務を行うことに同意するときは、当該締約国間における郵便旅行小為替の交換は、この約定に附属する「郵便旅行小為替」に関する規定に従う。

第三十九条　会議から会議までの間において行われる提議の承認

会議から会議までの間において行われる提議（条約第二十五条及び第二十六条）が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　新規定の追加に関する場合又はこの約定の第一条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで、第二十三条から第三十二条まで及び第三十七条から第四十条まで並びにその施行規則の第百一条、第百二条、第百四条、第百十二条、第百二十二条から第百二十七条まで、第百三十五条、第百四十一条及び第百四十二条の規定の修正に関する場合には、投票の全体

(b)　(a)に掲げる規定以外のこの約定の規定、その施行規則の第百三条、第百五条、第百六条、第百九条、第百十条、第百十三条、第百十四条、第百二十八条から第百三十一条まで及び第百三十六条の規定並びにこの約定に附属する「郵便旅行小為替」に関する規定の修正に関する場合には、投票の三分の二

(c)　施行規則のその他の諸条の修正に関する場合又はこの約定、その施行規則及び「郵便旅行小為替」の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。但し、条約第三十一条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

最終規定

第四十条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十三年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、ベルギー政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで作成した。

アルバニア人民共和国のために
N・サラチ

ドイツのために

サウディ・アラビア王国のために
K・J・イエンスン

アルゼンティン共和国のために
アルネ・クロッグ

D・B・カナーリエ
アンダースン

オーストリアのために
ドミニカ共和国のために

K・ドウヴオルシヤク
オラシオ・ヴイシオソ

P・マツホルト
エジプトのために

メーデル・カルル
M・カイラート

ベルギーのために
A・バキール

ピヌー
サルヴアドル共和国のために

ラマンス
H・エスコバル・セラノ

E・ボーデユアン
スペインのために

E・M・ピノー
ルイス・ロドリゲス・ミゲル

L・ステフエンス
エンリケ・ベルトラン・デ・リス

L・アントワーヌ
フランシスコ・ベレンゲル

ボリヴイアのために
フランシスコ・メロ

ルイス・ロドリゲス・ミゲル
ホセ・ルチ・アモル

ブルガリア人民共和国のために
スペインの殖民地全体のために

ボリス・ポポフ
アニーバル・マルテイン

Y・ゴレマノフ
フインランドのために

A・コヘノフ
S・J・アホーラ

P・ゼチーフ
ウルフオ・タルヴイチエ

カンボディアのために
フランスのために

シソワット・エンタラヴオン
ル・ムエル

チリのために
ユースクラ

ルイス・カンポス・ヴアスケス
ペグアン・ビルコツク

ミゲル・A・バラ
G・ベルナール

中国のために
デマレー

金問泗
ドルウエ

黄家德
ジヨゼフ・ブルトウミユ

蔡蒂生
ロジエ・エドワール・ボワント

薛聘文
ロ

コロンビア共和国のために
アルジエリアのために

ハイメ・ポニリヤ・プラタ
A・ラプルス

G・メルギソ・グテーレス
カルテジーニ

L・A・ナヘラ
フランス共和国の海外領土と海外

朝鮮のために
領土として統治される地域との全

チエー・ジエ＝ホ
体のために

チヨウ・オン＝ソク
メイエール

スキナジー

キユーバ共和国のために
テネール

マリアノ・ブルル
ギリシヤのために

J・ラーゴ・ルナール
D・カプサリス

デンマークのために
ハイテイ共和国のために

マルシアル・ペトウルス
ノールウエーのために

ジョルジユ・ウジエーヌ・ロア
ステン・ハウグ

ホンデュラス共和国のために
インヴアル・リード

ルネ・バケン
オーラフ・リーセ

ハンガリー人民共和国のために
パナマ共和国のために

ベンケ・ヨジエフ
カルロス・オルテイス

モドス・エレメル
パラグアイのために

インドネシア共和国のために
V・アルメイダ・ゴロステイア

A・バーサ
ガ

スムラ
オランダのために

M・ヤヤ
ホフマン

イランのために
P・ダイクウエル

ヴエベル
オランダ領アンテイール及びスリ

アイスランド共和国のために
ナムのために

マグヌス・ヨクムスン
ホフマン

イタリアのために
P・ダイクウエル

デ・カテリーニ
ベルーのために

フオルケツト・マラスピーナ・
アレハンドル・フレウンド・ロ

デイ・ヴオルペード
セル

アルフレド・デル・チヨツポ
ポーランドのために

ブルネツト・ブルネツテイ
E・ヘルブスト

アントニオ・ペトウルチヤー
J・クリメツク

ニ
ミハル・ピアンコ

ジョアキーノ・モリ
ポルトガルのために

日本国のために
ドアルテ・カリエイロス

與謝野秀
ジヨゼ・ルシアノ・ヴイエガ

松井一郎
ス・デ・マトス

ラオスのために
西部アフリカのポルトガルの領土

チヤンタラングシ
のために

H・プーシヨン
テオドロ・デ・マトス・フエレ

レバノンのために
イラ・デ・アギアル

ムバーラク
ジヨアキム・アルナルド・ロ

リベリア共和国のために
ガド・キンチノ

M・A・デシエルト
東部アフリカとアジアとオセアニ

ルクセンブルグのために
アとのポルトガルの領土のために

ロース
テオドロ・デ・マトス・フエレ

ブロンドウロ
イラ・デ・アギアル

モロツコ（スペイン地帯を除く。）
ルイス・カルデド・タヴエイラ

のために
ルーマニア人民共和国のために

ペルノ
モンテアニ

モーリス
A・ゲルレルト

モロツコ（スペイン地帯）のために
アベールス

フランシスコ・ベレンゲル
サン・マリノ共和国のために

ニカラグアのために
エマヌエル・ノエル

J・リヴアス

スウエーデンのために
エリツク・スワトリング

グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン

テユレ・ニールンド
エツベ・ブリンゲルト

スイス連邦のために
ヴエベル

トウアゾン
シヤブイ

ブツツイ
シリアのために

S・タラージ
H・ラハーム

ゲンナウイ
チエツコスロヴアキアのために

ドクトル　レイモゼル
ヨセフ・ウーヘル

イリ・モラヴイツチ
タイのために

スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキット

テユニスのために
J・デーズ

マシヤベイ
トルコのために

O・クバット
E・S・アルセリム

ウルグアイ東方共和国のために
エドウアルド・デ・アルテアガ

ヴアチカン市国のために
フエルナンド・ファン・グーテ

ム
P・デミュール

ヴエネズエラ合衆国のために
セサル・ビエトラントニ・アレ

アサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス

ヴイエトナムのために
レー・クアン＝フイ

イエインのために
ユーゴースラヴイア人民連邦共和

国のために
ニコラ・ミラノヴイツチ

H・ツヴエットコーヴイッチ
M・ミチツチ

郵便旅行小為替

第一編　基本規定

第一章　郵便旅行小為替の振出

第一条　郵便旅行小為替

郵便旅行小為替の業務に関与することに同意した郵政庁は、郵便旅行小為替の振出を行う。この小為替証書は、つづり合わせて小為替帳とする。

第二条　貨幣

1　小為替は、払渡国の貨幣で表示する。

2　振出国の郵政庁が小為替の作成について適用する換算割合は、その郵政庁が郵便為替の振出に使用する換算割合と同一のものとする。

第三条　最高額

1　各小為替の金額は、二十五フラン、五十フラン又は百フランに近似する一定の相当額とする。特別の場合には、この三階段につき、これらの金額と異なる金額を定めることができる。小為替の金額は、関係郵政庁間で合意の上、決定する。

2　小為替帳一冊の小為替証書の数は、最高十枚とする。各小為替帳は、異なつた金額の小為替証書を包有することができる。

第四条　料金

各小為替について支払うべき料金は、振出郵政庁が定める。この料金は、払込金額の二百分の一をこえることができない。但し、最低料金は、十サンチームとする。

第五条　売渡価格

各郵政庁は、国際事務局から売り渡された小為替証書及び小為替帳の表紙の価格並びに小為替帳の調製のために必要な各種類の作成費を利用者から回収することができる。

第二章　小為替の払渡

第六条　払渡

1　小為替の払渡は、郵便為替に関し自国の内国規則に規定する条件に従つて、関係郵政庁が行う。

2　小為替帳又は小為替帳が包有する小為替証書は、裏書又は譲渡により他人に移転することができず、また、担保とすることができない。

3　払渡業務は、提出された小為替証書の払渡のために必要な資金の準備がないときは、資金を得るまで払渡を停止することができる。

第七条　有効期間

小為替証書は、振出の日から起算して四箇月間効力を有する。月は、その日数にかかわらず、起算日から応当日までとして計算する。

第八条　払渡の差止

各国の内国法制に規定するところを留保して、郵便局は、正規に振り出された小為替の払渡を差し止めるための請求に対しては、措置を執らない。

第三章　責任及び計算

第九条　責任の範囲

1　郵政庁は、小為替帳又は小為替帳が包有する小為替証書の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずることがある結果については、責任を負わない。

2　取調請求は、その対象となる小為替帳を呈示しない限り、振出国の郵政庁に対して行うことができない。

3　小為替帳又は小為替証書を亡失した場合には、関係人は、小為替帳の交付を請求したこと及び小為替帳に対する総金額を払い込んだことを振出郵政庁に証明しなければならない。払いもどしは、亡失の届出があつた小為替証書が未払であることを振出郵政庁が確かめた後に限り、行うことができる。但し、払いもどしの期間は、有効期間の満了の日の後三箇月をこえることができない。この払いもどし期間は、遠隔の国との関係においては、六箇月とする。

第十条　料金の分配

振出郵政庁は、払渡郵政庁に対し、払渡済小為替証書の総金額の四百分の一を割り当てる。

第十一条　差引計算

小為替について払い渡した金額の計算書は、附属書のひな形ＭＰ９に適合する式紙により毎月一回作成して、郵便為替の計算書に添附する。計算書ＭＰ９の合計は、同一期間について作成した郵便為替の月次計算書の合計に加算する。

第四章　雑則

第十二条　約定の規定の適用

約定及びその施行規則の規定は、この規定に明定していない事項については、「郵便旅行小為替」に適用する。

第二編　取扱規定

第一章　小為替帳の発行

第十三条　小為替証書及び小為替帳の表紙の意匠、供給

1　小為替証書は、附属書のひな形ＭＰ10に適合する式紙で作成する。小為替証書は、白紙で調製する。この証書には、高さ約二センチメートルの象徴的頭部を描いた陰影のある透かし模様を入れる。式紙の左側には、幅三・五センチメートルの白色の帯状の欄を設ける。この帯状の欄の上部に前記の透かし模様を置き、中央にマーキュリーの頭部を描いた各国同一の浮出印を押し、また、下部には、小為替証書を交付する業務が第十四条に従つて押すべき浮出印の欄を設ける。白色の帯状の欄を除く外、式紙には、浮上りのあるなんらかの大きな主題を持つ象徴を三色できわめて明らかに印刷した地紋を附する。「Bon postal de voyage」の指示は、地紋と同時に、且つ、同一色で印刷する。

2　小為替証書の表面には、次の事項を印刷する。

(a)　一から十万までの連続番号

(b)　振出国名

(c)　表示する貨幣の名称による価額

(d)　払渡国名

3　小為替帳の表紙は、附属書のひな形ＭＰ11に従うものとする。小為替の振出国名及び名あて国名は、表紙の表面に印刷する。小為替帳の表紙は、淡青色とする。

4　国際事務局は、小為替証書及び小為替の表紙を印刷し、且つ、実費で郵政庁に供給する。

第十四条　小為替の振出

1　小為替証書には、振出の際に、表面の白色の帯状の所定欄に、当該証書を交付する業務に特有の浮出印を押す。なお、有効期間の最終日は、手書、タイプライター又は印章により、小為替証書に指示しなければならない。

2　郵便旅行小為替の業務に関与する郵政庁は、特殊の型付けによつて小為替証書に振出業務の名称を指示することに同意することができる。

第十五条　小為替帳の作成

1　振出の請求があつて小為替証書は、つづり合わせて表紙ＭＰ11を付け、小為替帳とする。この小為替証書は、番号順にそろえる。

2　小為替帳を発行する業務は、表紙の指定箇所に小為替証書の有効期間の最終日を指示する。この表紙の所定欄には、振り出した小為替証書の枚数並びにその始番号及び終番号を記入する。なお、郵便旅行小為替の名あて国名は、小為替帳及び小為替証書の所定欄に明白に指示する。

3　記入は、手書、タイプライター又は印刷機により行わなければならない。

4　第十四条に掲げる浮出印は、小為替帳の作成の際に、表紙の指定箇所に押さなければならない。

第二章　小為替の払渡

第十六条　手続

小為替の払渡の手続は、郵便為替の払渡の手続と同様とする。

第三章　雑則

第十七条　国際事務局にあて行う通知

1　郵便旅行小為替の業務に関与する各郵政庁は、国際事務局の仲介により、他の郵政庁に次の事項を通知しなければならない。

(a)　郵便旅行小為替に関する規定に基いて郵便旅行小為替を交換する国の表

(b)　小為替の振出及び払渡の取扱局の表又はすべての所属局がこの業務を取り扱う旨の通知書

(c)　名あて国の貨幣で表示された郵便旅行小為替の金額

(d)　郵政庁が適用する料金

2　その後のすべての変更は、遅滞なく通告しなければならない。

第十八条　公衆用の式紙

条約第四十四条2の規定の適用上、次の式紙は、公衆用の式紙とみなす。

ＭＰ10（郵便旅行小為替証書）

ＭＰ11（郵便旅行小為替帳の表紙）

附属書　式紙

MP　9

（小為替第十一条）

19＿＿＿年

＿＿＿月分

＿＿＿郵政庁

添附物＿＿＿

月次計算書　MP 9

郵便旅行小為替

＿＿＿郵政庁と　＿＿＿郵政庁との間

払渡済小為替証書連続番号 1	振出日付 年 2	振出日付 月 3	振出局 4	小為替証書番号 5	払渡国の貨幣による金額 6	

払渡済小為替金の合計＿＿＿

四百分の一の手数料＿＿＿

＿＿＿郵政庁の＿＿＿郵政庁に対する借高の総計

19＿＿＿年＿＿＿月分のこの計算書は、添附した小為替証書＿＿＿枚の合計と対照して相違がないことを証明する。

＿＿＿　19＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿長

（大きさ　210×297ミリメートル）

MP　10（表面）

（小為替第十三条1）

名義人用の原符

郵便旅行小為替証書金額

（払渡国の貨幣で表示する。）

払渡局

払渡日付

＿＿＿郵政庁　第＿＿＿号

振出局

＿＿＿まで有効

郵便旅行小為替証書

金額＿＿＿

（数字による。）

＿＿＿

（文字による。）

＿＿＿（払渡国名）のみにおいて

小為替帳の表紙に指定された本人に払い渡す。

振出局の浮出印

（大きさ　162×114ミリメートル　白色）

MP　10（裏面）

呈示された身分証明書の種類の記載

＿＿＿の金額を

この郵便旅行小為替証書と引換に受領した。

＿＿＿　19＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

署名

＿＿＿

（この署名は、表紙に行われた署名と符合するものでなければならない。）

払渡局日附印	＿＿＿　19＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日払渡済 担当者＿＿＿	払渡番号

MP 11
（小為替第十三条3）

（表紙の第一ページ）

＿＿＿＿郵政庁　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿まで有効

郵便旅行小為替帳（1）

包有する小為替証書（2）
a ＿＿＿＿枚　第＿＿＿＿号から第＿＿＿＿号まで金額＿＿＿＿
b ＿＿＿＿枚　第＿＿＿＿号から第＿＿＿＿号まで金額＿＿＿＿
c ＿＿＿＿枚　第＿＿＿＿号から第＿＿＿＿号まで金額＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のみにおいて払い渡す。
（払渡国）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

（氏　　名）

（町村名番地）

（居　住　地）

名義人の署名

振出局印
（浮出）

（1）　表紙の第四ページの規定を参照すること。
（2）　小為替証書の枚数、番号及び金額は、アラビア数字によること。小為替証書の金額は、払渡国の貨幣で表示しなければならない。

（大きさ　162×114ミリメートル　淡青色）

（表紙の第四ページ）

1. 郵便旅行小為替証書は、払渡国の貨幣で表示する。
払渡国の指定は、この小為替帳の表紙の第一ページに記載するものとする。

2. 払渡は、郵便旅行小為替の業務の取扱局において、インクで署名した小為替証書と引換に行う。権利者は、旅券若しくは郵便本人票の呈示又は払渡国が認めるその他の証明方法により、自己の身分を証明しなければならない。

3. 払渡業務は、提出された小為替証書の払渡のために必要な資金の準備がないときは、資金を得るまで払渡を停止することができる。

4. 小為替にするために払い込んだ金額は、振出国の法制で定める時効期間内は、正規に小為替の為替金を払い渡すまで、権利者に対して保証する。権利を有しない者に払い渡した小為替に関する権利者の取調請求は、小為替を振り出した日の翌日から起算して一年の期間内に限り認められる。郵政庁は、小為替帳又は小為替帳が包有する小為替証書の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずることがある結果については、責任を負わない。

5. 取調請求は、その対象となる小為替帳を呈示しない限り、振出国の郵政庁に対して行うことができない。但し、小為替帳又は小為替証書を亡失した場合には、関係人は、小為替帳の交付を請求したこと及び小為替帳に対する総金額を払い込んだことを振出郵政庁に証明しなければならない。払いもどしは、亡失の届出があつた小為替証書が未払であることを振出郵政庁が確かめた後に限り、行うことができる。

6. 小為替帳又は小為替帳が包有する小為替証書は、裏書又は譲渡により他人に移転することができず、また、担保とすることもできない。

正規に振り出された小為替の払渡を差し止めるための請求に対しては、措置を執らない。

郵便振替に関する約定及び郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済に関する追加書

アルバニア人民共和国、ドイツ、サウデイ・アラビア王国、アルゼンテイン共和国、オーストリア、ベルギー、ボリヴイア、コロンビア共和国、朝鮮、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、スペイン、スペインの殖民地全体、フインランド、フランス、アルジエリア、ギリシヤ、ハイテイ共和国、ホンデユラス共和国、インドネシア共和国、イタリア、日本国、ラオス、レバノン、ルクセンブルグ、モロッコ（スペイン地帯を除く。）、モロッコ（スペイン地帯）、ニカラグア、ノールウエー、パラグアイ、オランダ、西部アフリカのポルトガルの領土、東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウエーデン、スイス連邦、テュニス、トルコ、ウルグアイ東方共和国、ヴアチカン市国、ヴエネズエラ合衆国、イエメン、ユーゴースラヴイア人民連邦共和国間に締結された郵便振替に関する約定及び郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済に関する追加書

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約第二十条により、共通の合意により且つ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章　序則

第一条　振替の交換の条件

郵政庁が郵便振替の業務を行うことに同意するときは、当該締約国間における郵便振替の交換は、この約定の規定に従う。

第二条　約定の目的

振替を交換することに同意した国の郵便振替口座の加入者は、振替を交換することに同意した他の国が所管する郵便振替口座への自己の口座からの振替を請求することができる。

第二章　振替請求の受理及び処理の条件

第三条　振替金額の表示、換算割合

1　振替金額は、反対の取極がない限り、振あて国の貨幣で表示しなければならない。

2　もつとも、各郵政庁は、加入者が振替金額を払出国の貨幣で表示することに同意することができる。

3　払出国の郵政庁は、振あて国の貨幣に対する自国の貨幣の換算割合を決定する。

4　振あて国の郵政庁は、内国法制により必要とされるときは、振あて人の口座に振替の受入登記を行うに際し、その旨を相手郵政庁に通知した後、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を最も近い貨幣単位の金額とし、若しくは、必要があるときは、最も近い十分の一貨幣単位の金額とする権能を有する。

第四条　最高額

各郵政庁は、加入者が一日又は一定期間内に請求することができる振替の最高額を限定する権能を有する。

第五条　料金

1　振替の料金は、振替金額の千分の一をこえてはならない。但し、各郵政庁は、自己の業務上の便宜に従つて端数を全数とする権能を有する。この料金については、最低徴収額を定めることを妨げない。もつとも、この最低徴収額は、二十サンチームをこえないものとする。

2　郵便振替口座への振替の受入登記の料金は、内国業務において同一の取扱につき徴収することがある料金をこえることができない。

第六条　料金及び郵便料金の免除

1　業務に関する公用の振替であつて、郵政庁間又はその所属局間で交換するものについては、すべての料金を免除する。

2　郵便料金の免除に関しては、郵便小切手局から連合国に居住するその加入者にあてた口座の受払通知票を包有する書状についても、同様とする。この書状は、差出小切手局の表示及び「Service des Postes」の記載を有しなければならない。

第七条　振替通知書

1　加入者又は払出口座所管小切手局は、すべての通常振替請求書に振替通知書を添付しなければならない。

2　この通知書の裏面には、振あて人にあてる私用通信文を記載することができる。各郵政庁は、このため、払出口座の加入者から料金を徴収することができる。但し、内国業務においてこの種類の料金を徴収する場合に限る。

3　通常振替の振替通知書は、振あて人に無料で送付する。

第八条　振あて人の口座への振替の受入登記済通知書

1　合意した郵政庁間の関係においては、郵便振替又は電信振替の払出人は、払出書の差出に際して、振あて人の口座への振替の受入登記済通知書を請求することができる。この通知書は、郵便により払出人に送達する。

2　郵政庁は、このため、振替の払出人の口座から控除することにより最高三十サンチームの定額料金を徴収することができる。

3　受入登記済通知書の請求は、振替請求の後に行われたときは、取調請求とみなされ、且つ、約定第十三条及び条約第六十六条の規定に従う。

第九条　電信振替

1　振替は、合意した郵政庁の間においては、電信又は無線電信により送達することができる。この場合には、この振替は、電信振替という。

2　反対の取極がない限り、電信振替は、現行の国際電気通信条約に附属する業務上の規則に規定する取扱の手続又は伝送の手続を適用することができる場合には、他の私報と同様に且つこれと同一の条件で、これらの手続に付することができる。

3　電信振替については、電報料金の外、第五条に規定する振替料金及び一フランをこえない定額料金を徴収する。電信振替については、電信に関して定める国際規則に規定する電信料を除く外、なんらの電信料も課してはならない。

4　電信振替の払出人は、電報料金表に基く料金を支払つた上、振あて人に対する私用通信文を振替の記載事項に附記することができる。その場合には、この料金は、第七条2によつて認められる料金に代り、且つ、これを排除する。

5　振あて小切手局は、各電信振替につき到着通知書を作成し、且つ、この通知書を振あて人に無料で送付する。

第十条　振替目録の交換

1　郵政庁は、休日を除く外、毎日一回、目録によつて振替を相互に通知する。但し、郵政庁は、二日以上の日の各合計を同一目録に集記するために合意することができる。目録には、受入口座の加入者にあてた振替通知書を添附する。

2　振替金額は、反対の取極がない限り、振あて国の貨幣で目録及び振替通知書に表示する。

3　電信振替については、別個の目録には、振替通知書を添附しない。この目録には、振替通知書を添附する。

第十一条　交換局

郵政庁は、振替目録の交換のために指定した小切手局の名称を相互に通告する。

第三章　取消、取調請求

第十二条　振替請求の取消

1　払出口座の加入者は、振あて人

の口座に受入登記が行われない限り、振替請求を取り消すことができる。取消の請求は、加入者が振替請求を行つた郵政庁にあてて、加入者により行われなければならない。

2　条約第五十七条の規定は、この請求に適用する。

第十三条　取調請求及び通報請求

1　振替請求の処理に関する取調請求及び通報請求は、払出口座の加入者が振替請求を行つた郵政庁にあてて、その加入者により行われなければならない。但し、前記の加入者が自己の口座を所管する郵政庁と合意することを振あて人に許すときは、この限りでない。

2　条約第六十六条の規定は、振替請求に関する取調請求及び通報請求に適用する。

第四章　責任

第十四条　責任の範囲

1　郵政庁は、郵便振替口座への振替の受入登記の誤又は他の郵政庁に送付した振替目録若しくは電信振替の誤記が自国の業務により生じたものであるときは、その誤又は誤記について責任を負う。

2　責任は、加入者が払い出した金額の償還を限度とする。

3　郵政庁は、振替請求の送達及び処理に関して生ずることがある遅延については、なんらの責任も負わない。

第十五条　責任の原則に対する例外

次の場合には、郵政庁は、すべての責任を免かれる。

(a)　郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、且つ、不可抗力に基く業務書類のき損によつて郵政庁が振替について調査することができない場合

(b)　払出口座の加入者が条約第六十六条1に規定する一年の期間内に取調請求を行わなかつた場合

第十六条　責任の決定

1　責任は、誤が生じた業務が属する郵政庁が負う。誤について二郵政庁に責任があるとき、又は責任を決定することができないときは、当該二郵政庁は、平等に償還を負担する。

2　郵便為替に関する約定第二十八条2及び3の規定は、電信振替にも適用する。

第十七条　支払うべき金額の請求人に対する償還

1　支払うべき金額の請求人に対する償還義務は、責任郵政庁に対する求償権の行使を留保して、請求を受けた郵政庁が負う。

2　償還は、業務上の責任が確定した後直ちに行わなければならない。

3　責任があると推定された郵政庁は、催告を受けた後六箇月の期間内に回答しなかつたときは、その責任を暗黙に認めたものとみなす。

第十八条　貸方郵政庁に対する償還

責任郵政庁は、償還を行つた郵政庁に対して、償還済の通知の発送の日から起算して三箇月の期間内に賠償しなければならない。借方郵政庁は、前記の期間の満了の日から年五分の利子を負担する。

第五章　計算

第十九条　料金の帰属

各郵政庁は、自己が徴収した料金の全額を収得する。

第二十条　振替金額の差引計算、差額及び利子の算出

1　郵政庁は、同一日に相互に送付した振替目録の各合計を集記した計算書を、参加国ごとに、且つ、休日を除く外振替を交換した日ごとに、作成する。

2　この計算書の決済は、相殺の原則に従う。このため、少額の貸高は、各関係国が特に指定した取引所又は銀行により差引計算の日の直前の日に建てられた公定為替相場の算術平均に従つて、多額の貸高の貨幣に換算する。この平均相場は、一様に小数点以下第四位まで計算しなければならない。

3　郵政庁は、なんらかの理由により相殺の適用を希望しないときは、借高の総額を支払う旨を表明することができる。

4　相殺は、毎日行う。但し、郵政庁は、二日以上の日の各合計を同一計算書に集記するために合意することができる。

5　各計算書の差額は、締約国の郵政庁が合意により定める時から、合意により定める率によつて利子を生ずる。この利率は、年五分をこえることができない。

第二十一条　差額の支払、延滞利子

1　各郵政庁は、差額を支払うため、なんらかの方法により、締約国の郵政庁の下に当該国の貨幣による資金を保有することができる。この資金が振替請求に応ずるために充分でない場合においても、振替は、振あて人の口座にその受入登記を行う。

2　前記の資金は、郵便、電信又は電話に関する他のすべての計算書の借越金額の決済にも使用することができる。この資金は、いかなる場合においても、資金を設定した郵政庁の同意を得ない限り、他の用途に充てることができない。

3　貸方郵政庁は、いつでも、差額の支払を請求する権利を有する。その場合には、貸方郵政庁は、距離による所要時日を考慮して支払期日を定める。借方郵政庁が所定の期日に支払を行わないときは、その期日の後六日目から第二十条5に規定する利率に年二分を加算する。

4　この約定及びその施行規則のうち計算書の作成及び決済に関する規定は、モラトリアム、送金禁止等の一方的措置によつてその効力を妨げられることはない。

第二十二条　四半期ごとの総計算書

日締差引計算書を作成する郵政庁は、毎四半期の終りに日締差引計算書の差額と、支払済の内払金と、及び、必要があるときは、計算に組み入れた利子との総計算書を、承認を得るため、相手郵政庁に送付する。四半期ごとの総計算書の差額は、次期に繰り越す。郵政庁は、差引計算書の最終の差額の表示をもつて総計算書に代えるために合意することができる。

第六章　雑則

第二十三条　外国に郵便振替口座を開設するための申込

1　外国に郵便振替口座を開設するための申込があつた場合において、申込をした者の居住する国の郵政庁が当該外国と郵便振替を交換しているときは、その郵政庁は、申込の審査のため、開設すべき口座を所管する郵政庁に援助を提供しなければならない。

2　郵政庁は、前記の審査をできる限り慎重に行うことを約束する。但し、郵政庁は、これについて責任を負わない。

3　加入者が居住する国の郵政庁は、口座を所管する郵政庁の請求により、加入者の法律上の能力の変更に関する届書の審査についても、できる限り協力する。

第二十四条　加入者名簿

1　加入者は、自己の口座を所管する郵政庁の仲介により、他の郵政庁が発行した加入者名簿をその郵政庁が内国業務において定める価格で購入することができる。

2　郵政庁は、業務上必要な部数の加入者名簿を無料で相互に送付する。

第二十五条　有価証券

郵政庁が当該業務を行うことに同意するときは、当該締約国間における郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済は、この約定に附属する追加書の規定に従う。

第二十六条　条約の一般的規定の適用

条約第一部に掲げる一般的規定は、条約第八条の規定を除く外、郵便振替に適用する。

第二十七条　会議から会議までの間において行われる提議の承認

会議から会議までの間において行われる提議（条約第二十五条及び第二十六条）が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　新規定の追加に関する場合又はこの約定、その施行規則及び郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済に関する追加書の規定の修正に関する場合には、投票の三分の二

(b)　この約定、その施行規則及び郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済に関する追加書の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。但し、条約第三十一条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

最終規定

第二十八条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十三年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、ベルギー政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで作成した。

アルバニア人民共和国のために
N・サラチ

ドイツのために

サウデイ・アラビア王国のために

アルゼンテイン共和国のために
D・B・カナーリエ

オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク
P・マツホルト
メーデル・カルル

ベルギーのために
ピヌー
ラマンス
E・ボーデユアン
E・M・ピノー
L・ステフエンス
L・アントワーヌ

ボリヴイアのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル

コロンビア共和国のために
ハイメ・ボニリヤ・プラタ
G・メルギソ・グテーレス
L・A・ナヘラ

朝鮮のために
チエー・ジエ＝ホ
チヨウ・オン＝ソク

キューバ共和国のために
マリアノ・ブルル
J・ラーゴ・ルナール

デンマークのために
K・J・イエンスン
アルネ・クロッグ
アンダースン

ドミニカ共和国のために
オラシオ・ヴイシオソ

スペインのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
エンリケ・ペルトラン・デ・リス
フランシスコ・ペレンゲル
フランシスコ・メロ
ホセ・ルチ・アモル

スペインの殖民地全体のために
アニーバル・マルテイン

フインランドのために
S・J・アホーラ

ウルフオ・タルヴイチエ

フランスのために
ル・ムエル
ユースクラ
ベグアン・ビルコツク
G・ペルナール
デマレー
ドルウエ

ジヨゼフ・ブルトウミユ
ロジエ・エドワール・ボワント

アルジエリアのために
A・ラプルス

カルテジーニ

ギリシヤのために
D・カプサリス

ハイテイ共和国のために
マルシアル・ペトウルス
ジヨルジユ・ウジエーヌ・ロア

ホンデユラス共和国のために
ルネ・パケン

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ

M・ヤヤ

イタリアのために
デ・カテリーニ

フオルケツト・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード

アルフレド・デル・チヨツポ
ブルネツト・ブルネツテイ
アンドニオ・ペトウルチヤーニ
ジヨアキーノ・モリ

日本国のために
與謝野秀
松井一郎

ラオスのために
チヤンタランダシ
H・ブーシヨン

レバノンのために
ムバーラク

ルクセンブルグのために
ロース

ブロンドウロ

モロツコ（スペイン地帯を除く。）のために
ペルノ
モーリス

モロツコ（スペイン地帯）のために
フランシスコ・ペレンゲル

ニカラグアのために
J・リヴアス

ノールウエーのために
ステン・ハウグ

インヴアル・リード
オーラフ・リーセ

パラグアイのために
V・アルメイダ・ゴロステイアガ

オランダのために
ホフマン
P・ダイクウエル

西部アフリカのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ジヨアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ

東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カルデド・タヴエイラ

ルーマニア人民共和国のために
モンテアニ
A・ゲルレルト
アベールス

サン・マリノ共和国のために
エマヌエル・ノエル

スウエーデンのために
エリツク・スワトリング
グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン

テユレ・ニールンド
エツペ・ブリンゲルト

スイス連邦のために
ヴエペル
トウアゾン
シヤプイ
ブツツイ

テユニスのために
J・デーズ

マシヤベイ

トルコのために
O・クバット

E・S・アルセリム

ウルグアイ東方共和国のために
エドウアルド・デ・アルテアガ

ヴアチカン市国のために
フエルナンド・フアン・グーテム
P・デミユール

ヴエネズエラ合衆国のために
セサル・ピエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス

イエメンのために

ユーゴースラヴイア人民連邦共和国のために
ニコラ・ミラノヴイツチ
H・ツヴエツトコーヴイツチ
M・ミチツチ

郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済に関する追加書

第一編　基本規定

第一章　総則

第一条　郵便小切手局支払の有価証券

1　外国の郵便小切手局支払の小切手又は商業手形を取立のため受け付けた郵便小切手局は、支払国の郵政庁の同意を留保して、郵便振替により決済を行う支払郵便小切手局にこの銀行小切手又は商業手形を送付する。

2　郵便小切手局支払の有価証券は、取立有価証券について規定する形式上の条件を満たすものでなければならない。

3　郵政庁は、合意の上、拒絶証書の作成に必要な規定及び一部支払を受けるための条件を定める。

第二条　料金

有価証券を取立のため受け付ける郵便小切手局は、自己が属する郵政庁のために、有価証券一枚につき最高二十サンチームの料金を徴収する権能を有する。

第二章　責任

第三条　責任の範囲

郵政庁は、口座に払出登記を行つた有価証券の金額について責任を負う。郵政庁は、次の場合における遅延については、なんらの責任も負わない。

(a)　有価証券の送付又は呈示の場合

(b)　第一条3の規定の適用により郵政庁が行うべき拒絶証書の作成の場合又は司法上の訴訟の提起の場合

第二編　取扱規定

第一章　総則

第四条　許容の条件

1　郵便小切手局支払の有価証券は、許容の条件、有価証券に記載することを禁止される記事、郵便物の検査、呈示、支払期間及び取立不能の指示については、現金取立に関する約定の施行規則第百一条、第百三条2、第百五条、第百六条及び第百七条の規定に従う。

2　なお、有価証券は、払出郵便振替口座の番号及びその口座を所管する郵便小切手局の名称の記載を有しなければならない。

第二章　有価証券の送付、決済

第五条　有価証券の送付、有価証券の送付明細表

郵政庁は、附属書のひな形ＶＰ12に適合する明細表により、支払有価証券を相互に通知する。この明細表は、三通作成するものとする。有価証券を送付する郵政庁は、原本を保管し、他の二通及び取立有価証券を支払郵便小切手局に送付する。

第六条　決済

1　支払郵便小切手局は、支払済の有価証券の金額から振替料金を控除し、且つ、受付小切手局が指定した郵便振替口座にあてて振替請求書を発行する。

2　明細表の一通は、必要があるときは未払の有価証券を添附し、郵便振替に関する約定の施行規則第百四条に規定する条件に従つて、明細表の発送国に返送する。

附属書　式紙

ＶＰ 12
（追加書第五条）

＿＿＿＿＿＿＿＿郵政庁
＿＿＿＿＿＿＿＿郵便小切手局

明　細　表　ＶＰ 12

郵便振替口座の貯金からの控除により

＿＿＿＿＿＿＿＿郵便小切手局が

取り立てる銀行の有価証券

明細表送付日の受付小切手局日附印

明細表受領日の取立小切手局日附印

振替払出郵便口座番号 1	払出又は払出人の氏名又は団体名 2	支払期日 3	呈示有価証券金額 4	未払有価証券金額 5	備考 6
		合　計			

5の欄の繰越高（未払有価証券）＿＿＿＿

差引払済有価証券の金額＿＿＿＿

控除すべき振替の料金＿＿＿＿

振替金額＿＿＿＿

処理済明細表返送日の取立小切手局日附印

取立郵便小切手局長＿＿＿＿

処理済明細表受領日の受付小切手局日附印

（大きさ　148×210又は210×297ミリメートル）

注　この式紙は、新設のものであつて、その印刷は、特に通常の活字で行うものとする。

代金引換郵便物に関する約定

アルバニア人民共和国、ドイツ、サウディ・アラビア王国、アルゼンテイン共和国、オーストリア、ベルギー、ボリヴイア、カンボデイア、チリ、中国、コロンビア共和国、朝鮮、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、スペイン、スペインの殖民地全体、フインランド、フランス、アルジエリア、フランス共和国の海外領土と海外領土として統治される地域との全体、ギリシヤ、ハンガリー人民共和国、インドネシア共和国、イラーク、アイスランド共和国、イタリア、日本国、ジョルダン・ハシエミツト王国、ラオス、レバノン、ルクセンブルグ、モロツコ（スペイン地帯を除く。）、モロツコ（スペイン地帯）、メキシコ、ニカラグア、ノールウエー、パラグアイ、オランダ、オランダ領アンテイール及びスリナム、ポーランド、ポルトガル、西部アフリカのポルトガルの領土、東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウエーデン、スイス連邦、シリア、チエツコスロヴアキア、タイ、テユニス、トルコ、ウルグアイ東方共和国、ヴアチカン市国、ヴエネズエラ合衆国、イエメン、ユーゴースラヴイア人民連邦共和国間に締結された代金引換郵便物に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約第二十条により、共通の合意により且つ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章　序則

第一条　代金引換郵便物の交換の条件

郵政庁が代金引換の業務を行うことに同意するときは、当該締約国間における代金引換郵便物の交換は、この約定の規定に従う。締約国は、第二条に掲げる郵便物の一又は二以上の種類に限り、この業務を行う権能を有する。

総則

第二条　約定の目的

条約、価格表記の書状及び箱物に関する約定又は小包郵便物に関する約定に規定する条件を満たす書留通常郵便物、価格表記の書状及び箱物並びに小包郵便物は、代金引換として発送することができる。

第三条　料金及び条件、清算

1　代金引換として発送する郵便物は、当該郵便物が属する種類の郵便物の要件及び料金に従う。なお、差出人は、次の料金を前納する。

(a)　差出人が自己のために無料で振り出される代金引換為替により代金引換金額を清算することを希望するときは、郵便物一個につき四十サンチームをこえない定額料金及び代金引換金額の二百分の一以下の比例料金

(b)　反対の取極がない限り、差出人が代金引換為替証書の航空路による返送を請求するときは、大陸内の関係においては十サンチーム、また、大陸間の関係においては四十サンチームの定額料金

(c)　差出人が郵便物の名あて国における郵便振替口座への払込による清算又は郵便物の差出国における郵便振替口座への振替による清算を請求するときは、最高二十サンチームの定額料金

2　1(c)に規定する清算方法は、関係郵政庁がこの清算方法を適用するときに限り許される。取り立てた金額の振替口座への払込は、最高二十サンチームの定額料金及び内国業務において適用する払込料金を控除した後、名あて郵政庁が内国制度の払込票により行う。差出国における郵便振替口座への振替は、最高二十サンチームの定額料金及び振替料金を控除した後、名あて郵政庁が行う。

3　清算方法のいかんを問わず、代金引換金額の最高額は、郵便物差出国にあてる郵便為替について定める最高額と同額とする。

4　反対の取極がない限り、代金引換金額は、郵便物の差出国の貨幣で表示する。但し、郵便物の名あて国における郵便振替口座への払込の場合には、この金額は、名あて国の貨幣で表示されなければならない。

5　各郵政庁は、1(a)に規定する比例料金の徴収については、自己の業務上の便宜に最も適応する階段を採用する権能を有する。

6　郵便物の差出国の郵政庁は、自国の内国法制によつて必要とされるときは、払渡に際し、相手郵政庁に通知した後、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を最も近い貨幣単位の金額とし、若しくは、必要があるときは、最も近い十分の一貨幣単位の金額とする権能を有する。

第四条　代金引換金額の取消又は変更

1　代金引換郵便物の差出人は、代金引換金額の全部又は一部の取消及び引上げを請求することができる。この種類の請求は、条約第五十七条の規定に従う。

2　代金引換金額の引上げの場合には、差出人は、増加額につき、第三条に定める比例料金を支払わなければならない。この比例料金は、清算が郵便振替口座への払込又は振替により行われるときは、徴収しない。

第二章　責任

第五条　亡失、盗取又はき損の場合の責任

代金引換郵便物については、郵便業務は、次の規定で定める条件に従つて責任を負う。

(a)　書留通常郵便物の亡失の場合には、条約第七十条及び第七十一条

(b)　価格表記の書状及び箱物の亡失、盗取又はき損の場合には、価格表記の書状及び箱物に関する約定第四章

(c)　小包郵便物の亡失、盗取又はき損の場合には、小包郵便物に関する約定第四章

第六条　正規に取り立てた金額の保証

1　代金引換金額を取り立てることなく郵便物が名あて人に配達された場合で差出人が条約第六十六条及び小包郵便物に関する約定第二十四条に規定する一年の期間内に請求を行つたときは、差出人は、不取立がその過失又は怠慢によるものでない限り、また、郵便物の包有品が条約第四十八条6及び8(c)並びに第五十九条1、価格表記の書状及び箱物に関する約定第二条4及び5並びに第五条又は小包郵便物に関する約定第六条1(a)二、三、五、六及び七、同条1(b)並びに第二十五条に規定する禁制に抵触しない限り、賠償金を請求する権利を有する。名あて人から取り立てた金額が表示された代金引換金額に達しない場合又は取立が詐欺によつて行われた場合も、同様とする。

2　賠償金は、いかなる場合にも、代金引換金額をこえることができない。

3　賠償金を支払つた郵政庁は、名あて人、差出人又は第三者に対して行うことがあるすべての請求の権利について、その賠償金額に達するまで、賠償金を受け取つた者に代位する。

名あて人から正規に取り立てた金額は、郵便為替にしたとしなかつたとを問わず又は郵便振替口座に払い込んだと払い込まなかつたとを問わず若しくは同口座に振り替えたと振り替えなかつたとを問わず、差出人に対して保証する。

第七条　代金引換金額の不取立、不足取立又は詐欺取立の場合の賠償金

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その三）

昭和二十八年八月十日　参議院会議録附録（その三）　審査報告書（第十四号参照）

第八条　正規に取り立てた金額、賠償金、支払及び求償

正規に取り立てた金額又は第七条に規定する賠償金の支払の義務は、責任郵政庁に対する求償権を留保して、郵便物の差出局が属する郵政庁が負う。

第九条　支払期間

書留郵便物の亡失に対する賠償金の支払期間に関して定める条約第七十四条の規定は、取り立てた金額又は代金引換郵便物に対する賠償金の支払に適用する。

第十条　責任の決定

1　正規に取り立てた金額又は第七条に規定する賠償金の差出郵政庁による支払は、名あて郵政庁のために行う。名あて郵政庁は、次に掲げる場合を除く外、責任を負う。

差出郵政庁が規則を遵守しなかつたことにより過失が生じたこと又は不可抗力により亡失が生じたことを証明した場合

自己の業務への運送の際に、郵便物及び、小包郵便物に関するときは、関係送状が代金引換郵便物につき施行規則に規定する指示を有しなかつたことを立証した場合

2　代金引換郵便物が業務において紛失した結果詐欺取立が行われた場合には、関係郵政庁の責任は、条約第七十二条、価格表記の書状及び箱物に関する約定第十四条又は小包郵便物に関する約定第三十五条1、2、3及び6、第三十七条並びに第三十八条8及び9に定める規則に従つて決定する。但し、代金引換の業務に関与しない仲介郵政庁の責任は、条約第三十二条2、第七十条及び第七十一条、価格表記の書状及び箱物に関する約定第十条、第十一条及び第十三条又は小包郵便物に関する約定第三十一条1、第三十二条、第三十三条及び第三十四条に規定するところをもつて限度とする。その他の郵政庁は、支払われない金額を平等に負担する。

第十一条　支払われた金額の償還

名あて郵政庁は、自己のために支払われた金額を条約第七十五条に規定する条件に従つて差出郵政庁に償還しなければならない。

第十二条　代金引換為替及び払込票

1　なんらかの理由により権利者に支払われなかつた代金引換為替の金額は、振出郵政庁に償還しない。この金額は、権利者のために代金引換郵便物の差出郵政庁が保管し、法定の時効期間が満了した後、同郵政庁に確定的に帰属する。

2　他のすべての関係においては、施行規則に規定するところを留保して、代金引換為替は、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の規定に従う。

3　第三条の規定に従つて発行された払込票を代金引換郵便物の差出人が指示した権利者の貸方に記入することがなんらかの理由によりできないときは、払込票の金額は、郵便物の差出人への支払のため、この金額を取り立てた郵政庁が差出郵政庁の処分に任せなければならない。この支払を行うことができないときは、1に規定するところに従つて取り扱う。

第三章　料金の帰属

第十三条　代金引換金額の為替による清算の場合の料金の帰属

郵便物の差出郵政庁は、施行規則に規定する条件に従つて次の料金を割り当てる。

(a)　名あて郵政庁に対しては、代金引換郵便物一個につき二十サンチームの定額の割当料金に、支払われた代金引換為替の総額の四百分の一を加えた金額

(b)　必要があるときは、代金引換為替証書を航空路により返送する名あて郵政庁その他の郵政庁に対しては、代金引換為替証書の航空路による返送に対する第三条1(b)に規定する定額料金

第四章　雑則

第十四条　条約の一般的規定の適用

条約及びその施行規則の規定は、この約定及びその施行規則に明定していないすべての事項については、次の代金引換郵便物に適用する。

(a)　書留通常郵便物

(b)　価格表記郵便物（価格表記の書状及び箱物に関する約定第十五条の規定に従うものとする。）

(c)　小包郵便物（小包郵便物に関する約定第四十四条1の規定に従うものとする。）

第十五条　会議から会議までの間において行われる提議の承認

会議から会議までの間において行われる提議（条約第二十五条及び第二十六条）が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　新規定の追加に関する場合又はこの約定の第一条から第十三条まで、第十五条及び第十六条の規定並びにその施行規則の第百十六条の規定の修正に関する場合には、投票の全体

(b)　(a)に掲げる規定以外の規定の修正に関する場合には、投票の三分の二

(c)　この約定及びその施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。但し、条約第三十一条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

最終規定

第十六条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十三年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、ベルギー政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで作成した。

アルバニア人民共和国のために
N・サラチ

ドイツのために

サウデイ・アラビア王国のために

アルゼンテイン共和国のために
D・B・カナーリエ

オーストリアのために
K・ドウヴオルシヤク

P・マツホルト

メーデル・カルル

ベルギーのために
ピヌー

ラマンス

E・ボーデユアン

E・M・ピノー

L・ステフエンス

L・アントワーヌ
ボリヴィアのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
カンボディアのために
シソワット・エンタラヴォン
チリのために
ルイス・カンポス・ヴアスケス
ミゲル・A・バラ
中國のために
金問泗
黄家德
蔡詰生
薛聘文
コロンビア共和國のために
ハイメ・ボニリヤ・プラタ
G・メルギソ・グテーレス
L・A・ナヘラ
朝鮮のために
チエー・ジエ＝ホ
チヨウ・オン＝ソク
キューバ共和國のために
マリアノ・ブルル
デンマークのために
J・ラーゴ・ルナール
K・J・イエンスン
アルネ・クロツグ
アンダースン
ドミニカ共和國のために
オラシオ・ヴイシオソ
エジプトのために
M・カイラート
A・バキール
スペインのために
ルイス・ロドリゲス・ミゲル
エンリケ・ペルトラン・デ・リス
フランシスコ・ペレンゲル

フランシスコ・メロ
ホセ・ルチ・アモル
スペインの殖民地全体のために
アニーバル・マルテイン
フインランドのために
S・J・アホーラ
ウルフオ・タルヴイチエ
フランスのために
ル・ムエル
ユースクラ
ベグアン・ビルロツク
G・ペルナール
デマレー
ドルウエ
ジヨゼフ・ブルトウミユ
ロジエ・エドワール・ボワント
アルジエリアのために
A・ラブルス
カルテジーニ
フランス共和國の海外領土と海外領土として統治される地域との全体のために
メイエール
スキナジー
テネール
ギリシヤのために
D・カプサリス
ハンガリー人民共和國のために
ベンケ・ヨジエフ
モドス・エレメル
インドネシア共和國のために
A・バーサ
スムラ
M・ヤヤ
イラークのために
アブダル・バキ
アイスランド共和國のために
マグヌス・ヨクムスン

イタリアのために
デ・カテリーニ
フオルケツト・マラスピーナ・デイ・ヴオルペード
アルフレド・デル・チヨツポ
ブルネツト・ブルネツテイ
アントニオ・ペトウルチヤーニ
ジヨアキーノ・モリ
日本國のために
與謝野秀
松井一郎
ジヨルダン・ハシエミツト王國のために
ラオスのために
チヤンタラングシ
H・ブーション
レバノンのために
ムバーラク
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドウロ
モロツコ（スペイン地帶を除く。）のために
ペルノ
モーリス
モロツコ（スペイン地帶）のために
フランシスコ・ペレンゲル
メキシコのために
フエデリコ・A・マリスカル
I・メデイナ
ラウロ・ラミレス
ニカラグアのために
J・リヴアス
ノールウエーのために
ステン・ハウグ
インヴアル・リード
オーラフ・リーセ

バラグアイのために
V・アルメイダ・ゴロステイア
ガ
オランダのために
ホフマン
P・ダイクウエル
オランダ領アンテイール及びスリナムのために
ホフマン
P・ダイクウエル
ポーランドのために
E・ヘルブスト
J・クリメツク
ミハル・ピアンコ
ポルトガルのために
ドアルテ・カリエイロス
ジヨルジ・ブラガ
ジヨゼ・ルシアノ・ヴイエガス・デ・マトス
西部アフリカのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ジヨアキム・アルナルド・ロガド・キンチノ
東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガルの領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カルデド・タヴエイラ
ルーマニア人民共和國のために
モンテアニ
A・ゲルレルト
アベールス
サン・マリノ共和國のために
エマヌエル・ノエル
スウエーデンのために
エリツク・スワトリング
グンナル・ラーゲル
アラン・フルトマン

テユレ・ニールンド
エツベ・ブリンゲルト
スイス連邦のために
ヴエベル
トウアゾン
シヤプイ
ブツツイ
シリアのために
S・タラージ
H・ラハーム
ゲゾナウイ
チエツコスロヴアキアのために
ドクトル　レイモゼル
ヨセフ・ウーヘル
イリ・モラヴイツチ
タイのために
スリン・ウイセトサコン
ルアン・シンハ・シリサキツト
テユニスのために
J・デーズ
マシヤベイ
トルコのために
O・クバット
E・S・アルセリム
ウルグアイ東方共和國のために
エドウアルド・デ・アルテアガ
ヴアチカン市國のために
フエルナンド・フアン・グーテム
P・デミユール
ヴエネズエラ合衆國のために
セサル・ビエトラントニ・アレアサ
エリ・ラモン・ソコロ・ロペス
イエメンのために
ユーゴースラヴイア人民連邦共和國のために
ニコラ・ミラノヴイツチ

H・ツヴエットコーヴイツチ
M・ミチツチ

審査報告書

金管理法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月二十五日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松永　義雄　青柳　秀夫
松岡　平市　三木與吉郎
土田国太郎　前田　久吉
菊川　孝夫　堀木　鎌三
森下　政一　小林　政夫
成瀬　幡治　西川甚五郎
木内　四郎　藤野　繁雄
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における金の生産及び金に対する実需の状況に即応して、政府が買い上げる一定量の新産金以外の金は、自由に取引することができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

金鉱業の育成に資するとともに、金に対する実需に応じ得る等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月二十六日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

河野　謙三　川口爲之助
河合　義一　松浦　定義
鈴木　一　上林　忠次
戸叶　武　佐藤清一郎
雨森　常夫　森田　豐彦
宮本　邦彦　關根　久藏

要領書

一、委員会の決定の理由

市町村農業委員会及び都道府県農業委員会の委員の任期はそれぞれ本年七月十九日及び八月二十日に満了することになつているのであるが、農業委員会制度の改正が企図されているこの際、右の任期をそれぞれとりあえず六箇月延長しようとすることは、妥当な措置と認められる。

二、事件の利害得失

制度運営上の便に資する。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

〔第十五号参照〕

審査報告書

理容師美容師法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月二十六日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山下　義信　藤原　道子
高野　一夫　横山　フク
西岡　ハル　榊原　亨
林　了　中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、理容師美容師法第二十一条の試験のみによる免許の制度が廃止されるに伴い、理容師又は美容師の養成施設における修習期間を、その養成の態様に応じて省令で定めることができるようにするとともに、従前同法第二十一条の試験の受験を出願した者に限つて、暫定的に、試験のみにより資格を取得することができるように改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本改正によつて養成施設の拡充を計るとともに、現在迄の試験不合格者の救済及び引揚者に対する養成施設への入学を容易ならしめることができる利益がある。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

〔第十六号参照〕

審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月三十日

郵政委員長　池田宇右衞門

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

滝井治三郎　最上　英子
深水　六郎　村上　義一
永岡　光治　柏木　庫治
中川　幸平

附則第一項中「昭和二十八年七月一日」を「昭和二十八年七月五日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は鉄道小荷物運賃との調整を図るため、小包郵便の料金を改正し、併せて航空郵便を速達郵便制度に統合して、その合理化を行なうもので委員会は妥当な措置と認めたが附則に所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失

郵便事業運営の健全化を図ると共に郵便利用者の制度を増大し、郵便事業の発達に資する利益がある。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

皇室経済法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月三十日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　松永　義雄
井野　碩哉　白波瀬米吉
田中　啓一　松原　一彦
上原　正吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国有財産法等に同趣旨の規定のある部分を削るとともに、過去の実績と最近の状勢にかんがみ皇室がなす財産の授受の制限、独立の生計を営む親王妃に係る年額による皇族費の額等について実情にそうように改正しようとするものであつて適当の措置と認めた。

二、事件の利害得失

この措置により儀礼上の贈答の場合等において財産の授受を速やかに行うことができる等の利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月三十日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
竹下　豐次　松永　義雄
井野　碩哉　白波瀬米吉
田中　啓一　松原　一彦
上原　正吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近の経済状勢にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額を各々改訂増額しようとするものであつて適当の措置と認める。

二、事件の利害得失
この措置により内廷費等を増額することができる。

三、費用
本法施行のための費用は、平年度において約一千万円の増加となる。

審査報告書

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
野溝　勝　堀木　鎌三
小林　政夫　前田　久吉
安井　謙　土田国太郎
青柳　秀夫　山本　米治
森下　政一　藤野　繁雄
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国際復興開発銀行等から外資を受け入れようとする場合、外資に関する法律の特例を設けるとともに、日本開発銀行又は日本輸出入銀行の借入外貨債務について政府が保証をすることができることとし、また、貸付契約の定めるところにより、債券を引き渡す必要がある場合に、日本開発銀行又は日本輸出入銀行が債券を発行することができることとする等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
国際復興開発銀行又は外国政府金融機関からの外資の受入を促進し得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度一般会計暫定予算補正（第2号）に、政府がこの法律に基き、日本開発銀行が昭和二十八年度以降五カ年度内において借入れる外貨で支払わなければならない借入金の債務につき支払の保証契約をすることのできる限度額は、昭和二十八年四月一日から同年七月三十一日までの間において元本については百四十八億円、利子及び手数料の債務については百十一億円を借入契約締結の日における基準外国為替相場で換算した金額に相当する合衆国ドルの金額とする、と定められている。

審査報告書

昭和二十八年度一般会計暫定予算補正（第二号）
昭和二十八年度特別会計暫定予算補正（特第二号）
昭和二十八年度政府関係機関暫定予算補正（機第二号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月三十日

予算委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
西郷吉之助　高橋進太郎
小林　武治　伊能　芳雄
西川弥平治　石原幹市郎
小野　義夫　石井　桂
泉山　三六　鹿島守之助
大谷　贇雄　白波瀬米吉
上原　正吉　森　八三一
中川　幸平　吉田　萬次
岸　良一　井野　碩哉
新谷寅三郎　田村　文吉
三浦　義男　堀木　鎌三
高木　正夫　中山　福藏
武藤　常介　柏木　庫治
最上　英子　滝井治三郎
高橋　衛

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和二十八年度一般会計暫定予算補正（第二号）、昭和二十八年度特別会計暫定予算補正（特第二号）及び昭和二十八年度政府関係機関暫定予算補正（機第二号）は、昭和二十八年度一般会計、特別会計及び政府関係機関各予算が成立するに至るまでの経過措置として、七月分の暫定予算を作成し、既定の四、五、六月分の暫定予算に追加し、併せてこれを昭和二十八年四月一日から七月三十一日までの期間に係るものとしたものであり、暫定予算の域を脱しない限りにおいて、できるだけ昭和二十八年度本予算の趣旨を織込み、国政の円滑なる運営を期そうとするものであつて、やむをえない措置と認める。

二、事件の利害得失
この予算補正により、昭和二十八年度本予算が成立するまでの過渡期に対処することができる。

三、費用
一般会計暫定予算補正の追加額は、
歳入　一千四億五千八百五十七万九千円
歳出　九百六十七億八千四百九十六万五千円
これを既定の暫定予算に加えた総額は、
歳入　二千七百九十三億四千四百八十六万一千円
歳出　三千三百十二億四千百十万四千円
特別会計暫定予算補正の追加額は、
歳入　八百四十八億一千四百四十六万円
歳出　六百四十一億二千六百九十四万六千円
これを既定の暫定予算に加えた総額は、
歳入　五千九百二億六千六百五十二万一千円
歳出　五千四百四十一億三千三百三十二万一千円
政府関係機関暫定予算補正の追加額は、
歳入　五百四十億二千四百三十九万五千円
歳出　五百九億九千三百五十八万一千円
これを既定の暫定予算に加えた総額は、
歳入　二千二百九十九億九百七十四万三千円
歳出　一千九百六十六億九千二百二十三万七千円
である。

〔第十七号参照〕

審査報告書

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月一日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
千葉　信　宮田　重文
岡　三郎　紅露　みつ

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、現に在職する駐留軍労務者に対して連合国軍労務者として勤務した期間における退職

手当を、この際現金支払をしようとするものであつて必要且つ妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
連合国軍労務者であつた者に対する退職手当を精算することができる。
三、費用
本法の施行には約七十億円を要するが、特別調達資金の操作により支払うことができる。

審査報告書

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月三日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
森下　政一　菊川　孝夫
三木與吉郎　土田国太郎
小林　政夫　西川甚五郎
青柳　秀夫　岡崎　眞一
堀木　鎌三　成瀬　幡治

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律中、社寺境内地処分審査会等に関する規定を削除しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
規定を整備する利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

保険業法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月三日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
藤野　繁雄　堀木　鎌三
前田　久吉　小林　政夫
土田国太郎　三木與吉郎
青柳　秀夫　森下　政一
木内　四郎　岡崎　眞一
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、航空保険事業の現状にかんがみ、海上保険事業と同じく、航空保険事業について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用を除外することとするとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
航空保険事業の育成に資する利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

人権擁護委員法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月一日
法務委員長　郡　祐一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
一松　定吉　宮城タマヨ
楠見　義男　赤松　常子
棚橋　小虎　亀田　得治
三橋八次郎　加藤　武徳
中山　福藏　青木　一男

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正法案は、人権擁護委員法施行以来、三年有余の実績に照し、必要と認められる改正を行うものであつて、改正の要点は、第一に人権擁護委員の推薦手続を簡易化し、第二に人権擁護委員の氏名及び職務の周知徹底につき、市町村長に協力の義務を負わせ、第三に人権擁護委員の任期を従来の二年から三年に延長し、第四に全国人権擁護委員連合会の規定を新たに設けたこと、以上の四点である。
委員会は、以上の改正を必要且つ適当なものと認める。
二、事件の利害得失
本改正法案は、人権擁護委員制度の運用を円滑にし、人権擁護委員の積極的な活動を図る上において、多くの利益あるものと認められる。
三、費用
本法の施行には、別段の費用を要しない。

審査報告書

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月一日
法務委員長　郡　祐一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
一松　定吉　宮城タマヨ
赤松　常子　三橋八次郎
中山　福藏　青木　一男
亀田　得治

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、旧裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者が、旧陸海軍の法務官の職に在つたとき、その在職年数を、最高裁判所の裁判官、高等裁判所長官、判事及び簡易裁判所判事の任命資格に関する職歴年数に通算する等、その他これに準ずる措置を為さんとするもので、現行制度を全からしめるものとして、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
本改正案により、裁判官の任命資格に関する職歴年数等の通算できる範囲が、相当の程度に拡張され、現行制度と権衡を得ることとなる。
三、費用
本法の施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二日
水産委員長　森崎　隆
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
岡田　宗司　森　八三一
青山　正一　野田　俊作
秋山俊一郎　松浦　清一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の中、漁業法による指定遠洋漁業の許可は、同法第五十八条の手続（抽せん等の方法）によつて許可しなければならないのであるが、二ケ年間の特例を設けて増トンを認め漁業法第五十八条によらないで許可できるようにするものであつて、妥当な措置と認める。なお委員会は次のような附帯決議をした。
一、政府は本法施行に伴う以西機船底びき網漁業並びに遠洋かつお・まぐろ漁業に対する代船建造、増トン及び改造等に要する

資金の金融対策について万全の措置を講ずべきである。

二、なお、これら漁船に乗組む職員の教育養成が不充分なる実情に鑑み、政府は早急に漁船船員の教育養成機関の整備拡充のために充分なる予算措置を講じ、最善の対策を樹立すべきである。

二、事件の利害得失

本法を施行することによつて、以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の合理的発展を期する利益がある。

三、費用

本法律施行のために別段の費用を必要としない。

〔第十八号参照〕

審査報告書

鉱業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小林　英三　豊田　雅孝
西田　隆男　岸　良一
海野　三朗　西川弥平治
白川　一雄　石原幹市郎
松平　勇雄　酒井　利雄
加藤　正人

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は現鉱業法の施行に伴い、生じて来た障害を是正し、その運用の適正を期するため

(一)　鉱業と他の公益との関係について社会状勢に適応した調整方法の採用

(二)　鉱業権取消による損失補償制度の設置

(三)　現鉱業法のままでは行政処分に著しい支障を生ずるおそれのある条項の修正又は補完を行うこと。

(四)　国籍喪失者の鉱業権享有に関する特例を設けること。

の事項の改正を行わんとするものであつて、大体において妥当と認められる措置であるが、なお鉱業権と文化財保護との調整において適正を欠く面もあるので、次の三項目から成る附帯決議を附した。

(一)　文化財保護委員会及び下部機関の運営が他の利益との調整をなし得るようその構成につき考慮すること。

(二)　文化財の指定により他の利益に損失を与えるときは所要の補償をなすこと。

(三)　文化財の指定その他の保護処分が独善的にならないよう之に対し不服申立の途を拓くこと。

二、事件の利害得失

本法の施行により、鉱業法運用に関して一段の適正が期され、鉱業の振興と、社会公共の福祉増進に寄与することができる。

三、費用

本法施行のため差当り費用を要しない。

審査報告書

火薬類取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小林　英三　豊田　雅孝
西田　隆男　岸　良一
海野　三朗　西川弥平治
白川　一雄　石原幹市郎
松平　勇雄　加藤　正人
酒井　利雄

要領書

一、委員会の決定理由

本法律案は、火薬類の取締に万全を期し、もつて災害の発生を防止するため新に煙火の消費については、都道府県知事の許可を必要とするとともに、煙火の消費の技術上の基準を定め、この法律の適用を受ける火工品の範囲を明確にし、火薬庫の譲受等の場合における設置の許可制度を簡素化しようとするもので現下適当なる措置と認める。

二、事件の制害得失

火薬類の取締が強化されるとともに、災害発生の防止に寄与することができる。

三、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月六日

議院運営委員長　草葉　隆圓

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

寺尾　豊　石村　幸作
井上　清一　千田　正
松浦　定義　田中　啓一
杉山　昌作　上林　忠次
加賀山之雄　加藤　武徳
小笠原二三男　菊川　孝夫
相馬　助治　松浦　清一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国会が国の唯一の立法機関たる性質にかんがみ、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派に対し立法事務費を交付しようとするものであつて、適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

国会議員の立法に関する調査研究を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法律施行に伴う費用は、昭和二十八年度予算に計上されている。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月六日

議院運営委員長　草葉　隆圓

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

寺尾　豊　石村　幸作
井上　清一　千田　正
松浦　定義　田中　啓一
杉山　昌作　上林　忠次
加賀山之雄　加藤　武徳
小笠原二三男　菊川　孝夫
相馬　助治　松浦　清一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近の経済事情にかんがみ、各議院の役員及び特別委員長が国会開会中に受ける議会雑費の支給限度額を増額しようとするものであつて、適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

各議院の役員及び特別委員長の職務の遂行を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法律施行に伴う費用は、昭和二十八年度予算に計上されている。

審査報告書

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月六日

議院運営委員長　草葉　隆圓

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

寺尾　豊　石村　幸作
井上　清一　千田　正
松浦　定義　田中　啓一
杉山　昌作　上林　忠次
加賀山之雄　加藤　武徳
小笠原二三男　菊川　孝夫
相馬　助治　松浦　清一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済事情にかんがみ、国会閉会中常任委員会及び特別委員会が各議院の議決で特に付託された事件について審査を行つたときにその委員が受ける審査雑費の額を増額しようとするものであつて、適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

常任委員会及び特別委員会の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法律施行に伴う費用は、昭和二十八年度予算に計上されている。

〔第十九号参照〕

審査報告書

農産物検査法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月七日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白井　勇　川口爲之助
小林　亦治　上林　忠次
重政　庸徳　松浦　定義
北　勝太郎　鈴木　强平
横川　信夫　河合　義一
宮本　邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は現行法に対して(一)大麦、はだか麦及び小麦等の麦類の生産者がその生産した麦類の加工を委託する場合（自家消費の場合を除く）委託前に国の検査を受けなければならないこと(二)米麦又は精米の売買取引又は加工を業とする者に対して国の検査を受けるべき米麦等で未検査のものを買受け或いは売渡又は加工の委託を受けることを禁止すること(三)検査規格の公示の余裕期間を災害等特定の場合において短縮できること(四)立入調査ができること等の規定を設けんとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

農産物検査の確立に資する。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

食品衛生法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月七日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

有馬　英二　高野　一夫
西岡　ハル　横山　フク
大谷　瑩潤　廣瀬　久忠
中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、輸入食品による衛生上の危害を防止するため、衛生上有害の虞のある食品の輸入を禁止し、食肉については、相手国政府発行の証明書の添附されたものでなければ輸入してはならないこととし、及びこれらに違反して輸入された食品につき必要な行政処分を行うことができるように改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法の改正によつて食品衛生上の危害の防止を徹底し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

と畜場法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月七日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

有馬　英二　西岡　ハル
横山　フク　大谷　瑩潤
廣瀬　久忠　中山　壽彦
高野　一夫

要領書

一、委員会の決定の理由

と畜場に関して必要な衛生取締を行い、食用に供する獣畜の処理について検査を実施するとともに、と畜場の適正な普及を図るため、新たにと畜場法を制定しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて食用に供する獣畜の処理を適正に行うことができる利益がある。

三、費用

本法施行によつて特に費用を要しない。

審査報告書

民生委員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月七日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

有馬　英二　高野　一夫
西岡　ハル　横山　フク
大谷　瑩潤　廣瀬　久忠
中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は民生委員推薦会の組織を改め、及び福祉事務所その他の関係行政機関に対する民生委員の協力関係を明らかにするため改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法の改正によつて民生委員推薦の組織を明確にし行政機関その他に対する協力関係を明らかにして民生委員の活動を促進し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

国土調査法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月七日

経済安定委員長　早川　愼一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永井純一郎　八木　幸吉
高橋　衛　鮎川　義介
岩沢　忠恭

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土調査を行う者に対して補助金を交付する都道府県に対し国の補助金を交付することができるようにするとともに、都府県の行う国土調査の実施計画等についての調査審議は都府県総合開発審議会において行われるようにするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国と地方公共団体等が協力して能率的に国土調査事業の完遂をはかり得る利益がある。

三、費用

本法律施行のために特に費用を要しない。

昭和二十八年度国立国会図書館暫定予算予定経費要求書審査報告書

昭和二十八年度国会所管国立国会図書館暫定予算予定経費要求書を審査し国立国会図書館法第二十八条の規定により送付する。

昭和二十八年五月二十六日

図書館運営委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

昭和二十八年度暫定予算予定経費要求書

昭和二十八年度国立国会図書館の暫定予算予定経費要求額は、二八、五〇〇、〇〇〇円であつて、その内容は次のとおりである。

（組織）国立国会図書館

（項）国立国会図書館

事項	暫定予算要求（六月分）
国立国会図書館の管理運営に必要な経費	二八、五〇〇、〇〇〇円

（説明）国立国会図書館法の規定により、国立国会図書館は、国会議員、行政、司法各部並びに日本国民に図書館奉仕を提供するに必要な経費である。

上記暫定予算要求額の科目別内訳を示すと下記のとおりである。

項目	暫定予算要求
図立国会図書館	二八、五〇〇、〇〇〇円
二、職員基本給	二二、一九〇、〇〇〇
三、職員諸手当	五四〇、〇〇〇
三、職員特別手当	六、〇九五、〇〇〇
四、超過勤務手当	一、〇三〇、〇〇〇
五、非常勤職員手当	二四二、〇〇〇
五、休職者給与	二九、〇〇〇
五、公務災害補償費	一九、〇〇〇
五、退官退職手当	一四六、〇〇〇
六、諸謝金	四八、〇〇〇
八、職員旅費	二二六、〇〇〇
九、庁費	三、九九八、〇〇〇
九、書架等購入費	二一八、〇〇〇
九、図書購入費	一、七三九、〇〇〇
九、カード作成費	三二五、〇〇〇
九、法令等印刷費	一二七、〇〇〇
九、国際図書交換通信運搬費	四五〇、〇〇〇
九、各所修繕	五八八、〇〇〇
九、会議費	四五、〇〇〇
一四、立法資料調査委託費	四〇、〇〇〇
一四、文献摘録調査委託費	二五、〇〇〇
一六、国家公務員共済組合負担金	三四六、〇〇〇
一七、交際費	三四、〇〇〇

昭和二十八年度国立国会図書館予定経費要求書審査報告書

昭和二十八年度国会所管国立国会図書館予定経費要求書を審査し国立国会図書館法第二十八条の規定により送付する。

昭和二十八年六月十五日

図書館運営委員長　高橋　道男

参議院議長河井彌八殿

昭和二十八年度国会所管国立国会図書館予定経費要求書

昭和二十八年度国立国会図書館の予定経費要求額は

三七四、五六八、〇〇〇円

であつて、これを前年度予算額

三七七、〇四四、〇〇〇円

に比較すると

二、四七六、〇〇〇円

を減少する。

次にその内容を説明する。

（組織）国立国会図書館

（項）国立国会図書館

事項	昭和二十八年度要求	前年度予算
国立国会図書館の管理運営に必要な経費	要求額 三七四、七七、〇〇〇円	予算額 三九五、六二三、〇〇〇円
	要求人員 五六人	予定人員 外二カ月 三五六人

（説明）

（一）国立国会図書館法の規定により、国立国会図書館は図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門並びに日本国民に対し図書館奉仕を提供する必要がある。

（二）国立国会図書館における調査及び立法考査業務（要求に応じ両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から国会に送付された案件を分析又は評価して、両議院の委員会に進言し、補佐す

るとともに妥当な決定のための根拠を提供して援助する等）行政及び司法の各部門に対する図書館奉仕（行政、司法各部門綜合カード目録の作成、巡回文庫の設置等）、一般公衆に対する図書の閲覧公開、図書の受入及び整理、目録索引及び印刷カードの作成、国際図書交換その他の業務、国会分館における図書の閲覧、その他の業務、支部上野図書館における図書館奉仕、東洋文庫、静嘉堂文庫及び大倉山文化科学図書館における図書閲覧、その他の業務等に要する人件費、事務費及び図書購入費等である。

(三)　行政及び司法の各部門にある支部図書館（一四ケ所）の予算は、当該部門の予算の中に計上されている。

(項)　国立国会図書館施設費

事項	昭和二十八年度要求額	前年度予算額
国立国会図書館営繕工事に必要な経費	九九、八五一、〇〇〇円	八三、四三一、〇〇〇円

(説明)

(一)　国立国会図書館の庁舎新営に必要な経費である。

(二)　前年度予算額は国立国会図書館三宅坂分室及び支部上野図書館の書庫新営等に必要な経費であつた。

国立国会図書館計	昭和二十八年度要求 要求額	要求定員	前年度予算 予算額	予算定員
	三七四、五六八、〇〇〇円	五六六人	三七七、〇四四、〇〇〇円 外二ケ月	五六六人

上記金額の科目別内訳を示すと下記のとおりである。

項目	昭和二十八年度要求額	前年度要求額	比較増△減
国立国会図書館	三七四、七七、〇〇〇円	三九三、六三、〇〇〇円	△一八、八六、〇〇〇円
2 職員基本給	一四六、二五、〇〇〇	一一〇、七四二、〇〇〇	三五、三三、〇〇〇
3 職員諸手当	六、四七三、〇〇〇	〇	六、四七三、〇〇〇
3 職員特別手当	一八、三三〇、〇〇〇	一四、二四〇、〇〇〇	三、九〇、〇〇〇
4 超過勤務手当	一二、六四六、〇〇〇	九、五四七、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇
5 非常勤職員手当	二、九四四、〇〇〇	三、一四〇、〇〇〇	△一九六、〇〇〇
5 休職者給与	三三〇、〇〇〇	一、一一〇、〇〇〇	△七八〇、〇〇〇
5 公務災害補償費	三三〇、〇〇〇	一四八、〇〇〇	七三、〇〇〇
5 退官退職手当	一、七四九、〇〇〇	一、五二三、〇〇〇	三二七、〇〇〇
6 諸謝金	五七八、〇〇〇	五六五、〇〇〇	一三、〇〇〇
8 職員旅費	二、二九七、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	七四二、〇〇〇
9 庁費	三三、七三三、〇〇〇	四〇、一五四、〇〇〇	△七、四二一、〇〇〇
9 常勤労務者給与	七、二九一、〇〇〇	五、〇七四、〇〇〇	二、二一四、〇〇〇
9 書架等購入費	二、二三七、〇〇〇	三、二六一、〇〇〇	△九四四、〇〇〇
9 図書購入費	三〇、八六七、〇〇〇	三一、九六六、〇〇〇	△一、一九九、〇〇〇
9 カード作成費	三、三〇、〇〇〇	四、三三一、〇〇〇	△九三一、〇〇〇
9 法令等印刷費	一、二五二、〇〇〇	一、七一五、〇〇〇	△四三一、〇〇〇
9 国際図書交換通信運搬費	四、五八七、〇〇〇	五、三九六、〇〇〇	△八〇九、〇〇〇
9 P・Bレポート購入費	〇	五九、七二六、〇〇〇	△五九、七二六、〇〇〇
9 各所修繕	六、〇〇〇、〇〇〇	六、五七一、〇〇〇	△五七一、〇〇〇
9 会議費	四五九、〇〇〇	五六〇、〇〇〇	△一〇一、〇〇〇
14 立法資料調査委託費	四〇〇、〇〇〇	四五三、〇〇〇	△五三、〇〇〇
14 文献摘録調査委託費	二九三、〇〇〇	二九三、〇〇〇	△六、〇〇〇
16 国家公務員共済組合負担金	四、一四四、〇〇〇	四、一二六、〇〇〇	一八、〇〇〇
17 交際費	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	〇
18 賠償償還及払戻金	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	〇
19 保証金	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇
国立国会図書館施設費	九九、八五一、〇〇〇	八三、四三一、〇〇〇	一六、四二〇、〇〇〇
9 庁費	八〇七、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	△三二六、〇〇〇
9 会議費	四三、〇〇〇	四八、〇〇〇	△五、〇〇〇
15 国立国会図書館庁舎新営費	九九、〇〇〇、〇〇〇	〇	九九、〇〇〇、〇〇〇
15 国立国会図書館庁舎敷地買収費 外二目	〇	八二、三五〇、〇〇〇	△八二、三五〇、〇〇〇
国立国会図書館計	三七四、五六八、〇〇〇	三七七、〇四四、〇〇〇	△二、四七六、〇〇〇

審査報告書

国立国会図書館の経過に関する報告

右の件は異議がないと決定した。よつて国立国会図書館法第十一条により報告する。

昭和二十八年六月十五日

図書館運営委員長　高橋　誠男

参議院議長河井彌八殿

国立国会図書館の経過に関する報告

国立国会図書館の経過に関する報告（昭和二十七年十月―二十八年三月）

一、組　織

一〇月一日現在　一局　六部　一分館　四〇課　二室・二六支部図書館

三月三一日現在　〃　〃　〃　〃　〃・二八支部図書館

1　中央館

イ　国際交換業務の能率向上を図るため、三月一日から国際業務部の分課を従来の内国資料課、外国資料課、抄録課から内国資料課、外国資料課、国際交換課に改めた。

2　支部図書館

イ　行政・司法各部門支部図書館

十月一日支部自治庁図書館及び支部海上保安庁図書館が新設され計二十四館となつた。

ロ　昭和二十八年二月十三日法律第五号をもつて「国立国会図書館法第二十条の規定により

行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律」が制定された。

ハ　その他の支部図書館

変更なし。

二、人　事

1　職員の定員

昭和二十七年四月一日定員規程を改正し、総定員は館長以下五六六名（うち上野図書館一七名）となり、その後昭和二十八年三月三十一日まで異動はなかつた。但し、級別定数不足のため、有資格者も昇給不可能の状態であつたので、大蔵省と協議し、二十七年十月改正した。（資料A）

2　現在員（資料Bの1、Bの2参照）

二七、一〇、一現在　館長以下五六〇名　中央館四二六名　上野一一五名　静嘉堂　五名　東洋文庫　八名　大倉山　六名

二八、三、三一現在　館長以下五五二名　中央館四一八名　上野一一五名　静嘉堂　五名　東洋文庫　八名　大倉山　六名

3　主要な人事

A　専門調査員大久保利隆は、アルゼンチン国駐在大使に転出のため十一月二十日退職した。

なお、その後任として別府節弥が十二月二十五日専門調査員に任命された。

B　国際業務部長市川泰治郎は、日米政府出版物交換協定打合せのため、米国議会図書館に出張を命ぜられ、三月五日出発、同二十八日帰朝した。

C　行政・司法各部門支部図書館長の異動（資料C）

自治庁及び海上保安庁の図書館設置による館長の任命二件、本職の異動に伴う更迭が二件

三、国会への奉仕

1　調査立法考査局の考査件数　一、四一二件（資料1）

2　同局で刊行した調査資料　一九件（〃　2）

3　国会分館における図書閲覧状況

貸出を受けた者の数　五、〇四一人（〃　3）

貸出図書数　七、八三一冊

4　国会巡回文庫の利用状況（資料4）

巡回箇所　八箇処　衆・議員宿舎　三　同・議員会館　三　参・議員宿舎　一　同・議員会館　一

貸出を受けた者の数　三、三六二人

貸出図書数　三、七〇四冊

四、行政・司法各部門への奉仕

1　図書閲覧・貸出状況（資料5、11）

閲覧者数　五〇、四六三人

閲覧図書数　一四七、六四二冊

貸出を受けた者の数　五五、〇二八人

貸出図書数　七六、一六九冊

2　考査件数　一八、四九四件（資料16）

3　目録カード作成数　三、九〇五枚（〃　6）

4　中央館及び支部図書館相互間の図書貸借数　延べ　七、七八二冊（〃　7）

5　巡回文庫利用状況

中央館からの配置図書数　一八、六九二冊

利用者数（一人一冊）　二〇、四四一人（〃　8）

6　「びぶろす」刊行継続

五、一般の図書館及び一般公衆への奉仕

1　閲覧状況（資料11）

A　中央館（法律政治図書館を含む）

閲覧者数　八四、七九四人　閲覧図書数　一八七、〇五五冊

B　支部図書館

上野図書館閲覧者数　一六七、八九〇人　閲覧図書数　二八四、八八四冊

静嘉堂文庫〃　六五五人　〃　九、〇八三冊

東洋文庫〃　一、八二八人　〃　二四、九五〇冊

大倉山分室〃　九、八三五人　〃　二三、五四五冊

2　貸出状況（中央館）（資料14・15）

A　個人貸出　貸出を受けた者の数　四、七一七人　貸出図書数　六、二三五冊

B　利用機関数　一〇三　貸出図書数　一、四一九冊

3　考査状況（資料16）

A　中央館　五、四一三件（国会分館法律政治図書館を含む）

B　支部図書館

上野図書館　九、五一五件

静嘉堂文庫　四九件

東洋文庫　一五二件

大倉山分室　一六三件

4　刊行資料（資料17）

国内出版物目録、収書通報、雑誌記事索引等　一三種

5　総合目録編さん状況（資料18）

前期に引き続き本館収集の和洋図書及び東京大学附属図書館の蔵書について収録した。

カード作成数　二九、〇四七枚（累計二四九、八七〇枚）

繰込数　三六、三六六枚（〃　二二九、九二三枚）

6　印刷カード作成（資料19）

製品数　八七九、一七七枚（九、一三三冊分）

7　写真複製業務状況（資料20）

マイクロフイルム　ネガ　一七、一四九コマ

同　ポジ　三八五〃
印画焼付　一、八三九枚
記録写真　九九〃

8 行事
A 上野図書館開館八十年記念「出版文化展示会」（一一月一日―七日）
B レコード・コンサート（毎月　第三土曜日）

9 都道府県議会図書室への資料配付（資料21）
二十六年四月から業務を開始し、この期間における配付数　一〇、〇四六冊

10 専門図書館協議会（会員数八九）への資料配布（資料22）
二十七年四月から業務を開始し、この期間において関東、関西両地区センターへの配布数　一、六七三冊

六、国際交換業務

1 国際交換のため外国に送付した資料数（資料23）
図　書（雑誌を含む）　一八、五〇八冊
印刷カード　二七、五四四枚

2 国際交換により受理した資料数（資料24）
図　書（雑誌を含む）　八、一三二冊

3 国際交換あつ旋状況（資料25）
A 外国からの依頼により国内に配布した図書　五、七五五包
B 国内からの依頼により外国へ発送した図書　五二、一四五冊

4 文献妙録業務状況
化学雑誌　五二六編
右はすべて抄録作成と同時に、国際交換用にアメリカへ送付された。

七、図書館資料の収集及び整理

1 中央館及び支部上野図書館
A 受入状況（資料26 30）
図　書　三四、二二一冊
特殊資料　三、二六〇点
雑　誌（二八年三月）　四、五三九種（六三五部）
新聞・通信（〃　）　国会分館及び支部上野図書館の分を含まない。

B 登録状況（資料26）
図　書　三一、八〇四冊
（このうち、二、八二八冊は整理を要せず排架）

C 整理状況（資料26 28）
図　書　二四、七一五冊

D 増加排架状況（資料31）
中　央　館　二〇、五二五冊
上野図書館　三、二九〇冊

2 行政・司法各部門支部図書館（資料9 10）
増加図書数　二八、四八九冊（和洋書　二三、六六四冊）
整理図書数　三五、七〇五冊（和洋書　二五、八〇〇冊）
資料A　国立国会図書館級別定数改訂表（昭二七、一〇）

級別	計	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	一〇等
現定数	五六五	一〇	一一	二〇	三九	六〇	五四	六〇	一四三	五三	三六	三四	九	五
改訂定数	五六五	一一	六	一五	四一	二四	三六	五二	五〇	七二	一二六	六一	四三	一七	一〇	〇

資料Bの一　資格別・部局別・職員現員表　昭和二七年一〇月一日現在

部局別＼資格別	館長	副館長	専門調査員	司書	調査員	参事	主事	主事補	用人	計
館長	一									一
副館長										
管理部　館長次室						二	一	二	一	六
管理部　庶務課						四	五	四	三	一三
管理部　人事課						四	五	四	三	一六
管理部　経理課						七	八	三〇	一七	七二
調査立法考査局				八		三四	五三	一六	二	一二六
一般考査部				七		四	一	二	一	五三
支部図書館部				二		二	二	一	八	一三
受入整理部				二三		二	四五	一	九	八〇
国際業務部				一		三	四	二	一	一三
建築部						四	六	一	八	一九
国会分館				四		一	三	七	二	一七
静嘉堂文庫				二		二				五
東洋文庫				三		一				四
大倉山文化科学図書館				三		一	二	〇	二	八
上野図書館				三		二	三五	五一	一五	一二五
計	一			八六七	四四	三九	二七	一二四	五〇	五六〇

資料Bの二　資格別・部局別・職員現在員表　昭和二八年三月三十一日現在

部局別＼資格別	館長	副館長	専門調査員	司書	調査員	参事	主事	主事補	用人	計
館長	一									一

副館長
管理部 館長次室 庶務課 人事課 経理課
調査立法考査局
一般考査部
支部図書館部
受入整理部
国際業務部
建築部
国会分館
静嘉堂文庫

| | | |

を交付しなければならない。

(a) 発行の地及び日付
(b) 出発地及び到達地
(c) 予定寄航地。但し、やむを得ない場合に当該予定寄航地を変更することがあることを定める権利は、運送人のために留保されるものとし、その変更は、当該運送の国際的性質を失わせるものではない。
(d) 運送人の氏名及びあて名
(e) 運送がこの条約で定める責任に関する規定による旨の表示
(f) 荷の個数及び重量
(g) 第二十二条(2)に従い申告された価額
(h) 運送がその条約で定める責任に関する規定による旨の表示
(i) 貨物の種類
(j) 荷の個数、荷造方法及び特別の記号又は番号
(k) 貨物の重量、数量及び容積又は寸法
(l) 貨物及び荷造の外見
(m) 第二十二条(2)に従い申告された価額
(n) 航空運送状の通数
(o) 航空運送状に添附するために運送人に交付した書類
(p) 特約があるときは、運送の期限及び径路の概要（経由地）
(q) 運送がこの条約で定める責任に関する規定による旨の表示

運送人が航空運送状なしで貨物を引き受けたとき、又は航空運送状に第八条(a)から(i)まで及び(q)に掲げる事項の記載がないときは、運送人は、その責任を排除し、又は制限するこの条約の規定を援用する権利を有しない。

第十条

(1) 荷送人は、貨物に関し航空運送状に記載する明細及び申告が正確であることにつき責任を負う。
(2) 荷送人は、前記の明細及び申告の不備、不正確又は不完全により運送人その他の者が被るすべての損害につき責任を負う。

第十一条

(1) 航空運送状は、反証がない限り、契約の締結、貨物の受取及び運送の条件に関し、証明力を有する。
(2) 貨物の重量、寸法及び荷造並びに荷の個数に関する航空運送状の記載は、反証がない限り、証明力を有する。貨物の数量、容積及び状態に関する記載は、運送人が荷送人の立会の下に貨物を点検してその旨が航空運送状に記載された場合又は貨物の外見についての記載に関する場合を除く外、運送人に対し不利益には証明力を有しない。

第十二条

(1) 荷送人は、運送契約から生ずるすべての債務を履行することを条件として、出発飛行場若しくは到達飛行場で貨物を取りもどし、運送の途中で着陸の際に貨物をとめ置き、航空運送状に記載した荷受人以外の者に対して到達地若しくは運送の途中で貨物を引き渡させ、又は出発飛行場への貨物の返送を請求することにより、貨物を処分する権利を有する。但し、その権利の行使によつて運送人又は他の荷受人を害してはならず、また、その行使によつて生じた費用を負担しなければならない。
(2) 運送人は、荷送人の指図に従うことができないときは、直ちにその旨を荷送人に通知しなければならない。
(3) 運送人は、荷送人に交付した航空運送状の呈示を求めないで貨物の処分に関する荷送人の指図に従つたときは、これにより当該航空運送状の正当な所持人に与えるこ

第二節　手荷物切符

第四条

(1) 運送人は、手荷物（旅客が保管する小携帯品を除く。）の運送においては、手荷物切符を交付しなければならない。
(2) 手荷物切符は、二通作成しなければならない。そのうちの一通は、旅客用とし、他の一通は、運送人用とする。
(3) 手荷物切符には、次の事項を記載しなければならない。

(a) 発行の地及び日付
(b) 出発地及び到達地
(c) 運送人の氏名及びあて名
(d) 旅客切符の番号
(e) 手荷物切符の所持人に手荷物を引き渡す旨の表示
(f) 荷の個数及び重量
(g) 第二十二条(2)に従い申告された価額
(h) 運送がその条約で定める責任に関する規定による旨の表示

(4) 手荷物切符の不存在、不備又は滅失は、運送契約の存在又は効力に影響を及ぼすものではなく、運送契約は、この場合にも、この条約の規定の適用を受けるものとする。但し、運送人が手荷物切符を交付しないで手荷物を引き受けたとき、又は手荷物切符に(3)(d)、(f)及び(h)に掲げる事項の記載がないときは、運送人は、その責任を排除し、又は制限するこの条約の規定を援用する権利を有しない。

第三節　航空運送状

第五条

(1) すべて貨物の運送人は、荷送人に対し、「航空運送状」という証券を作成して交付することを請求する権利を有する。すべて荷送人は、運送人に対し、その証券を受け取ることを請求する権利を有する。
(2) 前記の証券の不存在、不備又は滅失は、運送契約の存在又は効力に影響を及ぼすものではなく、運送契約は、この場合にも、この条約の規定の適用を受けるものとする。但し、第九条の規定の適用を妨げない。

第六条

(1) 航空運送状は、荷送人が原本三通を作成して、貨物とともに交付しなければならない。
(2) 第一の原本には、「運送人用」と記載して、荷送人が署名する。第二の原本には、「荷受人用」と記載して、荷送人及び運送人が署名し、この原本は、貨物とともに送付する。第三の原本には、運送人が署名し、この原本は、運送人が貨物を引き受けた後に荷送人に交付する。
(3) 運送人の署名は、貨物を引き受けた際に行うものとする。
(4) 運送人の署名は、スタンプをもつて替えることができる。荷送人の署名は、印刷又はスタンプをもつて替えることができる。
(5) 運送人は、荷送人の請求により航空運送状を作成したときは、反証がない限り、荷送人に代つて作成したものと認められる。

第七条

貨物の運送人は、二以上の荷があるときは、荷送人に対し、各別の航空運送状を作成することを請求する権利を有する。

第八条

航空運送状には、次の事項を記載しなければならない。

(a) 作成の地及び日付
(b) 出発地及び到達地
(c) 予定寄航地。但し、やむを得ない場合に当該予定寄航地を変更することがあることを定める権利は、運送人のために留保されるものとし、その変更は、当該運送の国際的性質を失わせるものではない。
(d) 荷送人の氏名及びあて名
(e) 最初の運送人の氏名及びあて名
(f) 必要があるときは、荷受人の氏名及びあて名

とがある損害につき責任を負う。但し、荷送人に対する運送人の求償を妨げない。

(4) 荷送人の権利は、荷受人の権利が第十三条に従い生ずる時に消滅する。但し、荷受人が航空運送状若しくは貨物の受取を拒んだとき、又は荷受人を知ることができなかつたときは、荷送人は、処分の権利を回復するものとする。

第十三条

(1) 荷受人は、前条に掲げる場合を除く外、貨物が到達地に到達したときは、運送人に対し、債務の額を支払い、且つ、航空運送状に記載された運送の条件を満たした上、航空運送状の交付及び貨物の引渡しを請求する権利を有する。

(2) 運送人は、反対の特約がある場合を除く外、貨物が到達したときは、その旨を荷受人に通知しなければならない。

(3) 運送人が貨物の滅失を認めたとき、又は貨物が到達すべき日の後七日の期間が経過しても到達しなかつたときは、荷受人は、運送人に対し、運送契約から生ずる権利を行使することができる。

第十四条

荷送人及び荷受人は、契約により負担する債務を履行することを条件として、自己のためにすると他人のためにするとを問わず、各自の名において、第十二条及び第十三条によりそれぞれ荷送人及び荷受人に与えられるすべての権利を行使することができる。

第十五条

(1) 第十二条、第十三条及び第十四条は、荷送人と荷受人との間の関係又は荷送人若しくは荷受人から権利を取得した第三者相互間の関係に影響を及ぼすものではない。

(2) 第十二条、第十三条及び第十四条の規定に反する約款は、航空運送状に記載しなければならない。

第十六条

(1) 荷送人は、貨物が荷受人に引き渡される前に税関、入市税関又は警察の手続を履行するため、必要とされる情報を提供し、及び必要とされる書類を航空運送状に添附しなければならない。荷送人は、運送人に対し、その情報及び書類の不存在、不足又は不備から生ずる損害につき責任を負う。但し、その損害が運送人又はその使用人の過失による場合は、この限りでない。

(2) 運送人は、前記の情報及び書類が正確であるかどうか又は充分であるかどうかを検査することを要しない。

第三章　運送人の責任

第十七条

運送人は、旅客の死亡又は負傷その他の身体の障害の場合における損害については、その損害の原因となつた事故が航空機上で生じ、又は乗降のための作業中に生じたものであるときは、責任を負う。

第十八条

(1) 運送人は、託送手荷物又は貨物の破壊、滅失又はき損の場合における損害については、その損害の原因となつた事故が航空運送中に生じたものであるときは、責任を負う。

(2) (1)において航空運送中とは、手荷物又は貨物が飛行場若しくは航空機上において又は、飛行場外に着陸した場合には、場所のいかんを問わず運送人の管理の下にある期間をいう。

(3) 航空運送の期間には、飛行場外で行う陸上運送、海上運送又は河川運送の期間を含まない。但し、それらの運送が航空運送契約の履行に当り積込、引渡し又は積替のために行われるときは、損害は、反証がない限り、すべて航空運送中における事故から生じたものと推定する。

第十九条

運送人は、旅客、手荷物又は貨物の航空運送における延着から生ずる損害につき責任を負う。

第二十条

(1) 運送人は、運送人及びその使用人が損害を防止するため必要なすべての措置を執つたこと又はその措置を執ることができなかつたことを証明したときは、責任を負わない。

(2) 貨物及び手荷物の運送においては、運送人は、損害が操縦、航空機の取扱又は航行に関する過失から生じたこと並びに運送人及びその使用人がその他のすべての点で損害を防止するため必要なすべての措置を執つたことを証明したときは、責任を負わない。

第二十一条

被害者の過失が損害の原因となつたこと又は原因の一部となつたことを運送人が証明したときは、裁判所は、自国の法律の規定に従い、運送人の責任を免除し、又は軽減することができる。

第二十二条

(1) 旅客運送においては、各旅客に対する運送人の責任は、十二万五千フランの額を限度とする。訴が係属する裁判所の属する国の法律に従い損害賠償を賦払の方法ですることに定めることができるときは、賦払金の元本は、前記の限度をこえてはならない。但し、旅客は、運送人との特約により、更に高額の責任の限度を定めることができる。

(2) 託送手荷物及び貨物の運送においては、運送人の責任は、一キログラムについて二百五十フランの額を限度とする。但し、荷送人が荷を運送人に交付する際に引渡しの時の価額を特に申告し、且つ、必要とされる増料金を支払つた場合は、この限りでない。この場合には、運送人は、申告された価額が引渡しの時における荷送人にとつての実際の価値をこえることを証明しない限り、申告された価額を限度とする額を支払わなければならない。

(3) 旅客が保管する物品については、運送人の責任は、旅客一人について五千フランの額を限度とする。

(4) (1)、(2)及び(3)に掲げる額は、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムからなるフランス・フランによるものとする。その額は、各国の通貨の端数のない額に換算することができる。

第二十三条

運送人の責任を免除し、又はこの条約で定める責任の限度よりも低い限度を定める約款は、無効とする。但し、契約は、このような約款の無効によつて無効となるものではなく、引き続きこの条約の規定の適用を受けるものとする。

第二十四条

(1) 第十八条及び第十九条に定める場合には、責任に関する訴は、名義のいかんを問わず、この条約で定める条件及び制限の下にのみ提起することができる。

(2) (1)の規定は、第十七条に定める場合にも適用する。但し、訴を提起する権利を有する者の決定及びそれらの者が各自有する権利の決定に影響を及ぼすものではない。

第二十五条

(1) 運送人は、損害が、運送人の故意により生じたとき、又は訴が係属する裁判所の属する国の法律によれば故意に相当すると認められる過失により生じたときは、運送人の責任を排除し、又は制限するこの条約の規定を援用する権利を有しない。

(2) 運送人は、また、その使用人がその職務を行うに当り(1)と同様の条件で損害を生じさせたときも、前記の権利を有しない。

第二十六条

(1) 荷受人が異議を述べないで手荷物及び貨物を受け取つたときは、手荷物及び貨物は、反証がない限り、良好な状態で、且つ、運送証券に従つて引き渡されたものと推定する。

(2) き損があつた場合には、荷受人は、き損の発見後直ちに、遅くとも、手荷物についてはその受取の日から三日以内に、貨物についてはその受取の日から七日以内に、

運送人に対し異議を述べなければならない。延着の場合には、異議は、荷受人が手荷物又は貨物を処分することができた日から十四日以内に述べなければならない。

(3) すべて異議は、運送証券に留保を記載することにより、又はその異議につき定められた期間内に別個の書面を発送することにより述べなければならない。

(4) 所定の期間内に異議を述べなかつたときは、運送人に対する訴は、運送人に詐欺があつた場合を除く外、受理されない。

第二十七条

責任に関する訴は、債務者が死亡した場合には、この条約で定める制限内で、債務者の承継人に対し提起することができる。

第二十八条

(1) 責任に関する訴は、原告の選択により、いずれか一の締約国の領域において、運送人の住所地、運送人の主たる営業所の所在地若しくは運送人が契約を締結した営業所の所在地の裁判所又は到達地の裁判所のいずれかに提起しなければならない。

(2) 訴訟手続は、訴が係属する裁判所の属する国の法律による。

第二十九条

(1) 責任に関する訴は、到達地への到達の日、航空機が到達すべきであつた日又は運送の中止の日から起算して二年の期間内に提起しなければならず、その期間の経過後は、提起することができない。

(2) 前記の期間の計算の方法は、訴が係属する裁判所の属する国の法律により定める。

第三十条

(1) 二以上の運送人が相次いで行う運送で第一条(3)に定義するものの場合には、旅客、手荷物又は貨物を引き受ける各運送人は、この条約の規定の適用を受けるものとし、また、その運送人の管理の下に行われる部分の運送に運送契約が関連する限度において、運送契約の当事者の一人とみなされる。

(2) 前記の運送の場合には、旅客又はその権利の承継人は、事故又は延着を生じた運送を行つた運送人に対してのみ請求することができる。但し、明示の特約により最初の運送人が全航程につき責任を負うときは、この限りでない。

(3) 手荷物又は貨物については、荷送人は最初の運送人に対し、引渡しを受ける権利を有する荷受人は最後の運送人に対し、請求することができる。当該荷送人及び荷受人は、また、破壊、滅失、き損又は延着を生じた運送を行つた運送人に対し請求することができる。これらの運送人は、当該荷送人及び荷受人に対し連帯して責任を負う。

第四章　連絡運送に関する規定

第三十一条

(1) 一部が航空により行われ、且つ、一部がその他の運送手段により行われる連絡運送の場合には、この条約の規定は、航空運送に対してのみ適用する。但し、その航空運送が第一条の条件に合致するものである場合に限る。

(2) この条約の規定は、連絡運送の場合に、当事者が航空運送証券中に他の運送手段に関する条件を記載することを妨げるものではない。但し、航空運送については、この条約の規定を遵守しなければならない。

第五章　総則及び最終規定

第三十二条

運送契約の約款及び損害の発生前の特約は、当事者がその約款又は特約で適用すべき法律を決定し、又は裁判管轄に関する規則を変更することによつてこの条約の規定に違反するときは、無効とする。但し、貨物運送においては、仲裁約款は、仲裁が第二十八条(1)に定める裁判所の管轄区域で行われるものであるときは、この条約の制限内で許容される。

第三十三条

この条約の規定は、運送人が運送契約の締結を拒み、又はこの条約の規定にい触しない約款を定めることを妨げるものではない。

第三十四条

この条約は、航空企業が定期航空路線の開設のため初めに試験として行う国際航空運送及び航空事業の通常の業務の範囲外において例外的な事情の下で行われる運送には適用しない。

第三十五条

この条約における日数は、取引日によらず、暦日による。

第三十六条

この条約は、フランス語により本書一通を作成し、その本書は、ポーランド外務省の記録に寄託する。その認証謄本は、ポーランド政府が各締約国の政府に送付するものとする。

第三十七条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、ポーランド外務省の記録に寄託するものとし、ポーランド外務省は、その寄託を各締約国の政府に通知するものとする。

(2) この条約は、五の締約国が批准したときは、五番目の批准書が寄託された日の後九十日目にそれらの締約国の間で効力を生ずる。その後は、この条約は、批准している締約国と新たに批准書を寄託する締約国との間で、その寄託があつた日の後九十日目に効力を生ずる。

(3) ポーランド共和国政府は、各締約国の政府に対し、この条約の効力発生の日及び各批准書の寄託の日を通告するものとする。

第三十八条

(1) この条約は、その効力発生の後は、すべての国の加入のために開放して置く。

(2) 加入は、ポーランド共和国政府にあてた通告により行うものとし、同政府は、その加入を各締約国の政府に通知するものとする。

(3) 加入は、ポーランド共和国政府に対する通告があつた日の後九十日目に効力を生ずる。

第三十九条

(1) 各締約国は、ポーランド共和国政府に対する通告によりこの条約を廃棄することができる。同政府は、直ちにその廃棄を各締約国の政府に通知するものとする。

(2) 廃棄は、廃棄の通告の後六箇月で、廃棄の手続をした国についてのみ効力を生ずる。

第四十条

(1) 締約国は、署名、批准書の寄託又は加入の際に、自国によるこの条約の受諾が、自国の殖民地、保護領、委任統治地域その他主権若しくは権力の下にある地域の全部若しくは一部又は自国の宗主権の下にある地域の名において、各別に加入することができる。

(2) よつて、締約国は、その後は、(1)により最初の宣言で除外した自国の殖民地、保護領、委任統治地域その他主権若しくは権力の下にある地域の全部若しくは一部又は自国の宗主権の下にあるその他の地域の名において、各別に加入することができる。

(3) 締約国は、また、この条約の規定に従い、自国の殖民地、保護領、委任統治地域その他主権若しくは権力の下にある地域の全部若しくは一部又は自国の宗主権の下にあるその他の地域について、各別にこの条約を廃棄することができる。

第四十一条

各締約国は、この条約を改善することにつき審議するため、この条約の効力発生の後早くとも二年後に新たな国際会議の開催を要請する権利を有する。各締約国は、このためにはフランス共和国政府に申し出るものとし、同政府は、その会議の準備のため必要な措置を執るものとする。

この条約は、千九百二十九年十月十二日にワルソーで作成され、千九百三十年一月三十一日まで署名のために開放して置く。

ドイツのために
R・リヒテル
ドクトル　A・ヴェーゲルト
ドクトル　E・アルプレヒト
法学博士　オットー・リーゼ

オーストリアのために
シュトロベレ
ラインエール

ベルギーのために
ベルナール・ド・レスカイユ

ブラジル合衆国のために
アルシビアデス・ペサーニヤ

ブルガリアのために

中国のために

デンマークのために
L・インゲルスレフ
クヌート・グレゲルセン

エジプトのために

フランスのために
ピエール・エテイエンヌ・フランダン
ジョルジュ・リペール

グレート・ブリテン及び北部アイルランドのために
A・H・デニス
オーム・クラーク
R・L・メガリー

オーストラリア連邦のために
A・H・デニス
オーム・クラーク
R・L・メガリー

南アフリカ連邦のために
A・H・デニス
オーム・クラーク
R・L・メガリー

ギリシャ共和国のために
G・C・ラグーダキス

ハンガリーのために

イタリアのために
A・ジャンニーニ

日本国のために
西川一男

ラトヴィアのために
M・ヌクシャ

ルクセンブルグのために
E・アレント

メキシコのために

ノールウエーのために
N・クリスチャン・デイートレフ

オランダのために
W・B・エンヘルブレヒト

ポーランドのために
アウグスト・ザレスキー
アリフオンス・キユーン

ルーマニアのために
G・クレツイアノ

スウエーデンのために

スイスのために
エドモン・ピタール
ドクトル　F・ヘス

チエツコスロヴアキアのために
ドクトル　V・ギルサ

ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
コシユビンスキー

ヴエネズエラのために

ユーゴースラヴイアのために
イヴオ・デ・ギウリ

追加議定書

第二条について

締約国は、国又はその殖民地、保護領、委任統治地域その他主権、宗主権若しくは権力の下にある地域が直接に行う国際航空運送に対しては、この条約の第二条(1)を適用しないことを批准又は加入の際に宣言する権利を留保する。

ドイツのために
R・リヒテル
ドクトル　A・ヴェーゲルト
ドクトル　E・アルプレヒト
法学博士　オットー・リーゼ

オーストリアのために
シュトロベレ
ラインエール

ベルギーのために
ベルナール・ド・レスカイユ

ブラジル合衆国のために
アルシビアデス・ペサーニヤ

ブルガリアのために

中国のために

デンマークのために
L・インゲルスレフ
クヌート・グレゲルセン

エジプトのために

スペインのために
シルビオ・フエルナンデス・バリン

エストニアのために

フインランドのために

フランスのために
ピエール・エテイエンヌ・フランダン
G・リペール

グレート・ブリテン及び北部アイルランドのために
A・H・デニス
オーム・クラーク
R・L・メガリー

オーストラリア連邦のために
A・H・デニス
オーム・クラーク
R・L・メガリー

南アフリカ連邦のために
A・H・デニス
オーム・クラーク
R・L・メガリー

ギリシャ共和国のために
G・C・ラグーダキス

ハンガリーのために

イタリアのために
A・ジャンニーニ

日本国のために
西川一男

ラトヴイアのために
M・ヌクシャ

ルクセンブルグのために
E・アレント

メキシコのために

ノールウエーのために
N・クリスチャン・デイートレフ

オランダのために
W・B・エンヘルブレヒト

ポーランドのために
アウグスト・ザレスキー
アリフオンス・キユーン

ルーマニアのために
G・クレツイアノ

スウエーデンのために

スイスのために
エドモン・ピタール
ドクトル　F・ヘス

チエツコスロヴアキアのために
ドクトル　V・ギルサ

ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
コシユビンスキー

ヴエネズエラのために

ユーゴースラヴイアのために
イヴオ・デ・ギウリ

審査報告書

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤シヅエ　羽生　三七
中田　吉雄　草葉　隆圓
鶴見　祐輔　德川　頼貞
梶原　茂嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は日蘭両国の領域間及びそれを越えての民間航空業務の開設及び運営を目的とするもので、戦後のわが国が近く国際航空運送を開始しようとするときにあたり、その締結は適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

わが国はオランダ王国と平等の立場で定期民間航空業務を開設し運営することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

〔参照〕

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定

（訳文）

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定

日本国政府及びオランダ王国政府は、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設し、且つ、運営するために協定を締結することを希望し、

よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

この協定に関しては、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約（以下「国際民間航空条約」という。）の規定でこの協定に基いて開設され、且つ、運営される航空業務に適用することができるものは、現在の条項又は同条約の関係規定に従つて両締約国に関し改正された条項により、この協定の存続期間中、両締約国の間に適用されるものとする。

第二条

(1) この協定の適用上、この協定に別段の定がある場合を除く外、

(a)「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び運輸省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、オランダ王国にあつては民間航空局長及び民間航空局長が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b)「指定航空企業」とは、この協定の第四条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、且つ、他方の締約国から適当な運営許可を得た航空企業をいう。

(c)「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(d)「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(e)「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(f)「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

(g)「附表」とは、この協定の附表又はこの協定の第十五条の規定に従つて改正される同附表をいう。

(2) 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定がある場合を除く外、附表を含むものとする。

第三条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表の該当する部で定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設し、且つ、運営することができるようにするため、この協定で定める権利を許与する。

第四条

(1) いずれの特定路線における協定業務も、この協定の第三条に基いて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。但し、次のことが行われた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が当該特定路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が当該一又は二以上の航空企業に対し適当な運営許可を与えること。

この許可は、当該締約国が、本条(2)及び第七条(1)の規定に従うことを条件として、遅滞なく与えなければならない。

(2) 一方の締約国が指定した各航空企業に対し、当該航空企業が、当該航空当局が国際航空業務の運営に通常正当に適用する法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを要求することができる。

第五条

(1) 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有するものとする。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

(c) 国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積込及び積卸のため、当該特定路線について附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

(2) 本条(1)の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切で他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものと認めてはならない。

第六条

(1) 各締約国がその管理の下にある空港及びその他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正且つ合理的なものでなければならず、また、自国の航空企業が類似の国際航空業務を提供するに当つて当該空港及び施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(2) 一方の締約国の領域内に他方の締約国の一若しくは二以上の指定航空企業により又はその名において持ち込まれ、あるいは前記の領域内で他方の締約国の一若しくは二以上の指定航空企業により又はその名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機装備品及び航空機貯蔵品で、当該指定航空企業の航空機により又はその航空機において使用することのみを目的とするものに関する関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金については、他方の締約国の指定航空企業は、税関の通常の規制に服することを条件として、国際民間航空条約第二十四条に規定する待遇の外、当該一方の締約国が最恵国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。但し、いずれの締約国も、自国の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

第七条

(1) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び

実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に属していないと認めた場合には、この協定の第五条(1)に定める特権を当該航空企業に関して与えず、若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。

(2) 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が前記の(1)に掲げる特権を許与する締約国の法令で国際民間航空条約第十一条及び第十三条に掲げるものを遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該指定航空企業による前記の特権の行使を停止する権利又は当該指定航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。但し、前記の法令に更に違反することを防止するため、即時に停止すること又は条件を課することを不可欠とする場合を除く外、前記の権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

第八条

両締約国の航空企業は、両締約国の領域の間の及びその領域をこえての協定業務を開設し、且つ、運営する公平且つ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第十条

(1) 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならない。

(2) 各指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向う旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における要求及び合理的に予測される要求に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一次の目的としなければならない。当該指定航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、及び積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに関連すべきであるという一般原則に従つて行われなければならない。

(a) 当該指定航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸上の要求

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 当該指定航空企業の路線が通過する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸上の要求

第十一条

(1) いずれの協定業務に対する運賃も、運営費、合理的な利潤、業務の特性及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に充分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、本条の次の規定に従つて定めるものとする。

(2) 運賃に関する合意は、可能なときはいつでも、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行うものとする。それが不可能なときは、各特定路線に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

(3) 関係指定航空企業が運賃に関し本条(2)の規定に従つて合意することができなかつた場合又は一方の締約国の航空当局が提出された運賃を同規定に従つて認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するように努めなければならない。

(4) 本条(3)に基く合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、この協定の第十四条の規定に従つて解決しなければならない。

(5) 新たな運賃は、いずれかの締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、適用してはならない。但し、この協定の第十四条(3)の規定に基く場合は、この限りでない。本条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに適用されている運賃が適用されるものとする。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、当該航空当局に対し、自国の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業務において運送する貨客の総計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

第十三条

両締約国の航空当局は、この協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議しなければならない。

第十四条

(1) この協定の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、締約国は、まず、相互間の交渉によつてその紛争を解決することに努めなければならない。

(2) 締約国が交渉によつてその紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。但し、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならない。第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の締約国は、国際司法裁判所長に対し、当該仲裁委員を任命するよう要請することができる。

(3) 締約国は、本条(2)に基いて与えられた決定を遵守することを約束する。

第十五条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行うものとする。両締約国の航空当局が新たな附表又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十六条

一般的な多数国間の航空運送条約が両締約国に関し効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

第十七条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を廃棄する意思をいつでも通告することができる。その通告の写は、国際民間航空条約によつて組織された国際民間航

空機関に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が廃棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。但し、締約国間の合意により当該通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当該通告の写を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十八条

この協定及び第十五条に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十九条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとする。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十三年二月十七日にヘーグで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岡本季正

オランダ王国のために
J・W・ベイエン
J・ルンス

附表

I　日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

両方向に、東京―大阪―福岡―沖縄―中国本土における地点及び（又は）台湾における地点―香港又はマニラ―インド・シナ内の地点―バンコック―ラングーン―コロンボ―インド内の地点―東部及び西部パキスタン内の地点―中東及び近東内の地点―カイロ―アテネ―ローマ―ジュネーヴ、チューリツヒ又はマドリツド―フランクフルト・アム・マイン―パリ又はブラツセル―アムステルダム及び以遠の地点

日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

II　オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

両方向に、アムステルダム―ヨーロツパ内の地点―近東及び中東内の地点―西部及び東部パキスタン内の地点―インド内の地点―コロンボ―ラングーン―バンコック―沖縄及び（又は）マニラ―東京及び以遠の地点

オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、オランダ王国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

交換公文

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1　オランダ王国政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2　オランダ王国政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からオランダ王国の指定航空企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してオランダ王国政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、閣下が、前記のことがオランダ王国政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月十七日
岡本　季正

外務大臣J・W・ベイエン閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本日署名された航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1　オランダ王国政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2　オランダ王国政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からオランダ王国の指定航空企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してオランダ王国政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、閣下が、前記のことがオランダ王国政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月十七日
J・W・ベイエン
J・ルンス

日本国特命全権大使　岡本季正閣下

審査報告書

航空業務に関する日本国とスエーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月九日

外務委員長　佐藤　尚武
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤シヅエ　羽生　三七
中田　吉雄　草葉　隆圓
鶴見　祐輔　徳川　頼貞
梶原　茂嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は日本国・スエーデン両国の領域間及びそれを越えての民間航空業務の開設及び促進を目的とするもので、戦後、わが国が近く国際航空運送を開始しようとする時にあたり、その締結は必要な措置と認める。

二、事件の利害得失

わが国はスエーデンと平等の立場で定期民間航空業務を開設し運営することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

【参照】

航空業務に関する日本国とスウエーデンとの間の協定

（訳文）

航空業務に関する日本国とスウエーデンとの間の協定

日本国政府及びスウエーデン政府は、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設し、且つ、促進するために協定を締結することを希望し、

よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

この協定に関しては、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約（以下「国際民間航空条約」という。）の規定でこの協定に基いて開設される航空業務に適用することができるものは、現在の条項又は同条約の関係規定に従つて両締約国に関し改正された条項により、この協定の存続期間中、両締約国の間に適用されるものとする。

第二条

(1)　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除く外、

(a)　「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び運輸省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、スウエーデンにあつては民間航空庁及び民間航空庁が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b)　「指定航空企業」とは、この協定の第四条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、且つ、他方の締約国から適当な運営許可を得た航空企業をいう。

(c)　国に関して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)　「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(e)　「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(f)　「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(g)　「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

(h)　「附表」とは、この協定の附表又はこの協定の第十五条の規定に従つて改正される同附表をいう。

(2)　附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定がある場合を除く外、附表を含むものとする。

第三条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表の該当する部で定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設することができるようにするため、この協定で定める権利を許与する。

第四条

(1)　いずれの特定路線における協定業務も、この協定の第三条に基いて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。但し、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該特定路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が当該一又は二以上の航空企業に対し適当な運営許可を与えること。

この許可は、当該締約国が、本条(2)及び第七条(1)の規定に従うことを条件として、遅滞なく与えなければならない。

(2)　一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した各航空企業に対し、当該航空企業が、当該航空当局が国際航空業務の運営に通常正当に適用する法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを要求することができる。

第五条

(1)　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有するものとする。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

(c)　国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積込及び積卸のため、当該特定路線について附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

(2)　本条(1)の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切で他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものと認めてはならない。

第六条

(1)　各締約国がその管理の下にある空港及びその他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正且つ合理的なものでなければならず、また、自国の航空企業が類似の国際航空業務を提供するに当つて当該空港及び施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(2)　一方の締約国の領域内に他方の締約国の一若しくは二以上の指定航空企業により又はその名において持ち込まれ、あるいは前記の領域内で他方の締約国の一若しくは二以上の指定航空企業により又はその名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機装備品及び航空機貯蔵品で、当該指定航空企業の航空機により又はその航空機において使用することのみを目的とするものに関する関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金については、他方の締約国の指定航空企業は、税関の通常の規制に服することを条件として、国際民間航空条約第二十四条に規定する待遇の外、当該一方の締約国が最恵国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。但し、いずれの締約国も、自国の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

第七条

(1)　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に属していないと認めた場合には、この協定の第五条(1)に定める特権を当該航空企業に関して与えず、若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。

(2)　各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が前記の(1)に掲げる特権を許与する締約国の法令で国際民間航空条約第十一条及び第十三条に掲げるものを遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該指定航空企業による前記の特権の行使を停止する権利又は当該指定航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課す

る権利を留保する。但し、前記の法令に更に違反することを防止するため、即時に停止すること又は条件を課することを不可欠とする場合を除く外、前記の権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

第八条

両締約国の航空企業は、両締約国の領域の間の及びその領域をこえての協定業務を運営する公平且つ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第十条

(1) 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならない。

(2) 各指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向う旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における要求及び合理的に予測される要求に適合する輸送力を供給することを第一次の目的としなければならない。当該指定航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、及び積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに関連すべきであるという一般原則に従つて行われなければならない。

(a) 当該指定航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸上の要求

(b)(c) 直通航空路運営の要求

当該指定航空企業の路線が通過する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸上の要求

第十一条

(1) いずれの協定業務に対する運賃も、運営費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の水準）及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に充分な考慮を払い、合理的な水準に定められなければならない。これらの運賃は、本条の次の規定に従つて定めるものとする。

(2) 運賃に関する合意は、可能なときはいつでも、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行うものとする。それが不可能なときは、各特定路線に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

(3) 関係指定航空企業が運賃に関し本条(2)の規定に従つて合意することができなかつた場合又は一方の締約国の航空当局が提出された運賃を同規定に従つて認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するように努めなければならない。

(4) 本条(3)に基く合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、この協定の第十四条の規定に従つて解決しなければならない。

(5) 新たな運賃は、いずれかの締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、適用してはならない。但し、この協定の第十四条(3)の規定に基く場合は、この限りでない。本条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに適用されている運賃が適用されるものとする。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、当該航空当局に対し、自国の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業務において運送する貨客の総計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

第十三条

両締約国の航空当局は、この協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議しなければならない。

第十四条

(1) この協定の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、締約国は、まず、相互間の交渉によつてその紛争を解決することに努めなければならない。

(2) 締約国が交渉によつてその紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。但し、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならない。第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の締約国は、国際司法裁判所長に対し、当該仲裁委員を任命するよう要請することができる。

(3) 締約国は、本条(2)に基いて与えられた決定を遵守することを約束する。

第十五条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行うものとする。両締約国の航空当局が新たな附表又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十六条

一般的な多数国間の航空運送条約が両締約国に関し効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

第十七条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を廃棄する意思をいつでも通告することができる。その通告の写は、国際民間航空条約によつて組織された国際民間航空機関に対し同時に送付しなければならない。

その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が廃棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。但し、締約国間の合意により当該通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当該通告の写を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十八条

この協定及び第十五条に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十九条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとする。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十三年二月二十日にストックホルムで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
結城司郎次

スウェーデンのために
エステン・ウンデン

附表

Ⅰ　日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

A　両方向に、東京――大阪――福岡――沖縄――中国本土及び（又は）台湾における地点――香港又はマニラ――インド・シナ内の地点――バンコック――ラングーン――コロンボ――インド並びに東部及び西部パキスタン内の地点――中東及び近東内の地点――カイロ――アテネ――ローマ――ジュネーヴ、チューリッヒ又はマドリッド――フランクフルト・アム・マイン――パリ、ブラッセル又はアムステルダム――スカンディナヴィア内の地点及び以遠の地点

B　両方向に、福岡――大阪――東京――北太平洋及びカナダ内の地点――スカンディナヴィア内の地点及び以遠の地点

日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

Ⅱ　スウェーデンの一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

A　両方向に、スカンディナヴィア内の地点――ヨーロッパ内の地点――近東及び中東内の地点――パキスタン内の地点――インド内の地点――セイロン内の地点――ビルマ内の地点――バンコック――沖縄又はマニラ――東京及び以遠の地点

B　両方向に、スカンディナヴィア内の地点――アラスカ及びアリューシャン諸島内の地点――東京及び以遠の地点

スウェーデンの一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、スカンディナヴィアの領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

Ⅲ　この附表においてスカンディナヴィアとは、デンマーク、ノールウェー及びスウェーデン並びにデンマークの属領をいう。

交換公文

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1　スウェーデン政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2　スウェーデン政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からスウェーデンの指定航空企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してスウェーデン政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、閣下が、前記のことがスウェーデン政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十日にストックホルムで

結城司郎次

スウェーデン外務大臣
エステン・ウンデン閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本日署名された航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1　スウェーデン政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2　スウェーデン政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からスウェーデンの指定航空企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してスウェーデン政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、閣下が、前記のことがスウェーデン政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本大臣は、政府に代つて、前記のことがスウェーデン政府の了解でもあることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十日にストックホルムで

エステン・ウンデン
日本国特命全権公使

結城司郎次閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十三年二月二十日にストックホルムで署名された航空業務に関するスウェーデンと日本国との間の協定に関し、スウェーデン政府が、同協定第四条に従い、同協定附表ⅡA及びBの路線の運営について、共同運営機関たるスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）の一部を構成する株式会社アエロトランスポルト（ABA）を指定する旨を閣下に通告する光栄を有します。

前記に関連し、本大臣は、政府に代つて、協定の署名に先立つて行われた交渉中に達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　スカンディナヴィア航空企業組織（SAS）の名称の下にノールウェー航空会社（DNL）及びデンマーク航空会社（DDL）と協同する株式会社アエロトランスポルト（ABA）は、他の二航空企業の一方又は双方の航空機、乗組員及び備品をもつて、協定に基き指定された路線を運営することができる。

2　協定の規定は、株式会社アエロトランスポルト（ABA）がスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）に参加する他の航空企業の航空機、乗組員及び備品を使用する限り、その航空機、乗組員及び備品に対し、それらを株式会社アエロトランスポルト（ABA）の航空機、乗組員及び備品とみなして、適用するものとし、スウェーデンの権限のある当局及び株式会社アエロトランスポルト（ABA）は、そのことに関して、協定に基く全責任を負うものとする。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十日にストックホルムで

エステン・ウンデン
日本国特命全権公使
結城司郎次閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百五十三年二月二十日にストックホルムで署名された航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定に関し、日本国政府が、同協定第四条に従い、同協定の附表ⅠA及びBの路線を運営する一又は二以上の航空企業を後日指定する旨を閣下に通告する光栄を有します。

前記に関連し、本使は、本国政府に代つて、協定の署名に先立つて行われた交渉中に達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　スカンディナヴィア航空企業組織（SAS）の名称の下にノールウェー航空会社（DNL）及びデンマーク航空会社（DDL）と協同する株式会社アエロトランスポルト（ABA）は、他の二航空企業の一方又は双方の航空機、乗組員及び備品をもつて、協定に基き指定された路線を運営することができる。

2　協定の規定は、株式会社アエロトランスポルト（ABA）がスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）に参加する他の航空企業の航空機、乗組員及び備品を使用する限り、その航空機、乗組員及び備品に対し、それらを株式会社アエロトランスポルト（ABA）の航空機、乗組員及び備品とみなして、適用するものとし、スウェーデンの権限のある当局及び株式会社アエロトランスポルト（ABA）は、そのことに関して、協定に基く全責任を負うものとする。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十日にストックホルムで

結城司郎次

スウェーデン外務大臣
エステン・ウンデン閣下

審査報告書

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤シヅエ　羽生　三七
中田　吉雄　草葉　隆圓
鶴見　祐輔　徳川　頼貞
梶原　茂嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は日本国・ノールウェー両国の領域間及びそれを越えての民間航空業務の開設及び促進を目的とするもので、戦後、わが国が近く国際航空運送を開始しようとする時にあたり、その締結は必要な措置と認める。

二、事件の利害得失

わが国はノールウェーと平等の立場で定期民間航空業務を開設し運営することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

【参照】

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定

（訳文）

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定

日本国政府及びノールウェー政府は、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設し、且つ、促進するために協定を締結することを希望し、

よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

この協定に関しては、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約（以下「国際民間航空条約」という。）の規定でこの協定に基いて開設される航空業務に適用することができるものは、現在の条項又は同条約の関係規定に従つて両締約国に関し改正された条項により、この協定の存続期間中、両締約国の間に適用されるものとする。

第二条

(1)　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除く外、

(a)　「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び運輸省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、ノールウェーにあつては運輸通信省及び運輸通信省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b)　「指定航空企業」とは、この協定の第四条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、且つ、他方の締約国から適当な運営許可を得た航空企業をいう。

(c)　「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)　「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(e)　「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(f)　「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(g)　「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

(h)　「附表」とは、この協定の附表又はこの協定の第十五条の規定に従つて改正される同附表をいう。

(2)　附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定がある場合を除く外、附表を含むものとする。

第三条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表の該当する部で定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設することができるようにするため、この協定で定める権利を許与する。

第四条

(1)　いずれの特定路線における協定業務も、この協定の第三条に基いて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。但し、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該特定路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が当該一又は二以上の航空企業に対し適当な運営許可を与えること。

この許可は、当該締約国が、本条(2)及び第七条(1)の規定に従うことを条件として、遅滞なく与えなければならない。

(2)　一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した各航空企業に対し、当該航空企業が、当該航空当局が国際航空業務の運営に通常正当に適用する法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを要求することができる。

第五条

(1)　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有するものとする。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

(c) 国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積込及び積卸のため、当該特定路線について附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

(2) 本条(1)の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切で他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものと認めてはならない。

第六条

(1) 各締約国がその管理の下にある空港及びその他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正且つ合理的なものでなければならず、また、自国の航空企業が類似の国際航空業務を提供するに至つて当該空港及び施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(2) 一方の締約国の領域内に他方の締約国の一若しくは二以上の指定航空企業により又はその名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機装備品及び航空機貯蔵品で、当該指定航空企業の航空機により又はその航空機において使用することのみを目的とするものに関する関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金については、他方の締約国の指定航空企業は、税関の通常の規制に服することを条件として、国際民間航空条約第二十四条に規定する待遇の外、当該一方の締約国が最恵国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。但し、いずれの締約国も、自国の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

第七条

(1) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に属していないと認めた場合には、この協定の第五条(1)に定める特権を当該航空企業に関して与えず、若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。

(2) 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が前記の(1)に掲げる特権を許与する締約国の法令で国際民間航空条約第十一条及び第十三条に掲げるものを遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該指定航空企業による前記の特権の行使を停止する権利又は当該指定航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。但し、前記の法令に更に違反することを防止するため、即時に停止すること又は条件を課することを不可欠とする場合を除く外、前記の権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

第八条

両締約国の航空企業は、両締約国の領域の間の及びその領域をこえての協定業務を運営する公平且つ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第十条

(1) 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならない。

(2) 各指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向う旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における要求及び合理的に予測される要求に適合する輸送力を供給することを第一次の目的としなければならない。当該指定航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、及び積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに関連すべきであるという一般原則に従つて行われなければならない。

(a) 当該指定航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸上の要求

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 当該指定航空企業の路線が通過する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸上の要求

第十一条

(1) いずれの協定業務に対する運賃も、運営費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の水準）及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に充分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、本条の次の規定に従つて定めるものとする。

(2) 運賃に関する合意は、可能なときはいつでも、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行うものとする。それが不可能なときは、各特定路線に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

(3) 関係指定航空企業が運賃に関し本条(2)の規定に従つて合意することができなかつた場合又は一方の締約国の航空当局が提出された運賃を同規定に従つて認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するように努めなければならない。

(4) 本条(3)に基く合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、この協定の第十四条の規定に従つて解決しなければならない。

(5) 新たな運賃は、いずれかの締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、適用してはならない。但し、この協定の第十四条(3)の規定に基く場合は、この限りでない。本条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに適用されている運賃が適用されるものとする。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、当該航空当局に対し、自国の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業務において運送する貨客の総計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

第十三条

両締約国の航空当局は、この協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議しなければならない。

第十四条

(1) この協定の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合に

は、締約国は、まず、相互間の交渉によつてその紛争を解決することに努めなければならない。

(2) 締約国が交渉によつてその紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。但し、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならない。第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の締約国は、国際司法裁判所長に対し、当該仲裁委員を任命するよう要請することができる。

(3) 締約国は、本条(2)に基いて与えられた決定を遵守することを約束する。

第十五条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行うものとする。両締約国の航空当局が新たな附表又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十六条

一般的な多数国間の航空運送条約が両締約国に関し効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

第十七条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を廃棄する意思をいつでも通告することができる。その通告の写は、国際民間航空条約によつて組織された国際民間航空機関に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が廃棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。但し、締約国間の合意により当該通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当該通告の写を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十八条

この協定及び第十五条に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十九条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとする。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十三年二月二十三日にオスローで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
結城司郎次

ノールウェー政府のために
オスカー　トルプ

附表

I 日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

A 両方向に、東京――大阪――福岡――沖縄――中国本土及び(又は)台湾における地点――香港又はマニラ――インド・シナ内の地点――バンコック――ラングーン――コロンボ――インド並びに東部及び西部パキスタン内の地点――中東及び近東内の地点――カイロ――アテネ――ローマ――ジュネーヴ、チューリッヒ又はマドリッド――フランクフルト・アム・マイン――パリ、ブラッセル又はアムステルダム――スカンデイナヴィア内の地点及び以遠の地点

B 両方向に、福岡――大阪――東京――北太平洋及びカナダ内の地点――スカンデイナヴィア内の地点及び以遠の地点

日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

II ノールウェーの一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

A 両方向に、スカンデイナヴィア内の地点――ヨーロッパ内の地点――近東及び中東内の地点――パキスタン内の地点――インド内の地点――セイロン内の地点――ビルマ内の地点――バンコック――沖縄又はマニラ――東京及び以遠の地点

B 両方向に、スカンデイナヴィア内の地点――アラスカ及びアリューシャン諸島内の地点――東京及び以遠の地点

ノールウェーの一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、スカンデイナヴィアの領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

III この附表においてスカンデイナヴィアとは、デンマーク、ノールウェー及びスウェーデン並びにデンマークの属領をいう。

交換公文

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1 ノールウェー政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2 ノールウェー政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からノールウェーの指定航空企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してノールウェー政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、閣下が、前記のことがノールウェー政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十三日にオスローで

結城司郎次

ノールウェー外務
大臣事務代理
オスカー・トルプ閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本日署名された航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1　ノールウェー政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2　ノールウェー政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からノールウェーの指定航空業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してノールウェー政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、閣下が、前記のことがノールウェー政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本大臣は、政府に代つて、前記のことがノールウェー政府の了解でもあることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十三日にオスローで

在ノールウェー日本国特命全権公使　オスカー・トルプ

結城司郎次閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十三年二月二十三日にオスローで署名された航空業務に関するノールウェーと日本国との間の協定に関し、ノールウェー政府が、同協定第四条に従い、同協定の附表ⅡBの路線の運営について、共同運営機関たるスカンディナヴィア航空企業組織（ＳＡＳ）の一部を構成するノールウェー航空会社（ＤＮＬ）を指定する旨及び同附表ⅡAの路線を運営する航空企業を後日指定する権利を留保する旨を閣下に通告する光栄を有します。

前記に関連し、本大臣は、政府に代つて、協定の署名に先立つて行われた交渉中に達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　スカンディナヴィア航空企業組織（ＳＡＳ）の名称の下にデンマーク航空会社（ＤＤＬ）及び株式会社アエロトランスポルト（ＡＢＡ）と協同するノールウェー航空会社（ＤＮＬ）は、他の二航空企業の一方又は双方の航空機、乗組員及び備品をもつて、協定に基き指定された路線を運営することができる。

2　協定の規定は、ノールウェー航空会社（ＤＮＬ）がスカンディナヴィア航空企業組織（ＳＡＳ）に参加する他の航空企業の航空機、乗組員及び備品を使用する限り、その航空機、乗組員及び備品に対し、それらをノールウェー航空会社（ＤＮＬ）の航空機、乗組員及び備品とみなして、適用するものとし、ノールウェーの権限のある当局及びノールウェー航空会社（ＤＮＬ）は、そのことに関して、協定に基く全責任を負うものとする。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十三日にオスローで

在ノールウェー日本国特命全権公使　オスカー・トルプ

結城司郎次閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百五十三年二月二十三日にオスローで署名された航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定に関し、日本国政府が、同協定第四条に従い、同協定の附表ⅠA及びBの路線を運営する一又は二以上の航空企業を後日指定する旨を閣下に通告する光栄を有します。

前記を関連し、本使は、本国政府に代つて、協定の署名に先立つて行われた交渉中に達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　スカンディナヴィア航空企業組織（ＳＡＳ）の名称の下にデンマーク航空会社（ＤＤＬ）及び株式会社アエロトランスポルト（ＡＢＡ）と協同するノールウェー航空会社（ＤＮＬ）は、他の二航空企業の一方又は双方の航空機、乗組員及び備品をもつて、協定に基き指定された路線を運営することができる。

2　協定の規定は、ノールウェー航空会社（ＤＮＬ）がスカンディナヴィア航空企業組織（ＳＡＳ）に参加する他の航空企業の航空機、乗組員及び備品を使用する限り、その航空機、乗組員及び備品に対し、それらをノールウェー航空会社（ＤＮＬ）の航空機、乗組員及び備品とみなして、適用するものとし、ノールウェーの権限のある当局及びノールウェー航空会社（ＤＮＬ）は、そのことに関して、協定に基く全責任を負うものとする。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十三日にオスローで

ノールウェー外務大臣事務代理　結城司郎次

オスカー・トルプ閣下

審査報告書

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤シヅエ　羽生　三七

中田　吉雄　草葉　隆圓

鶴見　祐輔　徳川　頼貞

梶原　茂嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日本国・デンマーク両国の領域間及びそれを越えての民間航空業務の開設及び促進を目的とするもので、戦後わが国が近く国際航空運送を開始しようとする時にあたり、その締結は必要な措置と認める。

二、事件の利害得失

わが国はデンマークと平等の立場で定期民間航空業務を開設し運営することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

〔参照〕

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定

（訳文）

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定

日本国政府及びデンマーク政府は、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設し、且つ、促進するために協定を締結することを希望し、

よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

この協定に関しては、千九百四十

四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約（以下「国際民間航空条約」という。）の規定でこの協定に基いて開設される航空業務に適用することができるものは、現在の条項又は同条約の関係規定に従つて両締約国に関し改正された条項により、この協定の存続期間中、両締約国の間に適用されるものとする。

第二条

(1)　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除く外、

(a)　「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び運輸省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、デンマークにあつては公共事業省及び公共事業省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b)　「指定航空企業」とは、この協定の第四条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、且つ、他方の締約国から適当な運営許可を得た航空企業をいう。

(c)　「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)　「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(e)　「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(f)　「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(g)　「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

(h)　「附表」とは、この協定の附表又はこの協定の第十五条の規定に従つて改正される同附表をいう。

(2)　附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定がある場合を除く外、附表を含むものとする。

第三条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表の該当する部で定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設することができるようにするため、この協定で定める権利を許与する。

第四条

(1)　いずれの特定路線における協定業務も、この協定の第三条に基いて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。但し、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該特定路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が当該一又は二以上の航空企業に対し適当な運営許可を与えること。この許可は、当該締約国が、本条(2)及び第七条(1)の規定に従うことを条件として、遅滞なく与えなければならない。

(2)　一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した各航空企業に対し、当該航空企業が、当該航空当局が国際航空業務の運営に通常正当に適用する法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを要求することができる。

第五条

(1)　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有するものとする。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

(c)　国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積込及び積卸のため、当該特定路線について附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

(2)　本条(1)の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切で他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものと認めてはならない。

第六条

(1)　各締約国がその管理の下にある空港及びその他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正且つ合理的なものでなければならず、また、自国の航空企業が類似の国際航空業務を提供するに当つて当該空港及び施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(2)　一方の締約国の領域内に他方の締約国の一若しくは二以上の指定航空企業により又はその名において持ち込まれ、あるいは前記の領域内で他方の締約国の一若しくは二以上の指定航空企業により又はその名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機装備品及び航空機貯蔵品で、当該指定航空企業の航空機により又はその航空機において使用することのみを目的とするものに関する関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金については、他方の締約国の指定航空企業は、税関の通常の規制に服することを条件として、国際民間航空条約第二十四条に規定する待遇の外、当該一方の締約国が最恵国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。但し、いずれの締約国も、自国の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

第七条

(1)　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に属していないと認めた場合には、この協定の第五条(1)に定める特権を当該航空企業に関して与えず、若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。

(2)　各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が前記の(1)に掲げる特権を許与する締約国の法令で国際民間航空条約第十一条及び第十三条に掲げるものを遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該指定航空企業による前記の特権の行使を停止する権利又は当該指定航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。但し、前記の法令に更に違反することを防止するため、即時に停止することを不可欠とする場合を除く外、前記の権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

第八条

両締約国の航空企業は、両締約国の領域の間の及びその領域をこえて

の協定業務を運営する公平且つ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第十条

(1) 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならない。

(2) 各指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向う旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における要求及び合理的に予測される要求に適合する輸送力を供給することを第一次の目的としなければならない。当該指定航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、及び積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに関連すべきであるという一般原則に従つて行われなければならない。

(a) 当該指定航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸上の要求

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 当該指定航空企業の路線が通過する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸上の要求

第十一条

(1) いずれの協定業務に対する運賃も、運営費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の水準）及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に充分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、本条の次の規定に従つて定めるものとする。

(2) 運賃に関する合意は、可能なときはいつでも、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行うものとする。それが不可能なときは、各特定路線に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

(3) 関係指定航空企業が運賃に関し本条(2)の規定に従つて合意することができなかつた場合又は一方の締約国の航空当局が提出された運賃を同規定に従つて認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するように努めなければならない。

(4) 本条(3)に基く合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、この協定の第十四条の規定に従つて解決しなければならない。

(5) 新たな運賃は、いずれかの締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、適用してはならない。但し、この協定の第十四条(3)の規定に基く場合は、この限りでない。本条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに適用されている運賃が適用されるものとする。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、当該航空当局に対し、自国の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業務において運送する貨客の総計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

第十三条

両締約国の航空当局は、この協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議しなければならない。

第十四条

(1) この協定の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、締約国は、まず、相互間の交渉によつてその紛争を解決することに努めなければならない。

(2) 締約国が交渉によつてその紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。但し、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならない。第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の締約国は、国際司法裁判所長に対し、当該仲裁委員を任命するよう要請することができる。

(3) 締約国は、本条(2)に基いて与えられた決定を遵守することを約束する。

第十五条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行うものとする。両締約国の航空当局が新たな附表又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十六条

一般的な多数国間の航空運送条約が両締約国に関し効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

第十七条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を廃棄する意思をいつでも通告することができる。その通告の写は、国際民間航空条約によつて組織された国際民間航空機関に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が廃棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。但し、締約国間の合意により当該通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当該通告の写を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十八条

この協定及び第十五条に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十九条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとする。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、こ

の協定に署名した。

千九百五十三年二月二十六日にコペンハーゲンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
結城司郎次

デンマークのために
オレ　ビョルン・クラフト

附表

Ⅰ　日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

A　両方向に、東京――大阪――福岡――沖縄――中国本土及び（又は）台湾における地点――香港又はマニラ――インド・シナ内の地点――バンコック――ラングーン――コロンボ――インド並びに東部及び西部パキスタン内の地点――中東及び近東内の地点――カイロ――アテネ――ローマ――ジュネーヴ、チューリッヒ又はマドリッド――フランクフルト・アム・マイン――パリ、ブラッセル又はアムステルダム――スカンディナヴィア内の地点及び以遠の地点

B　両方向に、福岡――大阪――東京――北太平洋及びカナダ内の地点――スカンディナヴィア内の地点及び以遠の地点

日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

Ⅱ　デンマークの一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

A　両方向に、スカンディナヴィア内の地点――近東及び中東内の地点――パキスタン内の地点――インド内の地点――セイロン内の地点――ビルマ内の地点――バンコック――沖縄又はマニラ――東京及び以遠の地点

B　両方向に、スカンディナヴィア内の地点――アラスカ及びアリューシャン諸島内の地点――東京及び以遠の地点

デンマークの一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、スカンディナヴィアの領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

Ⅲ　この附表においてスカンディナヴィアとは、デンマーク、ノールウエー及びスウエーデン並びにデンマークの属領をいう。

交換公文

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1　デンマーク政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2　デンマーク政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からデンマークの指定航空企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してデンマーク政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、閣下が、前記のことがデンマーク政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十六日にコペンハーゲンで

結城司郎次

デンマーク外務大臣
オレ・ビョルン・クラフト閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本日署名された航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1　デンマーク政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2　デンマーク政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からデンマークの指定航空企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してデンマーク政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、閣下が、前記のことがデンマーク政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本大臣は、政府に代つて、前記のことがデンマーク政府の了解でもあることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十六日にコペンハーゲンで

オレ・ビョルン・クラフト

在デンマーク日本
国特命全権公使
結城司郎次閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十三年二月二十六日にコペンハーゲンで署名された航空業務に関するデンマークと日本国との間の協定に関し、デンマーク政府が、同協定第四条に従い、同協定附表ⅡA及びBの路線の運営について、共同運営機関たるスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）の一部を構成するデンマーク航空会社（DDL）を指定する旨を閣下に通告する光栄を有します。

前記に関連し、本大臣は、政府に代つて、協定の署名に先立つて行われた交渉中に達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　スカンディナヴィア航空企業組織（SAS）の名称の下に株式会社アエロトランスポルト（ABA）及びノールウエー航空会社（DNL）と協同するデンマーク航空会社（DDL）は、他の二航空企業の一方又は双方の航空機、乗組員及び備品をもつて、協定に基き指定された路線を運営することができる。

2　協定の規定は、デンマーク航空会社（DDL）がスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）に参加する他の航空企業の航空機、乗組員及び備品を使用する限り、その航空機、乗組員及び備品に対し、それらをデンマーク航空会社（DDL）の航空機、乗組員及び備品とみなして、適用するものとし、デンマークの権限のある当局及びデンマーク航空会社（DDL）は、そのことに関して、協定に基く全責任を負うものとする。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十六日にコペンハーゲンで

オレ・ビョルン・クラフト

在デンマーク日本
国特命全権公使

結城司郎次閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百五十三年二月二十六日にコペンハーゲンで署名された航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定に関し、日本国政府が、同協定第四条に従い、同協定の附表ＩＡ及びＢの路線を運営する一又は二以上の航空企業を後日指定する旨を閣下に通告する光栄を有します。

前記に関連し、本使は、本国政府に代つて、協定の署名に先立つて行われた交渉中に達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　スカンデイナヴイア航空企業組織（ＳＡＳ）の名称の下に株式会社アエロトランスポルト（ＡＢＡ）及びノールウエー航空会社（ＤＮＬ）と協同するデンマーク航空会社（ＤＤＬ）は、他の二航空企業の一方又は双方の航空機、乗組員及び備品をもつて、協定に基き指定された路線を運営することができる。

2　協定の規定は、デンマーク航空会社（ＤＤＬ）がスカンデイナヴイア航空企業組織（ＳＡＳ）に参加する他の航空企業の航空機、乗組員及び備品を使用する限り、その航空機、乗組員及び備品に対し、それらをデンマーク航空会社（ＤＤＬ）の航空機、乗組員及び備品とみなして、適用するものとし、デンマークの権限のある当局及びデンマーク航空会社（ＤＤＬ）は、その協定に基く全責任を負うものとする。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年二月二十六日にコペンハーゲンで

結城司郎次

デンマーク外務大臣

オレ・ビョルン・クラフト閣下

審査報告書

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤シヅエ　羽生　三七
中田　吉雄　草葉　隆圓
鶴見　祐輔　徳川　頼貞
梶原　茂嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は日本国・タイ両国の領域間及びそれを越えての民間航空業務の開設を目的とするもので、戦後わが国が近く国際航空運送を開始しようとする時にあたり、その締結は適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

わが国はタイと平等の立場で定期民間航空業務を開設し運営することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

〔参照〕

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定

（訳文）

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定

日本国政府及びタイ政府は、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設するために協定を締結することを希望し、

よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

この協定に関しては、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約（以下「国際民間航空条約」という。）の規定でこの協定に基いて開設される航空業務に適用することができるものは、現在の条項又は同条約の関係規定に従つて両締約国に関し改正された条項により、この協定の存続期間中、両締約国の間に適用されるものとする。

第二条

(1)　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除く外、

(a)　「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び運輸省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、タイにあつては交通大臣及び交通大臣が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b)　「指定航空企業」とは、この協定の第四条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、且つ、他方の締約国から適当な運営許可を得た航空企業をいう。

(c)　「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)　「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」の用語は、国際民間航空条約第九十六条でそれぞれ定められた意味を有する。

(e)　「附表」とは、この協定の附表又はこの協定の第十四条の規定に従つて改正される同附表をいう。

(2)　附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定がある場合を除く外、附表を含むものとする。

第三条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表の該当する部で定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設することができるようにするため、この協定で定める権利を許与する。

第四条

(1)　いずれの特定路線における協定業務も、この協定の第三条に基いて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。但し、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該特定路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が当該一又は二以上の航空企業に対し適当な運営許可を与えること。

この許可は、当該締約国が、本条(2)及び第七条(1)の規定に従うことを条件として、遅滞なく与えなければならない。

(2)　一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した各航空企業に対し、当該航空企業が、当該航空当局が国際民間航空条約の規定に従つて国際航空業務の運営に通常正当に適用する法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを要求することができる。

第五条

(1)　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有するものとする。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

(c)　国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積込及び積卸のため、当該特定路線について附表で定める他方の締約国の領域

内の地点に着陸する特権

(2) 本条(1)の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切で他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものと認めてはならない。

第六条

(1) 各締約国がその管理の下にある空港及びその他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正且つ合理的なものでなければならず、また、自国の航空企業が類似の国際航空業務を提供するに当つて当該空港及び施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(2) 一方の締約国の領域内に他方の締約国の一若しくは二以上の指定航空企業により又はその名において持ち込まれ、あるいは前記の領域内で他方の締約国の一若しくは二以上の指定航空企業により又はその名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機装備品及び航空機貯蔵品で、当該指定航空企業の航空機により又はその航空機において使用することのみを目的とするものに関する関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金については、他方の締約国の指定航空企業は、税関の通常の規制に服することを条件として、当該一方の締約国が最恵国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。但し、いずれの締約国も、自国の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

第七条

(1) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に属していないと認めた場合には、この協定の第五条(1)に定める特権を当該航空企業に関して与えず、若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。

(2) 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が前記の(1)に掲げる特権を許与する締約国の法令で国際民間航空条約第十一条及び第十三条に掲げるものを遵守しなかつた場合又は当該航空企業若しくはそれを指定した政府がこの協定に基く義務を履行しなかつた場合には、当該指定航空企業による前記の特権の行使を停止する権利又は当該指定航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。但し、前記の法令に更に違反することを防止するため、即時に停止することが又は条件を課することを不可欠とする場合を除く外、前記の権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

第八条

両締約国の航空企業は、両締約国の領域の間の及びその領域をこえての協定業務を開設し、且つ、運営する公平且つ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第十条

(1) 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならない。

(2) 各指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向う旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における要求及び合理的に予測される要求に適合する輸送力を供給することを第一次の目的としなければならない。当該指定航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、及び積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、運送力が次のものに関連すべきであるという一般原則に従つて行われなければならない。

(a) 当該指定航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸上の要求

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 当該指定航空企業の路線が通過する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸上の要求

第十一条

(1) いずれの協定業務に対する運賃も、運営費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の水準）及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に充分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、本条の次の規定に従つて定めるものとする。なお、これらの運賃は、本条(2)、(3)、(4)及び(5)の適用上、運賃に関連して使用される代理店手数料を含むものとみなす。

(2) 各特定路線に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。運賃が国際航空運送協会において合意されたときは、これらの運賃は、当該指定航空企業がそれに代る運賃について合意しない限り、適用される。合意された運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

(3) 関係指定航空企業が運賃に関し本条(2)の規定に従つて合意することができなかつた場合又は一方の締約国の航空当局が提出された運賃を同規定に従つて認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するように努めなければならない。

(4) 本条(3)に基く合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、この協定の第十三条の規定に従つて解決しなければならない。

(5) 新たな運賃は、いずれかの締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、適用してはならない。但し、この協定の第十三条(3)の規定に基く場合は、この限りでない。本条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに適用されている運賃が適用されるものとする。

第十二条

両締約国の航空当局は、この協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議しなければならない。

第十三条

(1) この協定の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、締約国は、まず、相互間の交渉によつてその紛争を解決することに努めなければならない。

(2) 締約国が交渉によつてその紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。但し、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領

した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならない。第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の締約国は、国際司法裁判所長に対し、当該仲裁委員を任命するよう要請することができる。

(3)　締約国は、本条(2)に基いて与えられた決定を遵守することを約束する。

第十四条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行うものとする。両締約国の航空当局が新たな附表又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

一般的な多数国間の航空運送条約が両締約国に関し効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

第十六条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を廃棄する意思をいつでも通告することができる。その通告の写は、国際民間航空条約によつて組織された国際民間航空機関に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が廃棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。但し、締約国間の合意により当該通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当該通告の写を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十七条

この協定及び第十四条に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十八条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとする。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生ずる。

第十九条

この協定は、その効力発生の日から、千九百三十九年十一月三十日にバンコックで署名された日本国とタイとの間の定期航空業務の運営に関する協定に代るものとし、同協定は、この協定の効力発生の日にその効力を失うものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十三年六月十九日にバンコックで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
太田一郎

タイのために
ナラテイツプ・ボングプラバン

附表

第一部

日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

両方向に、東京――大阪――福岡――沖縄――中国本土における協定地点及び(又は)台湾における地点――香港又はマニラ――インド・シナ内の地点――バンコック及び以遠の地点

日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

第二部

タイの一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

両方向に、バンコック――インド・シナ内の地点――マニラ又は香港――中国本土における協定地点及び(又は)台湾における地点――沖縄――東京及び以遠の地点

タイの一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、タイの領域内の一地点を起点とするものでなければならない。但し、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

交換公文

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された航空業務に関する日本国とタイとの間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1　タイ政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2　タイ政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からタイの指定航空企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してタイ政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、殿下が、前記のことがタイ政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて殿下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年六月十九日にバンコックで

タイ駐在日本国
特命全権大使　太田一郎

タイ外務大臣
ナラテイツプ・ボングプラバン殿下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本日署名された航空業務に関する日本国とタイとの間の協定に関し、本使は、次のことが日本国政府の了解である旨を述べる光栄を有します。

1　タイ政府は、沖縄における行政上、立法上及び司法上の権能が日本国との平和条約第三条に基き当分の間沖縄における合衆国当局に帰属することを承認するが、その承認は、沖縄に対する残存主権について日本国が有する請求権を害するものではない。

2　タイ政府は、日本国が沖縄に対する行政上、立法上及び司法上の権能を再び行使する場合には、その行使の開始の日からタイの指定航空企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びその場合には日本国政府が遅滞なく前記の権利に関してタイ政府と交渉を開始することを了解する。

更に、本使は、殿下が、前記のことがタイ政府の了解でもあることを貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本大臣は、政府に代つて、前記のことがタイ政府の了解でもあることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年六月十九日にサラソンロム宮殿で

外務大臣　ナラテイツプ

タイ駐在日本国
特命全権大使
太田一郎閣下

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　参議院会議録附録（その四）

審査報告書

北海道防寒住宅建設等促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月八日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

三浦　辰雄　近藤　信一
石井　桂　江田　三郎
石川　榮一　小笠原二三男
田中　一　小澤久太郎
鹿島守之助　石坂　豊一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、北海道開発の一環として防寒住宅の建設及び防寒改修を促進し、気象条件に適した居住条件を確保し、あわせて木材消費の節約と火災その他の災害の防止に資するため(一)国は防寒住宅に関する試験研究等について財政・金融・技術上の援助を与える(二)国又は地方公共団体が北海道の区域内に建設する住宅は努めて防寒住宅とする(三)住宅金融公庫法等の国の助成による融資住宅は簡易耐火構造以上とし、償還期間の若干の延長をする等の措置を講ぜんとするものであつて、妥当なる立法と認める。

二、利害得失

本法の施行によつて北海道の防寒住宅の建設を促進し、寒冷地における居住条件の改善と燃料の節約に資することができる。

三、費用

本法施行のためには別に費用を要しない。但し防寒住宅試験研究の国の助成金として昭和二十八年度予算に二百九十四万六千円が計上されている。

審査報告書

産業労働者住宅資金融通法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月八日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

三浦　辰雄　近藤　信一
石井　桂　江田　三郎
田中　一　小澤久太郎
石川　榮一　小笠原二三男
鹿島守之助　石坂　豊一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現下の産業労働者の住宅不足の状況に鑑み、産業労働者住宅を建設しようとする常時五人以上の従業員を使用する事業者等に対し、住宅金融公庫を通じ、建設資金の一部として長期低利資金を融通し、産業労働者住宅の建設を促進もつて産業労働者の福祉の増進と産業の発展に寄与せんとするものであつて、時宜に適した立法と認める。

二、利害得失

本法の施行により産業労働者の住宅の建設を促進することの利益がある。

三、費用

本法施行のためには昭和二十八年度予算に資金運用部特別会計から二十億円が計上されている。

審査報告書

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

前田　久吉
小林　政夫
青柳　秀夫
岡崎　眞一
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年度において、一般会計の歳出の財源に充てるため、緊要物資輸入基金特別会計の緊要物資輸入基金から十五億円を限り一般会計に繰入れることとするとともに、将来基金に属する現金に不足を生じた場合は、一時借入金をし、又は融通証券を発行して一時これを補足できる制度を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

一般会計の財源を補足し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度において、緊要物資輸入基金特別会計の緊要物資輸入基金から、一般会計へ十五億円を繰入れることとなる。

審査報告書

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　藤野　繁雄
平林　太一　青柳　秀夫
菊川　孝夫　西川甚五郎
小林　政夫　土田国太郎
前田　久吉　三木與吉郎
森下　政一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十一年度における一般会計、旧帝国鉄道会計及び旧通信事業特別会計の借入金の償還期限を、更に昭和三十一年三月三十一日まで延期し、必要が生じた場合は、これを公債に借り換えることができることとしようとするものであつて、この際適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国の財政状況の緩和に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月八日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
青柳　秀夫　平林　太一
藤野　繁雄　岡崎　眞一
森下　政一　前田　久吉
土田国太郎　小林　政夫
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、造幣局特別会計において、補助貨幣の製造に必要な経費、固定資産の拡張及び改良に必要な金額を補助貨幣回収準備資金から賄うことができるようにするとともに、同特別会計の決算上の利益金を補助貨幣回収準備資金に繰入することができることとし、併せてこれに伴う規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
造幣局特別会計の運営を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月八日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
西川甚五郎　小林　政夫
土田国太郎　前田　久吉
森下　政一　岡崎　眞一
藤野　繁雄　平林　太一
青柳　秀夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国の最近における財政状況にかんがみ、昭和二十八年度において国債の元金の償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金の特例を設けるとともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が一般会計に対して負う債務の償還金等を国債整理基金特別会計の歳入として受け入れる措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
日本国有鉄道、日本電信電話公社及び国債整理基金特別会計の経理の簡素化を図り得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

木船再保険法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月九日
運輸委員長　前田　穰
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
一松　政二　仁田　竹一
入交　太藏　植村　春彦
大和　與一　東　隆
森田　義衛

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、船主相互保険組合法に基く木船相互保険組合が、同法の規定による保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を、政府が再保険しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
木船相互保険組合の健全な経営を確保し、従つて木船運送業の経営の合理化に資する利益がある。

三、費用
木船再保険特別会計の事務費は一般会計より繰入れることとなるが、本年度予算においては百二十八万五千円が計上されている。

〔第二十一号参照〕

審査報告書

国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月十日
外務委員長　佐藤　尚武
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
德川　頼貞　古池　信三
草葉　隆圓　中田　吉雄
佐多　忠隆　高良　とみ
加藤シヅエ　羽生　三七
小瀧　彬

要領書

一、委員会の決定の理由
本年七月三十一日に失効する現行協定を修正更新する理由は、小麦生産の過度の過不足から生ずる輸出入国の深刻な困難を克服するため、価格を改訂し、保証数量を調整して、現在の事態を改善するためであり、わが国はこの協定への加入により、低廉な価格で一定数量を今後三年間確保できるのでこの措置を適切なものと認める。

二、事件の利害得失
今後三年間、毎年百万トンの小麦輸入が保証されるとともに、協定価格は目下の処自由市場価格より低いので、毎年数百万ドルの外貨節約が期待できる。

三、費用
協定加入後は、分担金年千五百ポンド程度を負担することになるが、本年度予算に計上ずみである。

〔参照〕
国際小麦協定を修正更新する協定
国際小麦協定を修正更新する協定
この協定の署名政府は、
千九百四十九年三月二十三日にワシントンで署名のため開放された国際小麦協定が、小麦の重圧的な過剰及び破局的な不足が生産者及び消費者に与える深刻な困難を克服するため締結されたことを考慮し、また、国際小麦協定に若干の変更を加えてある期間これを更新することが望ましいことを考慮し、また、
この目的のため、国際小麦協定を修正更新するこの協定を締結することに決定し、
次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　目的
この協定は、公正な且つ安定した価格で、輸入国に小麦の供給を、輸出国に小麦の市場を確保することを目的とする。

第二条　定義
1　この協定の適用上、
「相当価格諮問委員会」とは、第十五条に基いて設立される委員会をいう。
「ブッシェル」とは、常衡六十ポンドをいう。
「保管費」とは、小麦の保管について、貯蔵、利子及び保険のために要する費用をいう。
「c.&f.」とは、運賃込値段をいう。
「理事会」とは、第十三条に基いて設立される国際小麦理事会をいう。
「収穫年度」とは、八月一日から七月三十一日までの期間をいう。但し、第七条においては、オーストラリアについては十二月一日から十一月三十日までの期間をいい、アメリカ合衆国については七月一日から六月三十日までの期間をいう。
「執行委員会」とは、第十四条に

基いて設立される委員会をいう。

「輸出国」とは、文脈により、(i)第三条附表Bに掲げる国の政府で、この協定を受諾し、若しくはこれに加入しており、且つ、これから脱退していないもの又は(ii)その政府の属する国自体並びにこの協定に基くその政府の権利及び義務が適用される領域をいう。

「f.a.q.」とは、標準品質をいう。

「f.o.b.」とは、本船渡値段をいう。

「保証数量」とは、輸入国については一収穫年度における買入保証数量をいい、輸出国については一収穫年度における売渡保証数量をいう。

「輸入国」とは、文脈により、(i)第三条附表Aに掲げる国の政府で、この協定を受諾し、若しくはこれに加入しており、且つ、これから脱退していないもの又は(ii)その政府の属する国自体並びにこの協定に基くその政府の権利及び義務が適用される領域をいう。

「販売費」とは、調達、販売、よう船及び輸送に要するすべての通常の費用をいう。

「メートル・トン」とは、三六・七四三七一ブッシェルをいう。

「古麦」とは、関係輸出国の収穫年度の開始前二箇月より前に収穫した小麦をいう。

輸出国又は輸入国に関して「領域」とは、この協定に基く当該国政府の権利及び義務が第二十三条に基いて適用されるすべての領域をいう。

「取引」とは、文脈により、輸出国から輸出された小麦若しくは輸出される小麦を輸入国に輸入するための売渡又はこのようにして売り渡された小麦の数量をいう。この協定において輸出国と輸入国との間の取引というときは、輸出国政府と輸入国政府との間の取引のみでなく、民間貿易業者間の取引及び民間貿易業者と輸出国又は輸入国の政府との間の取引もさすものとする。この定義において「政府」とは、この協定を受諾し、又はこれに加入する政府の権利及び義務が第二十三条に基いて適用される領域の政府をいうものとする。

「未履行の保証数量」とは、輸出国の場合には、一収穫年度において当該国について第四条に従つて理事会の記録に記入された数量とその収穫年度における同国の売渡保証数量との差をいい、輸入国の場合には、一収穫年度において当該国について第四条に従つて理事会の記録に記入された数量とその収穫年度における同国の買入保証数量との差をいう。

「小麦」とは、小麦粒及び、第六条の場合を除く外、小麦粉をいう。

2　買入保証数量又は売渡保証数量は、七十二対百とする。但し、理事会が別段の決定をした場合は、この限りでない。

第二部　権利及び義務

第三条　買入保証数量及び売渡保証数量

1　本条附表Aに掲げる小麦の輸入国別数量は、この協定の第三部の規定に従つて行われる増加又は削減を条件として、この協定が適用される三収穫年度の各年度における当該国の買入保証数量を表わす。

2　本条附表Bに掲げる小麦の輸出国別数量は、この協定の第三部の規定に従つて行われる増加又は削減を条件として、この協定が適用される三収穫年度の各年度における当該国の売渡保証数量を表わす。

3　輸入国の買入保証数量は、第四条に従つて理事会の記録に記入された取引量をその買入保証数量から差し引くことを条件として、次のものを表わす。

(a)　第五条に定めるところにより、理事会が、当該輸入国に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で当該輸入国に売り渡すよう要求することができる小麦の最大数量

(b)　第五条に定めるところにより、理事会が、輸出国に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で輸出国から買い入れるよう要求することができる小麦の最大数量又は

(b)　第五条に定めるところにより、理事会が、輸出国に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で当該輸出国から買い入れるよう要求することができる小麦の最大数量

4　輸出国の売渡保証数量は、第四条に従つて理事会の記録に記入された取引量をその売渡保証数量から差し引くことを条件として、次のものを表わす。

(a)　第五条に定めるところにより、理事会が、当該輸出国に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で輸入国に売り渡すよう要求することができる小麦の最大数量又は

(b)　第五条に定めるところにより、理事会が、輸入国に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で当該輸出国から買い入れるよう要求することができる小麦の最大数量

5　輸入国が、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で自国の未履行の保証数量を買い入れる権利を行使することが困難であると認めるとき、又は輸出国が、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で自国の未履行の保証数量を売り渡す権利を行使することが困難であると認めるときは、その国は、第五条の手続によることができる。

6　輸出国は、この協定においては、第五条に定めるところにより要求されない限り、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で小麦を売り渡す義務を負わない。輸入国は、この協定においては、第五条に定めるところにより要求されない限り、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で小麦を買い入れる義務を負わない。

7　各保証数量のうち輸出国が供給して輸入国が受け取る小麦粉の数量は、第五条の規定に従うことを条件として、各取引における買手と売手との間の合意により決定するものとする。

8　輸出国及び輸入国は、民間貿易その他の方法によつて自国の保証数量を自由に履行することができる。この協定のいかなる規定も、民間貿易業者に対し、その者が別に従うべき法令の適用を免除するものと解釈してはならない。

9　輸入国は、理事会の許可がない限り、一収穫年度における自国の保証数量の九十パーセントをこえる数量を、当該収穫年度の二月二十八日前にこの協定に基いて買い入れてはならない。

第三条附表A　買入保証数量

収穫年度（八月一日から七月三十一日まで）	一九五三―五四	一九五四―五五	一九五五―五六	各収穫年度のブッシェル換算量
	単位　千メートル・トン			
オーストリア	二五〇	二五〇	二五〇	九、一八五、九二七
ベルギー	六一五	六一五	六一五	二二、五九七、三八二
ボリヴィア	九五	九五	九五	三、四九〇、六五二
ブラジル	三六〇	三六〇	三六〇	一三、二二七、七三六
セイロン	二五五	二五五	二五五	九、三六九、六四六
コスタ・リカ	三五	三五	三五	一、二八六、〇三〇
キューバ	二〇二	二〇二	二〇二	七、四二二、二二九
デンマーク	五〇	五〇	五〇	一、八三七、一八五
ドミニカ共和国	二六	二六	二六	九五五、三三六
エクアドル	三五	三五	三五	一、二八六、〇三〇
エジプト	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一四、六九七、四八四
エル・サルヴァドル	二〇	二〇	二〇	七三四、八七四
ドイツ連邦共和国	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五五、一一五、五六五
ギリシャ	三五〇	三五〇	三五〇	一二、八六〇、二九九
グアテマラ	二五	二五	二五	九一八、五九三
ハイティ	四五	四五	四五	一、六五三、四六七
ホンデュラス	一五	一五	一五	五五一、一五六
アイスランド	一一	一一	一一	四〇四、一八一
インド	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五五、一一五、五六五
インドネシア	一四二	一四二	一四二	五、二一七、六〇七
アイルランド	二七五	二七五	二七五	一〇、一〇四、五二〇
イスラエル	二一五	二一五	二一五	七、八九九、八九八
イタリア	八五〇	八五〇	八五〇	三一、二三二、一五四
日本国	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三六、七四三、七一〇
レバノン	七五	七五	七五	二、七五五、七七八
リベリア	二	二	二	七三、四八七
メキシコ	四一五	四一五	四一五	一五、二四八、六四〇
オランダ	六七五	六七五	六七五	二四、八〇二、〇〇四
ニュー・ジーランド	一六〇	一六〇	一六〇	五、八七八、九九四
ニカラグア	一〇	一〇	三六七、四三七	
ノールウエー	二三〇	二三〇	二三〇	八、四五一、〇五三
パナマ	二〇	二〇	七三四、八七四	
ペルー	一八五	一八五	一八五	六、七九七、五八六
フイリピン	二三六	二三六	二三六	八、六七一、五一五
ポルトガル	一七五	一七五	一七五	六、四三〇、一四九
サウデイ・アラビア	六〇	六〇	六〇	二、二〇四、六二三
スペイン	一四五	一四五	一四五	五、三二七、八三八
スウエーデン	二五	二五	二五	九一八、五九三
スイス	二一五	二一五	二一五	七、八九九、八九八
南アフリカ連邦	三二〇	三二〇	三二〇	一、七五七、九八七
連合王国	四、八一九	四、八一九	四、八一九	一七、〇六七、九三九
ヴェネズエラ	一七〇	一七〇	一七〇	六、二四六、四三一
合計（四十二国）	一六、二〇八	一六、二〇八	一六、二〇八	五九五、五四二、〇五二

第三条附表B　売渡保証数量

収穫年度（八月一日から七月三十一日まで）	一九五三―五四	一九五四―五五	一九五五―五六	各収穫年度のブッシェル換算量
	単位　千メートル・トン			
オーストラリア（注）	二、〇四一	二、〇四一	二、〇四一	七五、〇〇〇、〇〇〇
カナダ	六、八〇四	六、八〇四	六、八〇四	二五〇、〇〇〇、〇〇〇
フランス	一〇	一〇	一〇	三六七、四三七
アメリカ合衆国	七、三五三	七、三五三	七、三五三	二七〇、一七四、六一五
合計	一六、二〇八	一六、二〇八	一六、二〇八	五九五、五四二、〇五二

注　オーストラリアが不作のため第十条の規定を適用する場合には、ある市場が、その地理的位置のため小麦粒及び小麦粉の需要量の供給を伝統的にオーストラリアに依存していることを認めるものとする。その需要量を満たす必要性は、各収穫年度においてこの協定に基いて売渡保証数量を引き渡すオーストラリアの能力を決定する際理事会が考慮すべき要素の一とする。

第四条　保証数量に対比する取引の記録

1　理事会は、第三条附表A及び同条附表Bに掲げる保証数量の一部となる小麦の取引又は取引の部分を収穫年度別に記録にとどめるものとする。

2　輸出国と輸入国との間の小麦粒の取引又は取引の部分は、一収穫年度のそれらの国の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。

(a)　もつとも、その記入は、(i)当該取引又は当該取引の部分の価格が、当該収穫年度について第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最高価格以下であり、且つ、最低価格以上であること並びに(ii)輸出国及び輸入国が、当該取引又は当該取引の部分を自国の保証数量に対比して記入してはならない旨の合意をしていないことを条件とし、また、

(b) その記入は、(i)関係輸出国及び関係輸入国が当該収穫年度について有する未履行の保証数量並びに(ii)当該取引に明示された積込期間中当該収穫年度内にある期間を限度とする。

3 小麦の買入及び売渡のための取引又は取引の部分は、関係輸出国及び関係輸入国の一方又は双方がこの協定の受諾書を寄託する前にその取引が行われている場合にも、本条に定める条件に従つて、それらの国の保証数量に対比して理事会の記録に記入することができる。

4 小麦粉の売渡及び買入に関する商業上の契約若しくは政府間の取極が、その小麦粉の価格が第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された価格に合致する旨の記載を含むとき、又は関係輸出国及び関係輸入国が、その小麦粉の価格が第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された価格に合致する旨の意見に一致したことを理事会に通報したときは、その小麦粉の小麦粒相当量は、本条2(a)(ii)及び(b)に定める条件に従うことを条件として、それらの国の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。商業上の契約又は政府間の取極が前記の性質の記載を含まず、且つ、関係輸出国及び関係輸入国が、その小麦粉の価格が第六条に明示され、又は同条に基いて決定された価格に合致する旨の意見に一致しない場合には、それらの国がその小麦粉の小麦粒相当量を自国の保証数量に対比して理事会の記録に記入してはならない旨の合意をしていない限り、それらの国の一方は、理事会に問題の決定を要請することができる。理事会が、その要請を考慮した上、その小麦粉の価格が第六条に明示され、又は同条に基いて決定された価格に合致するものであると決定した場合には、その小麦粉の小麦粒相当量は、本条2(b)に定める条件に従うことを条件として、関係輸出国及び関係輸入国の保証数量に対比して記入するものとする。理事会が、前記の要請を考慮した上、その小麦粉の価格が第六条に明示され、又は同条に基いて決定された価格に合致するものでないと決定した場合には、その小麦粉の小麦粒相当量については、前記のような記入をしないものとする。

5 (a)取引に明示された積込期間が、収穫年度の開始前又は終了後一箇月以内の理事会が決定する適当な期間内にあり、且つ、(b)関係輸出国及び関係輸入国が合意をするときは、理事会は、本条2(b)(ii)を除く。)又は4に定める条件に従うことを条件として、当該取引を当該収穫年度の保証数量に対比して記入することを認めることができる。

6 理事会は、保証数量の一部となる取引の報告及び記録のための手続規則を次の規定に従つて定めるものとする。

(a) 輸出国と輸入国との間の取引又は取引の部分で、本条2、3又は4に基いてそれらの国の保証数量の一部となるべきものは、理事会がその手続規則で定める期間内に、且つ、その手続規則で定める細目により、それらの国の一方又は双方が理事会に報告しなければならない。

(b) 本項(a)の規定に従つて報告された取引又は取引の部分は、取引を行つた輸出国及び輸入国の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。

(c) 取引及び取引の部分を保証数量に対比して理事会の記録に記入する順序は、理事会がその手続規則で定めるものとする。

(d) 理事会は、その手続規則で定める期間内に、各輸出国及び各輸入国に対し、取引又は取引の部分を当該国の保証数量に対比して理事会の記録に記入したことを通告するものとする。

(e) 関係輸入国又は関係輸出国が、理事会がその手続規則で定める期間内に、取引又は取引の部分の自国の保証数量に対比する理事会の記録への記入について何らかの異議を申し立てた場合には、理事会は、問題を審査するものとし、その異議に正当な理由があると決定したときは、それに応じて理事会の記録を訂正するものとする。

(f) 輸出国又は輸入国は、当該収穫年度の自国の保証数量に対比して理事会の記録に既に記入された小麦の全量がその収穫年度内に積み込まれる見込がないと認めるときは、理事会に対し、その記録に記入された数量を適当に削減するよう要請することができる。理事会は、問題を考慮するものとし、その要請が正当であると決定したときは、それに応じて理事会の記録を訂正するものとする。

(g) 輸入国が輸出国から買い入れて他の輸入国に転売した小麦については、関係輸入国の合意により、小麦が最終的に転売された輸入国の未履行の買入保証数量に対比して記入することができる。但し、最初の輸入国の買入保証数量に対比して記入した数量から相当量を削減することを条件とする。

(h) 理事会は、毎週一回又は理事会がその手続規則で定める間隔を置いて、保証数量に対比して理事会の記録に記入した数量に関する明細書をすべての輸出国及び輸入国に送付するものとする。

(i) 理事会は、いずれかの収穫年度におけるいずれかの輸出国又は輸入国の保証数量が履行されたときは、直ちにすべての輸出国及び輸入国に通告するものとする。

7 各輸出国及び各輸入国は、自国の保証数量の履行に当り、理事会がその国の保証数量その他の関係要素を基礎としてその国について定める一定の許容量を認められることがある。

第五条　権利の行使

1 (a) 輸入国は、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最高価格に合致する価格でいずれかの収穫年度の自国の未履行の保証数量を買い入れることが困難であると認めるときは、希望数量を買い入れるに当り理事会の援助を要請することができる。

(b) 理事会の事務局長は、本項(a)に基く要請があつたときは、その受領後三日以内に、当該収穫年度の未履行の保証数量を有する輸出国に対し、理事会の援助を要請した輸入国の未履行の保証数量を通告し、且つ、それらの輸出国が第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で小麦を売り渡すことを申し出るよう勧誘するものとする。

(c) 理事会の事務局長が本項(b)に基く通告を行つた後十四日以内に、関係輸入国の未履行の保証数量の全部又はその保証数量のうち要請が行われた時において妥当であると理事会が認めた部分に対して売渡の申出がなかつたときは、理事会は、当該収穫年度内に又は当該収穫年度の終了後一箇月以内の理事会が決定する期間内に積み込むものとして当該輸入国に売り渡すことを申し出るよう当該輸出国のおのおの又はそのいずれかに要求すべき小麦粒及び(又は)小麦粉について次の事項をできる限りすみやかに決定するものとする。

(i) 数量並びに、要請があるときは、

(ii) 品質及び等級

理事会は、要請があるとき

は、当該小麦粒又は当該小麦粉が当該輸入国における消費又は通常の若しくは伝統的な貿易のために使用される旨の保証を得た後、前記の(i)及び(ii)を決定するものとする。理事会は、またこの決定をするに当り、当該輸出国及び当該輸入国が提示するすべての事情を考慮に入れるものとし、その事情には、小麦粉の割合に関連する次の事項が含まれるものとする。

(iii) 当該国の産業計画並びに

(iv) 小麦粉及び小麦粒の通常の伝統的な輸入量及びその比率並びに当該輸入国が輸入する小麦粉及び小麦粒の品質及び等級

(d) 本項(c)に基く理事会の決定によつて、ある数量の小麦粒及び(又は)小麦粉を当該輸入国に売り渡すことを申し出るよう要求された各輸出国は、前記の決定の日から三十日以内に、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で、且つ、それらの国が別段の合意をしない限り、支払が行われるべき通貨に関してはその時にそれらの国の間で一般に行われている条件と同様の条件で、本項(c)に規定する期間内に積み込むものとして当該輸入国に前記の数量を売り渡すことを申し出なければならない。当該輸出国と当該輸入国との間に従来貿易関係が存在しなかつた場合及び支払が行われるべき通貨についてそれらの国の意見が一致しない場合には、理事会は、問題を決定するものとする。

(e) 本項(c)に基く理事会の決定に従つて交渉が行われている特定の取引に含まれるべき小麦粉の数量について、その小麦粉の価格と第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された小麦粒の最高価格との関係について、又はその小麦粒及び(若しくは)小麦粉の買入及び売渡の条件について、輸出国と輸入国との間で意見が一致しない場合には、その問題は、理事会に決定のため付託しなければならない。

2 (a) 輸出国は、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最低価格に合致する価格でいずれかの収穫年度の自国の未履行の保証数量を売り渡すことが困難であると認めるときは、希望数量を売り渡すに当り理事会の援助を要請することができる。

(b) 理事会の事務局長は、本項(a)に基く要請があつたときは、その受領後三日以内に、当該収穫年度の未履行の保証数量を有する輸入国に対し、理事会の援助を要請した輸出国の未履行の保証数量を通告し、且つ、それらの輸入国が第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で小麦を買い入れることを申し出るよう勧誘するものとする。

(c) 理事会の事務局長が本項(b)に基く通告を行つた後十四日以内に、関係輸出国の未履行の保証数量の全部又はその保証数量のうち要請が行われた時において妥当であると理事会が認めた部分が買い入れられなかつたときは、理事会は、当該収穫年度内に又は当該収穫年度の終了後一箇月以内の理事会が決定する期間内に積み込むものとして当該輸出国から買い入れることを申し出るよう当該輸入国のおのおのの又はそのいずれかに要求すべき小麦粒及び(又は)小麦粉について次の事項をできる限りすみやかに決定するものとする。

(i) 数量並びに、要請があるときは、

(ii) 品質及び等級

理事会は、前記の(i)及び(ii)の決定をするに当り、当該輸出国及び当該輸入国が提示するすべての事情を考慮に入れるものとし、その事情には、小麦粉の割合に関連する次の事項が含まれるものとする。

(iii) 当該国の産業計画並びに

(iv) 小麦粉及び小麦粒の通常の伝統的な輸入量及びその比率並びに当該輸入国が輸入する小麦粉及び小麦粒の品質及び等級

(d) 本項(c)に基く理事会の決定によつて、ある数量の小麦粒及び(又は)小麦粉を当該輸出国から買い入れることを申し出るよう要求された各輸入国は、前記の決定の日から三十日以内に、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で、且つ、それらの国の間で一般に行われるべき通貨に関してはその時にそれらの国の間で一般に行われている条件と同様の条件で、本項(c)に規定する期間内に積み込むものとして当該輸入国から前記の数量を買い入れることを申し出なければならない。当該輸出国と当該輸入国との間に従来貿易関係が存在しなかつた場合及び支払が行われるべき通貨についてそれらの国の意見が一致しない場合には、理事会は、問題を決定するものとする。

(e) 本項(c)に基く理事会の決定に従つて交渉が行われている特定の取引に含まれるべき小麦粉の数量について、その小麦粉の価格と第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された小麦粒の最低価格との関係について、又はその小麦粒及び(若しくは)小麦粉の買入及び売渡の条件について、輸出国と輸入国との間で意見が一致しない場合には、その問題は、理事会に決定のため付託しなければならない。

2 (a) 輸出国は、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最低価格に合致する価格でいずれかの収穫年度の自国の未履行の保証数量を売り渡すことが困難であると認めるときは、希望数量を売り渡すに当り理事会の援助を要請することができる。

(b) 理事会の事務局長は、本項(a)に基く要請があつたときは、その受領後三日以内に、当該収穫年度の未履行の保証数量を有する輸入国に対し、理事会の援助を要請した輸出国の未履行の保証数量を通告し、且つ、それらの輸入国が第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で小麦を買い入れることを申し出るよう勧誘するものとする。

(c) 理事会の事務局長が本項(b)に基く通告を行つた後十四日以内に、関係輸出国の未履行の保証数量の全部又はその保証数量のうち要請が行われた時において妥当であると理事会が認めた部分が買い入れられなかつたときは、理事会は、当該収穫年度内に又は当該収穫年度の終了後一箇月以内の理事会が決定する期間内に積み込むものとして当該輸出国から買い入れることを申し出るよう当該輸入国のおのおのの又はそのいずれかに要求すべき小麦粒及び(又は)小麦粉について次の事項をできる限りすみやかに決定するものとする。

(i) 数量並びに、要請があるときは、

(ii) 品質及び等級

理事会は、前記の(i)及び(ii)の決定をするに当り、当該輸出国及び当該輸入国が提示するすべての事情を考慮に入れるものとし、その事情には、小麦粉の割合に関連する次の事項が含まれるものとする。

(iii) 当該国の産業計画並びに

(iv) 小麦粉及び小麦粒の通常の伝統的な輸入量及びその比率並びに当該輸入国が輸入する小麦粉及び小麦粒の品質及び等級

(d) 本項(c)に基く理事会の決定によつて、ある数量の小麦粒及び(又は)小麦粉を当該輸出国から買い入れることを申し出るよう要求された各輸入国は、前記の決定の日から三十日以内に、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で、且つ、それらの国の間で一般に行われるべき通貨に関してはその時にそれらの国の間で一般に行われている条件と同様の条件で、本項(c)に規定する期間内に積み込むものとして当該輸入国に前記の数量を買い入れることを申し出なければならない。当該輸出国と当該輸入国との間に従来貿易関係が存在しなかつた場合及び支払が行われるべき通貨についてそれらの国の意見が一致しない場合には、理事会は、問題を決定するものとする。

(e) 本項(c)に基く理事会の決定に従つて交渉が行われている特定の取引に含まれるべき小麦粉の数量について、その小麦粉の価格と第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された小麦粒の最低価格との関係について、又はその小麦粒及び(若しくは)小麦粉の買入及び売渡の条件について、輸出国と輸入国との間で意見が一致しない場合には、その問題は、理事会に決定のため付託しなければならない。

3 本条の適用上、チャーチル港は、船積港とみなさない。

第六条　価格

1 (a) この協定の有効期間中の最低基準価格及び最高基準価格は、マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウイリアム又はポート・アーサー倉庫渡の一ブッシェルについて、国際通貨基金の運用上千九百四十九年三月一日に定められたカナダ・ドルの平価におけるカナダ通貨で、次のとおりとする。

最低基準価格　一・五五ドル

最高基準価格　二・〇五ドル

(b) 最低基準価格及び最高基準価格並びに以下に掲げるその相当価格は、買手と売手との間で取りきめる保管費及び販売費を含まない。

(b) 買手と売手との間で取りきめる保管費は、当該小麦を売り渡す契約に明示された所定の日より後の部分のみ買手の勘定に加算される。

2 (a) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のヴァンクーヴァー倉庫渡の最高相当価格は、本条1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウイリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格とする。

(b) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のマニトバ州チャーチル港f.o.b.の最高相当価格は、本条1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウイリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格の仕向国におけるc.i.f.価格に相当する価格をその時の通常の輸送費及び為替換算率によつて算定したものとする。

(c) f.a.q. ばら積み小麦のオーストラリアの海岸の港の倉庫渡の最高相当価格は、本条1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフオート・ウイリアム又はボート・アーサー倉庫渡の最高価格をその時の為替換算率に基いてオーストラリアの通貨に換算したものとする。

(d) フランス見本ばら積み小麦（最低自然重量が一ヘクトリツトルにつき七十六キログラムであり、最低たん白質含有量が十パーセントであり、且つ、きよう雑物及び水分の最高含有量がそれぞれ二パーセント及び十五パーセントであるもの）のフランスの港の倉庫渡の最高相当価格は、本条1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフオート・ウイリアム又はボート・アーサー倉庫渡の最高価格をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に基く補正を行つて算定したものとする。

(e) ハード・ウインター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港の f.o.b. の最高相当価格は、本条1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフオート・ウイリアム又はボート・アーサー倉庫渡の最高価格の仕向国における c.i.f. 価格に相当する価格を、その時の通常の輸送費及び為替換算率により、且つ、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に基く補正を行つて算定したものとする。

(f) ソフト・ホワイト一号ばら積み小麦又はハード・ウインター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国の太平洋岸の港の倉庫渡の最高相当価格は、本条1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフオート・ウイリアム又はボート・アーサー倉庫渡の最高価格を、その時の為替換算率により、且つ、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に基く補正を行つて算定したものとする。

3　次のばら積み小麦の最低相当価格は、本条1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフオート・ウイリアム又はボート・アーサー倉庫渡の最低価格のグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国における c.i.f. 価格に相当するそれぞれ次のヴアンクーヴアー、チヤーチル港、オーストラリア、フランス、アメリカ合衆国のメキシコ湾岸若しくは大西洋岸の港又はアメリカ合衆国の太平洋岸の港の f.o.b. 価格を、その時の通常の輸送費及び為替換算率により、且つ、品質差が認められている輸入国においては、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に基く補正を行つて算定したものとする。

(a) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のヴアンクーヴアー f.o.b. の最低相当価格

(b) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のマニトバ州チヤーチル港 f.o.b. の最低相当価格

(c) f.a.q. ばら積み小麦のオーストラリア f.o.b. の最低相当価格

(d) フランス見本ばら積み小麦（最低自然重量が一ヘクトリツトルにつき七十六キログラムであり、最低たん白質含有量が十パーセントであり、且つ、きよう雑物及び水分の最高含有量がそれぞれ二パーセント及び十五パーセントであるもの）のフランスの港の f.o.b. の最低相当価格

(e) ハード・ウインター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港の f.o.b. の最低相当価格

(f) ソフト・ホワイト一号ばら積み小麦又はハード・ウインター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国の太平洋岸の港の f.o.b. の最低相当価格

4　執行委員会は、相当価格諮問委員会と協議の上、前諸項に明示する場所以外の場所における小麦の最低相当価格及び最高相当価格を決定することができ、また、本条2及び3に明示する小麦以外の小麦の種類を指定し、且つ、その最高相当価格及び最低相当価格を決定することができる。但し、相当価格が決定されていない小麦の種類の場合には、最低相当価格及び最高相当価格は、当分の間、本条に明示する小麦の種類又は今後執行委員会が相当価格諮問委員会と協議の上指定する小麦の種類で当該種類に最も類似するものの最低価格及び最高価格に適当な割増額を加え、又はこれから適当な割引額を減じて決定するものとする。

5　輸出国又は輸入国が、執行委員会に対し、本条2、3又は4に基いて定められた相当価格がその時の輸送費、為替換算率又は市場の割増額若しくは割引額にかんがみて公正でなくなつたと申し立てたときは、執行委員会は、問題を考慮するものとし、また、相当価格諮問委員会と協議の上、望ましいと認める調整を行うことができる。

6　本条2若しくは3に明示され、又は本条4に基いて指定された小麦の種類に関し、本条4及び5の適用上いかなる割増額又は割引額が適当であるかの問題について紛争が生じたときは、執行委員会は、関係輸出国又は関係輸入国の要請により、相当価格諮問委員会と協議の上、問題を決定するものとする。

7　本条4、5及び6に基く執行委員会のすべての決定は、すべての輸出国及び輸入国を拘束する。但し、それらの国のいずれかが、その決定が自国に不利であると認めるときは、理事会にその決定の審査を請求することができる。

8　輸出国及び輸入国は、自国の国内農業政策及び価格政策の決定及び運用について完全な行動の自由を有するが、あらゆる事情にかんがみて相互に受諾することができる価格による相互間の小麦の取引の成立を奨励し、且つ、促進するため、当該輸出国及び当該輸入国が行おうとする小麦の取引に関して最高価格と最低価格との間における価格の自由な変動を阻害するような方法でそれらの政策を運用しないように協力しなければならない。輸出国又は輸入国がそれらの政策の結果として損害を被つていると認めるときは、当該輸出国又は当該輸入国は、その問題について理事会の注意を喚起することができるものとし、理事会は、その苦情について調査し、且つ、報告するものとする。

第七条　在庫量

1　各輸出国は、輸入国に対する小麦の供給を確保するため、自国の収穫年度末における古麦の在庫量を、次の収穫年度におけるこの協定に基く売渡保証数量を履行するのに充分な水準に維持するように努力しなければならない。

2　輸出国の不作の場合には、理事会は、第十条に基いてその輸出国の義務のいずれかを免除する前に、本条1で要求される充分な在庫量を維持するためにその国が払つた努力に対し特別の考慮を払うものとする。

3　収穫年度の始期及び終期における小麦の不均衡な貿入は、この協定に基く価格の安定を害し、且つ、すべての輸出国及び輸入国の義務の履行を困難にする虞があるので、これを避けるため、輸入国は、常に充分な在庫量を維持するように努力しなければならない。

4　輸入国が第十二条に基いて要請を行つた場合には、理事会は、その要請に有利な決定をする前に、本条3で要求される充分な在庫量を維持するためにその輸入国が払つた努力に対し特別な考慮を払うものとする。

第八条　理事会に提供すべき情報

輸出国及び輸入国は、理事会が定める期間内に、この協定の運用に関して理事会が要請する情報を理事会に報告しなければならない。

第三部　保証数量の調整

第九条　不参加又は脱退の場合の調整

1　第三条附表A又は同条附表Bに掲げる国が、(a)この協定に署名しなかつたか、(b)この協定の受諾書を寄託しなかつたか、(c)第二十二条5、6又は7に基いてこの協定から脱退したか、(d)第十九条に基いてこの協定から除名されたか又は(e)第十九条に基いてこの協定に基くその保証数量の全部又は一部を履行していないと理事会により認定された結果、第三条附表Aに掲げる買入保証数量の合計と同条附表Bに掲げる売渡保証数量の合計との間に開きを生じた場合には、理事会は、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるように保証数量の残高を調整するものとする。但し、この調整は、いかなる国についても、第二十二条6に基いてこの協定から脱退する権利を害するものではない。

2　本条に基く調整は、理事会が輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二によつて別段の決定をしない限り、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるために必要な数量だけ、場合により附表A又は附表Bの保証数量をあん分により削減することによつて行うものとする。

3　理事会は、本条に基く調整を行うに当つては、売渡保証数量及び買入保証数量の合計をできる限り高く維持することが一般に望ましいことに留意するものとする。

第十条　不作の場合又は国際収支若しくは通貨準備の擁護が必要である場合の調整

1　輸出国又は輸入国は、輸出国の場合には不作のため、輸入国の場合には国際収支又は通貨準備を擁護する必要のため、この協定に基く特定の収穫年度の義務の履行が妨げられる虞があると認めるときは、できる限りすみやかに問題を理事会に報告し、且つ、当該収穫年度における自国の義務の全部又は一部を免除するよう理事会に申請しなければならない。本項に従い理事会に対して行つた申請は、遅滞なく審査されるものとする。

2　理事会は、問題が不作に関連する場合には、免除の要請を処理するに当り、報告国の供給事情を調査するものとする。

3　理事会は、問題が国際収支又は通貨準備に関連する場合には、それが国際通貨基金の加盟国に関するものである限り、本条1に掲げる必要の有無及び程度について国際通貨基金の意見を求め、且つ、関連があると認めるすべての事実とともにこれを考慮に入れるものとする。

4　理事会は、本条に基く免除の要請を処理するに当り、関係国が輸出国である場合には、その国はこの協定に基く義務を果すために可能な最大限度まで売り渡すべきであり、関係国が輸入国である場合には、その国はこの協定に基く義務を果すために可能な最大限度まで買い入れるべきであるという原則に従うものとする。

5　理事会は、報告国の申立に正当な理由があるかどうかを決定するものとする。理事会は、申立に正当な理由があると認めるときは、その報告国が受ける当該収穫年度における保証数量の免除の程度及び条件を決定するものとする。理事会は、その決定を報告国に通報するものとする。

6　理事会が報告国の当該収穫年度の保証数量の全部又は一部を免除することを決定した場合には、次の手続を適用するものとする。

(a)　理事会は、報告国が輸入国である場合には他の輸入国が、報告国が輸出国である場合には他の輸出国が、当該収穫年度におけるそれらの国の保証数量を報告国が免除を受けた保証数量の限度まで増加するよう勧誘するものとする。この(a)に基く保証数量のいかなる増加も、理事会の承認を要するものとする。

(b)　報告国が免除を受けた数量が本項(a)に定める方法によつて完全に相殺されないときは、理事会は、本項(a)に基いて行つた調整を考慮した後、報告国が輸入国である場合には輸出国が、報告国が輸出国である場合には輸入国が、当該収穫年度におけるそれらの国の保証数量を報告国が免除を受けた保証数量の限度まで削減することを受諾するよう勧誘するものとする。

(c)　理事会が輸出国及び輸入国から受領した本項(a)に基く保証数量の増加又は本項(b)に基く保証数量の削減の申出に係る総数量が、報告国が免除を受けた保証数量をこえるときは、それらの国の保証数量は、理事会が別段の決定をしない限り、あん分によつて場合により増加し、又は削減するものとする。但し、それらの国の保証数量の増加又は削減は、それらの国の申出に係る数量をこえないものとする。

(d)　報告国が免除を受けた保証数量が本項(a)及び(b)に定める方法によつて完全に相殺されないときは、理事会は、報告国が輸出国である場合には第三条附表Aに、報告国が輸入国である場合には同条附表Bに掲げる当該収穫年度の保証数量を、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるために必要な数量だけ削減するものとする。附表Bの削減の場合には輸出国が、附表Aの削減の場合には輸入国が別段の合意をしない限り、削減は、本項(b)に基いて既に行つた削減を考慮した上、あん分によつて行うものとする。

第十一条　同意による保証数量の調整

1　理事会は、この協定の残存期間における第三条の一方の附表の保証数量の増加を同期間中における他方の附表の保証数量の同量の増加とともに承認することについて、その承認によつて自国の保証数量に変更を受ける輸出国及び輸入国から要請を受けたときは、理事会は、その承認をこえるができる。

2　一又は二以上の収穫年度について、輸出国はその保証数量の一部を他の輸出国に、輸入国はその保証数量の一部を他の輸入国にそれぞれ譲渡することができる。但し、輸出国の投票の過半数及び輸入国の投票の過半数に基く理事会の承認を受けなければならない。

3　この協定の第二十一条に基いて加入する国の保証数量は、第三条附表A及び同条附表Bにおける他の一又は二以上の国の保証数量の増減による適当な調整によつて相殺するものとする。この調整は、これによつて自国の保証数量に変更を受ける輸出国又は輸入国の同意を得ることを条件として承認される。

第十二条　緊急の必要の場合の追加買入

輸入国は、その領域内に発生した、又は発生する虞がある緊急の必要を満たすため、その買入保証数量の外に小麦の供給を受けることについて理事会に援助を要請することができる。理事会は、その要請を考慮した上、緊急の必要によつて生じた非常事態を救済するため必要であると認める小麦の数量を供給するため、他の輸入国の保証数量をあん分によつて削減することができる。但し、他のいかなる方法によつてもその非常事態に対処することができないと理事会が認める場合に限る。本条に基く買入保証数量の消滅には、輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二を必要とする。

第四部　運用

第十三条　理事会

A　構成

1　千九百四十九年三月二十三日にワシントンで署名のため開放された国際小麦協定によつて設立された国際小麦理事会は、この協定の運用のため存続させる。

2　各輸出国及び各輸入国は、投票権を有する理事会の構成員であり、理事会の会合には、代表一人、代表代理及び顧問によつて代表される。

3　理事会が招請するよう決定する政府間機関は、それぞれ投票権を有しない代表者一人を理事会の会合に送ることができる。

4　理事会は、収穫年度ごとに議長及び副議長一人を選挙する。

B　権限及び任務

5　理事会は、その手続規則を制定する。

6　理事会は、この協定の規定により要求される記録を保管するものとし、また、望ましいと認めるその他の記録を保管することができる。

7　理事会は、年次報告を公表するものとし、また、この協定の範囲内の事項に関するその他の情報を公表することができる。

8　理事会は、この協定の規定を実施するために必要であると認める限り、その他の権限を有し、及びその他の任務を遂行するものとする。

9　理事会は、輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二によつて、そのいずれの権限又は任務の実施も委任することができる。理事会は、いつでも、投票の過半数によつてその委任を取り消すことができる。本項に従つて理事会が委任した権限又は任務に基いて行われた決定は、理事会が定める期間内に輸出国又は輸入国による要請があつたときは、理事会の審査を受けるものとする。所定の期間内に審査の要請がなかつた決定は、すべての輸出国及び輸入国を拘束する。

C　投票

10　(a)　本項(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、輸入国は、千票を有し、これを当該収穫年度における各国の売渡保証数量とその収穫年度の売渡保証数量の合計との比率に応じて輸出国の間で分配する。輸出国も、また、千票を有し、これを当該収穫年度における各国の売渡保証数量とその収穫年度の売渡保証数量の合計との比率に応じて輸出国の間で分配する。

(b)　理事会の会期において、輸入国又は輸出国が信任された代表によつて代表されず、且つ、本条15に従つて他の国に投票を委任しなかつた場合には、輸出国が行使すべき票の合計は、その会期において輸入国が行使すべき票の合計と等しい数に調整し、且つ、輸出国の間でその売渡保証数量に応じて再分配するものとする。

(c)　輸出国又は輸入国は、一未満の票を有しないものとする。また、一未満の数を伴う票は、あつてはならない。

11　理事会は、当該収穫年度における買入保証数量又は売渡保証数量に変更があるときはいつでも、本条10の規定に従つて票を再分配するものとする。

12　輸出国又は輸入国が第十七条5に基いて票を失い、又は第十九条7に基いて票を奪われたときは、理事会は、その国が当該収穫年度の保証数量を有しないものとみなして票を再分配するものとする。

13　輸出国又は輸入国が第十条6(b)に基いて受諾した保証数量の削減及び第十一条2に基く一収穫年度のみにおけるいずれかの国の保証数量の一部の譲渡は、本条に基く票の再分配については考慮しないものとする。

14　この協定に別段の規定がある場合を除く外、理事会の決定は、投票総数の過半数によるものとする。

15　輸出国は他の輸出国に対し、輸入国は他の輸入国に対し、理事会の会合においてその利益を代表し、且つ、その票を行使する権限を委任することができる。この委任については、理事会が満足する証拠を理事会に提出しなければならない。

D　会期

16　理事会は、少くとも各収穫年度の半期ごとに一回会合する外、議長が決定するその他の時期に会合するものとする。

17　議長は、(a)五国、(b)総票数の十パーセント以上の合計票数を有する一若しくは二以上の国又は(c)執行委員会の要請があつたときは、理事会の会期を招集しなければならない。

E　定足数

18　理事会の会合の定足数を満たすには、本条10(b)に基く票数の調整前に輸出国が有する票の過半数及びその調整前に輸入国が有する票の過半数を有する代表の出席を必要とする。

F　所在地

19　理事会の所在地は、理事会が輸出国の投票の過半数及び輸入国の投票の過半数によつて別段の決定をしない限り、ロンドンとする。

G　法律上の行為能力

20　理事会は、各輸出国及び各輸入国の領域内において、この協定に基く任務の遂行のために必要な法律上の行為能力を有する。

H　決定

21　各輸出国及び各輸入国は、この協定の規定に基く理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第十四条　執行委員会

1　理事会は、執行委員会を設立する。執行委員会の構成員は、輸出国が毎年選挙する三輸出国及び輸入国が毎年選挙する八以内の輸入国とする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、また、副委員長一人を任命することができる。

2　執行委員会は、理事会に対して責任を負い、及びその一般的指示の下に活動するものとする。執行委員会は、この協定に基いて明示的に与えられた権限及び任務並びに第十三条9に基いて理事会から委任されるその他の権限及び任務を有する。

3　輸出国は、執行委員会において、輸入国と同数の合計票数を有する。輸出国の票は、輸出国が定めるところに従つて輸出国の間で分配する。但し、いずれの輸出国も、輸出国の合計票数の四十パーセントをこえる票を有してはならない。輸入国の票は、輸入国が定めるところに従つて輸入国の間で分配する。但し、いずれの輸入国も、輸入国の合計票数の四十パーセントをこえる票を有してはならない。

4　理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を定めるものとし、また、執行委員会におけ

る手続規則として適当と認めるその他の規定を定めることができる。執行委員会の決定には、類似の事項について理事会が決定をする場合に関しこの協定が定めるところと同じ種類の多数決を必要とする。

5　執行委員会の構成員でない輸出国又は輸入国は、執行委員会に付託された問題について、執行委員会がその国の利害に影響があると認めるときはいつでも、その問題の討議に投票権なしで参加することができる。

第十五条　相当価格諮問委員会

理事会は、三輸出国及び三輸入国の代表者からなる相当価格諮問委員会を設立する。この委員会は、第六条4、5及び6に掲げる事項並びに理事会又は執行委員会が付託するその他の問題について、理事会及び執行委員会に助言するものとする。この委員会の委員長は、理事会が任命する。

第十六条　事務局

1　理事会は、事務局長並びに理事会及びその委員会の活動に必要な職員からなる事務局を置く。

2　理事会は、事務局長を任命し、及びその任務を定める。

3　職員は、理事会が定める規則に従って任命される。

第十七条　会計

1　理事会に対する代表団、執行委員会における代表者及び相当価格諮問委員会における代表者に要する費用は、それぞれの者が属する国の政府が支弁するものとする。この協定の運用に必要なその他の費用（事務局の費用及び理事会がその議長又は副議長に支払うことを決定する報酬を含む。）は、輸出国及び輸入国の年次分担金から支弁する。各収穫年度における各国の分担金は、その国の保証数量と当該収穫年度当初の売渡保証数量又は買入保証数量の合計との比率に応じて定めるものとする。

2　理事会は、この協定が効力を生じた後の最初の会期において、千九百五十四年七月三十一日に終了する期間の予算を承認し、且つ、各輸出国及び各輸入国が支払うべき分担金を定める。

3　理事会は、各収穫年度の下半期における最初の会期において、次の収穫年度の予算を承認し、且つ、その収穫年度に各輸出国及び各輸入国が支払うべき分担金を定める。

4　第二十一条に基いてこの協定に加入する輸出国又は輸入国の第一回分担金は、その国が有すべき保証数量及び当該収穫年度の残存期間に基いて理事会が定める。但し、他の輸出国及び輸入国について定められた当該収穫年度の分担金の割当は、変更しないものとする。

5　分担金は、割当の後直ちに請求することができる。割当の後一年以内に分担金を支払わなかつた輸出国又は輸入国は、分担金を支払うまで投票権を失うものとする。但し、この協定に基くその他の権利を奪われ、又はこの協定に基く義務を免除されることはない。輸出国又は輸入国が本項に基いて投票権を失つたときは、その票は、第十三条12に定めるところに従つて再分配するものとする。

6　理事会は、収穫年度ごとに、監査済の前収穫年度の収支計算書を公表するものとする。

7　理事会の所在地がある国の政府は、理事会がその職員に支払う給料に対する課税を免除しなければならない。但し、この免除は、その国の国民には適用することを要しない。

8　理事会は、その解散に先だち、その負債の整理並びにその記録及び資産の処分について定めるものとする。

第十八条　他の政府間機関との協力

1　理事会は、国際連合の適当な機関及び専門機関並びに他の政府間機関との協議及び協力のため望ましいすべての取極をすることができる。

2　この協定の規定が商品に関する政府間の協定について国際連合が自ら又はその適当な機関及び専門機関を通じて定める要件と実質的に抵触すると理事会が認めるときは、その抵触は、この協定の運用を妨げる事由とみなされ、第二十二条3、4及び5に定める手続が、適用される。

第十九条　紛争及び苦情

1　この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、理事会に決定のため付託するものとする。

2　本条1に基いて紛争が理事会に付託された場合には、過半数の国又は総票数の三分の一以上を有する国は、理事会が、充分な討議を行つた後、その決定をする前にその紛争問題について本条3に掲げる諮問協議会の意見を求めるよう理事会に要求することができる。

3　(a)　理事会が全会一致で別段の合意をしない限り、諮問協議会は、次の者で構成される。

(i)　輸出国が指名する者二人。そのうちの一人は、当該紛争問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は、法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(ii)　輸入国が指名する者二人。但し、(i)と同様の資格を有する者とする。

(iii)　(i)及び(ii)に基いて指名される四人が一致して推挙し、又は、四人の意見が一致しないときは、国際小麦理事会の議長が選任する会長

(b)　この協定の締約政府の属する国の国民は、諮問協議会に参加する資格を有する。また、諮問協議会の構成員に任命された者は、その個人的資格において、且つ、いかなる政府からの訓令も受けないで行動するものとする。

(c)　諮問協議会の費用は、理事会が支弁するものとする。

4　諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定をするものとする。

5　輸出国又は輸入国がこの協定に基く義務を履行しなかつた旨の苦情は、苦情を申し立てる国の要請により理事会に付託され、理事会は、その問題について決定をするものとする。

6　輸出国又は輸入国は、輸出国が有する票の過半数及び輸入国が有する票の過半数によらない限り、この協定に違反したと認定されることはない。輸出国又は輸入国がこの協定に違反している旨の認定には、その違反の性質及び、違反が当該国による保証数量の不履行を伴う場合には、その不履行の程度を明示するものとする。

7　理事会は、輸出国又は輸入国がこの協定に違反したと認定したときは、輸出国が有する票の過半数及び輸入国が有する票の過半数により、当該国がその義務を履行するまでその国の投票権を奪い、又は当該国をこの協定から除名することができる。

8　輸出国又は輸入国が本条に基いて票を奪われたときは、その票は、第十三条12に定めるところに従つて再分配するものとする。輸出国又は輸入国が、保証数量の全部若しくは一部を履行しなかつたと認定され、又はこの協定から除名されたときは、保証数量の残高は、第九条に定めるところに従つて調整するものとする。

第五部　最終規定

第二十条　署名、受諾及び効力発生

1　この協定は、千九百五十三年四

月二十七日までワシントンで、第三条附表A及び同条附表Bに掲げる国の政府による署名のため開放して置く。

2　この協定は、各署名政府により、その憲法上の手続に従つて受諾されるものとする。本条4の規定に従うことを条件として、受諾書は、千九百五十三年七月十五日までにアメリカ合衆国政府に寄託するものとする。但し、署名政府が、千九百五十三年七月十五日までに、この協定を受諾する意向を有する旨をアメリカ合衆国政府に通告し、且つ、千九百五十三年八月一日までにその意向のとおり受諾書を寄託したときは、本条の適用上、千九百五十三年七月十五日に受諾したものとみなす。

3　第三条附表Aに掲げる国の政府のうち買入保証数量の五十パーセント以上について責任を負う政府及び同条附表Bに掲げる国の政府のうち売渡保証数量の五十パーセント以上について責任を負う政府が千九百五十三年七月十五日までにこの協定を受諾したときは、この協定の第一部、第三部、第四部及び第五部は千九百五十三年七月十五日に、第二部は千九百五十三年八月一日に、この協定を受諾した政府について効力を生ずる。

4　本条2に定めるとおり千九百五十三年七月十五日までにこの協定を受諾しなかつた署名政府に対し、理事会は、その政府の受諾書の寄託のための期限をその期日の後に延長することを認めることができる。その政府については、この協定の第一部、第三部、第四部及び第五部はその受諾書の寄託の日に、この協定の第二部は千九百五十三年八月一日と受諾書の寄託の日とのうちいずれかおそい方の日に、効力を生ずる。

5　アメリカ合衆国政府は、すべての署名政府にこの協定の各署名及び各受諾を通告するものとする。

第二十一条　加入

理事会は、輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二によつて、この協定の締約政府でない政府のこの協定への加入を承認し、及びその加入の条件を定めることができる。但し、理事会が本条に基いていずれかの政府の加入を承認するときは、同時に、第十一条3に従い第三条附表A及び同条附表Bの保証数量の調整を承認するものとする。加入は、加入書をアメリカ合衆国政府に寄託することによつて行うものとし、同政府は、それらの加入をすべての署名政府及び加入政府に通告するものとする。

第二十二条　有効期間、改正、脱退及び終了

1　この協定は、千九百五十六年七月三十一日まで効力を有する。

2　理事会は、適当と認める時期に、この協定の更新又は代替に関する勧告を輸出国及び輸入国に通報するものとする。

3　理事会は、輸出国が有する票の過半数及び輸入国が有する票の過半数により、この協定の改正を輸出国及び輸入国に勧告することができる。

4　理事会は、各輸出国及び各輸入国が前記の改正を受諾するかどうかをアメリカ合衆国政府に通告するための期間を定めることができる。この改正は、輸出国の票の三分の二を有する輸出国の受諾及び輸入国の票の三分の二を有する輸入国の受諾があつたときに、効力を生ずる。

5　改正が効力を生ずる日までにその改正の受諾をアメリカ合衆国政府に通告しなかつた輸出国又は輸入国は、理事会がそれぞれの場合に要求する脱退通告書をアメリカ合衆国政府に提出した後、当該収穫年度の終了とともにこの協定から脱退することができる。但し、これによつて、この協定に基く義務で当該収穫年度末までに履行しなかつたものを免除されることはない。

6　第三条附表Aに掲げる国のうち同表の保証数量の五パーセントをこえる保証数量について責任を負う国がこの協定に参加しないため、若しくはこの協定から脱退したため自国の利益が著しく害されると認める輸出国又は同条附表Bに掲げる国のうち同表の保証数量の五パーセントをこえる保証数量について責任を負う国がこの協定に参加しないため、若しくはこの協定から脱退したため自国の利益が著しく害されると認める輸入国は、千九百五十三年八月一日前に脱退通告書をアメリカ合衆国政府に提出することによりこの協定から脱退することができる。

7　敵対行為の発生によつて自国の安全が危くされると認める輸出国又は輸入国は、三十日の予告による脱退通告書をアメリカ合衆国政府に提出することによりこの協定から脱退することができる。

8　アメリカ合衆国政府は、本条に基いて受領した各通告及び各予告をすべての署名政府及び加入政府に通報するものとする。

第二十三条　適用地域

1　いかなる政府も、この協定の署名若しくは受諾又はこれへの加入の時に、その政府が外交関係について責任を負う海外領域の全部又は一部についてこの協定に基く権利及び義務を適用しない旨を宣言することができる。

2　この協定に基くいかなる政府の権利及び義務も、本条1に従つてその宣言が行われた領域を除く外、その政府が外交関係について責任を負うすべての領域について適用されるものとする。

3　いかなる政府も、この協定の受諾又はこれへの加入の後いつでも、アメリカ合衆国政府に対する通告により、本条1に従つてその政府が宣言を行つた領域の全部又は一部についてこの協定に基く権利及び義務を適用する旨を宣言することができる。

4　いかなる政府も、アメリカ合衆国政府に脱退の通告をすることにより、その政府が外交関係について責任を負う海外領域の全部又は一部について、各別にこの協定から脱退することができる。

5　アメリカ合衆国政府は、本条に基いて行われた宣言又は通告をすべての署名政府及び加入政府に通報するものとする。

以上の証拠として、下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

千九百五十三年四月十三日にワシントンで、英語、フランス語及びスペイン語により本書を作成した。これらの本文は、ひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託して置く。同政府は、その認証謄本を各署名政府及び各加入政府に送付する。

オーストラリアのために
パーシー・C・スペンダー
千九百五十三年四月二十日

この協定の第三条附表Aに掲げる一若しくは二以上の輸入国でオーストラリアの小麦の伝統的な市場であるとオーストラリア連邦政府が認めるものの政府がこの協定に参加しなかつたか若しくはこの協定から脱退した場合又はその一若しくは二以上の国が自国の保証数量を同表にそれぞれの国について掲げる数量より少ない数量に削減した場合には、オーストラリア連邦政府は、その時までにこの協定を受諾しているときは、この協定の第三条附表

Bにオーストラリアについて掲げる保証数量から、オーストラリアがその一又は二以上の輸入国に通常供給するよう期待する小麦の数量をそれらの国に供給するために必要であると認める数量だけ削減するよう要請し、及びその要請が認められなかつたときは、この協定から脱退することができる旨の留保が受諾されることを条件として

千九百五十三年四月十三日

オーストリアのために
マックス・レーヴェンタール

千九百五十三年四月十三日

ベルギー王国のために
シルヴェルクリュイス

千九百五十三年四月十三日

この署名は、ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟のために行つた。

ボリヴィアのために
A・P・デル・カステイリヨ

千九百五十三年四月二十日

ブラジルのために
アドルフオ・デ・カマルゴ・ネヴエス

千九百五十三年四月二十四日

カナダのために
ミツチエル・W・シヤープ

千九百五十三年四月十三日

セイロンのために
G・C・S・コレア

千九百五十三年四月十三日

コスタ・リカのために
J・ラファエル・オレアムノ

千九百五十三年四月二十四日

キユーバのために
アウレリオ・F・コンチエソ

千九百五十三年四月十五日

デンマークのために
A・F・クヌツセン

千九百五十三年四月十三日

ドミニカ共和国のために
政府の承認を条件として
ドクトル　L・Fトーメン

千九百五十三年四月十三日

エクアドルのために
政府の承認を条件として
B・ペラルタ・P・

千九百五十三年四月十七日

エジプトのために
M・A・ザイード

千九百五十三年四月十三日

エル・サルヴアドルのために
カルロス・A・シリ

千九百五十三年四月二十七日

フランスのために
H・ボネ

千九百五十三年四月十三日

ドイツ連邦共和国のために
ドクトル　ハインツ・クレケラー

千九百五十三年四月二十一日

ドクトル　クルト・ヘフナー

千九百五十三年四月十三日

ギリシヤのために
C・P・カラニカス

千九百五十三年四月二十三日

グアテマラのために
ギリエルモ・トリエーリヨ

千九百五十三年四月十三日

ハイテイのために
アラン・テユールニエ

千九百五十三年四月十三日

ホンデユラスのために
ホセ・A・モンヘ

千九百五十三年四月二十三日

アイスランドのために
ソール・ソールス

千九百五十三年四月二十七日

インドのために
I・J・パハドウール・シン

千九百五十三年四月十七日

インドネシアのために
アリ＝サストロアミジョヨ

千九百五十三年四月二十七日

アイルランドのために
ジヨン・J・ハーン

千九百五十三年四月二十四日

イスラエルのために
アツバ・エバン

千九百五十三年四月二十一日

イタリアのために
アルベルト・タルキアーニ

千九百五十三年四月十三日

日本国のために
武内龍次

千九百五十三年四月十三日

レバノンのために
サエブ・ジヤローデイ

千九百五十三年四月十四日

リベリアのために
J・サミユエル・O・コールマン

千九百五十三年四月十三日

メキシコのために
マヌエル・テリヨ

千九百五十三年四月二十三日

オランダ王国のために
J・H・ファン・ローイエン

千九百五十三年四月十三日

ニユー・ジーランドのために
L・K・マンロウ

千九百五十三年四月二十七日

ニカラグアのために
政府の承認を条件として
ギリエルモ・セヴイリヤ＝サカサ

千九百五十三年四月二十一日

アルフレド・アヴイレス・G・

千九百五十三年四月二十一日

ノールウエー王国のために
ヨハン・カペレン

千九百五十三年四月二十日

パナマのために
R・M・エウルテマツテ

千九百五十三年四月二十四日

ペルーのために
ペルーの割当が、わが国が最初に要請した数量でわが国の必要をかろうじて満たす最小限の数量たる二〇〇、〇〇〇メートル・トンまで増加される旨の了解の下に
C・ドナイレ

千九百五十三年四月二十七日

フイリピン共和国のために
ウルバーノ・A・サフラ

千九百五十三年四月十三日

ホセ・テオドーロ・ジユニア

千九百五十三年四月十三日

ポルトガルのために
L・エステーヴエス・フエルナンデス

千九百五十三年四月十五日

サウデイ・アラビアのために
モハメツド・ムフタシブ

千九百五十三年四月二十一日

スペインのために
ホセ・F・デ・レケリカ
千九百五十三年四月二十四日
スウェーデンのために
M・フオン・ヴアツヘンフェルト
千九百五十三年四月十七日
スイスのために
シヤルル・ブリュクマン
千九百五十三年四月十三日
南アフリカ連邦のために
G・P・ジュースト
千九百五十三年四月二十一日
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
アメリカ合衆国のために
トルー・D・モース
千九百五十三年四月十三日
エズラ・タフト・ベンソン
千九百五十三年四月十六日
ヴエネズエラのために
政府の承認を条件として
セサル・ゴンサレス
千九百五十三年四月二十七日

審査報告書
道路整備費の財源等に関する臨時措置法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月九日
建設委員長　石川　清一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
田中　一　鹿島守之助
小澤久太郎　松岡　平市
石川　榮一　江田　三郎
小笠原二三男　石坂　豊一
石井　桂　赤木　正雄
三浦　辰雄

要領書
一、委員会決定の理由
わが国道路の現況は、未改良区間八十七%、自動車交通不能区間十二%に及んでいる一方、自動車数の激増は戦前最高の三倍に達し、加えて車輛の大型化、重量化及び高速度化に伴つて交通の阻害、損失は極めて著しいものがある。本法案はかかる現状に鑑み道路のほ装・改築及び修繕を急速に促進し道路の整備を図るため、道路整備五カ年計画を確立し、昭和二十九年度から五カ年間、毎年度揮発油税法による税収額に相当する金額をこの計画実施に要する国の負担金又は補助金の財源に充当し、自動車交通の安全保持とその能率増進とに寄与せんとするものであつて時宜に適した立法と認める。
二、事件の利害得失
本案の施行によつて早急に道路の整備を促進し、自動車交通の安全保持と能率増進とに利益がある。
三、費用
本法施行のため昭和二十八年度には別に費用を要しない。

審査報告書
開拓融資保証法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月十日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
清澤　俊英　佐藤清一郎
白井　勇　河合　義一
重政　庸徳　川口爲之助
河野　謙三　鈴木　一
上林　忠次　横川　信夫
雨森　常夫　宮本　邦彦
森田　豊壽

要領書
一、委員会の決定の理由
開拓者に対する短期営農資金の融通に資するため昭和二十五年度から開拓者、都道府県及び政府が一定の金額を醵出して債務を保証する開拓信用基金制度が実施されているのであるが、本法律案は右の開拓信用基金制度を法制的に整備して、都道府県開拓融資保証協会及び中央開拓融資保証協会の設立及び運営・国、都道府県及び会員の出資並びに保証財源の管理等の事項を規定せんとするものであつて妥当な措置と認められる。
二、事件の利害得失
開拓者の営農に必要な資金の融通に資し、開拓地における農業生産力の発展と農業経営の確立に寄与する。
三、費用
中央開拓融資保証協会に対する政府の出資金一億円を必要とし、その出資金は既に実施されている財団法人中央開拓信用基金協会に対する政府の貸付金をもつて振替えるものとする。

〔第二十二号参照〕

審査報告書
離島振興法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月十四日
経済安定委員長　早川　愼一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
西岡　ハル　高橋　衛
岩沢　忠恭　八木　幸吉
永井純一郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、離島の特殊性よりくる後進性を除去するための対策を樹立し、これに基く事業を行う地方公共団体等に対し、事業に要する費用についての国庫負担割合に特例を設ける等、特別の助成を与えようとするものであつて、概ね適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
離島の経済力を培養し、島民の生活の安定、向上を図ることができる。
三、費用
本法施行のため、昭和二十八年度において、事務費として約三百万円を要する見込である。

審査報告書
海事代理士法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月十三日
運輸委員長　前田　穰
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
入交　太藏　仁田　竹一
岡田　信次　植竹　春彦
一松　政二　加賀山之雄
森田　義衛　木島　虎藏
大和　與一　東　隆
大倉　精一

要領書
一、委員会の決定の理由
本改正案は、(一)海事代理行為を行う者に対して、対価の有無にかかわらず法の適用を受けしめることとし、又(二)海事代理士試験規程等の決定については、相当の地位及び海事代理士業務について広い経験を有する者五名の意見を聞くこととなつているが、その五名を選定する場合に海事代理士の団体又は海事代理士を利用する者の団体の意見を聞くこととするとともに、(三)法令の改廃等により本法別表に掲げる法令より木船運送法、臨時船舶管理法及び航海の制限等に関する件を削除しようとするものであつて、概ね妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
無報酬を理由とする脱法行為の

余地をなからしめ、又海事代理士の試験方法を慎重ならしめるとともに海事代理士の業務範囲を適正にする利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

臨時船質等改善助成利子補給法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十三日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

入交　太藏　仁田　竹一
岡田　信次　植竹　春彦
加賀山之雄　森田　義衞
木島　虎藏　大倉　精一
大和　與一　東　隆

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年中において外交船舶を建造する船主が、低性能船舶を解撤する場合に、政府が、当該外航船舶の建造資金の融通を行う市中金融機関に対し、その融資について、当該外航船舶の竣工までの融資残高に対し年二分、竣工以後の融資残高については年五厘の範囲内の利子補給を行い、低性能船舶の解撤と外航船舶の建造を促進しようとするものであつて、概ね適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

わが国海運における船質及び船腹の構成の改善に資する利益がある。

三、費用

昭和二十八年度一般会計予算の予算総則第十二条には利子補給の総額は昭和二十八年度以降八カ年度の期間を通じ一億八千五百二十二万円を超えない金額とすることが規定され、又本年度分の利子補給に必要な経費として三千四百万円が計上されている。

審査報告書

青少年問題協議会設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十三日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

長島　銀藏　上原　正吉
白波瀬米吉　野本　品吉
松原　一彦　松永　義雄
竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由

青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する施策を円滑に推進するため、国及び地方公共団体に議員、学識経験者からなる青少年問題協議会を設置するのは適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により青少年の指導、育成を強力且、円滑にすすめることができる。

三、費用

本法施行のため要する費用は約千七百万円である。

審査報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十三日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　松永　義雄
松原　一彦　野本　品吉
白波瀬米吉　上原　正吉
長島　銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由

日本の当面している人口問題、即ち、年々約百三十万人の自然増加及び九十万人に及ぶ生産年齢人口の増加等から生ずる諸問題に関して、重要事項を調査審議させるため、厚生省の附属機関として人口問題審議会を設置するのは適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により、人口問題の解決を早めることが出来る。

三、費用

本法施行のため要する費用は八十一万七千円である。

審査報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十三日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

長島　銀藏　上原　正吉
白波瀬米吉　野本　品吉
松原　一彦　松永　義雄
竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国の国際的信用を高め、今後ますます増加する事務の処理に万全を期するため、東京税関及び長崎税関を設置することとした。

又税関事務の実情にかんがみ、職員の資質、能力を高め、対外信用の高揚を図るために税関研修所を設置したのは適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により、税関行政の整備、拡充を図ることが出来る。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

航空機抵当法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　定吉　赤松　常子
楠見　義男　棚橋　小虎
中山　福藏　亀田　得治
小野　義夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、新たに航空機を抵当権の目的たらしめるもので、現在金融が売渡担保の方法によつて行われている実情に鑑み、時宜に適する措置と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行により、航空機を担保とする金融が、円滑になり、航空事業の発達を期待することができる。

三、費用

本法施行のため、特段の費用を要しない。

審査報告書

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十四日

農林委員長代理理事　宮本　邦彦

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
河野　謙三　清澤　俊英
上林　忠次　白井　勇
河合　義一　戸叶　武
横川　信夫　雨森　常夫
北　勝太郎　重政　庸徳
森田　豊壽

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は昭和二十八年四月から五月までの間における凍霜害によつて損失を受けた農業者（養蚕業者を含む）の営農資金に対する利子の補給並びに損失の保障を行うため必要な都道府県及び市町村の経費に対し国から補助するとともに農林漁業金融公庫の業務に特例を設けて被災作物の樹勢回復用肥料及び蚕種等の購入資金を貸付けることができるようにしようとするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
凍霜害被害農家に対する資金の融通を円滑にし、経営の安定に資する。

三、費用
本法施行のため差当つて利子補給に要する費用四千三百四十万円及び農林漁業金融公庫の貸付資金九千三百万円を必要とし、前者は昭和二十八年度四月乃至五月暫定予算予備費から支出することとし、後者は昭和二十八年度一般会計予算に計上要求されている。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十四日

農林委員長代理理事　宮本　邦彦

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
河野　謙三　清澤　俊英
上林　忠次　白井　勇
河合　義一　戸叶　武
雨森　常夫　横川　信夫
森田　豊壽　重政　庸徳
北　勝太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は現行法において農林漁業金融公庫の資本金に対する政府の一般会計からの出資金百億円とあるのを百八十億九千三百万円に増加せんとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失
農林漁業の生産力の増強に必要な長期低利資金の充実に資し、併せて今次凍霜害による被害農家に対する低利資金の融通に寄与する。

三、費用
本法施行のため八十億九千三百万円を必要とし、昭和二十八年度予算に計上せられている。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十五日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
海野　三朗　西川弥平治
酒井　利雄　武藤　常介
松平　勇雄　白川　一雄
藤田　進　山口　重彦
黒川　武雄　石原幹市郎
豊田　雅孝　小林　英三
岸　良一　松本　昇

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正法案は保険を付し得る中小企業者の範囲及び貸付金の限度を夫々拡大し、かつ当該事業者の中小企業金融公庫等に対する債務保証を政府が保険する制度を設ける等の措置を規定するもので、最近の金融実情に応じた改正として妥当な方策と認められる。

二、事件の利害得失
本改正による中小企業信用保険制度の大巾な利用と能率的な運用が促進せられ、以つて中小企業の金融難を緩和する利益がある。

三、費用
別に要しない。

〔第二十三号参照〕

審査報告書

労働金庫法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十五日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
田畑　金光　吉田　法晴
阿具根　登　上條　愛一
梶原　茂嘉　寺本　廣作
宮澤　喜一　堀　眞琴
伊能　芳雄　田中　啓一
井上　清一　吉野　信次
田村　文吉　市川　房枝

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は労働組合、その他の労働団体が行う福利共済活動の発展を促進するために、労働者に対する生活金融を行う金庫制度の基礎を確立するに必要な規定を定めたものであつて、現行法規の不備を是正し、労働金庫として本来の使命を達成させるために、適切な措置であると認める。

二、事件の利害得失
労働金庫制度の基礎を確立することによつて健全な労働組合運動の発達を促進し労働者の生活の安定に寄与する。

三、費用
特に費用を要しない。

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十五日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
清澤　俊英　白井　勇
河合　義一　河野　謙三
川口爲之助　北　勝太郎
重政　庸徳　戸叶　武
佐藤清一郎　関根　久藏
雨森　常夫　森田　豊壽
宮本　邦彦

第三十二条の改正規定の次に次のように加える。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二　役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第五十九条第一項及び第七十五条の改正規定の次に次のように加える。

第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第百十条の改正規定の次に次のように加える。

第百十一条に次の一項を加える。

前項の議決については、第四十三条第二項の規定を準用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

現行法に対して（一）農作物共済及び蚕繭共済について共済掛金の国庫負担を増額して農家の負担を軽減すること（二）農作物共済及び蚕繭共済の共済金額の選択を被害の危険段階別に行うこととすること（三）蚕繭共済を蚕期別に行うこととすること（四）蚕繭共済の共済金の支払の対象となる被害の範囲を拡大すること（五）共済団体の役員の任期満了による退職後の措置を明確にすること（六）共済団体の公益性を確立すること（七）共済団体の役員の職務上の損害賠償責任を明確にすること（八）共済団体が違反行為を是正命令に違反したときの役員の処分について規定する等の改正を加えんとする政府提出原案に対して、衆議院は、さきに成立した「農業災害補償法の臨時特例に関する法律案」に関連して麦及び蚕繭共済に対する改正規定の適用期日を改め、又共済団体役員の責任の明確化及び監督の適正化に関する改正規定を削除修正して本院に送付した。右送付案について委員会においては、共済団体役員の責任の明確化及び監督の適正化に関する規定は、政府原案通り存置せしめるべきものと認め、送付案を修正した。

二、事件の利害得失

農業災害補償制度の円滑な運営に寄与する。

三、費用

本法施行のため共済掛金国庫負担分昭和二十八年産水稲について八億六千七百十八万八千円、同陸稲について五千五百六十三万七千円、昭和二十九年産麦類について二億百四十四万四千円、計十一億二千四百二十六万九千円を必要とし、昭和二十八年度予算に計上要求されている。

審査報告書

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十五日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　三木與吉郎
西川甚五郎　　森下　政一
菊川　孝夫　　前田　久吉
小林　政夫　　藤野　繁雄
岡崎　眞一　　山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における地方公共団体の財政状況にかんがみ、国の行う直轄事業について地方公共団体が法律の規定により負担する負担金については、当分の間、当該地方公共団体の発行する地方債の証券をもつて納付できることとするとともに、昭和二十七年度以前における負担金の未納分については延滞利子を附することができることとしようとするものであつて、この際適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

地方財政の窮状の緩和に資するとともに、負担金の滞納防止を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

木船再保険特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　　菊川　孝夫
森下　政一　　三木與吉郎
前田　久吉　　土田国太郎
小林　政夫　　木内　四郎
藤野　繁雄　　堀木　鎌三
平林　太一　　青柳　秀夫
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、木船再保険法に基く政府の木船再保険事業の経理について、一般会計と区分して経理するため、木船再保険特別会計を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

政府の行う木船再保険事業の経理を明確ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算に、木船再保険特別会計の歳入歳出として三千九百九十一万一千円が計上されている。

審査報告書

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　　森下　政一
三木與吉郎　　土田国太郎
小林　政夫　　木内　四郎
藤野　繁雄　　堀木　鎌三
平林　太一　　青柳　秀夫
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、漁船損害補償法の規定に基く特殊保険の再保険に係る事故が、昭和二十七年十二月以降、昭和二十八年三月に至る期間において異常に発生したのに伴い、漁船再保険特別会計に生じた損失を補てんするため、昭和二十八年度において、更に、二千八百万円を一般会計から漁船再保険特別会計へ繰り入れようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

漁船再保険特別会計の運営を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算の漁船再保険特別会計特殊保険勘定に、昭和二十八年法律第二十九号による繰入金五千万円と合せて、一般会計よりの受入として七千八百万円が計上されている。

審査報告書

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　　前田　久吉
小林　政夫　　藤野　繁雄
堀木　鎌三　　平林　太一
青柳　秀夫　　岡崎　眞一
土田国太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、印刷局、造幣局、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計において、能率の向上により収入が増加し、又は経費を節減した場合に、公益企業体等労働関係法の適用を受ける職員に対し、その増加額又は節減額の一部に相当する金額を特別の給与として支給することができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

印刷局、造幣局、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計に所属する公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員の給与に弾力性を与え、その能率の増進に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

消防施設強化促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十五日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石村　幸作　西郷吉之助
秋山　長造　加瀬　完
高橋進太郎　館　哲二
松澤　兼人　若木　勝蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、火災による損害の軽減を期するため、国庫から補助金を市町村に交付して、その消防施設の整備を促進せんとするものであつて、その内容は大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて消防施設の強化を促進することができる。

三、費用

本法の施行に要する費用は、本年度予算に二億五千万円計上されている。

審査報告書

司法試験法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十五日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

楠見　義男　宮城タマヨ
加藤　武徳　赤松　常子
小野　義夫　棚橋　小虎
亀田　得治　一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案により、司法試験第二次試験の必須科目に商法を加え、受験手数料を増額することは、商法に関する学識の必要性と物価事情の変遷に鑑み、時宜に適した措置である。

二、事件の利害得失

この措置により、今後裁判官、検察官及び弁護士の法律知識を完からしめるとともに、司法試験の運営に資する利益がある。

三、費用

本法の施行により、別に費用を要しない。

審査報告書

少年法及び少年院法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十五日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

楠見　義男　宮城タマヨ
加藤　武徳　棚橋　小虎
亀田　得治　一松　定吉
赤松　常子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、少年保護事件について、家庭裁判所から少年鑑別所に少年を送致する場合及び少年院又は少年鑑別所に収容中の少年を家庭裁判所に同行し或いは他の少年院などに移送する場合において、やむを得ない事情があるときは、少年を一時、最寄の少年院若しくは少年鑑別所又は拘置監の特に区別した場所に仮収容することができることとし、又、医療少年院について、男女を分隔する施設がある場合には、男女の別に従つて別個の施設を設けることを要しないものとする趣旨のものであつて、代用少年鑑別所等に関する特例的措置の廃止に伴い、必要な改正と認められる。

二、事件の利害得失

本改正により少年保護事件について、その審判の適正を期し、又医療少年院の施設について、実情に即した運営ができるようにする利益がある。

三、費用

本法の施行については、七千六百七十四万三千二百五十五円を、昭和二十八年度予算に計上している。

審査報告書

逃亡犯罪人引渡法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十六日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　楠見　義男
亀田　得治　木村篤太郎
青木　一男　棚橋　小虎
小野　義夫

要領書

一、委員会の決定の理由

日米犯罪人引渡条約が再び効力を有することとなるのを機会として、諸外国の最近の立法例に徴し、逃亡犯罪人の引渡に関する国内手続を整備するため、逃亡犯罪人引渡条例を廃止し、新たに逃亡犯罪人引渡法を制定する必要がある。本法案は、かかる趣旨のもとに立案せられたものであつて、委員会は、これを必要にして適切なる立法と認めた。

二、事件の利害得失

本法案は、日米犯罪人引渡条約のみならず、今後他の諸外国と締結されるべき同種の条約について、外国より逃亡犯罪人引渡の請求があつたときに、その引渡について適用されるものであつて、国際間の協調を促進する上において、多くの利益をもたらすものと認められる。

三、費用

本法の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書

海上運送法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十五日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　政二　岡田　信次
入交　太蔵　仁田　竹一
加賀山之雄　木島　虎蔵
重盛　壽治　東　隆
大倉　精一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、(一)旅客定期航路事業を永続的に確保し、且つ旅客の利益を保護するため、旅客定期航路事業者に対し旅客運送に関し支払うことのある損害賠償のため、保険契約の締結を命じ得る権限を運輸大臣に与え、(二)総トン数五トン未満の船舶のみをもつて営む旅客定期航路事業についても海上運送法を適用するとともに、(三)総トン数五トン未満の船舶でも旅客運送の用に供するものについて航行の安全性を確保するため船舶安全法及び船舶職員法を適用しようとするものであつて、概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

旅客定期航路事業を永続的に確保し、且つ旅客の利益を保護するとともに、旅客運送の用に供する総トン数五トン未満の船舶の運航の安全性を確保するに資する利益がある。

三、費用

差当り費用を要しない。

審査報告書

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十五日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

海野　三朗　西川弥平治
酒井　利雄　西田　隆男
白川　一雄　山口　重彦
藤田　進　小林　英三
曾田　雅孝　松本　昇
岸　良一　黒川　武雄
石原幹市郎　武藤　常介

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、輸出振興を図るため、外国為替銀行が信用状のない荷為替手形を買取ることによつて生ずる危険を担保する制度並びに貨物の輸出に伴う技術の提供についても保険する制度を新設する等の措置を講ずるものであつて、適当な方策と認められる。

二、事件の利害得失

中南米などの輸出の新市場を開拓し、また東南アジア向けなどのプラント輸出の促進等にそれぞれ寄与する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

〔第二十四号参照〕

審査報告書

公認会計士法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　大屋　晋三
前田　久吉　土田国太郎
小林　政夫　山本　米治
西川甚五郎　安井　謙
森下　政一　藤野　繁雄
青柳　秀夫　岡崎　眞一
堀木　鎌三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、公認会計士法の運用の実情にかんがみ、特別試験の施行期間を更に一ケ年延長しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

公認会計士制度の運用を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　小林　政夫
土田国太郎　大屋　晋三
岡崎　眞一　青柳　秀夫
森下　政一　平林　太一
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、納税貯蓄組合預金を租税の委託納付以外の目的のために引き出される場合においても、その金額が一定の利附期間内において五万円以下であるときは、その利子について所得税を課さないこととしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

納税貯蓄組合制度の普及に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

国税徴収法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　青柳　秀夫
森下　政一　平林　太一
大屋　晋三　土田国太郎
西川甚五郎　藤野　繁雄
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、延滞加算税額の計算の簡素化を図るとともに、過誤納に係る国税及び滞納処分費の還付方法の合理化を図るため、税務署の所在地内の納税者についても、もよりの郵便局において還付を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

過誤納に係る国税及び滞納処分費の還付の促進を図り得る等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　青柳　秀夫
藤野　繁雄　森下　政一
平林　太一　堀木　鎌三
西川甚五郎　小林　政夫
土田国太郎　大屋　晋三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、外国為替資金特別会計において、毎会計年度の決算上、剰余金を生じた場合はこれを積立金として積み立て、決算上不足を生じた場合は積立金からこれ

を補足できることとする等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

外国為替資金特別会計の運用を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　青柳　秀夫　藤野　繁雄　森下　政一　安井　謙　堀木　鎌三　西川甚五郎　山本　米治　小林　政夫　土田国太郎　前田　久吉　大屋　晋三　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、旧陸軍共済組合等の組合員で昭和二十年八月十五日において退職年金に相当する給付に関する命令の規定の適用を受けていたもの等のうち、同日において組合を脱退したものとして国家公務員共済組合法の規定を適用したとすれば、同法の規定による退職年金を受けることができたものに年金を支給するとともに、国家公務員共済組合法の規定によるほか育手当金を組合員の資格喪失の際において継続支給することとする等の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

旧陸軍共済組合等の組合員の年金受給権についての不均衡を是正するとともに、国家公務員共済組合の組合員の福利の増進に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため必要な費用は昭和二十八年度において約二千九百十五万円と予想され、昭和二十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　大屋　晋三　前田　久吉　土田国太郎　小林　政夫　西川甚五郎　堀木　鎌三　平林　太一　森下　政一　藤野　繁雄　青柳　秀夫　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定よる年金額が同年七月一日以降に給付事由の生じた年金との間に不均衡を生じているので、これを改定しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国家公務員共済組合法等の規定による年金の受給者間の不均衡を是正し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため必要な費用は昭和二十八年度において約三千五百余万円と予想され、昭和二十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　大屋　晋三　土田国太郎　小林　政夫　西川甚五郎　堀木　鎌三　平林　太一　森下　政一　藤野　繁雄　青柳　秀夫　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十七年十一月以降における国家公務員等の給与の改訂に伴い、昭和二十八年九月以前における俸給を基準として算定した国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金受給者のために、その年金額を改定しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国家公務員共済組合法等の規定による年金の適正化に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため必要な費用は、昭和二十八年度において、八千八百余万円と予想され、昭和二十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西郷吉之助　館　哲二　小林　武治　長谷山行毅　高橋進太郎　加瀬　完　松澤　兼人　石村　幸作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十七年十二月二十一日以降昭和二十八年七月三十一日までに警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村について、その責任の転移の時期繰上げの特例を設けるものであつて、その内容は大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、自治体警察廃止町村の実情に即することができる。

三、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

海上衝突予防法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡田　信次　一松　政二　仁田　竹一　入交　太蔵　木島　虎蔵　森田　義衛　東　隆　植竹　春彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、一九四八年ロンドン

において開催された「海上における人命の安全のための国際会議」において採択された国際海上衝突予防規則に準拠して、現行の海上衝突予防法を全面改正しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

海上における船舶及び水上航空機の衝突予防に資する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

古池　信三　　德川　頼貞
高良　とみ　　中田　吉雄
杉原　荒太　　加藤シヅエ
羽生　三七

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、生活の困窮のため帰国を希望する者又は在留国から退去強制等の処分を受けた者で自己の負担において帰国することができない者について、それらの者の帰国を援助する等の措置を講ずるものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の制定によつて、在外国民であつてこの援助を必要とする者に対し、援助を与えることができる。

三、費用

年間百六十万円程度を要するが、昭和二十八年度予算に計上済である。

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

古池　信三　　德川　頼貞
高良　とみ　　中田　吉雄
杉原　荒太　　加藤シヅエ
羽生　三七

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案によつて、新たに、在キューバ、在コスタリカ、在パナマ、在ヴエネズエラ、在ボリヴイア、在イラン、在オーストリア、在ルクセンブルグの八公使館並びに在ベレーン、在ダッカ、在モンバサ、在ラゴスの四領事館を増置し、併せて関係諸法規の改廃を行わんとするもので、わが国外交施策の推進とくに通商関係の発展を期する上から妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

在外公館の増置、及び右の在外公館に勤務する外務公務員の給与を決定することによつて、外交、通商関係等の改善、発展に寄与することができる。

三、費用

本改正に伴う本年度の経費は、昭和二十八年度予算に計上済である。

〔第二十五号参照〕

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

大谷　贇雄　　杉山　昌作
長谷部ひろ　　安部キミ子
荒木正三郎　　相馬　助治
吉田　萬次　　劍木　亨弘
八木　秀次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立大学の学部、大学附置及び学部附属の教育研究施設並びに国立短期大学の新設と、これに伴い国立大学に置かれる職員の定員を増加しようとするものであつて、何れも妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

本法律の施行によつて国立学校の組織の整備と内容の充実とをはかることができ、わが国学校教育の向上に資する。

三、費用

本法施行に伴う経費は約八千六百七十万円であり既に昭和二十八年度予算に計上済みである。

審査報告書

大日本育英会法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十一日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

相馬　助治　　八木　秀次
劍木　亨弘　　杉山　昌作
吉田　萬次　　大野木秀次郎
長谷部ひろ　　安部キミ子
木村　守江　　泉山　三六

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大日本育英会の名称を日本育英会に改め、その貸与金の返還期限の猶予及び返還の免除等につき所要の規定を設けるものであつて、何れも妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

国家的な育英事業の、更に合理的発展に寄与する利益がある。

三、費用

本法施行に伴う経費は約三十四億四千万円であり既に昭和二十八年度予算に計上済みである。

審査報告書

登録税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十一日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　　前田　久吉
菊川　孝夫　　小林　政夫
西川甚五郎　　木内　四郎
藤野　繁雄　　三木與吉郎
青柳　秀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、不正印紙を使用した場合等における登録税の追徴規定を設けることとするとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

登録税法の規定の整備を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

通行税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十一日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　前田　久吉
森下　政一　小林　政夫
西川甚五郎　木内　四郎
三木與吉郎　藤野　繁雄
青柳　秀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、通行税について三百円未満の利子税額等を徴収しないこととするとともに、重加算税額の計算の基礎となる通行税額には隠ぺい又は仮装されていない事実に基く税額を含まないこととしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

通行税についてその利子税の計算方法を簡素化するとともに、重加算税の徴収を適正ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

町村合併促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十一日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石村　幸作　堀　末治
長谷山行毅　高橋進太郎
松澤　兼人　小林　武治
館　哲二　西郷吉之助
若木　勝蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、町村の規模を適正にし、その組織及び運営を合理的且つ能率的にすることが緊要であるのにかんがみ、町村合併を積極的に促進するため、合併町村を育成強化するための措置を講じたものであつて、地方自治の本旨に則し住民の福祉の増進に資する妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、町村の合併を促進することができる。

三、費用

本法の施行により、本年度は予算の範囲内で賄うが、来年度から必要額は予算に計上される見込である。

審査報告書

一、昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書(その2)

一、昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書(その2)

一、昭和二十六年度特別会計予算総則第七条及び第八条に基く使用総調書

一、昭和二十七年度一般会計予備費使用総調書

一、昭和二十七年度特別会計予備費使用総調書

右全会一致をもつて承諾を与うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十日

決算委員長　東　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

雨森　常夫　奥　むめお
菊田　七平　永岡　光治
岡　三郎　山田　節男
平林　太一　八木　幸吉
豊田　雅孝　島村　軍次
植竹　春彦　廣瀬　久忠
松平　勇雄　石川　榮一

要領書

委員会の決定の理由

一、昭和二十六年度一般会計予備費の予算額は十億円であつて、この内、昭和二十七年一月十六日から同年三月二十五日までの間において使用した金額は八千五百余万円である。

二、昭和二十六年度各特別会計予備費の予算総額は二百二億三千八百余万円であつて、この内、昭和二十七年二月十五日から同年三月二十八日までの間において使用した金額は三十八億八千二百万余円である。

三、昭和二十六年度特別会計予算総則第七条及び同第八条の規定に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは三件であり、その金額は合計三十八億三千九百余万円である。

四、昭和二十七年度一般会計予備費の予算額は三十億円であつて、昭和二十七年四月二十五日から同二十八年三月三十日までの間において使用した金額は二十七億八千七百余万円である。

五、昭和二十七年度各特別会計予備費の予算総額は三百三十六億一千四百余万円であつて、この内、昭和二十七年七月一日から同二十八年三月三十日までの間に使用したものは十一件、その金額は合計六十七億三千七百余万円である。

六、昭和二十七年度特別会計予算総則第九条及び第十条の規定に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは五件であり、その金額は合計百六十八億五百余万円である。

以上六件について審議の結果、いずれも適当な支出であり、全会一致をもつて承諾を与うべきものと議決した。

審査報告書

昭和二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

右全会一致をもつてすべて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十八年七月二十日

決算委員長　東　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

雨森　常夫　奥　むめお
菊田　七平　永岡　光治
岡　三郎　山田　節男
平林　太一　八木　幸吉
豊田　雅孝　島村　軍次
植竹　春彦　廣瀬　久忠
松平　勇雄　石川　榮一

審査報告書

昭和二十七年度一般会計国庫債務負担行為総調書

右全会一致をもつてすべて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和二十八年七月二十日

決算委員長　東　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

雨森　常夫　奥　むめお
菊田　七平　永岡　光治
岡　三郎　山田　節男
平林　太一　八木　幸吉
豊田　雅孝　島村　軍次
植竹　春彦　廣瀬　久忠
松平　勇雄　石川　榮一

審査報告書

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十三日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

〔第二十六号参照〕

多数意見者署名

佐多　忠隆　羽生　三七
高良　とみ　加藤シヅエ
杉原　荒太　小瀧　彬
中田　吉雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、労働者に与えられるべき基本的権利の擁護を目的とするもので、その規定する内容はすでに国内法で実施されている。従つて本件の承認は必要なものと認める。

二、事件の利害得失

この条約を批准することにより、ILO憲章の趣旨に沿つた国際協力を進めるとともにわが国の海外における信用を高めることができる。

三、費用

別に費用を要しない。

（参照）

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百四十九年六月八日にその第三十二回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する諸提案の採択を決定し、

それらの提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約と称する次の条約を千九百四十九年七月一日に採択する。

第一条

1　労働者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して充分な保護を受ける。

2　前記の保護は、特に次のことを目的とする行為について適用する。

(a)　労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを労働者の雇用条件とすること。

(b)　組合員であるという理由又は労働時間外に若しくは使用者の同意を得て労働時間内に組合活動に参加したという理由で労働者を解雇し、その他その者に対し不利益な取扱をすること。

第二条

1　労働者団体及び使用者団体は、その設立、任務遂行又は管理に関して相互が直接に又は代理人若しくは構成員を通じて行う干渉に対して充分な保護を受ける。

2　特に、労働者団体を使用者又は使用者団体の支配の下に置くため、使用者若しくは使用者団体に支配される労働者団体の設立を促進し、又は労働者団体に経理上の援助その他の援助を与える行為は、本条の意味における干渉となるものとする。

第三条

前各条に定める団結権の尊重を確保するため、必要がある場合には、国内事情に適する機関を設けなければならない。

第四条

労働協約により雇用条件を規制する目的をもつて行う使用者又は使用者団体と労働者団体との間の自主的交渉のための手続の充分な発達及び利用を奨励し、且つ、促進するため、必要がある場合には、国内事情に適する措置を執らなければならない。

第五条

1　この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内の法令で定める。

2　国際労働機関憲章第十九条8に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

第六条

この条約は、公務員の地位を取り扱うものではなく、また、その権利又は分限に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第八条

1　この条約は、国際労働機関の加盟国のうちその批准を事務局長が登録したもののみを拘束する。

2　この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3　その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第九条

1　国際労働機関憲章第三十五条2に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、次の地域を示さなければならない。

(a)　当該加盟国がこの条約を変更を加えずに適用することを約束する地域

(b)　当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c)　この条約を適用することのできない地域及びその適用することができない理由

(d)　当該加盟国がさらに事情を検討する間決定を留保する地域

2　本条の1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。

3　加盟国は、本条1(b)、(c)又は(d)に基きその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4　加盟国は、第十一条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に関する現状を述べた宣言を事務局長に通知することができる。

第十条

1　国際労働機関憲章第三十五条4又は5に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

2　関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

3　関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第十一条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第十一条

1　この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間が経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつて廃棄することができる。その廃棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

2　この条約を批准した加盟国で1に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件に基いて、十年の期間が経過することにこの条約を廃棄することができる。

第十二条

1　国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

2　事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十三条

国際労働事務局長は、前各条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な明細を国際連合憲章第百二条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第十四条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が経過するごとにこの条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第十五条

1　総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、

(a)　加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生を条件として、第十一条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b)　加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正新条約が効力を生ずる日に終了する。

2　この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十六条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

前記の本文は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百四十九年七月二日に閉会を宣せられたその第三十二回会期において、正当に採択した条約の正文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百四十九年八月十八日に署名した。

総会議長
ギルドーム・マーデイン＝エヴアンス

国際労働事務局長
デイヴイツド・A・モース

審査報告書

工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十三日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　羽生　三七
高良　とみ　加藤シヅエ
杉原　荒太　小瀧　彬
中田　吉雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約の目的は国際労働機関の加盟国に労働監督制度の採用によつて労働者の保護を確保しようとするものであつて、わが国においても労働基準法において既に実施されておる。従つて本件の承認は必要なものと認める。

二、事件の利害得失

わが国がすでにこれらの権利を国内法で保証していることを示し、且つその将来における維持を国際間に約束することは、わが国の海外における信用を高める利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

〔参照〕

工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）

工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百四十七年六月十九日にその第三十回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である工業及び商業における労働監督の組織に関する諸提案の採択を決定し、それらの提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

千九百四十七年の労働監督条約と称する次の条約を千九百四十七年七月十一日に採択する。

第一部　工業における労働監督

第一条

この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、工業的事業場における労働監督の制度を保持しなければならない。

第二条

1　工業的事業場における労働監督の制度は、労働監督官が労働条件及び作業中の労働者の保護に関する法規の実施を確保すべきすべての事業場に適用される。

2　鉱業及び運送業又はそれらの企業の一部は、国内の法令でこの条約の適用から除外することができる。

第三条

1　労働監督の制度の機能は、次のとおりとする。

(a)　労働条件及び作業中の労働者の保護に関する法規、たとえば、労働時間、賃金、安全、健康及び福祉、児童及び年少者の雇用その他の関係事項に関する規定の実施を労働監督官の権限の範囲内で確保すること。

(b)　法規を遵守する最も実効的な方法に関し、使用者及び労働者に専門的な情報及び助言を与えること。

(c)　現行の法規に明示的規定のない欠陥又は弊害について、権限のある機関の注意を喚起すること。

2　労働監督官に与えられるその他の任務は、労働監督官の本来の任務の実効的な遂行を妨げるものであつてはならず、また、使用者及び労働者との関係において労働監督官が必要とする権威及び公正を少しでも害するようなものであつてはならない。

第四条

1　労働監督は、加盟国の行政上の慣行と両立しうる限り、中央機関の監督及び管理の下に置かなければならない。

2　連邦については、「中央機関」とは、連邦の機関又は連邦の構成単位の中央機関をいう。

第五条

権限のある機関は、次のことを促進するため適当な措置を執らなければならない。

(a)　労働監督機関とこれと同種の活動に従事する他の政府機関及び公私の施設との間の有効な協力

(b)　労働監督機関の職員と使用者及び労働者又はそれらの団体との間の協力

第六条

監督職員は、分限及び勤務条件について、身分の安定を保障され、且つ、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係である公務員でなければならない。

第七条

1　労働監督官は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。

2　前記の資格を認定する方法は、権限のある機関が決定する。

3　労働監督官は、その任務の遂行のため適当な訓練を受けなければならない。

第八条

男子及び女子のいずれも、監督職員に任命される資格を有する。必要がある場合には、男子監督官及び女子監督官にそれぞれ特別の任務を与えることができる。

第九条

加盟国は、作業中の労働者の健康及び安全の保護に関する法規の実施を確保し、並びに作業工程、材料及び作業方法が労働者の健康及び安全に及ぼす影響を調査する目的をもつて、国内事情の下で最も適当と認める方法により、正当の資格を有する技術者及び専門家（医学、工学、電気学及び化学の専門家を含む。）の監督業務における協力を確保するため必要な措置を執らなければならない。

第十条

労働監督官の数は、監督機関の任務の実効的な遂行を確保するために充分なものでなければならず、また、次のことを考慮して決定しなければならない。

(a) 監督官が遂行すべき任務の重要性、特に、

(i) 監督を受ける事業場の数、性質、規模及び位置

(ii) それらの事業場で使用する労働者の数及び種類

(iii) 実施を確保すべき法規の数及び複雑性

(b) 監督官が使用できる物的手段

(c) 監督を実効的なものにするため臨検を必要とする実情

第十一条

1 権限のある機関は、労働監督官に次のものを供与するため必要な措置を執らなければならない。

(a) 業務の必要に応じて適当な設備を有し、且つ、すべての関係者が利用できる地方の事務所

(b) 適当な公共の交通施設が存在しない場合には、監督官の任務の遂行に必要な交通上の便益

2 権限のある機関は、労働監督官に対してその任務の遂行に必要な旅費を弁償するため必要な措置を執らなければならない。

第十二条

1 正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。

(a) 監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、自由に且つ予告なしに立入ること。

(b) 監督を受けるべきであると認めるに足りる相当の理由があるいずれの場所にも、昼間立ち入ること。

(c) 法規が厳格に遵守されていることを確認するため必要と認める調査、検査又は尋問を行うこと、特に、

(i) 法規の適用に関するいかなる事項についても、余人をまじえずに又は証人の立会の下に使用者又は企業の職員を尋問すること。

(ii) 労働条件に関する国内の法令の規定により備え付けなければならない帳簿、台帳その他の書類が法規に適合していることを確かめ、及びそれらの書類の写をとり、又は抜すいを作るため、それらの書類の提出を要求すること。

(iii) 法規により要求される掲示を行わせること。

(iv) 使用され、又は取り扱われる原料及び材料を分析のため収去すること。但し、このような目的のために原料又は材料を収去することを使用者又はその代表者に通告しなければならない。

2 監督官は、臨検をする場合には、任務の遂行を妨げる虞があると認める場合を除く外、その来訪を使用者又はその代表者に通告しなければならない。

第十三条

1 労働監督官は、設備、配置又は作業方法について認めた欠陥で労働者の健康又は安全を脅かすと認めるに足りる相当の理由があるものに対するきよう正措置を執る権限を与えられる。

2 監督官は、前記の措置を執るため、次のことを要求する命令を出し、又は出させる権限を与えられる。但し、法令の定める司法機関又は行政機関に訴える権利は、留保される。

(a) 労働者の健康又は安全に関する法規の遵守を確保するため必要な施設又は設備の変更を一定の期間内に行うこと。

(b) 労働者の健康又は安全に急迫した危険がある場合には、即時の措置を執ること。

3 2に定める手続が加盟国の行政上又は司法上の慣行に反する場合には、監督官は、権限のある機関に対して命令の発出又は即時の措置の開始を申請する権限を有する。

第十四条

産業災害及び職業病については、国内の法令で定める場合において、その定める方法で労働監督機関に通告しなければならない。

第十五条

国内の法令で定める例外を留保して、労働監督官は、

(a) その監督の下にある企業に対し直接又は間接の利害関係をもつことを禁ぜられる。

(b) 職務上知り得た製造上若しくは商業上の秘密又は作業工程をその職を退いた後も漏らしてはならず、これに違反したときは相当の刑罰又は懲戒処分を受ける。

(c) 施設の欠陥又は法規の違反に関して監督官の注意を喚起する苦情については、その出所を極秘として取り扱わなければならず、また、そのような苦情を受理した結果として臨検を行つたことを使用者又はその代表者に知らせてはならない。

第十六条

事業場に対しては、関係法規の実効的な適用の確保に必要である限りひんぱん且つ完全に監督を実施しなければならない。

第十七条

1 労働監督官によつて実施を確保されるべき法規に違反し、又はこれを遵守することを怠る者は、事前の警告なしにすみやかに司法上の手続に付される。但し、きよう正措置又は予防措置を執るべき旨の予告を必要とする場合について、国内の法令で例外を設けることができる。

2 労働監督官は、その裁量により、司法上の手続を開始し、又は勧告する代りに警告及び助言を与えることができる。

第十八条

労働監督官によつて実施を確保されるべき法規の違反及び労働監督官の任務の遂行の妨害については、相当な刑罰を国内の法令によつて規定し、且つ、実効的に実施しなければならない。

第十九条

1 労働監督官又は地方の監督事務所は、その監督活動の結果に関する定期報告を中央監督機関に提出するものとする。

2 これらの報告は、中央機関が定める様式によつて作成し、且つ、この機関が随時定める事項を取り扱う。これらの報告は、少くとも中央機関が定める回数だけ（いかなる場合にも年に一回以上）提出しなければならない。

第二十条

1 中央監督機関は、その管理の下にある監督機関の業務に関する年次一般報告を公表しなければならない。

2 その年次報告は、当該年度の終了後適当な期間内に、いかなる場合にも十二箇月以内に公表しなければならない。

3 年次報告の写は、公表後適当な期間内に、いかなる場合にも三箇月以内に国際労働事務局長に送付しなければならない。

第二十一条

中央監督機関が公表する年次報告は、次の事項及びその他の関係事項

でその管理の下にあるものを取り扱う。

(a) 労働監督機関の業務に関係のある法令

(b) 労働監督機関の職員

(c) 監督を受けるべき事業場に関する統計及びそこで使用する労働者の数

(d) 臨検に関する統計

(e) 違反及び処罰に関する統計

(f) 産業災害に関する統計

(g) 職業病に関する統計

第二部　商業における労働監督

第二十二条

この条約のこの部の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、商業的事業場における労働監督の制度を保持しなければならない。

第二十三条

商業的事業場における労働監督の制度は、労働監督官が労働条件及び作業中の労働者の保護に関する法規の実施を確保すべき事業場に適用される。

第二十四条

商業的事業場における労働監督の制度については、この条約の第三条から第二十一条までの規定を準用する。

第三部　雑則

第二十五条

1　この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、その批准に附する宣言により、この条約の受諾から第二部を除外することができる。

2　そのような宣言を行つた加盟国は、その後の宣言によつていつでもその宣言を取り消すことができる。

3　本条1によつて行つた宣言の適用を受ける加盟国は、毎年、この条約の適用に関する年次報告において、この条約の第二部の規定についての法律及び慣行の現況並びにそれらの規定がどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているかを示さなければならない。

第二十六条

企業、一企業の一部若しくは一業務又は事業場がこの条約の適用を受けるものであるかどうかが疑わしい場合には、権限のある機関がこれを解決するものとする。

第二十七条

この条約において「法規」という場合には、法令の外、法的効力を有し、且つ、労働監督官が実施を確保すべき仲裁裁定及び労働協約を含むものとする。

第二十八条

国際労働機関憲章第二十二条に基いて提出すべき年次報告には、この条約の規定を実施するためのすべての法令に関する詳細な資料を含めるものとする。

第二十九条

1　加盟国の領域内の広大な地域について、権限のある機関が、人口のき薄性又は発達の程度にかんがみ、この条約の規定を実施することができないと認める場合には、その機関は、全面的に又は特定の企業若しくは職業について適当と認める例外を設けて、その地域をこの条約の適用から除外することができる。

2　加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条に基いて提出するこの条約の適用に関する第一回の年次報告において、本条の規定を適用しようとする地域を指定し、且つ、その規定を適用しようとする理由を示さなければならない。いずれの加盟国も、第一回の年次報告の日付の日の後は、こうして指定した地域を除く外、本条の規定を適用してはならない。

3　本条の規定を適用する加盟国は、その後の年次報告において、本条の規定を適用する権利を放棄する地域を指定しなければならない。

第三十条

1　この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准の後なるべくすみやかに、次の事項を述べる宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が決定を留保する地域

2　本条1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。

3　加盟国は、本条1(b)、(c)及び(d)に基きその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4　加盟国は、第三十四条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に関する現況を述べた宣言を事務局長に通知することができる。

第三十一条

1　この条約の主題たる事項が非本土地域の自治権の範囲内にあるときは、当該地域の国際関係について責任を負う加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

2　この条約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

(a) 国際労働機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国　又は

(b) 国際連合憲章等によつて国際機関が施政の責任を負う地域については、その国際機関

3　本条1及び2に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

4　関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

5　関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第三十四条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第四部　最終規定

第三十二条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第三十三条

1　この条約は、国際労働機関の加盟国のうちその批准を事務局長が登録したもののみを拘束する。

2　この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3　その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第三十四条

1　この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間が経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通

知する文書によつて廃棄することができる。その廃棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

2　この条約を批准した加盟国で1に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件に基いて、十年の期間が経過するごとにこの条約を廃棄することができる。

第三十五条

1　国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

2　事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第三十六条

国際労働事務局長は、前各条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な明細を国際連合憲章第百二条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第三十七条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が経過するごとにこの条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第三十八条

1　総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、

(a)　加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生を条件として、第三十四条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b)　加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正新条約が効力を生ずる日に終了する。

2　この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第三十九条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

前記の本文は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百四十七年七月十一日に閉会を宣せられたその第三十回会期において、正当に採択した条約の正文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百四十七年七月十九日に署名した。

総会議長
カール・ヨアキム・ハンブロ

国際労働事務局長
エドワード・フィーラン

審査報告書

職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十三日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　羽生　三七
高良　とみ　加藤シヅエ
杉原　荒太　小瀧　彬
中田　吉雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は職業安定組織による雇用市場の組織化を目的とし、これによつて失業防止及び雇用の増大を計らんとするもので、わが国においては職業安定法、失業保険法等において既に実施されている。従つて本件の承認は必要な措置と認める。

二、事件の利害得失

本件の承認によつて、わが国が公正な国際労働慣行を遵守し、将来も維持せんとする約束を国際間に行うことになり、わが国の海外における信用を高める。

三、費用

別に費用を要しない。

〔参照〕

職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりサン・フランシスコに招集されて、千九百四十八年六月十七日にその第三十一回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である職業安定組織の構成に関する諸提案の採択を決定し、

それらの提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

千九百四十八年の職業安定組織条約と称する次の条約を千九百四十八年七月九日に採択する。

第一条

1　この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。

2　職業安定組織の本来の任務は、必要な場合には他の公私の関係団体と協力して、完全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発及び利用のための国家的計画の不可分の一部として雇用市場を最もよく組織化することである。

第二条

職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

第三条

1　その体系は、当該国の各地理的区域について充分な数であつて使用者及び労働者にとつて便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。

2　この網状組織の構成は、

(a)　次の場合には、再検討しなければならない。

(i)　経済活動及び労働力人口の分布に重大な変化が起つた場合

(ii)　権限のある機関が、実験期間中に得た経験にかんがみて再検討が望ましいと認める場合

(b)　前記の再検討の結果改正を必要とする場合には、改正しなければならない。

第四条

1　職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。

2　それらの取極においては、一又は二以上の中央の審議会並びに必要な場合には地方及び地区の審議会の設置を定めなければならない。

3　それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。

第五条

職業安定組織の労働者に対する職業紹介についての一般的政策は、第四条に定める審議会を通じて使用者及び労働者の代表者に諮問した上で決定しなければならない。

第六条

職業安定組織は、効果的な募集及びあつ旋を確保することができるように構成しなければならず、また、この目的のため、

(a) 労働者が適当な職業を見出すこと及び使用者が適当な労働者を見出すことを援助し、特に、全国的に適用される規程に従つて次のことを行わなければならない。

(i) 求職者を登録し、その者について、職業上の技能、経験及び希望を記録し、職業紹介のために面接し、必要な場合にはその肉体的及び職業的能力を評価し、並びに適当な場合にはその者が職業指導又は職業訓練若しくは職業再訓練を受けることを援助すること。

(ii) 使用者が職業安定機関に通告する求人及び使用者の求めている労働者の具備すべき要件について正確な情報を使用者から得ること。

(iii) 職業的及び肉体的能力を有する求職者を適当な職業に紹介すること。

(iv) 最初の職業安定機関が求職者を適当な職業にあつ旋することができないか若しくは求人を適当に充足することができない場合又は他の適当な事由がある場合には、求職及び求人を他の職業安定機関に連絡すること。

(b) 次のことを行うため適当な措置を執らなければならない。

(i) 労働力の供給を各種の職業における雇用機会に適応させるため職業間の移動を容易にすること。

(ii) 適当な雇用機会のある地域への労働者の移動を援助するため地域間の移動を容易にすること。

(iii) 労働力の需要供給の一時的な地方的不均衡に応ずる手段として、一地域から他の地域への労働者の一時的移動を容易にすること。

(iv) 関係政府の承認を得て行われる一国から他国への労働者の移動を容易にすること。

(c) 適当な場合には、他の公の機関、経営者及び労働組合と協力して、全国並びに各産業、各職業及び各地区における雇用市場の状況及び予想される発展に関するできる限り完全な情報を収集分析しなければならず、また、これを組織的且つ迅速に関係のある公の機関、使用者団体及び労働者団体並びに一般国民の利用に供さなければならない。

(d) 失業保険、失業者扶助その他の失業者救済措置の実施について協力しなければならない。

(e) 必要がある場合には、好ましい雇用状態を確保するための社会上及び経済上の計画の立案について他の公私の団体を援助しなければならない。

第七条

次のことを行うため措置を執らなければならない。

(a) 職業別及び産業別による専門化を有益とする農業その他の活動部門については、各種の職業安定機関においてその専門化を促進すること。

(b) 身体障害者のような特殊な種類の求職者の要求を充分に満たすこと。

第八条

職業安定及び職業指導の業務の範囲内において年少者に対する特別の措置を執り、且つ、発展させなければならない。

第九条

1　職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない。

2　職業安定組織の職員は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。

3　前記の資格を認定する方法は、権限のある機関が決定する。

4　職業安定組織の職員は、その任務の遂行のため適当な訓練を受けなければならない。

第十条

職業安定組織及び適当な場合には他の公の機関は、使用者団体、労働者団体その他利害関係のある団体と協力して、使用者及び労働者が任意に職業安定組織を充分に利用することを奨励するためあらゆる措置を執らなければならない。

第十一条

権限のある機関は、公共職業安定組織と営利を目的としない私営の職業紹介所との間の実効的な協力を確保するため必要な措置を執らなければならない。

第十二条

1　加盟国の領域内の広大な地域について、権限のある機関が、人口のき薄性又は発達の程度にかんがみ、この条約の規定を実施することができないと認める場合には、その機関は、全面的に又は特定の企業若しくは職業について適当と認める例外を設けて、その地域をこの条約の適用から除外することができる。

2　加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条に基いて提出するこの条約の適用に関する第一回の年次報告において、本条の規定を適用しようとする地域を指定し、且つ、その規定を適用しようとする理由を示さなければならない。いずれの加盟国も、第一回の年次報告の日付の日の後は、こうして指定した地域を除く外、本条の規定を適用してはならない。

3　本条の規定を適用する加盟国は、その後の年次報告において、本条の規定を適用する権利を放棄する地域を指定しなければならない。

第十三条

1　この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准の後なるべくすみやかに、次の事項を述べる宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が決定を留保する地域

2　本条1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。

3　加盟国は、本条1(b)、(c)及び(d)に基きその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4　加盟国は、第十七条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に関する現況を述べた宣言を事務局長に通知することができる。

第十四条

1　この条約の主題たる事項が非本土地域の自治権の範囲内にあるときは、当該地域の国際関係について責任を負う加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

2　この条約の義務を受諾する宣言

は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

(a) 国際労働機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国　又は

(b) 国際連合憲章等によつて国際機関が施政の責任を負う地域については、その国際機関

3　本条1及び2に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

4　関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

5　関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第十七条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第十五条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第十六条

1　この条約は、国際労働機関の加盟国のうちその批准を事務局長が登録したもののみを拘束する。

2　この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3　その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十七条

1　この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間が経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつて廃棄することができる。その廃棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

2　この条約を批准した加盟国で1に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件に基いて、十年の期間が経過するごとにこの条約を廃棄することができる。

第十八条

1　国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

2　事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十九条

国際労働事務局長は、前各条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な明細を国際連合憲章第百二条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第二十条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が経過するごとにこの条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第二十一条

1　総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生を条件として、第十七条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正新条約が効力を生ずる日に終了する。

2　この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十二条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

前記の本文は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催されて千九百四十八年七月十日に閉会を宣せられたその第三十一回会期において、正当に採択した条約の正文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百四十八年八月三十一日に署名した。

総会議長

ジュスタン・ゴダール

国際労働事務局長

エドワード・フイーラン

審査報告書

日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十三日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　羽生　三七
高良　とみ　加藤シヅエ
杉原　荒太　小瀧　彬
中田　吉雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定が実施されると、文化の交流を通じて日仏両国の友好関係が一層緊密化することになり適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

日仏両国間の文化交流が促進され、両国国民間の相互理解ひいては政治的友好関係の増進に資することができる。

三、費用
別に費用を要しない。

〔参照〕
日本国とフランスとの間の文化協定
日本国とフランスとの間の文化協定
日本国政府及びフランス共和国政府は、相互の利益のため、両国を結ぶ文化的のきずなを維持し、且つ、緊密にすることをひとしく希望して、
文化協定を締結することに決定し、このため、次のとおり全権委員を任命した。
日本国政府
外務大臣　岡崎勝男
フランス共和国政府
日本国駐在特命全権大使
モーリス・ドジャン
これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一条
両締約国は、次の諸事項に関し、相互にできる限り便宜を与えるものとする。
(a) すべての文化的資料、特に、教育、文学、芸術、科学及び技術に関する書籍及び刊行物並びに映画、音盤その他の視聴覚資材の送付及び普及
(b) 文化的性質を有する展示会への出品を目的とする作品又は物品の送付及び展示
(c) 学識のある者（たとえば、学者、文筆家及び講演者）、芸術家及び運動競技を行う者の訪問
(d) 大学、試験所その他の教育、研究又は調査の機関による教授、技術者、教育者及び学者のそれぞれの専門分野における雇用
(e) 自国内にある大学その他の教育又は研究の機関における相手国の言語、文学、芸術、考古学、歴史及び諸制度並びに相手国に関するすべての問題を取り扱う講座、講義又は講演の拡充並びに必要に際してのそれらの創設
(f) 給費留学生その他の留学生の滞在
(g) 文化的性質を有するラジオ放送の交換
(h) 演劇及び音楽に関する交換

第二条
両締約国は、文学的、芸術的及び科学的著作物の保護をそれぞれの締約国の利益に最も適するように確保するための方法並びにそれらの著作物の翻訳及び複製を著作者の権利を尊重しつつ相互に奨励するための方法を研究し、且つ、整備することを約束する。

第三条
この協定の第一条(c)、(d)、(f)、(g)及び(h)の規定の実施を容易にするため、両締約国は、必要に応じ権限のある機関の許可を受けることを条件として、自国の国民が国外へ旅行すること並びに相手国の国民が自国において滞在し、及び各種の資料収集施設を利用することに関し、相互に便宜を与えることについて直ちに研究するものとする。

第四条
両締約国は、この協定の附属書に掲げる日仏文化機関の円滑な運営及び発展並びにすべての類似の機関でその創設が両国の間の文化関係の発展に資するものの設立及び運営について、相互にできる限り便宜を与えるものとする。

第五条
(1) 両締約国は、いずれか一方の締約国において修学中に又は修学修了後に大学その他の教育機関から与えられる学位及び資格証書並びに当該締約国において与えられるその他の資格証書が、大学その他の教育機関においてであると、今後定める若干の場合には職業上の目的のためであるとを問わず、他方の締約国において同等の価値を認められるための条件を改善するよう努力するものとする。
(2) 両締約国は、この協定の第七条で定める混合委員会に対し、日本国の学位又は資格証書とフランスの学位又は資格証書との間に同等の価値を認める制度を整備し、又は発達させるための方法を研究する権限を認めることに同意する。

第六条
両締約国は、この協定を適用するに当り、それぞれ自国の法制に反しないすべての便宜を相互主義に基いて相互に与えるものとする。

第七条
(1) 両締約国は、この協定の適用を確保し、この協定の実施条件を具体化し、及び共同の事業に関する新たな可能性を求めるため、二の日仏混合委員会を一は東京に他はパリに設置することに同意する。
(2) 各委員会は、日本国政府及びフランス政府が半数ずつ任命する六人の委員で構成される。東京においては、日本国政府が、当該委員会の日本人の委員の一人を委員長に任命し、パリにおいては、フランス政府が、当該委員会のフランス人の委員の一人を委員長に任命する。
(3) 各委員会は、東京においては当該委員会のフランス人の委員の一人に、パリにおいては当該委員会の日本人の委員の一人に、それぞれ事務局の職務を担当させる。
(4) 各委員会は、少くとも年に一回会合する外、委員長の招集に応じて会合する。
(5) 各委員会は、それぞれの手続規則を採択することができる。

第八条
この協定は、五年間効力を有する。いずれか一方の締約国がこの期間の満了の少くとも六箇月前にこの協定の廃棄を声明しないときは、この協定は、いずれか一方の締約国がその廃棄を通告した日から起算して一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

第九条
この協定は、批准されなければならない。批准書は、パリで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の後十五日で効力を生ずる。

以上の証拠として、このために任命された全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十三年五月十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために
岡崎勝男　（印）

フランスのために
ドジヤン　（印）
附属書
日仏文化機関の表
東京　日仏会館及び日仏学院
京都　関西日仏学館
パリ　シテ・ユニヴエルシテール
にある日本会館（薩摩会館）

審査報告書

歯科医師法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山下　義信　藤原　道子
大谷　瑩潤　榊原　亨
廣瀬　久忠　中山　壽彦
林　了

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、歯科医師に対しても死亡診断書の交付ができるように改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本改正によつて歯科医師が死亡診断書を交付することができることとなり責任の明確を期し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山下　義信　高野　一夫
大谷　瑩潤　榊原　亨
廣瀬　久忠　中山　壽彦
林　了　藤原　道子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は国民健康保険の保険財政の現状にかんがみ、国民健康保険の保険者に対する貸付金の額を増額するため、従来の制度による貸付は、昭和二十八年度以降は行わないこととし、これに代えて昭和二十七年度末における未払診療報酬の支払に充てさせる資金として、昭和二十八年度から昭和三十年度までの間、毎年度貸付金を貸し付けることができるものとするほか、昭和二十六年度末における未払診療報酬の支払に充てさせる資金として、昭和二十八年度において、貸付金を貸し付けることができるものとし、これらの貸付における貸付対象額を従来よりも有利にする等の措置を講じようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて国民健康保険財政の確立を計り得る利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十八年度予算に六億六百万円を計上している。

審査報告書

証券取引法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　三木與吉郎
前田　久吉　土田国太郎
西川甚五郎　菊川　孝夫
堀木　鎌三　平林　太一
青柳　秀夫　藤野　繁雄
岡崎　眞一　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、有価証券の募集又は売出に関する届出の制度を簡素化するとともに、証券業者に対する監督規定を整備するほか、証券取引所の設立は免許を要することとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

証券取引の健全なる発展に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

証券投資信託法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　岡崎　眞一
藤野　繁雄　青柳　秀夫
平林　太一　西川甚五郎
土田国太郎　前田　久吉
三木與吉郎　森下　政一
堀木　鎌三　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、委託会社についての登録制度を廃止して免許制度を採用するとともに、その監督に関する規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

証券投資信託制度の健全なる発展に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

前田　久吉　三木與吉郎

土田国太郎　岡崎　眞一

西川甚五郎　堀木　鎌三

小林　政夫　平林　太一

青柳　秀夫　森下　政一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、特定道路整備事業特別会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年度に限り一般会計から同特別会計に繰入金をすることができる特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

特定道路整備事業特別会計の運営を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算中特定道路整備事業特別会計に一般会計からの受入として二十五億円が計上されている。

審査報告書

相互銀行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十二日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　堀木　鎌三

三木與吉郎　土田国太郎

小林　政夫　西川甚五郎

藤野　繁雄　青柳　秀夫

岡崎　眞一　山本　米治

前田　久吉　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、相互銀行が内国為替取引の業務を営むことができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

相互銀行が行う金融を一層円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件

右を審査した結果全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十二日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　青柳　秀夫

藤野　繁雄　堀木　鎌三

菊川　孝夫　西川甚五郎

土田国太郎　小林　政夫

三木與吉郎　森下　政一

前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、昭和二十六年度及び昭和二十七年度の二カ年度にわたる計画により新築した正倉院の新宝庫を皇室用財産とすることについて、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めたものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国有財産の管理の適正を期し得る利益がある。

三、費用

本件の正倉院新宝庫の価格は五千三百二十七万余円である。

審査報告書

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件

右を審査した結果全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十二日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　青柳　秀夫

藤野　繁雄　堀木　鎌三

菊川　孝夫　西川甚五郎

小林　政夫　土田国太郎

三木與吉郎　森下　政一

前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、皇居内の吹上御文庫の内部を改装し、且つ、一部を増築することに伴う増築建物及び工作物を皇室用財産として取得することについて、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めたものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国有財産の管理の適正を期し得る利益がある。

三、費用

本件の増築建物及び工作物の見積価格は、千三百二十五万余円である。

審査報告書

自治大学校設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十二日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石村　幸作　堀　末治

西郷吉之助　小林　武治

高橋進太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員に対する高度の研修を行う機関として、自治大学校を設置し、その事務、組織、運営等基本的な事項を定めたものであつて、その内容は大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、地方公務員の資質を向上し、勤務能率の増進を図り、もつて地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期することができる。

三、費用

本法の施行に要する費用は、本年度予算に七百九十八万七千円計上されている。

審査報告書

日本航空株式会社法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を

附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十三日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡田　信次　入交　太蔵
重盛　壽治　植竹　春彦
木島　虎蔵　一松　政二
森田　義衞　大倉　精一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、自主的国際航空事業確立の必要に鑑み、これが担い手として強固な基礎を有する特殊会社を設立することを目的とし、その内容は、(一)本会社の主目的は国際路線及び国内幹線における定期航空事業であること(二)資本の三分の一以上の外資排除のため株式の譲渡制限(三)政府出資、補助金交付、債務保証、政府所有株式の後配、社債発行限度の特例の助成策(四)代表取締役の決定、定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議、社債の募集等の認可制(五)設立手続、現在の日本航空株式会社の吸収等について規定したものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

自主的な国際航空事業を確立する利益がある。

三、費用

政府出資十億円及び評価審査会関係経費三十万六千四百円が、昭和二十八年度予算案に計上されている。又政府が保証することのできる債務の限度額は三十九億六千三百万円である。

審査報告書

水先法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡田　信次　一松　政二
木島　虎蔵　植竹　春彦
森田　義衞　入交　太蔵
大和　與一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、強制水先制度施行後の実情に鑑み、水先を強制される船舶の範囲を縮少し、又一部の水先区の区域を港域法の改正等に伴い改めようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

水先を強制される船舶の範囲を適正にし、水先業務の円滑な遂行に資する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

鉄道敷設法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十二日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

入交　太蔵　岡田　信次
加賀山之雄　木島　虎蔵
植竹　春彦　大倉　精一
大和　與一　森田　義衞
一松　政二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦後における情勢の推移にかんがみ、経済の発達及び文化の向上を図るため、鉄道敷設法の別表に新たに白糠・足寄間外十二線を追加するとともに、現行法で明確を欠く鉄道建設審議会の委員の任期を明確に規定する等の改正をしようとするものであつて、委員会は妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失

国土の開発、経済の発達及び文化の向上並びに鉄道網の完遂に寄与する利益がある。

三、費用

本法の施行には、鉄道建設審議会委員の手当として、本年度分約五十万円を要する。

審査報告書

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十二日

郵政委員長　池田宇右衞門

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

深水　六郎　最上　英子
柏木　庫治　村上　義一
中川　幸平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便物運送の円滑化を図るため、随意契約の範囲拡張及び契約更新の途を開かんとするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

郵政事業の円滑な運営を確保し、契約方法の合理化に資する利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十四日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮田　重文　中川　幸平
松岡　平市　千葉　信
岡　三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員に対して本年度に限り年末に支給さるべき期末手当に相当する額の一部を繰り上げて支給しようとするものであり、最近における諸般の情勢にかんがみ適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

夏季における公務員の生計費の実情に即応して期末手当の繰り上げ支給を行うことは、公務の能率的運営に寄与する利益がある。

三、費用

本法施行のため、特に費用を必要としない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その五）

人事委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一号　奈良県八木町の地域給に関する請願
第二号　奈良県丹波市町の地域給に関する請願
第三号　奈良県二階堂村の地域給に関する請願
第一〇号　北海道愛別村の地域給に関する請願
第一五号　埼玉県御正村の地域給に関する請願
第一六号　埼玉県吉見村の地域給に関する請願
第一七号　埼玉県小原村の地域給に関する請願
第一八号　高知県佐川町の地域給に関する請願
第一九号　高知県高岡町の地域給に関する請願
第二〇号　高知県多ノ郷村の地域給に関する請願
第二一号　高知県斗賀野村の地域給に関する請願
第二二号　高知県尾川村の地域給に関する請願
第二三号　高知県野根町の地域給に関する請願
第二四号　高知県窪川町の地域給に関する請願
第二五号　高知県名野川村の地域給に関する請願
第二六号　高知県戸波村の地域給に関する請願
第二七号　高知県大崎村の地域給に関する請願
第二八号　高知県山田町の地域給に関する請願
第二九号　高知県香南地区の地域給に関する請願
第三〇号　高知県佐岡村の地域給に関する請願
第三一号　高知県加茂村の地域給に関する請願
第三二号　高知県蓮池村の地域給に関する請願
第三三号　高知県久礼町の地域給に関する請願
第三四号　高知県佐喜浜町の地域給に関する請願
第三五号　高知県安芸町の地域給に関する請願
第三六号　高知県池川町の地域給に関する請願
第三七号　高知県本山町の地域給に関する請願
第三八号　高知県甲浦町の地域給に関する請願
第三九号　高知県弘岡中ノ村外八箇村の地域給に関する請願
第四〇号　高知県伊尾木村外五箇村の地域給に関する請願
第四一号　高知県吾桑村の地域給に関する請願
第四二号　鹿児島県東市来町の地域給に関する請願
第四三号　佐賀県春日村の地域給に関する請願
第四四号、第一一三六号　岡山県藤戸町の地域給に関する請願
第四五号　岡山県北川村の地域給に関する請願
第四六号　岡山県神庭村の地域給に関する請願
第四七号　石川県久常村の地域給に関する請願
第四八号　宮城県三本木町の地域給に関する請願
第四九号　岐阜県下呂町の地域給に関する請願
第五〇号　埼玉県市田村の地域給に関する請願
第五五号、第二八九号　宮城県三股町の地域給に関する請願
第五六号　宮崎県東郷村の地域給に関する請願
第五七号　新潟県柏崎市の地域給に関する請願
第五八号　大分県安心院町の地域給に関する請願
第五九号　大分県大野町の地域給に関する請願
第六〇号　熊本市の地域給に関する請願
第六一号　熊本県八代市の地域給に関する請願
第六二号　福岡県北山村の地域給に関する請願
第六三号　福岡県御笠村の地域給に関する請願
第六四号　福岡県竹野村の地域給に関する請願
第六五号　福岡県水縄村の地域給に関する請願
第六六号　福岡県甘木町の地域給に関する請願
第六七号　福岡県東山村の地域給に関する請願
第六八号　福岡県船越村の地域給に関する請願
第六九号　福岡県御原村の地域給に関する請願
第七〇号　福岡県安徳村の地域給に関する請願
第七一号　福岡県安川村の地域給に関する請願
第七二号　福岡県筑陽村の地域給に関する請願
第七三号　福岡県神溪町の地域給に関する請願
第七四号　福岡県木屋村の地域給に関する請願
第七五号　福岡県杷木町の地域給に関する請願
第七六号　秋田県七滝村の地域給に関する請願
第七七号　鹿児島県財部町の地域給に関する請願
第七八号　香川県辻村の地域給に関する請願
第七九号　香川県一宮村の地域給に関する請願
第八〇号　香川県榎井村の地域給に関する請願
第八一号　香川県財田村の地域給に関する請願
第八二号　香川県豊田村の地域給に関する請願
第八三号　香川県上笠居村の地域給に関する請願
第八四号、第九五五号　香川県大鐸村外七箇村の地域給に関する請願
第八五号　愛知県豊橋市の地域給に関する請願
第八六号　愛知県安城市の地域給に関する請願
第八七号　三重県鳥羽町の地域給に関する請願
第八八号　静岡県戸田村の地域給に関する請願
第八九号　広島県常金丸村の地域給に関する請願
第九〇号　群馬県総社町の地域給に関する請願
第九一号　愛知県西尾町の地域給に関する請願
第九三号　滋賀県永源寺村の地域給に関する請願
第一〇三号　兵庫県豊岡市の地域給に関する請願
第一〇四号　兵庫県長谷村の地域給に関する請願

第一〇五号　兵庫県大広村の地域給に関する請願
第一〇六号　兵庫県佐用町の地域給に関する請願
第一〇七号　兵庫県徳久村の地域給に関する請願
第一〇八号　兵庫県久崎町の地域給に関する請願
第一〇九号　兵庫県石井村の地域給に関する請願
第一一〇号　兵庫県平福町の地域給に関する請願
第一一一号　兵庫県三日月町の地域給に関する請願
第一一二号　兵庫県西庄村の地域給に関する請願
第一一三号　兵庫県中安村の地域給に関する請願
第一一四号　兵庫県幕山村の地域給に関する請願
第一一五号　兵庫県江川村の地域給に関する請願
第一二〇号　鹿児島県下甑村の地域給に関する請願
第一二一号　千葉県流山町の地域給に関する請願
第一二二号　岐阜県洲原村の地域給に関する請願
第一二三号　岐阜県中有知村の地域給に関する請願
第一二四号　岐阜県妻木町の地域給に関する請願
第一二五号　兵庫県川辺村の地域給に関する請願
第一二六号　兵庫県寺前村の地域給に関する請願
第一二七号　兵庫県中寺村の地域給に関する請願
第一二八号　兵庫県甘地村の地域給に関する請願
第一二九号　兵庫県中寺村外十二箇村の地域給に関する請願
第一三〇号　埼玉県百間村の地域給に関する請願
第一三一号　群馬県多胡村の地域給に関する請願
第一三二号　新潟県地蔵堂町の地域給に関する請願
第一三三号、第二〇八号　群馬県東村の地域給に関する請願
第一三四号、第二〇九号　群馬県黒保根村の地域給に関する請願
第一三五号　岐阜県大井町の地域給に関する請願
第一三六号　岐阜県長島、大井両町の地域給に関する請願
第一三七号　岐阜県東野村の地域給に関する請願
第一三八号　岐阜県武並村の地域給に関する請願
第一三九号　岐阜県釜戸村の地域給に関する請願
第一四〇号　静岡県清水村の地域給に関する請願
第一四一号　静岡県大平村の地域給に関する請願
第一四二号　静岡県長泉村の地域給に関する請願
第一四三号　岡山県勝間田町の地域給に関する請願
第一四四号　岡山県福田村の地域給に関する請願
第一四五号　高知県田野町の地域給に関する請願
第一四六号　宮崎県都城市の地域給に関する請願
第一四七号　大分県安岐、西安岐両町の地域給に関する請願
第一五二号　岡山県美作町の地域給に関する請願
第一五三号　岡山県大井町の地域給に関する請願
第一五六号　千葉県木更津市の地域給に関する請願
第一五七号　千葉県津田沼町の地域給に関する請願
第一五八号　石川県七塚町の地域給に関する請願
第一五九号　石川県高松町の地域給に関する請願
第一六〇号　石川県宇ノ気町の地域給に関する請願
第一六二号　香川県比地二、勝間両村の地域給に関する請願
第一六三号　愛媛県大洲町の地域給に関する請願
第一六四号　佐賀県久保田村の地域給に関する請願
第一六五号　群馬県室田町の地域給に関する請願
第一六六号　岩手県猪沢町の地域給に関する請願
第一六七号　岡山県上道町の地域給に関する請願
第一七一号　奈良県賀名生村の地域給に関する請願
第一七二号　奈良県宗檜村の地域給に関する請願
第一七三号　奈良県白銀村の地域給に関する請願
第一七四号　岡山県吉備町の地域給に関する請願
第一七五号　岡山県鏡野町の地域給に関する請願
第一七六号　岡山県大宮町の地域給に関する請願
第一七七号　岡山県国府村の地域給に関する請願
第一七八号　石川県小松市の地域給に関する請願
第一七九号　埼玉県北泉村の地域給に関する請願
第一八〇号　群馬県渋川町の地域給に関する請願
第一八一号　群馬県境町の地域給に関する請願
第一八七号　群馬県古馬牧村の地域給に関する請願
第一八八号　群馬県薄根村の地域給に関する請願
第一八九号　高知県宇佐町の地域給に関する請願
第一九〇号　高知県新居村の地域給に関する請願
第一九一号　東京都五日市町の地域給に関する請願
第一九二号　埼玉県太田村の地域給に関する請願
第一九三号　埼玉県別府村の地域給に関する請願
第一九八号　山口県深川、仙崎両町の地域給に関する請願
第一九九号　山梨県小笠原町の地域給に関する請願
第二〇〇号　愛知県寺津町の地域給に関する請願
第二〇一号　愛知県一色町の地域給に関する請願
第二〇二号　愛知県吉田町の地域給に関する請願
第二〇三号　愛知県平坂町の地域給に関する請願
第二〇四号　愛知県幡豆町の地域給に関する請願
第二〇五号　愛知県福地村の地域給に関する請願
第二〇六号　群馬県宮城村の地域給に関する請願
第二〇七号　群馬県大間々町の地域給に関する請願
第二一〇号　茨城県吉沼村の地域給に関する請願
第二一一号　岡山県三谷、山田両村の地域給に関する請願
第二一二号　埼玉県中山村の地域給に関する請願
第二一三号　埼玉県出丸村の地域給に関する請願
第二一四号　埼玉県三保谷村の地域給に関する請願
第二一五号、第四二二号　埼玉県川角村の地域給に関する請願
第二一六号　埼玉県八ッ保村の地域給に関する請願
第二一七号、第五一一号　埼玉県伊草村の地域給に関する請願
第二一八号　埼玉県金子村の地域給に関する請願
第二一九号　埼玉県東金子村の地域給に関する請願
第二二〇号　埼玉県元狭山村の地域給に関する請願
第二二一号　埼玉県三ケ島村の地域給に関する請願
第二二二号　埼玉県宮寺村の地域給に関する請願
第二二三号　埼玉県藤沢村の地域給に関する請願

第二一四号　埼玉県小見野村の地域給に関する請願
第二一九号　群馬県大川村の地域給に関する請願
第二三〇号　滋賀県金田村の地域給に関する請願
第二三一号　滋賀県武佐村の地域給に関する請願
第二三三号　埼玉県羽生町の地域給に関する請願
第二三四号　埼玉県新会村の地域給に関する請願
第二三五号　石川県田鶴浜町の地域給に関する請願
第二三七号　群馬県高崎市の地域給に関する請願
第二四五号　山形県大山町の地域給に関する請願
第二四六号　東京都西多摩村の地域給に関する請願
第二四七号　群馬県桐生市の地域給に関する請願
第二四八号　静岡県佐倉村の地域給に関する請願
第二四九号　岐阜県中津川市の地域給に関する請願
第二五〇号　愛知県西浦町の地域給に関する請願
第二五一号　三重県上野市の地域給に関する請願
第二五二号　富山県魚津市の地域給に関する請願
第二五三号　大分県長洲町の地域給に関する請願
第二五四号　三重県西黒部村の地域給に関する請願
第二五七号　群馬県宝泉村の地域給に関する請願
第二五八号　千葉県本埜村の地域給に関する請願
第二五九号　千葉県富里村の地域給に関する請願
第二六〇号　長野県戸倉、上山田両町の地域給に関する請願
第二六七号　埼玉県加須、不動岡両町の地域給に関する請願
第二六八号　教職員のへき地手当引上げ等に関する請願
第二六九号　群馬県沼田町の地域給に関する請願
第二七〇号　佐賀県鹿島村の地域給に関する請願
第二七一号　佐賀県鹿島町の地域給に関する請願
第二七五号　愛知県常滑町の地域給に関する請願
第二七六号、第九五三号　香川県池田町の地域給に関する請願
第二七七号　福岡県二日市町の地域給に関する請願
第二七八号　宮崎県の地域給に関する請願
第二七九号　宮崎市の地域給に関する請願
第二八〇号　宮崎県日南市の地域給に関する請願
第二八一号　宮崎県小林市の地域給に関する請願
第二八二号　宮崎県高岡町の地域給に関する請願
第二八三号　宮崎県門川町の地域給に関する請願
第二八四号　宮崎県高鍋町の地域給に関する請願
第二八五号　宮崎県那珂村の地域給に関する請願
第二八六号　宮崎県志和池村の地域給に関する請願
第二八七号　宮崎県北郷村の地域給に関する請願
第二八八号　宮崎県飯野町の地域給に関する請願
第二九二号　静岡県袋井町の地域給に関する請願
第二九三号　奈良県馬見町の地域給に関する請願
第二九四号　石川県越路町の地域給に関する請願
第二九五号　石川県鵜川町の地域給に関する請願
第二九六号　山口県蒲野村の地域給に関する請願
第二九七号　山口県富海村の地域給に関する請願
第二九八号、第五九八号、第五四号　香川県志度町の地域給に関する請願
第二九九号　長崎県対島の地域給に関する請願
第三〇〇号　福島県若松市の地域給に関する請願
第三〇一号　福島県上遠野村の地域給に関する請願
第三〇二号　福島県一箕村の地域給に関する請願
第三〇三号　千葉県弥富村の地域給に関する請願
第三〇四号　埼玉県本庄町の地域給に関する請願（二通）
第三〇五号　群馬県桃野村の地域給に関する請願
第三一〇号　広島県瀬野村の地域給に関する請願
第三一一号　三重県一身田町の地域給に関する請願
第三一二号　三重県豊浜、北浜両村の地域給に関する請願
第三一三号　三重県田丸町外三箇村の地域給に関する請願
第三一四号　三重県船越村外四箇村の地域給に関する請願
第三一五号　福島県勿来町の地域給に関する請願
第三一八号　愛知県大野町の地域給に関する請願
第三一九号　愛知県東浦町の地域給に関する請願
第三二〇号　愛知県大府町の地域給に関する請願
第三二一号　愛知県篠島村の地域給に関する請願
第三二二号　愛知県日間賀島村の地域給に関する請願
第三二三号　愛知県浅井町の地域給に関する請願
第三二四号　秋田県神宮寺町の地域給に関する請願
第三二五号　京都府福知山市の地域給に関する請願
第三二六号　鳥取県宝木村の地域給に関する請願
第三二七号　石川県根上町の地域給に関する請願
第三二八号　山口県大島町の地域給に関する請願
第三二九号　福岡県立石村の地域給に関する請願
第三三〇号　福岡県田主丸町の地域給に関する請願
第三三一号　福岡県浮羽町の地域給に関する請願
第三三二号　福岡県福富村の地域給に関する請願
第三三三号　福岡県青木村の地域給に関する請願
第三三四号　福岡県大溝村の地域給に関する請願
第三三五号　福岡県大莞村の地域給に関する請願
第三三六号　福岡県西牟田町の地域給に関する請願
第三三七号　福岡県田口村の地域給に関する請願
第三三八号　福岡県木佐木村の地域給に関する請願
第三三九号　福岡県川口村の地域給に関する請願
第三四〇号　福岡県三潴村の地域給に関する請願
第三四一号　福岡県大野島村の地域給に関する請願
第三四二号　福岡県安武村の地域給に関する請願
第三四三号　福岡県犬塚村の地域給に関する請願
第三四四号　福岡県蒲池村の地域給に関する請願
第三四五号　福岡県大善寺町の地域給に関する請願
第三四六号　福岡県昭代村の地域給に関する請願
第三四七号　福岡県木室村の地域給に関する請願
第三四八号　福岡県江上村の地域給に関する請願
第三四九号　福岡県城島町の地域給に関する請願

第三五〇号　福岡県荒木町の地域給に関する請願
第三五一号　福岡県大川町の地域給に関する請願
第三五二号　福岡県三又村の地域給に関する請願
第三五三号　栃木県豊郷村の地域給に関する請願
第三五四号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第三五五号　栃木県姿川村の地域給に関する請願
第三五六号　栃木県横川村の地域給に関する請願
第三五七号　栃木県古里村の地域給に関する請願
第三五八号　栃木県国本村の地域給に関する請願
第三五九号　佐賀県北波多村の地域給に関する請願
第三六〇号　佐賀県曲川村の地域給に関する請願
第三六一号　佐賀県南川副町の地域給に関する請願
第三六二号　佐賀県巨勢村の地域給に関する請願
第三六三号　佐賀県鍋島村の地域給に関する請願
第三六四号　佐賀県神崎町の地域給に関する請願
第三六五号　佐賀県三田川村の地域給に関する請願
第三六六号　佐賀県蓮池町の地域給に関する請願
第三六七号　佐賀県塩田町の地域給に関する請願
第三六八号　佐賀県古枝村の地域給に関する請願
第三六九号　佐賀県中原村の地域給に関する請願
第三七〇号　佐賀県旭村の地域給に関する請願
第三七一号　佐賀県北茂安村の地域給に関する請願
第三七二号　佐賀県上峰村の地域給に関する請願
第三七三号　佐賀県大町町の地域給に関する請願
第三七四号　佐賀県北方町の地域給に関する請願
第三七五号　佐賀県福富村の地域給に関する請願
第三七六号　佐賀県朝日村の地域給に関する請願
第三七七号　佐賀県東多久村の地域給に関する請願
第三七八号　佐賀県小城町の地域給に関する請願
第三七九号　佐賀県北多久町の地域給に関する請願
第三八〇号　佐賀県南山村の地域給に関する請願
第三八一号　山形県新庄市等の地域給に関する請願
第三八六号　石川県能登部町の地域給に関する請願
第三八七号　石川県御祖村の地域給に関する請願
第三八八号　埼玉県八基村の地域給に関する請願
第三八九号　埼玉県中瀬村の地域給に関する請願
第三九〇号　愛知県大高町の地域給に関する請願
第三九一号　愛知県八幡町の地域給に関する請願
第三九二号　京都府大宮町の地域給に関する請願
第三九三号　高知県室戸地区の地域給に関する請願
第三九四号　高知県川内村の地域給に関する請願
第三九五号　高知県大楠植村の地域給に関する請願
第三九六号　鹿児島県大崎町の地域給に関する請願
第四〇〇号　埼玉県金屋村の地域給に関する請願
第四〇三号、第一三四九号　愛媛県中山町の地域給に関する請願
第四〇四号、第七一四号　静岡県白羽村の地域給に関する請願
第四〇五号　福岡県吉井町の地域給に関する請願
第四〇六号　福岡県水分村の地域給に関する請願
第四〇七号　福岡県江南村の地域給に関する請願
第四〇八号　福岡県千年村の地域給に関する請願
第四一四号　愛知県挙母市の地域給に関する請願
第四一五号　高知県牛地村の地域給に関する請願
第四一六号　埼玉県高柳村の地域給に関する請願
第四一七号　埼玉県大岡村の地域給に関する請願
第四一八号　埼玉県八和田村の地域給に関する請願
第四一九号　埼玉県沓谷村の地域給に関する請願
第四二〇号　埼玉県七郷村の地域給に関する請願
第四二一号　埼玉県西吉見村の地域給に関する請願
第四二三号　埼玉県武里村の地域給に関する請願
第四二四号　埼玉県仁手村の地域給に関する請願
第四二五号　埼玉県原谷村の地域給に関する請願
第四二六号　埼玉県男沼村の地域給に関する請願
第四二七号　埼玉県奈良村の地域給に関する請願
第四二八号　三重県三重郡の地域給に関する請願
第四二九号　三重県阿下喜町の地域給に関する請願
第四三〇号　三重県関町の地域給に関する請願
第四三一号　三重県井田川村の地域給に関する請願
第四三二号　三重県神辺村の地域給に関する請願
第四三三号　千葉県柏町の地域給に関する請願
第四三四号　栃木県平石村の地域給に関する請願
第四三五号　宮崎県清武町の地域給に関する請願
第四三九号　群馬県富士見村の地域給に関する請願
第四四〇号　鹿児島県市来町の地域給に関する請願
第四四一号　高知県小筑紫町の地域給に関する請願
第四四二号　高知県白田川村の地域給に関する請願
第四四三号　高知県十市村の地域給に関する請願
第四四四号　高知県明治村の地域給に関する請願
第四五一号　滋賀県桐原村の地域給に関する請願
第四五二号　群馬県伊勢崎市の地域給に関する請願
第四五三号　千葉県佐倉町の地域給に関する請願
第四五四号　千葉県鴨川町の地域給に関する請願
第四五五号　埼玉県黒浜村の地域給に関する請願
第四五六号　埼玉県増林村の地域給に関する請願
第四五七号　埼玉県上高野村の地域給に関する請願
第四五八号　埼玉県上尾町の地域給に関する請願
第四五九号　埼玉県賀美村の地域に関する請願
第四六〇号　埼玉県明戸村の地域に関する請願
第四六一号　埼玉県本郷村の地域に関する請願
第四六二号　埼玉県幡羅村の地域給に関する請願
第四六三号　岐阜県広見町の地域給に関する請願
第四六四号　岐阜県今渡町の地域給に関する請願
第四四五号、第八五四号　宮城県渡波町の地域給に関する請願
第四四六号　宮城県一迫町の地域給に関する請願
第四四七号　宮城県鳥矢崎村の地域給に関する請願
第四四八号　青森県三戸町外二箇村の地域給に関する請願
第四五〇号　三重県川崎村の地域給に関する請願

第四六五号　岐阜県中町の地域給に関する請願
第四六六号　岐阜県兼山町の地域給に関する請願
第四六七号　岐阜県御嵩町の地域給に関する請願
第四六八号　岐阜県上之郷村の地域給に関する請願
第四六九号　岐阜県久々利村の地域給に関する請願
第四七〇号　岐阜県帷子村の地域給に関する請願
第四七一号　岐阜県土田村の地域給に関する請願
第四七二号　岐阜県平牧村の地域給に関する請願
第四七三号　岐阜県錦津村の地域給に関する請願
第四七四号　岐阜県春里村の地域給に関する請願
第四七五号　岐阜県笠置村の地域給に関する請願
第四七六号　岐阜県三郷村の地域給に関する請願
第四七七号　岐阜県中野方村の地域給に関する請願
第四七八号　岐阜県落合村の地域給に関する請願
第四七九号　岐阜県福岡村の地域給に関する請願
第四八〇号　岐阜県遠山村の地域給に関する請願
第四八一号　岐阜県遠山村の寒冷地手当に関する請願
第四九四号　宮城県生出村の地域給に関する請願
第四九五号　埼玉県入間川町の地域給に関する請願
第四九六号　埼玉県秦村の地域給に関する請願
第四九七号　埼玉県豊野村の地域給に関する請願
第四九八号　山口県久賀町の地域給に関する請願
第四九九号　山口県白木村の地域給に関する請願
第五〇〇号　山口県日良居村の地域給に関する請願
第五〇一号　山口県沖浦村の地域給に関する請願
第五〇二号　山口県佐賀村の地域給に関する請願
第五〇三号　山口県平生町の地域給に関する請願
第五〇五号　栃木県烏山町の地域給に関する請願
第五〇六号　埼玉県富多村の地域給に関する請願
第五〇七号　埼玉県久喜町の地域給に関する請願
第五〇八号　埼玉県広田村の地域給に関する請願
第五〇九号　埼玉県屈巣村小、中学校の地域給に関する請願
第五一〇号　埼玉県原市場村の地域給に関する請願
第五一一号　埼玉県名栗村の地域給に関する請願
第五一三号　埼玉県宗岡村外二箇村の地域給に関する請願
第五一四号　奈良県田原本町の地域給に関する請願
第五一五号　三重県深伊沢村の地域給に関する請願
第五一六号　三重県和具町の地域給に関する請願
第五一七号　奈良県朝和村の地域給に関する請願
第五一八号　岐阜市の地域給に関する請願
第五一九号　岐阜県那加町の地域給に関する請願
第五二〇号　兵庫県相生市の地域給に関する請願
第五二一号　兵庫県港村の地域給に関する請願
第五二二号　兵庫県奈佐村の地域給に関する請願
第五二三号　兵庫県奥佐津村の地域給に関する請願
第五二四号　兵庫県口佐津村の地域給に関する請願
第五二五号　徳島県鳴門市の地域給に関する請願
第五二六号　徳島県辻町の地域給に関する請願
第五二七号　徳島県加茂町の地域給に関する請願
第五二八号　徳島県郡里町の地域給に関する請願
第五二九号　徳島県桑野町の地域給に関する請願
第五三〇号　徳島県久勝町の地域給に関する請願
第五三一号　徳島県林町の地域給に関する請願
第五三二号　徳島市の地域給に関する請願
第五三三号　徳島県牟岐町の地域給に関する請願
第五三四号　徳島県宍吹町の地域給に関する請願
第五三五号　徳島県小松島市の地域給に関する請願
第五三六号　徳島県川田町の地域給に関する請願
第五三七号　徳島県半田町の地域給に関する請願
第五三八号　徳島県日和佐町の地域給に関する請願
第五三九号　徳島県平島村の地域給に関する請願
第五四〇号　徳島県北井上村の地域給に関する請願
第五四一号　徳島県山城谷村の地域給に関する請願
第五四二号　徳島県岩倉町の地域給に関する請願
第五四三号　徳島県上八万村の地域給に関する請願
第五四四号　徳島県赤河内村の地域給に関する請願
第五四五号　徳島県昼間町の地域給に関する請願
第五四六号　徳島県三縄村の地域給に関する請願
第五四七号　徳島県三野町の地域給に関する請願
第五四八号　徳島県脇町の地域給に関する請願
第五四九号　徳島県一条町の地域給に関する請願
第五五〇号　徳島県貞光町の地域給に関する請願
第五五一号　徳島県椿町の地域給に関する請願
第五五二号　徳島県江原町の地域給に関する請願
第五五三号　徳島県石井町の地域給に関する請願
第五五四号　三重県桃園村外四箇村の地域給に関する請願
第五五五号　秋田県平沢町の地域給に関する請願
第五五六号、第一二七〇号　東京都青梅市の地域給に関する請願
第五五七号　三重県大里村の地域給に関する請願
第五五八号　高知県後免地区の地域給に関する請願
第五五九号　高知県羽根村の地域給に関する請願
第五六〇号　高知県日下村の地域給に関する請願
第五六一号　高知県三和、前浜両村の地域給に関する請願
第五六二号　高知県久礼田、国府両村の地域給に関する請願
第五六三号　岐阜県可児郡の地域給に関する請願
第五六四号　岐阜県太田町の地域給に関する請願
第五六五号　岐阜県下米田村西脇の地域給に関する請願
第五六六号　岐阜県下中島村の地域給に関する請願
第五八二号　山梨県田富村の地域給に関する請願
第五八三号　山梨県河口村外二箇村の地域給に関する請願
第五八四号　京都府養老村の地域給に関する請願
第五八五号　広島県田島、横島両村の地域給に関する請願
第五八六号　岡山県雄神村の地域給に関する請願
第五八七号　石川県松波町の地域給に関する請願
第五八八号　長崎県獅子村外三箇村の地域給に関する請願
第五八九号　鹿児島県川内市の地域給に関する請願

第五九〇号　福岡県津屋崎町の地域給に関する請願
第五九一号　福岡県東郷町の地域給に関する請願
第五九二号　福岡県赤間町の地域給に関する請願
第五九三号　福岡県福間町の地域給に関する請願
第五九四号　福岡県神興村の地域給に関する請願
第五九五号　福岡県南郷村の地域給に関する請願
第五九六号　福岡県大島村の地域給に関する請願
第五九七号　福岡県田島村の地域給に関する請願
第五九九号　徳島県羽ノ浦町の地域給に関する請願
第六〇〇号　徳島県八幡町の地域給に関する請願
第六〇一号　徳島県国府町の地域給に関する請願
第六〇二号　徳島県市場町の地域給に関する請願
第六〇三号　徳島県新居町の地域給に関する請願
第六〇四号　徳島県北島町の地域給に関する請願
第六〇五号　徳島県川島、鴨島両町の地域給に関する請願
第六〇六号　徳島県山瀬町の地域給に関する請願
第六〇七号　徳島県横瀬町の地域給に関する請願
第六〇八号　徳島県池田町の地域給に関する請願
第六〇九号　徳島県板東、板西両町の地域給に関する請願
第六一〇号　徳島県富岡町の地域給に関する請願
第六一一号　徳島県松島町の地域給に関する請願
第六一二号　徳島県見能林村の地域給に関する請願
第六一三号　徳島県堀江村の地域給に関する請願
第六一四号　徳島県南井上村の地域給に関する請願
第六一五号　徳島県大津村の地域給に関する請願
第六一六号　高知県八田村の地域給に関する請願
第六一七号　長野県大里村の地域給に関する請願
第六一八号　福岡県豊津村の地域給に関する請願
第六三〇号　群馬県太田市の地域給に関する請願
第六三一号　山梨県加納岩、日下部両町の地域給に関する請願
第六三二号　山梨県玉幡村の地域給に関する請願
第六三三号　鹿児島県阿久根市の地域給に関する請願
第六三四号　千葉県菅田村の地域給に関する請願
第六三五号　千葉県鎌ケ谷村の地域給に関する請願
第六三六号　埼玉県影森村の地域給に関する請願
第六三七号　埼玉県三尻村の地域給に関する請願
第六三八号　埼玉県男衾村の地域給に関する請願
第六三九号　宮崎県大束村の地域給に関する請願
第六四一号　石川県宇出津町の地域給に関する請願
第六四二号　石川県飯田地区の地域給に関する請願
第六四三号　石川県宝立地区の地域給に関する請願
第六五九号　山口県萩市の地域給に関する請願
第六六〇号　山口県秋穂町の地域給に関する請願
第六六一号　山口県阿知須町の地域給に関する請願
第六六二号　山口県鋳銭司村の地域給に関する請願
第六六三号　山口県仁保村の地域給に関する請願
第六六四号　山口県大道村の地域給に関する請願
第六六五号　山口県小鯖村の地域給に関する請願
第六六六号　山口県大内村の地域給に関する請願
第六六七号　山口県東岐波村の地域給に関する請願
第六六八号　山口県島地村の地域給に関する請願
第六六九号　山口県出雲村の地域給に関する請願
第六七〇号　山口県小野村の地域給に関する請願
第六七一号　山口県柚野村の地域給に関する請願
第六七二号　山口県八坂村の地域給に関する請願
第六七三号　山口県串村の地域給に関する請願
第六七四号　山口県和田村の地域給に関する請願
第六七五号　山口県鹿野町の地域給に関する請願
第六七六号　山口県須金村の地域給に関する請願
第六七七号　山口県向道村の地域給に関する請願
第六七八号　山口県中須村の地域給に関する請願
第六七九号　山口県長穂村の地域給に関する請願
第六八〇号　山口県須々万村の地域給に関する請願
第六八一号　山口県米川村の地域給に関する請願
第六八二号　新潟県金沢村の地域給に関する請願
第六八三号　新潟県横越村の地域給に関する請願
第六八四号　岡山県茶屋町の地域給に関する請願
第六八五号　石川県中島村の地域給に関する請願
第六八六号　鳥取市外六十三箇市町村の地域給に関する請願
第六八七号　鹿児島県集人町の地域給に関する請願
第六八八号　埼玉県荻島村の地域給に関する請願
第六八九号　埼玉県水富村の地域給に関する請願
第六九〇号　埼玉県堀兼村の地域給に関する請願
第六九一号　埼玉県梅園村の地域給に関する請願
第六九二号　埼玉県柏原村の地域給に関する請願
第六九三号　埼玉県奥富村の地域給に関する請願
第六九四号　埼玉県福田村の地域給に関する請願
第六九五号　埼玉県野本村の地域給に関する請願
第六九六号　埼玉県高坂村の地域給に関する請願
第六九七号　埼玉県唐子村の地域給に関する請願
第六九八号　埼玉県宮前村の地域給に関する請願
第六九九号　埼玉県平村の地域給に関する請願
第七〇〇号　埼玉県竹沢村の地域給に関する請願
第七〇一号　岡山県井原市の地域給に関する請願
第七〇二号　長崎県崎針尾村の地域給に関する請願
第七〇五号　埼玉県七本木村の地域給に関する請願
第七〇六号　千葉県我孫子町の地域給に関する請願
第七〇七号　岡山県馬屋上村の地域給に関する請願
第七〇八号　岡山県馬屋下村の地域給に関する請願
第七〇九号　岡山県野谷村の地域給に関する請願
第七一〇号　高知県新改村の地域給に関する請願
第七一一号　福岡県城井村外六箇村の地域給に関する請願
第七一二号　佐賀県砥川村の地域給に関する請願
第七一三号　静岡県萩間村の地域給に関する請願
第七一五号　広島県藤尾村の地域給に関する請願

第七二六号　岩手県久慈町の地域給等に関する請願
第七二七号　京都府大江町の地域給に関する請願
第七二八号　福岡県池野村の地域給に関する請願
第七二九号　福岡県上西郷村の地域給に関する請願
第七三〇号、第一一七四号　鹿児島県入来町の地域給に関する請願
第七三一号、第一一七三号　鹿児島県西志布志村の地域給に関する請願
第七三九号　愛知県碧南市の地域給に関する請願
第七四〇号　埼玉県秩父市の地域給に関する請願
第七四一号　埼玉県大和田町の地域給に関する請願
第七四二号　埼玉県大久保村の地域給に関する請願
第七四三号　埼玉県越ケ谷、大沢両町の地域給に関する請願
第七四四号　埼玉県吉岡村の地域給に関する請願
第七四五号　埼玉県鉢形村の地域給に関する請願
第七四六号　埼玉県豊岡町の地域給に関する請願
第七五二号　群馬県沢田村の地域給に関する請願
第七五三号　長野県川中島村の地域給に関する請願
第七五四号　岐阜県陶町の地域給に関する請願
第七五五号　岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願
第七五六号　愛知県三和村の地域給に関する請願
第七五七号　宮城県塩釜市の地域給に関する請願
第七五八号　福岡県京都郡の地域給に関する請願
第七五九号　鹿児島県の地域給に関する請願
第七六〇号　石川県東谷奥村の地域給に関する請願
第七六五号　岐阜県伏見町の地域給に関する請願
第七六六号　福島県赤井村の地域給に関する請願
第七六七号　千葉県五井町の地域給に関する請願
第七六八号　兵庫県山田村外二箇村の地域給に関する請願
第七六九号　岡山県琴浦町の地域給に関する請願
第七七〇号　岡山県庄村の地域給に関する請願
第七七六号　埼玉県児玉町の地域給に関する請願
第七七七号　埼玉県花園村の地域給に関する請願
第八〇一号　大分県四日市町、駅館村の地域給に関する請願
第八〇二号　福岡県八女郡の地域給に関する請願
第八〇三号　福岡県三潴村外十九箇町村の地域給に関する請願
第八〇四号　福岡県岩戸村の地域給に関する請願
第八〇五号　福岡県柳川市の地域給に関する請願
第八〇六号　三重県大河内村の地域給に関する請願
第八一六号　石川県寺井野町の地域給に関する請願
第八一七号、第八四八号　石川県山上村の地域給に関する請願
第八一八号　茨城県取手町の地域給に関する請願
第八一九号　岡山県倉敷市の地域給に関する請願
第八二〇号　岩手県千厩町の地域給に関する請願
第八三三号　岩手県の地域給に関する請願
第八三四号　岩手県の寒冷地手当に関する請願
第八三五号　岩手県沼宮内町の地域給に関する請願
第八三六号　群馬県藤岡町の地域給に関する請願
第八三七号　岡山県福渡町の地域給に関する請願
第八三八号　愛媛県近永町の地域給に関する請願
第八三九号　埼玉県東吉見村の地域給に関する請願
第八四〇号　埼玉県南吉見村の地域給に関する請願
第八四一号　埼玉県北吉見村の地域給に関する請願
第八四二号　埼玉県坂戸町の地域給に関する請願
第八四三号　埼玉県勝呂村外四箇村の地域給に関する請願
第八四四号　埼玉県宝珠花村の地域給に関する請願
第八四五号　埼玉県玉川村の地域給に関する請願
第八四六号　埼玉県明覚村の地域給に関する請願
第八四七号　奈良県三輪町の地域給に関する請願
第八四九号　広島県服部村の地域給に関する請願
第八五〇号　岡山県津山市の地域給に関する請願
第八五一号　佐賀県嘉瀬村の地域給に関する請願
第八五二号　宮城県川崎町の地域給に関する請願
第八五三号　宮城県豊里町の地域給に関する請願
第八五五号　宮城県村田町の地域給に関する請願
第八五六号　宮城県利府村の地域給に関する請願
第八五七号　宮城県多賀城町の地域給に関する請願
第八五八号　青森県百石町の地域給に関する請願
第八五九号　岩手県葛巻町の地域給に関する請願
第八六〇号　岩手県湯本村の地域給に関する請願
第八六一号　山梨県石和町の地域給に関する請願
第八六二号　岐阜県蘇原町の地域給に関する請願
第八六三号　京都府宇治市の地域給に関する請願
第八六四号　愛知県岡崎市の地域給に関する請願
第八六五号　福岡県夜須村の地域給に関する請願
第八六六号　宮城県気仙沼市の地域給に関する請願
第八六七号　宮城県吉田村の地域給に関する請願
第八六八号　宮城県南郷村の地域給に関する請願
第八六九号　宮城県松島町の地域給に関する請願
第八七〇号　宮城県七ケ浜村の地域給に関する請願
第八七一号　兵庫県瀬加村の地域給に関する請願
第八七二号　広島県西高屋村の地域給に関する請願
第八七三号　広島県川上村の地域給に関する請願
第八八三号　宮城県須江村の地域給に関する請願
第八八四号　宮城県岩沼町の地域給に関する請願
第八八五号　宮城県田尻町の地域給に関する請願
第八八六号　宮城県松山町の地域給に関する請願
第八八七号　宮城県津谷町の地域給に関する請願
第八八八号　宮城県坂元村の地域給に関する請願
第八八九号　宮城県富谷村の地域給に関する請願
第八九〇号　福島県平市の地域給に関する請願
第八九一号　福島県小名浜町の地域給に関する請願
第八九二号　福島県内郷町の地域給に関する請願
第八九三号　福島県四倉町の地域給に関する請願
第八九四号　福島県植田町の地域給に関する請願
第八九五号　福島県江名町の地域給に関する請願
第八九六号　福島県豊間町の地域給に関する請願

第八九七号　福島県錦町の地域給に関する請願
第八九八号　福島県泉町の地域給に関する請願
第八九九号　福島県渡辺村の地域給に関する請願
第九〇〇号　福島県鹿島村の地域給に関する請願
第九〇一号　福島県磐崎村の地域給に関する請願
第九〇二号　福島県好間村の地域給に関する請願
第九〇三号　福島県常磐地区の地域給に関する請願
第九〇四号　栃木県川西、黒羽両町の地域給に関する請願
第九〇五号　群馬県藪塚本町の地域給に関する請願
第九〇六号　群馬県世良田村の地域給に関する請願
第九〇七号　兵庫県千種村外六箇村の地域給に関する請願
第九〇八号　兵庫県三方郵便局の地域給に関する請願
第九〇九号、第一〇三八号　福岡県上広川村の地域給に関する請願
第九一〇号　佐賀県江北町の地域給に関する請願
第九一九号　岐阜県羽島郡の地域給に関する請願
第九二〇号　岡山県三石町の地域給に関する請願
第九二一号　岡山県高松町外三箇町村の地域給に関する請願
第九二二号　岡山県川面村の地域給に関する請願
第九二三号　広山県郷原村外三箇村の地域給に関する請願
第九二四号　愛媛県新居浜市の地域給に関する請願
第九二五号　愛媛県中萩町外二箇町の地域給に関する請願
第九二八号　三重県依那古村の地域給に関する請願
第九二九号　三重県古山村の地域給に関する請願
第九三〇号　三重県神戸村の地域給に関する請願
第九三一号　三重県箕曲村の地域給に関する請願
第九三二号　三重県花垣村の地域給に関する請願
第九三三号　三重県上津村の地域給に関する請願
第九三四号　三重県比自岐村の地域給に関する請願
第九三五号　静岡県浜崎村の地域給に関する請願
第九三六号　山梨県上野原町の地域給に関する請願
第九三七号　奈良県富雄町の地域給に関する請願
第九三八号　熊本県八千把村の地域給に関する請願
第九三九号　埼玉県南畑村の地域給に関する請願
第九四〇号　埼玉県柳瀬村の地域給に関する請願
第九四一号　埼玉県三芳村の地域給に関する請願
第九四二号　埼玉県鶴瀬村の地域給に関する請願
第九四三号　埼玉県福岡村の地域給に関する請願
第九四四号　埼玉県入間村の地域給に関する請願
第九四五号　埼玉県大井村の地域給に関する請願
第九四六号　三重県阿保町の地域給に関する請願
第九四七号　三重県名張町の地域給に関する請願
第九四八号　三重県滝川村の地域給に関する請願
第九四九号　愛知県小牧町の地域給に関する請願
第九六四号　岡山県早島町の地域給に関する請願
第九六五号　京都府宮津町の地域給に関する請願
第九六六号　滋賀県八日市町の地域給に関する請願
第九六七号　山口県柳井町の地域給に関する請願
第九六八号　大分県三重町の地域給に関する請願
第九六九号　福岡市今宿地区外三地区の地域給に関する請願
第九七〇号　福岡県前原町の地域給に関する請願
第九七一号　福岡県福吉村の地域給に関する請願
第九七二号　福岡県元岡村の地域給に関する請願
第九七三号　福岡県北崎村の地域給に関する請願
第九七四号　福岡県可也村の地域給に関する請願
第九七五号　福岡県芥屋村の地域給に関する請願
第九七六号　福岡県雷山村の地域給に関する請願
第九七七号　福岡県深江村の地域給に関する請願
第九七八号　福岡県怡土村の地域給に関する請願
第九七九号　福岡県周船寺村の地域給に関する請願
第九八〇号　福岡県長糸村の地域給に関する請願
第九八一号　福岡県桜野村の地域給に関する請願
第九八二号　福岡県採銅所村の地域給に関する請願
第九八三号　福岡県小富士村の地域給に関する請願
第九八四号　福岡県日佐村の地域給に関する請願
第九八五号　福岡県大野町の地域給に関する請願
第九八六号　福岡県那珂町の地域給に関する請願
第九八七号　福岡県須恵町の地域給に関する請願
第九八八号　福岡県古賀町の地域給に関する請願
第九八九号　福岡県上穂波村、大分両村の地域給に関する請願
第一〇一一号　宮城県仙台市の地域給に関する請願
第一〇一二号　宮城県石巻市の地域給に関する請願
第一〇一三号　宮城県沼辺村の地域給に関する請願
第一〇一四号　宮城県金ケ瀬村の地域給に関する請願
第一〇一五号、第一〇七四号　宮城県鹿又村の地域給に関する請願
第一〇一六号　千葉県八幡町の地域給に関する請願
第一〇一七号　千葉県木下、大森両町の地域給に関する請願
第一〇一八号　新潟県菅名村の地域給に関する請願
第一〇一九号　京都府城陽町外二箇村の地域給に関する請願
第一〇二〇号　石川県国府村外二箇村の地域給に関する請願
第一〇二一号　岡山県児島市の地域給に関する請願
第一〇二二号　岡山県新見、上市両町の地域給に関する請願
第一〇二三号　広島県倉橋町の地域給に関する請願
第一〇二四号　広島県江田島町の地域給に関する請願
第一〇三三号　千葉県茂原市の地域給に関する請願
第一〇三四号　千葉県和田村の地域給に関する請願
第一〇三五号　茨城県日立市の地域給に関する請願
第一〇三六号　福岡県の地域給に関する請願
第一〇三七号　福岡県高田村の地域給に関する請願
第一〇三九号　高知県神谷村の地域給に関する請願
第一〇四〇号　高知県香宗、徳王子両村の地域給に関する請願
第一〇四一号　高知県北原村の地域給に関する請願
第一〇四三号　埼玉県八幡村の地域給に関する請願
第一〇四四号　埼玉県慈恩寺村の地域給に関する請願
第一〇四五号　埼玉県和土村の地域給に関する請願

第一〇四六号　埼玉県川通村の地域給に関する請願
第一〇四七号　埼玉県豊春村の地域給に関する請願
第一〇四八号　埼玉県新方村の地域給に関する請願
第一〇四九号　埼玉県柏崎村の地域給に関する請願
第一〇五〇号　埼玉県新和村の地域給に関する請願
第一〇五一号　埼玉県元和村の地域給に関する請願
第一〇五二号　埼玉県笠原村の地域給に関する請願
第一〇五三号　埼玉県幸松村の地域給に関する請願
第一〇五四号　埼玉県豊田村の地域給に関する請願
第一〇五五号、第一一二八号　埼玉県静村の地域給に関する請願
第一〇五六号　埼玉県用土村の地域給に関する請願
第一〇五七号　埼玉県榛沢村の地域給に関する請願
第一〇五八号　埼玉県折原村の地域給に関する請願
第一〇五九号　埼玉県谷塚町の地域給に関する請願
第一〇六〇号　埼玉県大和町の地域給に関する請願
第一〇六一号　埼玉県丹荘村の地域給に関する請願
第一〇六二号　埼玉県本泉村の地域給に関する請願
第一〇六六号　北海道北村の地域給に関する請願
第一〇六七号　熊本県大浜町の地域給に関する請願

第一〇七一号　福岡県三橋町の地域給に関する請願
第一〇七二号　広島県大正村の地域給に関する請願
第一〇七三号　宮城県敷玉村の地域給に関する請願
第一〇七五号　秋田県五城目町の地域給等に関する請願
第一〇七六号　秋田県矢立村の地域給に関する請願
第一〇七七号　静岡県相良町の地域給に関する請願
第一〇七八号　静岡県御前崎村の地域給に関する請願
第一〇七九号　静岡県五和村の地域給に関する請願
第一〇八〇号　静岡県伊平村の地域給に関する請願
第一〇八一号　静岡県光明村の地域給に関する請願
第一〇八二号　静岡県徳山村の地域給に関する請願
第一〇八三号　兵庫県明石市の地域給に関する請願
第一〇八四号　兵庫県加古川市の地域給に関する請願
第一〇八五号　兵庫県浜坂町の地域給に関する請願
第一〇八六号　岐阜県三濃村の地域給に関する請願
第一〇八七号　岐阜県下石町の地域給に関する請願
第一〇八八号　岐阜県瑞浪土岐町の地域給に関する請願
第一〇八九号　岐阜県駄知町の地域給に関する請願
第一〇九〇号　岐阜県土岐津、泉両町の地域給に関する請願

第一〇九一号　岐阜県明世村の地域給に関する請願
第一〇九二号　岐阜県曾木村の地域給に関する請願
第一〇九三号　岐阜県稲津村の地域給に関する請願
第一〇九四号　岐阜県日吉村の地域給に関する請願
第一〇九五号　岐阜県肥田村の地域給に関する請願
第一〇九六号　秋田県早口町の地域給に関する請願
第一〇九七号　岩手県矢越村の寒冷地手当に関する請願
第一〇九八号　山形県米沢市の地域給に関する請願
第一〇九九号　山形県東根町の地域給に関する請願
第一一〇〇号　山形県上山町外四箇村の地域給に関する請願
第一一〇一号　静岡県磐田市の地域給に関する請願
第一一〇二号　愛知県守山町の地域給に関する請願
第一一〇三号　名古屋市中山郵便局等の地域給に関する請願
第一一〇四号　滋賀県鏡山村外二箇村の地域給に関する請願
第一一〇五号　岡山県姉尾町の地域給に関する請願
第一一〇六号　山口県豊田前町外二箇町村の地域給に関する請願
第一一二五号　富山県の地域給に関する請願
第一一二六号　富山県十二町村の地域給に関する請願

第一一二七号　富山県阿尾村の地域給に関する請願
第一一二八号　富山県上庄村の地域給に関する請願
第一一二九号　北海道幌加内村の地域給に関する請願
第一一三〇号　茨城県石下町の地域給に関する請願
第一一三一号　福島県永盛町の地域給に関する請願
第一一三二号　宮城県鶴巣村の地域給に関する請願
第一一三三号　岐阜県美濃町の地域給に関する請願
第一一三四号　京都府八雲村の地域給に関する請願
第一一三五号　京都府伊根村の地域給に関する請願
第一一三七号　長崎県世知原町の地域給に関する請願
第一一三八号　埼玉県小林村の地域給に関する請願
第一一三九号　埼玉県出羽村の地域給に関する請願
第一一四〇号　埼玉県藤田村の地域給に関する請願
第一一四一号　埼玉県清久村の地域給に関する請願
第一一四二号　埼玉県片山村の地域給に関する請願
第一一四三号　埼玉県大桑村の地域給に関する請願
第一一四四号　埼玉県越生町の地域給に関する請願
第一一四五号　埼玉県鴻茎村の地域給に関する請願
第一一四六号　埼玉県種足村の地域給に関する請願

第一一四七号　埼玉県共和村の地域給に関する請願
第一一四八号　埼玉県田ケ谷村の地域給に関する請願
第一一四九号　埼玉県志多見村の地域給に関する請願
第一一五〇号　埼玉県水深村の地域給に関する請願
第一一五一号　埼玉県江面村の地域給に関する請願
第一一五二号　埼玉県深谷町の地域給に関する請願
第一一五三号　愛知県幸田町の地域給に関する請願
第一一五四号　愛知県福岡町の地域給に関する請願
第一一五五号　静岡県岩科村の地域給に関する請願
第一一五六号　静岡県三坂村の地域給に関する請願
第一一五七号　静岡県朝日村の地域給に関する請願
第一一五八号　静岡県南上村の地域給に関する請願
第一一五九号　静岡県下河津村の地域給に関する請願
第一一六〇号　静岡県中大見村の地域給に関する請願
第一一六一号　静岡県上大見村の地域給に関する請願
第一一六二号　静岡県下大見村の地域給に関する請願
第一一六三号　静岡県上狩野村の地域給に関する請願
第一一六四号　静岡県江間村の地域給に関する請願
第一一六五号　静岡県内浦村の地域給に関する請願

第一一六六号　静岡県西浦村の地域給に関する請願
第一一六七号　静岡県西豆村の地域給に関する請願
第一一六八号　静岡県下狩野村の地域給に関する請願
第一一六九号　静岡県竹麻村の地域給に関する請願
第一一七〇号　静岡県熱海市の地域給に関する請願
第一一七一号　鹿児島県大口町の地域給に関する請願
第一一七二号　鹿児島県樋脇町の地域給に関する請願
第一一七五号　鹿児島県喜入村の地域給に関する請願
第一一七六号　鹿児島県開聞村の地域給に関する請願
第一一七七号　鹿児島県知覧町の地域給に関する請願
第一一七八号　鹿児島県指宿町の地域給に関する請願
第一一七九号　静岡県掛川町の地域給に関する請願
第一一八〇号　千葉県一宮町の地域給に関する請願
第一一八一号　広島県宜山村の地域給に関する請願
第一一八二号　香川県檀紙村の地域給に関する請願
第一一八三号　群馬県赤羽村の地域給に関する請願
第一一八四号　群馬県郷谷村の地域給に関する請願
第一一八五号　群馬県小泉町の地域給に関する請願
第一一八六号　群馬県永楽村の地域給に関する請願
第一一八七号　群馬県館林町の地域給に関する請願
第一一八八号　群馬県中野村の地域給に関する請願
第一一八九号　群馬県渡瀬村の地域給に関する請願
第一一九〇号　群馬県伊奈良村の地域給に関する請願
第一一九一号　群馬県多々良村の地域給に関する請願
第一一九二号　群馬県六郷村の地域給に関する請願
第一一九三号　三重県昼生村の地域給に関する請願
第一一九四号　三重県加太村の地域給に関する請願
第一一九五号　宮城県宮床村の地域給に関する請願
第一一九六号　宮城県不動堂町の地域給に関する請願
第一一九七号　宮城県千貫村の地域給に関する請願
第一一九八号　宮城県大平村の地域給に関する請願
第一一九九号　宮城県東根村の地域給に関する請願
第一二〇〇号　宮城県笆岳村の地域給に関する請願
第一二〇一号　宮城県柳津町の地域給に関する請願
第一二〇六号　三重県亀山町の地域給に関する請願
第一二〇七号　三重県三瀬谷町の地域給に関する請願
第一二〇八号　三重県尾鷲町の地域給に関する請願
第一二〇九号　三重県有井村の地域給に関する請願
第一二一〇号　三重県阿田和町の地域給に関する請願
第一二一一号　三重県鵜殿、御船両村の地域給に関する請願
第一二一二号　三重県長島町の地域給に関する請願
第一二一三号　三重県二見町外二箇村の地域給に関する請願
第一二一四号　三重県小俣町の地域給に関する請願
第一二一五号　三重県錦町の地域給に関する請願
第一二一六号　栃木県片岡村の地域給に関する請願
第一二一七号　山形県余目町の地域給に関する請願
第一二一八号　山形県鶴岡市の地域給に関する請願
第一二一九号　山形県藤島町の地域給に関する請願
第一二二〇号　愛知県田原町の地域給に関する請願
第一二二一号　愛知県本郷町外二箇村の地域給に関する請願
第一二二二号　宮城県古川市、三本木町の地域給に関する請願
第一二二三号　和歌山県田原村の地域給に関する請願
第一二二四号　和歌山県岩代村の地域給に関する請願
第一二二五号　和歌山県三尾村の地域給に関する請願
第一二二六号　和歌山県名手町の地域給に関する請願
第一二二七号　和歌山県藤田村の地域給に関する請願
第一二二八号　和歌山県田辺市の地域給に関する請願
第一二二九号　岐阜県坂祝村の地域給に関する請願
第一二三〇号　岐阜県高田町の地域給に関する請願
第一二三一号　岐阜県加治田村の地域給に関する請願
第一二三二号　岐阜県伊深村の地域給に関する請願
第一二三三号　岐阜県富田村の地域給に関する請願
第一二三四号　岐阜県加茂野村の地域給に関する請願
第一二三五号　岐阜県峰屋村の地域給に関する請願
第一二三六号　兵庫県山崎町の地域給に関する請願
第一二三七号　兵庫県神戸村外十箇村の地域給に関する請願
第一二三八号　広島県西村の地域給に関する請願
第一二三九号　広島県浦崎村の地域給に関する請願
第一二四〇号　岐阜県鵜沼町の地域給に関する請願
第一二四一号　岐阜県蛭川村の地域給に関する請願
第一二四二号　山口県岩国市の地域給に関する請願
第一二四三号　山形県宮宿町の地域給に関する請願
第一二七一号　宮城県古川市外十五箇町村の寒冷地手当に関する請願
第一二七二号　宮城県古川市、三本木町の地域給に関する請願
第一二七三号　和歌山県田原村の地域給に関する請願
第一二七四号　和歌山県岩代村の地域給に関する請願
第一二七五号　和歌山県三尾村の地域給に関する請願
第一二七六号　和歌山県名手町の地域給に関する請願
第一二七七号　和歌山県藤田村の地域給に関する請願
第一二七八号　和歌山県田辺市の地域給に関する請願
第一二七九号　岐阜県坂祝村の地域給に関する請願
第一二八〇号　岐阜県高田町の地域給に関する請願
第一二八一号　岐阜県加治田村の地域給に関する請願
第一二八二号　岐阜県伊深村の地域給に関する請願
第一二八三号　岐阜県富田村の地域給に関する請願
第一二八四号　岐阜県加茂野村の地域給に関する請願
第一二八五号　岐阜県峰屋村の地域給に関する請願
第一二八六号　兵庫県山崎町の地域給に関する請願
第一二八七号　兵庫県神戸村外十箇村の地域給に関する請願
第一二八八号　広島県西村の地域給に関する請願
第一二八九号　広島県浦崎村の地域給に関する請願
第一二九〇号　広島県市村の地域給に関する請願
第一二九一号　長崎県北有馬村の地域給に関する請願
第一二九二号　長崎県南有馬町の地域給に関する請願
第一二九三号　熊本県伊倉町の地域給に関する請願
第一二九四号　茨城県下妻町の地域給に関する請願
第一二九五号　茨城県守谷町の地域給に関する請願
第一二九六号　栃木県粟田村の地域給に関する請願
第一二九七号　千葉県和田町の地域給に関する請願
第一二九八号　千葉県天津町の地域給に関する請願
第一二九九号　千葉県遠山村の地域給に関する請願
第一三〇〇号　福島市の地域給に関する請願
第一三〇一号　福島県野田村の地域給に関する請願
第一三〇二号　愛知県横須賀町の地域給に関する請願
第一三〇三号　和歌山県内原村の地域給に関する請願
第一三〇四号　岡山県牛窓町の地域給に関する請願
第一三〇五号　岡山県加茂、新加茂両町の地域給に関する請願
第一三〇六号　新潟県小千谷町の地域給に関する請願
第一三〇七号　新潟県小出町の地域給に関する請願
第一三〇八号　新潟県堀之内町の地域給に関する請願

第一三〇九号　新潟県川口村の地域給に関する請願
第一三一〇号　新潟県千田村の地域給に関する請願
第一三一一号　新潟県城川村の地域給に関する請願
第一三一二号　新潟県田麦山村の地域給に関する請願
第一三一三号　新潟県藪神村の地域給に関する請願
第一三一四号　新潟県湯之谷村の地域給に関する請願
第一三一五号　新潟県川井村の地域給に関する請願
第一三一六号　新潟県浦佐村の地域給に関する請願
第一三一七号　広島県柳津村の地域給に関する請願
第一三一八号　埼玉県八代村の地域給に関する請願
第一三一九号　埼玉県幸手町の地域給に関する請願
第一三二〇号　埼玉県行幸村の地域給に関する請願
第一三二一号　埼玉県桜田町の地域給に関する請願
第一三二二号　埼玉県吉田村の地域給に関する請願
第一三二三号　埼玉県権現堂川村の地域給に関する請願
第一三二四号　埼玉県毛呂山町の地域給に関する請願
第一三二五号　埼玉県三沢村の地域給に関する請願
第一三二六号　埼玉県亀井村の地域給に関する請願
第一三二七号　埼玉県今宿村の地域給に関する請願
第一三二八号　埼玉県大仁町の地域給に関する請願
第一三二九号　静岡県対島村の地域給に関する請願
第一三三〇号　鹿児島県枕崎市の地域給に関する請願
第一三三一号　鹿児島県垂水町の地域給に関する請願
第一三三二号　静岡県修善寺町の地域給に関する請願
第一三三三号　静岡県大仁町の地域給に関する請願
第一三三四号　静岡県対島村の地域給に関する請願
第一三三五号　和歌山県有田村の地域給に関する請願
第一三三六号　和歌山県塩屋村の地域給に関する請願
第一三三七号　和歌山県丹生村の地域給に関する請願
第一三三八号　和歌山県金浦町の地域給に関する請願
第一三三九号　秋田県川連町の地域給に関する請願
第一三四〇号　秋田県沼館町の地域給に関する請願
第一三四一号　秋田県増田町の地域給に関する請願
第一三四二号　和歌山県印南町の地域給に関する請願
第一三四三号　和歌山県丹生村の地域給に関する請願
第一三四四号　和歌山県塩屋村の地域給に関する請願
第一三四五号　和歌山県有田村の地域給に関する請願
第一三四六号　山梨県鰍沢町の地域給に関する請願
第一三四七号　島根県の地域給に関する請願
第一三四八号　島根県広瀬町の地域給に関する請願
第一三五〇号　福岡県草野町の地域給に関する請願
第一三五一号　宮崎県真幸町の地域給に関する請願
第一三五二号　大分県北馬城村の地域給に関する請願
第一三五三号　静岡県三島市の地域給に関する請願
第一三五六号　埼玉県小川町の地域給に関する請願
第一三七〇号　茨城県平潟町の地域給に関する請願
第一三七一号　秋田県増田町の地域給に関する請願
第一三七二号　和歌山県印南町の地域給に関する請願
第一三七三号　和歌山県丹生村の地域給に関する請願
第一三七四号　和歌山県塩屋村の地域給に関する請願
第一三七五号　和歌山県有田村の地域給に関する請願
第一三七六号　鹿児島県枕崎市の地域給に関する請願
第一三七七号　鹿児島県垂水町の地域給に関する請願
第一三七八号　静岡県修善寺町の地域給に関する請願
第一三七九号　静岡県大仁町の地域給に関する請願
第一三八〇号　静岡県対島村の地域給に関する請願
第一三八一号　静岡県中狩野村の地域給に関する請願
第一三八二号　静岡県三浜村の地域給に関する請願
第一三八三号　静岡県中川村の地域給に関する請願
第一三八四号　静岡県南崎村の地域給に関する請願
第一三八五号　静岡県稲生沢村の地域給に関する請願
第一三八六号　静岡県仁科村の地域給に関する請願
第一三八七号　静岡県元吉原村外二箇村の地域給に関する請願
第一三八八号　愛知県豊坂村の地域給に関する請願
第一三八九号　愛知県室場村の地域給に関する請願
第一三九〇号　秋田県沼館町の地域給に関する請願
第一三九一号　秋田県大曲町、花館村の地域給に関する請願
第一三九二号　秋田県生保内村の地域給に関する請願
第一三九三号　秋田県金浦町の地域給に関する請願
第一三九四号　秋田県川連町の地域給に関する請願
第一三九五号　福岡県浮羽郡の地域給に関する請願
第一三九六号　長崎県茂木町の地域給に関する請願
第一三九七号　長野県坂城町の地域給に関する請願
第一三九八号　和歌山県箕島町の地域給に関する請願
第一三九九号　滋賀県安土村の地域給に関する請願
第一四〇九号　岐阜県多治見市の地域給に関する請願
第一四一三号　茨城県北条町の地域給に関する請願
第一四一四号　茨城県太田町の地域給に関する請願
第一四一五号　北海道苫小牧市の地域給に関する請願
第一四一六号　岩手県日詰町の地域給に関する請願
第一四一七号　長野県大町の地域給等に関する請願
第一四一八号　大阪府交野、津田両町の地域給に関する請願
第一四一九号　広島県東海田町の地域給に関する請願
第一四二〇号　広島県道上村の地域給に関する請願
第一四二一号　広島県坪生村の地域給に関する請願
第一四二二号　広島県加法村の地域給に関する請願
第一四二三号　広島県竹尋村の地域給に関する請願
第一四二四号　広島県中条村の地域給に関する請願
第一四二五号　広島県加茂村の地域給に関する請願
第一四二六号　石川県美川町の地域給に関する請願
第一四二七号　岡山県江見町の地域給に関する請願
第一四二八号　岡山県弓削町の地域給に関する請願
第一四二九号　岡山県総社町の地域給に関する請願
第一四三〇号　岡山県裳掛村の地域給に関する請願
第一四三一号　岡山県玉津村の地域給に関する請願
第一四三二号　岡山県長浜村の地域給に関する請願
第一四三三号　岡山県朝日村の地域給に関する請願
第一四三四号　愛媛県余土村の地域給に関する請願
第一四三五号　熊本県郡築村の地域給に関する請願
第一四三六号　鹿児島県山川町の地域給に関する請願
第一四三七号　新潟県八幡村の地域給に関する請願
第一四三八号　新潟県二見村の地域給に関する請願
第一四三九号　新潟県二宮村の地域給に関する請願
第一四四〇号　新潟県新穂村の地域給に関する請願
第一四四一号　新潟県畑野村の地域給に関する請願
第一四四二号　新潟県加茂村の地域給に関する請願
第一四四三号　新潟県真野町の地域給に関する請願
第一四四四号　新潟県相川町の地域給に関する請願
第一四四五号　新潟県河崎村の地域給に関する請願
第一四四六号　新潟県沢根町の地域給に関する請願
第一四四七号　新潟県吉井村の地域給に関する請願
第一四四八号　新潟県赤泊村の地域給に関する請願
第一四四九号　新潟県両津町の地域給に関する請願

第一四五〇号　埼玉県長幡村の地域給に関する請願
第一四五一号　岡山県八浜町の地域給に関する請願
第一四五四号　福島県喜多方町の地域給に関する請願
第一四五六号　大阪府住道町の地域給に関する請願
第一四五七号　岡山県香登町の地域給に関する請願
第一四五八号　山口県阿川村外七箇村の地域給に関する請願
第一四五九号　茨城県磯浜、大貫両町の地域給に関する請願
第一四六〇号　茨城県小瀬村の地域給に関する請願
第一四六一号　茨城県高萩町の地域給に関する請願
第一四六二号　山梨県巨摩町の地域給に関する請願
第一四六三号　山梨県西野、今諏訪両村の地域給に関する請願
第一四七一号　愛知県一宮市の地域給に関する請願
第一四七二号　奈良県川上村の地域給に関する請願
第一四七三号　三重県花岡町の地域給に関する請願
第一四七四号　三重県松尾村の地域給に関する請願
第一四七五号　三重県長島村の地域給に関する請願
第一四七六号　三重県石榑村の地域給に関する請願
第一四七七号、第一五一二号　広島県山南村の地域給に関する請願
第一四七八号　兵庫県古市村の地域給に関する請願
第一四七九号　兵庫県和田村の地域給に関する請願
第一四八〇号　鹿児島県頴娃町の地域給に関する請願
第一四八一号　群馬県利南村の地域給に関する請願
第一四八二号　埼玉県大山村の地域給に関する請願
第一四八三号　埼玉県芦ケ久保村の地域給に関する請願
第一四八四号　埼玉県美笹村の地域給に関する請願
第一四八五号　千葉県大原町の地域給に関する請願
第一四八六号　神奈川県片浦村の地域給に関する請願
第一四八七号　神奈川県福浦村の地域給に関する請願
第一四八八号　神奈川県岩村の地域給に関する請願
第一四八九号　長野県塩尻町の地域給に関する請願
第一四九〇号　岡山県土居町の地域給に関する請願
第一四九一号　岡山県常盤村の地域給に関する請願
第一四九二号　岡山県中川村の地域給に関する請願
第一四九三号　岡山県足守町外二箇村の地域給に関する請願
第一四九四号　佐賀県鬼塚村の地域給に関する請願
第一四九五号　茨城県土浦市の地域給に関する請願
第一四九六号　長野県湖南村の地域給に関する請願
第一四九七号　愛知県豊川市の地域給に関する請願
第一四九八号　愛知県春日井市の地域給に関する請願
第一四九九号　石川県津幡町の地域給に関する請願
第一五〇〇号　石川県井上村の地域給に関する請願
第一五〇一号　岩手県浄法寺町の地域給に関する請願
第一五〇二号　愛媛県岩松町の地域給に関する請願
第一五〇九号　茨城県水海道町の地域給に関する請願
第一五一〇号　茨城県龍ケ崎町の地域給に関する請願
第一五一一号　千葉県阿蘇村の地域給に関する請願
第一五一三号　高知県江川崎村の地域給に関する請願
第一五一四号　高知県大正町の地域給に関する請願
第一五一五号　高知県高石村の地域給に関する請願
第一五一六号　長崎県三重村の地域給に関する請願
第一五一七号　大阪府山田村の地域給に関する請願
第一五一八号　大阪府横山村の地域給に関する請願
第一五一九号　大阪府南横山村の地域給に関する請願
第一五二〇号　大阪府南松尾村の地域給に関する請願
第一五二一号　長崎県西有家、有家両町の地域給に関する請願
第一五二二号　石川県西尾村の地域給に関する請願
第一五二三号　岡山県西大寺市の地域給に関する請願
第一五二四号　山口県祖生村の地域給に関する請願
第一五二五号　山口県三見村外四箇村の地域給に関する請願
第一五二六号　山口県玖珂町の地域給に関する請願
第一五二七号　山口県川越村の地域給に関する請願
第一五二八号　山口県佐々並村の地域給に関する請願
第一五二九号　山口県小串町の地域給に関する請願
第一五三〇号　埼玉県篠津、日勝両村の地域給に関する請願
第一五四五号　三重県城田村の地域給に関する請願
第一五四六号　和歌山県初島町の地域給に関する請願
第一五四七号　兵庫県野島村の地域給に関する請願
第一五四八号　兵庫県室津村の地域給に関する請願
第一五四九号　兵庫県育波村の地域給に関する請願
第一五五〇号　兵庫県鵠居村の地域給に関する請願
第一五五一号　兵庫県粟賀村の地域給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十一日

人事委員長　村上　重雄

参議院議長河井彌八殿

人事委員会請願特別報告第一号

奈良県八木町の地域給に関する請願

第一号　奈良県高市郡八木町
長　三浦賢造外一名提出

奈良県丹波市町の地域給に関する請願

第二号　奈良県山辺郡丹波市町
長　岩井輝一外十九名提出

奈良県二階堂村の地域給に関する請願

第三号　奈良県山辺郡二階堂村
長　堀内甚内外六名提出

北海道愛別村の地域給に関する請願

第一〇号　北海道上川郡愛別村
長　森畑森太郎外三名提出

埼玉県御正村の地域給に関する請願

第一五号　埼玉県大里郡御正村
長　福田専助外十一名提出

埼玉県吉見村の地域給に関する請願

第一六号　埼玉県大里郡吉見村
長　柿沼良平外四十一名提出

埼玉県小原村の地域給に関する請願

第一七号　埼玉県大里郡小原村
長　笠原義信外九十五名提出

高知県佐川町の地域給に関する請願

第一八号　高知県高岡郡佐川町
乙二〇〇　山地耕提出

高知県高岡町の地域給に関する請願

第一九号　高知県高岡郡高岡町
長　西原貞外十三名提出
高知県多ノ郷村の地域給に関する請願
第二〇号　高知県高岡郡多ノ郷村　森光良吉外一名提出
高知県斗賀野村の地域給に関する請願
第二一号　高知県高岡郡斗賀野村長　村田鹿吉提出
高知県尾川村の地域給に関する請願
第二二号　高知県高岡郡尾川村　西森勢喜提出
高知県野根町の地域給に関する請願
第二三号　高知県安芸郡野根町長　村山操外十五名提出
高知県窪川町の地域給に関する請願
第二四号　高知県高岡郡窪川町長　山崎増美外二名提出
高知県名野川村の地域給に関する請願
第二五号　高知県吾川郡名野川村長　大倉秀吉外十二名提出
高知県戸波村の地域給に関する請願
第二六号　高知県高岡郡戸波村長　矢野武章外五名提出
高知県大崎村の地域給に関する請願
第二七号　高知県吾川郡大崎村長　井上三房外十四名提出
高知県山田町の地域給に関する請願
第二八号　高知県香美郡山田町長　町先提出
高知県香南地区の地域給に関する請願
第二九号　高知県香美郡赤岡町長　志磨村治外三十二名提出
高知県佐岡村の地域給に関する請願
第三〇号　高知県香美郡佐岡村長　中内清泉外一名提出
高知県加茂村の地域給に関する請願
第三一号　高知県高岡郡加茂村長　吉村太郎外八名提出
高知県薄池村の地域給に関する請願
第三二号　高知県高岡郡薄池村長　馬渕重馬外二名提出
高知県久礼町の地域給に関する請願
第三三号　高知県高岡郡久礼町長　久武四男外十二名提出
高知県佐喜浜町の地域給に関する請願
第三四号　高知県安芸郡佐喜浜町長　金野二吉外十一名提出
高知県安芸町の地域給に関する請願
第三五号　高知県安芸郡安芸町西浜三七六　浜川寿男提出
高知県池川町の地域給に関する請願
第三六号　高知県吾川郡池川町長　大原成晴外二十四名提出
高知県本山町の地域給に関する請願
第三七号　高知県長岡郡本山町長　山中利亀外十七名提出
高知県甲浦町の地域給に関する請願
第三八号　高知県安芸郡甲浦町長　井上役松外十三名提出
高知県弘岡中ノ村外八箇村の地域給に関する請願
第三九号　高知県吾川郡弘岡中ノ村長　森岡深太外四十一名提出
高知県伊尾木村外五箇村の地域給に関する請願
第四〇号　高知県安芸郡伊尾木村長　有沢隆明外七名提出
高知県吾桑村の地域給に関する請願
第四一号　高知県高岡郡吾桑村長　島崎秀則外七名提出
鹿児島県東市来町の地域給に関する請願
第四二号　鹿児島県日置郡東市来町長　上村琢磨外二十二名提出
佐賀県春日村の地域給に関する請願
第四三号　佐賀県佐賀郡春日村長　福田千寿馬外十名提出
岡山県藤戸町の地域給に関する請願
第四四号　岡山県児島郡藤戸町長　山本主一外七名外提出
第一一三六号　同
岡山県北川村の地域給に関する請願
第四五号　岡山県小田郡北川村長　蔵本恒之外五名提出
岡山県神庭村の地域給に関する請願
第四六号　岡山県苫田郡高野村清泉小学校内　片山厚外三名提出
石川県久常村の地域給に関する請願
第四七号　石川県能美郡久常村長　土井順策外二名提出
宮城県三本木町の地域給に関する請願
第四八号　宮城県志田郡三本木町役場内　寺沢武内外八名提出
岐阜県下呂町の地域給に関する請願
第四九号　岐阜県益田郡下呂町全官公協議会内　野村嘉兵衛提出
埼玉県市田村の地域給に関する請願
第五〇号　埼玉県大里郡市田村長　武田一好外三十七名提出
宮崎県三股町の地域給に関する請願
第五五号　宮崎県北諸県郡三股町長　桑畑政沖外一名提出
第二八九号　宮崎県北諸県郡三股町議会議長　小倉義常提出
宮崎県東郷村の地域給に関する請願
第五六号　宮崎県東臼杵郡東郷村長　小野弘外一名提出
新潟県柏崎市の地域給に関する請願
第五七号　新潟県柏崎市長　洲崎義郎提出
大分県安心院町の地域給に関する請願
第五八号　大分県宇佐郡安心院町長　矢野武夫外十一名提出
大分県大野町の地域給に関する請願
第五九号　大分県大野郡大野町長　大野基尚外二十名提出
熊本市の地域給に関する請願
第六〇号　熊本市南千反畑町三六　森高清次外一名提出
熊本県八代市の地域給に関する請願
第六一号　熊本県八代市長　古閑清紀外一名提出
福岡県北山村の地域給に関する請願
第六二号　福岡県八女郡北山村地域給対策委員会内　田崎貞吉外五十六名提出
福岡県御笠村の地域給に関する請願
第六三号　福岡県筑紫郡御笠村長　井上隆助外八名提出
福岡県竹野村の地域給に関する請願
第六四号　福岡県浮羽郡竹野村長　鳥越政俊提出
福岡県水縄村の地域給に関する請願
第六五号　福岡県浮羽郡水縄村長　林新吾提出
福岡県甘木町の地域給に関する請願
第六六号　福岡県朝倉郡甘木町長　井口久七郎提出
福岡県東山村の地域給に関する請願
第六七号　福岡県山門郡東山村長　梅野芳茂外十一名提出
福岡県船越村の地域給に関する請願
第六八号　福岡県浮羽郡船越村長　三浦義人提出

福岡県御原村の地域給に関する請願
第六九号　福岡県三井郡御原村長　高松六男外二名提出
福岡県安徳村の地域給に関する請願
第七〇号　福岡県筑紫郡安徳村長　禅院定吉外一名提出
福岡県安川村の地域給に関する請願
第七一号　福岡県朝倉郡安川村長　中村来提出
福岡県筑陽村の地域給に関する請願
第七二号　福岡県浮羽郡筑陽村長　福島政太提出
福岡県神湊町の地域給に関する請願
第七三号　福岡県宗像郡神湊町役場内　青木雄助提出
福岡県木屋村の地域給に関する請願
第七四号　福岡県八女郡木屋村長　内藤勘蔵外五名提出
福岡県杷木町の地域給に関する請願
第七五号　福岡県朝倉郡杷木町長　飯田鉄次提出
秋田県七滝村の地域給に関する請願
第七六号　秋田県鹿角郡七滝村長　谷田部亮一外二名提出
鹿児島県財部町の地域給に関する請願
第七七号　鹿児島県曾於郡財部町長　谷口治秀外三十九名提出
香川県辻村の地域給に関する請願
第七八号　香川県三豊郡辻村長　原敦栄外五名提出
香川県一宮村の地域給に関する請願
第七九号　香川県香川郡一宮村長　日下誠一外六名提出
香川県榎井村の地域給に関する請願
第八〇号　香川県仲多度郡榎井村長　篠原義孝外十三名提出
香川県財田村の地域給に関する請願
第八一号　香川県三豊郡財田村長　大西豊外六名提出
香川県豊田村の地域給に関する請願
第八二号　香川県三豊郡豊田村長　富田巌外六名提出
香川県上笠居村の地域給に関する請願
第八三号　香川県香川郡上笠居村長　池田鉄次外四名提出
香川県大鐸村外七箇村の地域給に関する請願
第八四号　香川県小豆郡大部村長　三浦正義外三十三名提出
第九五五号　香川県小豆郡北浦村長　岡上登外三十名提出
愛知県豊橋市の地域給に関する請願
第八五号　愛知県豊橋市長　大野佐長外十八名提出
愛知県安城市の地域給に関する請願
第八六号　愛知県安城市長　大見為次提出
三重県鳥羽町の地域給に関する請願
第八七号　三重県志摩郡鳥羽町長　家田綱吉提出
静岡県戸田村の地域給に関する請願
第八八号　静岡県田方郡戸田村長　勝呂計三外六名提出
広島県常金丸村の地域給に関する請願
第八九号　広島県芦品郡常金丸村長　内田重郎外十三名提出
群馬県総社町の地域給に関する請願
第九〇号　群馬県群馬郡総社町長　都丸高親外八名提出
愛知県西尾町の地域給に関する請願
第九一号　愛知県幡豆郡西尾町長　千葉蝶二外二十三名提出
滋賀県永源寺村の地域給に関する請願
第九三号　滋賀県神崎郡永源寺村長　川嶋善次外百十九名提出
兵庫県豊岡市の地域給に関する請願
第一〇三号　兵庫県豊岡市役所内但馬全官公庁労組協議会内　上田村雄外二名提出
兵庫県長谷村の地域給に関する請願
第一〇四号　兵庫県佐用郡長谷村長　阿山剛外二名提出
兵庫県大広村の地域給に関する請願
第一〇五号　兵庫県佐用郡大広村長　坂本実外九名提出
兵庫県佐用町の地域給に関する請願
第一〇六号　兵庫県佐用郡佐用町長　船引清一外十六名提出
兵庫県徳久村の地域給に関する請願
第一〇七号　兵庫県佐用郡徳久村長　春井正八外七名提出
兵庫県久崎町の地域給に関する請願
第一〇八号　兵庫県佐用郡久崎町長　高谷慎三外六名提出
兵庫県石井村の地域給に関する請願
第一〇九号　兵庫県佐用郡石井村長　岡本正雄外六名提出
兵庫県平福町の地域給に関する請願
第一一〇号　兵庫県佐用郡平福町長　吉田春済外七名提出
兵庫県三日月町の地域給に関する請願
第一一一号　兵庫県佐用郡三日月町長　船曳俊雄外九名提出
兵庫県西庄村の地域給に関する請願
第一一二号　兵庫県佐用郡西庄村長　井口彦二外七名提出
兵庫県中安村の地域給に関する請願
第一一三号　兵庫県佐用郡中安村長　村中俊一外六名提出
兵庫県幕山村の地域給に関する請願
第一一四号　兵庫県佐用郡幕山村長　佐川駒一外五名提出
兵庫県江川村の地域給に関する請願
第一一五号　兵庫県佐用郡江川村長　西崎美雄外五名提出
鹿児島県下甑村の地域給に関する請願
第一一〇号　鹿児島県薩摩郡下甑村長　町弘志外七名提出
千葉県流山町の地域給に関する請願
第一一一号　千葉県東葛飾郡流山町長　中村寛次外二百十五名提出
岐阜県洲原村の地域給に関する請願
第一一二号　岐阜県武儀郡洲原村長　加納精吾外九名提出
岐阜県中有知村の地域給に関する請願
第一一三号　岐阜県武儀郡中有知村長　松村透外三名提出
岐阜県妻木町の地域給に関する請願
第一一四号　岐阜県土岐郡妻木町長　木村義一外五名提出
兵庫県川辺村の地域給に関する請願
第一一五号　兵庫県神崎郡川辺村長　山本与一郎外八名提出
兵庫県寺前村の地域給に関する請願
第一一六号　兵庫県神崎郡寺前村長　高峰啓太郎外五十五名提出
兵庫県中寺村の地域給に関する請願
第一一七号　兵庫県神崎郡中寺村長　橋本照治外五名提出
兵庫県甘地村の地域給に関する請願
第一一八号　兵庫県神崎郡甘地村長　永良政市外六名提出
兵庫県中寺村外十二箇村の地域給に関する請願

第一二九号　兵庫県神崎郡田原村神崎地方事務所内　野田弥作外十九名提出
埼玉県百間村の地域給に関する請願
第一三〇号　埼玉県南埼玉郡百間村長　斉藤甲馬外十二名提出
群馬県多胡村の地域給に関する請願
第一三一号　群馬県多野郡多胡村長　大沢要八外二名提出
新潟県地蔵堂町の地域給に関する請願
第一三二号　新潟県西蒲原郡地蔵堂町長　小川虎五郎提出
群馬県東村の地域給に関する請願
第一三三号　群馬県勢多郡東村長　坂本正雄外十三名提出
第二〇八号　群馬県勢多郡東村立花輪小学校内　山本繁外十二名提出
群馬県黒保根村の地域給に関する請願
第一三四号　群馬県勢多郡黒保根村長　大塚悦治外八名提出
第二〇九号　群馬県勢多郡黒保根村立黒保根小学校内　小林栄作外七名提出
岐阜県大井町の地域給に関する請願
第一三五号　岐阜県恵那郡大井町長　松下辰造提出
岐阜県長島、大井両町の地域給に関する請願
第一三六条　岐阜県恵那郡長島町長　小林豊提出
岐阜県東野村の地域給に関する請願
第一三七号　岐阜県恵那郡東野村長　西尾実提出
岐阜県武並村の地域給に関する請願
第一三八号　岐阜県恵那郡武並村長　遠山準治外一名提出
岐阜県釜戸村の地域給に関する請願
第一三九号　岐阜県土岐郡釜戸村長　溝口掬提出
静岡県清水村の地域給に関する請願
第一四〇号　静岡県駿東郡清水村長　梅田信誉外六名提出
静岡県大平村の地域給に関する請願
第一四一号　静岡県駿東郡大平村長　古屋吉蔵外五名提出
静岡県長泉村の地域給に関する請願
第一四二号　静岡県駿東郡長泉村長　永井保外五名提出
岡山県勝間田町の地域給に関する請願
第一四三号　岡山県勝田郡勝間田町長　則保清提出
岡山県福田村の地域給に関する請願
第一四四号　岡山県都窪郡福田村長　増田敏郎外三名提出
高知県田野町の地域給に関する請願
第一四五号　高知県安芸郡田野町長　村岡卓右衛門提出
宮崎県都城市の地域給に関する請願
第一四六号　宮崎県都城市長　曾木重貴提出
大分県安岐、西安岐両町の地域給に関する請願
第一四七号　大分県東国東郡安芸町長　今富真三外十七名提出
岡山県美作町の地域給に関する請願
第一五二号　岡山県英田郡美作町長　水嶋計次郎提出
岡山県大井町の地域給に関する請願
第一五三号　岡山県久米郡大井町長　岡田孝子外二名提出
千葉県木更津市の地域給に関する請願
第一五六号　千葉県木更津市長　山崎直外三十一名提出
千葉県津田沼町の地域給に関する請願
第一五七号　千葉県千葉郡津田沼町長　白鳥義三郎提出
石川県七塚町の地域給に関する請願
第一五八号　石川県河北郡七塚町長　釜田列和外九名提出
石川県高松町の地域給に関する請願
第一五九号　石川県河北郡高松町長　山口弥太郎外五名提出
石川県宇ノ気町の地域給に関する請願
第一六〇号　石川県河北郡宇ノ気町長　森千城外十名提出
香川県比地二、勝間両村の地域給に関する請願
第一六二号　香川県三豊郡比地二村長　西脇亀一外二十三名提出
愛媛県大洲町の地域給に関する請願
第一六三号　愛媛県喜多郡大洲町喜多地方事務所内　大野佐義提出
佐賀県久保田村の地域給に関する請願
第一六四号　佐賀県佐賀郡久保田村長　村田隆長外八名提出
群馬県室田町の地域給に関する請願
第一六五号　群馬県群馬郡室田町長　中島寛治外十五名提出
岩手県摺沢町の地域給に関する請願
第一六六号　岩手県東磐井郡摺沢町立摺沢中学校内　小山昌一外百六十五名提出
岡山県上道町の地域給に関する請願
第一六七号　岡山県上道郡上道町　平松壮太郎外百十六名提出
奈良県賀名生村の地域給に関する請願
第一七一号　奈良県吉野郡賀名生村長　桝田亮雄外十三名提出
奈良県宗檜村の地域給に関する請願
第一七二号　奈良県吉野郡宗檜村長　和泉要市外十九名提出
奈良県白銀村の地域給に関する請願
第一七三号　奈良県吉野郡白銀村長　米田作長外六十六名提出
岡山県吉備町の地域給に関する請願
第一七四号　岡山県都窪郡吉備町長　難波謙治外五名提出
岡山県鏡野町の地域給に関する請願
第一七五号　岡山県苫田郡鏡野町長　岡計男提出
岡山県大宮村の地域給に関する請願
第一七六号　岡山県邑久郡大宮村　柴田剛太提出
岡山県国府村の地域給に関する請願
第一七七号　岡山県邑久郡国府村全官公職員協会内　浦上今治提出
石川県小松市の地域給に関する請願
第一七八号　石川県小松市長　和田伝四郎外二十三名提出
埼玉県北泉村の地域給に関する請願
第一七九号　埼玉県児玉郡北泉村長　井上寿郎外六名提出
群馬県渋川町の地域給に関する請願
第一八〇号　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外三十名提出
群馬県境町の地域給に関する請願
第一八一号　群馬県佐波郡境町長　田島好作外一名提出
群馬県古馬牧村の地域給に関する請願
第一八七号　群馬県利根郡古馬牧村長　直庭武外十四名提出
群馬県薄根村の地域給に関する請願
第一八八号　群馬県利根郡薄根村長　松井定次郎外四名提出

高知県宇佐町の地域給に関する請願
第一八九号　高知県高岡郡宇佐町長　橋田清太郎外九名提出
高知県新居村の地域給に関する請願
第一九〇号　高知県高岡郡新居村長　門田武治提出
東京都五日市町の地域給に関する請願
第一九一号　東京都西多摩郡五日市町長　星野良一外八名提出
埼玉県太田村の地域給に関する請願
第一九二号　埼玉県大里郡太田村長　岩崎貞作外六名提出
埼玉県別府村の地域給に関する請願
第一九三号　埼玉県大里郡別府村長　高橋恵七外五名提出
山口県深川、仙崎両町の地域給に関する請願
第一九八号　山口県大津郡深川町役場内深川町仙崎町地区全官公庁協議会内　三輪武夫提出
山梨県小笠原町の地域給に関する請願
第一九九号　山梨県中巨摩郡小笠原町長　金丸親太郎外十六名提出
愛知県寺津町の地域給に関する請願
第二〇〇号　愛知県幡豆郡寺津町長　鈴木仁市外三名提出
愛知県一色町の地域給に関する請願
第二〇一号　愛知県幡豆郡一色町長　鈴木三之介外八名提出
愛知県吉田町の地域給に関する請願
第二〇二号　愛知県幡豆郡吉田町長　渡辺茂平外九名提出
愛知県平坂町の地域給に関する請願
第二〇三号　愛知県幡豆郡平坂町長　石川藤一郎外七名提出
愛知県幡豆町の地域給に関する請願
第二〇四号　愛知県幡豆郡幡豆町長　牧野健吉外六名提出
愛知県福地村の地域給に関する請願
第二〇五号　愛知県幡豆郡福地村長　戸田和市外五名提出
群馬県宮城村の地域給に関する請願
第二〇六号　群馬県勢多郡宮城村長　阿久沢千代吉外三名提出
群馬県大間々町の地域給に関する請願
第二〇七号　群馬県山田郡大間々町長　北村吉三郎外十一名提出
茨城県吉沼村の地域給に関する請願
第二一〇号　茨城県筑波郡吉沼村立吉沼小学校内　大関延雄外七十二名提出
岡山県三谷、山田両村の地域給に関する請願
第二一一号　岡山県小田郡山田村長　田口万一外十名提出
埼玉県中山村の地域給に関する請願
第二一二号　埼玉県比企郡中山村大字中山二〇五四　関口政治外七名提出
埼玉県出丸村の地域給に関する請願
第二一三号　埼玉県比企郡出丸村立出丸小学校内　鈴木三郎外二名提出
埼玉県三保谷村の地域給に関する請願
第二一四号　埼玉県比企郡三保谷村三保谷小学校内　沢田鞠徳外三名提出
埼玉県川角村の地域給に関する請願
第二一五号　埼玉県入間郡川角村長　小久保一郎外五名提出
第四二二号　埼玉県入間郡川角中学校内　島野義三外四名提出
埼玉県八ッ保村の地域給に関する請願
第二一六号　埼玉県比企郡八ッ保村八ッ保小学校内　立川政司外四名提出
埼玉県伊草村の地域給に関する請願
第二一七号　埼玉県比企郡伊草村伊草小学校内　林与三次外二名提出
第五一二号　同
埼玉県金子村の地域給に関する請願
第二一八号　埼玉県入間郡金子村長　中島幸太郎外七名提出
埼玉県東金子村の地域給に関する請願
第二一九号　埼玉県入間郡東金子村長　吉田善平外五名提出
埼玉県元狭山村の地域給に関する請願
第二二〇号　埼玉県入間郡元狭山村長　栗原為吉外五名提出
埼玉県三ケ島村の地域給に関する請願
第二二一号　埼玉県入間郡三ケ島村大字三ケ島　大井貞三外四名提出
埼玉県宮寺村の地域給に関する請願
第二二二号　埼玉県入間郡宮寺村長　石川佐助外四名提出
埼玉県藤沢村の地域給に関する請願
第二二三号　埼玉県入間郡藤沢村長　石田弥一外六名提出
埼玉県小見野村の地域給に関する請願
第二二四号　埼玉県比企郡小見野村小見野小学校内　山口左喜外二名提出
群馬県大川村の地域給に関する請願
第二二九号　群馬県邑楽郡大川村長　久保田千吉外七名提出
滋賀県金田村の地域給に関する請願
第二三〇号　滋賀県蒲生郡金田村長　松原五百蔵提出
滋賀県武佐村の地域給に関する請願
第二三一号　滋賀県蒲生郡武佐村長　中村作三提出
滋賀県朝日野村外四箇村の地域給に関する請願
第二三二号　滋賀県蒲生郡桜川村長　田中安平外十八名提出
埼玉県羽生町の地域給に関する請願
第二三三号　埼玉県北埼玉郡羽生町郵便局内　萩原喜三郎外十名提出
埼玉県新会村の地域給に関する請願
第二三四号　埼玉県大里郡新会村長　笹井護衛外五名提出
石川県田鶴浜町の地域給に関する請願
第二三五号　石川県鹿島郡田鶴浜町長　杉森信也外十名提出
群馬県高崎市の地域給に関する請願
第二三七号　群馬県高崎市連雀町四七高崎地区全官公庁連絡協議会内　安藤安次郎外九十八名提出
山形県大山町の地域給に関する請願
第二四五号　山形県西田川郡大山町長　加藤専十郎外六名提出
東京都西多摩村の地域給に関する請願
第二四六号　東京都西多摩郡西多摩村長　下田伊左衛門外百名提出
群馬県桐生市の地域給に関する請願
第二四七号　群馬県桐生市長　前原一治外二十六名提出
静岡県佐倉村の地域給に関する請願
第二四八号　静岡県小笠郡佐倉村長　清水操一外六名提出
岐阜県中津川市の地域給に関する請願

第二四九号　岐阜県中津川市長　市岡訃介提出
愛知県西浦町の地域給に関する請願
第二五〇号　愛知県知多郡西浦町長　久田慶三外五名提出
三重県上野市の地域給に関する請願
第二五一号　三重県上野市西高倉四〇七七　松井豊治外三名提出
富山県魚津市の地域給に関する請願
第二五二号　富山県魚津市長　金光邦三提出
大分県長洲町の地域給に関する請願
第二五三号　大分県宇佐郡長洲町長　高橋常市外一名提出
三重県西黒部村の地域給に関する請願
第二五四号　三重県飯南郡西黒部村長　井阪俊一外三名提出
群馬県宝泉村の地域給に関する請願
第二五七号　群馬県新田郡宝泉村長　塚越累平外二十八名提出
千葉県本埜村の地域給に関する請願
第二五八号　千葉県印旛郡本埜村長　岩井伊外四名提出
千葉県富里村の地域給に関する請願
第二五九号　千葉県印旛郡富里村長　鈴木義雄提出
長野県戸倉、上山田両町の地域給に関する請願
第二六〇号　長野県埴科郡戸倉町戸倉郵便局内　柳沢勝三提出
埼玉県加須、不動岡両町の地域給に関する請願
第二六七号　埼玉県北埼玉郡加須町長　関口茂忠外十八名提出
教職員のへき地手当引上げ等に関する請願
第二六八号　新潟市川岸町一新潟県教職員組合内　田中修三提出
群馬県沼田町の地域給に関する請願
第二六九号　群馬県利根郡沼田町郵便局内　小林徳太郎外四十一名提出
佐賀県鹿島村の地域給に関する請願
第二七〇号　佐賀県藤津郡鹿島村長　吉田勝海外八名提出
佐賀県鹿島町の地域給に関する請願
第二七一号　佐賀県藤津郡鹿島町長　松浦茂外五百八十名提出
愛知県常滑町の地域給に関する請願
第二七五号　愛知県知多郡常滑町長　伊奈長三郎外十六名提出
香川県池田町の地域給に関する請願
第二七六号　香川県小豆郡池田町長　佐々木幸治外十七名提出
第九五三号　香川県小豆郡池田町農林省香川食糧事務所小豆支部池田出張所内　田村春吉外十六名提出
福岡県二日市町の地域給に関する請願
第二七七号　福岡県筑紫郡二日市町長　武石源太郎外八名提出
宮崎県の地域給に関する請願
第二七八号　宮崎県知事　田中長茂提出
宮崎市の地域給に関する請願
第二七九号　宮崎市長　荒川岩吉提出
宮崎県日南市の地域給に関する請願
第二八〇号　宮崎県日南市長　井戸川一提出
宮崎県小林市の地域給に関する請願
第二八一号　宮崎県小林市長　岡薗助左衛門提出
宮崎県高岡町の地域給に関する請願
第二八二号　宮崎県東諸県郡高岡町長　長野恕男提出
宮崎県門川町の地域給に関する請願
第二八三号　宮崎県東臼杵郡門川町長　白木次蔵外十五名提出
宮崎県高鍋町の地域給に関する請願
第二八四号　宮崎県児湯郡高鍋町長　柿原政一郎外一名提出
宮崎県那珂村の地域給に関する請願
第二八五号　宮崎県宮崎郡那珂村長　清袈裟次郎外一名提出
宮崎県志和池村の地域給に関する請願
第二八六号　宮崎県北諸県郡志和池村長　内村茂吉外一名提出
宮崎県北郷村の地域給に関する請願
第二八七号　宮崎県南那珂郡北郷村長　黒木一郎提出
宮崎県飯野町の地域給に関する請願
第二八八号　宮崎県西諸県郡飯野町長　市来武夫提出
静岡県袋井町の地域給に関する請願
第二九二号　静岡県磐田郡袋井町長　戸倉尭爾外十六名提出
奈良県馬見町の地域給に関する請願
第二九三号　奈良県北葛城郡馬見町長　井上忠太郎外五名提出
石川県越路町の地域給に関する請願
第二九四号　石川県鹿島郡越路町長　田中平治外四名提出
石川県鶴川町の地域給に関する請願
第二九五号　石川県鳳至郡鶴川町長　竹内久雄外十六名提出
山口県蒲野村の地域給に関する請願
第二九六号　山口県大島郡蒲野村長　世良菊之輔外一名提出
山口県富海村の地域給に関する請願
第二九七号　山口県佐波郡富海村長　河村盛市外三名提出
香川県志度町の地域給に関する請願
第二九八号　香川県大川郡志度町長　多田善樹外十五名提出
第五九八号　香川県大川郡志度町志度郵便局内　対島清一外十四名提出
第九五四号　香川県大川郡志度町農業委員会内　高橋孝雄外十四名提出
長崎県対馬の地域給に関する請願
第二九九号　長崎県対馬支庁内　山田才太提出
福島県若松市の地域給に関する請願
第三〇〇号　福島県若松市博労町二三福島食糧事務所北会津支庁内　半沢卯右エ門外一名提出
福島県上遠野村の地域給に関する請願
第三〇一号　福島県石城部上遠野村長　荒川久馬外七名提出
福島県一箕村の地域給に関する請願
第三〇二号　福島県北会津郡一箕村長　古川一馬外二名提出
千葉県弥富村の地域給に関する請願
第三〇三号　千葉県印旛郡弥富村長　檀谷正雄外三名提出
埼玉県本庄町の地域給に関する請願（二通）
第三〇四号　埼玉県児玉郡本庄町児玉地方事務所内　茂木一雅外三十三名提出
群馬県桃野村の地域給に関する請願
第三〇五号　群馬県利根郡桃野村長　後閑祐次外九名提出

広島県瀬野村の地域給に関する請願
第三一〇号　広島県安芸郡瀬野村長　満田賢三外一名提出
三重県一身田町の地域給に関する請願
第三一一号　三重県河芸郡一身田町長　辻孫一郎外十二名提出
三重県豊浜、北浜両村の地域給に関する請願
第三一二号　三重県度会郡豊浜村長　大仲義一外十七名提出
三重県田丸町外三箇村の地域給に関する請願
第三一三号　三重県度合郡田丸町長　加藤渡外五十名提出
三重県船越村外四箇村の地域給に関する請願
第三一四号　三重県志摩郡片田村小学校内　林定外三百七十七名提出
福島県勿来町の地域給に関する請願
第三一五号　福島県石城郡勿来町長　青天目信次郎外九名提出
愛知県大野町の地域給に関する請願
第三一六号　愛知県知多郡大野町長　平野昭三外七名提出
愛知県東浦町の地域給に関する請願
第三一九号　愛知県知多郡東浦町長　水野新外一名提出
愛知県大府町の地域給に関する請願
第三二〇号　愛知県知多郡大府町長　山口愛次外十四名提出
愛知県篠島村の地域給に関する請願
第三二一号　愛知県知多郡篠島村長　榊原愛治提出
愛知県日間賀島村の地域給に関する請願
第三二二号　愛知県知多郡日間賀島村長　斎藤佐七提出
愛知県浅井町の地域給に関する請願
第三二三号　愛知県葉栗郡浅井町長　岩田庄三郎提出
秋田県神宮寺町の地域給に関する請願
第三二四号　秋田県仙北郡神宮寺町長　藤井久松外七名提出
京都府福知山市の地域給に関する請願
第三二五号　京都府福知山市長　牧野源太郎外一名提出
鳥取県宝木村の地域給に関する請願
第三二六号　鳥取県気高郡宝木村長　松本義久外九名提出
石川県根上町の地域給に関する請願
第三二七号　石川県能美郡根上町長　新川一次外七名提出
山口県大島町の地域給に関する請願
第三二八号　山口県大島郡大島町長　安元作十外一名提出
福岡県立石村の地域給に関する請願
第三二九号　福岡県三井郡立石村長　柳直次郎外十二名提出
福岡県田主丸町の地域給に関する請願
第三三〇号　福岡県浮羽郡田主丸町長　田中為五郎提出
福岡県浮羽町の地域給に関する請願
第三三一号　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太提出
福岡県福富村の地域給に関する請願
第三三二号　福岡県浮羽郡福富村長　大石信提出
福岡県青木村の地域給に関する請願
第三三三号　福岡県三潴郡青木村長　津城政吉外三名提出
福岡県大溝村の地域給に関する請願
第三三四号　福岡県三潴郡大溝村長　古賀彦次郎外三名提出
福岡県大莞村の地域給に関する請願
第三三五号　福岡県三潴郡大莞村長　松永万吉外二名提出
福岡県西牟田町の地域給に関する請願
第三三六号　福岡県三潴郡西牟田町長　永田友次外五名提出
福岡県田口村の地域給に関する請願
第三三七号　福岡県三潴郡田口村長　島崎林太郎外二名提出
福岡県木佐木村の地域給に関する請願
第三三八号　福岡県三潴郡木佐木村長　徳永喜三次外六名提出
福岡県川口村の地域給に関する請願
第三三九号　福岡県三潴郡川口村長　石川喜久外五名提出
福岡県三潴村の地域給に関する請願
第三四〇号　福岡県三潴村長　富松幸登外二名提出
福岡県大野島村の地域給に関する請願
第三四一号　福岡県三潴郡大野島村長　武下一郎外三名提出
福岡県安武村の地域給に関する請願
第三四二号　福岡県三潴郡安武村長　滝優信外四名提出
福岡県犬塚村の地域給に関する請願
第三四三号　福岡県三潴郡犬塚村長　宮原幸雄外四名提出
福岡県蒲池村の地域給に関する請願
第三四四号　福岡県三潴郡蒲池村長　北原幸吉外三名提出
福岡県大善寺町の地域給に関する請願
第三四五号　福岡県三潴郡大善寺町長　津留崎朝二提出
福岡県昭代村の地域給に関する請願
第三四六号　福岡県三潴郡昭代村長　田中瑞穂外六名提出
福岡県木室村の地域給に関する請願
第三四七号　福岡県三潴郡木室村長　佐藤嘉市外三名提出
福岡県江上村の地域給に関する請願
第三四八号　福岡県三潴郡江上村長　島辰生外二名提出
福岡県城島町の地域給に関する請願
第三四九号　福岡県三潴郡城島町長　中園喜久男外六名提出
福岡県荒木町の地域給に関する請願
第三五〇号　福岡県三潴郡荒木町長　近藤卓雄外八名提出
福岡県大川町の地域給に関する請願
第三五一号　福岡県三潴郡大川町長　江頭清外十六名提出
福岡県三又村の地域給に関する請願
第三五二号　福岡県三潴郡三又村長　中村実外四名提出
栃木県豊郷村の地域給に関する請願
第三五三号　栃木県河内郡豊郷村北小学校　砂川俊外四十三名提出
栃木県城山村の地域給に関する請願
第三五四号　栃木県河内郡城山村南小学校内　竹渕虎雄外六十七名提出
栃木県姿川村の地域給に関する請願
第三五五号　栃木県河内郡姿川村姿川中学校内　加藤伴四郎外五十二名提出
栃木県横川村の地域給に関する請願
第三五六号　栃木県河内郡横川村中学校内　岩崎良能外四十九名提出
栃木県古里村の地域給に関する請願
第三五七号　栃木県河内郡古里村岡本小学校内　斎藤保外百九十四名提出

栃木県国本村の地域給に関する請願
第三五八号　栃木県河内郡国本村中央小学校内　仲根金繁外三十六名提出
佐賀県北波多村の地域給に関する請願
第三五九号　佐賀県東松浦郡北波多村長　井手芳蔵外五名提出
佐賀県曲川村の地域給に関する請願
第三六〇号　佐賀県西松浦郡曲川村長　大串哲夫外四名提出
佐賀県南川副町の地域給に関する請願
第三六一号　佐賀県佐賀郡南川副町長　吉武喜久志提出
佐賀県巨勢村の地域給に関する請願
第三六二号　佐賀県佐賀郡巨勢村長　執行増夫外五名提出
佐賀県鍋島村の地域給に関する請願
第三六三号　佐賀県佐賀郡鍋島村長　池田利夫外四名提出
佐賀県神崎町の地域給に関する請願
第三六四号　佐賀県神崎郡神崎町長　和田常雄外二名提出
佐賀県三田川村の地域給に関する請願
第三六五号　佐賀県神崎郡三田川村長　江口伊四郎外六名提出
佐賀県蓮池町の地域給に関する請願
第三六六号　佐賀県神崎郡蓮池町長　武田資義提出
佐賀県塩田町の地域給に関する請願
第三六七号　佐賀県藤津郡塩田町長　前田政八外十名提出
佐賀県古枝村の地域給に関する請願
第三六八号　佐賀県藤津郡古枝村長　諸岡七郎外七名提出
佐賀県中原村の地域給に関する請願
第三六九号　佐賀県三養基郡中原村長　牛島四郎外六名提出
佐賀県旭村の地域給に関する請願
第三七〇号　佐賀県三養基郡旭村長　池尻勝三郎外五名提出
佐賀県北茂安村の地域給に関する請願
第三七一号　佐賀県三養基郡北茂安村長　北原定外六名提出
佐賀県上峰村の地域給に関する請願
第三七二号　佐賀県三養基郡上峰村長　大園謙一外三名提出
佐賀県大町町の地域給に関する請願
第三七三号　佐賀県杵島郡大町町長　三根寛作提出
佐賀県北方町の地域給に関する請願
第三七四号　佐賀県杵島郡北方町長　田崎四郎提出
佐賀県福富村の地域給に関する請願
第三七五号　佐賀県杵島郡福富村長　久原獅子太郎外七名提出
佐賀県朝日村の地域給に関する請願
第三七六号　佐賀県杵島郡朝日村長　中村源一外六名提出
佐賀県東多久村の地域給に関する請願
第三七七号　佐賀県小城郡東多久村長　前山琢磨外八名提出
佐賀県小城町の地域給に関する請願
第三七八号　佐賀県小城郡小城町長　相原義人外二十八名提出
佐賀県北多久町の地域給に関する請願
第三七九号　佐賀県小城郡北多久町長　東郷嘉八外十名提出
佐賀県南山村の地域給に関する請願
第三八〇号　佐賀県小城郡南山村長　副島延夫外十二名提出
山形県新庄市等の地域給に関する請願
第三八一号　山形県新庄市十日町二四二　鈴木三樹雄提出
石川県能登部町の地域給に関する請願
第三八六号　石川県鹿島郡能登部町長　大西理三郎外七名提出
石川県御祖村の地域給に関する請願
第三八七号　石川県鹿島郡御祖村長　小林昌幸外二名提出
埼玉県八基村の地域給に関する請願
第三八八号　埼玉県大里郡八基村長　尾高浩一外三名提出
埼玉県中瀬村の地域給に関する請願
第三八九号　埼玉県大里郡中瀬村長　石川五郎平外五名提出
愛知県大高町の地域給に関する請願
第三九〇号　愛知県知多郡大高町長　荒木岩太郎外六名提出
愛知県八幡町の地域給に関する請願
第三九一号　愛知県知多郡八幡町長　花井東外十名提出
京都府大宮町の地域給に関する請願
第三九二号　京都府中郡大宮町長　堀利男外一名提出
高知県室戸地区の地域給に関する請願
第三九三号　高知県安芸郡室戸町長　島内時馬外一名提出
高知県川内村の地域給に関する請願
第三九四号　高知県高岡郡川内村長　片岡万蔵提出
高知県大楠植村の地域給に関する請願
第三九五号　高知県香美郡大楠植村長　依光芳郎提出
鹿児島県大崎町の地域給に関する請願
第三九六号　鹿児島県囎唹郡大崎町長　溝口猛勇提出
埼玉県金屋村の地域給に関する請願
第四〇〇号　埼玉県児玉郡金屋村長　清水武一外二名提出
愛媛県中山町の地域給に関する請願
第四〇三号　愛媛県伊予郡中山町　亀本好恵提出
第一三四九号　同
静岡県白羽村の地域給に関する請願
第四〇四号　静岡県榛原郡白羽村長　松井仁平次外十二名提出
第七一四号　静岡県榛原郡白羽村中学校内　鴨岡伝四郎外十一名提出
福岡県吉井町の地域給に関する請願
第四〇五号　福岡県浮羽郡吉井町長　大鶴寅夫提出
福岡県水分村の地域給に関する請願
第四〇六号　福岡県浮羽郡水分村長　山本公平提出
福岡県江南村の地域給に関する請願
第四〇七号　福岡県浮羽郡江南村長　中川勝提出
福岡県千年村の地域給に関する請願
第四〇八号　福岡県浮羽郡千年村長　久保田秀生提出
愛知県挙母市の地域給に関する請願
第四一四号　愛知県挙母市長　渡辺釰吉外二十一名提出
高知県片地村の地域給に関する請願
第四一五号　高知県香美郡片地村長　公文暁外五名提出
埼玉県高柳村の地域給に関する請願
第四一六号　埼玉県北埼玉郡高柳村立高柳小学校内　新井甚一外十四名提出
埼玉県大岡村の地域給に関する請願
第四一七号　埼玉県比企郡大岡村小学校内　杉崎常雄外二名提出

埼玉県八和田村の地域給に関する請願
第四一八号　埼玉県比企郡八和田村長　千野幸三郎外七名提出
埼玉県菅谷村の地域給に関する請願
第四一九号　埼玉県比企郡菅谷村長　高崎達蔵外百五名提出
埼玉県七郷村の地域給に関する請願
第四二〇号　埼玉県比企郡七郷村長　杉田政之助外六名提出
埼玉県西吉見村の地域給に関する請願
第四二一号　埼玉県比企郡西吉見村中学校内　小川隆太郎外四名提出
埼玉県武里村の地域給に関する請願
第四二三号　埼玉県埼玉郡武里村長　中村延寿外十名提出
埼玉県仁手村の地域給に関する請願
第四二四号　埼玉県児玉郡仁手村長　島田一郎外三十三名提出
埼玉県原谷村の地域給に関する請願
第四二五号　埼玉県秩父郡原谷村長職務代理助役　杉田松太郎外五十一名提出
埼玉県男沼村の地域給に関する請願
第四二六号　埼玉県大里郡男沼村長　横倉喜久郎外六名提出
埼玉県奈良村の地域給に関する請願
第四二七号　埼玉県大里郡奈良村長　福田市郎外六名提出
三重県三重郡の地域給に関する請願
第四二八号　三重県三重郡菰野町三重郡地域給審議会内　千種正次外三十五名提出
三重県阿下喜町の地域給に関する請願
第四二九号　三重県員弁郡阿下喜町長　松本留雄外七名提出
三重県関町の地域給に関する請願
第四三〇号　三重県鈴鹿郡関町長　伊藤偉作外五名提出
三重県井田川村の地域給に関する請願
第四三一号　三重県鈴鹿郡井田川村　中野忠孝提出
三重県神辺村の地域給に関する請願
第四三二号　三重県鈴鹿郡神辺村　安藤保提出
千葉県柏町の地域給に関する請願
第四三三号　千葉県東葛飾郡柏町役場内柏町官公庁協議会内　杉山一之外十五名提出
栃木県平石村の地域給に関する請願
第四三四号　栃木県河内郡平石村平石中学校　池間恵祥外四十九名提出
宮崎県清武町の地域給に関する請願
第四三五号　宮崎県宮崎郡清武町長　湯地明提出
群馬県富士見村の地域給に関する請願
第四三七号　群馬県勢多郡富士見村長　大友常見外七名提出
鹿児島県市来町の地域給に関する請願
第四四〇号　鹿児島県日置郡市来町長　富永義雄外十七名提出
高知県小筑紫町の地域給に関する請願
第四四一号　高知県幡多郡小筑紫町長　福井直澄提出
高知県白田川村の地域給に関する請願
第四四二号　高知県幡多郡白田川村長　金子福馬提出
高知県十市村の地域給に関する請願
第四四三号　高知県長岡郡十市村長　沢村正路外四名提出
高知県明治村の地域給に関する請願
第四四四号　高知県香美郡明治村長　安岡重寿提出
宮城県渡波町の地域給に関する請願
第四四五号　宮城県牡鹿郡渡波町長　馬場勁介提出
第八五四号　同
宮城県一迫町の地域給に関する請願
第四四六号　宮崎県栗原郡一迫町長　狩野文朔外六名提出
宮城県鳥矢崎村の地域給に関する請願
第四四七号　宮城県栗原郡鳥矢崎村長　佐竹精一郎外三名提出
青森県三戸町外二箇村の地域給に関する請願
第四四八号　青森県三戸郡留崎村大字梅内字城下　一ノ渡力外十九名提出
三重県川崎村の地域給に関する請願
第四五〇号　三重県鈴鹿郡川崎村地域給協議会内　川戸波斯生提出
滋賀県桐原村の地域給に関する請願
第四五一号　滋賀県蒲生郡桐原村長　重田源治郎外一名提出
群馬県伊勢崎市の地域給に関する請願
第四五二号　群馬県伊勢崎市長　大沢三郎外一名提出
千葉県佐倉町の地域給に関する請願
第四五三号　千葉県印旛郡佐倉町長　木倉和一郎提出
千葉県鴨川町の地域給に関する請願
第四五四号　千葉県安房郡鴨川町長　相川政治外四百二十一名提出
埼玉県里浜村の地域給に関する請願
第四五五号　埼玉県南埼玉郡黒浜村長　中野金作外三百四十八名提出
埼玉県増林村の地域給に関する請願
第四五六号　埼玉県南埼玉郡増林村長　石川三津蔵外四名提出
埼玉県上高野村の地域給に関する請願
第四五七号　埼玉県北葛飾郡上高野村長　青鹿正雄外六名提出
埼玉県上尾町の地域給に関する請願
第四五八号　埼玉県北足立郡上尾町長　下里金太郎外十五名提出
埼玉県賀美村の地域給に関する請願
第四五九号　埼玉県児玉郡賀美村長　伊藤浜五郎外六名提出
埼玉県明戸村の地域給に関する請願
第四六〇号　埼玉県大里郡明戸村長　倉上源次郎外四名提出
埼玉県本郷村の地域給に関する請願
第四六一号　埼玉県大里郡本郷村長　小林恒治外三名提出
埼玉県幡羅村の地域給に関する請願
第四六二号　埼玉県大里郡幡羅村長　栗原元一外十名提出
岐阜県広見村の地域給に関する請願
第四六三号　岐阜県可児郡広見町長　金子瀞提出
岐阜県今渡町の地域給に関する請願
第四六四号　岐阜県可児郡今渡町長　奥村幸夫提出
岐阜県中町の地域給に関する請願
第四六五号　岐阜県可児郡中町長　原貞雄外一名提出
岐阜県兼山町の地域給に関する請願
第四六六号　岐阜県可児郡兼山町長　伊藤外一外一名提出
岐阜県御嵩町の地域給に関する請願

第四六七号　岐阜県可児郡御嵩町長　須田太郎外十三名提出
岐阜県上之郷村の地域給に関する請願
第四六八号　岐阜県可児郡上之郷町長　日比野剛平外五名提出
岐阜県久々利村の地域給に関する請願
第四六九号　岐阜県可児郡久々利村長　浅井正外四名提出
岐阜県帷子村の地域給に関する請願
第四七〇号　岐阜県可児郡帷子村長　小池汀外五名提出
岐阜県土田村の地域給に関する請願
第四七一号　岐阜県可児郡土田村長　金子数雄外四名提出
岐阜県平牧村の地域給に関する請願
第四七二号　岐阜県可児郡平牧村長　加知才三郎外十名提出
岐阜県錦津村の地域給に関する請願
第四七三号　岐阜県可児郡錦津村長　川村房雄外三名提出
岐阜県春里村の地域給に関する請願
第四七四号　岐阜県可児郡春里村長　大沢四郎外四名提出
岐阜県笠置村の地域給に関する請願
第四七五号　岐阜県恵那郡笠置村長　石原高一提出
岐阜県三郷村の地域給に関する請願
第四七六号　岐阜県恵那郡三郷村長　小林喜八提出
岐阜県中野方村の地域給に関する請願
第四七七号　岐阜県恵那郡中野方村長　山田稔提出
岐阜県落合村の地域給に関する請願
第四七八号　岐阜県恵那郡落合村長　井沢兵次郎提出
岐阜県福岡村の地域給に関する請願
第四七九号　岐阜県恵那郡福岡村長　長瀬公平提出
岐阜県遠山村の地域給に関する請願
第四八〇号　岐阜県恵那郡遠山村長　佐々木利八外五名提出
岐阜県遠山村の寒冷地手当に関する請願
第四八一号　岐阜県恵那郡遠山村長　佐々木利八外五名提出
宮城県生出村の地域給に関する請願
第四九四号　宮城県名取郡生出村大字茂庭中ノ瀬一三　佐々木勇提出
埼玉県入間川町の地域給に関する請願
第四九五号　埼玉県入間郡入間川町長　村上昇提出
埼玉県秦村の地域給に関する請願
第四九六号　埼玉県大里郡秦村長　増田恵一外四十六名提出
埼玉県豊野村の地域給に関する請願
第四九七号　埼玉県北葛飾郡豊野村長　遠藤信太郎外三名提出
山口県久賀町の地域給に関する請願
第四九八号　山口県大島郡久賀町長　升井五郎左衛門外十四名提出
山口県白木村の地域給に関する請願
第四九九号　山口県大島郡白木村長　山崎季二外十八名提出
山口県日良居村の地域給に関する請願
第五〇〇号　山口県大島郡日良居村長　浜本亀市外七名提出
山口県沖浦村の地域給に関する請願
第五〇一号　山口県大島郡沖浦村長　谷坂俊郎外一名提出
山口県佐賀村の地域給に関する請願
第五〇二号　山口県熊毛郡佐賀村長　増野隼熊外十三名提出
山口県平生町の地域給に関する請願
第五〇三号　山口県熊毛郡平生町全官公労組平生地区協議会内　貫田淳作外十名提出
栃木県烏山町の地域給に関する請願
第五〇五号　栃木県那須郡烏山町長　龍福磯治外五百九十名提出
埼玉県富多村の地域給に関する請願
第五〇六号　埼玉県北葛飾郡富多村長　平野勝次外二名提出
埼玉県久喜町の地域給に関する請願
第五〇七号　埼玉県南埼玉郡久喜町長　橘本亮外十三名提出
埼玉県広田村の地域給に関する請願
第五〇八号　埼玉県北埼玉郡広田村長　新井義外五十四名提出
埼玉県屈巣村小、中学校の地域給に関する請願
第五〇九号　埼玉県北埼玉郡屈巣村長　藤村篤治外五名提出
埼玉県原市場村の地域給に関する請願
第五一〇号　埼玉県入間郡原市場村長　馬場治郎外百二十一名提出
埼玉県名栗村の地域給に関する請願
第五一一号　埼玉県入間郡名栗村長　有馬忠直外五十七名提出
埼玉県宗岡村外二箇村の地域給に関する請願
第五一三号　埼玉県北足立郡宗岡村長　金子栄吉外六名提出
奈良県田原本町の地域給に関する請願
第五一四号　奈良県磯城郡田原本町役場内地域給対策協議会内　辰巳脩二郎外十名提出
三重県深伊沢村の地域給に関する請願
第五一五号　三重県鈴鹿郡深伊沢村　鈴木徳提出
三重県和具町の地域給に関する請願
第五一六号　三重県志摩郡和具町　東川源司外四名提出
奈良県朝和村の地域給に関する請願
第五一七号　奈良県山辺郡朝和村長　中川渉外三名提出
岐阜市の地域給に関する請願
第五一八号　岐阜市長　東前豊外二名提出
岐阜県那加町の地域給に関する請願
第五一九号　岐阜県稲葉郡那加町岐阜大学内　坪内鋭外一名提出
兵庫県相生市の地域給に関する請願
第五二〇号　兵庫県相生市長　岡田源吾外一名提出
兵庫県港村の地域給に関する請願
第五二一号　兵庫県城崎郡港村長　高谷実太郎外八名提出
兵庫県奈佐村の地域給に関する請願
第五二二号　兵庫県城崎郡奈佐村長　岡谷藤右衛門外三名提出
兵庫県奥佐津村の地域給に関する請願
第五二三号　兵庫県城崎郡奥佐津村長　森田義男外三十三名提出
兵庫県口佐津村の地域給に関する請願
第五二四号　兵庫県城崎郡口佐津村佐津郵便局内　滝本光外十二名提出
徳島県鳴門市の地域給に関する請願
第五二五号　徳島県鳴門市長　槇田猷太郎外二名提出
徳島県辻町の地域給に関する請願
第五二六号　徳島県三好郡辻町長　仁尾一男提出
徳島県加茂町の地域給に関する請願

第五二七号　徳島県三好郡加茂町長　元木信夫提出
徳島県郡里町の地域給に関する請願

第五二八号　徳島県美馬郡郡里町長　三橋熊夫外二名提出
徳島県桑野町の地域給に関する請願

第五二九号　徳島県那賀郡桑野町長　国行文雄外一名提出
徳島県久勝町の地域給に関する請願

第五三〇号　徳島県阿波郡久勝町長　新居是明提出
徳島県林町の地域給に関する請願

第五三一号　徳島県阿波郡林町長　鎌田孫兵衛提出
徳島市の地域給に関する請願

第五三二号　徳島市長　長尾新九郎外一名提出
徳島県牟岐町の地域給に関する請願

第五三三号　徳島県海部郡牟岐町　栫富政一提出
徳島県穴吹町の地域給に関する請願

第五三四号　徳島県美馬郡穴吹町長　佐藤章一提出
徳島県小松島市の地域給に関する請願

第五三五号　徳島県小松島市長　西岡喜平提出
徳島県川田町の地域給に関する請願

第五三六号　徳島県麻植郡川田町長　幸田昌三外一名提出
徳島県半田町の地域給に関する請願

第五三七号　徳島県美馬郡半田町長　大久保甚吉外二名提出
徳島県日和佐町の地域給に関する請願

第五三八号　徳島県海部郡日和佐町長　町弥一外五名提出
徳島県平島村の地域給に関する請願

第五三九号　徳島県那賀郡平島村長　宮本治平外十一名提出
徳島県北井上村の地域給に関する請願

第五四〇号　徳島県名東郡北井上村長　久永一男提出
徳島県山城谷村の地域給に関する請願

第五四一号　徳島県三好郡山城谷村長　森岡君平提出
徳島県岩倉町の地域給に関する請願

第五四二号　徳島県美馬郡岩倉町長　藤田武雄提出
徳島県上八万村の地域給に関する請願

第五四三号　徳島県名東郡上八万村長　天野尊信提出
徳島県赤河内村の地域給に関する請願

第五四四号　徳島県海部郡赤河内村長　鈴木利市提出
徳島県昼間町の地域給に関する請願

第五四五号　徳島県三好郡昼間町長　袴口菊市提出
徳島県三繩村の地域給に関する請願

第五四六号　徳島県三好郡三繩村長　野田貞五郎提出
徳島県三野町の地域給に関する請願

第五四七号　徳島県三好郡三野町長　原田義章提出
徳島県脇町の地域給に関する請願

第五四八号　徳島県美馬郡脇町長　重本賢一提出
徳島県一条町の地域給に関する請願

第五四九号　徳島県板野郡一条町長　姫田忠助外一名提出
徳島県貞光町の地域給に関する請願

第五五〇号　徳島県美馬郡貞光町長　武市恭信提出
徳島県椿町の地域給に関する請願

第五五一号　徳島県那賀郡椿町長　門田文夫外一名提出
徳島県江原町の地域給に関する請願

第五五二号　徳島県美馬郡江原町長　井口貞夫提出
徳島県石井町の地域給に関する請願

第五五三号　徳島県名西郡石井町長　細井伊蔵外三名提出
三重県桃園村外四ケ村の地域給に関する請願

第五五四号　三重県一志郡桃園村長　小田一男外二十八名提出
秋田県平沢町の地域給に関する請願

第五五五号　秋田県由利郡平沢町長　斎藤幸男外三名提出
東京都青梅市の地域給に関する請願

第五五六号　東京都青梅市青梅郵便局内　津金斌外十六名提出

第一二七〇号　東京都青梅市青梅三八一農林省東京統計調査事務所青梅出張所内　山上茂樹外十五名提出
三重県大里村の地域給に関する請願

第五五七号　三重県河芸郡大里村長　中川林助外二百六十二名提出
高知県後免地区の地域給に関する請願

第五五八号　高知県長岡郡後免町野田村組合内　細川益義外三十三名提出
高知県羽根村の地域給に関する請願

第五五九号　高知県安芸郡羽根村長　久保茂男外八名提出
高知県日下村の地域給に関する請願

第五六〇号　高知県高岡郡日下村長　藤崎好生提出
高知県三和、前浜両村の地域給に関する請願

第五六一号　高知県長岡郡三和村長　神田嘖重外七名提出
高知県久礼田、国府両村の地域給に関する請願

第五六二号　高知県長岡郡久礼田村長　沢村栄作外十五名提出
岐阜県可児郡の地域給に関する請願

第五六三号　岐阜県可児郡上之郷村長　日比野剛平外九十六名提出
岐阜県太田町の地域給に関する請願

第五六四号　岐阜県加茂郡太田町長　渡辺栄一外二名提出
岐阜県下米田村西脇の地域給に関する請願

第五六五号　岐阜県加茂郡下米田村長　渡辺光夫外四十一名提出
岐阜県下中島村の地域給に関する請願

第五六六号　岐阜県羽島郡下中島村長　大野逸雄外一名提出
山梨県田富村の地域給に関する請願

第五八二号　山梨県中巨摩郡田富村長　田中重貞提出
山梨県河口村外二箇村の地域給に関する請願

第五八三号　山梨県南都留郡大石村長　渡辺多一外二十名提出
京都府養老村の地域給に関する請願

第五八四号　京都府与謝郡養老村長　島崎真外一名提出
広島県田島、横島両村の地域給に関する請願

第五八五号　広島県沼隈郡田島村長　岡崎為一外二十一名提出
岡山県雄神村の地域給に関する請願

第五八六号　岡山県上道郡雄神村長　斎藤岐提出
石川県松波町の地域給に関する請願

第五八七号　石川県珠洲郡松波

町長　栗本吉太郎外十三名提出
長崎県獅子村外三箇村の地域給に関する請願
第五八八号　長崎県北松浦郡獅子村長　赤木良三外三名提出
鹿児島県川内市の地域給に関する請願
第五八九号　鹿児島県川内市長　岩満重提出
福岡県津屋崎町の地域給に関する請願
第五九〇号　福岡県宗像郡津屋崎町長　麦野時雄提出
福岡県東郷町の地域給に関する請願
第五九一号　福岡県宗像郡東郷町長　安部幸兵衛提出
福岡県赤間町の地域給に関する請願
第五九二号　福岡県宗像郡赤間町長　山本哲提出
福岡県福間町の地域給に関する請願
第五九三号　福岡県宗像郡福間町長　池浦豊次郎提出
福岡県神興村の地域給に関する請願
第五九四号　福岡県宗像郡神興村長　大庭米造提出
福岡県南郷村の地域給に関する請願
第五九五号　福岡県宗像郡南郷村地域給対策協議会内　天野健一提出
福岡県大島村の地域給に関する請願
第五九六号　福岡県宗像郡大島村役場内・大島俊基提出
福岡県田島村の地域給に関する請願
第五九七号　福岡県宗像郡田島村長　田中範次外三名提出
徳島県羽ノ浦の地域給に関する請願
第五九九号　徳島県那賀郡羽ノ浦町長　阿部源吉提出
徳島県八幡町の地域給に関する請願
第六〇〇号　徳島県阿波郡八幡町長　野口為一提出
徳島県国府町の地域給に関する請願
第六〇一号　徳島県名東郡国府町長　山上銀次郎提出
徳島県市場町の地域給に関する請願
第六〇二号　徳島県阿波郡市場町長　濱熊太郎提出
徳島県新居町の地域給に関する請願
第六〇三号　徳島県名東郡新居町長　平尾鹿一
徳島県北島町の地域給に関する請願
第六〇四号　徳島県板野郡北島町長　藤島敬四郎提出
徳島県川島、鴨島両町の地域給に関する請願
第六〇五号　徳島県麻植郡川島町長　川村啓介外一名提出
徳島県山瀬町の地域給に関する請願
第六〇六号　徳島県麻植郡山瀬町長　三谷豊太郎提出
徳島県横瀬町の地域給に関する請願
第六〇七号　徳島県勝浦郡横瀬町長　朝桐猪平提出
徳島県池田町の地域給に関する請願
第六〇八号　徳島県三好郡池田町長　馬宮嘉次郎提出
徳島県板東、板西両町の地域給に関する請願
第六〇九号　徳島県板野郡板東町長　増本利一外一名提出
徳島県富岡町の地域給に関する請願
第六一〇号　徳島県那賀郡富岡町長　沢田紋提出
徳島県松島町の地域給に関する請願
第六一一号　徳島県板野郡松島町長　加川森市提出
徳島県見能林村の地域給に関する請願
第六一二号　徳島県那賀郡見能林村長　青木寛敬提出
徳島県堀江村の地域給に関する請願
第六一三号　徳島県板野郡堀江村長　宮本順一提出
徳島県南井上村の地域給に関する請願
第六一四号　徳島県名東郡南井上村長　湯浅信成提出
徳島県大津村の地域給に関する請願
第六一五号　徳島県板野郡大津村長　吉成為次郎提出
高知県八田村の地域給に関する請願
第六一六号　高知県吾川郡八田村長　津野正孝提出
長野県大里村の地域給に関する請願
第六一七号　長野県北佐久郡大里村長　漆原勝衛外百名提出
福岡県豊津村の地域給に関する請願
第六一八号　福岡県京都郡豊津村長　熊谷兼治提出
群馬県太田市の地域給に関する請願
第六三〇号　群馬県太田市長　武藤伝次郎外五十七名提出
山梨県加納岩、日下部両町の地域給に関する請願
第六三一号　山梨県東山梨郡加納岩町長　武井豊久外十九名提出
山梨県玉幡村の地域給に関する請願
第六三二号　山梨県中巨摩郡玉幡村長　新海文三郎外五名提出
鹿児島県阿久根市の地域給に関する請願
第六三三号　鹿児島県阿久根市長　松田進外三十四名提出
千葉県誉田村の地域給に関する請願
第六三四号　千葉県千葉郡誉田村長　島田鈴外四名提出
千葉県鎌ケ谷村の地域給に関する請願
第六三五号　千葉県東葛飾郡鎌ケ谷村長　浅海喜一外五名提出
埼玉県影森村の地域給に関する請願
第六三六号　埼玉県秩父郡影森村長　杉本多治見外五十八名提出
埼玉県三尻村の地域給に関する請願
第六三七号　埼玉県大里郡三尻村長　細見大観外十一名提出
埼玉県男衾村の地域給に関する請願
第六三八号　埼玉県大里郡男衾村長　石沢義夫外十五名提出
宮崎県大東村の地域給に関する請願
第六三九号　宮崎県南那珂郡大東村長　谷口盛行外一名提出
石川県宇出津町の地域給に関する請願
第六四一号　石川県鳳至郡宇出津町長　川端時太郎外十四名提出
石川県飯田地区の地域給に関する請願
第六四二号　石川県珠洲郡飯田町長　若木伸二郎外十八名提出
石川県宝立地区の地域給に関する請願
第六四三号　石川県珠洲郡宝立町長　山崎長次外八名提出
山口県萩市の地域給に関する請願
第六五九号　山口県萩市長　安村正人外十三名提出
山口県秋穂町の地域給に関する請願
第六六〇号　山口県吉敷郡秋穂町長　安光元一外二名提出
山口県阿知須町の地域給に関する請願
第六六一号　山口県吉敷郡阿知須町長　兼定好太郎外二名提出

山口県鋳銭司村の地域給に関する請願
第六六二号　山口県吉敷郡鋳銭司村長　松永弁蔵外二名提出
山口県仁保村の地域給に関する請願
第六六三号　山口県吉敷郡仁保村長　嘉村道亮外二名提出
山口県大道村の地域給に関する請願
第六六四号　山口県吉敷郡大道村長　杉山逸蔵外二名提出
山口県小鯖村の地域給に関する請願
第六六五号　山口県吉敷郡小鯖村長　古屋豊槌外二名提出
山口県大内村の地域給に関する請願
第六六六号　山口県吉敷郡大内村長　和田八十一外二名提出
山口県東岐波村の地域給に関する請願
第六六七号　山口県吉敷郡東岐波村長　片岡明一外二名提出
山口県島地村の地域給に関する請願
第六六八号　山口県佐波郡島地村長　井上清一外二名提出
山口県出雲村の地域給に関する請願
第六六九号　山口県佐波郡出雲村長　坂本諦介外二名提出
山口県小野村の地域給に関する請願
第六七〇号　山口県佐波郡小野村長　石井芳夫外二名提出
山口県柚野村の地域給に関する請願
第六七一号　山口県佐波郡柚野村長　田中義顕外二名提出

山口県八坂村の地域給に関する請願
第六七二号　山口県佐波郡八坂村長　山本重政外二名提出
山口県串村の地域給に関する請願
第六七三号　山口県佐波郡串村長　松田馬之烝外二名提出
山口県和田村の地域給に関する請願
第六七四号　山口県佐波郡和田村長　小田寿雄外二名提出
山口県鹿野町の地域給に関する請願
第六七五号　山口県都濃郡鹿野町長　藤本勇作外一名提出
山口県須金村の地域給に関する請願
第六七六号　山口県都濃郡須金村長　土田末一外一名提出
山口県向道村の地域給に関する請願
第六七七号　山口県都濃郡向道村長　田中舜外一名提出
山口県中須村の地域給に関する請願
第六七八号　山口県都濃郡中須村長　高橋一雄外一名提出
山口県長穂村の地域給に関する請願
第六七九号　山口県都濃郡長穂村長　小野英雄外一名提出
山口県須々万村の地域給に関する請願
第六八〇号　山口県都濃郡須々万村長　竹村久雄外一名提出
山口県米川村の地域給に関する請願
第六八一号　山口県都濃郡米川村長　内富弘外三名提出

新潟県金沢村の地域給に関する請願
第六八二号　新潟県佐渡郡金沢村長　児玉喜平治提出
新潟県横越村の地域給に関する請願
第六八三号　新潟県中蒲原郡横越村長　大町為作外十二名提出
岡山県茶屋町の地域給に関する請願
第六八四号　岡山県都窪郡茶屋町長　福山恒治外五名提出
石川県中島村の地域給に関する請願
第六八五号　石川県鹿島郡中島村長　岳為治外九名提出
鳥取市外六十三箇市町村の地域給に関する請願
第六八六号　鳥取県知事　西尾愛治提出
鹿児島県隼人町の地域給に関する請願
第六八七号　鹿児島県姶良郡隼人町長　末永武蔵外二名提出
埼玉県荻島村の地域給に関する請願
第六八八号　埼玉県南埼玉郡荻島村長　会田伝兵衛外七名提出
埼玉県水富村の地域給に関する請願
第六八九号　埼玉県入間郡水富村長　久下恭次外五名提出
埼玉県堀兼村の地域給に関する請願
第六九〇号　埼玉県入間郡堀兼村長　栗原藤蔵外四名提出

埼玉県梅園村の地域給に関する請願
第六九一号　埼玉県入間郡梅園村長　堀江徳司外四名提出
埼玉県柏原村の地域給に関する請願
第六九二号　埼玉県入間郡柏原村長　早川元次郎外三名提出
埼玉県奥富村の地域給に関する請願
第六九三号　埼玉県入間郡奥富村長　平本金十郎外三名提出
埼玉県福田村の地域給に関する請願
第六九四号　埼玉県比企郡福田村役場内　贄田長作外三名提出
埼玉県野本村の地域給に関する請願
第六九五号　埼玉県比企郡野本村野本小学校内　吉川作意外四名提出
埼玉県高坂村の地域給に関する請願
第六九六号　埼玉県比企郡高坂村高坂小学校内　岡田光治外二名提出
埼玉県唐子村の地域給に関する請願
第六九七号　埼玉県比企郡唐子村神戸小学校内　内野潤一外六名提出
埼玉県宮前村の地域給に関する請願
第六九八号　埼玉県比企郡宮前村役場内　大塚長雄外二名提出

埼玉県平村の地域給に関する請願
第六九九号　埼玉県比企郡平村長　内田晴治外五名提出
埼玉県竹沢村の地域給に関する請願
第七〇〇号　埼玉県比企郡竹沢村長　吉田信俊外六十二名提出
岡山県井原市の地域給に関する請願
第七〇一号　岡山県井原市長　大山文雄提出
長崎県崎針尾村の地域給に関する請願
第七〇二号　長崎県東彼杵郡崎針尾村長　原田堯夫外二名提出
埼玉県七本木村の地域給に関する請願
第七〇五号　埼玉県児玉郡七本木村小学校内　大野政雄外二名提出
千葉県我孫子町の地域給に関する請願
第七〇六号　千葉県東葛飾郡我孫子町長　秋谷好治外十八名提出
岡山県馬屋上村の地域給に関する請願
第七〇七号　岡山県御津郡馬屋上村大字三和一五六二　重谷竹治提出
岡山県馬屋下村の地域給に関する請願
第七〇八号　岡山県御津郡馬屋下村長　岸静夫提出
岡山県野谷村の地域給に関する請願
第七〇九号　岡山県御津郡野谷村長　小河等隆提出

高知県新改村の地域給に関する請願
第七一〇号　高知県長岡郡新改村長　三木豊秀提出

福岡県城井村外六箇村の地域給に関する請願
第七一一号　福岡県京都郡城井村長　宮城寿彦外十七名提出

佐賀県砥川村の地域給に関する請願
第七一二号　佐賀県小城郡砥川村長　相川岩吉提出

静岡県萩間村の地域給に関する請願
第七一三号　静岡県榛原郡萩間村長　横山正平外十一名提出

広島県藤尾村の地域給に関する請願
第七一五号　広島県芦品郡藤尾村長　相原竜寿外七名提出

岩手県久慈町の地域給等に関する請願
第七二六号　岩手県九戸郡久慈町教員組合内　中屋鋪仁太郎提出

京都府大江町の地域給に関する請願
第七二七号　京都府加佐郡大江町字南有路　木村鐘一外一名提出

福岡県池野村の地域給に関する請願
第七二八号　福岡県宗像郡池野村長　高橋盛平提出

福岡県上西郷村の地域給に関する請願
第七二九号　福岡県宗像郡上西郷村長　薄久雄提出

鹿児島県入来町の地域給に関する請願
第七三〇号　鹿児島県薩摩郡入来町長　今村富士麿提出
第一一七四号　鹿児島県薩摩郡入来町議会議長　田中直右ェ門提出

鹿児島県西志布志村の地域給に関する請願
第七三一号　鹿児島県囎唹郡西志布志村役場内　前田千秋外三十二名提出
第一一七三号　鹿児島県囎唹郡西志布志村長　前田千秋外三十二名提出

愛知県碧南市の地域給に関する請願
第七三九号　愛知県碧南市長　中村庄太郎外二十二名提出

埼玉県秩父市の地域給に関する請願
第七四〇号　埼玉県秩父市長　高野利兵衛外三十一名提出

埼玉県大和田町の地域給に関する請願
第七四一号　埼玉県北足立郡大和田町長　並木庄兵衛外十名提出

埼玉県大久保村の地域給に関する請願
第七四二号　埼玉県北足立郡大久保村役場内　榎本太平外二名提出

埼玉県越ヶ谷、大沢両町の地域給に関する請願
第七四三号　埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町長　大塚伴鹿外十八名提出

埼玉県吉岡村の地域給に関する請願
第七四四号　埼玉県大里郡吉岡村長　広田之準外七十二名提出

埼玉県鉢形村の地域給に関する請願
第七四五号　埼玉県大里郡鉢形村長　鳥塚仁外三十名提出

埼玉県豊岡町の地域給に関する請願
第七四六号　埼玉県入間郡豊岡町長　田代七郎外十五名提出

群馬県沢田村の地域給に関する請願
第七五二号　群馬県吾妻郡沢田村長　宮崎弘外十四名提出

長野県川中島村の地域給に関する請願
第七五三号　長野県更級郡川中島村長　更級秋男提出

岐阜県陶町の地域給に関する請願
第七五四号　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三外四名提出

岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願
第七五五号　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三外四名提出

愛知県三和村の地域給に関する請願
第七五六号　愛知県幡豆郡三和村長　犬塚計平外五名提出

宮城県塩釜市の地域給に関する請願
第七五七号　宮城県塩釜市長　桜井辰治外四十二名提出

福岡県京都郡の地域給に関する請願
第七五八号　福岡県京都郡犀川町大熊二二五　金子忠提出

鹿児島県の地域給に関する請願
第七五九号　鹿児島県知事　重成格提出

石川県東谷奥村の地域給に関する請願
第七八四号　石川県江沼郡東谷奥村長　宮下理吉外七名提出

岐阜県伏見町の地域給に関する請願
第七八五号　岐阜県可児郡伏見町長　岡田正成提出

福島県赤井村の地域給に関する請願
第七八六号　福島県石城郡赤井村地域給引上促進協議会内　吉田万吉外二十一名提出

千葉県五井町の地域給に関する請願
第七八七号　千葉県市原郡五井町長　斎藤栄松提出

兵庫県山田村外二箇村の地域給に関する請願
第七八八号　兵庫県神崎郡山田村長　前田隆二外二名提出

岡山県琴浦町の地域給に関する請願
第七八九号　岡山県児島郡琴浦町長　角南雄一外一名提出

岡山県庄村の地域給に関する請願
第七九〇号　岡山県都窪郡庄村長　難波晴太郎外五名提出

埼玉県児玉町の地域給に関する請願
第七九六号　埼玉県児玉郡児玉町長　筑紫権四郎外二百二十三名提出

埼玉県花園村の地域給に関する請願
第七九七号　埼玉県大里郡花園村長　須藤利一外十一名提出

大分県四日市町、駅館村の地域給に関する請願
第八〇一号　大分県宇佐郡四日市町長　渡辺功外三百三十九名提出

福岡県八女郡の地域給に関する請願
第八〇二号　福岡県八女郡福島町八女地方事務所内　園田展右外一名提出

福岡県三潴村外十九箇町村の地域給に関する請願
第八〇三号　福岡県三潴郡三潴村長　富松幸登外四十六名提出

福岡県岩戸村の地域給に関する請願
第八〇四号　福岡県筑紫郡岩戸村長　臼杵丈次郎外七名提出

福岡県柳川市の地域給に関する請願
第八〇五号　福岡県柳川市長　古賀慶蔵外十四名提出

三重県大河内村の地域給に関する請願
第八〇六号　三重県飯南郡大河内村長　前川伊佐衛門外七名提出

石川県寺井野町の地域給に関する請願
第八一六号　石川県能美郡寺井野町長　米沢清一外七名提出

石川県山上村の地域給に関する請願

第八一七号　石川県能美郡山上村長　田川孝司外七名提出
第八四八号　石川県能美郡山上村山上中学校内　小野勇吉外六名提出
茨城県取手町の地域給に関する請願
第八一八号　茨城県北相馬郡取手町　塚本信外三百四十四名提出
岡山県倉敷市の地域給に関する請願
第八一九号　岡山県倉敷市長　高橋勇雄外一名提出
岩手県千厩町の地域給に関する請願
第八二〇号　岩手県東磐井郡千厩町長　熊谷軍平提出
岩手県の地域給に関する諸願
第八三三号　岩手県盛岡市内丸五七ノ八岩手県官公労組対策協議会内　増井嘉一提出
岩手県の寒冷地手当に関する請願
第八三四号　盛岡市内丸五七ノ八岩手県官公労組対策協議会内　増井嘉一提出
岩手県沼宮内町の地域給に関する請願
第八三五号　岩手県岩手郡沼宮内町岩手県教員組合岩手郡支部沼宮内小学校分会内　皆川福松外一名提出
群馬県藤岡町の地域給に関する請願
第八三六号　群馬県多野郡藤岡町藤岡税務署内　角田直忠外二十四名提出
岡山県福渡町の地域給に関する請願
第八三七号　岡山県久米郡福渡町長　河本仲市外十一名提出
愛媛県近永町の地域給に関する請願
第八三八号　愛媛県北宇和郡近永町長　川添日和郎提出
埼玉県東吉見村の地域給に関する請願
第八三九号　埼玉県比企郡東吉見村東吉見第一小学校内　岡安熊次外四名提出
埼玉県南吉見村の地域給に関する請願
第八四〇号　埼玉県比企郡南吉見村南吉見小学校内　柳田恵外四名提出
埼玉県北吉見村の地域給に関する請願
第八四一号　埼玉県比企郡北吉見村北吉見小学校内　江中良朔外三名提出
埼玉県坂戸町の地域給に関する請願
第八四二号　埼玉県入間郡坂戸町長　御厨利夫外十一名提出
埼玉県勝呂村外四箇村の地域給に関する請願
第八四三号　埼玉県入間郡入西村長　浅見敏外六十名提出
埼玉県宝珠花村の地域給に関する請願
第八四四号　埼玉県北葛飾郡宝珠花村長　森進外三名提出
埼玉県玉川村の地域給に関する請願
第八四五号　埼玉県比企郡玉川村長　高柳弥市外七名提出
埼玉県明覚村の地域給に関する請願
第八四六号　埼玉県比企郡明覚村長　山岸泰吉外六名提出
奈良県三輪町の地域給に関する請願
第八四七号　奈良県磯城郡三輪町長　土谷宗一郎外七名提出
広島県服部村の地域給に関する請願
第八四九号　広島県芦品郡服部村長　広本三右衛門外十一名提出
岡山県津山市の地域給に関する請願
第八五〇号　岡山県津山市長　中島琢之外一名提出
佐賀県嘉瀬村の地域給に関する請願
第八五一号　佐賀県佐賀郡嘉瀬村長　高取吉次外九名提出
宮城県川崎町の地域給に関する請願
第八五二号　宮城県柴田郡川崎町長　丹野丹治外十三名提出
宮城県豊里町の地域給に関する請願
第八五三号　宮城県登米郡豊里町長　佐藤省三外一名提出
宮城県村田町の地域給に関する請願
第八五五号　宮城県柴田郡村田町長　升健蔵外二百一名提出
宮城県利府村の地域給に関する請願
第八五六号　宮城県宮城郡利府村加瀬字三六利府村地区勤務地手当対策協議会内　成瀬芳郎提出
宮城県多賀城町の地域給に関する請願
第八五七号　宮城県宮城郡多賀城町長　賀川邦雄外二十三名提出
青森県百石町の地域給に関する請願
第八五八号　青森県上北郡百石町大三沢地区警察署百石警部補派出所内　三上与作外八名提出
岩手県葛巻町の地域給に関する請願
第八五九号　岩手県岩手郡葛巻町長　三浦勝兵ェ提出
岩手県湯本村の地域給に関する請願
第八六〇号　岩手県稗貫郡湯本村長　富手長命治外十名提出
山梨県石和町の地域給に関する請願
第八六一号　山梨県東八代郡石和町長　杉田五平提出
岐阜県穂原町の地域給に関する請願
第八六二号　岐阜県稲葉郡穂原町長　水野善吾外一名提出
京都府宇治市の地域給に関する請願
第八六三号　京都府宇治市長山崎平次外三十八名提出
愛知県岡崎市の地域給に関する請願
第八六四号　愛知県岡崎市長　竹内京治提出
福岡県夜須村の地域給に関する請願
第八六五号　福岡県朝倉郡夜須村長　金子甚六提出
宮城県気仙沼市の地域給に関する請願
第八六六号　宮城県気仙沼市役所内気仙沼地区官公庁給与対策協議会内　鈴木左夫提出
宮城県吉田村の地域給に関する請願
第八六七号　宮城県亘理郡吉田村浜吉田郵便局内　鈴木久雄外五名提出
宮城県南郷村の地域給に関する請願
第八六八号　宮城県遠田郡南郷村南郷村地域給対策委員会内　松田真治外一名提出
宮城県松島町の地域給に関する請願
第八六九号　宮城県宮城郡松島町松島町官公庁職域連合会内　武山仁治提出
宮城県七ケ浜村の地域給に関する請願
第八七〇号　宮城県宮城郡七ケ浜村長　渡辺今介外五名提出
兵庫県瀬加村の地域給に関する請願
第八七一号　兵庫県神崎郡瀬加村長　斉藤潤三外四名提出
広島県西高屋村の地域給に関する請願
第八七二号　広島県賀茂郡西高屋村長　坪島只夫外十名提出
広島県川上村の地域給に関する請願
第八七三号　広島県賀茂郡川上村長　福島俊男外十名提出
宮城県須江村の地域給に関する請願
第八八三号　宮城県桃生郡須江村長　市川康治提出

宮城県岩沼町の地域給に関する請願
第八八四号　宮城県名取郡岩沼町役場内　岡崎太郎外三十名提出
宮城県田尻町の地域給に関する請願
第八八五号　宮城県遠田郡田尻町長　佐々木敬一外六名提出
宮城県松山町の地域給に関する請願
第八八六号　宮城県志田郡松山町役場内　桜井多寿得外百二十九名提出
宮城県津谷町の地域給に関する請願
第八八七号　宮城県本吉郡津谷町津谷農林高等学校内　西巻正夫外十五名提出
宮城県坂元村の地域給に関する請願
第八八八号　宮城県亘理郡坂元村長　青田泰平外十二名提出
宮城県富谷村の地域給に関する請願
第八八九号　宮城県黒川郡富谷村　気仙栄次郎提出
福島県平市の地域給に関する請願
第八九〇号　福島県平市長　諸橋久太郎外十六名提出
福島県小名浜町の地域給に関する請願
第八九一号　福島県石城郡小名浜町長　水野政治郎外二十四名提出
福島県南郷町の地域給に関する請願
第八九二号　福島県石城郡内郷町榎下一　沼田一夫外二十名提出
福島県四倉町の地域給に関する請願
第八九三号　福島県石城郡四倉町長　花沢乙丸外九名提出
福島県植田町の地域給に関する請願
第八九四号　福島県石城郡植田町長　渡辺国之助外十七名提出
福島県江名町の地域給に関する請願
第八九五号　福島県石城郡江名町長　中田佑一郎外九名提出
福島県豊間町の地域給に関する請願
第八九六号　福島県石城郡豊間町長　四家健雄外四名提出
福島県錦町の地域給に関する請願
第八九七号　福島県石城郡錦町長　高木武一郎外四名提出
福島県泉町の地域給に関する請願
第八九八号　福島県石城郡泉町長　三瓶杢三郎外六名提出
福島県渡辺村の地域給に関する請願
第八九九号　福島県石城郡渡辺村長　高木信定外三十一名提出
福島県鹿島村の地域給に関する請願
第九〇〇号　福島県石城郡鹿島村長　八代義定外三名提出
福島県磐崎村の地域給に関する請願
第九〇一号　福島県石城郡磐崎村長　大田原憲太郎外十名提出
福島県好間村の地域給に関する請願
第九〇二号　福島県石城郡好間村長　鈴木栄一提出
福島県常磐地区の地域給に関する請願
第九〇三号　福島県平市長　諸橋久太郎提出
栃木県川西、黒羽両町の地域給に関する請願
第九〇四号　栃木県那須郡川西町長　磯政光外二十一名提出
群馬県籔塚本町の地域給に関する請願
第九〇五号　群馬県新田郡籔塚本町長　小川茂外八名提出
群馬県世良田村の地域給に関する請願
第九〇六号　群馬県新田郡世良田村長　大野道衛外八名提出
兵庫県千種村外六箇村の地域給に関する請願
第九〇七号　兵庫県宍粟郡千種村長　石原積二郎外五十五名提出
兵庫県三方郵便局の地域給に関する請願
第九〇八号　兵庫県宍粟郡三方村長　田路量外二名提出
福岡県上広川村の地域給に関する請願
第九〇九号　福岡県八女郡上広川村長　重野新外三名提出
第一〇三八号　福岡県八女郡上広川村中学校内　青柳四一外二名提出
佐賀県江北町の地域給に関する請願
第九一〇号　佐賀県杵島郡江北町江北中学校内　岩石十郎外一名提出
岐阜県羽島郡の地域給に関する請願
第九一九号　岐阜県羽島郡笠松町中川町二三笠松刑務所内　木下直外二十二名提出
岡山県三石町の地域給に関する請願
第九二〇号　岡山県和気郡三石町役場内　桑原弥寿治外百七十三名提出
岡山県高松町外三箇町村の地域給に関する請願
第九二一号　岡山県吉備郡高松町長　桐野寛外三名提出
岡山県川面村の地域給に関する請願
第九二二号　岡山県小田郡川面村長　妹尾富太外二名提出
広島県郷原村外三箇村の地域給に関する請願
第九二三号　広島県賀茂郡郷原村長　藤本直規外三名提出
愛媛県新居浜市の地域給に関する請願
第九二四号　愛媛県新居浜市高木町甲二七二　加藤宝茂外一名提出
愛媛県中萩町外二箇町の地域給に関する請願
第九二五号　愛媛県新居郡中萩町大字中村二一九三　安藤道夫提出
三重県依那古村の地域給に関する請願
第九二八号　三重県名賀郡依那古村長　喜多嶋辰雄外四名提出
三重県古山村の地域給に関する請願
第九二九号　三重県名賀郡古山村長　西浦喜市外六名提出
三重県神戸村の地域給に関する請願
第九三〇号　三重県名賀郡神戸村長　大比啓生提出
三重県箕曲村の地域給に関する請願
第九三一号　三重県多賀郡箕曲村赤目中学校内　山門一夫外二名提出
三重県花垣村の地域給に関する請願
第九三二号　三重県名賀郡花垣村長　泰羅英太郎外六名提出
三重県上津村の地域給に関する請願
第九三三号　三重県名賀郡上津村長　中野真一郎提出
三重県比自岐村の地域給に関する請願
第九三四号　三重県名賀郡比自岐村長　福井邦雄外一名提出
静岡県浜崎村の地域給に関する請願
第九三五号　静岡県賀茂郡浜崎村長　田中長之助外七名提出
山梨県上野原町の地域給に関する請願
第九三六号　山梨県北都留郡上野原町長　富田千代鷹提出
奈良県富雄町の地域給に関する請願

第九三七号　奈良県生駒郡富雄町長　吉崎治郎外九名提出
熊本県八千把村の地域給に関する請願
第九三八号　熊本県八代郡八千把村長　寺田武男提出
埼玉県南畑村の地域給に関する請願
第九三九号　埼玉県入間郡南畑村南畑中学校内　村松由松外五名提出
埼玉県柳瀬村の地域給に関する請願
第九四〇号　埼玉県入間郡柳瀬村坂の下九六四柳瀬小学校内　平岡正次外六名提出
埼玉県三芳村の地域給に関する請願
第九四一号　埼玉県入間郡三芳村三芳中学校内　木下正平外五名提出
埼玉県鶴瀬村の地域給に関する請願
第九四二号　埼玉県入間郡鶴瀬村鶴瀬小学校内　坪井儀重外五名提出
埼玉県福岡村の地域給に関する請願
第九四三号　埼玉県入間郡福岡村立福岡小学校内　本木篤三郎外七名提出
埼玉県入間村の地域給に関する請願
第九四四号　埼玉県入間郡入間村入間中学校内　藤宮圭介外二十四名提出
埼玉県大井村の地域給に関する請願
第九四五号　埼玉県入間郡大井村苗間三七大井小学校内　阿川茂外七名提出
三重県阿保町の地域給に関する請願
第九四六号　三重県名賀郡阿保町長　塚本秀郎外十一名提出
三重県名張町の地域給に関する請願
第九四七号　三重県名賀郡名張町　道浦一夫外四名提出
三重県滝川村の地域給に関する請願
第九四八号　三重県名賀郡滝川村役場内　辻森虎男外三名提出
愛知県小牧町の地域給に関する請願
第九四九号　愛知県東春日井郡小牧町長　稲山国幸外二十名提出
香川県池田町の地域給に関する請願
第九五三号　香川県小豆郡池田町農林省香川食糧事務所小豆支部池田出張所内　田村春吉外十六名提出
岡山県早島町の地域給に関する請願
第九六四号　岡山県都窪郡早島町長　妹尾利男外十名提出
京都府宮津町の地域給に関する請願
第九六五号　京都府与謝郡宮津町全逓従業員組合宮津郵便局支部内　金谷俊一提出
滋賀県八日市町の地域給に関する請願
第九六六号　滋賀県神崎郡八日市町長　山田治右衛門提出
山口県柳井町の地域給に関する請願
第九六七号　山口県柳井町長　新納新吉提出
大分県三重町の地域給に関する請願
第九六八号　大分県大野郡三重町長　首藤卓美外三十四名提出
福岡市今宿地区外三地区の地域給に関する請願
第九六九号　福岡市長　小西春雄外二名提出
福岡県前原町の地域給に関する請願
第九七〇号　福岡県糸島郡前原町長　吉村重助外一名
福岡県福吉村の地域給に関する請願
第九七一号　福岡県糸島郡福吉村長　長田郡三外一名提出
福岡県元岡村の地域給に関する請願
第九七二号　福岡県糸島郡元岡村長　三苫義雄外一名
福岡県北崎村の地域給に関する請願
第九七三号　福岡県糸島郡北崎村長　高橋義雄外一名提出
福岡県可也村の地域給に関する請願
第九七四号　福岡県糸島郡可也村長　鳥越経三郎提出
福岡県芥屋村の地域給に関する請願
第九七五号　福岡県糸島郡芥屋村長　奥礒吉外一名提出
福岡県雷山村の地域給に関する請願
第九七六号　福岡県糸島郡雷山村長　内田米蔵提出
福岡県深江村の地域給に関する請願
第九七七号　福岡県糸島郡深江村長　片山新提出
福岡県怡土村の地域給に関する請願
第九七八号　福岡県糸島郡怡土村長　山下六之助提出
福岡県周船寺村の地域給に関する請願
第九七九号　福岡県糸島郡周船寺村長　冨永悦太郎外一名提出
福岡県長糸村の地域給に関する請願
第九八〇号　福岡県糸島郡長糸村長　井上俊一外一名提出
福岡県桜野村の地域給に関する請願
第九八一号　福岡県糸島郡桜野村長　平野卯三郎外一名提出
福岡県採銅所村の地域給に関する請願
第九八二号　福岡県田川郡採銅所村長　奥友太郎外五名提出
福岡県小富士村の地域給に関する請願
第九八三号　福岡県糸島郡小富士村長　大櫛喜六提出
福岡県日佐村の地域給に関する請願
第九八四号　福岡県筑紫郡日佐村長　長野頼男提出
福岡県大野町の地域給に関する請願
第九八五号　福岡県筑紫郡大野町長　白壁喜平次外一名提出
福岡県那珂町の地域給に関する請願
第九八六号　福岡県筑紫郡那珂町長　広田松次郎外一名提出
福岡県須恵町の地域給に関する請願
第九八七号　福岡県粕屋郡須恵町長　稲永卯十郎外四名提出
福岡県古賀町の地域給に関する請願
第九八八号　福岡県粕屋郡古賀町長　篠崎順一外十名提出
福岡県上穂波、大分両村の地域給に関する請願
第九八九号　福岡県嘉穂郡上穂波村長　高橋宅治外一名提出
宮城県仙台市の地域給に関する請願
第一〇一一号　宮城県仙台市元鍛冶町仙台管区監察局内　高柳保外七名提出
宮城県石巻市の地域給に関する請願
第一〇一二号　宮城県石巻市役所内　佐藤清一外五十三名提出
宮城県沼辺村の地域給に関する請願
第一〇一三号　宮城県柴田郡沼辺村長　大槻周三郎提出
宮城県金ケ瀬村の地域給に関する請願
第一〇一四号　宮城県柴田郡金ケ瀬村長　鈴木一郎提出
宮城県鹿又村の地域給に関する請願
第一〇一五号　宮城県桃生郡鹿

又村役場内　佐藤礼二外二十六名提出

第一〇七四号　宮城県桃生郡鹿又村長　伊藤強平外二十六名提出

千葉県八幡町の地域給に関する請願

第一〇一六号　千葉県市原郡八幡町長　鈴木貞一外十名提出

千葉県木下、大森両町の地域給に関する請願

第一〇一七号　千葉県印旛郡木下町長　山崎時治郎外十六名提出

新潟県菅名村の地域給に関する請願

第一〇一八号　新潟県中蒲原郡菅名村長　鈴木館男提出

京都府城陽町外二箇村の地域給に関する請願

第一〇一九号　京都府久世郡城陽町役場内　西村義一外十五名提出

石川県国府村外二箇村の地域給に関する請願

第一〇二〇号　石川県能美郡中海村中海郵便局内　村木一男外二十三名提出

岡山県児島市の地域給に関する請願

第一〇二一号　岡山県児島市長　中塚元太郎提出

岡山県新見、上市両町の地域給に関する請願

第一〇二二号　岡山県阿哲郡新見町長　太池貞治外三十六名提出

広島県倉橋町の地域給に関する請願

第一〇二三号　広島県安芸郡倉橋町長　上瀬信一提出

広島県江田島町の地域給に関する請願

第一〇二四号　広島県安芸郡江田島町長　脇本恭一提出

千葉県茂原市の地域給に関する請願

第一〇三三号　千葉県茂原市長　松本紋四郎外三十一名提出

千葉県和田村の地域給に関する請願

第一〇三四号　千葉県印旛郡和田村長　円城寺悦作外三十五名提出

茨城県日立市の地域給に関する請願

第一〇三五号　茨城県日立市長　高嶋秀吉外十三名提出

福岡県の地域給に関する請願

第一〇三六号　福岡県庁内福岡県庁職員組合内　山田彰提出

福岡県高田村の地域給に関する請願

第一〇三七号　福岡県三池郡高田村長　柿原種雄外十一名提出

高知県神谷村の地域給に関する請願

第一〇三九号　高知県吾川郡神谷村長　片岡清重外七名提出

高知県香宗、徳王子両村の地域給に関する請願

第一〇四〇号　高知県香美郡香宗村長　黒瀬源外八名提出

高知県北原村の地域給に関する請願

第一〇四一号　高知県高岡郡北原村長　中平寛外五名提出

埼玉県八幡村の地域給に関する請願

第一〇四三号　埼玉県南埼玉郡八幡村長　会田悠治外四十三名提出

埼玉県慈恩寺村の地域給に関する請願

第一〇四四号　埼玉県南埼玉郡慈恩寺村長　利根川清外四名提出

埼玉県和土村の地域給に関する請願

第一〇四五号　埼玉県南埼玉郡和土村長　遊馬久嘉外五名提出

埼玉県川通村の地域給に関する請願

第一〇四六号　埼玉県南埼玉郡川通村長　森田直録外三名提出

埼玉県豊春村の地域給に関する請願

第一〇四七号　埼玉県南埼玉郡豊春村長　渡辺一郎外三名提出

埼玉県新方村の地域給に関する請願

第一〇四八号　埼玉県南埼玉郡新方村大字向畑四九〇　小林保重外三十六名提出

埼玉県柏崎村の地域給に関する請願

第一〇四九号　埼玉県南埼玉郡柏崎村長　金子熊蔵外二名提出

埼玉県新和村の地域給に関する請願

第一〇五〇号　埼玉県南埼玉郡新和村長　尾島清外四名提出

埼玉県元和村の地域給に関する請願

第一〇五一号　埼玉県北埼玉郡元和村長　中島林蔵外三十二名提出

埼玉県笠原村の地域給に関する請願

第一〇五二号　埼玉県北埼玉郡笠原村長　野崎幸香外八名提出

埼玉県幸松村の地域給に関する請願

第一〇五三号　埼玉県北葛飾郡幸松村長　村山宏外五十一名提出

埼玉県豊田村の地域給に関する請願

第一〇五四号　埼玉県北葛飾郡豊田村長　青木健治提出

埼玉県静村の地域給に関する請願

第一〇五五号　埼玉県北葛飾郡静村長　池田保次外五十八名提出

第一三二八号　埼玉県北葛飾郡静村議会議長　松永東禹外九名提出

埼玉県用土村の地域給に関する請願

第一〇五六号　埼玉県大里郡用土村長　鈴木熊吉外六名提出

埼玉県榛沢村の地域給に関する請願

第一〇五七号　埼玉県大里郡榛沢村長　武政郁三外四十六名提出

埼玉県折原村の地域給に関する請願

第一〇五八号　埼玉県大里郡折原村長　川島米作外二十八名提出

埼玉県谷塚町の地域給に関する請願

第一〇五九号　埼玉県北足立郡谷塚町長　並木信治外六十六名提出

埼玉県大和町の地域給に関する請願

第一〇六〇号　埼玉県北足立郡大和町長　富沢敬蔵外六名提出

埼玉県丹荘村の地域給に関する請願

第一〇六一号　埼玉県児玉郡丹荘村長　川野平治外五名提出

埼玉県本泉村の地域給に関する請願

第一〇六二号　埼玉県児玉郡本泉村長　中里善三郎外五十六名提出

北海道北村の地域給に関する請願

第一〇六六号　北海道空知郡北村長　小木曾孝義外三名提出

熊本県大浜町の地域給に関する請願

第一〇六七号　熊本県玉名郡大浜町長　木下信之外十名提出

福岡県三橋町の地域給に関する請願

第一〇七一号　福岡県山門郡三橋町長　堀喜内外十八名提出

広島県大正村の地域給に関する請願

第一〇七二号　広島県芦品郡大正村長　小田秀雄外二十名提出

宮城県敷玉村の地域給に関する請願

第一〇七三号　宮城県志田郡敷玉村　手島勝太郎外五名提出
秋田県五城目町の地域給等に関する請願
第一〇七五号　秋田県南秋田郡五城目町長　菊地米蔵外一名提出
秋田県矢立村の地域給に関する請願
第一〇七六号　秋田県北秋田郡矢立村長　岩沢義男外十九名提出
静岡県相良町の地域給に関する請願
第一〇七七号　静岡県榛原郡相良町長　長野宇恵茂外十名提出
静岡県御前崎村の地域給に関する請願
第一〇七八号　静岡県榛原郡御前崎村長　小野田喜平外九名提出
静岡県五和村の地域給に関する請願
第一〇七九号　静岡県榛原郡五和村長　山田寛司外八名提出
静岡県伊平村の地域給に関する請願
第一〇八〇号　静岡県引佐郡伊平村長　前島幸雄外六名提出
静岡県光明村の地域給に関する請願
第一〇八一号　静岡県磐田郡光明村長　平野廉策外九名提出
静岡県徳山村の地域給に関する請願
第一〇八二号　静岡県志太郡徳山村田野口一六九ノ一　静岡地方法務局徳山出張所内　伊藤敬一外十六名提出
兵県県明石市の地域給に関する請願
第一〇八三号　兵庫県明石市役所内　切山豊太郎外二名提出
兵庫県加古川市の地域給に関する請願
第一〇八四号　兵庫県加古川市長　浅見久夫外五十五名提出
兵庫県浜坂町の地域給に関する請願
第一〇八五号　兵庫県美方郡浜坂町長　仲山茂美外十六名提出
岐阜県三濃村の地域給に関する請願
第一〇八六号　岐阜県恵那郡三濃村長　稲垣利夫提出
岐阜県下石町の地域給に関する請願
第一〇八七号　岐阜県土岐郡下石町長　伊藤修一外五名提出
岐阜県瑞浪土岐町の地域給に関する請願
第一〇八八号　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町長　清水快導外九名提出
岐阜県駄知町の地域給に関する請願
第一〇八九号　岐阜県土岐郡駄知町長　塚本達郎外二名提出
岐阜県土岐津、泉両町の地域給に関する請願
第一〇九〇号　岐阜県土岐郡土岐津町長　鈴木捨次郎外一名提出
岐阜県明世村の地域給に関する請願
第一〇九一号　岐阜県土岐郡明世村長　須藤治兵衛外三名提出
岐阜県曾木村の地域給に関する請願
第一〇九二号　岐阜県土岐郡曾木村長　浦野閑平外四名提出
岐阜県稲津村の地域給に関する請願
第一〇九三号　岐阜県土岐郡稲津村長　和田利通外四名提出
岐阜県日吉村の地域給に関する請願
第一〇九四号　岐阜県土岐郡日吉村長　有賀一樹外十一名提出
岐阜県肥田村の地域給に関する請願
第一〇九五号　岐阜県土岐郡肥田村長　鈴木甲子郎外三名提出
秋田県早口町の地域給に関する請願
第一〇九六号　秋田県北秋田郡早口町早口学校内　田中長七提出
岩手県矢越村の寒冷地手当に関する請願
第一〇九七号　岩手県東磐井郡矢越村長　吉田秋三郎外二名提出
山形県米沢市の地域給に関する請願
第一〇九八号　山形県米沢市長　高橋広吉提出
山形県東根町の地域給に関する請願
第一〇九九号　山形県北村山郡東根町長　斉藤三郎外十三名提出
山形県上山町外四箇村の地域給に関する請願
第一一〇〇号　山形県南村山郡上山町　阿部晃三郎外四名提出
静岡県磐田市の地域給に関する請願
第一一〇一号　静岡県磐田市長　赤松照彦提出
愛知県守山町の地域給に関する請願
第一一〇二号　愛知県東春日井郡守山町長　加藤千一外十七名提出
名古屋市中山郵便局等の地域給に関する請願
第一一〇三号　名古屋市千種区吹上本町二ノ二　中山郵便局内　西尾進伍外七名提出
滋賀県鋳山村外二箇村の地域給に関する請願
第一一〇四号　滋賀県蒲生郡鏡山村長　古株角蔵外百五十八名提出
岡山県妹尾町の地域給に関する請願
第一一〇五号　岡山県都窪郡妹尾町長　岡前才治外四名提出
山口県豊田前町外二箇町村の地域給に関する請願
第一一〇六号　山口県豊浦郡豊田前町長　和田良蔵外三名提出
富山県の地域給に関する請願
第一一二五号　富山県下新川郡大家庄村舟川新三五一　岡田耕作外六十九名提出
富山県十二町村の地域給に関する請願
第一一二六号　富山県氷見郡十二町村長　積良徹提出
富山県阿尾村の地域給に関する請願
第一一二七号　富山県氷見郡阿尾村長　茶谷儀兵衛提出
富山県上庄村の地域給に関する請願
第一一二八号　富山県氷見郡上庄村長　伯水正夫提出
北海道幌加内村の地域給に関する請願
第一一二九号　北海道雨龍郡幌加内村長　青木哲雄提出
茨城県石下町の地域給に関する請願
第一一三〇号　茨城県結城郡石下町長　関井仁外七名提出
福島県永盛町の地域給に関する請願
第一一三一号　福島県安積郡永盛町長　河原治提出
宮城県鶴巣村の地域給に関する請願
第一一三二号　宮城県黒川郡鶴巣村　朴沢光夫提出
岐阜県美濃町の地域給に関する請願
第一一三三号　岐阜県武儀郡美濃町長　鈴木有三外十二名提出
京都府八雲村の地域給に関する請願
第一一三四号　京都府加佐郡八雲村長　佐織実蔵提出
京都府伊根村の地域給に関する請願
第一一三五号　京都府与謝郡伊根村長　上林甫夫外二名提出

長崎県世知原町の地域給に関する請願
第一一三七号　長崎県北松浦郡世知原町長　松田郡四郎外六名提出

埼玉県小林村の地域給に関する請願
第一一三八号　埼玉県南埼玉郡小林村長　島田得一外二十三名提出

埼玉県出羽村の地域給に関する請願
第一一三九号　埼玉県南埼玉郡出羽村長　堀井直之助外十名提出

埼玉県藤田村の地域給に関する請願
第一一四〇号　埼玉県児玉郡藤田村長　松本正嘉外六名提出

埼玉県清久村の地域給に関する請願
第一一四一号　埼玉県南埼玉郡清久村長　細田平作外四十一名提出

埼玉県片山村の地域給に関する請願
第一一四二号　埼玉県北足立郡片山村長　小沢儀平外四十八名提出

埼玉県大桑村の地域給に関する請願
第一一四三号　埼玉県北埼玉郡大桑村長　門井不二雄外百六十三名提出

埼玉県越生町の地域給に関する請願
第一一四四号　埼玉県入間郡越生町長　深田喜一郎外十二名提出

埼玉県鴻茎村の地域給に関する請願
第一一四五号　埼玉県北埼玉郡鴻茎村長　小野田昇一外二百九十九名提出

埼玉県種足村の地域給に関する請願
第一一四六号　埼玉県北埼玉郡種足村長　加藤藤吉外三百十三名提出

埼玉県共和村の地域給に関する請願
第一一四七号　埼玉県北埼玉郡共和村長　熊井忠外二百六十三名提出

埼玉県田ケ谷村の地域給に関する請願
第一一四八号　埼玉県北埼玉郡田ケ谷村長　渡辺博一外二百七十九名提出

埼玉県志多見村の地域給に関する請願
第一一四九号　埼玉県北埼玉郡志多見村長　町田立家外六百二十三名提出

埼玉県水深村の地域給に関する請願
第一一五〇号　埼玉県北埼玉郡水深村長　神田一郎外六百四名提出

埼玉県江面村の地域給に関する請願
第一一五一号　埼玉県南埼玉郡江面村長　黒須晃外八十一名提出

埼玉県深谷町の地域給に関する請願
第一一五二号　埼玉県大里郡深谷町長　安部彦平外四百三十六名提出

愛知県幸田町の地域給に関する請願
第一一五三号　愛知県額田郡幸田町長　本田伴吉外十一名提出

愛知県福岡町の地域給に関する請願
第一一五四号　愛知県額田郡福岡町長　藪田亥之助外六名提出

静岡県岩科村の地域給に関する請願
第一一五五号　静岡県賀茂郡岩科村長　菊池庸雄外五名提出

静岡県三坂村の地域給に関する請願
第一一五六号　静岡県賀茂郡三坂村長　外岡和平治外四名提出

静岡県朝日村の地域給に関する請願
第一一五七号　静岡県賀茂郡朝日村長　外岡文雄外五名提出

静岡県南上村の地域給に関する請願
第一一五八号　静岡県賀茂郡南上村長　山田知機男外四名提出

静岡県下河津村の地域給に関する請願
第一一五九号　静岡県加茂郡下河津村長　千葉容山外十三名提出

静岡県中大見村の地域給に関する請願
第一一六〇号　静岡県田方郡中大見村長　杉本清作外四名提出

静岡県上大見村の地域給に関する請願
第一一六一号　静岡県田方郡上大見村長　荻原文清外七名提出

静岡県下大見村の地域給に関する請願
第一一六二号　静岡県田方郡下大見村長　渡辺正二外一名提出

静岡県上狩野村の地域給に関する請願
第一一六三号　静岡県田方郡上狩野村長　城所啓外十四名提出

静岡県江間村の地域給に関する請願
第一一六四号　静岡県田方郡江間村長　佐々木秀哉外三名提出

静岡県内浦村の地域給に関する請願
第一一六五号　静岡県田方郡内浦村長　大川渉外四名提出

静岡県西浦村の地域給に関する請願
第一一六六号　静岡県田方郡西浦村長　大谷信雄外四名提出

静岡県西豆村の地域給に関する請願
第一一六七号　静岡県田方郡西豆村長　永岡伝作外六名提出

静岡県下狩野村の地域給に関する請願
第一一六八号　静岡県田方郡下狩野村長　酒井友信外四名提出

静岡県竹麻村の地域給に関する請願
第一一六九号　静岡県加茂郡竹麻村長　鈴木政之外六名提出

静岡県熱海市の地域給に関する請願
第一一七〇号　静岡県熱海市長　山形文雄外六名提出

鹿児島県大口町の地域給に関する請願
第一一七一号　鹿児島県伊佐郡大口町長　薗田長仁提出

鹿児島県樋脇町の地域給に関する請願
第一一七二号　鹿児島県薩摩郡樋口町長　木場早兵衛提出

鹿児島県喜入村の地域給に関する請願
第一一七五号　鹿児島県揖宿郡喜入村長　白浜重任外二十五名提出

鹿児島県開聞村の地域給に関する請願
第一一七六号　鹿児島県揖宿郡開聞村長　日高方里彦提出

鹿児島県知覧町の地域給に関する請願
第一一七七号　鹿児島県川辺郡知覧町地方裁判所知覧支部内　有村貞二外三十九名提出

鹿児島県指宿町の地域給に関する請願
第一一七八号　鹿児島県揖宿郡指宿町長　肥後正樹提出

静岡県掛川町の地域給に関する請願
第一一七九号　静岡県小笠郡掛川町長　鈴木理一郎外千八十名提出

千葉県一宮町の地域給に関する請願
第一一八〇号　千葉県長生郡一宮町長　近藤三郎提出

広島県宜山村の地域給に関する請願
第一一八一号　広島県芦品郡宜山村長　豊田静一外五名提出
香川県檀紙村の地域給に関する請願
第一一八二号　香川県香川郡檀紙村立中学校内　宇喜多秀雄外五名提出
群馬県赤羽村の地域給に関する請願
第一一八三号　群馬県邑楽郡赤羽村長　半田順一外五名提出
群馬県郷谷村の地域給に関する請願
第一一八四号　群馬県邑楽郡郷谷村長　坂村輝外二名提出
群馬県小泉町の地域給に関する請願
第一一八五号　群馬県邑楽郡小泉町長　伊東安治外十名提出
群馬県永楽村の地域給に関する請願
第一一八六号　群馬県邑楽郡永楽村長　酒巻万七郎外四名提出
群馬県館林町の地域給に関する請願
第一一八七号　群馬県邑楽郡館林町長　太田為治外三十八名提出
群馬県中野村の地域給に関する請願
第一一八八号　群馬県邑楽郡中野村長　大脇宇一外四名提出
群馬県渡瀬村の地域給に関する請願
第一一八九号　群馬県邑楽郡渡瀬村長　家富明作外三名提出
群馬県伊奈良村の地域給に関する請願
第一一九〇号　群馬県邑楽郡伊奈良村長　星野市太郎外八名提出
群馬県多々良村の地域給に関する請願
第一一九一号　群馬県邑楽郡多々良村長　原啓蔵外五名提出
群馬県六郷村の地域給に関する請願
第一一九二号　群馬県邑楽郡六郷村長　栗原平三郎外四名提出
三重県昼生村の地域給に関する請願
第一一九三号　三重県鈴鹿郡昼生村　麻生義雄外一名提出
三重県加太村の地域給に関する請願
第一一九四号　三重県鈴鹿郡加太村　杉野丈夫提出
宮城県宮床村の地域給に関する請願
第一一九五号　宮城県黒川郡宮床村　浅野敬治提出
宮城県不動堂町の地域給に関する請願
第一一九六号　宮城県遠田郡不動堂町長　佐々木英信外七名提出
宮城県千貫村の地域給に関する請願
第一一九七号　宮城県名取郡千貫村役場内　大村友治外三名提出
宮城県大平村の地域給に関する請願
第一一九八号　宮城県刈田郡大平村長　黒沢登外二名提出
宮城県東根村の地域給に関する請願
第一一九九号　宮城県伊具郡東根村村立東根小学校内　仙石竜治外三名提出
宮城県篭嶽村の地域給に関する請願
第一二〇〇号　宮城県遠田郡篭嶽村長　高橋徳雄外一名提出
宮城県柳津町の地域給に関する請願
第一二〇一号　宮城県本吉郡柳津町長　池田猛外十名提出
三重県亀山町の地域給に関する請願
第一二〇六号　三重県鈴鹿郡亀山町東町　宮崎佐助提出
三重県三瀬谷町の地域給に関する請願
第一二〇七号　三重県多気郡三瀬谷町長　前納脩三外十五名提出
三重県尾鷲町の地域給に関する請願
第一二〇八号　三重県北牟婁郡尾鷲町長　太田寿外一名提出
三重県有井村の地域給に関する請願
第一二〇九号　三重県南牟婁郡有井村長　榎本義光外六名提出
三重県阿田和町の地域給に関する請願
第一二一〇号　三重県南牟婁郡阿田和町長　榎木耕造外九名提出
三重県鵜殿、御船両村の地域給に関する請願
第一二一一号　三重県南牟婁郡御船村郵便局内　糸川豊信外十名提出
三重県長島町の地域給に関する請願
第一二一二号　三重県北牟婁郡長島町官公庁協議会内　田中芳明外十五名提出
三重県二見町外二箇村の地域給に関する請願
第一二一三号　三重県度会郡御園村村立御園中学校内　岡島伸匡外十名提出
三重県小俣町の地域給に関する請願
第一二一四号　三重県度会郡小俣町三〇〇一　吉村幸太郎外十二名提出
三重県錦町の地域給に関する請願
第一二一五号　三重県北牟婁郡錦町錦中学校内　山崎享吾外九名提出
栃木県片岡村の地域給に関する請願
第一二三四号　栃木県塩谷郡片岡村長　羽吉甲子郎外五名提出
山形県余目町の地域給に関する請願
第一二三五号　山形県東田川郡余目町地域給指定地対策協議会内　大森富六提出
山形県鶴岡市の地域給に関する請願
第一二三六号　山形県鶴岡市役所内地域給引上対策協議会内　三浦才助提出
山形県藤島町の地域給に関する請願
第一二三七号　山形県東田川郡藤島町長　太田伝内外一名提出
愛知県田原町の地域給に関する請願
第一二三八号　愛知県渥美郡田原町長　藤城佐一外二十七名提出
愛知県本郷町外二箇村の地域給に関する請願
第一二三九号　愛知県北設楽郡本郷町大森三　森島賢道外十三名提出
岐阜県鵜沼町の地域給に関する請願
第一二四〇号　岐阜県稲葉郡鵜沼町長　栗木謙二外七名提出
岐阜県蛭川村の地域給に関する請願
第一二四一号　岐阜県恵那郡蛭川村長　永治清逸提出
山口県岩国市の地域給に関する請願
第一二四二号　山口県岩国市長　久能寅夫外二十名提出
山形県宮宿町の地域給に関する請願
第一二四三号　山形県西村山郡宮宿町長　今井治郎三郎提出
宮城県古川市外十五箇町村の寒冷地手当に関する請願
第一二七一号　宮城県古川市職業安定所内　猪股春雄提出
宮城県古川市三本木町の地域給に関する請願
第一二七二号　宮城県古川市職業安定所内　猪股春雄外十三名提出

官報　号外　昭和二十八年八月十日

第三種郵便物認可

○第十六回国会　参議院会議録附録（その六）

和歌山県田原村の地域給に関する請願
第一二七三号　和歌山県東牟婁郡田原村長　田中音松外四名提出

和歌山県岩代村の地域給に関する請願
第一二七四号　和歌山県日高郡岩代村長　長坂庄七外四名提出

和歌山県三尾村の地域給に関する請願
第一二七五号　和歌山県日高郡三尾村四六九三尾村郵便局内　中井一男外二名提出

和歌山県名手町の地域給に関する請願
第一二七六号　和歌山県那賀郡名手町長　松山賢三提出

和歌山県藤田村の地域給に関する請願
第一二七七号　和歌山県日高郡藤田村長　山本貞一外四名提出

和歌山県田辺市の地域給に関する請願
第一二七八号　和歌山県田辺市長　小森嘉一外三十五名提出

岐阜県坂祝村の地域給に関する請願
第一二七九号　岐阜県加茂郡坂祝村長　竹内丈夫外七名提出

岐阜県高田町の地域給に関する請願
第一二八〇号　岐阜県養老郡高田町　伊藤好雄外十二名提出

岐阜県加治田村の地域給に関する請願
第一二八一号　岐阜県加茂郡加治田村　河合久徳外五名提出

岐阜県伊深村の地域給に関する請願
第一二八二号　岐阜県加茂郡伊深村　井戸保雄外五名提出

岐阜県富田村の地域給に関する請願
第一二八三号　岐阜県加茂郡富田村立富田小学校内　渡辺郁二外八名提出

岐阜県加茂野村の地域給に関する請願
第一二八四号　岐阜県加茂郡加茂野村　荒井英一外七名提出

岐阜県蜂屋村の地域給に関する請願
第一二八五号　岐阜県加茂郡蜂谷村長　酒向求外四名提出

兵庫県山崎町の地域給に関する請願
第一二八六号　兵庫県宍粟郡山崎町長　村上彰治外九名提出

兵庫県神戸村外十箇村の地域給に関する請願
第一二八七号　兵庫県宍粟郡戸原村長　松岡神恵外四十一名提出

広島県西村の地域給に関する請願
第一二八八号　広島県沼隈郡西村長　井上敏明提出

広島県浦崎村の地域給に関する請願
第一二八九号　広島県沼隈郡浦崎村長　桑田歳秋提出

広島県市村の地域給に関する請願
第一二九〇号　広島県御調郡市村長　川崎豊外二十四名提出

長崎県北有馬村の地域給に関する請願
第一二九一号　長崎県南高来郡北有馬村長　八木敏行外一名提出

長崎県南有馬町の地域給に関する請願
第一二九二号　長崎県南高来郡南有馬町長　石川瑞穂外一名提出

熊本県伊倉町の地域給に関する請願
第一二九三号　熊本県玉名郡伊倉町長　寺真均外十一名提出

茨城県下妻町の地域給に関する請願
第一二九四号　茨城県真壁郡下妻町長　沢部元信外十五名提出

茨城県守谷町の地域給に関する請願
第一二九五号　茨城県北相馬郡守谷町長　片山亀之助外八名提出

栃木県粟田村の地域給に関する請願
第一二九六号　栃木県塩谷郡粟田村長　増形監物外七名提出

千葉県和田町の地域給に関する請願
第一二九七号　千葉県安房郡和田町長　庄司盛外三名提出

千葉県天津町の地域給に関する請願
第一二九八号　千葉県安房郡天津町長　今井三郎外六名提出

千葉県遠山村の地域給に関する請願
第一二九九号　千葉県印旛郡遠山村長　神崎俊之助外九名提出

福島市の地域給に関する請願
第一三〇〇号　福島市長　佐藤元治外十名提出

福島県野田村の地域給に関する請願
第一三〇一号　福島県信夫郡野田村役場内　佐藤義美外九名提出

愛知県横須賀町の地域給に関する請願
第一三〇二号　愛知県知多郡横須賀町大字加木屋字白拍子一一三　高津元治外二百七十九名提出

和歌山県内原村の地域給に関する請願
第一三〇三号　和歌山県日高郡内原村長　上谷米次郎外二名提出

岡山県牛窓町の地域給に関する請願
第一三〇四号　岡山県邑久郡牛窓町　宮本一郎外百七十名提出

岡山県加茂、新加茂両町の地域給に関する請願
第一三〇五号　岡山県苫田郡加茂町長　川島貞二外二名提出

新潟県小千谷町の地域給に関する請願
第一三〇六号　新潟県北魚沼郡小千谷町長　位下松五郎提出

新潟県小出町の地域給に関する請願
第一三〇七号　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外二十五名提出

新潟県堀之内町の地域給に関する請願
第一三〇八号　新潟県北魚沼郡堀之内町長　佐藤栄太郎外一名提出

新潟県川口村の地域給に関する請願
第一三〇九号　新潟県北魚沼郡川口村長　関口淳治外一名提出

新潟県千田村の地域給に関する請願
第一三一〇号　新潟県北魚沼郡千田村長　槇東海提出

新潟県城川村の地域給に関する請願
第一三一一号　新潟県北魚沼郡城川村長　佐藤武提出

新潟県田麦山村の地域給に関する請願
第一三一二号　新潟県北魚沼郡田麦山村長　大渕鉄太郎外一名提出

新潟県藪神村の地域給に関する請願
第一三一三号　新潟県北魚沼郡藪神村長　和田又右エ門外一名提出

新潟県湯之谷村の地域給に関する請願
第一三一四号　新潟県北魚沼郡湯之谷村長　米山重良外一名提出

新潟県川井村の地域給に関する請願
第一三一五号　新潟県北魚沼郡川井村長　佐藤義春外一名提出

新潟県浦佐村の地域給に関する請願
第一三一六号　新潟県南魚沼郡浦佐村長　関幸雄提出

広島県柳津村の地域給に関する請願
第一三一三号　広島県沼隈郡柳津村長　佐藤三郎提出

埼玉県毛呂山町の地域給に関する請願
第一三一四号　埼玉県入間郡毛呂山町毛呂山郵便局内　伊藤省蔵外五名提出

埼玉県三沢村の地域給に関する請願
第一三一五号　埼玉県秩父郡三沢村長　野沢新作外四十八名提出

埼玉県亀井村の地域給に関する請願
第一三二六号　埼玉県比企郡亀井村長　石井友治外八名提出

埼玉県今宿村の地域給に関する請願
第一三二七号　埼玉県比企郡今宿村長　新幡甚作外五名提出

埼玉県八代村の地域給に関する請願
第一三二九号　埼玉県北葛飾郡八代村長　富田琴寿外五名提出

埼玉県幸手町の地域給に関する請願
第一三三〇号　埼玉県北葛飾郡幸手町長　殿塚長次外十二名提出

埼玉県行幸村の地域給に関する請願
第一三三一号　埼玉県北葛飾郡行幸村長　三ツ林幸三外十六名提出

埼玉県桜田村の地域給に関する請願
第一三三二号　埼玉県北葛飾郡桜田村長　野村善之佐外十三名提出

埼玉県吉田村の地域給に関する請願
第一三三三号　埼玉県北葛飾郡吉田村長　深井良助外十一名提出

埼玉県権現堂川村の地域給に関する請願
第一三三四号　埼玉県北葛飾郡権現堂川村長　藤沼寛外四名提出

山梨県鰍沢町の地域給に関する請願
第一三四六号　山梨県南巨摩郡鰍沢町長　青柳完次郎提出

島根県の地域給に関する請願
第一三四七号　島根県議会議長　中島竜一提出

島根県広瀬町の地域給に関する請願
第一三四八号　島根県能義郡広瀬町長　増田栄四郎外九名提出

福岡県草野町の地域給に関する請願
第一三五〇号　福岡県三井郡草野町長　吉木光男外三名提出

宮崎県真幸町の地域給に関する請願
第一三五一号　宮崎県西諸県郡真幸町長　永崎公外一名提出

大分県北馬城村の地域給に関する請願
第一三五二号　大分県宇佐郡北馬城村長　河野喜太郎外六十五名提出

静岡県三島市の地域給に関する請願
第一三五三号　静岡県三島市役所内　石垣彦太郎外三十二名提出

埼玉県小川町の地域給に関する請願
第一三六九号　埼玉県比企郡小川町大字大塚一一〇三　小熊精一外十五名提出

茨城県平潟町の地域給に関する請願
第一三七〇号　茨城県多賀郡平潟町長　篠原捷三外三名提出

秋田県増田町の地域給に関する請願
第一三七一号　秋田県平鹿郡増田町長　石田喜兵衛外四名提出

和歌山県印南町の地域給に関する請願
第一三七二号　和歌山県日高郡印南町長　橋本次男外六名提出

和歌山県丹生村の地域給に関する請願
第一三七三号　和歌山県日高郡丹生村長　平井栄太郎外六名提出

和歌山県塩屋村の地域給に関する請願
第一三七四号　和歌山県日高郡塩屋村長　木村五郎松外九名提出

和歌山県有田村の地域給に関する請願
第一三七五号　和歌山県西牟婁郡有田村長　仁木岩之助外四名提出

鹿児島県枕崎市の地域給に関する請願
第一三七六号　鹿児島県枕崎市長　高城憲夫外一名提出

鹿児島県垂水町の地域給に関する請願
第一三七七号　鹿児島県肝属郡垂水町長　坪内作之丞提出

静岡県修善寺町の地域給に関する請願
第一三七八号　静岡県田方郡修善寺町長　大城貢外九名提出

静岡県大仁町の地域給に関する請願
第一三七九号　静岡県田方郡大仁町長　相原忠平外八名提出

静岡県対島村の地域給に関する請願
第一三八〇号　静岡県田方郡対島村長　池谷孫四郎外八名提出

静岡県中狩野村の地域給に関する請願
第一三八一号　静岡県田方郡中狩野村長　立岩正夫外五名提出

静岡県三浜村の地域給に関する請願
第一三八二号　静岡県賀茂郡三浜村長　肥田鶴吉外八名提出

静岡県中川村の地域給に関する請願
第一三八三号　静岡県賀茂郡中川村長　藤井桂外六名提出

静岡県南崎村の地域給に関する請願
第一三八四号　静岡県賀茂郡南崎村長　平山寅次外七名提出

静岡県稲生沢村の地域給に関する請願
第一三八五号　静岡県賀茂郡稲生沢村長　土屋俣太郎外五名提出

静岡県仁科村の地域給に関する請願
第一三八六号　静岡県賀茂郡仁科村長　堤伝平外九名

静岡県元吉原村外三箇村の地域給に関する請願
第一三八七号　静岡県富士郡須津村長　稲垣禎次外三十名提出

愛知県豊坂村の地域給に関する請願
第一三八号　愛知県幡豆郡豊坂村長　稲吉仁蔵外六名提出
愛知県室場村の地域給に関する請願
第一三八九号　愛知県幡豆郡室場村長　近藤正一外三名提出
秋田県沼館町の地域給に関する請願
第一三九〇号　秋田県平鹿郡沼館町長　佐々木順外十五名提出
秋田県大曲町、花館村の地域給に関する請願
第一三九一号　秋田県仙北郡大曲町長　福原定吉外一名提出
秋田県生保内村の地域給に関する請願
第一三九二号　秋田県仙北郡生保内村生保内営林署内　九嶋礒司外五名提出
秋田県金浦町の地域給に関する請願
第一三九三号　秋田県由利郡金浦町長　三浦庚子郎外三名提出
秋田県川連町の地域給に関する請願
第一三九四号　秋田県雄勝郡川連町長　樋渡辰次郎外九名提出
福岡県浮羽郡の地域給に関する請願
第一三九五号　福岡県浮羽郡筑陽村長　福島政太外十名提出
長崎県茂木町の地域給に関する請願
第一三九六号　長崎県西彼杵郡茂木町　森崎桂市提出
長野県坂城町の地域給に関する請願
第一三九七号　長野県埴科郡坂城町長　鈴木甚四郎提出
和歌山県箕島町の地域給に関する請願
第一三九八号　和歌山県有田郡箕島町長　中谷良太郎提出
滋賀県安土村の地域給に関する請願
第一三九九号　滋賀県蒲生郡安土村長　国政治郎外五名提出
岐阜県多治見市の地域給に関する請願
第一四〇九号　岐阜県多治見市本町二　金子義一提出
茨城県北条町の地域給に関する請願
第一四一三号　茨城県筑波郡北条町小学校内　遠山都一外百五十九名提出
茨城県太田町の地域給に関する請願
第一四一四号　茨城県久慈郡太田町長　伊村安四郎外二十四名提出
北海道苫小牧市の地域給に関する請願
第一四一五号　北海道苫小牧市長　田中正太郎外二十四名提出
岩手県日詰町の地域給に関する請願
第一四一六号　岩手県紫波郡日詰町長　堀内孫十郎外十一名提出
長野県大町の地域給等に関する請願
第一四一七号　長野県北安曇郡大町町長　松田正人外二十四名提出
大阪市交野、津田両町の地域給に関する請願
第一四一八号　大阪府北河内郡交野町長　伊藤碩州外一名提出
広島県東海田町の地域給に関する請願
第一四一九号　広島県安芸郡東海田町役場内　佐々木寿雄外五名提出
広島県道上村の地域給に関する請願
第一四二〇号　広島県深安郡道上村長　松浦弥一外二十五名提出
広島県坪生村の地域給に関する請願
第一四二一号　広島県深安郡坪生村長　橋本勝太外二十二名提出
広島県加法村の地域給に関する請願
第一四二二号　広島県深安郡加法村長　高木隆一外二十八名提出
広島県竹尋村の地域給に関する請願
第一四二三号　広島県深安郡竹尋村長　原田克巳外二十九名提出
広島県中条村の地域給に関する請願
第一四二四号　広島県深安郡中条村長　藤井勇外三十一名提出
広島県加茂村の地域給に関する請願
第一四二五号　広島県深安郡加茂村長　吉田吉市外二十八名提出
石川県美川町の地域給に関する請願
第一四二六号　石川県石川郡美川町　原田武夫外九名提出
岡山県江見町の地域給に関する請願
第一四二七号　岡山県英田郡江見町長　江見秀夫提出
岡山県弓削町の地域給に関する請願
第一四二八号　岡山県久米郡弓削町長　左里三芳外二名提出
岡山県総社町の地域給に関する請願
第一四二九号　岡山県吉備郡総社町長　柳本弘士智外二十五名提出
岡山県裳掛村の地域給に関する請願
第一四三〇号　岡山県邑久郡裳掛村長　井上関次提出
岡山県玉津村の地域給に関する請願
第一四三一号　岡山県邑久郡玉津村全官公庁職員協議会内　水野梶郎提出
岡山県長浜村の地域給に関する請願
第一四三二号　岡山県邑久郡長浜村全官公庁職員協議会内　野口佐嘉太提出
岡山県朝日村の地域給に関する請願
第一四三三号　岡山県邑久郡朝日村長　吉永勝美提出
愛媛県余土村の地域給に関する請願
第一四三四号　愛媛県温泉郡余土村長　森千枝松外三名提出
熊本県菊村の地域給に関する請願
第一四三五号　熊本県八代郡菊村長　田辺養道提出
鹿児島県山川町の地域給に関する請願
第一四三六号　鹿児島県揖宿郡山川町長　伊佐五之助提出
新潟県八幡村の地域給に関する請願
第一四三七号　新潟県佐渡郡八幡村長　遠藤真一郎提出
新潟県二見村の地域給に関する請願
第一四三八号　新潟県佐渡郡二見村長　大地団治提出
新潟県二宮村の地域給に関する請願
第一四三九号　新潟県佐渡郡二宮村長　渡辺保提出
新潟県新穂村の地域給に関する請願
第一四四〇号　新潟県佐渡郡新穂村長　後藤儀衛提出
新潟県畑野村の地域給に関する請願
第一四四一号　新潟県佐渡郡畑野村長　石川重雄提出
新潟県加茂村の地域給に関する請願
第一四四二号　新潟県佐渡郡加茂村長　氏田良隆提出
新潟県真野町の地域給に関する請願

第一四四三号　新潟県佐渡郡真野町長　曾我与一提出
新潟県相川町の地域給に関する請願

第一四四四号　新潟県佐渡郡相川町長　井口源太郎提出
新潟県河崎村の地域給に関する請願

第一四四五号　新潟県佐渡郡河崎村長　角坂仁三次外一名提出
新潟県沢根町の地域給に関する請願

第一四四六号　新潟県佐渡郡沢根町長　光谷政吉提出
新潟県吉井村の地域給に関する請願

第一四四七号　新潟県佐渡郡吉井村長　原与一提出
新潟県赤泊村の地域給に関する請願

第一四四八号　新潟県佐渡郡赤泊村長　野沢安太郎提出
新潟県両津町の地域給に関する請願

第一四四九号　新潟県佐渡郡両津町長　斎藤喜八郎提出
埼玉県長幡村の地域給に関する請願

第一四五〇号　埼玉県児玉郡長幡村役場内　相川甚外二名提出
岡山県八浜町の地域給に関する請願

第一四五一号　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三提出
福島県喜多方町の地域給に関する請願

第一四五四号　福島県耶麻郡喜多方町役場内　風間春夫外二名提出
埼玉県吾野、東吾野両村の地域給に関する請願

第一四五五号　埼玉県入間郡吾野村長　浅見育造外百五十八名提出
大阪府住道町の地域給に関する請願

第一四五六号　大阪府北河内郡住道町長　中谷吉太郎外二百八十六名提出
岡山県香登町の地域給に関する請願

第一四五七号　岡山県和気郡香登町長　柴部寿男外六十六名提出
山口県阿川村外七箇村の地域給に関する請願

第一四五八号　山口県豊浦郡阿川村長　入江助一外六十四名提出
茨城県磯浜、大貫両町の地域給に関する請願

第一四五九号　茨城県東茨城郡磯浜町長　河上秀雄外十六名提出
茨城県小瀬村の地域給に関する請願

第一四六〇号　茨城県那珂郡小瀬村長　五位渕耕介外百二十九名提出
茨城県高萩町の地域給に関する請願

第一四六一号　茨城県多賀郡高萩町多賀地方事務所内　桜井茂男外二十五名提出

山梨県巨摩町の地域給に関する請願

第一四六二号　山梨県中巨摩郡巨摩町長　名執斉一外十二名提出
山梨県西野、今諏訪両村の地域給に関する請願

第一四六三号　山梨県中巨摩郡西野村外一ケ村組合長　長谷部保外八名提出
愛知県一宮市の地域給に関する請願

第一四七一号　愛知県一宮市長　伊藤一外二十七名提出
奈良県川上村の地域給に関する請願

第一四七二号　奈良県吉野郡川上村役場内　富田鏡一提出
三重県花岡町の地域給に関する請願

第一四七三号　三重県飯南郡花岡町長　若林健次郎外八名提出
三重県松尾村の地域給に関する請願

第一四七四号　三重県飯南郡松尾村長　亀井正雄外三名提出
三重県長島村の地域給に関する請願

第一四七五号　三重県桑名郡長島村長　伊藤幸太郎外九十二名提出
三重県石榑村の地域給に関する請願

第一四七六号　三重県員弁郡石榑村長　伊藤久美外四名提出
広島県山南村の地域給に関する請願

第一四七七号　広島県沼隈郡山南村長　松岡定雄外十一名提出
第一五一二号　広島県沼隈郡山南村議会議長　細井豊外九名提出
兵庫県古市村の地域給に関する請願

第一四七八号　兵庫県多紀郡古市村長　西山貫三郎外十五名提出
兵庫県和田村の地域給に関する請願

第一四七九号　兵庫県氷上郡和田村長　植野謙次郎外三名提出
鹿児島県頴娃町の地域給に関する請願

第一四八〇号　鹿児島県指宿郡頴娃町長　梅井栄吉提出
群馬県利南村の地域給に関する請願

第一四八一号　群馬県利根郡利南村長　倉品宇平外四名提出
埼玉県大山村の地域給に関する請願

第一四八二号　埼玉県南埼玉郡大山村長　伊藤亥太郎外百二十六名提出
埼玉県芦ケ久保村の地域給に関する請願

第一四八三号　埼玉県秩父郡芦ケ久保村長　町田与志平外三十四名提出
埼玉県美笹村の地域給に関する請願

第一四八四号　埼玉県北足立郡美笹村長　霜田米三郎外十名提出

千葉県大原町の地域給に関する請願

第一四八五号　千葉県夷隅郡大原町長　土屋幸正提出
神奈川県片浦村の地域給に関する請願

第一四八六号　神奈川県足柄下郡片浦村長　原弁楽外四名提出
神奈川県福浦村の地域給に関する請願

第一四八七号　神奈川県足柄下郡福浦村長　高橋柳吉外三名提出
神奈川県岩村の地域給に関する請願

第一四八八号　神奈川県足柄下郡岩村長　山本真一外九名提出
長野県塩尻町の地域給に関する請願

第一四八九号　長野県東筑摩郡塩尻町長　小沢正人提出
岡山県土居町の地域給に関する請願

第一四九〇号　岡山県英田郡土居町大字土居一二九六　江見晴則提出
岡山県常盤村の地域給に関する請願

第一四九一号　岡山県都窪郡常盤村長　河田一雄提出
岡山県中川村の地域給に関する請願

第一四九二号　岡山県小田郡中川村長　鳥越正三外五名提出
岡山県足守町外二箇村の地域給に関する請願

第一四九三号　岡山県吉備郡足守町長　門博提出

佐賀県鬼塚村の地域給に関する請願
第一四九四号　佐賀県東松浦郡鬼塚村長　遠藤竹之助外七名提出
茨城県土浦市の地域給に関する請願
第一四九五号　茨城県土浦市役所内　天谷虎之助外二千二百八十五名提出
長野県湖南村の地域給に関する請願
第一四九六号　長野県諏訪郡湖南村長　赤羽増雄外六名提出
愛知県豊川市の地域給に関する請願
第一四九七号　愛知県豊川市長　福山政一提出
愛知県春日井市の地域給に関する請願
第一四九八号　愛知県春日井市役所内　鈴木新一提出
石川県津幡町の地域給に関する請願
第一四九九号　石川県河北郡津幡町長　村佐一外十九名提出
石川県井上村の地域給に関する請願
第一五〇〇号　石川県河北郡井上村長　川村甚松外三名提出
岩手県浄法寺町の地域給に関する請願
第一五〇一号　岩手県仁戸郡浄法寺町町立浄法寺小学校内　八重嶋実外十四名提出
愛媛県岩松町の地域給に関する請願
第一五〇二号　愛媛県北宇和郡岩松町長　船田稔提出
茨城県水海道町の地域給に関する請願
第一五〇九号　茨城県結城郡水海道町長　須田誠市外三百九十五名提出
茨城県竜ケ崎町の地域給に関する請願
第一五一〇号　茨城県稲敷郡竜ケ崎町長　富塚橘一提出
千葉県防疫村の地域給に関する請願
第一五一一号　千葉県印旛郡阿蘇村長　山崎四郎外十名提出
高知県江川崎村の地域給に関する請願
第一五一三号　高知県幡多郡江川崎村長　芝和外九名提出
高知県大正町の地域給に関する請願
第一五一四号　高知県幡多郡大正町長　小畑豊馬外二十七名提出
高知県高石村の地域給に関する請願
第一五一五号　高知県高岡郡高石村長　小川豊外三名提出
長崎県三重村の地域給に関する請願
第一五一六号　長崎県西彼杵郡三重村長　田崎正治提出
大阪府山田村の地域給に関する請願
第一五一七号　大阪府三島郡山田村長　箕林信雄提出
大阪府横山村の地域給に関する請願
第一五一八号　大阪府泉北郡横山村長　井上耕作外一名提出
大阪府南横山村の地域給に関する請願
第一五一九号　大阪府泉北郡南横山村長　植林千松外一名提出
大阪府南松尾村の地域給に関する請願
第一五二〇号　大阪府泉北郡南松尾村長　辻忠夫外七名提出
長崎県西有家、有家両町の地域給に関する請願
第一五二一号　長崎県南高来郡西有家町長　本多重三外七百四名提出
石川県西尾村の地域給に関する請願
第一五二二号　石川県能美郡西尾村長　西田英次外六名提出
岡山県西大寺市の地域給に関する請願
第一五二三号　岡山県西大寺市長　家野猛之外十五名提出
山口県祖生村の地域給に関する請願
第一五二四号　山口県玖珂郡祖生村長　亀岡助一外一名提出
山口県三見村外四箇村の地域給に関する請願
第一五二五号　山口県防武郡三見村長　大下伸外四名提出
山口県玖珂町の地域給に関する請願
第一五二六号　山口県玖珂郡玖珂町長　岡掛照治外一名提出
山口県川越村の地域給に関する請願
第一五二七号　山口県玖珂郡川越村長　井上孝人外一名提出
山口県佐々並村の地域給に関する請願
第一五二八号　山口県阿武郡佐々並村長　原田謙三提出
山口県小串町の地域給に関する請願
第一五二九号　山口県豊浦郡小串町長　藤岡直敏外一名提出
埼玉県篠津、日勝両村の地域給に関する請願
第一五三〇号　埼玉県南埼玉郡篠津村長　細井弥作外百十二名提出
三重県城田村の地域給に関する請願
第一五四五号　三重県度会郡城田村長　中西与蔵外三名提出
和歌山県初島町の地域給に関する請願
第一五四六号　和歌山県海草郡初島町長　岡村太一郎提出
兵庫県野島村の地域給に関する請願
第一五四七号　兵庫県津名郡野島村長　宮本茂外十一名提出
兵庫県室津村の地域給に関する請願
第一五四八号　兵庫県津名郡室津村長　中村栄外十五名提出
兵庫県育波村の地域給に関する請願
第一五四九号　兵庫県津名郡育波村長　上田瑞稲提出
兵庫県鶴居村の地域給に関する請願
第一五五〇号　兵庫県神崎郡鶴居村鶴居中学校内　荒木新太郎提出
兵庫県粟賀村の地域給に関する請願
第一五五一号　兵庫県神崎郡粟賀村長　藤本政治提出

右千百十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十一日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

意見書案

奈良県八木町の地域給に関する請願

請願者　奈良県高市郡八木町長　三浦賢造外一名（第一号）

右の請願は、奈良県高市郡八木町は、奈良盆地の中心に位し、県下における交通上の最重地点であり、商工業の中心地である。加えて諸物価は本県内では最も高くどの商店の小売相場も大阪市より高いものが大部分であり生活水準の高位と相まつて、公務員の生活は極めて困難な状況にあるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県丹波市町の地域給に関する請願

請願者　奈良県山辺郡丹波市町長　岩井輝一外十九名（第二号）

右の請願は、奈良県丹波市町は、天

理教の教会本部所在地として全国にまれに見る宗教都市であり、また天理大学、附属図書館、天理参考館等の教育機関も十六の多きを数え、文化教育都市としても奈良市に比肩するものであり、本町民の生活は全く都市生活者と変るところがなく、かえつて生活必需品を大阪、三重、和歌山地方から移入する関係上物価は大阪市より割高で本町公務員およびそれに準ずる給与を受けている天理学園教職員の生活は窮乏を極めているから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県二階堂村の地域給に関する請願

請願者　奈良県山辺郡二階堂村長　堀内甚内外六名（第三号）

右の請願は、奈良県二階堂村は、宗教都市として特異の環境に置かれている丹波市町に隣接して事実上その一部を形成し、また大阪市、京都市、宇治山田市との交通至便のため文化水準が高く、生活程度もこれら都市となんら異るところがない。しかるに同村は耕作面積が狭いため主食以外の食料品ならびに生活必需品は丹波市町および大阪、京都、名古屋の諸都市から移入する関係上物価はいちじるしく高騰し、物価指数と地域給とは常にアンバランスの状態にあり、本村公務員の生活はかえつて都市生活者より苦しい実情にあるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道愛別村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡愛別村長　森畑森太郎外三名（第一〇号）

右の請願は、北海道愛別村は、旭川市に近接し、歴史的にまた現在の環境から見て比布、当麻両村とともに同市東部の外かくを形成する地域で、経済的に極めて密接な関係にあり、ことに消費物資の大半を同市に依存しているため物価は旭川市および近郊地域に類似している状況にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県御正村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡御正村長　福田専助外十一名（第一五号）

右の請願は、埼玉県御正村は三級地熊谷市に隣接しバスによる交通が至便であり一般生活程度は同市と異なるところがないにもかかわらず、いまだ地域給地の指定を受けていない現情で三尻村、藤沢村の指定をみた現在いちじるしい不合理不均衡を生じたため、三級地への転勤希望者が続出して本村教育に重大な悪影響を及ぼしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県吉見村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡吉見村長　柿沼良平外四十一名（第一六号）

右の請願は、埼玉県吉見村は、三級地熊谷市、二級地松山町、一級地吹上町に囲まれている経済的不利のため、学校教職員の補充および優秀教員の確保に困難をきわめている実情であるから、この経済的不利を除去するため本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県小原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡小原村長　笠原義信外九十五名（第一七号）

右の請願は、埼玉県小原村は、熊谷市に近接しているため本村の産業経済文化等は同市の大きな影響を受けているが、最近本村に埼玉種畜場および県立結核療養所が設置せられ、その職員住宅の建築により、かつての森林、原野地帯は文化住宅地帯と変り、本村の生活水準も急激に上昇している上、人事交流上の支障も大きいから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県佐川町の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡佐川町乙二〇〇　山地耕（第一八号）

右の請願は、高知県佐川町は、高岡郡北部の産業、経済、交通の中心で、官公庁その他民間企業施設が多く、消費都市として高知市等に依存する物価高は、常に町民の経済生活をおびやかしている実情であるから、本町の発展上からも、地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県高岡町の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡高岡町長　西原貞外十三名（第一九号）

右の請願は、高知県高岡町は、高知市の衛星都市で、しかも日用品等の大部分を同市に依存しているため物価は何等異るところがなく物資によつてはむしろ上回つている現状であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県多ノ郷村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡多ノ郷村　森光良吉外一名（第二〇号）

右の請願は、高知県多ノ郷村は、須崎町に隣接し経済的にも文化的にも同町と全く一地区を形成している現状であるから、大体を須崎町と同等の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県斗賀野村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡斗賀野村長　村田鹿吉（第二一号）

右の請願は、高知県斗賀野村は、隣接佐川町とは地理的にも歴史的にも一帯の土地であるが、地域給において差異があるため佐川町を始め地域給支給地への通勤者が多く本村に勤務することを回避する傾向を示している状態であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県尾川村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡尾川村西森勢喜（第二二号）

右の請願は、高知県尾川村は、物価その他の経済状態は、隣接の佐川町および越知町の中間に位置している関係上これらの町と何等異るところがない実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県野根町の地域給に関する請願

請願者　高知県安芸郡野根町長　村山操外十五名（第二三号）

右の請願は、高知県野根町は、京阪神地区への交通が便利であるため、その経済は京阪神地区の一環をなし、生産物資はあげて京阪神に移出し消費物資はほとんど京阪神に依存している関係上物価は京阪神を上回り、公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県窪川町の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡窪川町長　山崎増美外二名（第二四号）

右の請願は、高知県窪川町は、土讃線の開通以来町勢は急激に発展し、高岡郡南部および幡多郡北部の産業、経済、交通の中心地として文化、生活水準は極めて高く、急激な人口の増加とともに諸物価はいちじるしく騰貴し公務員の生活は困窮を極めているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県名野川村の地域給に関する請願

請願者　高知県吾川郡名野川村長　大倉秀吉外十二名（第二五号）

右の請願は、高知県名野川村は、地理的条件に恵まれている関係で一般に産業、経済状態は活気を呈し、文化程度は農村としては珍らしいほど高く、物価も日用品等を高知、須崎方面より仕入れているため必然的に高騰を見ている現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県戸波村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡戸波村長　矢野武章外五名（第二六号）

右の請願は、高知県戸波村は、主食を除く日用品等をほとんどトラック便により高知市から流入しているため輸送費が極度に高額となり物価は総体的に高知、高岡あるいは近接の多ノ郷須崎等の市町村と何等異るところがなく、加うるに高岡郡東部地区においては比較的へき遠であるため人事行政に困難を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県大崎村の地域給に関する請願

請願者　高知県吾川郡大崎村長井上三房外十四名（第二七号）

右の請願は、高知県大崎村は、高吾北地区における産業、交通、経済および文化の中心地をなし、ことに当地域は予土を結ぶ商業交通の要路に当つている関係上住民の大半を占める農商工業従事者の年間収益は相当高く生活も豊かであるが、一定した収入のわく内にあつて生活する公務員は困窮を極めているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県山田町の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡山田町長　町先（第二八号）

右の請願は、高知県山田町は、香美郡の政治、経済、文化の中心で全国的に有名な土佐鍛造ならびに和がさ工業が盛んで民間企業者は経済的に恵まれているが、生活諸物資のほとんどを他地域から移入しているため物価は高知市より高い実状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県香南地区の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡赤岡町長　志磨村治外三十二名（第二九号）

右の請願は、高知県香南地区は、地域給三級地の高知市および二級地の後免地区、中村町、須崎町等と何等異るところがなく、むしろ生活必需物資を他地区からの移入に依存しているため物価は非常に高い状態にあるから、本地区を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県佐岡村の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡佐岡村長　中内清泉外一名（第三〇号）

右の請願は、高知県佐岡村は、物部川を境に一級地片地村に相対しているが全く同一町村のような関係にあつて物部川ダムの建設地として各種施設、交通、文化等何等差異がないから、すみやかに本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県加茂村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡加茂村長　吉村太郎外八名（第三一号）

右の請願は、高知県加茂村は、地域給一級地として指定されその後級地引上げの請願中である西隣の佐川町より生活用品の大部分を、三級地高知市などからその一部を仰いでいる関係上、物価は高知市および佐川町よりはるかに高くなつているにもかかわらず従来地域給の支給地から除かれていたことは遺憾であるから、本村を二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県蓮池村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡蓮池村長　馬渕重馬外二名（第三二号）

右の請願は、高知県蓮池村は、高岡町と隣接し経済生活その他同町と同様な条件下にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県久礼町の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡久礼町長　久武四男外十二名（第三三号）

右の請願は、高知県久礼町は、先般二級地に指定された須崎町と隣接して物価指数は同様な実情にあるから、本町の地域級を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県佐喜浜町の地域給に関する請願

請願者　高知県安芸郡佐喜浜町長　金野二吉外十一名（第三四号）

右の請願は、高知県佐喜浜町は、県の東南部に位置し、生活必需物資の生産地より極めて遠隔の地にあり、交通は甲浦、高知間のバスのみで、交通不便による物価高はいちじるしいものがあるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県安芸町の地域給に関する請願

請願者　高知県安芸郡安芸町西浜三七六　浜川寿男（第三五号）

右の請願は、高知県安芸町は、安芸郡の行政産業経済および文化の中心地として栄えているが、主食はもとより純消費地であり生活物資は鉄道、港湾等なきためすべて高知市に仰いでいる関係で、物価は同市を上回る実状であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県池川町の地域給に関する請願

請願者　高知県吾川郡池川町長　大原成晴外二十四名（第三六号）

右の請願は、高知県池川町は、高吾北地区における産業、経済および文化の中心地をなし、物価指数においても県内一、二を争う最高位にあるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県本山町の地域給に関する請願

請願者　高知県長岡郡本山町長　山中利亀外十七名（第三七号）

右の請願は、高知県本山町は、地勢的に土佐のチベットとも称せられる交通不便の地であり、日常消費物資のほとんどが遠く高知市方面より仕入れ販売される関係で、高物価地として全国的に知られている同市よりさらに物価高となつている現状であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県甲浦町の地域給に関する請願

請願者　高知県安芸郡甲浦町長　井上役松外十三名（第三八号）

右の請願は、高知県甲浦町は、県の最東部徳島県境に位し、生活必需物資の生産地よりきわめて遠隔の地にあり、交通は甲浦から高知に至る高知県交通バスおよび甲浦より徳島に至る徳島バスと海路による隔日就航の高知より甲浦経由大阪に至る関西汽船のみで、その交通の不便さは衆知の通りで運賃その他により全生活必需物資も必然的に高価となり在勤公務員の生活を極度に圧迫している現状であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県弘岡中ノ村外八箇村の地域給に関する請願

請願者　高知県吾川郡弘岡中ノ村長　森岡深太外四十一名（第三九号）

右の請願は、高知県弘岡中ノ村、弘岡下ノ村、西分村、芳原村、秋山村、森山村、仁西村および諸木村は、高知市に隣接する高知の穀倉であるとともに農芸地帯であり、最近たばこの栽培も盛んとなり、従つて農家収入は多く高度の文化生活が営まれているが、農産物以外の生活必需品は移入に依存するため一般物価は高知市を上回る現状で農家の活況に反して公務員の生活は悲惨な状態におかれているから、本地域の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県伊尾木村外五箇村の地域給に関する請願

請願者　高知県安芸郡伊尾木村長　有沢隆明外七名（第四〇号）

右の請願は、高知県伊尾木村外五箇村は、高知県安芸郡における行政、産業、経済および文化の中心地安芸町に隣接し、同町と合併して市制施行の気運にあるが、いまだ無給地であるため公務員の生活は非常に苦しくその上伊尾木川の発電工事の着手によつて四千人余りの人口増加となり諸物価はいよいよ上昇する状況にあるから、伊尾木村外五箇村（東川、土居、川北、井ノ口、畑山）の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県吾桑村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡吾桑村長　島崎秀則外七名（第四一号）

右の請願は、高知県吾桑村は、多ノ郷村とともに須崎町を中心として県下中央部屈指の商工業地帯の一環をなし、本村内においても多数の民間企業施設があり官公庁職員および工場従業員の消費地帯を形勢し、その物価は須崎町より高価であるため、公務員の生活は窮迫しているから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県東市来町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県日置郡東市来町長　上村琢磨外二十二名（第四二号）

右の請願は、鹿児島県東市来町は、鹿児島本線の沿線に位し二級地串木野市より約十分の地点にあるが、経済構成は湯之元温泉と、江口海岸の水産資源でささえられている関係上、鹿児島市への観光ルートの一環をなし、また串木野市の水産業と直結し流通経済の様相を呈しているため一般住民は高物価のためきわめて不安な生活状態であり、公務員の生活はおびやかされているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県春日村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県佐賀郡春日村長　福田千寿馬外十名（第四三号）

右の請願は、佐賀県春日村は、佐賀市に近接し同市の第二次都市計画中にも包含されており、日常生活物資のほとんど全部を同市に仰いでいるため、諸物価、生活程度等同市と大差ない実情にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県藤戸町の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡藤戸町長　山本主一外七名（第四四号）

右の請願は、岡山県藤戸町は、当地方における史跡、名所、文化の中心地で比較的公務員の多い町であり、諸物価の上昇に伴い地域給一級地に指定されたが、その後少しも物価は安定せず現在地域給四級地の岡山市および三級地の倉敷市、玉野市、児島市等の隣接市に比べてむしろ二、三割高い実情にあるため、人事行政面に多大な支障をきたしているから、本町の地域級を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県北川村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡北川村長　蔵本恒之外五名（第四五号）

右の請願は、岡山県北川村は、県の西端、小田郡の中央に位し、東は矢掛町、西は井原町、南は笠岡市に近接してその生活程度はこれら活気おお盛な市町の影響を多分に受けて自然に向上し、生活物資の価格は漸次上昇するばかりで、村内公務員は日日の生活にますます脅威を深めている実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であ

つて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県神庭村の地域給に関する請願

請願者　岡山県苫田郡高野村清泉小学校内　片山厚外三名（第四六号）

右は請願は、岡山県神庭村は、県の北部に位置して津山市に隣接し、村民の日常生活も同市と変るところなく、津山市の一部の観を呈しているが、公務員の生活は地域給の指定がないため非常に窮乏している上、これら給与の不均衡は人事の交流、事務能率その他に影響するところが多大であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県久常村の地域給に関する請願

請願者　石川県能美郡久常村長　土井順策外二名（第四七号）

右の請願は、石川県久常村は、先般一級地に指定された寺井野町および山上村の中間に位し、北は手取川に沿い北陸鉄道徳久駅を有する地理的、経済的、社会的、教育的等あらゆる観点からみても両町村と何等異るところがない実状にあるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県三本木町の地域給に関する請願

請願者　宮城県志田郡三本木町役場内　寺沢武内外八名（第四八号）

右の請願は、宮城県三本木町は、古川市街中心より四キロの地点に位し、古川市との交通繁く文化経済の交流密接不離の関係にある外、県下一の燕炭の生産地として県内はもち論のこと遠く東京方面にも供給している。従つて純消費者である従業員のみにても約三割を占めその他の純消費者を含めて約五割になる現状であり、物資の消費量おびただしく物価は古川市と比較して約一割の物価高を示し農産物に至るまで同市に依存している実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県下呂町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県益田郡下呂町全官公協議会内　野村嘉兵衛（第四九号）

右の請願は、岐阜県下呂町は飛騨南部に位し、下野の草津、摂津の有馬と比肩して天下の三名泉の一と言われた温泉を有しその名声は広く衆知のところで、高山線および中央線連絡バス等により入湯外来者は日に数百人を数えこれがため、下呂町は消費地であり、旅館、料理、サービス業等多く、また商業はほとんど外遊湯客を対象とするもので、諸物価は自然高騰を示しており特に一般日用品においては名古屋、岐阜方面より約三割高く、鮮魚野菜類にあつては約五割以上の高いものを購入しているため、この地に勤務する公務員およびその家族は全く火の中の如き生活を続けている現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県市田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡市田村長　武田一好外三十七名（第五〇号）

右の請願は、埼玉県市田村は、熊谷市に隣接しほとんど同市の延長地域の観を呈し、物価指数、生活水準、文化の程度等同市と大差ない実状にあるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県三股町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県北諸県郡三股町長　桑畑政沖外一名（第五五号）

請願者　宮崎県北諸県郡三股町議会議長　小倉義常（第二八九号）

右の請願は、宮崎県三股町は、宮崎駅と都城駅との中間駅として重要な地位を占め、生活必需物資の大半を都城市に依存している関係上町民の生活程度は都城市民と同程度となつているが地域給に不均衡があるため官公庁職員の人事交流面において一大支障を招来している実状であるから当町の地域給をすみやかに都城市と同率に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県東郷村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県東臼杵郡東郷村長　小野弘外一名（第五六号）

右の請願は、宮崎県東郷村は、工業都市延岡とその外港である日向市に接続し、さらに椎葉ダム発電工事のため工事場化した椎葉村、諸塚村に隣接し、農林産を主業とする消費地であり、生活必需物資は全国最高に近い物価高を示す日向市より供給を受け、加うるに村内発電工事に伴う一万五千に余る工事関係者の来村により本村の物価の高騰ははなはだしく公務員の生活は困窮を極めているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県柏崎市の地域給に関する請願

請願者　新潟県柏崎市長　渕崎義郎（第五七号）

右の請願は、新潟県柏崎市は、周辺交通網の国道、県道等が自動車道としては不完全であるため、従前本市に輸送、供給されていた食料品その他の消費物資は西部は柏崎、直江津方面に、南部は十日町、小千谷町方面に集貨され、東部平地よりの生産品によつて市内需要の一部を満していたが、近時この方面の物資交流は長岡市の経済圏に移行しつつあるため遠隔地の物資に頼らなければならず必然的に物価高をきたし公務員は他都市以上の生活困難を極めているから、本市を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県安心院町の地域給に関する請願

請願者　大分県宇佐郡安心院町長　矢野武夫外十一名（第五八号）

右の請願は、大分県安心院町は、宇佐郡南交通文化の中心地であるが、産物としては農作物にのみに依存する外ない地理的条件下にあるため、諸物資の大部分を別府、国東、北九州方面から移入する状態で、しかも交通上郡南消費量の大部分は本町を集散地とするため物価は高騰し、特殊物資を除いては四日市町より二割強の物価高であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県大野町の地域給に関する請願

請願者　大分県大野郡大野町長　大野基尚外二十名（第五九号）

右の請願は、大分県大野町は、本来近郷相手の宿場的市場として発足した関係から、商業形態は節季払いの掛売が普通でこれが長年の間に根強い習慣となり、必然的に物価には利子とか掛け倒れが見込まれるため諸物価は常に他都市に比して割高となり、加うるに物資はトラック輸送により流入しているため一層高価であつて俸給生活者の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本市の地域給に関する請願

請願者　熊本市南千反畑町三六　森高清次外一名（第六〇号）

右の請願は、熊本市は、九州第二の消費都市であり、米駐留軍、保安隊の設置等により人口の増加、物価の上昇を示し、また人事院においても科学的調査に基き級地引き上げを認めているのであるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県八代市の地域給に関する請願

請願者　熊本県八代市長　古閑清紀外一名（第六一号）

右の請願は、熊本県八代市は、産業人口構成において商工業の占める比率がいちじるしく高い商工都市であり、農業および水産業は極めて不振で、農産物および林産物等生活必需物資の供給不足のため他地方より仕入れる高価な物資は、生活費に多大の影響を与え、さらに民間給与者と公務員との所得はいちじるしいアンバランスを示し公務員の消費生活を強く圧迫している状態にあるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県御笠村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡御笠村長　井上隆助外八名（第六三号）

右の請願は、福岡県御笠村は、周囲を大宰府町、二日市町、山家村等の地域給支給地に囲まれているばかりでなくこれ等の町村と何等変りない生活条件下にあるにもかかわらず本村のみ無給地となつているため行政面に大きな支障をきたしているから、本村をすみやかに地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県竹野村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡竹野村長　鳥越政俊（第六四号）

右の請願は、福岡県竹野村は、隣接の田主丸町から日常生活必需品をはじめあらゆる物資を仕入れ経済文化等全く同町と不離一体の関係にあり、加うるに本村の特産物である西瓜、かんきつ、柿および苗木等を県内はもちろん全国にわたつて移出しているため他市町村との出入もあり文化生活部面とも都市と何等そん色のない有様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県水縄村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡水縄村長　林新吾（第六五号）

右の請願は、福岡県水縄村は、浮羽郡西部の中心地田主丸町と隣接し、中学校、伝染病院等同町を中心として共同経営の面多く、将来は同町へ合併の気運にあり、経済状態は全く同一であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県甘木町の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡甘木町長　井口久七郎（第六六号）

右の請願は、福岡県甘木町は、福岡市と大分県日田市の中間に位置する交通上の要衝であつて、当地方の物資の集散地として物価と消費の実態は地域給三級地の二日市町に比し上位にあるにもかかわらず本村が依然二級地のままであることははなはだ不均衡であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県東山村の地域給に関する請願

請願者　福岡県山門郡東山村長　梅野芳茂外十一名（第六七号）

右の請願は、福岡県東山村は、すでに地域給支給地の指定を受けている近隣三橋町、大和町、瀬高町、福島町、水田、古川両村等と文化、交通、観光、保健等の諸条件を比較しても何等そん色なく、俸給生活者の生計費はむしろ上回りの状態であり、独り、本村のみ無給地のままであるのは不均衡であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県船越村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡船越村長　三浦義人（第六八号）

右の請願は、福岡県船越村は、吉井町、田主丸町の中間に位置し、経済的には主として田主丸町との関係深く、生活必需品の購買はほとんど田主丸、吉井両町に依存しているため、物価ならびに生計費の点において田主丸、吉井両町在住者と大差のない状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県御原村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三井郡御原村長　高松六男外二名（第六九号）

右の請願は、福岡県御原村は、北九州の玄関西日本の中枢都市福岡と筑紫平野における商工業交通上の中心都市久留米市とを連絡する西日本鉄道大牟田線沿いに位置している。同線沿線一帯の各町村は福岡、久留米、大牟田各市に準じて逐次地域給支給地に指定されつつあるが、これら沿線町村と完全に同一条件下にある本村のみ指定外に置かれていることは不均衡、不合理であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県安徳村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡安徳村長　禅院定吉外一名（第七〇号）

右の請願は、福岡県安徳村は、福岡市に隣接して経済、風習、文化等全く同市と異るところがないから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県安川村の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡安川村長　中村来（第七一号）

右の請願は、福岡県安川村は、朝倉郡の北部に位し、甘木町を中心とした都市計画の一環をなし、南部は二級地甘木町、一級地立石村および馬田村に接し東部は秋月町および上秋月村に隣接している関係上諸物価、家賃等はこれらの町村と大差ない実状にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県筑陽村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡筑陽村長　福島政太（第七二号）

右の請願は、福岡県筑陽村は、田主丸町と約五百メートル離れて村民の生活水準、文化水準等同町と何等異るところがなく、全然同一条件下におかれている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県神湊町の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡神湊町役場内　青木雄助（第七三号）

右の請願は、福岡県神湊町は、福岡市と北九州の中間に位し、明治三十九年より町制を施き夏の海水浴客多く観光地として名あり、物価の高騰は福岡市ならびに北九州地区に比適し郡内では三級地である東郷、二級地である津屋崎、赤間町、吉武村に勝るとも劣らぬ実状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつ

て内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県木屋村の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡木屋村長　内藤勘蔵外五名（第七四号）

右の請願は、福岡県木屋村は、福岡県の豊庫と称される八女郡東部地域の政治、経済、教育、交通等の中心地である黒木町（二級地）とはその東部より南部へかけて隣接し、豊岡村（一級地）には村の西北部において相接している。従つてこれ等町村との関係は生活のすべての面において密接であり殊に黒木町とは政治、教育、経済上の関係深く、村民の生活必需物資の大部分はこの地より購入消費されているため、本村内の物価指数は黒木町の物価と同等か若しくはこれを上回る現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県杷木町の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡杷木町長　飯田鉄次（第七五号）

右の請願は、福岡県杷木町は、朝倉郡東部の交通、文化、教育、経済その他あらゆる面における中心地である上に、町内所在の原鶴温泉林田鉱泉等が多数の遊客を招いているため、生活物資は隣接町村に比して相当の物価高となつている現況であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県七滝村の地域給に関する請願

請願者　秋田県鹿角郡七滝村長　谷田部亮一外二名（第七六号）

右の請願は、秋田県七滝村は、附近二キロ以内に小坂、相内、小真木三鉱山とよう銅工場および大湯、大滝等の温泉地をひかえている上に、村内に十和田国立公園や多数の鉛山、鉱山等が所在しているため、物価は秋田、大館両市よりはるかに高い水準にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県財部町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県贈唹郡財部町長　谷口治秀外二十九名（第七七号）

右の請願は、鹿児島県財部町は、贈唹郡の北端に位し、都城市と境し地勢的に古来よりあらゆる面において同市に依存しており、物価においても同市を上回る実状であるから、本町の地域給を同市なみの二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県辻村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡辻村長　原敫栄外五名（第七八号）

右の請願は、香川県辻村は、現在地域給指定地になつていないが、最近一級地に指定された財田大野村および粟井村は本村の両隣にあるばかりでなく、本村内に設置されている諸官公庁はむしろこれら両村を含めての附近数箇村を管轄区域としているものが多く、本村はむしろこの両村に比して地理的にも経済的にも文化的にも中心的立場にあり、附近数箇村の主動的活動をなしているのが現実の状態である。しかして物価についても琴平、観音寺以上の指数を示している現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県一宮村の地域給に関する請願

請願者　香川県香川郡一宮村長　日下誠一外六名（第七九号）

右の請願は、香川県一宮村は、高松市に最も近接し高松新市内よりもむしろ中心部への距離近く交通も極めてひん繁であり、琴平電鉄は村の中心部を通り乗合バスでは十分で同市に連絡ができ経済文化生活は同市と何等変るところがない現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県榎井村の地域給に関する請願

請願者　香川県仲多度郡榎井村長　篠原義孝外十三名（第八〇号）

右の請願は、香川県榎井村は、神都琴平町の玄関をなし、琴平町同様物価においても大都市の価格に相当する高価の現象を示している実情にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県財田村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡財田村長　大西豊外六名（第八一号）

右の請願は、香川県財田村は、古来より香川、徳島両県を結ぶ要衝地として繁じようし、土讃線さぬき財田駅は本村内にあり、乗降客および貨物の積出しは田舎駅と思えぬふくそうを示しており、物価指数においても隣接一級地を上回る実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県豊田村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡豊田村長　富田巌外六名（第八二号）

右の請願は、香川県豊田村は、観音寺町と近接して同一経済圏内にあり、物価においても同町と同様な実状にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県上笠居村の地域給に関する請願

請願者　香川県香川郡上笠居村長　池田鉄次外四名（第八三号）

右の請願は、香川県上笠居村は、高松市に近接し主食魚介類はもち論、野菜に至るまで同市場より荷受しているため、物価は同市と同様であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県大鐘村外七箇村の地域給に関する請願

請願者　香川県小豆郡大部村長　三浦正義外三十三名（第八四号）

請願者　香川県小豆郡北浦村長　岡上登外三十名（第九五号）

右の請願は、香川県小豆郡大鐘、二生、三都、四海、北浦、大部、福田、豊島の八箇村は、同一経済圏内に属し、消費物資の大半を阪神市場に求めているため、物価はすべて阪神方面と同等であるから、右八箇村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊橋市の地域給に関する請願

請願者　愛知県豊橋市長　大野佐長外十八名（第八五号）

右の請願は、愛知県豊橋市は、中部地方で名古屋市に次ぐ都市であつて交通、文化、産業をはじめ経済的情勢等いずれの点においても一宮市ならびに静岡市と比較して何らそん色を見出せない実状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県安城市の地域給に関する請願

請願者　愛知県安城市長　大見為次（第八六号）

右の請願は、愛知県安城市は、現在二級地の地域給を支給されているが、倉敷紡績はじめ、大小工場の設置等近代都市的性格を名実ともに備えた今日、近隣都市の級地と比較しなお均衡を失するものがあり、さらに本市所在の名古屋大学農学部が三月一日より三級地に指定された特殊事情等を考慮してこの際本市の地域給を是非とも三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県鳥羽町の地域給に関する請願

請願者　三重県志摩郡鳥羽町長　家田綱吉（第八七号）

右の請願は、三重県鳥羽町は、志摩一円にわたる産業、経済の中心をなし、交通、運輸機関は戦前程度の水準まで復興した結果、県南部町村の商業圏の中心となつている。さらに本町を中心とした地域一帯の国立公園指定による観光客の来訪等により物価は他都市に比しいちじるしく高価な状態で公務員の生活は窮迫しているから本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県戸田村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡戸田村長　勝呂計三外六名（第八八号）

右の請願は、静岡県戸田村は、東海道本線沼津駅より十分で沼津港に達し、同港から約一時間で到達する漁港で、交通は便利であるが生活物資の産出が極めて少く薪炭類を除き生活必需品の九〇パーセントは沼津市から移入している。加えて当村は遠洋漁業基地であるため、生活必需品は沼津、戸田間から移入する関係上、物価は沼津市よりはるかに高値を示す状態で、公務員の経済生活は悲惨の実状であるにもかかわらず近接する沼津市、土肥町は地域給支給地として指定され、本村のみが指定されないのは不合理であるから本村を地域給三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県常金丸村の地域給に関する請願

請願者　広島県芦品郡常金丸村長　内田重郎外十三名（第八九号）

右の請願は、広島県常金丸村は、芦品郡の北部に位置し同地方の交通、産業の中心地で、教育、文化および経済生活水準においては地域給指定地となつている下川辺、粟生、岩谷、綱引、戸手、近田、駅家は勿論、府中、新市、福山市と何等異るところがないのみか、公務員の生活は困窮の状態にあるのに、本村のみが支給地として指定されないのは不合理であるから、すみやかに本村を地域給一級地として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県総社町の地域給に関する請願

請願者　群馬県群馬郡総社町長　都丸高親外八名（第九〇号）

右の請願は、群馬県総社町は、県都前橋市に近接し産業経済、文化、交通の中心をなし、前橋市内の手工業地帯と極めて類似した性格をもち、更に物品の購入は前橋市に大部分を依存しているので、市在住者と経済生活においては何等異るところがないのみか、次第に生活費は増加し、加えて交通産業の発達につれて一層出費が増加する傾向にある状態であるから、本町を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県西尾町の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡西尾町長　千葉蝶二外二十三名（第九一号）

右の請願は、愛知県西尾町は、幡豆、碧海両郡の中心に位置し名古屋市の衛星都市であり近く市制を実施せんと着々準備中で、教育文化の程度極めて高く観光施設も充実し当町所在の官公職員の生活は何等諸大都市と異るところがないばかりか、地方税に関しては一般町民との比率はなはだ大きく生活の窮状目にあまるものがあるから当町を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県永源寺村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県神崎郡永源寺村長　川嶋善次外百十九名（第九三号）

右の請願は、滋賀県永源寺村は、農林省愛知川沿岸土地改良事業のダム工事の地元として自由労務者の流入多く、かつ永源寺けい谷への観光客は年間三十万に達し、反面村内三分の一の食糧は他より移入する状態であるため物価がいちじるしく高く、公務員の生活は非常に不利な条件下にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県豊岡市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県豊岡市役所内但馬全官公庁労組協議会内　上田村雄外二名（第一〇三号）

右の請願は、兵庫県豊岡市は、本県北部ブロックの政治、経済、文化等の一大中心をなし、丹後の舞鶴市、丹波の福知山市と相対していわゆる三丹地方の三中心を形作つており、これら二市と全く同格のものであつて総理府統計局の物価指数においてもほとんど差異がない実状であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県長谷村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡長谷村長　阿山剛外二名（第一〇四号）

右の請願は、兵庫県長谷村は地域給二級地の佐用町および一級地平福町に隣接し山陽山陰連絡の要衝であるため人と物との交流はげしく生活必需物資は常に高価で給料生活者は困窮しているから、同村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県大広村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡大広村長　坂本実外九名（第一〇五号）

右の請願は、兵庫県大広村は、三日月町に隣接する姫新線の最要地でバスによる交通もひん繁なため山陽山陰連絡の要衝となつているが、生活必需物資は阪神および姫路から流入するため常に高物価であり、さらに三日月町とは最も密接な関係にあつて中学校、隔離病舎は共同設立によるものであるにかかわらず、同町の一級地に対し本村の無級地であることはまことに不合理不均衡であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県佐用町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡佐用町長　船引清一外十六名（第一〇六号）

右の請願は、兵庫県佐用町は、姫新線の最要地で人と物との交流はげしくかつ、生活必需物資は、姫路と鳥取から流入しているため常に高く、給料生活者は困窮しているから同町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県徳久村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡徳久村長　春井正八外七名（第一〇七号）

右の請願は、兵庫県徳久村は、佐用町に接続し姫津線の最要地で南は上郡に通じ、北は鳥取にバスの便があり山陽山陰連絡の要地であるが、生活必需物資は姫路と鳥取から移入して常に高物価の指標となつており、その上地元における自給物資が少く給料生活者を対象とする住宅その他の設備もなく、公務員の生活の困窮はなはだしく有給地への転任希望者が続出する実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県久崎町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡久崎町

長　高谷慎三外六名（第一〇八号）

右の請願は、兵庫県久崎町は、佐用郡における政治、文化、経済の中心地であるが、近時本町ならびに近隣町村の飛躍的発展により購買力や諸物資の消費量はいちじるしく増加し、これに伴う諸物価の高騰もはなはだしく、その上民間商社の進出による家屋の騰貴と観光客による物価のつり上げ等により公務員の生活に困難を加える一方であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県石井村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡石井村長　岡本正雄外六名（第一〇九号）

右の請願は、兵庫県石井村は、佐用郡の北部に位し、二級地佐用郡と一級地平福町に隣接しバスによる山陽山陰連絡の要衝であり、従つて人と物との交流がはげしく、阪神、姫路方面よりの移入にまつ生活必需物資は都市以上に高価で、その上地元に自給物資が乏しく公務員の生活は窮迫し、有給地への転任希望者が多く優良職員の確保が困難な実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県平福町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡平福町長　吉田春済外七名（第一一〇号）

右の請願は、兵庫県平福町は、姫津線佐用駅を中継として物資の移入を行うため佐用町よりも物価高であり、その上地元における自由物資が乏しく生活必需物資全部を他地方から購入する状態で給料生活者を対象とする住宅その他の設備もなく公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県三日月町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡三日月町長　船曳俊雄外九名（第一一一号）

右の請願は、兵庫県三日月町は、山陽、山陰を結ぶ因幡街道の要地に位し、古くより城下町として政治、文化、経済の地方的中心地として高度の文化生活を営みつつ発展してきたが、戦後生活費の高騰は俸給生活者殊に官公吏の困窮の度を加重しており、常に生活の恐怖を感じ若しこの現状を放置すれば転職、転出者続出して各方面に悪影響を及ぼすことは必至であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県西庄村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡西庄村長　井口彦二外七名（第一一二号）

右の請願は、兵庫県西庄村は、佐用郡の門戸に位し、姫新線の沿線要地であつて南は上郡に通じ、北は鳥取にバスを通わせ播美因備ならびに山陽山陰連絡の重要な地点である。従つて人と物との交流が繁く、生活必需物資は阪神地方および鳥取姫路方面から流入して常に高物価の指標となつている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県中安村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡中安村長　村中俊一外六名（第一一三号）

右の請願は、兵庫県中安村は、佐用郡の南部に位置し、姫新線が村内を通過している関係で人と物との交流が繁く、物価はほとんど阪神方面と変らない状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県幕山村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡幕山村長　佐川駒一外五名（第一一四号）

右の請願は、兵庫県幕山村は、姫路津山の中間にある姫新線の最要地であつて、南は上郡に通じ北はバスで鳥取に通じ、播美、因美と交通して、山陽、山陰連絡の要衝であるため、人と物との交流が激しく、生活必需物資は姫路と鳥取から移入する関係上、常に高物価となつている。加うるに地元における自給物資が乏しく、給料生活者を対象とする住宅その他の設備も皆無で俸給生活者の困窮は見るに忍びないものがあるから、是非とも本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県江川村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡江川村長　西崎美雄外五名（第一一五号）

右の請願は、兵庫県江川村は、佐用郡の中心地佐用町に接し、村内は佐用駅より岡山県に通ずる幹線道路が縦貫し人的物的運送の通路に当つている関係上経済的影響は佐用町と変るところがなく、むしろ生活必需物資を阪神、姫路方面より流入しているため生活費は佐用町より高い状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県下甑村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県薩摩郡下甑村長　町弘志外七名（第一一〇号）

右の請願は、鹿児島県下甑村は、串木野まで汽船による航行百四、三キロ五時間半を要する離島で、しかも生産資源に乏しいため物資のほとんどを本土からの移入に依存している関係上高率の運賃が加算され物価が非常に高く、加うるに本年度から手打港築港工事および奥地林道開設工事の開始、駐留軍の駐屯等により物価高が予想されているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県流山町の地域給に関する請願

請願者　千葉県東葛飾郡流山町長　中村寛次外一百十五名（第一一一号）

右の請願は、千葉県流山町は、松戸市、野田市および柏町に接し、その経済は全くこれら市町と変るところがないにもかかわらず地域給において松戸市四級地、野田市三級地、柏町三級地となつており、独り本町は一級地にとりのこされていることは不合理であつて人事、一般行政運営上由々しきことであるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県洲原村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県武儀郡洲原村長　加納精吾外九名（第一一二号）

右の請願は、岐阜県洲原村は、農山村であるが桑、茶等の特用作物の生産のみであるため、一般生活物資の価格は隣接の美濃町、下牧村等と何等変りがないから、本村を美濃町、下牧村、上牧村と同様の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県中有知村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県武儀郡中有知村長　松村透外三名（第一一三号）

右の請願は、岐阜県中有知村は、関市と美濃町との中間に位置し、生活必需品のほとんどを両市町に依存している関係で消費者の生活は関市、美濃町と同様の生活費を要する状態であるから、本村を関市、美濃町と同様の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県妻木町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡妻木町長　木村義一外五名（第一一四号）

右の請願は、岐阜県妻木町は、多治見市、下石町、駄知町、土岐津町、泉町に隣接し、古来より美濃焼の産地として知られる陶磁器の主要産地であり、これ等の各町は互に隣接して一大陶業都市の観を呈し、物価も名古屋市、多治見市より高く他府県の二級地と比較しても勝るとも劣らない実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県川辺村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡川辺村長　山本与一郎外八名（第一一五号）

右の請願は、兵庫県川辺村は、田原村（二級地）に隣接し、同一経済圏内にあるのはいうまでもなく、公務員の多くは二級地福崎町、田原村ならびに姫路市と交錯勤務している現状であり、一級地指定が田原村と同時であつたのに本村のみ取り残されているのは不合理であり不均衡もはなはだしいから、本村の地域給を田原村同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県寺前村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡寺前村長　高峰啓太郎外五十五名（第一一六号）

右の請願は、兵庫県寺前村は、播但線の要駅として現在百十四往復の列車中寺前駅を終着駅とするもの六往復を数え、純農村でありながら耕地面積少く主食は村内需要をみたすに足らず、従つて、過剰の人口はいきおい交通の便を利用して姫路方面に勤務することとなり、文化生活の向上は経済生活を圧迫する結果となり特に公務員の生活の困窮は都市以上である上、人事交流上の支障がはなはだしいから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県中寺村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡中寺村長　橋本照治外五名（第一一七号）

右の請願は、兵庫県中寺村は、二級地福崎町、香呂村の間にはさまれながら一級地として取り残されたのであるが、一方国鉄溝口駅は既に二級地の特別指定を受け、また現在四級地の姫路市砥堀は環境上本村と何等異るところがないばかりでなく、行政区分の変更前は溝口郵便局の配達区域であつたことから考えても、さらに日常物価の姫路市以上の点よりみても二級地指定が当然と考えられるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県甘地村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡甘地村長　永良政市外六名（第一二八号）

右の請願は、兵庫県甘地村は、福崎町（二級地）に隣接し同一経済圏にあることはいうまでもなく、公務員の多くは二級地福崎町、田原村、四級地姫路市と交錯勤務している実情であり、一級地指定が田原村と同時であつたのに現在本村のみ取り残されていることは不合理不均衡であるから、本村の地域給を田原村同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県中寺村外十二箇村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡田原村神崎地方事務所内　野田弥作外十九名（第一二九号）

右の請願は、兵庫県神崎郡は、神崎地区として姫路市を通じて阪神地区に直結する同一経済圏を形成しているにもかかわらず、郡内福崎町外三箇村が二級地に指定せられているため、行政面に大きな支障をきたしているばかりでなく、姫路市（四級地）と生野町（二級地）にはさまれた本地区は二級地指定が適正と考えられるから、中寺、船津、山田、八千種、甘地、川辺、瀬加、鶴居、寺前、粟賀、長谷、大山、越知谷十三箇村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県百間村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡百間村長　斎藤甲馬外十二名（第一三〇号）

右の請願は、埼玉県百間村は、東武、伊勢崎、日光線に沿い杉戸、姫宮の両駅を有し、かつ杉戸町の玄関である駅前の商店街ならびに住宅等約五百世帯を数える状況に加えて、東武会社の杉戸工場も当村地内に所在し経済、交通、文化等生活の実態は杉戸町と異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県多胡村の地域給に関する請願

請願者　群馬県多野郡多胡村長　大沢要八外二名（第一三一号）

右の請願は、群馬県多胡村は吉井町の南側に近接し、同町と教育、産業、経済、行政面において密接不離の関係におかれており、物価、生活様相等も全然同一であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県地蔵堂町の地域給に関する請願

請願者　新潟県西蒲原郡地蔵堂町長　小川虎五郎（第一三二号）

右の請願は、新潟県地蔵堂町は、近郷農村産米の集散地および三島郡寺町海岸より水揚げされる鮮魚の中継地として郡内有数の商業中心地として発展しており、生活必需物資その他の価格は現在二級指定地である長岡、三条、新潟等の都市を上回る実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県黒保根村の地域給に関する請願

請願者　群馬県勢多郡黒保根村長　大塚悦治外八名（第一三四号）

右の請願は、群馬県黒保根村は、足尾銅山を近くに控え、また桐生市への往来が繁しいため生活水準高く、生活必需品はすべて大間々町、桐生市より移入し、若干の農産物は足尾町に移出するため物価は高騰し、本村公務員の生活は困難をきわめているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大井町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡大井町長　松下辰造（第一三五号）

右の請願は、岐阜県大井町は観光地恵那峡を有し、四季を通じて名古屋方面からの観光客が多く、また岐阜療養所入院患者への訪問者多く本町の物価と生活水準に及ぼす影響は多大であり、しかも生活必需品のすべてを名古屋方面より移入しているため、物価は郡内交通の要点となつている中津川市、多治見市と何等異なるところがないから、本村を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥

当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜郡長島、大井両町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡長島町長　小林豊（第一三六号）

右の請願は、岐阜県長島、大井両町は、観光地恵那峡を有し、春から秋にかけて名古屋方面からの観光客が多く、また岐阜療養所長期入院患者への訪問者多く両町の物価と生活水準に及ぼす影響は多大であり、しかも諸物資をすべて名古屋から移入しているため、物価は郡内交通の要点となつている中津川市、多治見市と何等異るところがないから、長島、大井両町を地域給三級地に引き上げ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県東野村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡東野村長　西尾実（第一三七号）

右の請願は、岐阜県東野村は、観光地恵那峡を控え、四季を通じて名古屋方面からの観光客が多いため本村の物価と生活水準は多大の影響を受け、しかも生活必需品のすべてを大井町、中津川市、および名古屋方面から移入しているため、物価は中津川市、大井町と何等異るところがなく、生活水準その他の状況も同一であるのにもかかわらず本村に地域給が支給されていないことははなはだ不合理であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県武並村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡武並村長　遠山滝治外一名（第一三八号）

右の請願は、岐阜県武並村は、隣接地の中津川市、大井町、長島町、および釜戸村、瑞浪土岐町、多治見市等より食糧品等の買出しに常時多数の人が来村するため食糧品の価格は消費地と何等変るところがなく、また他の日常物資は名古屋方面から購入しているため物価が高く、公務員は生活に困窮し、現在地域給支給町村との不均衡、不合理の点が多いから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県釜戸村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡釜戸村長　溝口掬（第一三九号）

右の請願は、岐阜県釜戸村は、土岐郡の東端部に位置し地域給二級地瑞浪土岐町、大井町および長島町に隣接し、中央線釜戸駅所在地である。従つて本村と他市町村との交通は至便であり日常生活物資は大井および瑞浪地区より移入する。また村内からは品質優良の陶磁器原料の主要産地となつている関係から名古屋、四日市および東京方面の陶磁器製造業者との商取引が繁盛を極め、経済生活が左右されること甚だしく、本村の生産指数および物価は極度に上昇を来たし、勤労者階級特に公務員の生活は他市町村に比し困窮の現状であるから、本村の地域給を是非二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県清水村の地域給に関する請願

請願者　静岡県駿東郡清水村長　梅田信誉外六名（第一四〇号）

右の請願は、静岡県清水村は、三島市および沼津市に隣接し、両市の外かく工場地帯であるため、俸給生活者の経済状態は両市内居住者と何等変るところがなく、また生活必需品の供給はその大部分を両市に依存する関係上、両市の物価に交通費が加算され高額となり公務員の生活は悲惨な状況である。ことに三島、沼津両市から本村に転勤する公務員は事実上の減俸をきたす現状で人事交流上一大支障となつているから、本村を是非地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県大平村の地域給に関する請願

請願者　静岡県駿東郡大平村長　古屋吉蔵外五名（第一四一号）

右の請願は、静岡県大平村は、沼津村市および三島市に隣接してその中間に位置する観光地伊豆温泉場への道筋に当る関係で、諸物価の高騰を余儀なくされ、一般俸給生活者にはなはだしい脅威を与えているため、生活の安定を求めて、三級地沼津市、二級地三島市への勤務希望者が多くなり、公務員の適正配置に非常な支障をきたす状態にあるから本村を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県長泉村の地域給に関する請願

請願者　静岡県駿東郡長泉村長　永井保外五名（第一四二号）

右の請願は、静岡県長泉村は、北は裾野町、東南は三島市に隣接しその一部は既に市街地を形成し、西南部は清水村および沼津市と隣接し生活必需品の大部分は両市から供給せられているため、物価は両市よりも高く俸給生活者の生活は更に困難を伴つている状態である。従つて生活の安定を求めて三級地沼津市、二級地三島市への勤務希望が多くなり、公務員の適正配置に非常な支障をきたす状態にあるから本村を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県勝間田町の地域給に関する請願

請願者　岡山県勝田郡勝間田町長　則保清（第一四三号）

右の請願は、岡山県勝間田町は、姫新線津山市と林野町の中間に位する要地で、南は湯郷町より棚原鉱山に通じ、北は日本原（現駐留軍および保安隊演習場）を経由鳥取に通じ、陰陽連絡の要点として人と物との交流が盛んである。しかして当町は消費都市であつて生活必需物資は遠くは京阪神方面から、近くは県内中小都市から移入される関係上、運賃および中間業者の手数料が加算される結果価格は京阪神地区あるいは近傍の中小都市をはるかに上回る実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県福田村の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡福田村長　増田敏郎外三名（第一四四号）

右の請願は、岡山県福田村は、岡山市、倉敷市に隣接し、日常必需物資の大部分を両市より移入しているため、物価は両市と大差ない現状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
高知県田野町の地域給に関する請願

請願者　高知県安芸郡田野町長　村岡卓右衛門（第一四五号）

右の請願は、高知県田野町は、安芸郡下の政治、経済、文化の中心地であり、当町の背後には天下の三大美林の一つである魚梁瀬美林をひかえている関係上、林業工業を中心とする商工業地であり、京阪神方面との取引が盛んである。しかして耕作面積が少いために農産物資はほとんど他地域から移入している実情であり、かつ当地域は鉄道沿線から離れているため、物資の輸送にはトラック便を利用しなければならないので輸送費は高額となり、従つて必然的に物価は高い現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
宮崎県都城市の地域給に関する請願

請願者　宮崎県都城市長　曾木重貴（第一四六号）

右の請願は、宮崎県都城市は、南九州の中央部に位する交通、文化、産業の中心都市であり、終戦前は軍都としてさらに終戦後は保安隊の駐屯地として繁栄し、人口も逐次増加し都市計画の整備完了と産業の振興、交通網の拡充によつて市況はとみに活況を呈し、市民の文化ならびに生活水準も高く鹿児島市に比肩する消費者物価指数を示している実情であるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見意案
大分県安岐、西安岐両町の地域給に関する請願

請願者　大分県東国東郡安岐町長　今富真三外十七名（第一四七号）

右の請願は、大分県安岐、西安岐両町は、青莚として全国的に販売されている七島表の主産地として、また西日本最大の砂鉱生産地として活況を呈しており、加うるに日用必需雑貨等は大分、別府、中津等よりの卸商を経て京阪、東京方面より仕入れている関係上物価高を示し地域給二級ないし一級地としての条件を充分に備えているから、安岐、西安岐両町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県美作町の地域給に関する請願

請願者　岡山県英田郡美作町長　水嶋計次郎（第一五二号）

右の請願は、岡山県美作町は、姫路、津山両市の間に位置する国鉄姫新線沿線の消費都市で、生活必需品のすべてを遠く阪神地区または山陰地方あるいは岡山市、津山市等より移入しているため、その価格はいきおい阪神地区あるいは附近中小都市を上回つている実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和三十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県大井町の地域給に関する請願

請願者　岡山県久米郡大井町長　岡田孝子外二名（第一五三号）

右の請願は、岡山県大井町は、津山市に近接して生活必需物資の仕入はほとんど同市に依存しているため、物価ならびに生活程度は同市に類似しているかあるいは上回つている現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県木更津市の地域給に関する請願

請願者　千葉県木更津市長　山崎直外三十一名（第一五六号）

右の請願は、千葉県木更津市は、国鉄房総西線の中枢を占める都市で東京都から汽車で約二時間十分位の位置にあり、交通、産業、政治、教育等の中心都市であるが大商店がないため市民の日常生活必需品の大部分を東京横浜方面より購入する関係上物価は県内の地域給支給地の各市町村に比し高物価を示し、本市に居住する公務員の経済生活は塗炭の困苦にあえいでいる現状であるから、すみやかに本市の地域給を三級地に引き

上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県津田沼町の地域給に関する請願

請願者　千葉県千葉郡津田沼町長　白鳥義三郎（第一五七号）

右の請願は、千葉県津田沼町は、日常生活物資を地域給四級地の千葉、船橋の両市に依存している関係上両市に比較し高物価を示し、また当町内の国立習志野病院、千葉大学病院習志野分院、千葉大学腐敗研究所および省線津田沼駅が官署指定で四級の取扱を受け同地域内でありながら同町が三級地であることははなはだしく不合理で市部との人事交流ならびに新規採用に支障をきたし各官公署学校の運営上憂慮すべき状態にあるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県七塚町の地域給に関する請願

請願者　石川県河北郡七塚町長　釜田列和外九名（第一五八号）

右の請願は、石川県七塚町は、金沢市、七尾市の中間に位し、古来漁業機業の二主要産業をもつて生計を立てほとんどこれに依存しているが、米はもち論生活必需品のすべてを金沢津幡方面から移入しているため、物価はこれらの都市に比し割高であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県高松町の地域給に関する請願

請願者　石川県河北郡高松町長　山口弥太郎外五名（第一五九号）

右の請願は、石川県高松町は、金沢市および七尾市の中間に位置し人口一万を有する要衝の地であつて古来漁業、機業ならびに瓦業の産業、更に近年高松ぶどうの名で知られ、工業生産、ぶどう生産の中心地であると共に地方商業の中心地である。また日本海砂丘地帯であるが米の産額は消費者に比して著しく少く、工業都市であるため日用品、および衣料品の生活必需物資は殆んど金沢市の問屋を経由して移入されるので、金沢市以上の物価高で、郡内でも最も高物価を示しており、当町勤務の公務員は極めて低位の生活を強いられつつ公務員としての責任遂行のため努力している実状であるから、是非共本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県宇ノ気町の地域給に関する請願

請願者　石川県河北郡宇ノ気町長　森千城外十名（第一六〇号）

右の請願は、石川県宇ノ気町は、金沢市の北方約二十キロの位置にあつて国鉄七尾和倉線、および羽咋線が当町を貫通し別に北鉄宇野気線が津幡経由と内灘回りの二線が金沢市を起点として当町に通じている関係上、市民の日常生活物資の大部分を金沢より供給されるため、必然的に物価は金沢市以上に高価であり、また当町と同じ関係にあつて隣接する津幡町は地域給支給地として指定を受け、当町のみ無指定であるのは不合理であり、加えて当町に在勤する公務員の多数が隣接の級地指定の市町より通勤しているため生活費、交通費その他通勤による物の消費が増大するので公務員の生活はいよいよ困窮の度を増す状態にあるからすみやかに本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県比地二、勝間両村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡比地二村長　西脇亀一外二十三名（第一六二号）

右の請願は、香川県比地二、勝間の両村は、既に一級地に指定されている上高瀬村とは全く同一条件にあつて三箇村は国鉄上高瀬駅を中心として三豊郡東部の産業経済交通の要衝地点にあり、近く三箇村は合併して町制施行の機運にあり、既にその前提として県立高瀬高等学校、三箇村の組合立東中学校、組合病院、保健所、伝染病院、公共企業体の部分的合併を実現している現況であつて、三箇村は全然同一経済条件下にあるから、比地二、勝間両村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県大洲町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県喜多郡大洲町喜多地方事務所内　大野佐義（第一六三号）

右の請願は、愛媛県大洲町は、喜多郡の政治、経済、産業、交通、文化の中心地であつて人口は約二万に及び近接町村を合して市制施行の機運にある。しかして八幡浜市とは一村をへだてて近接し、松山市とはわずか一時間余にして往復ができるため、日常生活面において両市の影響を受けることが多く、一般町民の生活水準は両市と大差ない実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県久保田村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県佐賀郡久保田村長　村田隆長外八名（第一六四号）

右の請願は、佐賀県久保田村は、県都佐賀市へ汽車、バスとも十分程度で連絡できる至近距離にあつて、日常生活物資の大半を同市から購入しているため、町民の生活程度は同市と大差ない実状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいと

の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県室田町の地域給に関する請願

請願者　群馬県群馬郡室田町長　中島憲治外十五名（第一六五号）

右の請願は、群馬県室田町は、高崎市の北西約十二キロ、鳥川の左岸、榛名山ろくの南陽に位置し、木材薪炭等の林産物の産地である上に、榛名神社、榛名湖等の名勝遊覧地を持ち、さらに伊香保温泉に通ずる定期バスの中継地として交通の要路に当るため、交通量は極めて多く経済的生活水準もまた高く、在勤公務員の生活は極度に困窮している現状であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県摺沢町の地域給に関する請願

請願者　岩手県東磐井部摺沢町立摺沢中学校内　小山昌一外百六十五名（第一六六号）

右の請願は、岩手県摺沢町は、いわゆる農山村でありながら米の生産量は自給自足の域に達するにほど遠く、さらに一関市と地方事務所所在地の千厩町にはさまれている関係から町民の生活水準が高いので在勤公務員の生活がはなはだ困難であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県上道町の地域給に関する請願

請願者　岡山県上道郡上道町平松壮太郎外百十六名（第一六七号）

右の請願は、岡山県上道町は、西は財田町に、北は瀬戸町に、南は西大寺市に、東は邑久町にそれぞれ隣接し、物価もこれらの諸地域と同等または地元小売人の手を通すものにおいてはそれ以上の現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県賀名生村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡賀名生村長　桝田亮雄外十三名（第一七一号）

右の請願は、奈良県賀名生村は、大阪の経済圏内にあり、近時、電源開発の進展、五新鉄道の敷設および観光施設の完備等によりいちじるしく活況を呈し、物価も周囲の一、二級町村を上回る現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県宗檜村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡宗檜村長　和泉要市外十九名（第一七二号）

右の請願は、奈良県宗檜村は、総合開発事業の着工、五新鉄道の敷設、村内産業の開発等により近時いちじるしく活況を呈し、生活程度は近接する下市町、野原町、五条町等の二級地と大差ない現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県白銀村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡白銀村長　米田作長外六十六名（第一七三号）

右の請願は、奈良県白銀村は、農産物（果物、ゆり等）の搬出、電源開発の進展等により年々活況を呈し、特に日常生活については隣接する下市町、野原町、五条町（以上二級地）と密接な関係にあり、なお南阿太村、南宇智村（以上一級地）とも隣接してこれらの町村と同様な経済条件下にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県吉備郡の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡吉備町長　難波謙治外五名（第一七四号）

右の請願は、岡山県吉備町は、真は岡山市に、西は倉敷市に隣接して両市の衛星都市をなしており、両市と全く同様な経済条件下にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鏡野町の地域給に関する請願

請願者　岡山県苫田郡鏡野町長　岡計男（第一七五号）

右の請願は、岡山県鏡野町は、津山市に隣接して同市と不離一体の関係にあり、物価も生活水準も同市と何ら変るところがない実状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県大宮村の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡大宮村柴田剛太（第一七六号）

右の請願は、岡山県大宮村は、西大寺市、邑久郡邑久町、鹿忍町、朝日村に囲まれた農村であるが、美田に乏しく天然資源は必ずしも豊富ではなく、また生活必需物資は岡山市および隣接する西大寺市からの供給に依存しているため物価はこれらの都

市を上回つている実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県国府村の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡国府村全官公職員協会内　浦上今治

（第一七七号）

右の請願は、岡山県国府村は、邑久郡の北部に位置し山陽線瀬戸駅から約十キロ、山陽線西大寺駅から約十四キロの地点にある。近く赤穂線の開通とともに本村内に駅の設置が確定したため北部地方の重要な地域となり村民の生活程度は急激に向上し、加えて日常生活物資は岡山および京阪方面から移入するため、物価は近接する西大寺市、牛窓町、香登町および備前町に比較し、高物価を示す現状で、本村居住の公務員の生活は極めて困窮の状態であるから、すみやかに本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県小松市の地域給に関する請願

請願者　石川県小松市長　和田伝四郎外二十三名（第一七八号）

右の請願は、石川県小松市は、石川県第二の都市として加南地区の中心をなし消費都市的性格が強く、官庁、学校、銀行、会社および工場等が極めて多く、戦後においては非戦災都市として他府県からの戦災、引揚者の移住する者が多く消費都市としての性格は一段と強くなり、文化水準の高揚とともに生活程度はいちじるしく高くなつているため公務員の生計に及ぼす影響は見逃し難いものがあるから、是非とも本市を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県北泉村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡北泉村長　井上寿郎外六名（第一七九号）

右の請願は、埼玉県北泉村は、一級地指定地本庄町に近接し産業物資の取引、生活用務の交渉が極めて密接な関係上同町と生活水準は何等異るところがないから、是非本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県渋川町の地域給に関する請願

請願者　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外三十名（第一八〇号）

右の請願は、群馬県渋川町は、北群馬郡における政治、経済、産業、文化、交通の中心地であるばかりでなく、上越、信越観光地への門戸として物資の交流は激甚を極め、さらに京浜地区等の大都市の影響を受けて、物価の動き、生活水準等経済全般にわたりほとんど地域給三級地の前橋市と差がない現況であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県境町の地域給に関する請願

請願者　群馬県佐波郡境町長　田島好作外一名（第一八一号）

右の請願は、群馬県境町は、東武沿線の商工小都市であるが交通の発達とともに附近市町村の影響を受けることが大きく、伊勢崎市、大間々市、大田町、尾島町と同一経済圏内にあるため農産物は生産地高の現象を示し、生鮮魚介類は京浜地区等から移入される関係から高物価である上、公務員の給与水準は民間事業所勤務者に及ばず、生活苦におびやかされているから本町を地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県古馬牧村の地域給に関する請願

請願者　群馬県利根郡古馬牧村長　真庭武外十四名（第一八二七号）

右の請願は、群馬県古馬牧村、利根郡西部の中心地で温泉地として全国的に著名であるため全国各地から観光浴客の往来がひん繁であり、また利根地域総合開発の実施、本村小松第二発電所の建設計画と電源開発事業の各作業が各所に着手されたため一般労務者賃金および諸物価の高騰をきたし公務員の経済生活は極度の困難をきたしている実情であるから、是非とも本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県薄根村の地域給に関する請願

請願者　群馬県利根郡薄根村長　松井定次郎外四名（第一八八号）

右の請願は、群馬県薄根村は、既に地域給指定地となつている沼田町に隣接して将来同町に市制を施かれる場合第一番に合併される地位にあり、物価等も同町と大差ない実状に加えて、現在指定地から通勤する公務員数も多く、これら職員の人事交流等に際して本村が無級地のまますえおかれていることは種々の障害となつているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県宇佐町の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡宇佐町長　橋田清太郎外九名（第一八九名）

右の請願は、高知県宇佐町は、仁淀川口の西岸の地を占め、宇佐湾に沿い帯状の市街地をつくつているが、純然とした水産都市としての

消費地であるため、物価は高知市はもとより高岡町よりも高価な実状で公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県新居村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡新居村長　門田武治（第一九〇号）

右の請願は、高知県新居村は、宇佐町より分村した地域であつて、水産加工、促成野菜、および諸工業によつて村経済は活況を呈しているが、生活必需物資はあげて高知市に依存する消費地であるため、公務員の生活は困窮をきわめているから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都五日市町の地域給に関する請願

請願者　東京都西多摩郡五日市町長　星野良一外八名（第一九一号）

右の請願は、東京都五日市町は現在在域給三級地であるが、今回隣接の青梅市、福生町、国立町、昭和町、国分寺町等は四級地に、また立川市、八王子市、府中町は五級地に格付けられたが、これらの地域に比して五級地に指定されるのが妥当と考えられるから、物価は東京都心よりも高価な実情を考慮の上、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県太田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡太田村長　岩崎貞作外六名（第一九二号）

右の請願は、埼玉県太田村は、一級地妻沼町に隣接する農村であるが、近時交通の便がきわめてよくなり、文化水準、生活水準ともに妻沼町と何等変るところがなく、日用品等は同町よりむしろ高価な実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県別府村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡別府村長　高橋恵七外五名（第一九三号）

右の請願は、埼玉県別府村は、熊谷市に地続きで同市の外かく農村部と何等変るところがなく、ことに生活水準、物価等において熊谷市、幡羅、深谷等に比して何等差異がないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県深川、仙崎両町の地域給に関する請願

請願者　山口県大津郡深川町役場内深川町仙崎町地区全官公庁協議会内　三輪武夫（第一九八号）

右の請願は、山口県深川町および仙崎町は、山陰方面における漁業の中心地であり、裏日本有数の都市である萩市に近接しているため物価の高騰いちじるしく、ために両町在住の公務員の生活は非常に苦るしい実情にあるから、両町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県小笠原町の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡小笠原町長　金丸親太郎外十六名（第一九九号）

右の請願は、山梨県小笠原町は、甲府盆地の西部に位し、当地方の中小企業および既制服行商の中心地であり、金融面、経済面の活動がはげしく、また古くから養蚕業が発達し、戦後生糸の好景気により漸次生糸工場が復活しつつある関係上生活水準が高く本町の公務員は生活苦に悩まされているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県寺津町の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡寺津町長　鈴木仁市外三名（第二〇〇号）

右の請願は、愛知県寺津町は、中小商工業者および勤労生活者が住民の多数を占め、他の上級地市町村に依存する面が非常に多く、加えて最近にいたり観光施設も充実し当町の経済、文化両状態は諸大都市と異るところがない上、近接の西尾町は既に二級地に指定されている現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県一色町の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡一色町長　鈴木三之介外八名（第二〇一号）

右の請願は、愛知県一色町は、水産物、農産物を県下各地に移出し、また製網織布の各工場が増設され隣接町村より織工の移住するもの多く、最近とみに経済力の発展を見るに至つたが、これらの価格は生産地高の現象を示し原料の多くは名古屋市、大阪市方面に依存し、加うるに人口が多いため生活必需品の価格は非常に高価となり、公務員の生活状態は他の諸大都市と何等異るところがないから本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実

第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県吉田町の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡吉田町長　渡辺茂平外九名（第二〇二号）

右の請願は、愛知県吉田町は、三河湾に臨んで海陸交通の要地であり、生産物も多く、各種工場も盛業を極めているが耕地面積が少く、消費物資の大部分を移入するため物価は高く官公署公務員の生活は困窮の状態にあるから是非本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県平坂町の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡平坂町長　石川賭一郎外七名（第二〇三号）

右の請願は、愛知県平坂町は、工業都市として発達し、また隣接の碧南市、西尾町とともに名古屋市の衛星都市としてその生活水準は大都市並に増高して住民の生活苦はとみに深刻の度を加えつつある。とくに官公庁職員の窮状は増大の一途をたどつているから、当町を是非とも地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県幡豆町の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡幡豆町長　牧野健吉外六名（第二〇四号）

右の請願は、静岡県幡豆町は、三河を東西に分岐する赤石山系の三河湾に突入する南端に位し、昔から三河東西における経済交通の要衝で、最近とくに工業的、観光的発展を示しているため、物価は常に郡内および近隣都市に比較して常に一割以上の高さを示し、給料生活者にとつては苦しい負担となつているから、当町を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県福地村の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡福地村長　戸田和市外五名（第二〇五号）

右の請願は、愛知県福地村は、幡豆郡の中央平坦部に位し隣接の西尾、一色、平坂各町との交通上の要衝地に当り、村民の日常生活における経済取引はもち論、本村への勤務者も極めて多く、加えて交通機関の発達とともに名古屋、岡崎、碧南各市との関係を益々増大している。また経済産業の発達は、兼業的経営に移行し集約農法による農産物とともに農産加工は技術的発展をなし、反面経済事情は急変して村民の生活程度の上昇と物価の高騰をきたしたため、本村居住の公務員の経済生活に影響するところが大きく生活費の上昇をきたしているからすみやかに本村を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県宮城村の地域給に関する請願

請願者　群馬県勢多郡宮城村長　阿久沢千代吉外三名（第二〇六号）

右の請願は、群馬県宮城村は、南に前橋市、大胡町、東に桐生市、大間々町および粕川村の中間に位置し、交通至便の地である。本村地域には各種の産業、工場等重要施設が増加しているため必然的に消費者の数を増加している。従つて村民の日常生活物資は前橋、桐生方面に依存する関係上、消費物価は地域給支給地である市町村に比して高額を示す実情であるにもかかわらず本村を地域給支給地として指定されないのは不合理であり、また本村在住の公務員は生活苦に迫われるため、本村勤務をきらう傾向にあるからすみやかに本村を地域給二級地として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県大間々町の地域給に関する請願

請願者　群馬県山田郡大間々町長　北村吉三郎外十一名（第二〇七号）

右の請願は、群馬県大間々町は、桐生市に隣接し山田郡の政治行政の中心地であるが、交通は至便であつて奥日光国立公園ならびに赤城山観光地をひかえ、市場物資等は一度桐生市を経由して移入するため、本町の方が高物価である事情から、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県吉沼村の地域給に関する請願

請願者　茨城県筑波郡吉沼村立吉沼小学校内　大関延雄外七十二名（第二一〇号）

右の請願は、茨城県吉沼村は、土浦市、下館町、下妻町、真壁町、筑波町等に近接する筑波山ろく地方の行政、教育、文化の中心地であるが、諸物価は東京、土浦との直接取引が多いため高く公務員の生活は困難な実情にありことに今回隣接する上郷村をはじめ筑波町、谷田部町、小野川村等が地域給支給地に指定されこれら町村と同条件以上の本村が除外されていることは不合理であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県三谷、山田両村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡山田村長　田口万一外十名（第二一一号）

右の請願は、岡山県三谷、山田両村は倉敷、笠岡、玉島の各市および矢

掛、真備、金光、鴨方の各町に隣接し、必需物資をこれらの都市より移入しており、しかもこれらの都市および浅口郡全域はいずれも地域給支給地に指定されているにかかわらず両村のみ未指定となつているため公務員の生活は極めて苦しい環境にあるから、両村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県中山村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡中山村大字中山二〇五四　関口政治外七名（第二一一号）

右の請願は、埼玉県中山村は、地域給三級地の川越市、二級地の松山町との中間に位し、一級地山田村および級地請願中の野本、高坂両村と異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県出丸村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡出丸村立出丸小学校内　鈴木三郎外二名（第二一三号）

右の請願は、埼玉県出丸村は、地域給三級地の川越市および四級地の大宮市に近接し、生活の実体はほとんど両市との関係において営まれている実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県三保谷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡三保谷村三保谷小学校内　沢田鞠徳外三名（第二一四号）

右の請願は、埼玉県三保谷村は、地域給三級地の川越市および一級地の山田村に接しほとんど境界のつけ難い状況に置かれ、しかも物価ならびに生活水準はまさるとも劣らない実情にあるにもかかわらず、地域給に差異があるのは不合理であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県川角村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡川角村長　小久保一郎外五名（第二一五号）

請願者　埼玉県入間郡川角中学校内　島野義三外四名（第二一二号）

右の請願は、埼玉県川角村は、さきに地域給一級地に指定された越生、毛呂両町と全く一体不可分の関係にあり、加うるに村勢は近年大いに発展し一級地としての指定条件を充分に備えているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県入ッ保村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡入ッ保村入ッ保小学校内　立川政司外四名（第二一六号）

右の請願は、埼玉県入ッ保村は、北本宿に直接し、川越、桶川間、大宮、松山間、川越、鴻巣間の三幹線バスが本村の縦横を貫き、村民の生活も町風を取り入れ物価はむしろ地域給支給地町村に比し高い状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県伊草村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡伊草村伊草小学校内　林与三次外二名（第二一七号）

請願者　埼玉県比企郡伊草村立伊草小学校内　林与三次外二名（第五一一号）

右の請願は、埼玉県伊草村は、越辺、入間、小畔の三川の合流地たる落合橋を境に最近地域給一級地に指定された山田村に直接し、また三級地の川越市に近接し、あらゆる面において緊密なる関係にあり、ことに山田村に比し、何等そん色のない状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県金子村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡金子村長　中島幸太郎外七名（第二一八号）

右の請願は、埼玉県金子村は、東京都青梅市および瑞穂町と飯能町、豊岡町、所沢市、福生町等の地域給二、三級地に囲まれ、しかも物価はむしろ高いにもかかわらず、ひとり本村のみ一級地となつているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県東金子村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡東金子村長　吉田善平外五名（第二一九号）

右の請願は、埼玉県東金子村の村民の多くは豊岡、横田の米軍基地をはじめ所沢、田無、保谷、練馬等武蔵野線沿線および都内に職をもつているため、村民の生活は全く近隣都市と同様であり、しかも消費物資を豊岡、飯能、入間川等の近隣町村より仕入れているためこれらの町村に比し物価が高く、地域給一級地であることははなはだ不合理であるから、本村を二級地に指定せられたいとの

趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県元狭山村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡元狭山村長　栗原為吉外五名（第二二〇号）

右の請願は、埼玉県元狭山村は、周囲を所沢市、豊岡町、都下瑞穂町、村山村、大和村、東村山町、福生町、青梅市等二、三、四級地の市町村に包囲されてこれ等の市町村と同様な経済条件下にあるのに本村のみ一級地に取り残されていることは不合理であるから、すみやかに級地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県三ケ島村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡三ケ島村大字三ケ島　大井貞三外四名（第二二一号）

右の請願は、埼玉県三ケ島村は地域給三級地の所沢市に隣接しているため生活程度も同地と大差ないから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県宮寺村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡宮寺村長　石川佐助外四名（第二二二号）

右の請願は、埼玉県宮寺村は、立川市、青梅市、豊岡町、所沢市の中間村落であつて、東方に西武線、池袋線が走り、西方に八高線があり、その間をバスが通じて本村より数分で都下瑞穂町に至り、さらにここから青梅、立川、荻窪、八王子、所沢等に数本のバス路が開け、都市との連絡が極めて良好である。従つて都会の文化は直接本村にも流れ村民の経済生活は都会地と大差ない実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県藤沢村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡藤沢村長　石田弥一外六名（第二二三号）

右の請願は、埼玉県藤沢村は、米軍ジョンソン基地の所在する豊岡町に隣接している関係で諸物価、生活実態等同町と何ら変らない現状であるから、本村の地域給を同町同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県小見野村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡小見野村小見野小学校内　山口左喜外二名（第二二四号）

右の請願は、埼玉県小見野村は、一級地（北足立郡石戸村、入間郡山田村）と一里半、二級地（松山町）と一里、三級地（川越市）と二里半の距離に位置しながら、現在無級地であるのは不自然不合理であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県大川村の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡大川村長　久保田千吉外七名（第二二九号）

右の請願は、群馬県大川村は、西および西北を地域給二級地の太田市東北を一級地の小泉町、南を利根川を距てて埼玉県妻沼町に境し、これらの市町村と同様な経済条件下にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県金田村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡金田村長　松原五百蔵（第二三〇号）

右の請願は、滋賀県金田村は、彦根、長浜両市に比肩し得る大消費地八幡町とは密接不離の関係にあり、また近江八幡駅を中心とする都市計画の実現もちよにつき八幡、金田、岡山、桐原の四箇町村を合併して近江市を実現すべく関係町村において協議中であつて、近江市実現のあかつきには交通上市の発展の心臓部ともなるべき本村であるから、八幡町と同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県武佐村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡武佐村長　中村作三（第二三一号）

右の請願は、滋賀県武佐村は、京阪神商圏の外かくの一環として密接不可分の関係にあり、隣接の八幡、八日市両町とは日常生活の水準において何等の相違も認められない実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県朝日野村外四箇村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡桜川村長　田中安平外十八名（第二三二号）

右の請願は、滋賀県朝日野、桜川、鎌掛、東桜谷、西桜谷の五箇村は、四囲を一、二級地によつて包囲された地区

でその生活条件や文化程度、経済事情は同一であり、地理的にも歴史的にも相似の関係に置かれしかも生活必需物資である繊維製品、副食加工品等は主として京阪神に、生鮮魚介類は福井、三重の両海浜に仰いでいるため、鉄道運賃の関係でむしろ京阪神より物価高の実状であるから、右五箇村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県羽生町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡羽生町郵便局内　萩原喜三郎外十名（第二三三号）

右の請願は、埼玉県羽生町は、浅草と群馬県伊勢崎市とを結ぶ東武鉄道に沿い、また館林市を経て秩父市に通ずる秩父鉄道もこの町を起点としている。従つて交通上の要点を占めているばかりでなく、隣接行田市と同様足袋、被服を中心とする工業は近来異常の発展を遂げ、ために当町の地理的、経済的条件は必然的に生活必需品の価格に影響を与え、近接二、三級地に比較して何等差異を認めない実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県新会村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡新会村長　笹井護衛外五名（第二三四号）

右の請願は、埼玉県新会村は、大利根川と小山川の両堤防にはさまれた戸数六百六十余の小農村であるが、河川改修のため、百二十町歩の耕地が買収されたので、村民の自給が困難となり、農業の形態が半農半商に移行し、都市との交流がひん繁となるにつれて自然生活程度も上昇し、物価も都会地に劣らぬ位い高騰を続けており、在勤公務員の生活を苦しめているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県田鶴浜町の地域給に関する請願

請願者　石川県鹿島郡田鶴浜町長　杉森信也外十名（第二三五号）

右の請願は、石川県田鶴浜町は、能登半島の関門七尾市に隣接して地域的にも経済的にも同市と同一であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県高崎市の地域給に関する請願

請願者　群馬県高崎市連雀町四七高崎地区全官公庁連絡協議会内　安藤安次郎外九十八名（第二三七号）

右の請願は、群馬県高崎市は、本年一月の地域給引上げから取り残されたが、当市の小売物価指数は東京の百に対して九十五・三であり、前橋市の九十四・五より高く、浦和市の九十五・三と同等であり、従つて当初の公務員の生活は困窮しているから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県大山町の地域給に関する請願

請願者　山形県西田川郡大山町長　加藤専十郎外六名（第二四五号）

右の請願は、山形県大山町は、古くより清酒の産地として知られ県内名地はもち論遠くは北海道、東北各地および東京地方まで移出されその名をうたわれており、近来都市計画の指定とともに、織物業、鉄工業、ぞう造業等がぼつ興し人口は漸増のすう勢を示している。しかして隣接加茂町、鶴岡市の中間に位して諸物価はいちじるしい値上りを示し公務員の生活は益々苦境にある現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都西多摩村の地域給に関する請願

請願者　東京都西多摩郡西多摩村長　下田伊左衛門外百名（第二四六号）

右の請願は、東京都西多摩村は、西に青梅市、東に福生町があり、交通極めて便利で国鉄青梅線および奥多摩振興バスは村を横断し、さらに立川バスの乗り入れも近く実現されようとしている実状で、村の人口は激増の一途をたどり、物価も青梅市、福生町等と大差ない現状であるから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県桐生市の地域給に関する請願

請願者　群馬県桐生市長　前原一治外二十六名（第二四七号）

右の請願は、群馬県桐生市は、県下第一の工業都市であつて、物価は関東の上海と称されるように県下最高であることはいうまでもなく、全国的にみてもきわめて高い水準を示しており、その物価指数は東京を一〇〇として実に九六・四となつている。しかして先般三級地に引上げをみた前橋市、足利市、銚子市等に比較してこれをはるかにようがしているばかりでなく現に四級地に指定されている千葉県および埼玉県の東京都隣接諸都市のそれをさえ上回つている現状であるから、本市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県佐倉村の地域給に関する請願

請願者　静岡県小笠郡佐倉村長　清水操一外六名（第二四八号）

右の請願は、静岡県佐倉村は、静岡鉄道駿遠線の発着地藤枝、袋井両町間に位し北は掛川町南は御前崎港に至る交通通信の要路にあたり、小笠郡および榛原郡南部の代表的産物である茶、甘しよその他果実類の集荷地として重要な位置をしめ、物価水準においても隣接の池新田町、地頭方村および御前崎村等より高い現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県中津川市の地域給に関する請願

請願者　岐阜県中津川市長　市岡訥介（第二四九号）

右の請願は、岐阜県中津川市は、長野県境に位し、この地方における政治、経済、交通、文化の中心地として人員の交通極めて多く、商工業は盛んで市況は活気を呈しており、各種生計調査においても常に三級地以上の系数を示している実状であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県西浦町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡西浦町長　久田慶三外五名（第二五〇号）

右の請願は、愛知県西浦町は、県下第一の高物価である常滑町と一連の市街地を形成し、政治、経済、文化等あらゆる面においても常滑町と不離一体の実情にあるから、本町の地域給を常滑町と同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県上野市の地域給に関する請願

請願者　三重県上野市西高倉四〇七七　松井豊治外三名（第二五一号）

右の請願は、三重県上野市は、名古屋、大阪、京都、奈良等の大都市を結ぶ交通の中央部に位置し、大阪経済圏中京経済圏相互交流の衝点としてこれ等大都市の文化交流の影響を受け最近とみに生活水準が高まり、諸物価も高騰し、殊に主食ならびに食料品、衣料品その他の日常必需品は大都市の価格よりはるかに上回り、民間給与も平均一万七千円をオーバしている現状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県魚津市の地域給に関する請願

請願者　富山県魚津市長　金光邦三（第二五二号）

右の請願は、富山県魚津市は、県内において富山、高岡両市に次ぐ第三の新興都市で県東部地帯における政治、経済、産業、教育、文化の中心地として枢要の地を占め、近年日本カーバイト工業株式会社魚津工場を初め新興工業は活況を呈し、これら工場従業者の給与は月額六千万円に上り、また水産漁獲高は月額三千万円に達する状況での生活度はとみに高度化し諸物価の高騰を招いている現状であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県長洲町の地域給に関する請願

請願者　大分県宇佐郡長洲町長　高橋常市外一名（第二五三号）

右の請願は、大分県長洲町は、県北屈指の漁港兼商港として北九州、四国および中国方面との物資の交流激しく、また日豊本線小倉、大分間に位する外、県北道路交通網の起点である関係上、海陸の交通極めて至便であつて物価指数においても北九州あるいは別府、大分に比肩する高率を示しており、俸給生活者は生活程度の切下げによるの外は生計を維持し得ない現状であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県西黒部村の地域給に関する請願

請願者　三重県飯南郡西黒部村長　井阪俊一外三名（第二五四号）

右の請願は、三重県西黒部村は松阪市に隣接し、村民生活のすべては相互依存の関係にあり、公務員の生活は同市におけると全く同様で何ら変るところがない現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県宝泉村の地域給に関する請願

請願者　群馬県新田郡宝泉村長　塚越裏平外二十八名（第二五七号）

右の請願は、群馬県宝泉村は、中島飛行機株式会社の飛行機製作工場の中心地帯であつた太田市、尾島町の隣接村で、終戦とともに五千余の失業者を抱えた貧村に転落したのであるが、その後漸次諸産業が復活し、太田市、尾島町の各種工業の発展に伴い消費農村に変り、諸物価も高く公務員の生活は困窮を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県本埜村の地域給に関する請願

請願者　千葉県印旛郡本埜村長　岩井伊外四名（第二五八号）

右の請願は、千葉県本埜村は、消費物資を安食、成田、佐倉、木下、大森、布佐方面の近接小都市の卸商より仕入れて販売されている関係上近隣町村に比し諸物価は常に高く、加うるに数百名に及ぶ東京行商の日々搬出する物資はおびただしい数に上り農産物はもちろん一般物価の高騰に追車をかけ勤労者の日常生活は困難を極めているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県富里村の地域給に関する請願

請願者　千葉県印旛郡富里村長　鈴木義雄（第二五九号）

右の請願は、千葉県富里村は、畑作を主とする農村で一般消費物資は八街、成田両町を中心に仕入れている関係上物価は両町に劣らない高価な状態にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県加須、不動岡両町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡加須町長　関口茂忠外十八名（第二六七号）

右の請願は、埼玉県加須、不動岡両町は、隣接町村として一体の関係にありさらに礼羽、二俣の二村を合併して一大市街建設を期すべく諸般の整備拡充を図りつつあり、こうした当地においては地理的、経済的条件はもちろんその他すべての点で近接する地域給二、三級地市町村と比較して何等差異がないから、両町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県戸倉、上山田両町の地域給に関する請願

請願者　長野県埴科郡戸倉町戸倉郵便局内　柳沢勝三（第二六〇号）

右の請願は、長野県戸倉、上山田両町は、観光温泉郷のため生計費がいちじるしく高いから、両町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員のへき地手当引上げ等に関する請願

請願者　新潟県市川岸町一新潟県教職員組合内　田中修三（第二六八号）

右の請願は、文化施設、厚生施設の乏しい山間へき地で勤務する教職員に対するへき地手当および指定基準は非常に低い状態にある上、これら教職員には公舎がなく家族と別居生活しなければならない者数多く、加えて物価は都市と何等変りなく、へき地における教職員の経済状態は非常に困窮しており人事面に大なる支障をきたしているからへき地教育振興のため、(一)へき地指定基準および手当の大幅引上げならびに増額、(二)へき地勤務教員住宅建設補助の増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県沼田町の地域給に関する請願

請願者　群馬県利根郡沼田町郵便局内　小林徳太郎外四十一名（第二六九号）

右の請願は、群馬県沼田町は、利根郡の政治、経済、産業、文化の中心地であり、また附近は温泉地に恵まれ水上、宝川、湯檜曽、谷川、上牧、法師、猿ケ京、湯宿等数多くの著名な温泉がゆう出し四季を通じて東京都をはじめ全国各地からの観光浴客の往来が繁く、さらに最近は利根総合開発事業の実施により電源開発事業としてのダム工事等の着工に伴い諸物価の高騰いちじるしく前橋、高崎等の都市より高い状態であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県鹿島村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県藤津郡鹿島村長　吉田勝海外八名（第二七〇号）

右の請願は、佐賀県鹿島村は、鹿島町とは鹿島川を隔て横沢橋および鹿島橋によつてつながつて市街が構成されており、映画、観劇等娯楽施設の利用はもちろん生活必需物資の供給もその大半を同町に仰いでいる実情にあり、地域給指定条件は全く鹿島町とそん色がないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県鹿島町の地域給に関する請願

請願者　佐賀県藤津郡鹿島町長　松浦茂外五百八十名（第二七一号）

右の請願は、佐賀県鹿島町は、県の南部に位し、背後に多良山系の森林資源を保ち、前には有明海を隔てて三池、大牟田、島原の各市を指呼の間に望み、北に九州大手筋の杵島炭鉱や西杵、南杵島、光武、久間等の炭山を擁し、南は水産物の集散地浜町と隣接し、四面特異な環境の中に商業取引、行政の中心をなしており、物価指数においても甲地、乙地に指定された県内外の他地区に比しはるかに上回りの状態にあるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県常滑町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡常滑町長　伊奈長三郎外十五名（第二七五号）

右の請願は、愛知県常滑町は、知多半島西海岸中央部に位し、人口密度は全国平均の八一・三倍であり農耕面積僅少で、しかも大半は窯業地および丘陵であつて、特に終戦とともに年々上昇を示している陶磁器産業、繊維工業の生産地として、その業態、生活程度、物価高は近隣の名古屋市、半田市以上である。また、生産事業に従事する労働者は、本町勤労階級の九十パーセントを示し、一般公務員に比較してはるかに恵まれた労働条件の恩恵に浴し、その消費生活は頗る活潑である。従つて、消費物価は高騰する実情で、本町在住の公務員の経済生活は不安定であるため、他市町村へ転勤を希望する者が続出する傾向が見られるから、すみやかに本町を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県池田町の地域給に関する請願

請願者　香川県小豆郡池田町長　佐々木幸治外十七名（第二七六号）

請願者　香川県小豆郡池田町農林省香川食糧事務所小豆支部池田出張所内　田村春吉外十六名（第九五三号）

右の請願は、香川県池田町は、桃山、江戸時代の古くから政治的関係は常に直轄地として中央に連り、交通関係はまた阪神地域と頻繁を極め子女のほとんどがここに出嫁することを青年期の修養と感ずる風を作り、ために島民の生活は全く阪神文化圏の一部を成し衣、食、住ともに地方農村の水準とは比較できない高度を示している実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県二日市町の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡二日市町長　武石源太郎外八名（第二七七号）

右の請願は、福岡県二日市町は、福岡市近郊の町として経済文化生活は同市と緊密な関係にあり、物価においても同市を上回る有様で、当地在勤公務員の消費生活は同市以上に窮迫を余儀なくされている実状であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県の地域給に関する請願

請願者　宮崎県知事　田中長茂（第二七八号）

右の請願は、宮崎県は、一般生活必需品の生産は極度に低く米麦等の主食はもとより県外から搬入されなければ維持されず野菜、鮮魚すら大半は他県に依存し、まして衣料その他生産消費材はすべて阪神、北九州より移入によつてまかなわれ純然たる消費県の実体を示している。しかして、これらの悪条件がもたらすものは高賃金下における物価の高騰は必然的に県内官公庁職員の家庭経済上憂慮すべき事情を生じ、これがまた人事交流行政の面に一大障害となつている。県内の地域給の支給地域数は九州各県の最低位にあり、その不遇なる実態は再三の人事院、国会、人事委員会の実態調査によつて実証されているところであるから、本県下各支給地域の引上げおよび新指定について格段の配慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎市の地域給に関する請願

請願者　宮崎市長　荒川岩吉（第二七九号）

右の請願は、宮崎市は、宮崎県の行政、教育、文化、交通、娯楽など諸機関の中心にして県庁所在地であり県下においてもつとも高い都市形態を示している。しかも南国のシンボル熱帯樹繁茂する青島の奇勝と合せ本邦南端唯一の観光都市である。従つて市民の生活水準は県内において最上級の位置にあり、物価も四国、九州における主要都市に比較し、総理府統計局の実施している昭和二十七年六月のSCPSが示す通り隣接県に上位し北九州地区に匹敵する実状であるから、本市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県日南市の地域給に関する請願

請願者　宮崎県日南市長　井戸川一（第二八〇号）

右の請願は、宮崎県日南市は、九州の最南端に位し、向背に山間へき地をひかえて俗に陸の弧島と呼ばれる如く交通の便極めて悪く、しかも日東パルプ工場の所在地としての工業都市であり、また油津港による出入船はそのいんしんさとともに純然たる消費都市と化し、物価も県下最高であり、市内官公庁職員の生活は極めて悲惨な状態におかれているから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県小林市の地域給に関する請願

請願者　宮崎県小林市長　岡薗助左衛門（第二八一号）

右の請願は、宮崎県小林市は、鹿児島、熊本両県境に位し、南九州における産業、交通、文化の中心都市であつて、昭和二十五年四月一日市制を施行し、これを機として広はんな産業交通文化都市としての計画を樹立し着々整備されつつあり、さらに霧島国立公園ならびに九州一を誇る牧場の桜等の観光資源に恵まれ市況は活況を加えており、また野菜、鮮魚等生活必需物資の大半を遠隔の地より移入しているため、諸物価は高率となり当市在勤公務員の生活は極めて悲惨な実情にあるから、本市の地域給を二級地に引き上げられたい

との趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県高岡町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県東諸県郡高岡町長　長野恕男（第二八二号）

右の請願は、宮崎県高岡町は、宮崎市と都城小林両市間の交通の要衝であるが、大半林野面積で占められているため、主副産物は当町の需要を充すに至らず、ほとんど他県市町村より移入に依存しており、しかも年年訪れる台風による災害は必然的に物価の高騰をきたし、日常生活に困難なばかりでなく公務員の人事運営面にも非常な障害となつているから、本町を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県門川町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県東臼杵郡門川町長　白木次蔵外十五名（第二八三号）

右の請願は、宮崎県門川町は、純然たる消費地で地域的関係上生活必需物資を北隣の延岡市に依存しているため、上椎葉水力発電所工事に伴う資材の輸送基地日向市が南に隣しているためその影響を受けて、諸物価は県内でも最も高く公務員の生活は極めて困難な実情にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県高鍋町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県児湯郡高鍋町長　柿原政一郎外一名（第二八四号）

右の請願は、宮崎県高鍋町は、県の中央に位し北は延岡市、南は宮崎市に近接し、古くより県内の有数都市で経済、文化、交通の要衝として繁栄し、工業都市としても県内有数の都市であり、さらに昭和二十七年度においてモデル都市に指定され、これら本町の発展とともに物価高も当然の現象であつて生活水準が低いままにとり残されている公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県那珂村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県宮崎郡那珂村長　清袈裟次郎外一名（第二八五号）

右の請願は、宮崎県那珂村は、南に宮崎市、住吉村、東に広瀬町、北に佐土原町に隣接し、宮崎市の経済圏内にあるため本村の消費物資はすべて宮崎市を経て移入する関係上、物価は殆んど宮崎市と変るところがなく、また本村は文化、医療施設に乏しいため宮崎市および佐土原町の施設を利用している実状である。一方隣接する市町村の大部分が地域給指定地区となり本村のみが指定されないのは不合理であるから、是非とも本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県志和池村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県北諸県郡志和池村長　内村茂吉外一名（第二八六号）

右の請願は、宮崎県志和池村は、宮崎県の南部に位し、東は大淀川をはさみ高城町に、西は庄内、山田の両町と、南は都城市に、北は高城町に隣接しているため、近隣町村の物資の搬出入の要衝地であり、特に都城市とは市の一部の如く近隣密着しているため本村の経済、交通、文化、娯楽等はすべて都城市に所属しているので一面消費地となり村民の日常生活物資は大部分を都城市に依存する関係上、物価は運搬費等の加算により都城市に比較しはるかに高価を示す実情で村民の日常生活水準は都城市と何等異るところがなく、加えて例年の台風、豪雨に見舞われる災害は、必然的に物価の高騰をきたし日常生活に困難なばかりでなく公務員の人事行政上一大支障となつているから、すみやかに本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県北郷村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県南那珂郡北郷村長　黒木一郎（第二八七号）

右の請願は、宮崎県北郷村は、九州の南端に位する日南市の一環として、同市内諸工場に通勤する者が多く、日南市と経済的にも密接不離の関係にあるが、地理的関係による毎年の台風水害のため物価は高騰し公務員の生活は窮乏しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県飯野町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県西諸県郡飯野町長　市来武夫（第二八八号）

右の請願は、宮崎県飯野町は、人口二万四百七十四人を有する県下第一位の大町で、公務員勤労者の数も多く、一級地指定の高原、真幸の両町の中間にあつて、観光地として物価も両町以上であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　参議院会議録附録（その七）

意見書案

静岡県袋井町の地域給に関する請願

請願者　静岡県磐田郡袋井町長　戸倉莞爾外十六名（第二九二号）

右の請願は、静岡県袋井町は、東海道国道ならびに国鉄東海道本線の沿線にあり、これより北部山間地帯へ静岡鉄道秋葉線、南部海岸地帯へは国鉄藤枝駅に通ずる同鉄道駿遠線分岐し、かつ東は静岡、西は浜松を始め附近の都市、町村にひん繁に通ずる自動車路線を有し、本県西部における交通の要衝であるばかりでなく可睡斉、法多山、油山寺の中遠地方三名さつを始めとし多数の名所、旧跡を有する観光都市としても名声あり、さらにまた広はんな遠江中部における各種産物の集散地として商取引ならびに工業生産も極めて活潑に行われ、諸物価においても至近の浜松、磐田両市を上回つている現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県馬見町の地域給に関する請願

請願者　奈良県北葛城郡馬見町長　井上忠太郎外五名（第二九三号）

右の請願は、奈良県馬見町は、大和高田市に近接し、同市と同一経済圏内にあり、物価も同市と大差ない現状であるから、本町の地域給を同市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県越路町の地域給に関する請願

請願者　石川県鹿島郡越路町長　田中平治外四名（第二九四号）

右の請願は、石川県越路町は、能登半島の中枢地七尾市に接続し、主として農業を兼業とする小商工業の消費地で、元来町民は衣食住の資料を七尾市に仰ぎ、そのため生活必需物資はそれぞれ運賃が加算されて同市より高いのが実情であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県鵜川町の地域給に関する請願

請願者　石川県鳳至郡鵜川町長　竹内久雄外十六名（第二九五号）

右の請願は、石川県鵜川町は、七尾市を中心とする経済圏内にあり、また定期航路寄港地である関係で隣村諸橋、三波、兜、神野各村の経済の中心をなしているが、諸物価が高いため純然たる消費者である公務員の生活は地域給一級地の宇出津町、穴水町等に比して常に困難な状態にあるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県富海村の地域給に関する請願

請願者　山口県佐波郡富海村長　河村盛市外三名（第二九七号）

右の請願は、山口県富海村は、地域給三級地の大徳山市と防府市に挟まれ、物価等は両市と何等異るところがないにもかかわらず本村のみ一級地のままであるため、人事行政ことに教員の配置等に困難を極めているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県志度町の地域給に関する請願

請願者　香川県大川郡志度町長　多田善樹外十五名（第二九八号）

請願者　香川県大川郡志度町志度郵便局内　対馬清一外十四名（第五九八号）

請願者　香川県大川郡志度町農業委員会内　高橋孝雄外十四名（第九五四号）

右の請願は、香川県志度町は、高松市に近接してその延長都市の観を呈し、人の往来はもちろん、生活必需物資の交流においては全く同一都市の感があり、従つて同一経済圏内にあつて生活水準も高いから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県対馬の地域給に関する請願

請願者　長崎県対馬支庁内　山田才太（第二九九号）

右の請願は、長崎県対馬は、玄海灘の中間に位する島で、地勢の大部分が岩盤で耕地面積は全島面積の三パーセントにすぎないため主食、野菜、果実等の産出が少いため、日常生活必需物資は全部福岡、大阪ならびに京都市に依存する関係上運送費加算等により物価は全国平均の六割高の現状で、公務員の経済生活は極めて困窮の状態にあるから、本島の地域給は厳原町を五級地に、久田村、佐須村、鶏知町、仁位村、船越村、奴加岳村、豊崎町、佐須奈村、琴村、仁田村、峯村を三級地にそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県若松市の地域給に関する請願

請願者　福島県若松市博労町二三福島食糧事務所北会津支所内　半沢卯右ヱ門外一名（第三〇〇号）

右の請願は、只見川電源開発に伴い若松市は一大消費都市となつたため、物価が騰貴し給与生計者の消費生活に不安定と危機を与えているから、すみやかに若松市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県上遠野村の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡上遠野村長　荒川久馬外七名（第三〇一号）

右の請願は、福島県上遠野村は、常磐炭田地帯の西位にあつて、近くは東南湯本町、内郷町、平市に、西南に植田町、勿来町に隣接し、町にも匹敵する要素を具備している。最近各工鉱業地帯への水源、電源供給地として鮫川の各種事業施設が開始され、それに従つて経済、文化方面の活動も急激な発展を見せ、加えて生活水準も向上し、物価は一段と高騰するのに反して給与生活者である公務員の経済生活は生活破たんの窮状にあるから、すみやかに本町を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県一箕村の地域給に関する請願

請願者　福島県北会津郡一箕村長　古川一馬外二名（第三〇二号）

右の請願は、福島県一箕村は、会津若松市に隣接している関係から経済状態においてはほとんど同一で何等異るところがないから、若松市同様に本村を地域給三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県弥富村の地域給に関する請願

請願者　千葉県印旛郡弥富村長　檀谷正雄外三名（第三〇三号）

右の請願は、千葉県弥富村は、東は三級地八街町に、西は二級地旭村と四級地千葉市に隣接しており、消費面における生活物資は八割を千葉市および八街町に依存する実情である。また経済情勢の変化に伴つて本村の経済は一段と深刻化し、加えて生活水準は向上する一方にあつて、反面、本村在住の公務員の窮乏はなはだしいから本村の地域給を八街町と同等の三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県本庄町の地域給に関する請願（二通）

請願者　埼玉県児玉郡本庄町児玉地方事務所内　茂木一雅外三十三名（第三〇四号）

右の請願は、埼玉県本庄町は、県西北部における行政、経済、教育上の中心地で地域給三級地の熊谷市、二級地の伊勢崎市および群馬県藤岡町と何等異るところがなく物価も全く変りなく、むしろ衣料品、日用雑貨、魚類等は東京、川越、高崎方面より輸送されており運賃等の関係で高価を示している実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県桃野村の地域給に関する請願

請願者　群馬県利根郡桃野村長　後閑祐次外九名（第三〇五号）

右の請願は、群馬県桃野村は、沼田町、水上町、新治温泉郷の中間に位置する利根郡西部の産業、経済、文化の中心をなし、消費物価は沼田町、水上町に比較してそん色なくむしろ一部食料品、衣料品、日用必需品等は沼田町より一割ないし一割五分高の実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県瀬野村の地域給に関する請願

請願者　広島県安芸郡瀬野村長　満田賢三外一名（第三一〇号）

右の請願は、広島県瀬野村は、地形、交通、運輸、社会施設、住民の職業その他総べての事情が広島市の郊外地区として発達し、住民の生活形態も同市と大差なく、むしろ村内の商業施設が広島市、海田市町に比し不備である関係上給料生活者の生計費は多額に上る実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県一身田町の地域給に関する請願

請願者　三重県河芸郡一身田町長　辻孫一郎外十二名（第三一一号）

右の請願は、三重県一身田町は、津市に隣接し経済状態は全く同市と異るところがないにもかかわらず、同市との間に地域給差のあることは不合理であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県豊浜、北浜両村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡豊浜村長　大仲養一外十七名（第三一二号）

右の請願は、三重県豊浜、北浜両村地区は、宇治山田市に近接して産業経済は相互依存の関係にあり、公務員の生活状態は同市における と全く同様で何ら変るところがない実状であるから、本地区の地域給を宇治山田市と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県田丸町外三箇村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡田丸町長　加藤渡外五十名（第三一三号）

右の請願は、三重県田丸町、東外城田村、有田村、および下外城田村は、宇治山田市の西方に位置し、旧田丸城を中心として発達した城下町である。近時は三桝紡績、滝川鉄工所、味噌、しよう油製造工場等の工業地として発展しているが、城下町としての名残りが多く、また特飲街を持つ等特殊事情下にある地域である。従つて一般に物価高であるため本地域内在住の給与生計者の生活は全く窮状を呈しているから、本地域を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県船越村外四箇村の地域給に関する請願

請願者　三重県志摩郡片田村小学校内　林定外三百七十七名（第三一四号）

右の請願は、三重県船越、片田、布施田、越賀、御座の五箇村は、英虞湾を中心とする真珠養殖地として知られているが戦後、大敷網定置漁業、えび網、四そう張等の業者をはじめ深海の海そのあわび類をあさる海女および水産加工業者が激増した上に、伊勢志摩国立公園の中心をなす当地方への遊覧観光客も激増したため、文化水準は一段と向上し、物価もまた高騰を示している実情であるから、当五箇村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県勿来町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡勿来町長　青天目信治郎外九名（第三一五号）

右の請願は、福島県勿来町は、鉱業従業員が住民の大半を占める消費地で生活必需物資を他市町村よりの移入に依存しているため、物価は、平市、小名浜町、内郷町、湯本町等を上回る状況であつて、公務員は本町居住を望まず他町村より通勤の現況であり、このまま放置すれば教育上、保安上悪影響を及ぼすから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県大野町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡大野町長　平野昭三外七名（第三一八号）

右の請願は、愛知県大野町は、観光地としてほとんど消費経済の性格を有し、加えて海水浴場をもつて知られているため、各方面の都市からの遊客が多く、従つて遊園地、商店街等が比較的多いため、消費物価は高額となり、公務員の生活は愈々困窮の度を増している状態にあるから、是非本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県東浦町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡東浦町長　水野新外一名（第三一九号）

右の請願は、愛知県東浦町は、全国一の木綿産地として大小数多くの工場を有する関係上本町の生活必需品は大工場の大量需要によりその大部分を名古屋市に依存しており、価格も同市以上の高騰を示している現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県大府町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡大府町長　山口愛次外十四名（第三二〇号）

右の請願は、愛知県大府町は、昭和二十六年地域給二級地として指定されたが、その後の社会状勢ならびに本町の発展に伴う特殊事情のために物価は名古屋市をも上廻り公務員の生活も次第に困難を加えている実情にあるから、是非本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県篠島村の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡篠島村長　榊原愛治（第三二一号）

右の請願は、愛知県篠島村は、海の観光地として都会からの外来客が多く、従つて都会人との接触交流も激しく、その風俗習慣も都会と何等異るところがなく、一切の生活必需品等はすべて外地からの移入に依存しなければならぬ関係上、消費物価は高価を示している状態であるから、すみやかに本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県日間賀島村の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡日間賀島村長　斎藤佐七（第三二二号）

右の請願は、愛知県日間賀島村は、〇・七四平方キロの狭い島に二千七百人という人口を容し大都市並の人口密度であり、主産業である漁業は不振を極めている上、食糧およびその他一切の物資は島外より移入しているため物価は名古屋市を上回り、本村の公務員の生活は困難をきわめているから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県浅井町の地域給に関する請願

請願者　愛知県葉栗郡浅井町長　岩田庄三郎（第三二三号）

右の請願は、愛知県浅井町は、一宮市の東北に位し、同一の都市計画、復興計画に含まれ、政治、経済、文化の各般は一宮市と密接な関係を有し、ほとんど当市と同様の生活状態の地域であるにもかかわらず一宮市は四級地で本町は一級地であることは、不合理極るものであるばかりでなく、生活必需品はすべて一宮市、名古屋市から移入している関係上、物価は都市よりも高く、本町公務員の生活は困難をきわめているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県神宮寺町の地域給に関する請願

請願者　秋田県仙北郡神宮寺町長　藤井久松外七名（第三二四号）

右の請願は、秋田県大曲地区および刈和地区は、すでに地域給支給地として指定されたが、これらの地区と同一条件を具備する神宮寺町が支給地として指定されないのは不合理で、公務員の人事交流および町行政上におよぼす影響は実にじん大なるものがあるから、すみやかに本町を地域給支給地として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府福知山市の地域給に関する請願

請願者　京都府福知山市長　牧野源太郎外一名（第三二五号）

右の請願は、京都府福知山市の地域給は、その中心部を四級地、周囲部を三級地に指定されているが、当市は他都市とは事情を異にし、中心部と周囲部との間に何等地理的障がい物がなく、一様に平坦地であり、交通機関および消費都面においても他の四級都市と全然差を認められない実情にあるから、是非とも当市の地域給を四級地に引き上げ指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県宝木村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県気高郡宝木村長　松本義久外九名（第三二六号）

右の請願は、鳥取県宝木村は、気高郡山東地区の産業、経済、文化、交通の中心地であり、農村とはいえ消費都市的性格を有し、生活必需品は鳥取市、浜村町より移入する関係上、運賃、手数料等が加算され、物価は鳥取市よりむしろ高い状況にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県根上町の地域給に関する請願

請願者　石川県能美郡根上町長　新川一次外七名（第三二七号）

右の請願は、石川県根上町は、金沢市に近接し、小松市に隣接する県内枢要の地域に位置し、生活必需物資はすべて、金沢、小松両市からの移入に依存しなければならない現状であり、しかもこれらの諸物資は関西方面あるいは県内各地から金沢および小松の両市場を経由して供給されるためにその価格はいちじるしく割高の実状であつて、公務員の生活は困窮を極めているから是非本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県大島町の地域給に関する請願

請願者　山口県大島郡大島町長　安元作十外一名（第三二八号）

右の請願は、山口県大島町は、山口県東部に位置し、大畠港駅から約十五分間で小松港駅へ到着できる島の玄関口である。本土との連絡は全部本町を経由するので人事の往来極めて多く、殊に市民の日常生活物資等は姫路駅大畠港間と大畠港、小松港駅間の海上輸送のため貨物運賃が相当の高額を示す関係上、物価は倍額となり、また本町出身者で、外国に居住する者が多いため小包、送金が多く、加えて本町に商船高等学校がある関係上、高級船員の家族に送金する金額が多額で、このような条件を有する本町の諸物価殊に生活必需品の物価が必然的に上昇の一途をたどるため本町内の公務員の日常生活は困窮の度を増して行く現状であるから是非とも本町を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第

八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県立石村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三井郡立石村長　柳直次郎外十二名（第三二九号）

右の請願は、福岡県立石村は、三井郡の最北端に位し、西鉄、国鉄、バス等によつて久留米、福岡等の大都市に直結しているため、村民の生活程度はいちじるしく上昇し、物価もこれらの都市と大差ない実情であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県田主丸町の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡田主丸町長　田中為五郎（第三三〇号）

右の請願は、福岡県田主丸町は、浮羽郡西部の政治、経済、教育、文化、交通の中心地であつて、国鉄久大線田主丸駅を始め西日本鉄道株式会社、祐徳自動車株式会社経営の乗合バスは久留米、日田、福岡、飯塚、甘木、鳥栖方面等縦横に網の目の如く運行し、町民の経済生活はすべてこれらの都市と直結し、これらの地域に左右されつつある現状であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県浮羽町の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中敍太（第三三一号）

右の請願は、福岡県浮羽町は、浮羽郡東部の中心地であつて国鉄久大線および西鉄祐徳日田などのバス網の発達は最近とみにその度を加え、日田市、久留米市、福岡市等郡外都市との往来がひん繁となつて物価においてもこれらの都市と大差ない現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県福富村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡福富村長　大石信（第三三二号）

右の請願は、福岡県福富村は、吉井町に隣接した農村であるが、農業だけでは生活が困難で吉井町、久留米市の工場その他への通勤者が多数にのぼり、生活物資も吉井町、久留米市に依存する状況で物価も吉井町と少しも変らぬ上、現在二級地の指定を受けている浮羽高等学校西校は本村の一部にまたがつている実状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県青木村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡青木村長　津城政吉外三名（第三三三号）

右の請願は、福岡県青木村は、二級地城島町に隣接して生活程度も同一条件下にあり、かつ同町と組合立の中学校を共同設置している関係上同地区にある職員にとつて二級地と無級地の差があることはもつとも不合理であり忍び得ない現状であるから、本村の地域給を城島町同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大溝村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡大溝村長　古賀彦次郎外三名（第三三四号）

右の請願は、福岡県大溝村は、三潴郡の中央部に位し、米麦生産の純農村であるが、近時道路の充実整備と運輸機関の発達ならびに西日本鉄道の本村貫通に伴い、始めは久留米市の持つ綿織工場の末しよう工場としてきん少のかすり工場を有したものが、現在に至つては各部落にそれらの工場を有するようになり、さらに加えて特産たる和がさ工業、かわら工業、家具工業、花むしろ工業等があらたにぼつ興し、文字通り周辺都市たる久留米、大牟田、福岡、佐賀等の諸都市と直結し生活必需物資の価格はほとんどこれらの都市と大差ない実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大莞村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡大莞村長　松永方吉外二名（第三三五号）

右の請願は、福岡県大莞村は、三潴郡の東南に位し、道路も城島、瀬高間、大川、羽犬塚間を結ぶ県道の通過点に当り、福岡、大牟田を結ぶ西鉄急行電車が隣接蒲池村との境を走り、バスが通りこれら諸都市に対する諸物資ならびに労力の供給地として久留米市、柳川市、大牟田市等と密接不離な関係にあり、生活程度もこれらの都市に劣らぬ実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県西牟田町の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡西牟田町長　永田友次外五名（第三三六号）

右の請願は、福岡県西牟田町は、二級地荒木、羽犬塚両町の中間部に位し両町と全く同様な経済条件下にありながら一級地にすえおかれることは不合理であるから、本町の地域給を両町同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県田口村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡田口村長　島崎林太郎外二名（第三三七号）

右の請願は、福岡県田口村は、三潴郡の西南部に位置し、隣接大川町とともに大川指物の名をもつて知られた大川木工品の主産地となつており、物価も同時と同様であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県木佐木村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡木佐木村長　徳永喜三次外六名（第三三八号）

右の請願は、福岡県木佐木村は、筑後川下流河畔有明海に面する三潴郡の東南端に位し、東は国鉄羽犬塚駅を経て遠く大分県境に通じ、西は若津港、筑後川に架る大川鉄橋を経て佐賀市に至り、南は柳川市より大牟田市に、北は久留米市を経て福岡市に通ずる幹線道路の交さ地域であつて、最近における交通機関の発達によつてこれらの都市との交流がはげしいため、経済的圧迫は常に当村もまぬがれず、物価指数においても大都市と何ら異ならずかえつてこれらの都市をしのぐ物価が俸給生活者の生活を脅かしている現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県川口村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡川口村長　石川喜久外五名（第三三九号）

右の請願は、福岡県川口村は、筑後平野の中心三潴郡の最南部に位し、東南部は昭代村を挟んで観光都市柳川に近接し、西部は船運盛んなる筑後川に境して佐賀市に近接し、北部は木工の町大川と軒を接して隣しており、地理的、歴史的にも前記各市町との関係深く、特に経済面の交流はげしくこれが商勢圏内にあり、殊に生活必需物資等は運賃等の関係もあつて柳川市、大川町よりも相当割高であり、なかでも衣料品は二割高の実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大野島村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡大野島村長　武下一郎外三名（第三四一号）

右の請願は、福岡県大野島村は、筑後川口の三角すにある島であるが、現在川口村との間に橋がなく県営渡船によつて往来している状況で物資の運送もこれによるため、他町村に比し一割以上の高物価であり、四隣は郡の中心部ならびに市部にはさまれながら市部以上の物価高であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県安武村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡安武村長　滝優信外四名（第三四二号）

右の請願は、福岡県安武村は、久留米市に隣接し、同市に合併した上津その他の各村よりもその中心街に近い位置にあつて、同市内に勤務する者の数は本村人口の三十四パーセントを占める現状であり、同市とは密接不離の関係にあつて経済的生活条件も何等変りのない実状であるから、本村の地域給を相当級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県犬塚村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡犬塚村長　宮原幸雄外四名（第三四三号）

右の請願は、福岡県犬塚村は、現在一級地であるが、本村を包囲する大牟田、久留米、柳河各市等の経済的圧迫を受け物資はこれらの都市に流れ主要食糧さえ都市地帯よりも高価である実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県蒲池村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡蒲池村長　北原幸吉外三名（第三四四号）

右の請願は、福岡県蒲池村は、柳川市に隣接し、衣食住ともに同市に依存し柳川市の一環としての経済状態を保つているのが実情で、公務員の生活はまことに悲惨であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大善寺町の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡大善寺町　長　津留崎朝二（第三四五号）

右の請願は、福岡県大善寺町は、久留米市に隣接し、密接不離の関係におかれ、生活必需物資を同市に依存しているため物価は市以上であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県昭代村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡昭代村　長　田中瑞穂外六名（第三四六号）

右の請願は、福岡県昭代村は、柳川市に隣接した農村であるが、農産物は各都市よりの買い出しのため、市部にもおとらぬほどであり、魚類等も荷揚げと同時に近接都市や山間部に運送され地元は品不足をきたす実情で、公務員の生活の窮状は加わる一方であるから、本村の地域給を柳川市同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県木室村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡木室村　長　佐藤嘉市外三名（第三四七号）

右の請願は、福岡県木室村は、大川町に隣接する農村であるが、副業として木工業および花むしろの生産が盛んで活況を呈している中に、公務員は苦るしい生活をつづけている悲惨な現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県江上村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡江上村　長　島辰生外二名（第三四八号）

右の請願は、福岡県江上村は、三潴郡の中央に位し、日常生活用品は久留米市に依存しているため、市内と同様の物価であり、特殊な物資は運賃の関係上市内よりも割高の状況であるため、公務員の生活は窮迫し、有給地への転勤者が続出する実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県城島町の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡城島町　長　中園喜久男外六名（第三四九号）

右の請願は、福岡県城島町は、清酒、かわらの産地として知られているが、低地であるため水質が悪く、飲料水は私設城島水道の供給を受けているため全国に比類のない高料金であり、また畑地がないため野菜類は全部移入に依存する実情で生活費がかさみ、上級地への転勤希望者が続出して、子弟教育に支障をきたしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県荒木町の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡荒木町　長　近藤卓雄外八名（第三五〇号）

右の請願は、福岡県荒木町は、久留米市に接続して全く市の一部の観を呈し、経済的にも密接不離の関係にあつて生活水準もほとんど差異がなく、最近工業方面の急速な発展により、物価はむしろ同市を上回る傾向にあり、公務員の生活は極度に窮乏しているから、本町の地域給を久留米市同等四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大川町の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡大川町　長　江頭清外十六名（第三五一号）

右の請願は、福岡県大川町は、三潴郡の南部に位する人口二万一千を有する政治、経済、教育、文化、交通の中心地であり、木工業は全国一で「重要木工集団地」の指定を受けている職人の町で、一般概念による市町村と経済的に全く異り、地理的にも大牟田、久留米、佐賀各市に包囲され経済的圧迫が大きく従つて高物価となり公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県三又村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡三又村　長　中村実外四名（第三五二号）

右の請願は、福岡県三又村は、大川町の北辺に隣接する農村であるが、筑後地方においても物価の高い大川町から生活必需品を購入するため消費生活面への影響が大きく、その上交通はバスに依存するため交通費は多額を要し、公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県豊郷村の地域給に関する請願

請願者　栃木県河内郡豊郷村北小学校　砂川俊外四十三名（第三五三号）

右の請願は、栃木県豊郷村は、宇都宮市に隣接し、主食は食糧営団におぎ、他の物資はすべて宇都宮市より移入している関係上、物価は同市

と何等異るところなく、農村居住者の特典と思われがちな野菜さえも都市価格と同一の実情にあるから、本村に宇都宮市と同様の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県城山村の地域給に関する請願

請願者　栃木県河内郡城山村南小学校内　竹渕虎雄外六十七名（第三五四号）

右の請願は、栃木県城山村は、宇都宮市に隣接し、主食は食糧営団にあおぎ他の物資はすべて宇都宮市より移入している関係上、物価は同市と何等異るところなく、農村居住者の特典と思われがちな野菜さえも都市価格と同一の実情にあるから、本村に宇都宮市と同様の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県姿川村の地域給に関する請願

請願者　栃木県河内郡姿川村姿川中学校内　加藤件四郎外五十二名（第三五五号）

右の請願は、栃木県姿川村は、現在三級地に指定されている宇都宮市に隣接し、主食は食糧営団にあおぎ、他の物資はすべて宇都宮市より移入している関係上、物価は同市と何等異るところなく、農村居住者の特典と思われがちな野菜さえも都市価格と同一の実情にあるから、本村を宇都宮市と同様の地域給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県横川村の地域給に関する請願

請願者　栃木県河内郡横川村中学校内　岩崎良能外四十九名（第三五六号）

右の請願は、栃木県横川村は、宇都宮市に隣接し、主食は食糧営団にあおぎ、他の物資はすべて宇都宮市より移入している関係上、物価は同市と何等異なるところなく、農村居住者の特典と思われがちな野菜さえも都市価格と同一の実情にあるから、本村に宇都宮市と同様の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県古里村の地域給に関する請願

請願者　栃木県河内郡古里村岡本小学校内　斎藤保外百九十四名（第三五七号）

右の請願は、栃木県古里村は、宇都宮市に隣接し、主食は食糧営団にあおぎ、他の物資はすべて宇都宮市より移入している関係上、物価は同市と何等異るところなく、農村居住者の特典と思われがちな野菜さえも都市価格と同一の実情にあるから、本村に宇都宮市と同様の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県国本村の地域給に関する請願

請願者　栃木県河内郡国本村中央小学校内　仲根金繁外三十六名（第三五八号）

右の請願は、栃木県国本村は、現地三級地に指定されている宇都宮市に隣接し、主食は食糧営団にあおぎ、他の物資はすべて宇都宮市より移入している関係上、物価は同市と何等異るところなく、農村居住者の特典と思われがちな野菜さえも都市価格と同一の実情にあるから、本村に宇都宮市と同様の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県北波多村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県東松浦郡北波多村長　井手芳蔵外五名（第三五九号）

右の請願は、佐賀県北波多村は、唐津炭田をひかえ本村人口の半数は本従業者をもつて占められており、物価水準においても近接の唐津市、相知町等と何らの差異ない実状であるから、本村の地域給を少くとも二級地以上に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県曲川村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県西松浦郡曲川村長　大串哲夫外四名（第三六〇号）

右の請願は、佐賀県曲川村は、佐世保市、伊万里町、有田町に近接し、経済地理的には佐世保および伊万里湾沿岸を中心とする北松炭田商圏に包括され、物価もこれらの地域は全然同一であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県南川副町の地域給に関する請願

請願者　佐賀県佐賀郡南川副町長　吉武喜久志（第三六一号）

右の請願は、佐賀県南川副町は、佐賀市南部に接し、船舶を利用して佐賀、長崎、熊本各県を遠く産業輸送等の培養線として佐賀市に合流する貫通道路の基点で、町民需要の食糧、衣料、雑貨類はほとんど佐賀市から購入または仕入れ運賃加算の上販売されているため、物価指数は佐賀市と同様またはそれ以上高い実情にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
佐賀県巨勢村の地域給に関する請願
請願者　佐賀県佐賀郡巨勢村長　執行増夫外五名（第三六二号）

右の請願は、佐賀県巨勢村は、佐賀市に隣接し食糧品、衣料品および雑貨類等をほとんど同市から購入または仕入れて運賃加算の上販売されているため、物価は佐賀市と同様またはそれ以上の状態にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
佐賀県鍋島村の地域給に関する請願
請願者　佐賀県佐賀郡鍋島村長　池田利夫外四名（第三六三号）

右の請願は、佐賀県鍋島村は、東南に地域給三級地佐賀市、東に多布施川を境に二級地高木瀬村、西は一級地三日月村に隣接し、しかも食料品、衣料品および雑貨類等をほとんど佐賀市から仕入れて運賃加算の上販売されているため、物価は佐賀市より約一割位高い実情にあるにもかかわらず、地域給において三級地と無級地の差があるため人事交流等に困難を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
佐賀県神崎町の地域給に関する請願
請願者　佐賀県神崎郡神崎町長　和田常雄外二名（第三六四号）

右の請願は、佐賀県神崎町は、地理的に佐賀、久留米両市の中間に位する関係で生産物のほとんどがこれら両市に流れ、一面消費物資のほとんどを両市に依存しているため、物価指数は佐賀、唐津両市および武雄市に次ぐ高価な実情にあるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
佐賀県三田川村の地域給に関する請願
請願者　佐賀県神崎郡三田川村長江口伊四郎外六名（第三六五号）

右の請願は、佐賀県三田川村は、久留米市と佐賀市の中間に位置する関係上、生産物のほとんどが佐賀、久留米市に流れ、一方消費物資のほとんどを佐賀、久留米市に依存しているため物価指数は佐賀市と何等変りがなく、むしろ衣類その他の商品は二割程度高い実情にあるから、本村を佐賀市同様地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
佐賀県蓮池町の地域給に関する請願
請願者　佐賀県神崎郡蓮池町長　武田資武（第三六六号）

右の請願は、佐賀県蓮池町は、地域的に交通上にあるいは物価等において隣接市町村とほとんど同一条件にあり、ことに近接の佐賀市とは諸物価において衣料品、鮮魚等はむしろ二割程度高い実情にあるにもかかわらず地域給級地の指定がないのは不合理であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
佐賀県古枝村の地域給に関する請願
請願者　佐賀県藤津郡古枝村長　諸岡七郎外七名（第三六八号）

右の請願は、佐賀県古枝村は、日本三大稲荷の一つである祐徳稲荷神社の所在地で、また観光地としても鎮西日光として知られ、九州各県はもちろん遠く中国地方から神社参詣を兼ねて来遊する者年間四百万を数え、これらの外来客のため旅館、飲食店その他観光的な施設も年々近代化しつつあり、一面村民の生活水準はますます向上し一部小都会地的な性格を備えているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
佐賀県中原村の地域給に関する請願
請願者　佐賀県三養基郡中原村長　牛島四郎外六名（第三六九号）

右の請願は、佐賀県中原村は、農村であるが農家は自家消費にも充たない程度の零細農にすぎず、しかも隣接農村の生産物等は鳥栖、久留米、福岡方面に流出されて運賃加算の上移入している現状であり、また日用品、雑貨、衣料等も久留米、鳥栖方面に依存しているため、消費生活者の生活は都市以上に困難な実情にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県旭村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県三養基郡旭村長　池尻勝三郎外五名（第三七〇号）

右の請願は、佐賀県旭村は、農村であるが交通至便な位置にある関係で生産品を至極容易に隣接する消費地鳥栖町、久留米市、福岡方面に流出し、村内消費者は加工品はもとより村内で生産する農産物に至るまで逆に都市から流入されるものを購入している現況にあるため、消費生活は全く都市と変りがないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県北茂安村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県三養基郡北茂安村長　北原定外六名（第三七一号）

右の請願は、佐賀県北茂安村は、久留米市に隣接し、食料品、衣料品および雑貨類等はほとんど同市から仕入れているため、運賃等の加算によつて価格は同市より一割高の状態にあり、加うるに地域給差と隣接地の保安隊目達原補給所の設置により生活の窮状はますます深刻化し、有能な人材確保に困難を極めているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県上峰村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県三養基郡上峰村長　大園謙一外三名（第三七二号）

右の請願は、佐賀県上峰村は、農村であるが諸物価は都会地よりむしろ高い現状にあり、加うるに昭和二十六年末頃より上峰、三田川両村の旧飛行場開拓地に保安隊補給廠の設置が決定し、保安隊員ならびに従業員の転入を間近に控え日とともに工場、人家が建ち並び、人口も激増して、物価はますます上向の傾向にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県大町町の地域給に関する請願

請願者　佐賀県杵島郡大町町長　三根寛作（第三七三号）

右の請願は、佐賀県大町町は石炭業界屈指の大手筋炭鉱であり、かつ県下一の規模と出炭量を誇る大炭鉱を有し、現在地域給四級地で本町と最も類似せる炭鉱町の福岡県水巻町、中間町、山田町、宇美町等に比較して、県としての若干の差異はあつても個々においては優るとも劣らない実情にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県北方町の地域給に関する請願

請願者　佐賀県杵島郡北方町長　田崎四郎（第三七四号）

右の請願は、佐賀県北方町は石炭業界屈指の大手筋炭鉱の所在する町であり、かつ県下一の規模と出炭量を誇る杵島炭鉱ならびに明治西杵炭鉱を有し、現在地域給四級地で本町と最も類似せる炭鉱町の福岡県水巻町、中間町、山田町、宇美町等に比較し県としての若干の差異はあつても個々においても優るとも劣らない実情にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県朝日村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県杵島郡朝日村長　中村源一外六名（第三七六号）

右の請願は、佐賀県朝日村は、杵島郡の中央に位し、西は武雄町に、東は北方町にそれぞれ隣接して物価はこれらの町と全然同一であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県福富村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県杵島郡福富村長　久原獅子太郎外七名（第三七五号）

右の請願は、佐賀県福富村は農、水産物の生産地であるが、開港場を持つ町村は必然的に物価指数が高くなつている実例に漏れず開港場住の江港を持つ本村は、魚類や野菜等でさえも純消費地佐賀市より高価である場合が常であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県東多久村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県小城郡東多久村長　前山琢磨外八名（第三七七号）

右の請願は、佐賀県東多久村は、東は小城町、西は北多久町に接し、村内に所在する小城炭鉱、別府炭鉱等の開発促進によつて人口は急激に増加し近く町制施行の機運にある。従つてこれに伴う物価高、住宅難は本村勤務者の生活を極度に困窮におとしいれ他町村勤務者に比較して全く経済的に苦しい状態にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県小城町の地域給に関する請願

請願者　佐賀県小城郡小城町長　相原義人外二十八名（第三七八号）

右の請願は、佐賀県小城町は、唐津線の沿線で佐賀市と二里を距てて近接し同市と同様な経済条件下にある

から、本町の地域給を同市同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県北多久町の地域給に関する請願

請願者　佐賀県小城郡北多久町長　東郷嘉八外十名（第三七九号）

右の請願は、佐賀県北多久町は、現在一級地であるが、本県内外の他地域と比較対照してははなはだしう不均衡であるばかりでなく、新興炭鉱としての発展情況から考えて、筑豊炭鉱地域と比較し合理的な地域給の引き上げを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県南山村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県小城郡南山村長　副島延夫外十二名（第三八〇号）

右の請願は、佐賀県南山村は、県の北部の一農村であるが、その生産は村内需要をみたすことができず、北山ダム建設等の入村者が多い上に、温泉地としての浴客も多数にのぼり、生活物資は遠く佐賀市、唐津市から移入するため市部の二割高となり、公務員は苦しい生活にあえいでいるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県新庄市等の地域給に関する請願

請願者　山形県新庄市十日町二四二　鈴木三樹雄（第三八一号）

右の請願は、山形県新庄市、真室川町、金山町および西小国村を含む当地方一帯は、国土開発法により県内唯一の特定開発地域に指定され、産業開発のための各種施設が設けられるに及び人口の増加はなはだしく、従つて住宅難を招来し、地代家賃は県内最高であり、また積雪寒冷単作地帯である関係上、生活必需品のすべてを福島、仙台、山形の都市または北海道北陸方面から移入しているため物価は需要の増大と相まつてますます高騰しているから、新庄市を地域給二級地に引き上げ、金山町、真室川町および西小国村瀬見を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県能登部町の地域給に関する請願

請願者　石川県鹿島郡能登部町長　大西理三郎外七名（第三八六号）

右の請願は、石川県能登部町は、能登半島の関門に位し、政治、教育、経済の枢要の地にあり、当地方唯一の完全消費地として諸物価は近接の七尾市や羽咋町を上回つている実状であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県御祖村の地域給に関する請願

請願者　石川県鹿島郡御祖村長　小林昌幸外二名（第三八七号）

右の請願は、石川県御祖村は、鹿島郡の中心をなしており、消費地的性格が極めて強く官庁、学校、銀行、会社、工場等が多い上に、日常生活物資のすべては七尾、金沢方面を経由して供給されているため、物価は運賃等が加算されて高価となり、公務員の生活は極度に困窮している実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県八基村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡八基村長　尾高浩一外三名（第三八八号）

右の請願は、埼玉県八基村は、野菜の特産地として東京市場と直結しており、都市への出入がひん繁なため、村民の生活および文化の水準もすこぶる上昇し、隣接一級指定地に対比し全くそん色ない実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県中瀬村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡中瀬村長　石川五郎平外五名（第三八九号）

右の請願は、埼玉県中瀬村は、北は利根川を隔て群馬県に隣し、南は小山川を経て深谷町に至る小農村であるが、古来交通不便な頃は利根川船で江戸との交通による船着場として、諸物資の集散地であつた関係で、部落も軒を並べて市街地を形作つており、村内にてあらゆる物資が間に合うという準市街地的な小農村である。従つて生活程度も上昇しており、また他の市街地にも遠隔であるため、諸物価も上りぎみであるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県大高町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡大高町長　荒木岩太郎外六名（第三九〇号）

右の請願は、愛知県大高町は、天白川を境として名古屋市に接し、東方鳴海町には町続きをもつてその境界も判然としない一連の郊外地域であり、既に鳴海町とともに名古屋市の都市計画に包含されている実状で、物価も、生活程度も同市同様であるから、本町の地域給を大幅に引き上

げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県八幡町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡八幡町長　花井束外十名（第三九一号）

右の請願は、愛知県八幡町は、名古屋市に近接して同市近郊の準都市的形態を呈し、物価も同市と大差ない実状であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大宮町の地域給に関する請願

請願者　京都府中郡大宮町長堀利男外一名（第三九二号）

右の請願は、京都府大宮町の給与生活者の生活は都市の給与生活者の生活状態と大差なく、かつ近隣の宮津町（三級地）峯山町（二級地）網野町（二級地）といずれの面においても互に関連性を有し、物価もこれらと同様であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県室戸地区の地域給に関する請願

請願者　高知県安芸郡室戸町長　島内時馬外一名（第三九三号）

右の請願は、高知県室戸地区は、高知市からさらに二十数里の東端にあつて生活物資はすべて高知市を通じて移入するため、物価は常に同市を上回る実状であるから、本地区（室戸町、室戸岬町）の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県川内村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡川内村長　片岡万蔵（第三九四号）

右の請願は、高知県川内村は、高知市に近接して村民の生活程度は同市と大差ない実状にあるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県大楠植村の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡大楠植村長　依光芳郎（第三九五号）

右の請願は、高知県大楠植村は、山田町と軒をつらねて相接し境界も判別できない程同町と一体をなしており、地理的、経済的に全く同一条件下にあるから、本村の地域給を同町同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県大崎町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県囎唹郡大崎町長　溝口猛男（第三九六号）

右の請願は、鹿児島県大崎町は、南部大隅五箇町村の中心街をなしており、北は中部大隅を経て都城市に通じ、南は波見、内之浦港に、東は志布志町を経て宮崎県南部に、西は串良、高山、鹿屋市に接近する交通の要衝をなしており、産業のいん盛と交通の活発とは必然的に都市的生活形態を醸成して本町の生活程度は比較的に高く、既に一級地に指定された隣接高山町、串良町、東串良町、志布志町とはそん色なき町勢にあるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県金屋村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡金屋村長　清水武一外二名（第四〇〇号）

右の請願は、埼玉県金屋村は、最近一級地に指定された児玉町に近接して生活水準も同町と何等変りなく、あらゆる点において緊密なる関係があるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県中山町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県伊予郡中山町　亀本好恵（第四〇二号）

請願者　愛媛県伊予郡中山町長　亀本好恵（第一二四九号）

右の請願は、愛媛県中山町は、松山市の南西約三十三キロ、松山、宇和島国道に位置し、人口八千有余人既に町制二十八周年の歴史を有している。しかして日常生活必需物資のすべては松山、八幡浜等の都市からトラック便にて搬入されるため物価は松山市を上回る実状であるから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県白羽村の地域給に関する請願

請願者　静岡県榛原郡白羽村長　松井仁平次外十二名（第四〇四号）

請願者　静岡県榛原郡白羽村中学校内　鴨岡伝四郎外十一名（第七一四号）

右の請願は、静岡県白羽村は、東海道線に遠く離れているため輸送費がかさむことと土地が狭く自給生活が不可能で、しかも遠洋漁業に従事者が多いために人口密度が高く、最近農、漁業の好況ことに漁業の影響を受けて生活物資は高騰の一途をたどり榛原郡内川崎、金谷、相良等の町

と何等変るところがなく、静岡市、浜松市よりもかえつて高いものが多い状態であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県吉井町の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡吉井町長　大鶴寅夫（第四〇五号）

右の請願は、福岡県吉井町は、浮羽郡の政治、経済、文化、交通の中心地であるが純然たる消費地であつて、生活諸物価は都市以上に高価であるため官公署職員の生計は年とともに窮乏を極めているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県水分村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡水分村長　山本公平（第四〇六号）

右の請願は、福岡県水分村は、田主丸町と幅員一メートルの村道を隔てる位でほとんど同町との物資の交流、人事の交通ならびに政治、文化、経済生活において歩調を同一にしている現況であるから、本村を田主丸町同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県江南村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡江南村長　中川勝（第四〇七号）

右の請願は、福岡県江南村は、浮羽郡の中央に位し、政治、経済、文化、交通の中心地吉井町と隣接しその境すら不明な位であつて、物資交易、人事の交通ならびに政治、経済生活においてもほとんど同一歩調の現況であるから、本村を吉井町と同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県千年村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡千年村長　久保田秀生（第四〇八号）

右の請願は、福岡県千年村は、吉井町と並んで郡の中心市街地を形成し、近く吉井町を含む四箇町村の合併機運にあり、しかも日毎に浮羽、朝倉両郡間の交通上の重要度を加えつつある現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県挙母市の地域給に関する請願

請願者　愛知県挙母市長　渡辺釰吉外二十一名（第四一四号）

右の請願は、愛知県挙母市は、商業都市より産業都市へと急激に躍進し、トヨダ自動車工業会社を中心として、これに附随する姉妹工場も多く、人口は三万三千余を数え名実ともに西三河の重要都市となつたが、いまや一大消費都市として物価は常に上昇の一途をたどり物価指数は豊橋市、岡崎市を上回る実情にあるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県片地村の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡片地村長　公文暁外五名（第四一五号）

右の請願は、高知県片地村は、香長平野の中部に位して香美郡北部の咽喉部に当り、生活水準、文化水準において小都市、大町村と何等異ることなく、公務員は物価高と村民の生活内容の豊富なため物心両面より極度の苦痛も受けているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県高柳村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡高柳村立高柳小学校内　新井甚一外十四名（第四一六号）

右の請願は、埼玉県高柳村在勤学校教職員は、隣接の加須町、礼羽村、騎西町在勤学校教職員と比較し、生計費の重要な要素となつている物資に関する事情、地理的位置等およびその他の生活条件において何等相違がないにもかかわらず地域給差があるため不均衡を生じ教職員に及ぼす精神的、物的影響は深刻なものがあり、ひいては児童生徒の教育上有形無形の悪影響を憂慮されるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大岡村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡大岡村小学校内　杉崎常雄外二名（第四一七号）

右の請願は、埼玉県大岡村は、比企郡の中心地松山町に隣接し、また北部は吉岡村とともに熊谷市に近接し、ことに松山町とは家続きで住民の生活環境は区別することが困難な実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県八和田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡八和田村

長　千野幸三郎外七名（第四一八号）

右の請願は、埼玉県八和田村は、小川町（一級地）大河村（一級地）とともにいわゆる小川盆地を形成する地域として行政上産業経済上全く軌を一にし、その生活水準もまた小川町と同様であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県菅谷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡菅谷村長　高崎達蔵外百五名（第四一九号）

右の請願は、埼玉県菅谷村は、比企郡のほぼ中央部に位し、東上線武蔵嵐山駅を村内に有して東京方面との交通はげしく、物価も村民の生活水準も附近指定町村を上回る実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県七郷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡七郷村長　杉田政之助外六名（第四二〇号）

右の請願は、埼玉県七郷村は、小川町、熊谷市、松山町よりそれぞれ十キロの距離をもつて三都市の中間に位し、県道は熊谷、小川をつらねるものが村の最北端をわずかに通るのみで交通は至つて不便であり、物資はこれらの都市からの行商人によつて搬入されているため、物価はこれらの都市を上回る実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県西吉見村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡西吉見村中学校内　小川隆太郎外四名（第四二一号）

右の請願は、埼玉県西吉見村は、比企郡の中心都市松山町に直接し、ほとんど家続きで松山観光計画、県の自然公園設立計画の中心をなし、県の勧奨する大都市計画によるも真先に包含される状況にあり、生活水準、物価等においても同町に匹敵する実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県武里村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県埼玉郡武里村長　中村延寿外十名（第四二三号）

右の請願は、埼玉県武里村は、東武線春日部駅に近接し、附近の東部沿線の各町村と全く同一圏により交通、産業、経済上においても軌を一にしその生活も同等以上の水準にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県仁手村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡仁手村長　島田一郎外三十三名（第四二四号）

右の請願は、埼玉県仁手村は、本庄町に隣接して村民の生活状況や、経済的条件は同市と同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県原谷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県秩父郡原谷村長職務代理助役　杉田松太郎外五十一名（第四二五号）

右の請願は、埼玉県原谷村は、秩父市に接続する市街地であつて物価、生活水準等は同市と同一であるから、本村の地域給を同市同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県男沼村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡男沼村長　横倉喜久郎外六名（第四二六号）

右の請願は、埼玉県男沼村は、妻沼町に隣接して物価、生活水準は同町と差異ない現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県奈良村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡奈良村長　福田市郎外六名（第四二七号）

右の請願は、埼玉県奈良村は、熊谷市に隣接して同市と全く同様な経済条件下にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県三重郡の地域給に関する請願

請願者　三重県三重郡菰野町三重郡地域給審議会内　千種正次外三十五名（第四二八号）

右の請願は、三重県三重郡の地域給のうち、楠町、菰野町を三級地に、河原田村、川越村、朝日村、大矢知村を二級地に、三重村、小山田村、八郷村、神前村、川島村、桜村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なもの

なりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県阿下喜町の地域給に関する請願

請願者　三重県員弁郡阿下喜町長　松本留雄外七名（第四二九号）

右の請願は、三重県阿下喜町は、員弁郡の中央に位し、近畿日本鉄道ならびに三重交通電鉄を利用して名古屋市からは一時間十分、桑名市から五十分、四日市市からは三岐鉄道によつて四十分にてそれぞれ連絡でき、日常生活必需物資の大部分をこれらの都市より仕入れているため、運賃、手数料加算によつて物価指数、生計費等は県内七市と大差なくむしろ郡部受給町村を上回つている実状であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県関町の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡関町長　伊藤偉作外五名（第四三〇号）

右の請願は、三重県関町は、鈴鹿郡の西部に位し、日常生活必需物資の大部分を名古屋、四日市等から仰いでいるため、物価は運賃、手数料等の加算によつて県内諸都市をはるかに上回つている実状であるから、本村地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県井田川村の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡井田川村　中野忠孝（第四三一号）

右の請願は、三重県井田川村は、西は地域給二級地の亀山町に、東は二級地の鈴鹿市に接している関係上、農村でありながら、すべての点において都市的形態を備えているばかりでなく、物価は何等都市と異るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県神辺村の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡神辺村　安藤保（第四三二号）

右の請願は、三重県神辺村は、地域給二級地の亀山町と、一級地の関町との間にはさまれている関係上、諸物価はかえつて両町よりも高い状況にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県柏町の地域給に関する請願

請願者　千葉県東葛飾郡柏町役場内柏町官公庁協議会内　杉山一之外十五名（第四三三号）

右の請願は、千葉県柏町は、本県北西部の新興都市で東葛飾郡の交通、行政、文化の中心をなし、近来東京都の周辺都市としての性格が濃く、物価は東京と同等あるいはそれ以上であるため本町公務員の生活費は、東京都勤務者と何等異るところがないから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県平石村の地域給に関する請願

請願者　栃木県河内郡平石村平石中学校　池間恵祥外四十九名（第四三四号）

右の請願は、栃木県平石村は、宇都宮市に隣接し、主食は食糧営団にあおぎ、他の物資はほとんど宇都宮市より移入している関係上、物価は同市と何等異なるところなく、野菜さえも常に都市価格と同様の実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県清武町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県宮崎郡清武町長　湯地明（第四三五号）

右の請願は、宮崎県清武町は、宮崎市にほとんど囲まれ、本町の産業、経済、文化的水準は常に宮崎市の圏内にある関係上、物価は同市よりかえつて高く、本町公務員の生活は困窮を極めているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県富士見村の地域給に関する請願

請願者　群馬県勢多郡富士見村長　大友常見外七名（第四三九号）

右の請願は、群馬県富士見村は、前橋市の北部に位置する人口一万五千の大村であり、職業としては七十四パーセントが農家で前橋市に主食、そ菜、労働力を供給し、重要な役割を果しながら、近郊農村として発達しあらゆる経済的、文化的きずなを同市に置き、消費物資の大部分は前橋市を上回つている実情であるから、本村を前橋市と同様の地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県市来町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県日置郡市来町長　富永義雄外十七名（第四四〇号）

右の請願は、鹿児島県市来町は、串

木野市、川内市、伊集院町、鹿児島市と同一生活圏、経済圏内にあり、ことに串木野市とは幅員五十メートル余の川を隔てているに過ぎないが同市との間に地域給差のあることは遺憾であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県小筑紫町の地域給に関する請願

請願者　高知県幡多郡小筑紫町長　福井直澄（第四四一号）

右の請願は、高知県小筑紫町は、中村、宿毛、清水町につぐ幡多郡内の主要地域となつており、ことに宿毛町とは隣接し同一の立地条件をもちながら本町は地域給支給地の指定を受けられず官公署勤務者の生活は日とともに困窮を極めているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県白田川村の地域給に関する請願

請願者　高知県幡多郡白田川村長　金子福馬（第四四二号）

右の請願は、高知県白田川村は、数年前運輸省から避難港として指定を受けて以来急激に人の往来がひん繁を極め、これがため物価は地域給指定地よりもはるかに高騰し、俸給生活者はますます生活難に陥つているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県十市村の地域給に関する請願

請願者　高知県長岡郡十市村長　沢村正路外四名（第四四三号）

右の請願は、高知県十市村は、高知市に隣接して文化生活水準は同市と同等であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県明治村の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡明治村長　安岡重寿（第四四四号）

右の請願は、高知県明治村は、二級地山田町に隣接して物価、生活程度は同町と同様であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県渡波町の地域給に関する請願

請願者　宮城県牡鹿郡渡波町長　馬場勁介（第四四五号）

請願者　宮城県牡鹿郡渡波町長　馬場勁介（第八五四号）

右の請願は、宮城県渡波町は、世界三大漁場の一たる金華山沖漁場の中心漁場で常に県内外から多数の漁船が出入しており、近接する石巻、女川および矢本町とは一連の経済圏を構成し、町民の生産、消費生活はこれらと全く類似しているから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県一迫町の地域給に関する請願

請願者　宮城県栗原郡一迫町長　狩野文朔外六名（第四四六号）

右の請願は、宮城県一迫町は、従来地域給の支給地から除外されてきたが、近年町の発展ならびに戦後の復員引揚等の事情に伴う人口の激増と、さらに数次の大水害による農業生産の減退およびその復旧工事費の放出等の諸条件錯そうしていちじるしき物価の高騰、住宅の払底を来たし、これがために本町在勤の一般公務員の消費生活ははなはだしく脅威され、ひいては勤労意欲の低下と職域に対する安定性欠如の現状を招いているから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県鳥矢崎村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県栗原郡鳥矢崎村長　佐竹精一郎外三名（第四四七号）

右の請願は、宮崎県鳥矢崎村は、現在地域給該当地から除かれているが、本村内に所在する県立岩崎高等学校は特例により去る四月より地域給の支給を受けており、また中学校も岩崎町と組合立のため地域給一級地に指定されているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県三戸町外二箇村の地域給に関する請願

請願者　青森県三戸郡留崎村大字梅内字城下　一ノ渡力外十九名（第四四八号）

右の請願は、青森県三戸町および向村、留崎村大字梅内字城ノ下地区は、農産物の集散地で商業的取引地は八戸市、大三沢町をはじめりんご、木炭等に至つては東京都、阪神方面および盛岡、仙台等で、物価もこれらの地区の影響を受けて常に似通うところが多くとくに衣料品、魚類等はこれらの都市を上回る状態であるから、当地区を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県川崎村の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡川崎村地域給協議会内　川戸波斯生

（第四五〇号）

右の請願は、三重県川崎村は、二級地亀山町および鈴鹿市に接続する農村であるが主食以外の産物がなく、加えて京阪方面より主食買出、商人の出入が多いために、主食ならびに生活必需品は、驚異の高額を示している実情で、公務員の生活は愈々困窮の状態であるから是非とも当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県桐原村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡桐原村長　重田源治郎外一名（第四五一号）

右の請願は、滋賀県桐原村は地域給二級地の八幡町に隣接し、同町と同一経済圏内にあり、生活必需品は京阪神方面より移入している関係上、物価はこれらの大都市を上回るばかりか住宅事情の緊迫はますます物価水準を高めているから本町を八幡町と同様地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県伊勢崎市の地域給に関する請願

請願者　群馬県伊勢崎市長　大沢三郎外一名（第四五二号）

右の請願は、群馬県伊勢崎市は、高崎市、前橋市および桐生市と鉄道ならびにバス等により二、三十分の至近距離にあつて同一経済圏を有しており、由来織物工業地帯であつたが、近来は自動車工業、発電ランプ工業等各種工業の発展とともに次第に消費都市としての相ぼうを呈し、加えて野菜ならびに他の農産物は、生産地高の現象を見、生鮮魚介等においては京浜地区より移入しているため、運賃が加算の分だけ高崎、前橋、桐生の三市より高価となつているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県佐倉町の地域給に関する請願

請願者　千葉県印旛郡佐倉町長　木倉和一郎（第四五三号）

右の請願は、千葉県佐倉町は、千葉、船橋、市川等の各市を経て東京へ約十里の距離にあるが、生産地と消費地の中間にありながら、交通至便のため都市の高物価の影響を受け俸給生活者の家計をおびやかしているから、佐倉町を地域給三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県鴨川町の地域給に関する請願

請願者　千葉県安房郡鴨川町長　相川政治外四百二十一名（第四五四号）

右の請願は、千葉県鴨川町は、房総東西両線の終始発点で館山地区が内房州の中心地であると同様に外房州随一の盛んな地であり、住民の職業分布状態は商業三十六パーセント、漁業二十パーセント、勤労者その他五十パーセントで大部分は純消費者であり、消費都市的形態を強く示して諸物価の高騰を招き在勤公務員の生活を極度に圧迫している現状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県増林村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡増林村長　石川三津蔵外四名（第四五六号）

右の請願は、埼玉県増林村は、県南に位し東京都に近接し東京都との物資の交流極めて多く物価、生活水準は地域給一級地の越ケ谷行政地区内の大袋、出羽、大相模、蒲生等の各村と同一水準にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県黒浜村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡黒浜村長　中野金作外三百四十八名（第四五五号）

右の請願は、埼玉県黒浜村は往昔から良千石と称えられた南埼玉郡第二位の面積をもつた大村で、元荒川を隔てて蓮田町に接して経済上もつとも密接な関係にあり、生活もまた同一水準下にある、しかして先年村内中央に国立の結核療養所が設けられてから、人の出入がひん繁となり村民の文化的生活水準も急激に高まり諸物価も高騰している実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県上高野村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡上高野村長　青鹿正雄外六名（第四五七号）

右の請願は、埼玉県上高野村は、隣接幸手町の街続きにあつて相互経済依存の関係にあり、近接する一級地久喜、杉戸両町よりむしろ物価高の実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県上尾町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡上尾町

長　下里金太郎外十五名（第四五八号）

右の請願は、埼玉県上尾町は、大宮市（四級地）に隣接し、高崎線電化を契機とし日を追つて人口は漸増の一途をたどつており住民の生活水準もともに上昇している現状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが現実に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県明戸村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡明戸村長　倉上源次郎外四名（第四六〇号）

右の請願は、埼玉県明戸村は、大里郡の北部に位し、当地方交通、経済、文化の重要地点であるが、現在地域給の指定なく隣接の深谷町および幡羅、大寄両村は一級地であつて、木村はこれらの町村に比しそん色なく、しかも日常の必需物価は非常に高いので公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県賀美村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡賀美村長　伊藤浜五郎外六名（第四五九号）

右の請願は、埼玉県賀美村は、隣接一級地旭村および神保原村と比較して消費物価その他地域的差異はむしろ悪条件下にあるから、木村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県本郷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡本郷村長　小林恒治外三名（第四六一号）

右の請願は、埼玉県本郷村は、深谷町、岡部村、藤沢村に接し近時交通の発達に伴い近代的都市の性格を帯びるに至り、とくに岡部駅を中心とする地帯の急激な発展は本村の経済に猛烈な刺激を与え半農半商を主体とせる都市移行の過渡期的な様相を呈するに至つている。しかして本村を囲む隣村がことごとく地域給一級地に指定されている中にあつてひとり本村のみ取残されている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県幡羅村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡幡羅村長　栗原元一外十名（第四六二号）

右の請願は、埼玉県幡羅村は、東部を熊谷市、西部を深谷町に接し、高崎線籠原駅を中心に目覚しい発展を続け全く都市の様相を呈し、生活状態も熊谷市と何等異るところがない実情にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県広見町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡広見町長　金子齋（第四六三号）

右の請願は、岐阜県広見町は、交通、産業、経済上可児郡の中心地であるばかりでなく、全国一の亜炭の生産地として活況を呈し、これら関係者により住宅難を生じ、物価は高騰の一途をたどり、在勤公務員の生活は日々に困難の度を深めている現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県今渡町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡今渡町長　奥村幸夫（第四六四号）

右の請願は、岐阜県今渡町は、可児郡の西北部に位し、国鉄広見駅、名鉄新広見駅および今渡駅の三駅を町内に有して岐阜、多治見、名古屋、高山等の諸都市と短時間で連絡できるため、物価は近接の太田町や古井町より一割高の実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県中町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡中町長　原貞雄外一名（第四六五号）

右の請願は、岐阜県中町は、全国屈指の亜炭生産地として知られ、亜炭産業の発展に伴い人口の激増をきたし勢い物資の不足をなすために諸物価は高騰し、現在においては名古屋市以上の物価高を示し、生活費は極度にかさみ収支全く伴わない現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県兼山町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡兼山町長　伊藤外一外一名（第四六六号）

右の請願は、岐阜県兼山町は、可児郡の東部に位し、町の東西に名鉄東美線の二駅を有して常時貨客ふくそうし、また近時名古屋、九山間のバス開通をみて都市との交流がひん繁となり、文化生活生計の基準は近隣町村の水準をはるかにりようがしている実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県御嵩町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡御嵩町長　須田太郎外十三名（第四六七号）

右の請願は、岐阜県御嵩町は、可児郡の中心よりやや東寄りに位し、往時の宿場であつた関係から明治以来可児郡の政治、文教の中心地としていん盛しており、また本町および附近一帯は郡内第一の亜炭生産地であるため、亜炭関係労務者が増加するにつれて物価も騰貴し、在勤公務員の生活を困窮させている実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県上之郷村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡上之郷村長　日比野剛平外五名（第四六八号）

右の請願は、岐阜県上之郷村は、消費物資を主として名古屋、岐阜方面から搬入し、また行商人があらゆる物資を運んで入村してくるため一般に物価が高い実情にあり、ことに鬼岩公園ならびに鬼岩温泉があること、昨年から本格的に工事を開始した丸山発電工事現場を村内にもつていることから今後経済的に重要な影響が伴うものと予想されるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県久々利村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡久々利村長　浅井正外四名（第四六九号）

右の請願は、岐阜県久々利村は、交通至便の関係上隣接の多治見市をはじめ御嵩、広見、名古屋、岐阜へ通勤する者が多く、生活様式は岐阜、名古屋にも匹敵し、物価は物資のすべてを多治見、名古屋、岐阜の各市場より搬入しているため隣接町村より高い状態であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県帷子村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡帷子村長　小池汀外五名（第四七〇号）

右の請願は、岐阜県帷子村は、農村であるが交通至便の関係上名古屋、犬山、多治見、岐阜方面に通勤する者が多く生活様式、物価等犬山、多治見、広見等の町に比較して何等そん色のない状態であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県土田村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡土田村長　金子敦雄外四名（第四七一号）

右の請願は、岐阜県土田村は、戦前までは一寒村にすぎなかつたが、戦争中から今日までに一躍岐阜県の工場地帯となり、工員を中心とする俸給生活者ばかりの消費地であるため生活は極めて困難な条件下にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県平牧村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡平牧村長　加知才三郎外十名（第四七二号）

右の請願は、岐阜県平牧村は、多治見、広島、御嵩、中、伏見の各市町に接し、交通至便の関係で多治見はもちろん、岐阜、名古屋方面に通勤するものが多く、生活様式は岐阜、名古屋両市に匹敵し、物価もこれら都市から物資を移入しているため相当高い実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県錦津村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡錦津村長　川村房雄外三名（第四七三号）

右の請願は、岐阜県錦津村は、可児郡の東北部に位置し、地域給指定地である御高町、中町、伏見町、兼山町および八百津町に隣接し、産業、経済、交通、文化ならびに教育面における交流は一貫性があり、生活様式は同等であるのに当村は指定されていないのは不合理である。また当村内の丸山ダム工事施行により従業員の生活は地方民の日常生活に影響するところ大きく、加えて消費多量と、生活物資は主として名古屋および岐阜市に依存する関係から諸物価は極めて高額となり公務員の経済生活は困窮の現状であるから、当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県春里村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡春里村長　大沢四郎外四名（第四七四号）

右の請願は、岐阜県春里村は、可児郡の西南部に位し、北は今渡町、南は愛知県丹羽郡に隣接し、名鉄電車ならびにバスが通過し、名古屋市、岐阜市、犬山町等に出るには極めて便利な地にあるため村民の日常生活物資のほとんどを近接の都市に依存している関係から物価は高価となり公務員の生活は困窮しているから、是非当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力

せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県笠置村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡笠置村長　石原高一（第四七五号）

右の請願は、岐阜県笠置村は、地域給指定地である大井町および長島町に近接しているため一般村民の生活様式は両町と何等異るところがなく生活水準は向上している実状であるのに、当村が指定を受けないのは両町との間に頗る不均衡、不合理があるため、公務員の人事交流等に一大支障を与えている状態であるから、すみやかに当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県三郷村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡三郷村長　小林喜八（第四七六号）

右の請願は、岐阜県三郷村は、恵那郡の西端に位置し東は二級地長島町、西は一級地釜戸村および遠山村に接し、中央線の大井武並、釜戸の各駅および明知線遠山駅間の中央にあつて交通至便の地であり、また日常生活物資の大部分を大井町ならびに長島町より移入する関係から、物価は、地域給支給地以上の高額を示し生活水準に関しては何等異るところがなく、官公庁の人事行政上に大きな阻害をきたしている実状であるから、当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県中野方村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡中野方村長　山田稔（第四七七号）

右の請願は、岐阜県中野方村は、恵那郡の西北端に位する農村であるが、一般生活水準と公務員の生活水準に大きなへだたりがあり、また地域給の指定を受けている町村との間にすこぶる不均衡不合理なものがあるから、この不合理を是正し本村の行政、教育改善のため地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県落合村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡落合村長　井沢兵次郎（第四七八号）

右の請願は、岐阜県落合村は、中津川市に接し、地勢、文化、経済、風俗等は何等同市と異るところなく、生活必需品はすべて中津川市より移入している関係上、物価は運賃の加算等によりかえつて同市より高いから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県福岡村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡福岡村長　長瀬公平（第四七九号）

右の請願は、岐阜県福岡村は、地域給二級地の中津川市および一級地の付知町、坂下町、坂本村に接し、生活必需品はこれらの市町村より移入している関係上、物価は運賃等の加算によりこれら市町村より高く、人事の交流にも大なる障害を与えているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県遠山村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡遠山村長　佐々木利八外五名（第四八〇号）

右の請願は、岐阜県遠山村は、周囲を山にて囲まれた高冷単作地帯であり、しかも耕地の四十パーセント以上が寒天乾場として利用される結果、麦および冬期間の野菜は、生活必需品とともに名古屋、西濃方面より移入している関係上、物価は中津市、多治見市と何等異るところなく、かえつて大都市より高い現状である。加うるに寒天製造期における人夫および原草の売込み、製品の購入に来村する者数多く、本村は寒天景気を現出し、その影響はすこぶる大きく、ますます物価を引き上げる結果となつているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県遠山村の寒冷地手当に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡遠山村長　佐々木利八外五名（第四八一号）

右の請願は、岐阜県遠山村は、本郡内の寒冷地給二級地である岩村町他一市十三箇町村と標高、気象的要素において同一の状態、もしくはそれ以上の寒冷地の条件を具備しており、わけても隣接岩村町とは気象条件、気象上生ずる経済的、産業的条件等全く等しい実情にあるから、本村の寒冷地給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県生出村の地域給に関する請願

請願者　宮城県名取郡生出村大字茂庭中ノ瀬一三　佐々木勇（第四九四号）

右の請願は、宮城県生出村は、仙台市の西部に隣接し歴史的に有名な太白山は市と本村の境界をなし峯に祭る生出森八幡神社と共に市民の信仰と行楽の地となつており、しかも生活必需物資のほとんどを仙台市から移入しているため物価は仙台市はもちろん増田町、七ケ浜村等を上回る実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意こ

れが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県入間川町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡入間川町長　村上昇（第四九五号）

右の請願は、埼玉県入間川町は、現在ジョンソン入間川基地として本町の大半約七割を提供しており、この基地の影響を受けて物価はいちじるしく高騰しているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県秦村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡秦村長　増田恵一外四十六名（第四九六号）

右の請願は、埼玉県秦村は、熊谷市および妻沼町に近接して生活形態、生活水準等これらの都市と何等変りなく、物価の方面においても鉄道沿線より離れているため、むしろ運賃等を加算して両者よりすべてにおいて高価の現状にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県豊野村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡豊野村長　遠藤信太郎外三名（第四九七号）

右の請願は、埼玉県豊野村は、東方四キロの地点に千葉県野田市をひかえ、西は春日部町に隣接し、南に東武線一ノ割駅、並びに総武線藤の牛島駅あり、いずれも村中心部より徒歩にて十五分ないし二十分の近距離にあつて、東京都、大宮市、野田市等には電車を利用すれば二、三十分にて連絡できるため、物価、生活程度等はこれらの都市と大差ない実状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県久賀町の地域給に関する請願

請願者　山口県大島郡久賀町長　升井五郎左衛門外十四名（第四九八号）

右の請願は、山口県久賀町は、大島郡の政治、経済、文化、交通の中枢に位し、郡内随一の官公庁所在地であるが、生活必需物資は主食を始めとしてその大部分を柳井、岩国、京阪神、松山方面に仰ぎ物価指数は本土におけるそれよりも二割方上回つており、地勢、面積ならびに人口に見られる如く限定された条件下に生活する人々の内面的生活実態は困窮の一途をたどつている現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県白木村の地域給に関する請願

請願者　山口県大島郡白木村長　山崎季二外十八名（第四九九号）

右の請願は、山口県白木村は、安下庄町の東に隣接する大島郡最大の村であるが、村全体がほとんど山岳地帯であるため、耕地面積が少く、日常生活物資の大部分が広島、松山方面から移入されているので運賃、仲介商人の利潤等によつて物価指数はこれらの都市を上回る実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県日良居村の地域給に関する請願

請願者　山口県大島郡日良居村長　浜本亀市外七名（第五〇〇号）

右の請願は、山口県日良居村は、大島の中央に位し、西は久賀町に、南は安下庄町に隣接して物価も両市と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県沖浦村の地域給に関する請願

請願者　山口県大島郡沖浦村長　谷坂俊郎外一名（第五〇一号）

右の請願は、山口県沖浦村は、東を安下庄町に、西を大島町に隣接して両町と密接不離の関係にあり、物価も文化水準も同様な実状にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県佐賀村の地域給に関する請願

請願者　山口県熊毛郡佐賀村長　増野隼熊外十三名（第五〇二号）

右の請願は、山口県佐賀村は、東には伊保庄村と隣接し、北は平生町を経て柳井町に通じ、西は海を隔てて光市に接しいわゆる熊南地区の経済、文化、教育の中心地である。こうした立地条件を有するため自然人事の往来もひん繁でかつすべての物資をこれら隣接都市より仕入れているため物価は常に一割ないし二割方高い実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県平生町の地域給に関する請願

請願者　山口県熊毛郡平生町全官公労組平生地区協議会内　貫田淳作外十名（第五〇三号）

右の請願は、山口県平生町は、熊毛郡のほぼ中央に位置し、東に玖珂郡柳井町に接し、西に光市を控え商業都市としての柳井町に次ぐ有数都市であり、地理的条件あるいは産業経済の面においても柳井町および光市に比し何等そん色のない実情であるから、本町を柳井町、光市等と同一の地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県烏山町の地域給に関する請願

請願者　栃木県那須郡烏山町長　龍福磯治外五百九十名（第五〇五号）

右の請願は、栃木県烏山町は、那須郡南部に位置し同地方の文化、行政、経済および教育の中心地であるが、昨年地域給二級地に指定された日光町、今市町、藤原町、小山町、塩原町、足尾町等に比較し、すべての自治行政、経済生活、および文化生活に発達した当町が二級地に指定されないのは不均衡、不合理であるから、当町を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県富多村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡富多村長　平野勝次外二名（第五〇六号）

右の請願は、埼玉県富多村は、県の東部に位し一級地の春日部町、関宿町と三級地の野田市との中間にあつて、交通はバス利用者が多く、ことに東京都と近距離にあるため生活物資は東京方面から移入する関係上、運送費等の加算により物価は高額を示し、公務員の経済生活が窮迫し、地域給指定地へ転出希望者が増加する傾向にあつて、当村の人事行政上一大支障をきたしているから、是非とも当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県広田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡広田村長　新井義外五十四名（第五〇八号）

右の請願は、埼玉県広田村は、行田、騎西、加須、羽生、鴻巣等の中間地帯に位し、日常必需物資の大部分をこれらの町から購入しているため、生計費はこれらの町を上回つているのに現在地域給を受けていないので、公務員の人事管理等に支障をきたしている実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県屈巣村小、中学校の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡屈巣村長　藤村篤治外五名（第五〇九号）

右の請願は、教育の機会均等は憲法でも保障されているが、現在不公平な地域給制度が存在するため比較的優良な教員は地域給支給地区の学校へ転任運動を試みやすんじて児童の教育に専念できない実状であるから、通勤に設備に不利を忍び義務教育の重大任務を遂行している埼玉県屈巣村小、中学校教職員に対し、近接町村同様に地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県原市場村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡原市場村長　馬場治郎外百二十一名（第五一〇号）

右の請願は、埼玉県原市場村は、山間交通不便の地域にあつて、村内生産物資は村民の生活を支えるに足りないため、食糧をはじめ大部分の物資を飯能町および青梅町より移入している関係上運賃等の加算により物価が高く、公務員の生活は困難を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県名栗村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡名栗村長　有馬忠直外五十七名（第五一一号）

右の請願は、埼玉県名栗村は、東京都ならびに飯能町に近接する消費地で、主食をはじめほとんどの物資をこれらの地域から移入する関係上物価高は地域給二級地町村をしのぐ状態であり、公務員の生活は困難を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県宗岡村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡宗岡村長　金子栄吉外六名（第五一三号）

右の請願は、埼玉県宗岡村、水谷村、内間木村は、隣接の志木町から

分離してできた村で、生活経済等立地条件は志木町と何等異るところがなく、むしろ物価は三箇村の方がはるかに高い実情であるから、当三箇村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県田原本町の地域給に関する請願

請願者　奈良県磯城郡田原本町役場内地域給対策協議会内　辰巳脩二郎外十名（第五一四号）

右の請願は、奈良県田原本町は、奈良県平坦部の中央に位し交通産業の中心地であるが、本町民を養うに足る農産物の生産なく、他町村に依存する他、生活必需品のすべてを大阪市、京都市より移入している関係上、物価は運賃その他の手数料が加算され京阪神地区より二割程度の割高となつているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県深伊沢村の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡深伊沢村　鈴木徳（第五一五号）

右の請願は、三重県深伊沢村は、鈴鹿郡北部に位し、農業生産は近村に比し豊富であるが、近時トラック輸送の発達により共同出荷その他の方法により大量に市街地へ送られるため、生産地元では品薄となり非常に高価なものになつている。加えて交通不便と自由経済の発展につれて日常生活必需品の購入には運賃、交通費等の加算により市街地よりも常に高価なものを購入しなければならぬ現状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県和具町の地域給に関する請願

請願者　三重県志摩郡和具町　東川源司外四名（第五一六号）

右の請願は、三重県和具町は、遠洋漁船の避難港工築に着手しており、また英虞湾における養殖真珠業の中心であり、かつ伊勢志摩国立公園を有している関係上、物価は高騰しているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県朝和村の地域給に関する請願

請願者　奈良県山辺郡朝和村長　中川渉外三名（第五一七号）

右の請願は、奈良県朝和村は、丹波市町に隣接している関係上、非生産的な宗教都市としての特殊な発展の影響を受け、その一部は既に天理教諸施設の敷地となりつつあつて生活様式も消費形態をとり、生活必需品の大部分を京阪神地方に依存しなければならず公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県那加町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県稲葉郡那加町岐阜大学内　坪内鋭外一名（第五一九号）

右の請願は、岐阜県那加町は、岐阜市に隣接するというよりむしろその一部といつた実情にあつて、人口二万八千国立岐阜大学以下二十の官公署があり、経済的にも同市と不離一体の関係にあるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜市の地域給に関する請願

請願者　岐阜市長　東前豊外二名（第五二〇号）

右の請願は、岐阜市が県庁の所在地として岐阜県の政治、文化、教育、観光の中心地であり、東海道沿線中の大都市として占める地位は静岡市とともにまことに大きく、また同一経済圏内にある名古屋市、一宮市等に比較しても三級地であることは不合理かつ不均衡であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県相生市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県相生市長　岡田源吾外一名（第五二一〇名）

右の請願は、兵庫県相生市の地域給は、現在三級であるが、生活必需品は京阪神、姫路市場に依存するため、かえつて物価は大都市より一般に高騰しており、その上工業勤労者のゆたかな経済生活の中にあつて、公務員の生活は困難をきわめているから、本市の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県港村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県城崎郡港村長　高谷実太郎外八名（第五二一号）

右の請願は、兵庫県港村は、但馬一の観光地日和山公園をひかえ春秋の旅行シーズンに訪れる団体客、夏季の海水浴客の数はおびただしく、これら都会客の来訪は本村の生活を華美にし、また消費価格をつり上げる誘因となつて物価は近接、豊岡市と異るところがない現状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に

努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県奈佐村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県城崎郡奈佐村長　岡谷藤右衛門外三名（第五二二号）

右の請願は、兵庫県奈佐村は、豊岡市に隣接して同市と密接不離の関係にあり、諸物価は同市と同等であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県奥佐津村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県城崎郡奥佐津村長　森田義男外三十三名（第五二三号）

右の請願は、兵庫県奥佐津村は、純農村といわれているが完全農家は約半数であり準農家の大部分は製炭あるいは山林労務に従事している。しかして山林資源は戦時中の濫伐時代を経たとはいえなお相当量を保有し製材業者の移出入はげしく、これら業者の消費は購買力の主体をなし、特に三月から十一月の期間においていちじるしくこれが当村における物価高の原因をなしている。さらに当地が都市から遠隔の地にあるのと隣接に東日本屈指の漁港をひかえそれら業者の消費の影響をうけるのと、豊岡市等の地方都市よりの商品であるため、物価は当然大都市より高い実状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県口佐津村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県城崎郡口佐津村佐津郵便局内　滝本光外十二名（第五二四号）

右の請願は、兵庫県口佐津村は、日本海沿岸屈指の漁港柴山港を村内に持つている関係で、他の村制施行地域とは特に産業経済等の面において全然その趣を異にし、従つて本村に勤務している官公庁職員の生活実態は近隣の市町制施行地に勤務するよりもむしろ困窮している実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県鳴門市の地域給に関する請願

請願者　徳島県鳴門市長　槇田猷太郎外二名（第五二五号）

右の請願は、徳島県鳴門市は、地理的に阪神地区との交流が繁く物価の面からみても生計費の面から見ても地域給四級地としての条件を備えているが、一応地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県辻町の地域給に関する請願

請願者　徳島県三好郡辻町長　仁尾一男（第五二六号）

右の請願は、徳島県辻町は、徳島本線ならびに土讃線の交さ点に位置し、住民の文化および生活程度は隣接池田町とともに非常に高く、加うるに四国電力株式会社企案による松尾川水力工事の着工とともに人口増はもちろん観光的特色は四季を通じ外客を誘い住民の生活程度はますます高くなり物価の高騰を招来して池田町をはるかにしのぐ現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県加茂町の地域給に関する請願

請願者　徳島県三好郡加茂町長　元木信夫（第五二七号）

右の請願は、徳島県加茂町は、池田町および辻町の隣接地で同両町と同様四国四県ならびに阪神地方との交通がひんぱんで生活水準は地域給指定地以上の高率であり、加うるに辻町との境界に松尾川水系による発電工事の施工およびこれに伴う三好南岸用水設置等の関係で多数の転入者がありますます物価の高騰をきたしている実情であるから、本町を辻町と同様の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県郡里町の地域給に関する請願

請願者　徳島県美馬郡郡里町長　三橋熊夫外二名（第五二八号）

右の請願は、徳島県郡里町は、和がさの生産地で主要物資のほとんどを遠方より搬入しているため物価は脇町、穴吹、貞光の各町村より高く、加うるに工業町であるため現金収入の流通がひんぱんで生活水準が高く、公務員等給与生活者の生計費も近年いちじるしく増加し生活は困難を極めているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県桑野町の地域給に関する請願

請願者　徳島県那賀郡桑野町長　国行文雄外一名（第五二九号）

右の請願は、徳島県桑野町は、那賀郡二十六箇町村の中心に位し、当町以西丹生谷山分と称する十箇町村の咽喉部であつて、これらの町村との人と物との交流がはげしく郡内他町村を圧しており、また物価指数も県南最高の状況であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県久勝町の地域給に関する請願

請願者　徳島県阿波郡久勝町長　新居是明（第五三〇号）

右の請願は、徳島県久勝町は、商業を取り入れた農村で、昭和二十六年十一月町制実施以来産業、文化、交通等すべてに躍進を見るに至り、これと平行して生活費も上昇している状態であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県林町の地域給に関する請願

請願者　徳島県阿波郡林町長　鎌田孫兵衛（第五三一号）

右の請願は、徳島県林町は、吉野川を隔てて川田町に接し、西部は江原町に接しており、古来阿波、麻植、美馬三郡に接する交通の要地として発展したが、鉄道の完成と時代の変遷により衰微するに至つた。しかしながら、吉野川の橋のない現況において岩津渡船場はいまもなお昔のままで、昨年より発動機船の就航を見その乗降客も一日平均五百人を下らず、生活水準も極めて高く農業を主とする町であるため物価は徳島市以上の状況であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島市の地域給に関する請願

請願者　徳島市長　長尾新九郎外一名（第五三二号）

右の請願は、徳島市は紀伊水道を隔てて対岸阪神地方に近接し、交通ひん繁なるため都市文化の影響を受けるとともに経済力の高いこれらの地方の刺戟を受け生活程度は比較的高く生計費においても五級地下関市に近いのであつて、特に消費水準指数においては同市をしのいでいる実状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県牟岐町の地域給に関する請願

請願者　徳島県海部郡牟岐町　桝富政一（第五三三号）

右の請願は、徳島県牟岐町は、海部郡の中央に位置し国鉄牟岐線の終点で県下第一の大町であり都市計画の指定町として都市的形態を整えており、また県下唯一の第三種漁港として指定を受け全国的船舶を対象とする県下最大の漁港で県南の政治、経済、文化の中心地であるがため、生活的の消費地で生活物資の多くは近接都市または他県より移入している状況で物価は県内の各市町村よりも高価なため必然的に生活費が上向し、当町公務員の生活は極めて困難な状態にあるから、当町を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県穴吹町の地域給に関する請願

請願者　徳島県美馬郡穴吹町長　佐藤章一（第五三四号）

右の請願は、徳島県穴吹町は、当県西部の中心に位置し、遠く高松、高知、徳島三市に至る陸上交通の要衝であり、文化、経済の中心地であるが、耕地面積が極めて狭いため日常生活必需品の生産がないのに反して交通至便であるために徳島市および阪神地方の経済的文化的刺げきを受け、加えて生活物資を移入する関係上、物価の高騰をきたし、当町の公務員の生活は生活費の高騰により極めて困窮の現状であるから、当町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県小松島市の地域給に関する請願

請願者　徳島県小松島市長　西岡喜平（第五三五号）

右の請願は、徳島県小松島市は、徳島市と直接しているので、両市役所の連絡は十数分で出来る至近距離で実質的には一体の観があるのに、徳島市は三級地に指定を受けたにもかかわらず、当市は依然二級地となつているが、当市の生命である小松島港は開港場であつて外国船の出入が盛んであるため消費物価は徳島市に比し極めて高い状態であるから、是非とも当市の地域給を徳島市同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県川田町の地域給に関する請願

請願者　徳島県麻植郡川田町長　幸田昌三外一名（第五三六号）

右の請願は、徳島県川田町は、麻植郡において最大の人口と世帯数を有し、山村と平坦部とを連ねる要地にあり、本郡内の地域給一級地である川島、鴨島の両町および隣接の穴吹町と物価および生活水準は何等異るところがないから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県半田町の地域給に関する請願

請願者　徳島県美馬郡半田町長　大久保甚吉外二名（第五三七号）

右の請願は、徳島県半田町は、美馬郡の西端に位し、地域給支給地である池田、辻、脇町、貞光、穴吹の各町および徳島市に隣接し半農半商の地であるため、農民の生活水準は高くまた主要消費物資はほとんど徳島市ならびに阪神地方より移入する関係上、物価は近接の脇町、穴吹、貞光の各町に比較して極めて高額となり、従つて公務員等給与生活者の生

計費も近来いちじるしく増加し、生活は困窮の現状であるから是非当町を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県日和佐町の地域給に関する請願

請願者　徳島県海部郡日和佐町長　町弥一外五名（第五三八号）

右の請願は、徳島県日和佐町は、県南の政治、文化の中心地で、沿岸漁業の根拠地および航海上の避難港としての県南唯一の良港である日和佐港を有し、かつ那賀川総合開発事業の開発工事用資材陸揚の基地に定められた関係上、生活必需品の他都市からの移入と相まつて物価は高騰している上、生活水準は徳島市および松島市に比し何等異るところがないから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県平島村の地域給に関する請願

請願者　徳島県那賀郡平島村長　宮本治平外十一名（第五三九号）

右の請願は、徳島県平島村は、那賀川河口に位し、木材の集散地および商工業地であり、六十数箇所の製材建具工場が生産する製板、製函および雨戸建具等は、阪神、中国四国九州ならびに東京方面に移出している関係上、県外特に阪神経済の影響を受けることが極めて敏感で、本村の生活費は、隣接町村に比較して高く物価は徳島市と何等異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県北井上村の地域給に関する請願

請願者　徳島県名東郡北井上村長　久永一男（第五四〇号）

右の請願は、徳島県北井上村は、徳島市に近接して生活費が高く給料生活者の生活は他の町村に比して困難をきたしている現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県岩倉町の地域給に関する請願

請願者　徳島県美馬郡岩倉町長　藤田武雄（第五四二号）

右の請願は、徳島県岩倉町は、脇町に近接し、同町の経済的影響を受け、文化水準は高く、また鉄道の便がないため諸物価は鉄道沿線の市町村より高く本町公務員の生活は困窮を極めているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県山城谷村の地域給に関する請願

請願者　徳島県三好郡山城谷村長　森岡君平（第五四一号）

右の請願は、徳島県山城谷村は、地域給二級地の池田町に隣接し、米の生産は非常に少く大部分を香川県方面より移入しているばかりでなく、生活必需品のすべてを高松市および高知市に依存している関係上、物価は池田町よりかえつて高く、生活水準も同町と何等異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県上八万村の地域給に関する請願

請願者　徳島県名東郡上八万村長　天野尊信（第五四三号）

右の請願は、徳島県上八万村は、徳島市の衛星村で、すでに同市の一部と化し合併の機運さえ内定している実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県赤河内村の地域給に関する請願

請願者　徳島県海部郡赤河内村長　鈴木利市（第五四四号）

右の請願は、徳島県赤河内村は、専ら林産物集荷基地としての経済、文化の進展地で米麦を除く生活主要物資のほとんどを村外より移入している消費地であるため、一般村民の生活費も高く、従つて村内生産物にしても高価な状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県昼間町の地域給に関する請願

請願者　徳島県三好郡昼間町長　斧口菊市（第五四五号）

右の請願は、徳島県昼間町は、池田町（二級地）および辻町（一級地）と隣接してこれらの町と同様な経済条件下にあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県三縄村の地域給に関する請願

請願者　徳島県三好郡三縄村長　野田貞五郎（第五四六号）

右の請願は、徳島県三縄村は、四国交通の要衝である池田町（二級地）および最近一級地に指定された辻町とは境を接しており、村内に発電所、工場、鉱山、温泉等の大消費地を有

しているため、文化および生活程度が高く、諸物価も池田、辻両町をはるかにしのぐ実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県三野町の地域給に関する請願

請願者　徳島県三好郡三野町長　原田義章（第五四七号）

右の請願は、徳島県三野町は、三好郡第一の農産物生産地であるが、町外への移出と、都市からの買い出しのため需要多く従つて町内の物価は高騰し既指定級地である池田町、辻町の物価指数をはるかにしのいでいる現状であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県脇町の地域給に関する請願

請願者　徳島県美馬郡脇町長　重本賢一（第五四八号）

右の請願は、徳島県脇町は、美馬郡の首都として政治、文化の中心であり、また交通の要衝であるため人の出入はげしく産業は郡内随一の活況を呈し、近隣町村を吸収して益々繁盛に向つており、諸物価の高いことも郡内随一であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県一条町の地域給に関する請願

請願者　徳島県板野郡一条町長　姫田忠助外一名（第五四九号）

右の請願は、徳島県一条町は、徳島平野の西端に近い位置にある農業の町であるが、近年たばこ、養蚕、製糖等の収入により活況を呈し、一方公務員を除く給与生活者の多くは徳島市に通勤しているため必然的に生活程度が高く、それにつれて公務員の生活費もつり上げられ、その生活は困窮しているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県貞光町の地域給に関する請願

請願者　徳島県美馬郡貞光町長　武市恭信（第五五〇号）

右の請願は、徳島県貞光町は現在一級地の指定を受けているが、その後の経済状勢の変化と、周辺のダム建設、吉野川の架橋等により移住者が多く必然的に物資不足となり、公務員の生活は物価高に苦しんでいるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県椿町の地域給に関する請願

請願者　徳島県那賀郡椿町長　門田丈夫外一名（第五五一号）

右の請願は、徳島県椿町は、橘町と相対し海路北は徳島および阪神、西は海辺郡各港ならびに高知県に通ずる海上航路の要衝であるが、隣接橘町、新野町、鷲敷町の三町が昨年一級地の指定を受けたのに比し椿町が無級地であることは、まことに不均衡であるから、物価指数等の実情調査の上、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県江原町の地域給に関する請願

請願者　徳島県美馬郡江原町長　井口貞夫（第五五二号）

右の請願は、徳島県江原町は、県の西部における政治、経済、交通、文化の要衝にある関係上、人的、物的資源の集散地として阪神地方の経済的影響により文化水準ばかりが上昇し、経済生活がこれに伴わないため生活状態は困窮しているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県石井町の地域給に関する請願

請願者　徳島県名西郡石井町長　細井伊蔵外三名（第五五三号）

右の請願は、徳島県石井町は現在一級地であるが、徳島市周辺の町としてあらゆる面において同市の影響を受け、生活程度は上昇の一途をたどり、物価は同市と差異がない現状にある上、人事管理上、町政全般にも大きな影響があるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県桃園村外四箇村の地域給に関する請願

請願者　三重県一志郡桃園村長　小田一男外二十八名（第五五四号）

右の請願は、三重県桃園、戸木、川合、高岡、七栗の五箇村は、伊勢平野の中心で、松坂市、津市に近接し久居町の周辺村であるが、農村でありながら買出し客が多いため主食は都市と変らず、生活日用品は都市よりも高く、また榊原温泉の観光地を控えての影響もまことに大きいから、桃園外四箇村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県平沢町の地域給に関する請願

請願者　秋田県由利郡平沢町長　斉藤幸男外三名（第五五五号）

右の請願は、秋田県平沢町は、羽越

本線に沿い仁賀保地区の中心地で工業地帯を形成し、都市的性格が強く、食料品、薪炭その他の生活必需品を中心とする物価がいちじるしく高く、ために給料生活者の生活は窮迫しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都青梅市の地域給に関する請願

請願者　東京都青梅市青梅郵便局内　津金斌外十六名（第五五六号）

請願者　東京都青梅市青梅三八一農林省東京統計調査事務所青梅出張所内　山上茂樹外十五名（第一二七〇号）

右の請願は、東京都青梅市は、現在四級地であるが、立川市、八王子市、国分寺町、国立町、府中町等の五級地に比して生活水準、諸物価において何等の差異がないから、本市の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県大里村の地域給に関する請願

請願者　三重県河芸郡大里村長　中川林助外二百六十二名（第五五七号）

右の請願は、三重県大里村は、河芸郡の南部に位し、一身田町と隣接して同町と一体をなしており、一身田駅、三重食糧事務所はもち論、一身田小学校、一身田中学校ともその校地の大半は本村地区であり、物価、生活程度等全然同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県後免地区の地域給に関する請願

請願者　高知県長岡郡後免町野田村組合内　細川益義外三十三名（第五五八号）

右の請願は、高知県後免町を中心とする長岡、野田、大津、大篠、日章五村の後免地区は、高知市の東に直接に隣接した香長平野の中心に位し、しかも全国的にも高物価の高知市とあらゆる面において差異がない現状であるから、本地区を高知市と同様の地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県羽根村の地域給に関する請願

請願者　高知県安芸郡羽根村長　久保茂男外八名（第五五九号）

右の請願は、高知県羽根村は、安芸町、安田町、田野町、奈半利町および室戸岬、室戸町、吉良川町に囲まれ、これらの町村と同一の立地条件をもち、ことに生活必需物資はほとんど高知市ならびに安芸町と阪神方面との交船の室戸港に依存し隣接町村と全く同一の条件にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県日下村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡日下村長　藤崎好生（第五六〇号）

右の請願は、高知県日下村は、高知市に近くその上高岡町、伊野町、佐川町の三都市に囲まれた農村であるが、低温地帯であるため農業は振わず主食その他生活物資はほとんど移入に依存している関係で物価指数は伊野町と何等異るところがない現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県三和、前浜両村の地域給に関する請願

請願者　高知県長岡郡三和村長　神田晴重外七名（第五六一号）

右の請願は、高知県三和、前浜両村は、後免町および日章村に接し、日常生活消費物資は全国的に高物価の高知市から後免町を経て移入しているため官公吏の生活は想像以上の困難を極めているから、両村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県久礼田、国府両村の地域給に関する請願

請願者　高知県長岡郡久礼田村長　沢村栄作外十五名（第五六二号）

右の請願は、高知県久礼田、国府両村は、全国的に高物価の高知市に直接し、あらゆる物資の購入を同市に依存しているためすでに地域給支給地に指定されている山田町、長岡村、後免町、大篠村等と同一の立地条件をもつているから、両村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県可児郡の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡上之郷村長　日比野剛平外九十六名（第五六三号）

右の請願は、岐阜県可児郡は、全国屈指の亜炭鉱業地で、亜炭鉱業の好況と、衣料はもちろん魚菜類はほとんど多治見、名古屋等の都市に仰いでいるため物価が非常に高い実情にあるから、本郡内の御嵩、広見、兼山、中、伏見、今渡の六町を地域給二級地に土田、錦津、春里、久々利、帷子、姫治、平牧、上之郷の八村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県太田町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県加茂郡太田町長　渡辺栄一外二名（第五六四号）

右の請願は、岐阜県太田町は、最近市制実現の機運の濃厚化とともにますます消費都市としての発展を遂げつつあるが、大消費都市でない関係で生活物資の大量需要がなく岐阜、名古屋方面より小口貨物または買出し等の方法で搬入する実状であるため人件費等の雑費加算により他都市に比し物価の高騰をきたし、生計費は岐阜市、多治見市と同程度以上を要する現況であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県下米田村西脇の地域給に関する請願

請願者　岐阜県加茂郡下米田村長　渡辺光夫外四十一名（第五六五号）

右の請願は、岐阜県下米田村西脇は、古井町に隣接し、生活必需品一切を同町に依存しているため物価は同町と同等以上にあり、加うるに名勝小山観音の所在地として名古屋、京都などから来観する関係もあり物価高騰の一因をなしている実情であるから、本地域を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県下中島村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県羽島郡下中島村長　大野逸雄外一名（第五六六号）

右の請願は、岐阜県下中島村は、地域給一級地の竹鼻町、江吉良村および愛知県の三級地祖父江町、一級地朝日村に隣接し、地理的にも経済的にもこれら町村と差異がない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県田富村の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡田富村長　田中重貞（第五八二号）

右の請願は、山梨県田富村は、甲府市に近接して同市と密接不離の関係にあり、特に経済的には同市依存の経済圏にあつてその消費生活面は同市と同一水準ないしそれ以上の高物価にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県河口村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　山梨県南都留郡大石村長　渡辺多一外二十名（第五八三号）

右の請願は、山梨県河口、大石、西浜の三箇村は、風光明びで天下に知られた河口湖の北岸に位し、湖南三箇村とともに一帯不離の関係にあり生活水準も全く同様であるのに、地域給の指定を受けていないのは不合理であるから、湖南地区同様河口村外二箇村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府養老村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡養老村長　島崎真外一名（第五八四号）

右の請願は、京都府養老村は、漁村であり主食の絶対量が不足なのと海上労働のため、代用食でまかなうことができないので争つて隣村の農家に主食を買い漁る結果となり常に主食は他に比し二割程度の高値を示している。さらに一般物価はそのすべてを宮津町を介して移入しているので物価は同町を上回つている実状であるから、本村の地域給を宮津町同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県田島、横島両村の地域給に関する請願

請願者　広島県沼隈郡田島村長　岡崎為一外二十一名（第五八五号）

右の請願は、広島県田島、横島両村は、地理的には可動橋「むつみ橋」によつて接続された島地村であつて現在県において両村の合併準備が進行中であり、合併の暁は町制施行が予定されている。しかして、文化程度も高く人口密度も極めて大であつて主食始め野菜その他の一般生活必需品を対岸尾道市経由で購入しているため、その価格は常に同市を上回る実状であるから、両村を一括して地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県雄神村の地域給に関する請願

請願者　岡山県上道郡雄神村長　斉藤岐（第五八六号）

右の請願は、岡山県雄神村は、西を二級地の西大寺市に、東を二級地（申請中）の上道町に接して産業、経済、文化等あらゆる面において都市と何等異るところがなく二級地として指定されるに充分なる条件を備えているから、本村を地域給二級地として追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県松波町の地域給に関する請願

請願者　石川県珠洲郡松波町長　栗本吉太郎外十三名（第五八七号）

右の請願は、石川県松波町は、奥能登における商業の中心地として知られる飯田町、宇出津町の中間に位し、近年巾着網漁業の根拠地として入港する漁船の数が激増するに従つて船員の上陸も多くなりそれに伴う物資の消費、遊興等によりいちじるしく物価の高騰をきたしている現状であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県獅子村外三箇村の地域給に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡獅子村長　赤木良三外三名（第五八八号）

右の請願は、長崎県獅子、中津良、志々伎、黒島の四箇村は、長崎県の西北部に位置する離島平戸島の西部あるいは南端を占める経済、交通等にもつとも不遇の地域に位置し、黒島村はこれらと若干遊離した孤島村であるがその村状は既に軌を一にし、特に生活環境においては全国最高の物価高と定評ある佐世保市あるいは平戸町からその供給を受けるの止むなき状態で、最高の仕入価格に加えてこれが運搬には遠距離の舟便をもつて他村の港湾に一応陸揚げしさらに陸路車馬便によるかあるいは不定期の車馬便等によつて物資の入手をなす外なく、これ等の経費は直ちに商品に添加される関係上いちじるしい物価高を招いている現状であるから、本四箇村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県川内市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県川内市長　岩満重（第五八九号）

右の請願は、鹿児島県川内市は、鹿児島市に次ぐ県下第二の商業都市であり、現三級地である鹿児島市、熊本市、佐賀市や四級地である広島市、長崎市等にも決して劣らない物価および消費水準を示し、二級地としては他の都市を大きく引離す如き環境にあるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県津屋崎町の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡津屋崎町長　麦野時雄（第五九〇号）

右の請願は、福岡県津屋崎町は、国立公園指定予定地として夏季の海水浴客の殺到および四季を通じての遊覧客の来訪、さらに多数の療養所の介在等によつて物価および生活水準は福岡市を上回る実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県東郷町の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡東郷町長　安部幸兵衛（第五九一号）

右の請願は、福岡県東郷町は、宗像郡の中心地として地方事務所を始め検察庁、簡易裁判所、国警地区署、高等学校、県信販購連支部、土木事務所、保健所、銀行、青果市場等があり、また福岡市と八幡市に各々十八キロ約五十分の地点にあつて交通が便利なため通勤、保健、災害等の見地から絶好の住宅地と認められ、県営、町営、個人住宅が着々建設されるに従つて商家、小工場等が続々新築され人口は急激に増加し、物価もまた高騰を続けている現状であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県赤間町の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡赤間町長　山本哲（第五九二号）

右の請願は、福岡県赤間町は、宗像郡第一の戸数、人口を有する町であつて、遠賀郡岡垣村（四級地）に隣接し、ともに北九州経済圏内に属しているため、物価は同村と大差ない現状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県福間町の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡福間町長　池浦豊次郎（第五九三号）

右の請願は、福岡県福間町は、西は福岡市に、北は北九州工業地帯に、東は直方市に接して交通の要点にあるため、これら大都市の郊外住宅地として年毎に発展し物価もこれらの都市に匹敵する実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県神興村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡神興村長　大庭米造（第五九四号）

右の請願は、福岡県神興村は、北九州五市と福岡市を結ぶ国道二号線と国鉄鹿児島本線とが村の中央を縦貫し、東に東郷駅、西は福間駅がそれぞれ百メートル先にあり、それらの駅に近接する二大部落に村の人口の大半が集結し、人の動きも相当ひんぱんで地理的に見て何等隣接の東郷町、福岡町、津屋崎町と優劣がないにもかかわらず地域給差のあることははなはだ不合理であるから、本村の地域給を現在よりも上級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第

八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県南郷村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡南郷村地域給対策協議会内　天野健一（第五九五号）

右の請願は、福岡県南郷村は、若宮町、笠松村、東郷町の三級地と赤間町の二級地にとり囲まれた中にあるが、他の町村の級地引き上げが実現したにもかかわらず本村だけが取り残され、しかも高生炭鉱の開掘発展により物価は日ごとに高騰している状況であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大島村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡大島村役場内　大島俊基（第五九六号）

右の請願は、福岡県大島村は、玄海洋上の一つの島であるが、本島の産物は水産物の外になく、夏は海水浴場として来村するもの多数に上り、生活必需品全部は海上輸送により移入するため物価は福岡市同様であつて公務員の生活は困難にあえいでいるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県田島村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡田島村長　田中範次外三名（第五九七号）

右の請願は、福岡県田島村は、河東村、東郷、津屋崎両町および勝浦村、神湊町に隣接する小農村であるが、神社、仏閣への参詣人と、水上公園地域としての遊覧客等のため諸物価は高騰し公務員の生活はこの上ない窮状に陥つているから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県羽ノ浦町の地域給に関する請願

請願者　徳島県那賀郡羽ノ浦町長　阿部源吉（第五九九号）

右の請願は、徳島県羽ノ浦町は、県南における文化、交通、産業の中心地で、那賀川総合開発事業の進むにつれて人口も急激に増加し物価は日増に高騰し、公務員の生活は漸次悪くなつているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県八幡町の地域給に関する請願

請願者　徳島県阿波郡八幡町長　野口為一（第六〇〇号）

右の請願は、徳島県八幡町は、吉野川の中流に位する商業依存の町であるが、大正五年善入寺島が河川敷に編入され県外移住したため食糧供給地を失い消費都市の形態を呈するようになり、その他の日用必需品も遠く徳島市等より移入するため物価が高く公務員の生活は窮乏しているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県国府町の地域給に関する請願

請願者　徳島県名東郡国府町長　山上銀次郎（第六〇一号）

右の請願は、徳島県国府町は、徳島市および石井町に接して一連の都市の形体をつくり、名東郡の教育、文化、経済の中心地であるが、徳島市の影響を受けて生活程度も高く生計費は同市と変るところがない実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県市場町の地域給に関する請願

請願者　徳島県阿波郡市場町長　湊熊太郎（第六〇二号）

右の請願は、徳島県市場町は、阿波郡の中央に位置する商業中心の町で、主食の生産は本町の需要をみたすに足らず、級地指定の近隣三町の影響を受けて一般消費物資は高く、公務員の生活は苦しくなつているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県新居町の地域給に関する請願

請願者　徳島県名東郡新居町長　平尾鹿一（第六〇三号）

右の請願は、徳島県新居町は、徳島市に隣接する半農半商の町であるが、同市と同一経済圏にあるため物価は同市と何等変るところがなく、勤務状況もたがいに交錯している実情であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳川県北島町の地域給に関する請願

請願者　徳島県板野郡北島町長　藤島敬四郎（第六〇四号）

右の請願は、徳島県北島町は、徳島市と鳴門市の中間にある下板地区の中心地で、町内には従業員三千四百余人を有する東邦レーヨン徳島工場があり、これら給与のよい民間会社の従業員と副業収入による農家の中に、公務員の生活は物価高のため苦境に陥つているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当

なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県川島、鴨島両町の地域給に関する請願

請願者　徳島県麻植郡川島町長　川村啓介外一名（第六〇五号）

右の請願は、徳島県川島、鴨島両町は、阪神地方および徳島市の影響を受けて物価が高く、総理府統計局の消費者価格調査によつても徳島市と大差のないことが実証されており、消費地としての両町に居住する公務員の生活は容易でない実情にあるから、川島、鴨島両町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県山瀬町の地域給に関する請願

請願者　徳島県麻植郡山瀬町長　三谷豊太郎（第六〇六号）

右の請願は、徳島県山瀬町は、川田町に隣接する商業、農業の町であるが、農家は耕地が少いため多角的な農業経営を行い、近時は工業への発展もみられるようになつたが、生活日用品は遠く移入にまつため川島町より高物価であつて公務員の生活は窮乏しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県横瀬町の地域給に関する請願

請願者　徳島県勝浦郡横瀬町長　朝桐猪平（第六〇七号）

右の請願は、徳島県横瀬町は、勝浦郡の東部徳島市へ十二キロの地点にある温州みかんの産地であり、林産業も盛んで農家経済は良好であるが、徳島、小松島市に近いため古くより文化も高く、経済面では両市ならびに阪神地方の影響を受けるため、物価は高く公務員の生活は窮乏しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県池田町の地域給に関する請願

請願者　徳島県三好郡池田町長　馬宮嘉次郎（第六〇八号）

右の請願は、徳島県池田町は、四国の中心地として香川、愛媛、高知各県への連絡拠点として交通の要衝であつて、四国各県はもとより阪神方面との交通がひん繁で経済的にも文化的にもその影響により生活程度も四国各都市と変りのない状態であり、その上消費都市としての物価は全国水準を上回る実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県板東、板西両町の地域給に関する請願

請願者　徳島県板野郡板東町長　増本利一外一名（第六〇九号）

右の請願は、徳島県板東、板西両町は、現在地域給三級地である徳島市および二級地の鳴門市に近接し、両市の郊外的存在であつて諸物資も両市から移入している関係上、物価は両市と何等異るところがなく、むしろ上回る品目さえある現状であるから、板東、板西両町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県富岡町の地域給に関する請願

請願者　徳島県那賀郡富岡町長　沢田紋（第六一〇号）

右の請願は、徳島県富岡町は、那賀郡の政治、経済、文化の中心地であり、徳島市と同一経済圏にある関係上、文化水準および生活水準は現在地域給二級地である県北の池田町に相対するものであるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県松島町の地域給に関する請願

請願者　徳島県板野郡松島町長　加川森市（第六一一号）

右の請願は、徳島県松島町は地域給三級地である徳島市、および二級地の鳴戸市へそれぞれ二十数キロ、一級地の鴨島町へは十キロの地点にあり、これら市町との交通が便利なため、生活必需品の移入ならびに農産物の移出が盛んで、物価および生活水準が高くなつているから本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県見能林村の地域給に関する請願

請願者　徳島県那賀郡見能林村長　青木寛敬（第六一二号）

右の請願は、徳島県見能林村は、現在地域給一級地となつている富岡町および橘町に挟まれ、阪神交易物資の集散地である答島港を有し、かつ近年観光地として重要視され来村する遊覧客が激増しているため、漸次都市の形態を備えつつあり、消費地として性格がますます強く、本村公務員の生活費は高騰の一途をたどつているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　参議院会議録附録（その八）

意見書案

徳島県堀江村の地域給に関する請願

請願者　徳島県板野郡堀江村長　宮本順一（第六一二号）

右の請願は、徳島県堀江村は、現在地域給三級地である徳島市および二級地の鳴門市に近接し、かつ阪神方面との交通がひん繁であるため、国鉄池谷駅、鳴門線立道駅および姫田港を通じて物資の集散多く、諸物価は隣接市町村よりはるかに高い状況にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県南井上村の地域給に関する請願

請願者　徳島県名東郡南井上村長　湯浅信成（第六一四号）

右の請願は、徳島県南井上村は、地域給三級地の徳島市を距ること七、六粁に位し、南は一級地の国府町に続き、西に一級地の名西郡石井町を控えている関係上、これら都市文化の影響を受けて生活水準が高く、物価もこれら都市と何等異るところがない、従つて本村公務員の生活費は徳島市と同様に必要となつているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県大津村の地域給に関する請願

請願者　徳島県板野郡大津村長　吉成為次郎（第六一五号）

右の請願は、徳島県大津村は、現在地域給二級地である鳴門市に接し、同市の郊外的存在であつて、最近合併論が起りつつある程産業、交通、文化等すべての面において同市と密接不可分の状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県八田村の地域給に関する請願

請願者　高知県吾川郡八田村長　津野正孝（第六一六号）

右の請願は、高知県八田村は、地域給三級地である高知市および二級地の伊野町に接し、本村の特殊産業である果樹ならびにそ菜園芸の生産高は、両市町をヒンターランドとしているのと本村の生活必需品を両市町から移入している関係上、高知市および伊野町と同一経済圏を形成しており、従つて生活水準が高く、物価は運賃その他の加算により高知市を上回つているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県大里村の地域給に関する請願

請願者　長野県北佐久郡大里村長　漆原勝衛外百名（第六一七号）

右の請願は、長野県大里村は、小諸町に隣接し生活物資はすべて同町より購入しているため物価は同町と同等以上である、ことに村内菱平区小諸国立病院分院奨健寮はすでに地域給二級地に指定されているから大里村全村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県豊津村の地域給に関する請願

請願者　福岡県京都郡豊津村長　熊谷兼治（第六一八号）

右の請願は、福岡県豊津村は、小笠原藩の旧城下町で豊前地方の文化の中心地であるが、地域給に関して現在隣接行橋町および苅田町が三級地、犀川町が二級地であるのに物価水準は全くこれらと同様な本村が一級地にすえおかれているため、公吏および高中小学校職員等の人事管理上一大支障となつている実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県太田市の地域給に関する請願

請願者　群馬県太田市長　武藤伝次郎外五十七名（第六三〇号）

右の請願は、群馬県太田市は、戦前飛行機製作工場の中心地帯として栄えたが、敗戦とともに廃きよにも等しい都市となつたにもかかわらず諸物価は県下主要都市の最高を示しているから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県加納岩、日下部両町の地域給に関する請願

請願者　山梨県東山梨郡加納岩町長　武井豊久外十九名（第六三一号）

右の請願は、山梨県加納岩、日下部両町は、地域給三級地の甲府市および二級地の塩山町より物価が高く、加うるに東日下部駅が近く設置されることとなりこれと同時に、新会社の創設ならびに住宅、商店等の増築、さらに日下部、加納岩両町を中心とする近接町村の合併計画の進展等によりますます物価の高騰をきたしつつあるから、両町の地域給級地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県玉幡村の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡玉幡村長　新海文三郎外五名（第六三二号）

右の請願は、山梨県玉幡村は、旧軍事基地であり、また完全に甲府市の経済圏に属し、日常の生活必需物資は九割まで甲府に依存し、交通の至便と相まつて生活水準は高く、物価もまた甲府市と変らない状況下にあるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県阿久根市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県阿久根市長　松田進外三十四名（第六三三号）

右の請願は、鹿児島県阿久根市は、鶴の渡来地として広く知られ夏季の大島キャンプ場も昭和初期より鉄道省指定のキャンプ地となり近年は市営キャンプ場、海水浴場等を設定したため観光客は県下一と称せられ、また天草、長島、甑島等を結ぶ海陸輸送の中継点であるためあらゆる物資が集散されこれらを対象とする商工業者の雑合集散がはげしく、遠海、近海漁業の根拠地でもあるた

め、高い物価をますます高騰せしめている実情であるから、本市を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県誉田村の地域給に関する請願

請願者　千葉県千葉郡誉田村長　島田稔外四名（第六三四号）

右の請願は、千葉県誉田村は、千葉市生浜町に隣接して経済交通上市および町と何等差異ない実状であるから、本村の地域給を二給地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県鎌ケ谷村の地域給に関する請願

請願者　千葉県東葛飾郡鎌ケ谷村長　浅海喜一外五名（第六三五号）

右の請願は、千葉県鎌ケ谷村は、松戸、市川、船橋の三市に隣接包囲されてこれらの都市と同様な物価高にあるから本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県影森村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県秩父郡影森村長　松本多治見外五十八名（第六三六号）

右の請願は、埼玉県影森村は、秩父市に接続した市街地で同市と同様な経済条件下にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県三尻村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡三尻村長　細見大観外十一名（第六三七号）

右の請願は、埼玉県三尻村は、東南北の三方面を熊谷市に包囲されている上に、村内に米軍キャンプが所在しこれに附随してC・I・C航空標識所、労務管理事務所その他の機関が設置されるに及んで物価は急激に上昇し隣接都市を上回る実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県男衾村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡男衾村長　石沢義夫外十五名（第六三八号）

右の請願は、埼玉県男衾村は、寄居町および小川町に近接して文化面、生活様式物価等に至るまで両町とほとんど同一であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県大束村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県南那珂郡大束村長　谷口盛行外一名（第六三九号）

右の請願は、宮崎県大束村は、一級指定地である鹿児島県志布志町および福島町と隣接して物価状態も両町と同様であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県宇出津町の地域給に関する請願

請願者　石川県鳳至郡宇出津町長　川端時太郎外十四名（第六四一号）

右の請願は、石川県宇出津町は、富山湾に面する能登内浦の中央枢要の地を占め西は三波、神野の両村、北は柳田村、東は珠洲郡小木町に接し、南は天然の良港宇出津港を抱いている。しかして終戦後はきんちやく網漁業、捕鯨、いかつり漁業の根拠地として年間を通じて他府県の船団が多数入港するため、一般物価はいちじるしく高騰し公務員の生活を極度に困窮せしめている現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県飯田地区の地域給に関する請願

請願者　石川県珠洲郡飯田町長　若木伸二郎外十八名（第六四二号）

右の請願は、石川県飯田地区（上戸村字北方および若山村字小山田を含む）は、能登半島北端における最大の都会であつて、従来から郡内の政治、経済、文化の中心地であるが、衣料、雑貨その他生活必需物資の大部分を遠隔地より移入するため、高額輸送諸経費の影響を受けて日常生活費はいちじるしく増高をきたしている現状であるから、本地区の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県宝立地区の地域給に関する請願

請願者　石川県珠洲郡宝立町長　山崎長次外八名（第六四三号）

右の請願は、石川県宝立地区は、珠洲郡における産業の中枢を占め、珠洲郡の行政地を中心地飯田町からわずか四キロの県道をもつて隣接し、宝立町役場、宝立中学校、鵜飼小学校、珠洲保健所、飯田高校分校、郵便局等諸官公庁をはじめその他諸官公庁の出張所、駐在所等が集中して物価においても郡内第一の高価格地区で有名であり、俸給生活者の生計は他地区に比較してひつ迫している実状であるから、本地区を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県萩市の地域給に関する請願

請願者　山口県萩市長　安村正人外十三名（第六五九号）

右の請願は、山口県萩市の物価は、農海産の数品目を除き他の大多数の生活必需品は下関市または遠く北九州、近畿地区よりの移入にまつため県内他都市を上回り、その上市財政の貧困によつて給与改正等の都度県他都市と格段の差を生じている実情であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県秋穂町の地域給に関する請願

請願者　山口県吉敷郡秋穂町長　安光元一外二名（第六六〇号）

右の請願は、山口県秋穂町は、山口、防府両市の中間にあつて、物価は運送、交通費等が加算されるため実際の購入価格はむしろ両市を上回る実情で町民の生活状態はいちじるしく不健全となり、殊に公務員の生活は窮乏しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県阿知須町の地域給に関する請願
請願者　山口県吉敷郡阿知須町長　兼定好太郎外二名（第六六一号）

右の請願は、山口県阿知須町は、山口、宇部両市の中間に位し、両市と同一の経済圏内にあつて、両市に通勤する公務員は百五十名以上に達し、なお会社、工場に勤務するもの約千名であるが、地域給において両市と当町との間に差があるため、本町の官公署庁への勤務を喜ばぬ傾向が多分にあつて本町発展上憂慮されるから、本町の地域給を山口、宇部両市同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県鋳銭司村の地域給に関する請願
請願者　山口県吉敷郡鋳銭司村長　松永弁蔵外二名（第六六二号）

右の請願は、山口県鋳銭司村は、山口市に接続し、しかも東は大道村とともに防府市に対し、南は秋穂町に接し、物価は県下で最も高い山口、防府両市と同等以上の状態であるから、本村を山口、防府両市と同様の地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県仁保村の地域給に関する請願
請願者　山口県吉敷郡仁保村長　嘉村道亮外二名（第六六三号）

右の請願は、山口県仁保村は、山口市（二級地）および大内村（二級地）に隣接して同一の経済圏にあり、とくに山口市の宮野地区は本村と同様の農村で何等本村と区分して考えられない状態にあるにもかかわらず、地域給差のあることは不合理であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県大道村の地域給に関する請願
請願者　山口県吉敷郡大道村長　杉山逸蔵外二名（第六六四号）

右の請願は、山口県大道村は、防府市に接続しかも西は鋳銭司村とともに山口市に対し、南西は秋穂町に接し、交通機関も完備し、物価は県下で最も高い山口市および防府市と同等以上の状態であるから、本村を山口市、防府市と同等の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県小鯖村の地域給に関する請願
請願者　山口県吉敷郡小鯖村長　古屋豊樹外二名（第六六五号）

右の請願は、山口県小鯖村は、地理的、人事的に本村に接続する山口市、防府市と経済上密接不離の関係にあり、日用生活物資も多くは両市から移入しているため物価は両市を上回る状態であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県大内村の地域給に関する請願
請願者　山口県吉敷郡大内村長　和田八十一外二名（第六六六号）

右の請願は、山口県大内村は、生活消費物資の大部分を山口市に仰ぐ関係で物価は県下で最も高い山口市と同等以上の実情であるから、本村を山口市と同様の地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県東岐波村の地域給に関する請願
請願者　山口県吉敷郡東岐波村長　片岡明一外二名（第六六七号）

右の請願は、山口県東岐波村は、山口市、小郡町および宇部市の中間に位置し、両市および小郡町との経済上の交流が激しく生活水準はこれら市町と異るところがないが、地域給差があるため両市および小郡町への勤務を希望し村の発展上憂慮すべきものがあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県島地村の地域給に関する請願
請願者　山口県佐波郡島地村長　井上清一外二名（第六六八号）

右の請願は、山口県島地村は、東南に徳山市、北西に出雲村、山野村を経て防府市に連り、商業は郡内では防府市に次ぎ、物価は徳山、防府両市よりも高いものが多い実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県出雲村の地域給に関する請願
請願者　山口県佐波郡出雲村長　坂本諦介外二名（第六六九号）

右の請願は、山口県出雲村は、佐波郡の中心地で農林業とくに最近は出雲鉱山の進出に伴い鉱業の発展もいちじるしく、政治、経済、文化、産業、教育の中心をなし近い将来には町制をも実現しようと計画を進めている実情にあり、したがつて生活状態は他の地域給指定地と大差のない状況であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県小野村の地域給に関する請願
請願者　山口県佐波郡小野村長　石井芳夫外二名（第六七〇号）

右の請願は、山口県小野村は、防石鉄道および県道津和野線が村内を縦走し極めて交通至便で、一般生活必需物資の大部分を防府市および徳山市より移入しているため本村の生活水準は防府、徳山両市と同様相当高水準にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県柚野村の地域給に関する請願
請願者　山口県佐波郡柚野村長　田中義顕外二名（第六七一号）

右の請願は、山口県柚野村は、佐波川防災ダム建設工事に伴う工事関係者の入村により村内諸物価は急騰し、しかもその消費物資は防府、山口両市に仰ぐためむしろ両市を上回る実情にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県八坂村の地域給に関する請願

請願者　山口県佐波郡八坂村長　山本重政外二名（第六七二号）

右の請願は、山口県八坂村は、災害復旧工事ならびに防災ダム建設工事に伴う工事関係者の入村により村内の諸物価は急騰し、しかもその消費物資は防府、山口両市に仰いでいるためむしろ両市を上回つている実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県串村の地域給に関する請願

請願者　山口県佐波郡串村長　松田馬之丞外二名（第六七三号）

右の請願は、山口県串村は、防府市、山口市および徳山市の中間に位し、生活必需品はこれら三市から移入している関係上、物価は県下で最も高い山口市を上回つている実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県和田村の地域給に関する請願

請願者　山口県佐波郡和田村長　小田寿雄外二名（第六七四号）

右の請願は、山口県和田村は、東南部一帯が徳山市に接続し、生活必需品の移入および本村農林産物の移出も同市に依存している関係上、物価は徳山市と何等異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県鹿野町の地域給に関する請願

請願者　山口県都濃郡鹿野町長　藤本勇作外一名（第六七五号）

右の請願は、山口県鹿野町は、現在地域給三級地である徳山市と同一経済圏を形成しており、日用生活物資はほとんど同市から移入している関係上、物価はむしろ同市より高い実情にあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県須金村の地域給に関する請願

請願者　山口県都濃郡須金村長　土田来一外一名（第六七六号）

右の請願は、山口県須金村は、徳山市の経済圏内にあつて生活必需品はほとんど同市から移入している関係上、物価はむしろ徳山市より高く、更にルース風水害による被害復旧のために入村している労務者により、物価はますます高騰しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県向道村の地域給に関する請願

請願者　山口県都濃郡向道村長　田中舜外一名（第六七七号）

右の請願は、山口県向道村は、徳山市に接続し、同市と経済上密接不離な関係にあり、生活必需品はほとんど徳山市から移入している関係上、物価はむしろ同市より高い実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県中須村の地域給に関する請願

請願者　山口県都濃郡中須村長　高橋一雄外一名（第六七八号）

右の請願は、山口県中須村は、地域給三級地の徳山市および下松市の経済圏内におり、生活必需品はほとんど両市から移入している関係上、物価はむしろ徳山市および下松市より高い実情にあるにもかかわらず本村が無級地であることはまことに不合理であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県長穂村の地域給に関する請願

請願者　山口県都濃郡長穂村長　小野英雄外一名（第六七九号）

右の請願は、山口県長穂村は、地域給三級地の徳山市に接し、同市の経済圏内にあつて生活必需品はすべて徳山市から移入している関係上、物価はむしろ同市より高い実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県須々万村の地域給に関する請願

請願者　山口県都濃郡須々万村長　竹村久雄外一名（第六八〇号）

右の請願は、山口県須々万村は、徳山市と経済的、地理的および人事的に密接不離な関係にあり、日用生活物資のほとんどを徳山市から移入しているため、物価はむしろ同市より高いにもかかわらず本村が無級地となつていることはまことに不合理であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県米川村の地域給に関する請願

請願者　山口県都濃郡米川村長　内富弘外三名（第六八一号）

右の請願は、山口県米川村は地域給三級地の徳山市および下松市に接し、経済上密接不離な関係にあり、生活必需品はほとんど同市から移入している関係上、物価はむしろ両市より高いにもかかわらず本村が無級地となつていることはまことに不合理であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県金沢村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡金沢村長　児玉喜平治（第六八二号）

右の請願は、新潟県金沢村は、佐渡ケ島の中央部に位して二十数余の官公署および佐渡病院等の諸機関を有し、加えて在日防衛空軍のレーダー基地であるため、諸物資の島外からの移入と相まつて物価は、今回地域給支給地となつた佐渡郡内の両津町、相川町等の町制地よりむしろ高い実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県横越村の地域給に関する請願

請願者　新潟県中蒲原郡横越村長　大町為作外十二名（第六八三号）

右の請願は、新潟県横越村は、新津市と亀田町との中間に位置し、生活必需物資は新潟市、新津市、亀田町より流入するため物価はこれらの市

町と変りなくむしろ運賃加算により新津市を上回る現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県茶屋町の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡茶屋町長　福山恒治外五名（第六八四号）

右の請願は、岡山県茶屋町は、岡山、倉敷、玉野、児島四市をつなぐ分岐点に位置し、これら四市に比敵する中商工業都市であり、また生活必需品はすべて四市に依存する状態であるため物価は四市以上に高い実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県中島村の地域給に関する請願

請願者　石川県鹿島郡中島村長　岳為次外九名（第六八五号）

右の請願は、石川県中島村は、七尾市の衛星都市としてかつ同市の生産工場に対する労働力供給地としての役割を果している純然たる消費地で生活必需物資のすべてを七尾、金沢両市から移入している関係で物価は両市に比し高価な実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取市外六十三箇市町村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県知事　西尾愛治（第六八六号）

右の請願は、鳥取県鳥取、米子、倉吉、境町、宇倍野、大正、上道、中浜、大篠津の各市町村を三級地に、岩井、智頭、浜村、上井、由良、淀江、外江、若桜、郡家、青谷、赤碕、浦安、八橋、根雨、黒坂、東郷、湖山、三朝、社、高麗、渡、日吉津、夜見、巌、富益、彦名、和田、崎津、余子の各町村を二級地に、浦富、河原、鹿野、御来屋、溝口、江尾、船岡、用瀬、羽合、面影、津ノ井、綱代、千代水、吉岡、末恒、松保、泊、成実、法勝寺、手間、五千石、大和、春日、田後、大岩、日野上の各町村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県隼人町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県姶良郡隼人町長　末永武蔵外二名（第六八七号）

右の請願は、鹿児島県隼人町は、近時住宅、上水道施設の促進、観光資源の開発と相まつて鹿児島市その他県外との交通ならびに文化、経済の交流はますますはげしくなり、都市的様相を呈し、主食の生産は町内需要をみたすに足らず日用品の価格は鹿児島市を上回る状況であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県水富村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡水富村長　久下恭次外五名（第六八九号）

右の請願は、埼玉県水富村は、地域給一級地高麗川、高萩両村に隣接しているが、上記両村とは諸施設、生活水準、経済的部面等何等差異がない実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県堀兼村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡堀兼村長　栗原藤蔵外四名（第六九〇号）

右の請願は、埼玉県堀兼村は所沢市に隣接しているが、既に隣接の福原、大東入間各村は一級地に指定せられたが本村だけが取り残されている状態にあるが、上記各村とは生活状況、経済部面その他少しも変りない実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県梅園村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡梅園村長　堀江徳司外四名（第六九一号）

右の請願は、埼玉県梅園村は、入間郡の西北端に位し、越生町と毛呂山町に隣接し、両町とは政治、経済、文化その他あらゆる面において一体不可分の関係にあるが、生活必需物資は両町に依存するため薪炭を除く外は高物価であるため、村民の森林、木材業による活況に反して公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県柏原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡柏原村長　早川元次郎外三名（第六九二号）

右の請願は、埼玉県柏原村は、入間川を隔てて入間川町に相対しているが農村であるが、既に高麗川、高萩、霞ケ関各村は一級地に指定せられ、本村ばかり中間に取り残される状態となつたが、上記の各村とは生活状況、経済部面その他少しも変らぬ実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県奥富村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡奥富村長　平本金十郎外三名（第六九三号）

右の請願は、埼玉県奥富村は、入間川町に隣接して、同町ならびに川越市とはすべての面において密接な関係にあるが、隣接大東、霞ケ関両村が既に一級地に指定されているにもかかわらず本村のみが取り残されているのは不均衡であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県福田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡福田村役場内　贄田長作外三名（第六九四号）

右の請願は、埼玉県福田村は、松山町に隣接して同町と全く同一経済圏内にあり、既に地域給の指定を受け

ている福原、藤沢、山田その他の諸村に比して一級地指定の資格が充分あると考えられるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県野本村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡野本村野本小学校内　吉川作意外四名（第六九五号）

右の請願は、埼玉県野本村は、松山町（二級地）に隣接し、人家は軒を連ねて境界をつけられない状況であり、公務員の勤務状態もたがいに交錯している実情であるが、本村はまだ地域給の指定を受けておらず、まことに不均衡であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県高坂村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡高坂村高坂小学校内　岡田光治外二名（第六九六号）

右の請願は、埼玉県高坂村は、比企郡の中心地松山町へ五分、入間郡坂戸町へ十分の距離をもつて近接し、東上線高坂駅通りから高坂宿駅一帯は商家、役場、学校、郵便局、駐在所、金融機関等が並立して農村都市たる趣をもち物価、生活水準等も松山、坂戸両町に匹敵する現状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県唐子村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡唐子村神戸小学校内　内野潤一外六名（第六九七号）

右の請願は、埼玉県唐子村は、比企郡の中心地松山町に軒を連ねて接続し、県の勧奨する大都市計画によるも真先に包含される状況下にあり、物価も同町と大差ない実状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県宮前村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡宮前村役場内　大塚長雄外二名（第六九八号）

右の請願は、埼玉県宮前村は、比企郡の中心都市松山町にほとんど軒続きで隣接し、経済的交渉はもちろんあらゆる面において同町と一体であり、物価もまた同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県平村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡平村長　内田晴治外五名（第六九九号）

右の請願は、埼玉県平村は、比企郡の最西部に位し、小川町とは隣接大河村を距して近接の政治、経済、文化の面に不可分の関係にあり、村民の経済生活は同町と何等差異ない実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県竹沢村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡竹沢村長　吉田信俊外六十二名（第七〇〇号）

右の請願は、埼玉県竹沢村は、小川町および大河村と境を接していわゆる小川盆地を形成する地域であつて、明治初年まで大字原川は小川町に、大字笠原は大河村に属していたのでもあきらかなとおり、行政上、産業経済上全く同一圏内にあり、その生活もまた小川町および大河村と同じ水準であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県井原市の地域給に関する請願

請願者　岡山県井原市長　大山文雄（第七〇一号）

右の請願は、岡山県井原市は、県の西南部における中心地であつて、備中織物の生産地として広くその名を知られている通り織物業を中心に、商業を主体とする関係上、朝鮮動乱以来これら業界の好転は直ちに一般物価に敏感に反映する特殊事情下にあり、諸物価も近接の福山市、倉敷市、笠岡市と比較してそん色ない実状であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県崎針尾村の地域給に関する請願

請願者　長崎県東彼杵郡崎針尾村長　原田堯夫外二名（第七〇二号）

右の請願は、長崎県崎針尾村は、佐世保市には陸海両方より至近の位置にあつて、政治、経済上の影響を受けることが多く、殊に朝鮮動乱は村内居住者の経済生活を圧迫している現状であり、その上附近市町村が地域給の指定を受けている実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県七本木村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡七本木村小学校内　大野政雄外二名（第七〇五号）

右の請願は、埼玉県七本木村は、最近一級地に指定された本庄町、旭村、神保原村に近接し、生活水準もこれらの町村と何等変りなく、あらゆる点において緊密なる関係にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県我孫子町の地域給に関する請願

請願者　千葉県東葛飾郡我孫子町長　秋谷好治外十八名（第七〇六号）

右の請願は、千葉県我孫子町は、千葉、茨城を結ぶ関門であるとともに、文化の水準高き都人士の多く居住する土地であり、昭和二十四年六月には松戸、取手間の電化開通成り、翌昭和二十五年十月には東我孫子駅の新設をみ、上野駅には約五十分にて達し、常磐、成田両線の分岐点として交通至便の地である関係上、物価は他の市都と大差なく、むしろ東京都より高価なものが多く、その生活実状は消費者にとつて誠に切実なものがあるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県馬屋上村の地域給に関する請願

請願者　岡山県御津郡馬屋上村大字三和一五六二　重谷竹治（第七〇七号）

右の請願は、岡山県馬屋上村は、岡山市に近接している市の向背地であつて、経済的にも文化的にも緊密な関係を有し、全く附属地の如き観を呈してい

る。即ち村内で生産消費される諸物資はそのすべてが岡山市を対象とするものであり、また高等学校以上の学校に勉学する学徒をはじめ官公庁ならびに会社等への勤務者もその数多く、岡山市その他から本村に通勤する者もあるような状態であつて、本村内における諸物価は同市と比較して高くとも低くない実状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県馬屋下村の地域給に関する請願

請願者　岡山県御津郡馬屋下村長　岸静夫（第七〇八号）

右の請願は、岡山県馬屋下村は、岡山市に近接し、産業経済交通その他日常百般の交流がひん繁であつて、一般物価も同市と比較してその差異は全然認められないばかりでなく、むしろ物資取引関係上高価に属する場合も免れない実状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県野谷村の地域給に関する請願

請願者　岡山県御津郡野谷村長　小河等隆（第七〇九号）

右の請願は、岡山県野谷村は、岡山市に隣接し一般物価は同市に比較してその差異が認められないばかりでなくむしろ高価を示している実状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県新改村の地域給に関する請願

請願者　高知県長岡郡新改村長　三木豊秀（第七一〇号）

右の請願は、高知県新改村は、香長平野の枢要部にある山田町に隣接し、同町とは経済的、文化的に不可分の関係にあり、物価も同町と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県城井村外六箇村の地域給に関する請願

請願者　福岡県京都郡城井村長　宮城寿彦外十七名（第七一一号）

右の請願は、福岡県城井、黒田、白川、椿市、諫山、久保、伊良原の七箇村は、北九州工業地帯と筑豊炭田地帯に挟まれたいわゆる北九州経済圏内に属しているが、経済事情の変化した現在においては消費生活の大部分の面においてこれらの農山村は都市に比較しはるかに高物価を示しているのに、今日に至るまで地域給の支給もないため、在勤公務員の生活は実に見るに忍びない悲惨な現状であるから、右七箇村を少くとも地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県砥川村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県小城郡砥川村長　相川岩吉（第七一二号）

右の請願は、佐賀県砥川村は、小城郡の西南端に位し、東は牛津町に、西は炭鉱地帯である杵島郡江北町に隣接し、しかも村の中央を国道二十五号線が横断しているので、これらの隣接町との間に交通上密接な関係を有するばかりでなく、経済的にも両町に依存するところ極めて大きく、従つて諸物価も両町と何等差異なくむしろ物資によつてはかえつて本村が高く、隣接町と生活費の高低はほとんど認められない現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県萩間村の地域給に関する請願

請願者　静岡県榛原郡萩間村長　横山正平外十一名（第七一三号）

右の請願は、静岡県萩間村は、北は堀之内町ならびに金谷町、南は相良町、東川崎町との中間に位する「茶の萩間」として有名であるが、村が経済ゆたかに活況を呈している反面、最底賃金ベースにあえぐ村内在住の公務員の家庭経済は非常に窮迫しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県藤尾村の地域給に関する請願

請願者　広島県芦品郡藤尾村長　柏原竜寿外七名（第七一五号）

右の請願は、広島県藤尾村は、芦品郡北部の産業、文化、交通、経済等の中心地であつて、最近村内に銀、銅、鉛、亜鉛等の一大鉱脈が発見されて以来近代的鉱業設備による採掘のため一大鉱山町が実現しようとしており、人口の激増、住宅のひつ迫、物価の高騰等によつて在勤公務員は極端な生活難に陥つている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県久慈町の地域給等に関する請願

請願者　岩手県九戸郡久慈町教員組合内　中屋鋪仁太郎（第七二六号）

右の請願は、岩手県は一般県民の生活水準が低いという非現実的概念から常に低位の級地区分をされているが、物価は遠隔地のその大都市よりも高く生計費に及ぼす影響は大きく、久慈町は特に住宅難、物価高であり、また高緯度の地帯で山岳に囲まれ冬季間は西北風がはなはだしく、それに親潮沿岸を洗い、ために潮風害、冷害等生活条件が悪く内陸部山岳地帯におとらない寒冷地であるから、本町の地域給を三級地に、寒冷地手当を五級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大江町の地域給に関する請願

請願者　京都府加佐郡大江町字南有路　本村鐘一外一名（第七二七号）

右の請願は、京都府大江町は、舞鶴市、福知山市、綾部市の中間に位置するため、交通、経済その他すべての点においてその影響を受け、これ等三都市と経済、文化等少しも変らぬ状況であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県池野村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡池野村長　高橋盛平（第七二八号）

右の請願は、福岡県池野村は、隣村遠賀郡岡垣村（四級地）とはほとんど人家続きで接続し、両村間には何らの差異も認められない実状であるから、本村の地域給を三級ないし二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県上西郷村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡上西郷村長　薄久雄（第七二九号）

右の請願は、福岡県上西郷村は、北九州地区五市と福岡市の中間、国鉄福岡駅に近く、筑豊炭田直方、飯塚両市を東北にひかえ、これを連絡する重要府県道直方、津屋崎線が本村の中央部を東西に縦貫しており、東は若宮町（二級地）に、西は福間町（二級地）に、北は神興村（一級地）に、南は古賀町（三級地）および小野村（一級地）に接しているので、これら隣接町村と対比して本村の現在の地域給はいちじるしく均衡を失し、村税その他の経費負担はもち論その他のあらゆる部面にわたり微妙な事態を生じて村政運営上にも影響するところが大であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県入来町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県薩摩郡入来町長　今村富士麿（第七三〇号）

請願者　鹿児島県薩摩郡入来町議会議長　田中直右ェ門（第一一七四号）

右の請願は、鹿児島県入来町は、薩摩郡の中央に位し、比較的交通に恵まれ入来温泉を中心として鉄道、国営、民営バスの交通網は四通八達し、四季観客の来往ひん繁にして最近特に保養を目的とする浴客が激増してきているが、このため諸物価高を招来し、物価指数においても隣接川内市とほとんど同様の実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県西志布志村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県囎唹郡西志布志村役場内　前田千秋外三十二名（第七三一号）

請願者　鹿児島県囎唹郡西志布志村長　前田千秋外三十二名（第一一七三号）

右の請願は、鹿児島県西志布志村は、大隅半島の東南部に位置し、東は志布志町に、西は大崎町に境し、現在志布志町との合併による市制施行を準備中であつて、一般物価も鹿児島市を上回る実状であるから、本村の地域給を二給地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県碧南市の地域給に関する請願

請願者　愛知県碧南市長　中村庄太郎外二十二名（第七三九号）

右の請願は、愛知県碧南市は、隣接市である半田市、刈谷市、挙母市、豊川市等と比較して物価も平均以上にあるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大和田町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡大和田町長　並木庄兵衛外十名（第七四一号）

右の請願は、埼玉県大和田町は、朝霞、大和両町に隣接して諸物価は前二町に比し低いものもなく公務員の消費生活はむしろ困難な実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大久保村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡大久保村役場内　榎本太平外二名（第七四二号）

右の請願は、埼玉県大久保村は、浦和、大宮の二大都市に隣接して三級地の与野町を境として全く東京の衛星都市の様相下にあり、このような環境地帯にあつて地域給にはなはだしい格付の差をみていることは不自然であり、これが地方民情の上にも教育または行政の上にも種々なる障害となつているから、本村の地域給を二級地または三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県越ケ谷、大沢両町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡越ケ谷町長　大塚伴鹿外十八名（第七四三号）

右の請願は、埼玉県越ケ谷、大沢両町は、橋一つをもつて結びつき形態は大なる一町であり、埼葛地方南部における行政、教育、産業上の中心地をなしており、東京都には東武越ケ谷駅よりわずか十五分にて達し、生活水準も近接の草加町と大差ない実状であるから、右両町の地域給を草加町同様に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県吉岡村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡吉岡村長　広田之進外七十二名（第七四四号）

右の請願は、埼玉県吉岡村は、熊谷市南方に直続する隣接村でほとんど同市の延長地域の観を呈し、物価指数、生活水準、文化の程度等同市と同等であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県鉢形村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡鉢形村長　鳥塚仁外三十名（第七四五号）

右の請願は、埼玉県鉢形村は、寄居町と荒川を隔てて相対し、政治、経済、産業、文化等あらゆる面において不離の関係にあるにもかかわらず同町との間に地域給差があるため、本村公務員ことに小、中学校に優秀な教員を確保するに極めて困難な状態におかれているから、本村を寄居町と同様の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県豊岡町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡豊岡町長　田代七郎外十五名（第七四六号）

右の請願は、埼玉県豊岡町は、東京都に隣接し、所沢市、川越市、飯能町に近接する丘陵地帯に発展した町で、東京都の衛星都市としてその実態は所沢市、川越市に比較してなんら劣るところがなく、むしろ米軍ジョンソン航空基地の大施設を有する関係で諸物価はいちじるしく高騰し地域給三級地の地域以上の状態であるから本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県沢田村の地域給に関する請願

請願者　群馬県吾妻郡沢田村長　宮崎弘外十四名（第七五二号）

右の請願は、群馬県沢田村は、四万、沢渡の両温泉を有ししかも主食をはじめ日常必需品を大部分他より移入しなければならない状態であり、加うるにへき遠の地に位するため輸送費等の加算により物価は勢い高価となつているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県川中島村の地域給に関する請願

請願者　長野県更級郡川中島村長　更級秋男（第七五三号）

右の請願は、長野県川中島村は、長野市ならびに篠ノ井町に隣接し、生活物資をほとんど村外よりの移入に依存しているため価格も都市と何等変るところがなく地域給において長野市および篠ノ井町より下位に置かれていることは不合理であるから、本村を篠ノ井町程度の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三外四名（第七五四号）

右の請願は、岐阜県陶町は、北米向け高級ディナーセットおよび南方向輸出陶磁器の製造盛んな町で、労力と生計費がいちじるしく高い特殊な町であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三外四名（第七五五号）

右の請願は、岐阜県陶町は、海抜四百八十メートルの町で南アルプス支脈の山々連岳起伏し、矢作川分水嶺にあるいわゆる山脈の背上部に位し、斜面は西北に向いているため冬期において日照り少く寒風を直接に受け、平均気温は寒冷地二級地の岩村町とほとんど一度の差を見ない状態であるから、本町を寒冷地二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県三和村の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡三和村長　犬塚計平外五名（第七五六号）

右の請願は、愛知県三和村は、岡崎市、西尾町を南北に控えその郊外地の観を呈し、両都市との交流はひんぱんを極め、ことに物価は両都市なみに高く、公務員の生活は極めて困難な状況にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県塩釜市の地域給に関する請願

請願者　宮城県塩釜市長　桜井辰治外四十二名（第七五七号）

右の請願は、宮城県塩釜市は仙台市とともに東北地方における中枢地区で、かつ港都と観光都市である関係上、他地方人の出入は市自体の規模と人口に比し余りにも過大であるため異常な物価高を招来する結果となり市内公務員の生活は困難な状態に追い込まれているから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県知事　重成格（第七五九号）

右の請願は、鹿児島県は、主要食糧をはじめ生活用品の大部分を阪神、北九州その他県外からの移入に仰いでいるため物価は運賃等の加算により他県より高く地域給においていちじるしく均衡を失しているから、鹿児島市四級地、鹿児島郡外四市一町を三級地、阿久根市外四十三町四村を二級地、根占町外七町九村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県東谷奥村の地域給に関する請願

請願者　石川県江沼郡東谷奥村長　宮下理吉外七名（第七八四号）

右の請願は、石川県東谷奥村は、有名な温泉郷である山中町、山代町に隣接あるいは近接しているので、村民の生活物資の購入は全く両町に依存しており、従つて生計費も膨脹し村内官公職の生計を窮迫せしめている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県伏見町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡伏見町長　岡田正成（第七八五号）

右の請願は、岐阜県伏見町は、可児郡のほぼ中央に位し、戦時以来本町および東に連なる中町、御嵩町に埋蔵する亜炭採掘業の発達によつて町勢は飛躍的に累進し、極度な住宅難と異常な物価高を招来したことは周知の事実であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県赤井村の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡赤井村地域給引上促進協議会内　吉田万吉外二十一名（第七八六号）

右の請願は、福島県赤井村は、磐越東線小川郷駅、赤井駅を村内に有し、両駅を中心として二十有余の炭鉱、会社、工場等があり、また県立公園となつた夏井川けい谷、關伽井岳を中心とする観光地帯の中心地として急速に発展し、交通の便と相まつて人口も急激に増加するに従つて純農村から鉱工業村への一大躍進をとげるようになり、物価指数もいちじるしく上昇している現状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県五井町の地域給に関する請願

請願者　千葉県市原郡五井町長　斎藤栄松（第七八七号）

右の請願は、千葉県五井町は、県都千葉市の外包地として市原郡下の交通、経済、行政の中心をなし、交通網の四通八達、産業の発展、遊興飲食店、娯楽施設等の激増によつて近来益々都市的面ぼうを加え、物価もいちじるしく高騰し、全く千葉市の住民と同様の生活を営む実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県山田村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡山田村長　前田隆二外二名（第七八八号）

右の請願は、兵庫県山田、船津、八千種村は、南は二級地豊富村をへだてて四級地姫路市に接し、北は二級地田原村、福崎町に接続している半農半俸給生活者の村で、生活物のそ菜は大部分姫路市に送られ、消費物資の全部を同市に依存している関係上、物価は同市を上回る現状であり、文化面でも都市と大差がない実情であるが、級地が低いために優秀な公務員、技術者を得ることに非常な困難と不合理を痛感しているから、山田、船津、八千種の三箇村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県琴浦町の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡琴浦町長　角南雄一外一名（第七八九号）

右の請願は、岡山県琴浦町は、紡績織物工業を始め、被服縫製業が隆盛を極め、この引取先は主として京阪神地方であるためその影響を生活面に受けて一般の生活水準は岡山市を上回り、加うるに町民の生活必需物資の大部分を他地区に依存し、ことに主食は岡山、倉敷両市を経て搬入されるため物価は常に岡山、倉敷両市を上回る状態にあるから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県庄村の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡庄村長　難波晴太郎外五名（第七九〇号）

右の請願は、岡山県庄村は、由来岡山、倉敷両市を結ぶ連鎖地域であり、県南部の交通、産業、経済上の重要地域として両市を中心とする緊密な一環を形成しており、諸物価はむしろ両市を上回つている現状であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県児玉町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡児玉町長　筑紫権四郎外二百二十三名（第七九六号）

右の請願は、埼玉県児玉町は、県西北部のへきすうの地で、しかも物価は生活物資を他地方より移入し現地の農産物は東京への売り込み等によつて常に東京周辺都市と同様であるため当地勤務希望者はほとんどなく本町発展を阻害されているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県花園村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡花園村長　須藤利一外十一名（第七九七号）

右の請願は、埼玉県花園村は、東北に深谷町、藤沢村に接し、西部は寄居町に囲まれ、物価指数は寄居町以上であるにもかかわらず地域給差があるため公務員の待遇に大きな差を生じ、ことに教員確保に極めて困難をきたしているから、本村を深谷町、藤沢村、寄居町と同様の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県四日市町、駅館村の地域給に関する請願

請願者　大分県宇佐郡四日市町長　渡辺功外三百三十九名（第八〇一号）

右の請願は、大分県四日市町、駅館村地区は、中津市と高田町の中間に位し、文化ならびに物価の程度においてこれらの市町と何ら異ることなく、むしろ娯楽施設等の増加により新市街地として上昇の一途をたどつている現状であるから、本地区の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県八女郡の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡福島町八女地方事務所内　園田展右外一名（第八〇二号）

右の請願は、福岡県八女郡は、久留米、大牟田両市の中間に位し、両経済圏に包含されており、県下中部以北地区よりあらゆる点において上位にあるから、本郡内町村のうち福島町、羽犬塚町、黒木町を三級地に、中広川村、下広川村、古川村、水田村、光友村、忠見村、川崎村、豊岡村を二級地に、北川内村、北山村、木屋村、串毛村、辺春村、白木村、笠原村、星野村、大渕村、矢部村、横山村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県三潴村外十九箇町村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡三潴村長　富松幸登外四十六名（第八〇三号）

右の請願は、福岡県三潴郡三潴村外十九箇町村は、交通、経済状況を同じくしほとんどその差は認められない状況にあるから、大善寺、大川、荒木、城島四箇町を地域給三級地に、西牟田町外犬塚、安武、三潴、昭代四箇村を二級地に、蒲池町外川口、田口、大莞、大野島、大溝、江上、青木、木室、木佐木、三又十箇村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県岩戸村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡岩戸村長　臼杵丈次郎外七名（第八〇四号）

右の請願は、福岡県岩戸村は、福岡市の直接隣接村として経済、文化、生活状態等福岡市内と何等変りがなく、むしろ地域給において低位に置かれているため公務員の実際の消費生活は福岡市以上窮迫を余儀なくされている実情にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県柳川市の地域給に関する請願

請願者　福岡県柳川市長　古賀慶蔵外十四名（第八〇五号）

右の請願は、福岡県柳川市は、久留米、大牟田両市の勤務者の住宅地たる性格を帯びている関係上消費都市として両市よりはかえつて物価高の傾向にあるが、地域給において当市の地域給が低位に置かれていることは極めて不合理であり、当市文化の発展、生活の向上にも重大な支障をきたすものであるから、当市を久留米、大牟田両市と同様の地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県大河内村の地域給に関する請願

請願者　三重県飯南郡大河内村長　前川伊佐衛門外七名（第八〇六号）

右の請願は、三重県大河内村は、地域給指定地の松阪市花岡町、松尾村に隣接し、産業、経済、交通、文化等村民生活の大部分は松阪市に依存しており、従つて公務員の生活状態は松阪市におけると何等異るところがないにもかかわらず地域給地としての指定を受けていないためあらゆる面に矛盾と支障をきたしているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県寺井野町の地域給に関する請願

請願者　石川県能美郡寺井野町長　米沢清一外七名（第八一六号）

右の請願は、石川県寺井野町は陶磁器、織物、瓦類等が主な産業で、なかんずく九谷焼は全国はもとより海外にまでその販路を広めつつあり、住民の大半を占めるこれら業者の生活環境は自然先進都市にならい、一般住民の自活水準もまた上昇することは当然で、しかも主要食物および生活必需物資の価格は常に他より高く、加うるに最近の急激な人口増加と相まつて一般公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県山上村の地域給に関する請願

請願者　石川県能美郡山上村長　田川孝司外七名（第八一七号）

右の請願は、石川県山上村は、金沢、小松両市にはさまれた中間地帯に位し、郡内屈指の機業地である上に村内に辰口温泉をひかえている関係で、物価、生活程度等金沢、小松両市と大差ない実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県取手町の地域給に関する請願

請願者　茨城県北相馬郡取手町　塚本信外三百四十四名（第八一八号）

右の請願は、茨城県取手町は、本県の最南端に位し、常磐線により都心に五十分で達する東京都の郊外都市である関係上、生活水準および物価は東京都と全く変らないにもかかわらず東京都ならびに隣接の千葉県松戸市、柏町等とは、相当の地域給級差があることは、はなはだ不均衡であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県倉敷市の地域給に関する請願

請願者　岡山県倉敷市長　高橋勇雄外一名（第八一九号）

右の請願は、岡山県倉敷市は、現在地域給四級地の岡山とは同一経済圏を形成しており、かつ官公庁、学校、大会社、工場、銀行および各種文化施設が非常に多い関係上、物価ならびに文化水準、生活水準は岡山市と何等異るところがないから、本市全域を岡山市と同様の地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県千厩町の地域給に関する請願

請願者　岩手県東磐井郡千厩町長　熊谷軍平（第八二〇号）

右の請願は、岩手県千厩町は、東磐井郡の中央に位し、内陸部と沿岸部との交通の要衝であり、地方事務所をはじめ各種官公署および商店、工場等多く、当地方の政治・産業・交通・文化の中心であるため、物価ならびに生活水準は大都市と何等異るところがないから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県の地域給に関する請願

請願者　岩手県盛岡市内丸五七ノ八　岩手県官公労組対策協議会内　増井嘉一（第八二三号）

右の請願は、岩手県の地域給のうち盛岡、釜石、宮古の三市および甲子村を四級地に、一関、大船渡の二市および久慈、長内、大槌の三箇町ならびに鵜住居村を三級地に、花巻、水沢、遠賀、黒沢尻、福岡、岩谷堂、岩泉、田老、千厩、一戸、山田、高田、気仙、沼宮内、前沢、藤沢、大原、日詰の十八箇町および松尾、湯本、巻堀の三箇村を二級地に、金ケ崎、石鳥谷、広田、軽米、大迫、土沢、種市、葛巻、摺沢、世田米、浄法寺、雫石の十二箇町および平館、田山、石切所、御所、湯口、湯田、平泉、岩崎、相去、大更、花泉、見前、徳田、古館、滝沢、江釣子、鬼柳、金田一、荒沢、田頭、寺田、御堂、福岡の二十三箇村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県の寒冷地手当に関する請願

請願者　盛岡市内丸五七ノ八　岩手県官公労組対策協議会内　増井嘉一（第八二四号）

右の請願は、岩手県は、全国最寒地帯に属しており、かつ交通不便の特殊事情下にあつて、他府県に比し著しく生活費が高い実情にあるから、盛岡市外八郡の一円および下閉伊郡のうち八箇村、上閉伊郡のうち十一箇町村、東磐井郡のうち三箇町村、西磐井郡のうち一箇村を寒冷地手当五級地に、一関市外三市および下閉伊郡のうち十五箇町村、上閉伊郡のうち五箇町村、気仙郡のうち十二箇町村、東磐井郡のうち二十二箇町村、西磐井郡のうち十箇村を四級地に指定さは、その支給金額を最低五級地十割にし以下二割刻みに改訂増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願

意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県沼宮内町の地域給に関する請願

請願者　岩手県岩手郡沼宮内町岩手県教員組合岩手郡支部沼宮内小学校分会内　皆川福松外一名（第八三五号）

右の請願は、岩手県沼宮内町は、岩手郡の中央に位し、郡内主要官公署の所在地であり、生活必需品はすべて盛岡市から移入している関係上、物価は運賃その他が加算され同市より二、三割高く、従つて本村公務員の生計費は盛岡市を上回る実情にあるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県藤岡町の地域給に関する請願

請願者　群馬県多野郡藤岡町藤岡税務署内　角田直忠外二十四名（第八三六号）

右の請願は、群馬県藤岡町は、前橋市および高崎市についで古くから発達した県内有数の町であつて、生活、文化水準は沼田町、富岡町、渋川町、館林町は申すに及ばず伊勢崎市、高崎市等に比してもそん色ない実状であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県福渡町の地域給に関する請願

請願者　岡山県久米郡福渡町長　河本仲市外十一名（第八三七号）

右の請願は、岡山県福渡町は、岡山、津山両市の中間要地であり、岡山を母市とする衛星的な地位を占め、生活必需物資の大部分を同市から移入しているため、物価は同市の二割ないし三割高の現状であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県近永町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡近永町長　川添日和郎（第八三八号）

右の請願は、愛媛県近永町は、宇和島市の東側に隣接して同市の衛星都市を形成しており、物価水準も同市同様であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県東吉見村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡東吉見村東吉見第一小学校内　岡安熊次外四名（第八三九号）

右の請願は、埼玉県東吉見村は、比企郡の中心都市松山町と北足立郡鴻巣町との中間に位し、経済的にこれらの町と密接に直結しているので物価水準も高く、最近一級地に指定された隣接の北本宿、馬室、川田谷、田間宮、大河等の諸村に比し豪もそん色ない実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県南吉見村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡南吉見村南吉見小学校内　柳田恵外四名（第八四〇号）

右の請願は、埼玉県南吉見村は、比企郡の中心都市松山町と北足立郡鴻巣町との中間に位し、経済的にこれらの町と直結しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県北吉見村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡北吉見村北吉見小学校内　江中良朔外三名（第八四一号）

右の請願は、埼玉県北吉見村は、北企郡の中心地松山町と北足立郡鴻巣町および吹上町の中間に位し、ほとんど家続きにて県の勧奨する大都市計画によるも真先に包含される情況下にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県坂戸町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡坂戸町長　御厨利夫外十一名（第八四二号）

右の請願は、埼玉県坂戸町は、入間郡西部地区における交通、経済、政治上の要衝として重きをなし、駐留軍無線基地の設立も決定して町は一路発展の途上にあり、日常諸物価は他市町に比し上回つており県下一の物高であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県勝呂村外四箇村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡入西村長　浅見敏外六十名（第八四三号）

右の請願は、埼玉県勝呂、三芳野、入西、大家、鶴ケ島の五箇村は、地勢的にも行政上からも極めて類似の条件の村で、いわゆる坂戸ブロックをなし、南は入間川に近接し、北は高坂村をへだてて松山町と接し、東は川越市をへだてて東京都と近接している。しかし当地区内には駐留軍の航空無線基地を始め官公庁等極めて多い上に、武蔵自然公園の一部である関係で駐留軍将兵始め都人士の来往が極めて多く、物価も坂戸町と同様であるから、本地区の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県玉川村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡玉川村長　高柳弥市外七名（第八四五号）

右の請願は、埼玉県玉川村は、既に一級地に指定されている小川、越生、松山町および大河村に隣接して物価、生計費等これらの町村と全然差異ない実状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県明覚村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡明覚村長　山岸泰吉外六名（第八四六号）

右の請願は、埼玉県明覚村は、越生町と小川町の中間に位し、物価および生計費は右二町と少しも変るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県三輪町の地域給に関する請願

請願者　奈良県磯城郡三輪町長　土谷宗一郎外七名（第八四七号）

右の請願は、奈良県三輪町は、昨年三級地に指定された桜井町と二十メートルの川幅を境として隣接し、経済的に同町と同一条件下にあるから、本町の地域給を同町同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県服部村の地域給に関する請願

請願者　広島県芦品郡服部村長　広本三右衛門外十一名（第八四九号）

右の請願は、広島県服部村は、南を一級地指定を受けている駅家町に、西を同じく一級地である網引村に接して両町村との境界が明らかでない程家屋が密集しており、生活水準は右町村と何等異るところがないから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県津山市の地域給に関する請願

請願者　岡山県津山市長　中島琢之外一名（第八五〇号）

右の請願は、岡山県津山市は、県北部の政治、教育、文化の中心地として岡山市はもとより県内の主要都市との交流がひんぱんに行われ、市民の生活、文化水準はいちじるしく高く、また物価が京阪神および山陽沿線の諸都市と比較して高いため公務員の生活は非常に窮迫しているから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県嘉瀬村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県佐賀郡嘉瀬村長　高取吉次外九名（第八五一号）

右の請願は、佐賀県嘉瀬村は、佐賀市の西部に隣接し生活上あらゆる条件が同市と何等変らないにもかかわらず地域給差があり、このまま放置されるならば本村の教育、文化、経済、民生等あらゆる行政施策は人材の上からも職務能率の上からも危機にひんすることは火を見るよりも明らかであるから、本村を佐賀市と同様の地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県川崎町の地域給に関する請願

請願者　宮城県柴田郡川崎町長　丹野丹治外十三名（第八五二号）

右の請願は、宮城県川崎町は、生活必需物資のほとんどを他に求める以外にない状態で、しかも山間へき遠の地であるため交通、運搬の費用が重なり、物価は仙台市をはるかに上回る実情にあり公務員の生活は困窮を極め、ことに人事行政上支障をきたしているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県豊里町の地域給に関する請願

請願者　宮城県登米郡豊里町長　佐藤省三外一名（第八五三号）

右の請願は、宮城県豊里町は、登米郡米山村、吉田村、登米町および本吉郡柳津町、桃生郡桃生村、中津山村、遠田郡箟岳村の中心部に位する産業と商業の発展した町であり、地域給指定地の佐沼町、登米町をしのぐ町で地域給支給地域として充分な条件を備えているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県利府村の地域給に関する請願

請願者　宮城県宮城郡利府村加瀬字六三利府村地区勤務地手当対策協議会内　成瀬芳郎（第八五六号）

右の請願は、宮城県利府村は、利府梨の産地として知られている農村であるが、政治、経済、文化等の面において仙台、塩釜両市ならびに松島、多賀城両町と密接不離の関係にあり、物価の高いことは一般農村と比較にならない状態にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県多賀城町の地域給に関する請願

請願者　宮城県宮城郡多賀城町長　賀川邦雄外二十三名（第八五七号）

右の請願は、宮城県多賀城町は、戦後工場誘致の運動が実現されるに至り人口の急増と都会的性格への移行は物心両面から町民の生活実情に直接影響を与え、行政区画上異るがその実質においては仙台市、塩釜市と全く同一の状況にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県百石町の地域給に関する請願

請願者　青森県上北郡百石町大三沢地区警察署百石警部補派出所内　三上与作外八名（第八五八号）

右の請願は、青森県百石町は、大三沢町と市川村とに国連軍の駐留以来その影響を受けて物価の騰貴がはなはだしく住民の生活費は増大の一途をたどりつつある現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県葛巻町の地域給に関する請願

請願者　岩手県岩手郡葛巻町長　三浦勝兵エ（第八五九号）

右の請願は、岩手県葛巻町は、生活

水準に関係する諸条件がいずれも悪条件にあるため、学校教職員は毎年の異動期に転出希望者が多く転入者がない状態で、しかも物価はすべて大都市より相当高い実情であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県湯本村の地域給に関する請願

請願者　岩手県稗貫郡湯本村長　富手長命治外十名（第八六〇号）

右の請願は、岩手県湯本村は、積雪寒冷地水田単作地帯で、しかも花巻、台両温泉地帯ならびに二枚橋の新興工業地帯を控えているため物価は常に花巻町より高く、生活費は高騰の一途をたどりつつある現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県石和町の地域給に関する請願

請願者　山梨県東八代郡石和町長　杉田五平（第八六一号）

右の請願は、山梨県石和町は、近時地方政治経済においてとみにいんしんを極め諸物価は騰貴しているが隣接甲府市との間に現在地域給差のあるため、個人生活ならびに官公庁の人事行政上幾多の不便と公正を欠く結果となつているから、本町を甲府市と同様の地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県穂原町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県稲葉郡穂原町長　水野善吾外一名（第八六二号）

右の請願は、岐阜県穂原町は、戦前川崎航空機工場を始め幾多の軍需工場が棟を並べ隆盛を極めたが数度の爆撃で破壊され、戦後を免れた建物に駐留軍の諸設が設置され、また近く旧川崎航空機工場は航空機修理工場として一大飛躍の途上にある等消費世帯が断然多く従つて都市的生活水準に置かれ物価は隣接岐阜市岩那加町、鵜沼町と同一の状態であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府宇治市の地域給に関する請願

請願者　京都府宇治市長　山崎平次外三十八名（第八六三号）

右の請願は、京都府宇治市は、京都市の南部に隣接し、宇治川を中心に天然の風光に恵まれ、国宝平等院をはじめ多くの重要古文化財を持ち、観光都市として近時ますます発展の一途をたどりつつあるとともに近代都市としての諸条件を備え京都市の延長の観を呈し、物価は同等以上の状態にあるから、本市を地域給五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県夜須村の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡夜須村長　金子甚六（第八六五号）

右の請願は、福岡県夜須村は、福岡、久留米、飯塚の消費都市の近郊にあつて、交通事情は極めて良好であり、物価指数はこれらの都市とほとんど同一で最近地域給地に指定された甘木町、立石村、杷木町よりは物価が高い事情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県吉田村の地域給に関する請願

請願者　宮城県亘理郡吉田村浜吉田郵便局内　鈴木久雄外五名（第八六七号）

右の請願は、宮城県吉田村は、常磐線の沿線に位し地域給一級地亘理町と山下村の中間にあるが、交通が至便で仙台市に通勤する者が多数にのぼりために生活水準も高く、消費物資は同市に依存するためその市価を上回り、農産物も売出し等のために騰貴し、夏季は海水浴場として活況を呈する実情等考慮の上、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県気仙沼市の地域給に関する請願

請願者　宮城県気仙沼市役所内気仙沼地区官公庁給与対策協議会内　鈴木左夫（第八六六号）

右の請願は、宮城県気仙沼市は、旧市街に鹿折町、松岩町を合併し新市制を施行した三陸一の漁港で、水産物を除いては生産品は皆無のため消費物価は他市町村または県外に依存している関係で物価高を示し、東京よりもはるかに高い実情であるから、本市を地域給三級地に指定せられるとともに新城地区（新月村の一部）を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県南郷村の地域給に関する請願

請願者　宮城県遠田郡南郷村南郷村地域給対策委員会内　松田真治外一名（第八六八号）

右の請願は、宮城県南郷村は、涌谷、不動堂、鹿島台町に接続し、また石巻市に隣接してこれ等の都市との交通がひん繁であるため文化的発達が促進され各種の施設があり、物価も高く、これ等市町と変りなく公務員の生計費がいちじるしく大きいから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県松島町の地域給に関する請願

請願者　宮城県宮城郡松島町松島町官公庁職域連合会内　武山仁治（第八六九号）

右の請願は、宮城県松島町は、経済的に仙台、塩釜両市その他隣接町村に依存するため物価が高くその上、仙台、塩釜両市への通勤者は全俸給生活者の四十二パーセントを占め、本町物価の上昇景気に多大の影響を与え、在住在職公務員の生活を一層窮迫させている実情であるから、すみやかに当町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県七ケ浜村の地域給に関する請願

請願者　宮城県宮城郡七ケ浜村長　渡辺今助外五名（第八七〇号）

右の請願は、宮城県七ケ浜村は、いわゆる仙塩地区の一部として塩釜、仙台、多賀城と政治、経済、社会文化、交通等あらゆる面で一体不可分の関係にあり、わけて経済面においては前記の地域に物資を依存するため高物価地であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県瀬加村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡瀬加村長　斎藤潤三外四名（第八七一号）

右の請願は、兵庫県瀬加村は、田原村（二級地）に隣接し、同一経済圏内にあるのはいうまでもなく、公務員の多くは二級地福崎町、田原村ならびに姫路市と交錯勤務している現状であるが、地域給に差異があるため、人事交流上の支障が大きく行政面に暗影をなげかけているから、ぜひ本村の地域給を福崎、田原同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県西高屋村の地域給に関する請願

請願者　広島県賀茂郡西高屋村長　坪島只夫外十名（第八七二号）

右の請願は、広島県西高屋村は、地域給二級地西条町に隣接し、諸般の事情は全く同じであり、物価は西条町その他広島市、三原市等よりもはなはだしく高価で俸給生活者の生計はきわめて困難であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県川上村の地域給に関する請願

請願者　広島県賀茂郡川上村長　福島俊男外十名（第八七三号）

右の請願は、広島県川上村は、国連軍兵器補給基地、国鉄八本松材修場、帝人八本松大病院をもち、八本松、宗吉地区はキヤバレー、特飲街となり物価高、住宅難に襲われ、公務員の生活はきわめて窮迫しているにもかかわらず級地引き上げからもれたのはまことに不均衡、不合理であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県須江村の地域給に関する請願

請願者　宮城県桃生郡須江村長　市川康治（第八八三号）

右の請願は、宮城県須江村は、石巻市に近接しているが、村内東北電波監視局の公務員は勤務地手当を受けているにかかわらず、他の官公署、学校勤務者はその支給を受けていないのはまことに不公平であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県岩沼町の地域給に関する請願

請願者　宮城県名取郡岩沼町役場内　岡崎太郎外三十名（第八八四号）

右の請願は、宮城県岩沼町は、仙台市の郊外として密接不離の関係にあり、市町民の勤務先もたがいに相交錯し、戦後急激に人口が増加するとともに文化施設も拡充したが、生活物資は高価となり公務員の消費生活はきわめて過重であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県田尻町の地域給に関する請願

請願者　宮城県遠田郡田尻町長　佐々木敬一外六名（第八八五号）

右の請願は、宮城県田尻町は、古川市に隣接して遠田郡北部四箇町村の産業、経済、教育、文化、交通等の中心地であるが、古来より本石米の集散地としての消費都市であり、生活必需物資は全部をあげて移入によるため物価は高く、公務員の生活は困窮しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県松山町の地域給に関する請願

請願者　宮城県志田郡松山町役場内　桜井多寿得外百二十九名（第八八六号）

右の請願は、宮城県松山町は、鹿島台、不動堂両町に隣接する志田郡の中心地であるが、亜炭の生産地であつて町民の四割が純消費者であり、消費物資は仙台、古川両市に依存するためその市価を上回り、公務員の生活は困窮している上、附近市町との間に地域給の差があつて人事交流上の支障となつているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県津谷町の地域給に関する請願

請願者　宮城県本吉郡津谷町津谷農林高等学校内　西巻正夫外十五名（第八八七号）

右の請願は、宮城県津谷町は、県の東北本吉郡の中央に位し物資の集散地であるが、当町には林産物の外の生産物がなく純消費地であるため物価は、一級地気仙沼町、志津川町を上回る実情であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県坂元村の地域給に関する請願

請願者　宮城県亘理郡坂元村長　青田泰平外十二名（第八八八号）

右の請願は、宮城県坂元村は、亘理郡内最小の農村であるが、国立宮城療養所設立以来、その地域一帯が一大消費地になつたにもかかわらず、地元生産がこれに伴わないため、生活必需品はほとんど仙台市に依存する現状となり、従つて物価高を招来し、公務員の生活は窮迫してきているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県富谷村の地域給に関する請願

請願者　宮城県黒川郡富谷村気仙栄次郎（第八八九号）

右の請願は、宮城県富谷村は、仙台、青森を結ぶ国道に沿い仙台市から十七キロの地点にある黒川郡の中心地であるが、六キロ余の近距離に駐留軍の大演習地を控え、仙台、塩釜両市との往来がひん繁なため生活水準も高く、村内生産が少いため物価高となり、公務員の生活は窮迫しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県平市の地域給に関する請願

請願者　福島県平市長　諸橋久太郎外十六名（第八九〇号）

右の請願は、福島県平市を中心とする常磐地区は、常磐炭鉱により人口の密集地帯で、従つて平市は純消費都市であるために物価は県下最高を示しているから、平市を中心とする常磐地区を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県小名浜町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡小名浜町長　水野政次郎外二十四名（第八九一号）

右の請願は、福島県小名浜町は、海陸の交通が開け県下有数の都市として躍進をつづけているが、生活必需物資の大部分を他地方よりの移入に依存しているため物価が高く、生活は困難を極めているから、本町の地域給級地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県内郷町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡内郷町長　渡辺国之助外十七名（第八九二号）

右の請願は、福島県内郷町は、常磐炭田の中心地であり、かつ本県下第一の物価高の地方であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県四倉町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡四倉町長　花沢乙丸外九名（第八九三号）

右の請願は、福島県四倉町は、常磐地区の北辺に位し、漁業を中心としているが住民の大部分は純消費者にて生活必需品をことごとく外部に求め、特に平市の衛星的地位にあるため、物価指数ははるかに平市をもうがする実状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県植田町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡植田町長　渡辺国之助外十七名（第八九四号）

右の請願は、福島県石城郡植田町を中心とする南部常磐地域は、人口の密集地帯であり、従つてその中心都市の形態をなす植田町は純消費地であるため、町の規模に比較し物価指数は常に平市と相前後し物によつては平市を上回る実状であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県豊間町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡豊間町長　四家健雄外四名（第八九六号）

右の請願は、福島県豊間町は、平市、小名浜町に生活必需物資を依存する純消費地であるため、物価指数は県下の最高を示している現状であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県錦町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡錦町長　高木武一郎外四名（第八九七号）

右の請願は、福島県錦町は、福島、茨城両県境のいわゆる常磐炭田地帯に位し、周囲には大小炭鉱が多く、また町内には呉羽化学工業株式会社の大工場を有する関係で人口の増加とともに物資の需要が増大し、物価は日を追うて高騰をたどつている現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県泉町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡泉町長　三瓶本三郎外六名（第八九八号）

右の請願は、福島県泉町は、常磐地域に含まれており、物価指数においても隣接の市町と大差ない実状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県渡辺村の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡渡辺村長　高木信定外三十一名（第八九九号）

右の請願は、福島県渡辺村は、平市を中心とする常磐炭鉱地内に近接包含されながら地域給支給地から除かれているのは遺憾であるから、本村を常磐地区なみの級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県鹿島村の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡鹿島村長　八代義定外三名（第九〇〇号）

右の請願は、福島県鹿島村は、県下随一の高物価地である平市に接続し同市と同様な経済条件下にあるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県磐崎村の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡磐崎村長　大田原憲太郎外十名（第九〇一号）

右の請願は、福島県磐崎村は、常磐炭鉱の中心をなす地域で、内郷、湯本とともに炭鉱部落をなしており、その五割が直接間接に炭鉱との関係において生活しているものであり、近年石炭企業の好況から上昇する賃金と人口の増加とは需用をいちじるしく増大せしめ物価は高騰を極め水戸市、日立市等よりも高い物価指数があらわれており、従つて県下随一の高物価地域をなしているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は

妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県好間村の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡好間村長　鈴木栄一（第九〇二号）

右の請願は、福島県好間村は、常磐炭田地帯の中心地に位し、平市、湯本町、内郷町とともに政治、経済、交通、文化等あらゆる面において同一条件、環境下にあるから、本村を平市、湯本町ならびに内郷町と同様の地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県常磐地区の地域給に関する請願

請願者　福島県平市長　諸橋久太郎（第九〇三号）

右の請願は、福島県平市を中心とする常磐地区は、わが国三大炭田といわれる常磐炭田を控えた炭鉱地帯で物価は県下随一の高物価地域であるから、常磐地区の平市、内郷町、湯本町、小名浜町、勿来町、植田町、豊間町、好間村を地域給三級地に、四倉町、江名町、錦町、泉町、磐崎村、赤井村を二級地に、渡辺村、鹿島村、上遠野村、山田村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県川西、黒羽両町の地域給に関する請願

請願者　栃木県那須郡川西町長　磯政光外二十一名（第九〇四号）

右の請願は、栃木県川西、黒羽両町は、交通不便であるため新興都市としての発展性を有しながら物資の交流は阻害され、物価の高騰をきたしている現状であり、文化、生活水準は西那須野町、大田原町、黒磯町等と同等の状況であるから、両町も地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県藪塚本町の地域給に関する請願

請願者　群馬県新田郡藪塚本町長　小川茂外八名（第九〇五号）

右の請願は、群馬県藪塚本町は、東部を桐生市、西部を佐波郡東村を通じて伊勢崎市に南部を新田郡強戸村を経て大田市に、北部を新田郡笠懸村を経て山田郡大間々町に接し、交通至便である関係上これらの諸都市の影響を受けることが大きく、生活費は高騰を続け、また東武鉄道沿線唯一の鉱泉地としてさらに物価高に拍車をかけている状態にあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県世良田村の地域給に関する請願

請願者　群馬県新田郡世良田村長　大野道衛外八名（第九〇六号）

右の請願は、群馬県世良田村は、伊勢崎市を起点として県東南部、栃木県、埼玉県の各市街地と東京都を結ぶ東武線の沿線に位する関係で人と物との交流が繁く、物価は地域給指定町村と同程度またはそれ以上となつている実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県千種村外六箇村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県宍粟郡千種村長　石原積二郎外五十五名（第九〇七号）

右の請願は、兵庫県宍粟郡千種村、三河村、土万村、染河内村、繁盛村、奥谷村、三方村の七箇村は、神崎郡、山崎町、佐用町、平福町等の地域給地指定町村に囲まれ生活必需物資の価格はほとんどこれらの町村を上回る状態にあるにもかかわらず地域給差があるため人事行政、職務の遂行に及ぼす支障は決して少くない状況であるから、本七箇村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県三方郵便局の地域給に関する請願

請願者　兵庫県宍粟郡三方村長　田路量外二名（第九〇八号）

右の請願は、兵庫県三方郵便局は、三方村の中心に位置し三方村、繁成村および下三方村（一級地）を集配区域としている配集特定局である。しかして三方村の四囲はみな有給地で東は二級地神崎郡、南は本郵便局の集配区域内である一級地下三方村、西は一級地西谷村であり、三方村は三方三箇村の中心地であつて兵庫県立山崎高等学校三方分校、山崎営林署三方担当区事務所および三方三箇村を統轄する兵庫県吏員はすべて駐在し、政治、経済、教育、文化の中心であるから、本郵便局を勤務地手当の支給区分に関する官署個別指定の一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県上広川村の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡上広川村長　重野新外三名（第九〇九号）

請願者　福岡県八女郡上広川村中学校内　青柳四一外二名（第一〇二八号）

右の請願は、福岡県上広川村は、久留米市と八女郡の中心地福島町の中間に位置するため物資の交流、両都市間との交通がひんぱんで、物価は久留米、福島両都市の影響を受けており、官公庁ならびに学校職員の生活は極めて困難な状況に置かれているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県江北町の地域給に関する請願

請願者　佐賀県杵島郡江北町江北中学校内　岩石十郎外一名（第九一〇号）

右の請願は、佐賀県江北町は佐賀県における屈指の雄町であり、最近炭住の増築とともに杵島炭鉱の職員が転任したため諸物価は高騰し生計費が膨脹して公務員の生活は極度に脅やかされているから、本町の地域給地を三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県羽島郡の地域給に関する請願

請願者　岐阜県羽島郡笠松町中川町二三笠松刑務所内　木下直外二十二名（第九一九号）

右の請願は、岐阜県羽島郡は、岐阜市と一宮市との間にはさまれた地域を占め、これ等都市の経済的影響下におかれているから、笠松、竹ケ鼻町柳津村を地域給三級地、川島、中屋、上羽栗、下羽栗、八剣、足近、正木、小熊、江吉良、上中島村を二級地、福寿、堀津、下中島、桑原村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここ

に国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県三石町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡三石町役場内　桑原弥寿治外百七十三名（第九一〇号）

右の請願は、岡山県三石町は、純鉱工業地帯として特殊の地形をなし、周辺の農漁村との連けいがなく、あらゆる面で阪神諸都市の経済的影響を受けることがはなはだしく、全町村の生活態度ならびに生活必需物資の市価からしても現在四級地の岡山市と比較して勝るとも決して劣らない程生活に困難を痛感している現状であるから、本町を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県高松町外三箇町村の地域給に関する請願

請願者　岡山県吉備郡高松町長　桐野寛外三名（第九二一号）

右の請願は、岡山県高松町、生石村、真金町、および加茂村は東部地域の経済、文化、交通等の中心地であり、また岡山市に近接している関係から諸物価は、県下主要都市と比較して差異がないばかりかむしろ高物価の実状であるため、公務員の生活は窮迫の状態にあるから、是非とも高松町外三箇町村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県川面村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡川面村長　妹尾富太外二名（第九二二号）

右の請願は、岡山県川面村は、旧山陽道に沿い、地域給指定地の笠岡市、井原、高屋、西江原、小田、矢掛の各町および城見、陶山、大井の各村に隣接しているので、当村の経済は、地域給指定地同様に消費経済面が多く給与生活者は常に物価高になやまされている実状である。殊に朝鮮動乱以来、附近町村の木材伐採運搬、その他会社、工場等労務者の増加に伴い地方的インフレの飛躍がはげしいために、当村の経済生活は過重となり、従つて公務員の経済生活は愈々窮迫している実状にあるからすみやかに当村を地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県郷原村外三箇村の地域給に関する請願

請願者　広島県賀茂郡郷原村長　藤本直規外三名（第九二三号）

右の請願は、広島県郷原村、下黒瀬村、上黒瀬村、板城村は呉市、安浦町、西条町との間にあつて人的に物的にその交流は実にはげしく呉市の郊外住宅地的存在であり、従つて生活様式慣習等も都会的で、生活必需品においては高価であるため俸給生活者の生活費は都市をはるかに上回る状態であるから、当四箇村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県新居浜市の地域給に関する請願

請願者　愛媛県新居浜市高木町甲二七二　加藤宝茂外一名（第九二四号）

右の請願は、愛媛県新居浜市は、元禄三年別子銅山の開発に端を発してより二百五十年、現在では住友企業を中心に四国最大の重工鉱業都市として発展しており、また外国船の出入による輸出入は陸上輸送とともに四国の最高を示し、完全な消費都市で地域給四級地としての条件を充分に備えているから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県中萩町外二箇町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県新居郡中萩町大字中村二、一九三　安藤道夫（第九二五号）

右の請願は、愛媛県中萩、角野、泉川三箇町は、新居浜市と不離一体の関係にある。ことに生活様式、文化程度、物価等は全く同一であり、一方当地域内新居浜駅前郵便局、新居浜駅、四国電力、日通社員はすでに地域給の支給を受けており、一般公務員との間に給与の不均衡があるから、当三箇町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県依那古村の地域給に関する請願

請願者　三重県名賀郡依那古村長　喜多嶋辰雄外四名（第九二六号）

右の請願は、三重県依那古村は、交通に恵まれ、本村の玄関ともいうべき依那古駅の日々乗降する客はそのほとんどが上野市あるいは伊勢、大阪方面への通勤者または商人であつて、これらは本村の物価、生活程度を高め物価は都市なみで、物によつては上野市を上回るものがある状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県古山村の地域給に関する請願

請願者　三重県名賀郡古山村長　西浦喜市外六名（第九二九号）

右の請願は、三重県古山村は、名張町と上野市の中間に位置し、生活必需物資はこれら両市町に依存しているため価格は両市町に比し一割ないし二割高の実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県神戸村の地域給に関する請願

請願者　三重県名賀郡神戸村長　大北啓生（第九三〇号）

右の請願は、三重県神戸村は、大阪市と名古屋市および宇治山田市を結ぶ近畿日本鉄道沿線の中間に位し、その支線伊賀線の分岐点に当つており、この交通機関を利用して物資の交流、人員の移動がはげしく、ために、これら大都市の影響を直接にうけて物価は高く、生活水準は向上し給料生活者は経済不安に直面しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県箕曲村の地域給に関する請願

請願者　三重県多賀郡箕曲村赤目中学校内　山門一夫外二名（第九三一号）

右の請願は、三重県箕曲村は、名張町に隣接し数年前までは名張町に合併されていたもので、政治的な立場から一応分離はしているものの地域的にも経済的にも極めて密接な関係にあり、三重県地域給対策審議会において前年度に引き続き本年度も重ねて三級地申請が妥当なものであると決定されている実情であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
三重県花垣村の地域給に関する請願
請願者　三重県名賀郡花垣村長　黍羅英太郎外六名（第九三二号）
右の請願は、三重県花垣村は、名張町と上野市の中間に位置し、生活必需物資はこれら両市町に依存しているため価格は両市町に比し一割ないし二割高の実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
三重県上津村の地域給に関する請願
請願者　三重県名賀郡上津村長　中野眞一郎（第九三三号）
右の請願は、三重県上津村は、電車によつて大阪へ一時間半、名古屋へ二時間の至近距離にありこれら二大都市の経済的影響は大きく、加うるに本村生産物の米麦を始めとする農産物および木炭等は大阪方面へ出荷され、また同様に木材、木炭等を名古屋方面へ搬出し農家の購売力を上昇せしめ、ために物価は自然とつり上り給与生活者は常に経済的な不安におそわれている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
三重県比自岐村の地域給に関する請願
請願者　三重県名賀郡比自岐村長　福井邦雄外一名（第九三四号）
右の請願は、三重県比自岐村は、上野市等の県下でも比較的高物価地域の地方小卸商人から生活必需物資を仕入れているため、中間経費、運賃等の加算によつて物価は高騰し、公務員の生活は困窮を極めているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県浜崎村の地域給に関する請願
請願者　静岡県賀茂郡浜崎村長　由中長之助外七名（第九三五号）
右の請願は、静岡県浜崎村は、下田町に隣接する半農半漁の村で、観光地下田町の影響を受けて最近は町の形態に移りつつある現状であるが、経済的にはもち論その他あらゆる点で同町と一体不離の関係におかれているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山梨県上野原町の地域給に関する請願
請願者　山梨県北都留郡上野原町長　富田千代麿（第九三六号）
右の請願は、山梨県上野原町は、東京都に近いため八王子、立川、東京都に通勤、通学する者二千三百名の多数に上り、従つて物心両面の生活様式はその影響を受けることがはなはだしい上、消費物資はほとんど他に依存するため高物価で公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給引上げについて特に配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
奈良県富雄町の地域給に関する請願
請願者　奈良県生駒郡富雄町長　吉崎治郎外九名（第九三七号）
右の請願は、奈良県富雄町は、奈良市、生駒、伏見、郡山町に次いで上級地に指定されるものと期待していたが、級地の引き上げからもれたことはまことに遺憾であるから、当町の大阪市に近い経済的環境、別荘地としての高物価による公務員の困窮状態等考慮の上、すみやかに当町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
熊本県八千把村の地域給に関する請願
請願者　熊本県八代郡八千把村長　寺田武男（第九三八号）
右の請願は、熊本県八千把村は、東、南、西部の大部分が八代市に取り囲まれ、文化的にも、経済的にも同市と一体不離の関係におかれ、村民は半農、半俸給生活者で八代市民以上の生活苦にあえいでいる実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県柳瀬村の地域給に関する請願
請願者　埼玉県入間郡柳瀬村坂の下九六四柳瀬小学校内　平岡正次外六名（第九四〇号）
右の請願は、埼玉県柳瀬村においては、小学校職員に例をとれば上級地からの通勤者が十七名中の十一名を占め、定期異動期には転出希望者の取り扱い方に苦慮する実情であり、日用品も所沢市、大和田、志木町に依存するため運賃だけ高価であるから、公務員の苦境を考慮の上本村の地域給を二級地へ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県三芳村の地域給に関する請願
請願者　埼玉県入間郡三芳村三芳中学校内　木下正平外五名（第九四一号）
右の請願は、埼玉県三芳村は、四囲を所沢市、福原村、柳瀬村、大和田町、志木町、水谷村等の地域給地指定町村に囲まれ、生活必需物資は所沢市、志木町、大和田町および川越市等に依存しているため物価は都市の市場と変りがなく俸給生活者の生活は困窮を極めているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県鶴瀬村の地域給に関する請願
請願者　埼玉県入間郡鶴瀬村鶴瀬小学校内　坪井儀重外五名（第九四二号）
右の請願は、埼玉県鶴瀬村は、水谷村、志木町、大和田町に接続し、物価はこれら周辺町村と変るところがなく、近く村内を縦貫する東上線の複線化によつて村民の生活、文化水準はさらに向上することが予想され、公務員の生活実態はまことに不安そのものであるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県福岡村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡福岡村立福岡小学校内　本木篤三郎外七名（第九四三号）

右の請願は、埼玉県福岡村は、地理的および交通上東京、川越、大宮、浦和方面への通勤者が多く、ために物価は次第に上昇し、生計費は県下諸都市に比して何等異るところがない実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県入間郡入間村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡入間村入間中学校内　藤宮圭介外二十四名（第九四四号）

右の請願は、埼玉県入間村は、東南を三級地所沢市に、西を二級地豊岡町に、北を二級地入間川町に接して、生活水準および物価指数はこれらの隣接市町と全く同様であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大井村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡大井村苗間三七大井小学校内　阿川茂外七名（第九四五号）

右の請願は、埼玉県大井村は、農村とはいえ全戸数の五割が非農家でしかも商業と工業の地帯で生活水準は都市とほとんど同様の状態であるに加えて、隣接町村がほとんど地域給の支給地であるのに本村が無級地であるため、人事の交流等に支障があるばかりでなく、地域給支給地への転出希望者が続出して行政運営上困難を生じている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県阿保町の地域給に関する請願

請願者　三重県名賀郡阿保町長　塚本秀郎外十一名（第九四六号）

右の請願は、三重県阿保町は、近畿日本鉄道の便により大阪へ約一時間二十分、名古屋へ約二時間にて達し、この二大消費地の中間に位置しその影響を受ける関係上、諸物価は非常に高く、物価指数においても隣接名張町を上回る実状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県名張町の地域給に関する請願

請願者　三重県名賀郡名張町道浦一夫外四名（第九四七号）

右の請願は、三重県名張町は、大阪市に近接しているため、諸物価は同市の影響を受けて非常に高く、総理府統計局の特別消費価格地域差指数および生活改善資料に基く諸統計にもあらわれている通り県内七市に比し、あるいは他府県との比較においても当然三級地としての条件を具備しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県滝川村の地域給に関する請願

請願者　三重県名賀郡滝川村役場内　辻森虎男外三名（第九四八号）

右の請願は、三重県滝川村は、名張町、箕曲村および奈良県三本松村に囲まれた村であつて名張町および三本松村は既に地域給二級地の指定をうけているが、これらの町村と地勢、交通、文化、生活等自然的環境、人為的環境が全く同一である本村が一級地にすえおかれていることは不合理であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県小牧町の地域給に関する請願

請願者　愛知県東春日井郡小牧町長　稲山国幸外二十名（第九四九号）

右の請願は、愛知県小牧町は、名古屋市の北方約十二キロに位する立地条件により、交通の発達に伴い商工業都市としてまた観光地として活況を呈し、物価もいちじるしく上昇している実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県池田町の地域給に関する請願

請願者　香川県小豆郡池田町農林省香川食糧事務所小豆支部池田出張所内　田村春吉外十六名（第九五三号）

右の請願は、香川県池田町は、さきに二級地に指定された土庄渕崎、内海の両地区にはさまれて文化水準、物価指数等これらの地区と同様であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県早島町の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡早島町長　妹尾利男外十名（第九六四号）

右の請願は、岡山県早島町は、岡山市と倉敷市の中間にあつて、両市に隣接し、県南地区の政治、経済、文化、交通の中心地で、特に本県特産の花むしろ、畳表の集荷地となり、活況を呈しているが、給地が低いため転勤者が続出する実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府宮津町の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡宮津町全　逓従業員組合宮津郵便局支部内　金谷俊一（第九六五号）

右の請願は、京都府宮津町は、日本三景の天の橋立を控えた観光都市であり、とくに近年は京阪神ばかりでなく全国よりの観光客が多く、これらの観光客によつて諸物価を京阪神の都心並につり上げられ、日用雑貨、衣類においては購入ルートの関係上京阪神より二割以上高価であるため、本町公務員の生活は都市以上の緊迫を告げているから、本町を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県八日市町の地域給に関する請願

請願者　滋賀県神崎郡八日市町長　山田治右衛門（第九六六号）

右の請願は、滋賀県八日市町は、湖東地方の消費地の中心であり、阪神商圏と直結し、本町より大都市に通勤し、あるいは商人の出入する数

は実に多く、主食その他の農産物を不当につり上げ、その上日常生活用品は移入にまつため、物価は京阪神を上回る実情で、本町公務員の生活は窮迫するばかりであるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県柳井町の地域給に関する請願

請願者　山口県玖珂郡柳井町長　新納新吉（第九六七号）

右の請願は、山口県柳井町は、岩国、徳山、下松の中間に位置し、経済上これらの市と密接不可分の関係にあつて、ほとんど同等の経済上、生活上の条件下にあり、本町よりその規模の小さい厚狭町、小郡町、福川町、富田町はすでに地域給三級地の指定があつたことは、施策均衡の上からも不合理であるから、本町の地域給級地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県三重町の地域給に関する請願

請願者　大分県大野郡三重町長　首藤卓美外三十四名（第九六八号）

右の請願は、大分県三重町は、物価がいちじるしく高いにもかかわらず、地域給一級地におかれてきたことは、従来の地域給が都市中心に考慮されていたためで、この不合理は当然現実の物価高に困窮しつつある公務員の生活の実態に即して是正されるべきものであるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡市今宿地区外三地区の地域給に関する請願

請願者　福岡市長　小西春雄外二名（第九六九号）

右の請願は、福岡市今宿、能古、十六町、今津地区は福岡市に属し、経済圏は市の中心部と少しも変らず、最近住宅地として飛躍的発展をとげ、ますます増加の一途をたどり、諸物価も市の中心地と何等の差がない実情にありながら、給地が低いため教職員の交流にはきわめて困難さと不合理なものがあるから、本地区の地域給を中心部同様五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県前原町の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡前原町長　吉村重助外一名（第九七〇号）

右の請願は、福岡県前原町は、東に福岡西に唐津の両市を控える糸島郡の中心地で、政治、経済、文化等福岡市を巡る一単位に包含された立地条件に置かれており、ことに公務員の日常生活は福岡市と同一の条件下にあるが、地域給差があるため本町公務員の生活は極めて困難な状態にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県福吉村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡福吉村長　長田郡三外一名（第九七一号）

右の請願は、福岡県糸島郡は、地勢ならびに行政的に福岡市に隣接し、かつ交通網の発達により同市を中心とする一生活ブロックを構成しており、福吉村は糸島郡の西端とはいえ、人口は年々増加し、西は浜崎町、唐津市の文化地帯と接触してその交流はひん繁で本村の生活程度は高まる状況にあり、公務員の生活と人事交流にはなはだしい困難と不便とをもたらしているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県元岡村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡元岡村長　三苫義雄外一名（第九七二号）

右の請願は、福岡県元岡村は、福岡市に隣接し、政治、経済、文化ならびに交通等すべてが福岡市に包含されており、そ菜類を除く他の生活必需品は同市よりかえつて高い実情にあるから、本村の地域給を三給地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県北崎村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡北崎村長　高橋義雄外一名（第九七三号）

右の請願は、福岡県北崎村は、経済、交通、文化等すべてが福岡市に包含されており、生活必需品はほとんど同市から移入しているため、物価はかえつて福岡市より高く、従つて本村公務員の生活や人事運営にはなはだしい困難をきたしているから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県可也村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡可也村長　鳥越経三郎（第九七四号）

右の請願は、福岡県可也村は、隣接前原町を経て福岡市に近接し、経済的には福岡市および前原町と相互依存の関係にあり、物価も前原町と同様であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県芥屋村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡芥屋村長　奥礒吉外一名（第九七五号）

右の請願は、福岡県芥屋村は、福岡市の西わずかに十八キロ唐津湾を距てて佐賀県唐津市に相対し、福岡市よりバスにて一時間余の近距離にあり、人情、風俗、習慣、言語等何等異るところなくすべての面において福岡市を中心とした一単位に包含されており、従つて公務員の生活も福岡市在勤者と何ら異るところがない実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県雷山村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡雷山村長　内田米蔵（第九七六号）

右の請願は、福岡県雷山村は、糸島郡の中心である前原町に隣接して経済的に同町と一体をなし、物価水準においてもこれと同一であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県深江村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡深江村長　片山新（第九七七号）

右の請願は、福岡県深江村は、福岡市に隣接し政治、経済、文化等すべて同市を中心とした一単位に包含され、かつ佐賀県唐津市とも経済的に

密接な関係にあるが、福岡市の地域給五級地四級地に比し二ないし三段階の低位な地域給を受けているにすぎず、この不均衡は公務員の生活と人事運営等にはなはだしい困難と不便とをもたらしているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県怡土村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡怡土村長　山下六之助（第九七八号）

右の請願は、福岡県怡土村は、政治、経済、文化等すべて福岡市を中心とした一単位に包含された地域で、単に行政区画を異にするだけの福岡市が地域給五級地に、郡内周船寺村、前原町等の隣接町村が三級地に指定されており本村が一級地であることは矛盾もはなはだしく、この不均衡のため公務員の生活、人事運営等にはなはだしい困難を極めているから、本村の地域給を適正に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県周船寺村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡周船寺村長　冨永悦太郎外一名（第九七九号）

右の請願は、福岡県周船寺村は、福岡市に隣接し政治、経済、文化等すべて福岡市を中心とした一単位に包含され密接なる立地条件に置かれており、ことに同市の今宿地区および今津地区とは村民の日常生活、環境等に至るまで何等異るところがないが、地域給差があるため公務員の生活と人事運営等にはなはだしい困難と不便をきたしているから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県長糸村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡長糸村長　井上俊一外一名（第九八〇号）

右の請願は、福岡県長糸村は、経済、交通、文化、観光等の郡の中心地前原町と密接不離の立地条件におかれており、同町との合併問題も真剣に論議されている現状であるにもかかわらず、地域給において差があることは不公平で公務員の生活、人事運営等にはなはだしい困難と不便をきたしている状態であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県桜野村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡桜野村長　平野外三郎外一名（第九八一号）

右の請願は、福岡県桜野村は、地勢的にへき地に見えるが経済、交通、文化、観光等すべての面において地域給二級地の隣村北崎、元岡、前原等と全く同一条件にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県採銅所村の地域給に関する請願

請願者　福岡県田川郡採銅所村長　奥友太郎外五名（第九八二号）

右の請願は、福岡県採銅所村は、北九州五市および近接田川市の近郊住居地の様相を呈し、かつ消費経済の割高と住宅難によりかえつて村全体の生活指数は逐年上昇し公務員の生活は窮迫しているから、近接市町村と同等の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県小富士村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡小富士村長　大櫛喜六（第九八三号）

右の請願は、福岡県小富士村は、政治、経済、文化等すべて近接の福岡市に依存し、ことに直接本村と接して産業、経済の面はもとよりあらゆる面で生活状況が一致している前原町との間に地域給差があり、この調整が必要であるから、本村を前原町と同様の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県日佐村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡日佐村長　長野頼男（第九八四号）

右の請願は、福岡県日佐村は、福岡市周辺工業地帯および住宅街としてすべての面において福岡市と異るところがなく、すでに福岡市との合併も論議されその実現も近い現状であるから、本村の地域給を隣接市町村と均衡のとれた級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大野町の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡大野町長　白壁喜平次外一名（第九八五号）

右の請願は、福岡県大野町は、福岡市と二日市町の中間に位置し、経済的部面においては隣接の地域給四級地の那珂町、春日村と何等異るところがなく、ことに那珂町、春日村、大野町と包含した同一の都市計画区域内にある本町に限り三級地となつているのは不合理であるから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県那珂町の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡那珂町長　広田松次郎外一名（第九八六号）

右の請願は、福岡県那珂町は、福岡市に包囲されて接続する一連の地域で、同市と差別される何等の理由根拠を見出し得ないばかりか、かえつて同市より物価高であり経済生活に困窮している実情にあるから、本町を福岡市と同様の地域給五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県須恵町の地域給に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡須恵町長　稲永卯十郎外四名（第九八七号）

右の請願は、福岡県須恵町は、福岡市に隣接する粕屋炭田の中心部をなす炭坑地帯で、生活必需品はすべて福岡市に依存しているため物価は同市より高く、現在地域給四級地の香椎、和白、名島、志賀島、志免、宇美、多々良に比較して下位にあると判定する客観的資料をつかみ得ないから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県古賀町の地域給に関する請願

請願者　福岡県糟屋郡古賀町長　篠崎順一外十名（第九八八号）

右の請願は、福岡県古賀町は、福岡市に近接し、鉄道、電車、バス等の

交通機関がふくそうし、物価は福岡市よりも高価で、加うるに近時県営住宅や一般住宅、工場等の増新築は日を追つてその数を増し大消費地としての様相を顕著にし、公務員は福岡市また地域給四級地町村への勤務を希望するものが多数に上る状態であるから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県上穂波、大分両村の地域給に関する請願

請願者　福岡県嘉穂郡上穂波村長　高橋宅治外一名（第九八九号）

右の請願は、福岡県上穂波村、大分村の両村は、さきの国会において地域給三級地に指定されたが、他の町村あるいは筑豊地区の実情に照して、なお検討の余地があると思われるから、両村の実情を考慮し地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県仙台市の地域給に関する請願

請願者　宮城県仙台市元鍛冶町　仙台管区監察局内　高柳保外七名（第一〇一一号）

右の請願は、宮城県仙台市は、現在全国八大都市の一として東北地方の中心地でありながら地域給三級地のままで他の大都市との不均衡にあることは、人事行政上遺憾であり円滑な人事交流等は求め得られない現状であるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県石巻市の地域給に関する請願

請願者　宮城県石巻市役所内　佐藤清一外五十三名（第一〇一二号）

右の請願は、宮城県石巻市は、第十五国会において地域給二級地に指定されたが、本市の物価は仙台市に比較して常に一割ないし二割高の実情であるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県沼辺村の地域給に関する請願

請願者　宮城県柴田郡沼辺村長　大槻周三郎（第一〇一三号）

右の請願は、宮城県沼辺村は、県南の一大消費地である大河原町の北東二・八キロに位し、物価は常に同町に左右されて同町を上回る実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県金ケ瀬村の地域給に関する請願

請願者　宮城県柴田郡金ケ瀬村長　鈴木一郎（第一〇一四号）

右の請願は、宮城県金ケ瀬村は、隣接の大河原町、船岡町とともに文化水準の高い消費地帯をなし、かつ駐留軍および火薬庫警備隊ならびに保安隊のある船岡町との経済的往来もひん繁なため、物価の高騰は仙台市をしのぐ実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県鹿又村の地域給に関する請願

請願者　宮城県桃生郡鹿又村役場内　佐藤礼二外二十六名（第一〇一五号）

右の請願は、宮城県鹿又村は、石巻市の隣接地域で地理的にも経済的にも不離一体の関係にありながら同市が地域給二級地に指定されているのにこれと物価、生計費等ほとんど大差ない本村が未だに指定地となつていないのは不合理であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県木下、大森両町の地域給に関する請願

請願者　千葉県印旛郡木下町長　山崎時治郎外十六名（第一〇一七号）

右の請願は、千葉県木下、大森両町は、古来より印西部の産業、交通、文化の中心地であつて、物価指数においても近隣の我孫子町、柏町、成田町等を上回つている実状であるから、両町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県八幡町の地域給に関する請願

請願者　千葉県市原郡八幡町長　鈴木貞一外十名（第一〇一六号）

右の請願は、千葉県八幡町は、生浜町に隣接して物価、生活程度等同町と全く同様であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府城陽町外二箇村の地域給に関する請願

請願者　京都府久世郡城陽町役場内　西村義一外十五名（第一〇一九号）

右の請願は、京都府城陽、佐山、御牧の三箇町村は、京都市に隣接して管内には国立京都療養所および通信病院その他多数の官公署が所在し、物価指数においてあるいは文化生活方面において京都市とほとんど変りなく、むしろ生活必需物資は同市の方が安価であつて交通至便を利用して同市へ出て購入しているような現況であるから、本三箇村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県菅名村の地域給に関する請願

請願者　新潟県中蒲原郡菅名村長　鈴木熊男（第一〇一八号）

右の請願は、新潟県菅名村は、中蒲原郡の南部に位し、南は村松町に、北は五泉町に隣接し、あらゆる面において両町と同一条件下にあるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県国府村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　石川県能美郡中海村中海郵便局内　村木一男外二十三名（第一〇一〇号）

右の請願は、石川県国府、中海、金野の三箇村は、金沢、小松両市に近接し、生活の諸条件は両市と全く同様であるから、地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実

現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県児島市の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島市長　中塚元太郎（第一〇二一号）

右の請願は、岡山県児島市は、全国でもまれな織物工業特に被服縫製業の発達した都市で、学童服、作業服等の生産高は全国生産量の八割を越えるといわれ、この取引先が主として京阪神地方であるため、生活の面に近代的都会調の影響を受けるとともに産業面からの他県他市町村との人口の交流等によつて、一般の生活水準は岡山市よりも上位にある実状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県新見、上市両町の地域給に関する請願

請願者　岡山県阿哲郡新見町長　太池貞治外三十六名（第一〇二二号）

右の請願は、岡山県新見、上市両町は、特殊産業地域であり生活必需品の大部分が他の生産地より移入されており、物価は他の二級ないし三級地に指定された市町よりむしろ高価を示している現状であるから、両町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県茂原市の地域給に関する請願

請願者　千葉県茂原市長　松本紋四郎外三十一名（第一〇三三号）

右の請願は、千葉県茂原市は、市街地と郊外地とは感覚的差こそ多少はあるが、その間における交通、文化、経済の交流は、最遠距離の地においても四キロの範囲にあり、経済事情は市域全体を通じて一貫した状態にあるにもかかわらず、先般の級地指定により本市の区域を二分して二級地および一級地にされたことは、本市の実態をまつたく無視したものであり、加えて本市内における生活費はきわめて高く千葉市と何等異るところがないから、本市全域を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県倉橋町の地域給に関する請願

請願者　広島県安芸郡倉橋町長　上瀬信一（第一〇二三号）

右の請願は、広島県倉橋町は、隣接音戸町とは同一島しよで北半分が音戸町、南半分が本町であつて、軒を連ね、ひさしを接して両町の境界は町民以外には判明せず、ほとんどの人が同一町内と見なしているように物価においても生活水準においても全然同一であるから、本町の地域給を音戸町同様二級地に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県江田島町の地域給に関する請願

請願者　広島県安芸郡江田島町長　脇本恭一（第一〇二四号）

右の請願は、広島県江田島町は、地理的、経済的および駐留軍関係等の特殊事情により、近接の広島、呉両市と比較して生活費ならびに物価指数が高く、昨年四月参議院人事委員会が実施調査の結果両市と同格であると認められ、同年五月六日同院本会議では全会一致をもつて修正議決された既定事実に基き、本町の地域給を両市と同格の四級地に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県和田村の地域給に関する請願

請願者　千葉県印旛郡和田村長　円城寺悦作外三十五名（第一〇二四号）

右の請願は、千葉県和田村は、地域給三級地の八街町および二級地の佐倉町、酒々井町に接し、かつ物価高騰のため、本村公務員の生活は次第に窮迫しており、村の行政事務ならびに学校職員の配置転換等に重大なる影響を及ぼしているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県日立市の地域給に関する請願

請願者　茨城県日立市長　高嶋秀吉外十三名（第一〇三五号）

右の請願は、茨城県日立市は、日立製作所および日本鉱業、日立鉱業所を有する関係から、三級地の水戸市に比し経済状態は高度の発展を示している実状で、なかでも両所の福利施設の受益者が市民の六十三パーセントを占め、当市の物価は一般物価と福利施設利用先の物価の二本立が実在するという特異性を示している現状で、この影響を受ける日立市民の経済生活水準は極度に上向する一方であり、反対に、この恩恵に浴さない公務員の経済生活は極めて窮迫の状態にあるから、是非とも当市を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県の地域給に関する請願

請願者　福岡県庁内福岡県庁職員組合内　山田彰（第一〇三六号）

右の請願は、現在の地域給は、給与の実効値に少なからぬ不均衡を生じ行政上、教育上の支障がいちじるしいから、いささかでもこの不均衡を是正するため現在福岡県内に残存する無級地七十四箇町村を全部一級地に引き上げられ、しかる後上級地間に存する不均衡是正の引き上げ措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県高田村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三池郡高田村長　柿原種雄外十一名（第一〇三七号）

右の請願は、福岡県高田村は、大牟田市の隣接地であり、交通、産業、経済上の関係も正に同一のつながりをもつものであり、また物価指数、生計費指数等の上からもほとんどその差を見出すことのできないところであるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県神谷村の地域給に関する請願

請願者　高知県吾川郡神谷村長　片岡清重外七名（第一〇三九号）

右の請願は、高知県神谷村は、高知市に隣接する農村であるが、農業生産貧弱なため村内需要を充し得ず、消費物資の大部分を伊野、高知からの移入に依存している関係で物価は高知市以上の状態にあり、公務員は生活に困難を極めているから、本村を伊野町並の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県香宗、徳王子両村の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡香宗村

長　黒瀬雅外八名（第一〇四〇号）

右の請願は、高知県香宗、徳王子両村は、後免町に隣接し香南地区に属接囲続せられ、経済的に何等変らない条件下におかれており、物価の高価なため生活に困難な状態にあることも香南地区と同様であるから、両村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県北原村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡北原村長　中平寛外五名（第一〇四一号）

右の請願は、高知県北原村は、高岡、佐川等の地域給指定町村に隣接し、しかも生活諸物資を高知市、宇佐町、須崎町、高岡町、佐川町等から移入しているため物価高となつており、地域給指定地としての条件を十分に備えているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県八幡村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡八幡村長　会田悠治外四十三名（第一〇四三号）

右の請願は、埼玉県八幡村は、綾瀬川を隔てて南は東京都に接ししかも北千住からのバスが本村の中央部を終点としてひんぱんに発着し、西は草加に境し郡からのバスも延長されわずか十分にて東京都に連する交通至便の地である関係で経済生活は東京都の影響を受けることが大きく、全く相互依存、不離一体の関係にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県慈恩寺村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡慈恩寺村長　利根川清外四名（第一〇四四号）

右の請願は、埼玉県慈恩寺村は、とくに経済事情において岩槻、大宮市と全く異るところがなく、また四隣町村が地域給地に指定されひとり本村のみ指定せられていないのは不合理であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県和土村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡和土村長　遊馬久嘉外五名（第一〇四五号）

右の請願は、埼玉県和土村は、東京都の近接村としてあらゆる面において密接なつながりをもち、ことに経済生活状態は岩槻、大宮、浦和市等と何等異るところがない実情にあるが、地域給において差があるのは不合理であるから、本村を適正なる地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県川通村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡川通村長　森田直録外三名（第一〇四六号）

右の請願は、埼玉県川通村は、東京都の近接村としてあらゆる面において密接なつながりをもち、ことに経済生活状態は岩槻、大宮、浦和市等と何等異るところがない実情にあるが、地域給において差があるのは不合理であるから、本村を適正なる地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県豊春村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡豊春村長　渡辺一郎外三名（第一〇四七号）

右の請願は、埼玉県豊春村は、県南の春日部、岩槻両町の間に位し物価、環境、生活水準等は東京都の農業地帯と同一水準にあり、加うるに本村と同一地区にある春日部、岩槻、黒浜、蓮田の各町村は地域給地に指定されており、本村のみ地域給の圏外にあることは人事の交流に支障をきたす結果となるから、すみやかに本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県新方村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡新方村大字向畑四九〇　小林保重外三十六名（第一〇四八号）

右の請願は、埼玉県新方村は、大消費地の東京都に近接し東武鉄道ならびに奥州街道等の重要交通路との連絡もよく、従つて東京都ならびに近接都市との物資の交流は極めてひんぱんに行われ物価水準および生活水準はこれらの都市と何等異るところがないが、地域給指定地でないため本村の公務員の生活は困窮を極めているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県柏崎村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡柏崎村長　金子熊蔵外二名（第一〇四九号）

右の請願は、埼玉県柏崎村は、岩槻町に隣接して物価指数も生計費も同町と同様であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県新和村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡新和村長　尾島清外四名（第一〇五〇号）

右の請願は、埼玉県新和村は、岩槻、越ケ谷両駅に隣接し、経済的にも地域的にも両町と何等異るところがない現状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県元和村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡元和村長　中島林蔵外三十二号（第一〇五一号）

右の請願は、埼玉県元和村は、要橋町に隣接して同町と全く同様な経済条件下にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県笠原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡笠原村長　野崎幸香外八名（第一〇五二号）

右の請願は、埼玉県笠原村は、北埼玉郡の最南端に位置し、元荒川を隔てて北足立郡鴻ノ巣町に接し、物価、生活水準は同町と同様であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願

意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県幸松村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡幸松村長　村上宏外五十一名（第一〇五三号）

右の請願は、埼玉県幸松村は、春日部町に隣接して物価、生活の実態等全く同町と同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県豊田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡豊田村長　青木健治（第一〇五四号）

右の請願は、埼玉県豊田村は、東京都に近接して郊外の如き観を呈し、東京都方面への通勤者は相当数にのぼり、生活の状態も都会化して物価においても家賃を除いてはかえつて都会地よりも高い実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県静村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡静村長　池田保次外五十八名（第一〇五五号）

会議長　松永東禹外九名（第一三二八号）

右の請願は、埼玉県静村は、栗橋町に隣接して物価も同町とほとんど同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県用土村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡用土村長　鈴木熊吉外六名（第一〇五六号）

右の請願は、埼玉県用土村は、東部を深谷町および藤沢村に、南部を寄居町に接して国鉄八高線は村内中央を貫通し、村の中央に用土駅があり県道またこれに並行して児玉町、熊谷市に至り、一方寄居町、児玉町への県道も走り東武バスの運転もされ、藤沢村、寄居町と同様文化交通の中心となり、物価指数においても隣村の寄居町を上回る実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県榛沢村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡榛沢村長　武政郁三外四十六名（第一〇五七号）

右の請願は、埼玉県榛沢村は、四囲を深谷町、本庄町、児玉町、岡郡村、東児玉村等の町村に囲まれ、これらの町村がことごとく一級地であるのに、本村のみ取り残されて無級地に放置されていることは不合理であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県折原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡折原村長　川島米作外二十八名（第一〇五八号）

右の請願は、埼玉県折原村は、寄居町と荒川を隔てて相対し、同町とは政治、経済、産業、文化等あらゆる面において不離一体の関係にあるから、本村の地域給を同町と同率に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県谷塚町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡谷塚町長　並木信治外六十六名（第一〇五九号）

右の請願は、埼玉県谷塚町は、四号国道沿線の県最南端に位置し、南は東京都足立区に、西は川口市に、北は草加町に隣接して、物価水準はこれらの都市と大差ない実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県丹荘村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡丹荘村長　川野平治外五名（第一〇六一号）

右の請願は、埼玉県丹荘村は、人口、戸数においては本庄町および児玉町に次ぐ郡下第三位の大村であるが、へき地であるため一部の野菜類を除く外一般諸物資は運賃が加算される関係上高物価となり、殊に繊維品、日用品、魚肉類等は隣接の児玉町ならびに藤田町に比較し高物価であるのに、隣接の神保原村および旭村が一級地として指定され同一条件にある当村が指定されないのは不合理であるから、すみやかに当村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県本泉村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡本泉村長　中里善三郎外五十六名（第一〇六二号）

右の請願は、埼玉県本泉村は、児玉町から秩父市に通ずる極度のへき地に位置し耕地のほとんどが山の斜面を利用した段々畑である関係から村内に働く土地、または工場等がないので自由労務者の多くは山の賃仕事に従事する実状にある貧弱村である。また日常生活物資の大部分は行商人によつて運ばれ、物価は運賃を加算された値となり、近接の児玉町よりも物価高を示す実状で、当村の公務員の日常生活は極めて窮迫の状態にあるから、当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道北村の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡北村長　小木曾孝義外三名（第一〇六六号）

右の請願は、北海道北村は、隣接岩見沢市より分村せる地域で、文化的

にも経済的にも密接不離の関係にあり、経済的諸条件は同市と同一であるから、本村を地域給三級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県大浜町の地域給に関する請願

請願者　熊本県玉名郡大浜町長　木下信之外十名（第一〇六七号）

右の請願は、熊本県大浜町は、熊本、福岡両県境に位し、熊本、荒尾、大牟田等の都市に近接しているため、諸物価もこれらの都市と大差ない実状であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県三橋町の地域給に関する請願

請願者　福岡県山門郡三橋町長　堀喜内外十八名（第一〇七一号）

右の請願は、福岡県三橋町は、柳川町と同一市街地をなし、西鉄柳川駅も国鉄佐賀線の柳川駅も本町内にあり、同市とは全く同一経済地帯をなしているから、本町の地域給を同市同様四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県大正村の地域給に関する請願

請願者　広島県芦品郡大正村長　小田秀雄外二十名（第一〇七二号）

右の請願は、広島県大正村は、府中町を中心として芦品郡東部の新市町、駅家町に対比する北西部の一要村であり、産業、経済においては林産物、畜産物、農産物の集、生産地であつて、これら諸種の工場も建設されており、物価指数も東部の新市町、駅家町等と同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県敷玉村の地域給に関する請願

請願者　宮城県志田郡敷玉村手島勝太郎外五名（第一〇七三号）

右の請願は、宮城県敷玉村は、既に地域給支給地域に指定されている古川市、三本木町、不動堂町、鹿島台町ならびに近々指定のはこびにある松山町に隣接してしかもこれ等の指定地に囲まれその中心部に位しており、地域的に全く環境を同じくして、文化、経済、人事の交流等密接不離の関係におかれており、特に経済面における生計費についてはこれら指定地に比較して何等そん色ない実状であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県五城目町の地域給等に関する請願

請願者　秋田県南秋田郡五城目町長　菊地米蔵外一名（第一〇七五号）

右の請願は、秋田県五城目町は、近年五城目、米内沢線道路の開通によつて交通運搬はひん繁となり、外来者の転入も増加の一途をたどり、経済面の変動はいちじるしいものがある。しかして諸物価も秋田市、能代市等の大都市と異るところがない上に、地理的関係で半年間は労力を奪われた冬ごもりの状態が続き、燃料費、衣料費等の増加によつて在勤公務員は最低生活も覚束ない惨状にあるから、本村の地域給寒冷地給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県矢立村の地域給に関する請願

請願者　秋田県北秋田郡矢立村長　岩沢義男外十九名（第一〇七六号）

右の請願は、秋田県矢立村は、西を花岡町に、南を大館市に隣接している上に、村内に矢立、日景の両温泉をひかえている関係で湯治客等も多く諸物価は隣接市町を上回る実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県相良町の地域給に関する請願

請願者　静岡県榛原郡相良町長　長野宇恵茂外十名（第一〇七七号）

右の請願は、静岡県相良町は、県内の大半を占める茶の生産地であるとともに県内における主たる集散地であるため、各地の茶商人と近時は外国茶商等の来町がひん繁となるにつれて諸物価も漸次上昇し、最近おこなわれた生活諸物資の消費実態調査の結果をみても明らかなように、近隣の静岡市、焼津市、興津町等と大差ない実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県御前崎村の地域給に関する請願

請願者　静岡県榛原郡御前崎村長　小野田喜平外九名（第一〇七八号）

右の請願は、静岡県御前崎村は、道中部の突端に位置し、交通不便に加えて生産物資少く、その上人口もち密で需要者が多いため、諸物価は大都市に匹敵する実状であるから、本村の地域給を静岡市（四級地）なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県伊平村の地域給に関する請願

請願者　静岡県引佐郡伊平村長　前島幸雄外六名（第一〇八〇号）

右の請願は、静岡県伊平村は、県の西端に位し、南は引佐町と隣接して日常生活必需物資のほとんど全部を浜松、気賀等の供給に負うているため、物価はそれ等の生産地、卸地に比して必然的に上昇し高物価を示している実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県五和村の地域給に関する請願

請願者　静岡県榛原郡五和村長　山田寛司外八名（第一〇七九号）

右の請願は、静岡県五和村は、金谷町と隣接して同町とは全く区別し難い同一の経済状態下にあるから、本村を同町同様地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県光明村の地域給に関する請願

請願者　静岡県磐田郡光明村長　平野康策外九名（第一〇八一号）

右の請願は、静岡県光明村は、二俣町に軒をつらねて隣接し、経済的にも同一圏内にあるから、本村の地域

給を同町同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県徳山村の地域給に関する請願

請願者　静岡県志太郡徳山村田野口一六九ノ一静岡地方法務局徳山出張所内　伊藤敬一外十六名（第一〇八二号）

右の請願は、静岡県徳山村は、大井川の上流、島田市を距る約三十キロの地点志太郡北部に位し、地勢一般にけわしく農地は田二十七町九反歩、その年収わずかに三百十五石にすぎず畑の百五十町歩の大半は特産茶の園地であり、主食、副食物その他大部分の生活必需物資の生産はなくほとんど他地域から求めているため、交通不便と相まつて物価は東海道沿線の市町村をはるかに上回る実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県明石市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県明石市役所内　切山豊太郎外二名（第一〇八三号）

右の請願は、兵庫県明石市は、神戸市に隣接し、交通上においても経済面においても同市と何等異るところがないばかりか、本県下ならびに大阪府下における五級地指定市との各種物価指数においても何等差異は認められない実状であるから、本市の地域給を神戸市と同等の五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県加古川市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加古川市長　浅見久夫外五十五名（第一〇八四号）

右の請願は、兵庫県加古川市は、明石、姫路両市の中間東播州路の咽喉部に位し、産業、経済、政治、文化、交通の中心地で、ことに本市を中心とするいわゆる播州工業地帯を形成し戦前戦後を通じて生産、消費ともにいちじるしく、物価は明石、姫路両市より常に上位にあり、公務員の生活は困難を極めているから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県浜坂町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県美方郡浜坂町長　仲山茂美外十六名（第一〇八五号）

右の請願は、兵庫県浜坂町は、去る一月の級地是正において地域給二級地に指定された香住町、日高町、和田山町、八鹿町等と全く同一の条件をもつものであるにかかわらず、本町のみ引き上げられなかつたことは実態に即しない措置であり、はなはだ遺憾であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県三濃村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡三濃村長　稲垣利夫（第一〇八六号）

右の請願は、岐阜県三濃村は、すでに地域給地に指定されている明知町、陶町とは産業あるいは文化を通じて全く同一圏内にあり、諸物価はへき地であるためむしろ高い状態にあるにもかかわらず地域給の支給がないのははなはだ遺憾であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県下石町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡下石町長　伊藤修一外五名（第一〇八七号）

右の請願は、岐阜県下石町は、名古屋市の経済圏内に位置し、しかも生活必需物資を名古屋市および多治見市を経由し入手しているため、物価は多治見市ならびに近接町村よりも常に高く、公務員の生活は困窮を極めているから、本町を多治見市と同等の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県瑞浪土岐町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町長　清水快導外九名（第一〇八八号）

右の請願は、岐阜県瑞浪土岐町は、土岐郡第一の人口を擁し、美濃焼と亜炭の名をもつて全国に知られている商工都市であるが、食糧の生産が僅少であるため大部分を移入し、一面生活必需物資は需要に対して供給が伴わないため物価がとくに高く、加うるに名古屋市の経済圏に属し全く都市的様相を呈し、愛知県瀬戸市および隣接多治見市とすべての部面が同一の条件のもとにあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県駄知町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡駄知町長　塚本達郎外二名（第一〇八九号）

右の請願は、岐阜県駄知町は、地理的に商取引関係、金融関係等すべてが名古屋市にある関係上、経済、文化ともに名古屋市の風習にしみ生活様式が派手で金使いが荒く、ために物価が非常に高く、また生活程度も高く他の地域給三級地町村に比し勝るとも劣らない状況にあり、公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県土岐津、泉両町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡土岐津町長　鈴木捨次郎外一名（第一〇九〇号）

右の請願は、岐阜県土岐津、泉両町地区は、陶磁器商工業の最も盛んな地区で、購売力の旺盛なのに反し農産はわずか一箇月の食糧を支えるにすぎず、他は移入にまつ外なく、従つて物価は高く、加うるに陶磁器商工業の隆盛により民間給与は常に公務員の給与を上回り公務員は生活に困難を極めているから、両町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県明世村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡明世村長　須藤治兵衛外三名（第一〇九一号）

右の請願は、岐阜県明世村は、土岐郡一帯および多治見市を中心とした陶磁器工業地帯と不可分の関係にあり、諸物価の高いことは四囲の地域給指定地町村と変るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県曾木村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡曾木村長　浦野閏平外四名（第一〇九二号）

右の請願は、岐阜県曾木村は、農山村の様相を呈しているが実質的には土岐郡一帯および陶町に連る陶磁器工業地帯の完全な一部分であり、生活程度および物価の高いことは四囲の地域給指定地陶町、駄知町、稲津村、妻木町、鶴里村と何等変るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県稲津村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡稲津村長　和田利通外四名（第一〇九三号）

右の請願は、岐阜県稲津村は、土岐郡、多治見市を一環とする陶磁器工業地帯の内にあつて生活、文化程度が高く、諸物価の高いことは全国的に見ても上位にあり、加うるに陶磁器工業の隆盛に伴つて民間諸賃金はいちじるしく高額であるばかりでなくなお増高の勢にあるため、公務員の生計はいちじるしく困難な状態におかれているから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県日吉村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡日吉村長　有賀一樹外十一名（第一〇九四号）

右の請願は、岐阜県日吉村は、多治見市および土岐郡を一環とする陶磁器工業地帯の主要なる焼料供給地で経済的に極めて密接な関係を有しているため、これら地方の経済事情が直接影響し、村民の生活程度は想像以上に高く、諸物価もこの地方と何等異るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県肥田村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡肥田村長　鈴木甲子郎外三名（第一〇九五号）

右の請願は、岐阜県土岐郡地方は、多治見市を中心として美濃焼を主産とする窯業をもつて生活の根拠としているため、窯業関係の町村は経済状態が一率一体であり、従つて地域給二級地となつた駄知町、土岐津町、泉町、下石町に囲まれ窯業を主産業とする肥田村が先回の地域給引き上げに落ちたことは遺憾であるから、肥田村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県早口町の地域給に関する請願

請願者　秋田県北秋田郡早口町早口中学校内　田中長七（第一〇九六号）

右の請願は、秋田県早口町は、木材業中心の特殊消費地帯で、諸物価が高く一般民と公務員との収入差が大きいため、公務員の経済生活は非常に苦しい現況にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県矢越村の寒冷地手当に関する請願

請願者　岩手県東磐井郡矢越村長　吉田秋三郎外二名（第一〇九七号）

右の請願は、岩手県矢越村は、北上山脈中に位置し、周囲は山地で積雪多く寒気厳しく、十一月より四月までの半年間は室内の生活となり薪炭費、衣料費の負担は実に大きなものであつて、同じ北上山脈中にある隣村の奥玉村は寒冷地手当の四級地であり、本村は三級地であるのは了解できないから、本村を寒冷地手当の四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県米沢市の地域給に関する請願

請願者　山形県米沢市長　高橋広吉（第一〇九八号）

右の請願は、山形県米沢市は、置賜盆地に位し、古くから米沢織の産地として知られている小工業都市で、家内工業的生産、販売だけにより他に見るべき産業はなく、加うるに県内有数の多雪地でありかつ交通不便等の悪条件のため県内各地に見られない物価高にあり、公務員の生活は困難を極めているから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県東根町の地域給に関する請願

請願者　山形県北村山郡東根町長　斎藤三郎外十三名（第一〇九九号）

右の請願は、山形県東根町は、もともと果実生産地としての貧農村であつたが、米駐留軍基地となつて以来の発展ぶり、人口の増加等は驚くばかりで東根市の実現に対する具体案をねる状況となり、昭和二十七年四月地域給一級地に指定されて以来の発展ぶりもとどまるところを知らない実情で、公務員の生活は困窮をきわめているから、当町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県上山町外四箇村の地域給に関する請願

請願者　山形県南村山郡上山町　阿部晃三郎外四名（第一一〇〇号）

右の請願は、山形県西郷、本庄、宮生、中川の四箇村は、温泉観光地上山町を包囲し、その郊外地というべき近接周辺地区であつて同一経済圏内にあることはいうまでもなく政治、文化その他あらゆる面において一体不離の関係におかれている上、人事交流上の支障も大きく、物価高による公務員の生活が著るしいから、本地区の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県磐田市の地域給に関する請願

請願者　静岡県磐田市長　赤松照彦（第一一〇一号）

右の請願は、静岡県磐田市は、県の西部に位し浜松とともに県下商工業の中心ブロックをつくつているが、生活必要物資の生産は全く無く完全な消費地であるため物価高に苦しんでいる事実は万人の認めるところであるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県守山町の地域給に関する請願

請願者　愛知県東春日井郡守山町長　加藤千一外十七名（第一一〇二号）

右の請願は、愛知県守山町は、名古屋市の接続地であり交通至便のため、公営、会社工場住宅等は九百七十二戸の多きにのぼり、町民の八割

余まで、商、工、その他都市的業態の従業者であつて、実情は名古屋市と変りなく、生活必需品はほとんど同市で求められている現状であるから、本町に職を持つ公務員の経済生活を安定させるため本町の地域給を名古屋市同様五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

名古屋市中山郵便局等の地域給に関する請願

請願者　名古屋市千種区吹上本町二ノ二中山郵便局内　西尾進伍外七名（第一一〇三号）

右の請願は、名古屋市中山、稲永、惟信、大同、星崎、柴田、八事、下之一色郵便局は、名古屋市内に所在し地域給四級地の指定を受けているが、同一地域内のすべての官署は五級地の個別官署指定を受けている現在、殊に四級地指定当時に比して格段の発展をとげている同地区をこのまま取り残されることは、人事の交流上、要員確保の上に支障が大きいから、中山郵便局外七郵便局の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県鏡山村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡鏡山村長　古株角蔵外百五十八名（第一一〇四号）

右の請願は、滋賀県鏡山、苗、馬渕村は、国鉄バス三八線、近鉄八幡線に沿う交通の要衝であるとともに農業生産の要地であるが、地域給の指定が都市中心からその近郊村落に及んでいる現在、都市隣接村よりもはるかに生活費の高い村が軽視されていることはなはだしい矛盾であるから、右三箇村の実情、人事の交流上の支障等考慮の上、鏡山村外二箇村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県妹尾町の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡妹尾町長　岡前才治外四名（第一一〇五号）

右の請願は、岡山県妹尾町は、都窪郡の政治、経済、交通、文化の中心地で、花むしろ、畳表の集荷地として商店街は繁栄をきわめ、町当局も鋭意産業経済の振興発展に重点をおき、諸施設も着々完備して名実ともに一大地方都市としての発展途上にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県豊田前町外二箇町村の地域給に関する請願

請願者　山口県豊浦郡豊田前町長　和田良蔵外三名（第一一〇六号）

右の請願は、山口県西市、豊田前町豊田下村は、豊浦郡東部を占める地域であつて経済的事情は同一であり、炭鉱と林産資源地帯であるため近時急速な発展をとげ、さらに木屋川ダム工事はこの発展にいよいよ拍車をかけているが、日常生活物資は移入によるため高価となり公務員の生活は困窮しているから、隣接小月町同業本地区の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県の地域給に関する請願

請願者　富山県下新川郡大家庄村舟川新三五一　岡田耕作外六十九名（第一一二五号）

右の請願は、現行の地域給級地区分は、県内的に見ても全国的に見てもその均衡上不合理な地域が相当あるから、富山県の地域給級地区分は、富山市、高岡市を四級地、魚津市を二級地または三級地、石動町、礪波町、小杉町、滑川町、婦中町、八尾町、内山村を二級地、井波町、中田町、舟見町、浜加積村、西加積村、八幡村、長岡村、倉垣村、朝日村、二口村、大島村、上庄村、阿尾村、十二町村、立野村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県十二町村の地域給に関する請願

請願者　富山県氷見郡十二町村長　積良徹（第一一二六号）

右の請願は、富山県十二町村は、氷見市に隣接し、同市とは行政区域を異にするのみですべての面において密接不離の関係にあるが、地域給において氷見市は二級地で本村は無級地となつていることは公務員の人事交流等を沈滞阻害せしめるばかりでなく公務の上にも影響するところが大きいから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県阿尾村の地域給に関する請願

請願者　富山県氷見郡阿尾村長　茶谷儀兵衛（第一一二七号）

右の請願は、富山県阿尾村は、地域給二級地の氷見市に隣接し、単に行政区域を異にするのみで経済、交通、文化等すべて同市に包含され、生活必需品のほとんどを氷見市に依存している関係上、物価および生活程度はまつたく同市と同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県庄村の地域給に関する請願

請願者　富山県氷見郡上庄村長　伯水正夫（第一一二八号）

右の請願は、富山県上庄村は、氷見市に隣接し経済的にも文化的にも全く不離一体の関係におかれている上、面積、人口、生活様式をひとしくしている同市隣接の寒村が一級地に指定され本村のみ取り残されていることは不均衡であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道幌加内村の地域給に関する請願

請願者　北海道雨龍郡幌加内村長　青木哲雄（第一一二九号）

右の請願は、北海道幌加内村は、生産農村である半面、生活必需品の大部分を他都市より移入する消費農村であり、近年森林資源の開発により出入商人、労務者等が激増し、高収入によつて生活水準が高められ、公務員の生活は困窮をきわめているから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県石下町の地域給に関する請願

請願者　茨城県結城郡石下町長　関井仁外七名（第一一三〇号）

右の請願は、茨城県石下町は、結城郡内で結城、水海道に次ぐ行政経済の重要地域で町制施行地であり官公署九、公共団体三、法人団体三十余を数え、また石下つむぎの名産地として商人の往来もしげく消費都市としての物価は高く、公務員の生活は窮迫し、殊に宗道村の一級地指定は同村駐在の警察官と本署勤務の警官との待遇の均衡を失う矛盾も生じているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法

第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県永盛町の地域給に関する請願

請願者　福島県安積郡永盛町長　河原治（第一二三一号）

右の請願は、福島県永盛町は、郡山市の南表口に位し、同市とは密接不離の関係におかれ、安積郡内唯一の都市形態を整えているが、農業生産の少い消費地であるため物価は郡山市を上回り、さらに隣接日和田、大槻両町の給地指定に照らして、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県鶴巣村の地域給に関する請願

請願者　宮城県黒川郡鶴巣村朴沢光夫（第一二三二号）

右の請願は、宮城県鶴巣村は、仙台市、塩釜市、吉岡町、松島町の間に位置する単作農村であるが、交通不便のため農業生産者以外の者の生活物資は純粋な消費地と同様で公務員の生活はきわめて困窮しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県美濃町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県武儀郡美濃町長　鈴木有三外十二名（第一三三号）

右の請願は、岐阜県美濃町は、県内屈指の産業地で美濃紙の産地として知られ、交通は至便で物資の集散地として活況を呈し、純然とした消費都市として発展しているため生活必需物資は名古屋、岐阜を上回り公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府八雲村の地域給に関する請願

請願者　京都府加佐郡八雲村長　佐織実蔵（第一二三四号）

右の請願は、京都府八雲村は、舞鶴市に隣接しその郊外地区を形成して密接不離の関係におかれ、生産地でありながら消費地的性格をもつた農村であるが、同市の影響を受けて生活程度も高く物価は京阪神を二割方上回る状況で公務員の生活は緊迫しているから、本村を舞鶴市と同等の地域給に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府伊根村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡伊根村長　上林甫夫外二名（第一一三五号）

右の請願は、京都府伊根村は、現在地域給一級地であるが、食糧その他生活必需品のすべてを舞鶴市および宮津町から移入している関係上、物価は高く、舞鶴市ならびに宮津町とすべて同じ条件にある消費村であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県世知原町の地域給に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡世知原町長　松田郡四郎外六名（第一一三七号）

右の請願は、長崎県世知原町は、炭鉱町という特殊事情にあつて終戦後ますますその色彩を濃くしてきており、かつわが国最高の物価高地といわれている隣接佐世保市の同一経済圏内にあるため、本町公務員の生活は困窮を極めているばかりでなく、地方行政運営に大なる支障をきたしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県小林村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡小林村長　島田得一外二十三名（第一一三八号）

右の請願は、埼玉県小林村は、菖浦町に接し、日用品その他の必要物資のほとんどを同町に求めている状態であつて物価の差はなく、生活状態は菖浦町と何等そん色がないが地域給において本村は無級地であるため、公務員ことに教職員の確保に非常な困難をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県出羽村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡出羽村長　堀井直之助外十名（第一一三九号）

右の請願は、埼玉県出羽村は、越ヶ谷、草加両町に接し、ことに東京都へは東武電車を利用して越ヶ谷駅より僅か十五分で達する地点にあるため文化、生活水準は非常に高い実情であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県蕨田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡蕨田村長　松本正嘉外六名（第一一四〇号）

右の請願は、埼玉県蕨田村は、本庄町市街地に接続するとともに村内を国道および県道が貫通し交通が至便で人と物との交流が極めて繁く、ことに東京方面との取引も盛んである等の関係で文化および生活水準において本庄町や岡部村と何等異るところがない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県清久村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡清久村長　細田平作外四十一名（第一一四一号）

右の請願は、埼玉県清久村は、久喜町と菖蒲町の中間に位し、交通至便な関係で東京都への通勤者も多く生活程度は決して低くはなく、また生活必需物資を久喜、菖蒲、鷲宮の三町に求めているため生活費はこれら三町と変りがないにもかかわらず三町は地域給を支給され本村が除外されているのは不合理であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県玉片山村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡片山村長　小沢儀平外四十八名（第一一四二号）

右の請願は、埼玉県片山村は、周囲の三分の二は東京都に囲まれしかも生活必需品の八割は東京都に求めているため諸物価は上昇しさきに地域給を引き上げられた隣接町村とすべて変りがない実情であるから、本村の地域給級地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられ

たい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大桑村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡大桑村長　門井不二雄外百六十三名（第一一四三号）

右の請願は、埼玉県大桑村は、交通至便の関係で諸般の経済事情は相当遠隔の都市町村とも一体的関係につながれており、ことに諸物価はすでに地域給級地に指定されている市町村と何等差別がなくむしろ魚肉、衣料等は高価であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県越生町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡越生町長　深田喜一郎外十二名（第一一四四号）

右の請願は、埼玉県越生町は、入間、比企、秩父三郡の交通の要路に当り川越市、所沢市、飯能町、松市町、入間川町、豊岡町等と時間的に距離が接近し、各種の条件に共通点が多く、とくに物価はこれらの市町村より東京に遠いため割高の状態であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県鴻茎村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡鴻茎村長　小野田昇一外二百九十九名（第一一四五号）

右の請願は、埼玉県鴻茎村は、地域給一級地の騎西町と菖蒲町に囲まれ、地理的、経済的に相互依存の状態にあり、また近接の地域給指定町村とすべての点において差異がないにもかかわらず本村は未だに無級地であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県種足村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡種足村長　加藤藤吉外三百十三名（第一一四六号）

右の請願は、埼玉県種足村は、北埼玉郡の東南端に位し、同郡騎西町（一級地）南埼玉郡菖蒲町（一級地）と境を接し、地理的、経済的条件は申すに及ばずその他の点でも両町と比べて全く差異が認められないから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県共和村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡共和村長　熊井忠外二百六十三名（第一一四七号）

右の請願は、埼玉県共和村は、北埼玉郡のほぼ中央に位し、四囲市街地との交通も極めて不便にして衣食住の生活物資はもとより文化的施設も極めて不利に加えて物価は他の一、二級地と何等差異ない現状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県田ケ谷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡田ケ谷村長　渡辺博一外二百七十九名（第一一四八号）

右の請願は、埼玉県田ケ谷村は、北埼玉郡の中央部やや南よりに位し、隣接騎西町と不離一体の関係にあり、経済的諸条件も同町と全く同様であるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県志多見村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡志多見村長　町田立家外六百二十三名（第一一四九号）

右の請願は、埼玉県志多見村は、北埼玉郡の中央に位し、東、西、南、北に一里ないし一里半を隔てて加須町、行田市、騎西町、羽生町等をひかえ村の中央には県道の十字路があつて、郡内陸路交通の中心地として地理的、経済的条件は申すに及ばずすべての点において近隣の地域給受給町村と差異ない実状であるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県江面村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡江面村長　黒須晃外八十一名（第一一五〇号）

右の請願は、埼玉県江面村は、一級地久喜町に隣接して同町と同様な経済条件下にあるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県水深村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡水深村長　神田一郎外六百四名（第一一五〇号）

右の請願は、埼玉県水深村は、一級地加須町、騎西町、鷲宮町、菖蒲町の四町に囲まれた箱庭の如き純農村であり、これらの隣接町との交渉がひん繁で経済諸条件に何等差異を認められないから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県深谷町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大黒郡深谷町長　安部彦平外四百三十六名（第一一五二号）

右の請願は、埼玉県深谷町は、国有鉄道上信越線および一級国道十七号線に沿い、熊谷市、本庄町、寄居町、小川町、妻沼町および群馬県高崎市、尾崎町、境町等の周辺都市へ通ずる六放射線を配する要路に当り、生活必需物資の物価事情も熊谷市、行田市等とほぼ同様の状態にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県幸田町の地域給に関する請願

請願者　愛知県額田郡幸田町長　本田伴吉外十一名（第一一五三号）

右の請願は、愛知県幸田町は、現在一級地に指定されているが極めて密接不離な地域的関係にある宝飯郡形原町、西浦町は二級地に岡崎市および浦郡町は三級地に指定され、この中間に位する本町が一級地のままで、殊に物価を両地に比較するとき、何等異るところがなく、一方本町は急激な人口の増加とともに三菱レイヨン幸田工場の拡張、各種工場の開設、省線幸田駅の増改築等、日々発展の一途をたどり物価は都市にも増して高騰の実情であり、本町の公務員の生活はいよいよ緊迫する現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その九）

意見書案

愛知県福岡町の地域給に関する請願

請願者　愛知県額田郡福岡町長　藪田亥之助外六名（第一一五四号）

右の請願は、愛知県福岡町は、岡崎市に接し古来から交通の要衝地であり、さきに名鉄岡崎市内線の本町までの延長により商工業は飛躍的に発展し、経済、文化および生活水準においては岡崎市と何等異るところがなく、最近では岡崎市との合併問題が取り上げられている実情で、更に本町の生活物資の大部分を名古屋市および岡崎市に依存する関係上、その搬入に多額の費用を重ねる状況であり物価は両市以上に高額となつているため、本町の公務員の生活は困難を極めているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県岩科村の地域給に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡岩科村長　菊池庸雄外五名（第一一五五号）

右の請願は、静岡県岩科村は、伊豆半島の西岸に位し二級地の下田町、一級地の松崎町に隣接し、特に松崎町とは公務員の通勤上地理的に不可分の状態にあるため複雑微妙な関係にある。また本村の消費物資は東京都から沼津市を経て下田町および松崎町に移入されるので交通遠隔と不便とにより運賃その他の間接費が加算されるため物価は必然的に高価となる実情であり、公務員の生活は下田町および松崎町に比し困窮の現状であるから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県三坂村の地域給に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡三坂村長　外岡和平治外四名（第一一五六号）

右の請願は、静岡県三坂村は、伊豆半島の最南端に位し二級地の下田町に隣接する主農半漁村であるが、自給自足の不能な零細農業であるため主要食糧の約五分の三は他の市町村から移入する実状であり、また生活物資は東京都から沼津市を経て下田町から本村に移入されるので、交通不便に遠隔へき地である関係から運賃その他の間接費が加算され物価は東京都、沼津市および下田町に比してはるかに高額となる実情であり、公務員の生計費は都市と何等異るところがないから本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県朝日村の地域給に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡朝日村長　外岡文雄外五名（第一一五七号）

右の請願は、静岡県朝日村は、伊豆半島の南端に位し二級地の下田町に隣接する農耕作業を主とした農村であるが自給自足の不能な農業経営の現状であるため主要食糧の約三分の一は他村より移入する実情であり、日常生活物資は東京都から沼津市を経て下田町から移入するため運送費が加算され物価は東京都、沼津市および下田町に比してはるかに高額となる実情であり、公務員の生計費は都市と何等異るところがないから本村を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県南上村の地域給に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡南上村長　山田知機男外四名（第一一五八号）

右の請願は、伊豆半島への観光客の来遊が増加するに伴つて同半島の西南部に位する南上村の諸物価は必然的に高騰をきたしている。加えて本村の生活物資は、東京方面から沼津市、下田町を経て移入される関係からあらゆる物資は交通不便なへき地という特殊な悪条件に負荷せられて、諸掛運賃等が多額に加算されるため物価は東京都、沼津市および下田町をはるかに上回つている現状であるから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県下河津村の地域給に関する請願

請願者　静岡県加茂郡下河津村長　千葉容山外十三名（第一一五九号）

右の請願は、静岡県下河津村は、伊豆半島の東海岸に位し、伊豆舞子と呼ばれる白砂青松の海水浴場今井の浜を控え、さらに村の要所である峰、谷津、今井の浜は温泉地として多くの旅館、別荘を有し、農業は食糧の自給に程遠くみかん栽培、温泉熱利用の特殊栽培の園芸的傾向に推移しつつあり、その消費生活における都会地的、遊園地的性格は加茂郡下においても特異な存在であつて物価は消費物資のほとんどを村外に仰いでいるため非常に高い実状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県中大見村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡中大見村長　杉本清作外四名（第一一六〇号）

右の請願は、静岡県中大見村は、伊豆国立公園の圏内にあり伊東温泉と修善寺温泉を結ぶ中央に位置し、狩猟地、狩漁地としての遊客多く産業、経済、文化の各方面にわたつて発展しており、物価は近接地伊東市、修善寺町、北狩野村等と何等変るところがない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県上大見村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡上大見村長　萩原文清外七名（第一一六一号）

右の請願は、静岡県上大見村は、伊豆中部の観光地域として各地からの観光客の来遊するもの多く、交通、経済、文化の各面にわたつて発展しており、物価は近接地修善寺町、北狩野村と何等変るところがない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県下大見村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡下大見村長　渡辺正二外一名（第一一六二号）

右の請願は、静岡県下大見村は、観光伊豆を代表する伊東市と修善寺町との中間に位し、交通、経済、文化の各面にわたつて発展しており、物価は東京、沼津、三島その他と比較してかえつて上回る現状にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県上狩野村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡上狩野村長　城所啓外十四名（第一一六三号）

右の請願は、静岡県上狩野村は、他地域に見られないほど温泉が豊富でしかも天城大自然林の美を兼備し、明びな暖国的情緒をもつ点においては到底韮山、長岡、大仁、修善寺温泉等の比ではなく、加うるに京浜地帯から三時間という距離はさらに観光地としての価値を高め、行政上静岡県に属しているが、人文地理的には全く京浜地帯に連なり、ことに諸物価は東京、沼津、三島を上回るほどであるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県江間村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡江間村長　佐々木秀哉外三名（第一一六四号）

右の請願は、静岡県江間村は、農業中心の一小村であるが比較的に文化、交通の便に恵まれ、ことに伊豆長岡の新興温泉地と東海の要衝沼津市に近接している関係上、諸物価は沼津市、伊豆長岡町ならびに函南村と大差がない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県内浦村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡内浦村長　大川渉外四名（第一一六五号）

右の請願は、静岡県内浦村は、伊豆西北部の観光地として各地から観光客の来遊者が多く、交通、経済、文化の各面にわたつて発展しており、諸物価は近接地沼津市、長岡町、大仁町、韮山村と変るところがない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県西浦村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡西浦村長　大谷信雄外四名（第一一六六号）

右の請願は、静岡県西浦村は、伊豆西部の観光地として各地からの観光客の来遊する者多く、産業、経済、文化の各面にわたつて発展しており、しかも生活必需物資のすべてを沼津市に求めているため諸物価は近接地伊豆長岡町、修善寺町、韮山村等と変るところがない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県西豆村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡西豆村長　永岡伝作外六名（第一一六七号）

右の請願は、静岡県西豆村は、土肥町の南に隣接する伊豆半島西岸の小村であるが、隣接土肥町が鉱山業、温泉旅館、海水浴場等を有する消費町で、かつ最近伊豆観光の循環コースとして観光避暑客の出入が次第に多くなりつつあるため、これらの影響を受けて非常な物価高となり沼津、三島、土肥、長岡、修善寺、大仁、大場等の市町村と変るところがない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県下狩野村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡下狩野村長　酒井友信外四名（第一一六八号）

右の請願は、静岡県下狩野村は、観光伊豆の中心に位置し、北狩野村、修善寺町と一体となつて交通、経済、文化の各面にわたり発展しており、諸物価は東京、三島その他と比較してもかえつて上回るほどで温泉場、観光地としての最高指数を示している実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県竹麻村の地域給に関する請願

請願者　静岡県加茂郡竹麻村長　鈴木政之外六名（第一一六九号）

右の請願は、静岡県竹麻村は、薪炭業、造船業および漁業等を産業とする農村であるが、主要食糧をはじめ他の生活必需諸物資を東京、沼津、下田方面より移入し、しかも交通不便の地であるため物価は東京都、沼津市、下田町をはるかにしのぐ実情であつて、公務員の生活は都市居住者と何等異るところがないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県熱海市の地域給に関する請願

請願者　静岡県熱海市長　山形文雄外六名（第一一七〇号）

右の請願は、静岡県熱海市の地域給引上げに関しては再三再四請願してきたが、本市は全国の各都市に見られない特殊の事情を有しており、消費者価格は現在五級地のいずれの都市に比しても高く、本市が五級地に格付されることの正当性を妨げる何物もないから、本市を地域給五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県大口町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県伊佐郡大口町長　薗田長仁（第一一七一号）

右の請願は、鹿児島県大口町は、鹿児島市、人吉市、水俣市、阿久根市、川内市等に囲まれた伊佐郡の政治、経済、文化の中心地で、物価、生計費、生活程度は鹿児島市に近似する状況にあつて他の地域給二級地町村と何等えん色がないから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県樋脇町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県薩摩郡樋脇町長　木場早兵衛（第一一七二号）

右の請願は、鹿児島県樋脇町は、川内、串木野両市に隣接し経済的に両市と同一の状況にあり、かつ温泉街を有する関係で諸物価は高目であるにかかわらず地域給の指定がないのは不合理であるから、本町を地域給上級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥

当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県喜入村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県揖宿郡喜入村長　白浜重任外二十五名（第一一七五号）

右の請願は、鹿児島県喜入村は、北は地域給二級地の谷山町を隔てて鹿児島市に接続し、南は一級地頴娃町に接しており、経済、文化等鹿児島市と密接な関係を有し、かつ生活必需品はほとんど同市から移入しているため、物価および生活水準は同市と同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県開聞村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県揖宿郡開聞村長　日高万里彦（第一一七六号）

右の請願は、鹿児島県開聞村は、薩摩半島の最南端に位し、西は地域給一級地の頴娃町に東は一級地の山川町に接して薩南地区における交通、産業、教育、文化の中心地であり、また観光地でもある。加えて金山弁財天鉱山の復活、砂鉄採取は澱粉工業、搾油工業の発達とともに村の活気を呈する要素となつている上、生活必需品のほとんどを鹿児島市から移入している関係上、物価ならびに生活水準は頴娃町および山川町と何等異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県知覧町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県川辺郡知覧町地方裁判所知覧支部内　有村貞二外三十九名（第一一七七号）

右の請願は、鹿児島県知覧町は、薩摩半島の中央に位し、政治、文化の中心地として地方裁判所支部および地方検察庁支部、地方法務局支局、税務署等四十有余の官公署ならびに各種団体、会社、銀行等百有余を有しているが、主食の生産少く、主食および他の生活必需品を近隣町村ならびに北九州、阪神地方から移入しているため、物価は、鹿児島市、枕崎市、加世田町より高い実情にあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県指宿町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県揖宿郡指宿町長　肥後正樹（第一一七八号）

右の請願は、鹿児島県指宿町は薩摩半島の一角に位し、当地方の政治、経済、文化の中心地であり、また観光都市として観光設備の充実により観光客は急激に増加し、加えて生活必需品の九十パーセントを移入している関係上、物価ならびに生活水準は鹿児島市よりかえつて上回つている実情にあり、本町公務員の生活は苦境におちいつているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県掛川町の地域給に関する請願

請願者　静岡県小笠郡掛川町長　鈴木理一郎外千八十名（第一一七九号）

右の請願は、静岡県掛川町は、本郡の行政の中心地で現在地域給一級地に指定されているが、C・P・Sの指数を隣接の磐田市および島田市と比較すると本町が両市以上の指数を示しているにもかかわらず一級地であることはまことに不合理であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県一宮町の地域給に関する請願

請願者　千葉県長生郡一宮町長　近藤三郎（第一一八〇号）

右の請願は、千葉県一宮町は避暑地、別荘地、海水浴場として東京方面との接触がはげしく、高度の文化性をもち、生活水準が他町に比していちじるしく高いから、昨今の物価高を考えて、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県宜山村の地域給に関する請願

請願者　広島県芦品郡宜山村長　豊田静一外五名（第一一八一号）

右の請願は、広島県宜山村は、福山市、神辺、駅家両町に隣接し新市町、府中町に近接し一級地指定の御幸村外八箇村を含む文化、産業、経済の大中心地帯の中央部に位しながら地域給の支給からもれているのは不均衡であり人事行政面の支障が大きいから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県檀紙村の地域給に関する請願

請願者　香川県香川郡檀紙村檀紙村立中学校内　宇喜多秀雄外五名（第一一八二号）

右の請願は、香川県檀紙村は、高松市の隣接村として地理的、人文的特殊事情をもち、そのため諸物価、特に日常生活必需物品の騰貴により公務員の生活の困窮は想像以上に深刻なものがあるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県赤羽村の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡赤羽村長　半田順一外五名（第一一八三号）

右の請願は、群馬県赤羽村は、館林町に近接するそ菜栽培の農村であるが、終戦直後のそ菜不足による好景気と館林町の余波によつて、生活水準は高くなり、一般物価も小都市以上高価であるため、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県郷谷村の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡郷谷村長　坂村輝外二名（第一一八四号）

右の請願は、群馬県郷谷村は、県の東端館林町に隣接する農村であるが、東京都に近いため日常消費する物価は県下でも高位を示し、消費者の生活は極度におびやかされている現状であり、このままの状態では公務員の職務完遂に支障をきたすおそれがあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県小泉町の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡小泉町長　伊東安治外十名（第一一八五号）

右の請願は、群馬県小泉町は、終戦後連合軍駐留や中島飛行機小泉製作所の施設改造工事関係者およびやみの女の無軌道な消費等により、物価の高騰いちじるしく一般消費者階級の生活を極度におびやかし全く他都市に類例のない不健全都市と変じ、公務員の生活はきわめて窮迫しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県永楽村の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡永楽村長　酒巻七万郎外四名（第一一八六号）

右の請願は、群馬県永楽村は、小泉町に近接する半商半農の村であるが、山林資源がなく薪炭等の価格は交通不便のため館林、小泉町を上回り、主食の自由価格も大都市と変りがない高価を示し、日常生活物資は町の値段より一割以上の高価で公務員の生活は極度におびやかされているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県館林町の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡館林町長　太田為治外三十八名（第一一八七号）

右の請願は、群馬県館林町は、県下第一の農産物生産地の中にありながら東京都に近いため米の自由価格は最高位を示し、薪炭等においても東京都とほとんど変りなく、一般消費者階級の生活は極度におびやかされている現況であり、公務員の生活は前述の事情によりその生計費が逐次増加している状態であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県中野村の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡中野村長　大脇宇一外四名（第一一八八号）

右の請願は、群馬県中野村は、館林町、小泉町、太田市、足利市の中央部に位し、古来より館林織物の名をもつて知られる織物の生産地であつて、一般生活状態も都市同様の水準を示しているから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県渡瀬村の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡渡瀬村長　家富朋作外三名（第一一八九号）

右の請願は、群馬県渡瀬村は、館林町に隣接する農村であるが耕地が少く三分の一は近接都市の諸官庁、学校、会社、工場等に勤務して生計の資を得ている状態で、物価も高く一般消費者階級の生活は極度に脅かされている実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県伊奈良村の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡伊奈良村長　星野市太郎外八名（第一一九〇号）

右の請願は、群馬県伊奈良村は、館林町と古河市の中間に位し、農産物の集散製油その他の農産加工機業等が盛んで漸次都市的傾向をたどりつつあつて地理的、文化的、経済的に都市に匹敵する状態であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県多々良村の地域給に関する請願

請願者　群馬県邑楽郡多々良村長　原啓蔵外五名（第一一九一号）

右の請願は、群馬県多々良村は、館林町に隣接し、あらゆる方面にわたり近時いちじるしい発展をとげ同町に接続する地域および多々良駅附近は市街地を形成し、その生活費はほとんど同町と変りなく、その影響を受けて全村の生計費も自然上昇している上、公務員の給与額は民間のそれに及ばず苦るしい生活をつづけているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県昼生村の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡昼生村長　麻生義雄外一名（第一一九三号）

右の請願は、三重県昼生村は、亀山町、一身田町に隣接して同様な経済条件下にあるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県加太村の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡加太村杉野丈夫（第一一九四号）

右の請願は、三重県加太村は、関西本線に沿い既に地域給支給地として指定されている関町、柘植町の中間に位し、本村の主要産業である木材の伐採販売のため、他地区から来村する者多く従つて山村にもかかわらず生活程度高く物価も右両町と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県宮床村の地域給に関する請願

請願者　宮城県黒川郡宮床村浅野敬治（第一一九五号）

右の請願は、宮城県宮床村は、日常必需物資の大部分を仙台方面から移入しているため、物価は常に仙台市を一割から一割五分上回つている実状であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県不動堂町の地域給に関する請願

請願者　宮城県遠田郡不動堂町長　佐々木英信外七名（第一一九六号）

右の請願は、宮城県不動堂町は、東北本線小牛田駅の所在地で陸羽本線お

よび石巻線の分岐点に当り、人口五千六百のうち二千二百名は俸給生活者で物価は単作地帯のため、野菜および日用品、雑貨、その他生活必需品はすべて仙台市から供給を受けている関係上、物価は同市を上回っている現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県千貫村の地域給に関する請願

請願者　宮城県名取郡千貫村役場内　大村友治外三名（第一一九七号）

右の請願は、宮城県千貫村は、交通至便の関係で仙台市との交流がしげく、経済、文化等すべての面において密接な関係にあり、物価においてはかえつて高い実情にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県大平村の地域給に関する請願

請願者　宮城県刈田郡大平村長　黒沢登外二名（第一一九八号）

右の請願は、宮城県大平村は、白石町市制施行計画村として政治、経済、文化、交通等同町の影響を受けて物価は仙台市、福島市等の大都市と大差ない実情であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県東根村の地域給に関する請願

請願者　宮城県伊具郡東根村村立東根小学校内　仙石竜治外三名（第一一九九号）

右の請願は、宮城県東根村は、昭和二十七年に始めてバスの開通を見た交通不便の地で、すべての物資の輸送は自動車および人力に頼り、かつ峠と川越しのために輸送費が倍加され衣料品、魚類、日用品雑貨等は仙台市ならびに角田、槻木、船岡、亘理町に比較していちじるしく高い実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県篭嶽村の地域給に関する請願

請願者　宮城県遠田郡篭嶽村長　高橋徳雄外一名（第一二〇〇号）

右の請願は、宮城県篭嶽村は、交通不便な一農山村であるため日常生活物資等は運送費の加算により物価高となり、公務員の生活は極めて不安定であるため、公務員は都会地勤務を希望し農山村への希望者が極めて少く、村行政に一大支障をきたしているから本町を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県柳津町の地域給に関する請願

請願者　宮城県本吉郡柳津町長　池田猛外十名（第一二〇一号）

右の請願は、宮城県柳津町は、北上川改修工事により宅地三万九千七百余坪、山林田畑合計二百四十余町歩が河底となり現在の市街地に移転したもので、住民の大部分は日常生活の基盤である田畑を失い生計費の重要な要素の物資が自給できず他町村より移入し、加えて交通不便のため極度に物価の高騰をきたしているため、官公庁職員の生活は困難をきたしているから、本町を地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県亀山町の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡亀山町東町　宮崎佐助（第一二〇六号）

右の請願は、三重県亀山町は、関西本線と参宮線の分岐点に位置し県下の交通の要地であり、また官公庁が多く鉄道員はじめ俸給生活者が人口に比して多いために文化的水準および生活程度も大都市に劣らず、消費地としては他に類をみないまでに物価高で加えて終戦以来の食糧事情の悪化による附近農村への買出しの中心地であるがため、物価は鋭敏に大都市の影響を受けている実情であるから、本町を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県三瀬谷町の地域給に関する請願

請願者　三重県多気郡三瀬谷町長　前納脩三外十五名（第一二〇七号）

右の請願は、三重県三瀬谷町は、本県南勢部における交通の要衝であるとともに文化産業の一大中心地となつている。殊に三重県の大事業である「宮川ダム」の建設により土木、電気をはじめ各関係業者および飲食店、商店等が急激に増加しているので諸経費の暴騰がいちじるしく、諸物価は他の市町村に比して極度に高価で町内の官公庁職員の生活は益々困窮の状態であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県尾鷲町の地域給に関する請願

請願者　三重県北牟婁郡尾鷲町長　太田寿外一名（第一二〇八号）

右の請願は、三重県尾鷲町は、最近紀勢線建設工事の再開とともに人口は漸次増加の傾向を見せ、加うるに官公署各機関の新設、外来船舶の入港数もまた上昇の一途をたどり、町内物価とくに日常生活必需物資の価格はいちじるしく高騰をきたし町内各官公庁職員の生活は次第に窮迫の度を加えているから、本町の地域給を三級地ないし四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県有井村の地域給に関する請願

請願者　三重県南牟婁郡有井村長　榎本義光外六名（第一二〇九号）

右の請願は、三重県有井村は、地域給二級地の木本町に隣接し、政治、経済、文化、交通等すべての面において同町と密接不可分の関係にあるため、数年前から両地区合併の与論が起つており、加えて生活必需品のすべてを高物価の同町から移入している関係上、物価は三級地の和歌山県新宮市より高い実情にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県阿田和町の地域給に関する請願

請願者　三重県南牟婁郡阿田和町長　榎本耕造外九名（第一二一〇号）

右の請願は、三重県阿田和町は、地域給三級地の和歌山県新宮市と二級地の本県木本町との中間に位し、日常生活の大部分は新宮市に依存しており、衣、食等生活必需品は物価高の同市から移入しているため、物価はさらに高くなつて本町公務員の生活は困窮を極めているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せら

れたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県鵜殿、御船両村の地域給に関する請願

請願者　三重県南牟婁郡御船村郵便局内　糸川豊信外十名（第一二一一号）

右の請願は、三重県鵜殿、御船両村は、本県の最南端に位し、熊野川を隔てて和歌山県新宮市と相対し、生活、文化、産業、経済等すべての面においてまつたく同一のブロックを形成している関係上、物価ならびに生活程度は新宮市と何等異るところがないから、本両村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県長島町の地域給に関する請願

請願者　三重県北牟婁郡長島町官公庁協議会内　田中芳明外十五名（第一二一二号）

右の請願は、三重県長島町は、熊野文化の中心地であり、かつ水産物の集荷および加工業、造船、林業の都市として発展しこれらの出荷先である阪神地方の景気は当地方の物価に敏感に影響するため、本町の物価および生活水準は、阪神地方ならびに伊勢地方の都市と全く同様であり、加えて昨今の漁場景気と木材景気ならびに長島奥の電力開発事業等の影響により物価高を招来して本町公務員の生活を一層困難にしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県二見町外二箇村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡御薗村村立御薗中学校内　岡島伸匡外十名（第一二一三号）

右の請願は、三重県二見町、御薗、四郷両村は、宇治山田市に隣接し観光地域としてその経済生活はきわめて高く、県地域給審議会においても三級地を指定している状況であるから、二見町外二箇村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県小俣町の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡小俣町三、〇〇一　吉村幸太郎外十二名（第一二一四号）

右の請願は、三重県小俣町は、宇治山田市に隣接してその一部分のような関係におかれ、農業生産はなく、消費生活面においては同市と変るところがなく、物価高によつて生活が苦しいため、公務員の上級地への転勤希望者が多く、本町の行政、文化、教育等あらゆる面に重大な支障をきたしているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県錦町の地域給に関する請願

請願者　三重県北牟婁郡錦町錦中学校内　山崎享吾外九名（第一二一五号）

右の請願は、三重県錦町は、北牟婁屈指のぶり漁場を有し、漁民の生活程度は相当に高くそれに従つて物価も上昇し、物価は先般二級地に指定された長島町を上回る実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県片岡村の地域給に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡片岡村長　羽吉甲子郎外五名（第一二三四号）

右の請願は、栃木県片岡村は、東北本線に沿うた農村であるが、交通網の発達によつて附近の農産物の集散が多く、その上周囲は町にかこまれているために生活水準が高く、農産物以外は移入にまるその高物価で公務員の生活は困窮し、特に学校教職員の人事には支障がはなはだしいから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県余目町の地域給に関する請願

請願者　山形県東田川郡余目町地域給指定地対策協議会内　大森富六（第一二三五号）

右の請願は、山形県余目町は、庄内平野の中心に位し、南北に鶴岡、酒田の二大都市をひかえ東田川郡北部十一箇町村の産業、交通、文化の中心地として発展をなし、日常物資は鶴岡、酒田両市に供給を仰ぎ販売している関係上、物価は両市を上回る実状であるから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県鶴岡市の地域給に関する請願

請願者　山形県鶴岡市役所内地域給引上対策協議会内　三浦才助（第一二三六号）

右の請願は、山形県鶴岡市は、古くは織物の生産地として知られていたが近年漸く工業都市の基盤も整い、なかでも農機具の生産いちじるしく、さらに出力十五万キロの荒沢ならびに八久和両発電工事が着手されるやとみに近代都市の様相を呈し、人口戸数は急激に増加して日用諸物資の値上りは県下五市中最高を示す現状であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県藤島町の地域給に関する請願

請願者　山形県東田川郡藤島町長　太田伝内外一名（第一二三七号）

右の請願は、山形県藤島町は、鶴岡、酒田両市に隣接して生活必需物資のほとんどを両市に依存しているため、物価は両市をしのぐ実状であるから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県田原町の地域給に関する請願

請願者　愛知県渥美郡田原町長　藤城佐一外二十七名（第一二三八号）

右の請願は、渥美郡の政治、経済、文化、教育の中心地であるばかりでなく、経済的に豊橋、東京、大阪、名古屋の大都市と密接な関係を有し、また観光方面においては常春の観光渥美の一環として中部日本の代表的観光保養地として知られ、物価も生活水準もこれら大都市に匹敵する実状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県本郷町外二箇村の地域給に関する請願

請願者　愛知県北設楽郡本郷町大森三　森島賢道外十三名（第一二三九号）

右の請願は、愛知県本郷町および下川、御殿両村は、同県の最北部山岳地帯に属し、天龍川支流振草川の流

域を背後地として盆地の段丘上にでき上つた町で特に本郷町は北設楽郡東部方面の主ゆうで、県立本郷高等学校、四箇町村組合立東部中学校、本郷保健所、地区警察部長派出所、四箇町村受持郵便局をはじめ多くの官公署がある外、右地方の中心としての商店街をはじめ静岡銀行本郷支店、常設劇場等もあり、文化、経済の中心地である。しかして日常生活必需物資はもち論野菜までもこれを新城町または豊橋市方面から移入しているため、物価はこれらの地域を上回る実情であるから、本地区を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県鵜沼町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県稲葉郡鵜沼町長　栗木謙二外七名（第一二四〇号）

右の請願は、岐阜県鵜沼町は、名古屋、一宮、岐阜三市の近郊町であり、那加町と隣接する上種々の条件がこれ等の町と類似しているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県蛭川村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡蛭川村長　永治清逸（第一二四一号）

右の請願は、岐阜県蛭川村は、恵那郡の西北隅に位置し、行政上、経済上県下特異の状勢と位置にあるから、地域給の決定については本村を是非とも二級地に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県岩国市の地域給に関する請願

請願者　山口県岩国市長　久能寅夫外二十名（第一二四二号）

右の請願は、山口県岩国市は、隣接広島市の経済圏内に属し、その密接なる関係は東京における横浜、大阪における神戸の如きもので同市との間に何らの差異も認められない現状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県宮宿町の地域給に関する請願

請願者　山形県西村山郡宮宿町長　今井治郎三郎（第一二四三号）

右の請願は、山形県宮宿町は、西村山郡の南端に位し、地形的悪条件によつて本町において自給できるもの極めて少く日常生活に必要な衣食住資材はほとんど全部他から運賃を加算した値段で購入しなければならないため、物価は山形市を上回る実状であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県古川市外十五箇町村の寒冷地手当に関する請願

請願者　宮城県古川市職業安定所内　猪股春雄（第一二七一号）

右の請願は、宮城県古川市の周辺地方は、奥羽山脈に連なる山々が周囲に起伏し、十二月から二月末までの平均気温は零下六度余、最深雪量百四十五・五センチ余、猛吹雪の際は交通と絶の状態となることしばしばであり、十一月下旬から翌年の三月末までは根雪で通勤不能となり下宿を余儀なくされるものもあり公務員の経済的負担は多大であるから、古川市、中新田町、色麻村、加美石村、広原村、鳴瀬村、高倉村、三本木町、真山村、岩出山町、西大崎一栗村、川渡村の寒冷地手当を四級地に、鳴子町、宮崎村、小野田町を五級地にそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県古川市、三本木町の地域給に関する請願

請願者　宮城県古川市職業安定所内　猪股春雄外十三名（第一二七二号）

右の請願は、宮城県古川市は、政治、経済、文化、交通等あらゆる面において県北部地方の枢要の地であるが、純消費都市で衣料、日用雑貨、魚介類等あらゆる物価は仙台、石巻、塩釜の三市よりはるかに高価を示しており、また隣接の三本木町は炭鉱地帯であり、また王城寺原演習場に近い関係から物価その他の面に及ぼす影響は本市と同様であるから、本市および三本木町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県田原村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県東牟婁郡田原村長　田中音松外四名（第一二七三号）

右の請願は、和歌山県田原村は、林業および農業を主として一部漁業を営んでいるが、食糧は全人口の約三箇月分を生産するにすぎず、生活必需品は古座町、串本町、田辺市、勝浦町、新宮市方面からの仕入または売込商人によつており、日常のそ菜、魚類も下里町、串本町、古座町の行商人から購入している状態であるため一般の生活必需物資は隣接の地域給支給地よりも物価高であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県岩代村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡岩代村長　長坂庄七外四名（第一二七四号）

右の請願は、和歌山県岩代村は、生活必需物資のほとんどを県下屈指の高物価地の田辺市および南部町から移入しているため必然的に物価高を示しており、また昨年日高郡内の各町村がそれぞれ地域給地に指定されほとんど同一環境にある本村が除外されたことは不合理であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県三尾村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県白高郡三尾村男外二名（第一二七五号）

右の請願は、和歌山県三尾村は、食料品および衣料、日用雑貨等すべてを県下屈指の高物価地御坊町から移入し、加うるに紀州のアメリカ村として全国に親しまれている観光地で阪神および関東方面から来村する者が多く、物価は非常に高い実情にあるから、本村の地域給級地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県名手町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県那賀郡名手町長　松山賢三（第一一七六号）

右の請願は、和歌山県名手町は、地域給二級地に引き上げられた岩出、粉河両町と何等そん色なくむしろ物価はこれら両町をしのぐ実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県藤田村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡藤田村長　山本貞一外四名（第一二七七号）

右の請願は、和歌山県藤田村は、御坊町に隣接して経済諸条件は同町と同等であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県田辺市の地域給に関する請願

請願者　和歌山県田辺市長　小森嘉一外三十五名（第一二七八号）

右の請願は、和歌山県田辺市は、紀南の観光地白浜温泉を消費圏内に含み、生活必需品その他の物資は主に京阪神地方から買入れられているため、物価や生活水準は京阪神地方と大差ない実状であるから、本市の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県坂祝村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県加茂郡坂祝村長　竹内丈夫外七名（第一二七九号）

右の請願は、岐阜県坂祝村は、天下の名勝日本ラインの本場で来客の出入多く、かつ村内に従業員千数百名にのぼる呉羽紡績工場を有するため、諸物価は隣接町村を上回る実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県高田町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県養老郡高田町伊藤好雄外十二名（第一二八〇号）

右の請願は、岐阜県高田町は、大垣市に隣接して物価は同市と大差ない実状であるから、本町の地域給を同市同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県加治田村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県加茂郡加治田村　河合久徳外五名（第一二八一号）

右の請願は、岐阜県加治田村は、関市と太田町の中間に位し、物価指数は既に級地指定を受けている隣接町村と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県伊深村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県加茂郡伊深村井戸保雄外五名（第一二八二号）

右の請願は、岐阜県伊深村は、関市と太田町のほぼ中間に位し、生活必需物資の調達は多く両市町に依存しているため、諸物価はこれらの市町と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県富田村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県加茂郡富田村立富田小学校内　渡辺郁二外八名（第一二八三号）

右の請願は、岐阜県富田村は、関市と太田町の中間に位し、物価も生活程度もこれらの都市と大差ない実状であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県加茂野村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県加茂郡加茂野村　荒井英一外七名（第一二八四号）

右の請願は、岐阜県加茂野村は、加茂郡の西南部に位し、村の北端を越美南線が走り、関市、太田町を結ぶ県道が村の中央を東西に通り、東は太田町へ、西は関市へ隣接している。しかして日常生活必需物資は関市、太田町等から移入しているため、物価はこれらの市町と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県蜂屋村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県加茂郡蜂屋村長　酒向求外四名（第一二八五号）

右の請願は、岐阜県蜂屋村は、現在一級地の太田町、古井町の隣接地であつて物価、生活水準等両町と同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県山崎町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県宍粟郡山崎町長　村上彰治外九名（第一二八六号）

右の請願は、兵庫県山崎町は、山陰山陽を結ぶ西播因幡街道の要地に位し、古くから城下町として政治、文化、経済の地方的中心地として高度の文化生活を営みつつ発展してきたが、背後に大森林地帯を持つため、戦後の都市再建、産業復興の進むに従い製材業が飛躍的に繁栄して町民の購買力をいちじるしく増大してきた。これに反して生活必需物資の供給はすべて阪神および姫路に依存しているため、生活費の高騰は俸給生活者殊に公務員の生活を極度に困窮させているから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県神戸村外十箇村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県宍粟郡戸原村長　松岡神恵外四十一名（第一二八七号）

右の請願は、兵庫県神戸、河東、城下、戸原、安師、富栖、神野、蔦沢、菅野、下三方、西谷の十一箇村は、昨年十一月一日一級地の指定を受けたが、生活必需物資価格のほとんど全部が竜野市（三級地）を上回る実状であるから、右十一箇村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県西村の地域給に関する請願

請願者　広島県沼隈郡西村長　井上敏明（第一二八八号）

右の請願は、広島県西村は、二級地松永町と一級地高須村との間に挟まれ、地形的にも文化的にもまた経済的にも、両町村と同一圏内にあつて

物価指数は全然同一であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県浦崎村の地域給に関する請願

請願者　広島県沼隈郡浦崎村長　桑田歳秋（第一二八九号）

右の請願は、広島県浦崎村は、瀬戸内海に臨む備南の雄村で、古く明治時代から海運業発達し、西は九州各地から東は名古屋、阪神地方の大都会を始め、対岸四国各港との交通盛んに行われ、また近くは尾道、三原、福山、松永に近接してその文化もまた農山漁村に比しいちじるしく高度に営まれており、日常物資の大部分は尾道市から移入しているため、生活費の高いことは都会のそれをりようがしている現状であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県市村の地域給に関する請願

請願者　広島県御調郡市村長　川崎豊外二十四名（第一二九〇号）

右の請願は、広島県市村は、尾道市の郊外村としての性格をもち、また商業都市、港湾都市である同市のヒンターランドとして重要地であり、生活水準も物価も同市と全く同様であるから、本村の地域給を同市なみに三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県北有馬村の地域給に関する請願

請願者　長崎県南高来郡北有馬村長　八木敏行外一名（第一二九一号）

右の請願は、長崎県北有馬村は、島原半島の南西部に位し、食糧は自給可能であるが観光地雲仙、小浜の純消費地を近くにひかえている関係で、主食はもち論野菜類、鶏卵、魚介類、衣料品等に至るまで自然騰貴をきたし近接島原市を上回る実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県南有馬町の地域給に関する請願

請願者　長崎県南高来郡南有馬町長　石川瑞穂外一名（第一二九二号）

右の請願は、長崎県南有馬町は、島原市に近接し地理的にも政治、経済上の影響を受けることが多く、ことに本町は徳川時代島原の乱のあつた原城跡所在地で史跡をたずねる者日々に多きを加えつつあり、物価はむしろ島原市より高い状況であるから、本町を最低隣接の口之津、加津佐と同等の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県伊倉町の地域給に関する請願

請願者　熊本県玉名郡伊倉町長　寺真均外十一名（第一二九三号）

右の請願は、熊本県伊倉町は、玉名町、荒尾市、大牟田市、熊本市、植木町のほぼ中央に位置し交通至便の関係からこれ等の都市との交流がしげく、諸物価は変るところがない実情にあり、人事の交流等の上にはなはだしく不都合を生じ優秀なる人材を適所に配する上に困難を感じているから、これら近接都市との均衡をとるため本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県下妻町の地域給に関する請願

請願者　茨城県真壁郡下妻町長　沢部元信外十五名（第一二九四号）

右の請願は、茨城県下妻町は、現在人口一万余を擁し古くから県西地区における文化の中心地として知られ、とくに自動車交通上の要地をなしており常総沿線の下館町ならびに取手町と比較し、人口に対する公務員の割合、鉄道およびバスの乗降者等も比較的高率を示し、ことに物価は下館町より一、二割高値を示している実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県守谷町の地域給に関する請願

請願者　茨城県北相馬郡守谷町長　片山亀之助外八名（第一二九五号）

右の請願は、茨城県守谷町は、常総沿線の主要都市で取手町へ十五分、東京都心へは僅か一時間十分の近距離にあり、かかる地理的好条件に恵まれて急速に発展しつつある反面、本町周囲の取手町、水海道町、布川町、谷田部町等は地域給地に指定され本町のみ指定から除外されているため人事行政等に困難を極めているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県粟田村の地域給に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡粟田村長　増形監物外七名（第一二九六号）

右の請願は、栃木県粟田村は、氏家町と喜連川町に挟まれた狭少な村であるが経済的には両町と全く同一であり、生活必需品はかえつて村内小商業者が喜連川町および氏家町の業者から購入しているため高価な実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県和田町の地域給に関する請願

請願者　千葉県安房郡和田町長　庄司盛外三名（第一二九七号）

右の請願は、千葉県和田町は、漁業中心の消費地としての性格をもち物資の移動激しく、漁民の浪費性に伴う日常物資の買漁りはますます物価高を生じ、かかる地域に勤務する公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県天津町の地域給に関する請願

請願者　千葉県安房郡天津町長　今井三郎外六名（第一二九八号）

右の請願は、千葉県天津町は、東京都に近く比較的交通至便で諸物価は直ちに東京相場の影響を受け、しかも観光地としての本町は生活必需品の価格は館山市、勝浦町等と比較してはるかに高価を示している現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県遠山村の地域給に関する請願

請願者　千葉県印旛郡遠山村長　神崎俊之助外九名（第一二九九号）

右の請願は、千葉県遠山村は、成田町の東隣に接し、同町とは不離の関係にあり、加うるに村内の御料牧場の桜花は花の三里塚として知られ年年多数の遊覧客を迎えており、物価はいちじるしく高価を示しているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島市の地域給に関する請願

請願者　福島市長　佐藤元治外十名（第一三〇〇号）

右の請願、福島市の一般的給与関係は、本市の経済的構成を基盤として年々変化し、東京都の消費者支出額に接近しており、また当市より上級地の仙台、千葉、甲府の諸都市をしのいでいる現状であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県野田村の地域給に関する請願

請願者　福島県信夫郡野田村役場内　佐藤義美外九名（第一三〇一号）

右の請願は、福島県野田村は、福島市に直接隣接し産業、経済、交通等あらゆる面において密接な関係にあり、ことに生活条件が極めて市に近い状態にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県横須賀町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡横須賀町大字加木屋字白拍子一一三　高津元治外二百七十九名（第一三〇二号）

右の請願は、愛知県横須賀町は、名古屋市に近接し、経済的にも文化的にもまた交通運輸の点からも市部と何等異るところがなく、とくに物価指数においては名古屋市より高位にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県内原村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡内原村長　上谷米次郎外二名（第一三〇三号）

右の請願は、和歌山県内原村は、御坊町に近接する村で、とくに御坊町を中心とする近辺町村は経済的見地から物価指数の暴騰において県下まれに見る高物価地であり、本村のみが地域給を加味されていないため人事行政に支障をきたしている現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県牛窓町の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡牛窓町宮本一郎外百七十名（第一三〇四号）

右の請願は、岡山県牛窓町は、瀬戸内海国立公園の要地であり、交通水陸の便に恵まれている関係で、交通文化、産業、経済の中心地となり、これらの発展に従つて町民の生活水準も向上し、加うるに主食をはじめ一般生活物資を他町村から移入しているため物価は岡山市と大差ない実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県加茂、新加茂両町の地域給に関する請願

請願者　岡山県苫田郡加茂町長　川島貞二外二名（第一三〇五号）

右の請願は、岡山県加茂、新加茂両町は、山間の町であるが古くから地方政治、産業、文化等の中心地として発展し、農産物林産物の集散および畜産の地として知られ、近年は工業方面においても郡の中心地として重要な位置を占め、因美線によつて南は岡山市、津山市、北は鳥取市、智頭町に連絡し、町民の生活もこれら諸都市の経済力に完全に支配されているため生活状態はこれら諸都市と変るところがないから、本両町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県小千谷町の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町長　位下松五郎（第一三〇六号）

右の請願は、新潟県小千谷町は、北魚沼郡の咽喉部に位置する小千谷郷一町十五箇村の経済、文化の中心地であり、また純消費地であつて、物価は現在地域給二、三級地指定町村とほとんどそん色がない実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県小出町の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外二十五名（第一三〇七号）

右の請願は、新潟県小出町は、南北魚沼郡の中心地で上越線の要衝に位し、只見線の分岐点で小出郷二町九箇村、人口七万余を擁する経済圏をもつ純消費地であり、加うるに只見川電源開発事業に伴う輸送基地として、さらに観光地として大湯、栃尾又温泉、奥只見、銀山平、日光への縦走コースの関門にあるため必然的に諸物価に大きな変動を与え日常生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県堀之内町の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡堀之内町長　佐藤栄太郎外一名（第一三〇八号）

右の請願は、新潟県堀之内町は、北魚沼郡内第二の大町村で諸官庁、学校、会社等が多く全くの消費地であり、物価は地域給二級地の指定市町村とほとんど差異がない実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県川口村の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡川口村長　関口淳治外一名（第一三〇九号）

右の請願は、新潟県川口村の公務員の生活状態は、隣接小千谷町および堀之内町と同一条件下にあるにかかわらず本村のみ地域給の指定がないので不合理であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県千田村の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡千田村長　槇東海（第一三一〇号）

右の請願は、新潟県千田村は、小千谷町、片貝町に隣接する農村であるが、両町と勤務状態はたがいに交錯し、生活水準物価等両町と大差ない実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県城川村の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡城川村長　佐藤武（第一三一一号）

右の請願は、新潟県城川村は、小千谷町に隣接して境界判別に苦しむほどで、経済圏も同町に包含され諸物価も同様の指数を示し公務員の生活は窮迫しているから、同町同様本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県城川村の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡城川村長　佐藤武（第一三一一号）

右の請願は、新潟県城川村は、小千谷町に隣接して境界判別に苦しむほどで、経済圏も同町に包含され諸物価も同様の指数を示し公務員の生活は窮迫しているから、同町同様本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県藪神村の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡藪神村長　和田又右エ門外一名（第一三一三号）

右の請願は、新潟県藪神村は、観光、温泉、電源開発の町、小出町と同一経済圏内におかれているため、諸物価は高騰し公務員の生活はきわめて窮迫しているから、小出町同様本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県湯之谷村の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡湯之谷村長　米山重良外一名（第一三一四号）

右の請願は、新潟県湯之谷村は、小出町に隣接して経済的にはその圏内におかれ、観光、温泉ならびに只見川電源開発地として人と物との入村往来多く、自然物価高を招来して公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を小出町同様支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県川井村の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡川井村長　佐藤義春外一名（第一三一五号）

右の請願は、新潟県川井村は、一級地小千谷町および川口村に隣接して両町村と物価、生活様式等何等異るところがない実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県浦佐村の地域給に関する請願

請願者　新潟県南魚沼郡浦佐村長　関幸雄（第一三一六号）

右の請願は、新潟県浦佐村は、一級地小出町および堀之内町に隣接して同様な経済条件下にあるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県柳津村の地域給に関する請願

請願者　広島県沼隈郡柳津村長　佐藤三郎（第一三一三号）

右の請願は、広島県柳津村は、隣接地松永町（二級地）とは一連の市街地を形成し、生産の状況、生活の程度、文化程度等全く区別なく同一の経済圏、生活圏を構成しているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県三沢村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県秩父郡三沢村長　野沢新作外四十八名（第一三一五号）

右の請願は、埼玉県三沢村は、秩父市に近接して秩父銘仙の生産額は秩父市に次ぎ従つて単なる農山村ではなく一工業地帯をなしており、物価水準も同市を上回る実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県今宿村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡今宿村長　新幡甚作外五名（第一三二七号）

右の請願は、埼玉県今宿村は一級地越生町および坂戸町に隣接して物価、生計費等両町と全く同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県亀井村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡亀井村長　石井友治外八名（第一三二六号）

右の請願は、埼玉県亀井村は、一級地越生町と隣接し、物価においても生計費においても同町と同一であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県八代村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡八代村長　富田琴寿外五名（第一三二九号）

右の請願は、埼玉県八代村は、一級

地幸手町および杉戸町に隣接してこれら町と全く同様な経済条件下にあるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県幸手町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡幸手町長　殿塚長次外十二名（第一三三〇号）

右の請願は、埼玉県幸手町は、旧権現堂川をへだてて茨城県に接する位置にあり、東京都と日光とを結ぶ東武日光線に沿い四号国道貫通し、交通上、商工業上東部地区の要衝に当り近来異常の発展を遂げている。従つて本町の地理的経済的条件は必然的に生活必需品の物価に影響し他の二級地三級地に比較して何等差異を認めない実状にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県行幸村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡行幸村長　三ツ林幸三外十六名（第一三三一号）

右の請願は、埼玉県行幸村は、一級地幸手町と隣接して相互経済依存の関係にあり、物価も生活様式も全然同様であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県桜田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡桜田村長　野村善之佐外十三名（第一三三二号）

右の請願は、埼玉県桜田村は、東を幸手町に、西を鷲ノ宮町に、南を久喜町に、北を静村を経て栗橋町に隣接して昔からこれら四囲の町と同一のブロックとして団体が結成されてきた村であつて、農村とはいえどもその生活様式は隣接一級地区と何等の差異もない実状であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県吉田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡吉田村長　深井良助外十一名（第一三三三号）

右の請願は、埼玉県吉田村は、一級地幸手、杉戸両町に、近接し、両町との経済依存関係は誠に密接であつて、生活水準は両町と全く同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県権現堂川村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北葛飾郡権現堂川村長　藤沼寛外四名（第一三三四号）

右の請願は、埼玉県権現堂川村は、隣接一級地幸手町とは町続きで、生活物価等あらゆる点において同町と異るところがないから、本町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県鰍沢町の地域給に関する請願

請願者　山梨県南巨摩郡鰍沢町長　青柳完次郎（第一三四六号）

右の請願は、山梨県鰍沢町は、歴史的、地域的、経済的特殊事情により物価指数および生活水準は三級地甲府市とほとんど大差ない実状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県の地域給に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第一三四七号）

右の請願は、島根県は全国的に級地指定の範囲が狭く、かつ指定地も少く、これがため地域給の恩恵に浴する公務員は全国平均の約六十パーセントであり県内の公務員の給与状態は極めて悪く、生活の実態は悲惨であるから、本県の地域給のうち、松江市、浜田市、出雲市、益田市、江津町を三級地に、美保関町、宍道町、森山村、安来町、広瀬町、大社町、平田町、大東町、木次町、横田町、三成町、掛合町、赤名町、三刀屋町、大田町、久手町、仁万町、川木町、都野津町、国府町、津和野町、西郷町を二級地に、掛屋町外六十三ケ町村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県広瀬町の地域給に関する請願

請願者　島根県能義郡広瀬町長　増田栄四郎外九名（第一三四八号）

右の請願は、島根県広瀬町は、能義郡の中心地で総面積の七十四パーセントが山林によつてしめられ、耕地面積はわずか十五パーセントに過ぎず全くの消費地であり、従つて主食を始めとする生活必需物資の大部分は他市町村からの移入によつて賄われており、さらに戦時中大阪市から二地区の学童疎開を受入れた関係上京阪神から戦災者、疎開者等が多数転入しそのまま定着した者が多いので住宅は極度に不足をきたしており、全人口の半数以上を占める給料生活者は衣食住ともに極めて困難な現状にあり、さきに一級地の指定を受けたが到底それによつて窮状を打開することが困難であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県草野町の地域給に関する請願

請願者　福岡県三井郡草野町長　吉本光男外三名（第一三五〇号）

右の請願は、福岡県草野町は、久留米市の郊外町として物価指数は同市とほとんど大差ない実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県真幸町の地域給に関する請願

請願者　宮城県西諸県郡真幸町長　永崎公外一名（第一三五一号）

右の請願は、宮城県真幸町は、本県唯一の温泉郷として知られ、また国立公園霧島と日本三大展望の一と称せられる矢岳展望台を控える観光地である関係上、農村型態を示しているものの実に消費都市的傾向を呈しており、物価指数においても二級地都城市を上回る実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県北馬城村の地域給に関する請願

請願者　大分県宇佐郡北馬城村

長　河野喜太郎外六十五名（第一三五二号）

右の請願は、大分県北馬城村は、豊後高田方面ならびに宇佐郡東部の中心をなしており、また西屋敷駅、橋津駅は広範な背後地を有し相当量の客貨の取扱を行い北九州を控えて交通至便の関係上、諸物価が高く、一般消費者の経済生活は他の都市と大差ない状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県三島市の地域給に関する請願

請願者　静岡県三島市役所内　石垣彦太郎外三十二名（第一三五三号）

右の請願は、静岡県三島市は、沼津市とともに県東部における中心都市として活潑なる動きを示しているが、生産物資の不足に加うるに附近に観光温泉地帯を控えている関係上諸物価は特異な高騰を示している実情にあるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県小川町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡小川町大字大塚一、一〇三　小熊精一外十五名（第一三六九号）

右の請願は、埼玉県小川町は、比企郡西部の中心都市として和紙、絹織物、木材、建具等を主とする商工業都市で相当活気を示しており、物価は東京、川越、熊谷、松山等の市町に比しいちじるしく高値を示し、公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県平潟町の地域給に関する請願

請願者　茨城県多賀郡平潟町長　篠原捷三外三名（第一三七〇号）

右の請願は、茨城県平潟町は、県の最北端に位し、北は福島県勿来町に、東は太平洋に、南西は大津町および関本村に隣接して、小規模の漁業が本町の主たる産業となつているが、日常生活必需物資のほとんどを他地区から仰いでいるため、物価は近接の磯原、高萩両町と大差ない実状であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県増田町の地域給に関する請願

請願者　秋田県平鹿郡増田町長　石田喜兵衛外四名（第一三七一号）

右の請願は、秋田県増田町は、県南東部ブロックの経済的中心地であつて、近接地に吉乃、宍戸、来田、須川等の鉱山地帯をひかえているため、物価の高いことは全国でも有数で秋田市、横手市等を上回る実状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県印南町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡印南町長　橋本次男外六名（第一三七二号）

右の請願は、和歌山県印南町は、日常生活物資の大半が御坊町および田辺市等を経て仕入れられているため、物価はこれらの市町に比し、いちじるしく高い実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県丹生村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡丹生村長　平井栄太郎外六名（第一三七三号）

右の請願は、和歌山県丹生村は、日高郡の中心地御坊町に近接して郡内一のかんきつの生産地であり、日常生活必需物資のすべてを御坊町から購入しているため、物価は常に同町を上回る実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県塩屋村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡塩屋村長　木村五郎松外九名（第一三七四号）

右の請願は、和歌山県塩屋村は、御坊町に隣接して同町の経済と密接な関係を有し、物価指数も同町と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県有田村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県西牟婁郡有田村長　仁木岩之助外四名（第一三七五号）

右の請願は、和歌山県有田村は、県下でも屈指の小村であり、かつ又貧弱村でもあるが、観光地潮岬、串本等に隣接している関係上、生活水準はこれらの町村と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県枕崎市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県枕崎市長　高城憲夫外一名（第一三七六号）

右の請願は、鹿児島県枕崎市は、薩摩半島南部の経済、文化等の中心であると同時にすべて台風は必ず本市を通過する特異な環境下にあり、地域差指数も実状においては他の上級都市と比較しても決して劣るものではなく、現行二級地にすえ置かれることは、本市の行政上、財政上ならびに人事管理上重大なる支障をきたすものであるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県垂水町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県肝属郡垂水町長　坪内作之丞（第一三七七号）

右の請願は、鹿児島県垂水町は、鹿児島市に隣接し、また鹿屋市とも陸路三十分にて達する大隅地方の表玄関であり、交通状況、住宅状況、経済的生活実態等鹿児島市と全く同様であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県修善寺町の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡修善寺町長　大城貢外九名（第一三七八号）

右の請願は、静岡県修善寺町は、伊豆中部の温泉観光地として各方面から年間二十万余の温泉客が来遊し、しかも純消費地である関係であらゆ

る物資を東京、沼津、三島の商人を経て移入しているため物価は沼津、三島よりはるかに高い実情にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県大仁町の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡大仁町長　相原忠平外八名（第一三七九号）

右の請願は、静岡県大仁町は、温泉都市としてまた中伊豆の商工業の中心地として急速に躍進し、人口は年年増加の一途をたどりつつあるが、消費地であるため生活必需物資は近接韮山、北狩野村および三島、沼津方面より仕入れており、物価は沼津、三島より高い実情にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県対島村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡対島村長　池谷孫四郎外八名（第一三八〇号）

右の請願は、静岡県対島村は、伊東市とは僅かに境界標によつて行政上の区画を判別する程近接し、生活物資の大半を同市に求めている実情にあり、物価は物資によつては伊東市より高い状態にあるにもかかわらず地域給の支給がないため、官公庁職員の人事行政に困難を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県中狩野村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡中狩野村長　立岩正夫外五名（第一三八一号）

右の請願は、静岡県中狩野村は、湯ケ島温泉と修善寺温泉との中間に位置する農山村であるが、村内には生活必需品の販売店も少くすべて交通費、人件費を費して他地方から購入し、また村内に船原温泉を控え、高物価の下に生活している実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県三浜村の地域給に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡三浜村長　肥田鶴吉外八名（第一三八二号）

右の請願は、静岡県三浜村は、伊豆半島の西海岸に位する半農半漁の村であるが、交通不便と遠隔地であるため移入による物資は沼津市、下田町を上回る実情で公務員の生活は悲惨を極め、優秀なる公務員の誘致にはきわめて困難を感じている現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県中川村の地域給に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡中川村長　藤井桂外六名（第一三八三号）

右の請願は、静岡県中川村は、伊豆半島の西岸松崎町に隣接し、伊豆西海岸唯一の仙境大沢温泉があつて観光客も多く物価は必然的に上昇し、公務員の生活は困窮しているから本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県南崎村の地域給に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡南崎村長　平山富次外七名（第一三八四号）

右の請願は、静岡県南崎村は、伊豆半島の最南端に位し、下田町、蓮台寺、下賀茂温泉等に近接し、名勝地石廊崎があるため年中観光客が絶えず、必然的に生活水準は高まり物価も高騰して公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県稲生沢村の地域給に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡稲生沢村長　土屋俣太郎外五名（第一三八五号）

右の請願は、静岡県稲生沢村は、下田町に隣接する温泉地域であるため四季を通じて観光客が絶えず、生活必需物資は移入にまつため下田町をはるかに上回り公務員の生活は窮迫しているから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県仁科村の地域給に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡仁科村長　堤伝平外九名（第一三八六号）

右の請願は、静岡県仁科村は、伊豆半島の西海岸に位し、西伊豆において土肥町とともに観光地として知られ、避暑、避寒の客は年々増加し、その影響を受けて物価は必然的に高騰し、公務員の生活は沼津市、三島市、下田市よりも困窮している実情であり、優秀な公務員の誘致は困難であるから、本村の地域給を下田町同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県元吉原村外三箇村の地域給に関する請願

請願者　静岡県富士郡須津村長　稲垣禎次外三十名（第一三八七号）

右の請願は、静岡県元吉原村、須津村、吉永村、原田村地域は、西隣りに地域給二級地の吉原市、東に一級地の原町および浮島村の間にあつて地域給無級地に取残されているため、教育あるいは行政面において憂慮すべきものがあるから、本地域を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊坂村の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡豊坂村長　稲吉仁蔵外六名（第一三八八号）

右の請願は、愛知県豊坂村は、経済的に東は豊橋、浜松、東京との往来繁しく、西は名古屋、京都、大阪との交渉ひん繁であるため勢い生活様式も風潮も大都市的で物価も高く生活状態は地域給指定町村に劣るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県室場村の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡室場村長　近藤正一外三名（第一三八九号）

右の請願は、愛知県室場村は、幡豆郡東部に位し、県道西尾蒲郡線によつて西尾町、蒲郡町と結ばれ、岡崎吉田港線によつて岡崎市、吉田町に連り、さらに西尾室場線によつて西尾に結ばれている。このように文化、

交通、経済の各面において岡崎市、西尾町、蒲郡町の勢力圏の交錯する地点に位置し、特に郡の中心都市西尾町とは極めて至近の距離にあつて同町との相互依存の関係は極めて濃密であり、物価、生活水準も全く同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県沼館町の地域給に関する請願

請願者　秋田県平鹿郡沼館町長　佐々木順外十五名（第一三九〇号）

右の請願は、秋田県沼館町は、平鹿郡西部の中心地であつて半商、半農の消費小都市のため、木炭さえ町の需要を充たすに足らず、主食始め衣類に至つては驚く程高く秋田市の二倍に近い価で売買されている実状であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県大曲町、花館村の地域給に関する請願

請願者　秋田県仙北郡大曲町長　福原定吉外一名（第一三九一号）

右の請願は、秋田県大曲町および花館村は、秋田市に次ぐ商都として県内各地はもち論近県一帯にその販路を有する等の活潑なる商況を呈しているため、最大の消費地として職員の生計負担は益々過重の一途をたどつている現状であるから、両町村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県生保内村の地域給に関する請願

請願者　秋田県仙北郡生保内村生保内営林署内　九嶋儀司外五名（第一三九二号）

右の請願は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三二四号）の制定実施に伴い、秋田県においても秋田、大館両市および鹿角郡花輪町外二十五箇町村が勤務地手当支給地の指定をうけ昨年十一月から実施されているが、生保内村はあらゆる条件において既指定市町村との均衡上、二級地に指定されることが当然と思われるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県金浦町の地域給に関する請願

請願者　秋田県由利郡金浦町長　三浦庚子郎外三名（第一三九三号）

右の請願は、秋田県金浦町は、羽越沿線および国道七号線の要路にあつて半農半漁商の地方小都市であるが、地理的特殊事情により年間を通じて生活必需品がいちじるしく高価格であるから、本町を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県浮羽郡の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡筑陽村長　福島政太外十名（第一三九五号）

右の請願は、福岡県浮羽郡の地域給のうち、筑陽、竹野、水棚、船越の四箇村を一級地に、水分、江南、福富、浮羽、千年の五箇町村を二級地に、吉井、田主丸の両町を三級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県茂木町の地域給に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡茂木町　森崎桂市（第一三九六号）

右の請願は、長崎県茂木町は、長崎市に隣接し地形、経済、交通、教育、文化のあらゆる観点より同市と不可分の関係にあり、物価は長崎市より高い実情にあるから、本町を長崎市と同様地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県坂城町の地域給に関する請願

請願者　長野県埴科郡坂城町長　鈴木甚四郎（第一三九七号）

右の請願は、長野県坂城町は、戸倉、上山田両温泉町に隣接し生活諸物資を長野、上田両市および東京、名古屋方面より購入しているためこれらの地方より物価高であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県箕島町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県有田郡箕島町長　中谷良太郎（第一三九八号）

右の請願は、和歌山県箕島町は、あらゆる観点により見ても県下四市に比し遜色なく地域給三級地としての資格充分であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県安土村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡安土村長　国政治郎外五名（第一三九九号）

右の請願は、滋賀県安土村は、安土城趾を始め総見寺、浄厳院、桑実寺の国宝文化財と佐々木神社等を有しその参観、参詣者が多く、他の観光地帯に見られるような物価高を示し、生活状態は八幡町、八日市町および能登川町と異るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県多治見市の地域給に関する請願

請願者　岐阜県多治見市本町二　金子養一（第一四〇九号）

右の請願は、岐阜県多治見市は、名古屋市へ三十六キロ、汽車で一時間の距離にある人口四万五千、赤白い陶土の山に囲まれ耕地のない小都市である。しかして産業は陶磁器よう業のみにて生活物資の生産が絶無のため、すべてのものが移入を待つしか致し方なく自然物価が高く、総理府の消費者価格調査においても県下の最高を示している実状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院

は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県北条町の地域給に関する請願

請願者　茨城県筑波郡北条町小学校内　遠山都一外百五十九名（第一四二号）

右の請願は、茨城県北条町は、筑波山南ろく地方の行政、産業、教育、文化の中心地であるが、生活必需物資は移入にまつているため物価は上昇し、都市的風潮の流入は経済的生活に圧迫を加え、有給地への転勤希望者が続出する実情であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県太田町の地域給に関する請願

請願者　茨城県久慈郡太田町長　伊村安四郎外二十四名（第一四一四号）

右の請願は、茨城県太田町は、現在地域給一級地の指定を受けているが、土地が狭く人家が密集して借家がなく、俸給生活者は遠くより高額の交通費を費やし通勤している実情であり、生計費もかさみ、水戸、日立両市への転勤希望者が多く、人材誘致に苦心している状況であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道苫小牧市の地域給に関する請願

請願者　北海道苫小牧市長　田中正太郎外二十四名（第一四一五号）

右の請願は、北海道苫小牧市は、昭和二十三年四月一日市制施行以来逐年発展の一途をたどり現在人口四万三千を数える有数な工業都市であるが、こうした人口の膨脹の反面全くの消費地であるため、需要と供給のアンバランス加えて仕入先の遠隔地であること等が原因して物価の高騰はいちじるしく、室蘭市、岩見沢市、夕張市、千歳町等の隣接地と全く同様な経済条件下にあるから、本市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県日詰町の地域給に関する請願

請願者　岩手県紫波郡日詰町長　堀内孫十郎外十一名（第一四一六号）

右の請願は、岩手県日詰町は、盛岡市および花巻町の中間に位するため、物価等においてはほとんど差がないのみか、遠隔地に位するので物価は大都市より高額で、更に通勤者が多いため生計費は多額に昇り、公務員の経済生活は極めて困難の状況にあるから、本町を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県大町の地域給等に関する請願

請願者　長野県北安曇郡大町町長　松田正人外二十四名（第一四一七号）

右の請願は、長野県大町の地域給を二級地に引き上げること、および寒冷地手当支給区分を五級地に引き上げることの措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府交野、津田両町の地域給に関する請願

請願者　大阪府北河内郡交野町長　伊藤碩州外一名（第一四一八号）

右の請願は、大阪府交野、津田両町は、牧方市に隣接して経済的にも同一圏内におかれている実情から、両町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県東海田町の地域給に関する請願

請願者　広島県安芸郡東海田町役場内　佐々木寿雄外五名（第一四一九号）

右の請願は、広島県東海田町は広島市および海田市町と隣接し、特に海田市町とはあたかも連たん家屋のような形体にあり、日々の生活費は同町と全く同等であるから、本町の地域給を海田市町と同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県道上村の地域給に関する請願

請願者　広島県深安郡道上村長　松浦弥一外二十五名（第一四二〇号）

右の請願は、広島県道上村は、一級地神辺町と隣接して物価、生活条件等全く同様であるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県坪生村の地域給に関する請願

請願者　広島県深安郡坪生村長　橋本勝太外二十二名（第一四二一号）

右の請願は、広島県坪生村は、福山市にバスにて二十五分、笠岡市にはバスにて、わずか五分にて達し、福山電話局区内に属し、病院は福山市とともに総合病院を建設しており、高等学校の学区は福山東高等学校に属するとともに生活必需物資はことごとく福山市、笠岡市に依存をなし、両市と密接不離の関係にあるから、本村の地域給を両市なみに指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県加法村の地域給に関する請願

請願者　広島県深安郡加法村長　高木隆一外二十八名（第一四二二号）

右の請願は、広島県加法村は、三級地福山市、および一級地駅家町ならびに御幸村に隣接し交通至便の地に位するので本村の生活必要物資の大半を福山市および駅家町に依存している実情で、総べて同一経済圏内にあり、しかも距離的に密接不離にある関係から諸物価の暴騰とともに高度な消費生活のため公務員の生活は極めて苦境にあえいでいる現状であるから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県竹尋村の地域給に関する請願

請願者　広島県深安郡竹尋村長　原田克巳外二十九名（第一四二三号）

右の請願は、広島県竹尋村は、神辺町と岡山県井原市との間にはさまれた村であるが、井原市は工業都市として従業員の待遇は非常に向上しているため、その影響を受けて生活程度も高く、神辺町隣接村として生活様式、物価においても大差がない状況であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県中条村の地域給に関する請願

請願者　広島県深安郡中条村長　藤井勇外三十一名（第一四二四号）

右の請願は、広島県中条村は、福山市および神辺町に近接し交通は極めて至便であり、本村の生活物資の大部分を両市町に依存している関係上、物価および生活様式程度等においては何等異るところがなく、経済上同一の圏内にある。更に、近時本地方の諸産業の発展に伴い従業員の待遇向上の影響を受けて諸物価は暴騰し、公務員の生活は真に苦境にあえいでいる実情であるから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県加茂村の地域給に関する請願

請願者　広島県深安郡加茂村長　吉田吉市外二十八名（第一四二五号）

右の請願は、広島県加茂村は、福山市に近接し、生活物資の大半を同市に依存している関係から経済上同一圏内にあり、また近時本地方諸産業の発展とともに従業員の待遇は非常に向上され、しかも消費地である関係上諸物価は暴騰し公務員の生活は極めて苦境にあえいでいる実情にあるから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県美川町の地域給に関する請願

請願者　石川県石川郡美川町　原田武夫外九名（第一四二六号）

右の請願は、石川県美川町は、金沢市と小松市の中間にあつて、すべての面において両市の影響をこうむり、物価は三級である金沢を上回り、また工場の誘致は民間給与が良好であるため、公務員の生活に圧迫を加えることとなつているから実情詮議の上、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県江見町の地域給に関する請願

請願者　岡山県英田郡江見町長　江見秀夫（第一四二七号）

右の請願は、岡山県江見町は、姫路、津山両市の中間に位する国鉄姫津線の主要都市で物資の集散激しく生活必需品のすべてを遠く阪神、関門および姫路、岡山方面から移入しているため、阪神地区ならびに近くの都市の物価を上回り、公務員中生活の窮迫から上級地転勤希望者が続出する実情であり、また近隣の新見、勝間田、林野、佐用町のいずれよりも高物価である点等考慮の上、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県弓削町の地域給に関する請願

請願者　岡山県久米郡弓削町長　在里三芳外二名（第一四二八号）

右の請願は、岡山県弓削町は、県の中央に位置する交通の要地で南北は岡山市、津山市に続き文化の流入がすみやかであり、東に楯原鉱山、西に旭川ダム開発工事場および滝川銅山等の大消費地を控えてこれらの市町村の経済的影響により物価が高く、津山市、福渡町、加美町等の生活水準と何等変るところがないから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県総社町の地域給に関する請願

請願者　岡山県吉備郡総社町長　柳本弘士智外二十五名（第一四二九号）

右の請願は、岡山県総社町は、生活必需物資等を阪神、岡山等からの移入に依存しているため運賃、仲介商人等により物価は近接の岡山、倉敷両市に比較してその差異は認められない実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県裳掛村の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡裳掛村長　井上関次（第一四三〇号）

右の請願は、岡山県裳掛村は、三方山に囲まれ一方海に面した半農半漁の山村であるが、村内は荒廃した山野が多く生産が少いため、生活必需物資は岡山市に依存することとなり、県下有数の高物価地域となつている上、本村国立療養所はすでに官署個別指定により地域給二級地に指定されているのであるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県玉津村の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡玉津村全官公庁職員協議会内　水野梶郎（第一四三一号）

右の請願は、岡山県玉津村は、陸路邑久町および西大寺を経由岡山市に通じ、海路は牛窓町経由西大寺市、岡山市、四国高松市、遠く阪神方面との交通がひんぱんである関係で文化、生活程度が高く、ことに物価は主食をはじめ一般日常生活必需物資のほとんどを西大寺市、岡山市、遠く阪神方面から移入しているため大消費地よりはるかに高い実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県長浜村の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡長浜村全官公庁職員協議会内　野口佐嘉太（第一四三二号）

右の請願は、岡山県長浜村は、陸路邑久町および西大寺市を経由あるいは牛窓町を経由して西大寺市、岡山市に通じ、海路は牛窓町経由岡山市、西大寺市、四国高松市、遠くは阪神方面との交通がひんぱんである関係で文化、生活程度が高く、ことに物価は主食をはじめ日常生活必需物資を邑久町、阪神、下関および岡山市、西大寺市方面より移入しているため大消費地よりはるかに高い実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県朝日村の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡朝日村長　吉永勝美（第一四三三号）

右の請願は、岡山県朝日村は、岡山市の東南東約二十キロの地点に位し、西大寺市、邑久郡大宮村および鹿忍町に囲まれた内海沿岸の寒村で、生活必需物資はこれを岡山市、西大寺市および香川県高松市に求めているため必然的に物価が高く、その指数は西大寺市、岡山市をしのぐものがあり、給料生活者の生活は極めて困難な状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県余土村の地域給に関する請願

請願者　愛媛県温泉郡余土村長　森千枝松外三名（第一四三四号）

右の請願は、愛媛県余土村は、松山市に隣接し、しかも同市と不可分の関係にあつて、物価指数、交通等は市内と同一であるにもかかわらず本村が地域給無級地であるのは不合理であるから、本村を松山市同様地域給三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県郡築村の地域給に関する請願

請願者　熊本県八代郡郡築村長　田辺義道（第一四三五号）

右の請願は、熊本県郡築村は、南九州における一大工業地帯であらゆる条件は全く八代市と異るところがなく、むしろ物価指数は八代市より高価な状況にあるから、本村を八代市同様地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県山川町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県揖宿郡山川町長　伊佐丑之助（第一四三六号）

右の請願は、鹿児島県山川町は、文化的にも物価の上からも鹿児島市と直結しているため町内官公庁職員の生活は他に比しいちじるしく苦境に置かれ、さらに本町は台風の上陸地であるため毎年の災害により物価指数は急激な上昇を示しているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県八幡村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡八幡村長　遠藤真一郎（第一四三七号）

右の請願は、新潟県八幡村は、近年観光地として物価と生計費が増嵩し、本村公務員の生活に重大なる影響を与え、さらに離島であるため人事交流の適正化等に大きな支障をきたしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県二見村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡二見村長　大地団治（第一四三八号）

右の請願は、新潟県二見村は、近年観光地として物価の上昇いちじるしく、生計費の増嵩は本村公務員の生計に重大なる影響を与え、さらに離島であるため人事交流の適正化等に大きな支障をきたしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県二宮村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡二宮村長　渡辺保（第一四三九号）

右の請願は、近時交通費および生計費の増嵩は、新潟県二宮村の公務員の生計に非常に重大なる影響を与え、人事交流の適正化にも大きな支障をきたしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県新穂村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡新穂村長　後藤億衛（第一四四〇号）

右の請願は、新潟県新穂村は、佐渡の中央国仲平原に位して交通産業の発達いちじるしく、生活文化の高いことは往時から佐渡郡内随一で、最近交通の便益が開けるに及んで村内の大半は農村の域を脱し生活万般にわたつて全く都市の実体を呈するに至り、諸物価はいよいよ高騰の一途をたどり公務員の生活は困難を極めているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県畑野村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡畑野村長　石川重雄（第一四四一号）

右の請願は、佐渡は、観光地でありまた離島であるという悪条件のために新潟市より高物価で、公務員は常に生活の困難におびやかされている状態にあるから、郡内第三の都会である畑野村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県加茂村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡加茂村長　氏田良隆（第一四四二号）

右の請願は、新潟県加茂村は、両津町と全くその条件を同じくし、観光客出入の影響は累年物価の高騰を伴いとくに生計費の増嵩は公務員の生活を不安に陥れ、さらに離島という最悪事情に原因して人事の交流にも重大なる影響をもたらしつつあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県真野町の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡真野町長　曾我与一（第一四四三号）

右の請願は、新潟県真野町は、佐渡郡の中央に位し、交通、文化の中心地である関係上、離島という特殊事情と相まつて生活水準および物価が高く、本町公務員の生活は困難を極めており、さらに人事交流の適正化等にも大なる支障をきたしているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県相川町の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡相川町長　井口源太郎（第一四四四号）

右の請願は、新潟県相川町は、観光地として年々観光客が増加し、本町の文化ならびに生活水準を高め、その影響は離島という特殊事情と相まつて必然的に物価の高騰をきたし、本町公務員の生活および人事行政面に大なる支障を及ぼしているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県河崎村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡河崎村長　角坂仁三次外一名（第一四四五号）

右の請願は、新潟県河崎村は、地域給支給地の両津町を中心として両津

灣沿岸の重要な位置を占め、近年は両津町発展の影響を受けることが多く、特に文化生活の進展、消費生活の向上により、本村の公務員の生計に重大なる影響を与えているから、本村を地域給一級地として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県沢根町の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡沢根町長　光谷政吉（第一四四六号）

右の請願は、新潟県沢根町は、漁港として開けているが、相川町、河原田町と接しているため、観光期等はとくに物価が高騰し、かつ野菜その他生活必需品はすべて町外あるいは郡外から移入している関係上、物価指数は新潟市よりむしろ高い実情にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県吉井村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡吉井村長　原与一（第一四四七号）

右の請願は、新潟県吉井村は、佐渡郡の関門である両津町に接し、かつ環境衛生モデル地区に指定されている関係上、本郡内において最も文化活動が活潑であり、近年観光客の渡島数の増加ならびに離島開発、軍事基地工事等により物価は日増しに高騰している実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県赤泊村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡赤泊村長　野沢安太郎（第一四四八号）

右の請願は、新潟県赤泊村は、直江津町と相対し有力な避難港であつたため住民の生活水準が高く、かつ生鮮野菜類その他日用必需品を新潟市から移入し、鮮魚介類さえも逆移入している関係上、物価は高額な運賃が加算され本郡内随一の高物価を示している実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県両津町の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡両津町長　斎藤喜八郎（第一四四九号）

右の請願は、新潟県両津町は、佐渡ケ島の文化、産業、交通の中心をなし、経済活動極めて盛んであるため、生活水準が高く、さらに観光都市としての特殊性による物価の高騰と生計費の増嵩は本町公務員の生活に重大なる影響を与えており、かつ離島という悪条件が加わつて人事交流の適正化にも支障をきたしているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県長幡村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡長幡村役場内　相川甚外二名（第一四五〇号）

右の請願は、埼玉県長幡村は、最近地域給一級地に指定された本庄町、旭村、神保原村および群馬県藤岡町、新町（二級地）に近接して生活水準も何ら変るところなく、あらゆる点において密接な関係にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県八浜町の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三（第一四五一号）

右の請願は、岡山県八浜町は、岡山市、倉敷市および玉野市に近接しているため、経済的、交通的影響を受けることが極めて大きく青壮年の大部分は岡山、倉敷、玉野各市勤務の俸給生活者をもつてしめる現状であり、加えて耕地面積の僅少は町民の必要とする主食補給量を充すには他市町村に依存しなければならず、全く隣接消費都市に比し何等その実態は変るところがなく、従つて本町俸給生活者は、都市俸給生活者同等以上の窮状にあるから、本町の地域給を二給地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県喜多方町の地域給に関する請願

請願者　福島県耶麻郡喜多方町役場内　風間春夫外二名（第一四五四号）

右の請願は、福島県喜多方町は、耶麻郡の中央部に位し、若松市に次ぐ政治、経済の中心地であつて、後背に電源地帯をひかえている関係で各種民間会社も増加して、その従業員数の増加は消費量の増加となり物価の引き上げを促進している。さらに国家的な只見川電源開発に伴う発展充実は隣接村との合併問題となり、都市計画と相まつて近代都市としての形態を整えつつあり、また山形県米沢市に通ずる喜米線の開通も実現近く、人口集中とともに消費量の増加、諸物価の騰貴はいちじるしいものがあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県吾野、東吾野両村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡吾野村長　浅見育造外百五十八名（第一四五五号）

右の請願は、埼玉県吾野、東吾野両村は、山間の地であるが西武線により直接東京都につながり、また村の西部に正丸峠、子の権現等の名所をひかえている関係で年間を通じて都会人の出入も多くさながら大東京の郊外の観を呈している。しかしながら村内の生産物資はまことに少くすべて隣接飯能町および東京方面から移入されているため、食糧はもち論のこと日用品、衣類等の物価は高く、両村民の生活は極めて困難な状態にあるから、両村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府住道町の地域給に関する請願

請願者　大阪府北河内郡住道町長　中谷吉太郎外二百八十六名（第一四五六号）

右の請願は、大阪府住道町は、大阪市に近接して同市と同様な経済条件下にあるから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県香登町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡香登町長　柴部寿男外六十六名（第一四五七号）

右の請願は、岡山県香登町は、耕地面積が少いので自給自足の域に達していないため、他の地域より食糧を仰がねばならぬことと生活必需品が多く大阪、岡山方面から供給されている関係で、これらの都市よりは運賃だけ高価になるわけで岡山市の物価よりひかえている関係で年間を通じて都会人の出入も多くさながら大東京の郊外の観を呈している。しかしながら村内の生産物資はまことに少くすべて隣接飯能町および東京方面から移入されているため、食糧はもち論のこと日用品、衣類等の物価は高く、両村民の生活は極めて困難な状態にあるから、両村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

りは常に一割方上回つている実状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県磯浜、大貫両町の地域給に関する請願

請願者　茨城県東茨城郡磯浜町長　河上秀雄外十六名（第一四五九号）

右の請願は、茨城県磯浜、大貫両町は、本県東部海岸有数の漁港であつて、磯節で知られる如く景勝の地として県下随一の観光都市である。しかして那珂湊町とは一衣帯水の地域であり、昔より三浜地方と呼ばれいんしんを極めた海岸都市で観光客の出入繁く、生活水準、物価ともに水戸市、那珂湊町に匹敵し、生活必需品においてはむしろ両市町を上回る現状であるから、両町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県小瀬村の地域給に関する請願

請願者　茨城県那珂郡小瀬村長　五位渕耕介外百二十九名（第一四六〇号）

右の請願は、茨城県小瀬村は、地域給一級地の大宮町と石塚町の中央に位し、町制は施行していないが形態といい経済状況といいほぼ両町と同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県高萩町の地域給に関する請願

請願者　茨城県多賀郡高萩町多賀地方事務所内　桜井茂男外二十五名（第一四六一号）

右の請願は、茨城県高萩町は、多賀郡の中央に位し、多賀地方事務所、営林署、税務署を始め諸官公署の所在地であつて、常陸、磐城の大炭田を山の手に擁し、出炭とん数においても累増の一途をたどつており、諸物価もまた日一日と高騰している実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県巨摩町の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡巨摩町長　名執斉一外十二名（第一四六二号）

右の請願は、山梨県巨摩町は、駿信往還の宿駅である小笠原町に続き、峡西北部の中心として都市計画の中にあり、さらに国土開発の一環としての野呂川開発に要する物資の取引、隣接村の果実郷西野の影響、町の経済の中核的存在である工場、病院等の人的異動の影響、さらに榊村、源村等の林産物の取引等の関係から生活物資の上昇率はいちじるしいものがあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県西野、今諏訪両村の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡西野村外一ケ村組合長　長谷部保外八名（第一四六三号）

右の請願は、山梨県西野、今諏訪両村は、一級地巨摩町および玉幡村に隣接して同一様式の生活の中にありながら未だ指定もれとなつているから、両村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県一宮市の地域給に関する請願

請願者　愛知県一宮市長　伊藤一外二十七名（第一四七一号）

右の請願は、愛知県一宮市は、好適の立地条件によつて大工場が本市を中心とする周辺に集中し、従業員給与の高給と人口の増加は購買力をあふり、しかも繊維品の取引先が京阪神を主体としている関係上本市の経済は同地方と同一状態に置かれているが、その中に生活する公務員の生計はまことに悲惨であるから、本市のうち旧市部だけでも地域給五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県川上村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡川上村役場内　富田鐃一（第一四七二号）

右の請願は、奈良県川上村は、県下随一の林業村として面積の大部分が山林によつて占められ、生活諸物資はほとんど近接二級地の上市町その他京阪神方面から商人の手を経て入荷されるため、物価は近接二級地よりは高く、また夏期における大峰山、大台ケ原等の登山客あるいは吉野川遊覧客等の影響もあり、生活様式は自然派手になり、現在一級地指定陳情中の隣接国槻、中荘の二箇村とほぼ条件が同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県松尾村の地域給に関する請願

請願者　三重県飯南郡松尾村長　亀井正雄外三名（第一四七四号）

右の請願は、三重県松尾村は、松坂市に直接境を接し現在行政区画こそ違つてはいるが正に一体的なものであつて、村民の生活状態は同市内居住者のそれと何等異るところがない現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県花岡町の地域給に関する請願

請願者　三重県飯南郡花岡町長　若林健次郎外八名（第一四七三号）

右の請願は、三重県花岡町は、松阪市と隣接して物価、生計費等同市と同一であるから、本町の地域給を松阪市と同格に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県長島村の地域給に関する請願

請願者　三重県桑名郡長島村長　伊藤幸太郎外九十二名（第一四七五号）

右の請願は、三重県長島村は、名古

屋市と桑名市の中間に位置し、ことに名古屋市の郊外的様相を示しているためその生活水準は農家を除いて名古屋市の中心と何等異るところがなく、物価は運賃、交通費を要するためむしろ高く俸給生活者の生活は困難を極めているから、本村を地域給二級地以上に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県石榑村の地域給に関する請願

請願者　三重県員弁郡石榑村長　伊藤久美外四名（第一四七六号）

右の請願は、三重県石榑村は、農耕収穫と相まつて村民の収入額高く、さらに製茶において郡内最上位の産額と品質によつてその収入もいちじるしく、また花崗岩螢石の特産ありその採石運搬による収入も相当額にのぼり農山村としては収入の面において隣町村の水準を上回り、従つて生活水準は意外に高くしかも生活物資は多く名古屋、桑名、四日市等からトラックその他で搬入しているため物価は郡内外の町村はもちろん県下七市にも劣らぬ高物価地域であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県山南村の地域給に関する請願

請願者　広島県沼隈郡山南村長　松岡定雄外十一名（第一四七七号）

請願者　広島県沼隈郡山南村議会議長　細井豊外九名（第一五一二号）

右の請願は、広島県山南村は、北に福山市、南に鞆町、西に松永町、尾道市を控えた縦貫道路の中心地であり備後本国畳表の生産を主産業としている純然たる消費地であるため物価は市部より高く、加うるに農林省主管の八日谷ダム建設工事の着工により諸物価は騰貴の徴あり公務員の生活は苦境にあえいでいるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県古市村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県多紀郡古市村長　西山貫三郎外十五名（第一四七八号）

右の請願は、兵庫県古市村は、阪神地区の郊外地で村内の有能者の大部分がこれらの都会に吸収され、村内に留まつて郷土発展に努力する者が日々減少の有様でありしかもこれらの通勤者が都市的生活様式を日々持ち帰り郡内一の文化村となつたもの物価はますます高くなり、福知山沿線の他町村には見られない憂うべき現状にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県和田村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県氷上郡和田村長　植野謙次郎外三名（第一四七九号）

右の請願は、兵庫県和田村は、地域給三級地の西脇市、二級地の柏原町、成松町、一級の久下村、生郷村、幸世村、佐治町、中町、黒田庄村に囲まれこれらの町村と同等以上の悪条件下にあり、しかも本村のみ無級地であるため諸官庁、学校、工場は優秀な人材を得るに苦慮し、これが村政、教育、産業の振興に多大の影響を与えているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県頴娃町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県指宿郡頴娃町長　椎井栄吉（第一四八〇号）

右の請願は、鹿児島県頴娃町は、枕崎市とともに南薩地区における産業、教育、文化の中心地であり、戦災による全面的廃きよから立ち上り目覚しい発展を遂げ、町民の生活は向上の一途をたどりいまや完全に都市的様相を呈している一方物価は常に高く、近時とみにこの傾向のいちじるしいものがあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県利南村の地域給に関する請願

請願者　群馬県利根郡利南村長　倉品宇平外四名（第一四八一号）

右の請願は、群馬県利南村は、利根郡の中心都市沼田町に隣接し、経済観念、生活様式、その他あらゆる面において同町の影響を大きく受け、すでに事実上の沼田町の一部の観を呈している実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大山村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡大山村長　伊藤亥太郎外百二十六名（第一四八二号）

右の請願は、埼玉県大山村は、菖蒲町と道一帯で接し何等差異のあるはずがなく、生活様式も同一であるにもかかわらず、地域給差のあるは不合理であるから、本村を菖蒲町同様地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県芦ケ久保村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県秩父郡芦ケ久保村長　町田与志平外三十四名（第一四八三号）

右の請願は、埼玉県芦ケ久保村は、農村であるが、主要食糧の生産量は微々たるものであるため不足分を他から仰ぐ状態であり、その他生活必需物資はことごとく隣接秩父市および横瀬村に求めているため物価は秩父市および横瀬村等より高い実情であるから、本村を隣接横瀬村、高篠村と同様の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県美笹村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡美笹村長　霜田米三郎外十名（第一四八四号）

右の請願は、埼玉県美笹村は浦和市戸田町、蕨町、大和町に囲まれ、荒川を隔てて東京都に接し政治、経済、教育等すべてこれら町村に伍して運営しており、現在のように地域給差のあることは本村の行政ならびに教育百般に及ぼす影響は測り知れないものがあるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県大原町の地域給に関する請願

請願者　千葉県夷隅郡大原町長　土屋幸正（第一四八五号）

右の請願は、千葉県大原町の消費物価水準は、県下主要都市をしのぐ実情にあり、とくに待遇を制約されている官公庁職員の生活はまことに同情に値するものがあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県片浦村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡片浦村長　原弁楽外四名（第一四八六号）

右の請願は、神奈川県片浦村は、小田原市に接続し自治行政の区分があるのみで経済、文化の面においては全く一体融合的な生活機構が構成され、加うるに本村の産業が近代化されたかんきつ経営と石材工業であるがため生活様式、賃金、物価および文化水準等においては何等小田原市に劣るところがなく、更に小田原市への経済依存は物価の高騰をきたし生活費は小田原市を上回るため公務員の給与生計は極度に困苦の状態にあるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県福浦村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡福浦村長　高橋柳吉外三名（第一四八七号）

右の請願は、神奈川県福浦村は、現在地域給一級地の指定を受けているが、近くに湯河原、熱海の温泉、観光地を控え別荘地としての発展いちじるしく人口密度は横浜、小田原両市の二倍三倍という高度で、最近ほとんど消費地化し附近市町村の高い級地の中に公務員の生活は困窮をきわめている実情賢察の上、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県岩村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡岩村長　山本真一外九名（第一四八八号）

右の請願は、神奈川県岩村は、二級地真鶴、吉浜町に隣接し両町にとり囲まれた位置にあるが、真鶴町とは一体不離の関係にあり、生産は石材、みかん、魚類の外なく避暑地であり、観光地であるため物価は高く公務員の困窮は極限に達している上、附近町村との均衡上からも、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県塩尻町の地域給に関する請願

請願者　長野県東筑摩郡塩尻町長　小沢正人（第一四八九号）

右の請願は、長野県塩尻町は、関東、関西、信越方面への交通の要衝に位している関係上、本町の生活様式も漸次都会的様相を示すようになり、従つて消費地としての濃度も日ともに加わり、その上生活必需物資類を松本市その他より移入しているため高物価であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県常盤村の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡常盤村長　河田一雄（第一四九一号）

右の請願は、岡山県常盤村は、昨年地域給一級地の指定を受けたが、その後日紡常盤工場等の大工場の新設に伴つて人口が一倍半に増加し、日常生活費は隣町総社町と何ら差異がない現状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県土居町の地域給に関する請願

請願者　岡山県英田郡土居町大字土居一一九六　江見晴則（第一四九〇号）

右の請願は、岡山県土居町は、姫津線の沿線兵庫県境に位する。農家と商工業者および俸給生活者からなる都市であるが、生活必需物資は阪神方面に依存するため大都市の物価を上回り、姫路、阪神方面との交流が多く、ために生活水準も上昇し、昨年一級地の指定を受けたが公務員の生活苦は解消されない実情を詮議の上、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県中川村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡中川村長　鳥越正三外五名（第一四九二号）

右の請願は、岡山県中川村は、矢掛、小田、鴨方町に囲まれた農村であるが、農村として消費経済面が多く、給与生活者は常に物価高になやまされており、浅口郡全部をはじめとして附近市町村はいずれも地域給指定の恩恵に浴しているにもかかわらず本村は取り残され公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県足守町外二箇村の地域給に関する請願

請願者　岡山県吉備郡足守町長　門博（第一四九三号）

右の請願は、岡山県足守町、大井村、阿曾村は、高松町、生石村に続いて岡山市に近接し、同市への通勤者千六百人、あたかもその近郊住宅地の観を呈し生活水準は高く、生活必要諸物資の価格も大差なく、隣接地総社町は二級地、高松、真金、加茂、生石各町村は一級地に指定されている現状から、本地区の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県鬼塚村の地域給に関する請願

請願者　佐賀県東松浦郡鬼塚村長　遠藤竹之助外七名（第一四九四号）

右の請願は、佐賀県鬼塚村は、地域給三級地の唐津市と、二級地相知町の中間にはさまれた村であつて、地域的環境および村民の生活の実態は両市町と何ら異るところなく、公務員その他一般住民の生計費等よりみて勤務地手当を必要とすることは当然のことと考えられるから、公務員の資質向上と生活擁護のため、本村の地域給を二級地以上に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県土浦市の地域給に関する請願

請願者　茨城県土浦市役所内天谷虎之助外二千二百八十五名（第一四九五号）

右の請願は、茨城県土浦市は、非戦災都市であるが、東京に近い関係で戦後急激に人口を増し、現在では全く東京の衛星都、通勤者の住宅都市として膨脹を続け、同時に消費都市としての性格が濃化し、加うるに保安隊の設置等により物価は漸次騰貴状態を続け水戸市、松戸市を上回る事情であるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県湖南村の地域給に関する請願

請願者　長野県諏訪郡湖南村長　赤羽増雄外六名（第一四九六号）

右の請願は、長野県湖南村は、諏訪市に隣接し、生活物資の需給交通等においてもほとんど同市と異ることがなく、むしろ物価は生活物資を同市の市場を経て買入れた上小売されているため高い状態にあるから、本村の地域給級地を諏訪市と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊川市の地域給に関する請願

請願者　愛知県豊川市長　福山政一（第一四九七号）

右の請願は、愛知県豊川市は、保安隊の駐留、鉄道工機部の拡張、日平産業の進出等急速な変転膨脹をきたし、かかる本市の飛躍的発展に伴い居住費、物価の上昇は日を追つて高騰の一途をたどりつつある現況であるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県春日井市の地域給に関する請願

請願者　愛知県春日井市役所内　鈴木新一（第一四九八号）

右の請願は、愛知県春日井市は、昨年十二月地域給の改訂せられた市はもとより町村と比較して経済、交通、文化等の点においてそん色なく、また物価指数も名古屋市と同等以上であるにもかかわらず二級地のままえ置きとなつたことは遺憾であるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県津幡町の地域給に関する請願

請願者　石川県河北郡津幡町長　村佐一外十九名（第一四九九号）

右の請願は、石川県津幡町は、県の中央金沢市の北方六キロに近接し加、能、越三州の道路ならびに北陸本線、七尾線の岐点に位する郡の政治、教育、経済、交通、文化の核心地であるが、日用品、衣料、魚類等の生活必需品の大半を金沢市の問屋を経由して移入されているため物価は同市以上であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県井上村の地域給に関する請願

請願者　石川県河北郡井上村長　川村甚松外三名（第一五〇〇号）

右の請願は、石川県井上村は、津幡町に隣接し、物価は金沢市および津幡町と何等変るところがなくむしろそれ以上のものが多い実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県浄法寺町の地域給に関する請願

請願者　岩手県二戸郡浄法寺町町立浄法寺小学校内　八重嶋実外十四名（第一五〇一号）

右の請願は、岩手県浄法寺町は、鉄道沿線を離れた山峡地帯にあるため輸送費の関係上物価が高く、寒冷地としての保温物資は年々高騰し、その上医療施設が不充分で遠隔地まで出かけねばならぬ費用も多額を要し、公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県岩松町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡岩松町長　船田稔（第一五〇二号）

右の請願は、愛媛県岩松町は、宇和島市南方十四キロの位置にある北宇和島郡第二の中小商工業都市で生活状態、物価とも宇和島市と差異がなく、殊に日用品、雑貨品等はすべて同市に依存するため、同市よりも高価であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県水海道町の地域給に関する請願

請願者　茨城県結城郡水海道町長　須田誠市外三百九十五名（第一五〇三号）

右の請願は、茨城県水海道町は、私鉄常総線の要衝で東京都心まで一時間余で達し都内への通勤者は千名をこえ、民間給与は高く購買力の増大によつて物価高を招来し、公務員の生活は困窮している上、附近市町村との地域給の上にもはなはだしい不均衡、不合理があるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県竜ケ崎町の地域給に関する請願

請願者　茨城県稲敷郡竜ケ崎町長　富塚橋一（第一五一〇号）

右の請願は、茨城県竜ケ崎町は、面積七四五平方キロに一万三千五百六十二人の人口を有し、その密度は千八百余に達し、最近東京方面への通勤者は二千名を数える状況で、物価指数の土浦市（二級地）よりも高い当町に勤務する公務員の生活は困窮をきわめ、東京方面へ就職希望者が続出する実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県阿蘇村の地域給に関する請願

請願者　千葉県印旛郡阿蘇村長　山崎四郎外十名（第一五一一号）

右の請願は、千葉県阿蘇村は、大和田村、志津村、臼井町に接続した小農村であるが、千拓工事による水田の失地が六十八町歩に及び、このため行商人となつて生計を維持する者が多く、買出し、売出しのため必然的に物価は高くなり、その上附近の市町村はほとんど地域給の支給を受けている現状で、本村に勤務する公務員の生活は特に困窮しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県江川崎村の地域給に関する請願

請願者　高知県幡多郡江川崎村長　芝和外九名（第一五一三号）

右の請願は、高知県江川崎村は、幡多郡北部の中心地であつて耕地面積が少くその上、国鉄江川崎線の開通により観光地となり消費地としての形態をとつているため、必然的に物価高を招き、給与一本に生きる公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県大正町の地域給に関する請願

請願者　高知県幡多郡大正町長　小畑豊馬外二十七名（第一五一四号）

右の請願は、高知県大正町は、北幡地方における産業経済および文化の中心地で町民の大部分は農林業に従事し、その多角経営による年間収入は相当高く購買力が盛んであり、その上地理的悪条件も加わつて物価は県内の最上位を示し、この中に生活する公務員の生計費は赤字つづきの苦境にあえいでいるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県高石村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡高石村長　小川豊外三名（第一五一五号）

右の請願は、高知県高石村は、高岡町に近接する純農村であるが、主食を除く日用品その他の諸雑費の消費は相当に大量に上り、高岡町に近いため消費者価格が高価となり、一般物価は高知市、高岡町と異なるところがなく、物資によつては市街地を上回る実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県三重村の地域給に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡三重村長　田崎正治（第一五一六号）

右の請願は、長崎県三重村は、長崎市に海上、陸上とも概ね一時間にて連絡できる距離にあり、主食を始め生活必需品その他大部分の物が長崎市から仕入れられ、その小売価格はむしろ長崎市より高く想像以上のものがあり、官公庁勤務者は極めて下積みの生活苦にあえいでいる現状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府山田村の地域給に関する請願

請願者　大阪府三島郡山田村長　箕林信雄（第一五一七号）

右の請願は、大阪府山田村は、五級地吹田、茨城両市に挟まれ互に交錯しその境界も明確を欠く状態であり、物価、生活程度等両市と同様であるから、本村の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府横山村の地域給に関する請願

請願者　大阪府泉北郡横山村長　井上耕作外一名（第一五一八号）

右の請願は、大阪府横山村は、大阪府に近接して生活程度はほとんど同市と差違ない実状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府南横山村の地域給に関する請願

請願者　大阪府泉北郡南横山村長　植林千松外一名（第一五一九号）

右の請願は、大阪府南横山村は、大阪市に近接して物価、生活程度等同市および近郊都市と大差ない実状であるから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府南松尾村の地域給に関する請願

請願者　大阪府泉北郡南松尾村長　辻忠夫外七名（第一五二〇号）

右の請願は、大阪府南松尾村は、大阪市に近接して物価、生活程度等同市と大差ない実状であるから、本村の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県西有家、有家両町の地域給に関する請願

請願者　長崎県南高来郡西有家町長　本多重三外七百四名（第一五二一号）

右の請願は、長崎県西有家、有家両町は、島原半島南部中央に位し、県下屈指の人家密集地で郡内島原市に次ぐ商工業および産物集散ならびに文化の中心地であり、近く両町合併して市制施行の機運にあり、経済諸条件も島原市と同様であるから、両町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県西尾村の地域給に関する請願

請願者　石川県能美郡西尾村長　西田英次外六名（第一五二二号）

右の請願は、石川県西尾村は、小松市の東南に近接し、物価も尾小屋鋼山の所在地のため、同市を上回る実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県西大寺市の地域給に関する請願

請願者　岡山県西大寺市長　家野猛之外十五名（第一五二三号）

右の請願は、岡山県西大寺市は、岡山市と隣接し、同市の衛星都市として物価、生計費指数は同市と大差ない実状であるから、本市の地域給を同市同様四級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県祖生村の地域給に関する請願

請願者　山口県玖珂郡祖生村長　亀岡助一外一名（第一五二四号）

右の請願は、山口県祖生村は、玖珂郡のほぼ中央部島田川の上流に位置し、地域給指定地である玖珂町、高森町、由宇町、通津村に囲まれ岩国市にも近接する人口四千三百、耕地五百五十町歩を有する農村であるが、昭和二十年以来数次の大水害をこうむり目下工費約十億円に達する復旧事業の工事中であつて、株木組、奥村組、岡組等有力土建業者の労務者が多数転入し、また祖生無線中継所が昨年来駐留軍接収により大拡張されて工事人夫および従業員の増加等によつて生活物資の需要が激増して諸物価は異状の高騰をきたし、岩国市その他近接都市を上回る実状であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県三見村外四箇村の地域給に関する請願

請願者　山口県阿武郡三見村長　大下伸外四名（第一五二五号）

右の請願は、山口県三見、大井、川上、明木、福川の五箇村は、萩市に近接する村で同市を経済の中心地とし密接なる取引関係を有する一連のブロック的存在であつて、消費物資のほとんどを同市に依存し、生活水準も同市と同様であるから、右五箇村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県玖珂町の地域給に関する請願

請願者　山口県玖珂郡玖珂町長　岡掛照治外一名（第一五二六号）

右の請願は、山口県玖珂町は、玖珂郡のほぼ中央で玖西盆地の中核を形成し、隣接高森町と並んで県下周東部における岩国市、柳井町に次ぐ中商工都市として既に一級地の指定を受けたが、本町の実状は豊富な後背地を有し、かつ四通八達せる交通網に恵まれた地理的好条件により近来諸官公庁の新設民間諸社の進出等目覚しく町勢は躍進の一途をたどり人口の増加に伴い物価は異状の高騰をきたし、なかでも日常生活必需物資は前述の近接都市をむしろ上回る実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県川越村の地域給に関する請願

請願者　山口県玖珂郡川越村長　井上孝人外一名（第一五二七号）

右の請願は、山口県川越村は、玖珂郡の西部に位し、高森町に接している上、近時林、鉱業いちじるしく発達して一般経済は活気を呈しており、自然諸物価高騰し在勤公務員の生活を脅かしている現状であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県佐々並村の地域給に関する請願

請願者　山口県阿武郡佐々並村長　原田謙三（第一五二八号）

右の請願は、山口県佐々並村は、山口市の北部に隣接する郊外村で、村民の生活は同市と密接不可分の関係にあり、物価生活程度等同市と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県小串町の地域給に関する請願

請願者　山口県豊浦郡小串町長　藤岡直敏外一名（第一五二九号）

右の請願は、山口県小串町は、関門北九州に近接し、観光地川棚温泉は約三キロの地にあり、本県西部地方においては下関市に次ぐ政治、文化、交通の要衝を占め、五、八平方キロの狭少の面積に県指定の小串漁港を中心として戸数一千余戸、人口五千五百余人を擁し、すべての条件が市制施行都市に劣るところがないばかりでなく、物価においてはかえつて近接の下関市を上回る実状であるから、本町の地域給を下関旧市街相当若しくは、少くとも新市街同様三級地以上に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県篠津、日勝両村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡篠津村長　細井弥作外百十二名（第一五三〇号）

右の請願は、埼玉県篠津、日勝両村は、東北本線久喜、大宮間に位し、白岡駅を中心とする白岡町ともいうべき市街地および農村部落をもつて形成し、四隣町村の門戸をなし、銀行、会社、郵便局、各種病院、警察部長派出所、乾繭所、肥料試験所等が設置されて都会地と何ら変らず、物価も生活条件も隣接の久喜、蓮田両町と全く同様であるから、両町を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県城田村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡城田村長　中西与蔵外三名（第一五四五号）

右の請願は、三重県城田村は、宇治山田市に接続し、小俣町と田村町にはさまれた小村で主食は過半を移入する状況で、生活必需品を宇治山田市に依存するばかりでなく、医療、文化、娯楽等も全部同市にたよる実情であり、隣接町村四郷村、二見町、御薗村、小俣町は既に地域給支給地に指定されて、本村のみが取り残されている現状であるから、本村の地域給を宇治山田市隣接町村と同様支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県初島町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県海草郡初島町長　岡村太一郎（第一五四六号）

右の請願は、和歌山県初島町は、二級地の下津町および箕島町の中間にはさまれているため、経済、文化、交通ならびに生活水準等は同一圏内にあつて何等異るところがなく、加うるに東亜燃料工業株式会社和歌山工場の設立による人口増加と戦後の外資導入による事業拡張に伴う諸施設の激増は生活水準および消費経済の上向を示している関係上必然的に公務員の経済生活に困難をきたしている実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県野島村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県津名郡野島村長　宮本茂外十一名（第一五四七号）

右の請願は、兵庫県野島村は、淡路島最北端に位し、地域給一級地の岩屋町と富島町によつてはさまれ、生活必需品の大部分はこれら両町および明石市、仮屋町方面から移入している関係上、物価は仮屋町、岩屋町、富島町よりも高い実情にあるから本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県室津村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県津名郡室津村長　中村栄外十五名（第一五四八号）

右の請願は、兵庫県室津村は、淡路島の西海岸東部に位し、地域給一級地の郡家町および尾崎村に接して両町村とは同一の生活条件下にあり、しかも生活必需品は明石市ならびに神地区から移入している関係上、物価および生活水準は阪神地区と同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県育波村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県津名郡育波村長　上田瑞稲（第一五四九号）

右の請願は、兵庫県育波村は、淡路島の西海岸北東部に位し、現在地域給一級地の郡家町、尾崎村、富島町に近接してこれら町村とは全く同一の生活条件下にあり、かつ生活必需品は明石市および阪神地区から移入している関係上、大都市以上の高物価を招来し、本村公務員の生活は困難を極め、人事交流にも支障をきたしているから、本村を郡家町、尾崎村等と同様一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県鶴居村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡鶴居村鶴居中学校内　荒木新太郎（第一五五〇号）

右の請願は、兵庫県鶴居村は、地域給四級地の姫路市、二級地の豊富村、香呂村、福崎村、田原村および二級地生野町との中間に位する半農半給料生活者の村で汽車およびバス等による姫路方面への通勤者が多く、また生活必需品の大部分を姫路方面から移入している関係上、物価は姫路市よりかえつて高く、従つて人事交流に多大な支障をきたしているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県粟賀村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡粟賀村長　藤本政治（第一五五一号）

右の請願は、兵庫県粟賀村は、城下街として栄えてきた村で本郡北部の交通、文化、産業の中心をなし、商工業も盛んであり、かつ一戸につき平均一人の割合で郡内および姫路市、神戸市方面の官公庁、会社等に通勤者を有している関係上、物価ならびに生活水準は近隣の二級地町村および姫路市よりも高い実情にあるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四号　広島県中黒瀬、乃美尾両村の地域給に関する陳情

第一〇号　山口県菱海村の地域給に関する陳情

第一一号　山口県日置村の地域給に関する陳情

第二二号　熊本県内牧町の地域給に関する陳情

第二六号　愛知県西浦町の地域給に関する陳情

第二八号　埼玉県大久保村の地域給に関する陳情

第二九号　京都府長岡町の地域給に関する陳情

第三二号　京都府物部村の地域給に関する陳情

第三三号　大阪府矢田村の地域給に関する陳情

第三四号　石川県越路町の地域給に関する陳情

第三八号　和歌山県有功村の地域給に関する陳情

第三九号　京都府下六人部村の地域給に関する陳情

第四二号　京都府府中村の地域給に関する陳情

第四三号　大阪府交野町の地域給に関する陳情

第四四号　大阪府東郷村外三箇村の地域給に関する陳情

第四五号　和歌山県西和佐村の地域給に関する陳情

第四六号　長野県の地域給に関する陳情

第四七号　佐賀県の地域給に関する陳情

第五三号　和歌山県上秋津村の地域給に関する陳情

第五四号　和歌山県太田村の地域給に関する陳情

第五八号　大阪府正雀郵便局の地域給に関する陳情

第六〇号　福岡県八女郡の地域給に関する陳情

第六一号　青森県百石町の地域給に関する陳情

第六二号　秋田県錦木村の地域給に関する陳情

第六三号　京都府大江郵便局の地域給に関する陳情

第六四号　大阪府玉川町の地域給に関する陳情

第六五号　兵庫県三河村の地域給に関する陳情

第六六号　徳島県半田町の地域給に関する陳情

第六八号　京都府棚倉村の地域給に関する陳情

第八三号　静岡県初倉村の地域給に関する陳情

第八五号　静岡県の地域給に関する陳情

第八七号　兵庫県奥竹野村の地域給に関する陳情

第八八号　京都府河守上郵便局の地域給に関する陳情

第八九号　三重県相野谷村の地域給に関する陳情

第九〇号　岡山県雄神村の地域給に関する陳情

第九五号　大阪府柏原町の地域給に関する陳情

第九六号　山口県大内村の地域給に関する陳情

第九七号　山口県小鯖村の地域給に関する陳情

第九九号　山形県松嶺町の地域給に関する陳情

第一〇一号　滋賀県八日市町の地域給に関する陳情

第一〇二号　兵庫県小坂村の地域給に関する陳情

第一一三号　和歌山県塩屋村の地域給に関する陳情

第一一四号　京都府大江町の地域給に関する陳情

第一一五号　大阪府大和田村の地域給に関する陳情

第一一六号　兵庫県今田村の地域給に関する陳情

第一二四号　岩手県宮古市の地域給に関する陳情

第一二五号　宮城県吉田村の地域給に関する陳情

第一二六号　千葉県松尾町の地域給に関する陳情

第一二七号　宮城県大衡村の地域給に関する陳情

第一二八号　京都府伊根村の地域給に関する陳情

第一三五号　長野県塩崎村の地域給に関する陳情

第一三六号　和歌山県中野上村の地域給に関する陳情

第一三七号　岩手県矢越村の寒冷地手当に関する陳情

第一三八号　長野県県村の地域給に関する陳情

第一四二号　福岡県大川町外十九箇町村の地域給に関する陳情

第一四六号　岩手県遠野町の地域給に関する陳情

第一四七号　岡山県三石町の地域給に関する陳情

第一四九号　宮城県鶴巣村の地域給に関する陳情

第一五〇号　大阪府山田郵便局の地域給に関する陳情

第一五一号　兵庫県村岡町の地域給に関する陳情

第一五七号　岩手県相去村の地域給に関する陳情

第一五八号　京都府下夜久野村の地域給に関する陳情

第一五九号　大阪府西能勢村の地域給に関する陳情

第一六〇号　鹿児島県西長島村の地域給に関する陳情

第一六四号　福島県山田村の地域給に関する陳情

第一六五号　兵庫県和田村の地域給に関する陳情

第一六八号　岡山県勝山町の地域給に関する陳情

第一七六号　三重県井田村の地域給に関する陳情

第一八四号　静岡県浜松市の地域給に関する陳情

第一八五号　静岡県都田村の地域給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十一日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

人事委員会陳情特別報告第一号

広島県中黒瀬、乃美尾両村の地域給に関する陳情

第四号　広島県賀茂郡中黒瀬村長　西山察馬外一名提出

山口県菱海村の地域給に関する陳情

第一〇号　山口県大津郡菱海村　太田啓治外一名提出

山口県日置村の地域給に関する陳情

第一一号　山口県大津郡日置村　井村憲人外一名提出

能本県内牧町の地域給に関する陳情

第二二号　能本県阿蘇郡内牧町内牧保健所内　大平宗太郎外十九名提出

愛知県西浦町の地域給に関する陳情

第二六号　愛知県知多郡西浦町長　久田慶三外五名提出
埼玉県大久保村の地域給に関する陳情
第二八号　埼玉県北足立郡大久保村長　矢作浦三外三名提出
京都府長岡町の地域給に関する陳情
第二九号　京都府乙訓郡長岡町神足郵便局内　長谷川光司外一名提出
京都府物部村の地域給に関する陳情
第三二号　京都府何鹿郡物部村郵便局内　平和新吉外十五名提出
大阪府矢田村の地域給に関する陳情
第三三号　大阪府中河内郡矢田村郵便局内　加藤テイ提出
石川県越路町の地域給に関する陳情
第三四号　石川県鹿島郡越路町長　田中平治外四名提出
和歌山県有功村の地域給に関する陳情
第三八号　和歌山県海草郡有功村長　園部鑿外三名提出
京都府下六人部村の地域給に関する陳情
第三九号　京都府天田郡下六人部村長　松本庄吉外一名提出
京都府府中村の地域給に関する陳情
第四二号　京都府与謝郡府中村字江尻四三三　宮崎六左エ門外一名提出
大阪府交野町の地域給に関する陳情
第四三号　大阪府北河内郡交野町私部交野郵便局内　原田英二外一名提出
大阪府東郷村外三箇村の地域給に関する陳情
第四四号　大阪府豊能郡東郷村長　谷知裕外十九名提出
和歌山県西和佐村の地域給に関する陳情
第四五号　和歌山県海草郡西和佐村長　栗栖総二外三名提出
長野県の地域給に関する陳情
第四六号　長野県知事　林虎雄提出
佐賀県の地域給に関する陳情
第四七号　佐賀県知事　鍋島直紹外一名提出
和歌山県上秋津村の地域給に関する陳情
第五三号　和歌山県西牟婁郡上秋津村長　田中英穂外三名提出
和歌山県太田村の地域給に関する陳情
第五四号　和歌山県東牟婁郡太田村長　木本茂外一名提出
大阪府正雀郵便局の地域給に関する陳情
第五八号　大阪府三島郡味舌町長　深田丈夫外一名提出
福岡県八女郡の地域給に関する陳情
第六〇号　福岡県八女郡福島町八女郡地方事務所内　園田展右外一名提出
青森県百石町の地域給に関する陳情
第六一号　青森県上北郡百石町教職員組合内　佐藤健正外五名提出
秋田県錦木村の地域給に関する陳情
第六二号　秋田県鹿角郡錦木村長　佐々木鉄蔵外五名提出
京都府大江郵便局の地域給に関する陳情
第六三号　京都府加佐郡大江町字河守大江郵便局内　仲田太郎外一名提出
大阪府玉川町の地域給に関する陳情
第六四号　大阪府中河内郡玉川町玉川郵便局内　野口弥一郎提出
兵庫県三河村の地域給に関する陳情
第六五号　兵庫県宍粟郡三河村長　阿曾実外一名提出
徳島県半田町の地域給に関する陳情
第六六号　徳島県美馬郡半田町長　大久保甚吉外二名提出
京都府棚倉村の地域給に関する陳情
第六八号　京都府相楽郡棚倉村棚倉郵便局内　東村清一外一名提出
静岡県初倉村の地域給に関する陳情
第八三号　静岡県榛原郡初倉村長　水野玄雄外八名提出
静岡県の地域給に関する陳情
第八五号　静岡県議会議長　吉野倫将外一名提出
兵庫県奥竹野村の地域給に関する陳情
第八七号　兵庫県城崎郡奥竹野村村長　坂本勘治郎外十五名提出
京都府河守上郵便局の地域給に関する陳情
第八八号　京都府加佐郡河守上郵便局内　佐藤高平外一名提出
三重県相野谷村の地域給に関する陳情
第八九号　三重県南牟婁郡相野谷村長　滝口源太郎外八名提出
岡山県雄神村の地域給に関する陳情
第九〇号　岡山県上道郡雄神村長　斉藤岐提出
大阪府柏原町の地域給に関する陳情
第九五号　大阪府中河内郡柏原町柏原郵便局内　谷出幸治郎外三名提出
山口県大内村の地域給に関する陳情
第九六号　山口県吉敷郡大内村長　和田八十一外二名提出
山口県小鯖村の地域給に関する陳情
第九七号　山口県吉敷郡小鯖村長　古屋豊雄外二名提出
山形県松嶺町の地域給に関する陳情
第九九号　山形県飽海郡松嶺町長　小松潤提出
滋賀県八日市町の地域給に関する陳情
第一〇一号　滋賀県神崎郡八日市町長　山田治右衛門提出
兵庫県小坂村の地域給に関する陳情
第一〇二号　兵庫県出石郡小坂村長　太田四郎外五十五名提出
和歌山県塩屋村の地域給に関する陳情
第一一三号　和歌山県日高郡塩屋村塩屋郵便局内　松山歩外九名提出
京都府大江町の地域給に関する陳情
第一一四号　京都府加佐郡大江町南有路郵便局内　木村鑓一外一名提出
大阪府大和田村の地域給に関する陳情
第一一五号　大阪府北河内郡大和田村長　田中寿雄外四十五名提出
兵庫県今田村の地域給に関する陳情
第一一六号　兵庫県多紀郡今田村長　荻野秀治外一名提出
岩手県宮古市の地域給に関する陳情
第一二四号　岩手県宮古市宮古市立愛宕小中学校内　宮城芳治提出
宮城県吉田村の地域給に関する陳情
第一二五号　宮城県黒川郡吉田村地域給支給地区編入期成連盟内　茂泉喜代蔵提出
千葉県松尾町の地域給に関する陳情
第一二六号　千葉県山武郡松尾町長　加藤彦治外十一名提出
宮城県大衡村の地域給に関する陳情
第一二七号　宮城県黒川郡大衡村地域給支給地区編入期成連盟内　庄子親太郎提出
京都府伊根村の地域給に関する陳情
第一二八号　京都府与謝郡伊根村伊根郵便局内　増井新助外二名提出
長野県塩崎村の地域給に関する陳情
第一三五号　長野県更級郡塩崎村長　風間主提出
和歌山県中野上村の地域給に関する陳情
第一三六号　和歌山県海草郡中野上村長　尾崎義雄外一名提出
岩手県矢越村の寒冷地手当に関する陳情
第一三七号　岩手県東磐井郡矢越村長　吉田秋三郎外二名提出
長野県県村の地域給に関する陳情
第一三八号　長野県小県郡県村長　荻原政司郎外一五八名提出
福岡県大川町外十九箇村の地域給に関する陳情
第一四二号　福岡県三潴郡大川町　古賀忠夫外四十名提出
岩手県遠野町の地域給に関する陳情
第一四六号　岩手県上閉伊郡遠野町長　平野三夫提出
岡山県三石町の地域給に関する陳情
第一四七号　岡山県和気郡三石町長　桑原弥寿治外十名提出
宮城県鶴巣村の地域給に関する陳情
第一四九号　宮城県黒川郡鶴巣村北目大崎字岸一二一　朴沢光夫提出
大阪府山田郵便局の地域給に関する陳情
第一五〇号　大阪府三島郡山田村長　箕林信雄外一名提出
兵庫県村岡町の地域給に関する陳情
第一五一号　兵庫県美方郡村岡町長　松岡保治外十六名提出
岩手県相去村の地域給に関する陳情
第一五七号　岩手県胆沢郡相去村長　松田久外七名提出

京都府下夜久野村の地域給に関する陳情
第一五八号　京都府天田郡下夜久野村額田郵便局内　大槻常三郎外一名提出

大阪府西能勢村の地域給に関する陳情
第一五九号　大阪府豊能郡西能勢村長　松尾源良外八名提出

鹿児島県西長島村の地域給に関する陳情
第一六〇号　鹿児島県出水郡西長島村長　飯尾登幾男外一名提出

福島県山田村の地域給に関する陳情
第一六四号　福島県石城郡山田村長　蛭田三郎外六名提出

兵庫県和田村の地域給に関する陳情
第一六五号　兵庫県氷上郡和田岡山県勝山町の地域給に関する陳情
第一六八号　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎提出

三重県井田村の地域給に関する陳情
第一七六号　三重県南牟婁郡井田村長　南貞治外六名提出

静岡県浜松市の地域給に関する陳情
第一八四号　静岡県浜松市長　岩崎尊提出

静岡県都田村の地域給に関する陳情
第一八五号　静岡県引佐郡都田村長　斎藤太郎外七名提出

右七十件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十一日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

意見書案

広島県中黒瀬、乃美尾両村の地域給に関する陳情

陳情者　広島県賀茂郡中黒瀬村長　西山察馬外一名（第四号）

右の陳情は、広島県中黒瀬村、乃美尾村は、呉市の三角頂点に隣接する黒瀬郷の中心地にあつて、呉市内への通勤者は三百五十名もあり、また村民は生活諸物資の大部分を呉市内において購入している現状である。従つて両村の生活様式ならびに慣習は呉市と同じであり、生計費も大差ない現状であるから、両村を勤務地手当二級地支給地域に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県菱海村の地域給に関する陳情

陳情者　山口県大津郡菱海村長　太田啓治外一名（第一〇号）

右の陳情は、山口県菱海村は、山陰路における地理的条件により行商人や仲介人の交通量がおびただしい上に、最近油谷湾および俵山温泉を遙る観光、湯治客の増加等により必然的に諸物価を高騰せしめ、多くの官公吏職員の生活を困窮させているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県日置村の地域給に関する陳情

陳情者　山口県大津郡日置村井村憲人外一名（第一一号）

右の陳情は、山口県日置村は、既に一級地に指定され現在二級地指定を請願中の深川町、仙崎町の隣接村であり、かつその人口、集落状況等すべて町としての実態を備えており、物価面においてもこれらの町と全然差異を認め難い実状にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県内牧町の地域給に関する陳情

陳情者　熊本県阿蘇郡内牧町内牧保健所内　大平宗太郎外十九名（第一二号）

右の陳情は、熊本県内牧町は、標高三百八十メートルの高地に所在し、すべての生活必需品は熊本市を通じて供給されており、近時交通運搬費の大幅値上げのため当地の諸物価は高騰し熊本市より二割七分の高値を示している現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県西浦町の地域給に関する陳情

陳情者　愛知県知多郡西浦町長　久田慶三外五名（第二六号）

右の陳情は、愛知県西浦町は地理的、経済的等あらゆる面において隣接常滑町と不離一体の実状にあり、目下都市計画法適用区域編入を申請中でその実施測量も完了し近く許可されるまでに至つているから、本町を常滑町同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大久保村の地域給に関する陳情

陳情者　埼玉県北足立郡大久保村長　矢作浦三外三名（第二八号）

右の陳情は、埼玉県大久保村は、大宮、浦和両市に近接し三級地与野町と境を接しているが、これらの都市と変らぬ環境下にあつて生活はたがいに交錯し、村から町へ、町から村へと隣接の便を利用して共存の形をとり、生活、文化および経済面において地域差は全くないのであるから、本村の地域給を一応二級地に引き上げ、さらに三級地に早急に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府長岡町の地域給に関する陳情

陳情者　京都府乙訓郡長岡町神足郵便局内　長谷川光司外一名（第二九号）

右の陳情は、京都府長岡町は、京都、大阪の二大都市にはさまれ、本町の東部は直接京都市に接続しているため、本町民の生活水準は京都市民と何等異るところがないから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府物部村の地域給に関する陳情

陳情者　京都府何鹿郡物部村郵便局内　平和新古外十五名（第三一号）

右の陳情は、京都府物部村は、何鹿郡西部における交通、文化の要地であり、経済的には生活物資をことごとく京阪神より福知山、綾部両市を経て移入しているため物価はむしろ都市よりも高い実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府矢田村の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府中河内郡矢田村郵便局内　加藤テイ（第三三号）

右の陳情は、大阪府矢田村は、大阪市に隣接し地理的、経済的にはもちろんあらゆる面において同市と同様な実情であるから、本村を地域給五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県越路町の地域給に関する陳情

陳情者　石川県鹿島郡越路町長　田中平治外四名（第三四号）

右の陳情は、石川県越路町は、能登半島の中枢地七尾市に接続し、主として農業を兼業とする小商工業の消費地で諸物価は七尾市より高い実情であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県有功村の地域給に関する陳情

陳情者　和歌山県海草郡有功村長　園部鑒外三名（第三八号）

右の陳情は、和歌山県有功村は、政治、経済、文化等和歌山市と不可分の関係にあり、同市の合併は時日の問題となつている実情にあるから、本村を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府下六人部村の地域給に関する陳情

陳情者　京都府天田郡下六人部村長　松本庄吉外一名（第三九号）

右の陳情は、京都府下六人部村は、東に綾部市、北西に福知山市、南は兵庫県氷上郡に接し村民の生活物資は、大部分を福知山市および綾部市に依存する関係上給与生活者の生活は困窮をきわめ、本村居住の公務員は隣接する地域給四級地の福知山市および三級地の綾部市への転出を希望し、本村の自治行政上誠に憂慮すべき現状に至つているから、すみやかに本村を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府府中村の地域給に関する陳情

陳情者　京都府与謝郡府中村字江尻四三三　宮崎六左エ門外一名（第四二号）

右の陳情は、京都府府中村は、名勝天の橋立を眼前に控えた観光地であり、観光客の来遊により物価は常に京阪神並で、かつ仕入問屋が京都市、宮津町を中心とするため常にこれらの地域より一、二割高いのが実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府交野町の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府北河内郡交野町私部交野郵便局内　原田英二外一名（第四三号）

右の陳情は、大阪府交野町は、大阪市の周辺町村として市内より主食に至るまで物価高であるにもかかわらず地域給差のあることは不合理であり、ことに当地所在他官公署、事業場等はそれぞれ五級地ないし三級地の地域給または相当額を支給されており、独り自治体および郵政省関係のみ除外されているのは遺憾であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府東郷村外三箇村の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府豊能郡東郷村長　谷知裕外十九名（第四四号）

右の陳情は、大阪府東郷村、歌垣村、田尻村、吉川村の四村地域は、京都府と兵庫県に挟まれて突出している地勢の関係で、池田市、豊中市、大阪市との交渉がひん繁であつて生活、文化水準は大阪市内をしのぐ状態であるが、地域給差によつて幾多の不都合を生じ苦慮しているから、本四箇村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県西和佐村の地域給に関する陳情

陳情者　和歌山県海草郡西和佐村長　栗栖総二外三名（第四五号）

右の陳情は、和歌山県西和佐村は、和歌山市と隣接して同市に合併の機運にあり、生活程度も全く同市同様であるから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県の地域給に関する陳情

陳情者　長野県知事　林虎雄（第四六号）

右の陳情は、長野県長野市外五市四町を三級地、北安曇郡大町外三町六村を二級地、北佐久郡本牧村外二町二十八村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県の地域給に関する陳情

陳情者　佐賀県知事　鍋島直紹外一名（第四七号）

右の陳情は、地域給の指定如何は直接間接に人材の確保、職務能率の向上ひいては諸般の行政施策の遂行に影響するところが大きいから、佐賀県下の小城町、鹿島町、神崎町、大町町、北方町、北多久町を二級地に、江北町、東多久村、中原村、鹿島村、塩田町、巨勢村、北川副村、春日村、鍋島村、嘉瀬村、久保田村、鬼塚村、鏡村、諫池村、北波多村、三田川村、上峰村、北茂安村、旭村、東川副村、朝日村、多良町、南川副町、古枝村、南山村、福富村、曲川村、芦刈村、砥川村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県上秋津村の地域給に関する陳情

陳情者　和歌山県西牟婁郡上秋津村長　田中英穂外三名（第五三号）

右の陳情は、和歌山県上秋津村は、田辺市と五メートルの橋を距てて接続し近々合併の予定となつており交通、経済、文化等は田辺市と何等異るところがなく、生活水準に関しては上昇の傾向にあるから、当村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県太田村の地域給に関する陳情

陳情者　和歌山県東牟婁郡太田村長　木本茂外一名（第五四号）

右の陳情は、和歌山県太田村は、地域給支給地の下里太地、勝浦、那智町に隣接し、経済的事情はこれらの地域と同様で、勤労者、殊に公務員の経済生活は極めて困窮の実情にあるから、当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府正雀郵便局の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府三島郡味舌町長　深田丈夫外一名（第五八号）

右の陳情は、大阪府正雀郵便局は、大阪府吹田局区内に属し、南部の吹田市と北部の茨木市、高槻市の中間に位置している。当局地区内は、交通至便であるため、各官公庁関係の工場および産業施設が発達し、また、大阪、吹田の衛星的町で物価の如きは、大阪市内よりも輸送その他の関係から著しく高価となり生活条件は極めて悪く、加えて当町在住者の

中都市進出就職者が多く、数は、勤労者中約八割七分強である。このような条件下にある関係から当局の従業員採用等、および局務遂行上に多大の支障をきたす原因となつているから、是非とも当局の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県八女郡の地域給に関する陳情

陳情者　福岡県八女郡福島町八女郡地方事務所内　園田展右外一名（第六〇号）

右の陳情は、福岡県八女郡は、久留米、大牟田両市の中間に位し、両経済圏に包含されており、県下中部以北地区よりあらゆる点において上位にあるから、本郡内町村のうち福島町、羽犬塚町、黒木町を三級地に、中広川村、下広川村、古川村、水田村、光友村、忠見村、川崎村、豊岡村を二級地に、北川内村、北山村、木屋村、串毛村、辺春村、白木村、笠原村、星野村、大渕村、矢部村、横山村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県百石町の地域給に関する陳情

陳情者　青森県上北郡百石町教職員組合内　佐藤健正外五名（第六一号）

右の陳情は、青森県百石町は、国連軍駐留地である市川村水目沢と大三沢の中間に位し、八戸市および大三沢町と同一経済圏を形成している関係上、諸物価の騰貴ははなはだしく本町公務員の生活費は、増大の一途をたどつているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県錦木村の地域給に関する陳情

陳情者　秋田県鹿角郡錦木村長　佐々木鉄蔵外五名（第六二号）

右の陳情は、秋田県錦木村は、毛馬内町に隣接し、同町とは密接不離の関係にあり、ことに日常生活の諸物資をほとんど同町の商店に求めているため生活状態は何等変りがない実情であるから、本村を毛馬内町と同様地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大江郵便局の地域給に関する陳情

陳情者　京都府加佐郡大江町字河守大江郵便局内　仲田太郎外一名（第六三号）

右の陳情は、今年三月発表された地域給官署個別指定によると、近隣の舞鶴市常郵便局は四級地として指定されたが、大江郵便局は一級地のままで福知山市、舞鶴市は四級地、綾部市は三級地、宮津町は二級地で、四囲の状勢からみても大江郵便局は二級地の資格は充分あると思われるから、二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府玉川町の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府中阿内郡玉川町玉川郵便局内　野口弥一郎（第六四号）

右の陳情は、大阪府玉川町は、地域給五級地の布施市に接し、既に玉川町北小学校の如きは敷地の一部が同市に渉るため、五級地として認められており、さらに日常生活物資の動態および生活水準等の地域給決定の諸条件が五級地に比較して何等異るところがないから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県三河村の地域給に関する陳情

陳情者　兵庫県宍粟郡三河村長　阿曾実外一名（第六五号）

右の陳情は、兵庫県三河村は、村民の日常生活物資の大部分は姫路、阪神方面より移入する関係上運送費の加算等により物価は高額を示し、給与生計者である公務員の経済生活は極めて困窮の実状にあるから、当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県半田町の地域給に関する陳情

陳情者　徳島県美馬郡半田町長　大久保甚吉外二名（第六六号）

右の陳情は、徳島県半田町は、本郡の西北部に位し、隣接町村中の商業地であり、生活必需品のすべてを遠くから移入しているため、物価は運賃その他が加わり隣接の地域給支給地である穴吹町、貞光町より高く、本町公務員の生活費は近来いちじるしく増加し、その生活は困窮を極めているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県初倉村の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県榛原郡初倉村長　水野玄雄外八名（第八三号）

右の陳情は、静岡県初倉村は、島田市の近郊に位置し、すでに地域給支給地に指定された六合村、大津村と同様島田市の経済の一環をなしている実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県議会議長　吉野倫将外一名（第八五号）

右の陳情は、静岡県は京浜地区と中京地区との中間に位し、神奈川、愛知両県とほぼ同様の立地条件にあり、物価および生計費もほとんど変らない実情にあるにもかかわらず、地域給地指定において神奈川県は全市町村の九十一パーセント、愛知県は六十六パーセントに対し、本県は僅かに四十パーセントに過ぎず極めて不均衡な状況にあるから、この不均衡を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県奥竹野村の地域給に関する陳情

陳情者　兵庫県城崎郡奥竹野村長　坂本勘治郎外十五名（第八七号）

右の陳情は、兵庫県奥竹野村は、兵庫県北部唯一の市制地である豊岡市に隣接し、現在豊岡市から奥竹野村へ通ずる江野トンネルが輸送路として敷設工事が施行されている関係から当村の文化、経済生活に大いなる影響を与えており、また日常生活物資は豊岡市に依存している関係上、運送費等の加算により物価は相当高価となり、加えて官公庁の会議および研究会が豊岡市で開催されるため、交通費等が多額となり、当村在住の公務員の経済生活は極めて困窮の状態にあるから、すみやかに当村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府河守上郵便局の地域給に関する陳情

陳情者　京都府加佐郡河守上郵便局内　佐藤高平外一名（第八八号）

右の陳情は、京都府河守上郵便局は、地域給四級地の官署個別指定を受けた近隣舞鶴常郵便局に比較し地勢、交通、経済等すべての点において何等の差異がないから、本郵便局を官署個別指定の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県相野谷村の地域給に関する陳情

陳情者　三重県南牟婁郡相野谷村長　滝口源太郎外八名（第八九号）

右の陳情は、三重県相野谷村は、一級地阿田和町と御船村との間にはさまれ、御船村をへだてて三級地新宮市につづいている農村であるが、主食を除いた生活必需品は新宮市に依存するため同市以上の高物価であり、地元生産の主食さえ売込み、買出しのために一部新宮市より逆移入する実情で、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県雄神村の地域給に関する陳情

陳情者　岡山県上道郡雄神村長　斎藤岐（第九〇号）

右の陳情は、岡山県雄神村は、西大寺市と上道町の中間にあつて、経済的に裕福であるため生活水準も高く、西大寺市の東玄関として都市的形態を形づくり二級地としての資格は、充分と考えられる上、人事交流上の支障も大きいから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府柏原町の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府中河内郡柏原町柏原郵便局内　谷出幸治郎外三名（第九五号）

右の陳情は、大阪府柏原町は、五級地八尾市とは道一つ距てて近接し、諸物価、生活程度等すべての面において同市と同様であるから、本町の地域給を五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県大内村の地域給に関する陳情

陳情者　山口県吉敷郡大内村長　和田八十一外二名（第九六号）

右の陳情は、山口県大内村は、山口市の中心部に接続する地域で、その消費物資は大部分同市に依存し、その上運賃および交通費のため実質購入価格は市内を上回る実情であり、公務員の生活ならびに勤務がいちじるしく不健全になつている現況であるから、本村の地域給を山口市同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県小鯖村の地域給に関する陳情

陳情者　山口県吉敷郡小鯖村長　古屋豊穎外二名（第九七号）

右の陳情は、山口県小鯖村は、山口市、防府市に隣接して経済上密接不離の関係にあるが、本村だけ地域給の指定からもれて無給地であることは、公務員の生活の困窮はいうまでもなく人事交流上の支障が大きいから、本村の地域給を大内村同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県松嶺町の地域給に関する陳情

陳情者　山形県飽海郡松嶺町長　小松溝（第九九号）

右の陳情は、山形県松嶺町は、奥羽山脈のふもとにある山間の町であるが、鉄道沿線から離れて町の発展性がなく、もともと城下町であつたため農家は一割にも足らず、町民の大部分を占めるものは俸給生活者、日雇労務者、小売商人であり、農村の中にありながら完全な消費地としての物価は高く、公務員の生活は困窮をきわめているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県八日市町の地域給に関する陳情

陳情者　滋賀県神崎郡八日市町長　山田治右衛門（第一〇一号）

右の陳情は、滋賀県八日市町は、何百年の昔から市場として形づくられて今日に至つた町で、京阪神商圏と直結し、本町より大都市に勤務しあるいは彼我商人の出入する数は実に多きを算え、ことにやみ商人のひんぱんな往来は主食その他の農産物を不当につり上げ、加うるに衣料品をはじめ他の生活物資を京阪神および三重県に頼るほかないため、物価は京阪神より常に高い実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県小坂村の地域給に関する陳情

陳情者　兵庫県出石郡小坂村長　太田四郎外五十五名（第一〇二号）

右の陳情は、兵庫県小坂村は、豊岡市、出石町、日高町に隣接し、豊岡市との経済関係が密接であるため、主食、薪炭、野菜の生産地でありながら買出し、売り込等の関係で価格は同市と何等変らず、加うるに衣料品その他日用品等はすべて同市から移入しているためかえつて高価な実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県塩屋村の地域給に関する陳情

陳情者　和歌山県日高郡塩屋村塩屋郵便局内　松山歩外九名（第一一三号）

右の陳情は、和歌山県塩屋村は、御坊町に隣接して同町と同様な物価高にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大江町の地域給に関する陳情

陳情者　京都府加佐郡大江町南有路郵便局内　木村鐘一外一名（第一一四号）

右の陳情は、京都府大江町は、舞鶴市、福知山市、綾部市の中間に位し、地勢、交通、経済等すべての点においてこれら都市の影響を受けて物価も生活水準も大差ない実状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府大和田村の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府北河内郡大和田村長　田中寿雄外四十五名（第一一五号）

右の陳情は、大阪府大和田村は、大阪市の至近距離にあり隣接地はそれぞれ地域給五級地、四級地であるが自由物価はこれら隣接地域と何等異るところがなく、また本村は交通至便で工場地帯、商業地として年々発展しつつあり地域給四級地、五級地としての条件を具えているから、本村を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県今田村の地域給に関する陳情

陳情者　兵庫県多紀郡今田村長　荻野秀治外一名（第一一六号）

右の陳情は、兵庫県今田村は、多紀郡の西南端、西脇市に隣接した陶器および凍どうふの生産工業の盛んな村で村勢は活況を呈しているが、日用雑貨、衣料等は遠く阪神方面よりの移入によるため高物価であり、その上周辺は地域給の支給を受けている市町村であるため、有級地への転任希望者が多く学校教育上支障をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県宮古市の地域給に関する陳情

陳情者　岩手県宮古市宮古市立愛宕小、中学校内　宮城芳治（第一二四号）

右の陳情は、岩手県宮古市は、三陸沿岸の漁港都市で生活必需物資はほとんど他より移入しており、加うるに交通不便なため物価は他の大都市より高い状態であるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県吉田村の地域給に関する陳情

陳情者　宮城県黒川郡吉田村地域給支給地区編入期成連盟
内　茂泉喜代蔵（第一一五号）

右の陳情は、宮城県吉田村は、昨年地域給三級地に指定された吉岡町に隣接の村で生活物資は大部分同町に依存し、交通費をかけて購入するか、運搬費をかけた物価高のものを購入するかのいずれかで同町における物価より必ず高いものとなつていることは明らかであるので、本村在勤公務員は生活費に全く困つている状態であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県松尾町の地域給に関する陳情

陳情者　千葉県山武郡松尾町長　加藤彦治外十一名（第一二六号）

右の陳情は、千葉県松尾町は、国鉄総武本線の千葉、銚子間の真中に位し、小売物価は隣接の八街町、成東町と同様であるから、本町の地域給を少くとも成東町同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県大衡村の地域給に関する陳情

陳情者　宮城県黒川郡大衡村地域給支給地区編入期成連盟
内　庄子親太郎（第一二七号）

右の陳情は、宮城県大衡村は、吉岡町と三本木町に隣接する経済、産業、交通の要衝であり、村内に駐留軍の大演習地をひかえ、物価はきわめて高い上、県下第一の亜炭生産地であるため、その従業者から受ける経済的圧迫が大きく公務員の生活は窮乏しているから、すみやかに本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府伊根村の地域給に関する陳情

陳情者　京都府与謝郡伊根村伊根郵便局内　増井新助外二名（第一二八号）

右の陳情は、京都府伊根村は、丹後海の北端に位し、舞鶴市、宮津町に海上数里を隔てるべき地の漁村であるが、海産物の外は何の生産物もなく古来より純消費村として知られ、諸物価は運搬費、手数料等の加算のためいちじるしく高く公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県塩崎村の地域給に関する陳情

陳情者　長野県更級郡塩崎村長　風間主（第一三五号）

右の陳情は、長野県塩崎村は、篠ノ井町、屋代町に隣接し、篠ノ井町は当村旧篠ノ井部落の発展したものであつて、両町とは全く同一経済圏内にあり生活形態を一にする事実より考えて、当村を両町同様地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県中野上村の地域給に関する陳情

陳情者　和歌山県海草郡中野上村長　尾崎義雄外一名（第一三六号）

右の陳情は、和歌山県中野上村は、海南市より日用品を購入するため物価が高く一般消費者は高い物資を購入している実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県矢越村の寒冷地手当に関する陳情

陳情者　岩手県東磐井郡矢越村長　吉田秋三郎外二名（第一三七号）

右の陳情は、岩手県矢越村は、北上山脈中に位置し四級地に指定されている隣村奥玉村とは積雪量、寒冷度においても少しも変りのない状態であるから、本村の寒冷地手当を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

昭和二十八年八月十日　参議院会議録附録（その十）　審査報告書（第二十六号参照）

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　参議院会議録附録（その十）

意見書案

長野県県村の地域給に関する陳情

陳情者　長野県小県郡県村長　荻原改司郎外百五十八名（第一三八号）

右の陳情は、長野県県村は、現在地域給二級地の上田市と小諸町の中間に位する交通の要衝地であり、官公署学校および会社、工場、商店が多い関係上、物価および生活水準は上田市ならびに小諸町と何等異るところがないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大川町外十九箇町村の地域給に関する陳情

陳情者　福岡県三潴郡大川町古賀忠夫外四十名（第一四二号）

右の陳情は、福岡県三潴郡二十箇町村のうち大川、荒木、城島、大善寺、安武、西牟田の六町村が現在一級地であり残る十四箇村は未だに無級地であるのは、実状にそぐわないばかりでなくいちじるしく他地区との均衡を失するものであるから、大川、大善寺、荒木、城島の四箇町および西牟田、安武の二箇村を二級地に、犬塚、川口、蒲地、田口、大莞、大野島、大溝、江上、青木、木室、木佐木、三又、三潴、昭代の十四箇村を一級地にそれぞれ地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県遠野町の地域給に関する陳情

陳情者　岩手県上閉伊郡遠野町長　平野三夫（第一四六号）

右の陳情は、岩手県遠野町は、後背地の狭い関係と県中央部よりやや入り込んだ盆地帯にあつて市況が敏感に響かず、かつ大部分の商品が中央市場と直結していない等の関係で県内の町村に比し物価が割高であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県三石町の地域給に関する陳情

陳情者　岡山県和気郡三石町長　桑原弥寿治外十名（第一四七号）

右の陳情は、岡山県三石町は、岡山、兵庫両県境に位し、当地方まれにみる純工鉱業地帯であり、あらゆる面で阪神諸都市の経済的影響を受けることがはなはだしく全町民の生活態度ならびに生活必需物資の市価からしても現在四級地の岡山市と比較して勝るとも決して劣らない現状であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県鶴巣村の地域給に関する陳情

陳情者　宮城県黒川郡鶴巣村北目大崎字岸一二一　朴沢光夫（第一四九号）

右の陳情は、宮城県鶴巣村は、仙台市、塩釜市および吉岡町、松島町の間に位する単作地帯の農村であり、生活必需品はすべてこれらの都市から移入している関係上、物価は仙台市および塩釜市より二、三割高く、本村公務員の生活は困難を極めているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府山田郵便局の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府三島郡山田村長　箕林信雄外一名（第一五〇号）

右の陳情は、大阪府山田郵便局は、吹田局区内に属し、所在地山田村は吹田、茨木両市ならびに箕面町に接続してその中間にあるが、住宅地千里丘、新芦屋、春日丘を包含し、その上本地の住民はほとんど職場を大阪市にもつているため優秀な人材を得ることが困難であるから、山田郵便局の地域給を官署指定により四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県村岡町の地域給に関する陳情

陳情者　兵庫県美方郡村岡町長　松岡保治外十六名（第一五一号）

右の陳情は、兵庫県村岡町は、美方郡東部における行政、経済その他あらゆる面の中心地で木材、木炭および牛、馬等を産しているが、生活必需品はほとんど他都市から移入している関係上、物価はいちじるしく高く、本村公務員の生活状況は現在地域給二級地である近隣の和田山町、八鹿町、香住町等と何等異るところがないから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県相去村の地域給に関する陳情

陳情者　岩手県胆沢郡相去村長　松田久外七名（第一五七号）

右の陳情は、岩手県相去村は、黒沢尻町と金ケ崎町の中間に位し、日常必需物資の大部分を両町に依存しているため、一般物価は両町を上回る実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府下夜久野村の地域給に関する陳情

陳情者　京都府天田郡下夜久野村額田郵便局内　大槻常三郎外一名（第一五八号）

右の陳情は、京都府下夜久野村は、農工業地帯でありながら耕地がせまいため主食すら自給できない状態であり、副食物その他日用品は近隣福知山市の中間問屋を経て移入しているため、物価は同市を上回る実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府西能勢村の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府豊能郡西能勢村長　松尾源良外八名（第一五九号）

右の陳情は、大阪府西能勢村は、府

の最北部に位し京都府および兵庫県に隣接した村全体が山岳地帯であるため、府庁、地方事務所への連絡および出張等にばく大な時間と経費を要し、また給地が低いために人事の交流に支障をきたし教育、治安、行政上の円満な運営を欠いている実情であるから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県西長島村の地域給に関する陳情

陳情者　鹿児島県出水郡西長島村長　飯尾登幾男外一名（第一六〇号）

右の陳情は、鹿児島県西長島村は、出水郡の最北端の離島であるが、主食は到底需要をみたすことができず、生活物資の全部を海上輸送にたよるため自然高物価となり、給与生活者の生活の困窮、教職員の人事行政の困難性は想像以上のものがあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県山田村の地域給に関する陳情

陳情者　福島県石城郡山田村長　蛭田三郎外六名（第一六四号）

右の陳情は、福島県山田村は、植田町と錦町の中間にあつて炭鉱地帯の人口は村内の約六割を占め、物資はすべて植田町、錦町の商店街より、鮮魚介類は平市を中心とする小名浜方面より移入しているため、物価指数は植田、錦両町を上回る実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県和田村の地域給に関する陳情

陳情者　兵庫県氷上郡和田村長　植野謙次郎外三名（第一六五号）

右の陳情は、兵庫県和田村は、氷上郡の南端に位置し三級地西脇市二級地柏原、成松町にとり囲まれた商工の村で主食は需要をみたすに足らず、この点がまた物価高の原因となつている実情であり、隣接町村が地域給の支給を受けている現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県勝山町の地域給に関する陳情

陳情者　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎（第一六八号）

右の陳情は、岡山県勝山町は、生活必需物資のほとんどを他の生産地からの供給にまたねばならない実情にあるため勢い物価高を示し、加うるに民間の一般労務者の待遇は相当優遇され、その生活は豊であり、また旭川上流の電源開発工事に伴う労務者の移住により物価はますます上昇の一途をたどり、現在の地域給二級、三級地より高価を示している状況であるから、本町は地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県井田村の地域給に関する陳情

陳情者　三重県南牟婁郡井田村長　南貞治外六名（第一七六号）

右の陳情は、三重県井田村は、経済、文化面では和歌山県新宮市と同一圏内にあつて、村民中同市に職場を持ち通勤する者も多数にのぼり、物価は同市を上回る現状の上、隣接阿田和町、鵜殿、御船村が既に地域給を支給されているのにかんがみ、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県浜松市の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県浜松市長　岩崎豊（第一八四号）

右の陳情は、静岡県浜松市は、遠州地方における中心都市としてまた商工業都市としても発展し、その金融状況は活発であつて、これに伴う物価もまた中都市としては他に比して高く公務員は名古屋市、静岡市その他の地域給四級地指定都市に優るとも劣らない生計上の負担を担つている実情にあるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県都田村の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県引佐郡都田村長　斎藤太郎外七名（第一八五号）

右の陳情は、静岡県都田村は、地勢上浜松市、気賀町との経済交流多く、生活必需物資は浜松市、北浜村、気賀町に依存しているため物価はこれら市町村より高く、公務員の生活状態は三ケ日、気賀町と同等であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十七号参照〕

審査報告書

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月十四日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤シヅエ　杉原　荒太

羽生　三七　鶴見　祐輔

徳川　頼貞　高良　とみ

古池　信三　草葉　隆圓

中田　吉雄　佐多　忠隆

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は原産地の虚偽表示による不正競争を防止するための国際協定であり、平和条約の署名に際し、平和条約の書初の効力発生の後一年以内に本協定に加入する意思を宣言している。この協定に加入することは国際信用を高め、国際通商におけるわが国の地位をたかめることが多大であるので、本件の承認は適当なものと認める。

二、事件の利害得失

この協定に加入することによつてわが国を原産地とする工業所有権に対する保護を受ける利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

商工会議所法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十五日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

黒川　武雄　小林　英三

石原幹市郎　松平　勇雄

小松　正雄　武藤　常介

海野　三朗　藤田　進

加藤　正人　豊田　雅孝

西川弥平治

要領書

一、委員会の決定の理由

商工会議所が商工業の振興上果している使命に鑑み、同会議所を特殊法人とし、その実質的な強化拡充を図るため、現行の商工会議所法を全面的に改正して、その組織及び運営を新しく規定せんとする措置は、妥当な措置と認められる。

二、事件の利害得失

商工会議所の組織と機能を強化して、その地域的な総合経済団体としての特性を充分に発揮せしめ

ることは、商工業の振興を助長する利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
中小企業金融公庫法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十五日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
石原幹市郎　松平　勇雄
小松　正雄　武藤　常介
藤田　進　海野　三朗
西田　隆男　黒川　武雄
豊田　雅孝　加藤　正人
小林　英三　西川弥平治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は中小企業者に必要な長期資金であつて、一般の金融機関では融通が困難とされるものを融通する機関として、中小企業金融公庫を設置せんとするもので、当該事業者の久しき要望にそうものとして、大体において妥当な方策と認められるも、なお次の附帯決議を附した。

附帯決議
一、中小企業金融公庫に対し相当年度に亘り、毎年最少次今、限度百五十億円の政府出資を行うこと。
二、事件の利害得失
この金融公庫によつて、中小企業者に対し、設備資金及び長期運転資金を融通することは、中小企業金融に関する懸案の一つを打開して、その円滑化に資する利益がある。
三、費用
本公庫の資本金は全額政府出資とし、昭和二十八年度の一般会計からの出資金百三十億円と産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

審査報告書
塩業組合法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十四日
大蔵委員会理事　西川甚五郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
森下　政一　三木與吉郎
土田国太郎　小林　政夫
野溝　勝　木内　四郎
山本　米治　平林　太一
藤野　繁雄　青柳　秀夫
岡崎　眞一　菊川　秀夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、わが国における塩業の特殊性にかんがみ、塩業者が塩業組合を設立することを認め、この組合について、組合員の出資口数の制限並びに議決権及び役員選挙権の数に関する特例その他、組合経営の基礎を強固にするための規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
塩業経営の合理化を促進し、もつて塩の生産の維持増進を図るとともに、塩業者の経済的地位の向上に資する利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
相続税法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十四日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
三木與吉郎　前田　久吉
小林　政夫　土田国太郎
西川甚五郎　森下　政一
藤野　繁雄　岡崎　眞一
山本　米治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、今次の税制改正の一環として、累積課税制度を廃止し、相続及び包括遺贈によつて取得した財産には相続税を、贈与及び特定遺贈によつて取得した財産には贈与税を課することとする外、基礎控除の引上、死亡保険金及び退職金控除の引上、税率の改正、延納制度の改正等を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
相続税の負担の軽減と課税の簡素化を図り得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十四日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
山本　米治　小林　政夫
西川甚五郎　森下　政一
藤野　繁雄　青柳　秀夫
岡崎　眞一　三木與吉郎
前田　久吉　土田国太郎
菊川　孝夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の長期資金の調達を円滑ならしめ得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度一般会計予算に、政府は昭和二十八年度において、鉄道債券につき額面八十五億円を限り、元金及び利子の支払、電信電話債券につき額面七十五億円を限り、元金及び利子の支払、右の債券の発行価格差減額を補塡するため必要ある場合において発行する債券についてもその元金及び利子の支払につき保証することができると定められている。

審査報告書
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十四日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
三木與吉郎　前田　久吉
土田国太郎　小林　政夫
山本　米治　西川甚五郎
森下　政一　藤野　繁雄
青柳　秀夫　岡崎　眞一
菊川　孝夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、酒類業組合等が、資金の借入のあつ旋に代えて自ら資金の借入及びその組合員に対する貸付を行うことができるようにするとともに、中小企業金融公庫から資金を借り入れることができるようにしようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
酒類業組合等の組合員の企業合理化等に必要な資金の融通を容易ならしめ得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十四日
文部委員長　川村　松助
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
相馬　助治　高橋　道男
吉田　萬次　大谷　贇雄
剱木　亨弘　長谷部ひろ
横川　信夫　谷口弥三郎
大野木秀次郎　木村　守江
荒木正三郎

要領書
一、委員会の決定の理由
養護教諭の大学又は、養護教諭養成機関における直接養成、大学に委嘱して行う試験の合格による単位の修得、教育職員養成課程についての教育職員養成審議会への諮問、有資格教育の不足を補うため、必要な臨時措置等につき、所要の規定を設け、その他、関係法律の改正に伴う規定の整理を行おうとするものであつて、妥当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
教育職員の俸給関係を合理化、円滑化することができる。
三、費用
本法施行に伴い、別に経費を要しない。

審査報告書
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十四日
文部委員長　川村　松助
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
大野木秀次郎　谷口弥三郎
深川タマヱ　長谷部ひろ
吉田　萬次　大谷　贇雄
劍木　亨弘　木村　守江

要領書

一、委員会の決定の理由
市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する給料その他の給与の種類を国家公務員の例に準じて改正しようとするものであつて妥当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
地方公務員たる教育公務員の給与が、国家公務員のそれに準ずることができる。
三、費用
本法施行に伴い、別に経費を要しない。

審査報告書

地方財政法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十五日
地方行政委員長　内村　清次
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
長谷山行毅　高橋進太郎
石村　幸作　西郷吉之助
堀　末治　加瀬　完
秋山　長造　若木　勝藏
館　哲二

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方債を起すことのできる範囲を拡大し、又その償還年限、証券発行の方法、組合による起債とその債権者擁護等について規定を設け、その他所要の規定を整備したものであり、衆議院の修正を含めて、その内容は大体妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
この措置によつて、地方債の制限を緩和し、手続を整備することによつて、地方財政の運用を便ならしめることができる。
三、費用
本法の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十四日
水産委員長　森崎　隆
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
松浦　清一　秋山俊一郎
野田　俊作　千田　正
青山　正一　菊田　七平

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊によつて、防潜網、水中工作物の設置若しくは維持、その他水面の利用若しくは阻害する行為、或いは防風施設又は防砂施設防災施設等の除去、損壊若しくは変更その他農地、牧野若しくは林野等の利用を阻害する行為等によつて、農業、林業、漁業者等のこうむる損失を国が補償しようとするものであり適当な措置と認める。
なお、本委員会としては政府が特に一、申請手続の簡素化一、補償算定方法の是正一、損失の適確なる調査及び補償金の迅速な交付等につき付帯決議をなし、より適正な補償を実施せしめるよう措置した。
二、事件の利害得失
本法律案を施行することによつて、これらの損害を被つた農業、林業、漁業等の経営者の生活を安定せしめる利益がある。
三、費用
本法律施行のために要する費用として昭和二十八年度予算中の防衛費に相当額計上されている。

審査報告書

漁船損害補償法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十四日
水産委員長　森崎　隆
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
松浦　清一　秋山俊一郎
野田　俊作　千田　正
青山　正一　菊田　七平

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、保険期間の満了又は満期前の事故により保険金額を支払う満期保険制度を創設し、もつて事故による漁船の損害の復旧及び更新を容易にしようとするものであつて適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
本法律を施行することによつて、漁業経営の安定に資する利益がある。
二、費用
費用として、保険料、満期保険加入奨励金事務費等に約一億五千万円を昭和二十八年度予算に計上されている。

審査報告書

公衆電気通信法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十五日
電気通信委員長　左藤　義詮
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
島津　忠彦　三浦　義男
津島　壽一　小林　武治
新谷寅三郎　寺尾　豊

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、現行電信法、電信線電話線建設条例等に規定されている日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の提供する電信電話サービス等に関する規定を統合整備しようとするもので適切なものと認める。
なお、本案では本年八月一日から電信電話料金を平均約二〇％引上げようとしているが、これは現在行詰り状態にある電信電話設備の拡張改良資金の一部に充当するためのもので、電信電話の公共性からみて論議の余地があるので委員会は左の附帯決議を附し、やむを得ない措置と認める。

附帯決議

本院においては電話事業の整備拡充について、再度に亘つて決議をなしその促進を要望したが、国民の電話に対する需要とサービス改善の要求は益々し烈なるものがある。よつて政府は少くとも今回日本電信電話公社の企図する拡充計画の実施に必要な資金の確保につきその責任に於て万全の措置を講ずべきである。
二、事件の利害得失
日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が提供する電信電話サービスに関する規定を確立することによつて公共の福祉の増進に寄与する利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

有線電気通信法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十五日
電気通信委員長　左藤　義詮
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
島津　忠彦　津島　壽一
三浦　義男　小林　武治
新谷寅三郎　寺尾　豊

要領書

一、委員会の決定の理由
有線電気通信に関する秩序を確立し、且つ、その利用を増進することによつて公共の福祉の増進に寄与する利益がある。
二、事件の利害得失
有線電気通信に関する基本法である現行電信法は、明治三十三年の制定にかかるものであるが、本法には有線電気通信に関する監督規定と日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の提供する電信電話サービスに関する規定とを合せ規定しているので、前者を本法案に、後者を公衆電気通信法案に各分離して法体系を整える外、その内容を今日の実情に合うように規定しようとするもので適切な法案である。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十五日
電気通信委員長　左藤　義詮
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
島津　忠彦　三浦　義男
津島　壽一　小林　武治
新谷寅三郎　寺尾　豊

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行期日を定め、これらの法律の施行について必要な経過措置及び関係法令の改廃を行わんとするもので必要な措置である。
二、事件の利害得失
有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行を円滑ならしめる利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

大蔵委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇〇号　がん具の物品税免税点引上げに関する請願

第一〇一号　物品税法中に化粧用セットを包含する等の請願

第一〇二九号　商工組合中央金庫資金源確保に関する請願

第一四〇四号　旧海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願

第一四一一号　国有機械、器具交換払下げの長期年賦償還に関する請願

第一五三二号　国家買収に係る土地、家屋移転補償料に対する免税の請願

第一六四七号　旧軍港市の国有財産処理等に関する請願

第一六四八号　転換旧軍用施設の一時使用料すえ置等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十四日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会請願特別報告第一号

がん具の物品税免税点引上げに関する請願

第一〇〇号　東京都台東区浅草柳橋二ノ一一関東セルロイド工業協同組合連合会理事長　戸谷佐治提出

物品税法中に化粧用セットを包含する等の請願

第一〇一号　東京都台東区浅草柳橋二ノ一一関東セルロイド工業協同組合連合会理事長　戸谷佐治提出

商工組合中央金庫資金源確保に関する請願

第一〇二九号　札幌市北一条西二北海道産業会館内北海道商工組合中央会内　水牧茂一郎提出

旧海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願

第一四〇四号　広島県呉市上平原町五五旧海軍文官退職賞与支払促進呉地方同盟内　芦田祐一外十九名提出

国有機械、器具交換払下げの長期年賦償還に関する請願

第一四一一号　名古屋市南区南陽通一ノ一〇株式会社アキタ鉄工所取締役社長　秋田豊造外二十四名提出

国家買収に係る土地、家屋移転補償料に対する免税の請願

第一五三二号　千葉県野田市長　戸辺織太郎外十四名提出

旧軍港市の国有財産処理等に関する請願

第一六四七号　神奈川県横須賀市長　石渡直次外七名提出

転換旧軍用施設の一時使用料すえ置等に関する請願

第一六四八号　神奈川県横須賀市長　石渡直次外七名提出

右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十四日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

がん具の物品税免税点引上げに関する請願

請願者　東京都台東区浅草柳橋二ノ一一関東セルロイド工業協同組合連合会理事長　戸谷佐治（第一〇〇号）

右の請願は、がん具は幼童の必需品であるから、現行物品税法によつて物品税を課せられている第一種丁類四十二号（ロ）のがん具の免税点一個または一組について二百五十円未満を五百円未満に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

物品税法中に化粧用セットを包含する等の請願

請願者　東京都台東区浅草柳橋二ノ一一関東セルロイド工業協同組合連合会理事長　戸谷佐治（第一〇一号）

右の請願は、現行の物品税法によつて課せられている第一種丁類四十六号（ロ）の化粧用具のうち（一）の規定によるコンパクト、おしろい入その他の化粧品の容器、化粧具入れ等の外に新たにこれ等を組み合せ収容した「化粧用セット」の項目を認け、その免税点を五百円に定められるよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

商工組合中央金庫資金源確保に関する請願

請願者　札幌市北一条西二北海道産業会館内北海道商工組合中央会内　水牧茂一郎（第一〇二九号）

右の請願は、商工組合中央金庫資金の確保に関し、（一）商工中金に対する政府資金の引上げは肩替り資金の確保まで延期すること、（二）商工中金資金需要量が増大の一途をたどつている状況にかんがみ、その資金の拡大充足に格別の措置を恒久策として講じ、少なくとも貸出し現在額を割るようなことのないようにすること、（三）商工中金の資金確保のため預金部資金等国家資金の導入を図ること、（四）北海道のように季節的制約によつて極端に資金流通に変動の多い地帯に対しては特別な措置のもとに資金の確保を期すること等の点につき格別に配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有機械、器具交換払下げの長期年賦償還に関する請願

請願者　名古屋市南区南陽通一ノ一〇株式会社アキタ鉄工所取締役社長　秋田豊造外二十四名（第一四一一号）

右の請願は、昨年国有財産特別措置法により中小企業育成の目的をもつて、国有機械および器具の交換払下げを実施する旨発表されたが、その具体的実施方法を見るに、割当機械の価格は時価より高く、かつその代金返済の方法が現金一時払であつてこれが不能の場合は払下げを取消すこととなつており、これを強行するときはあまつさえ金融難にあえぎつつある中小企業にとつては致命傷であり払下げを受けることは不可能であるから、これが長期の年賦償還の便法を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家買収に係る土地、家屋移転補償料に対する免税の請願

請願者　千葉県野田市長　戸辺織太郎外十四名（第一五三二号）

右の請願は、江戸川の改修に伴う国家買収に係る土地、家屋移転補償料に対する課税に関しては、失地、移転が公共の利益のために自己を滅しその意思決定を国家の掌握に統制帰一させられるものであり、補償金が経済的効果を生ずる時間的空白も否定できず、補償金に対する課税措置はそれ自体論理上矛盾があり、条理上不当であるから、右補償金に対する課税は免除するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧軍港市の国有財産処理等に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市長石渡直次外七名（第一六四七号）

右の請願は、旧軍港四市は、旧軍港市転換法を頼みとして産業港湾都市の建設に鋭意努力しているが、なお幾

多の障壁によつて転換事業の推進をはばまれ、産業港湾都市の完成に重大なる支障をきたしているから、(一)国有財産の処理、(二)外国軍隊の駐留に伴う市費負担およびこれによる損害の完全補償、(三)港湾施設の無償譲渡、(四)港湾管理上の駐留軍との関係等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

転換旧軍用施設の一時使用料すえ置等に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市長　石渡直次外七名（第一六四八号）

右の請願は、旧軍港四市は、旧軍港市転換法を頼みとして産業港湾都市の建設に鋭意努力しているが、なお幾多の障壁によつて転換事業の推進をはばまれ、産業港湾都市の完成に重大なる支障をきたしているから、(一)転換旧軍用施設の一時使用料すえ置、(二)国有財産の処理、(三)国連軍ならびに駐留軍の施設は極力必要最少限度に止め、これら余剰施設をすみやかに返還すること、(四)旧海軍助成金に代る財源附与、(五)転換事業促進に要する公共事業国庫補助率の引上げならびに起債わくの増額、(六)外国軍隊の駐留に伴う市費負担およびこれによる損害の完全補償、(七)港湾施設の無償譲渡、(八)港湾管理上の駐留軍との関係等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五号　所得税、総所得額の決定に関する陳情

第二七号　商工組合中央金庫に対する政府指定預託金償還延期等の陳情

第一九六号　長崎税関支署の昇格に関する陳情

第二〇七号　P・X向け写真機の輸出免税手続に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十四日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会陳情特別報告第一号

所得税、総所得額の決定に関する陳情

第五号　長崎市袋町三一長崎県町村議会議長会内　浦口淳一　提出

商工組合中央金庫に対する政府指定預託金償還延期等の陳情

第二七号　奈良市菩提町一一四一　奈良県商工協同組合連合会理事長　宮内宏平提出

長崎税関支署の昇格に関する陳情

第一九六号　長崎県知事　西岡竹次　竹次郎外二名提出

P・X向け写真機の輸出免税手続に関する陳情

第二〇七号　東京都中央区日本橋室町三ノ一光学精機工業会写真機部会内　杉浦六右衛門　外八名提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十四日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

所得税、総所得額の決定に関する陳情

陳情者　長崎市袋町三一長崎県町村議会議長会内　浦口淳一　（第五号）

右の陳情は、市町村民税の課税標準となる所得税、総所得額の決定額が不公平であると、市町村民税も不公平な税額となり二重に町村民の不平を招く結果となり徴税上種々の困難を生じるから、所得税、総所得額の決定に当つては、慎重かつ公平を期するため国の一方的措置のみによらず民主的方法を加味する等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

商工組合中央金庫に対する政府指定預託金償還延期等の陳情

陳情者　奈良市菩提町一一四一　奈良県商工協同組合連合会理事長　宮内宏平（第二七号）

右の陳情は、商工組合中央金庫に対する政府指定預託金約六十億円は、本月末より毎月約その一割を償還することになつているが、わが国の商工業中とくに中小企業は不振沈滞その極に達しいまや自滅線上の危機にひんしている現状であり、商工組合中央金庫に対する政府指定預託金毎月五億円の償還は直ちに中小企業界の金融面に反映し重大なる危機を招来するおそれなしとしないから、商工組合中央金庫に対する政府指定預託金の償還を延期せられるとともに商工組合中央金庫の整備強化を図り政府資金を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎税関支署の昇格に関する陳情

陳情者　長崎県知事　西岡竹次郎外二名（第一九六号）

右の陳情は、最も古い歴史と伝統を有する長崎税関は戦時中の対外貿易の中絶に伴い機構が縮少されて門司税関管下の支署となつて今日に及んでいるが、最近貿易の再開、外航船の出入等によつて四囲の情勢は通関事務および各種犯則事件の増加をきたし、現在の機構によつてはその機能を十分発揮できなくなつたから、この際早急に長崎税関支署を本関に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

P・X向け写真機の輸出免税手続に関する陳情

陳情者　東京都中央区日本橋室町三ノ一光学精機工業会写真機部会内　杉浦六右衛門　外八名（第二〇七号）

右の陳情は、ようやくにして海外市場拡大の基盤を確立し、今後の重要輸出産業としての飛躍的生長過程にあるわが国の写真機工業を、その根柢から崩壊の危機にさらす「国内のP・X等において合衆国の軍人等に販売される写真機等の輸出免税手続」の取扱いを外地向けと同様にされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四号　琵琶湖電源開発に関する陳情

第二五号　只見川電源開発促進に関する陳情

第九八号　只見川電源開発本流案実施促進に関する陳情

第二〇六号　電源開発に伴う損失補償に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十四日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

経済安定委員会陳情特別報告第一号

琵琶湖電源開発に関する陳情

第二四号　滋賀県大津市大石町　大石電源開発期成同盟会内　藤田平三郎提出

只見川電源開発促進に関する陳情

第二五号　新潟市学校通二番町　五二九五新潟県町村会内　中山竜次提出

只見川電源開発本流案実施促進に関する陳情

第九八号　宮城県石巻市議会議長　稲井三治提出

電源開発に伴う損失補償に関する陳情

第二〇六号　東京都千代田区永田町衆議院構内社団法人日本林業協会会長　大村清一外八名提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十四日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

琵琶湖電源開発に関する陳情

陳情者　滋賀県大津市大石町大石電源開発期成同盟会内　藤田平三郎（第二四号）

右の陳情は、琵琶湖電源開発に関して、京阪神方面の治水利水を一挙に解決し、電気を最高度に起そうとする理想的総合開発様式である地建案

と、滋賀県知事の発案で下流は何等考慮を払わず下流を関西電力に一任する県単位の独善案である滋賀県案および営利会社本来の指命で採算上コスト安を目標とする発電第一主義の関西電力案との間で醜い運動が行われ、技術的にも理論上からも理想的な地建案の決定ができず三箇年を費してなお未解決のままであるため、産業発展に一大障害を与えつつあるから、調査の上大所高所より見て善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の趣旨につき内閣において検討の上善処せられんことを要望する。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

只見川電源開発促進に関する陳情

陳情者　新潟市学校通二番町五二九五新潟県町村会内　中山竜次（第二五号）

右の陳情は、わが国の経済再建は電源開発が第一の急務であり、只見川はわが国に残された唯一最大の水資源としてその開発は国民の関心を集めているところであるから、この際一さいの紛争をしりぞけ、大局的見地に立つてこの解決を図り、早急に奥只見地点着工の実現を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

只見川電源開発本流案実施促進に関する陳情

陳情者　宮城県石巻市議会議長　稲井三治（第九八号）

右の陳情は、只見川の電源開発は東北地方の主唱する本流案をもつて施行せられるとともにこれが実現を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の趣旨につき内閣において検討の上善処せられんことを要望する。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電源開発に伴う損失補償に関する陳情

陳情者　東京都千代田区永田町衆議院構内社団法人日本林業協会会長　大村清一　外八名（第二〇六号）

右の陳情は、電源開発の犠牲となる地元農山村民の生活と財産その他の損失補償に関しては、その措置が不充分で対象地域の関係民に多大の不安を与えているから、これが補償に当つては真に犠牲者の実状を考慮し、有形財産権はもち論、生活権、労働権等の無形の損失についても充分なる考慮と適正なる措置を講ずるとともに、水没に伴う搬出費の増加、労働力の減少等に伴う土地利用価値の低下等奥地開発の障害の除去に努められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十八号参照〕

審査報告書

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

徳川　頼貞　　加藤シヅエ

草葉　隆圓　　小瀧　彬

中田　吉雄　　羽生　三七

佐多　忠隆　　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

この諸条約は戦争又は武力紛争の発生した場合、戦争犠牲者を保護するための国際協力を定めたものであるから、これに加入することは極めて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

この諸条約に加入することによつて、国際紛争が発生した場合、わが国民の保護に資することができるとともに、積極的に他国の戦争犠牲者の保護のための活動を容易ならしめることができる。

三、費用

別に費用を要しない。

〔参照〕

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の署名に当つて行われた留保

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の署名に当つて行われた留保

(1)　アルバニア人民共和国

在パリアルバニア公使館一等書記官マロ

戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約

第十条に関し、アルバニア人民共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の同意があつた場合を除く外、抑留国が人道的団体又は中立国に対して利益保護国の任務を引き受けるよう要請を認めない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約

第十条に関し、アルバニア人民共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の同意があつた場合を除く外、抑留国が人道的団体又は中立国に対して利益保護国の任務を引き受けるよう要請を認めない。

(3)　捕虜の待遇に関する条約

第十条に関し、アルバニア人民共和国は、捕虜の国籍が属する国の同意があつた場合を除く外、抑留国が人道的団体又は中立国に対して利益保護国の任務を引き受けるよう要請を認めない。

第十二条に関し、アルバニア人民共和国は、抑留国が捕虜を他の国に移送したときは、それらの捕虜を捕えた国がそれらの者に対してこの条約を適用する責任を引き続き負うものと考える。

第十五条に関し、アルバニア人民共和国は、戦争犯罪及び人道に対する罪のため、ニュールンベルグ裁判の原則に従い、抑留国の法令に基いて有罪の判決を受けた者に対しては、当該抑留国において有罪の判決を受けた者に対すると同様な方法で待遇しなければならないと考える。よつて、アルバニアは、この留保に掲げる部類の者に関する限り、第八十五条により拘束されないものと考える。

(4)　戦時における文民の保護に関する条約

第十一条に関し、アルバニア人民共和国は、被保護者の国籍が属する国の同意があつた場合を除く外、抑留国が人道的団体又は中立国に対して利益保護国の任務を引き受けるように行う要請を認めない。

第四十五条に関し、アルバニア人民共和国は、抑留国が被保護者を他の国に移送したときは、当該抑留国がそれらの者に対してこの条約を適用する責任を引き続き負うものと考える。

アルゼンテイン

在ベルヌアルゼンテイン公使館一等書記官スペロニは、ジュネーヴ四条約について次の留保を行つた。

「アルゼンテイン政府は、興味をもつてこの外交会議の仕事に従事し、アルゼンテイン代表は、喜んでこの会議に参加した。任務は、困難なものであつたが、われわれは、閉会に当り会議の議長が述べたとおり、成功を収めることができた。

アルゼンテインは、われわれの討議の議題となつた問題に関し、常に他の諸国の間において指導的地位を占めていた。よつて、私は、国際的性質を有しない武力紛争の場合には当該四条約に共通する第三条のみを適用し他のすべての規定の適用を除外するものであるということを留保して、批准を条件として、政府の名においてこれらの四条約に署名する。私は、同様に、文民の保護に関する条約第六十八条に関する留保を附して署名する。」

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国首席代表クツエイニコフ

(1)　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約の署名に当り、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約の署名に当り、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(3)　捕虜の待遇に関する条約の署名に当り、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国は、捕虜の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第十二条に関し、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国は、抑留国が捕虜を他の国に移送したときは、それらの捕虜を受け入れた国がそれらの者を抑留している間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを有効なものと考えない。

第八十五条に関し、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国は、戦争犯罪及び人道に対する罪のため、ニュールンベルグ裁判の原則に従い、抑留国の法令に基いて有罪の判決を受けた捕虜に対しこの条約を適用すべき第八十五条に基く義務を負うものと考えない。その理由は、それらの犯罪のために有罪の判決を受けた者が当該抑留国において刑の執行を受ける者に適用される条件に服さなければならないと了解されるからである。

(4)　戦時における文民の保護に関する条約の署名に当り、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の宣言を行う必要を感ずる。

この条約は、敵に占領されていない領域にある文民に適用されず、従つて、人道主義の要求を完全に満たすものではないが、白ロシア代表は、この条約が占領地域にある文民及びその他の場合における文民の保護に関し満足すべき規定を設けていることを認めるので、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国政府により次の留保を附してこの条約に署名する権限を与えられたことを宣言する。

第十一条に関し、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国は、被保護者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的国体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第四十五条に関し、白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国は、抑留国が被保護者を他の国に移送したときは、それらの被保護者がそれらの者を受け入れた国の保護の下にある間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを有効なものと考えない。

ブラジル

ジュネーヴ駐在ブラジル総領事ビント・ダ・シルヴアは、戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約に関して次の留保を行つた。

「戦時における文民の保護に関する条約の署名に当り、ブラジルは、第四十四条及び第四十六条に関して明示の留保を行うことを希望する。第四十四条に関しては、それが抑留国の行動を妨げる虞があるという理由による。第四十六条に関しては、第二項で規定する問題が、財産の保護ではなくて身体の保護を本来の且つ特別の目的としているこの条約の範囲外のものであるという理由による。」

ブルガリア人民共和国

スイス駐在ブルガリア公使コスタ・B・スヴエトロフは、次の宣言を行つた。

「私は、ブルガリア人民共和国政府の代表者としての資格で、国際的に最も重要性を有する人道的文書、すなわち、戦争犠牲者の保護に関する諸条約の作成に参加することができたことについて、ここに満足の意を表明する喜ばしい義務を有する。

もつとも、私の希望するところは、これらの条約を適用する必要がないこと、すなわち、新たな戦争を防止するためにあらゆる努力を尽して、条約の規定に従つて援助を受けるべき犠牲者がないようにすることである。

私は、最初に、外交会議における多数の者が原子兵器その他住民をみな殺しにするための兵器の絶対的禁止に関するゾヴイエト代表の提案を採択しなかつたことについて、本国政府がいだく深い遺憾の意を表明しなければならない。

よつて、これらの条約の署名に当り、ブルガリア人民共和国政府は、条約の不可分の一部をなす次の留保を行う。

(1)　戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日の条約

この条約の署名に当り、ブルガリア人民共和国政府は、条約の不可分の一部をなす次の留保を行う。

第十一条に関し、ブルガリア人民共和国は、戦時における文民の抑留国が、それらの文民の国籍が属する国の政府の同意を得ないで、それらの者の保護を中立国又は人道的団体に委任する目的をもつて行う交渉を有効なものと認めない。

第四十五条に関し、ブルガリア人民共和国は、戦時における文民の抑留国がそれらの文民をその受入れに同意した他の国に移送したときは、それらの者がその国に抑留されている間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されるものと考えない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日の条約

この条約の署名に当り、ブルガリア人民共和国政府は、条約の不可分の一部をなす次の留保を行う。

第十条に関し、ブルガリア人民共和国は、海上にある軍隊の傷者、病者、難船者及び衛生要員の抑留国が、それらの者の国籍が属する国の政府の同意を得ないで、それらの者の保護を中立国又は人道的団体に委任する目的をもつて行う交渉を有効なものと認めない。

(3)　捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日の条約

この条約の署名に当り、ブルガリア人民共和国政府は、条約の不可分の一部をなす次の留保を行う。

第十二条に関し、ブルガリア人民共和国は、捕虜の抑留国が、それらの捕虜をその受入れに同意した他の国に移送したときは、それらの者がその国に抑留されている間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されるものと考えない。

第八十五条に関し、ブルガリア人民共和国は、捕虜となる前に犯した戦争犯罪及び人道に対する罪のため、ニュールンベルグ裁判の原則に従い、抑留国の法令に基いて有罪の判決を受けた捕虜に対しこの条約の規定を適用すべき第八十五条に基く義務を負うものと考えない。その理由は、こうして有罪の判決を受けた者が刑の執行を受けるべき国の規制に服さなければならないからである。

(4)　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日の条約

この条約の署名に当り、ブルガリア人民共和国政府は、条約の不可分の一部をなす次の留保を行う。

第十条に関し、ブルガリア人民共和国は、戦地にある軍隊の傷者、病者及び衛生要員の抑留国が、それらの者の国籍が属する国の政府の同意を得ないで、それらの者の保護を中立国又は人道的団体に委任する目的をもつて行う交渉を有効なものと認めない。」

カナダ

在ロンドンカナダ高等弁務官事務局参事官ウエルシヨフは、戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約について次の留保を行つた。

「カナダは、第六十八条第二項に掲げる犯罪行為が占領開始の時の占領地域の法令に基いて死刑を科することができるものであるかどうかを問わず、同項の規定に従つて死刑を科する権利を留保する。」

スペイン

スイス駐在スペイン公使カルデロン・Y・マルテインは、捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約について次の留保を行つた。留保の本文は、スペイン語、フランス語及び英語により提出した。

「スペインは、司法手続上の保障並びに刑罰及び懲戒罰に関し、捕虜に対し、自国の法令により自国の軍隊の構成員に与える待遇と同一の待遇を与えるものとする。

スペインは、『効力があつた国際法』（第九十九条）については、合意に基く国際法又はスペインが加盟する機関によつて既に作成されている国際法のみを受諾するものとする。」

アメリカ合衆国

スイス駐在アメリカ合衆国公使ヴインセントは、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約の署名に当り、次の宣言を行つた。

「合衆国政府は、この条約の目的を全面的に支持する。

私は、第六十八条に次の留保を附して署名するよう本国政府から訓令を受けた。

合衆国は、第六十八条第二項に掲げる犯罪行為が占領開始の時の占領地域の法令に基いて死刑を科することができるものであるかどうかを問わず、同項の規定に従つて死刑を科する権利を留保する。」

ハンガリー人民共和国

カラは、次の留保を行つた。

「千九百四十九年八月十一日の外交会議の会合において、ハンガリー人民共和国代表は、これらの条約を検討した後、その署名に当つて明示の留保を行う権利を留保した。ハンガリー代表は、その会合における各国の代表者の演説において、それら

の代表者がこれらの条約のすべての規定には同意していないことを認めた。ハンガリー人民共和国政府は、これらの条約の本文を全面的に研究した後、これらの条約が人道的原則の実際的適用及び戦争犠牲者の保護の点から見て現在の状態に比較して進歩したものであると考えるので、明白な欠陥があるにもかかわらず、これらの条約に署名することに決定した。

ハンガリー人民共和国政府は、同年八月十二日に終了した外交会議の構成員の多数が原子兵器その他住民をみな殺しにする手段に関するソヴイエト代表の提案を採択しなかつたので、同会議により達成された具体的な結果が期待にそうものでないことを述べなければならない。

ハンガリー人民共和国代表は、会議における多数の者の見解が平和と自由のために努力している諸国民の希望に反するものであることを遺憾に思つた。ハンガリー人民共和国代表は、ソヴイエトの提案が採択されれば戦争犠牲者の保護のため最も効果的な方法となつたであろうことを確信する。ハンガリー人民共和国代表は、特に、戦時における文民の保護に関する条約の本質的な欠陥を指摘することを希望する。ハンガリー人民共和国代表は、会合の期間中、前記の欠陥について会議に参加した国の注意を喚起した。その特別の例は、この条約の第四条である。同条によれば、文民条約の規定は、ある種の者には、それらの者の国籍が属する国がこの条約の締約国となつていないため、適用されないものとされている。ハンガリー人民共和国政府は、前記の規定がこの条約の支持しようとする人道的原則に反するものであると考える。

ハンガリー人民共和国政府は、また、この条約の第五条に対して重大な異議を有する。同条によれば、被保護者が紛争当事国の安全に対し有害な活動を行つた明白なけん疑を受けたときは、このことだけでそれらの者から同条約に基く保護を奪うことができるものとされている。ハンガリー人民共和国政府は、この規定が既にこの条約の基本的原則の実現に対する希望をむなしくするものと考える。

ハンガリー人民共和国政府がこれらの条約の署名に当り行つた明示の留保は、次のとおりである。

(1) ハンガリー人民共和国政府の考えによれば、利益保護国の代理に関する傷病者条約、海上条約及び捕虜条約の第十条並びに文民条約第十一条の規定は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府が存在しなくなつた場合にのみ適用することができる。

(2) ハンガリー人民共和国政府は、利益保護国の権限が条約の解釈にまでわたることを定める傷病者条約、海上条約及び捕虜条約の第十一条並びに文民条約第十二条の規定を承認することができない。

(3) 捕虜の待遇に関する条約第十二条に関し、ハンガリー人民共和国政府は、一国から他国への捕虜の移送の場合には、その両国がこの条約の規定を適用する責任を負わなければならないという見解を有する。

(4) ハンガリー人民共和国代表は、捕虜条約第八十五条について討議が行われた会合の経過中に、戦争犯罪及び人道に対する罪のためニユールンベルグ裁判の原則に従つて有罪の判決を受けた捕虜が、他の犯罪行為のため有罪の判決を受けた犯罪人が受ける待遇と同様の待遇を受けるべきであるという趣旨で行つた異議を再び述べる。

(5) 最後に、ハンガリー人民共和国政府は、文民条約第四十五条に関して表明した見解、すなわち、一国から他国への被保護者の移送の場合には、その両国がこの条約の規定を適用する責任を負わなければならないという見解を有する。」

イスラエル

国際連合ヨーロツパ事務局及び赤十字国際委員会のイスラエル代表カハニーは、次の宣言を行つた。

「本国政府から受領した訓令に従い、私は、留保を附さないで、捕虜の待遇に関するジユネーヴ条約に署名する。但し、他の三条約のそれぞれについては、私は、次に掲げる趣旨の留保を附して署名する。

(1) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関するジユネーヴ条約

イスラエルは、同条約で定める特殊記章及び標章の不可侵を尊重するが、イスラエル軍隊の衛生機関の標章および特殊記章としてダヴイデの赤たてを使用するという留保を条件とする。

(2) 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関するジユネーヴ条約

イスラエルは、同条約で定める特殊記章及び標章の不可侵を尊重するが、旗、腕章その他衛生機関に使用されるすべての材料（病院船を含む。）にダヴイデの赤たてを使用するという留保を条件とする。

(3) 戦時における文民の保護に関するジユネーヴ条約

イスラエルは、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジユネーヴ条約第三十八条に定める特殊記章及び標章の不可侵を尊重するが、同条約で定める標章および特殊記章としてダヴイデの赤たてを使用するという留保を条件とする。」

イタリア

大使アウリツチは、捕虜の待遇に関する条約並びにジユネーヴ外交会議の第六、第七及び第九決議に関し、次の宣言を行つた。

(1) 捕虜の待遇に関するジユネーヴ条約

イタリア政府は、捕虜の待遇に関する条約第六十六条第三項に関し、留保を行うことを宣言する。

(2) ジユネーヴ外交会議の第六決議

この会議は、「締約国は、近い将来に、専門委員会に対して一方病院船と他方軍艦及び軍用航空機との間の近代的通信手段の技術的改善を調査することを命ずべきこと」を勧告したので、イタリア政府は、前記の専門委員会が、前記の通信手段の使用について国際制度を設ける目的で、できれば数箇月中に召集されることを希望する旨を表明する。

イタリア軍隊は、現在、前記の問題について全面的研究を行つており、また、必要があるときは、討議のための基礎として専門的性質を有する具体案を提出する用意がある。

(3) ジユネーヴ外交会議の第七決議

イタリア政府は、病院船が簡便に実行することができるときはいつでもその位置、径路及び速度に関する詳細をひんぱんに且つ定期的に放送することに関し、取極をする用意がある。

(4) ジユネーヴ外交会議の第九決議

第九決議第二項に関し、イタリア政府は、締約国における電気通信を扱う機関が、例文番号による通信の伝達を容易にして、国際伝達の誤びゆう及び重複並びにその結果としての費用の増大を防ぐため、捕虜の電信の分類法を定めることに協力しなければならないと考える。

ルクセンブルグ

スイス駐在ルクセンブルグ代理公使シュトルムは、次の留保を行つた。

「下名のルクセンブルグ大公国代表は、政府の正当な委任を受け、千九百四十九年十二月八日に、ジユネーヴの外交会議により作成された捕虜の待遇に関する条約に次の留保を附して署名した。

現在係属中の事件については、現行の国内法令を引き続き適用する。」

ニユー・ジーランド

在ワシントンニユー・ジーランド大使館付参事官ジョージ・ロバート・レーキングは、次の宣言を行つた。

「千九百四十九年のジユネーヴにおける外交会議により作成された四条約の署名に当り、ニユー・ジーランド政府は、私に対し、他の国が行つた留保を研究する機会が充分になかつたので、差し当りそれらの留保に関する見解を留保する旨を述べるよう希望している。

戦時における文民の保護に関する条約の署名に当り、ニユー・ジーランド政府は、私に対し、次の留保を行うよう希望している。

(1) ニユー・ジーランドは、第六十八条第二項に掲げる犯罪行為が占領開始の時の占領地域の法令に基いて死刑を科することができるものであるかどうかを問わず、同項の規定に従つて死刑を科する権利を留保する。

(2) 国際連合総会が、国際連合憲章及びニユールンベルグ裁判所の裁判によつて確立された原則を承認し、それらの原則を人類の平和及び安全に対する犯罪行為の一般的法典化を含めるよう国際法委員会に指示を与えたことにかんがみ、ニユー・ジーランドは、第七十条第一項の規定にかかわらず、前記の犯罪行為の処罰を確保するため必要な措置を執る権利を留保する。」

オランダ

スイス駐在オランダ公使ボッシユ・シュヴアリエ・ファン・ローゼンタールは、次の宣言を行つた。

「本国政府は、私に対し、千九百四十九年四月二十一日から同年八月十二日までジユネーヴで開催された外交会議において作成された四条約に署名するよう訓令を与えた。但し、本国政府は、戦時における文民の保護に関する条約に関して次の留保を行うことを希望している。その留保は、次のとおりである。

オランダ王国は、第六十八条第二項に掲げる犯罪行為が占領開始の時の占領地域の法令に基いて死刑を科することができるものであるかどうかを問わず、同項の規定に従つて死刑を科する権利を留保する。」

ポーランド

スイス駐在ポーランド公使プシュボスは、ジュネーヴ四条約に関して次の留保を行つた。

(1)　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私はポーランド共和国政府が第十条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

ポーランド共和国政府は、傷者、病者、衛生要員及び宗教要員の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの者のために中立国、国際的団体又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う要請を合法的なものと考えない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、ポーランド共和国政府が第十条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

ポーランド共和国政府は、傷者、病者、難船者、衛生要員及び宗教要員の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの者のために中立国、国際的団体又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

(3)　捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、ポーランド共和国政府が第十条、第十二条及び第八十五条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

第十条に関し、ポーランド共和国政府は、捕虜の国籍が属する国の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの捕虜のために中立国、国際的団体又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

第十二条に関し、ポーランド共和国政府は、捕虜を移送した国に対し、それらの捕虜を受け入れた国がそれらの者を抑留している間にも、この条約の適用について責任を免除することを合法的なものと考えない。

第八十五条に関し、ポーランド共和国政府は、戦争犯罪及び人道に対する罪のためニュールンベルグ裁判の際定められた原則に従つて有罪の判決を受けた捕虜が、引き続きこの条約に基く保護を受けることを合法的なものと考えない。その理由は、それらの犯罪のため有罪の判決を受けた捕虜が刑の執行に関し当該国において効力を有する規制に服さなければならないと了解されるからである。

(4)　戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、ポーランド共和国政府が第十一条及び第四十五条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

第十一条に関し、ポーランド共和国政府は、被保護者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの被保護者のために中立国、国際的団体又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

第四十五条に関し、ポーランド共和国政府は、被保護者を移送した国に対し、それらの被保護者がそれらの者を受け入れた国の保護の下にある間にも、この条約の適用について責任を免除することを合法的なものと考えない。

ポルトガル

スイス駐在ポルトガル代理公使ゴンサロ・カルディラ・コエリヨは、次の宣言を行つた。

(a)　四条約に共通する第三条に関し、ポルトガルは、国際的性質を有しない紛争の意味について実際上の定義がないので、また、この語が単に内乱のみを指すものであるときは、一国内における武力反抗がいつ内乱になつたとみなされるべきかが明らかにされていないので、第三条の規定がポルトガルの法令の規定に反している限り、世界のいずれにあるかを問わずポルトガルの主権の下にあるすべての領域においてこの規定を適用しない権利を留保する。

(b)　第一条約、第二条約及び第三条約の第十条並びに第四条約第十一条に関し、ポルトガル政府は、抑留国が中立国又は人道的団体に対して通常利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請が、この条約によつて保護される者の国籍が属する国（本国）の政府の同意又は合意を得て行われるべきものであるという留保を附してのみ、これらの諸条を受諾する。

(c)　第一条約第十三条及び第三条約第四条に関し、ポルトガル政府は、正当な政府が、休戦又は性質のいかんを問わず軍事行動の中止を既に要求してこれに合意した場合には、戦地にある軍隊が降服したかしないかを問わず、これらの諸条の適用に関して留保を行う。

(d)　第三条約第六十条に関し、ポルトガル政府は、本条が、いかなる場合にも、捕虜に対し、戦闘地帯において従軍中のポルトガル兵でそれらの捕虜に相当する地位又は階級のものに支払うべき額の五十パーセントをこえる額を毎月支払うよう拘束するものでないという留保を附して、これを受諾する。

ルーマニア人民共和国

スイス駐在ルーマニア代理公使ヨアン・ドラゴミルは、次の宣言を行つた。

(1)　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ルーマニア人民共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ルーマニア人民共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ルーマニア人民共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ルーマニア人民共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(3)　捕虜の待遇に関する条約の署名に当り、ルーマニア人民共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ルーマニア人民共和国は、捕虜の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第十二条に関し、ルーマニア人民共和国は、抑留国が捕虜を他の国に移送したときは、それらの捕虜を受け入れた国が被保護者を抑留している間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について責任を免除されることを有効なものと考えない。

第八十五条に関し、ルーマニア人民共和国は、戦争犯罪及び人道に対する罪のため、ニュールンベルグ裁判の原則に従い、抑留国の法令に基いて有罪の判決を受けた捕虜に対しこの条約を適用すべきと考えない。その理由は、それらの犯罪のため有罪の判決を受けた者が当該抑留国において刑の執行を受ける者に適用される条件に服さなければならないと了解されるからである。

(4)　私は、戦時における文民の保護に関する条約の署名に当り、次の宣言を行う権限を与えられた。

ルーマニア人民共和国政府は、この条約が、敵に占領されていない領域にある文民に適用されないという事実のため、人道的要求を完全に満たすものでないと考える。

もつとも、私は、この条約が占領地域にある文民の利益の保護を目的とする事実に考慮を払い、ルーマニア人民政府により次の留保を附してこの条約に署名する権限を与えられた。

第十一条に関し、ルーマニア人民共和国は、被保護者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

外務省サー・ロバート・クレーギーは、次の留保を行つた。

「戦時における文民の保護に関する条約の署名に当り、連合王国政府は、私に対し、次の留保を行うよう希望している。

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、第六十八条第二項に掲げる犯罪行為が占領開始の時の占領地域の法令に基いて死刑を科することができるものであるかどうかを問わず、同項の規定に従つて死刑を科する権利を留保する。」

チエツコスロヴアキア

スイス駐在チエツコスロヴアキア公使タウバーは、次の留保を行つた。

(1)　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、チエツコスロヴアキア共和国政府が第十

条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

チェッコスロヴアキア共和国政府は、傷者、病者、衛生要員又は宗教要員の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの者のために中立国、国際的団体又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、チェッコスロヴアキア共和国政府が第十条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

チェッコスロヴアキア共和国政府は、傷者、病者、難船者、衛生要員又は宗教要員の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの者のために中立国、国際的団体又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

(3)　捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、チェッコスロヴアキア共和国政府が第十一条、第十二条及び第八十五条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

第十条に関し、チェッコスロヴアキア共和国政府は、捕虜の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの者のために中立国、国際的団体又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

第十二条に関し、チェッコスロヴアキア共和国政府は、捕虜を移送した国に対し、それらの捕虜を受け入れた国がそれらの者を抑留している間にも、この条約の適用について責任を免除することを合法的なものと考えない。

(4)　戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、チェッコスロヴアキア共和国政府が第十一条及び第四十五条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

第十一条に関し、チェッコスロヴアキア共和国政府は、被保護者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの被保護者のために中立国、国際的団体又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

第四十五条に関し、チェッコスロヴアキア共和国政府は、被保護者を移送した国に対し、それらの被保護者がそれらの者を受け入れた国の保護の下にある間にも、それらの者に対するこの条約の適用について責任を免除することを合法的なものと考えない。

ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国

ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国首席代表ボゴモリエツツ

(1)　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(3)　捕虜の待遇に関する条約の署名に当り、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、捕虜の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第十二条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、抑留国が捕虜を他の国に移送したときは、それらの者を受け入れた国の保護の下にある間、当該抑留国がそれらの者を抑留している間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを有効なものと考えない。

第八十五条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、戦争犯罪及び人道に対する罪のため、ニユールンベルグ裁判の原則に従つて抑留国の法令に基いて有罪の判決を受けた者に対しこの条約を適用すべき第八十五条に基く義務を負うものと考えない。その理由は、それらの犯罪のため有罪の判決を受けた者が当該抑留国において刑の執行を受ける者に適用される条件に服さなければならないと了解されるからである。

(4)　戦時における文民の保護に関する条約の署名に当り、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の宣言を行う必要を感ずる。

この条約は、敵に占領されていない領域にある文民に適用されず、従つて、人道主義の要求を完全に満たすものではないが、ウクライナ代表は、この条約が占領地域にある文民及びその他の場合における文民の保護に関し満足すべき規定を設けていることを認めるので、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府により次の留保を附してこの条約に署名する権限を与えられたことを宣言する。

第十一条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、被保護者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第四十五条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、抑留国が被保護者を他の国に移送したときは、それらの被保護者がそれらの者を受け入れた国の保護の下にある間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを有効なものと考えない。

ソヴイエト社会主義共和国連邦

ソヴイエト社会主義共和国連邦首席代表スラヴイン大将

(1)　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ソヴイエト社会主義共和国連邦政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ソヴイエト社会主義共和国連邦政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(3)　捕虜の待遇に関する条約の署名に当り、ソヴイエト社会主義共和国連邦政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、捕虜の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第十二条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、抑留国が捕虜を他の国に移送したときは、それらの捕虜を受け入れた国がそれらの者を抑留している間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを有効なものと考えない。

第八十五条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、戦争犯罪及び人道に対する罪のため、ニユールンベルグ裁判の原則に従つて有罪の判決を受けた捕虜が、引き続きこの条約に基く保護を受けることを合法的なものと考えない。その理由は、それらの犯罪のため有罪の判決を受けた捕虜が刑の執行に関し当該国において効力を有する規制に服さなければならないと了解されるからである。

(4)　戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、チェッコスロヴアキア共和国政府が第十一条及び第四十五条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

第十一条に関し、チェッコスロヴアキア共和国政府は、被保護者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの被保護者のために中立国、国際的団体又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

第四十五条に関し、チェッコスロヴアキア共和国政府は、被保護者を移送した国に対し、それらの被保護者がそれらの者を受け入れた国の保護の下にある間にも、それらの者に対するこの条約の適用について責任を免除することを合法的なものと考えない。

ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国

ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国首席代表ボゴモリエツツ

(1)　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(3)　捕虜の待遇に関する条約の署名に当り、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、捕虜の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第十二条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、抑留国が捕虜を他の国に移送したときは、それらの者を受け入れた国の保護の下にある間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを有効なものと考えない。

第八十五条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、戦争犯罪及び人道に対する罪のため、ニユールンベルグ裁判の原則に従つて有罪の判決を受けた捕虜が、引き続きこの条約に基く保護を受けることを合法的なものと考えない。その理由は、それらの犯罪のため有罪の判決を受けた捕虜が刑の執行に関し当該国において効力を有する規制に服さなければならないと了解されるからである。

(4)　戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約の署名に当り、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府は、次の宣言を行う必要を感ずる。

この条約は、敵に占領されていない領域にある文民に適用されず、従つて、人道主義の要求を完全に満たすものではないが、ウクライナ代表は、この条約が占領地域にある文民及びその他の場合における文民の保護に関し満足すべき規定を設けていることを認めるので、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府により次の留保を附してこの条約に署名する権限を与えられたことを宣言する。

第十一条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、被保護者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第四十五条に関し、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、抑留国が被保護者を他の国に移送したときは、それらの被保護者がそれらの者を受け入れた国の保護の下にある間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを有効なものと考えない。

ソヴイエト社会主義共和国連邦

ソヴイエト社会主義共和国連邦首席代表スラヴイン大将

(1)　戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ソヴイエト社会主義共和国連邦政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(2)　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約の署名に当り、ソヴイエト社会主義共和国連邦政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、この条約によつて保護される者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

(3)　捕虜の待遇に関する条約の署名に当り、ソヴイエト社会主義共和国連邦政府は、次の留保を行う。

第十条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、捕虜の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第十二条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、抑留国が捕虜を他の国に移送したときは、それらの捕虜を受け入れた国がそれらの者を抑留している間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを有効なものと考えない。

第八十五条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、戦争犯罪及び人道に対する罪のため、ニユールンベルグ裁判の原則に従つて有罪の判決を受けた捕虜に対しこの条約を適用すべき第八十五条に基く義務を負うものと考えない。その理由は、それらの犯罪のため有罪の判決を受けた者が当該抑留国において刑の執行を受ける者に適用される条件に服さなければならないと了解されるからである。

(4)　戦時に於ける文民の保護に関する条約の署名に当り、ソヴイエト

社会主義共和国連邦政府は、次の宣言を行う必要を感ずる。

この条約は、敵に占領されていない領域にある文民に適用されず、従つて、人道主義の要求を完全に満たすものではないが、ソヴイエト代表は、この条約が占領地域にある文民及びその他の場合における文民の保護に関し満足すべき規定を設けていることを認めるので、ソヴイエト社会主義共和国連邦政府により次の留保を附してこの条約に署名する権限を与えられたことを宣言する。

第十一条に関し、ソヴイエト社会主義共和国連邦は、被保護者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国が中立国又は人道的団体に対して利益保護国が行う任務を引き受けるように行う要請を有効なものと認めない。

第四十五条に関し、ソヴイエト社会主義共和国は、抑留国が被保護者を他の国に移送したときは、それらの被保護者がそれらの者を受け入れた国の保護の下にある間、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを有効なものと考えない。

ユーゴースラヴイア連邦人民共和国

スイス駐在ユーゴスラヴイア公使ミラン・リスティーツは、次の宣言を行つた。

(1) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府が第十条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府は、傷者、病者、衛生要員及び宗教要員の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの者のために中立国又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考える。

(2) 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府が第十条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府は、傷者、病者、難船者、衛生要員及び宗教要員の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの者のために中立国又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

(3) 捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府がこの条約の第十条及び第十二条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

第十条に関し、ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府は、捕虜の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの捕虜のために中立国又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

第十二条に関し、ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府は、抑留国が捕虜を他の国に移送したときは、それらの捕虜を受け入れた国がそれらの者を抑留している全期間を通じ、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されるものと考えない。

(4) 戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約の署名に当り、私は、ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府が第十一条及び第四十五条に関する留保を附してこの条約の締約国となることを宣言する。

第十一条に関し、ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府は、被保護者の国籍が属する国の政府の同意があつた場合を除く外、抑留国がそれらの被保護者のために中立国又は人道的団体に対して利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように行う要請を合法的なものと考えない。

第四十五条に関し、ユーゴースラヴイア連邦人民共和国政府は、抑留国が被保護者を他の国に移送したときは、それらの被保護者がそれらの者を受け入れた国の保護の下にある全期間を通じ、当該抑留国がそれらの者に対するこの条約の適用について負う責任を免除されることを合法的なものと考えない。

戦地軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約

戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約

戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する千九百二十九年七月二十七日のジュネーヴ条約を改正するために千九百四十九年四月二十一日から同年八月十二日までジュネーヴで開催された外交会議に代表された政府の全権委員たる下名は、次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条

締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保することを約束する。

第二条

平時に実施すべき規定の外、この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一が戦争状態を承認するとしないとを問わず、適用する。

この条約は、また、一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けると受けないとを問わず、適用する。

紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国たる諸国は、その相互の関係においては、この条約によつて拘束されるものとする。更に、それらの諸国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾し、且つ、適用するときは、その国との関係においても、この条約によつて拘束されるものとする。

第三条

締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少くとも次の規定を適用しなければならない。

(1) 敵対行為に直接に参加しない者（武器を放棄した軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘外に置かれた者を含む。）は、すべての場合において、人種、色、宗教若しくは信条、性別、門地若しくは貧富又はその他類似の基準による不利な差別をしないで人道的に待遇しなければならない。

このため、次の行為は、前記の者については、いかなる場合にも、また、いかなる場所でも禁止する。

(a) 生命及び身体に対する暴行、特に、あらゆる種類の殺人、傷害、虐待及び拷問

(b) 人質

(c) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇

(d) 正規に構成された裁判所で文明国民が不可欠と認めるすべての裁判上の保障を与えるものの裁判によらない判決の言渡及び刑の執行

(2) 傷者及び病者は、収容して看護しなければならない。

赤十字国際委員会のような公平な人道的機関は、その役務を紛争当事者に提供することができる。

紛争当事者は、また、特別の協定によつて、この条約の他の規定の全部又は一部を実施することに努めなければならない。

前記の規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第四条

中立国は、その領域内に収容し、又は抑留した紛争当事国の軍隊の傷者、病者、衛生要員及び宗教要員並びにその領域内に収容した死者に対し、この条約の規定を準用しなければならない。

第五条

この条約によつて保護される者で敵の権力内に陥つたものについては、この条約は、それらの者の送還が完全に終了する時まで適用があるものとする。

第六条

締約国は、第十条、第十五条、第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十六条、第三十七条及び第五十二条に明文で規定する協定の外、別個に規定を設けることを適当と認めるすべての事項について、他の特別協定を締結することができる。いかなる特別協定も、この条約で定める傷者、病者、衛生要員及び宗教要員の地位に不利な影響を及ぼし、又はこの条約でそれらの者に与える権利を制限するものであつてはならない。

傷者、病者、衛生要員及び宗教要員は、この条約の適用を受ける間は、前記の協定の利益を引き続き享有する。但し、それらの協定に反対の明文規定がある場合又は紛争当事国の一方若しくは他方がそれらの者について一層有利な措置を執つた場合は、この限りでない。

第七条

傷者、病者、衛生要員及び宗教要員は、いかなる場合にも、この条約及び、前条に掲げる特別協定があるときは、その協定により保障される権利を部分的にも又は全面的にも放棄することができない。

第八条

この条約は、紛争当事国の利益の保護を任務とする利益保護国の協力により、及びその監視の下に適用されるものとする。このため、利益保護国は、その外交職員又は領事職員

の外、自国の国民又は他の中立国の国民の中から代表を任命することができる。それらの代表は、任務を遂行すべき国の承認を得なければならない。

紛争当事国は、利益保護国の代表者又は代表の職務の遂行をできる限り容易にしなければならない。

利益保護国の代表者又は代表は、いかなる場合にも、この条約に基く自己の使命の範囲をこえてはならない。それらの者は、特に、任務を遂行する国の安全上絶対的に必要なことには考慮を払わなければならない。それらの者の活動は、絶対的な軍事上の必要がある場合に限り、例外的且つ一時的措置として制限することができる。

第九条

この条約の規定は、赤十字国際委員会その他の公平な人道的団体が傷者、病者、衛生要員及び宗教要員の保護及び救済のため関係紛争当事国の同意を得て行う人道的活動を妨げるものではない。

第十条

締約国は、公平及び有効性についてすべての保障をする団体に対し、いつでも、この条約に基く利益保護国の任務を委託することに同意することができる。

傷者、病者、衛生要員及び宗教要員が、理由のいかんを問わず、利益保護国若しくは前項に規定するいずれかの団体の活動による利益を受けない場合又はその利益を受けなくなつた場合には、抑留国は、中立国又は同項に規定するいずれかの団体に対し、紛争当事国により指定された利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように要請しなければならない。

保護が前項により確保されなかつたときは、抑留国は、赤十字国際委員会のような人道的団体に対し、利益保護国がこの条約に基いて行う人道的任務を引き受けるように要請し、又は、本条の規定を留保して、その団体による役務の提供の申出を承認しなければならない。

前記の目的のため当該国の要請を受け、又は役務の提供を申し出る中立国又は団体は、この条約によつて保護される者が属する紛争当事国に対する責任を自覚して行動することを要求され、また、その任務を引き受けて公平にこれを果す能力があることについて充分な保障を与えることを要求されるものとする。

軍事的事件、特に、領域の全部又は主要な部分が占領されたことにより、一時的にでも相手国又はその同盟国と交渉する自由を制限された一国を含む諸国間の特別協定は、前記の規定といい触するものであつてはならない。

この条約において利益保護国とは、本条にいう団体をも意味するものとする。

第十一条

利益保護国は、この条約によつて保護される者の利益のために望ましいと認める場合、特に、この条約の規定の適用又は解釈に関して紛争当事国の間に紛議がある場合には、その紛議を解決するために仲介をしなければならない。

このため、各利益保護国は、紛争当事国の一の要請又は自国の発意により、紛争当事国に対し、それぞれの代表者、特に、傷者、病者、衛生要員及び宗教要員について責任を負う当局ができれば適当に選ばれた中立の地域で会合するように提案することができる。紛争当事国は、自国に対するこのための提案に従わなければならない。利益保護国は、必要がある場合には、紛争当事国に対し、その承認を求めるため、中立国に属する者又は赤十字国際委員会の委任を受けた者で前記の会合に参加するように招請されるものの氏名を提出することができる。

第二章　傷者及び病者

第十二条

次条に掲げる軍隊の構成員及びその他の者で、傷者又は病者であるものは、すべての場合において、尊重し、且つ、保護しなければならない。

それらの者をその権力内に有する紛争当事国は、それらの者を性別、人種、国籍、宗教、政治的意見又はその他類似の基準による差別をしないで人道的に待遇し、且つ、看護しなければならない。それらの者の生命又は身体に対する暴行は、厳重に禁止する。特に、それらの者は、殺害し、みな殺しにし、拷問に付し、又は生物学的実験に供してはならない。それらの者は、治療及び看護をしないで故意に遺棄してはならず、また、伝染又は感染の危険にさらしてはならない。

治療の順序における優先権は、緊急な医療上の理由がある場合に限り、認められる。

女子は、女性に対して払うべきすべての考慮をもつて待遇しなければならない。

紛争当事国は、傷者又は病者を敵側に遺棄することを余儀なくされた場合には、軍事上の事情が許す限り、それらの者の看護を援助するためにその衛生要員及び衛生材料の一部をそれらの者に残さなければならない。

第十三条

この条約は、次の部類に属する傷者及び病者に適用する。

(1) 紛争当事国の軍隊の構成員及びその軍隊の一部をなす民兵隊又は義勇隊の構成員

(2) 紛争当事国に属するその他の民兵隊及び義勇隊の構成員（組織的抵抗運動団体の構成員を含む。）で、その領域が占領されているかどうかを問わず、その領域の内外で行動するもの。但し、それらの民兵隊又は義勇隊（組織的抵抗運動団体を含む。）は、次の条件を満たすものでなければならない。

(a) 部下について責任を負う一人の者が指揮していること。

(b) 遠方から認識することができる固着の特殊標章を有すること。

(c) 公然と武器を携行していること。

(d) 戦争の法規及び慣例に従つて行動していること。

(3) 正規の軍隊の構成員で、抑留国が承認していない政府又は当局に忠誠を誓つたもの

(4) 実際には軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者、たとえば、文民たる軍用航空機の乗組員、従軍記者、需品供給者、労務隊員又は軍隊の福利機関の構成員等。但し、それらの者がその随伴する軍隊の認可を受けている場合に限る。

(5) 紛争当事国の商船の乗組員（船長、水先人及び見習員を含む。）及び民間航空機の乗組員で、国際法の他のいかなる規定によつても一層有利な待遇の利益を享有することがないもの。

(6) 占領されていない領域の住民で、敵の接近に当り、正規の軍隊を編成する時日がなく、侵入する軍隊に抵抗するために自発的に武器を執るもの。但し、それらの者が公然と武器を携行し、且つ、戦争の法規及び慣例を尊重する場合に限る。

第十四条

第十二条の規定に従うことを条件として、交戦国の傷者及び病者で敵の権力内に陥つたものは、捕虜となるものとし、また、捕虜に関する国際法の規定が、それらの者に適用される。

第十五条

紛争当事国は、常に、特に交戦の後に、傷者及び病者を捜索し、及び収容し、それらの者をりやく奪及び虐待から保護し、それらの者に充分な看護を確保し、並びに死者を捜索し、及び死者がはく奪を受けることを防止するため、遅滞なくすべての可能な措置を執らなければならない。

事情が許すときは、いつでも、戦場に残された傷者の収容、交換及び輸送を可能にするため、休戦、戦闘停止又は現地取極について合意しなければならない。

同様に、攻囲され、又は包囲された地域にある傷者及び病者の収容又は交換並びにそれらの地域へ向う衛生要員、宗教要員及び衛生材料の通過に関し、紛争当事国相互間で現地取極を結ぶことができる。

第十六条

紛争当事国は、その権力内に陥つた敵国の傷者、病者及び死者に関し、それらの者の識別に役立つ明細をできる限りすみやかに記録しなければならない。

それらの記録は、できる限り次の事項を含むものでなければならない。

(a) その者が属する国

(b) 軍の名称、連隊の名称、個人番号又は登録番号

(c) 姓

(d) 名

(e) 生年月日

(f) 身分証明書又は識別票に掲げるその他の明細

(g) 捕虜とされた年月日及び場所又は死亡の年月日及び場所

(h) 負傷若しくは疫病に関する明細又は死亡の原因

前記の情報は、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百二十二条に掲げる捕虜情報局にできる限りすみやかに送付しなければならない。捕虜情報局は、利益保護国及び中央捕虜情報局の仲介により、それらの者が属する国にその情報を伝達しなければならない。

紛争当事国は、死亡証明書又は正当に認証された死者名簿を作成し、且つ、捕虜情報局を通じて相互にこれを送付しなければならない。紛争当事国は、同様に、死者について発見された複式の識別票の一片、遺書その他近親者にとつて重要な書類、金銭及び一般に内在的価値又は感情的価値のあるすべての物品を取り集め、且つ、捕虜情報局を通じて相互

にこれらを送付しなければならない。それらの物品は、所属不明の物品とともに、封印した小包で送らなければならない。それらの小包には、死亡した所有者の識別に必要なすべての明細を記載した記述書及び小包の内容を完全に示す表を附さなければならない。

第十七条

紛争当事国は、死亡を確認すること、死者を識別すること及び報告書の作成を可能にすることを目的として、事情が許す限り各別に行われる死者の土葬又は火葬を行う前に、死体の綿密な検査、できれば医学的検査を行うことを確保しなければならない。複式の識別票の一片又は、単式の識別票の場合には、識別票は、死体に残さなければならない。

死体は、衛生上絶対に必要とされる場合及び死者の宗教に基く場合を除く外、火葬に付してはならない。火葬に付した場合には、死亡証明書又は正当に認証された死者名簿に火葬の事情及び理由を詳細に記載しなければならない。

紛争当事国は、更に、死者をできる限りその属する宗教の儀式に従つて丁重に埋葬すること並びにその死者の墓が尊重され、できればその国籍に従つて区分され、適当に維持され、及びいつでも見出されるように標示されることを確保しなければならない。このため、紛争当事国は、敵対行為の開始の際、埋葬後の発掘を可能にし、並びに墓が所在する場所のいかんを問わず死体の識別及び本国へのその輸送を確保するため、公の墳墓登録機関を設置しなければならない。これらの規定は、本国の希望に従つて適当な措置が執られるまで墳墓登録機関が保管しなければならない遺骨に対しても、同様に適用する。

前記の墳墓登録機関は、事情が許す限りすみやかに、遅くとも敵対行為の終了の際、第十六条第二項に掲げる捕虜情報局を通じて、墓の正確な所在地及び標示並びにそこに埋葬されている死者に関する明細を示す表を交換しなければならない。

第十八条

軍当局は、住民に対し、軍当局の指示の下に自発的に傷者及び病者を収容し、且つ、看護するように、その慈善心に訴えることができる。軍当局は、この要請に応じた者に対して必要な保護及び便益を与えるものとする。敵国がその地域の支配権を掌握し、又は奪還するに至つた場合には、その敵国は、同様に、それらの者に同一の保護及び便益を与えなければならない。

軍当局は、侵略され、又は占領された地域においても、住民及び救済団体に対し、自発的に傷者又は病者をその国籍のいかん名問わず収容し、且つ、看護することを許さなければならない。文民たる住民は、これらの傷者及び病者を尊重しなければならず。特に、それらの者に対して暴行を加えないようにしなければならない。

いかなる者も、傷者又は病者を看護したことを理由としてこれを迫害し、又は有罪としてはならない。

本条の規定は、傷者及び病者に衛生上及び精神上の看護を与える義務を占領国に対して免除するものではない。

第三章　衛生部隊及び衛生施設

第十九条

紛争当事国は、いかなる場合にも、衛生機関の固定施設及び移動衛生部隊を攻撃してはならず、常にこれを尊重し、且つ、保護しなければならない。それらの固定施設及び移動衛生部隊が敵国の権力内に陥つた場合には、それらの施設及び部隊の要員は、抑留国がそれらの施設及び部隊の中にある傷者及び病者に必要な看護を自ら確保しない限り、自由にその任務を行うことができる。

責任のある当局は、前記の施設及び部隊が、できる限り、軍事目標に対する攻撃によつてその安全を危くされることのないような位置に置かれることを確保しなければならない。

第二十条

海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約の保護を受ける権利を有する病院船は、陸上から攻撃してはならない。

第二十一条

衛生機関の固定施設及び移動衛生部隊が享有することができる保護は、それらの施設及び部隊がその人道的任務から逸脱して敵に有害な行為を行うために使用された場合を除く外、消滅しないものとする。但し、その保護は、すべての適当な場合に合理的な期限を定めた警告が発せられ、且つ、その警告が無視された後でなければ、消滅させることができない。

第二十二条

次の事実は、第十九条により保障される保護を衛生部隊又は衛生施設からはく奪する理由としてはならない。

(1) 当該部隊又は施設の要員が武装しており、且つ、自衛又はその責任の下にある傷者及び病者の防衛のために武器を使用すること。

(2) 武装した衛生兵がいないために当該部隊又は施設が監視兵、いよう兵又は護衛兵によつて保護されていること。

(3) 傷者及び病者から取り上げた小武器及び弾薬でまだ適当な機関に引き渡されていないものが当該部隊又は施設内にあること。

(4) 獣医機関の要員及び材料が当該部隊又は施設内にあること。但し、当該部隊又は施設の不可欠な一部分を構成しない場合に限る。

(5) 当該部隊及び施設又はそれらの要員の人道的活動が文民たる傷者及び病者の看護に及んでいること。

第二十三条

締約国は平時において、紛争当事国は敵対行為の開始の時以後、自国の領域及び必要がある場合には占領地区において、傷者及び病者を戦争の影響から保護するために組織される病院地帯及び病院地区を設定し、並びにそれらの地帯及び地区の組織及び管理並びにそれらの中に収容される者の看護の責任を負う要員を定めることができる。

関係当事国は、敵対行為の開始に当り、及び敵対行為の期間中、それらが設定した病院地帯及び病院地区を相互に承認するための協定を締結することができる。このため、関係当事国は、必要と認める修正を加えて、この条約に附属する協定案の規定を実施することができる。

利益保護国及び赤十字国際委員会は、これらの病院地帯及び病院地区の設定及び承認を容易にするために仲介を行うよう勧誘される。

第四章　要員

第二十四条

傷者若しくは病者の捜索、収容、輸送若しくは治療又は疾病の予防にもつぱら従事する衛生要員、衛生部隊及び衛生施設の管理にもつぱら従事する職員並びに軍隊に随伴する宗教要員は、すべての場合において、尊重し、且つ、保護しなければならない。

第二十五条

必要が生じた場合に衛生兵、看護婦又は補助担架手として傷者及び病者の収容、輸送又は治療に当るために特別に訓練された軍隊の構成員も、これらの任務を遂行しつつある時に敵と接触し、又は敵国の権力内に陥るに至つた場合には、同様に尊重し、且つ、保護しなければならない。

第二十六条

各国赤十字社及びその他の篤志救済団体でその本国政府が正当に認めたものの職員のうち第二十四条に掲げる要員と同一の任務に当るものは、同条に掲げる要員と同一の地位に置かれるものとする。但し、それらの団体の職員は、軍法に従わなければならない。

各締約国は、平時において又は敵対行為の開始の際若しくは敵対行為が行われている間に、自国の軍隊の

規の衛生機関に援助を与えることを自国の責任で認めた団体の名称を他の締約国に通告しなければならない。但し、その通告は、いかなる場合にも、当該団体を実際に使用する前に行わなければならない。

第二十七条

中立国の承認された団体は、あらかじめ自国政府の同意及び関係紛争当事国の承認を得た場合に限り、その衛生要員及び衛生部隊による援助を紛争当事国に与えることができる。それらの要員及び部隊は、当該紛争当事国の管理の下に置かれるものとする。

中立国政府は、そのような援助を受ける国の敵国に前記の同意を通告しなければならない。そのような援助を受ける紛争当事国は、援助を受ける前にその旨を敵国に通告しなければならない。

いかなる場合にも、この援助は、紛争への介入と認めてはならない。

第一項に掲げる要員に対しては、それらの者が属する中立国を離れる前に、第四十条に定める身分証明書を正式に与えなければならない。

第二十八条

第三十四条及び第二十六条に掲げる要員で敵国の権力内に陥つたものは、捕虜の健康状態、宗教上の要求及び人数により必要とされる限度をこえて抑留してはならない。

こうして抑留された要員は、捕虜と認めてはならない。但し、それらの要員は、少くとも捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約のすべての規定による利益を享有する。それらの要員は、抑留国の軍法の範囲内で、抑留国の権限のある機関の管理の下に、その職業的良心に従つて、捕虜、特に、自己の所属する軍隊の捕虜に対する医療上及び宗教上の任務を引き続き遂行しなければならない。それらの要員は、更に、その医療上又は宗教上の任務の遂行のため、次の便益を享有する。

(a)　それらの要員は、収容所外にあ

る労働分遣所又は病院にいる捕虜を定期的に訪問することを許される。抑留国は、それらの要員に対し、必要な輸送手段を自由に使用させなければならない。

(b)　各収容所においては、先任軍医たる衛生要員は、抑留されている衛生要員の職業的活動について、収容所の軍当局に対して責任を負う。このため、紛争当事国は、敵対行為の開始の時から、自国の衛生要員（第二十六条に掲げる団体の衛生要員を含む。）の相互に相当する階級に関して合意しなければならない。この先任軍医及び宗教要員は、その任務から生ずるすべての問題について、収容所の軍当局及び医療当局と直接に交渉することができる。それらの当局は、これらの者に対し、それらの問題に関する通信のためにそれらの者が必要とする便益を与えなければならない。

(c)　収容所内に抑留された要員は、収容所の内部の紀律に従わなければならないが、その医療上又は宗教上の任務以外の労働を行うことを要求されないものとする。

紛争当事国は、敵対行為の継続中に、抑留された要員を可能な場合に交替するための取極をし、及びその交替の手続を定めなければならない。

前記の規定は、抑留国に対し、捕虜の医療上及び宗教上の福祉に関して抑留国に課せられる義務を免除するものではない。

第二十九条

第二十五条に掲げる要員で敵の権力内に陥つたものは、捕虜となるものとする。但し、必要がある場合には、医療上の任務に使用されるものとする。

第三十条

第二十八条の規定により抑留を必要としない要員は、その帰路が開かれ、且つ、軍事上の要求が許すときは、直ちにそれらの要員が属する紛争当事国に帰還させなければならない。

それらの要員は、帰還するまでの間、捕虜と認めてはならない。但し、それらの要員は、少くとも、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約のすべての規定による利益を享有する。それらの要員は、敵国の命令の下に自己の任務を引き続き遂行し、且つ、なるべく自己の属する紛争当事国の傷者及び病者の看護に従事しなければならない。

それらの要員は、出発の際、その所有に属する個人用品、有価物及び器具を持ち去るものとする。

第三十一条

第三十条に基いて帰還させる要員の選択は、その人種、宗教又は政治的意見のいかんを問わず、なるべくそれらの要員が捕えられた順序及びそれらの要員の健康状態に従つて行わなければならない。

紛争当事国は、敵対行為の開始の時から、特別協定により、捕虜の人数に比例して抑留すべき要員の割合及び収容所におけるそれらの要員の配置を定めることができる。

第三十二条

第二十七条に掲げる者で敵国の権力内に陥つたものは、抑留してはならない。

反対の合意がない限り、それらの者は、その帰路が開かれ、且つ、軍事上の要求が許すときは、直ちに自国へ帰還することを許されるものとし、自国への帰還が不可能な場合には、それらの者が勤務した機関の属する紛争当事国の領域へ帰還することを許されるものとする。

それらの者は、解放されるまでの間、敵国の指揮の下に引き続き自己の任務を遂行しなければならない。それらの者は、なるべく、それらの者が勤務した機関の属する紛争当事国の傷者及び病者の看護に従事しなければならない。

それらの者は、出発の際、自己の所有に属する個人用品、有価物、器具、武器及びできれば輸送手段を持ち去るものとする。

紛争当事国は、それらの要員がその権力内にある間、それらの要員に相当する自国軍隊の要員に与えられているものと同様の食糧、宿舎、手当及び給与をそれらの要員のために確保しなければならない。食糧は、いかなる場合にも、その量、質及び種類において、それらの要員が通常の健康状態を維持するのに充分なものでなければならない。

第五章　建物及び材料

第三十三条

敵の権力内に陥つた軍隊の移動衛生部隊の材料は、傷者及び病者の看護のために保留されるものとする。

軍隊の固定衛生施設の建物、材料及び貯蔵品は、引き続き戦争法規の適用を受けるものとする。但し、それらの建物、材料及び貯蔵品は、傷者及び病者の看護のために必要とされる限り、その使用目的を変更してはならない。もつとも、戦地にある軍隊の指揮官は、緊急な軍事上の必要がある場合には、前記の施設内で看護される傷者及び病者の福祉のためにあらかじめ措置を執ることを条件として、それらの建物、材料及び貯蔵品を使用することができる。

本条に掲げる材料及び貯蔵品は、故意に破壊してはならない。

第三十四条

この条約による特権を与えられる救済団体の不動産及び動産は、私有財産と認める。

戦争の法規及び慣例によつて交戦国に認められる徴発権は、緊急の必要がある場合において、傷者及び病者の福祉が確保されたときを除く外、行使してはならない。

第六章　衛生上の輸送手段

第三十五条

傷者及び病者又は衛生材料の輸送手段は、移動衛生部隊と同様に尊重し、且つ、保護しなければならない。

それらの輸送手段、すなわち、車両は、敵国の権力内に陥つた場合には、それらを捕獲した紛争当事国がすべての場合においてそれらの中にある傷者及び病者の看護を確保することを条件として、戦争法規の適用を受けるものとする。

徴発によつて得た文民たる要員及びすべての輸送手段は、国際法の一般原則の適用を受けるものとする。

第三十六条

交戦国は、衛生航空機、すなわち、もつぱら傷者及び病者の収容並びに衛生要員及び衛生材料の輸送に使用される航空機を、それらの航空機が関係交戦国の間で特別に合意された高度、時刻及び路線に従つて飛行している間、攻撃してはならず、尊重しなければならない。

衛生航空機は、その下面、上面及び側面に、第三十八条に定める特殊標章を自国の国旗とともに明白に表示しなければならない。衛生航空機は、敵対行為の開始の際又は敵対行為が行われている間に交戦国の間で合意される他の標識又は識別の手段となるものを付さなければならない。

反対の合意がない限り、敵の領域又は占領地域の上空の飛行は、禁止する。

衛生航空機は、すべての着陸要求に従わなければならない。この要求によつて着陸した場合には、航空機及びその乗員は、検査があるときはそれを受けた後、飛行を継続することができる。

傷者及び病者並びに衛生航空機の乗員は、敵の領域又は占領地域内に不時着した場合には、捕虜となるものとする。衛生要員は、第二十四条以下の規定に従つて待遇されるものとする。

第三十七条

紛争当事国の衛生航空機は、第二項の規定に従うことを条件として、中立国の領域の上空を飛行し、必要がある場合にはその領域に着陸し、又はその領域を寄航地として使用することができる。それらの衛生航空機は、当該領域の上空の通過を事前に中立国に通告し、且つ、着陸又は着水のすべての要求に従わなければならない。それらの衛生航空機は、紛争当事国と関係中立国との間で特別に合意された路線、高度及び時刻に従つて飛行している場合に限り、攻撃を免かれるものとする。

もつとも、中立国は、衛生航空機が自国の領域の上空を飛行すること又は自国の領域内に着陸することに関し、条件又は制限を附することができる。それらの条件又は制限は、すべての紛争当事国に対して平等に適用しなければならない。

中立国と紛争当事国との間に反対の合意がない限り、現地当局の同意を得て衛生航空機が中立地域に積み卸す傷者及び病者は、国際法上必要がある場合には、軍事行動に再び参加することができないように中立国が抑留するものとする。それらの者の入院及び収容のための費用は、それらの者が属する国が負担しなければならない。

第七章　特殊標章

第三十八条

スイスに敬意を表するため、スイス連邦の国旗の配色を転倒して作成した白地に赤十字の紋章は、軍隊の衛生機関の標章及び特殊記章として維持されるものとする。

もつとも、赤十字の代りに白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽を標章として既に使用している国については、それらの標章は、この条約において同様に認められるものとする。

第三十九条

標章は、権限のある軍当局の指示に基き、衛生機関が使用する旗、腕章及びすべての材料に表示しなければならない。

第四十条

第二十四条、第二十六条及び第二十七条に掲げる要員は、特殊標章を付した防水性の腕章で軍当局が発給し、且つ、その印章を押したものを左腕につけなければならない。

前記の要員は、第十六条に掲げる身分証明書の外、特殊標章を付した特別の身分証明書を携帯しなければならない。この証明書は、防水性で、且つ、ポケットに入る大きさのものでなければならない。この証明書は、自国語で書かれていなければ

ならず、また、この証明書には、少くとも所持者の氏名、生年月日、階級及び番号が示され、且つ、その者がいかなる資格においてこの条約の保護を受ける権利を有するかが記載されていなければならない。この証明書には、所持者の写真及び署名若しくは指紋又はそれらの双方を附さなければならない。この証明書には、軍当局の印章を浮出しにして押さなければならない。

身分証明書は、同一の軍隊を通じて同一の型式のものであり、且つ、できる限りすべての締約国の軍隊を通じて類似の型式のものでなければならない。紛争当事国は、この条約に例として附属するひな型にならうことができる。紛争当事国は、敵対行為の開始の際、その使用する身分証明書のひな型を相互に通報しなければならない。身分証明書は、できれば少くとも二通作成しなければならず、その一通は、本国が保管しなければならない。

いかなる場合にも、前記の要員は、その記章又は身分証明書を奪われないものとし、また、腕章をつける権利をはく奪されないものとする。それらの要員は、身分証明書又は記章を紛失した場合には、身分証明書の複本を受領し、又は新たに記章の交付を受ける権利を有する。

第四十一条

第二十五条に掲げる要員は、衛生上の任務の遂行中に限り、中心に小型の特殊記章を付した白色の腕章をつけるものとする。その腕章は、軍当局が発給し、且つ、その印章を押したものでなければならない。

それらの要員が携帯すべき軍の身分証明書類には、それらの要員が受けた特別訓練の内容、それらの要員が従事している任務が一時的な性質のものであること及びそれらの要員が腕章をつける権利を有することを明記しなければならない。

第四十二条

この条約で定める特殊の旗は、この条約に基いて尊重される権利を有する衛生部隊及び衛生施設で軍当局の同意を得たものに限り、掲揚するものとする。

移動部隊及び固定施設においては、それらの部隊又は施設が属する紛争当事国の国旗を前記の旗とともに掲揚することができる。

もつとも、敵の権力内に陥つた衛生部隊は、この条約で定める旗以外の旗を掲揚してはならない。

紛争当事国は、軍事上の事情が許す限り、敵対的行為が行われる可能性を除くため、敵の陸軍、空軍又は海軍が衛生部隊及び衛生施設を表示する特殊標章を明白に識別することができるようにするために必要な措置を執らなければならない。

第四十三条

中立国の衛生部隊で、第二十七条に定める条件に基いて交戦国に役務を提供することを認められたものは、その交戦国が第四十二条によつて与えられる権利を行使するときは、いつでも、その交戦国の国旗をこの条約で定める旗とともに掲揚しなければならない。

それらの衛生部隊は、責任のある軍当局の反対の命令がない限り、すべての場合（敵国の権力内に陥つた場合を含む。）に自国の国旗を掲揚することができる。

第四十四条

本条の次項以下の項に掲げる場合を除く外、白地に赤十字の標章及び「赤十字」又は「ジュネーヴ十字」という語は、平時であると戦時であるとを問わず、この条約及びこの条約と同様な事項について定める他の条約によつて保護される衛生部隊、衛生施設、要員及び材料を表示し、又は保護するためでなければ、使用してはならない。第三十八条第二項に掲げる標章に関しても、それらを使用する国に対しては同様である。各国赤十字社及び第二十六条に掲げるその他の団体は、この条約の保護を与える特殊標章を本項の範囲内でのみ使用する権利を有する。

更に、各国赤十字社（赤新月社又は赤のライオン及び太陽社）は、平時において、自国の国内法令に従い、赤十字国際会議が定める原則に適合する自己のその他の活動のために赤十字の名称及び標章を使用することができる。それらの活動が戦時に行われるときは、標章は、その使用によりこの条約の保護が与えられると認められる虞がないような条件で使用しなければならない。すなわち、この標章は、比較的小型のものでなければならず、また、腕章又は建物の屋根に付してはならない。

赤十字国際機関及び正当に権限を与えられたその職員は、いつでも白地に赤十字の標章を使用することを許される。

例外的措置として、この条約で定める標章は、国内法令に従い、且つ、各国赤十字社（赤新月社又は赤のライオン及び太陽社）の一から明示の許可を受けて、救急車として使用される車両を識別するため、及び傷者又は病者に無償で治療を行うためにもつぱら充てられる救護所の位置を表示するため、平時において使用することができる。

第八章　条約の実施

第四十五条

各紛争当事国は、その総指揮官を通じ、この条約の一般原則に従い、前各条の細目にわたる実施を確保し、且つ、この条約の予見しない事件に備えなければならない。

第四十六条

この条約によつて保護される傷者、病者、要員、建物又は材料に対する報復的措置は、禁止する。

第四十七条

締約国は、この条約の原則を自国のすべての住民、特に、戦闘部隊、衛生要員及び宗教要員に知らせるため、平時であると戦時であるとを問わず、自国においてこの条約の本文をできる限り普及させること、特に、軍事教育及びできれば非軍事教育の課目中にこの条約の研究を含ませることを約束する。

第四十八条

締約国は、スイス連邦政府を通じて、また、敵対行為が行われている間は利益保護国を通じて、この条約の公の訳文及び締約国がこの条約の適用を確保するために制定する法令を相互に通知しなければならない。

第九章　濫用及び違反の防止

第四十九条

締約国は、次条に定義するこの条約に対する重大な違反行為の一を行い、又は行うことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うことを約束する。

各締約国は、前記の重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査する義務を負うものとし、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起しなければならない。各締約国は、また、希望する場合には、自国の法令の規定に従つて、その者を他の関係締約国に裁判のため引き渡すことができる。但し、前記の関係締約国が事件について一応充分な証拠を示した場合に限る。

各締約国は、この条約の規定に違反する行為で次条に定義する重大な違反行為以外のものを防止するため必要な措置を執らなければならない。

被告人は、すべての場合において、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百五条以下に定めるところよりも不利でない正当な裁判及び防ぎよの保障を享有する。

第五十条

前条にいう重大な違反行為とは、この条約が保護する人又は物に対して行われる次の行為、すなわち、殺人、拷問若しくは非人道的待遇（生物学的実験を含む。）、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること又は軍事上の必要によつて正当化されない不法且つ恣意的な財産の広はんな破壊若しくは徴発を行うことをいう。

第五十一条

締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免かれ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免かれさせてはならない。

第五十二条

この条約の違反の容疑に関しては、紛争当事国の要請により、関係国の間で定める方法で調査を行わなければならない。

調査の手続について合意が成立しなかつた場合には、前記の関係国は、その手続を決定する審判者の選任について合意しなければならない。

違反行為が確認されたときは、紛争当事国は、できる限りすみやかに、違反行為を終止させ、且つ、これに対して処置しなければならない。

第五十三条

公のものであると私のものであるとを問わず、個人、団体、商社又は会社でこの条約に基いて使用の権利を与えられていないものが、「赤十字」若しくは「ジュネーヴ十字」の標章若しくは名称又はそれらを模倣した記章若しくは名称を使用することは、その使用の目的及び採用の日付のいかんを問わず、常に禁止する。

スイス連邦の国旗の配色を転倒して作成した紋章の採用により同国に対して払われる敬意並びにスイスの紋章及びこの条約の特殊標章との間に生ずることのある混同を考慮して、商標としてであると又はその一部としてであるとを問わず、商業上の道徳に反する目的で又はスイス人の国民感情を害する虞のある状態で私人、団体又は商社がスイス連邦の紋章又はそれを模倣した記章を使用することは、常に禁止する。

もつとも、この条約の締約国で千九百二十九年七月二十七日のジュネーヴ条約の締約国でなかつたものは、第一項に掲げる標章、名称又は記章を既に使用していた者に対し、その使用をやめさせるため、この条約の効力発生の時から三年をこえない猶予期間を与えることができる。但し、その使用が戦時においてこの条約の保護を与えるものと認められる虞がある場合は、この限りでない。

本条第一項に定める禁止は、第三十八条第二項に掲げる標章及び記章

に対しても、適用する。但し、従前からの使用により取得されている権利に影響を及ぼさないものとする。

第五十四条

締約国は、自国の法令が充分なものでないときは、第五十三条に掲げる濫用を常に防止し、且つ、抑止するため必要な措置を執らなければならない。

最終規定

第五十五条

この条約は、英語及びフランス語で作成する。両本文は、ひとしく正文とする。

スイス連邦政府は、この条約のロシア語及びスペイン語による公の訳文が作成されるように取り計らわなければならない。

第五十六条

本日の日付を有するこの条約は、千九百四十九年四月二十一日にジュネーヴで開かれた会議に代表者を出した国並びに同会議に代表者を出さなかつた戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する千八百六十四年、千九百六年又は千九百二十九年の条約の締約国に対し、千九百五十年二月十二日までその署名のため開放される。

第五十七条

この条約は、できる限りすみやかに批准されなければならない。批准書は、ベルヌに寄託しなければならない。

スイス連邦政府は、各批准書の寄託について調書を作成し、その認証謄本をこの条約に署名したすべての国又は加入を通告したすべての国に伝達しなければならない。

第五十八条

この条約は、二以上の批准書を寄託された後六箇月で効力を生ずる。

その後は、この条約は、各締約国についてその批准書の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第五十九条

この条約は、締約国間の関係においては、千八百六十四年八月二十二日、千九百六年七月六日及び千九百二十九年七月二十七日の条約に代るものとする。

第六十条

この条約は、その効力発生の日から、この条約に署名しなかつたすべての国に対し、その加入のため開放される。

第六十一条

加入は、書面でスイス連邦政府に通告され、且つ、その書面が受領された日の後六箇月で効力を生ずる。

スイス連邦政府は、この条約に署名したすべての国及び加入を通告したすべての国にこの加入を通知しなければならない。

第六十二条

第二条及び第三条に定める状態は、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始前又は開始後に行つた批准又は加入に対し、直ちに効力を与えるものとする。スイス連邦政府は、紛争当事国から受領した批准書又は加入通告書について最もすみやかな方法で通知しなければならない。

第六十三条

各締約国は、この条約を自由に廃棄することができる。

廃棄は、書面でスイス連邦政府に通告しなければならず、スイス連邦政府は、その通告をすべての締約国の政府に伝達しなければならない。

廃棄は、スイス連邦政府にその通告をした後一年で効力を生ずる。但し、廃棄する国が紛争に加わつている時に通告された廃棄は、平和条約が締結され、且つ、この条約によつて保護される者の解放及び送還に関連する業務が終了するまでは、効力を生じない。

廃棄は、廃棄する国についてのみ効力を生ずる。廃棄は、文明国民の間で確立している慣行、人道の法則、公衆の良心の命ずるところ等に由来する国際法の原則に基いて紛争当事国が引き続き履行しなければならない義務を害するものではない。

第六十四条

スイス連邦政府は、この条約を国際連合事務局に登録しなければならない。スイス連邦政府は、また、この条約に関連して同政府が受領するすべての批准書、加入通告書及び廃棄通告書について国際連合に通知しなければならない。

以上の証拠として、下名は、それぞれの全権委任状を寄託してこの条約に署名した。

千九百四十九年八月十二日にジュネーヴで英語及びフランス語により作成した。原本は、スイス連邦の記録に寄託する。スイス連邦政府は、その認証謄本を各署名国及び各加入国に送付しなければならない。

アフガニスタンのために
M・オスマン・アミリ

アルバニア人民共和国のために
第十条に関する添附の留保を附して
J・マロ

アルゼンテインのために
添附の留保を附して
ギリエルモ・A・スペロニ

オーストラリアのために
ノルマン・R・ミグル
批准を条件として

オーストリアのために
ドクトル ルードルフ・ブリユードン

ベルギーのために
モーリス・プールカン

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
第十条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国政府首席代表 I・クツエイニコフ

ボリヴイアのために
G・メデイロス

ブラジルのために
ジョアン・ピント・ダ・シルヴア
少将 フロリアノ・ド・リマ・ブライナー

ブルガリア人民共和国のために
添附の留保を附して
K・B・スヴエトロフ

カナダのために
マックス・H・ウエルシヨフ

セイロンのために
V・クマラスワミ

チリのために
F・システルナス・オルテイス

中華民国のために
呉南如

コロンビアのために
ラファエル・ローチヤ・シュロース

キューバのために
J・デ・ラ・ルス・レオン

デンマークのために
ゲオルグ・コーン
パウル・イプセン

パグ

エジプトのために
A・K・サフワット

エクアドルのために
アレハンドロ・ガステルー

スペインのために
ルイス・カルデロン

アメリカ合衆国のために
レランド・ハリソン
レイマンド・J・イングリング

エテイオピアのために
ガシヤワ・ゼレック

フインランドのために
ラインホルド・スヴエント

フランスのために
G・カーン＝サルヴアドール
ジヤキノ

ギリシヤのために
M・ペスマゾグロ

グアテマラのために
A・デユボン＝ウイルマン

ハンガリー人民共和国のために
添附の留保を附して
アンナ・カラ

インドのために
D・B・デサイ

イランのために
A・H・メイカーデ

アイルランド共和国のために
シーン・マックブライド

イスラエルのために
添附の留保を附して
M・カハニー

イタリアのために
ジヤシント・アウリツチ

エットーレ・バイストロツキ

レバノンのために
ミカウイ

リヒテンシュタインのために
伯爵 F・ヴイルツエツク

ルクセンブルグのために
J・シュトルム

メキシコのために
ペドロ・デ・アルバ

W・R・カストロ

モナコ公国のために
M・ロゼ

ニカラグアのために
政府の承認を条件として
リフシツツ

ノールウエーのために
ロルフ・アンデルセン

ニユー・ジーランドのために
G・Rレーキング

パキスタンのために
少将 S・M・A・ファルーキ

A・H・シエイク

パラグアイのために
コンラド・フエール

オランダのために
J・ボツシユ・デ・ローゼンタール

ペルーのために
ゴンサロ・ピサロ

フイリピン共和国のために
P・セベステイアン

ポーランドのために
添附の留保を附して
ユリアン・プシユボス

ポルトガルのために
添附の留保を附して
G・カルデイラ・コエリヨ

ルーマニア人民共和国のために
添附の留保を附して
I・ドラゴミル

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
ロバート・クレーギー
H・A・ストラツト
W・H・ガードナー

ヴァチカンのために
フイリツプ・ベルナルデイニ
サルヴアドルのために
R・A・プスタマンテ
スウエーデンのために
国会の承認を得て行うスウエーデン皇帝陛下の政府の批准を条件として
スタツフアン・セーデルフルム
スイスのために
マツクス・プテイピエール
ブリニオ・ボラ
師団長　ド・パスキエ
フイリツプ・ズツテール
H・ムーリ
シリアのために
オマール・エル・ジヤブリ
A・ガンナーウイ
チエツコスロヴアキアのために
添附の留保を附して
タウバー
トルコのために
ラナ・タルハン
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
第十条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府の委嘱により
教授　O・ボゴモリエツ
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
第十条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
ソヴイエト社会主義共和国連邦首席代表　N・スラヴイン
ウルグアイのために
参事官、大佐　エクトル・J・ブランコ
ヴエネズエラのために
A・ポツセ・デ・リーヴアス
ユーゴースラヴイア人民共和国のために
添附の留保を附して
ミラン・リスティツ

第一附属書

病院地帯及び病院地区に関する協定案

第一条

戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジユネーヴ条約第二十三条に掲げる者並びに病院地帯及び病院地区の組織及び管理並びにそれらの中に収容される者の看護の責任を負う要員のため、病院地帯は、必ず確保して置かなければならない。

もつとも、病院地帯内に住所を有する者は、その地帯にとどまる権利を有する。

第二条

資格のいかんを問わず、病院地帯に居住する者は、その地帯内においても、また、その地帯外においても、軍事行動又は軍需品の生産に直接に関連する作業を行つてはならない。

第三条

病院地帯を設定する国は、その地帯における居住又はその地帯への立入りの権利を有しない者の出入を禁止するため必要なすべての措置を執らなければならない。

第四条

病院地帯は、次の条件を満たすものでなければならない。

(a)　その地帯が、その地帯を設定した国によつて支配される地域の一小部分であること。

(b)　その地帯の住民が、その地帯の収容能力に比して少いこと。

(c)　その地帯が、すべての軍事目標又は重要な産業上若しくは行政上の施設から遠く離れており、且つ、それらを有しないこと。

(d)　その地帯の位置が、戦争遂行上重要となる可能性が大である地域にないこと。

第五条

病院地帯については、次の義務に従わなければならない。

(a)　病院地帯に属する通信線及び輸送手段は、通過の場合であつても、軍事上の人員及び資材の輸送のために使用してはならない。

(b)　病院地帯は、いかなる場合においても、軍事的手段によつて防衛してはならない。

第六条

病院地帯は、その周囲及び建物の上に、白地に赤十字（赤新月又は赤のライオン及び太陽）の標章を付して表示しなければならない。それらの地帯は、夜間適当な照明によつて同様に表示することができる。

第七条

各国は、平時において又は敵対行為の開始の際、自国が支配する地域にある病院地帯についてすべての締約国に通告しなければならない。各国は、また、敵対行為を行つている間に新たに設定した病院地帯について通告しなければならない。

病院地帯は、敵国が前記の通告を受領した時に、正式に成立したものとする。

もつとも、敵国は、この協定の条件が満たされていないと認めるときは、当該病院地帯につき責任のある当事国に直ちに拒否の通告を与えることによりその病院地帯の承認を拒否し、又はその病院地帯を承認するかどうかの決定を第八条で定める監督機関に任せることができる。

第八条

敵国が設定した一又は二以上の病院地帯を承認した国は、その病院地帯がこの協定で定める条件及び義務を満たしているかどうかを確認するため、一又は二以上の特別委員会に病院地帯の監督を要求する権利を有する。

このため、特別委員会の委員は、いつでもすべての病院地帯に自由に出入することができるものとし、また、そこに恒久的に居住することができるものとする。それらの委員は、監督の任務を行うため、すべての便益を与えられるものとする。

第九条

特別委員会は、この協定の規定に違反すると認める事実を発見したときは、直ちにそれらの事実について当該病院地帯を支配する国の注意を喚起し、且つ、その違反をきよう正するためにその国に五日の猶予期間を与えなければならない。特別委員会は、当該病院地帯を承認した国に対してその旨を正式に通告しなければならない。

前記の猶予期間が満了する時までに当該病院地帯を支配する国が注意の喚起に応じなかつた場合には、敵国は、その病院地帯に関してはこの協定に拘束されない旨を宣言することができる。

第十条

一又は二以上の病院地帯及び病院地区を設定した国並びにそれらの存在について通告を受けた敵国は、第八条及び第九条に掲げる特別委員会の委員となる者を自ら指名し、又は中立国をして指名させなければならない。

第十一条

病院地帯は、いかなる場合にも、攻撃の対象としてはならない。紛争当事国は、常に、病院地帯を保護し、且つ、尊重しなければならない。

第十二条

一地域が占領された場合には、その地域内にある病院地帯は、病院地帯として引き続き尊重され、且つ、使用されるものとする。

もつとも、占領国は、収容されている者の安全を確保するためにすべての措置を執ることを条件として、その地帯の使用目的を変更することができる。

第十三条

この協定は、各国が病院地帯と同様の目的で使用する病院地区にも適用する。

第二附属書

表面

（この証明書を発給する国及び軍当局の名を記載するための余白）

身分証明書

軍隊に随伴する衛生要員及び宗教要員用

姓……
名……
生年月日……
階級……
軍の番号……

この証明書は、次の資格において傷者、病者又は妊婦である者の状態の改善に関するジユネーヴ条約第二十三条に掲げる者並びに病院地帯及び病院地区の組織及び管理並びにそれらの中に収容される者の看護の責任を負う要員のため、病院地帯の百四十九条に従つて保護される。

……
発給年月日　　証明書番号

……　……

裏面

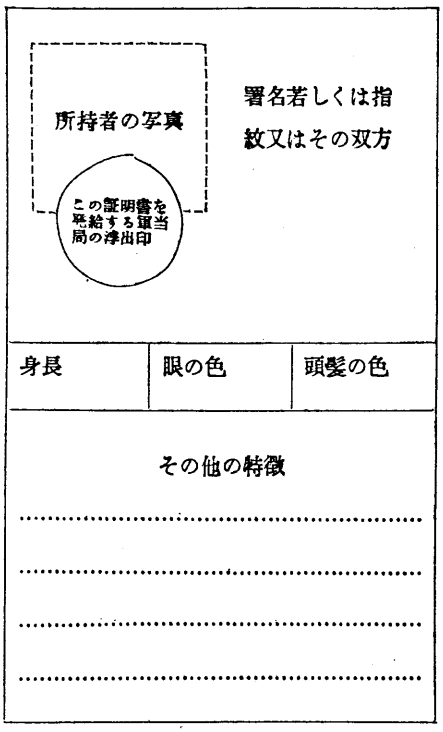

海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約

海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約

千九百六年のジュネーヴ条約の原則を海戦に応用するための千九百七年十月十八日の第十ヘーグ条約を改正するために千九百四十九年四月二十一日から同年八月十二日までジュネーヴで開催された外交会議に代表された政府の全権委員たる下名は、次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条

締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保することを約束する。

第二条

平時に実施すべき規定の外、この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一が戦争状態を承認するとしないとを問わず、適用する。

この条約は、また、一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けると受けないとを問わず、適用する。

紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国たる諸国は、その相互の関係においては、この条約によつて拘束されるものとする。更に、それらの諸国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾し、且つ、適用するときは、その国との関係においても、この条約によつて拘束されるものとする。

第三条

締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少くとも次の規定を適用しなければならない。

(1) 敵対行為に直接に参加しない者（武器を放棄した軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘外に置かれた者を含む。）は、すべての場合において、人種、色、宗教若しくは信条、性別、門地若しくは貧富又はその他類似の基準による不利な差別をしないで人道的に待遇しなければならない。

このため、次の行為は、前記の者については、いかなる場合にも、また、いかなる場所でも禁止する。

(a) 生命及び身体に対する暴行、特に、あらゆる種類の殺人、傷害、虐待及び拷問

(b) 人質

(c) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇

(d) 正規に構成された裁判所で文明国民が不可欠と認めるすべての裁判上の保障を与えるものの裁判によらない判決の言渡及び刑の執行

(2) 傷者、病者及び難船者は、収容して看護しなければならない。

赤十字国際委員会のような公平な人道的機関は、その役務を紛争当事者に提供することができる。

紛争当事者は、また、特別の協定によつて、この条約の他の規定の全部又は一部を実施することに努めなければならない。

前記の規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第四条

紛争当事国の陸軍と海軍との間の敵対行為の場合には、この条約の規定は、船内の軍隊にのみ適用する。

上陸した軍隊は、直ちに、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約の規定の適用を受けるものとする。

第五条

中立国は、その領域内に収容し、又は抑留した紛争当事国の軍隊の傷者、病者、難船者、衛生要員及び宗教要員並びにその領域内に収容した死者に対し、この条約の規定を準用しなければならない。

第六条

締約国は、第十条、第十八条、第三十一条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十三条に明文で規定する協定の外、別個に規定を設けることを適当と認めるすべての事項について、他の特別協定を締結することができる。いかなる特別協定も、この条約で定める傷者、病者、難船者、衛生要員及び宗教要員の地位に不利な影響を及ぼし、又はこの条約でそれらの者に与える権利を制限するものであつてはならない。

傷者、病者、難船者、衛生要員及び宗教要員は、この条約の適用を受ける間は、前記の協定の利益を引き続き享有する。但し、それらの協定に反対の明文規定がある場合又は紛争当事国の一方若しくは他方がそれらの者について一層有利な措置を執つた場合は、この限りでない。

第七条

傷者、病者、難船者、衛生要員及び宗教要員は、いかなる場合にも、この条約及び、前条に掲げる特別協定があるときは、その協定により保障される権利を部分的にも又は全面的にも放棄することができない。

第八条

この条約は、紛争当事国の利益の保護を任務とする利益保護国の協力により、及びその監視の下に適用されるものとする。このため、利益保護国は、その外交職員又は領事職員の外、自国の国民又は他の中立国の国民の中から代表を任命することができる。それらの代表は、任務を遂行すべき国の承認を得なければならない。

紛争当事国は、利益保護国の代表者又は代表の職務の遂行をできる限り容易にしなければならない。

利益保護国の代表者又は代表は、いかなる場合にも、この条約に基く自己の使命の範囲をこえてはならない。それらの者は、特に、任務を遂行する国の安全上絶対的に必要なことには考慮を払わなければならない。それらの者の活動は、絶対的な軍事上の必要がある場合に限り、例外的且つ一時的措置として制限することができる。

第九条

この条約の規定は、赤十字国際委員会その他の公平な人道的団体が傷者、病者、難船者、衛生要員及び宗教要員の保護及び救済のため関係紛争当事国の同意を得て行う人道的活動を妨げるものではない。

第十条

締約国は、公平及び有効性についてすべての保障をする団体に対し、いつでも、この条約に基く利益保護国の任務を委任することに同意することができる。

傷者、病者、難船者、衛生要員又は宗教要員が、理由のいかんを問わず、利益保護国若しくは前項に規定するいずれかの団体の活動による利益を受けない場合又はその利益を受けなくなつた場合には、抑留国は、中立国又は同項に規定するいずれかの団体に対し、紛争当事国により指定された利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように要請しなければならない。

保護が前項により確保されなかつたときは、抑留国は、赤十字国際委員会のような人道的団体に対し、利益保護国がこの条約に基いて行う人道的任務を引き受けるように要請し、又は、本条の規定を留保して、その団体による役務の提供の申出を承諾しなければならない。

前記の目的のため当該国の要請を受け、又は役務の提供を申し出る中立国又は団体は、この条約によつて保護される者が属する紛争当事国に対する責任を自覚して行動することを要求され、また、その任務を引き受けて公平にこれを果す能力があることについて充分な保障を与えることを要求されるものとする。

軍事的事件、特に、領域の全部又は主要な部分が占領されたことにより、一時的にでも相手国又はその同盟国と交渉する自由を制限された一国を含む諸国間の特別協定は、前記の規定といい触するものであつてはならない。

この条約において利益保護国とは、本条にいう団体をも意味するものとする。

第十一条

利益保護国は、この条約によつて保護される者の利益のために望まし

いと認める場合、特に、この条約の規定の適用又は解釈に関して紛争当事国の間に紛議がある場合には、その紛議を解決するために仲介をしなければならない。

このため、各利益保護国は、紛争当事国の一の要請又は自国の発意により、紛争当事国に対し、それぞれの代表者、特に、傷者、病者、難船者、衛生要員及び宗教要員について責任を負う当局ができれば適当に選ばれた中立の地域で会合するように提案することができる。紛争当事国は、自国に対するこのための提案に従わなければならない。利益保護国は、必要がある場合には、紛争当事国に対し、その承認を求めるため、中立国に属する者又は赤十字国際委員会の委任を受けた者で前記の会合に参加するように招請されるものの氏名を提出することができる。

第二章　傷者、病者及び難船者

第十二条

次条に掲げる軍隊の構成員及びその他の者で、海上にあり、且つ、傷者、病者又は難船者であるものは、すべての場合において、尊重し、且つ、保護しなければならない。この場合において、「難船」とは、原因のいかんを問わず、あらゆる難船をいい、航空機による又は航空機からの海上への不時着を含むものとする。

それらの者をその権力内に有する紛争当事国は、それらの者を性別、人種、国籍、宗教、政治的意見又はその他類似の基準による差別をしないで人道的に待遇し、且つ、看護しなければならない。それらの者の生命又は身体に対する暴行は、厳重に禁止する。特に、それらの者は、殺害し、みな殺しにし、拷問に付し、又は生物学的実験に供してはならない。それらの者は、治療及び看護をしないで故意に遺棄してはならず、また、伝染又は感染の危険にさらしてはならない。

治療の順序における優先権は、緊急な医療上の理由がある場合に限り、認められる。

女子は、女性に対して払うべきすべての考慮をもつて待遇しなければならない。

第十三条

この条約は、海上にある傷者、病者及び難船者で次の部類に属するものに適用する。

(1) 紛争当事国の軍隊の構成員及びその軍隊の一部をなす民兵隊又は義勇隊の構成員

(2) 紛争当事国に属するその他の民兵隊及び義勇隊の構成員（組織的抵抗運動団体の構成員を含む。）で、その領域が占領されているかどうかを問わず、その領域の内外で行動するもの。但し、それらの民兵隊又は義勇隊（組織的抵抗運動団体を含む。）は、次の条件を満たすものでなければならない。

(a) 部下について責任を負う一人の者が指揮していること。

(b) 遠方から認識することができる固着の特殊標章を有すること。

(c) 公然と武器を携行していること。

(d) 戦争の法規及び慣例に従つて行動していること。

(3) 正規の軍隊の構成員で、抑留国が承認していない政府又は当局に忠誠を誓つたもの

(4) 実際には軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者、たとえば、文民たる軍用航空機の乗組員、従軍記者、需品供給者、労務隊員又は軍隊の福利機関の構成員等。但し、それらの者がその随伴する軍隊の認可を受けている場合に限る。

(5) 紛争当事国の商船の乗組員（船長、水先人及び見習員を含む。）及び民間航空機の乗組員で、国際法の他のいかなる規定によつても一層有利な待遇の利益を享有することがないもの

(6) 占領されていない領域の住民で、敵の接近に当り、正規の軍隊を編成する時日がなく、侵入する軍隊に抵抗するために自発的に武器を執るもの。但し、それらの者が公然と武器を携行し、且つ、戦争の法規及び慣例を尊重する場合に限る。

第十四条

一交戦国のすべての軍艦は、船舶又は舟艇の国籍のいかんを問わず、軍用病院船、救済団体又は私人に属する病院船、商船、ヨット及びその他の舟艇内の傷者、病者及び難船者の引渡を要求する権利を有する。但し、傷者及び病者が移動することができる状態にあり、且つ、当該軍艦が必要な医療上の手当を行うのに充分な便益を提供することができる場合に限る。

第十五条

傷者、病者又は難船者が中立国の軍艦又は軍用航空機に収容された場合において、国際法上の要求があるときは、それらの者が軍事行動に再び参加することができないようにしなければならない。

第十六条

第十二条の規定に従うことを条件として、交戦国の傷者、病者及び難船者で敵の権力内に陥つたものは、捕虜となるものとし、捕虜に関する国際法の規定が、それらの者に適用される。それらの者を捕虜とした者は、それらの捕虜を抑留すべきか又は自国の港、中立国の港若しくは敵国の領域内の港に送るべきかを事情に応じて決定することができる。この最後の場合には、本国に送還された捕虜は、戦争の継続中、軍務に服してはならない。

第十七条

現地当局の同意を得て中立国の港に上陸する傷者、病者及び難船者は、国際法上の要求があるときは、中立国と交戦国との間に反対の取極がない限り、軍事行動に再び参加することができないように中立国が監視しなければならない。

それらの者の入院及び抑留の費用は、傷者、病者及び難船者が属する国が負担する。

第十八条

紛争当事国は、交戦の後には、傷者、病者及び難船者を捜索し、及び収容し、それらの者をりやく奪及び虐待から保護し、それらの者に対する充分な看護を確保し、並びに死者を捜索し、及び死者がはく奪を受けることを防止するため、遅滞なくすべての可能な措置を執らなければならない。

事情が許すときはいつでも、攻囲され、又は包囲された地域にある傷者及び病者の海路による収容並びにそれらの地域へ向う衛生要員、宗教要員及び衛生材料の通過に関し、紛争当事国相互間で現地取極を結ぶことができる。

第十九条

紛争当事国は、その権力内に陥つた敵国の傷者、病者、難船者及び死者に関し、それらの者の識別に役立つ明細をできる限りすみやかに記録しなければならない。

それらの記録は、できる限り次の事項を含むものでなければならない。

(a) その者が属する国

(b) 軍の名称、連隊の名称、個人番号又は登録番号

(c) 姓

(d) 名

(e) 生年月日

(f) 身分証明書又は識別票に掲げるその他の明細

(g) 捕虜とされた年月日及び場所又は死亡の年月日及び場所

(h) 負傷若しくは疾病に関する明細又は死亡の原因

前記の情報は、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百二十二条に掲げる捕虜情報局にできる限りすみやかに送付しなければならない。捕虜情報局は、利益保護国及び中央捕虜情報局の仲介により、それらの者が属する国にその情報を伝達しなければならない。

紛争当事国は、死亡証明書又は正当に認証された死者名簿を作成し、且つ、捕虜情報局を通じて相互にこれを送付しなければならない。紛争当事国は、同様に、死者について発見された複式の識別票の一片又は、単式の識別票の場合には、識別票、遺書その他近親者にとつて重要な書類、金銭及び一般に内在的価値又は感情的価値のあるすべての物品を取り集め、且つ、捕虜情報局を通じて相互にこれらを送付しなければならない。それらの物品は、所属不明の物品とともに封印した小包で送らなければならない。それらの小包には、死亡した所有者の識別に必要なすべての明細を記載した記述書及び小包の内容を完全に示す表を附さなければならない。

第二十条

紛争当事国は、死亡を確認すること、死者を識別すること及び報告書の作成を可能にすることを目的として、事情が許す限り各別に行われる死者の水葬を行う前に、死体の綿密な検査、できれば医学的検査を行うことを確保しなければならない。複式の識別票が使用されている場合には、その一片は、死体に残さなければならない。

死者は、陸に移された後は、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約の規定の適用を受けるものとする。

第二十一条

紛争当事国は、中立国の商船、ヨット又はその他の舟艇の船長に対し、傷者、病者及び難船者を船内に収容し、且つ、看護し、並びに死者を船内に収容するように、その慈善心に訴えることができる。

この要請に応じたすべての種類の船舶及び傷者、病者又は難船者を自発的に収容した船舶は、それらの援助を行うために特別の保護及び便益を享有する。

それらの船舶は、いかなる場合にも、そのような輸送を理由としては捕獲されないものとする。但し、反

対の約束がない限り、中立違反の行為があつた場合には、そのため捕獲されるものとする。

第三章　病院船

第二十二条

軍用病院船、すなわち、傷者、病者及び難船者に援助を与え、それらの者を治療し、並びにそれらの者を輸送することを唯一の目的として国が特別に建造し、又は設備した船舶は、いかなる場合にも、攻撃し、又は捕獲してはならないものとし、また、それらの船舶が使用される十日前にその船名及び細目が紛争当事国に通告されることを条件として、常に尊重し、且つ、保護しなければならない。

前記の通告において掲げる細目は、登録総トン数、船首から船尾までの長さ並びにマスト及び煙突の数を含むものでなければならない。

第二十三条

戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約の保護を受ける権利を有する海岸施設は、海上からの砲撃又は攻撃から保護しなければならない。

第二十四条

各国赤十字社、公に承認された救済団体又は私人により使用される病院船は、それらが属する紛争当事国により公の使命を与えられ、且つ、第二十二条に定める通告が行われた場合には、軍用病院船と同一の保護を受けるものとし、また、捕獲されないものとする。

これらの船舶は、責任のある当局が発給した証明書でそれらの船舶がぎ装中及び発航の際その監督下にあつた旨を記載するものを備えなければならない。

第二十五条

中立国の赤十字社、公に承認された救済団体又は私人により使用される病院船は、あらかじめ自国政府の同意及び関係紛争当事国の認可を得て紛争当事国の一の管理の下にあることを条件として、第二十二条に定める通告が行われた場合に限り、軍用病院船と同一の保護を受けるものとし、また、捕獲されないものとする。

第二十六条

第二十二条、第二十四条及び第二十五条に掲げる保護は、いかなるトン数の病院船及びその救命艇についても、それらが作業を行つている場所のいかんを問わず、適用する。紛争当事国は、安楽及び安全を最大限に確保するため、公海における遠距離にわたる傷者、病者及び難船者の輸送には、総トン数二千トン以上の病院船のみを使用するように努めなければならない。

第二十七条

沿岸救助作業のため国又は公に承認された救助団体により使用される小舟艇は、第二十二条及び第二十四条に定める条件と同様の条件で、作戦上の要求が許す限り、同様に尊重し、且つ、保護しなければならない。

前項の規定は、人道的使命のためもつぱらそれらの小舟艇が使用する沿岸固定施設についても、できる限り適用する。

第二十八条

軍艦内で戦闘が行われる場合には、できる限り病室を尊重し、且つ、これに対する攻撃を差し控えなければならない。それらの病室及びその設備は、引き続き戦争法規の適用を受けるものとする。但し、傷者及び病者のため必要とされる限り、その使用目的を変更してはならない。もつとも、それらの病室及び設備をその権力内に有するに至つた指揮官は、緊急な軍事上の必要がある場合には、それらの病室の中に収容されている傷者及び病者に対する適当な看護を確保した後、それらの病室及び設備を他の目的に使用することができる。

第二十九条

敵の権力内に陥つた港にある病院船は、その港から出港することを許される。

第三十条

第二十二条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条に掲げる船舶及び小舟艇は、傷者、病者及び難船者に対し、その国籍のいかんを問わず、救済及び援助を与えなければならない。

締約国は、それらの船舶及び小舟艇をいかなる軍事目的のためにも使用しないことを約束する。

それらの船舶及び小舟艇は、いかなる方法によつても、戦闘員の行動を妨げてはならない。

戦闘の間であると戦闘の後であるとを問わず、それらの船舶及び小舟艇は、自己の危険において行動するものとする。

第三十一条

紛争当事国は、第二十二条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条に掲げる船舶及び小舟艇を監督し、及び臨検捜索する権利を有する。紛争当事国は、それらの船舶及び小舟艇からの援助を拒否し、それらに退去することを命じ、その航行すべき方向を指定し、その無線電信その他の通信手段の使用を監督し、並びに、重大な事情により必要がある場合には、停船を命じた時から七日をこえない期間それらを抑留することができる。

紛争当事国は、船内に一人の監督官を臨時に乗り込ませることができる。その監督官は、前項の規定に従つて与えられる命令が遂行されることを唯一の任務とする。

紛争当事国は、できる限り、病院船の船長に与えた命令を当該船長が理解する言語で病院船の航海日誌に記入しなければならない。

紛争当事国は、この条約の規定の厳格な遵守を証明させるため、一方的に又は特別の合意により中立国のオブザーヴアーを病院船に乗り込ませることができる。

第三十二条

第二十二条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条に掲げる船舶及び小舟艇は、中立国の港におけるいかなる滞在に関しても、軍艦と同一視されることはないものとする。

第三十三条

病院船に改装された商船は、敵対行為が継続する期間を通じ、他のいかなる使用にも充ててはならない。

第三十四条

病院船及び軍艦内の病室が享有することができる保護は、それらが人道的任務から逸脱して敵に有害な行為を行うために使用された場合を除く外、消滅しないものとする。但し、その保護は、すべての適当な場合に合理的な期限を定めた警告が発せられ、且つ、その警告が無視された後でなければ、消滅させることができない。

病院船は、特に、その無線電信その他の通信手段のために暗号を所持し、又は使用してはならない。

第三十五条

次の事実は、病院船又は軍艦内の病室に与えられる保護をはく奪する理由としてはならない。

(1) 当該病院船又は軍艦内の病室の乗組員が秩序の維持並びに自衛又は傷者及び病者の防衛のために武装していること。

(2) もつぱら航海又は通信を容易にするための装置が船内にあること。

(3) 傷者、病者及び難船者から取り上げた携帯用武器及び弾薬でまだ適当な機関に引き渡されていないものが当該病院船又は軍艦内の病室にあること。

(4) 当該病院船及び軍艦内の病室又はそれらの乗組員の人道的活動が文民たる傷者、病者又は難船者の看護に及んでいること。

(5) 当該病院船がもつぱら衛生上の任務に充てられる設備及び要員を通常の必要以上に輸送していること。

第四章　要員

第三十六条

病院船の宗教要員、衛生要員及び看護員並びにその乗組員は、尊重し、且つ、保護しなければならない。それらの者は、病院船で勤務している間は、船内に傷者及び病者がいるといないとを問わず、捕えてはならない。

第三十七条

第十二条及び第十三条に掲げる者の衛生上又は精神上の看護に従事する宗教要員、衛生要員及び看護員は、敵の権力内に陥つた場合においても、尊重され、且つ、保護されるものとする。それらの要員は、傷者及び病者の看護のために必要である限り、その任務を引き続き行うことができる。それらの要員は、それらの者をその権限の下に置く総指揮官が可能と認めるときは、直ちに送還されるものとする。それらの要員は、船舶を離れるに当つては、その私有の財産を持ち去ることができる。

もつとも、捕虜の衛生上又は精神上の要求により前記の要員の一部を抑留することが必要である場合には、できる限りすみやかにそれらの要員を下船させるため、あらゆる措置を執らなければならない。

抑留された要員は、下船と同時に、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約の規定の適用を受けるものとする。

第五章　衛生上の輸送手段

第三十八条

衛生上の輸送の目的のために船舶された船舶は、その航海に関する明細が敵国に通告され、且つ、敵国によつて承認されていることを条件として、もつぱら軍隊の傷者及び病者の治療又は疾病の予防のために充てられる設備を輸送することを許される。敵国は、輸送船を臨検する権利を有する。但し、それらを捕獲し、又はそれらが輸送中の設備を押収する権利は、有しない。

紛争当事国間の合意により、輸送中の設備の検査証明に当らせるため、前記の船舶に中立国のオブザーヴアーを乗り込ませることができる。このため、そのオブザーヴアー

は、それらの設備を自由に検査することができる。

第三十九条

紛争当事国は、衛生航空機、すなわち、もつぱら傷者、病者及び難船者の収容並びに衛生要員及び衛生材料の輸送に使用される航空機を、それらの航空機が関係紛争当事国の間で特別に合意された高度、時刻及び路線に従つて飛行している間、攻撃の対象としてはならず、尊重しなければならない。

衛生航空機は、その下面、上面及び側面に、第四十一条に定める特殊標章を自国の国旗とともに明白に表示しなければならない。衛生航空機は、敵対行為の開始の際又は敵対行為が行われている間に交戦国の間で合意される他の標識又は識別の手段となるものを付さなければならない。

反対の合意がない限り、敵の領域又は占領地域の上空の飛行は、禁止する。

衛生航空機は、着陸又は着水を要求された場合には、その要求に従わなければならない。こうして着陸を強制された場合には、航空機及びその要員は、検査があるときはそれを受けた後、飛行を継続することができる。

傷者、病者及び難船者並びに衛生航空機の乗員は、敵の領域又は占領地域内に不時着陸又は不時着水した場合には、捕虜となるものとする。衛生要員は、第三十六条及び第三十七条の規定に従つて待遇されるものとする。

第四十条

紛争当事国の衛生航空機は、第二項の規定に従うことを条件として、中立国の領域の上空を飛行し、必要がある場合にはその領域に着陸し、又はその領域を寄航地として使用することができる。それらの衛生航空機は、当該領域の上空の通過を事前に中立国に通告し、且つ、着陸又は着水のすべての要求に従わなければならない。それらの衛生航空機は、紛争当事国と関係中立国との間で特別に合意された路線、高度及び時刻に従つて飛行している場合に限り、攻撃を免かれるものとする。

もつとも、中立国は、衛生航空機が自国の領域の上空を飛行すること又は自国の領域内に着陸することに関し、条件又は制限を附することができる。それらの条件又は制限は、すべての紛争当事国に対して平等に適用しなければならない。

中立国と紛争当事国との間に反対の合意がない限り、現地当局の同意を得て衛生航空機が中立地域に積み卸す傷者、病者及び難船者は、国際法上必要がある場合には、軍事行動に再び参加することができないように中立国が抑留するものとする。それらの者の入院及び収容のための費用は、それらの者が属する国が負担しなければならない。

第六章　特殊標章

第四十一条

白地に赤十字の紋章は、権限のある軍当局の指示に基き、衛生機関が使用する旗、腕章及びすべての材料に表示しなければならない。

もつとも、赤十字の代りに白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽を特殊標章として既に使用している国については、それらの標章は、この条約において同様に認められるものとする。

第四十二条

第三十六条及び第三十七条に掲げる要員は、特殊標章を付した防水性の腕章で軍当局が発給し、且つ、その印章を押したものを左腕につけなければならない。

前記の要員は、第十九条に掲げる身分証明書の外、特殊標章を付した特別の身分証明書を携帯しなければならない。この証明書は、防水性で、且つ、ポケットに入る大きさのものでなければならない。この証明書は、自国語で書かれていなければならず、また、この証明書には、所持者の氏名、生年月日、階級及び番号が示され、且つ、その者がいかなる資格においてこの条約の保護を受ける権利を有するかが記載されていなければならない。この証明書には、所持者の写真及び署名若しくは指紋又はそれらの双方を附さなければならない。この証明書には、軍当局の印章を浮出しにして押さなければならない。

身分証明書は、同一の軍隊を通じて同一の型式のものであり、且つ、できる限りすべての締約国の軍隊を通じて類似の型式のものでなければならない。紛争当事国は、この条約に例として附属するひな型にならうことができる。紛争当事国は、敵対行為の開始の際、その使用する身分証明書のひな型を相互に通報しなければならない。身分証明書は、できれば少くとも二通作成しなければならず、その一通は、本国が保管しなければならない。

いかなる場合にも、前記の要員は、その記章又は身分証明書を奪われないものとし、また、腕章をつける権利をはく奪されないものとする。それらの要員は、身分証明書又は記章を紛失した場合には、身分証明書の複本を受領し、又は新たに記章の交付を受ける権利を有する。

第四十三条

第二十二条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条に掲げる船舶及び小舟艇は、次のように特別の表示をしなければならない。

(a)　すべての外面は、白色とする。

(b)　海上及び空中からの最大限の可視度を確保するように、できる限り大きい一又は二以上の濃色の赤十字を船体の各側面及び水平面に塗つて表示するものとする。

すべての病院船は、その国旗を掲げることによつて識別されるものとし、また、それらの病院船が中立国に属している場合には、その外にそれらの病院船が指揮を受ける紛争当事国の国旗を掲げることによつて識別されるものとする。メイン・マストには、白地に赤十字の旗をできる限り高く掲げなければならない。

病院船の救命艇、沿岸救命艇及び衛生機関により使用されるすべての小舟艇は、白色に塗り、且つ、明白な濃色の赤十字を表示するものとし、また、一般に、病院船のための前記の識別方法に従うものとする。

前記の船舶及び小舟艇で、それらが受ける権利がある保護を夜間及び可視度が減少したときに確保することを希望するものは、それらをその権限の下に置く紛争当事国の同意を条件として、その塗装及び特殊標章を充分に明白にするため必要な措置を執らなければならない。

第三十一条に従つて一時的に敵国により抑留された病院船は、それらが属する紛争当事国又はそれらが指揮を受ける紛争当事国の国旗をおろさなければならない。

沿岸救命艇は、占領された基地から占領国の同意を得て引き続き作業する場合には、すべての関係紛争当事国に対して予告することを条件として、基地を離れている間、白地に赤十字を付した旗とともに自国の国旗を掲げることを許される。

赤十字の標章に関する本条のすべての規定は、第四十一条に掲げるその他の標章についても、ひとしく適用する。

紛争当事国は、病院船の識別を容易にするための最新式の方法を使用するため、相互に協定を締結するように常に努力しなければならない。

第四十四条

第四十三条に掲げる識別用の標章は、他のいずれかの国際条約又はすべての関係紛争当事国間の協定に規定する場合を除く外、平時であると戦時であるとを問わず、同条に掲げる船舶の標識又は保護のためにのみ使用することができる。

第四十五条

締約国は、自国の法令が充分なものでないときは、第四十三条に定める識別用の標章の濫用を常に防止し、且つ、抑止するため必要な措置を執らなければならない。

第七章　条約の実施

第四十六条

各紛争当事国は、その総指揮官を通じ、この条約の一般原則に従い、前各条の細目にわたる実施を確保し、且つ、この条約の予見しない事件に備えなければならない。

第四十七条

この条約によつて保護される傷者、病者、難船者、要員、船舶、小舟艇又は材料に対する報復的措置は、禁止する。

第四十八条

締約国は、この条約の原則を自国のすべての住民、特に、戦闘部隊、衛生要員及び宗教要員に知らせるため、平時であると戦時であるとを問わず、自国においてこの条約の本文をできる限り普及させること、特に、軍事教育及びできれば非軍事教育の課目中にこの条約の研究を含ませることを約束する。

第四十九条

締約国は、スイス連邦政府を通じて、また、敵対行為が行われている間は利益保護国を通じて、この条約の公の訳文及び締約国がこの条約の適用を確保するために制定する法令を相互に通知しなければならない。

第八章　濫用及び違反の防止

第五十条

締約国は、次条に定義するこの条約に対する重大な違反行為の一を行い、又は行うことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うことを約束する。

各締約国は、前記の重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査する義務を負うものとし、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起しなければならない。各締約国は、また、希望する場合には、自国の法令の規定に従つて、その者を他の関係締約国に裁判のため引き渡すことができる。但し、前記の関係締約国が事件について一応充分な証拠を示した場合に限る。

各締約国は、この条約の規定に違反する行為で次条に定義する重大な違反行為以外のものを防止するため必要な措置を執らなければならない。

被告人は、すべての場合において、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百五条以下に定めるところよりも不利でない正当な裁判及び防ぎょの保障を享有する。

第五十一条

前条にいう重大な違反行為とは、この条約が保護する人又は物に対して行われる次の行為、すなわち、殺人、拷問若しくは非人道的待遇（生物学的実験を含む。）、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること又は軍事上の必要によつて正当化されない不法且つ恣意的な財産の広はんな破壊若しくは徴発を行うことをいう。

第五十二条

締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免かれ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免かれさせてはならない。

第五十三条

この条約の違反の容疑に関しては、紛争当事国の要請により、関係国の間で定める方法で調査を行わなければならない。

調査の手続について合意が成立しなかつた場合には、前記の関係国は、その手続を決定する審判者の選任について合意しなければならない。

違反行為が確認されたときは、紛争当事国は、できる限りすみやかに、違反行為を終止させ、且つ、これに対して処置しなければならない。

最終規定

第五十四条

この条約は、英語及びフランス語で作成する。両本文は、ひとしく正文とする。

スイス連邦政府は、この条約のロシア語及びスペイン語による公の訳文が作成されるように取り計らわなければならない。

第五十五条

本日の日付を有するこの条約は、千九百四十九年四月二十一日にジュネーヴで開かれた会議に代表者を出した国及び同会議に代表者を出さなかつた国で、千九百六年のジュネーヴ条約の原則を海戦に応用するための千九百七年十月十八日の第十ヘーグ条約又は戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する千八百六十四年、千九百六年若しくは千九百二十九年のジュネーヴ条約の締約国であるものに対し、千九百五十年二月十二日までその署名のため開放される。

第五十六条

この条約は、できる限りすみやかに批准されなければならない。批准書は、ベルヌに寄託しなければならない。

スイス連邦政府は、各批准書の寄託について調書を作成し、その認証謄本をこの条約に署名したすべての国又は加入を通告したすべての国に伝達しなければならない。

第五十七条

この条約は、二以上の批准書が寄託された後六箇月で効力を生ずる。

その後は、この条約は、各締約国についてその批准書の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第五十八条

この条約は、締約国間の関係においては、千九百六年のジュネーヴ条約の原則を海戦に応用するための千九百七年十月十八日の第十ヘーグ条約に代るものとする。

第五十九条

この条約は、その効力発生の日から、この条約に署名しなかつたすべての国に対し、その加入のため開放される。

第六十条

加入は、書面でスイス連邦政府に通告され、且つ、その書面が受領された日の後六箇月で効力を生ずる。

スイス連邦政府は、この条約に署名したすべての国及び加入を通告したすべての国にこの加入を通知しなければならない。

第六十一条

第二条及び第三条に定める状態は、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始前又は開始後に行つた批准又は加入に対し、直ちに効力を与えるものとする。スイス連邦政府は、紛争当事国から受領した批准書又は加入通知書について最もすみやかな方法で通知しなければならない。

第六十二条

各締約国は、この条約を自由に廃棄することができる。

廃棄は、書面でスイス連邦政府に通告しなければならず、スイス連邦政府は、その通告をすべての締約国の政府に伝達しなければならない。

廃棄は、スイス連邦政府にその通告をした後一年で効力を生ずる。但し、廃棄する国が紛争に加わつている時に通告された廃棄は、平和条約が締結され、且つ、この条約によつて保護される者の解放及び送還に関連する業務が終了するまでは、効力を生じない。

廃棄は、廃棄する国についてのみ効力を生ずる。廃棄は、文明国民の間で確立している慣行、人道の法則、公衆の良心の命ずるところ等に由来する国際法の原則に基いて紛争当事国が引き続き履行しなければならない義務を害するものではない。

第六十三条

スイス連邦政府は、この条約を国際連合事務局に登録しなければならない。スイス連邦政府は、また、この条約に関連して同政府が受領するすべての批准書、加入通告書及び廃棄通告書について国際連合に通知しなければならない。

以上の証拠として、下名は、それぞれの全権委任状を寄託してこの条約に署名した。

千九百四十九年八月十二日にジュネーヴで英語及びフランス語により作成した。原本は、スイス連邦の記録に寄託する。スイス連邦政府は、その認証謄本を各署名国及び各加入国に送付しなければならない。

アフガニスタンのために
M・オスマン・アミリ

アルバニア人民共和国のために
第十条に関する添附の留保を附して
J・マロ

アルゼンテインのために
添附の留保を附して
ギリエルモ・A・スペロニ

オーストラリアのために
ノルマン・R・ミゲル
批准を条件として

オーストリアのために
ヴイルドマン

ベルギーのために
モーリス・ブールカン

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
第十条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国政府首席代表
I・クツエイニコフ

ボリヴイアのために
G・メデイロス

ブラジルのために
ジョアン・ピント・ダ・シルヴア

少将　フロリアノ・ド・リマ・ブライナー

ブルガリア人民共和国のために
添附の留保を附して
K・B・スヴエトロフ

カナダのために
マックス・H・ウエルショフ

セイロンのための
V・クマラスワミ

チリのために
E・システルナス・オルテイス

中華民国のために
呉南如

コロンビアのために
ラファエル・ローチヤ・シュロース

キューバのために
J・デ・ラ・ルス・レオン

デンマークのために
ゲオルグ・コーン
パウル・イプセン

バゲ

エジプトのために
A・K・サラワット

エクアドルのために
アレハンドロ・ガステルー

スペインのために
ルイス・カルデロン

アメリカ合衆国のために
レランド・ハリソン
レイマンド・J・イングリング

エテイオピアのために
ガシヤワ・ゼレック

フインランドのために
ラインホルド・スヴエントフランスのために
C・カーン＝サルヴアドール
ジヤキノ

ギリシヤのために
M・ペスマゾグロ

グアテマラのために
A・デュボン＝ウイルマン

ハンガリー人民共和国のために
添附の留保を附して
アンナ・カラ

インドのために
D・B・デサイ

イランのために
A・H・メイカーデ

アイルランド共和国のために
シーン・マックブライド

イスラエルのために
添附の留保を附して
M・カハニー

イタリアのために
ジヤシント・アウリツチ

エツトーレ・バイストロツキ

レバノンのために
ミカウイ

クヒテンシュタインのために
伯爵　F・ヴイルツエック

ルクセンブルグのために
J・シュトルム

メキシコのために
ペドロ・デ・アルバ
W・R・カストロ
モナコ公国のために
M・ロゼ
ニカラグアのために
政府の承認を条件として
リフシッツ
ノールウエーのために
ロルフ・アンデルセン
ニュー・ジーランドのために
G・R・レーキング
パキスタンのために
少将　S・M・A・ファルーキ
A・H・シェイク
パラグアイのために
コンラド・フェール
オランダのために
J・ボツシュ・デ・ローゼンタール
ペルーのために
ゴンサロ・ピサロ
フイリピン共和国のために
P・セバステイアン
ポーランドのために
添附の留保を附して
ユリアン・ブシュボス
ポルトガルのために
添附の留保を附して
G・カルデイラ・コエリヨ
ルーマニア人民共和国のために
添附の留保を附して
I・ドラゴミル
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
ロバート・クレーギー
H・A・ストラット
W・H・ガードナー
ヴアチカンのために
フイリップ・ペルナルデイニ
サルヴアドルのために
R・A・ブスタマンテ
スウエーデンのために
国会の承認を得て行うスウエーデン皇帝陛下の政府の批准を条件として
スタツフアン・セーデルブルム
スイスのために
マックス・プテイピエール
プリニオ・ボラ
師団長　ド・パスキエ
フイリップ・ズツテール
H・ムーリ
シリアのために
オマール・エル・ジヤブリ
A・ガンナーウイ
チエツコスロヴアキアのために
添附の留保を附して
タウバー
トルコのために
ラナ・タルハン
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
第十条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府の委嘱により
教授　O・ボゴモリエツツ
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
第十条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
ソヴイエト社会主義共和国連邦首席代表　N・スラヴイン
ウルグアイのために
参事官、大佐　エクトル・J・ブランコ
ヴエネズエラのために
A・ポツセ・デ・リーヴアス
ユーゴースラヴイア人民共和国のために
添附の留保を附して
ミラン・リステイツ

附属書

表　面

（この証明書を発給する国及び軍当局の名を記載するための余白）

身分証明書

海上にある軍隊に随伴する衛生要員及び宗教要員用

姓……
名……
生年月日……
階級……
軍の番号……

この証明書の所持者は、次の者が千九百四十九年八月十二日のジユネーヴ条約に関する千九百四十九年八月十二日のジユネーヴ条約の当事国の一の軍隊の傷病者及び衛生要員及び宗教要員として、保護される。

……
発給年月日　証明書番号
……　……

裏　面

所持者の写真

この証明書を発給する国又は軍当局の浮出印

署名若しくは指紋又はその双方

身長	眼の色	頭髪の色

その他の特徴

……
……
……
……

捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジユネーヴ条約

捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジユネーヴ条約

千九百二十九年七月二十七日にジユネーヴで締結された捕虜の待遇に関する条約を改正するために千九百四十九年四月二十一日から同年八月十二日までジユネーヴで開催された外交会議に代表された政府の全権委員たる下名は、次のとおり協定した。

第一編　総則

第一条

締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保することを約束する。

第二条

平時に実施すべき規定の外、この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一が戦争状態を承認するとしないとを問わず、適用する。

この条約は、また、一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けると受けないとを問わず、適用する。

紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国たる諸国は、その相互の関係においては、この条約によつて拘束されるものとする。更に、それらの諸国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾し、且つ、適用するときは、その国との関係においても、この条約によつて拘束されるものとする。

第三条

締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少くとも次の規定を適用しなければならない。

(1)　敵対行為に直接に参加しない者（武器を放棄した軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘外に置かれた者を含む。）は、すべての場合において、人種、色、宗教若しくは信条、性別、門地若しくは貧富又はその他類似の基準による不利な差別をしないで人道的に待遇しなければならない。

このため、次の行為は、前記の者については、いかなる場合にも、また、いかなる場合でも禁止する。

(a)　生命及び身体に対する暴行、特に、あらゆる種類の殺人、傷害、虐待及び拷問

(b)(c)　人質

(c)　個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇

(d)　正規に構成された裁判所で文明国民が不可欠と認めるすべての裁判上の保障を与えるものの裁判によらない判決の言渡及び刑の執行

(2) 傷者及び病者は、収容して看護しなければならない。赤十字国際委員会のような公平な人道的機関は、その役務を紛争当事者に提供することができる。

紛争当事者は、また、特別の協定によつて、この条約の他の規定の全部又は一部を実施することに努めなければならない。

前記の規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第四条

A　この条約において捕虜とは、次の部類の一に属する者で敵の権力内に陥つたものをいう。

(1) 紛争当事国の軍隊の構成員及びその軍隊の一部をなす民兵隊又は義勇隊の構成員

(2) 紛争当事国に属するその他の民兵隊及び義勇隊の構成員（組織的抵抗運動団体の構成員を含む。）で、その領域が占領されているかどうかを問わず、その領域の内外で行動するもの。但し、それらの民兵隊又は義勇隊（組織的抵抗運動団体を含む。）は、次の条件を満たすものでなければならない。

(a) 部下について責任を負う一人の者が指揮していること。

(b) 遠方から認識することができる固着の特殊標章を有すること。

(c) 公然と武器を携行していること。

(d) 戦争の法規及び慣例に従つて行動していること。

(3) 正規の軍隊の構成員で、抑留国が承認していない政府又は当局に忠誠を誓つたもの

(4) 実際には軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者、たとえば、文民たる軍用航空機の乗組員、従軍記者、需品供給者、労務隊員又は軍隊の福利機関の構成員等。但し、それらの者がその随伴する軍隊の認可を受けている場合に限る。このため、当該軍隊は、それらの者に附属書のひな型と同様の身分証明書を発給しなければならない。

(5) 紛争当事国の商船の乗組員（船長、水先人及び見習員を含む。）及び民間航空機の乗組員で、国際法の他のいかなる規定によつても一層有利な待遇の利益を享有することがないもの

(6) 占領されていない領域の住民で、敵の接近に当り、正規の軍隊を編成する時日がなく、侵入する軍隊に抵抗するために自発的に武器を執るもの。但し、それらの者が公然と武器を携行し、且つ、戦争の法規及び慣例を尊重する場合に限る。

B

次の者も、また、この条約に基いて捕虜として待遇しなければならない。

(1) 被占領国の軍隊に所属する者又は当該軍隊に所属していた者で、特に戦闘に従事している所属軍隊に復帰しようとして失敗した場合又は抑留の目的でされる召喚に応じなかつた場合に当該軍隊への所属を理由として占領国が抑留することを必要と認めるもの。その占領国が、その者を捕虜とした後、その占領する領域外で敵対行為が行われていた間にその者を解放したかどうかを問わない。

(2) 本条に掲げる部類の一に属する者で、中立国又は非交戦国が自国の領域内に収容しており、且つ、その国が国際法に基いて抑留することを要求されるもの。但し、それらの者に対しては、その国がそれらの者に与えることを適当と認める一層有利な待遇を与えることを妨げるものではなく、また、第八条、第十条、第十五条、第三十条第五項、第五十八条から第六十七条まで、第九十二条及び第百二十六条の規定並びに、紛争当事国と前記の中立国又は非交戦国との間に外交関係があるときは、この条約の利益保護国に関する規定を適用しないものとする。前記の外交関係がある場合には、それらの者が属する紛争当事国は、それらの者に対し、この条約で規定する利益保護国の任務を行うことを認められる。但し、当該紛争当事国が外交上及び領事業務上の慣習及び条約に従つて通常行う任務を行うことを妨げない。

C

本条は、この条約の第三十三条に規定する衛生要員及び宗教要員の地位に何らの影響を及ぼすものではない。

第五条

この条約は、第四条に掲げる者に対し、それらの者が敵の権力内に陥つた時から最終的に解放され、且つ、送還される時までの間、適用する。交戦行為を行つて敵の権力内に陥つた者が第四条に掲げる部類の一に属するかどうかについて疑が生じた場合には、その者は、その地位が権限のある裁判所によつて決定されるまでの間、この条約の保護を享有する。

第六条

締約国は、第十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条、第六十条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第百九条、第百十条、第百十八条、第百十九条、第百二十二条及び第百三十二条に明文で規定する協定の外、別個に規定を設けることを適当と認めるすべての事項について、他の特別協定を締結することができる。いかなる特別協定も、この条約で定める捕虜の地位に不利な影響を及ぼし、又はこの条約で捕虜に与える権利を制限するものであつてはならない。

捕虜は、この条約の適用を受ける間は、前記の協定の利益を引き続き享有する。但し、それらの協定に反対の明文規定がある場合又は紛争当事国の一方若しくは他方が捕虜について一層有利な措置を執つた場合は、この限りでない。

第七条

捕虜は、いかなる場合にも、この条約及び、前条に掲げる特別協定があるときは、その協定により保障される権利を部分的にも又は全面的にも放棄することができない。

第八条

この条約は、紛争当事国の利益の保護を任務とする利益保護国の協力により、及びその監視の下に適用されるものとする。このため、利益保護国は、その外交職員又は領事職員の外、自国の国民又は他の中立国の国民の中から代表を任命することができる。それらの代表は、任務を遂行すべき国の承認を得なければならない。

紛争当事国は、利益保護国の代表者又は代表の職務の遂行をできる限り容易にしなければならない。

利益保護国の代表者又は代表は、いかなる場合にも、この条約に基く自己の使命の範囲をこえてはならない。それらの者は、特に、任務を遂行する国の安全上絶対的に必要なことには考慮を払わなければならない。

第九条

この条約の規定は、赤十字国際委員会その他の公平な人道的団体が捕虜の保護及び救済のため関係紛争当事国の同意を得て行う人道的活動を妨げるものではない。

第十条

締約国は、公平及び有効性についてすべての保障をする団体に対し、いつでも、この条約に基く利益保護国の任務を委任することに同意することができる。

捕虜が、理由のいかんを問わず、利益保護国若しくは前項に規定するいずれかの団体の活動による利益を受けない場合又はその利益を受けなつた場合には、抑留国は、中立国又は同項に規定するいずれかの団体に対し、紛争当事国により指定された利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように要請しなければならない。

保護が前項により確保されなかつたときは、抑留国は、赤十字国際委員会のような人道的団体に対し、利益保護国がこの条約に基いて行う人道的任務を引き受けるように要請し、又は、本条の規定を留保して、その団体による役務の提供の申出を承諾しなければならない。

前記の目的のため当該国の要請を受け、又は役務の提供を申し出る中立国又は団体は、この条約によつて保護される者が属する紛争当事国に対する責任を自覚して行動することを要求され、また、その任務を引き受けて公平にこれを果す能力があることについて充分な保障を与えることを要求されるものとする。

軍事的事件、特に、領域の全部又は主要な部分が占領されたことにより、一時的にでも相手国又はその同盟国と交渉する自由を制限された一国を含む諸国間の特別協定は、前記の規定の適用又は解釈に関して紛争当事国の間に紛議がある場合には、その紛議を解決するために仲介をしなければならない。

このため、各利益保護国は、紛争当事国の一の要請又は自国の発意により、紛争当事国に対し、それぞれの代表者、特に、捕虜について責任を負う当局ができれば適当に選ばれた中立の地域で会合するように提案することができる。紛争当事国は、自国に対するこのための提案に従わなければならない。利益保護国は、必要がある場合には、紛争当事国に対し、その承認を求めるため、中立国に属する者又は赤十字国際委員会の委任を受けた者で前記の会合に参加するように招請されるものの氏名を提出することができる。

第二編　捕虜の一般的保護

第十二条

捕虜は、敵国の権力内にあるものとし、これを捕えた個人又は部隊の権力内にあるものではない。抑留国は、個人の責任があるかどうかを問わず、捕虜に与える待遇について責任を負う。

捕虜は、抑留国が、この条約の締約国に対し、当該締約国がこの条約を適用する意思及び能力を有することを確認した後にのみ、移送することができる。捕虜が前記により移送されたときは、捕虜を受け入れた国は、捕虜を自国に抑留している間、この条約を適用する責任を負う。

もつとも、捕虜を受け入れた国がいずれかの重要な点についてこの条約の規定を実施しなかつた場合には、捕虜を移送した国は、利益保護国の通告に基いて、その状態を改善するために有効な措置を執り、又は捕虜の返還を要請しなければならない。この要請には、従わなければならない。

第十三条

捕虜は、常に人道的に待遇しなければならない。抑留国の不法の作為又は不作為で、抑留している捕虜を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険を及ぼすものは、禁止し、且つ、この条約の重大な違反と認める。特に、捕虜に対しては、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的実験で、その者の医療上正当と認められず、且つ、その者の利益のために行われるものでないものを行つてはならない。

また、捕虜は、常に保護しなければならず、特に、暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。

捕虜に対する報復措置は、禁止する。

第十四条

捕虜は、すべての場合において、その身体及び名誉を尊重される権利を有する。

女子は、女性に対して払うべきすべての考慮をもつて待遇されるものとし、いかなる場合にも、男子に与える待遇と同等に有利な待遇の利益を受けるものとする。

捕虜は、捕虜とされた時に有していた完全な私法上の行為能力を保持する。抑留国は、捕虜たる身分のためやむを得ない場合を除く外、当該国の領域の内外においてその行為能力に基く権利の行使を制限してはならない。

第十五条

捕虜を抑留する国は、無償で、捕虜を給養し、及びその健康状態に必要な医療を提供しなければならない。

第十六条

階級及び性別に関するこの条約の規定に考慮を払い、また、健康状態、年令又は職業上の能力を理由として与えられる有利な待遇を留保して、捕虜は、すべて、抑留国が人種、国籍、宗教的信条若しくは政治的意見に基く差別又はこれらに類する基準によるその他の差別をしないで均等に待遇しなければならない。

第三編　捕虜たる身分

第一部　捕虜たる身分の開始

第十七条

各捕虜は、尋問を受けた場合には、その氏名、階級及び生年月日並びに軍の名称、連隊の名称及び個人番号又は登録番号（それらの名称又は番号がないときは、それに相当する事項）については答えなければならない。

捕虜は、故意に前記の規定に違反したときは、その階級又は地位に応じて与えられる特権に制限を受けることがあるものとする。

各紛争当事国は、その管轄の下にある者で捕虜となることがあるものすべてに対し、その氏名、階級、軍の名称、連隊の名称及び個人番号若しくは登録番号又はそれらの名称若しくは番号に相当する事項並びに生年月日を示す身分証明書を発給しなければならない。身分証明書には、更に、本人の署名若しくは指紋又はその双方及び紛争当事国が自国の軍隊に属する者に関し追加することを希望するその他の事項を掲げることができる。身分証明書は、できる限り、縦横がそれぞれ六・五センチメートル及び十センチメートルの規格で二部作成するものとする。捕虜は、要求があつた場合には、身分証明書を呈示しなければならない。但し、身分証明書は、いかなる場合にも、取り上げてはならない。

捕虜からいかなる種類の情報を得るためにも、これに肉体的又は精神的拷問その他の強制を加えてはならない。回答を拒む捕虜に対しては、脅迫し、侮辱し、又は種類のいかんを問わず不快若しくは不利益な待遇を与えてはならない。

肉体的又は精神的状態によつて自己が何者であるかを述べることができない捕虜は、衛生機関に引き渡さなければならない。それらの捕虜が何者であるかは、前項の規定に従うことを留保して、すべての可能な方法によつて識別して置かなければならない。

捕虜に対する尋問は、その者が理解する言語で行わなければならない。

第十八条

すべての個人用品（武器、馬、軍用装具及び軍用書類を除く。）及び金属かぶと、防毒面その他の身体の防護のために交付されている物品は、捕虜が引き続いて所持するものとする。捕虜の衣食のために用いられる物品も、それが正規の軍用装具に属するかどうかを問わず、捕虜が引き続いて所持するものとする。

捕虜は、常に身分証明書を携帯しなければならない。抑留国は、身分証明書を所持していない捕虜に対しては、これを与えなければならない。

階級及び国籍を示す記章、勲章並びに主として個人的又は感情的価値のみを有する物品は、捕虜から取り上げてはならない。

捕虜が所持する金銭は、将校の命令によつてでなければ、且つ、金額及び所持者の詳細を特別の帳簿に記入し、並びに受領証発行人の氏名、階級及び部隊を読みやすく記載した詳細な受領証を発給した後でなければ、取り上げてはならない。抑留国の通貨で有する額又は捕虜の要請により抑留国の通貨に両替した額は、第六十四条に定めるところにより、捕虜の勘定に貸記しなければならない。

抑留国は、安全を理由とする場合にのみ、捕虜から有価物を取り上げることができる。有価物を取り上げる場合には、金銭を取り上げる場合について定める手続と同一の手続を適用しなければならない。

前記の有価物は、捕虜から取り上げた金銭で抑留国の通貨でなく、且つ、所持者からその両替を要請されなかつたものとともに、抑留国が保管し、及び捕虜たる身分の終了の際原状で捕虜に返還しなければならない。

第十九条

捕虜は、捕虜とされた後できる限りすみやかに、戦闘地域から充分に離れた危険の圏外にある地域の収容所に後送しなければならない。

負傷又は病気のため、後送すれば現在地にとどめるよりも大きな危険にさらすこととなる捕虜に限り、これを一時的に危険地帯にとどめることができる。

捕虜は、戦闘地域から後送するまでの間に、不必要に危険にさらしてはならない。

第二十条

捕虜の後送は、常に、人道的に、且つ、抑留国の軍隊の移動の場合に適用される条件と同様の条件で行わなければならない。

抑留国は、後送中の捕虜に対し、食糧及び飲料水を充分に供給し、且つ、必要な被服及び医療上の手当を与えなければならない。抑留国は、捕虜の後送中その安全を確保するために適当なすべての予防措置を執り、且つ、後送される捕虜の名簿をできる限りすみやかに作成しなければならない。

捕虜が後送中に通過収容所を経由しなければならない場合には、その収容所における捕虜の滞在は、できる限り短期間のものとしなければならない。

第二部　捕虜の抑留

第一章　総則

第二十一条

抑留国は、捕虜を抑留して置くことができる。抑留国は、捕虜に対し、抑留されている収容所から一定の限界をこえて離れない義務又は、その収容所にさくをめぐらしてある場合には、そのさくの外に出ない義務を課することができる。刑罰及び懲戒罰に関するこの条約の規定を留保し、捕虜は、衛生上の保護のために必要な場合を除く外、拘禁してはならない。この拘禁は、その時の状況により必要とされる期間をこえてはならない。

捕虜は、その属する国の法令により許される限り、宣誓又は約束に基いて不完全又は完全に解放することができる。この措置は、特に、捕虜の健康状態を改善するために役立つ場合に執るものとする。捕虜に対しては、宣誓又は約束に基く解放を受諾することを強制してはならない。

各紛争当事国は、敵対行為が始まつたときは、自国民が宣誓又は約束に基いて解放されることを受諾することを敵国に通告しなければならない。こうして通告された捕虜は、その個人的名誉に基いて、その者が属する国及びその者を捕虜とした国に対して宣誓及び約束に係る約定を果す義務を負う。この場合には、その者が属する国は、宣誓又は約束に反する役務をその者に要求し、また、その者から受けてはならない。

第二十二条

捕虜は、衛生上及び保健上のすべての保障を与える地上の建物にのみ抑留することができる。捕虜は、捕虜自身の利益になると認められる特別の場合を除く外、懲治所に抑留してはならない。

不健康な地域又は気候が捕虜にとつて有害である地域に抑留されている捕虜は、できる限りすみやかに一

層気候の良い地域に移さなければならない。

抑留国は、捕虜の国籍、言語及び習慣に応じて、捕虜を二以上の収容所又は収容所内の区画に分類収容しなければならない。但し、捕虜が同意しない限り、その者が捕虜となつた時に勤務していた軍隊に属する捕虜と分離してはならない。

第二十三条

捕虜は、いかなる場合にも、戦闘地域の砲火にさらされる虞のある地域に送り、又は抑留してはならず、捕虜の所在は、特定の地点又は区域が軍事行動の対象とならないようにするために利用してはならない。

捕虜は、現地の住民と同じ程度に空襲その他の戦争の危険に対する避難所を利用する権利を有する。捕虜は、前記の危険からその営舎を防護する作業に従事する者を除く外、警報があつた後できる限りすみやかに避難所に入ることができる。住民のために執るその他の防護措置は、捕虜にも適用しなければならない。

抑留国は、利益保護国の仲介により、関係国に対し、捕虜収容所の地理的位置に関するすべての有益な情報を提供しなければならない。

捕虜収容所は、軍事上許される場合にはいつでも、昼間は、空中から明白に識別することができるPWまたはPCという文字によつて表示しなければならない。但し、関係国は、その他の表示の方法についても合意することができる。それらの表示は、捕虜収容所のみに使用するものとする。

第二十四条

通過又は審査のための常設的性質を有する収容所には、この部に定める条件と同様の条件で設備を施さなければならず、それらの収容所にある捕虜は、他の収容所にある場合と同一の待遇を受けるものとする。

第二章　捕虜の営舎、食糧及び被服

第二十五条

捕虜の宿営条件は、同一の地域に宿営する抑留国の軍隊についての宿営条件と同様に良好なものでなければならない。この条件は、捕虜の風俗及び習慣を考慮に入れたものでなければならず、いかなる場合にも、捕虜の健康に有害なものであつてはならない。

前項の規定は、特に捕虜の寝室に対し、その総面積及び最少限度の空間並びに一般的設備、寝具及び毛布について適用があるものとする。

捕虜の個人的又は集団的使用に供する建物は、完全に湿気を防止し、並びに充分に保温し、及び点燈しなければならない。特に、日没から消燈時までの間は、点燈しなければならない。火災の危険に対しては、万全の予防措置を執らなければならない。

女子の捕虜が男子の捕虜とともに宿泊する収容所においては、女子のために分離した寝室を設けなければならない。

第二十六条

毎日の食糧の基準配給の量、質及び種類は、捕虜を良好な健康状態に維持し、且つ、体重の減少又は栄養不良を防止するのに充分なものでなければならない。捕虜の食習慣も、また、考慮に入れなければならない。

抑留国は、労働する捕虜に対し、その者が従事する労働に必要な食糧の増配をしなければならない。

捕虜に対しては、飲料水を充分に供給しなければならない。喫煙は、許さなければならない。

捕虜は、できる限り、その食事の調理に参加させなければならない。このため、捕虜は、炊事場で使用することができる。捕虜に対しては、また、その所持する別の食糧を自ら調理する手段を与えなければならない。

捕虜に食堂として使用させるため、適当な場所を提出しなければならない。

食糧に影響を及ぼす集団的の懲戒は、禁止する。

第二十七条

抑留国は、捕虜が抑留されている地域の気候に考慮を払い、捕虜に被服、下着及びはき物を充分に供給しなければならない。抑留国が獲得した敵の軍隊の制服は、気候に適する場合には、捕虜の被服としてその用に供しなければならない。

抑留国は、前記の物品の交換及び修繕を規則的に行わなければならない。更に、労働する捕虜に対しては、労働の性質上必要な場合には、適当な被服を支給しなければならない。

第二十八条

すべての収容所には、捕虜が食糧、石けん及びたばこ並びに通常の日用品を買うことができる酒保を設備しなければならない。それらの価額は、現地の市場価額をこえるものであつてはならない。

収容所の酒保が得た益金は、捕虜のために用いなければならない。このため、特別の基金を設けなければならない。捕虜代表は、酒保及びその基金の運営に協力する権利を有する。

収容所が閉鎖された場合には、前記の特別の基金の残額は、その基金を積み立てた捕虜と同一の国籍を有する捕虜のために用いられるように、人道的な国際機関に引き渡さなければならない。全般的の送還の場合には、関係国間に反対の協定がない限り、前記の益金は、抑留国に残されるものとする。

第三章　衛生及び医療

第二十九条

抑留国は、収容所の清潔及び衛生の確保並びに伝染病の防止のために必要なすべての衛生上の措置を執らなければならない。

捕虜に対しては、日夜、衛生上の原則に合致する設備で常に清潔な状態に維持されるものをその用に供しなければならない。女子の捕虜が宿営している収容所においては、女子のために分離した設備を設けなければならない。

また、捕虜に対しては、収容所に設備することを必要とする浴場及びシャワーの外、身体の清潔及び被服の洗たくのために水及び石けんを充分に供給しなければならない。このため、捕虜に対しては、必要な設備、便益及び時間を与えなければならない。

第三十条

各収容所には、捕虜がその必要とする治療及び適当な食事を受けることができる適当な病舎を備えなければならない。必要がある場合には、伝染病及び精神病にかかつた患者のために隔離室を設けなければならない。

重病の捕虜又は特別の治療、外科手術若しくは入院を必要とする状態にある捕虜は、その送還が近い将来に予定されている場合にも、適当な処置をする能力がある軍又は軍以外の医療施設に収容しなければならない。身体障害者、特に、盲者に与えるべき救護及びその更生についても、その者の送還までの間、特別の便益を与えなければならない。

捕虜は、なるべくその属する国の衛生要員、できれば自己と同一の国籍を有する衛生要員によつて治療を受けるものとする。

捕虜に対しては、診察を受けるために医療当局に出頭することを妨げてはならない。抑留国の当局は、要請があつたときは、治療を受けた各捕虜に対し、その病気又は負傷の性質並びに治療の期間及び種類を記載した公の証明書を発給しなければならない。その証明書の写一通は、中央捕虜情報局に送付しなければならない。

治療の費用（捕虜を良好な健康状態に保つために必要なすべての器具、特に、義歯その他の補装具及びめがねの費用を含む。）は、抑留国が負担しなければならない。

第三十一条

捕虜の身体検査は、少くとも月に一回行わなければならない。その検査は、各捕虜の体重の測定及び記録を含むものでなければならない。その検査は、特に、捕虜の健康、栄養及び清潔状態の一般的状態を監視し、並びに伝染病、特に結核、マラリア及び性病を検出することを目的としなければならない。このため、結核の早期検出のためのエックス線による集団的な小型写真の定期的撮影等利用可能な最も有効な方法を用いなければならない。

第三十二条

抑留国は、軍隊の衛生機関に属さない捕虜で医師、歯科医師、看護婦又は看護員であるものに対し、同一の国に属する捕虜のために医療上の業務に従事することを要求することができる。この場合には、その者は、引き続き捕虜とされるが、抑留国が抑留する同階級の衛生要員の待遇に相当する待遇を受けるものとする。その者は、第四十九条に基く他の労働を免除される。

第四章　捕虜を援助するため抑留される衛生要員及び宗教要員

第三十三条

抑留国が捕虜を援助するため抑留する衛生要員及び宗教要員は、捕虜と認めてはならない。但し、それらの要員は、少くともこの条約の利益及び保護を受けるものとし、また、捕虜に対して医療上の看護及び宗教上の役務を提供するため必要なすべての便益を与えられるものとする。

それらの要員は、抑留国の軍法の範囲内で、抑留国の権限のある機関の管理の下に、職業的良心に従つて、捕虜、特に自己が属する軍隊に属する捕虜の利益のために医療又は宗教に関する任務を引き続き遂行しなければならない。それらの要員は、また、医療上又は宗教上の任務を遂行するため、次の便益を与えられるものとする。

(a)　それらの要員は、収容所外にある労働分遣所又は病院にいる捕虜を定期的に訪問することを許される。このため、抑留国は、それらの要員に対し、必要な輸送手段を自由に使用させなければならない。

(b)　各収容所の先任軍医たる衛生要

員は、抑留されている衛生要員の活動に関連するすべての事項について、収容所の軍当局に対して責任を負う。このため、紛争当事国は、敵対行為の開始の際、衛生要員（戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第二十六条に掲げる団体の衛生要員を含む。）の相互に相当する階級に関して合意しなければならない。この先任軍医及び宗教要員は、その任務に関するすべての事項について、収容所の権限のある当局と直接に交渉する権利を有する。その当局は、それらの者に対し、それらの事項に関する通信のため必要なすべての便益を与えなければならない。

(c)　それらの要員は、抑留されている収容所の内部の紀律に従わなければならないが、その医療上又は宗教上の任務に関係がない労働を強制されないものとする。紛争当事国は、敵対行為の継続中に、前記の抑留された要員について行うことがある交替に関して合意し、及びその手続を定めなければならない。

前記の規定は、捕虜に関する医療又は宗教の分野における抑留国の義務を免除するものではない。

第五章　宗教的、知的及び肉体的活動

第三十四条

捕虜は、軍当局が定める日常の紀律に従うことを条件として、自己の宗教上の義務の履行（自己の宗教の儀式に出席することを含む。）について完全な自由を享有する。

捕虜に対しては、宗教的儀式を行う適当な場所を提供しなければならない。

第三十五条

敵の権力内に陥つた宗教要員で、捕虜を援助するために残留し、又は抑留されているものは、その宗教的良心に従つて捕虜に対して宗教上の任務を行うこと及び同一の宗教に属する捕虜に対して自由に自己の聖職を行うことを許さなければならない。それらの要員は、同一の軍隊に属し、同一の言語を話し、又は同一の宗教に属する捕虜がいる各種の収容所及び労働分遣所に配属しなければならない。それらの要員は、所属する収容所外にある捕虜を訪問するため必要な便益（第三十三条に規定する輸送手段を含む。）を享有する。それらの要員は、検閲を受けることを条件として、その宗教上の任務に関する事項について抑留国の宗教機関及び国際的宗教団体と通信する自由を有する。それらの要員がこのために発送する手紙及び葉書は、第七十一条に規定する割当外のものとする。

第三十六条

聖職者たる捕虜でその属する軍隊の宗教要員となつていないものは、宗派のいかんを問わず、同一の宗派に属する者に対して自由に宗教上の任務を行うことを許される。このため、その者は、抑留国が抑留する宗教要員と同様の待遇を受けるものとする。その者は、他のいかなる労働も強制されないものとする。

第三十七条

捕虜が、抑留された宗教要員又は自己の宗派に属する聖職者たる捕虜の援助を受けない場合には、その捕虜の宗派その他これに類する宗派に属する聖職者又は、その聖職者がないときは、宗教的見地から可能であれば資格がある非聖職者が、当該捕虜の要請に応じて援助の任務を果すために指名されなければならない。この指名は、抑留国の承認を条件として、当該捕虜及び、必要があるときは、同一の宗教の現地の宗教機関の同意を得て行わなければならない。こうして指名された者は、抑留国が紀律及び軍事上の安全のために設ける規制に服さなければならない。

第三十八条

抑留国は、各捕虜の個人的趣味を尊重して、捕虜の知的、教育的及び娯楽的活動並びに運動競技を奨励しなければならない。抑留国は、捕虜に適当な場所及び必要な設備を提供して、捕虜がそれらの活動をするため必要な措置を執らなければならない。

捕虜に対しては、身体の運動（運動競技を含む。）をする機会及び戸外にいる機会を与えなければならない。このため、すべての収容所で充分な空地を提供しなければならない。

第六章　紀律

第三十九条

各捕虜収容所は、抑留国の正規の軍隊に属する責任のある将校の直接の指揮下に置かなければならない。その将校は、この条約の謄本を所持し、収容所職員及び警備員がこの条約の規定を確実に知つているようにし、並びに自国の政府の指示の下でこの条約の適用について責任を負わなければならない。

捕虜（将校を除く。）は、抑留国のすべての将校に対し、敬礼をし、及び自国の軍隊で適用する規則に定める敬意の表示をしなければならない。

将校たる捕虜は、抑留国の上級の将校に対してのみ敬礼をするものとする。但し、収容所長に対しては、その階級のいかんを問わず、敬礼をしなければならない。

第四十条

階級及び国籍を示す記章並びに勲章の着用は、許さなければならない。

第四十一条

各収容所には、この条約及びその附属書の本文並びに第六条に規定するすべての特別協定の内容を、捕虜の用いる言語により、すべての捕虜が読むことのできる場所に掲示して置かなければならない。この掲示の写は、掲示に接する機会がない捕虜に対しては、その請求があつたときに与えなければならない。

捕虜の行動に関する各種の規則、命令、通告及び公示は、捕虜が理解する言語によつて伝えなければならない。それらの規則、命令、通告及び公示は、前項に定める方法で掲示しなければならず、その写は、捕虜代表に交付しなければならない。捕虜に対して個人的に発する命令及び指令も、当該捕虜が理解する言語によらなければならない。

第四十二条

捕虜、特に、逃走し、又は逃走を企てる捕虜に対する武器の使用は、最後の手段とし、それに先だつて時宜に適した警告を必ず与えなければならない。

第七章　捕虜の階級

第四十三条

紛争当事国は、敵対行為の開始の際、同等の階級に属する捕虜の間における待遇の平等を確保するため、この条約の第四条に掲げるすべての者の組織上の名称及び階級を相互に通知しなければならない。その後に設けた組織上の名称及び階級も、同様に通知しなければならない。

抑留国は、捕虜が属する国によつて正規に通告された捕虜の階級の昇進を承認しなければならない。

第四十四条

将校たる捕虜及び将校に相当する地位の捕虜は、その階級及び年齢に適当な考慮を払つて待遇しなければならない。

将校収容所における役務を確保するため、同一軍隊の兵たる捕虜でできる限り同一の言語を話すものが、将校たる捕虜及び将校に相当する地位の捕虜の階級を考慮して、充分な人数だけ同収容所に派遣されなければならない。それらの兵に対しては、他のいかなる労働も要求してはならない。

将校自身による食事の管理に対しては、すべての方法で便益を与えなければならない。

第四十五条

将校たる捕虜及び将校に相当する地位の捕虜以外の捕虜は、その階級及び年齢に適当な考慮を払つて待遇しなければならない。

それらの捕虜自身による食事の管理に対しては、すべての方法で便益を与えなければならない。

第八章　収容所に到着した後の捕虜の移動

第四十六条

抑留国は、捕虜の移動を決定するに当つては、捕虜自身の利益について、特に、捕虜の送還を一層困難にしないことについて考慮しなければならない。

捕虜の移動は、常に、人道的に、且つ、抑留国の軍隊の移動の条件よりも不利でない条件で行わなければならない。捕虜の移動については、常に、捕虜が慣れている気候条件を考慮しなければならず、移動の条件は、いかなる場合にも、捕虜の健康を害するものであつてはならない。

抑留国は、移動中の捕虜に対し、その健康を維持するために充分な食糧及び飲料水並びに必要な被服、宿舎及び医療上の手当を供与しなければならない。抑留国は、特に、海上又は空中の輸送の場合には、移動中の捕虜の安全を確保するため、適当な予防措置を執らなければならない。抑留国は、移動される捕虜の完全な名簿をその出発前に作成しなければならない。

第四十七条

傷者又は病者たる捕虜は、移動によつて回復を妨げられる虞がある間は、移動してはならない。但し、それらの者の安全のために絶対に移動を必要とする場合は、この限りでない。

戦線が収容所に接近した場合には、その収容所の捕虜は、移動を充分に安全な条件で行うことができるとき、又は捕虜を現地にとどめれば移動した場合におけるよりも一層大きな危険にさらすこととなるときを除く外、移動してはならない。

第四十八条

移動の場合には、捕虜に対し、その出発及び新たな郵便用あて名について正式に通知しなければならない。その通知は、捕虜がその荷物を準備し、及びその家族に通報することができるように、充分に早く与えなければならない。

捕虜に対しては、その個人用品並びに受領した通信及び小包を携帯することを許さなければならない。それらの物品の重量は、移動の条件により必要とされるときは、各捕虜が運ぶことができる適当な重量に制限することができる。その重量は、いかなる場合にも、捕虜一人について二十五キログラムをこえてはならない。

旧収容所にあてられた通信及び小包は、遅滞なく捕虜に転送しなければならない。収容所長は、捕虜代表と協議して、捕虜の共有物及び本条第二項に基いて課せられる制限により捕虜が携帯することができない荷物の輸送を確保するため必要な措置を執らなければならない。

移動の費用は、抑留国が負担しなければならない。

第三部　捕虜の労働

第四十九条

抑留国は、特に捕虜の身体的及び精神的健康状態を良好にして置くため、捕虜の年齢、性別、階級及び身体的適性を考慮して、健康な捕虜を労働者として使用することができる。

下士官たる捕虜に対しては、監督者としての労働のみを要求することができる。その要求を受けなかつた下士官たる捕虜は、自己に適する他の労働を求めることができる。この労働は、できる限り、それらの者に与えなければならない。

将校又はこれに相当する地位の者が自己に適する労働を求めたときは、その労働は、できる限り、それらの者に与えなければならない。但し、それらの者に対しては、いかなる場合にも、労働を強制してはならない。

第五十条

捕虜に対しては、収容所の管理、営繕又は維持に関連する労働の外、次の種類に含まれる労働に限り、これに従事することを強制することができる。

(a)　農業

(b)　原料の生産又は採取に関連する産業、製造工業（や金業、機械工業及び化学工業を除く。）並びに軍事的性質又は軍事的目的を有しない土木業及び建築業

(c)　軍事的性質又は軍事的目的を有しない運送業及び倉庫業

(d)　商業並びに芸術及び工芸

(e)　家内労働

(f)　軍事的性質又は軍事的目的を有しない公益事業

前項の規定に対する違反があつた場合には、捕虜は、第七十八条に従つて、苦情を申し立てる権利を行使することができる。

第五十一条

捕虜に対しては、特に宿営、食糧、被服及び器具に関し、適当な労働条件を与えなければならない。その条件は、類似の労働に従事する抑留国の国民が享有する条件よりも低い条件であつてはならない。また、気候条件も、考慮しなければならない。

抑留国は、捕虜を労働者として使用するに当つては、捕虜が労働する地域において、労働の保護に関する国内法令、特に、労働者の安全に関する法令を正当に適用することを確保しなければならない。

捕虜に対しては、作業訓練をしなければならず、また、捕虜が従事すべき労働に適した保護のための用具で抑留国の国民に与える保護のための用具と同様のものを与えなければならない。第五十二条の規定を留保して、文民たる労働者が負担する通常の危険は、捕虜にも負担させることができる。

労働条件は、いかなる場合にも、懲戒の方法によつて一層苦しいものとしてはならない。

五十二条

捕虜は、自ら希望しない限り、不健康又は危険な労働に使用してはならない。

捕虜は、抑留国の軍隊の構成員にとつても屈辱的であると認められる労働には使用してはならない。

機雷、地雷その他これらに類する機器の除去は、危険な労働と認める。

第五十三条

捕虜の毎日の労働時間（往復に要する時間を含む。）は、過度であつてはならず、いかなる場合にも、抑留国の国民で同一の労働に使用される当該地方の文民たる労働者について許される労働時間をこえてはならない。

捕虜に対しては、毎日の労働の中間において少くとも一時間の休憩時間を与えなければならない。この休憩時間は、抑留国の労働者が一層長い休憩時間を与えられる場合には、その休憩時間と同一のものとする。この休憩時間の外、なるべく日曜日又は出身国における休日に、一週間について連続二十四時間の休暇を与えなければならない。更に、一年間労働に従事した捕虜に対しては、連続八日間の有給休暇を与えなければならない。

出来高払の労働のような労働の方法が採用されるときは、それによつて労働時間を過度にすることがあつてはならない。

第五十四条

捕虜に支払うべき労働賃金は、この条約の第六十二条の規定に従つて定める。

労働災害を被つた捕虜又は労働の際若しくは労働の結果疾病にかかつた捕虜に対しては、その者の状態により必要とされるすべての看護を施さなければならない。更に、抑留国は、当該捕虜に対し、その者が属する国に請求をすることができるように診断書を発給し、また、その診断書の写一通を第百二十三条に定める中央捕虜情報局に送付しなければならない。

第五十五条

捕虜の労働上の適性は、少くとも毎月一回、身体検査によつて定期的に確かめなければならない。その検査においては、捕虜に対して要求する労働の性質を特に考慮しなければならない。

捕虜は、労働することができないと自ら認めたときは、その収容所の医療当局に出頭することを許される。医師は、労働することができないと自ら認めた捕虜が労働を免除されるように勧告することができる。

第五十六条

労働分遣所の組織及び管理は、捕虜収容所の組織及び管理と同様のものでなければならない。

各労働分遣所は、捕虜収容所の一の監督の下に置かれ、管理上その一部とされる。当該収容所の軍当局及び所長は、自国の政府の指示の下で、当該労働分遣所におけるこの条約の規定の遵守について責任を負う。

収容所長は、その収容所に所属する労働分遣所の最新の記録を保管し、また、その収容所を訪問することがある利益保護国、赤十字国際委員会又は捕虜に援助を与えるその他の団体の代表に対してその記録を送付しなければならない。

第五十七条

私人のために労働する捕虜の待遇は、その私人がその捕虜の監視及び保護について責任を負う場合にも、この条約で定める待遇よりも不利な待遇であつてはならない。抑留国並びにその捕虜が属する収容所の軍当局及び所長は、その捕虜の給養、看護、待遇及び労働賃金の支払について完全な責任を負う。

その捕虜は、その従属する収容所の捕虜代表と連絡を保つ権利を有する。

第四部　捕虜の金銭収入

第五十八条

敵対行為が始まつたときは、抑留国は、利益保護国と取極をするまでの間、現金又はそれに類する形式で捕虜が所持することができる最高限度の額を定めることができる。捕虜の正当な所有に属するこれをこえる額で、取り上げられ、又は留置されたものは、捕虜が預託した金銭とともに捕虜の勘定に入れなければならず、また、捕虜の同意を得ないで他の通貨に両替してはならない。

捕虜が収容所外で役務又は物品を購入して現金を支払うことを許される場合には、その支払は、捕虜自身又は収容所の当局が行うものとし、当該捕虜の勘定に借記するものとする。抑留国は、これに関して必要な規則を定めるものとする。

第五十九条

捕虜となつた時に捕虜から第十八条に従つて取り上げた抑留国の通貨たる現金は、この部の第六十四条の規定に従つて各捕虜の勘定に貸記しなければならない。

捕虜となつた時に捕虜から取り上げたその他の通貨を抑留国の通貨に両替した額も、各捕虜の勘定に貸記しなければならない。

第六十条

抑留国は、すべての捕虜に対し、毎月俸給を前払しなければならない。その額は、次の額を抑留国の通貨に換算した額とする。

第一類　軍曹より下の階級の捕虜　八スイス・フラン

第二類　軍曹その他の下士官又はこれに相当する階級の捕虜　十二スイス・フラン

第三類　准士官及び少佐より下の階級の将校又はこれらに相当する階級の捕虜　五十スイス・フラン

第四類　少佐、中佐及び大佐又はこれらに相当する階級の捕虜　六十スイス・フラン

第五類　将官又はこれに相当する階級の捕虜　七十五スイス・フラン

もつとも、関係紛争当事国は、特別協定によつて、前記の各類の捕虜に対して支払うべき前払の額を改訂することができる。

また、前記の第一項に定める額が、抑留国の軍隊の俸給に比べて不当に高額である場合又は何らかの理由により抑留国に重大な支障を与える場合には、抑留国は、前記の支払額の改訂のために捕虜が属する国と特別協定を締結するまでの間、

(a)　前記の第一項に定める額を引き続き捕虜の勘定に貸記しなければならず、

(b)　前払の俸給中捕虜の使用に供する額を合理的な額に臨時に制限することができる。但し、その額は、第一類に関しては、抑留国が自国の軍隊の構成員に支給する額よりも低額であつてはならない。

前記の制限の理由は、遅滞なく利益保護国に通知するものとする。

第六十一条

抑留国は、捕虜が属する国が捕虜に送付する額を捕虜に対する追加給与として分配することを受諾しなければならない。但し、分配される額が、同一の類の各捕虜について同額であり、当該国に属する同一の類のすべての捕虜に分配され、且つ、できる限りすみやかに第六十四条の規定に従つて各捕虜の勘定に貸記される場合に限る。その追加給与は、抑留国に対し、この条約に基く義務を免除するものではない。

第六十二条

捕虜に対しては、抑留当局が直接に公正な労働賃金を支払わなければならない。その賃金は、抑留当局が定めるが、いかなる場合にも、一労働日に対し四分の一スイス・フラン未満であつてはならない。抑留国は、自国が定めた日給の額を捕虜及び、利益保護国の仲介によつて、捕虜が属する国に通知しなければならない。

労働賃金は、収容所の管理、営繕又は維持に関連する任務又は熟練労働若しくは半熟練労働を恒常的に割り当てられている捕虜及び捕虜のための宗教上又は医療上の任務の遂行を要求される捕虜に対し、抑留当局が、同様に支払わなければならない。

捕虜代表並びにその顧問及び補助者の労働賃金は、酒保の利益で維持する基金から支払わなければならない。その賃金の額は、捕虜代表が定め、且つ、収容所長の承認を得なければならない。前記の基金がない場合には、抑留当局は、これらの捕虜に公正な労働賃金を支払わなければならない。

第六十三条

捕虜に対しては、個人的又は集団的に当該捕虜にあて送付された金銭を受領することを許さなければならない。

各捕虜は、抑留国が定める範囲内において、次条に規定する自己の勘定の貸方残高を処分することができるものとし、抑留国は、要請があつた支払をしなければならない。捕虜は、また、抑留国が肝要と認める財政上又は通貨上の制限に従うことを条件として、外国へ向けた支払をすることができる。この場合には、抑留国は、捕虜が被扶養者にあてる支払に対して優先権を与えなければならない。

捕虜は、いかなる場合にも、その属する国の同意があつたときは、次のようにして自国へ向けた支払をすることができる。すなわち、抑留国は、捕虜が属する国に対し、利益保護国を通じ、捕虜、受領者及び抑留国の通貨で表示した支払額に関するすべての必要な細目を記載した通告書を送付する。その通告書には、当該捕虜が署名し、且つ、収容所長が副署する。抑留国は、前記の額を捕虜の勘定に借記し、こうして借記された額は、抑留国が、捕虜が属する国の勘定に貸記する。

抑留国は、前記の規定を適用するため、この条約の第五附属書に掲げるひな型規則を有効に利用することができる。

第六十四条

抑留国は、各捕虜について、少くとも次の事項を示す勘定を設けなければならない。

(1)　捕虜に支払うべき額、捕虜が俸給の前払若しくは労働賃金として得た額又はその他の源泉から得た額、捕虜から取り上げた抑留国の通貨の額及び捕虜から取り上げた金銭でその要請によつて抑留国の通貨に両替したものの額

(2)　現金その他これに類する形式で捕虜に支払われた額、捕虜のためにその要請によつて支払われた額及び前条第三項に基いて振り替えられた額

第六十五条

捕虜の勘定に記入された各事項については、当該捕虜又はその代理をする捕虜代表が、副署又はかしら字署名をしなければならない。

捕虜に対しては、いつでも、その勘定を閲覧し、及びその写を入手する適当な便益を与えなければならない。その勘定は、利益保護国の代表者が、収容所を訪問した際検査することができる。

捕虜を一収容所から他の収容所に移動する場合には、その捕虜の勘定は、その捕虜とともに移転するものとする。捕虜を一抑留国から他の抑留国に移送する場合には、その捕虜の財産たる金銭で前抑留国の通貨でないものは、その捕虜とともに移転するものとする。その捕虜に対しては、その勘定に貸記されている他のすべての金銭の額について証明書を発給しなければならない。

関係紛争当事国は、利益保護国を通じて定期的に捕虜の勘定の額を相互に通告するため、協定することができる。

第六十六条

捕虜たる身分が解放又は送還によつて終了したときは、抑留国は、捕虜たる身分が終了した時における捕虜の貸方残高を示す証明書で抑留国の権限のある将校が署名したものを捕虜に交付しなければならない。抑留国は、また、捕虜が属する国に対し、利益保護国を通じ、送還、解放、逃走、死亡その他の事由で捕虜たる身分が終了したすべての捕虜に関するすべての適当な細目及びそれらの捕虜の貸方残高を示す表を送付しなければならない。その表は、一枚ごとに抑留国の権限のある代表者が証明しなければならない。

本条の前記の規定は、紛争当事国間の相互の協定で変更することができる。

捕虜が属する国は、捕虜たる身分が終了した時に抑留国から捕虜に支払うべき貸方残高を当該捕虜に対して決済する責任を負う。

第六十七条

第六十条に従つて捕虜に支給される俸給の前払は、捕虜が属する国に代つてされる前払と認める。その俸給の前払並びに第六十三条第三項及び第六十八条に基いて抑留国が行つたすべての支払は、敵対行為の終了の際、関係国の間の取極の対象としなければならない。

第六十八条

労働による負傷又はその他の身体障害に関する捕虜の補償の請求は、利益保護国を通じ、捕虜が属する国に対してしなければならない。抑留国は、第五十四条に従つて、いかなる場合にも、負傷又は身体障害について、その性質、それが生じた事情及びそれに与えた医療上の又は病院における処置に関する細目を示す証明書を当該捕虜に交付するものとする。この証明書には、抑留国の責任のある将校が署名し、医療の細目は、軍医が証明するものとする。

第十八条に基いて抑留国が取り上げた個人用品、金銭及び有価物で送還の際返還されなかつたもの並びに捕虜が被つた損害で抑留国又はその機関の責に帰すべき事由によると認められるものに関する捕虜の補償の請求も、捕虜が属する国に対してしなければならない。但し、前記の個人用品で捕虜が捕虜たる身分にある間その使用を必要とするものについては、抑留国がその費用で現物補償しなければならない。抑留国は、いかなる場合にも、前記の個人用品、金銭又は有価物が捕虜に返還されなかつた理由に関する入手可能なすべての情報を示す証明書で責任のある将校が署名したものを捕虜に交付するものとする。この証明書の写一通は、第百二十三条に定める中央捕虜情報局を通じ、捕虜が属する国に送付するものとする。

第五部　捕虜と外部との関係

第六十九条

抑留国は、捕虜がその権力内に陥つたときは、直ちに、捕虜及び、利益保護国を通じ、捕虜が属する国に対し、この部の規定を実施するために執る措置を通知しなければならない。抑留国は、その措置が後に変更されたときは、その変更についても同様に前記の関係者に通知しなければならない。

第七十条

各捕虜に対しては、その者が、捕虜となつた時直ちに、又は収容所（通過収容所を含む。）に到着した後一週間以内に、また、病気になつた場合又は病院若しくは他の収容所に移動された場合にもその後一週間以内に、その家族及び第百二十三条に定める中央捕虜情報局に対し、捕虜となつた事実、あて名及び健康状態を通知する通知票を直接に送付することができるようにしなければならない。その通知票は、なるべくこの条約の附属のひな型と同様の形式のものでなければならない。その通知票は、できる限りすみやかに送付するものとし、いかなる場合にも、遅延することがあつてはならない。

第七十一条

捕虜に対しては、手紙及び葉書を送付し、及び受領することを許さなければならない。抑留国が各捕虜の発送する手紙及び葉書の数を制限することを必要と認めた場合には、その数は、毎月、手紙二通及び葉書（第七十五条に定める通知票を除く。）四通より少いものであつてはならない。それらの手紙及び葉書は、できる限りこの条約の附属のひな型と同様の形式のものでなければならない。その他の制限は、抑留国が必要な検閲の実施上有能な翻訳者を充分に得ることができないために翻訳に困難をきたし、従つて、当該制限を課することが捕虜の利益であると利益保護国が認める場合に限り、課することができる。捕虜にあてた通信が制限されなければならない場合には、その制限は、通常抑留国の要請に基

いて、捕虜が属する国のみが命ずることができる。前記の手紙及び葉書は、抑留国が用いることができる最もすみやかな方法で送付するものとし、僅戒の理由で、遅延させ、又は留置してはならない。

長期にわたり家族から消息を得ない捕虜又は家族との間で通常の郵便路線により相互に消息を伝えることができない捕虜及び家族から著しく遠い場所にいる捕虜に対しては、電報を発信することを許さなければならない。その料金は、抑留国における捕虜の勘定に借記し、又は捕虜が処分することができる通貨で支払うものとする。捕虜は、緊急の場合にも、この措置による利益を受けるものとする。

捕虜の通信は、原則として、母国語で書かなければならない。紛争当事国は、その他の言語で通信することを許すことができる。

捕虜の郵便を入れる郵袋は、確実に封印し、且つ、その内容を明示する札を附した上で、名あて郵便局に送付しなければならない。

第七十二条

捕虜に対しては、特に、食糧、被服、医療品及び捕虜の必要を満たす宗教、教育又は娯楽用物品（図書、宗教用品、科学用品、試験用紙、楽器、運動具及び捕虜がその研究又は文化活動をすることを可能にする用品を含む。）を内容とする個人又は集団あての荷物を郵便その他の経路により受領することを許さなければならない。

それらの荷物は、抑留国に対し、この条約で抑留国に課せられる義務を免除するものではない。

前記の荷物に対して課することができる唯一の制限は、利益保護国が捕虜自身の利益のために提案する制限又は赤十字国際委員会その他捕虜に援助を与える団体が運送上の異常な混雑を理由として当該団体自身の荷物に関してのみ提案する制限とする。

個人又は集団あての荷物の発送に関する条件は、必要があるときは、関係国間の特別協定の対象としなければならない。関係国は、いかなる場合にも、捕虜による救済品の受領を遅延させてはならない。図書は、被服又は食糧の荷物の中に入れてはならない。医療品は、原則として、集団あての荷物として送付しなければならない。

第七十三条

集団あての救済品の受領及び分配の条件に関して関係国間に特別協定がない場合には、この条約に附属する集団的救済に関する規則を適用しなければならない。

前記の特別協定は、いかなる場合にも、捕虜代表が捕虜にあてられた集団救済品を保有し、分配し、及び捕虜の利益となるように処分する権利を制限するものであつてはならない。

前記の特別協定は、また、利益保護国、赤十字国際委員会又は捕虜に援助を与えるその他の団体で集団あての荷物の伝達について責任を負うものの代表者が受取人に対する当該荷物の分配を監督する権利を制限するものであつてはならない。

第七十四条

捕虜のためのすべての救済品は、輸入税、税関手数料その他の課徴金を免除される。

捕虜にあてられ、又は捕虜が発送する通信、救済品及び認められた送金で郵便によるものは、直接に送付されると第百二十二条に定める捕虜情報局及び第百二十三条に定める中央捕虜情報局を通じて送付されるとを問わず、差出国、名あて国及び仲介国において郵便料金を免除される。

捕虜にあてられた救済品が重量その他の理由により郵便で送付することができない場合には、その輸送費は、抑留国の管理の下にあるすべての地域においては、抑留国が負担しなければならない。この条約のその他の締約国は、それぞれの領域におけるその輸送費を負担しなければならない。

関係国間に特別協定がない場合には、前記の救済品の輸送に関連する費用（前記により免除される費用を除く。）は、発送人が負担しなければならない。

締約国は、捕虜が発信し、又は捕虜にあてられる電報の料金をできる限り低額にするように努めなければならない。

第七十五条

軍事行動のため、関係国が第七十条、第七十一条、第七十二条及び第七十七条に定める送付品の輸送を確保する義務を遂行することができなかつた場合には、関係利益保護国、赤十字国際委員会又は紛争当事国が正当に承認したその他の団体は、適当な輸送手段（鉄道車両、自動車、船舶、航空機等）によりその送付品を伝達することを確保するように企画することができる。このため、締約国は、それらのものに前記の輸送手段を提供することに努め、且つ、特に、必要な安導券を与えて輸送手段の使用を許さなければならない。

前記の輸送手段は、次のものの輸送のためにも使用することができる。

(a)　第百二十三条に定める中央捕虜情報局と第百二十二条に定める各国の捕虜情報局との間で交換される通信、名簿及び報告書

(b)　利益保護国、赤十字国際委員会又は捕虜に援助を与えるその他の団体がその代表又は紛争当事国との間で交換する捕虜に関する通信及び報告書

前記の規定は、紛争当事国が希望した場合に他の輸送手段について取極をする権利を制限するものではなく、また、安導券が相互に同意された条件でその輸送手段に関して与えられることを排除するものでもない。

特別協定がない場合には、輸送手段の使用に要する費用は、それによつて利益を得る者の国籍が属する紛争当事国が、あん分して負担しなければならない。

第七十六条

捕虜にあてられ、又は捕虜が発送する通信の検閲は、できる限りすみやかに行わなければならない。その通信は、差出国及び名あて国のみがそれぞれ一回に限り検閲することができる。

捕虜にあてられた荷物の検査は、その中の物品をそこなう虞のある条件の下で行つてはならない。その検査は、文書又は印刷物の場合を除く外、名あて人又は名あて人が正当に委任した捕虜の立会の下に行わなければならない。捕虜に対する個人又は集団あての荷物の引渡は、検査の困難を理由として遅滞することがあつてはならない。

紛争当事国が命ずる通信の禁止は、軍事的理由によるものであると政治的理由によるものであるとを問わず、一時的のものでなければならず、その禁止の期間は、できる限り短いものでなければならない。

第七十七条

抑留国は、捕虜にあてられ、又は捕虜が発送する証書、文書及び記録、特に、委員状及び遺言状が利益保護国又は第百二十三条に定める中央捕虜情報局を通じて伝達されるように、すべての便益を提供しなければならない。

抑留国は、いかなる場合にも、前記の書類の作成について捕虜に便益を与えなければならない。特に、抑留国は、捕虜が法律家に依頼することを許さなければならず、また、捕虜の署名の認証のため必要な措置を執らなければならない。

第六部　捕虜と当局との関係

第一章　抑留条件に関する捕虜の苦情

第七十八条

捕虜は、自己を権力内に有する軍当局に対し、抑留条件に関する要請を申し立てる権利を有する。

捕虜は、また、その抑留条件に関して苦情を申し立てようとする事項に対して利益保護国の代表者の注意を喚起するため、捕虜代表を通じ、又は必要と認めるときは直接に、利益保護国の代表者に対して申入れをする権利を無制限に有する。

前記の要請及び苦情は、制限してはならず、また、第七十一条に定める通信の割当数の一部を構成するものと認めてはならない。この要請及び苦情は、直ちに伝達しなければならない。この要請及び苦情は、理由がないと認められた場合にも、処罰の理由としてはならない。

捕虜代表は、利益保護国の代表者に対し、収容所の状態及び捕虜の要請に関する定期的報告をすることができる。

第二章　捕虜代表

第七十九条

捕虜は、捕虜が収容されているすべての場所（将校が収容されている場所を除く。）において、軍当局、利益保護国、赤十字国際委員会及び捕虜を援助するその他の団体に対して捕虜代表を、六箇月ごとに及び欠員を生じたつど、自由に秘密投票で選挙しなければならない。この捕虜代表は、再選されることができる。

将校及びこれに相当する者の収容所又は混合収容所では、捕虜中の先任将校をその収容所の捕虜代表と認める。将校の収容所では、捕虜代表は、将校により選ばれた一人又は二人以上の顧問によつて補助されるものとする。混合収容所では、捕虜代表の補助者は、将校でない捕虜の中から選ばなければならず、また、将校でない捕虜によつて選挙されたものでなければならない。

収容所の管理に関する任務で捕虜が責任を負うものを遂行するため、捕虜の労働収容所には、同一の国籍を有する捕虜たる将校を置かなければならない。これらの将校は、本条第一項に基いて捕虜代表として選挙されることができる。この場合には、捕虜代表の補助者は、将校でない捕虜の中から選ばなければならない。

選挙された捕虜代表は、すべて、その任務につく前に抑留国の承認を得なければならない。抑留国は、捕虜により選挙された捕虜代表については、その拒否

の理由を利益保護国に通知しなければならない。

捕虜代表は、いかなる場合にも、自己が代表する捕虜と同一の国籍、言語及び慣習の者でなければならない。国籍、言語及び慣習に従つて収容所の異なる区画に収容された捕虜は、こうして、前各項に従つて各区画ごとにそれぞれの捕虜代表を有するものとする。

第八十条

捕虜代表は、捕虜の肉体的、精神的及び知的福祉のために貢献しなければならない。

特に、捕虜がその相互の間で相互扶助の制度を組織することに決定した場合には、この組織は、この条約の他の規定によつて捕虜代表に委任される特別の任務とは別に、捕虜代表の権限に属するものとする。

捕虜代表は、その任務のみを理由としては、捕虜が犯した罪について責任を負うものではない。

第八十一条

捕虜代表に対しては、その任務の遂行が他の労働によつて一層困難となるときは、他の労働を強制してはならない。

捕虜代表は、その必要とする補助者を捕虜の中から指名することができる。捕虜代表に対しては、すべての物質的便益、特に、その任務の達成のために必要なある程度の行動の自由（労働分遣所の訪問、需品の受領等）を許さなければならない。

捕虜代表に対しては、捕虜が抑留されている施設を訪問することを許さなければならない。各捕虜は、その捕虜代表と自由に協議する権利を有する。

捕虜代表に対しては、また、抑留国の当局、利益保護国及び赤十字国際委員会並びにそれらの代表、混成医療委員会並びに捕虜を援助する団体と郵便及び電信で通信するためのすべての便益を与えなければならない。労働分遣所の捕虜代表は、主たる収容所の捕虜代表と通信するため、同一の便益を享有する。この通信は、制限してはならず、また、第七十一条に定める割当数の一部を構成するものと認めてはならない。

移動される捕虜代表に対しては、その事務を後任者に引き継ぐための充分な時間を与えなければならない。

捕虜代表が解任された場合には、その理由は、利益保護国に通知しなければならない。

第三章　刑罰及び懲戒罰

I　総則

第八十二条

捕虜は、抑留国の軍隊に適用される法律、規則及び命令に服さなければならない。抑留国は、その法律、規則及び命令に対する捕虜の違反行為について司法上又は懲戒上の措置を執ることができる。但し、その手続又は処罰は、本章の規定に反するものであつてはならない。

抑留国の法律、規則又は命令が、捕虜が行つた一定の行為について処罰すべきものと定めている場合において、抑留国の軍隊の構成員が行つた同一の行為については処罰すべきものでないときは、その行為については、懲戒罰のみを科することができる。

第八十三条

抑留国は、捕虜が行つたと認められる違反行為に対する処罰が司法上又は懲戒上の手続のいずれによるべきかを決定するに当つては、権限のある当局が最大の寛容を示し、且つ、できる限り司法上の措置よりも懲戒上の措置を執ることを確保しなければならない。

第八十四条

捕虜は、軍事裁判所のみが裁判することができる。但し、非軍事裁判所が、捕虜が犯したと主張されている当該違反行為と同一の行為に関して抑留国の軍隊の構成員を裁判することが抑留国の現行の法令によつて明白に認められている場合は、この限りでない。

捕虜は、いかなる場合にも、裁判所のいかんを問わず、一般に認められた独立及び公平についての不可欠の保障を与えない裁判所、特に、その手続が第百五条に定める防ぎよの権利及び手段を被告人に与えない裁判所では、裁判してはならない。

第八十五条

捕虜とされる前に行つた行為について抑留国の法令に従つて訴追された捕虜は、この条約の利益を引き続き享有する。有罪の判決を受けても、同様である。

第八十六条

捕虜は、同一の行為又は同一の犯罪事実については、重ねて処罰することができない。

第八十七条

抑留国の軍当局及び裁判所は、捕虜に対しては、同一の行為を行つた抑留国の軍隊の構成員に関して規定された刑罰以外の刑罰を科してはならない。

抑留国の裁判所又は当局は、刑罰を決定するに当つては、被告人が抑留国の国民ではなくて同国に対し忠誠の義務を負わない事実及び被告人がその意思に関係のない事情によつて抑留国の権力内にある事実をできる限り考慮に入れなければならない。前記の裁判所又は当局は、捕虜が訴追された違反行為に関して定める刑罰を自由に減軽することができるものとし、従つて、このためには、所定の最も軽い刑罰にかかわりなく刑罰を科することができる。

個人の行為に関して集団に科する刑罰、肉体に加える刑罰、日光が入らない場所における拘禁及び一般にあらゆる種類の拷問又は残虐行為は、禁止する。

抑留国は、捕虜の階級を奪つてはならず、また、捕虜の階級章の着用を妨げてはならない。

第八十八条

懲戒罰又は刑罰に服する捕虜たる将校、下士官及び兵に対しては、同一の罰に関して抑留国の軍隊の同等の階級に属する構成員に適用される待遇よりもきびしい待遇を与えてはならない。

女子の捕虜に対しては、抑留国の軍隊の構成員たる女子が同様の違反行為について受けるところよりも、きびしい待遇を科してはならず、又はきびしい待遇を罰に服する間与えてはならない。

女子の捕虜に対しては、いかなる場合にも、抑留国の軍隊の構成員たる男子が同様の違反行為について受けるところよりも、きびしい罰を科してはならず、又はきびしい待遇を罰に服する間与えてはならない。

捕虜は、懲戒罰又は刑罰に服した後は、他の捕虜と差別して待遇してはならない。

II　懲戒罰

第八十九条

捕虜に対して科することができる懲戒罰は、次のものとする。

(1) 三十日以内の期間について行う、第六十条及び第六十二条の規定に基いて捕虜が受領すべき前払の俸給及び労働賃金の百分の五十以下の減給

(2) この条約で定める待遇以外に与えられている特権の停止

(3) 一日につき二時間以内の労役

(4) 拘置

(3)に定める罰は、将校には科さないものとする。

懲戒罰は、いかなる場合にも、非人道的なもの、残虐なもの又は捕虜の健康を害するものであつてはならない。

第九十条

一の懲戒罰の期間は、いかなる場合にも、三十日をこえてはならない。紀律に対する違反行為に関する審問又は懲戒の決定があるまでの間における拘禁の期間は、捕虜に言い渡す本罰に通算しなければならない。

捕虜が懲戒の決定を受ける場合において、同時に二以上の行為について責任を問われているときでも、それらの行為の間に関連があるかどうかを問わず、前記の三十日の最大限度は、こえてはならない。

懲戒の言渡と執行との間の期間は、一箇月をこえてはならない。

捕虜について重ねて懲戒の決定があつた場合において、いずれかの懲戒罰の期間が十日以上であるときは、いずれの二の懲戒についても、その執行の間には、少くとも三日の期間を置かなければならない。

第九十一条

捕虜の逃走は、次の場合には、成功したものと認める。

(1) 捕虜がその属する国又はその同盟国の軍隊に帰着した場合

(2) 捕虜が抑留国又はその同盟国の支配下にある地域を去つた場合

(3) 捕虜がその属する国又はその同盟国の国旗を掲げる船舶で抑留国の領水内にあるものに帰着した場合。但し、その船舶が抑留国の支配下にある場合を除く。

本条の意味における逃走に成功した後に再び捕虜とされた者に対しては、以前の逃走について罰を科してはならない。

第九十二条

逃走を企てた捕虜で第九十一条の意味における逃走に成功する前に再び捕虜とされたものに対しては、その行為が重ねて行われたものであるとないとを問わず、その行為については懲戒罰のみを科することができる。

再び捕虜とされた者は、権限のある軍当局に遅滞なく引き渡さなければならない。

第八十八条第四項の規定にかかわらず、成功しなかつた逃走の結果として処罰された捕虜は、特別の監視の下に置くことができる。その監視は、捕虜の健康状態を害するものであつてはならず、捕虜収容所内で行われるものでなければならず、また、この条約によつて捕虜に与えられる保護のいずれをも排除するものであつてはならない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その十一）

第九十三条

逃走又は逃走の企図は、その行為が重ねて行われたものであるとないとを問わず、捕虜が逃走中又は逃走の企図中に行つた犯罪行為について司法手続による裁判に付されたときに刑を加重する情状と認めてはならない。

捕虜が逃走を容易にする意思のみをもつて行つた違反行為で生命及び身体に対する暴行を伴わないもの、たとえば、公の財産に対して行つた違反行為、利得の意思を伴わない盗取、偽造文書の作成又は行使、軍服以外の被服の着用等については、第八十三条に掲げる原則に従つて懲戒罰のみを科することができる。

逃走又は逃走の企図をほう助し、又はそのかした捕虜に対しては、その行為について懲戒罰のみを科することができる。

第九十四条

逃走した捕虜が再び捕虜とされた場合には、その事実については、第百二十二条に定めるところにより、捕虜が属する国に通告しなければならない。但し、その逃走が既に通告されているときに限る。

第九十五条

紀律に対する違反行為について責任を問われた捕虜は、抑留国の軍隊の構成員が同様の違反行為について責任を問われたとき同様に拘禁される場合又は収容所の秩序及び紀律の維持のために必要とされる場合を除く外、懲戒の決定があるまでの間、拘禁してはならない。

紀律に対する違反行為についての処分があるまでの間における捕虜の拘禁の期間は、最少限度としなければならず、また、十四日をこえてはならない。

本章第九十七条及び第九十八条の規定は、紀律に対する違反行為については、第九十六条

紀律に対する違反行為を構成する行為は、直ちに調査しなければならない。

懲戒罰は、収容所長の資格で懲戒権を有する将校又はその代理をし、若しくはその懲戒権を委任される責任のある将校のみが、言い渡すことができる。但し、裁判所及び上級の軍当局の権限を害するものではない。

懲戒権は、いかなる場合にも、捕虜に委任され、又は捕虜により行使されてはならない。

違反行為の責任を問われた捕虜に対しては、懲戒の決定の言渡の前に、責任を問われた違反行為に関する正確な情報を告げ、且つ、当該捕虜が自己の行為を弁明し、及び自己を防ぎよする機会を与えなければならない。その捕虜に対しては、特に、証人の喚問を求めること及び必要があるときは資格のある通訳人に通訳させることを許さなければならない。決定は、当該捕虜及び捕虜代表に対して告知しなければならない。

懲戒の記録は、収容所長が保存し、且つ、利益保護国の代表者の閲覧に供しなければならない。

第九十七条

捕虜は、いかなる場合にも、懲治施設（監獄、懲治所、徒刑場等）に移動して懲戒罰に服させてはならない。

捕虜を懲戒罰に服させるすべての場所は、第二十五条に掲げる衛生上の要件を満たすものでなければならない。懲戒罰に服する捕虜については、第二十九条の規定に従つて、清潔な状態を保つことができるようにしなければならない。

将校及びこれに相当する者は、下士官又は兵と同一の場合に拘禁してはならない。

懲戒罰に服する女子の捕虜は、男子の捕虜と分離した場所に拘禁し、且つ、女子の直接の監視の下に置かなければならない。

第九十八条

懲戒罰として拘禁される捕虜は、拘禁された事実だけでこの条約の規定の適用が必然的に不可能となつた場合を除く外、引き続きこの条約の規定の利益を享有する。第七十八条及び第百二十六条の規定の利益は、いかなる場合にも、その捕虜から奪つてはならない。

懲戒罰に服する捕虜からは、その階級に伴う特権を奪つてはならない。

懲戒罰に服する捕虜に対しては、一日に少くとも二時間、運動し、及び戸外にあることを許さなければならない。

それらの捕虜に対しては、その請求があつたときは、日日の検診を受けることを許さなければならない。それらの捕虜は、その健康状態により必要とされる治療を受けるものとし、また、必要がある場合には、収容所の病室又は病院に移されるものとする。

それらの捕虜に対しては、読むこと、書くこと及び信書を発受することを許さなければならない。但し、送付を受けた小包及び金銭は、処罰が終了するまでの間、留置することができる。その間は、送付を受けた小包及び金銭は、捕虜代表に委託しなければならず、捕虜代表は、その荷物の中にある変敗しやすい物を病室に引き渡さなければならない。

Ⅲ 司法手続

第九十九条

捕虜は、実行の時に効力があつた抑留国の法令又は国際法によつて禁止されていなかつた行為については、これを裁判に付し、又はこれに刑罰を科してはならない。

捕虜に対しては、責任を問われた行為について有罪であると認めさせるために精神的又は肉体的強制を加えてはならない。

捕虜は、防ぎよ方法を提出する機会を与えられ、且つ、資格のある弁護人の援助を受けた後でなければ、これに対して有罪の判決をしてはならない。

第百条

捕虜及び利益保護国に対しては、抑留国の法令に基いて死刑を科することができる犯罪行為について、できる限りすみやかに通知しなければならない。

その他の犯罪行為は、その後は、捕虜が属する国の同意を得ないでは、死刑を科することができる犯罪行為としてはならない。

死刑の判決は、第八十七条第二項に従つて、被告人が抑留国の国民ではなくて同国に対し忠誠の義務を負わない事実及び被告人がその意思に関係のない事情によつて抑留国の権力内にある事実を裁判所が特に留意した後でなければ、捕虜に言い渡してはならない。

第百一条

捕虜に対して死刑の判決の言渡があつた場合には、その判決は、利益保護国が第百七条に定める詳細な通告を指定のあて先で受領した日から少くとも六箇月の期間が経過する前に執行してはならない。

第百二条

捕虜に対して言い渡された判決は、抑留国の軍隊の構成員の場合と同一の裁判所により同一の手続に従つて行われ、且つ、本章の規定が遵守された場合でなければ、効力を有しない。

第百三条

捕虜に関する司法上の取調は、事情が許す限りすみやかに、且つ、裁判ができる限りすみやかに開始されるように、行わなければならない。

捕虜は、抑留国の軍隊の構成員が同様の犯罪行為について責任を問われれば勾留される場合又は国の安全上その勾留を必要とする場合を除く外、裁判があるまでの間、勾留してはならない。いかなる場合にも、この勾留の期間は、三箇月をこえてはならない。

裁判があるまでの間に捕虜が勾留された期間は、当該捕虜に科する拘禁の本刑に通算しなければならず、また、刑の決定に当つて考慮に入れなければならない。

本章第九十七条及び第九十八条の規定は、裁判があるまでの間において勾留される捕虜に適用する。

第百四条

抑留国は、捕虜について司法手続を開始することに決定した場合には、利益保護国に対し、できる限りすみやかに、且つ、少くとも裁判の開始の三週間前に、その旨を通知しなければならない。この三週間の期間は、その通知が、利益保護国があらかじめ抑留国に対して指定したあて先において利益保護国に到達した日から起算する。

前記の通知書には、次の事項を掲げなければならない。

(1) 捕虜の氏名、階級、軍の名称、連隊の名称、個人番号又は登録番号、生年月日及び職業

(2) 抑留又は勾留の場所

(3) 捕虜に関する公訴事実の細目及び適用される法令の規定

(4) 事件を裁判する裁判所並びに裁判の開始の期日及び場所

抑留国は、捕虜代表に対しても同一の通知をしなければならない。

利益保護国、当該捕虜及び関係のある捕虜代表が裁判の開始の少くとも三週間前に前記の通知を受領した旨の証拠が裁判の開始に当つて提出されなかつた場合には、裁判は、開始してはならず、延期しなければならない。

第百五条

捕虜は、同僚の捕虜の一人に補佐を受け、防ぎよのため資格のある弁護人を選任し、証人の喚問を求め、及び必要と認めるときは有能な通訳人に通訳をさせる権利を有する。抑留国は、捕虜に対し、裁判の開始前の適当な時期に、これらの権利を有する旨を告げなければならない。

利益保護国は、捕虜が弁護人を選任しなかつた場合には、捕虜に弁護人を附さなければならない。このため、利益保護国には、少くとも一週間の猶予期間を与えなければならない。抑留国は、利益保護国の請求があつたときは、これに弁護人たる資格のある者の名簿を交付しなければならない。抑留国は、捕虜及び利益保護国が弁護人を選任しなかつた場合には、防ぎよに当らせるため、資格のある弁護人を指名しなければならない。

捕虜の防ぎよに当る弁護人に対しては、被告人の防ぎよの準備をさせるため、裁判の開始前に少くとも二週間の猶予期間を与え、及び必要な便益を与えなければならない。この弁護人は、特に、自由に被告人を訪問し、且つ、立会人なしで被告人と接見することができる。この弁護人は、また防ぎよのために証人（捕虜を含む。）と協議することができる。この弁護人は、不服申立又は請願の期間が満了するまでの間、前記の便益を享有する。

捕虜に関する起訴状及び抑留国の軍隊に適用される法令に従つて通常被告人に送達される書類は、捕虜が理解する言語で記載して、裁判の開始前に充分に早く被告人たる捕虜に送達しなければならない。捕虜の防ぎよに当る弁護人に対しても、同一の条件で同一の送達をしなければならない。

利益保護国の代表者は、事件の裁判に立ち会う権利を有する。但し、例外的に国の安全のため裁判が非公開で行われる場合は、この限りでない。この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知しなければならない。

第百六条

各捕虜は、自己について言い渡された判決に関しては、抑留国の軍隊の構成員と同様に、判決の破棄若しくは訂正又は再審を請求する権利及びこれを行使することができる期間について完全に告げなければならない。

第百七条

捕虜について言い渡された判決は、その概要の通知書により、直ちに利益保護国に対して通知しなければならない。その通知書には、捕虜が判決の破棄若しくは訂正又は再審を請求するため不服を申し立て、又は請願をする権利を有するかどうかをも記載しなければならない。その通知書は、関係のある捕虜代表に対しても交付しなければならない。その通知書は、捕虜が出頭しないで判決が言い渡されたときは、被告人たる捕虜に対しても、当該捕虜が理解する言語で記載して交付しなければならない。抑留国は、また、利益保護国に対し、不服申立又は請願の権利を行使するかどうかについての捕虜の決定を直ちに通知しなければならない。

更に、捕虜に対する有罪の判決が確定した場合及び捕虜に対し第一審判決で死刑の言渡があつた場合には、抑留国は、利益保護国に対し、次の事項を記載する詳細な通知書をできる限りすみやかに送付しなければならない。

(1) 事実認定及び判決の正確な本文

(2) 予備的な取調及び裁判に関する概要の報告で特に訴追及び防ぎよの要点を明示するもの

(3) 必要がある場合には、刑を執行する営造物

前各号に定め通知は、利益保護国があらかじめ抑留国に通知したあて名にあてて利益保護国に送付しなければならない。

第百八条

適法に確定した有罪の判決により捕虜に対して言い渡した刑は、抑留国の軍隊の構成員の場合と同一の営造物において同一の条件で執行しなければならない。この条件は、いかなる場合にも、衛生上及び人道上の要件を満たすものでなければならない。

前記の刑を言い渡された女子の捕虜は、分離した場所に拘禁し、且つ、女子の監視の下に置かなければならない。

自由刑を言い渡された捕虜は、いかなる場合にも、この条約の第七十八条及び第百二十六条の規定による利益を引き続いて享有する。更に、それらの捕虜は、通信を発受し、毎月少くとも一個の救済小包を受領し、規則的に戸外で運動し、並びにその健康状態により必要とされる医療及び希望する宗教上の援助を受けることを許されるものとする。それらの捕虜に科せられる刑罰は、第八十七条第三項の規定に従うものでなければならない。

第四編　捕虜たる身分の終了

第一部　直接送還及び中立国における入院

第百九条

本条第三項の規定を留保して、紛争当事国は、重傷及び重病の捕虜を、その数及び階級のいかんを問わず、輸送に適する状態になるまで治療した後次条第一項に従つて本国に送還しなければならない。

紛争当事国は、敵対行為の期間を通じて、関係中立国の協力により、次条第二項に掲げる傷者又は病者たる捕虜の中立国における入院について措置を執ることに努めなければならない。更に、紛争当事国は、長期間にわたり捕虜たる身分にあつた健康な捕虜の直接送還又は中立国における抑留について協定を締結することができる。

本条第一項に基いて送還の対象となる傷者又は病者たる捕虜は、敵対行為の期間中は、その意思に反して送還してはならない。

第百十条

次の者は、直接に送還しなければならない。

(1) 不治の傷者及び病者で、精神的又は肉体的機能が著しく減退したと認められるもの

(2) 一年以内に回復する見込がないと医学的に診断される傷者及び病者で、その状態が療養を必要としており、且つ、精神的又は肉体的機能が著しく減退したと認められるもの

(3) 回復した傷者及び病者で、精神的又は肉体的機能が著しく、且つ、永久的に減退したと認められるもの

次の者は、中立国において入院させることができる。

(1) 負傷又は発病の日から一年以内に回復すると予想される傷者又は病者で、中立国で療養すれば一層確実且つ迅速に回復すると認められるもの

(2) 引き続き捕虜たる身分にあれば精神又は肉体の健康に著しく危険があると医学的に診断される捕虜で、中立国で入院すればこの危険が除かれると認められるもの

中立国で入院した捕虜が送還されるために満たすべき条件及びそれらの捕虜の地位は、関係国間の協定で定めなければならない。一般に、中立国で入院した捕虜で次の部類に属するものは、送還しなければならない。

(1) 健康状態が直接送還について定めた条件を満たす程度に悪化した者

(2) 精神的又は肉体的機能が療養後も著しく害されている者

直接送還又は中立国における入院の理由となる障害又は疾病の種類を決定するための特別協定が関係紛争当事国間に締結されていない場合には、それらの種類は、この条約に附属する傷者及び病者たる捕虜の直接送還及び中立国における入院に関するひな型協定並びに混成医療委員会に関する規則に定める原則に従つて定めなければならない。

第百十一条

抑留国及び捕虜が属する国並びにその二国が合意した中立国は、敵対行為が終了するまでの間その中立国の領域内に捕虜を抑留することができるようにする協定の締結に努めなければならない。

第百十二条

敵対行為が生じたときは、傷者及び病者たる捕虜を診察し、並びにその捕虜に関して適当なすべての決定をさせるため、混成医療委員会を任命しなければならない。混成医療委員会の任命、任務及び活動については、この条約に附属する規則で定めるところによる。

もつとも、抑留国の医療当局が明白に重傷又は重病であると認めた捕虜は、混成医療委員会の診察を要しないで送還することができる。

第百十三条

抑留国の医療当局が指定した捕虜の外、次の部類に属する傷者又は病者たる捕虜は、前条に定める混成医療委員会の診察を受ける権利を有する。

(1) 同一の国籍を有する医師又は当該捕虜が属する国の同盟国たる紛争当事国の国民である医師で収容所内でその任務を行うものが指定した傷者及び病者

(2) 捕虜代表が指定した傷者及び病者

(3) その属する国又は捕虜に援助を与える団体でその国が正当に承認したものにより指定された傷者及び病者

もつとも、前記の三部類の一に属しない捕虜も、それらの部類に属する者の診察後は、混成医療委員会の診察を受けることができる。

混成医療委員会の診察を受ける捕虜と同一の国籍を有する医師及び捕虜代表に対しては、その診察に立ち会うことを許さなければならない。

第百十四条

災害を被つた捕虜は、故意に傷害を受けた場合を除く外、送還又は中立国における入院の条件に適合するものは、その捕虜がその罰を受け終つていないことを理由として抑留して置いてはならない。

懲戒罰を科せられている捕虜で送還又は中立国における入院の条件に適合するものは、その捕虜がその罰を受け終つていないことを理由として抑留して置いてはならない。

訴追され、又は有罪の判決を言い渡された捕虜で送還又は中立国における入院を指定されたものは、抑留国が同意したときは、司法手続又は刑の執行を終る前の送還又は中立国における入院の利益を享有する。

紛争当事国は、司法手続又は刑の執行を終るまでの間抑留される捕虜の氏名を相互に通知しなければならない。

第百十六条

捕虜の送還又は中立国への移送の費用は、抑留国の国境からは、捕虜が属する国が負担しなければならない。

第百十七条

送還された者は、現役の軍務に服させてはならない。

第二部　敵対行為の終了の際における捕虜の解放及び送還

第百十八条

捕虜は、実際の敵対行為が終了した後遅滞なく解放し、且つ、送還しなければならない。

このための規定が敵対行為を終了するために紛争当事国間で締結した協定中にない場合又はそのような協定がない場合には、各抑留国は、前項に定める原則に従つて、遅滞なく送還の計画を自ら作成し、且つ、実施しなければならない。

前記のいずれの場合にも、採択した措置は、捕虜に知らせなければならない。

捕虜の送還の費用は、いかなる場合にも、抑留国及び捕虜が属する国に公平に割り当てなければならない。この割当は、次の基礎に基いて行うものとする。

(a)　両国が隣接国であるときは、捕虜が属する国は、抑留国の国境からの送還の費用を負担しなければならない。

(b)　両国が隣接国でないときは、抑留国は、自国の国境に至るまで又は捕虜が属する国の領域に最も近い自国の乗船港に至るまでの自国の領域内における捕虜の輸送の費用を負担しなければならない。関係国は、その他の送還の費用を公平に割り当てるために相互に協定しなければならない。この協定の締結は、いかなる場合にも、捕虜の送還を遅延させる理由としてはならない。

第百十九条

送還は、第百十八条及び次項以下の規定を考慮して、捕虜の移動についてこの条約の第四十六条から第四十八条までに定める条件と同様の条件で、実施しなければならない。

送還に当つては、第十八条の規定に基いて捕虜から取り上げた有価物及び抑留国の通貨に両替されなかつた外国通貨は、捕虜に返還しなければならない。理由のいかんを問わず送還に当つて捕虜に返還されなかつた有価物及び外国通貨は、第百二十二条に基いて設置される捕虜情報局に引き渡さなければならない。

捕虜は、その個人用品並びに受領した通信及び小包を携帯することを許される。それらの物品の重量は、送還の条件により必要とされるときは、各捕虜が携帯することができる適当な重量に制限することができる。各捕虜は、いかなる場合にも、少くとも二十五キログラムの物品を携帯することを許される。

送還された捕虜のその他の個人用品は、抑留国が保管しなければならない。それらの個人用品は、抑留国が、捕虜が属する国との間で輸送条件及び輸送費用の支払を定める協定を締結した場合には、直ちに捕虜に送付しなければならない。

訴追することができる違反行為についての刑事訴訟手続がその者について進行中の捕虜は、司法手続及び必要があるときは刑の執行を終るまでの間、抑留して置くことができる。訴追することができる違反行為について既に有罪の判決を受けた捕虜についても、同様とする。

紛争当事国は、司法手続又は刑の執行を終るまでの間抑留して置く捕虜の氏名を相互に通知しなければならない。

紛争当事国は、離散した捕虜を捜索し、且つ、できる限り短期間内に送還することを確保するため、協定で委員会を設置しなければならない。

第三部　捕虜の死亡

第百二十条

捕虜の遺言書は、その本国法で必要とされる要件を満たすように作成しなければならない。本国は、この点に関する要件を抑留国に通知するために必要な措置を執るものとする。遺言書は、捕虜の要請があつた場合及び捕虜の死亡後はあらゆる場合に、利益保護国に遅滞なく送付し、その認証謄本は、中央捕虜情報局に送付しなければならない。

捕虜として死亡したすべての者については、第百二十二条に従つて設置される捕虜情報局に対し、できる限りすみやかに、この条約に附属するひな型に合致する死亡証明書又は責任のある将校が認証した表を送付しなければならない。その証明書又は認証した表には、第十七条第三項に掲げる身分証明書の細目、死亡の年月日及び場所、死因、埋葬の年月日及び場所並びに墓を識別するために必要なすべての明細を記載しなければならない。

捕虜の土葬又は火葬は、死亡を確認すること、報告書の作成を可能にすること及び必要があるときは死者を識別することを目的とする死体の医学的検査の後に行わなければならない。

抑留当局は、捕虜たる身分にある間に死亡した捕虜ができる限りその属する宗教の儀式に従つて丁重に埋葬されること並びにその墓が尊重され、適当に維持され、及びいつでも見出されるように標示されることを確保しなければならない。死亡した捕虜で同一の国に属したものは、できる限り同じ場所に埋葬しなければならない。

死亡した捕虜は、避けがたい事情によつて共同の墓を使用する必要がある場合を除く外、各別の墓に埋葬しなければならない。その死体は、衛生上絶対に必要とされる場合、死者の宗教に基く場合又は本人の明示的な希望による場合に限り、火葬に付することができる。火葬に付した場合には、捕虜の死亡証明書に火葬の事実及び理由を記載しなければならない。

埋葬及び墓に関するすべての明細は、墓をいつでも見出すことができるように、抑留国が設置する墳墓登録機関に記録しなければならない。墓の表及び墓地その他の場所に埋葬された捕虜に関する明細書は、その捕虜が属した国に送付しなければならない。それらの墓を管理し、及び死体のその後の移動を記録する責任は、その地域を支配する国がこの条約の締約国である場合には、その国が負う。本項の規定は、本国の希望に従つてその遺骨が適当に処分されるまでの間、墳墓登録機関が保管する遺骨についても、適用する。

第百二十一条

捕虜の死亡又は重大な傷害で衛兵、他の捕虜その他の者に起因し、又は起因した疑があるもの及び捕虜の原因不明の死亡については、抑留国は、直ちに公の調査を行わなければならない。

前記の事項に関する通知は、直ちに利益保護国に与えなければならない。証人、特に、捕虜たる証人からは、供述を求め、それらの供述を含む報告書を利益保護国に送付しなければならない。

調査によつて一人又は二人以上の者が罪を犯したと認められるときは、抑留国は、責任を負うべき者を訴追するためにすべての措置を執らなければならない。

第五編　捕虜に関する情報局及び救済団体

第百二十二条

各紛争当事国は、紛争の開始の際及び占領のあらゆる場合に、その権力内にある捕虜に関する公の情報局を設置しなければならない。第四条に掲げる部類の一に属する者を領域内に収容した中立国又は非交戦国は、それらの者に関して同一の措置を執らなければならない。それらの国は、捕虜情報局に対してその能率的な運営のため必要な建物、設備及び職員を提供することを確保しなければならない。それらの国は、この条約中の捕虜の労働に関する部に定める条件に基いて、捕虜情報局で捕虜を使用することができる。

各紛争当事国は、その権力内に陥つた第四条に掲げる部類の一に属する敵人に関し、本条第四項、第五項及び第六項に掲げる情報をできる限りすみやかに自国の捕虜情報局に提供しなければならない。中立国又は非交戦国は、その領域内に収容した前記の部類に属する者に関し、同様の措置を執らなければならない。

捕虜情報局は、利益保護国及び第百二十三条に定める中央捕虜情報局の仲介により、関係国に対してその情報を最もすみやかな方法で直ちに通知しなければならない。

その情報は、関係のある近親者にすみやかに了知させることを可能にするものでなければならない。第十七条の規定を留保して、その情報は、捕虜情報局にとつて入手可能である限り、各捕虜について、氏名、階級、軍の名称、連隊の名称、個人番号又は登録番号、出生地及び生年月日、その属する国、父の名及び母の旧姓、通知を受ける者の氏名及び住所並びに捕虜に対する通信を送付

すべきあて名を含むものでなければならない。

捕虜情報局は、捕虜の移動、解放、送還、逃走、入院及び死亡に関する情報を各種の機関から得て、その情報を前記の第三項に定める方法で通知しなければならない。

同様に、重病又は重傷の捕虜の健康状態に関する情報も、定期的に、可能なときは毎週、提供しなければならない。

捕虜情報局は、また、捕虜（捕虜たる身分にある間に死亡した者を含む。）に関するすべての問合せに答える責任を負う。捕虜情報局は、情報を求められた場合において、その情報を有しないときは、それを入手するために必要な調査を行うものとする。

捕虜情報局のすべての通知書は、署名又は押印によつて認証しなければならない。

捕虜情報局は、更に、送還され、若しくは解放された捕虜又は逃走し、若しくは死亡した捕虜が残したすべての個人的な有価物（抑留国の通貨以外の通貨及び近親者にとつて重要な書類を含む。）を取り集めて関係国に送付しなければならない。捕虜情報局は、それらの有価物を封印袋で送付しなければならない。その封印袋には、それらの有価物を所持していた者を識別するための明確且つ完全な明細書及び内容の完全な目録を附さなければならない。前記の捕虜のその他の個人用品は、関係紛争当事国間に締結される取極に従つて送付しなければならない。

第百二十三条

中央捕虜情報局は、中立国に設置する。赤十字国際委員会は、必要と認める場合には、関係国に対し、中央捕虜情報局を組織することを提案しなければならない。

中央捕虜情報局の任務は、公的又は私的径路で入手することができる捕虜に関するすべての情報を収集し、及び捕虜の本国又は捕虜が属する国にその情報をできる限りすみやかに伝達することとする。中央捕虜情報局は、この伝達については、紛争当事国からすべての便益を与えられるものとする。

締約国、特に、その国民が中央捕虜情報局の役務の利益を享有する国は、中央捕虜情報局に対し、その必要とする財政的援助を提供するように要請されるものとする。

前記の規定は、赤十字国際委員会又は第百二十五条に定める救済団体の人道的活動を制限するものと解してはならない。

第百二十四条

各国の捕虜情報局及び中央捕虜情報局は、郵便料金の免除及び第七十四条に定めるすべての免除を受けるものとし、更に、できる限り電報料金の免除又は少くともその著しい減額を受けるものとする。

第百二十五条

抑留国は、その安全を保障し、又はその他合理的な必要を満たすために肝要であると認める措置を留保して、宗教団体、救済団体その他捕虜に援助を与える団体の代表者及びその正当な委任を受けた代理人に対し、捕虜の訪問、出所のいかんを問わず宗教的、教育的又は娯楽的目的に充てられる救済用の需品及び物資の捕虜に対する分配並びに収容所内における捕虜の余暇の利用の援助に関してすべての必要な便益を与えなければならない。前記の団体は、抑留国の領域内にも、また、その他の国にも設立することができる。また、前記の団体には、国際的性質をもたせることができる。

抑留国は、代表が抑留国の領域内で抑留国の監督の下に任務を行うことを許される団体の数を制限することができる。但し、その制限は、すべての捕虜に対する充分な救済の効果的な実施を妨げないものでなければならない。

この分野における赤十字国際委員会の特別の地位は、常に、認め、且つ、尊重しなければならない。

前記の目的に充てられる需品又は物資が捕虜に交付されたときは、直ちに又は交付の後短期間内に、捕虜代表が署名した各送付品の受領証を、その送付品を発送した救済団体その他の団体に送付しなければならない。同時に、捕虜の保護について責任を負う当局は、その送付品の受領証を送付しなければならない。

第六編　条約の実施

第一部　総則

第百二十六条

利益保護国の代表者又は代表は、捕虜がいるすべての場所、特に、収容、拘禁及び労働の場所に行くことを許されるものとし、且つ、捕虜が使用するすべての施設に出入することができるものとする。それらの者は、また、移動中の捕虜の出発、通過又は到着の場所に行くことを許される。それらの者は、立会人なしで、直接に又は通訳人を通じて、捕虜、特に、捕虜代表と会見することができる。

利益保護国の代表者及び代表は、訪問する場所を自由に選定することができる。その訪問の期間及び回数は、制限してはならない。訪問は、絶対的な軍事上の必要を理由とする例外的且つ一時的な措置として行われる場合を除く外、禁止されないものとする。

抑留国及び前記の訪問を受ける捕虜が属する国は、必要がある場合には、それらの捕虜の同国人が訪問に参加することに合意することができる。

赤十字国際委員会の代表も、同一の特権を享有する。その代表の任命は、訪問を受ける捕虜を抑留している国の承認を必要とする。

第百二十七条

締約国は、この条約の原則を自国のすべての軍隊及び住民に知らせるため、平時であると戦時であるとを問わず、自国においてこの条約の本文をできる限り普及させること、特に、軍事教育及びできれば非軍事教育の課目中にこの条約の研究を含ませることを約束する。

戦時において捕虜について責任を負う軍当局その他の当局は、この条約の本文を所持し、及び同条約の規定について特別の教育を受けなければならない。

第百二十八条

締約国は、スイス連邦政府を通じて、また、敵対行為が行われている間は利益保護国を通じて、この条約の公の訳文及び締約国がこの条約の適用を確保するために制定する法令を相互に通知しなければならない。

第百二十九条

締約国は、次条に定義するこの条約に対する重大な違反行為の一を行い、又は行うことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うことを約束する。

各締約国は、前記の重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査する義務を負うものとし、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起しなければならない。各締約国は、また、希望する場合には、自国の法令の規定に従つて、その者を他の関係締約国に裁判のため引き渡すことができる。但し、前記の関係締約国が事件について一応充分な証拠を示した場合に限る。

各締約国は、この条約の規定に違反する行為で次条に定義する重大な違反行為以外のものを防止するため必要な措置を執らなければならない。

被告人は、すべての場合において、この条約の第百五条以下に定めるところよりも不利でない正当な裁判及び防ぎよの保障を享有する。

第百三十条

前条にいう重大な違反行為とは、この条約が保護する人又は物に対して行われる次の行為、すなわち、殺人、拷問若しくは非人道的待遇（生物学的実験を含む。）、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること、捕虜を強制して敵国の軍隊で服務させること又はこの条約に定める公正な正式の裁判を受ける権利を奪うことをいう。

第百三十一条

締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免かれ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免かれさせてはならない。

第百三十二条

この条約の違反の容疑に関しては、紛争当事国の要請により、関係国の間で定める方法で調査を行わなければならない。

調査の手続について合意が成立しなかつた場合には、前記の関係国は、その手続を決定する審判者の選任について合意しなければならない。

違反行為が確認されたときは、紛争当事国は、できる限りすみやかに、違反行為を終止させ、且つ、これに対して処置しなければならない。

第二部　最終規定

第百三十三条

この条約は、英語及びフランス語で作成する。両本文は、ひとしく正文とする。

スイス連邦政府は、この条約のロシア語及びスペイン語による公の訳文が作成されるように取り計らわなければならない。

第百三十四条

この条約は、締約国間の関係においては、千九百二十九年七月二十七日の条約に代るものとする。

第百三十五条

千八百九十九年七月二十九日又は千九百七年十月十八日の陸戦の法規及び慣例に関するヘーグ条約によつて拘束されている国でこの条約の締約国であるものの間の関係においては、この条約は、それらのヘーグ条約に附属する規則の第二章を補完するものとする。

第百三十六条

本日の日付を有するこの条約は、千九百四十九年四月二十一日にジュネーヴで開かれた会議に代表者を出した国及び同会議に代表者を出さなかつた千九百二十九年七月二十七日の条約の締約国に対し、千九百五十

年二月十二日までその署名のため開放される。

第百三十七条

この条約は、できる限りすみやかに批准されなければならない。批准書は、ベルヌに寄託しなければならない。

スイス連邦政府は、各批准書の寄託について調書を作成し、その認証謄本をこの条約に署名したすべての国又は加入を通告したすべての国に伝達しなければならない。

第百三十八条

この条約は、二以上の批准書が寄託された後六箇月で効力を生ずる。

その後は、この条約は、各締約国についてその批准書の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第百三十九条

この条約は、その効力発生の日から、この条約に署名しなかつたすべての国に対し、その加入のため開放される。

第百四十条

加入は、書面でスイス連邦政府に通告され、且つ、その書面が受領された日の後六箇月で効力を生ずる。

スイス連邦政府は、この条約に署名したすべての国及び加入を通告したすべての国にこの加入を通知しなければならない。

第百四十一条

第二条及び第三条に定める状態は、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始前又は開始後に行つた批准又は加入に対し、直ちに効力を与えるものとする。スイス連邦政府は、紛争当事国から受領した批准書又は加入通告書について最もすみやかな方法で通知しなければならない。

第百四十二条

各締約国は、この条約を自由に廃棄することができる。

廃棄は、書面でスイス連邦政府に通告しなければならず、スイス連邦政府は、その通告をすべての締約国の政府に伝達しなければならない。

廃棄は、スイス連邦政府にその通告をした後一年で効力を生ずる。但し、廃棄する国が紛争に加わつている時に通告された廃棄は、平和条約が締結され、且つ、この条約によつて保護される者の解放及び送還に関連する業務が終了するまでは、効力を生じない。

廃棄は、廃棄する国についてのみ効力を生ずる。廃棄は、文明国民の間で確立している慣行、人道の法則、公衆の良心の命ずるところ等に由来する国際法の原則に基いて紛争当事国が引き続き履行しなければならない義務を害するものではない。

第百四十三条

スイス連邦政府は、この条約を国際連合事務局に登録しなければならない。スイス連邦政府は、また、この条約に関連して同政府が受領するすべての批准書、加入通告書及び廃棄通告書について国際連合に通知しなければならない。

以上の証拠として、下名は、それぞれの全権委任状を寄託してこの条約に署名した。

千九百四十九年八月十二日にジュネーヴで英語及びフランス語により作成した。原本は、スイス連邦の記録に寄託する。スイス連邦政府は、その認証謄本を各署名国及び各加入国に送付しなければならない。

アフガニスタンのために
M・オスマン・アミリ

アルバニア人民共和国のために
第十条、第十二条及び第八十五条に添附の留保を附して
J・マロ

アルゼンテインのために
添附の留保を附して
ギリエルモ・A・スペロ

オーストラリアのために
ノルマン・R・ミゲル
批准を条件として

オーストリアのために
ドクトル　ルードルフ・ブリユードン

ベルギーのために
モーリス・プールカン

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
第十条、第十二条及び第八十五条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国政府首席代表　I・クツエイニコフ

ボリヴイアのために
G・メデイロス

ブラジルのために
ジョアン・ピント・ダ・シルヴア
少将　フロリアノ・ド・リマ・ブライナー

ブルガリア人民共和国のために
添附の留保を附して
K・B・スヴエトロフ

カナダのために
マックス・H・ウエルショフ

セイロンのために
V・クマラスワミ

チリのために
F・システルナス・オルテイス

中華民国のために
呉南如

コロンビアのために
ラフアエル・ローチヤ・シユロース

キューバのために
J・デ・ラ・ルス・レオン

デンマークのために
ゲオルグ・コーン

バウル・イプセン

バゲ

エジプトのために
A・K・サフワット

エクアドルのために
アレハンドロ・ガステルー

スペインのために
添附の留保を附して
ルイス・カルデロン

アメリカ合衆国のために
レランド・ハリソン

レイマンド・J・イングリング

エテイオピアのために
ガシヤウ・ゼレック

フインランドのために
ラインホルド・スヴエントフランスのために
G・カーン＝サルヴアドール

ジヤキノ

ギリシヤのために
M・ペスマゾグロ

グアテマラのために
A・デユボン＝ウイルマン

ハンガリー人民共和国のために
添附の留保を附して
アンナ・カラ

インドのために
D・B・デサイ

イランのために
A・H・メイカーデ

アイルランド共和国のために
シーン・マックブライド

イスラエルのために
M・カハニー

イタリアのために
ジヤシント・アウリツチ

エットーレ・バイストロツキ

添附の留保を附して

レバノンのために
ミカウイ

リヒテンシュタインのために
伯爵　F・ヴイルツエックルクセンブルグのために
J・シユトルム

添附の留保を附して

メキシコのために
ペドロ・デ・アルバ

W・R・カストロ

モナコ公国のために
M・ロゼ

ニカラグアのために
政府の承認を条件として
リフシツツ

ノールウエーのために
ロルフ・アンデルセン

ニユー・ジーランドのために
G・R・レーキング

パキスタンのために
少将　S・M・A・フアルーキ

A・H・シエイク

パラグアイのために
コンラド・フエール

オランダのために
J・ボツシユ・デ・ローゼンタール

ペルーのために
ゴンサロ・ピサロ

フイリピン共和国のために
P・セバステイアン

ポーランドのために
添附の留保を附して
ユリアン・ブシュボス

ポルトガルのために
添附の留保を附して
G・カルデイラ・コエリヨ

ルーマニア人民共和国のために
添附の留保を附して
I・ドラゴミル

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
ロバート・クレーギー
H・A・ストラット
W・H・ガードナー

ヴアチカンのために
フイリツプ・ベルナルデイニ

サルヴアドルのために
R・A・ブスタマンテ

スウエーデンのために
国会の承認を得て行うスウエーデン皇帝陛下の政府の批准を条件として
スタツフアン・セーデルブルム

スイスのために
マックス・プテイピエール

ブリニオ・ボラ

飾団長　ド・パスキエ

フイリツプ・ズツテール

H・ムーリ

シリアのために
オマール・エル・ジヤブリ

A・ガンナーウイ

チエツコスロヴアキアのために
添附の留保を附して
タウバー

トルコのために
ラナ・タルハン

ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
第十条、第十二条及び第八十五条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府の委嘱により
教授　O・ボゴモリエツツ
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
第十条、第十二条及び第八十五条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
ソヴイエト社会主義共和国連邦首席代表　N・スラヴイン
ウルグアイのために
参事官、大佐　エクトル・J・ブランコ
ヴエネズエラのために
A・ボツセ・デ・リーヴアス
ユーゴースラヴイア人民共和国のために
添附の留保を附して
ミラン・リスティツツ

第一附属書

傷者及び病者たる捕虜の直接送還及び中立国における入院に関するひな型協定（第百十条参照）

I　直接送還及び中立国における入院に関する原則

A　直接送還

次の者は、直接に送還しなければならない。

(1) 外傷の結果四肢の一の喪失、麻ひ、関節障害その他の障害を受けたすべての捕虜。但し、障害は、少くとも一上肢若しくは一下肢の喪失又はこれに相当するものでなければならない。

次のものは、一上肢又は一下肢の喪失に相当するものと認める。但し、一層寛大な解釈を妨げるものではない。

(a) 一手、一手の五の手指若しくは母指及び示指の喪失又は一足若しくは一足の足指の全部及び中足骨の喪失

(b) 関節強直、骨組織の喪失又は大関節の一若しくは一手のすべての指関節の機能を妨げるはんこんによる拘縮

(c)(d) 長管骨の偽関節
骨折その他の傷害に基く奇形で機能及び重量物を持つ力を著しく減退させるもの

(2) 医学的予見によれば、治療を行つても負傷の日から一年以内に回復することが不可能と認められる程度に慢性状態にあるすべての傷者たる捕虜。その慢性状態とは、たとえば、次のようなものをいう。

(a) 心臓内に弾丸が入つたもの。それについて混成医療委員会が診察の時に重篤な障害を認めることができるとできないとを問わない。

(b) 脳又は肺臓内に金属片が入つたもの。それについて混成医療委員会が診察の時に局所的又は全身的症状を認めることができるとできないとを問わない。

(c) 骨髄炎で、負傷の後一年以内に回復する見込がなく、一上肢又は一下肢の喪失に相当する関節強直その他の障害となると認められるもの

(d) 大関節の貫通性且つ化のう性の傷害

(e) 頭がい骨の傷害で、その骨組織の喪失又は転位を伴うもの

(f) 顔面の傷害又は熱傷で、その組織の喪失及び機能の障害を伴うもの

(g)(h) せき髄の傷害
末しよう神経の損傷で、その統発症が一上肢又は一下肢の喪失に相当し、且つ、その回復が傷害の日から一年以上を要するもの。たとえば、上腕又は腰せん神経そうの傷害、正中神経又は総はい骨神経とけい骨神経との合併傷害等。但し、とう骨神経、総ひ骨神経又はけい骨神経の単独傷害は、拘縮又は重篤な栄養神経性障害の場合を除く外、送還の正当な理由とはならない。

(i) ひ尿器の傷害でその機能を著しく害するもの

(3) 医学的予見によれば、治療を行つても発病の日から一年以内に回復することが不可能と認められる程度に慢性状態にあるすべての病者たる捕虜。その慢性状態とは、たとえば、次のようなものをいう。

(a) いずれかの器官の進行性結核症で、医学的予見によれば、中立国における治療によつて回復すること又は少くとも著しく軽快にすることができないもの

(b)(c) 湿性胸膜炎
不治と認められる重篤な非結核性の呼吸器の疾患。たとえば、重篤な肺気しゆ（気管支炎を伴うと伴わないとを問わない。）、慢性ぜん息（注）、捕虜たる身分にある間一年以上継続している慢性気管支炎（注）、気管支拡張症（注）等

(d) 重篤な慢性循環器障害。たとえば、心臓弁膜障害及び心筋炎（注）で捕虜たる身分にある間に循環不全の徴候を示したもの（それについて混成医療委員会が診察の時にそれらの徴候を確認することができるとできないとを問わない。）、心のう の障害及び血管の障害（ビュルゲル氏病、大血管の動脈りゆう等）等

(e) 重篤な慢性消化器障害。たとえば、胃かいよう又は十二指腸かいよう、捕虜たる身分にある間に行われた胃の手術の続発症、一年以上継続し、且つ、一般的健康状態に重大な影響を及ぼす慢性の胃炎、腸炎又は結腸炎、肝硬変症、慢性たんのう疾患（注）等

(f) 重篤な慢性性尿器病。たとえば、続発性障害を伴うじん臓の慢性疾患、じん臓結核の場合におけるじん臓摘出、慢性じんう炎又は慢性ぼうこう炎、水じん症又はのうじん症、重篤な慢性婦人科的疾患、中立国で入院することが不可能な場合における正常妊娠及び産科的疾患等

(g) 重篤な中枢及び末しよう神経系の慢性疾患。たとえば、重篤なヒステリー、拘禁性精神神経症等のようなすべての明白な精神病及び精神神経症で専門医が確認するもの（注）、収容所の医師が確認するてんかん（注）、脳動脈硬化症、一年以上継続している慢性神経炎等

(h) 重篤な植物性神経系の慢性疾患で精神的又は身体的機能の著しい減退、体重の顕著な減少及び全身無力症を伴うもの

(i) 両眼の失明又は一眼の失明で他眼の視力がきよう正レンズを使用しても一未満のもの、少くとも一眼について二分の一にきよう正することができない視力の減退（注）、その他の重篤な眼病、たとえば、緑内障、こう彩炎、脈絡膜炎、トラホーム等

(k) 聴覚障害、たとえば、一耳が聴力を完全に喪失し、他の一耳が一メートルの距離で普通の話声を聞き取れないもの（注）等

(l) 重篤な物質代謝の障害、たとえば、インシュリン療法を必要とする糖尿病等

(m) 重篤な内分ぴせんの疾患、たとえば、甲状せん中毒症、甲状せん機能減退症、アジソン氏病、シモンズ氏悪液質、テタニー等

(n)(o) 重篤な造血臓器の慢性疾患
重篤な慢性中毒症、たとえば、鉛中毒、水銀中毒、モルヒネ中毒、コカイン中毒、ガス又は放射能による中毒等

(p) 運動器の慢性疾患で明白な機能障害を伴うもの、たとえば、奇形性関節炎、原発及び続発の進行性多発性関節炎、重篤な臨床症状を示すリユウマチ等

(q) 重篤な慢性皮膚疾患で治療の効果のないもの
悪性の新生物

(r)(s) 発病後一年間継続している重篤な慢性伝染性疾患、たとえば、臓器の明白な障害を伴うマラリヤ、重篤な症状を伴うアメーバ

赤痢、治療の効果のない第三期内臓梅毒、らい等

(t)　重篤なビタミン欠乏症又は重篤な飢餓状態

(注)　混成医療委員会の決定は、主として、捕虜と同一の国籍を有する収容所の医師により作成される記録又は抑留国の専門医の検査に基かなければならない。

B　中立国における入院

次の者は、中立国において入院する条件に適合するものとする。

(1)　捕虜たる身分にある限り回復する見込がないが、中立国において入院すれば回復又は病状の著しい軽快の見込がある傷者たる捕虜

(2)　病型及び罹されている器管のいかんを問わず、結核にかかっているすべての捕虜で中立国における治療により回復又は少くとも著しい軽快をもたらすと認められるもの。但し、捕虜とされる前に初期結核にかかつて回復した者を除く。

(3)　治療を必要とする呼吸器、循環器、消化器、神経、感覚器、性尿器、皮膚、運動器等の疾患にかかっている捕虜で、その治療を中立国で受ければ、捕虜たる身分で受けるよりもその結果が一層よいことが明白であるもの

(4)　捕虜たる身分にある間に非結核性じん臓病のためにじん臓摘出を行つた捕虜、回復期にあるか若しくは潜在性の骨髄炎又はインシュリン療法を必要としない糖尿病にかかっている捕虜等

(5)　戦争神経症又は拘禁性精神病にかかつている捕虜

中立国において三箇月の間入院した後にも回復しないが又は全快に向つていることが明らかでない拘禁性精神病の患者は、送還しなければならない。

(6)　慢性中毒（ガス、金属、アルカロイド等によるもの）にかかつているすべての捕虜で、中立国において入院すれば回復の見込が特に大きいもの

(7)　すべての女子たる捕虜で、妊娠しているもの又は乳児及び幼児の母であるもの

次の疾患にかかっている者は、中立国において入院する条件に適合しないものとする。

(1)　確認されたすべての慢性精神病

(2)　不治と認められるすべての器質的又は機能的神経疾患

(3)　伝染が可能である期間中のすべての伝染性疾患（結核を除く。）

II　総則

(1)　前記の諸条件は、一般にできる限り寛大の精神をもつて解釈し、且つ、適用しなければならない。

戦争又は捕虜たる身分に原因する神経症又は精神病の状態及びすべての程度の結核症については、特に前記の寛大の精神をもつて解釈しなければならない。数個の負傷を受けた捕虜は、その負傷がいずれも単独では送還の理由とならない場合においても、負傷の数に基く精神的苦痛を考慮して前記の寛大の精神をもつて診察しなければならない。

(2)　明白に直接送還の権利を与える症例（四肢等の切断、両眼の失明又は両耳の聴力の喪失、開放性肺結核、精神病、悪性新生物等）に該当するすべての捕虜は、収容所の医師又は抑留国が指名した軍事医療委員会が、できる限りすみやかに診察し、且つ、送還しなければならない。

(3)　直接送還の権利は、戦前の傷害及び疾患で悪化していないもの並びにその後に戦場で軍務に服することを妨げていない戦傷を理由としては、与えられないものとする。

(4)　この附属書の規定は、すべての紛争当事国において同様に解釈し、且つ、適用しなければならない。関係のある国及び当局は、混成医療委員会に対してその任務の達成に必要なすべての便益を与えなければならない。

(5)　前記のIに掲げる例は、典型的な症例のみを示す。それらの規定に正確に合致しない症例は、この条約の第百十条の規定及びこの協定に掲げる原則の精神に従つて判断しなければならない。

第二附属書

混成医療委員会に関する規則（第百十二条参照）

第一条

この条約の第百十二条に定める混成医療委員会は、中立国に属する二人の委員及び抑留国が指名する一人の委員の三人で組織する。中立国委員のうちの一人は、委員長となる。

第二条

二人の中立国委員は、抑留国の要請に基き、赤十字国際委員会が利益保護国の同意の下に指名しなければならない。それらの委員の住所は、その本国、他の中立国又は抑留国の領域のいずれにあつてもよい。

第三条

中立国委員は、関係紛争当事国の承認を得なければならず、それらの紛争当事国は、その承認を赤十字国際委員会及び利益保護国に通告しなければならない。この通告により、中立国委員の指名は、効力を生じたものと認められる。

第四条

必要がある場合に正規の委員に代るため、充分な数の委員代理も、また、指名しなければならない。委員代理の指名は、正規の委員の指名と同時に又は少くともできる限りすみやかに行わなければならない。

第五条

赤十字国際委員会がなんらかの理由で中立国委員の指名の手続を執ることができない場合には、診察を受ける捕虜の利益保護国がその指名の手続を執らなければならない。

第六条

二人の中立国委員については、できる限り、その一人は外科医、他の一人は内科医でなければならない。

第七条

中立国委員は、紛争当事国から全く独立しているものとし、紛争当事国は、当該中立国委員が任務を遂行するに当り、すべての便益を与えなければならない。

第八条

赤十字国際委員会は、この規則の第二条及び第四条に定める指名を行うときは、抑留国の同意の下に、被指名者の勤務の条件を定めなければならない。

第九条

混成医療委員会は、中立国委員が承認された後できる限りすみやかに、且つ、いかなる場合にもその承認の日から三箇月の期間内に、その業務を開始しなければならない。

第十条

混成医療委員会は、この条約の第百十三条に掲げるすべての捕虜を診察しなければならない。混成医療委員会は、送還、非送還又は診察の延期を提案しなければならない。混成医療委員会の決定は、多数決によつて行うものとする。

第十一条

混成医療委員会が各個の場合について行つた決定は、その訪問の翌月中に、抑留国、利益保護国及び赤十字国際委員会に通知しなければならない。混成医療委員会は、また、診察を受けた捕虜に前記の決定を通知し、且つ、混成医療委員会により送還を提案された者に対してこの条約に附属するひな型に従つた証明書を発給しなければならない。

第十二条

抑留国は、混成医療委員会の決定について正式の通知を受けた後三箇月以内にその決定を実施しなければならない。

第十三条

混成医療委員会の活動が必要であると認められる国に中立国の医師が存在せず、且つ、他国に居住する中立国の医師を指名することがなんらかの理由で不可能である場合には、抑留国は、利益保護国の同意の下に、この規則の第一条、第二条、第三条、第四条、第五条及び第八条の規定に従つて、混成医療委員会と同一の任務を行う医療委員会を設置しなければならない。

第十四条

混成医療委員会は、恒常的に活動するものとし、また、六箇月をこえない間隔で各収容所を訪問しなければならない。

第三附属書

集団的救済に関する規則（第七十三条参照）

第一条

捕虜代表は、その収容所によつて管理されるすべての捕虜（病院又は監獄その他の懲治施設にある者を含む。）に対し、捕虜代表に委託された集団あての救済品を分配することを許される。

第二条

集団あての救済品の分配は、贈与者の指示及び捕虜代表が作成する計画に従つて行わなければならない。但し、医療品の分配は、なるべく、先任軍医の同意の下に行わなければならず、先任軍医は、病院及び病室においては、その患者のために必要と認めるときは、前記の指示に従うことを必要としない。分配は、それらの制限内で、常に衡平に行わなければならない。

第三条

捕虜代表又はその補助者は、受領する物品の質及び量を確認し、且つ、それについて贈与者のために詳細な報告書を作成することができるように、その収容所に近い救済品の到着地点に行くことを許される。

第四条

捕虜代表は、その収容所のすべての区画及び附属分所における集団あての救済品の分配がその指示に従つて行われたかどうかを確認するため必要な便益を与えられるものとする。

第五条

捕虜代表は、集団あての救済品に関する事項（分配、必要品、数量等）について、贈与者に送られる調査表又は質問書に自ら記入し、並びに労働分遣所の捕虜代表又は病室及び病院の先任軍医をして記入させることを許される。その調査表及び質問書は、正当に記入された後、遅滞なく贈与者に送付しなければならない。

第六条

捕虜代表は、その収容所にある捕虜に対して集団あての救済品を定期的に分配することを確保し、及び捕虜の新たな集団の到着によつて生ずる必要に応ずるため、集団あての救済品を充分に貯蔵し、且つ、維持することを許される。この目的のため、捕虜代表は、適当な倉庫を自由に使用することができる。各倉庫の出入口には、二箇の錠前を取り付けるものとし、その一の錠前のかぎを捕虜代表が持ち、他の錠前のかぎを収容所長が持つものとする。

第七条

集団あての救済品として被服の送付があつたときは、各捕虜が少くとも完全な一そろいの被服を所持することができるようにしなければならない。一そろいの被服をこえる被服を所持している捕虜がいる場合において、所持している被服が他の捕虜に比して少い者に与えるため必要であるときは、捕虜代表は、最も多く余分の被服を所持している者から余分の被服又は特定の品目で一をこえるものを取り上げることを許される。但し、捕虜代表は、下着、くつ下又ははき物を取り上げるときは、それらの被服を所持していない捕虜にそれらの被服を与える方法が他にない場合を除く外、少くともそれらの被服の二そろいを捕虜に残さなければならない。

第八条

締約国、特に、抑留国は、できる限り、且つ、住民に対する物資の供給に関する規則に従い、捕虜に対する集団あての救済品として分配するためにそれらの領域において行われるすべての購入を許さなければならない。それらの国は、その購入のために行われる資金の移転その他技術的又は行政的性質の財政的措置に対し、同様に、便益を与えなければならない。

第九条

前記の諸規定は、捕虜が、収容所に到着する前に又は移動の途中で集団あての救済品を受領する権利を制限するものでなく、また、利益保護国、赤十字国際委員会又は捕虜に援助を与えるその他の団体でそれらの救済品の送達の責任を負うことがあるものの代表者が、適当と認める他の手段により名あて人に対するそれらの救済品の分配を確保することを妨げるものではない。

第四附属書

A　身分証明書（第四条参照）

……

……

……

（指示指）（左示指）

（指示指）（右示指）。

身長	体重	眼の色	頭髪の色
……	……	……	……

血液型	発給当局印
宗教 ……	

注意

軍隊に対する捕虜の身分証明書は、できる限り、捕虜に関する規則に従つて作成されるものとし、そのうちの一は、国際的に使用されている言語でなければならない。実際の大きさは、縦十三センチメートル、横十センチメートルとする。このひな型は、点線に沿つて折るものとする。

（この証明書を発給する国及び軍当局の名）

軍隊に随伴する者の

身分証明書

所持者の写真

姓 ……

名 ……

生年月日及び出生地 ……

軍隊に……として随伴する。

発給年月日 ……　所持者の署名 ……

備考　このひな型は、二箇国語又は三箇国語で作成するものとし、そのうちの一は、国際的に使用されている言語でなければならない。実際の大きさは、縦十・五センチメートル、横十五センチメートルとする。

第四附属書

B　捕虜通知書（第七十条参照）

1　表面

捕虜郵便　　郵便料金免除

捕虜通知票

注意

捕虜とされた病院は、捕虜となつた日から一週間以内に、収容所又は分遣所の名称、登録番号及び捕虜の姓名を記載した通知票を中央捕虜情報局に送付しなければならない。この通知票は、簡単な方法で送ることができるものとし、また、捕虜の近親者に対しても送付されるものとする。

中央捕虜情報局
赤十字国際委員会
ジュネーヴ
スイス

2　裏面

活字体で読み易く記入すること	1 捕虜が属する国 ……
2 姓	3 名（完全に） 4 父の名
5 生年月日 ……	6 出生地 ……
7 階級 ……	
8 登録番号 ……	
9 近親者のあて名 ……	
10 捕虜とされた日付（又は）（第一収容所、病院等）から移動した日付	
11 (a)健康—(b)負傷していない—(c)回復した—(d)回復期にある—(e)病気中—(f)軽傷—(g)重傷—	
12 本人の現在のあて名　捕虜番号 …… 収容所の名称 ……	
13 日付 ……	14 署名 ……

該当しない事項に×印を附すること。いかなる説明も加えないこと。
裏面の注意を参照すること。

備考　このひな型は、二箇国語又は三箇国語で、特に、捕虜の自国語及び抑留国の言語で作成しなければならない。実際の大きさは、縦十・五センチメートル、横十五センチメートルとする。

第四附属書
C　通信用の葉書及び手紙（第七十一条参照）

1　葉書

捕虜郵便　　郵便料金免除

葉　書

発信人
姓名……
出生地及び生年月日……
捕虜番号……
収容所の名称……
差出国……

……殿
市町村名……
通り……
国……
州又は地方……

2　裏面

収容所の名称……日付……
……
……
……
……
……
……
……
……
必ず点線の上にできる限り読みやすく書くこと。

備考　このひな型は、二箇国語又は三箇国語で、特に、捕虜の自国語及び抑留国の言語で作成しなければならない。実際の大きさは、縦十センチメートル、横十五センチメートルとする。

2　手紙

捕虜郵便
郵便料金免除
……
……殿
市町村名……
通り……
国……
地方又は州……

……
差出国……
収容所の名称……
捕虜番号……
生年月日及び出生地……
姓名……
発信人
……
****
……

備考　このひな型は、二箇国語又は三箇国語で、特に、捕虜の自国語及び抑留国の言語で作成しなければならない。このひな型は、点線に沿つて折るものとし、また、端を切れ目（星印を附してある箇所）にさし込むものとする。従つて、このひな型は、封筒の外観を有する。このひな型の裏面には、第四附属書C1と同様に点線を附するものとする。このひな型の裏面は、捕虜が自由に約二百五十語を記入することができる余白を有する。点線に沿つて折つた時の実際の大きさは、縦十五センチメートル、横二十九センチメートルとする。

第四附属書
D　死亡通知書（第百二十条参照）

死亡通知書
（責任のある当局の名称）
捕虜が属していた国……

姓　名……

父の名	……
出生地及び生年月日	……
死亡地及び死亡年月日	……
階級及び登録番号（認識票に記載されたもの）	……
近親者のあて名	……
捕虜とされた場所及び年月日	……
死亡の原因及び事情	……
埋葬地	……
墓が標示されているか、また、近親者がそれを発見することができるか	……
死者の個人用品は、抑留国によつて保管されているか、又はこの通告書とともに送付されるか	……
どの機関を通じて送付されるか	……
死者をその病気中又はその最期の時に看護した者（医師、看護婦、聖職者、同僚たる捕虜等）が、死亡及び埋葬の事情につい て、この通告書又は添附書において簡単な説明をすることができるか	……

（日付、責任のある当局の印及び署名）……

二人の証人の署名及びあて先……

備考　このひな型は、二箇国語又は三箇国語で、特に、捕虜の自国語及び抑留国の言語で作成しなければならない。実際の大きさは、縦三十センチメートル、横二十一センチメートルとする。

第四附属書
E　送還証明書（第二附属書第十一条参照）

送還証明書

日付
収容所
病院
姓
名
生年月日
階級
軍の番号
捕虜番号
負傷―疾病
委員会の決定

混成医療委員会委員長

A＝直接送還
B＝中立国における入院
NC＝次の委員会による再診察

第五附属書
捕虜による本国への送金に関するひな型規則（第六十三条参照）

(1) 第六十三条第三項に掲げる通告書には、次の細目を記載しなければならない。

(a) 支払人たる捕虜の第十七条に定める登録番号、階級及び氏名

(b) 本国における受取人の氏名及び住所

(c) 抑留国の通貨で表示した支払額

(2) この通告書には、当該捕虜が署名するものとし、署名することができない場合には、証印を付するものとする。この通告書には、捕虜代表が副署しなければならない。

(3) 収容所長は、当該捕虜が支払額として記載された額よりも少くない貸方残高を有している旨の証明書をこの通知書に添附するものとする。

(4) この通告書は、表の形式で作成することができる。この表の各葉は、捕虜代表が証明し、且つ、収容所長が認証する。

戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約

戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約

戦時における文民の保護に関する条約を作成するために千九百四十九年四月二十一日から同年八月十二日までジュネーヴで開催された外交会議に代表された政府の全権委員たる下名は、次のとおり協定した。

第一編　総則

第一条

締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保することを約束する。

第二条

平時に実施すべき規定の外、この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一が戦争状態を承認するとしないとを問わず、適用する。

この条約は、また、一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けると受けないとを問わず、適用する。

紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国たる諸国は、その相互の関係においては、この条約によつて拘束されるものとする。更に、それらの諸国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾し、且つ、適用するときは、その国との関係においても、この条約によつて拘束されるものとする。

第三条

締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少くとも次の規定を適用しなければならない。

(1) 敵対行為に直接に参加しない者（武器を放棄した軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘外に置かれた者を含む。）は、すべての場合において、人種、色、宗教若しくは信条、性別、門地若しくは貧富又はその他類似の基準による不利な差別をしないで人道的に待遇しなければならない。

このため、次の行為は、前記の者については、いかなる場合にも、また、いかなる場所でも禁止する。

(a) 生命及び身体に対する暴行、特に、あらゆる種類の殺人、傷害、虐待及び拷問

(b)(c) 人質

(d) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇

正規に構成された裁判所で文明国民が不可欠と認めるすべての裁判上の保障を与えるものの裁判によらない判決の言渡及び刑の執行

(2) 傷者及び病者は、収容して看護しなければならない。

赤十字国際委員会のような公平な人道的機関は、その役務を紛争当事者に提供することができる。

紛争当事者は、また、特別の協定によつて、この条約の他の規定の全部又は一部を実施することに努めなければならない。

前記の規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第四条

この条約によつて保護される者は、紛争又は占領の場合において、いかなる時であると、また、いかなる形であるとを問わず、紛争当事国又は占領国の権力内にある者でその紛争当事国又は占領国の国民でないものとする。

この条約によつて拘束されない国の国民は、この条約によつて保護されることはない。中立国の国民で交戦国の領域内にあるもの及び共同交戦国の国民は、それらの者の本国が、それらの者を権力内に有する国に通常の外交代表を駐在させている間は、被保護者と認められない。

もつとも、第二編の規定の適用範囲は、第十三条に定めるとおり一層広いものである。

戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約又は捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約によつて保護される者は、この条約における被保護者と認められない。

第五条

紛争当事国の領域内において、被保護者が個人として紛争当事国の安全に対する有害な活動を行つた明白なけん疑があること又はそのような活動に従事していることを当該紛争当事国が確認した場合には、その被保護者は、この条約に基く権利及び特権でその者のために行使されれば当該紛争当事国の安全を害するようなものを主張することができない。

占領地域内において、被保護者が間ちがい若しくは怠業者（サボタージュを行う者）又は個人として占領国の安全に対する有害な活動を行つた明白なけん疑がある者として抑留された場合において、軍事上の安全が絶対に必要とするときは、その被保護者は、この条約に基く通信の権利を失うものとする。

もつとも、いずれの場合においても、前記の者は、人道的に待遇されるものとし、また、訴追された場合には、この条約で定める公平な且つ正式の裁判を受ける権利を奪われない。それらの者は、また、それぞれ紛争当事国又は占領国の安全が許す限り、すみやかにこの条約に基く被保護者の権利及び特権を完全に許与されるものとする。

第六条

この条約は、第二条に定める紛争又は占領の開始の時から適用する。

この条約は、紛争当事国の領域内においては、軍事行動の全般的終了の時にその適用を終る。

この条約は、占領地域内においては、軍事行動の全般的終了の後一年でその適用を終る。但し、占領国は、その地域で管理を行つている限り、占領の継続期間中、この条約の第一条から第十二条まで、第二十七条、第二十九条から第三十四条まで、第四十七条、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十九条、第六十一条から第七十七条まで及び第百四十三条の規定により拘束されるものとする。

被保護者は、その解放、送還又は居住地の設定がそれらの期間の終了の後に行われる場合には、それまでの間、この条約による利益を引き続き受けるものとする。

第七条

締約国は、第十一条、第十四条、第十五条、第十七条、第三十六条、第百八条、第百九条、第百三十二条、第百三十三条及び第百四十九条に明文で規定する協定の外、別個に規定を設けることを適当と認めるすべての事項について、他の特別協定を締結することができる。いかなる特別協定も、この条約で定める被保護者の地位に不利な影響を及ぼし、又はこの条約で被保護者に与える権利を制限するものであつてはならない。

被保護者は、この条約の適用を受ける間は、前記の協定の利益を引き続き享有する。但し、それらの協定に反対の明文指定がある場合又は紛争当事国の一方若しくは他方が被保護者について一層有利な措置を執つた場合は、この限りでない。

第八条

被保護者は、いかなる場合にも、この条約及び、前条に掲げる特別協定があるときは、その協定により保障される権利を部分的にも又は全面的にも放棄することができない。

第九条

この条約は、紛争当事国の利益の保護を任務とする利益保護国の協定により、及びその監視の下に適用されるものとする。このため、利益保護国は、その外交職員又は領事職員の外、自国の国民又は他の中立国の国民の中から代表を任命することができる。それらの代表は、任務を遂行すべき国の承認を得なければならない。

紛争当事国は、利益保護国の代表者又は代表の職務の遂行をできる限り容易にしなければならない。

利益保護国の代表者又は代表は、いかなる場合にも、この条約に基く自己の使命の範囲をこえてはならない。それらの者は、特に、任務を遂行する国の安全上絶対的に必要なことには考慮を払わなければならない。

第十条

この条約の規定は、赤十字国際委員会その他の公平な人道的団体が文民の保護及び救済のため関係紛争当事国の同意を得て行う人道的活動を妨げるものではない。

第十一条

締約国は、公平及び有効性についてすべての保障をする団体に対し、いつでも、この条約に基く利益保護国の任務を委任することに同意することができる。

被保護者が、理由のいかんを問わず、利益保護国若しくは前項に規定するいずれかの団体の活動による利益を受けない場合又はその利益を受けなくなつた場合には、抑留国は、中立国又は同項に規定するいずれかの団体に対し、紛争当事国により指定された利益保護国がこの条約に基いて行う任務を引き受けるように要請しなければならない。

保護が前項により確保されなかつたときは、抑留国は、赤十字国際委員会のような人道的団体に対し、利益保護国がこの条約に基いて行う人道的任務を引き受けるように要請し、又は、本条の規定を留保して、その団体による役務の提供の申出を承諾しなければならない。

前記の目的のため当該国の要請を受け、又は役務の提供を申し出る中立国又は団体は、この条約によつて保護される者が属する紛争当事国に対する責任を自覚して行動することを要求され、また、その任務を引き受けて公平にこれを果す能力があることについて充分な保障を与えることを要求されるものとする。

軍事的事件、特に、領域の全部又は主要な部分が占領されたことにより、一時的にでも相手国又はその同盟国と交渉する自由を制限された一国を含む諸国間の特別協定は、前記の規定とてい触するものであつてはならない。

この条約において利益保護国とは、本条にいう団体をも意味するものとする。

本条の規定は、中立国の国民で、占領地域内にあるもの又はその本国が通常の外交代表を駐在させていない交戦国の領域内にあるものについても、準用する。

第十二条

利益保護国は、被保護者の利益のために望ましいと認める場合、特に、この条約の規定の適用又は解釈に関して紛争当事国の間に紛議があり場合には、その紛議を解決するために仲介をしなければならない。

このため、各利益保護国は、紛争当事国の一の要請又は自国の発意により、紛争当事国に対し、それぞれの代表者、特に、被保護者について責任を負う当局ができれば適当に選ばれた中立の地域で会合するように提案することができる。紛争当事国は、自国に対することのための提案に従わなければならない。利益保護国は、必要がある場合には、紛争当事国に対し、その承認を求めるため、中立国に属する者又は赤十字国際委員会の委任を受けた者で前記の会合に参加するようにに招請されるものの氏名を提出することができる。

第二編　戦争の影響に対する住民の一般的保護

第十三条

第二編の規定は、特に人種、国籍、宗教又は政治的意見による不利な差別をしないで、紛争当事国の住民全体に適用されるものとし、また、戦争によつて生ずる苦痛を軽減することを目的とする。

第十四条

締約国は平時において、紛争当時国は敵対行為の開始の時以後、自国の領域及び必要がある場合には占領地区において、傷者、病者、老者、十五歳未満の児童、妊産婦及び七歳未満の幼児の母を戦争の影響から保護するために組織される病院及び安全のための地帯及び地区を設定することができる。

関係当事国は、敵対行為の開始に当り、及び敵対行為の期間中、それらが設定した地帯及び地区を相互に承認するための協定を締結することができる。このため、関係当事国は、必要と認める修正を加えて、この条約に附属する協定案の規定を実施することができる。

利益保護国及び赤十字国際委員会は、これらの地帯及び地区の設定及び承認を容易にするために仲介を行うように勧誘される。

第十五条

紛争当時国は、次の者を差別しないで戦争の危険から避難させるための中立地帯を戦闘が行われている地域内に設定することを、直接に又は中立国若しくは人道的団体を通じて、敵国に提案することができる。

(a)　傷者及び病者（戦闘員であると非戦闘員であるとを問わない。）

(b)　敵対行為に参加せず、且つ、その地帯に居住する間いかなる軍事的性質を有する仕事にも従事していない文民関係当事国が提案された中立地帯の地理的位置、管理、食糧の補給及び監視について合意したときは、紛争当事国の代表者は、文書による協定を確定し、且つ、これに署名しなければならない。その協定は、その地帯の中立化の開始の時期及び存続期間を定めなければならない。

第十六条

傷者、病者、虚弱者及び妊産婦は、特別の保護及び尊重を受けるものとする。

各紛争当事国は、軍事上の事情が許す限り、死者及び傷者を捜索し、難船者その他重大な危険にさらされた者を救援し、並びにそれらの者をりやく奪及び虐待から保護するために執られる措置に便益を与えなければならない。

第十七条

紛争当事国は、傷者、病者、虚弱者、老者、児童及び妊産婦を攻囲され、又は包囲された地域から避難させるため、並びにそれらの地域へ向うすべての宗教の聖職者、衛生要員及び衛生材料を通過させるため、現地協定を締結するように努めなければならない。

第十八条

傷者、病者、虚弱者及び妊産婦を看護するために設けられる文民病院は、いかなる場合にも、攻撃してはならず、常に紛争当事国の尊重及び保護を受けるものとする。

紛争当事国は、すべての文民病院に対し、それらの病院が文民病院であること及びそれらの病院が使用する建物が第十九条の規定に従つて病院の保護を失うこととなるような目的に使用されていないことを示す証明書を発給しなければならない。

文民病院は、国の許可がある場合に限り、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三十八条に定める標章によつて表示するものとする。

紛争当事国は、軍事上の事情が許す限り、敵対的行為が行われる可能性を除くため、敵の陸軍、空軍又は海軍が文民病院を表示する特殊標章を明白に識別することができるようにするために必要な措置を執らなければならない。

それらの病院は、軍事目標に近接しているためさらされる危険にかんがみ、できる限り軍事目標から離れた位置にあることが望ましい。

第十九条

文民病院が享有することができる保護は、それらの病院がその人道的任務から逸脱して敵に有害な行為を行うために使用された場合を除く外、消滅しないものとする。但し、その保護は、すべての適当な場合に合理的な期限を定めた警告が発せられ、且つ、その警告が無視された後でなければ、消滅させることができない。

傷者若しくは病者たる軍隊の構成員がそれらの文民病院で看護を受けている事実又はそれらの戦闘員から取り上げられたがまだ正当な機関に引き渡されていない小武器及び弾薬の存在は、敵に有害な行為と認めてはならない。

第二十条

文民病院の運営及び管理に正規にもつぱら従事する職員（傷者及び病者たる文民、虚弱者並びに妊産婦の捜索、収容、輸送及び看護に従事する者を含む。）は、尊重し、且つ、保護しなければならない。

前記の職員は、占領地域及び作戦地帯においては、身分を証明し、本人の写真を添附し、且つ、責任のある当局の印を浮出しにして押した身分証明書及び任務の遂行中左腕につけなければならない押印した防水性の腕章によつて識別することができるようにしなければならない。この腕章は、国が交付するものとし、且つ、この腕章には、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三十八条に定める標章を付さなければならない。

文民病院の運営及び管理に従事するその他の職員は、その任務を遂行する間、本条で定めるところにより、且つ、本条に定める条件の下に、尊重及び保護を受け、並びに腕章をつけることができる。身分証明書には、それらの職員が従事する任務を記載しなければならない。

各病院の事務所は、常に、それらの職員の最新の名簿を自国又は占領軍の権限のある当局に自由に使用させるため備えて置かなければならない。

第二十一条

陸上にある護送車両隊若しくは病院列車又は海上にある特別仕立の船舶で傷者及び病者たる文民、虚弱者並びに妊産婦を輸送するものは、第十八条に定める病院と同様に尊重し、且つ、保護しなければならず、また、国の同意を得て、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三十八条に定める特殊標章を掲げて表示しなければならない。

第二十二条

傷者及び病者たる文民、虚弱者並びに妊産婦の輸送又は衛生要員及び衛生材料の輸送にもつぱら使用される航空機は、すべての紛争当事国の間で特別に合意された高度、時刻及び路線に従つて飛行している間、攻撃してはならず、尊重しなければならない。

それらの航空機は、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関

する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三十八条に定める特殊標章で表示しなければならない。

反対の合意がない限り、敵の領域又は敵の占領地域の上空の飛行は、禁止する。

それらの航空機は、すべての着陸要求に従わなければならない。この要求によつて着陸した場合には、航空機及びその乗員は、検査があるときはそれを受けた後、飛行を継続することができる。

第二十三条

各締約国は、他の締約国（敵国である場合を含む。）の文民のみにあてられた医療品及び病院用品並びに宗教上の行事に必要な物品からなるすべての送付品の自由通過を許可しなければならない。各締約国は、また、十五歳未満の児童及び妊産婦にあてられた不可欠の食糧品、被服及び栄養剤からなるすべての送付品の自由通過を許可しなければならない。

締約国は、次のことをおそれる重大な理由がないと認めた場合に限り、前項に掲げる送付品の自由通過を許可する義務を負う。

(a)　当該送付品についてその名あて地が変えられるかもしれないこと。

(b)　管理が有効に実施されないこと。

(c)　敵国が、当該送付品がなければ自ら供給し、若しくは生産しなければならない物品の代りにその送付品を充当することにより、又は当該送付品がなければそれらの物品の生産に必要となる原料、役務若しくは設備を使用しないですむことによつて、その軍事力又は経済に明白な利益を受けること。

本条第一項に掲げる送付品の通過を許可する国は、その送付品の利益を受ける者に対する分配が現地における利益保護国の監督の下に行われることをその許可の条件とすることができる。

前記の送付品は、できる限りすみやかに輸送しなければならず、また、送付品の自由通過を許可する国は、その通過を許可するための技術的条件を定める権利を有する。

第二十四条

紛争当事国は、戦争の結果孤児となり、又はその家族から離散した十五歳未満の児童が遺棄されないこと並びにその生活、信仰の実践及び教育がすべての場合に容易にされることを確保するために必要な措置を執らなければならない。それらの者の教育は、できる限り、文化的伝統の類似する者に任せなければならない。

紛争当事国は、第一項に掲げる諸原則が尊守されるという適当な保障がある場合には、利益保護国があればその同意を得て、紛争が継続している間、前記の児童が中立国に収容されることを容易にしなければならない。

紛争当事国は、また、十二歳未満のすべての児童の身元が名札その他の方法によつて識別されるように措置を執ることに努めなければならない。

第二十五条

紛争当事国の領域又はその占領地域にあるすべての者に対しては、それらの者の家族が所在する場所のいかんを問わず、厳密に私的性質を有する消息をその家族との間で相互に伝えることができるようにしなければならない。それらの通信は、すみやかに、且つ、不当に遅延させることなく送付しなければならない。

何らかの事情により家族との間で通常の郵便により通信を交換することが困難又は不可能となつた場合には、関係紛争当事国は、第百四十条に定める中央被保護者情報局のような中立の仲介機関に依頼して、その仲介機関と協議の上、特に各国赤十字社（赤新月社又は赤のライオン及び太陽社）の協力を得て、最も良い条件でその義務の遂行を確保する方法を決定しなければならない。

紛争当事国は、家族との間の通信を制限する必要があると認めた場合においても、自由に選択された二十五の単語からなる標準書式を使用させること及びその書式による通信の数を毎月一通に制限すること以上の制限を課してはならない。

第二十六条

各紛争当事国は、戦争のため離散した家族が相互に連絡を回復し、できれば再会しようとする目的で行う捜索を容易にしなければならない。各紛争当事国は、特に、この事業に従事する団体が自国にとつて許容し得るものであり、且つ、その団体が自国の安全措置に従うものである限り、その団体の活動を助成しなければならない。

第三編　被保護者の地位及び取扱

第一部　紛争当事国の領域及び占領地域に共通する規定

第二十七条

被保護者は、すべての場合において、その身体、名誉、家族として有する権利、信仰及び宗教上の行事並びに風俗及び習慣を尊重される権利を有する。それらの者は、常に人道的に待遇しなければならず、特に、すべての暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。

女子は、その名誉に対する侵害、特に、強かん、強制売いんその他あらゆる種類のわいせつ行為から特別に保護しなければならない。

被保護者を権力内に有する紛争当事国は、健康状態、年齢及び性別に関する規定を害することなく、特に人種、宗教又は政治的意見に基く不利な差別をしないで、すべての被保護者に同一の考慮を払つてこれを待遇しなければならない。

もつとも、紛争当事国は、被保護者に関して、戦争の結果必要とされる統制及び安全の措置を執ることができる。

第二十八条

被保護者の所在は、特定の地点又は区域が軍事行動の対象とならないようにするために利用してはならない。

第二十九条

被保護者を権力内に有する紛争当事国は、その機関がそれらの被保護者に与える待遇については、個人にその責任があるかどうかを問わず、自らその責任を負う。

第三十条

被保護者は、利益保護国、赤十字国際委員会、その在留する国の赤十字社（赤新月社又は赤のライオン及び太陽社）並びに被保護者に援助を与える団体に申し立てるためのあらゆる便益を有する。

前記の諸団体は、軍事上又は安全上の考慮によつて定められる制限の範囲内で、この目的のためのすべての便益を当局から受けるものとする。

抑留国又は占領国は、利益保護国及び赤十字国際委員会の代表による第百四十三条に定める訪問の外、被保護者に対して精神的援助又は物質的救済を与えることを目的とするその他の団体の代表者による被保護者の訪問をできる限り容易にしなければならない。

第三十一条

特に被保護者又は第三者から情報を得るために、被保護者に肉体的又は精神的強制を加えてはならない。

第三十二条

締約国は、特に、その権力内にある被保護者に肉体的苦痛を与え、又はそれらの者をみな殺しにするような性質の措置を執ることを禁止することに同意する。この禁止は、被保護者の殺害、拷問、肉体に加える罰、身体の切断及びそれらの者の医療上必要でない医学的又は科学的実験に適用されるばかりでなく、文民機関によつて行われると軍事機関によつて行われるとを問わず、その他の残虐な措置にも適用される。

第三十三条

被保護者は、自己が行わない違反行為のために罰せられることはない。集団に科する罰及びすべての脅迫又は恐かつによる措置は、禁止する。

りゃく奪は、禁止する。

被保護者及びその財産に対する報復は、禁止する。

第三十四条

人質は、禁止する。

第二部　紛争当事国の領域にある外国人

第三十五条

紛争の開始に当り又はその期間中に紛争当事国の領域を去ることを希望するすべての被保護者は、その退去がその国の国家的利益に反しない限り、その領域を去る権利を有する。それらの者の退去の申請に対しては、正規に定める手続に従つて決定しなければならず、この決定は、できる限りすみやかに行わなければならない。退去を許されたそれらの者は、その旅行に必要な金銭を所持し、及び適当な量の個人用品を携帯することができる。

当該領域を去ることを拒否された者は、再審査のために抑留国が指定する適当な裁判所又は行政庁で、その拒否についてできる限りすみやかに再審査を受ける権利を有する。

利益保護国の代表者に対しては、その要請に基き、当該領域を去る許可の申請に対する拒否の理由及び退去が拒否された者の氏名をできる限りすみやかに通知しなければならない。但し、安全上の理由がこれを妨げ、又は関係者が反対したときは、この限りでない。

第三十六条

前条に基き許される退去は、安全、衛生、保健及び食糧について満足すべき条件で実施しなければならない。それらに関するすべての費用は、抑留国の領域の出国地点からは目的国が負担し、中立国へ退去する場合には、利益を受ける者が属する国が負担するものとする。その移動の実施細目は、必要があるときは、関係国間の特別協定で定めることができる。

前項の規定は、紛争当事国が敵の

権力内にある自国民の交換及び送還に関して特別協定を締結することを妨げるものではない。

第三十七条

訴訟係属中拘禁されている被保護者又は自由刑に服している被保護者は、その拘禁中人道的に待遇しなければならない。

それらの者は、釈放されたときは、直ちに、前各条に従つて領域を去ることを要求することができる。

第三十八条

被保護者の地位は、この条約、特に、第二十七条及び第四十一条により認められる特別の措置を例外として、原則として平時における外国人に関する規定によつて引き続き規律されるものとする。いかなる場合にも、被保護者に対しては、次の権利を与えなければならない。

(1) 被保護者は、送付される個人又は集団あての救済品を受領すること。

(2) 被保護者は、その健康状態により必要とされる場合には、関係国の国民が受けると同等の程度まで医療上の手当及び入院治療を受けること。

(3) 被保護者は、信仰を実践し、且つ、同一の宗派に属する聖職者から宗教上の援助を受けることを許されること。

(4) 被保護者は、戦争の危険に特にさらされている地区に居住している場合には、関係国の国民に許されると同等の程度までその地区から移転することを許されること。

(5) 十五歳未満の児童、妊産婦及び七歳未満の幼児の母は、それらに該当する関係国の国民が享有する有利な待遇と同等な待遇を享有すること。

第三十九条

戦争の結果収入を得る職業を失つた被保護者に対しては、有給の職業につく機会を与えなければならない。その機会は、安全上の考慮及び第四十条の規定に従うことを条件として、被保護者が在留する国の国民が享有する機会と同等のものでなければならない。

紛争当事国が被保護者に対し自ら生活を維持することができなくなるような統制措置を適用した場合、特に、安全上の理由により被保護者が適当な条件で有給の職業につくことを妨げられた場合には、その紛争当事国は、被保護者及びその扶養を受ける者の生活を保障しなければならない。

被保護者は、いかなる場合にも、本国、利益保護国又は第三十条に掲げる救済団体から手当の支給を受けることができる。

第四十条

被保護者は、その在留する紛争当事国の国民と同等の程度以上には労働を強制されないものとする。被保護者が敵国の国民である場合には、それらの者は、人間としての食糧、住居、被服、輸送及び健康を確保するために通常必要な労働であつて軍事行動の遂行に直接関係がないもの以外は、強制されないものとする。

前二項に掲げる場合において、労働を強制された被保護者は、特に賃金、労働時間、被服及び器具、予備的作業訓練並びに業務上の災害及び疾病に対する補償に関し、在留する国の労働者と同一の労働条件及び保護の利益を享有する。

前記の規定に対する違反があつたときは、被保護者は、第三十条に従つて苦情申立の権利を行使することを許されるものとする。

第四十一条

被保護者を権力内に有する国は、この条約に掲げる統制措置が不充分と認める場合においても、第四十二条及び第四十三条の規定による住居指定又は抑留の措置以上にきびしい統制措置を執つてはならない。

住居を指定する決定によつて通常の住居から他の場所に移転を要求された者に対して第三十九条第二項の規定を適用するに当つては、抑留国は、できる限りこの条約の第三編第四部に定める福祉の基準に従わなければならない。

第四十二条

被保護者の抑留又は住居指定は、抑留国の安全がこれを絶対に必要とする場合に限り、命ずることができる。

利益保護国の代表者を通じて自発的に抑留を求める者があつて、その者の事情が抑留を必要とするときは、その者を権力内に有する国は、その者を抑留しなければならない。

第四十三条

被保護者で抑留され、又は住居を指定されたものは、再審査のために抑留国が指定する適当な裁判所又は行政庁で、その処分についてできる限りすみやかに再審査を受ける権利を有する。抑留又は住居指定が継続される場合には、前記の裁判所又は行政庁は、事情が許すときは、原決定に対して有利な変更をするため、定期的に且つ少くとも年に一回、各事件の審査を行わなければならない。

抑留国は、抑留され、若しくは住居を指定され、又は抑留若しくは住居指定から解放された被保護者の氏名をできる限りすみやかに利益保護国に通知しなければならない。但し、それらの者が反対した場合は、この限りでない。本条第一項に掲げる裁判所又は行政庁の決定は、同一の条件の下に、できる限りすみやかに利益保護国に通告しなければならない。

第四十四条

抑留国は、この条約に掲げる統制措置を適用するに当つては、事実上いずれの政府の保護をも享有していない亡命者を、それらの者が法律上敵国の国籍を有するということのみに基いて敵性を有する外国人として取り扱つてはならない。

第四十五条

被保護者は、この条約の締約国以外の国に移送してはならない。

この規定は、敵対行為の終了後における被保護者の送還又はその居住国への帰還を妨げるものではない。

抑留国は、この条約の締約国に、当該締約国がこの条約を適用する意思及び能力を有することを確認したときは、被保護者を移送することができる。被保護者が前記により移送されたときは、被保護者がその保護の下にある間、この条約を適用する責任を負う。但し、被保護者を受け入れた国がいずれかの重要な点についてこの条約の規定を実施しなかつた場合には、被保護者を移送した国は、利益保護国の通告に基いて、その状態を改善するために有効な措置を執り、又は被保護者の返還を要請しなければならない。この要請には、従わなければならない。

被保護者は、いかなる場合にも、その政治的意見又は信仰のために迫害を受ける虞のある国に移送してはならない。

本条の規定は、敵対行為の開始前に締結されている犯罪人引渡条約に従つて、普通の刑法上の違反行為のために訴追されている被保護者の引渡を妨げるものではない。

第四十六条

被保護者に関して執られた制限的措置は、まだ廃止されていない限り、敵対行為の終了後できる限りすみやかに廃止しなければならない。

被保護者の財産に関して執られた制限的措置は、抑留国の法令に従つて、敵対行為の終了後できる限りすみやかに廃止しなければならない。

第三部　占領地域

第四十七条

占領地域にある被保護者は、いかなる場合にも及びいかなる形においても、占領の結果その地域の制度若しくは政治にもたらされる変更、占領地域の当局と占領国との間に締結される協定又は占領国による占領地域の全部若しくは一部の併合によつてこの条約の利益を奪われることはない。

第四十八条

領域を占領された国の国籍を有しない被保護者は、第三十五条の規定に従うことを条件として、その領域を去る権利を行使することができる。これに関する決定は、同条に基いて占領国が定める手続に従つて行わなければならない。

第四十九条

被保護者を占領地域から占領国の領域に又は占領されていると占領されていないとを問わず他の国の領域に、個人的若しくは集団的に強制移送し、又は追放することは、その理由のいかんを問わず、禁止する。

もつとも、占領国は、住民の安全又は軍事上の理由のため必要とされるときは、一定の区域の全部又は一部の立ちのきを実施することができる。この立ちのきは、物的理由のためやむを得ない場合を除く外、被保護者を占領地域の境界外に移送するものであつてはならない。こうして立ちのかされた者は、当該地区における敵対行為が終了した後すみやかに、各自の家庭に送還されるものとする。

前記の移送又は立ちのきを実施する占領国は、できる限り、被保護者を受け入れる適当な施設を設けること、その移転が衛生、保健、安全及び給食について満足すべき条件で行われること並びに同一家族の構成員が離散しないことを確保しなければならない。

移送及び立ちのきを実施するときは、直ちに、利益保護国に対し、その移送及び立ちのきについて通知しなければならない。

占領国は、住民の安全又は緊急の軍事上の理由のため必要とされる場合を除く外、戦争の危険に特にさらされている地区に被保護者を抑留してはならない。

占領国は、その占領している地域へ自国の文民の一部を追放し、又は移送してはならない。

第五十条

占領国は、国又は現地の当局の協力の下に、児童の監護及び教育に充てられるすべての施設の適当な運営を容易にしなければならない。

占領国は、児童の身元の識別及び親子関係の登録を容易にするため必要なすべての措置を執らなければならない。占領国は、いかなる場合に

も、児童の身分上の地位を変更し、又は自国に従属する団体若しくは組織にこれを編入してはならない。

現地の施設が適当でない場合には、占領国は、戦争の結果孤児となり、又はその両親と離別し、且つ、近親者又は友人によつて適当な監護を受けることができない児童の扶養及び教育が、できる限り、その児童と同一の国籍、言語及び宗教の者によつて行われるように措置を執らなければならない。

第百三十六条に従つて設置される被保護者情報局の特別の課は、身元不明の児童を識別するため必要なすべての措置を執る責任を負う。その児童の親又は近親者に関し入手することができる明細は、常に記録しなければならない。

占領国は、食糧、医療上の手当及び戦争の影響に対する保護に関して、十五歳未満の児童、妊産婦及び七歳未満の幼児の母のために占領前に採用されていた有利な措置の適用を妨げてはならない。

第五十一条

占領国は、被保護者に対し、自国の軍隊又は補助部隊において勤務することを強制してはならない。自発的志願を行わせることを目的とする圧迫又は宣伝は、禁止する。

占領国は、被保護者が十八歳をこえている場合であつて、その者を占領軍の需要、公益事業又は被占領国の住民の給食、住居、被服、輸送若しくは健康のために必要な労働に従事させるときを除く外、被保護者に対し、労働を強制してはならない。被保護者は、軍事行動に参加する義務を負わされるような労働に従事することを強制されない。占領国は、被保護者に対し、それらの者が強制労働に服している施設の安全を強制手段を用いて確保するよう強制してはならない。

労働は、役務を徴発された者が所在する占領地域においてのみ行わせるものとする。それらの者は、できる限り従前の労働の場所に引き続き置かなければならない。労働者に対しては、公正な賃金を支払わなければならず、労働は、労働者の肉体的及び知的能力に相応するものでなければならない。被占領国において実施されている法令で労働条件及び保護に関するもの、特に、賃金、労働時間、設備、予備的作業訓練並びに業務上の災害及び疾病に対する補償に関するものは、本条に掲げる労働に従事する被保護者に適用される。

労務の徴発は、いかなる場合にも、軍事的又は準軍事的性質を有する組織の中に労働者を動員することとなつてはならない。

第五十二条

いかなる契約、協定又は規則も、労働者の自発的意志があるとないとを問わず、また、その者の在留する場所のいかんを問わず、利益保護国の介入を要請するため同国の代表者に申し立てる労働者の権利を害するものであつてはならない。

占領国のために労働者を働かせる目的で占領地域において失業を生じさせ、又は労働者の就職の機会を制限するためのすべての措置は、禁止する。

第五十三条

個人的であると共同的であるとを問わず私人に属し、又は国その他の当局、社会的団体若しくは協同団体に属する不動産又は動産の占領軍による破壊は、その破壊が軍事行動によつて絶対的に必要とされる場合を除く外、禁止する。

第五十四条

占領国は、占領地域にある公務員又は裁判官が良心に従い自己の職務の遂行を避ける場合にも、それらの公務員若しくは裁判官の身分を変更し、又は何らかの方法でそれらの者に対して制裁を加え、若しくは強制的若しくは差別的措置を執つてはならない。

この禁止は、第五十一条第二項の適用を妨げるものではない。この禁止は、公務員の職を免ずる占領国の権利に影響を及ぼすものではない。

第五十五条

占領国は、利用することができるすべての手段をもつて、住民の食糧及び医療品の供給を確保する義務を負う。特に、占領国は、占領地域の資源が不充分である場合には、必要な食糧、医療品その他の物品を輸入しなければならない。

占領国は、占領軍及び占領行政機関の要員の使用に充てる場合であつて、文民たる住民の要求を考慮したときを除く外、占領地域にある食糧、物品又は医療品を徴発してはならない。占領国は、他の国際条約の規定に従うことを条件として、徴発された貨物に対して公正な対価が支払われることを確保するため必要な措置を執らなければならない。

利益保護国は、いつでも、占領地域における食糧及び医療品の供給状態を自由に調査することができる。但し、緊急の軍事上の要求により一時的制限が必要とされる場合は、この限りでない。

第五十六条

占領国は、利用することができるすべての手段をもつて、占領地域における医療上及び病院の施設及び役務並びに公衆の健康及び衛生を、国及び現地の当局の協力の下に、確保し、且つ、維持する義務を負う。占領国は、特に、伝染病及び流行病のまん延を防止するため必要な予防措置を採用し、且つ、実施しなければならない。すべての種類の衛生要員は、その任務の遂行を許されるものとする。

占領地域において新しい病院が設立され、且つ、被占領国の権限のある機関がその地域で活動していない場合には、占領当局は、必要があるときは、それらの病院に対して第十八条に定める承認を与えなければならない。また、この場合には、占領当局は、第二十条及び第二十一条の規定に基いて、病院の職員及び輸送車両に対しても承認を与えなければならない。

占領国は、健康及び衛生の措置の採用並びにその実施に当つては、占領地域の住民の道徳的及び倫理的感情を考慮しなければならない。

第五十七条

占領国は、軍の傷者及び病者の看護のため緊急の必要がある場合に限り、且つ、患者の看護及び療養のため並びに文民たる住民の入院に対する要求のため適当な措置が適当な時に執られることを条件として、単に一時的にのみ文民病院を徴発することができる。

文民病院の材料及び貯蔵品は、それらが文民たる住民の要求にとつて必要である限り、徴発することができない。

第五十八条

占領国は、聖職者に対し、その者と同一の宗派に属する者に宗教上の援助を与えることを許さなければならない。

占領国は、また、宗教上の要求から必要とされる書籍及び物品からなる送付品を受領し、且つ、占領地域におけるそれらの送付品の分配を容易にしなければならない。

第五十九条

占領地域の住民の全部又は一部に対する物資の供給が不充分である場合には、占領国は、その住民のための救済計画に同意し、且つ、その使用することができるすべての手段によりその計画の実施を容易にしなければならない。

国又は赤十字国際委員会のような公平な人道的団体によつて実施される前記の計画は、特に、食糧、医療品及び被服の送付を内容とするものでなければならない。

すべての締約国は、それらの送付品の自由通過を許可し、且つ、それらの保護を保障しなければならない。

もつとも、敵国によつて占領されている地域にあてられた送付品に自由通過を許可する国は、送付品を検査し、指定する時刻及び径路による通過を規律し、並びにそれらの送付品が窮乏した住民の救済のために使用されるものであつて占領国の利益のために使用されるものでないことを利益保護国を通じて充分に確かめる権利を有する。

第六十条

救済品は、第五十五条、第五十六条及び第五十九条に基く占領国の責任を免除するものではない。占領国は、いかなる形においても、救済品の指定された用途を変更してはならない。但し、緊急の必要がある場合であつて、占領地域の住民の利益のためであり、且つ、利益保護国の同意を得たときは、この限りでない。

第六十一条

前各条に掲げる救済品の分配は、利益保護国の協力及び監督の下に行わなければならない。この任務は、また、占領国と利益保護国との間の協定によつて、中立国、赤十字国際委員会又はその他の公平な人道的団体に委任することができる。

前記の救済品は、占領地域の経済のため必要である場合を除く外、その地域においてすべての課徴金、租税又は関税を免除される。占領国は、それらの救済品のすみやかな分配を容易にしなければならない。

すべての締約国は、占領地域にあてられたそれらの救済品の無償の通過又は輸送を許可するように努めなければならない。

第六十二条

占領地域にある被保護者は、緊急の安全上の考慮に従うことを条件として、個人あての救済品を受領することを許されるものとする。

第六十三条

占領国が緊急の安全上の考慮から課する一時的且つ例外的措置に従うことを条件として、

(a)　認められた各国赤十字社（赤新月社又は赤のライオン及び太陽社）は、赤十字国際会議によつて定められた赤十字の諸原則に従つて、それぞれの活動を遂行することができる。その他の救済団体は、同様の条件で、その人道的活

動を継続することを許される。

(b)　占領国は、それらの赤十字社（赤新月社又は赤のライオン及び太陽社）及び団体の職員又は組織について、前記の活動を害するような変更を要求してはならない。同様の諸原則は、重要な公益事業を維持し、救済品を分配し、及び救援事業を組織化することによつて文民たる住民の生活条件を確保することを目的として既に存在し、又は将来設立される非軍事的性質を有する特別の団体の活動及び職員に対しても、適用する。

第六十四条

被占領国の刑罰法令は、それらの法令が占領国の安全を脅かし、又はこの条約の適用を妨げる場合において、占領国が廃止し、又は停止するときを除く外、引き続き効力を有する。占領地域の裁判所は、このことを考慮し、且つ、裁判の能率的な運営を確保する必要を認め、前記の法令で定めるすべての犯罪行為についてその任務を引き続き行わなければならない。

もつとも、占領国は、占領地域の住民をして、自国がこの条約に基くその義務を履行し、当該地域の秩序ある政治を維持し、且つ、占領国の安全、占領軍又は占領行政機関の構成員及び財産の安全並びにそれらが使用する施設及び通信線の安全を確保することができるようにするため必要な規定に従わせることができる。

第六十五条

占領国が制定した刑罰規定は、住民の言語で公布し、且つ、住民に周知させた後でなければ、効力を生じない。それらの刑罰規定の効力は、そ及しないものとする。

第六十六条

第六十四条第二項に基き占領国が公布した刑罰規定に違反する行為があつた場合には、被疑者を占領国の正当に構成された非政治的な軍事裁判所に引き渡すことができる。但し、この軍事裁判所は、被占領国で開廷しなければならない。上訴のための裁判所は、なるべく被占領国で開廷しなければならない。

第六十七条

裁判所は、犯罪行為が行われる前に適用されており、且つ、法の一般原則、特に、刑罰は犯罪行為に相応するものでなければならないという原則に合致する法令の規定のみを適用しなければならない。裁判所は、被告人が占領国の国民ではないという事実を考慮に入れなければならない。

第六十八条

占領国を害する意思のみをもつて行つた犯罪行為であつて、占領軍又は占領行政機関の構成員の生命又は身体に危害を加えず、重大な集団的危険を生ぜず、且つ、占領軍若しくは占領行政機関の財産又はそれらが使用する施設に対して重大な損害を与えないものを行つた被保護者は、抑留又は単なる拘禁に処せられる。但し、その抑留又は拘禁の期間は、犯罪行為に相応するものでなければならない。また、抑留又は拘禁は、そのような犯罪行為に関し被保護者から自由を奪うために執る唯一の措置としなければならない。この条約の第六十六条に定める裁判所は、その裁量により、拘禁の刑を同期間の抑留の刑に変えることができる。

第六十四条及び第六十五条に従つて占領国が公布する刑罰規定は、被保護者が間もないようとして行つた行為、占領国の軍事施設に対して行つた重大な怠業（サボタージュ）又は一人若しくは二人以上の者を死に至らしめた故意による犯罪行為のため有罪とされた場合にのみ、その被保護者に対し死刑を科することができる。但し、占領開始前に実施されていた占領地域の法令に基いてそのような犯罪行為に死刑を科することができた場合に限る。

死刑の判決は、被告人が占領国の国民ではなくて同国に対し忠誠の義務を負わない事実を裁判所が特に留意した後でなければ、被保護者に言い渡してはならない。

死刑の判決は、いかなる場合にも、犯罪行為のあつた時に十八歳未満であつた被保護者に言い渡してはならない。

第六十九条

すべての場合において、犯罪行為について責任を問われた被保護者が裁判があるまでの間に勾留された期間は、当該被保護者に科する拘禁の本刑に通算しなければならない。

第七十条

被保護者は、占領前若しくは占領の一時的中断の間に行つた行為又はそれらの期間中に発表した意見のために、占領国によつて逮捕され、訴追され、又は有罪とされることはない。但し、戦争の法規及び慣例に違反した場合は、この限りでない。

敵対行為の開始前に被占領国の領域内に亡命していた占領国の国民は、敵対行為の開始後に行つた犯罪行為に係る場合又は敵対行為の開始前に行つた普通法上の犯罪行為で被占領国の法令によれば平時において犯罪人引渡が行われるものに係る場合を除く外、逮捕され、訴追され、有罪とされ、又は占領地域から追放されることはない。

第七十一条

占領国の権限のある裁判所は、正式の裁判を行つた後でなければ、判決を言い渡してはならない。

占領国により訴追された被告人は、自己が理解する言語で書かれた文書により自己に対する公訴事実の細目をすみやかに通知され、且つ、できる限りすみやかに裁判に付されるものとする。利益保護国は、死刑又は二年以上の拘禁の刑に係る公訴事実に関し占領国が被保護者に対して開始したすべての司法手続を通知されるものとする。利益保護国は、また、それらの司法手続の状況についていつでも情報を得ることができる。利益保護国は、また、その要請により、前記の司法手続及び被保護者に対して占領国が開始したその他の司法手続のすべての細目を通知される権利を有する。

利益保護国に対する前記の第二項に定める通知書は、直ちに送付され、且つ、いかなる場合にも第一回公判の期日の三週間前に到達しなければならない。裁判は、本条の規定が完全に遵守されている旨の証拠が裁判の開始に当つて提出されなかつた場合には、開始してはならない。通知書には、次の事項を記載しなければならない。

(a)　被告人の身元

(b)　居住又は抑留の場所

(c)　公訴事実の細目（訴追が行われる基礎となつた刑罰規定の記載を含む。）

(d)　事件を裁判する裁判所

(e)　第一回の公判の場所及び期日

第七十二条

被告人は、防ぎよのため必要な証拠を提出する権利を有し、特に、証人の喚問を求めることができる。被告人は、自ら選任した資格のある弁護人の援助を受ける権利を有し、その弁護人は、自由に被告人を訪問することができるものとし、また、防ぎよの準備のため必要な便益を享有する。

利益保護国は、被告人が弁護人を選任しなかつた場合には、被告人に弁護人を附することができる。被告人が重大な犯罪につき訴追を受け、且つ、利益保護国が活動していないときは、占領国は、被告人の同意を得て弁護人を附さなければならない。

被告人は、通訳人の援助を受ける権利を有し、通訳人の援助を受けるに限り、予備的な取調及び裁判の間、通訳人の援助を受けるものとする。被告人は、いつでもその通訳人を忌避し、且つ、その交替を求める権利を有する。

第七十三条

有罪の判決を受けた者は、裁判所が適用する法令で定める不服申立の権利を有する。その者に対しては、不服申立又は請願の権利及びこれを行使することができる期間について完全に告げなければならない。

この部に定める刑事手続は、不服申立があつた場合に準用するものとする。裁判所が適用する法令が不服申立について規定していない場合には、有罪の判決を受けた者は、事実認定及び判決について、占領国の権限のある当局に請願する権利を有する。

第七十四条

利益保護国の代表者は、被保護者の裁判に立ち合う権利を有する。但し、例外的に占領国の安全のため裁判が非公開で行われる場合は、この限りでない。この場合には、占領国は、利益保護国にその旨を通知しなければならない。裁判の期日及び場所に関する通知書は、利益保護国に送付しなければならない。

死刑又は二年以上の拘禁の刑を含む判決は、理由を附してできる限りすみやかに利益保護国に通知しなければならない。その通知書には、第七十一条に基いて行われる通知との関係及び、拘禁の刑の場合には、刑が執行される場所を記載しなければならない。それらの判決以外の判決の記録は、裁判所が保存し、且つ、利益保護国の代表者の閲覧に供しなければならない。死刑又は二年以上の拘禁の刑を含む判決の場合において許される不服申立の期間は、利益保護国が判決の通知書を受領した時から起算する。

第七十五条

死刑の判決を受けた者は、いかなる場合にも、特赦又は死刑の執行の停止を請願する権利を奪われないものとする。

いかなる死刑の判決も、死刑を確定する終局判決又は特赦若しくは死刑の執行の停止を拒否する決定の通知書を利益保護国が受領した日から少くとも六箇月の期間が経過する前に執行してはならない。

前項に定める六箇月の期間は、占領国又は占領軍の安全に対する組織的な脅威となる重大な緊急の事情があつた場合には、個個の事件について短縮することができる。但し、利益保護国は、この期間の短縮について常

に通告を受け、且つ、この死刑の判決に関して権限のある占領当局に対して申入れをするため充分な時間及び機会を与えられるものとする。

第七十六条

犯罪行為の責任を問われた被保護者は、被占領国で勾留されるものとし、有罪の判決を受けた場合には、被占領国で刑に服するものとする。それらの者は、できる限り、勾留されている他の者から分離されなければならず、また、食糧及び衛生の条件については、良好な健康状態を保つに充分であり、且つ、被占領国の監獄で与えられる条件と少くとも同等である条件を享有する。

それらの者は、その健康状態により必要とされる医療を受けるものとする。

それらの者は、また、その要求する宗教上の援助を受ける権利を有する。

女子は、分離した場所に拘禁し、且つ、女子の直接の監視の下に置かなければならない。

未成年者に対する特別の待遇については、適当に考慮しなければならない。

拘禁中の被保護者は、第百四十三条の規定に従い、利益保護国及び赤十字国際委員会の代表の訪問を受ける権利を有する。

それらの者は、毎月少くとも一個の救済小包を受領する権利を有する。

第七十七条

占領地域の裁判所で犯罪行為の責任を問われ、又は有罪の判決を受けた被保護者は、占領の終了に当り、解放された地域の当局に関係記録とともに引き渡さなければならない。

第七十八条

占領国は、安全上の絶対的理由のために被保護者に関して安全措置を執ることが必要であると認めた場合においても、住居指定又は抑留の措置以上の措置を執ることができない。

その住居指定又は抑留に関する決定は、占領国がこの条約の規定に従つて定める正規の手続に従つて行わなければならない。この手続は、関係当事者の訴願の権利を含むものとする。訴願に対しては、できる限りすみやかに決定を与えなければならない。住居指定又は抑留の決定が確認された場合には、その決定は、占領国が設置する権限のある機関によつて、定期的に、できれば六箇月ごとに、審査を受けるものとする。

住居指定の措置に服するため自己の住居から移転することを要求された被保護者は、この条約の第三十九条の利益を完全に享有する。

第四部　被抑留者の待遇に関する規則

第一章　総則

第七十九条

紛争当事国は、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第六十八条及び第七十八条の規定による場合を除く外、被保護者を抑留してはならない。

第八十条

被抑留者は、完全な私法上の行為能力を保持し、且つ、その行為能力に伴う権利で被抑留者としての地位と矛盾しないものを行使するものとする。

第八十一条

被保護者を抑留する紛争当事国は、無償で、それらの者を給養し、及びその健康状態に必要な医療をそれらの者に提供しなければならない。

被抑留者の手当、俸給又は債権の額は、前記の費用の支払に充てるために減額してはならない。

被抑留者の扶養を受ける者が生活を維持するための適当な手段を有しない場合又は生計を営むことができない場合には、抑留国は、それらの者の生活を支持しなければならない。

第八十二条

抑留国は、被抑留者をできる限りその国籍、言語及び習慣に応じて収容しなければならない。同一国の国民である被抑留者は、言語が異なるという理由だけで分離してはならない。

同一家族の構成員、特に親子は、抑留の期間中、収容所の同一場所に居住させなければならない。但し、作業上若しくは健康上の理由のため又はこの部の第九章の規定の実施のために一時的別居が必要とされる場合は、この限りでない。被抑留者は、その監護を受けないで放置されている自己の子が自己とともに収容されるよう要請することができる。

同一家族の構成員たる被抑留者は、できる限り、同一の建物内に居住させなければならず、且つ、それらの者に対しては、他の被抑留者から分離した収容施設及び正常な家庭生活を送るための便益を与えなければならない。

第二章　抑留の場所

第八十三条

抑留国は、戦争の危険に特にさらされている地区に収容所を設けてはならない。

抑留国は、利益保護国の仲介により、敵国に対し、収容所の地理的位置に関するすべての有益な情報を提供しなければならない。

収容所は、軍事上許される場合にはいつでも、昼間は、空中から明白に識別することができるHCという文字によつて表示しなければならない。但し、関係国は、その他の表示の方法についても合意することができる。それらの表示は、収容所のみに使用するものとする。

第八十四条

被抑留者は、捕虜及び他の何らかの理由で自由を奪われている者と分離して収容し、且つ、管理しなければならない。

第八十五条

抑留国は、被保護者を、その抑留の開始の時から、衛生上及び保健上のすべての保障を与え、且つ、気候のきびしさ及び戦争の影響に対する有効な保護を与える建物又は区画に収容することを確保するため、必要且つ可能なすべての措置を執らなければならない。いかなる場合にも、常設的な収容所は、不健康な地域又は気候が被抑留者にとつて有害である地域に設けてはならない。被保護者が一時的に抑留されている地域が不健康地であるか、又はその地域の気候がその者の健康にとつて有害である場合には、当該被保護者は、事情が許す限りすみやかに一層適当な収容所に移さなければならない。

建物は、完全に湿気を防止し、並びに充分に保温し、及び点燈しなければならない。特に、日没から消燈時までの間は、点燈しなければならない。寝室は、充分な広さを有するものとし、且つ、よく換気しなければならない。被抑留者に対しては、気候並びに被抑留者の年令、性別及び健康状態を考慮して、適当な寝具及び充分な毛布を与えなければならない。

被抑留者に対しては、日夜、衛生上の原則に合致する衛生設備で常に清潔な状態に維持されるものをその使用に供しなければならない。被抑留者に対しては、日常の身体の清潔及び被服の洗たくのために水及び石けんを充分に供給しなければならない。被抑留者に対しては、このため必要な設備及び便益を与えなければならない。被抑留者に対しては、シヤワー又は浴場を利用させなければならない。それらの者に対しては、洗たく及び清掃のため必要な時間を与えなければならない。

例外的且つ一時的措置として、男子と同一の収容所に家族の構成員でない女子の被抑留者を収容する必要があるときは、常に、その女子の被抑留者の用に供するため、分離した寝室及び衛生設備を設けなければならない。

第八十六条

抑留国は、被抑留者に対し、その宗派のいかんを問わず、宗教的儀式を行うための適当な場所を自由に使用させなければならない。

すべての収容所には、他の適当な便益を利用することができる場合を除く外、酒保を設備しなければならない。酒保は、被抑留者が個人的の福祉及び慰安を増進するような食糧品及び日用品（石けん及びたばこを含む。）を現地の市場価額より高くない価額で買うことができるようにすることを目的とする。

酒保が得た益金は、各収容所に設けられる厚生基金の勘定に貸記し、且つ、その収容所に属する被抑留者の利益のために管理しなければならない。第百二条に定める被抑留者委員会は、酒保及び前記の基金の運営を監視する権利を有する。

収容所が閉鎖された場合には、厚生基金の残額は、同一の国籍を有する被抑留者のための収容所の厚生基金に繰り入れなければならない。そのような収容所が存在しない場合には、その残額は、引き続き抑留国の権力内にあるすべての被抑留者の利益のために管理される中央厚生基金に繰り入れなければならない。全般的の解放の場合には、前記の益金は、関係国間に反対の協定がない限り、抑留国に残されるものとする。

第八十八条

空襲その他の戦争の危険にさらされているすべての収容所には、必要な保護を確保するため適当な数及び構造の避難所を設備しなければならない。警報があつた場合には、被抑留者は、前記の危険から宿舎を防護するために残存する者を除く外、できる限りすみやかに避難所に入ることができる。住民のために執る防護措置は、被抑留者にも適用しなければならない。

収容所では、火災の危険に対して適切なすべての予防措置を執らなければならない。

第三章　食糧及び被服

第八十九条

被抑留者の毎日の食糧配給の量、質及び種類は、それらの者を良好な健康状態に維持し、且つ、栄養不良を防止するのに充分なものでなければならない。被抑留者の食習慣も、また、考慮に入れなければならない。

被抑留者に対しては、また、その所持する別の食糧を自ら調理する手

段を与えなければならない。

被抑留者に対しては、飲料水を充分に供給しなければならない。喫煙は、許さなければならない。

労働する被抑留者に対しては、その者が従事する労働の種類に応じて、食糧の増配をしなければならない。

妊産婦及び十五歳未満の児童に対しては、その生理的必要に応じて食糧の増配をしなければならない。

第九十条

被抑留者は、抑留されたときは、必要な被服、はき物及び着替の下着を携行し、且つ、その後必要が生じた場合にそれらを入手するため、すべての便益を与えられるものとする。被抑留者が、気候に対して充分な被服を所持せず、且つ、これを入手することができない場合には、抑留国は、それらの者に被服を無償で与えなければならない。

抑留国が被抑留者に供給する被服及びその被服に附する外部的標識は、侮辱的なもの又は被抑留者をちよう笑にさらすようなものであつてはならない。

労働者に対しては、労働の性質上必要な場合には、適当な労働服（保護用の被服を含む。）を支給しなければならない。

第四章　衛生及び医療

第九十一条

各収容所には、資格のある医師の指揮の下に置かれ、且つ、被抑留者が必要とする治療及び適当な食事を受けることができる適当な病舎を備えなければならない。伝染病及び精神病にかかつた患者のために隔離室を設けなければならない。

妊産婦及び重病の被抑留者又は特別の治療、外科手術若しくは入院を必要とする状態にある被抑留者は、適当な処置をする能力がある施設に収容されるものとし、また、一般住民に与えられる治療より劣らない治療を受けるものとする。

被抑留者は、なるべく、自己と同一の国籍を有する衛生要員によつて治療を受けるものとする。

被抑留者に対しては、診察を受けるために医療当局に出頭することを妨げてはならない。抑留国の医療当局は、要請があつたときは、治療を受けた各被抑留者に対し、その病気又は負傷の性質並びに治療の期間及び種類を記載した公の証明書を発給しなければならない。その証明書の写一通は、第百四十条に定める中央被保護者情報局に送付しなければならない。

治療（被抑留者を良好な健康状態に保つため必要なすべての器具、特に、義歯その他の補装具及びめがねの供給を含む。）は、被抑留者に対して無償とする。

第九十二条

被抑留者の身体検査は、少くとも月に一回行わなければならない。その検査は、特に、被抑留者の健康、栄養及び清潔状態の一般的状態を監視し、並びに伝染病、特に結核、マラリア及び性病を検出することを目的としなければならない。その検査は、特に、各被抑留者の体重の測定及び少くとも年に一回のエックス線による検診を含むものとする。

第五章　宗教的、知的及び肉体的活動

第九十三条

被抑留者は、抑留当局が定める日常の紀律に従うことを条件として、自己の宗教上の義務の履行（自己の宗教の儀式に出席することを含む。）について完全な自由を享有する。

抑留された聖職者は、同一の宗派に属する被抑留者に対して自由に自己の聖職を行うことを許される。このため、抑留国は、同一の言語を話し、又は同一の宗教に属する被抑留者がいる各種の収容所にそれらの聖職者が衡平に配属されることを確保しなければならない。聖職者の数がきわめて少い場合には、抑留国は、それらの者に対し、一の場所から他の場所に巡回するため必要な便益（輸送手段を含む。）を与え、且つ、入院中の被抑留者を訪問することを許さなければならない。聖職者は、自己の聖職に関する事項について抑留国の宗教機関及び、できる限り、自己の宗派に属する国際的宗教団体と通信する自由を有する。その通信は、第百七条に定める割当数の一部と認めてはならない。但し、その通信については、第百十二条の規定に従わなければならない。

被抑留者がその宗派に属する聖職者の援助を受けられない場合又はそれらの聖職者の数がきわめて少い場合には、その宗派に属する現地の宗教機関は、抑留国との合意により、当該被抑留者の宗派に属する聖職者又は、宗教的見地から可能であれば、類似の宗派に属する聖職者若しくは資格がある非聖職者を指名することができる。それらの非聖職者は、自己が引き受ける聖職に対して与えられる便益を享有する。こうして指名された者は、抑留国が紀律及び安全のため設ける規制に服さなければならない。

第九十四条

抑留国は、被抑留者の知的、教育的及び娯楽的活動並びに運動競技を奨励しなければならない。但し、それらの活動及び競技に参加するかどうかは、被抑留者の自由に任さなければならない。抑留国は、特に適当な場所を提供して、被抑留者がそれらの活動及び競技をするため可能なすべての措置を執らなければならない。

被抑留者に対しては、その者が研究を継続し、又は新たな研究課題に着手するため、可能なすべての便益を与えなければならない。児童及び青年の教育は、確保しなければならない。それらの者に対しては、学校が収容所の内にあると外にあるとを問わず、通学することを許さなければならない。

被抑留者に対しては、身体の運動、運動競技及び戸外競技をする機会を与えなければならない。このため、すべての収容所で充分な空地を確保しなければならない。児童及び青年のために特別の運動場を確保しなければならない。

第九十五条

抑留国は、被抑留者が希望しない限り、それらの者を労働者として使用してはならない。抑留されていない被保護者に強制的に課せられればこの条約の第四十条又は第五十一条の違反を構成するような労働及び品位を傷つけるような又は屈辱的な性質を有する労働は、いかなる場合にも、禁止する。

被抑留者は、六週間の労働期間の後は、八日前の予告によつて、いつでも労働をやめることができる。

前記の規定は、抑留国が、抑留されている医師、歯科医師その他の衛生要員を同一の収容所に抑留されている者のためにそれらの者の職業的能力に応じて使用し、又は被抑留者を収容所の管理及び維持の労働に使用し、炊事場の労働その他の雑用に当らせ、若しくは空襲その他の戦争の危険に対する被抑留者の防護に関連がある任務に従事させるよう要求する権利を害するものではない。但し、被抑留者に対しては、医務官がその者の身体にとつて不適当と認める仕事を行うよう要求してはならない。

抑留国は、すべての労働条件、医療及び賃金の支払について、並びに労働に使用されるすべての被抑留者が作業上の災害及び疾病に対して補償を受けることを確保することについて、全責任を負う。前記の労働条件及び補償を定める基準は、国内法令及び現行の慣習に合致するものでなければならない。この基準は、いかなる場合にも、同一地方の同一性質の労働について認められる基準よりも不利なものであつてはならない。労働に対する賃金は、被抑留者の生活を無償で維持し、且つ、被抑留者がその健康状態により必要とする医療を供給すべき抑留国の義務に適当な考慮を払つた上で、被抑留者と抑留国及び場合によつては抑留国以外の使用者との間の特別の合意によつて衡平に決定しなければならない。本条第三項に掲げる種類の労働に常時使用される被抑留者に対しては、抑留国が公正な賃金を支払わなければならない。その被抑留者に対する労働条件並びに作業上の災害及び疾病に対する補償の基準は、同一地方の同一性質の労働に適用される基準よりも不利なものであつてはならない。

第九十六条

すべての労働分遣所は、収容所の一部とされ、且つ、これに従属するものとする。抑留国の権限のある当局及び収容所長は、当該労働分遣所におけるこの条約の規定の遵守について責任を負う。収容所長は、その収容所に所属する労働分遣所の最新の表を保管し、また、その収容所を訪問することがある利益保護国、赤十字国際委員会又はその他の人道的団体の代表にその表を送付しなければならない。

第六章　個人財産及び金銭収入

第九十七条

被抑留者は、個人用品を保持することを許されるものとする。被抑留者が所持する金銭、小切手、証券等及び有価物は、正規の手続による場合を除く外、取り上げることができない。取り上げた物に対しては、詳細な受取証を発給しなければならない。

前記の金銭は、第九十八条で定めるところにより、各被抑留者の勘定に貸記しなければならない。その金銭は、その所有者が抑留されている地域で施行されている法令が要求する場合又は被抑留者が同意した場合を除く外、他の通貨に両替することができない。

主として個人的又は感情的価値のみを有する物品は、取り上げてはならない。

女子の被抑留者は、女子以外の者が捜索してはならない。

被抑留者は、解放され、又は送還されるに当つて、抑留中に取り上げられたすべての物品、金銭その他の有価物を返還されるものとし、また、第九十八条に従つて有する勘定の貸方残高を現金で受け取るものと

する。但し、施行中の法令によつて抑留国が留置する物品又は金額は、この限りでない。被抑留者の財産がこうして留置された場合には、所有者は、詳細な受取証を受領するものとする。

被抑留者が所持する家族に関する文書又は身分証明書を取り上げるに当つては、受取証を発給しなければならない。被抑留者に対しては、常に身分証明書を携帯させなければならない。抑留当局は、身分証明書を所持していない被抑留者に対しては、特別証明書を発給しなければならない。その特別証明書は、抑留の終了の時まで、身分証明書に代るものとする。

被抑留者は、物品を購入するため、現金又は購入券で一定の金額を携帯することができる。

第九十八条

すべての被抑留者は、たばこ、化粧用品等の物品を購入するために充分な手当を定期的に支給されるものとする。その手当の支払は、勘定への貸記又は購入券の形によつて行うことができる。

被抑留者は、また、自己の本国、利益保護国、被抑留者を援助する団体又は自己の家族から手当を支給され、且つ、抑留国の法令に従い、自己の財産から生ずる所得を受け取ることができる。被抑留者の本国が支給する手当の額は、被抑留者の種類（虚弱者、病者、妊産婦等）について同一のものでなければならず、また、この条約の第二十七条で禁止されている被抑留者間の差別に基いて、被抑留者の本国が割り当て、又は抑留国が分配してはならない。

抑留国は、各被抑留者について正規の勘定を開かなければならない。本条に掲げる手当、被抑留者が得た賃金及び被抑留者が受領した送金並びに被抑留者から取り上げた金額でその者が抑留されている領域に施行されている法令に基いて使用することができるものは、その勘定に貸記しなければならない。被抑留者は、その家族及びその他自己が扶養する者に送金するため、その領域に施行されている法令と矛盾しないすべての便益を与えられるものとする。被抑留者は、抑留国が定める制限内で、自己の勘定からその個人的経費のため必要な額を引き出すことができる。被抑留者は、常に、自己の勘定を調べ、又はその写を得る適当な便益を与えられるものとする。勘定の明細書は、請求があつたときは、利益保護国に与えなければならず、また、被抑留者が移動される場合には、被抑留者に携行させなければならない。

第七章　管理及び紀律

第九十九条

各収容所は、抑留国の正規の軍隊又は行政庁から選ばれた責任のある将校又は公務員の指揮下に置かなければならない。収容所を指揮する将校又は公務員は、自国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの一）で書かれたこの条約の謄本を所持し、且つ、この条約の適用について責任を負わなければならない。被抑留者を監督する職員は、この条約及びその適用を確保するため執られる行政措置の諸規定について教育を受けるものとする。

この条約及びこの条約に基いて締結される特別協定の本文は、被抑留者が理解する言語により収容所の内部に掲示するか、又は被抑留者委員会に所持させなければならない。

各種の規則、命令、通告及び公示は、被抑留者に通知し、且つ、被抑留者が理解する言語により収容所の内部に掲示しなければならない。

被抑留者に対して個人的に発する命令及び指令も、当該被抑留者が理解する言語によらなければならない。

第百条

収容所における紀律制度は、人道の原則に合致するものでなければならず、且つ、いかなる場合にも、被抑留者に対しその健康に危険な肉体的疲労を与え、又は肉体的若しくは精神的苦痛を伴う規定を含むものであつてはならない。入墨による識別又は身体に対する記号若しくは標示の押印による識別は、禁止する。

特に、長時間にわたる直立及び点呼、懲戒のための訓練、軍事的訓練及び演習並びに食糧配給量の減配は、禁止する。

第百一条

被抑留者は、自己を権力内に有する当局に対し、抑留条件に関する要請を申し立てる権利を有する。

被抑留者は、また、抑留条件に関して苦情を申し立てようとする事項に対して利益保護国の代表者の注意を喚起するため、被抑留者委員会を通じ、又は必要と認めるときは直接に、利益保護国の代表者に対して申入れをする権利を無制限に有する。

前記の要請及び苦情は、直ちに、且つ、変更を加えないで伝達しなければならず、また、その苦情は、理由がないと認められた場合にも、処罰の理由としてはならない。

被抑留者委員会は、利益保護国の代表者に対し、収容所の状態及び被抑留者の要求に関する定期的報告をすることができる。

第百二条

被抑留者は、すべての収容所において、抑留国、利益保護国、赤十字国際委員会及び被抑留者を援助するその他の団体に対して被抑留者を代表する権限を与えられる被抑留者委員会の委員を、六箇月ごとに自由に秘密投票で選挙しなければならない。その被抑留者委員会の委員は、再選されることができる。

こうして選挙された被抑留者は、その選挙について抑留当局の承認を受けた後、その任務につくものとする。承認の拒否又は免職の理由は、関係利益保護国に通知しなければならない。

第百三条

被抑留者委員会は、被抑留者の肉体的、精神的及び知的福祉のために貢献しなければならない。

特に、被抑留者がその相互の間で相互扶助の制度を組織することに決定した場合には、この組織は、この条約の他の規定に基いて被抑留者委員会に委任される特別の任務とは別に、被抑留者委員会の権限に属するものとする。

第百四条

被抑留者委員会の委員に対しては、その任務の遂行が他の労働によつて一層困難となるときは、他の労働を強制してはならない。

被抑留者委員会の委員は、その必要とする補助者を被抑留者の中から指名することができる。被抑留者委員会の委員に対しては、すべての物質的便益、特に、その任務の達成のために必要なある程度の行動の自由（労働分遣所の訪問、需品の受領等）を許さなければならない。

被抑留者委員会の委員に対しては、また、抑留国の当局、利益保護国及び赤十字国際委員会並びにそれらの代表並びに被抑留者を援助する団体と郵便及び電信で通信するためのすべての便益を与えなければならない。労働分遣所の被抑留者委員会の委員は、主たる収容所の被抑留者委員会と通信する。この通信は、制限してはならず、また、第百七条に定める割当数の一部を構成するものと認めてはならない。

移動される被抑留者委員会の委員に対しては、その事務を後任者に引き継ぐための充分な時間を与えなければならない。

第八章　外部との関係

第百五条

抑留国は、被保護者を抑留したときは、直ちに、被保護者の本国及び利益保護国に対し、本章の規定を実施するために執る措置を通知しなければならない。抑留国は、その措置が後に変更されたときは、その変更についても同様に前記の関係者に通知しなければならない。

第百六条

各被抑留者に対しては、その者が、抑留された時直ちに、又は収容所に到着した後遅くとも一週間以内に、また、病気になつた場合又は他の収容所若しくは病院に移動された場合にもその後一週間以内に、その家族及び第百四十条に定める中央被保護者情報局に対し、抑留された事実、あて名及び健康状態を通知する葉書を直接に送付することができるようにしなければならない。その葉書は、なるべくこの条約の附属のひな型と同様の形式のものでなければならない。その葉書は、できる限りすみやかに送付するものとし、いかなる場合にも、遅延することがあつてはならない。

第百七条

被抑留者に対しては、手紙及び葉書を送付し、及び受領することを許さなければならない。抑留国が、各被抑留者の発送する手紙及び葉書の数を制限することを必要と認めた場合には、その数は、毎月、手紙二通及び葉書四通より少いものであつてはならない。それらの手紙及び葉書は、できる限りこの条約の附属のひな型と同様の形式で作成しなければならない。被抑留者にあてた通信が制限されなければならない場合には、その制限は、通常抑留国の要請に基いて、被抑留国の本国のみが命ずることができる。前記の手紙及び葉書は、適当な期間内に発送するものとし、懲戒の理由で、遅延させ、又は留置してはならない。

長期にわたり家族から消息を得ない被抑留者又は家族との間で通常の郵便路線により相互に消息を伝えることができない被抑留者及び家族から著しく遠い場所にいる被抑留者に対しては、電報を発信することを許さなければならない。その料金は、被抑留者が処分することができる通貨で支払うものとする。被抑留者は、緊急と認められる場合にも、この規定による利益を受けるものとする。

被抑留者の通信は、原則として、母国語で書かなければならない。紛争当事国は、その他の言語で通信することを許すことができる。

第百八条

被抑留者に対しては、特に、食

糧、被服、医療品、書籍及び被抑留者の必要を満たす宗教、教育又は娯楽用物品を内容とする個人又は集団あての荷物を郵便その他の径路により受領することを許さなければならない。それらの荷物は、抑留国に対し、この条約で抑留国に課せられる義務を免除するものではない。

軍事上の必要から前記の荷物の数量を制限しなければならない場合には、利益保護国、赤十字国際委員会又は被抑留者に援助を与えるその他の団体で荷物の伝達について責任を負うものに対し、その制限について適当な通告を与えなければならない。

個人又は集団あての荷物の発送に関する条件は、必要があるときは、関係国間の特別協定の対象としなければならない。関係国は、いかなる場合にも、被抑留者による救済品の受領を遅延させてはならない。図書は、被服又は食糧の荷物の中に入れてはならない。医療救済品は、原則として、集団あての荷物として送付しなければならない。

第百九条

集団あての救済品の受領及び分配の条件に関して紛争当事国間に特別協定がない場合には、この条約に附属する集団的救済に関する規則を適用しなければならない。

前記の特別協定は、いかなる場合にも、被抑留者委員会が被抑留者にあてられた集団的救済品を保有し、分配し、及び受取人の利益となるように処分する権利を制限するものであつてはならない。

前記の特別協定は、また、利益保護国、赤十字国際委員会又は被抑留者に援助を与えるその他の団体で集団あての荷物の伝達について責任を負うものの代表者が受取人に対する当該荷物の分配を監督する権利を制限するものであつてはならない。

第百十条

被抑留者のためのすべての救済品は、輸入税、税関手数料その他の課徴金を免除される。

他の国から被抑留者にあてられ、又は被抑留者が発送するすべての物品（小包郵便で発送する救済小包を含む。）及び送金で郵便によるものは、直接に送付されると第百三十六条に定める被保護者情報局又は第百四十条に定める中央被保護者情報局を通じて送付されるとを問わず、差出国、名あて国及び仲介国において郵便料金を免除される。このため、特に、抑留所又は普通刑務所内に留置される敵国の文民のための千九百四十七年の万国郵便条約及び万国郵便連合の諸約定で定める免除は、この条約によつて保護されるその他の被抑留者にも許与するものとする。それらの諸約定の非締約国は、同一の条件で料金の免除を許与しなければならない。

被抑留者にあてられた救済品が重量その他の理由により郵便で送付することができない場合には、その輸送費は、抑留国の管理の下にあるすべての領域においては、抑留国が負担しなければならない。この条約のその他の締約国は、それぞれの領域における輸送費を負担しなければならない。

それらの救済品の輸送に関連する費用で前各項に規定しないものは、発送人が負担しなければならない。

締約国は、被抑留者が発信し、又は被抑留者にあてられる電報の料金をできる限り低額にするように努めなければならない。

第百十一条

軍事行動のため、関係国が第百六条、第百七条、第百八条及び第百十三条に定める郵便及び救済品の輸送を確保する義務を遂行することができなかつた場合には、関係利益保護国、赤十字国際委員会又は紛争当事国が正当に承認したその他の団体は、適当な輸送手段（鉄道車両、自動車、船舶、航空機等）によりその郵便及び救済品を伝達することを確保するように企画することができる。このため、締約国は、それらのものに前記の輸送手段を提供することに努め、且つ、特に、必要な安導券を与えて輸送手段の使用を許さなければならない。

前記の輸送手段は、次のものの輸送のためにも使用することができる。

(a)　第百四十条に定める中央被保護者情報局と第百三十六条に定める各国の被保護者情報局との間で交換される通信、名簿及び報告書

(b)　利益保護国、赤十字国際委員会又は被抑留者に援助を与えるその他の団体がその代表又は紛争当事国との間で交換する被抑留者に関する通信及び報告書

前記の規定は、紛争当事国が希望した場合に他の輸送手段について取極をする権利を制限するものではなく、また、安導券が相互に同意された条件でその輸送手段に関して与えられることを排除するものでもない。

輸送手段の使用に要する費用は、それによつて利益を得る者の国籍が属する紛争当事国が、荷物の重要性に応じて負担しなければならない。

第百十二条

被抑留者にあてられ、又は被抑留者が発送する通信の検閲は、できる限りすみやかに行わなければならない。

被抑留者にあてられた荷物の検査は、その中の物品をそこなう虞のある条件の下で行つてはならない。その検査は、名あて人又は名あて人が正当に委任した被抑留者の立会の下に行わなければならない。被抑留者に対する個人又は集団あての荷物の引渡は、検査の困難を理由として遅滞することがあつてはならない。

紛争当事国が命ずる通信の禁止は、軍事的理由によるものであると政治的理由によるものであるとを問わず、一時的なものでなければならず、その禁止の期間は、できる限り短いものでなければならない。

第百十三条

抑留国は、被抑留者にあてられ、又は被抑留者が発送する遺言状、委任状その他の文書が利益保護国若しくは第百四十条に定める中央被保護者情報局を通じて又はその他必要な方法で伝達されるように、すべての適当な便益を提供しなければならない。

抑留国は、いかなる場合にも、前記の文書の妥当且つ適法な様式による作成及び認証について被抑留者に便益を与えなければならない。特に、抑留国は、被抑留者が法律家に依頼することを許さなければならない。

第百十四条

抑留国は、被抑留者に対し、抑留条件及び適用がある法令に違反しない限り、その財産を管理することができるようにすべての便益を与えなければならない。抑留国は、このため、緊急の場合において事情が許すときは、被抑留者に収容所を離れることを許すことができる。

第百十五条

抑留国は、被抑留者が裁判所における訴訟当事者であるすべての場合において、その者の要請があつたときは、当該裁判所にその抑留の事実を通知しなければならず、また、その被抑留者が、抑留されているという理由で、その訴訟事件の準備及び進行に関し又は裁判所の判決の執行に関して何らの不利益をも被ることがないようにするため必要なすべての措置を執ることを法令の範囲内で確保しなければならない。

第百十六条

各被抑留者は、定期的に、できる限りしばしば、訪問、特にその近親者の訪問を受けることを許されるものとする。

各被抑留者は、緊急の場合、特に、近親者が死亡したとき、又は重病のときは、できる限り帰宅を許されるものとする。

第九章　刑罰及び懲戒罰

第百十七条

被抑留者が抑留されている領域内で施行されている法令は、本章の規定に従うことを条件として、抑留中に違反行為を行つた被抑留者に対して引き続き適用する。

一般の法律、規則又は命令が、被抑留者が行つた一定の行為について処罰すべきものと定めている場合において、被抑留者でない者が行つた同一の行為については処罰すべきものでないときは、その行為については、懲戒罰のみを科することができる。

被抑留者は、同一の行為又は同一の犯罪事実については、重ねて処罰することができない。

第百十八条

裁判所又は当局は、刑罰を決定するに当つては、被告人が抑留国の国民ではないという事実をできる限り考慮に入れなければならない。裁判所又は当局は、被抑留者が訴追された違反行為に関して定める刑罰を自由に減軽することができるものとし、従つて、このためには、所定の最も軽い刑罰にかかわりなく刑罰を科することができる。

日光が入らない場所における拘禁及び一般にあらゆる種類の残虐行為は、禁止する。

被抑留者は、懲戒罰又は刑罰に服した後は、他の被抑留者と差別して待遇してはならない。

懲戒又は裁判があるまでの間における被抑留者の拘禁又は勾留の期間は、被抑留者に言い渡す拘禁の懲戒罰又は刑罰に通算しなければならない。

被抑留者委員会は、同委員会が代表する被抑留者に対して執られるすべての司法手続及びその結果について通知を受けるものとする。

第百十九条

被抑留者に対して科することができる懲戒罰は、次のものとする。

(1)　三十日以内の期間について行う、第九十五条の規定に基いて被抑留者が受領すべき賃金の百分の五十以下の減給

(2)　この条約で定める待遇以外に与えられている特権の停止

(3)　収容所の維持に関連する一日につき二時間以内の労役

(4)　拘置

懲戒罰は、いかなる場合にも、非人道的なもの、残虐なもの又は被抑留者の健康を害するものであつてはならない。被抑留者の年令、性別及び健康状態については、考慮を払わなければならない。

一の懲戒罰の期間は、被抑留者が懲戒の決定を受ける場合において、二以上の紀律違反行為について責任を問われているときでも、それらの違反行為の間に関連があるかどうかを問わず、最大限連続三十日をこえてはならない。

第百二十条

逃走し、又は逃走を企てた被抑留者で再び捕えられたものに対しては、その行為が重ねて行われたものであるとないとを問わず、その行為については懲戒罰のみを科することができる。

第百十八条第三項の規定にかかわらず、逃走し、又は逃走を企てた結果として処罰された被抑留者は、特別の監視の下に置くことができる。その監視は、被抑留者の健康状態を害するものであつてはならず、収容所内で行われるものでなければならず、また、この条約によつて被抑留者に与えられる保護のいずれをも排除するものであつてはならない。

逃走又は逃走の企図をほう助し、又はそのかした被抑留者に対しては、その行為について懲戒罰のみを科することができる。

第百二十一条

逃走又は逃走の企図は、その行為が重ねて行われたものであるとないとを問わず、被抑留者が逃走中に行つた犯罪行為について訴追されたときに刑を加重する情状と認めてはならない。

紛争当事国は、被抑留者の違反行為について、特に、逃走が成立したかどうかを問わず逃走に関連して行われた行為について、懲戒罰を科するか又は刑罰を科するかを決定するに当つては、権限のある当局が寛容を示すことを確保しなければならない。

第百二十二条

紀律に対する違反行為を構成する行為は、直ちに調査しなければならない。この規定は、特に、逃走又は逃走の企図について適用する。再び捕えられた被抑留者は、権限のある当局にできる限りすみやかに引き渡さなければならない。

紀律に対する違反行為の場合には、懲戒の決定があるまでの間における拘禁の期間は、すべての被抑留者について最少限度としなければならず、また、十四日をこえてはならない。その期間は、いかなる場合にも、拘置の本罰に通算しなければならない。

第百二十四条及び第百二十五条の規定は、紀律に対する違反行為に関して懲戒の決定があるまでの間に拘禁されている被抑留者に準用する。

第百二十三条

懲戒罰は、収容所長又はその代理をし、若しくはその懲戒権を委任される責任のある将校若しくは公務員のみが、言い渡すことができる。但し、裁判所及び上級の当局の権限を害するものではない。

違反行為の責任を問われた被抑留者に対しては、懲戒の決定の言渡の前に、責任を問われた違反行為に関する正確な情報を告げ、且つ、当該被抑留者が自己の行為を弁明し、及び自己を防ぎようする機会を与えなければならない。その被抑留者に対しては、特に、証人の喚問を求めること及び必要があるときは資格のある通訳人に通訳させることを許さなければならない。決定は、当該被抑留者及び被抑留者委員会の委員に対して言い渡さなければならない。

懲戒の言渡と執行との間の期間は、一箇月をこえてはならない。

被抑留者について重ねて懲戒の決定があつた場合において、いずれかの懲戒罰の期間が十日以上であるときは、いずれの二の懲戒についても、その執行の間には、少くとも三日の期間を置かなければならない。

懲戒の記録は、収容所長が保存し、且つ、利益保護国の代表者の閲覧に供しなければならない。

第百二十四条

被抑留者は、いかなる場合にも、懲治施設（監獄、懲治所、徒刑場等）に移動して懲戒罰に服させてはならない。

被抑留者を懲戒罰に服させる場所は、衛生上の要件を満たすものでなければならず、特に、充分な寝具を備えるものでなければならない。懲戒罰に服する被抑留者については、清潔な状態を保つことができるようにしなければならない。

懲戒罰に服する女子の被抑留者は、男子の被抑留者と分離した場所に拘禁し、且つ、女子の直接の監視の下に置かなければならない。

第百二十五条

懲戒罰に服する被抑留者に対しては、一日に少くとも二時間、運動及び戸外にあることを許さなければならない。

それらの被抑留者に対しては、その請求があつたときは、日日の検診を受けることを許さなければならない。それらの被抑留者は、その健康状態により必要とされる治療を受けるものとし、また、必要がある場合には、収容所の病室又は病院に移されるものとする。

それらの被抑留者に対しては、読むこと、書くこと及び信書を発受することを許さなければならない。但し、送付を受けた小包及び金銭は、処罰が終了するまでの間、留置することができる。その間は、送付を受けた小包及び金銭は、被抑留者委員会に委託しなければならず、被抑留者委員会は、その荷物の中にある変敗しやすい物を病室に引き渡さなければならない。

懲戒罰に服する被抑留者からは、この条約の第百七条及び第百四十三条の規定の利益を奪つてはならない。

第百二十六条

第七十一条から第七十六条までの規定は、抑留国の領域内にある被抑留者に対する司法手続に準用する。

第十章　被抑留者の移動

第百二十七条

被抑留者の移動は、常に人道的に行わなければならない。その移動は、原則として、鉄道その他の輸送手段によつて、少くとも抑留国の軍隊の移駐の条件と同等の条件で行わなければならない。移動を例外的に徒歩で行わなければならない場合において、被抑留者の健康状態がその移動に適していないときは、その移動は、行つてはならず、また、いかなる場合にも、被抑留者を過度に疲労させるものであつてはならない。

抑留国は、移動中の被抑留者に対し、その健康を維持するために量、質及び種類において充分な飲料水及び食糧並びに必要な被服、適当な宿舎及び必要な医療上の手当を供与しなければならない。抑留国は、移動中の被抑留者の安全を確保するため、すべての適当な予防措置を執らなければならない。抑留国は、移動される被抑留者の完全な名簿をその出発前に作成しなければならない。

病者、傷者又は虚弱者たる被抑留者及び妊産婦は、移動がそれらの者の健康にとつて極めて有害であるときは、移動してはならない。但し、それらの者の安全のために絶対に移動を必要とする場合は、この限りでない。

戦線が収容所に接近した場合には、その収容所の被抑留者は、移動を充分に完全な条件で行うことができるとき、又は被抑留者を現地にとどめれば移動した場合におけるよりも一層大きな危険にさらすこととなるときを除く外、移動してはならない。

抑留国は、被抑留者の移動を決定するに当つては、被抑留者自身の利益を考慮に入れなければならず、特に、それらの者の送還又は家庭への復帰を一層困難にするようなことをしてはならない。

第百二十八条

移動の場合には、被抑留者に対し、その出発及び新たな郵便用あて名について正式に通知しなければならない。その通知は、被抑留者がその荷物を準備し、及びその家族に通報することができるように、充分に早く与えなければならない。

被抑留者に対しては、その個人用品並びに受領した通信及び小包を携帯することを許さなければならない。それらの物品の重量は、移動の条件により必要とされるときは、制限することができる。但し、いかなる場合にも、被抑留者一人について二十五キログラム未満に制限してはならない。

旧収容所にあてられた通信及び小包は、遅滞なく被抑留者に転送しなければならない。

収容所長は、被抑留者委員会と協議して、被抑留者の共有物及び第二項に基いて課せられる制限により被抑留者が携帯することができない荷物の輸送を確保するため必要な措置を執らなければならない。

第十一章　死亡

第百二十九条

被抑留者の遺言書は、安全に保管するため責任のある当局が受理するものとし、被抑留者が死亡した場合には、当該被抑留者があらかじめ指定した者に遅滞なく送付しなければならない。

被抑留者の死亡は、あらゆる場合に医師が確認しなければならない。その死亡については、死因及び死亡の状態を記載した死亡証明書を作成しなければならない。

正式に登録される公式の死亡記録は、収容所が存在する領域内で実施されている手続と同一の手続に従つて作成しなければならず、その認証謄本は、利益保護国及び第百四十条に掲げる中央被保護者情報局に遅滞なく送付しなければならない。

第百三十条

抑留当局は、抑留されている間に死亡した被抑留者ができる限りその属する宗教の儀式に従つて丁重に埋葬されること並びにその墓が尊重され、適当に維持され、及びいつでも識別することができるように標示さ

れることを確保しなければならない。

死亡した被抑留者は、避けがたい事情によつて共同の墓を使用する必要がある場合を除く外、各別の墓に埋葬しなければならない。その死体は、衛生上絶対に必要とされる場合、死者の宗教に基く場合又は本人の明示的な希望による場合に限り、火葬に付することができる。火葬に付した場合には、被抑留者の死亡証明書に火葬の事実及び理由を記載しなければならない。その遺骨は、安全に保管するため抑留当局が留置し、また、その近親者の要請があればできる限りすみやかにその者に引き渡さなければならない。

抑留国は、事情が許す限りすみやかに、おそくとも敵対行為の終了の時までに、第百三十六条に定める被保護者情報局を通じ、死亡した被抑留者の墓をそれらの者が属していた国に送付しなければならない。その表には、死亡した被抑留者を識別するために必要なすべての明細及びその墓の正確な場所を記載しなければならない。

第百三十一条

被抑留者の死亡又は重大な傷害で衛兵、他の被抑留者その他の者に起因し、又は起因した疑があるもの及び被抑留者の原因不明の死亡については、抑留国は、直ちに公の調査を行わなければならない。

前記の事項に関する通知は、直ちに利益保護国に与えなければならない。証人からは、供述を求め、それらの供述を含む報告書を作成して利益保護国に送付しなければならない。

調査によつて一人又は二人以上の者が罪を犯したと認められるときは、抑留国は、責任を負うべき者を訴追するため必要なすべての措置を執らなければならない。

第十二章　解放、送還及び中立国における入院

第百三十二条

抑留国は、各被抑留者についてその抑留を必要とする原因が存在しなくなつたときは、それらの被抑留者を直ちに解放しなければならない。

紛争当事国は、また、敵対行為の期間中に、特定の種類の被抑留者、特に、児童、妊産婦、幼児及び児童の母、傷者及び病者並びに長期間抑留されていた被抑留者の解放、送還、居住地への復帰又は中立国における入院のための協定を締結するように努めなければならない。

第百三十三条

抑留は、敵対行為の終了後できる限りすみやかに終止しなければならない。

紛争当事国の領域内にある被抑留者で、もつぱら懲戒罰のみを科することができる違反行為以外の違反行為についての刑事訴訟手続がその者について進行中のものは、その手続及び事情により必要とされるときは刑の執行を終るまでの間、拘禁して置くことができる。既に自由刑の判決を受けた被抑留者についても、同様とする。

抑留国及び関係国は、離散した被抑留者を捜索するため、敵対行為又は地域の占領の終了の後に、協定で委員会を設置することができる。

第百三十四条

締約国は、敵対行為又は占領の終了に当り、すべての被抑留者がその最後の居住地に復帰することを確保し、又はそれらの者の送還を容易にするように努めなければならない。

第百三十五条

抑留国は、解放された被抑留者が抑留された時に居住していた場所に復帰するための費用又は、抑留国がそれらの者を旅行中に若しくは公海で捕えた場合には、それらの者が旅行を完了し、若しくはその出発地点に復帰するための費用を負担しなければならない。

抑留国は、抑留前にその国に恒久的な居所を有していた者に対しその領域内に居住することを許可しない場合には、それらの被抑留者の送還の費用を支払わなければならない。但し、被抑留者が自己の責任において又は本国政府の命令に従つて帰国することを希望する場合には、抑留国は、その領域の出国地点からの旅行の費用を支払うことを要しない。抑留国は、自己の要請に基いて抑留された被抑留者の送還の費用を支払うことを要しない。

被抑留者が第四十五条に従つて移送される場合には、被抑留者の移送を行う国及びそれらの者を受け入れる国は、自国が負担する費用の割当について合意しなければならない。前記の規定は、紛争当事国が敵国の権力内にある自国民の交換及び送還に関し特別協定を締結することを妨げるものではない。

第五部　被保護者情報局及び中央被保護者情報局

第百三十六条

各紛争当事国は、紛争の開始の際及び占領のあらゆる場合に、その権力内にある被保護者に関する情報の受領及び伝達について責任を負う公の情報局を設置しなければならない。

各紛争当事国は、二週間をこえて捕えられ、住居を指定され、又は抑留されているすべての被保護者に関して執つた措置について、自国の被保護者情報局に対しできる限りすみやかに情報を提供しなければならない。各紛争当事国は、また、自国の諸関係機関に対し、被保護者に関するすべての異動（たとえば、移動、解放、送還、逃走、入院、出生、死亡等）に関する情報をすみやかに前記の被保護者情報局に提供するように要求しなければならない。

第百三十七条

各国の被保護者情報局は、利益保護国及び第百四十条に定める中央被保護者情報局の仲介により、被保護者の本国又はそれらの者がその領域内に居住していた国に対し、被保護者に関する情報を最もすみやかな方法で直ちに通知しなければならない。被保護者情報局は、また、被保護者に関し受領するすべての問合せに回答しなければならない。

被保護者情報局は、被保護者に関する情報を伝達しなければならない。但し、その伝達が本人又はその近親者にとつて有害である場合は、この限りでない。この場合においても、その情報は、中央被保護者情報局には提供しなければならない。同局は、その事情について通知を受けたときは、第百四十条に掲げる必要な措置を執るものとする。

被保護者情報局のすべての通知書は、署名又は押印によつて認証しなければならない。

第百三十八条

被保護者情報局が受領し、及び伝達する情報は、被保護者の身元を正確に識別し、及び近親者にすみやかに了知させることを可能にするような性質のものでなければならない。各被保護者についての情報は、少くとも氏名、出生地及び生年月日、国籍、最後の居住地、特徴、父の名及び母の旧姓、本人に関して執られた措置の日付、場所及び性質、被抑留者に対する通信を送付すべきあて名並びに通知を受ける者の氏名及びあて名を含むものでなければならない。

同様に、重病又は重傷の被抑留者の健康状態に関する情報も、定期的に、可能なときは毎週、提供しなければならない。

第百三十九条

各国の被保護者情報局は、更に、第百三十六条に掲げる被保護者、特に、送還され、若しくは解放された被保護者又は逃走し、若しくは死亡した被保護者が残したすべての個人的な有価物の収集について責任を負うものとし、また、その有価物を、直接に又は必要がある場合には中央被保護者情報局を通じて、関係者に送付しなければならない。被保護者情報局は、それらの有価物を封印袋で送付しなければならない。その封印袋には、それらの有価物を所持していた者を識別するための明確且つ完全な明細書及び内容の完全な目録を附さなければならない。それらのすべての有価物の受領及び発送については、詳細に記録して置かなければならない。

第百四十条

被保護者（特に、被抑留者）に関する中央被保護者情報局は、中立国に設置する。赤十字国際委員会は、必要と認める場合には、関係国に対し、中央被保護者情報局を組織することを提案しなければならない。中央被保護者情報局は、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百二十三条に定める中央捕虜情報局と同一のものとすることができる。

中央被保護者情報局の任務は、第百三十六条に定めるすべての種類の情報で公的又は私的径路で入手することができるものを収集し、及び関係者の本国又はそれらの者が住所を有する国にその情報をできる限りすみやかに伝達することとする。但し、その情報の伝達がその情報に関係がある本人又はその近親者にとつて有害である場合は、この限りでない。中央被保護者情報局は、この伝達については、紛争当事国からすべての適当な便益を与えられるものとする。

締約国、特に、その国民が中央被保護者情報局の役務の利益を享有する国は、中央被保護者情報局に対し、その必要とする財政的援助を提供するように要請されるものとする。

前記の規定は、赤十字国際委員会又は第百四十二条に定める救済団体の人道的活動を制限するものと解してはならない。

第百四十一条

各国の被保護者情報局及び中央被保護者情報局は、すべての郵便料金の免除及び第百十条に定める免除を受けるものとし、更に、できる限り電報料金の免除又は少くともその著しい減額を受けるものとする。

第四編　条約の実施

第一部　総則

第百四十二条

抑留国は、その安全を保障し、又はその他合理的な必要を満たすために肝要であると認める措置を留保して、宗教団体、救済団体その他被保護者に援助を与える団体の代表者及

びその正当な委任を受けた代理人に対し、被保護者の訪問、出所のいかんを問わず宗教的、教育的又は娯楽的目的に充てられる救済用の需品及び物資の被保護者に対する分配並びに収容所内における被保護者の余暇の利用の援助に関してすべての必要な便益を与えなければならない。前記の団体は、抑留国の領域内にも、また、その他の国にも設立することができる。また、前記の団体には、国際的性質をもたせることができる。

抑留国は、代表が抑留国の領域内で抑留国の監督の下に任務を行うことを許される団体の数を制限することができる。但し、その制限は、すべての被保護者に対する充分な救済の効果的な実施を妨げないものでなければならない。

この分野における赤十字国際委員会の特別の地位は、常に、認め、且つ、尊重しなければならない。

第百四十三条

利益保護国の代表者又は代表は、被保護者がいるすべての場所、特に、収容、拘禁及び労働の場所に行くことを許されるものとする。

利益保護国の代表者又は代表は、被保護者が使用するすべての施設に出入することができるものとし、また、立会人なしで、直接に又は通訳人を通じて、被保護者と会見することができる。

前記の訪問は、絶対的な軍事上の必要を理由とする例外的且つ一時的な措置として行われる場合を除く外、禁止されないものとする。その訪問の期間及び回数は、制限してはならない。

利益保護国の代表者及び代表は、訪問する場所を自由に選定することができる。抑留国又は占領国、利益保護国及び必要がある場合には訪問を受ける者の本国は、それらの被抑留者の同国人が訪問に参加することに合意することができる。

赤十字国際委員会の代表も、同一の特権を享有する。その代表の任命は、当該代表が任務を遂行する領域を支配する国の承認を必要とする。

第百四十四条

締約国は、この条約の原則を自国のすべての住民に知らせるため、平時であると戦時であるとを問わず、自国においてこの条約の本文をできる限り普及させること、特に、軍事教育及びできれば非軍事教育の課目中にこの条約の研究を含ませることを約束する。

戦時において被保護者について責任を負う文民の当局、軍当局、警察当局その他の当局は、この条約の本文を所持し、及び同条約の規定について特別の教育を受けなければならない。

第百四十五条

締約国は、スイス連邦政府を通じて、また、敵対行為が行われている間は利益保護国を通じて、この条約の公の訳文並びに締約国がこの条約の適用を確保するために制定する法令を相互に通知しなければならない。

第百四十六条

締約国は、次条に定義するこの条約に対する重大な違反行為の一を行い、又は行うことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うことを約束する。

各締約国は、前記の重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査する義務を負うものとし、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起しなければならない。各締約国は、また、希望する場合には、自国の法令の規定に従つて、その者を他の関係締約国に裁判のため引き渡すことができる。但し、前記の関係締約国が事件について一応充分な証拠を示した場合に限る。

各締約国は、この条約の規定に違反する行為で次条に定義する重大な違反行為以外のものを防止するため必要な措置を執らなければならない。

被告人は、すべての場合において、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百五条以下に定めるところよりも不利でない正当な裁判及び防ぎよの保障を享有する。

第百四十七条

前条にいう重大な違反行為とは、この条約が保護する人又は物に対して行われる次の行為、すなわち、殺人、拷問若しくは非人道的待遇（生物学的実験を含む。）、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること、被保護者を不法に追放し、移送し、若しくは拘禁すること、被保護者を強制して敵国の軍隊で服務させること、この条約に定める公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと、人質にすること又は軍事上の必要によつて正当化されない不法且つ恣意的な財産の広はんな破壊若しくは徴発を行うことをいう。

第百四十八条

締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免かれ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免かれさせてはならない。

第百四十九条

この条約の違反の容疑に関しては、紛争当事国の要請により、関係国の間で定める方法で調査を行わなければならない。

調査の手続について合意が成立しなかつた場合には、前記の関係国は、その手続を決定する審判者の選任について合意しなければならない。

違反行為が確認されたときは、紛争当事国は、できる限りすみやかに、違反行為を終止させ、且つ、これに対して処置しなければならない。

第二部　最終規定

第百五十条

この条約は、英語及びフランス語で作成する。両本文は、ひとしく正文とする。

スイス連邦政府は、この条約のロシア語及びスペイン語による公の訳文が作成されるように取り計らわなければならない。

第百五十一条

本日の日付を有するこの条約は、千九百四十九年四月二十一日にジュネーヴで開かれた会議に代表者を出した国に対し、千九百五十年二月十二日までその署名のため開放される。

第百五十二条

この条約は、できる限りすみやかに批准されなければならない。批准書は、ベルヌに寄託しなければならない。

スイス連邦政府は、各批准書の寄託について調書を作成し、その認証謄本をこの条約に署名したすべての国又は加入を通告したすべての国に伝達しなければならない。

第百五十三条

この条約は、二以上の批准書が寄託された後六箇月で効力を生ずる。

その後は、この条約は、各締約国についてその批准書の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第百五十四条

千八百九十九年七月二十九日又は千九百七年十月十八日の陸戦の法規及び慣例に関するヘーグ条約によつて拘束されている国でこの条約の締約国であるものの間の関係においては、この条約は、それらのヘーグ条約に附属する規則の第二款及び第三款を補完するものとする。

第百五十五条

この条約は、その効力発生の日から、この条約に署名しなかつたすべての国に対し、その加入のため開放される。

第百五十六条

加入は、書面でスイス連邦政府に通告され、且つ、その書面が受領された日の後六箇月で効力を生ずる。

スイス連邦政府は、この条約に署名したすべての国及び加入を通告したすべての国にこの加入を通知しなければならない。

第百五十七条

第二条及び第三条に定める状態は、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始前又は開始後に行つた批准又は加入に対し、直ちに効力を与えるものとする。スイス連邦政府は、紛争当事国から受領した批准書又は加入通告書について最もすみやかな方法で通知しなければならない。

第百五十八条

各締約国は、この条約を自由に廃棄することができる。

廃棄は、書面でスイス連邦政府に通告しなければならず、スイス連邦政府は、その通告をすべての締約国の政府に伝達しなければならない。

廃棄は、スイス連邦政府にその通告をした後一年で効力を生ずる。但し、廃棄する国が紛争に加わつている時に通告された廃棄は、平和条約が締結され、且つ、この条約によつて保護される者の解放、送還及び居住地の設定に関連する業務が終了するまでは、効力を生じない。

廃棄は、廃棄する国についてのみ効力を生ずる。廃棄は、文明国民の間で確立している慣行、人道の法則、公衆の良心の命ずるところ等に由来する国際法の原則に基いて紛争当事国が引き続き履行しなければならない義務を害するものではない。

第百五十九条

スイス連邦政府は、この条約を国際連合事務局に登録しなければならない。スイス連邦政府は、また、この条約に関連して同政府が受領するすべての批准書、加入通告書及び廃棄通告書について国際連合に通知しなければならない。

以上の証拠として、下名は、それぞれの全権委任状を寄託してこの条約に署名した。

千九百四十九年八月十二日にジュネーヴで英語及びフランス語により作成した。原本は、スイス連邦の記録に寄託する。スイス連邦政府は、その認証謄本を各署名国及び各加入国に送付しなければならない。

アフガニスタンのために
M・オスマン・アミリ

アルバニア人民共和国のために
第十一条及び第四十五条に関する添附の留保を附して
J・マロ
アルゼンチンのために
添附の留保を附して
ギリエルモ・A・スペロニ
オーストラリアのために
ノルマン・R・ミゲル
批准を条件として
オーストリアのために
ドクトル　ルードルフ・ブリユードン
ベルギーのために
モーリス・プールカン
白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
第十一条及び第四十五条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国政府首席代表　I・クツエイニコフ
ボリヴイアのために
G・メデイロス
ブラジルのために
添附の留保を附して
ジョアン・ピント・ダ・シルヴア
少将　フロリアノ・ド・リマ・ブライナー
ブルガリア人民共和国のために
添附の留保を附して
K・B・スヴエトロフ
カナダのために
添附の留保を附して
マックス・H・ウエルシヨフ
チリのために
F・システルナス・オルテイス
中華民国のために
呉南如
コロンビアのために
ラフアエル・ローチヤ・シユロース
キユーバのために
J・デ・ラ・ルス・レオン
デンマークのために
ゲオルグ・コーン
パウル・イプセン
バゲ
エジプトのために
A・K・サフワツト
エクアドルのために
アレハンドロ・ガステルー
スペインのために
ルイス・カルデロン
アメリカ合衆国のために
添附の留保を附して署名した。
ジヨン・カーター・ヴインセント
エテイオピアのために
ガシヤウ・ゼレック
フインランドのために
ラインホルド・スヴエントフランスのために
G・カーン＝サルヴアドール
ジヤキノ
ギリシヤのために
M・ペスマゾグロ
グアテマラのために
A・デユボン＝ウイルマン
ハンガリー人民共和国のために
添附の留保を附して
アンナ・カラインドのために
D・B・デサイ
イランのために
A・H・メイカーデ
アイルランド共和国のために
シーン・マックブライド
イスラエルのために
添附の留保を附して
M・カハニー
イタリアのために
ジヤシント・アウリツチ
エツトーレ・バイストロツキ
レバノンのために
ミカウイ
リヒテンシユタインのために
伯爵　F・ヴイルツエツク
ルクセンブルグのために
J・シユトルム
メキシコのために
ペドロ・デ・アルバ
W・R・カストロ
モナコ公国のために
M・ロゼ
ニカラグアのために
政府の承認を条件として
リフシツツ
ノールウエーのために
ロルフ・アンデルセン
ニユー・ジーランドのために
G・R・レーキング
添附の留保を附して
パキスタンのために
少将　S・M・アフアルーキ
A・H・シエイク
パラグアイのために
コンラド・フエール
オランダのために
添附の留保を附して
J・ボツシユ・デ・ローゼンタール
ペルーのために
ゴンサロ・ピサロ
フイリピン共和国のために
P・セバステイアン
ポーランドのために
添附の留保を附して
ユリアン・ブシユボス
ポルトガルのために
添附の留保を附して
G・カルデイラ・コエリヨ
ルーマニア人民共和国のために
添附の留保を附して
I・ドラゴミル
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
添附の留保を附して
ロバート・クレーギー
H・A・ストラツト
W・H・ガードナー
ヴアチカンのために
フイリツプ・ベルナルデイニ
サルヴアドルのために
R・A・ブスタマンテ
スウエーデンのために
国会の承認を得て行うスウエーデン皇帝陛下の政府の批准を条件として
スタツフアン・セーデルブルム
スイスのために
マックス・プテイピエール
プリニオ・ボラ
師団長　ド・パスキエ
フイリツプ・ズツテール
H・ムーリ
シリアのために
オマール・エル・ジヤブリ
A・ガンナーウイ
チエツコスロヴアキアのために
添附の留保を附して
タウバー
トルコのために
ラナ・タルハン
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
第十一条及び第四十五条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国政府の委嘱により
教授　O・ボゴモリエツツ
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
第十一条及び第四十五条を留保して
留保の本文は、この条約に添附する。
ソヴイエト社会主義共和国連邦首席代表　N・スラヴイン
ウルグアイのために
参事官、大佐　エクトル・J・ブランコ
ヴエネズエラのために
A・ポツセ・デ・リーヴアス
ユーゴースラヴイア人民共和国のために
添附の留保を附して
ミラン・リスティツ

第一附属書
病院及び安全のための地帯及び地区に関する協定案

第一条

戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジユネーヴ条約第二十三条及び戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジユネーヴ条約第十四条に掲げる者並びに病院及び安全のための地帯及び地区の組織及び管理並びにそれらの中に収容される者の看護の責任を負う要員のため、病院及び安全のための地帯は、必ず確保して置かなければならない。

もつとも、病院及び安全の地帯内に住所を有する者は、その地帯にとどまる権利を有する。

第二条

資格のいかんを問わず、病院及び安全のための地帯に居住する者は、その地帯内においても、また、その地帯外においても、軍事行動又は軍需品の生産に直接に関連する作業を行つてはならない。

第三条

病院及び安全のための地帯を設定する国は、その地帯における居住又はその地帯への立入りの権利を有しない者の出入を禁止するため必要なすべての措置を執らなければならない。

第四条

病院及び安全のための地帯は、次の条件を満たすものでなければならない。

(a)　その地帯が、その地帯を設定した国によつて支配される地域の一小部分であること。

(b)　その地帯の住民が、その地帯の収容能力に比して少いこと。

(c)　その地帯が、すべての軍事目標又は重要な産業上若しくは行政上

の施設から遠く離れており、且つ、それらを有しないこと。

(d) その地帯の位置が、戦争遂行上重要となる可能性が大である地域にないこと。

第五条

病院及び安全のための地帯については、次の義務に従わなければならない。

(a) 病院及び安全のための地帯に属する通信線及び輸送手段は、通過の場合であつても、軍事上の人員及び資材の輸送のために使用してはならない。

(b) 病院及び安全のための地帯は、いかなる場合においても、軍事的手段によつて防衛してはならない。

第六条

病院及び安全のための地帯は、その周囲及び建物の上に、白地に赤の斜の帯を付して表示しなければならない。

もつぱら傷者及び病者のため確保された地帯は、白地に赤十字（赤新月又は赤のライオン及び太陽）の標章で表示することができる。

それらの地帯は、夜間適当な照明によつて同様に表示することができる。

第七条

各国は、平時において又は敵対行為の開始の際、自国が支配する地域にある病院及び安全のための地帯についてすべての締約国に通告しなければならない。各国は、また、敵対行為を行つている間に新たに設定した病院及び安全のための地帯について通告しなければならない。

病院及び安全のための地帯は、敵国が前記の通告を受領した時に、正式に成立したものとする。

もつとも、敵国は、この協定の条件が満たされていないと認めるときは、当該病院及び安全のための地帯につき責任のある当事国に直ちに拒否の通告を与えることによりその病院及び安全のための地帯の承認を拒否し、又はその病院及び安全のための地帯を承認するかどうかの決定を第八条に定める監督機関に任せることができる。

第八条

敵国が設定した一又は二以上の病院及び安全のための地帯を承認した国は、その病院及び安全のための地帯がこの協定で定める条件及び義務を満たしているかどうかを確認するため、一又は二以上の特別委員会に病院及び安全のための地帯の監督を要求する権利を有する。

このため、特別委員会の委員は、いつでもすべての病院及び安全のための地帯に自由に出入することができるものとし、また、そこに恒久的に居住することができるものとする。これらの委員は、監督の任務を行うため、すべての便益を与えられるものとする。

第九条

特別委員会は、この協定の規定に違反すると認める事実を発見したときは、直ちにそれらの事実について当該病院及び安全のための地帯を支配する国の注意を喚起し、且つ、その違反をきよう正するためにその国に五日の猶予期間を与えなければならない。特別委員会は、当該病院及び安全のための地帯を承認した国に対してその旨を正式に通告しなければならない。

前記の猶予期間が満了する時までに当該病院及び安全のための地帯を支配する国が注意の喚起に応じなかつた場合には、敵国は、その病院及び安全のための地帯に関してはこの協定に拘束されない旨を宣言することができる。

第十条

一又は二以上の病院及び安全のための地帯を設定した国並びにそれらの病院及び安全のための地帯の存在について通告を受けた敵国は、第八条及び第九条に掲げる特別委員会の委員となる者を自ら指名し、又は利益保護国若しくは中立国をして指名させなければならない。

第十一条

病院及び安全のための地帯は、いかなる場合にも、攻撃の対象としてはならない。紛争当事国は、常に、病院及び安全のための地帯を保護し、且つ、尊重しなければならない。

第十二条

一地域が占領された場合には、その地域内にある病院及び安全のための地帯は、病院及び安全のための地帯として引き続き尊重され、且つ、使用されるものとする。

もつとも、占領国は、収容されている者の安全を確保するためにすべての措置を執ることを条件として、その地帯の使用目的を変更することができる。

第十三条

この協定は、各国が病院及び安全のための地帯と同様の目的で使用する病院及び安全のための地区にも適用する。

第二附属書

集団的救済に関する規則案

第一条

被抑留者委員会は、その収容所によつて管理されるすべての被抑留者（病院又は監獄その他の懲治施設にある者を含む。）に対し、被抑留者委員会に委託された集団あての救済品を分配することを許される。

第二条

集団あての救済品の分配は、贈与者の指示及び被抑留者委員会が作成する計画に従つて行わなければならない。但し、医療品の分配は、なるべく、先任医務官の同意の下に行わなければならず、先任医務官は、病院及び病室においては、その患者のために必要と認めるときは、前記の指示に従うことを必要としない。分配は、それらの制限内で、常に衡平に行わなければならない。

第三条

被抑留者委員会の委員は、受領する物品の質及び量を確認し、且つ、それについて贈与者のために詳細な報告書を作成することができるように、その収容所に近い駅その他の救済品の到着地点に行くことを許される。

第四条

被抑留者委員会は、その収容所のすべての区画及び附属分所における集団あての救済品の分配がその指示に従つて行われたかどうかを確認するため必要な便益を与えられるものとする。

第五条

被抑留者委員会は、集団あての救済品に関する事項（分配、必要品、数量等）について、贈与者に送られる調査票又は質問書に自ら記入し、並びに労働分遣所の被抑留者委員会の委員又は病室及び病院の先任医務官をして記入させることを許される。その調査票及び質問書は、正当に記入された後、遅滞なく贈与者に送付しなければならない。

第六条

被抑留者委員会は、その収容所にある被抑留者に対して集団あての救済品を定期的に分配することを確保し、及び被抑留者の新たな集団の到着によつて生ずる必要に応ずるため、集団あての救済品を充分に貯蔵し、且つ、維持することを許される。この目的のため、被抑留者委員会は、適当な倉庫を自由に使用することができる。各倉庫の出入口には、二箇の錠前を取り付けるものとし、その一の錠前のかぎを被抑留者委員会が持ち、他の錠前のかぎを収容所長が持つものとする。

第七条

締約国、特に、抑留国は、できる限り、且つ、住民に対する物資の供給に関する規則に従い、被抑留者に対する集団あての救済品として分配するためにそれらの領域において行われるすべての購入を許さなければならない。それらの国は、その購入のために行われる資金の移転その他技術的又は行政的性質の財政的措置に対し、同様に、便益を与えなければならない。

第八条

前記の諸規定は、被抑留者が、収容所に到着する前に又は移動の途中で集団あての救済品を受領する権利を制限するものでなく、また、利益保護国、赤十字国際委員会又は被抑留者に援助を与えるその他の団体でそれらの救済品の送達の責任を負うことがあるものの代表者が、適当と認める他の手段により名あて人に対するそれらの救済品の分配を確保することを妨げるものではない。

第三附属書
Ⅰ　抑留葉書

1　表面

文民被抑留者郵便	郵便料金免除
郵便葉書	
注意 各被抑留者は、抑留された時又は病院等から移動した時は直ちに、また、その後の更記入のために、収容所名が変つた場合にも、この葉書を使用しなければならない。 この葉書は、各被抑留者に送る葉書のたつた一枚の特別のものとする。 ただし、その近親者に対しては、特別の許可を得た場合に限り、これ以外の葉書を使用することができる。	中央被保護者情報局 赤十字国際委員会

2　裏面

活字体で読みやすく記入すること。　1　国籍
2　姓　　3　名（完全に）　　4　父の名
5　生年月日　　6　出生地 7　職業 8　抑留前のあて名 9　近親者のあて名
*10　抑留された日付 （又は） （病院等）から移動した日付 *11　健康状態
12　現在のあて名 13　日付　　14　署名

*　該当しない事項に×印を附すること。いかなる説明も加えないこと。裏面の注意を参照すること。

（抑留葉書の大きさは、縦10センチメートル、横15センチメートルとする。）

第三附属書
Ⅱ　手紙

文民被抑留者郵便

郵便料金免除

殿

通り及び番地

市町村名（活字体で書くこと。）

州又は地方

国（活字体で書くこと。）

発信人
姓名
出生地及び生年月日
収容所のあて名

（手紙の大きさは、縦29センチメートル、横15センチメートルとする。）

第三附属書
Ⅲ　通信用葉書

1　表面

文民被抑留者郵便	郵便料金免除
郵便葉書	
殿	
通り及び番地 市町村名（活字体で書くこと。） 州又は地方 国（活字体で書くこと。）	
発信人 姓名 出生地及び生年月日 収容所のあて名	

2　裏面

日付

……

……

……

……

……

……

必ず点線の上にできる限り読みやすく書くこと。

（通信用葉書の大きさは、縦10センチメートル、横15センチメートルとする。）

審査報告書

世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

徳川　頼貞　　加藤シヅエ
草葉　隆圓　　小瀧　彬
中田　吉雄　　羽生　三七
佐多　忠隆

要領書

一、委員会の決定の理由

気象機関がその任務を達成するためには、国際気象関係者の協力が必要で、この条約はその協力のための統一的機構として世界気象機関の設立を定めたものでこの条約への加入は適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

この条約への加入によつて、積極的に世界の気象業務の円滑な運営に協力することができる。

三、費用

来年度以降、分担金として約三百数十万円を要することになる。

審査報告書

日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小瀧　彬　　鶴見　祐輔
杉原　荒太　　徳川　頼貞
高良　とみ　　加藤シヅエ

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国はこの協定に基き、フイリピン共和国に対して沈没船舶の引揚を行い、中間賠償を実施せんとするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本協定の実施によつて、わが国の賠償に対する誠意を示すことになり、日比友好関係の樹立に寄与する。

三、費用

本協定の実施に伴い、約四十億円の経費を要するが、これは、平和回復善後処理費より支出されることになる。

審査報告書

地方鉄道軌道整備法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

運輸委員長　前田　種男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　政二　　仁田　竹一
東　　隆　　入交　太蔵
大和　與一　　木島　虎蔵
大倉　精一　　岡田　信次
植竹　春彦

一、要領書
　委員会の決定の理由
　本法律案は、天然資源の開発その他産業の振興上特に重要な地方鉄道軌道の新線及び大規模な改良を必要とするもの並びに経営困難な地方鉄道軌道で他に代替機関がないので国民生活上その存続を必要とするものの維持を図るための助成措置及び日本国有鉄道の運輸開始により地方鉄道軌道の廃止又は減益についての補償を規定したもので、委員会は妥当なる措置と認める。
　なお、委員会は本法案の実施に対して(一)第三条第一項第一号の認定又は同項第二号の承認を行うに当つては、政府は広く関係各方面の意見を聴取する等あくまでも公正且つ妥当を期すべきである。(二)国有鉄道の新線に要する財源については、本法との関連を充分考慮し、政府において特段の措置を講ずること。の附帯決議を行つた。
二、事件の利害得失
　日本国有鉄道と相待つて鉄道網の完成を促進するとともに資源の開発その他産業の振興並びに民生の安定に寄与する。
三、費用
　本法律の施行には、昭和二十八年度において差当り一千八十九万四千円を要する。

審査報告書

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　政二　　加賀山之雄
森田　義衞　　植竹　春彦
東　隆　　入交　太藏
大和　與一　　大倉　精一
岡田　信次

一、要領書
　委員会の決定の理由
　本法律案は、日本国有鉄道事業の能率的な運営を図り、公共の福祉を増進するため、日本国有鉄道の会計及び財務に関する規定を整備し、又監理委員会に代えて重要事項の議決機関として新たに経営委員会を設ける等の改正をなさんとするもので、委員会は適切なる措置と認める。
二、事件の利害得失
　日本国有鉄道の能率的な運営を助長し、公共の福祉の増進に寄与する。
三、費用
　本法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

道路運送法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　政二　　植竹　春彦
入交　太藏　　森田　義衞
大和　與一　　大倉　精一
東　隆　　岡田　信次
木島　虎藏

一、要領書
　委員会の決定の理由
　本法律案は、道路運送法実施後の自動車運送の発達及び情勢の変化等に鑑み(一)自動車運送事業の種類ごとの定義の改正、(二)自動車運送事業の免許基準の改正、(三)自動車運送事業の運賃料金制度の改正、(四)自動車運送に関する諮問機関についての改正、(五)その他乗用自家用自動車の使用届出制度、軽車両運送事業の届出制度の廃止等をなし、行政手続の簡素化を図らんとするもので妥当な措置と認める。
　なお委員会は政府に対し、自動車運送事業に対する事業区域を定めるに当つては、行政区域にこだわらず国民経済活動の実態に即してこれを行うべきであり、又ハイヤー・タクシー等路線を定めない自動車運送事業の免許に当つては従来その免許基準が厳格に失し実情に反し弊害の伴うこともある事情に鑑み、政府は将来これら事業者に対してよく実情に合致するよう免許の措置をなすべきである旨の附帯決議を行つた。
二、事件の利害得失
　行政手続の簡素化及び自動車運送事業の健全なる発達に寄与する利益がある。
三、費用
　本法の施行に当つては、現行制度に比し減額する部分もあるので費用を要しない。

審査報告書

港湾整備促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

植竹　春彦　　入交　太藏
森田　義衞　　大倉　精一
東　隆　　木島　虎藏
岡田　信次

一、要領書
　委員会の決定の理由
　本法案は、重要港湾又は地方港湾のうち政令で定めるものにおいて、港湾管理者が行う荷さばき施設、港湾用地及び引船の整備に要する資金の調整を円滑にするため、政府が港湾管理者に対し、資金運用部資金又は簡易生命及び郵便年金積立金を融通し、又その他の資金の融通をあつ旋することを規定するものであつて、適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
　荷さばき施設、港湾用地及び引船の整備に要する資金の調達を円滑にし、もつて港湾の整備を促進する利益がある。
三、費用
　港湾整備審議会に関する経費として、六万四千円が、昭和二十八年度予算に計上されている。

審査報告書

農業機械化促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

清澤　俊英　　白井　勇
上林　忠次　　河野　謙三
川口爲之助　　小林　亦治
北勝太郎　　重政　庸徳
松浦　定義　　鈴木　一
戸叶　武　　佐藤清一郎
雨森　常夫　　森田　豊壽
宮本　邦彦

一、要領書
　委員会の決定の理由
　本法律案は農業機械化の進展を助長し、農業の発展と食糧自給度の向上に資するため、(一)長期低利な農機具購入資金の確保(二)農業機械化の推進に関する試験研究の助長(三)農機具の普及利用推進事業に対する国の補助(四)農機具の検査(五)農業機械化審議会等に関して規定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
　農業機械化を促進し、農業生産の増強と農業経営の改善に寄与する。
三、費用
　本法施行に関する経費として総計約二億七百万円が昭和二十八年度一般会計予算に計上要求されており、又農機具購入資金として農林漁業金融公庫の貸付金の中に四億円が予定されている。

審査報告書

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　正人　　酒井　利雄
海野　三朗　　白川　一雄
松平　勇雄　　松本　昇
石原幹市郎　　岸　良一
豊田　雅孝

第十条の改定規定の中で同条に一項を加える規定中「第十六条第二項」、「第十八条第一項」及び「同条第二項」の下にそれぞれ「(第二十七条において準用する場合を含む。)」を加える。
第三十二条の改正規定の前に次の改正規定を加える。
第三十条の次に次の一条を加える。
(主務大臣との関係)
第三十条の二　通商産業大臣は、第十条第一項、第十二条、第十三条若しくは第十六条第一項の規定(第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)による認可に係る処分をし、第十四条第一項若しくは第十八条の規定(第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)による処分をし、第二十九条第一項の規定による勧告若しくは命令をし、又は第二十九条の二の規定による通商産業省令を制定しようとするときは、あらかじめ、これらの処分、勧告又は通商産業省令に係る指定業種に属する事業についての主務大臣の同意を得なければならない。
2　通商産業大臣は、第十六条第二項若しくは第十九条(第二十七条に

おいてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第二十八条において準用する中小企業等協同組合法第三十一条若しくは第六十二条第二項の規定による届出を受理したときは、これらの届出に係る指定業種に属する事業についての主務大臣にその旨を通知しなければならない。

要領書

一、委員会の決定の理由
臨時立法を恒久法に改め、業種指定を政令によることとし、かつその条件を緩和し、また調整組合の事業範囲を拡大せんとするもので、中小企業の安定にとり、大体において妥当な措置と認められるが、なお、「認可、勧告、命令等について、通商産業大臣が、関係大臣の同意を得なければならないこととする」旨の修正を行つた。

二、事件の利害得失
本改正により、調整組合の機能が拡充される等の措置は、不況時に、中小企業経営の保持に資する利益がある。

三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

木材防腐特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日
通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
加藤　正人　酒井　利雄
海野　三朗　白川　一雄
松平　勇雄　松本　昇
石原幹市郎　黒川　武雄
岸　良一　豊田　雅孝

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、特定の用途に使用する木材に、通商産業省令で定める方法により、適正な防腐の措置を施すことを促進するとともに防腐業者の届出制度を実施しようとするもので現下適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
本法施行により木材消費の節約と木材の有効利用に資する利益がある。

三、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

武器等製造法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日
通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
加藤　正人　酒井　利雄
松平　勇雄　石原幹市郎
白川　一雄　西川弥平治
黒川　武雄　岸　良一
豊田　雅孝　西田　隆男

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案はポツダム共同省令「兵器、航空機等の生産制限に関する件」の失効により、武器の製造等に関し何等法的規正がない今日公共の安全を維持し、且つ武器製造事業活動の著しく過大にならないよう法的規正を行うとするもので現下適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
武器等製造事業の活動を規正することにより国民経済の健全な運行に寄与するとともに公共の安全を確保することに資する利益がある。

三、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

漁業法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日
水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
千田　正　青山　正一
秋山俊一郎　菊田　七平
松浦　清一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、旧漁業権等の補償金百八十一億円に五ケ年の利子約五十億円を加算した二百三十一億円余を昭和二十七年度以降二十五年間に免許料、許可料として、漁業者から徴収するという規定を廃止して、昭和二十八年度分から適用しようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
漁業者の過重な負担を軽減し、漁家経済の安定に資し、漁業制度改革の円滑な進展に寄与する。

三、費用
本法律施行のために別段の費用を必要としない。

審査報告書

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日
水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
森　八三一　野田　俊作
秋山俊一郎　松浦　清一
菊田　七平　青山　正一
千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、久六島（北緯四十度三十一分、東経百三十九度三十分附近の海面にある島しよをいう。）周辺の農林大臣が指定する海域の漁業について、漁業調整上特に必要があるときは、農林大臣が漁業法に基く当該海域にある漁場を管轄する県知事の権限の全部又は一部を行うことができる特例を設けんとするもので適切な措置と認める。

二、利害得失
漁業調整を円滑にし、漁業経営の安定をもたらす利益がある。

三、費用
別に費用を必要としない。

審査報告書

学校図書館法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日
文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
安部キミ子　荒木正三郎
高橋　道男　杉山　昌作
谷口弥三郎　大谷　贇雄
横川　信夫　吉田　萬次
剣木　亨弘　深川タマエ
相馬　助治　八木　秀次

要領書

一、委員会の決定の理由
戦後の新教育の効果を十全に達成するためには、学校に学校図書館を設置し、その充実を図ることが緊要である。本法案は、学校図書館の設備又は図書を一定の基準にまで高める場合、国庫負担の途を開かんとするものであつて、妥当な措置と認めたが、次の附帯事項を決議した。

（一）学校図書館の設置についても、国が補助するよう、適切な法的措置を可及的速やかに講ずべきものと認める。

二、事件の利害得失
小、中、高等学校の生徒、児童の学習を容易ならしめ、その教育効果を向上することができる。

三、費用
本法施行に伴う経費は、約十八億円を必要とするが、昭和二十九年度以降、三億六千万円ずつ支出し、五ケ年計画である。

審査報告書

危険校舎改築促進臨時措置法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日
文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
相馬　助治　大谷　贇雄
長谷部ひろ　荒木正三郎
杉山　昌作　高橋　道男
剣木　亨弘　吉田　萬次

要領書

一、委員会の決定の理由
地方財政及び公立の義務教育諸学校の危険校舎の現状にかんがみ、臨時の措置として、当該危険校舎の改築を促進するため、当該改築に要する経費の一部について国が補助を行うことによつて、義務教育の円滑な実施を確保しようとするものであつて、妥当な措置と認めたが、次の附帯事項を決議した。

（一）第二条第二項の政令を定めるにあたつては校舎の建築後の経過年数にかかわることなく実態に基く危険校舎の総坪数を基礎とするよう措置すること。

（二）危険校舎改築費国庫補助金の予算については、防火地区外にも鉄筋造（鉄骨造を含む）が建築できるよう措置すること。

（三）危険校舎改築については、その緊急性にかんがみ、合理的な年次計画をたてて速やかに完了するよう予算措置すること。

（四）高等学校の危険校舎についても、その実状にかんがみ、改築に必要な経費について国庫補助の方途を講ずること。

二、事件の利害得失
義務教育諸学校の施設を確保し、もつて生徒児童の教育を十全に行うことができる。

三、費用

本法施行に伴う経費は、総額約百八十億円を必要とするが、昭和二十八年度予算には、約二十二億円計上済みである。

審査報告書

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

大蔵委員会理事　西川甚五郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

三木與吉郎　前田　久吉
土田国太郎　小林　政夫
山本　米治　青柳　秀夫
平林　太一　藤野　繁雄
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、砂糖消費税の負担の実情等にかんがみ、その税率を二割程度引き上げるとともに、利子税の徴収の制度を新たに設けようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

他の消費税との負担の権衡を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

富裕税法を廃止する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

三木與吉郎　前田　久吉
土田国太郎　小林　政夫
山本　米治　青柳　秀夫
岡崎　眞一　西川甚五郎
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、富裕税法を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

租税負担の調整と税制の簡素化を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

有価証券取引税法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　三木與吉郎
前田　久吉　土田国太郎
小林　政夫　木内　四郎
藤野　繁雄　菊川　孝夫
山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、有価証券の譲渡所得に対する課税の廃止に伴い、新たに有価証券取引税を課することとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

有価証券の譲渡者の租税負担の調整を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　三木與吉郎
前田　久吉　土田国太郎
小林　政夫　西川甚五郎
青柳　秀夫　藤野　繁雄
安井　謙
平林　太一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、在外活動閉鎖機関について、社債の弁済及び残余財産の分配を認める外指定の解除をなし得ることとし、また、株式会社である閉鎖機関について、社会の継続又は新会社の設立のみちをひらくとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

閉鎖機関の整理の一層の促進を図るとともに、その最終的な処理体制を整え得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　平林　太一
岡崎　眞一　藤野　繁雄
堀木　鎌三　前田　久吉
小林　政夫　土田国太郎
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、厚生保険特別会計に新たに日雇健康勘定を設け、日雇労働者健康保険法に基く日雇労働者健康保険事業についての経理を行わしめようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

日雇労働者健康保険事業について、政府の経理を明確ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算中厚生保険特別会計に日雇健康勘定の歳入歳出三億九千五百六十二万円が計上されている。

審査報告書

日本専売公社法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

堀木　鎌三　前田　久吉
小林　政夫　土田国太郎
西川甚五郎　木内　四郎
平林　太一　藤野　繁雄
岡崎　眞一　山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本専売公社の行う業務内容に投資を加え、同公社の予算に弾力性を与えるとともに、予算の流用及び繰越に関する制限を緩和し、専売納付金の計算に当りたな卸資産の増加額を控除しないこととし、また、同公社の業務に係る現金の取扱に関する規定等を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

日本専売公社の事業経営の一層の円滑化を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　三木與吉郎
前田　久吉　土田国太郎
山本　米治　青柳　秀夫
西川甚五郎　小林　政夫
平林　太一　安井　謙
藤野　繁雄　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国際復興開発銀行からの外貨資金の借入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子で日本に住所等を有しない個人又は外国法人が受けるものについては、所得税を免除することとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

外貨資金の借入の促進に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

健康保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

林　了　榊原　亨

常岡　一郎　山下　義信
高野　一夫　有馬　英二
中山　壽彦　廣瀬　久忠
西岡　ハル　大谷　瑩潤
湯山　勇

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は最近の社会的経済的情勢の推移にかんがみ、制度の拡充を図るため、適用範囲の拡張を行うとともに、標準報酬を改訂し、療養の給付期間を延長しようとするものであつて妥当な措置であるが、保険医療を益々適正ならしめるため医療給付費に対する国庫負担の実現を期するよう別紙附帯決議を附した。
二、事件の利害得失
本法の施行によつて被保険者の福祉を増進することができる利益がある。
三、費用
本法施行のため昭和二十八年度予算に十九億九千万円を計上している。

附帯決議

健康保険法第五十七条の三の療養給付期間の延長に伴い保険医療を益益適正ならしめるため、政府はこの際、健康保険の医療給付費に対する国庫負担の速やかな実現を期せられんことを望む。

審査報告書

船員保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十日

厚生委員長　瑩森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山下　義信　高野　一夫
大谷　瑩潤　榊原　亨
廣瀬　久忠　中山　壽彦
林　了　藤原　道子

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は最近の社会的経済的情勢の推移にかんがみ、制度の拡充を図るため、療養の給付及び傷病手当金の支給期間を延長しようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
本改正によつて船員被保険者の福祉を増進することができる利益がある。
三、費用
本法施行のため昭和二十八年度予算に一千五百万円を計上している。

審査報告書

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

厚生委員長　瑩森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

榊原　亨　常岡　一郎
山下　義信　高野　一夫
有馬　英二　中山　壽彦
廣瀬　久忠　西岡　ハル
大谷　瑩潤　湯山　勇
藤原　道子　林　了

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は最近の社会的経済的情勢の推移にかんがみ、適用範囲の拡張を行う外、健康保険法の改正に伴う所要の改正をしようとするものであつて妥当な措置であるが別紙附帯決議を附した。
二、事件の利害得失
本法の改正によつて適用範囲を拡張するとともに、被保険者の福祉増進を計り得る利益がある。
三、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議

厚生年金保険法については速やかに根本的な改正を行い新しい養老年金受給の該当者から適用するよう措置すること。

審査報告書

医師等の免許及び試験の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

厚生委員長　瑩森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

林　了　藤原　道子
大谷　瑩潤　西岡　ハル
廣瀬　久忠　榊原　亨
常岡　一郎　山下　義信
高野　一夫　有馬　英二
中山　壽彦　湯山　勇

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和二十八年三月二十三日以降満洲、中国本土等の地域から引揚げた者のうち、一定の資格のあるものに対して、それぞれ医師、歯科医師、診療エックス線技師又は准看護婦の免許を受ける資格及び試験の受験資格の特例を認めようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
本法の施行によつて引揚者の職業の一部を確保せしめ得る利益がある。
三、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

保安庁法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十七日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

長島　銀藏　白波瀬米吉
松原　一彦　竹下　豐次
上原　正吉

要領書

一、委員会の決定の理由
保安庁の任務遂行を円滑にするために警備官二千七百三十三人と、保安官及び警備官以外の職員即ち、技術研究所の研究、調査の充実を図る等のために四百七十二人を増員することは適当の措置と認めた。
二、事件の利害得失
この措置により保安庁の任務を円滑に遂行することができる。
三、費用
本法施行のため要する費用は、本年度において五億五千八百十六万七千円である。

審査報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

長島　銀藏　松永　義雄
松原　一彦　野本　品吉
井上　知治　高瀬荘太郎
白波瀬米吉　上原　正吉
竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和二十八年度における各行政機関の事業予定計画にかんがみ、行政機関に置かれている職員の定員に適宜改正を加えることは適当の措置と認める。
二、事件の利害得失
この措置により、行政事務の能率をはかることができる。
三、費用
本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

堀　末治　長谷山行毅
石村　幸作　加瀬　完
秋山　長造　若木　勝藏
館　哲二

目次中「第二百七十一条（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）」を「第二百十七条（当選人を被告とする訴訟の管轄）」に、「第二百七十一条（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）」を「第二百七十一条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第百十条中第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　参議院（全国選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の選挙について、第二百二条（選挙の効力に関する異議の申立及び訴願）、第二百三条（選挙の効力に関する訴訟）又は第二百四条（選挙の効力に関する訴訟）の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果当選人がなくなり又は訴訟人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）は、前条の例により、再選挙を行わせなければならない。

第二百五条に次の二項を加える。

2　前項の規定により当該選挙管理委員会又は裁判所がその選挙の一

部の無効を決定し、裁定し又は判決する場合において、当選に異動を生ずる虞のない者を区分することができるときは、その者に限り当選を失わない旨をあわせて決定し、裁決し又は判決しなければならない。

3　前項の場合において、当選に異動を生ずる虞の有無につき判断を受ける者（以下本条中「当該候補者」という。）の得票数（一部無効に係る区域以外の区域における得票数をいう。以下本条中同じ。）から左に掲げる各得票数を各別に差し引いて得た各数の合計数が、当該選挙の当日一部無効に係る区域において投票できる者であつた者の数より多いときは、当該候補者は、当選に異動を生ずる虞のないものとする。

一　得票数の最も多い者から順次に数えて、当該選挙において選挙すべき議員又は委員の数に相当する数に至る順位の次の順位にある候補者の得票数

二　得票数が前号の候補者より多く、当該候補者より少い各候補者のそれぞれの得票数

第二百九条中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第二百五条第二項及び三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二百十七条の見出しを「（訴訟の管轄）」に改め、同条中「第二百八条」を「第二百三条第一項（選挙の効力に関する訴訟）、第二百四条（選挙の効力に関する訴訟）、第二百七条第一項（当選の効力に関する訴訟）、第二百八条」に、「規定により当選人を被告とする訴訟」を「規定による訴訟」に改める。

附則第一項に次の但書を加える。

但し、改正後の公職選挙法第二百五条第二項及び第三項並びに第二百九条第二項の規定は、従前の公職選挙法の規定による選挙の効力に関する争訟でこの法律施行の日において現に選挙管理委員会又は裁判所に係属しているものについても適用する。

附則第二項中「なお従前の例による。」を「改正後の公職選挙法第二百七十一条の二の規定は、適用しない。」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、選挙の一部無効による再選挙に対し、本来の選挙と同様の規定が適用される不合理を除き、政令で特別の定をすることができるようにしたものであるが、当委員会において(一)選挙の一部無効の決定、裁決又は判決に際し、当選に異動を生ずる虞のない者を区分することができる場合は、その者に限り当選を失わない旨を併せて決定、裁決又は判決しなければならないこと(二)その場合の計算方法(三)その適用関係及び(四)参議院全国選出議員、地方公共団体の議会の議員の選挙の一部無効による再選挙は当選人の不足数の多少にかかわらず常に行うものとすること等について修正を加えて議決したものであり、法案の内容は大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、現行規定の不備を是正することができる。

三、費用

本法の施行によつて、特段の費用を要しない。却つて、選挙公営費等の費用の節約を期することができる。

審査報告書

日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を認めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鶴見　祐輔　小瀧　彬　古池　信三　石原幹市郎

徳川　頼貞　草葉　隆圓

要領書

一、委員会の決定の理由

日華平和条約附属議定書第二項は、日華両国間に通商航海条約が締結される迄の通商及び航海に関する暫定的な取極であるが、未だ両国間に通商航海条約も締結されず、有効期間も本年八月四日迄であるので、現行取極を更に二年間又は通商航海条約が締結される迄いずれか早い方の時期迄延長しようとする本件の措置は適切なものと認める。

二、事件の利害得失

本件の承認により、両国間の通商及び航海に関する暫定的取極を更に継続することができ、両国間の通商貿易関係の増進に資するとともに、相互の利益に合致することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

運輸委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二号　鹿屋、野里両駅間鉄道路線変更に関する請願

第一三号　鹿児島県大隅地区に測候機関設置の請願

第七七九号　東北本線の複線化等促進に関する請願

第一〇〇一号　熊本県牛深港に警備救難署等設置の請願

第一一一九号　富岡駅に急行列車停車の請願

第一三四二号　宮崎県日向福島港改修工事施行に関する請願

第一四六九号　福岡県若松港修築工事施行に関する請願

第一七一八号　参宮、関西両線の列車増発に関する請願

第一九三〇号　広島県重井西港防波堤修築工事施行に関する請願

第一九七四号　国道十号線中宮崎県都城市内の鉄道橋拡張等に関する請願

第二〇一一号　木津駅に名古屋行準急行列車停車等の請願

第二〇二七号　小型船舶職員養成に関する請願

第二〇九二号　西明石、京都両駅間電車の草津町まで運行延長に関する請願

第二二五一号　西日本定期航空路開設等に関する請願

第二二九一号　鹿児島県宮之浦港修築工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十七日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会請願特別報告第一号

鹿屋、野里両駅間鉄道路線変更に関する請願

第一二号　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名提出

鹿児島県大隅地区に測候機関設置の請願

第一三号　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名提出

東北本線の複線化等促進に関する請願

第七七九号　新潟県議会議長　児玉龍太郎外七名提出

熊本県牛深港に警備救難署等設置の請願

第一〇〇一号　熊本県天草郡牛深町長　高橋重博提出

富岡駅に急行列車停車の請願

第一一一九号　福島県双葉郡双葉地方町村会内　太田耕治提出

宮崎県日向福島港改修工事施行に関する請願

第一三四二号　宮崎県南那珂郡福島町長　神戸俊一外十一名提出

福岡県若松港修築工事施行に関する請願

第一四六九号　福岡県知事　杉本勝次外七名提出

参宮、関西両線の列車増発に関する請願

第一七一八号　三重県津市桜橋二教育会館内三重県官公庁労働組合協議会内　森孝太郎外二十四名提出

広島県重井西港防波堤修築工事施行に関する請願

第一九三〇号　広島県因島市長　安松延二外二名提出

国道十号線中宮崎県都城市内の鉄道橋拡張等に関する請願

第一九七四号　宮崎県都城市長　曾木重貴外十一名提出

木津駅に名古屋行準急行列車停車等の請願

第二〇一一号　京都府宇治市長　山崎平次外八名提出

小型船舶職員養成に関する請願

第二〇二七号　東京都港区麻布市兵衛町二ノ四全日本海員組合内　陰山寿三提出

西明石、京都両駅間電車の草津町まで運行延長に関する請願

第二〇九二号　滋賀県大津市長　上原茂次外七名提出

西日本定期航空路開設等に関する請願

第二二五一号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

鹿児島県宮之浦港修築工事施行に関する請願

第二二九一号　鹿児島県熊毛郡上尾久村長　深田直彦提出

右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十七日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

意見書案

鹿屋、野里両駅間鉄道路線変更に関する請願

請願者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名（第一二号）

右の請願は、国鉄大隅吉江線の沿線に位する鹿島市は、大隅地方唯一の政治、経済ならびに文化、交通の中心都市であるが、現在の鉄道は大隅鉄道当時のままで文化的な考慮は全然払われておらず、鹿屋駅より野里駅

に通ずる四、七キロは、郊外へき地に敷設されており、一般交通の利便を欠き、都市計画樹立の観点からしてまた保安隊の駐とんする今日中心地域を経由し元海軍航空しよう引込線路敷を利用し野里駅に通ずるよう変更することが緊要の問題となつているから、本線鹿屋、野里両駅間の線路を変更されるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県大隅地区に測候機関設置の請願

請願者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名（第一二三号）

右の請願は、大隅半島は拡大な耕地面積と豊富な森林資源を有しているが、土壌がシラス地帯のため毎年風水害を受け開発の遅れる原因となつている。将来は電源開発およびかん水のため急を要するダムの設置、また亜熱帯地域に適応する農耕上の改善策等幾多の懸案があるが、この時に当り災害防止に不可欠の測候機関を早急に大隅地区に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北本線の複線化等促進に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名（第七七九号）

右の請願は、東北本線は関東から東北、北海道の広地域にわたりこれを縦貫する重要幹線であるが、内陸線として地形上急こう配および急カーブが少くないため、輸送力が伸びず、沿線の持つ経済上ならびに社会上の重要度が高いにもかかわらず、開通以来七十数年世運の進展を外に旧態依然たる現状にあることはまことに遺憾であるから、早急に本線の複線化および電化を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県牛深港に警備救難署等設置の請願

請願者　熊本県天草郡牛深町長　高橋重博（第一〇〇一号）

右の請願は、熊本県牛深港は、天草郡の最南端に位する天然の良港で古くから船舶の出入繁く、天草灘海域の豊富な漁場に臨み県下第一の第三種漁港であるとともに商港でもあるが、本港口外には岩礁が多く、多年の経験者でも出入港の労苦はなみなみならぬものがあり、加えて特異性に富み海洋気象の急変により不慮の災害は毎年五、六件に及び、船舶ならびに人員のおびただしい損害と犠牲を出している現状にあるから、（一）本港に警備救難署を設置すること、（二）本港西方四キロの地点にある大島に燈台を設置すること、（三）本港口外に浮標識燈を設置すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富岡駅に急行列車停車の請願

請願者　福島県双葉郡双葉地方町村会内　太田耕治（第一一一九号）

右の請願は、福島県富岡町は、地方事務所をはじめとして国、県出先機関ならびに団体事務所が多数設置せられている上、最近交通網の発達、林業資源の開発、ならびに双葉炭田が有望さを加え、人の動きはこれに伴いひん繁となり、一般民衆は富岡駅に急行列車の停車を待望しているから、実情調査の上、すみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県日向福島港改修工事施行に関する請願

請願者　宮崎県南那珂郡福島町長　神戸俊一外十一名（第一三四二号）

右の請願は、宮崎県日向福島港は、南九州屈指の良港として、またカツオ・マグロ等南方遠洋漁業および沖縄、南方貿易の拠点としての自然的素地を有しており、かつ本港改修により不毛地の埋立による港湾施設用地が造成されるばかりでなく、本港背後に有する森林資源の開発に資するとともに南九州太平洋岸における随一の避難港となりうるから、すみやかに本港改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県若松港修築工事施行に関する請願

請願者　福岡県知事　杉本勝次外七名（第一四六九号）

右の請願は、福岡県若松港は、防波堤が未完成のため漂砂の埋没はなはだしく、航洋船の大型化と小型船舶の激増により、港口の海難事故がひん発しているから、本港防波堤の急速な施行および本航路を拡大し、水深を十メートルにしゆんせつすること、その他奥洞海開発工事を強力に実施すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

参宮、関西両線の列車増発に関する請願

請願者　三重県津市桜橋二教育会館内三重県官公庁労働組合協議会内　森孝太郎外二十四名（第一七一八号）

右の請願は、三重県津市亀山町、上野市に所在する官公庁、会社、団体、学校等に通勤する者で、関西線、参宮線の沿線に居住し、国鉄線を利用して通勤している者が多数であるにもかかわらず、出勤退社等の時刻に適当な列車がないため、通勤者はもちろんのこと、その家族の被る苦痛ははかり知れないものがあるから、国鉄参宮線亀山、津間ならびに関西線上野、四日市間のラッシュ時に対し列車を増発するとともにこの増発にはディーゼル車またはその他の軽車を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県重井西港防波堤修築工事施行に関する請願

請願者　広島県因島市長安松延一外二名（第一九二〇号）

右の請願は、広島県因島市重井西港は、尾道市と今治市を結ぶ中国四国連絡航路の要衝港で、寄港船舶は年間二万六千隻に達しているが、防波堤が荒廃している上にその他の港湾施設が不十分なため、同港の価値が半減せられているばかりでなく、風波によつて貴重なる人命、船舶を失つた例もあるから、早急に同港防波堤の修築工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十号線中宮崎県都城市内の鉄道橋拡張等に関する請願

請願者　宮崎県都城市長　曾木重貴外十一名（第一九七四号）

右の請願は、国道十号線が都城市平江町地内において国鉄路線（日豊、吉都両線）と立体交さするところは、国道が鉄道橋（通称平江ガード）をくぐることとなつているのであるが、このガードが低くしかも狭いため道路交通がはなはだ危険な状況にあるから、すみやかにこのガードの拡張とけた上げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木津駅に名古屋行準急行列車停車等の請願

請願者　京都府宇治市長　山崎平次外八名（第一〇一一号）

右の請願は、京都府木津町は相楽郡十三箇町村の中央にあり、物資の集

散、金融、交通の中心地として重要な地位にある。殊に交通においては関西線、奈良線、片町線の分岐点として乗降客多く、名古屋方面への旅客も多く、木津駅に名古屋行準急行列車が停車せぬためその都度奈良駅まで行かねばならぬ不便があり、間近に準急行列車の運行をみながら常に京都駅から東海道線を利用している状態であるから、木津駅に名古屋行準急行列車の停車を実現するとともに、関西本線の列車増発、奈良線にジーゼル動車運転ならびに列車回数の増発、片町線の電化ならびに列車回数の増発等についても善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小型船舶職員養成に関する請願

請願者　東京都港区麻布市兵衛町二ノ四全日本海員組合内　陰山寿三（第二〇二七号）

右の請願は、小型船舶職員たらんとする船員に対し、改正船舶職員法の完全実施とその運用を円滑ならしめるために、現在全額自己負担となつている受講、受験の費用をすみやかに国家から補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

西明石、京都両駅間電車の草津町まで運行延長に関する請願

請願者　滋賀県大津市長　上原茂次外七名（第二〇九二号）

右の請願は、国鉄京都、草津両駅間は、東山、逢坂の急こう配をもつ二大トンネルがあり、かつては重大な事故を起した事例が少くなく、またはい煙による旅客の苦悩ははなはだしく、交通量の増大に伴いますます悪化しているから、すみやかに西明石、京都両駅間の国鉄電車を草津町まで延長運転するよう昭和二十八年度予算によつて着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

西日本定期航空路開設等に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第二二五一号）

右の請願は、西日本地域における定期航空路開設に当つては、関係方面において鋭意その実現に努力中と承つているが、航空ローカル線設定は宮崎県多年の懸案事項であり、さきに本県議会は定期航空路開設ならびに寄航地として宮崎市赤江飛行場の整備促進について強く要望してきたところであるが、未だにその実現の緒を見ないことは遺憾であるから、定期航空路開設ならびに施設整備が昭和二十九年度事業として必ず実現できるよう格段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県宮之浦港修築工事施行に関する請願

請願者　鹿児島県熊毛郡上尾久村長　深田直彦（第二二一九号）

右の請願は、鹿児島県尾久島は、豊富な林産、水産、電力等の資源を有しているが、港湾の設備に恵まれない関係上、これらの開発は少しも進まず、その生産を阻害しており、加えて鹿児島、宮之浦を結ぶ定期船は、港湾の不備のため、荒天の際は宮之浦に入港できず西之浦表に引き返すこともしばしばあり、特に冬季ならびに季節風の時期には一週間以上も欠航し、本島民の不便はまことに大きいから、宮之浦港の修築工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

一議院の会議に付するを要するもの。

第二号　参宮線鉄道延長に関する陳情

第一三号　浦安駅舎移転反対に関する陳情

第一〇七号　めん類の鉄道貨物等級改正に関する陳情

第一四一号　草津、京都両駅間電車化に関する陳情

第一八〇号　甲府、長野両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第一八八号　海上観光事業振興に関する陳情

第二一〇号　関釜連絡航路再開に関する陳情

第二一八号　山陰急行列車を下関まで延長の陳情

運輸委員会陳情審査報告書第一号

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

関駅まで延長の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十七日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会陳情特別報告第一号

参宮線鉄道延長に関する陳情

第二号　三重県志摩郡神明村長　小崎弁三郎外五名提出

浦安駅舎移転反対に関する陳情

第一三号　鳥取県東伯郡八橋町長　中井光蔵外一名提出

めん類の鉄道貨物等級改正に関する陳情

第一〇七号　香川県高松市天神前六二香川県製粉製麺協同組合理事長　横田柳助提出

草津、京都両駅間電化に関する陳情

第一四一号　滋賀県大津市長　上原茂次外六名提出

甲府、長野両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第一八〇号　長野県議会議長　下平柄四外二名提出

海上観光事業振興に関する陳情

第一八八号　東京都千代田区丸ノ内一ノ一社団法人全日本観光連盟会長　佐藤尚武提出

関釜連絡航路再開に関する陳情

第二一〇号　山口県知事　小沢太郎外八名提出

山陰急行列車を下関まで延長の陳情

第二一八号　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三提出

右八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十七日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

意見書案

参宮線鉄道延長に関する陳情

陳情者　三重県志摩郡神明村長　小崎弁三郎外五名（第二号）

右の陳情は、国鉄参宮線は、現在鳥羽駅が終点となり三重交通株式会社志摩線へ乗継ぎ軌道連絡を行つているが、最近の輸送状況を見ると輸送力も不十分で将来の志摩地区への観光誘致および物産の輸送上遺憾な点があるから、志摩線を国鉄に一元化し円滑なる輸送管理と本線を賢島まで延長するように取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浦安駅舎移転反対に関する陳情

陳情者　鳥取県東伯郡八橋町長　中井光蔵外一名（第一三号）

右の陳情は、山陰線浦安駅は、元東八橋駅を昭和二十四年十二月改称したものであり、この駅名改称を契期として同駅舎を南側に移転変更することを浦安町外関係部落から請願してある由であるが、万一これが移転せられるときは、現在の駅前各種建物の移転は商工業者千余人の死活問題であるばかりでなく、移転候補地は全部耕作地であるため農家の経済および食糧需給に重大な影響を及ぼす等有形無形の一大脅威を与えるものであるから、本駅舎を現在のままとせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その十二）

意見書案
めん類の鉄道貨物等級改正に関する陳情
陳情者　香川県高松市天神前六二香川県製粉製麺協同組合理事長　横田柳助（第一〇七号）
右の陳情は、今般国鉄貨物等級の改訂に当り、めん類を従来同一の等級であつた米、麦、小麦粉その他等と二段階の差等を附し、めん類の貨物等級を特別二十一級に指定したことは、めん類の日常生活における重要性を無視したもので全く不合理であるから、めん類の等級を米、麦、小麦粉並の特別二十三級に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年七月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
草津、京都両駅間電車化に関する陳情
陳情者　滋賀県大津市長　上原茂次外六名（第一四一号）
右の陳情は、東海道線はその沿線に六大都市をはじめ数多くの有力都市を擁する関係上旅客サービスについては常に他の路線に優先して実施しているが、京都市と滋賀県の間は、東山、逢坂山両トンネルがあるため京津観光地区に集まるおびただしい内外観光客はもとより本線を利用する長途の旅客および勤労者はトンネル内のばい煙に悩まされいちじるしく旅行の快適さを減殺されているから、京都、草津間を電車化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年七月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
甲府、長野両駅間鉄道電化促進に関する陳情
陳情者　長野県議会議長　下平晒四外二名（第一八〇号）
右の陳情は、国鉄甲府、長野両駅間は、急勾配、屈曲ならびにずい道が多いため、輸送力に大なる制約と運行に長時間を要し、旅客および鉄道乗務員の保健衛生にも大なる影響を与えている実情であり、本路線電化の完成により住民の福祉増進はもち論、全国有数の観光地として内外の観光客を誘致することができるから、甲府、長野両駅間鉄道の電化をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年七月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
海上観光事業振興に関する陳情
陳情者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一社団法人全日本観光連盟会長　佐藤尚武（第一八八号）
右の陳情は、観光事業が外貨の獲得に、国際親善に寄与していることはまことに大きく、このため観光施設の整備充実は緊急を要する問題であるが、四面海をめぐらすわが国の海上観光事業の振興はさらに重要であるから、(一)観光船建造および改造の奨励、(二)海事金融、(三)航海奨励、(四)港湾施設の整備等の方策の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年七月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
関釜連絡航路再開に関する陳情
陳情者　山口県知事　小沢太郎外八名（第二一〇号）
右の陳情は、朝鮮動乱もいよいよ終息を告げようとし、東亜における国交もようやく親善の機運に向い、大陸との交易によつて日本の復興を期さんとするとき、日韓交通の再開は一日もゆるがせにできないばかりでなく、関釜連絡航路は将来対満、対支、対ソ等大陸交通貿易の基幹路線として一層その意義を深めるものであるから、すみやかに関釜連絡航路を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情
陳情者　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三（第二一八号）
右の陳情は、山陰本線には現在大阪、大社間に急行列車が運転されているが、全線の約半ばを占める出雲今市、下関間三百キロの間は普通列車の運転のみで地方住民の不便が少くないから、すみやかに全線に急行列車を運転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年七月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十九号参照〕

審査報告書
医療法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十九日
厚生委員長　堂森　芳夫
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
大谷　瑩潤　高野　一夫
山下　義信　西岡　ハル
横山　フク　有馬　英二
榊原　亨　廣瀬　久忠
常岡　一郎　中山　壽彦

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は旧法時代に設定された病院、診療所の構造設備について、その改造期間をなお延長しようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
本法の施行によつて病院、診療所の整備をなし得る利益がある。
三、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書
災害救助法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月二十九日
厚生委員長　堂森　芳夫
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
大谷　瑩潤　高野　一夫
藤原　道子　西岡　ハル
横山　フク　有馬　英二
榊原　亨　廣瀬　久忠
常岡　一郎　中山　壽彦
山下　義信

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は災害救助法の施行の実績にかんがみ、災害救助の応急措置に遺憾なきを期するため、救助の種類を適正にするとともに、国庫負担の規定を改正し、また、災害救助基金の最低限額を引き上げようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
本法の施行によつて災害救助の強化を図り得る利益がある。
三、費用
本法施行のため昭和二十八年度予算において約三億八千万円を計上している。

審査報告書

未帰還者留守家族等援護法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山下　義信　　高野　一夫
大谷　瑩潤　　藤原　道子
西岡　ハル　　横山　フク
有馬　英二　　榊原　亨
廣瀬　久忠　　常岡　一郎
中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、未帰還者の留守家族がおかれている特別の状態にかんがみ、これらの者の援護を強化し、あわせて未帰還者が帰還した場合に所要の援護を行おうとするものであつて妥当な措置であるが別紙附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて未帰還者の留守家族及び未帰還者が帰還した場合の援護をなし得る利益がある。

三、費用

本法施行に関し昭和二十八年度予算において約二十一億円を計上している。

未帰還者留守家族等援護法案に対する附帯決議

一、ソ連地区及び中共地区等に残留すると認められる未帰還者の状況について、国の責任であるべき調査究明とその帰還促進活動が、従来不統一不充分であつた点に鑑み、政府はこの際速やかに調査機構を整備一元化して、必要充分なる予算措置を講じ、責任ある調査究明を徹底的に実施するとともに、有効適切なる帰還促進の方策を強力に推進するよう要望する。

二、外地で死亡した一般の未帰還者の遺骨が持ち帰られた場合においては、何らの給付を行つていないが、このような場合においては、国において相当の葬祭料を支給するのが、遺族の心情にもまた国民感情にもかなうものであると考える。よつて、政府は、速やかに右の措置を実現するよう要望する。

右決議する。

審査報告書

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加賀山之雄　　新谷寅三郎
大倉　精一　　一松　政二
植竹　春彦　　入交　太藏
東　　隆　　木島　虎藏
松浦　清一　　大和　與一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現行法施行後二ケ年の経験に鑑み、(一)本法の適用範囲の拡張と木船運送法との調整(二)政令による適用港湾の指定(三)運賃及び料金の変更勧告及び命令(四)公益命令及びこれに伴う損失補償(五)施設の共用に関する協定等についての独禁法の適用除外等について規定するものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

港湾運送事業に関する規制を整備し、もつて港湾運送に関する秩序の確立に資する利益がある。

三、費用

運輸大臣が公益命令を出したときは予算の範囲内において命令を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償することを要する。

審査報告書

臨時船舶建造調整法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松浦　清一　　岡田　信次
木島　虎藏　　東　　隆
入交　太藏　　植竹　春彦
加賀山之雄　　新谷寅三郎
大和　與一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、総トン数五百トン以上の鋼製船舶で、国際航海に従事し得るものの内政令で定めるものの建造を運輸大臣の許可制にすることを内容とするものであつて、本委員会は現在の諸情勢においては止むを得ない措置と認めた。

二、事件の利害得失

わが国の国際海運の健全な発展に資する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

農産物価格安定法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

清澤　俊英　　白井　勇
河野　謙三　　松浦　定義
川口爲之助　　北　勝太郎
鈴木　一　　上林　忠次
佐藤清一郎　　雨森　常夫
関根　久藏　　宮本　邦彦
森田　豊藏　　戸叶　武

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は米麦に次ぐ重要な農産物であるいも類及びなたねの価格が正常な水準から低落することを防止するため、政府は甘しよ生切干、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉及びなたねを毎年一定数量、その生産者又は生産者団体の売渡の申込により買い入れることとなし、これが買入及び買入れた農産物の売渡等について規定せんとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

農産物価格の安定に資し、農業生産及び農家経済の安定に寄与する。

三、費用

本法施行のため、昭和二十八年度においては、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の買入費として約二十二億五千九百万円を食糧管理特別会計に計上し、又甘しよ生切干及びなたねの買入費は同特別会計の予備費をもつてこれに充てる予定である。

審査報告書

昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　　山本　米治
三木與吉郎　　前田　久吉
小林　政夫　　土田国太郎
西川甚五郎　　横川　信夫
藤野　繁雄　　青柳　秀夫
岡崎　眞一　　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、食糧需給の現状にかんがみ、超過供出の奨励金等に対して所得税を課さないこととしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

米穀の供出等を促進せしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　　山本　米治
三木與吉郎　　前田　久吉
小林　政夫　　土田国太郎
横川　信夫　　藤野　繁雄
青柳　秀夫　　岡崎　眞一
西川甚五郎　　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、小学校児童の給食用麦等の特別価格制度によつて食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするため、当分の間、一般会計から同特別会計に繰入金をすることができる規定を設ける外、証券、借入金及び一時借入金の限度額を二百億円引上げ二千四百億円としようとするものであつて、この際止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

食糧管理特別会計の運用を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算中、食糧管理特別会計に、食生活改善経費、財源の一般会計よりの受入として、十五億六千六百二十三万五千円が計上されている。

審査報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　山本　米治
三木與吉郎　前田　久吉
小林　政夫　土田国太郎
西川甚五郎　野溝　勝
木内　四郎　横川　信夫
藤野　繁雄　青柳　秀夫
岡崎　眞一　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国民金融公庫の支所設置の制限の撤廃、資本金の増加及び借入金の制限の緩和を行うとともに、同公庫の業務を代理する金融機関の役職員の責任を強化し、また、同公庫の役職員に対する退職手当については、国家公務員の例によらないこととし、これに伴つて国家公務員共済組合法の適用を除外する等の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国民金融公庫の業務の円滑なる遂行を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　山本　米治
三木與吉郎　前田　久吉
小林　政夫　土田国太郎
木内　四郎　横川　信夫
藤野　繁雄　青柳　秀夫
岡崎　眞一　菊川　孝夫
安井　謙　小林　政夫
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、政府が輸出に係る為替損失補償契約を締結することができる範囲を拡大するとともに、補償契約の期間の限度を延長し、また、補償契約の締結の限度額を引き上げることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

わが国の設備等の輸出の促進に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　山本　米治
三木與吉郎　前田　久吉
小林　政夫　土田国太郎
西川甚五郎　木内　四郎
横川　信夫　藤野　繁雄
青柳　秀夫　岡崎　眞一
安井　謙　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本輸出入銀行の業務として外国法人に出資するための資金、設備以外の製品の輸出の資金等に係る融資を加え、同行の行う融資の期間の限度を延長し、また、同行に外国為替業務を行わせる等の措置を講じようとするものであつて、概ね適当な措置と認めたが、委員会において

(一)　日本輸出入銀行が設備以外の製品に対する輸出金融を行う場合は、他に金融の途がない場合に局限するものとすること。

(二)　日本輸出入銀行が単独融資を行う場合は、市中銀行よりの依頼による場合に局限すること。

(三)　日本輸出入銀行の余裕金の運用は努めて貿易金融に直接関連ある方面に対して行うこと。

等の附帯決議を行つた。

二、事件の利害得失

わが国の輸出入貿易の一層の振興を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

信用金庫法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　山本　米治
三木與吉郎　前田　久吉
小林　政夫　土田国太郎
西川甚五郎　横川　信夫
藤野　繁雄　青柳　秀夫
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、信用金庫以外の資金の融通を業とする者に対し、他の法律により使用する場合を除く外、その名称中に金庫という文字を使用することを禁止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

金融秩序の維持を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

相馬　助治　谷口弥三郎
高橋　道男　劍木　亨弘
木村　守江　大谷　贇雄
深川タマエ

要領書

一、委員会の決定の理由

教科用図書の検定を、文部大臣において行うこととするもので、妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

教科用図書の内容を充実し、初等中等教育の水準を維持向上することができる。

三、費用

本法施行に伴い、別に経費を要しない。

審査報告書

公立学校施設費国庫負担法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

大野木秀次郎　吉田　萬次
大谷　贇雄　谷口弥三郎
荒木正三郎　長谷部ひろ
木村　守江　八木　秀次
安部キミ子　高橋　道男
須藤　五郎　相馬　助治
深川タマエ

要領書

一、委員会の決定の理由

公立学校施設の災害復旧及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の整備すなわち新制中学校の建設について、国の負担する経費の種目ならびに割合を規定しようとするものであつて、妥当なる措置と認めたが、更に次の附帯事項を決議した。

(一)　災害復旧及び戦災復旧に要する経費の算定基準を政令で定めるにあたつては、従来の基準によることなく、とりあえず少くとも最低基準までの復旧を実現するとともに、さらに将来は原形復旧が実現されるよう考慮すること。

(二)　災害復旧の国庫負担率は三分の二であるが、災害の地域及び災害の種類並びにその程度によつては、この率を更に引上げることを考慮すること。

(三)　災害復旧の適用除外の限度額を政令で定めるにあたつては、建物、建物以外の工作物、土地及び設備についてそれぞれ十万円とすること。

(四)　義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の算定基準としての教育を行うに必要な最低限度の坪数については、現行の生徒一人当り〇・七坪は、単に終戦直後の暫定措置であるから、中学校の校舎については補正付一・二六坪、盲学校及びろう学校の校舎については二・八八坪及び寄宿舎については五・〇〇坪迄、速やかにその基準の引上げが実現できるよう措置することとし又衆議院送付案の附則第三項第一号の児童及び生徒の数を政令で定めるにあたつては、これをその年度当初現在の児童及び生徒の数とすること。

（五）積雪寒冷湿潤地帯の中学校の外、速やかに小学校、盲学校及びろう学校の屋内運動場についても予算措置すること。

（六）公立諸学校の国庫負担金の予算については、防火地域外にも鉄筋造（鉄骨造を含む）が建築できるよう措置すること。

（七）以上の公立学校の施設の整備については、教育の重要性にかんがみ、合理的年次計画をたて速やかに完了するよう予算措置すること。

二、事件の利害得失

公立学校施設を充実し、生徒児童の教育を十全に実施することができる。

三、費用

本法施行に伴う経費は、約三十一億五千五百万円であるが、既に昭和二十八年度予算に計上済みである。

審査報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　重宗　雄三
井上　知治　野本　品吉
上原　正吉　長島　銀藏
松原　一彦　松永　義雄

要領書

一、委員会の決定の理由

旧軍人軍属及びその遺族に恩給が給せられると、これら受給者の数は相当多く、従つてその裁定のための審査及び各種具申、訴願等の複雑な事務を処理するために恩給局に次長一人を設置することは適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により事務能率を高めることができる。

三、費用

本法施行のため要する費用は僅少である。

審査報告書

恩給法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

長島　銀藏　上原　正吉
松原　一彦　松永　義雄
井上　知治　重宗　雄三
竹下　豐次　野本　品吉

附則第四条、第六条第二項及び第七条中「六月」を「八月」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

連合国最高司令官の覚書に基いて、昭和二十一年二月勅令第六十八号が発せられ、その結果、旧軍人軍属及びその遺族は限られた傷病恩給以外の恩給は廃止されていた。然るに、これらの恩給は、今次大戦迄は給されていたのであり、平和条約が発効しわが国の独立を見るに至つた今日、なお、このような状態に放任しておくことは好ましくないので、旧軍人軍属及びその遺族に対して恩給が給されるよう改め、加算制度等についても適宜改正を加えることは適当な措置と認めた。但し委員会は、加算制にかかる在職年の計算、若年停止制にかかる恩給の支給等について別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により、旧軍人軍属及び遺族等に恩給を給することができるとともに、一般公務員及びその遺族の恩給についても若干不合理を是正することができるが、未だ本件は諸種検討改正を要すべき点があり、今後の問題とする必要がある。

三、費用

本法施行のため要する費用は、本年度において四百五十億円である。

審査報告書

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　重宗　雄三
井上　知治　成瀬　幡治
松永　義雄　野本　品吉
松原　一彦　上原　正吉
長島　銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由

恩給の金額は、退職又は死亡当時の俸給年額を基礎として計算されることになつているが、昨秋の国家公務員の俸給の額の改定に伴い、受給者の受ける恩給中、旧俸給を基礎として年額を計算された恩給について、本年十月分から、増額改定することが必要であると認めた。

二、事件の利害得失

この措置により、支給水準の高い新俸給を基礎として計算された年額の恩給の受給者と、支給水準の低い旧俸給を基礎として計算された年額の受給者との差異を是正する等の利益がある。

三、費用

本法施行のために要する費用は、平年度において二十三億五千万円である。

審査報告書

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石坂　豐一
田中　榮一
鹿島守之助
石川　一雄
小笠原二三男
近藤　信一
高木　正夫
石井　桂
江田　三郎
小澤久太郎
赤木　正雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、土地収用法の施行の実績に鑑み土地を収用し又は使用することができる事業の準備のため土地の試掘若しくは試すいを行い得るよう規定を整備するとともに、公共事業の施行に伴う用地の取得に関して、関係当事者間に合意が成立しない場合に土地収用の手続をとる以前にこれが解決をはかる一手段として新たにあつ旋の制度を設けようとするものである。事業者の側、用地を提供する側各々の立場において意見はあるが、今日においては已むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

本案の適切なる運用によつて公共事業の施行に伴う用地取得に関する紛争を円満に解決してゆく上に利益がある。

三、費用

本案の施行のためには別に費用を要しない。

審査報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

吉野　信次　楠見　義男
小野　義夫　中山　福藏
赤松　常子　中川　幸平
宮城タマヨ　一松　定吉
棚橋　小虎　大達　茂雄

第百九十九条第二項の改正規定中「明らかに」を削り、同項の次に次の一項を加える。

裁判官は、司法警察員から第一項の逮捕状の請求があつた場合において必要があると認めるときは、検察官の意見を聴くことができる。

要領書

一、委員会の決定の理由

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　重宗　雄三
井上　知治　野本　品吉
成瀬　幡治　松永　義雄
松原　一彦　上原　正吉
長島　銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由

北緯二十九度以南の南西諸島にあつた国又は地方公共団体の機関の職員の身分及びこれらの職員に給すべき恩給、退職手当、死亡賜金等については、昭和二十一年一月から行政権を行使することを停止されていたため、その後措置することができなかつたが、平和条約が成立した現在、これらの職員を本土の公務員なみに取扱うこととしたのは適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により南西諸島にあつた官公署職員の身分等について本土の公務員なみに取扱うことができる。

三、費用

本法施行のため要する費用は本年度において一億七千四百万円である。

審査報告書

土地収用法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十八日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石坂　豐一
田中　榮一
鹿島守之助
石川　一雄
小笠原二三男
近藤　信一
高木　正夫
石井　桂
江田　三郎
小澤久太郎
赤木　正雄

第二百八条の二の改正規定中「事件については、」を「事件で禁錮以上の刑に処すべきものと思われる被疑者にかかわるものにつき、犯罪の証明に欠くことのできない共犯その他の関係人又は証拠物が多数であるため検察官が前条の期間内にその取調を終ることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では甚しく困難になると認められる場合に限り、」に改める。

第二百九十一条の二の改正規定中「意見を聴き」を「同意を得て」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正法案は、刑事手続の運用の実績にかんがみ、現行刑事訴訟法について勾留に関する規定を整備し、検察官と司法警察職員との関係を明確にし、逮捕状濫用の防止を図り、控訴審における事実の取調の範囲を拡張するとともに、有罪の陳述に基く簡易な公判手続を創設して、審査を迅速ならしめ、その他現行法の不備を補修するため緊要な改正を施したものであつて、やむを得ない改正と認められる。

なお、委員会においては、逮捕状発行に関する規定について、裁判官の審査権を明確にし、起訴前の勾留再延長に関する規定について、その制限を強化し、簡易公判手続の規定について、関係人の意思を尊重する趣旨の修正を加えた。またこの改正法案は、権利保釈の除外事由を相当に拡張しているので、その実施については慎重を期するよう注意すべき旨の附帯決議を行つた。

二、事件の利害得失

この改正は、現行刑事訴訟法の基本的な制度自体に変更を加えるものではなく、運用上特に必要と認められる点について、部分的改正を加えるものであり、刑事手続運用の適正を期する上において、若干の利益あるものと認める。

三、費用

本法の施行については、別段の費用を要しない。

輸出取引法の一部を改正する法律案

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十九日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　正人　　西川弥平治
酒井　利雄　　黒川　武雄
白川　一雄　　小松　正雄
松本　昇　　豊田　雅孝
海野　三朗

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国貿易の特質と実情に即応するよう、輸出業者の協定又は輸出組合が定める組合員の遵守すべき事項について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外する範囲を拡大し、かつ輸入業者の協定又は輸入組合の設立を認めるとともに、協定又は組合員の遵守すべき事項だけではその実効の期し難い場合における所要の措置を規定することは、貿易の順当な発展のために、妥当な方策と認められる。

二、事件の利害得失

本改正により貿易の国際競争激化に対処して、わが輸出入取引の秩序を確保し、その伸展に資する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本放送協会昭和二十六年度財産目録貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第一、日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は放送法第四十条第三項の規定により国会に提出されたものであつて、その内容の概要は左の通りである。

1　資産及び負債

資産

昭和二十七年三月三十一日現在における資産総額は四十億七千百七十万六千円であつて、これを昭和二十五年度末の資産総額三十四億五千百八十四万九千円に比較すると六億一千九百八十五万七千円の増となつている。

負債

昭和二十七年三月三十一日現在における負債総額は十六億六千四百六万二千円であつてこれを昭和二十五年度末の負債総額十二億一千百二十二万三千円に比較すると四億五千二百八十三万九千円の増となつている。

2　損益

昭和二十六年度の損益は、事業収入総額五十八億八千五百八十八万円、事業支出総額五十六億一千八百八十五万四千円で差引剰余二億六千七百二万六千円となつている。

第二、本件を審査した結果異議がない。

右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

島津　忠彦　　津島　壽一
久保　等　　寺尾　豊
山田　節男

審査報告書

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡田　信次　　仁田　竹一
入交　太蔵　　新谷寅三郎
大和　與一　　東　隆
植竹　春彦　　大倉　精一
木島　虎藏

第二十六条の改正規定を次のように改める。

第二十六条第二項中「（町村の議会の議員である者を除く。）」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、市（特別区を含む。）町村の議会の議員である者で総裁の承認を得たものについては、この限りでない。

附則を次のように改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際、現に市（特別区を含む。）町村の議会の議員である職員については、第二十六条第二項但書の規定による総裁の承認があつたものとみなす。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道法により町村の議会の議員は国鉄職員であることができるが、市（特別区を含む。）の議会の議員は国鉄職員であることができないことは民主政治の本旨に沿わないので、市（特別区を含む。）の議会の議員も国鉄職員であることができるように改正しようとするもので、委員会は妥当なる措置と認めるが、国鉄の業務の性格に鑑み、市（特別区を含む。）町村の議会の議員である者で総裁の承認を得たものは国鉄職員であることができる旨の修正を加えることを適当と認める。

二、事件の利害得失

民主政治の本旨に沿い得る利益がある。

三、費用

本法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山田　節男　　島村　軍治
武藤　常介　　永岡　光治
安部キミ子　　三浦　辰雄
藤野　繁雄　　秋山俊一郎
重政　庸徳　　植竹　春彦
谷口弥三郎　　松岡　平市
小松　正雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害によつて生じた公立の教育施設の災害復旧事業費について国の負担及び補助に関する必要事項を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

学校教育及び社会教育を速やかに復活実施せしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のために要する経費は約二十億円である。

審査報告書

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
電政　庸徳　秋山俊一郎
藤野　繁雄　三浦　辰雄
安部キミ子　永岡　光治
武藤　常介　島村　軍次
山田　節男　植竹　春彦
谷口弥三郎　松岡　平市
小松　正雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は被害農漁家に対する資金の融通に関する特別措置を行いその経営の円滑と安定を図るものである。(一)農業協同組合、漁業協同組合又は金融機関が被害農漁家の経営上の資金を市町村長が認定する損失額を基準として政令で定むる範囲内で貸付けた場合被害農漁家の負担を軽減するために国が利子の補給を行い、又損失の補償を行うこと。(二)農業共済基金法の特例を本法中に設け一なたねーの共済にかかる保険金の支払いに必要な資金を共済基金が農林大臣の指定する農業共済組合連合会に対して貸付けを行うことができることにしたことであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
被害農家及び被害漁家の今後の経営を円滑にし、且つ安定に資する。

三、費用
本法施行に伴う費用は昭和二十八年度における所要額は七億五千万円である。

審査報告書

道路交通取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
長谷山行毅　石村　幸作
堀　末治　加瀬　完
秋山　長造　若木　勝蔵
小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、自動車運転免許の取消、停止に対する公安委員会の行政処分の公正を期するため、(一)公安委員会は運転免許の取消又は停止については、公開による聴聞を行わなければならないこと、又停止の場合には公安委員会の定める期間以上のものに限つて適用すること、(二)当該処分に係る者又は代理人は当該事案について意見を述べ及び証拠を提出することができること、(三)公安委員会は、参考人又は関係人の意見又は事情をきくことができること、(四)当該処分に係る者又はその代理人が不出頭の場合は聴聞を行わないで取消又は停止をすることができること等を規定したものであつて、その内容は大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失
この措置によつて、自動車の運転免許に対する公安委員会の行政処分の公正を期することができる。

三、費用
本法の施行によつて、特段の費用を要しないが、地方においては聴聞手続に相応の費用を負担する。

審査報告書

揮発油税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
森下　政一　安井　謙
三木與吉郎　山本　米治
西川甚五郎　菊川　孝夫
藤野　繁雄　横川　信夫
青柳　秀夫　岡崎　眞一
木内　四郎　小林　政夫
前田　久吉　土田国太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、今次の税制改正の一環として、揮発油税について、新たに利子税の徴収の制度を設けるとともに、担保に関する規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
揮発油税法の規定の整備を図り得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

資産再評価法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
森下　政一　山本　米治
西川甚五郎　菊川　孝夫
安井　謙　藤野　繁雄
横川　信夫　青柳　秀夫
岡崎　眞一　木内　四郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、第一次及び第二次再評価後における経済情勢、物価の推移等にかんがみ、資産の第三次再評価を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
資本蓄積の促進に資するとともに、資産の譲渡に因る所得に対する課税の調整を図り得る利益がある。

三、費用
この法律施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する等の法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
木内　四郎　岡崎　眞一
青柳　秀夫　横川　信夫
藤野　繁雄　森下　政一
山本　米治　西川甚五郎
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、わが国産業の維持育成を図るため、セメンシナその他の物品の輸入税を引き上げるとともに、輸入税の免税品目を整備し、また、児童給食用ミルク等の輸入税の免税期間を延長しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
わが国産業の保護に資し得る等の利益がある。

三、費用
この法律施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

特別減税国債法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
木内　四郎　岡崎　眞一
青柳　秀夫　横川　信夫
藤野　繁雄　安井　謙
西川甚五郎　山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、産業投資特別会計の昭和二十八年度の財源に充てるため、特別減税国債を発行することとするとともに、その消化を促進するため、その応募者に対して所得税又は法人税を軽減しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
国家財政の健全なる運営に寄与し得る利益がある。

三、費用
この法律施行に伴い必要な費用は、手数料等で約二億円程度と予想される。

審査報告書

産業投資特別会計法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
木内　四郎　岡崎　眞一
青柳　秀夫　横川　信夫
藤野　繁雄　安井　謙
西川甚五郎　山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、米国対日援助見返資金特別会計を廃止して新たに産業投資特別会計を設置し、同特別会計の負担において、特別減税国債の発行による収入金及び米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金等を財源として、投資を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
経済の再建、産業の開発及び貿易の振興等に資し得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算に産業投資特別会計の歳入歳出として四百三十八億千八百十六万七千円が計上されている。

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四一三号　愛媛県船越港の漁港指定等に関する請願

第六四〇号　漁港整備促進に関する請願

第七〇四号　長期不漁に対する漁業補償制度実施の請願

第七二〇号、第七二一号　石川県姫漁港整備工事促進に関する請願

第一〇七〇号　水産業協同組合系統指導職員設置費国庫助成等に関する請願

第一一一六号　長崎県佐尾漁港の第四種昇格に関する請願

第一七七一号　米駐留軍の演習による漁業損害補償に関する請願

第二二九〇号　鹿児島県一湊漁港修築工事施行に関する請願

第二四〇八条　北海道大澗漁港築港促進に関する請願

第二四〇九号　北海道山背泊漁港拡張工事促進に関する請願

第二五〇七号　北海道入漁制限等撤廃に関する請願

第二五二〇号　兵庫県妻鹿漁港整備に関する請願

第二五四三号　漁業協同組合の再建整備資金低利融資に関する請願

第二五四四号　漁業協同組合の行政委託事務費国庫補助に関する請願

第二五四五号　漁港整備費予算増額に関する請願

第二五四六号　水産業協同組合法中一部改正に関する請願

第二九二六号　青森県陸奥湾のほたてがい増殖事業費国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

水産委員会請願特別報告第一号

愛媛県船越港の漁港指定等に関する請願

第四一三号　愛媛県南宇和郡西海町長　岡田庄松外二十二名提出

漁港整備促進に関する請願

第六四〇号　盛岡市内丸岩手県漁港協会内　鈴木善幸提出

長期不漁に対する漁業補償制度実施の請願

第七〇四号　長崎県北松浦郡大島村長　徳村征二外一名提出

石川県姫漁港整備工事促進に関する請願

第七二〇号　石川県珠洲郡小木野字姫漁業協同組合長　岩本貫多外七十三名提出

第七二一号　石川県珠洲郡小木町長　桜井祐就外一名提出

水産業協同組合系統指導職員設置費国庫助成等に関する請願

第一〇七〇号　東京都千代田区丸ノ内二ノ三東京ビル（農林中央金庫内）全国漁業協同組合連合会長　木下辰雄提出

長崎県佐尾漁港の第四種昇格に関する請願

第一一一六号　長崎県南松浦郡若松村長　入井村太外二名提出

米駐留軍の演習による漁業損害補償に関する請願

第一七七一号　長崎県知事　西岡竹次郎外一名提出

鹿児島県一湊漁港修築工事施行に関する請願

第二二九〇号　鹿児島県熊毛郡上屋久村長　深田直彦提出

北海道大澗漁港築港促進に関する請願

第二四〇八号　北海道函館市長　宗藤大陸外二十三名提出

第二四〇九号　北海道函館市北海道山背泊漁港拡張工事促進に関する請願

第二五〇九号　北海道函館市長　宗藤大陸外二十三名提出

北海道入漁制限等撤廃に関する請願

第二五〇七号　宮城県石巻市漆南町一二二石巻市水産加工業協同組合長　及川喜一外四十九名提出

兵庫県妻鹿漁港整備に関する請願

第二五二〇号　兵庫県姫路市長　石見元秀提出

漁業協同組合の再建整備資金低利融資に関する請願

第二五四三号　岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合連合会内　伊藤佐十郎提出

漁業協同組合の行政委託事務費国庫補助に関する請願

第二五四四号　岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合連合会内　伊藤佐十郎提出

漁港整備費予算増額に関する請願

第二五四五号　岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合連合会内　伊藤佐十郎提出

青森県陸奥湾のほたてがい増殖事業費国庫補助に関する請願

第二九二六号　青森県上北郡野辺地町長　吉田昌三郎外三名提出

右一七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書案

愛媛県船越港の漁港指定等に関する請願

請願者　愛媛県南宇和郡西海町長　岡田庄松外二十二名（第四一三号）

右の請願は、愛媛県船越港は、沿岸漁業の基地として有名であつたが、近年潮流の異変によつて漁場は逐年沖合に移行し、その漁獲方法も大型漁業に転換し必然的漁業根拠地の整備拡張が要望されている上、本港周辺は台風襲来の道程に当つているため緊急避難港としても施設の完備が熱望されているから、本港を漁港に指定の上、すみやかにその修築工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港整備促進に関する請願

請願者　盛岡市内丸岩手県漁港協会内　鈴木善幸（第六四〇号）

右の請願は、漁港法に基き国会の承認を経て決定された第一次漁港整備計画の実施は予定に反していちじるしく遅延を重ね、更に漁港災害復旧工事も遅々として進まず、過年度災に愈々増破を重ねている実情であるから、（一）整備計画とは別に局部改良の予算措置を講ずること、（二）第二次漁港整備計画を早急に樹立すること、（三）国および県の負担額を増額すること、（四）市町村の起債を全面的に認めること、（五）漁港行政機構を拡充強化すること等の実現を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長期不漁に対する漁業補償制度実施の請願

請願者　長崎県北松浦郡大島村長　徳村征二外一名（第七〇四号）

右の請願は潮流気温等の関係、ならびに資本漁業の発展により零細な沿岸漁民は往時のような恒常的漁獲がないため常に不安に脅かされており、特に昨夏以来長期にわたる不漁は深刻なる打撃を受け日常の生活難に迫われている実情であるから、長期不漁に対しては漁業補償を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県姫漁港整備工事促進に関する請願

請願者　石川県珠洲郡小木野字姫漁業協同組合長　岩本貫多外七十三名（第七二〇号）

請願者　石川県珠洲郡小木町長　桜井祐就外一名（第七二一号）

右の請願は、石川県姫漁港は、近来漁業上躍進的発展をとげ戸数二百戸となつた上、沿岸漁業から近海漁業に転換したため、船数も多くなるとともに機械化し大型船となり、現在においては全部入港できず一部は小木港を利用する不便をしのんでいる実情であり、かつジエーン台風によつて受けた被害箇所は危険にさらされているから、すみやかに本漁港の整備工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産業協同組合系統指導職員設置費国庫助成等に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内二ノ三東京ビル（農林中央金庫内）全国漁業協同組合連合会長　木下辰雄（第一〇七〇号）

右の請願は、零細な沿岸漁民の保護育成のため、（一）水産業協同組合系統の指導職員設置に関し、速かに国庫助成をすること、（二）協同組合に対する法人税を撤廃すること、（三）中小漁業融資保証法に基く融資に際しては金利負担の軽減を図ること、（四）協同組合系統製氷冷凍施設の使用電

力に対し農業面と同様に公益事業料率を適用し、地方税を免除すること、(五)駐留軍演習補償手続の簡素化を図ること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米駐留軍の演習による漁業損害補償に関する請願

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎外一名（第一七七一号）

右の請願は、日米安全保障条約に基き、長崎県における駐留軍隊の演習海域の設定、その他これに関係する漁業上の諸制限により、漁業者の損害額は巨額に達しているにもかかわらずこれに対する補償は極めて僅少であるため、関係漁業者の窮状はは

なはだしいものがあるから、補償金割当額の増加を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県一湊漁港修築工事施行に関する請願

請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長　深田直彦（第二二九〇号）

右の請願は、鹿児島県一湊漁港は、尾久島における唯一の漁港であるとともに南方漁業の前進基地として、また避難港として県内はもとより広く全国各地漁船の利用するところであるが、漁港施設が不備のためこれが充分な機能を発揮できない状態にあるから、すみやかに本港の修築工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道大澗漁港築港促進に関する請願

請願者　北海道函館市長　宗藤大陸外二十三名（第二四〇八号）

右の請願は、北海道大澗漁港は、恵山魚田に出漁する漁業船舶の根拠地としてこれが築港の早期完成は、沿岸漁村民の渇望するところであり、ことに函館市以東には既設漁港がないため、本漁港の築港が完成すれば、漁船の操業期間を延ずることができ、また一朝荒天の際の避難港として損害防止に飛躍的な効果をもたらすものであるから、大澗漁港の築港を昭和二十九年度を以て完成するよう工費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道山背泊漁港拡張工事促進に関する請願

請願者　北海道函館市長　宗藤大陸外二十三名（第二四〇九号）

右の請願は、北海道山背泊漁港は、沿岸漁業船舶の避難所および根拠地として広く利用され、漁船の遭難防止と魚田開発上きわめて重要な漁港であることに鑑み、昭和二十六年に第四種漁港に指定され、本港の拡張計画案が具体化の運びにあるが、近年における漁業生産および沿岸漁船等の激増により、本港工事の完成は緊急を要するものであるから、すみやかに本港拡張工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道入漁制限等撤廃に関する請願

請願者　宮城県石巻市濱南町一二二石巻市水産加工業協同組合長　及川喜一外四十九名（第二五〇七号）

右の請願は、宮城県のみでなく太平洋沿岸北部地方の機船底びき網漁業ならびにさんま棒受網漁業等は、北海道入漁制限等によつてはなはだしくその発展を阻害されているから、北海道入漁制度および水揚港の指定撤廃ならびにさんま解禁差の撤廃等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県妻鹿漁港整備に関する請願

請願者　兵庫県姫路市長　石見元秀（第二五一〇号）

右の請願は、兵庫県妻鹿漁港は、昭和二十七年五月第三種漁港の指定を受け、次いで八月その整備計画の認可申請を兵庫県当局から農林大臣あて提出中であるが、本漁港は遠く九州、四国および中国西部の漁場に活躍する漁船が近畿地方に荷さばきする門戸にあたり、その整備によつて受ける利益はきわめて広範囲にわたり、また高度の効果をもたらすものであつて、水産振興上早急起工の必要があるから、来年度にその整備諸費の予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港整備費予算増額に関する請願

請願者　岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合連合会内　伊藤佐十郎（第二五四五号）

右の請願は、昭和二十七年度漁港予算は極めて少額であつたため漁港整備計画遂行上に重大な支障をきたしたから、昭和二十八年度においては漁港予算を相当増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県陸奥湾のほたてがい増殖事業費国庫補助に関する請願

請願者　青森県上北郡野辺地町　長　吉田昌三郎外三名（第二九二六号）

右の請願は、青森県陸奥湾のほたてがいは、昭和二十三年度増殖事業を始めてからその資源の増大にいちじるしいものがあり、本県輸出品のホープとして外貨獲得に多大な成果をあげ、今日本県重要水産資源の一つに数えられているが、本事業が経済的に困窮している現在、国および県の助成なくしては到底その目的を達成することができないから、本県陸奥湾におけるほたてがい増殖事業に対し国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八　殿

内閣総理大臣吉田茂　殿

水産委員会請願特別報告第二号

水産業協同組合法中一部改正に関する請願

第二五四六号　岩手県大船渡市　大船渡町気仙郡漁業協同組合連合会　内　伊藤佐十郎（第二五四六号）

右の請願は、現行の水産業協同組合法によれば総会を招来する場合開始の当日まで十日間をおかなければならないことになつているが、漁業協同組合等とくに単協の場合は十日という日数はあまりにも多過ぎそのためかえつて予想されない事情により総会を開くことが困難になる場合が度々であるから、これを五日間に改めるとともに漁業生産組合成立条件を緩和するよう同法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十八年　月　日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

水産委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八号　韓国水域における漁業操業等の陳情

第一八七号　水産庶物利用研究振興に関する陳情

第二三二号　山口県見島漁港整備促進に関する陳情

第三一〇号　北海道本泊漁港修築工事施行に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

水産委員会陳情特別報告第一号

韓国水域における漁業操業等の陳情

第八号　長崎県知事　西岡竹次郎提出

水畜産物利用研究振興に関する陳情

第一八七号　東京都文京区向ヶ丘弥生町東京大学農学部内　森高次郎外六名提出

山口県見島漁港整備促進に関する陳情

第二三二号　山口県阿武郡見島村長　山谷義太提出

北海道本泊漁港修築工事施行に関する陳情

第三一〇号　北海道利尻郡鴛泊村長　柾木久栄外二名提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書案

韓国水域における漁業操業等の陳情

陳情者　長崎県知事　西岡竹次郎（第八号）

右の陳情は、わが国経済再建上、水産業の振興発展は、緊急なる要務であるから、(一)韓国水域において、安全なる操業ができるようにすること、(二)沿岸漁業の振興ならびに水産資源の繁殖、保護を計るため、これを阻害している種々の障害の除去および取締りに万全を期すこと、(三)漁業協同組合の強化には、指導者の養成が最も必要であるから、西日本地区漁業協同組合講習所の設置について、昭和二十八年度国庫補助の措置をとること等の施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂　殿

意見書案

水畜産物利用研究振興に関する陳情

陳情者　東京都文京区向ヶ丘弥生町東京大学農学部内　森高次郎外六名（第一八七号）

右の陳情は、わが国食糧問題解決の一環として水畜産物利用研究の振興はまことに必要であると考えられるから、(一)水産物の鮮度および栄養保持に関する研究、(二)畜産物の貯蔵加工に関する研究、(三)水産物の簡易貯蔵性食品に関する研究、(四)水産油脂資源の活用に関する研究、(五)水産破棄物の合理的飼料化に関する研究、(六)海草の有効成分に関する研究等について国家研究機関と協力する一大協力研究陣を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂　殿

意見書案

山口県見島漁港整備促進に関する陳情

陳情者　山口県阿武郡見島村長　山谷義太（第二三二号）

右の陳情は、山口県見島漁港は、西日本海上唯一の避難港であり、かつ漁場開発の前進基地であつて、国際漁場問題の推進に重要な役割を果すものであるが、本港の設備はすこぶる不備で地元漁民の利用にさえ弱点があり、風浪に際し漁船団は単に島かげに待避する外なく、海難は年々相当数に上つている実情にあるにもかかわらず、占領軍関係の特殊事情により整備計画から特に取り残されていることはまことに憂慮に堪えないものがあるから、すみやかに本港を漁港整備計画に編入するとともに整備実施の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂　殿

意見書案

北海道本泊漁港修築工事施行に関する陳情

陳情者　北海道利尻郡鴛泊村長　柾木久栄外二名（第三一〇号）

右の陳情は、北海道本泊漁港は、岩礁および浅瀬のため、その五分の四以上の利用を減殺され、従つて大型漁船はほ内の一部を利用するに止まり、充分その機能を発揮することができない実情にある上、本港の西部は砂質地層の急傾斜である関係上、融雪期あるいは豪雨の際には陸岸からの土砂の流入がはなはだしく、次第に深度を減じてますます使用可能範囲をせばめ、漁船のけい留に大なる支障をきたしているから、本港に防砂護岸を設けるとともに約一千坪の埋立およびほ内の岩礁破砕、土砂のしゅんせつ等の修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂　殿

郵政委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五号　福岡県若松市小石地区に特定郵便局設置の請願

第一五五号　福島県三神郵便局の集配事務開始に関する請願

第四三六号　静岡県江ノ浦郵便局等の東京郵政局管轄復帰に関する請願

第六二四号　福島県大里村簡易郵便局の無集配郵便局昇格に関する請願

第七二二号　岡山県久代村に無集配特定郵便局設置の請願

第七二三号　高知県興津村郵便局の集配局昇格に関する請願

第一九三一号　郵便切手類の売さばき人に対する手数料引上げに関する請願

第二五一一号　静岡県藤枝郵便局の昇格に関する請願

第二五五七号　福島県上川崎無集配特定郵便局の集配事務開始に関する請願

第二六五二号　岡山県長尾郵便局の集配事務存続に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十八日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会請願特別報告第一号

福岡県若松市小石地区に特定郵便局設置の請願

第五号　福岡県若松市栄盛川一六〇〇ノ二　福田繁太郎提出

福岡県三神郵便局の集配事務開始に関する請願

第一五五号　福島県西白河郡三神村長　渡辺欣吾外四名提出

静岡県江ノ浦郵便局等の東京郵政局管轄復帰に関する請願

第四三六号　静岡県沼津市江ノ浦江ノ浦郵便局内　小池浩外十五名提出

福島県大里村簡易郵便局の無集配郵便局昇格に関する請願

第六二四号　福島県岩瀬郡大里村長　大谷竹太郎提出

岡山県久代村に無集配特定郵便局設置の請願

第七二二号　岡山県吉備郡久代村長　三上鶴義提出

高知県興津村郵便局の集配局昇格に関する請願

第七二三号　高知県高岡郡興津村長　岡部金重外一名提出

郵便切手類の売さばき人に対する手数料引上げに関する請願

第一九三一号　広島県三原市本町広島県切手類売捌人組合連合会内　吉永竜次郎外八名提出

静岡県藤枝郵便局の昇格に関する請願

第二五一一号　静岡県志太郡藤枝町長　井口政右衛門外一名提出

福島県上川崎無集配特定郵便局の集配事務開始に関する請願

第二五五七号　福島県安達郡上川崎村長　安斎長次外一名提出

岡山県長尾郵便局の集配事務存続に関する請願

第二六二号　岡山県玉島市長　堀口功外十七名提出

右十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十八日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

意見書案

福岡県若松市小石地区に特定郵便局設置の請願

請願者　福岡県若松市栄盛川一六〇〇の二　福田繁太郎（第五号）

右の請願は、福岡県若松市小石地区は、戦後工業生産力の回復に伴い、工業地帯における住宅地として人口は日毎に激増しているが、郵便局に関しては最寄の郵便局まで少くとも一キロ半の路程であるため、市民生活に必要欠くことのできない通信、預金等に多大の不便を感じている現状であるから、本地区に特定郵便局設置を許可されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県三神郵便局の集配事務開始に関する請願

請願者　福島県西白河郡三神村長　渡辺欣吾外四名（第一五五号）

右の請願は、福島県三神村は、西白河郡の北端に位し、交通、通信に恵まれない山村で、同村の郵便物は、七キロ以上離れた矢吹局において集配をなすため発着ともに他村より三十時間以上の時間を費しており、返信を待つ郵便物については他町村に比し三日間程も多く日数を要するばかりでなく、本村の郵便局、役場、農業協同組合、小、中学校等宛の速達郵便物の配達をすることができず当村各機関および村民は急用通信の場合不便極まるものがあるから、三神郵便局がすみやかに郵便集配事務を開始できるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県江ノ浦郵便局等の東京郵政局管轄復帰に関する請願

請願者　静岡県沼津市江ノ浦江ノ浦郵便局内　小池浩外十五名（第四三六号）

右の請願は、静岡県東部一円の郵便局の東京郵政局管轄への復帰については、しばしば提案され強く要望されているところであるが、戦時体制に再検討が加えられ復元への一途をたどつている際であるから、すみやかにその復帰を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県大里村簡易郵便局の無集配郵便局昇格に関する請願

請願者　福島県岩瀬郡大里村長　大谷竹太郎（第六二四号）

右の請願は、福島県大里村に昭和二十一年十月簡易郵便局が設置されたが、その後世の発展とともに電話施設の不完全ならびに金融の不便等現在の施設をもつてしては到底村民の福祉はもち論村行政の円滑を期することは不可能であるから、本村簡易郵便局を無集配郵便局に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県久代村に無集配特定郵便局設置の請願

請願者　岡山県吉備郡久代村長　三上鶴義（第七二二号）

右の請願は、岡山県久代村は、吉備郡西部の一町四箇村の中央にあつて農業を主体とする村であるが、近年は商工業も盛大となる気運にあつて、官公署も多く郵便局の設置されていない不便を解消するため昭和二十三年以来七回にわたり陳情を重ね、既に局舎敷地も購入ずみであるが、いまだ実現をみず不自由、不便をつづけている実情であるから、この際本村に無集配特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県興津村郵便局の集配局昇格に関する請願

請願者　高知県高岡郡興津村長　岡部金重外一名（第七二三号）

右の請願は、高知県興津村には集配郵便局がなく、東又局区内に属して一日一回の集配であるため、隣接佐賀町、高知市の郵便物は三日を要し速達便も普通便と同時に配達される実情であるから、すみやかに興津村郵便局を集配局に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郵便切手類の売さばき人に対する手数料引上げに関する請願

請願者　広島県三原市本町広島県切手類売捌人組合連合会内　吉永竜次郎外八名（第一九三一号）

右の請願は、郵便切手売さばき人に対する売さばき手数料は、昭和二十四年五月法律第九十一号をもつて改正せられたが、今日の情勢下においては過少で、社会一般の実情にそわず、はなはだ公正を欠いている。同じく公共性を有する国家事業のたばこ小売人の手数料は、売さばき金額の百分の八であるのに対し、郵便切手類においては売渡月額五千円以下の金額に対してさえ百分の五で売渡月額の増加に伴つて手数料率は漸減しているから、すみやかにこの不公平を是正するため売さばき人の手数料に関する法律を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県藤枝郵便局の昇格に関する請願

請願者　静岡県志太郡藤枝町長　井口政右衛門外一名（第二五一一号）

右の請願は、静岡県藤枝郵便局は、早くから商工業者、諸官庁、学校方面、一般町民に広く利用され、かつて集配事務を行つていた当時の取扱い郵便物数量は青島局の二倍以上の実績を有していたのであるが、青島局の新設により無集配局に変更後は郵便物の到着が遅延し商工業者や官庁方面等で一刻を争う状況の入手や報告に重大な結果を生み、また町民

が日常にこうむる有形、無形の不便と損害は多大な状態に立ち至っているから、本局を集配局に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

内閣総理大臣吉田茂殿

参議院議長　河井　彌八

意見書案

福島県上川崎無集配特定郵便局の集配事務開始に関する請願

請願者　福島県安達郡上川崎村長　安斎長次外一名（第二五五七号）

右の請願は、福島県上川崎無集配特定郵便局は、昭和十八年無集配郵便局に昇格以来電話交換台の設置その他通信施設、金融機関の充実により地方住民の福祉に貢献してきたが、昭和二十四年本村に福島県立和紙工芸指導所が設立され、和紙の生産が盛んになつてきた関係上、小包便ならびに通信が増加し、加えて本村ならびに隣村上川崎村は起伏がはなはだしく、かつ集配局である油井局から遠距離にあるため、油井局を基点とする集配はきわめて困難であるから、本郵便局が集配事務を開始できるような措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

内閣総理大臣吉田茂殿

参議院議長　河井　彌八

意見書案

岡山県長尾郵便局の集配事務存続に関する請願

請願者　岡山県玉島市長　堀口　功外十七名（第二六五二号）

右の請願は、本年二月岡山県長尾町が玉島市に吸収合併されたのに伴い長尾郵便局の集配事務は廃止され、玉島郵便局区内に一轄編入されるように聞いているが、集配事務の廃止により当地域の商工業者はもとより一般市民の受ける打撃はじん大であるから、同局の集配事務は現状のまま存続するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

内閣総理大臣吉田茂殿

参議院議長　河井　彌八

一般市民の受ける打撃はじん大であるから、同局の集配事務は現状のまま存続するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

内閣総理大臣吉田茂殿

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿　外一名

参議院議長　河井　彌八

郵政委員会陳情審査報告書第一号

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会陳情審査報告第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三号　三原市糸崎郵便局庁舎建設に関する陳情

第一三四号　静岡県郵政業務の東京郵政局管轄復帰に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十八日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会陳情特別報告第一号

三原市糸崎郵便局庁舎建設に関する陳情

第三号　広島県三原市糸崎町二八七七　石原見三外十一名提出

静岡県郵政業務の東京郵政局管轄復帰に関する陳情（五通）

第一三四号　静岡県小笠郡西郷村西郷郵便局内　佐藤弥一郎外五十五名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十八日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

意見書案

三原市糸崎郵便局庁舎建設に関する陳情

陳情者　広島県三原市糸崎町二八七七　石原見三外十一名（第三号）

右の陳情は、三原市糸崎町は海陸運輸の要衝であり、重工業都市として発展しているが、糸崎郵便局庁舎は重工業の発展と海陸運輸業者の増加に伴つてその所在地がやや東部に偏し利用上不便であるとともに、現建物は百年余も経過した老朽のもので極めて狭く、かつ不体裁であり、非衛生的であつて、国際貿易港所在地の通信機関として不完全であるから、本郵便局庁舎を本町の中心部に早急に新築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県郵政業務の東京郵政局管轄復帰に関する陳情（五通）

陳情者　静岡県小笠郡西郷村西郷郵便局内　佐藤弥一郎外五十五名（第一三四号）

右の陳情は、静岡県下の通信行政が、昭和十八年に東京通信局から名古屋通信局へ移管されたことは、戦時体制として軍管区に一致させたものであるが、元来静岡県は人文的にも経済的にも、また交通、通信の関係もすべて関東ブロックに属しており、郵政業務もまた東京に密接な関係を有しているから、本県郵政業務を東京郵政局管轄に復帰せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六〇六号　国土調査法に基く地籍調査費国庫補助増額等の請願

第二七二八号　大山出雲地方総合開発事業に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

経済安定委員会請願特別報告第一号

国土調査法に基く地籍調査費国庫補助増額等の請願

第二六〇六号　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治外十六名提出

大山出雲地方総合開発事業に関する請願

第二七二八号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

国土調査法に基く地籍調査費国庫補助増額等の請願（第二六〇六号）

請願者　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治外十六名

右の請願は、岩手県姉体村は、地籍調査指定村として指定され、調査も進んでいるが、同調査に対する国庫補助率はわずか三十パーセントにすぎず他はほとんど地元負担となつている由で、未開地の経済状態では到底その負担にたえ得ないから、地籍調査費補助率を引き上げられるとともに融資金制度ならびに平衡交付金制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

大山出雲地方総合開発事業に関する請願（第二七二八号）

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎

右の請願は、大山出雲地方総合開発計画は、国土総合開発審議会に諮問され同会において目下審議中であるが、当該地域は昭和二十六年に特定地域として指定を受けると同時に関係の鳥取、島根、岡山各県において鋭意基本的調査を進め、この程具体的な開発計画を樹立したものであり、同地域の開発は多年関係住民の待望しているところであるから、すみやかに本事業を指定されるとともに昭和二十九年度から実施に移すよう予算的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四八号　只見川早期開発に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

経済安定委員会陳情特別報告第二号

只見川早期開発に関する陳情

第二四八号　新潟市学校町通二番町五二九五新潟県町村議会議長会内　小松正倫提出

右一件の陳情は、内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日
経済安定委員長　早川　愼一
参議院議長河井彌八殿

意見書案
只見川早期開発に関する陳情（第二四八号）

陳情者　新潟市学校町通二番町
五二九五新潟県町村議会議長会内　小松正倫

右の陳情は、わが国の経済を再建するにはまず電源開発を急がなければならない。中でも只見川こそわが国に残されたる唯一最大の水資源としてその開発は国民の関心を集めているところである。いまこそ一切の紛争をしりぞけ、大局的見地に立つてこれが解決を図り、早急に奥只見地点着工の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

〔第三十号参照〕

審査報告書

昭和二十八年度一般会計予算
昭和二十八年度特別会計予算
昭和二十八年度政府関係機関予算

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日
予算委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
三浦　義男　武藤　常介
森　八三一　岸　良一
柏木　庫治　中山　福藏
新谷寅三郎　北　勝太郎
最上　英子　堀木　鎌三
吉田　萬次　白波瀬米吉
高橋進太郎　西郷吉之助
池田宇右衞門　中川　幸平
石坂　豊一　小林　武治
滝井治三郎　佐藤清一郎
小野　義夫　大谷　贇雄
井野　碩哉　小林　英三
宮本　邦彦　關根　久藏
鹿島守之助　泉山　三六

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和二十八年度一般会計予算、昭和二十八年度特別会計予算及び昭和二十八年度政府関係機関予算は、第十五回国会において衆議院の議決を経た後同院が解散されたため不成立となつた予算を基礎とし、その後の情勢の推移に伴う必要な調整を加えて編成の上第十六回国会に提出され、衆議院の修正議決を経て参議院に送付されたものであつて、概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
この予算の成立により、国政の円滑なる運営に資することができる。

三、費用
一般会計予算の総額は、
歳入　九千六百五十四億七千八百三十四万九千円
歳出　九千六百五十四億七千八百三十四万九千円
特別会計予算の総額は、
歳入　一兆四千百九十億八千七十六万一千円
歳出　一兆三千五百九十七億二千四百四十万八千円
政府関係機関予算の総額は、
収入　七千三百七十六億七千五百九十万一千円
支出　五千八百十五億一千九百八十五万二千円
である。

〔第三十二号参照〕

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十一日
水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
重政　庸徳　秋山俊一郎
白井　勇　永岡光治
松浦　定義　山田　節男
永井純一郎　安部キミ子
小松　正雄　武藤　常介
小野　義夫　植竹　春彦

要領書

一、委員会決定の理由
昭和二十八年六月及び七月の大水害により災害地域内に流入したい積した異常に多量の土砂が災害復旧に重大なる支障を来している状況に鑑み、本法は特に政令で定める地域内で政令で定める程度の異常に多量なたい積土砂の排除事業をすみやかに遂行させるため、当該排除事業についての国の負担及び補助等の特別措置を定めんとするもので妥当なる立法と認める。

二、事件の利害得失
本法の施行により、政令で定める災害地域における異常に多量なたい積土砂の排除事業が促進される結果災害復旧事業の円滑なる進捗を図り民生を安定させうる利益がある。

三、費用
本法施行のために必要とする費用については、政令で指定する地域等の範囲の如何によるが、概ね二十億円程度を必要とされる。

審査報告書

建築士法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日
建設委員長　石川　清一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
田中　一　近藤　信一
鹿島守之助　石井　桂
小澤久太郎　石川　榮一
高木　正夫　赤木　正雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本案は一級建築士試験の受験資格について実務の経験年数の取扱い方を適正にし又免許の特例として実施した建築士選考制度を引揚者等にも適用することによつて法の公平を期することができる。

二、事件の利害得失
一級建築士の受験資格について実務の経験年数の取扱い方を適正にし又免許の特例として実施した建築士選考制度を引揚者等にも適用することによつて法の公平を期することができる。

三、費用
本法案の施行のためには別に費用を要しない。

審査報告書

建設業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日
建設委員長　石川　清一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
田中　一　近藤　信一
石井　桂　小澤久太郎
石川　榮一　高木　正夫
赤木　正雄　石坂　豊一
鹿島守之助

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は建設業法施行以来四年間の経験に鑑み、本法律の適用範囲の拡大、建設業者の登録要件の強化、一括下請負の禁止の強化及び建設業審議会の委員の任期の延長と権限の強化等を図り建設工事の適正な施行を確保せんとするものであつて概ね妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失
本法によつて建設工事の適正な施行を確保し、建設業の健全な発達に資することに利益がある。

三、費用
本法案の施行のためには別に費用を要しない。

審査報告書

理科教育振興法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十一日
文部委員長　川村　松助
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
吉田　萬次　谷口弥三郎
八木　秀次　須藤　五郎
大谷　贇雄　木村　守江
高橋　道男　深川タマエ
荒木正三郎　剱木　亨弘

要領書

一、委員会の決定の理由
平和的文化国家建設の推進力である科学の振興の基礎は、小、中、高等学校の理科教育の振興にまつことが必要であり、その振興のためには、何よりも先ず適切なる施設、設備の充実が緊要である。本法案は、その見地に立つて、国が補助を行い、理科教育を振興しようとするものであつて、妥当なる措置を認めたが、次の附帯事項を決議した。

（一）学校教育法及び本法案第一条、第二条及び第三条の趣旨にかんがみ、理科教育振興に必要な経費についての国の補助は、私立学校に対しても公立学校と均衡を保つことができるよ

う可及的速やかに法的措置を講ずべきものと認める。

二、事件の利害得失

理科教育を振興することにより、一般国民が科学的合理的な生活態度を維持し、ひいては国の再建に寄与することができる。

三、費用

本法施行に伴う経費は、さしあたりの応急の最低額として、国が負担するもの約五十億円であり、昭和二十九年度以降、五億円ずつ支出し、十年計画である。

審査報告書

私立学校教職員共済組合法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十一日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

八木　秀次　谷口弥三郎
深川タマエ　長谷部ひろ
須藤　五郎　安部キミ子
荒木正三郎　大谷　贇雄
剱木　亨弘　吉田　萬次
高橋　道男　木村　守江

要領書

一、委員会の決定の理由

私立学校の教職員が、その重大なる責務を安んじて全うできるため、その福利厚生面において、公立学校教職員の待遇と同程度にするために、短期給付、並びに長期給付を行う私立学校教職員共済組合を設け、国及び地方公共団体から財政援助を行い、若しくは行うことができるようにしようとするものであつて適切妥当な措置と認めたが、次の附帯事項を決議した。

（一）役員は、広く各界代表によつて構成するよう、その任命に留意するとともに、将来、運営審議会に役員推せん権を与えるよう考慮すること。

（二）運営審議会の委員構成は、組合員たる教職員代表と、学校法人等の代表とを、各同数とするとともに、将来、選挙によつてこれを選任するよう、考慮すること。

（三）第三十五条一号の国庫補助率は、早急に引上げるよう、考慮すること。

（四）私立学校教職員共済組合は、私学恩給財団からの既年金受給者に対して、本法の施行後、なるべく速やかにその受給額の増額措置を考慮すること。

二、事件の利害得失

私立学校教職員が安んじて、子弟の教育に専念することができる。

三、費用

本法施行に伴う経費は、約五千五百三十七万円を必要とするが、昭和二十八年度予算に九百七十万円計上済みであり、残額四千五百六十七万円要求中である。

審査報告書

農林漁業組合連合会整備促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

河野　謙三　清澤　俊英
白井　勇　鈴木　强平
重政　庸徳　鈴木　一
佐藤清一郎　上林　忠次
関根　久藏　雨森　常夫
森田　豊壽　宮本　邦彦
戸叶　武　松浦　定義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業組合系統金融機関が経済事業を行う農林漁業組合連合会に対して、整備促進審議会の議を経て定められた整備計画によつてその固定化債権の利子を軽減する等の援助を行う場合、その金融機関に対して国から毎年補助金を交付し、且つ整備計画が適当である農林漁業組合連合会に対して法人税上の特例を設けて当該連合会の税負担の軽減に資せんとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

農林漁業組合連合会の整備を促進し、もつて農林漁業協同組織の健全な発達に寄与する。

三、費用

本法施行のため、差当り、審議会関係経費その他事務費として計約百二十四万六千円が昭和二十八年度予算に計上要求せられており、金融機関に対する補助金に要する経費は昭和二十九年度以降に計上されることになつている。

審査報告書

有畜農家創設特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鈴木　强平　河野　謙三
清澤　俊英　白井　勇
川口爲之助　重政　庸徳
雨森　常夫　森田　豊壽
鈴木　一　戸叶　武
松浦　定義　宮本　邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有畜営農を促進するため、（一）農業協同組合等における有畜農家創設事業資金の融通のあつ旋（二）これ等資金に対する利子、補給の助成（三）家畜導入資金に対する損失補償の助成（四）都道府県における貸付家畜の購入の助成（五）国有家畜の貸付等について規定せんとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

有畜営農の普及に資し農業経営の合理化と農業生産力の増産に寄与する。

三、費用

本法施行のため、差当り利子補給の助成に要する経費一億七千七十一万八千円が昭和二十八年度予算に計上要求せられている。

審査報告書

土地改良法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十一日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小林　亦治　川口爲之助
松浦　定義　北　勝太郎
河野　謙三　清澤　俊英
上林　忠次　佐藤清一郎
重政　庸徳　雨森　常夫
森田　豊壽　宮本　邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は現行法について（一）土地改良区の設立手続の簡素化（二）役員の選任方法の改正（三）農地法の規定に基いて買収した土地等の近傍の民有地につき国又は都道府県による土地改良事業の実施（四）国営或いは都道府県営土地改良事業計画の合理化（五）市町村による土地改良事業の実施（六）総代の定数及び役員の監督の改正等について規定せんとするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

土地改良事業の実施手続を簡素にし、土地改良法の不備を是正して土地改良事業の円滑な実施を推進する。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月三十日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

入交　太藏　岡田　信次
松浦　清一　加賀山之雄
新谷寅三郎　一松　政二
東　隆　木島　虎藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昨今の海運界の実情に鑑み、わが国の自立経済達成のため喫緊の要務である外航船腹の拡充整備を図るため、（一）市中金融機関による造船融資について政府が損失を補償し、（二）造船金利を国際水準に引下げるため政府が利子補給を行い、（三）他方将来海運会社の利益率が一定率を超える場合利子補給金相当額を限度として国庫納付させるとともに、（四）政府が海運会社に対し必要な監督を行い得ることとするものであつて、適切な措置と認める。

なお本法によつて助成をうける、（一）船主及び船員の自粛をうながし、（二）造船及び関連産業の合理化、（三）会計及び業務監査の適正化、（四）船腹拡充計画の資金の確保等について格段の考慮を払うことの旨の附帯決議を行つた。

二、事件の利害得失

外航船腹の建造を促進するとともにわが国海運に国際競争力を附与する利益がある。

三、費用

本改正案及び本年度予算案によれば、本年度における政府と金融機関との契約による利子補給総額、本年度分利子補給額及び損失補給額のそれぞれの限度は次の通りである。

（括弧内数字は本改正案前）

	利子補給総額の限度	本年度分利子補給額の限度	損失補償額の限度
金融機関	本年度以降七ケ年の期間を通じ		
日本開発銀行	千円 八、三〇四、七三〇	千円 三一〇、〇〇〇	――
右以外の金融機関	本年度以降八ケ年の期間を通じ 千円 一六、七三三、一六二 （一、三三五、〇九三）	千円 七二九、三六四 （六六、四七二）	千円 三、九七〇、〇〇〇

内閣委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八号、第一六一号、第二三六号、第三〇七号、第三一六号、第三九七号、第三九八号、第三九九号、第四八三号、第五〇四号、第五七一号、第五七二号、第五七三号、第六一九号、第六二五号、第七二五号、第七四七号、第七四八号、第七四九号、第七五〇号、第七五一号、第七九一号、第八〇〇号、第九一一号、第九二六号、第一〇〇五号、第一〇〇六号、第一〇〇七号、第一〇〇八号、第一一二三号、第一一六号、第一二三二号、第一二四八号、第一二五五号、第一三四三号、第一三四四号、第一三五七号、第一三六八号、第一四〇五号、第一四〇六号、第一四〇七号、第一四五三号、第一五四四号、第一五五五号、第一六四二号、第一六六六号、第一六六七号、第一七六八号、第二〇一四号、第二二四九号、第二三六一号、第二四〇四号、第二四三二号、第二四九三号、第二六九五号、第二八〇二号　軍人恩給復活に関する請願

第五三号　沖縄戦殉職職員に対する特別賜金支給等の請願

第二四三号　恩給法中一部改正に関する請願

第二七二号　元台湾の州、庁有給吏員恩給復活に関する請願

第一〇〇九号、第一五五六号　元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願

第一二二九号　港湾、通関両行政の一元化に関する請願

第一五五七号　元南西諸島特定郵便局長の恩給に関する請願

第一八四四号　傷い軍人に対する国家補償に関する請願

第二〇八四号　二等症患者の処遇に関する請願

第二〇八八号　結核戦病者の恩給に関する請願

第二五八四号、第二九七八号　傷い軍人の恩給復活等に関する請願

第三〇三二号　公務基因結核患者の恩給に関する請願

第二七八七号　軍人恩給に関する請願

第二八一〇号　軍人恩給復活等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

参議院議長河井彌八殿　　内閣委員長　小酒井義男

内閣委員会請願特別報告第一号

軍人恩給復活に関する請願

第八号　福岡県朝倉郡夜須村福岡県旧軍人恩給擁護連盟朝倉郡連合支部内　原彦雄外千三百七十一名提出

第一六一号　茨城県土浦市内西町三茨城県旧軍人恩給復活期成同盟内　菊池朝三他千百八十二名提出

第二三六号　千葉県登戸町一ノ十三　曾根良吉外二千八百三十六名提出

第三〇七号　京都府舞鶴市字行水二六〇　立花一外七百九名提出

第三一六号　千葉県長生郡豊栄村千手堂五〇八　加藤理三郎外二百二十三名提出

第三九七号　高知市八軒町二八　山岡重厚外三千六百三名提出

第三八八号　甲府市古府中町二八山梨県衛生民生部世話課内山梨県戦傷病者遺族等援護連盟内　堀内一雄提出

第三九九号　福島市杉並町三五　恩給復活期成福島県連盟内　佐藤保吉提出

第四八三号　石川県金沢市上柿木畠一ノ八　伊佐一男外千三百二十六名提出

第五〇四号　大分市中島町五条一　安部朗外二千九百十二名提出

第五七一号　岡山市上伊福　片岡覚太郎提出

第五七二号　長崎市愛宕町四〇一　伊吹元五郎提出

第五七三号　東京都杉並区阿佐ケ谷三ノ五四〇　大木堅造外五百五十七名提出

第六一九号　東京都中野区氷川町三一　吉田勝任外百二十九名提出

第六二五号　鳥取県東伯郡八橋町大字徳万六三三　新諦五郎提出

第七二五号　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外二百八十八名提出

第七四七号　千葉県印旛郡根郷村木野子二四一　内藤治兵衛外四百十二名提出

第七四八号　長野県小県郡神科村上野二ノ二　横田豊治外四十六名提出

第七四九号　千葉県印旛郡酒々井町、遺家族傷い軍人恩給復活連絡会内　加瀬寛一外三百九十八名提出

第七五〇号　宮城県仙台市北六番町三八　上泉貞吉外三千三百七十一名提出

第七五一号　千葉県印旛郡佐倉町新町九一　金子広外三千二百三名提出

第七九一号　岡山県苫田郡鏡野町大字寺元三六〇　村上雄治郎外五百二十四名提出

第八〇〇号　三重県一志郡久居町西鷹跡町四一九　藤田正直外二百十七名提出

第九一一号　千葉県夷隅郡上野村植野一、三〇八　加藤秋蔵外十七名提出

第九二六号　千葉県船橋市本町四ノ一、五四〇　本多武男外三百四名提出

第一〇〇五号　滋賀県大津市真西町五三　国富八尺麿外八千四百三名提出

第一〇〇六号　山口市上金古曾三八　高橋忠治外一万一千八百十六名提出

第一〇〇七号　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外百五十四名提出

第一〇〇八号　千葉県山武郡松尾町　柴田欣一郎外千四百四十八名提出

第一一二三号　岡山県上道郡上道町西部　渋野豊美外五百三十二名提出

第一一二一六号　富山市神通町富山文化園内富山県遺家族及元軍人軍属生活擁護連盟内　森田範正外二千三百七十二名提出

第一一三二号　茨城県土浦市前川町三二九　中村敏之介外千五百五十八名提出

第一二四八号　名古屋市西区北鷹匠町三ノ二　大塚堅之助外七百三十七名提出

第一二五四号　和歌山県日高郡和田村　湯川忠一外千四百八名提出

第一二五五号　千葉県匝瑳郡八日市場町　鈴木博量外二千四百三十二名提出

第一三四二号　宮崎市大字恒久二、一九一　金子篤外二千八百七十名提出

第一三四四号　千葉県館山市那古一、二九四　中村覚之助外三百四十九名提出

第一三五七号　群馬県高崎市請地町三八　野口俊太郎外九万五千五百九十一名提出

第一三六八号　愛知県岡崎市桂町文女一六　橋本勇松提出

第一四〇五号　広島県呉市上畑町一八　岩崎素直外三名提出

第一四〇六号　千葉県夷隅郡長者町長者一一八　石川角蔵外八十一名提出

第一四〇七号　岡山市石関町六〇岡山県恩給復活期成連盟岡山市支部内　中張歓一郎提出

第一四五三号　鹿児島市山下町一七九鹿児島県恩給復活同志会内　伊木壮五郎外三万二千百八十七名提出

第一五四三号　長野県飯田市江戸浜町上三、六二九　井阪政治六百七十二名提出

第一五四四号　東京都北区上十条五ノ二〇　宮原昌法外四千七百八十三名提出

第一五五五号　和歌山市真砂町一ノ一　岡本正義外四百七十六名提出

第一六四二号　青森市柳町五二保全経済会青森支店内青森県旧軍人関係恩給復活期成連盟内　石戸勇一外二千七百二十八名提出

第一六六六号　千葉市作草部町八六一　宮川達造外千六百七十六名提出

第一六六七号　東京都中野区氷川町三九　原田二郎外一万五千四百九十八名提出
第一七六八号　埼玉県浦和市仲町五ノ二四三　近藤豊外千七百一名提出
第二〇一四号　和歌山市北甚五兵衛町一一　志摩庚子郎外九百三十五名提出
第二二四九号　岐阜市雲井町二ノ一　谷口弥兵衛外千百四名提出
第二三六一号　千葉県茂原市高師四二〇　鈴木俊三外三百五十四名提出
第二〇四号　和歌山市湊葵町一二二　辻本隼三外三百七十九名提出
第二四三二号　千葉県印旛郡根郷村寺崎二、九八五　藤巻晃二外百四十八名提出
第二四九三号　千葉県茂原市高師四二〇　鈴木俊三外三百五十四名提出
第二六九五号　和歌山県田辺市新屋敷町　加藤喜兌外二百四名提出
第二八〇二号　大阪府枚方市大字中宮九九〇　伊藤保生外二百七十五名提出
沖縄戦殉職職員に対する特別賜金支給等の請願
第五三号　東京都目黒区上目黒四ノ二、一五四大道方、南西諸島恩給促進会内　山城篤男提出
恩給法中一部改正に関する請願
第二四三号　大分県宇佐郡四日市町大字四日市字佐郡遺族会連合会内　上田剛提出
元台湾の州、庁有給吏員恩給復活に関する請願
第二七二号　佐賀県東松浦郡久里村大字夕日一四五　浜田才一郎外三名提出
元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願
第一〇〇九号　北海道網走郡津別町元樺太特定郵便局長協助会内　清水雅一郎外五名提出
第一五六号　北海道網走郡津別町元樺太特定郵便局長協助会内　清水雅一郎外五名提出
第一六六七号　東京都中野区氷川町三九　原田二郎外一万五千四百九十八名提出
第一七六八号　埼玉県浦和市仲町五ノ二四三　近藤豊外千七百一名提出
第二〇一四号　和歌山市北甚五兵衛町一一　志摩庚子郎外九百三十五名提出
第二二四九号　岐阜市雲井町二ノ一　谷口弥兵衛外千百四名提出
第二三六一号　千葉県茂原市高師四二〇　鈴木俊三外三百五十四名提出
第二〇四号　和歌山市湊葵町一二二　辻本隼三外三百七十九名提出
第二四三二号　千葉県印旛郡根郷村寺崎二、九八五　藤巻晃二外百四十八名提出
第二四九三号　千葉県茂原市高師四二〇　鈴木俊三外三百五十四名提出
第二六九五号　和歌山県田辺市新屋敷町　加藤喜兌外二百四名提出
第二八〇二号　大阪府枚方市大字中宮九九〇　伊藤保生外二百七十五名提出
沖縄戦殉職職員に対する特別賜金支給等の請願
第五三号　東京都目黒区上目黒四ノ二、一五四大道方、南西諸島恩給促進会内　山城篤男提出
恩給法中一部改正に関する請願
第二四三号　大分県宇佐郡四日市町大字四日市字佐郡遺族会連合会内　上田剛提出
元台湾の州、庁有給吏員恩給復活に関する請願
第二七二号　佐賀県東松浦郡久里村大字夕日一四五　浜田才一郎外三名提出
元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願
第一〇〇九号　北海道網走郡津別町元樺太特定郵便局長協助会内　清水雅一郎外五名提出
第一五六号　北海道網走郡津別町元樺太特定郵便局長協助会内　清水雅一郎外五名提出

港湾、通関両行政の一元化に関する請願
第一二二九号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出
元南西諸島特定郵便局長の恩給に関する請願
第一五五七号　東京都三鷹市下連雀二一七尾形方　仲浜政助外九十九名提出
傷い軍人に対する国家補償確立の請願
第一八四四号　鳥取市東町鳥取県傷い軍人会内　山形長太郎提出
二等症患者の処遇に関する請願
第二〇八四号　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好提出
結核戦病者の恩給に関する請願
第二〇八八号　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好提出
傷い軍人の恩給復活等に関する請願
第二五八四号　愛知県愛知郡東郷村大字和合　小林昇外二名提出
第二九七八号　愛知県愛知郡幡山村大字本地　矢野敬提出
第三〇三二号　愛知県愛知郡長久手村熊張　柴田鏡外一名提出
公務基因結核患者の恩給に関する請願
第二六五九号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　布施正隆提出
軍人恩給に関する請願
第二七八七号　兵庫県三原郡沼島村二、二八二　北野くに外二名提出
軍人恩給復活等に関する請願
第二八一〇号　宮城県庁内宮城県連合遺族会内　高橋進太郎提出
右七十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十八年七月二十七日
内閣委員長　小酒井義男
参議院議長河井彌八殿

意見書案
軍人恩給復活に関する請願
請願者　福岡県朝倉郡夜須村福岡県旧軍人恩給擁護連盟朝倉郡連合支部内　原彦雄外千三百七十一名（第八号）
請願者　茨城県土浦市内西町三茨城県旧軍人恩給復活期成同盟内　菊池朝三他千百八十二名（第一六一号）
請願者　千葉県登戸町一ノ十三　曾根良吉外二千八百三十六名（第二三六号）
請願者　京都府舞鶴市字行永二六〇　立花一外七百九名（第三〇七号）
請願者　千葉県長生郡豊栄村千手堂五〇八　加藤理三郎外二百二十三名（第二一六号）
請願者　高知市八軒町二八　山岡重厚外三千六百三名（第九七号）
請願者　甲府市古府中町二八山梨県衛生民生部世話課内山梨県戦傷病者遺族等援護連盟内　堀内一雄（第三九八号）
請願者　福島市杉並町三五恩給復活期成福島県連盟内　佐藤保吉（第三九九号）
請願者　石川県金沢市上柿木畠一ノ八　伊佐一男外千三百二十六名（第四八三号）
請願者　大分市中島町五条一安部朗外二千九百十二名（第五〇四号）
請願者　岡山市上伊福　片岡覚太郎（第五七一号）
請願者　長崎市愛宕町四〇一伊吹元五郎（第五七二号）
請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三ノ五四〇　大木堅造外五百五十七名（第五七三号）
請願者　東京都中野区氷川町三一　吉田勝任外百二十九名（第六一九号）
請願者　鳥取県東伯郡八橋町大字徳万六三三　新諦五郎（第六二五号）
請願者　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外二百八十八名（第七二五号）
請願者　千葉県印旛郡根郷村木野子二四一　内藤治兵衛外四百十二名（第七四七号）
請願者　長野県小県郡神科村上野二ノ二　横田豊治外四十六名（第七四八号）
請願者　千葉県印旛郡酒々井町、遺家族傷い軍人恩給復活連絡会内　加瀬寛一外三百九十八名（第七四九号）
請願者　宮城県仙台市北六番丁三八　上泉貞吉外三千三百七十一名（第七五〇名）
請願者　千葉県印旛郡佐倉町新町九一　金子広外三千二百三名（第七五一号）
請願者　岡山県苫田郡鏡野町大字寺元三六〇　村上雄治郎外五百二十四名（第七九一号）
請願者　三重県一志郡久居町西鷹跡町四一九　藤田正直外二百十七名（第八〇〇号）
請願者　千葉県夷隅郡上野村植野一、三〇八　加藤秋蔵外十七名（第九一一号）
請願者　千葉県船橋市本町四ノ一、五四〇　本多武男外三百四名（第九二六号）
請願者　滋賀県大津市真野町五三　国富八尺磨外八千四百三名（第一〇〇五号）
請願者　山口市上金古曽三八八　野口俊太郎外九万五千五百九十一名（第一三五七号）
請願者　愛知県岡崎市桂町文女一六　橋本勇松（第一三六八号）
請願者　広島県呉市上畑町一八　岩崎素直外三名（第一四〇五号）
請願者　千葉県夷隅郡長者町長者一八　石川角蔵外八十一名（第一四〇六号）
請願者　岡山市石関町六〇岡山県恩給復活期成連盟岡山市支部内　中張歓一郎（第一四〇七号）
請願者　鹿児島市山下町一七九　鹿児島県恩給復活同志会内　伊木壮五郎外二千百八十七名（第一四五二号）
請願者　長野県飯田市江戸浜町上三、六二九　井阪政治外六百七十二名（第一五四三号）
請願者　東京都北区上十条五ノ二〇　宮原昌法外四千七百八十三名（第一五四四号）
請願者　和歌山市真砂町一ノ一　岡本正義外四百七十六名（第一五五五号）
請願者　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外二百八十八名（第七二五号）
請願者　千葉県印旛郡根郷村木野子二四一　内藤治兵衛外四百十二名（第七四七号）
請願者　長野県小県郡神科村上野二ノ二　横田豊治外四十六名（第七四八号）
請願者　千葉県印旛郡酒々井町、遺家族傷い軍人恩給復活連絡会内　加瀬寛一外三百九十八名（第七四九号）
請願者　京都府舞鶴市字行永二六〇　立花一外七百九名（第三〇七号）
請願者　千葉県長生郡豊栄村千手堂五〇八　加藤理三郎外二百二十三名（第二一六号）
請願者　高知市八軒町二八　山岡重厚外三千六百三名（第九七号）
請願者　甲府市古府中町二八山梨県衛生民生部世話課内山梨県戦傷病者遺族等援護連盟内　堀内一雄（第三九八号）
請願者　福島市杉並町三五恩給復活期成福島県連盟内　佐藤保吉（第三九九号）
請願者　石川県金沢市上柿木畠一ノ八　伊佐一男外千三百二十六名（第四八三号）
請願者　大分市中島町五条一安部朗外二千九百十二名（第五〇四号）
請願者　岡山市上伊福　片岡覚太郎（第五七一号）
請願者　長崎市愛宕町四〇一伊吹元五郎（第五七二号）
請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三ノ五四〇　大木堅造外五百五十七名（第五七三号）
請願者　東京都中野区氷川町三一　吉田勝任外百二十九名（第六一九号）
請願者　鳥取県東伯郡八橋町大字徳万六三三　新諦五郎（第六二五号）
請願者　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外二百八十八名（第七二五号）
請願者　千葉県印旛郡根郷村木野子二四一　内藤治兵衛外四百十二名（第七四七号）
請願者　長野県小県郡神科村上野二ノ二　横田豊治外四十六名（第七四八号）
請願者　千葉県印旛郡酒々井町、遺家族傷い軍人恩給復活連絡会内　加瀬寛一外三百九十八名（第七四九号）
請願者　京都府舞鶴市字行永二六〇　立花一外七百九名（第三〇七号）
請願者　千葉県長生郡豊栄村千手堂五〇八　加藤理三郎外二百二十三名（第二一六号）
請願者　高知市八軒町二八　山岡重厚外三千六百三名（第九七号）
請願者　甲府市古府中町二八山梨県衛生民生部世話課内山梨県戦傷病者遺族等援護連盟内　堀内一雄（第三九八号）
請願者　福島市杉並町三五恩給復活期成福島県連盟内　佐藤保吉（第三九九号）
請願者　石川県金沢市上柿木畠一ノ八　伊佐一男外千三百二十六名（第四八三号）
請願者　大分市中島町五条一安部朗外二千九百十二名（第五〇四号）
請願者　岡山市上伊福　片岡覚太郎（第五七一号）
請願者　長崎市愛宕町四〇一伊吹元五郎（第五七二号）
請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三ノ五四〇　大木堅造外五百五十七名（第五七三号）
請願者　東京都中野区氷川町三一　吉田勝任外百二十九名（第六一九号）
請願者　鳥取県東伯郡八橋町大字徳万六三三　新諦五郎（第六二五号）
請願者　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外二百八十八名（第七二五号）
請願者　千葉県印旛郡根郷村木野子二四一　内藤治兵衛外四百十二名（第七四七号）
請願者　長野県小県郡神科村上野二ノ二　横田豊治外四十六名（第七四八号）
請願者　千葉県印旛郡酒々井町、遺家族傷い軍人恩給復活連絡会内　加瀬寛一外三百九十八名（第七四九号）
請願者　京都府舞鶴市字行永二六〇　立花一外七百九名（第三〇七号）
請願者　千葉県長生郡豊栄村千手堂五〇八　加藤理三郎外二百二十三名（第二一六号）
請願者　高知市八軒町二八　山岡重厚外三千六百三名（第九七号）
請願者　甲府市古府中町二八山梨県衛生民生部世話課内山梨県戦傷病者遺族等援護連盟内　堀内一雄（第三九八号）
請願者　福島市杉並町三五恩給復活期成福島県連盟内　佐藤保吉（第三九九号）
請願者　石川県金沢市上柿木畠一ノ八　伊佐一男外千三百二十六名（第四八三号）
請願者　大分市中島町五条一安部朗外二千九百十二名（第五〇四号）
請願者　岡山市上伊福　片岡覚太郎（第五七一号）
請願者　長崎市愛宕町四〇一伊吹元五郎（第五七二号）
請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三ノ五四〇　大木堅造外五百五十七名（第五七三号）
請願者　東京都中野区氷川町三一　吉田勝任外百二十九名（第六一九号）
請願者　鳥取県東伯郡八橋町大字徳万六三三　新諦五郎（第六二五号）

請願者　青森市柳町五二保全経済会青森支店内青森県旧軍人関係恩給復活期成連盟内　石戸勇一外二千七百二十八名（第一六四二号）

請願者　千葉市作草部町八六一　宮川建造外千六百七十六名（第一六六六号）

請願者　東京都中野区氷川町三九　原田二郎外一万五千四百九十八名（第一六八七号）

請願者　埼玉県浦和市仲町五ノ二四三　近藤豊外千七百一名（第一七六八号）

請願者　和歌山市北甚五兵衛町一一　志摩庚子郎外九百三十五名（第二〇一四号）

請願者　岐阜市雲井町二ノ一　谷口弥兵衛外千百四名（第二二四九号）

請願者　千葉県茂原市高師四二〇　鈴木俊三外三百五十四名（第二三六一号）

請願者　和歌山市湊葵町一二一　辻本隼三外三百七十九名（第二四〇四号）

請願者　千葉県印旛郡根郷村寺崎二、九八五　藤尾晃二外百四十八名（第二四三二号）

請願者　千葉県茂原市高師四二〇　鈴木俊三外三百五十四名（第二四九三号）

請願者　和歌山県田辺市新屋敷町　加藤喜兌外二百四名（第二六五五号）

請願者　大阪府枚方市大字中宮九九〇　伊藤保生外二百七十五名（第二八〇二号）

右の請願は、軍人恩給復活に当つては、(一)公務死亡者遺族扶助料を最低月額三千円程度に下級者の倍率を増加すること、(二)第七項症および各款症の年金ことに第七項症増加恩給を復活すること、(三)予想資格者中普通恩給所要最短在職年に達しないものに限り従軍加算も復活すること、(四)戦争刑死者を公務死亡者として取り扱うこと、(五)速やかに恩給金庫を設けること、(六)文武官在職年通算については引き続き勤務したことの条件を削除すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

沖縄戦殉職職員に対する特別賜金支給等の請願

請願者　東京都目黒区上目黒四の二、一五四大道方、南西諸島恩給促進会内　山城篤男（第五三号）

右の請願は、元南西諸島官公署職員の身分、恩給等の特別措置に関し、沖縄戦において住民保護の責任を負いあるいは最後の戦場行政にて身して殉職した多数の職員に対して別段の措置が講ぜられていないのは遺憾であるから、(一)殉職職員に対し特別賜金を支給すること。(二)退職手当は現行給与ベースに改訂して支給すること。(三)一時恩給は現行給与ベースに改訂して支給すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法中一部改正に関する請願

請願者　大分県宇佐郡四日市町大字四日市字佐郡遺族会連合会内　上田剛（第二四三二号）

右の請願は、旧軍人恩給復活に関連して現行恩給法の一部改正が企てられ第十五国会に政府案として提案されたが、その法案ははなはだしく公正を欠いたものであつたから、(一)法第八十条第三号はこれを削除する、(二)法第四十九条は絶対に維持存続し、附則に法第四十九条は当分の間施行を停止するよう恩給法中の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元台湾の州、庁有給吏員恩給復活に関する請願

請願者　佐賀県東松浦郡久里村大字夕日一四五　浜田才一郎外三名（第二七二号）

右の請願は、独立国家として第二年目を迎え、既に内外地の諸公務員恩給の復活をみた現在、台湾総督府令制定に基く州庁有給吏員恩給が今日なお支給せられないのは如何なる事由によるにせよ、既得権者として、しかも老境に入り生活難に苦しむ無一物の引揚者にとつてまことに堪えられないところであるから、他の一般公務員の恩給同様すみやかに復活支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願

請願者　北海道網走郡津別町元樺太特定郵便局長協助会内　清水雅一郎外五名（第一〇〇九号）

請願者　北海道網走郡津別町元樺太特定郵便局長協助会内　清水雅一郎外五名（第一五五六号）

右の請願は、元樺太特定郵便局長は、終身官と世襲の二条件により、厳寒と闘い不便を忍びながら勤続したにもかかわらず恩給権が与えられず、加えて敗戦の結果敵国に抑留され全財産を放棄して引き揚げてきたときは、既に廃官となつていた。このような待遇は、内地の局長と比較してあまりにもはなはだしい差別であるから、元樺太郵便局長に対し、日本本土特定郵便局長と同様に恩給を支給するよう昭和二十五年法律第百八十四号附則第八項を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

港湾、通関両行政の一元化に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第一二一九号）

右の請願は、鹿児島県における諸港湾および貿易に関係する官公署の数は十指に余り、これらの所掌する職務とその権限は互に交渉するところが多く、同一の対象に対して数機関の権限が錯そうし、あるいは一機関の権限の制限下におかれ、公務の能率は著しく阻害され、これらに対する諸手続も、その窓口が多岐にわたるため極めて不利不便をこうむつている実状であるから、港湾行政と貿易手続に関する障害を排除する上からも、あるいは人員、施設の冗費節減の上からも早急に整理統合を図り、その有機的な運営の下に貿易の伸張を図ることが港湾ならびに通関業務の緊要事であると思われるから、すみやかに両行政の一元化を推進されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元南西諸島特定郵便局長の恩給に関する請願

請願者　東京都三鷹市下連雀二一七尾形方　仲浜政助外九十九名（第一五五七号）

右の請願は、元沖縄県一円と、元鹿児島県大島郡一円との特定郵便局長にも、日本本土の特定郵便局長と同様に、昭和二十五年五月法律第百八十四号、恩給法等の一部を改正する法律の附則第八項による恩給法の特例を準用して恩給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い軍人に対する国家補償確立の請願

請願者　鳥取市東町鳥取県傷い軍人会内　山形長太郎（第一八四四号）

右の請願は、傷い軍人に対する国家補償の確立のため、(一)すみやかに恩給法を改正公布すること、(二)第七項症以下四款症までの年金を復活し、かつ目症に対する一時金も増額すること、(三)更正医療を全戦傷病者に適用させるため、その範囲を拡張すること、(四)国鉄無賃乗車証を交付すること、(五)傷病再発の場合は無料施療すること、(六)傷い軍人に対する完全履行法の単独立法をすみやかに制定すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二等症患者の処遇に関する請願

請願者　富山県東礪波郡城端町　国立療養所北陸荘内　石渡正好（第二〇八四号）

右の請願は、戦傷病者、戦没者遺族等援護法および新しく制定されようとしている軍人恩給法から除外されている内地発病者すなわち二等症患者は、徴兵検査および入隊時の身体検査の際に軍公務に支障ない者と認められて勤務していたにもかかわらず、内地で発病した故に非公務として放置されていることはまことに不合理であるから、二等症患者を一等症患者と同等に処遇せられたい。なおこれが実現困難の場合は暫定的措置として国家公務員共済組合法に準ずる保障措置を制定実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核戦病者の恩給に関する請願

請願者　富山県東礪波郡城端町　国立療養所北陸荘内　石渡正好（第二〇八八号）

右の請願は、軍人恩給の復活ならびに傷病恩給の大幅な改正が実現されようとしているが、胸部疾患の戦病者で増加恩給の受給資格者は、現行の傷病恩給制度の上では、同じ傷い軍人でも戦傷者に比較しいちじるしく不平等な取扱を受けており結核症の特殊性とその作業能力という点を理解されず社会的恩恵から放置されているから、恩給表別表の項症別条項中に結核の具体的項症条件を記入し、胸部疾患者の傷病恩給の項症基準を現行規定より二項症引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い軍人の恩給復活等に関する請願（二通）

請願者　愛知県愛知郡東郷村大字和合　小林昇外二名（第二五八四号）

請願者　愛知県愛知郡幡山村大字本地　矢野敬（第二九七八号）

請願者　愛知県愛知郡長久手村熊張　柴田鏡外一名（第三〇三二号）

右の請願は、傷い軍人に対する補償を確立するため、(一)七項症および一款症から四款症までに対し増加恩給ならびに傷い年金を復活支給し、目症者に対しては傷い賜金を増額再度支給すること、(二)七項症以上の者に対しては生活を補償しうる額を支給すること、(三)家族加給は現在の家族数に対して支給すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務基因結核患者の恩給に関する請願

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　布施正隆（第二六五九号）

右の請願は、結核患者は、外科手術により胸部が極度に変形し肺活量の減少をも加えて体力がいちじるしく減退するため、社会に復帰する段階に至つてもか働能力が常人の三ないし七割程度となるのが通常でありしかもその後絶えず再発増悪の危険にさらされ生涯常人なみに体力を回復することが不可能であるから、公務に起因する結核患者の外科手術による身体障害に対して戦傷者と同様の恩給制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人恩給に関する請願

請願者　兵庫県三原郡沼島村二、二八二　北野くに外二名（第二七八七号）

右の請願は、戦時中の兵役服務者にして空襲の間接被害により病死した者に対し、これを公務死と認定するか、もしくはあらたに準公務死の名称を設定して、これら悲運の犠牲者に対し慰霊の方途を講ずるよう恩給法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人恩給等に関する請願

請願者　宮城県庁内宮城県連合遺族会内　高橋進太郎（第二八一〇号）

右の請願は、戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に当つては、(一)父母、祖父母の年令制限を撤廃すること、(二)二柱以上の戦没者の遺族には柱数ごとに年金を支給すること、(三)父母、祖父母が再婚しても受給権を失わないこと、(四)弔慰金は昭和十二年七月七日以降の戦没者遺族にも支給すること等を勧案して旧軍人恩給復活法案とともに本法一部改正案がすみやかに国会を通過するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月二十九日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

内閣委員会陳情特別報告第一号

戦犯者の恩給復活に関する陳情

第二一号　鹿児島市山下町三七自治会館内鹿児島県戦争受刑者同志会内　石田栄熊外五名提出

第一五六号　鹿児島市山下町自治館内鹿児島県戦争受刑者同志会内　石田栄熊外五名提出

軍人恩給復活に関する陳情

第七一号　兵庫県姫路市西呉服町一五橋本方兵庫県旧軍人関係恩給権擁護連盟内　湯浅太郎提出

第七三号　三重県津市小森一、一二六ノ二　服部米次郎外千二十一名提出

第八一号　高知市西町一二三高知県恩給権擁護連盟内　山岡重厚提出

第八二号　高知県香美郡片地村　山崎徳治外一名提出

第三四一号　山形県北村山郡冨本村　石川善夫外七十名提出

戦犯者の恩給に関する陳情

第一〇四号　香川県高松市四番丁一八番川県法務関係留守家族会内　三好欣期提出

軍人恩給復活に関する陳情

第一一七号　三重県一志郡久居町西鷹跡町四一九、三重県元軍人恩給権擁護連盟内　服部米次郎提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦犯者の恩給復活に関する陳情

陳情者　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県戦争受刑者同志会内　石田栄熊外五名（第一五六号）

右の陳情は、政府もしばしば言明したように戦争犯罪は国内犯罪でないから、戦争受刑者であるために基本的人権の享有を妨げられてはならないと信ずるから、軍人恩給の復活とともに拘禁中の戦犯者の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人恩給復活に関する陳情

陳情者　兵庫県姫路市西呉服町一五橋本方兵庫県旧軍人関係恩給権擁護連盟内　湯浅太郎（第七一号）

陳情者　三重県津市小森一、一二六ノ二　服部米次郎外千二十一名（第七三号）

陳情者　高知市西町一二三高知県恩給権擁護連盟内　山岡重厚（第八一号）
陳情者　高知県香美郡片地村　山崎徳治外一名（第八二号）
陳情者　山形県北村山郡冨本村　石川善夫外七十名（第三四一号）

右の陳情は、軍人恩給の復活に当つては、(一)公務死亡者遺族扶助料を最低月額三千円とする程度に下級者の倍率を増加すること、(二)第七項症増加恩給を復活すること、(三)従軍加算を復活すること、(四)戦争受刑者に対しては刑死者を公務死亡者として取り扱うこと、(五)文武官在職年通算については引きつづき勤務したことの条件を削除すること、(六)恩給金庫を設ける等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人恩給復活に関する陳情

陳情者　三重県一志郡久居町西鷹跡町四一九、三重県元軍人恩給権擁護連盟内　服部米次郎（第一一七号）

右の陳情は、軍人恩給復活に当つては、(一)第十五回国会に提出された予算案、法律案を成立すること、(二)軍人恩給は四月にさかのぼり支給すること、(三)第七項症第一乃至第四款症該当者に対する年金支給を復活すること、(四)未裁定者の加算を認めること、(五)戦争受刑者の恩給権を認めること、(六)公務死亡者の遺族扶助料は最低月額三千円とすること、(七)恩給基礎在職年算定に関する「引き続き七年以上」の「引き続」を削除すること、(八)戦争刑死者および獄死者を公務死亡者として取り扱うこと、(九)恩給金庫を設けること等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の恩給に関する陳情

陳情者　香川県高松市四番丁一八香川県法務関係留守家族会内　三好欣期（第一〇四号）

右の陳情は、近く恩給法が改正されて元軍人に対する恩給が復活されようとしているが、戦争犯罪人としていまなお受刑中の者および既に刑死、獄死した者に対しても戦争という個人の力ではどうにもならなかつた大きな力に起因した事態であることを顧慮して(一)戦争犯罪人として刑死、獄死した者の遺族に対して扶助料を交付すること、(二)恩給受給資格者で刑死、獄死した者に対して一般軍人軍族の遺族と同様の取扱いをすること、(三)現在服役中の者で恩給受給資格者に対しては服役期間中といえども恩給を支給すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五六三号　愛知県稲武町の地域給に関する請願
第一五六四号　愛知県御油町の地域給に関する請願
第一五六五号　愛知県大塚村の地域給に関する請願
第一五六六号　北海道古平町の地域給に関する請願
第一五六七号　北海道焼尻村の地域給に関する請願
第一五六八号　北海道常呂町の地域給に関する請願
第一五六九号　北海道清滝村の地域給に関する請願
第一五七〇号　北海道苫前町の地域給に関する請願
第一五七一号　北海道士別町の地域給に関する請願
第一五七二号　北海道別海村の地域給に関する請願
第一五七三号　北海道狩太町の地域給に関する請願
第一五七四号　北海道鵡居村の地域給に関する請願
第一五七五号　北海道若佐村の地域給に関する請願
第一五七六号　北海道安平村の地域給に関する請願
第一五七七号　北海道千歳町の地域給に関する請願
第一五七八号　北海道入舸村の地域給に関する請願
第一五七九号　北海道上湧別村の地域給に関する請願
第一五八〇号　北海道上渚滑村の地域給に関する請願
第一五八一号　北海道佐呂間村の地域給に関する請願
第一五八二号　北海道興部町の地域給に関する請願
第一五八三号　北海道帯広市の地域給に関する請願
第一五八四号　北海道泊村の地域給に関する請願
第一五八五号　北海道北竜村の地域給に関する請願
第一五八六号　北海道福島町の地域給に関する請願
第一五八七号　北海道幌延村の地域給に関する請願
第一五八八号　北海道奥尻村の地域給に関する請願
第一五八九号　北海道初山別村の地域給に関する請願
第一五九〇号　北海道伊達町の地域給に関する請願
第一五九一号　北海道朝日村の地域給に関する請願
第一五九二号　北海道知内村の地域給に関する請願
第一五九三号　北海道南尻別村の地域給に関する請願
第一五九四号　北海道天売村の地域給に関する請願
第一五九五号　北海道留辺蘂町の地域給に関する請願
第一五九六号　北海道白滝村の地域給に関する請願
第一五九七号　北海道鹿追村の地域給に関する請願
第一五九八号　北海道根室町の地域給に関する請願
第一五九九号　北海道神居村の地域給に関する請願
第一六〇〇号　北海道三石町の地域給に関する請願
第一六〇一号　北海道小清水村の地域給に関する請願
第一六〇二号　北海道深川町の地域給に関する請願
第一六〇三号　北海道狩伏村の地域給に関する請願
第一六〇四号　北海道滝川町の地域給に関する請願
第一六〇五号　北海道幌向村の地域給に関する請願
第一六〇六号　北海道音江村の地域給に関する請願
第一六〇七号、第二一六号　北海道新篠津村の地域給に関する請願
第一六〇八号　北海道歌志内町の地域給に関する請願
第一六〇九号　北海道塩谷村の地域給に関する請願
第一六一〇号　北海道虹田町の地域給に関する請願
第一六一一号　北海道忠類村の地域給に関する請願
第一六一二号　北海道江別町の地域給に関する請願
第一六一三号　北海道様似町の地域給に関する請願
第一六一四号　北海道東旭川村の地域給に関する請願
第一六一五号　北海道永山村の地域給に関する請願
第一六一六号　新潟県下船渡村の地域給に関する請願
第一六一七号　新潟県松代村の地域給に関する請願
第一六一八号　新潟県有田村の地域給に関する請願
第一六一九号　新潟県大和川村の地域給に関する請願
第一六二〇号　新潟県直江津町の地域給に関する請願
第一六二一号　新潟県大島村の地域給に関する請願
第一六二二号　静岡県地頭方村の地域給に関する請願
第一六二三号　静岡県川崎町の地域給に関する請願
第一六二四号　宮城県涌谷町の地域給に関する請願
第一六二五号　栃木県氏家町の地域給に関する請願
第一六二六号　群馬県中之条、原両町の地域給に関する請願
第一六二七号　長野県柏原村の地域給に関する請願
第一六二八号　山梨県豊村の地域給に関する請願
第一六二九号　鳥取県赤碕町の地域給に関する請願
第一六三〇号　岡山県吉永町の地域給に関する請願
第一六三一号　岡山県久世町の地域給に関する請願
第一六三二号　岡山県成羽町の地域給に関する請願
第一六三三号　岡山県落合村の地域給に関する請願
第一六三四号　岡山県伊里町の地域給に関する請願
第一六三五号　和歌山県矢田村の地域給に関する請願
第一六三六号　和歌山県麻生津村の地域給に関する請願
第一六三七号　和歌山県川原村の地域給に関する請願
第一六三八号　和歌山県池田村の地域給に関する請願
第一六三九号　和歌山県田中村の地域給に関する請願
第一六四〇号　和歌山県岩出町の地域給に関する請願

第一六四一号　愛知県高蔵寺町の地域給に関する請願
第一六六八号　宮城県岩ケ崎町外三箇町村の地域給に関する請願
第一六六九号　福島県本郷町の地域給に関する請願
第一六七〇号　千葉県湖北村の地域給に関する請願
第一六七一号　和歌山県三栖村の地域給に関する請願
第一六七二号　滋賀県今津町の地域給に関する請願
第一六七三号　岡山県一宮村の地域給に関する請願
第一六七四号　岡山県高野村の地域給に関する請願
第一六七五号　岡山県高田村の地域給に関する請願
第一六七六号　岡山県田邑村の地域給に関する請願
第一六七七号　岡山県高倉村の地域給に関する請願
第一六七八号　岡山県勝山町の地域給に関する請願
第一六七九号　広島県海田市町外二箇町の地域給に関する請願
第一六八〇号　北海道小樽市の地域給に関する請願
第一六八一号　北海道女満別町の地域給に関する請願
第一六八二号　北海道遠軽町の地域給に関する請願
第一六八三号　北海道置戸町の地域給に関する請願
第一六八四号　北海道訓子府町の地域給に関する請願
第一六八五号　北海道幌別町の地域給に関する請願
第一六八六号　北海道沓形町の地域給に関する請願
第一六八七号　北海道厚岸町の地域給に関する請願
第一六八八号　北海道栗沢町の地域給に関する請願
第一六八九号　北海道津別町の地域給に関する請願
第一六九〇号　北海道長沼町の地域給に関する請願
第一六九一号　北海道今金町の地域給に関する請願
第一六九二号　北海道枝幸町の地域給に関する請願
第一六九三号　北海道美幌町の地域給に関する請願
第一六九四号　北海道黒松内村の地域給に関する請願
第一六九五号　北海道東島牧村の地域給に関する請願
第一六九六号　北海道西島牧村の地域給に関する請願
第一六九七号　北海道樽岸村の地域給に関する請願
第一六九八号　北海道鵡川村の地域給に関する請願
第一六九九号　北海道豊富村の地域給に関する請願
第一七〇〇号　北海道白老村の地域給に関する請願
第一七〇一号　北海道鴛泊村の地域給に関する請願
第一七〇二号　北海道歌棄村の地域給に関する請願
第一七〇三号　北海道生田原村の地域給に関する請願
第一七〇四号　北海道多度志村の地域給に関する請願
第一七〇五号　北海道釧路村の地域給に関する請願
第一七〇六号　北海道苫舞村の地域給に関する請願
第一七〇七号　北海道東川村の地域給に関する請願
第一七〇八号　北海道東鷹栖村の地域給に関する請願
第一七〇九号　北海道鷹栖村の地域給に関する請願
第一七一〇号　北海道剣淵村の地域給に関する請願
第一七一一号　北海道当麻村の地域給に関する請願
第一七一二号　愛知県小坂井町の地域給に関する請願
第一七一三号　愛知県刈谷市の地域給に関する請願
第一七一四号　埼玉県馬室村の地域給に関する請願
第一七一五号　埼玉県馬宮村の地域給に関する請願
第一七一六号　埼玉県長井村の地域給に関する請願
第一七一七号　千葉県横芝町の地域給に関する請願
第一七一八号　千葉県白里町の地域給に関する請願
第一七一九号　千葉県公津村の地域給に関する請願
第一七二〇号　静岡県大渕村外五箇村の地域給に関する請願
第一七二一号　静岡県下河津村の地域給に関する請願
第一七二二号　和歌山県志賀村の地域給に関する請願
第一七二三号　群馬県豊受村の地域給に関する請願
第一七二四号　埼玉県大田村の地域給に関する請願
第一七二五号、第一八八八号　愛知県鬼崎町の地域給に関する請願
第一七二六号　岡山県山手村の地域給に関する請願
第一七二七号　宮崎県広瀬町の地域給に関する請願
第一七二八号、第二〇五四号　北海道中札内村の地域給に関する請願
第一七二九号　福岡県若宮町外二箇村の地域給に関する請願
第一七三〇号　奈良県上市町の地域給に関する請願
第一七三一号　奈良県下市町の地域給に関する請願
第一七三二号　奈良県秩野村の地域給に関する請願
第一七三三号　奈良県丹生村の地域給に関する請願
第一七三四号　奈良県黒滝村の地域給に関する請願
第一七三五号　鳥取県大山村の寒冷地手当に関する請願
第一七三六号　岡山県日生町の地域給に関する請願
第一七三七号　千葉県鴇谷村の地域給に関する請願
第一七三八号　千葉県白里町の地域給に関する請願
第一七三九号　千葉県公津村の地域給に関する請願
第一七四〇号　静岡県大渕村外五箇村の地域給に関する請願
第一七四一号　静岡県下河津村の地域給に関する請願
第一七四二号　和歌山県切目村の地域給に関する請願
第一七四三号　和歌山県志賀村の地域給に関する請願
第一七四四号　福島県須賀川町の地域給に関する請願
第一七四五号　福島県松川町の地域給に関する請願
第一七四六号　福島県富岡町外五箇町村の地域給に関する請願
第一七四七号　福岡県内野村の地域給に関する請願
第一七四八号　福岡県本郷村の地域給に関する請願
第一七四九号　福岡県入部村の地域給に関する請願
第一七五〇号　福岡県田隈村の地域給に関する請願
第一七五一号　福岡県脇山村の地域給に関する請願
第一七五二号　福岡県金武村の地域給に関する請願
第一七五三号　鹿児島県栗野町の地域給に関する請願
第一七五四号　山梨県竜王村の地域給に関する請願
第一七五五号　大阪府田尻町の地域給に関する請願
第一七五六号　静岡県堀之内町の地域給に関する請願
第一七五九号　茨城県岩瀬町の地域給に関する請願
第一七六〇号　北海道網走市の地域給に関する請願
第一七六一号　北海道名寄町の地域給に関する請願
第一七六二号　北海道愛別村の地域給に関する請願
第一七六三号　北海道常盤村の地域給に関する請願
第一七六四号　北海道端野村の地域給に関する請願
第一七六五号　北海道比布村の地域給に関する請願
第一七六六号　北海道中川村の地域給に関する請願
第一七六七号　北海道東藻琴村の地域給に関する請願
第一七六八号　岡山県瀬戸町の地域給に関する請願
第一七六九号　札幌市の地域給に関する請願
第一八〇〇号　北海道手稲町の地域給に関する請願
第一八〇一号　北海道上川町の地域給に関する請願
第一八〇二号　北海道栗山町の地域給に関する請願
第一八〇三号　北海道芽室町の地域給に関する請願
第一八〇四号　北海道音別村の地域給に関する請願
第一八〇五号　北海道小平村の地域給に関する請願
第一八〇六号　北海道占冠村の地域給に関する請願
第一八〇七号　北海道江丹別村の地域給に関する請願
第一八〇八号　北海道中富良野村の地域給に関する請願
第一八〇九号　愛媛県南伊予村の地域給に関する請願
第一八一〇号　愛媛県砥部町の地域給に関する請願
第一八一一号　愛媛県北山崎村の地域給に関する請願
第一八一二号　愛媛県上灘町の地域給に関する請願
第一八一三号　愛媛県原町村の地域給に関する請願
第一八一四号　静岡県熊切村の地域給に関する請願
第一八一五号　静岡県気多村の地域給に関する請願
第一八一六号　静岡県犬居町の地域給に関する請願
第一八一七号　静岡県裾野町の地域給に関する請願
第一八一八号　静岡県小山町の地域給に関する請願
第一八一九号　静岡県富士岡村の地域給に関する請願
第一七九五号　埼玉県与野町の地域給に関する請願
第一七九六号　埼玉県小谷村外六箇村の地域給に関する請願
第一七九七号　栃木県久野村の地域給に関する請願
第一七九八号　岡山県瀬戸町の地域給に関する請願

第一八二〇号　静岡県須走村の地域給に関する請願
第一八二一号　静岡県印野村の地域給に関する請願
第一八二二号　静岡県原里村の地域給に関する請願
第一八二三号　秋田県境町村の地域給に関する請願
第一八二四号　千葉県成東町の地域給に関する請願
第一八二五号　栃木県足尾町の地域給に関する請願
第一八二六号　岐阜県鶴岡村の地域給に関する請願
第一八二七号　群馬県水上町の地域給に関する請願
第一八二八号　愛知県桜井村の地域給に関する請願
第一八二九号　三重県城南村の地域給に関する請願
第一八三〇号　和歌山県勝浦町の地域給に関する請願
第一八三一号　大阪府正雀郵便局の地域給に関する請願
第一八三二号　鳥取県羽合町の地域給に関する請願
第一八三三号　鳥取県面影村の地域給に関する請願
第一八三四号　鳥取県大宮村の寒冷地手当に関する請願
第一八三五号　鳥取県阿毘縁村の寒冷地手当に関する請願
第一八三六号　長野県藤沢村外三箇町村の寒冷地手当に関する請願
第一八三七号　岡山県新山村の地域給に関する請願
第一八三八号　岡山県新本村外二箇村の地域給に関する請願
第一八三九号　広島県郷原村外八箇村の地域給に関する請願
第一八四〇号　大分県八幡、高家両村の地域給に関する請願
第一八五〇号　新潟県羽茂村の地域給に関する請願
第一八六一号　北海道和寒町の地域給に関する請願
第一八六二号　北海道標茶町の地域給に関する請願
第一八六三号　北海道紋別町の地域給に関する請願
第一八六四号　北海道大樹町の地域給に関する請願
第一八六五号　北海道妹背牛町の地域給に関する請願
第一八六六号　北海道余市町の地域給に関する請願
第一八六七号　北海道音更村の地域給に関する請願
第一八六八号　北海道日高村の地域給に関する請願
第一八六九号　北海道御影村の地域給に関する請願
第一八七〇号　北海道昆布森村の地域給に関する請願
第一八七九号　千葉県羽衣町の地域給に関する請願
第一八八〇号　千葉県佐貫町の地域給に関する請願
第一八八一号　千葉県保田町の地域給に関する請願
第一八八二号　千葉県富勢村の地域給に関する請願
第一八八三号　千葉県田中村の地域給に関する請願
第一八八四号　茨城県相馬町の地域給に関する請願
第一八八五号　埼玉県東児玉村の地域給に関する請願
第一八八六号　岐阜県大藪町の地域給に関する請願
第一八八七号　静岡県新居町の地域給に関する請願
第一八八九号　広島県中黒瀬、乃美尾両村の地域給に関する請願
第一八九〇号　広島県郷田、吉川両村の地域給に関する請願
第一八九一号　広島県下三永村の地域給に関する請願
第一八九二号　広島県口田村の地域給に関する請願
第一八九三号　岡山県三須村の地域給に関する請願
第一八九四号　山口県城南村の地域給に関する請願
第一八九五号　秋田県浅舞町の地域給に関する請願
第一八九六号　秋田県金足村の地域給に関する請願
第一八九七号　秋田県の地域給等に関する請願
第一八九八号　秋田県矢島町の地域給に関する請願
第一八九九号　秋田県前田村の地域給に関する請願
第一九〇〇号　宮城県矢本町の地域給に関する請願
第一九〇一号　茨城県小川町の地域給に関する請願
第一九〇二号　茨城県笠間町の地域給に関する請願
第一九〇三号　埼玉県片柳村の地域給に関する請願
第一九〇四号　山梨県増穂町の地域給に関する請願
第一九〇五号　奈良県大宇陀町の地域給に関する請願
第一九〇六号　奈良県大淀町の地域給に関する請願
第一九〇七号　京都府周山町外十一箇村の地域給に関する請願
第一九〇八号　京都府亀岡町の地域給に関する請願
第一九〇九号　広島県湯田村の地域給に関する請願
第一九一〇号　岡山県福河村の地域給に関する請願
第一九一一号　岡山県美山村の地域給に関する請願
第一九一二号　岡山県堺村の地域給に関する請願
第一九一三号　山口県高森町の地域給に関する請願
第一九一四号　宮崎県鵜戸村の地域給に関する請願
第一九一五号　長崎県小長井村の地域給に関する請願
第一九一六号　福島県川部村の地域給に関する請願
第一九一七号　石川県倶利加羅村の地域給に関する請願
第一九一八号　秋田県能代市の地域給に関する請願
第一九一九号　岡山県神根村の地域給に関する請願
第一九五三号　秋田県醍醐村の地域給に関する請願
第一九五四号　福島県湯本町の地域給に関する請願
第一九五五号　福島県山田村の地域給に関する請願
第一九五六号　静岡県富士根村の地域給に関する請願
第一九五七号　静岡県田子浦村の地域給に関する請願
第一九五九号　静岡県岩松村の地域給に関する請願
第一九六〇号　愛知県品野町の地域給に関する請願
第一九六一号　岐阜県古川町の地域給に関する請願
第一九六二号　岐阜県小鷹利村の地域給に関する請願
第一九六三号　三重県県村の地域給に関する請願
第一九六四号　三重県下野村の地域給に関する請願
第一九六五号　三重県多度、七取両村の地域給に関する請願
第一九六六号　奈良県小川村の地域給に関する請願
第一九六七号　滋賀県日野町の地域給に関する請願
第一九六八号　鳥取県倉吉町の地域給に関する請願
第一九六九号　岡山県大原町の地域給に関する請願
第一九七五号　北海道夕張市の地域給に関する請願
第一九七六号　北海道留萌市の地域給に関する請願
第一九七七号　北海道上富良野町の地域給に関する請願
第一九七八号　北海道三笠町の地域給に関する請願
第一九七九号　北海道芦別町の地域給に関する請願
第一九八〇号　北海道由仁町の地域給に関する請願
第一九八一号　北海道沼田町の地域給に関する請願
第一九八二号　北海道浜頓別町の地域給に関する請願
第一九八三号　北海道門別町の地域給に関する請願
第一九八四号　北海道中標津町の地域給に関する請願
第一九八五号　北海道浜益村の地域給に関する請願
第一九八六号　北海道秩父別村の地域給に関する請願
第一九八七号　北海道納内村の地域給に関する請願
第一九八八号　北海道智恵文村の地域給に関する請願
第一九八九号　北海道壮瞥村の地域給に関する請願
第一九九〇号　奈良県宇太町の地域給に関する請願
第一九九一号　奈良県三郷村の地域給に関する請願
第一九九二号　奈良県内牧村の地域給に関する請願
第一九九三号　宮崎県高城町の地域給に関する請願
第一九九四号　宮崎県細田町の地域給に関する請願
第一九九五号　北海道小清水町の地域給に関する請願
第二〇〇八号　静岡県蒲山村の地域給に関する請願
第二〇一五号　北海道恵庭町の地域給に関する請願
第二〇一六号　北海道当別町の地域給に関する請願
第二〇一七号　北海道留寿都村の地域給に関する請願
第二〇一八号　北海道広島村の地域給に関する請願
第二〇一九号　北海道八雲町の地域給に関する請願
第二〇二〇号　北海道豊浦町の地域給に関する請願
第二〇二一号　北海道砂原村の地域給に関する請願
第二〇二二号　北海道余別村の地域給に関する請願
第二〇二三号　北海道浦臼村の地域給に関する請願
第二〇三〇号　北海道函館地方の地域給に関する請願
第二〇三一号　北海道幕別町の地域給に関する請願
第二〇三二号　北海道美瑛町の地域給に関する請願

第二〇三三号　北海道遠別町の地域給に関する請願
第二〇三四号　北海道広尾町の地域給に関する請願
第二〇三五号　北海道岩内町の地域給に関する請願
第二〇三六号　北海道砂川町の地域給に関する請願
第二〇三七号　北海道増毛町の地域給に関する請願
第二〇三八号　北海道江部乙町の地域給に関する請願
第二〇三九号　北海道下川町の地域給に関する請願
第二〇四〇号　北海道小沢村の地域給に関する請願
第二〇四一号　北海道太田村の地域給に関する請願
第二〇四二号　北海道発足村の地域給に関する請願
第二〇四三号　北海道神楽村の地域給に関する請願
第二〇四四号　北海道前田村の地域給に関する請願
第二〇四五号　北海道阿寒村の地域給に関する請願
第二〇四六号　北海道鬼鹿村の地域給に関する請願
第二〇四七号　北海道京極村の地域給に関する請願
第二〇四八号　北海道大江村の地域給に関する請願
第二〇四九号　北海道神恵内村の地域給に関する請願
第二〇五〇号　北海道銭亀沢村の地域給に関する請願
第二〇五一号　北海道真狩村の地域給に関する請願
第二〇五二号　北海道追分村の地域給に関する請願
第二〇五三号　北海道島野村の地域給に関する請願
第二〇五五号　北海道東藻琴村の地域給に関する請願
第二〇五六号　北海道西興部村の地域給に関する請願
第二〇五七号　福島県浅川町の地域給に関する請願
第二〇五八号　埼玉県野本村の地域給に関する請願
第二〇五九号　埼玉県三箇村の地域給に関する請願
第二〇六〇号　長野県池田町の地域給に関する請願
第二〇六一号　愛知県赤坂町の地域給に関する請願
第二〇六二号　愛知県平和村の地域給に関する請願
第二〇六三号　愛知県横須賀村の地域給に関する請願
第二〇六四号　和歌山県海南市の地域給に関する請願
第二〇六五号　和歌山県安楽川町の地域給に関する請願
第二〇六六号　和歌山県小倉村の地域給に関する請願
第二〇六七号　和歌山県根来村の地域給に関する請願
第二〇六八号　和歌山県山崎村の地域給に関する請願
第二〇六九号　和歌山県東貴志村の地域給に関する請願
第二〇七〇号　和歌山県西貴志村の地域給に関する請願
第二〇七一号　和歌山県中貴志村の地域給に関する請願
第二〇七二号　和歌山県丸栖村の地域給に関する請願
第二〇七三号　和歌山県調月村の地域給に関する請願
第二〇七四号　兵庫県千種村外六箇村の地域給に関する請願
第二〇七五号　岡山県矢掛町の地域給に関する請願
第二〇七六号　埼玉県江面村の地域給に関する請願
第二〇七七号　栃木県富田村の地域給に関する請願
第二〇七八号　山口県徳山市の地域給に関する請願
第二〇七九号　山口県富田町の地域給に関する請願
第二〇八〇号　宮崎県住吉村の地域給に関する請願
第二〇八九号　愛知県大里村の地域給に関する請願
第二〇九〇号　群馬県強戸村の地域給に関する請願
第二〇九三号　島根県松江市の地域給に関する請願
第二〇九四号　島根県浜田市の地域給に関する請願
第二〇九五号　島根県宍道町の地域給に関する請願
第二〇九六号　島根県西郷町の地域給に関する請願
第二〇九七号　島根県久手町の地域給に関する請願
第二〇九八号　島根県川本町の地域給に関する請願
第二〇九九号　島根県頓原町の地域給に関する請願
第二一〇〇号　島根県赤名町の地域給に関する請願
第二一〇一号　島根県仁万町の地域給に関する請願
第二一〇二号　島根県国府町の地域給に関する請願
第二一〇三号　島根県井原村の地域給に関する請願
第二一〇四号　島根県布勢村の地域給に関する請願
第二一〇五号　島根県直江村の地域給に関する請願
第二一〇六号　島根県亀嵩村の地域給に関する請願
第二一〇七号　島根県八雲村の地域給に関する請願
第二一〇八号　島根県本庄村の地域給に関する請願
第二一〇九号　島根県出東村の地域給に関する請願
第二一一〇号　島根県伊波野村の地域給に関する請願
第二一一一号　島根県長久村の地域給に関する請願
第二一一二号　島根県久木村の地域給に関する請願
第二一一三号　島根県島田村の地域給に関する請願
第二一一四号　島根県赤江村の地域給に関する請願
第二一一五号　島根県来島村の地域給に関する請願
第二一一六号　島根県掛合町の地域給に関する請願
第二一一七号　島根県木次町の地域給に関する請願
第二一一八号　島根県横田町の地域給に関する請願
第二一一九号　島根県三成町の地域給に関する請願
第二一二〇号　島根県三隅町の地域給に関する請願
第二一二一号　島根県三刀屋町の地域給に関する請願
第二一二二号、第二四九五号　島根県平田町の地域給に関する請願
第二一二三号　島根県大森町の地域給に関する請願
第二一二四号　島根県六日市町の地域給に関する請願
第二一二五号　島根県湯泉津町の地域給に関する請願
第二一二六号　島根県柏渕町の地域給に関する請願
第二一二七号　島根県加渕町の地域給に関する請願
第二一二八号　島根県大東町の地域給に関する請願
第二一二九号　島根県日原町の地域給に関する請願
第二一三〇号　島根県恵曇町の地域給に関する請願
第二一三一号　島根県祖式村の地域給に関する請願
第二一三二号　島根県玉湯村の地域給に関する請願
第二一三三号　島根県荒島村の地域給に関する請願
第二一三四号　島根県中野村の地域給に関する請願
第二一三五号　島根県益田市の地域給に関する請願
第二一三六号　島根県安来町の地域給に関する請願
第二一三七号　島根県浦郷町の地域給に関する請願
第二一三八号　島根県荘原村の地域給に関する請願
第二一三九号　北海道美国町の地域給に関する請願
第二一四〇号　北海道倶知安町の地域給に関する請願
第二一四一号　北海道寿都町の地域給に関する請願
第二一四二号　北海道雄武町の地域給に関する請願
第二一四三号　北海道富良野町の地域給に関する請願
第二一四四号　北海道穂別村の地域給に関する請願
第二一四五号　北海道厚沢部村の地域給に関する請願
第二一四六号　北海道更別村の地域給に関する請願
第二一四七号　北海道上士別村の地域給に関する請願
第二一四八号　北海道雨竜村の地域給に関する請願
第二一四九号　北海道熊石村の地域給に関する請願
第二一五〇号　北海道東神楽村の地域給に関する請願
第二一五一号　北海道山部村の地域給に関する請願
第二一五二号　北海道室蘭市の地域給に関する請願
第二一五三号　北海道本別町の地域給に関する請願
第二一五四号　北海道豊平町の地域給に関する請願
第二一五五号　北海道石狩町の地域給に関する請願
第二一五六号　北海道琴似町の地域給に関する請願
第二一五七号　北海道浦河町の地域給に関する請願
第二一五八号　北海道滝上町の地域給に関する請願
第二一五九号　北海道羽幌町の地域給に関する請願
第二一六〇号　北海道新得町の地域給に関する請願
第二一六一号　北海道喜茂別町の地域給に関する請願
第二一六二号　北海道新十津川村の地域給に関する請願
第二一六三号　北海道泊村の地域給に関する請願
第二一六四号　北海道茂別村の地域給に関する請願
第二一六五号　北海道新冠村の地域給に関する請願
第二一六六号　北海道月形村の地域給に関する請願
第二一六八号　北海道篠路村の地域給に関する請願

第二一六九号　北海道幌泉村の地域給に関する請願
第二一七〇号　北海道洞爺村の地域給に関する請願
第二一七一号　北海道大滝村の地域給に関する請願
第二一七二号　北海道風連村の地域給に関する請願
第二一七三号　北海道下頓別村の地域給に関する請願
第二一七四号　北海道平取村の地域給に関する請願
第二一七五号　北海道厚真村の地域給に関する請願
第二一七六号　北海道温根別村の地域給に関する請願
第二一七七号　山口県光市の地域給に関する請願
第二一七八号　鳥取県浜村町の地域給に関する請願
第二一七九号　鳥取県松保村の地域給に関する請願
第二一八〇号　鳥取県泊村の地域給に関する請願
第二一八一号　鳥取県宇倍野村の地域給に関する請願
第二一八二号　鳥取県網代村の地域給に関する請願
第二一八三号　鳥取県渡村の地域給に関する請願
第二一八四号　鳥取県大高村の地域給に関する請願
第二一八五号　鳥取県日野上村の地域給に関する請願
第二一八六号　鳥取県夜見村外二箇村の地域給に関する請願
第二一八七号　鳥取県黒坂町の地域給に関する請願
第二一八八号　鳥取県根雨町の地域給に関する請願
第二一八九号　鳥取県青谷町の地域給に関する請願
第二一九〇号　鳥取県江尾町の地域給に関する請願
第二一九一号　鳥取県智頭町の地域給に関する請願
第二一九二号　鳥取県上井町の地域給に関する請願
第二一九三号　鳥取県岩井町の地域給に関する請願
第二一九四号　鳥取県八橋町の地域給に関する請願
第二一九五号　鳥取県若桜町の地域給に関する請願
第二一九六号　鳥取県鹿野町の地域給に関する請願
第二一九七号　鳥取県淀江町の地域給に関する請願
第二一九八号　鳥取県河原町の地域給に関する請願
第二一九九号　鳥取県船岡町の地域給に関する請願
第二二〇〇号　鳥取県浦安町の地域給に関する請願
第二二〇一号　鳥取県溝口町の地域給に関する請願
第二二〇二号　鳥取県由良町の地域給に関する請願
第二二〇三号　鳥取県東郷町の地域給に関する請願
第二二〇四号　鳥取県外江町の地域給に関する請願
第二二〇五号　鳥取県米子市の地域給に関する請願
第二二〇六号　鳥取県用瀬町の地域給に関する請願
第二二〇七号　鳥取県境町および上道村の一部の地域給に関する請願
第二二〇八号　鳥取県上道村の地域給に関する請願
第二二〇九号　鳥取県丹比村の地域給に関する請願
第二二一〇号　鳥取県中浜、大篠津両村の地域給に関する請願
第二二一一号　鳥取県社村の地域給に関する請願
第二二一二号　鳥取県美穂、大和両村の地域給に関する請願
第二二一三号　鳥取県津ノ井村の地域給に関する請願
第二二一四号　鳥取県手間村の地域給に関する請願
第二二一五号　鳥取県県村の地域給に関する請願
第二二一六号　鳥取県大和村の地域給に関する請願
第二二一七号　鳥取県高麗村の地域給に関する請願
第二二一八号　鳥取県若桜町の地域給に関する請願
第二二一九号　鳥取県大岩村の地域給に関する請願
第二二二〇号　鳥取県田後村の地域給に関する請願
第二二二一号　鳥取県成実村の地域給に関する請願
第二二二二号　鳥取県所子村の地域給に関する請願
第二二二三号　鳥取県吉岡村の地域給に関する請願
第二二二四号　鳥取県日野村の地域給に関する請願
第二二二五号　鳥取県和田村の地域給に関する請願
第二二二六号　鳥取県崎津村の地域給に関する請願
第二二二七号　鳥取県厳村の地域給に関する請願
第二二二八号　鳥取県法勝寺村の地域給に関する請願
第二二二九号　鳥取県春日村の地域給に関する請願
第二二三〇号　鳥取県上山町の地域給に関する請願
第二二三一号　鳥取県浦富町の地域給に関する請願
第二二三二号　鳥取県南郷村の地域給に関する請願
第二二三三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二二三四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二二三五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二二三六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二二三七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二三八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二二三九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二二四〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二四一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二二四二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二二四三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二二四四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二二四五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二二四六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二二四七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二四八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二二四九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二二五〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二五一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二二五二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二二五三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二二五四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二二五五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二二五六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二二五七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二五八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二二五九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二二六〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二六一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二二六二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二二六三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二二六四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二二六五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二二六六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二二六七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二六八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二二六九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二二七〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二七一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二二七二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二二七三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二二七四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二二七五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二二七六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二二七七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二七八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二二七九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二二八〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二八一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二二八二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二二八三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二二八四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二二八五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二二八六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二二八七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二八八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二二八九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二二九〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二九一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二二九二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二二九三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二二九四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二二九五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二二九六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二二九七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二九八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二二九九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二三〇〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三〇一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二三〇二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二三〇三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三〇四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二三〇五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二三〇六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二三〇七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三〇八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二三〇九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二三一〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三一一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二三一二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二三一三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三一四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二三一五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二三一六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二三一七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三一八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二三一九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二三二〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三二一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二三二二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二三二三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三二四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二三二五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二三二六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二三二七号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三二八号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二三二九号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二三三〇号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三三一号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二三三二号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二三三三号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三三四号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二三三五号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二三三六号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二三三七号　鳥取県高麗村の地域給に関する請願
第二三三八号　鳥取県大岩村の地域給に関する請願
第二三三九号　鳥取県田後村の地域給に関する請願
第二三四〇号　鳥取県成実村の地域給に関する請願
第二三四一号　鳥取県所子村の地域給に関する請願
第二三四二号　鳥取県吉岡村の地域給に関する請願
第二三四三号　鳥取県日野村の地域給に関する請願
第二三四四号　鳥取県和田村の地域給に関する請願
第二三四五号　鳥取県崎津村の地域給に関する請願
第二三四六号　鳥取県厳村の地域給に関する請願
第二三四七号　鳥取県法勝寺村の地域給に関する請願
第二三四八号　鳥取県春日村の地域給に関する請願
第二三四九号　鳥取県上山町の地域給に関する請願
第二三五〇号　鳥取県浦富町の地域給に関する請願
第二三五一号　鳥取県南郷村の地域給に関する請願
第二三五二号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三五三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二三五四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二三五五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三五六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二三五七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二三五八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二三五九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三六〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二三六一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二三六二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三六三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二三六四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二三六五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三六六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二三六七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二三六八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二三六九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三七〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二三七一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二三七二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三七三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二三七四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二三七五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三七六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二三七七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二三七八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二三七九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三八〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二三八一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二三八二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三八三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二三八四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二三八五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三八六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二三八七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二三八八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二三八九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三九〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二三九一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二三九二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二三九三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二三九四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二三九五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二三九六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二三九七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二三九八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二三九九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四〇〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四〇一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四〇二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四〇三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四〇四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四〇五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四〇六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四〇七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四〇八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四〇九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四一〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四一一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四一二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四一三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四一四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四一五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四一六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四一七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四一八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四一九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四二〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四二一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四二二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四二三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四二四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四二五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四二六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四二七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四二八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四二九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四三〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四三一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四三二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四三三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四三四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四三五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四三六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四三七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四三八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四三九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四四〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四四一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四四二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四四三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四四四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四四五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四四六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四四七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四四八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四四九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四五〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四五一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四五二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四五三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四五四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四五五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四五六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四五七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四五八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四五九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四六〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四六一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四六二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四六三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四六四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四六五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四六六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四六七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四六八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四六九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四七〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四七一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四七二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四七三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四七四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四七五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四七六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四七七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四七八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四七九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四八〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四八一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四八二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四八三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四八四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四八五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四八六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四八七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四八八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四八九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四九〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二四九一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二四九二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二四九三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二四九四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二四九五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二四九六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二四九七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二四九八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二四九九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五〇〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五〇一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五〇二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五〇三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五〇四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五〇五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五〇六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五〇七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五〇八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五〇九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五一〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五一一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五一二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五一三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五一四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五一五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五一六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五一七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五一八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五一九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五二〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五二一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五二二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五二三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五二四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五二五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五二六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五二七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五二八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五二九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五三〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五三一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五三二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五三三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五三四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五三五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五三六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五三七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五三八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五三九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五四〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五四一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五四二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五四三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五四四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五四五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五四六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五四七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五四八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五四九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五五〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五五一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五五二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五五三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五五四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五五五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五五六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五五七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五五八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五五九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五六〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五六一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五六二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五六三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五六四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五六五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五六六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五六七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五六八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五六九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五七〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五七一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五七二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五七三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五七四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五七五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五七六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五七七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五七八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五七九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五八〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五八一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五八二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五八三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五八四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五八五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五八六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五八七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五八八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五八九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五九〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二五九一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二五九二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二五九三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五九四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二五九五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二五九六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二五九七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二五九八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二五九九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六〇〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六〇一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六〇二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六〇三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六〇四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六〇五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六〇六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六〇七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六〇八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六〇九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六一〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六一一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六一二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六一三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六一四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六一五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六一六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六一七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六一八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六一九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六二〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六二一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六二二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六二三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六二四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六二五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六二六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六二七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六二八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六二九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六三〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六三一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六三二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六三三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六三四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六三五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六三六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六三七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六三八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六三九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六四〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六四一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六四二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六四三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六四四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六四五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六四六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六四七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六四八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六四九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六五〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六五一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六五二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六五三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六五四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六五五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六五六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六五七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六五八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六五九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六六〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六六一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六六二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六六三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六六四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六六五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六六六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六六七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六六八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六六九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六七〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六七一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六七二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六七三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六七四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六七五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六七六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六七七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六七八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六七九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六八〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六八一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六八二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六八三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六八四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六八五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六八六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六八七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六八八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六八九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六九〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二六九一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二六九二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二六九三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二六九四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二六九五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二六九六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二六九七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二六九八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二六九九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七〇〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二七〇一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二七〇二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七〇三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二七〇四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二七〇五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二七〇六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二七〇七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二七〇八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二七〇九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七一〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二七一一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二七一二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七一三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二七一四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二七一五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二七一六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二七一七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二七一八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二七一九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七二〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二七二一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二七二二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七二三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二七二四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二七二五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二七二六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二七二七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二七二八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二七二九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七三〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二七三一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二七三二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七三三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二七三四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二七三五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二七三六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二七三七号　鹿児島県吉松町の地域給に関する請願
第二七三八号　鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二七三九号　山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七四〇号　山形県東沢村の地域給に関する請願
第二七四一号　栃木県城山村の地域給に関する請願
第二七四二号　兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二七四三号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二七四四号　岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二七四五号　岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二七四六号　広島県美の郷村の地域給に関する請願
第二七四七号　鹿児島県吉松町の地域給に

第二三三五号　宮城県七北田村の地域給に関する請願
第二三三六号　新潟県河崎村の地域給に関する請願
第二三三七号　山口県内日村の地域給に関する請願
第二三三八号　山梨県島田村の地域給に関する請願
第二三四六号　埼玉県金杉村の地域給に関する請願
第二三四七号　埼玉県手子林村の地域給に関する請願
第二三四八号　埼玉県川辺村の地域給に関する請願
第二三四九号　埼玉県南桜井村の地域給に関する請願
第二三五〇号　東京都由木村外十箇村の地域給に関する請願
第二三五一号　岐阜県上宝村の地域給に関する請願
第二三五二号　静岡県二俣町の地域給に関する請願
第二三五三号　愛知県大和町の地域給に関する請願
第二三五四号　岡山県吉岡村の地域給に関する請願
第二三五五号　広島県松永町の地域給に関する請願
第二三五六号　鹿児島県西長島村の地域給に関する請願
第二三五七号　石川県高浜町の地域給に関する請願
第二三六〇号　東京都町田町の地域給に関する請願
第二三六三号　千葉県本納町の地域給に関する請願
第二三六四号　埼玉県井泉村の地域給に関する請願
第二三六五号　愛知県形原、西浦両町の地域給に関する請願
第二三六六号　滋賀県能登川町の地域給に関する請願
第二三六七号　岡山県万富町の地域給に関する請願
第二三七二号　埼玉県共和村の地域給に関する請願
第二三七四号　和歌山県比井崎村の地域給に関する請願
第二三七五号　栃木県吾妻村の地域給に関する請願
第二三七六号　岡山県美甘村の地域給に関する請願
第二三七七号　岡山県美和村の地域給に関する請願
第二三七八号　岡山県木山村の地域給に関する請願
第二三七九号　岡山県川東村の地域給に関する請願
第二三八〇号　岡山県河内村の地域給に関する請願
第二三八一号　岡山県月田村の地域給に関する請願
第二三八二号　岡山県津田村の地域給に関する請願
第二三八三号　岡山県川上村の地域給に関する請願
第二三八四号　岡山県二川村の地域給に関する請願
第二三八五号　岡山県八束村の地域給に関する請願
第二三八六号　岡山県美川村の地域給に関する請願
第二三八七号　岡山県富原村の地域給に関する請願
第二三八八号　静岡県焼津市の地域給に関する請願
第二三八九号　三重県浜島町の地域給に関する請願
第二三九〇号　石川県穴水町の地域給に関する請願
第二四〇一号　群馬県下仁田町の地域給に関する請願
第二四〇二号　岐阜県八百津町の地域給に関する請願
第二四〇三号　滋賀県玉緒村の地域給に関する請願
第二四一三号　茨城県大穂町の地域給に関する請願
第二四一四号　茨城県那珂湊町の地域給に関する請願
第二四一五号　大阪府北松尾村の地域給に関する請願
第二四一六号　大阪府南池田村の地域給に関する請願
第二四一七号　大阪府北池田村の地域給に関する請願
第二四一八号　石川県七尾市の地域給に関する請願
第二四一九号　大分県神崎村の地域給に関する請願
第二四二〇号　熊本県松橋町等の地域給に関する請願
第二四二一号　鹿児島県高江村の地域給に関する請願
第二四二三号　千葉県勝山町の地域給に関する請願
第二四二四号　愛知県武豊町の地域給に関する請願
第二四二五号　三重県桃園村外四箇村の地域給に関する請願
第二四二六号　兵庫県仮屋町の地域給に関する請願
第二四二七号　福岡県吉武村の地域給に関する請願
第二四二八号　千葉県布佐町の地域給に関する請願
第二四二九号　広島県大竹町の地域給に関する請願
第二四三三号　奈良県大正村の地域給に関する請願
第二四三四号　栃木県北郷村の地域給に関する請願
第二四四〇号　兵庫県三椒村の地域給に関する請願
第二四四一号　千葉県片貝町の地域給に関する請願
第二四四二号、第二八六八号　広島県平良村外三箇村の地域給に関する請願
第二四五九号　福島県柳津町の地域給に関する請願
第二四六〇号　埼玉県川口市の地域給に関する請願
第二四六一号　長野県朝陽村の地域給に関する請願
第二四六七号　千葉市の地域給に関する請願
第二四六八号　千葉県旭町の地域給に関する請願
第二四六九号　千葉県土村の地域給に関する請願
第二四七〇号　愛知県阿久比町の地域給に関する請願
第二四七一号　富山県石動町の地域給に関する請願
第二四七二号　石川県粟生、吉田両村の地域給に関する請願
第二四七三号　鹿児島県指宿町の地域給に関する請願
第二四七四号　岐阜県中津川市の寒冷地手当に関する請願
第二四八二号　群馬県綿打村の地域給に関する請願
第二四八三号　群馬県生品村の地域給に関する請願
第二四八四号　栃木県赤見町の地域給に関する請願
第二四八五号　岐阜県関市の地域給に関する請願
第二四八六号　山梨県敷島町外五箇村の地域給に関する請願
第二四八七号　京都市の寒冷地手当に関する請願
第二四八八号　山形県谷地町の地域給に関する請願
第二四八九号　山形県北谷地村の地域給に関する請願
第二四九〇号　青森県大三沢町の地域給に関する請願
第二四九一号　島根県出雲市の地域給に関する請願
第二四九二号　山形県大沢村の地域給に関する請願
第二四九四箇町村の地域給に関する請願
第二四九六号　長野県平穏村の地域給に関する請願
第二四九七号　兵庫県佐野町の地域給に関する請願
第二四九八号　千葉県富津町の地域給に関する請願
第二四九九号　茨城県大村の地域給に関する請願
第二五〇〇号　兵庫県鴨川村の寒冷地手当に関する請願
第二五〇一号　岐阜県坂上村の地域給に関する請願
第二五一六号　群馬県木崎町の地域給に関する請願
第二五一七号　広島県木江町の地域給に関する請願
第二五三五号　岡山県真備町の地域給に関する請願
第二五三六号　福島県常葉町の地域給に関する請願
第二五三七号　福島県船引町の地域給に関する請願
第二五三八号　福井県東十郷村の地域給に関する請願
第二五三九号　福井県九頭竜公園地帯の地域給に関する請願
第二五四一号　大分県蒲江町の地域給に関する請願
第二五五二号　福島県広野町の地域給に関する請願
第二五五三号　高知県大方町の地域給に関する請願
第二五五九号　群馬県前橋市の地域給に関する請願
第二五六〇号　長崎県瀬戸町の地域給に関する請願
第二五七〇号　栃木県筑波村の地域給に関する請願
第二五七一号　栃木県那須村黒田原地区の地域給に関する請願
第二五八八号　愛知県半田市の地域給に関する請願
第二五八九号　愛知県高岡村の地域給に関する請願
第二五九〇号　愛知県明治村の地域給に関する請願
第二五九一号　奈良県畝傍町の地域給に関する請願
第二五九二号　京都府由良村の地域給に関する請願
第二五九三号　京都府岡田上村の地域給に関する請願

第二五九四号　京都府岡田中村の地域給に関する請願
第二五九五号　京都府岡田下村の地域給に関する請願
第二五九六号　京都府神崎村の地域給に関する請願
第二五九七号　岡山県赤坂町の地域給に関する請願
第二五九八号　愛媛県奥南村の地域給に関する請願
第二五九九号　大分県宇佐町の地域給に関する請願
第二六〇〇号　大分県南津留郵便局の地域給に関する請願
第二六〇一号　茨城県瓜連町の地域給に関する請願
第二六〇二号　埼玉県鳩ヶ谷町の地域給に関する請願
第二六〇三号　愛知県佐久島村の地域給に関する請願
第二六〇四号　兵庫県浅野村の地域給に関する請願
第二六〇五号　広島県因島市の地域給に関する請願
第二六〇六号　広島県音戸町の地域給に関する請願
第二六〇七号　広島県南生口村の地域給に関する請願
第二六〇八号　福井県加戸村の地域給に関する請願
第二六〇九号　福井県細呂木村の地域給に関する請願
第二六一〇号　福井県高椋村の地域給に関する請願
第二六一一号　福井県粟野村の地域給に関する請願
第二六一二号　福井県東郷村の地域給に関する請願
第二六一三号　福井県中郷村の地域給に関する請願
第二六一四号　福井県鳥羽村の地域給に関する請願
第二六一五号　福井県伊井村の地域給に関する請願
第二六一六号　福井県熊川村の地域給に関する請願
第二六一七号　福井県三宅村の地域給に関する請願
第二六一八号　福井県瓜生村の地域給に関する請願
第二六一九号　福井県乾側村の地域給等に関する請願
第二六二〇号　福井県遥羽村の地域給に関する請願
第二六二一号　福井県和田村の地域給に関する請願
第二六二二号　福井県河野村の地域給に関する請願
第二六二三号　福井県北日野村の地域給に関する請願
第二六二四号　福井県今庄村の地域給に関する請願
第二六二五号　福井県加斗村の地域給に関する請願
第二六二六号　福井県岡本村の地域給に関する請願
第二六二七号　福井県北新庄村の地域給に関する請願
第二六二八号　福井県城崎村の地域給に関する請願
第二六二九号　福井県宮崎村の地域給に関する請願
第二六三〇号　福井県小山村の地域給に関する請願
第二六三一号　福井県下志比、志比谷両村の地域給に関する請願
第二六三二号　福井県新保村の地域給に関する請願
第二六三三号　福井県村岡村の地域給に関する請願
第二六三四号　福井県丸岡町の地域給に関する請願
第二六三五号　福井県の地域給に関する請願
第二六三六号　福井県中六人部の地域給に関する請願
第二六三七号　京都府竹野村の地域給に関する請願
第二六三八号　京都府下宇川村の地域給に関する請願
第二六三九号　京都府上六人部村の地域給に関する請願
第二六四〇号　京都府豊栄村の地域給に関する請願
第二六四一号　京都府雲原村の地域給に関する請願
第二六四二号　京都府上宇川村の地域給に関する請願
第二六四三号　京都府野間村の地域給に関する請願
第二六四四号　京都府佐濃村の地域給に関する請願
第二六四五号　京都府間人町の地域給に関する請願
第二六四六号　京都府上川口村の地域給に関する請願
第二六四七号　京都府川上村の地域給に関する請願
第二六四八号　京都府弥栄村の地域給に関する請願
第二六四九号　京都府神野村の地域給に関する請願
第二六五〇号　京都府湊村の地域給に関する請願
第二六五一号　京都府川合村の地域給に関する請願
第二六五二号　京都府田村の地域給に関する請願
第二六五三号　京都府下六人部村の地域給に関する請願
第二六五四号　京都府金山村の地域給に関する請願
第二六五五号　京都府久美浜町の地域給に関する請願
第二六五六号　京都府上夜久野村外二箇村の地域給に関する請願
第二六五七号　京都府細見村の地域給に関する請願
第二六五八号　京都府金谷村の地域給に関する請願
第二六五九号　京都府佐賀村の地域給に関する請願
第二六六〇号　京都府海部村の地域給に関する請願
第二六六一号　京都府秋月町の地域給に関する請願
第二六六二号　福岡県上秋月村の地域給に関する請願
第二六六三号　福岡県馬田村外二箇村の地域給に関する請願
第二六六四号　福岡県高木村の地域給に関する請願
第二六六五号　福岡県小石原村の地域給に関する請願
第二六六六号　福岡県立石村の地域給に関する請願
第二六六七号　福岡県宝珠山村の地域給に関する請願
第二六六八号　福岡県宝珠山村の地域給に関する請願
第二六六九号　山口県宇部、小野田両市の地域給に関する請願
第二六七〇号　滋賀県市辺村の地域給に関する請願
第二六七一号　兵庫県有年村の地域給に関する請願
第二六七二号　静岡県北狩野村の地域給に関する請願
第二六七三号　茨城県結城町の地域給に関する請願
第二六七四号　高知県須崎町の地域給に関する請願
第二六七五号　兵庫県竜野市外八箇町村の地域給に関する請願
第二六七六号　千葉県東金町の地域給に関する請願
第二六七九号　三重県南海村の地域給に関する請願
第二六八〇号　三重県香良洲町の地域給に関する請願
第二六八〇七号　千葉県八日市場町の地域給に関する請願
第二六八〇八号　岐阜県神岡町の地域給に関する請願
第二六八〇九号　岐阜県神戸町の地域給に関する請願
第二六八二二号　千葉県船橋市の地域給に関する請願
第二六八三三号　神奈川県箱根地区の地域給に関する請願
第二六八三四号　岡山県御津町の地域給に関する請願
第二六八三五号　長崎県時津町、長与村の地域給に関する請願
第二六八三六号　鹿児島県大川内村の地域給に関する請願
第二六七二号　大阪府玉川町の地域給に関する請願
第二六七三号　福井県上中地区の地域給に関する請願
第二六七四号　公務員の石炭手当等に関する請願
第二六七九号　新潟県の地域給に関する請願
第二六八〇号　鹿児島県高江村外八箇村の地域給に関する請願
第二六八一号　北海道上士幌村の地域給に関する請願
第二六九〇号　滋賀県水口町の地域給に関する請願
第二六九一号　和歌山県高野町の地域給に関する請願
第二六九二号　和歌山県高野町の寒冷地手当に関する請願
第二六九六号　奈良県天川村の地域給に関する請願
第二六九七号　宮城県七ケ宿村の地域給に関する請願
第二六九八号　茨城県多賀町の地域給に関する請願
第二六九九号　千葉県姉崎町の地域給に関する請願
第二七〇〇号　埼玉県須加村の地域給に関する請願
第二七〇一号　埼玉県樋遣川村の地域給に関する請願
第二七〇二号　京都府物部村の地域給に関する請願
第二七〇三号　京都府中上林村の地域給に関する請願
第二七三一号　京都府豊里町の地域給に関する請願
第二七三二号　京都府志賀郷村の地域給に関する請願
第二七三三号　京都府網野町の地域給に関する請願
第二七三四号　京都府三岳村の地域給に関する請願
第二七三五号　京都府竝原村の地域給に関する請願
第二七三六号　京都府中六人部村の地域給に関する請願
第二七三七号　京都府竹野村の地域給に関する請願
第二七三八号　京都府下宇川村の地域給に関する請願
第二七三九号　京都府上六人部村の地域給に関する請願
第二七四〇号　京都府豊栄村の地域給に関する請願
第二七四一号　京都府雲原村の地域給に関する請願
第二七四二号　京都府上宇川村の地域給に関する請願
第二七四三号　京都府野間村の地域給に関する請願
第二七四四号　京都府佐濃村の地域給に関する請願
第二七四五号　京都府間人町の地域給に関する請願
第二七四六号　京都府上川口村の地域給に関する請願
第二七四七号　京都府川上村の地域給に関する請願
第二七四八号　京都府弥栄村の地域給に関する請願
第二七四九号　京都府神野村の地域給に関する請願
第二七五〇号　京都府湊村の地域給に関する請願
第二七五一号　京都府川合村の地域給に関する請願
第二七五二号　京都府田村の地域給に関する請願
第二七五三号　京都府下六人部村の地域給に関する請願
第二七五四号　京都府金山村の地域給に関する請願
第二七五五号　京都府久美浜町の地域給に関する請願
第二七五六号　京都府上夜久野村外二箇村の地域給に関する請願
第二七五七号　京都府細見村の地域給に関する請願
第二七五八号　京都府金谷村の地域給に関する請願
第二七五九号　京都府佐賀村の地域給に関する請願
第二七六〇号　京都府海部村の地域給に関する請願
第二七六二号　福岡県秋月町の地域給に関する請願

第二八三七号　京都府宮津町の地域給に関する請願
第二八三八号　京都府岩滝町の地域給に関する請願
第二八三九号　京都府加悦町、三河内村の地域給に関する請願
第二八四〇号　京都府筒川村の地域給に関する請願
第二八四一号　京都府奥上林村の地域給に関する請願
第二八四二号　京都府山田村の地域給に関する請願
第二八四三号　京都府府中村の地域給に関する請願
第二八四四号　京都府曾我部村の地域給に関する請願
第二八四五号　京都府栗田村の地域給に関する請願
第二八四六号　京都府日ケ谷村の地域給に関する請願
第二八四七号　京都府世屋村の地域給に関する請願
第二八四八号　京都府与謝村の地域給に関する請願
第二八四九号　京都府朝妻村の地域給に関する請願
第二八五〇号　京都府日置村の地域給に関する請願
第二八五一号　京都府本庄村の地域給に関する請願
第二八五二号　京都府吉津村の地域給に関する請願
第二八五三号　京都府市場村の地域給に関する請願
第二八五四号　京都府石川村の地域給に関する請願
第二八五五号　京都府桑飼村の地域給に関する請願
第二八六九号　奈良県真菅村の地域給に関する請願
第二八七〇号　奈良県田原村の地域給に関する請願
第二八七一号　奈良県室生村の地域給に関する請願
第二八七二号　奈良県四郷村の地域給に関する請願
第二八七三号　奈良県高取町の地域給に関する請願
第二八七四号　奈良県箸尾町の地域給に関する請願
第二八七六号　京都府八木町の地域給に関する請願
第二八七七号　京都府須知町の地域給に関する請願
第二八七八号　京都府園部町の地域給に関する請願
第二八七九号　京都府宮前村の地域給に関する請願
第二八八〇号　京都府旭村の地域給に関する請願
第二八八一号　京都府馬路村の地域給に関する請願
第二八八二号　京都府東別院村の地域給に関する請願
第二八八三号　京都府本梅村の地域給に関する請願
第二八八四号　京都府西本梅村の地域給に関する請願
第二八八五号　京都府薭田野村の地域給に関する請願
第二八八六号　京都府河原林村の地域給に関する請願
第二八八七号　京都府保津村の地域給に関する請願
第二八八八号　京都府千代川村の地域給に関する請願
第二八八九号　京都府大井村の地域給に関する請願
第二八九〇号　京都府東本梅村の地域給に関する請願
第二八九一号　京都府高原村の地域給に関する請願
第二八九二号　京都府摩気村の地域給に関する請願
第二八九三号　京都府瑞穂村の地域給に関する請願
第二八九四号　京都府上和知村の地域給に関する請願
第二八九五号　北海道猿払村の地域給に関する請願
第二八九六号　京都府下和知村の地域給に関する請願
第二八九七号　京都府胡麻郷村の地域給に関する請願
第二八九八号　京都府世木村の地域給に関する請願
第二八九九号　京都府五ケ荘村の地域給に関する請願
第二九〇〇号　京都府千歳村の地域給に関する請願
第二九〇一号　京都府畑野村の地域給に関する請願
第二九〇二号　京都府樫田村の地域給に関する請願
第二九〇三号　京都府西別院村の地域給に関する請願
第二九〇四号　京都府篠村の地域給に関する請願
第二九〇五号　京都府吉川村の地域給に関する請願
第二九〇六号　京都府舞鶴市の地域給に関する請願
第二九〇七号　宮崎県八代村の地域給に関する請願
第二九〇八号　鹿児島県串木野市の地域給に関する請願
第二九〇九号　鹿児島県加世田町の地域給に関する請願
第二九一〇号　鹿児島県鹿島村の地域給に関する請願
第二九一一号　鹿児島県帖佐町の地域給に関する請願
第二九一二号　鹿児島県笠沙町の地域給に関する請願
第二九一三号　鹿児島県横川町の地域給に関する請願
第二九一四号　鹿児島県西太良村の地域給に関する請願
第二九一五号　宮城県根白石村の地域給に関する請願
第二九一六号　宮城県村田町、富岡村の寒冷地手当に関する請願
第二九三七号　北海道稚内市の地域給に関する請願
第二九三八号　北海道静内町の地域給に関する請願
第二九三九号　宮城県雄勝町の地域給に関する請願
第二九四〇号　福島県飯坂、湯野両町の地域給に関する請願
第二九四一号　茨城県関本町の地域給に関する請願
第二九四二号　茨城県筑波町の地域給に関する請願
第二九四三号　千葉県白潟町の地域給に関する請願
第二九四四号　岐阜県久々野村の地域給に関する請願
第二九四五号　鹿児島県蒲生町の地域給に関する請願
第二九四六号　北海道美唄市の地域給に関する請願
第二九四七号　北海道岩見沢市の地域給に関する請願
第二九四八号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
第二九四九号　埼玉県長若村の地域給に関する請願
第二九五〇号　愛知県神戸村の地域給に関する請願
第二九五一号　愛知県野田村の地域給に関する請願
第二九五二号　愛知県杉山村の地域給に関する請願
第二九五三号　奈良県宇賀志村の地域給に関する請願
第二九五四号　奈良県御杖村の地域給に関する請願
第二九五五号　奈良県天満村の地域給に関する請願
第二九五六号　奈良県葛村の地域給に関する請願
第二九五七号　奈良県忍海村の地域給に関する請願
第二九五八号　奈良県高市村の地域給に関する請願
第二九五九号　奈良県葛城村の地域給に関する請願
第二九六〇号　奈良県阪合村の地域給に関する請願
第二九六一号　奈良県伊那佐村の地域給に関する請願
第二九六二号　奈良県檪原町の地域給に関する請願
第二九六三号　三重県宿田曾村の地域給に関する請願
第二九六四号　官庁技術系統職員の取扱に関する請願
第二九八四号　北海道札幌村の地域給に関する請願
第二九八五号　栃木県足利市の地域給に関する請願
第二九八六号　兵庫県曾根町外三箇町村の地域給に関する請願
第二九八七号　愛媛県岡田村の地域給に関する請願
第二九八八号　大分県国東町の地域給に関する請願
第二九八九号　大分県伊美町の地域給に関する請願
第二九九〇号　大分県武蔵町の地域給に関する請願
第二九九一号　大分県富来町の地域給に関する請願
第二九九二号　山形県の地域給に関する請願
第二九九三号　京都府都々城村の地域給に関する請願
第二九九四号　京都府田原村の地域給に関する請願
第二九九五号　京都府有智郷村の地域給に関する請願
第二九九六号　京都府八幡町の地域給に関する請願
第二九九七号　京都府井手町の地域給に関する請願
第二九九八号　京都府田辺町の地域給に関する請願
第二九九九号　京都府多賀村の地域給に関する請願
第三〇〇〇号　京都府宇治田原村の地域給に関する請願
第三〇〇一号　愛知県老津村の地域給に関する請願
第三〇〇二号　北海道旭川市の地域給に関する請願
第三〇〇三号　北海道船泊村の地域給に関する請願
第三〇〇四号　北海道磯谷村の地域給に関する請願
第三〇〇六号　北海道中頓別町の地域給に関する請願
第三〇〇七号　北海道宗谷村の地域給に関する請願
第三〇〇八号　鹿児島県新城村の地域給に関する請願
第三〇〇九号　鹿児島県大根占町の地域給に関する請願
第三〇三〇号　石川県川北村の地域給に関する請願

第三〇三一号　青森県百石町の地域給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

人事委員会請願特別報告第二号

愛知県稲武町の地域給に関する請願

第一五六三号　愛知県北設楽郡稲武町長　大石文一外十三名提出

愛知県御油町の地域給に関する請願

第一五六四号　愛知県宝飯郡御油町長　石黒伝一外五名提出

愛知県大塚村の地域給に関する請願

第一五六五号　愛知県宝飯郡大塚村長　大須賀隼次外四名提出

北海道古平町の地域給に関する請願

第一五六六号　北海道古平郡古平町長　伊藤由松外三名提出

北海道焼尻村の地域給に関する請願

第一五六七号　北海道苫前郡焼尻村中学校内　野呂稲城外四名提出

北海道常呂町の地域給に関する請願

第一五六八号　北海道常呂郡常呂町　政井三郎外二名提出

北海道渚滑村の地域給に関する請願

第一五六九号　北海道紋別郡渚滑村　工藤栄外七名提出

北海道苫前町の地域給に関する請願

第一五七〇号　北海道苫前郡苫前町長　斎藤孝治郎外十四名提出

北海道士別町の地域給に関する請願

第一五七一号　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎外四名提出

北海道別海村の地域給に関する請願

第一五七二号　北海道野付郡別海村長　中尾彰良外六名提出

北海道狩太町の地域給に関する請願

第一五七三号　北海道虻田郡狩太町狩太町地区全官公議長　木村慶太郎外三名提出

北海道鵡居村の地域給に関する請願

第一五七四号　北海道阿寒郡鵡居村長　山崎伊作外八名提出

北海道若佐村の地域給に関する請願

第一五七五号　北海道常呂郡若佐村長　桐山修外八名提出

北海道安平村の地域給に関する請願

第一五七六号　北海道勇払郡安平村字早来　畠弘二外十九名提出

北海道千歳町の地域給に関する請願

第一五七七号　北海道千歳郡千歳町清水町　山崎友吉外三名提出

北海道入舸村の地域給に関する請願

第一五七八号　北海道積丹郡入舸村長　山路泰次郎外十五名提出

北海道上湧別村の地域給に関する請願

第一五七九号　北海道紋別郡上湧別村長　今野和七外四名提出

北海道上渚滑村の地域給に関する請願

第一五八〇号　北海道紋別郡上渚滑村長　林重晴外三名提出

北海道佐呂間村の地域給に関する請願

第一五八一号　北海道常呂郡佐呂間村長　栄時治外二名提出

北海道興部町の地域給に関する請願

第一五八二号　北海道紋別郡興部町長　桑辺長太郎外二名提出

北海道帯広市の地域給に関する請願

第一五八三号　北海道帯広市長　佐藤亀太郎外一名提出

北海道沼村の地域給に関する請願

第一五八四号　北海道檜山郡沼村大字沼村　斎藤忠雄外二名提出

北海道北竜町の地域給に関する請願

第一五八五号　北海道雨竜郡北竜村長　山本幸司外十九名提出

北海道福島町の地域給に関する請願

第一五八六号　北海道松前郡福島町小学校内　工藤由太郎外二十一名提出

北海道幌延村の地域給に関する請願

第一五八七号　北海道天塩郡幌延村長　赤松満太郎外三名提出

北海道奥尻村の地域給に関する請願

第一五八八号　北海道奥尻郡奥尻村　吉田由太郎外四名提出

北海道初山別村の地域給に関する請願

第一五八九号　北海道苫前郡初山別村初山別中学校内　藤原勇外十三名提出

北海道伊達町の地域給に関する請願

第一五九〇号　北海道有珠郡伊達町全官公庁労働組合協議会内　横田博外十六名提出

北海道朝日村の地域給に関する請願

第一五九一号　北海道上川郡朝日村長　織戸三松外三名提出

北海道知内村の地域給に関する請願

第一五九二号　北海道上磯郡知内村　中沢喜八郎外二十名提出

北海道南尻別村の地域給に関する請願

第一五九三号　北海道磯谷郡南尻別村長　小林栄三郎外二名提出

北海道天売村の地域給に関する請願

第一五九四号　北海道苫前郡天売村字宮磯　菊池竹雄外九名提出

北海道留辺蘂町の地域給に関する請願

第一五九五号　北海道常呂郡留辺蘂町長　佐野準一郎提出

北海道白滝村の地域給に関する請願

第一五九六号　北海道紋別郡白滝村白滝地区全官公庁協議会内　徳江保外三名提出

北海道置戸村の地域給に関する請願

第一五九七号　北海道河東郡置戸村長　石塚長蔵外二名提出

北海道根室町の地域給に関する請願

第一五九八号　北海道根室郡根室町字平内町四ノ五　三浦隆治外十八名提出

北海道神居村の地域給に関する請願

第一五九九号　北海道上川郡神居村長　下田基外三名提出

北海道三石町の地域給に関する請願

第一六〇〇号　北海道三石郡三石町長　広田時治外三名提出

北海道小清水村の地域給に関する請願

第一六〇一号　北海道斜里郡小清水村長　藤原教外二名提出

北海道深川町の地域給に関する請願

第一六〇二号　北海道雨竜郡深川町長　香川兼吉外三十四名提出

北海道荻伏村の地域給に関する請願

第一六〇三号　北海道浦河郡荻伏村議会議長　古森治作外一名提出

北海道滝川町の地域給に関する請願

第一六〇四号　北海道空知郡滝川町長　神部俊郎外二名提出

北海道幌向村の地域給に関する請願

第一六〇五号　北海道空知郡幌向村南一四線西五　石雲喜太郎外六名提出

北海道音江村の地域給に関する請願

第一六〇六号　北海道空知郡音江村長　藤谷軍一外十六名提出

北海道新篠津村の地域給に関する請願

第一六〇七号　北海道石狩郡新篠津村長　野村忠三郎外三名提出

第二一六七号　北海道石狩郡新篠津村長　野村忠三郎外三名提出

北海道歌志内町の地域給に関する請願

第一六〇八号　北海道空知郡歌志内町本町　佐藤利明外三名提出

北海道塩谷村の地域給に関する請願

第一六〇九号　北海道忍路郡塩谷村長　金沢啓次外十二名提出

北海道虻田町の地域給に関する請願

第一六一〇号　北海道虻田郡虻田町長　黒木竹一外十五名提出

北海道忠類村の地域給に関する請願

第一六一一号　北海道広尾郡忠類村忠類郵便局内　大橋武男外四名提出

北海道江別町の地域給に関する請願

第一六一二号　北海道札幌郡江別町長　古田島藤平外二十四名提出
北海道様似町の地域給に関する請願
第一六一三号　北海道様似郡様似町長　留目四郎外二名提出
北海道東旭川村の地域給に関する請願
第一六一四号　北海道上川郡東旭川村長　寒川孝三外五名提出
北海道永山村の地域給に関する請願
第一六一五号　北海道上川郡永山村長　斎藤亨外十二名提出
新潟県下船渡村の地域給に関する請願
第一六一六号　新潟県中魚沼郡下船渡村長　中沢貞司提出
新潟県松代村の地域給に関する請願
第一六一七号　新潟県東頸城郡松代村長　柳宗一郎外十五名提出
新潟県有田村の地域給に関する請願
第一六一八号　新潟県中頸城郡有田村長　滝沢善勝外七名提出
新潟県大和川村の地域給に関する請願
第一六一九号　新潟県西頸城郡大和川村長　岩崎栄二外七名提出
新潟県直江津町の地域給に関する請願
第一六二〇号　新潟県中頸城郡直江津町長　川澄農治外三十三名提出
新潟県大島村の地域給に関する請願
第一六二一号　新潟県東頸城郡大島村長　石塚庄治外十五名提出
静岡県地頭方村の地域給に関する請願
第一六二二号　静岡県榛原郡地頭方村長　増田英太郎外九名提出
静岡県川崎町の地域給に関する請願
第一六二三号　静岡県榛原郡川崎町長　浜崎庄吉外十八名提出
宮城県涌谷町の地域給に関する請願
第一六二四号　宮城県遠田郡涌谷町役場内　斎藤望外二名提出
栃木県氏家町の地域給に関する請願
第一六二五号　栃木県塩谷郡氏家町長　矢沢高佳外十六名提出
群馬県中之条、原両町の地域給に関する請願
第一六二六号　群馬県吾妻郡中之条町中之条税務署内　池原謙三外三十九名提出
長野県柏原村の地域給に関する請願
第一六二七号　長野県上水内郡柏原村長　若月正雄外八名提出
山梨県豊村の地域給に関する請願
第一六二八号　山梨県中巨摩郡豊村長　五味大八外七名提出
鳥取県赤碕町の地域給に関する請願
第一六二九号　鳥取県東伯郡赤碕町長　三好久義外十四名提出
岡山県吉永町の地域給に関する請願
第一六三〇号　岡山県和気郡吉永町地域給対策協議会内　山田健治外六十七名提出
岡山県久世町の地域給に関する請願
第一六三一号　岡山県真庭郡久世町長　菱川忠義提出
岡山県成羽町の地域給に関する請願
第一六三二号　岡山県川上郡成羽町大字下原一〇〇九ノ一　平松幹章外二十六名提出
岡山県落合村の地域給に関する請願
第一六三三号　岡山県川上郡落合村地域給対策委員会内　小林六二外十三名提出
岡山県伊里町の地域給に関する請願
第一六三四号　岡山県和気郡伊里町役場内　河崎亀三郎外九名提出
和歌山県矢田村の地域給に関する請願
第一六三五号　和歌山県日高郡矢田村長　湯川政一郎外五名提出
和歌山県麻生津村の地域給に関する請願
第一六三六号　和歌山県那賀郡麻生津村長　木村保提出
和歌山県川原村の地域給に関する請願
第一六三七号　和歌山県那賀郡川原村長　木村義輝外一名提出
和歌山県池田村の地域給に関する請願
第一六三八号　和歌山県那賀郡池田村長　杉本徳一郎提出
和歌山県田中村の地域給に関する請願
第一六三九号　和歌山県那賀郡田中村長　中尾忠栄提出
和歌山県岩出町の地域給に関する請願
第一六四〇号　和歌山県那賀郡岩出町長　山崎一夫提出
愛知県高蔵寺町の地域給に関する請願
第一六四一号　愛知県東春日井郡高蔵寺町長　水野愛三提出
宮城県岩ケ崎町外三箇町村の地域給に関する請願
第一六六八号　宮城県栗原郡岩崎ケ町長　佐藤武志外五名提出
福島県本郷町の地域給に関する請願
第一六六九号　福島県大沼郡本郷町長　岸昇輔外十三名提出
千葉県湖北村の地域給に関する請願
第一六七〇号　千葉県東葛飾郡湖北村長　小池喜一外四名提出
和歌山県三栖村の地域給に関する請願
第一六七一号　和歌山県西牟婁郡三栖村長　東海良円外三名提出
滋賀県今津町の地域給に関する請願
第一六七二号　滋賀県高島郡今津町長　前川利吉提出
岡山県一宮村の地域給に関する請願
第一六七三号　岡山県苫田郡一宮村長　妹尾太郎外四名提出
岡山県高野村の地域給に関する請願
第一六七四号　岡山県苫田郡高野村長　児島剛外九名提出
岡山県高田村の地域給に関する請願
第一六七五号　岡山県苫田郡高田村長　片岡元武外五名提出
岡山県旧邑村の地域給に関する請願
第一六七六号　岡山県苫田郡旧邑村長　永杉義夫外三名提出
岡山県高倉村の地域給に関する請願
第一六七七号　岡山県苫田郡高倉村長　木多保提出
岡山県勝山町の地域給に関する請願
第一六七八号　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎提出
広島県海田市町外二箇町の地域給に関する請願
第一六七九号　広島県安芸郡海田市町長　頼沢忠雄提出
北海道小樽市の地域給に関する請願
第一六八〇号　北海道小樽市長　安達与五郎外十四名提出
北海道女満別町の地域給に関する請願
第一六八一号　北海道網走郡女満別町長　杉本氏一外四名提出
北海道遠軽町の地域給に関する請願
第一六八二号　北海道紋別郡遠軽町長　安達悦二郎提出
北海道置戸町の地域給に関する請願
第一六八三号　北海道常呂郡置戸町長　阿部重美外八名提出
北海道訓子府町の地域給に関する請願
第一六八四号　北海道常呂郡訓子府町長　谷本泰三郎提出
北海道幌別町の地域給に関する請願
第一六八五号　北海道幌別郡幌別町長　深瀬寅次外二十五名提出
北海道沓形町の地域給に関する請願
第一六八六号　北海道利尻郡沓形町沓形中学校内　三宅栄作外二名提出
北海道厚岸町の地域給に関する請願
第一六八七号　北海道厚岸郡厚岸町大字真竜町　風間左右平提出
北海道栗沢町の地域給に関する請願
第一六八八号　北海道空知郡栗沢町長　山田利忠外八名提出
北海道津別町の地域給に関する請願
第一六八九号　北海道網走郡津別町長　佐々木千太郎外三名提出
北海道長沼町の地域給に関する請願
第一六九〇号　北海道夕張郡長沼町長　阿達忍提出
北海道今金町の地域給に関する請願
第一六九一号　北海道瀬棚郡今金町長　斎藤房由外三名提出
北海道枝幸町の地域給に関する請願

第一六九二号　北海道枝幸郡枝幸町　三国英夫外六名提出
北海道美幌町の地域給に関する請願
第一六九三号　北海道網走郡美幌町長　豊田義之輔外四名提出
北海道黒松内村の地域給に関する請願
第一六九四号　北海道寿都郡黒松内村長　仁藤総吾外四十七名提出
北海道東島牧村の地域給に関する請願
第一六九五号　北海道島牧郡東島牧村長　西崎善雄外七名提出
北海道西島牧村の地域給に関する請願
第一六九六号　北海道島牧郡西島牧村長　市川健助外六名提出
北海道樽岸村の地域給に関する請願
第一六九七号　北海道寿都郡樽岸村長　中村重次郎外四名提出
北海道鵡川村の地域給に関する請願
第一六九八号　北海道勇払郡鵡川村長　門山義雄外二十九名提出
北海道豊富村の地域給に関する請願
第一六九九号　北海道天塩郡豊富村　峨家実外四名提出
北海道白老村の地域給に関する請願
第一七〇〇号　北海道白老郡白老村長　浅利義市外三十一名提出
北海道鴛泊村の地域給に関する請願
第一七〇一号　北海道利尻郡鴛泊村立鴛泊小学校内　武田豊作外四名提出
北海道歌棄村の地域給に関する請願
第一七〇二号　北海道歌棄郡歌棄村長　福田彦治外十九名提出
北海道生田原村の地域給に関する請願
第一七〇三号　北海道紋別郡生田原村生田原村中学校内　木村良之進外三名提出
北海道多度志村の地域給に関する請願
第一七〇四号　北海道雨龍郡多度志村長　水谷隆毅外二十二名提出
北海道釧路村の地域給に関する請願
第一七〇五号　北海道釧路郡釧路村　林五郎外六名提出
北海道歯舞村の地域給に関する請願
第一七〇六号　北海道花咲郡歯舞村華岬小学校内　中川原梅吉外十三名提出
北海道東川村の地域給に関する請願
第一七〇七号　北海道上川郡東川村長　藤田馨外九名提出
北海道東鷹栖村の地域給に関する請願
第一七〇八号　北海道上川郡東鷹栖村長　飛鷹仁男外五名提出
北海道鷹栖村の地域給に関する請願
第一七〇九号　北海道上川郡鷹栖村長　栗林由松外五名提出
北海道剣淵村の地域給に関する請願
第一七一〇号　北海道上川郡剣淵村長　保喜千代松外八名提出
北海道当麻村の地域給に関する請願
第一七一一号　北海道上川郡当麻村長　安達利淳外九名提出
愛知県小坂井町の地域給に関する請願
第一七三二号　愛知県宝飯郡小坂井町長　鈴木登進外二百四十二名提出
愛知県刈谷市の地域給に関する請願
第一七三三号　愛知県刈谷市長　岡本謹平外一名提出
埼玉県馬室村の地域給に関する請願
第一七三四号　埼玉県北足立郡馬室村長　中野善作外五名提出
埼玉県馬宮村の地域給に関する請願
第一七三五号　埼玉県北足立郡馬宮村長　蔵島正雄外四十七名提出
埼玉県長井村の地域給に関する請願
第一七三六号　埼玉県大里郡長井村長　大熊五郎外六十名提出
千葉県横芝町の地域給に関する請願
第一七三七号　千葉県山武郡横芝町長　井上勇外四十二名提出
千葉県白里町の地域給に関する請願
第一七三八号　千葉県山武郡白里町長　内山仲外一名提出
千葉県公津村の地域給に関する請願
第一七三九号　千葉県印旛郡公津村長　小川源之助外三名提出
静岡県大渕村外五箇村の地域給に関する請願
第一七四〇号　静岡県富士郡大淵村長　稲垣正信外十二名提出
静岡県下河津村の地域給に関する請願
第一七四一号　静岡県加茂郡下河津村長　千葉蓉山外十三名提出
和歌山県切目村の地域給に関する請願
第一七四二号　和歌山県日高郡切目村長　森川清外五名提出
和歌山県志賀村の地域給に関する請願
第一七四三号　和歌山県日高郡志賀村長　井上長次郎外二名提出
福島県須賀川町の地域給に関する請願
第一七四四号　福島県岩瀬郡須賀川町議会議長　柳沼甚四郎外二名提出
福島県松川町の地域給に関する請願
第一七四五号　福島県信夫郡松川町議会議長　阿部伊勢松外七名提出
福島県富岡町外五箇町村の地域給に関する請願
第一七四六号　福島県双葉郡双葉町長　大和田嘉績外八名提出
福岡県内野村の地域給に関する請願
第一七四七号　福岡県早良郡内野村長　峯崎嘉吉外五名提出
福岡県本郷村の地域給に関する請願
第一七四八号　福岡県三井郡本郷村長　平田糸次郎外七名提出
福岡県入部村の地域給に関する請願
第一七四九号　福岡県早良郡入部村長　土生伊八郎外五名提出
福岡県田隈村の地域給に関する請願
第一七五〇号　福岡県早良郡田隈村長　有吉新助外五名提出
福岡県脇山村の地域給に関する請願
第一七五一号　福岡県早良郡脇山村長　平野重実外三名提出
福岡県金武村の地域給に関する請願
第一七五二号　福岡県早良郡金武村長　林善雄外九名提出
鹿児島県栗野町の地域給に関する請願
第一七五三号　鹿児島県姶良郡栗野町長　四代春美外二名提出
山梨県龍王村の地域給に関する請願
第一七五四号　山梨県中巨摩郡龍王村長　斉藤敏夫外九名提出
大阪府田尻町の地域給に関する請願
第一七五五号　大阪府泉南郡田尻町長　地井脩提出
静岡県堀之内町の地域給に関する請願
第一七五六号　静岡県小笠郡堀之内町長　有海寿三郎外十名提出
茨城県岩瀬町の地域給に関する請願
第一七五九号　茨城県西茨城郡岩瀬町役場内　榎戸耕衛提出
北海道網走市の地域給に関する請願
第一七六〇号　北海道網走市長　吉田栄吉提出
北海道名寄町の地域給に関する請願
第一七六一号　北海道上川郡名寄町長　鈴木秀吉外二名提出
北海道愛別村の地域給に関する請願
第一七六二号　北海道上川郡愛別村長　森畑森太郎外三名提出
北海道常盤村の地域給に関する請願
第一七六三号　北海道中川郡常盤村長　渡辺順一外四名提出
北海道端野村の地域給に関する請願
第一七六四号　北海道常呂郡端野村長　安藤保雄外四名提出
北海道比布村の地域給に関する請願
第一七六五号　北海道上川郡比布村長　宮崎乗雄外十五名提出
北海道中川村の地域給に関する請願
第一七六六号　北海道中川郡中川村長　斉藤吉平外七名提出
北海道東山村の地域給に関する請願
第一七六七号　北海道空知郡東山村長　前田正三外五名提出
群馬県豊受村の地域給に関する請願

第一七七三号　群馬県佐波郡豊受村長　松本宗蔵外十一名提出
埼玉県大田村の地域給に関する請願
第一七七四号　埼玉県秩父郡大田村長　斉藤儀平外十名提出
愛知県鬼崎町の地域給に関する請願
第一七七五号　愛知県知多郡鬼崎町長　伊藤如実外八名提出
第一八八八号　愛知県知多郡鬼崎町立南部小学校内　浅井啓吉外八名提出
岡山県山手村の地域給に関する請願
第一七七六号　岡山県都窪郡山手村長　岡宝平外一名提出
宮崎県広瀬町の地域給に関する請願
第一七七七号　宮崎県宮崎郡広瀬町長　新頭喜一外十四名提出
北海道中札内村の地域給に関する請願
第一七七八号　北海道河西郡中札内村議会議長　前田長造外九名提出
第二〇五四号　北海道河西郡中札内村議会議長　前田長造外八名提出
福岡県若宮町外二箇村の地域給に関する請願
第一七七九号　福岡県鞍手郡若宮町長　松尾速人外十九名提出
奈良県上市町の地域給に関する請願
第一七八〇号　奈良県吉野郡上市町役場内　大西重夫提出
奈良県下市町の地域給に関する請願
第一七八一号　奈良県吉野郡下市町長　小川勝太郎外二名提出
奈良県秋野村の地域給に関する請願
第一七八二号　奈良県吉野郡秋野村長　岡田豊太郎外九名提出
奈良県丹生村の地域給に関する請願
第一七八三号　奈良県吉野郡丹生村長　吉岡信一外九名提出
奈良県黒滝村の地域給に関する請願
第一七八四号　奈良県吉野郡黒滝村長　田村亮三郎外十六名提出
鳥取県大山村の寒冷地手当に関する請願
第一七八五号　鳥取県西伯郡大山村長　美谷邦安外六名提出
岡山県日生町の地域給に関する請願
第一七八六号　岡山県和気郡日生町長　有吉敏治外七名提出
岡山県鶴山村の地域給に関する請願
第一七九〇号　岡山県邑久郡鶴山村　黒田幹一提出
岡山県三国村の地域給に関する請願
第一七九一号　岡山県和気郡三国村長　藤本均外二名提出
岡山県潟瀬村の地域給に関する請願
第一七九二号　岡山県赤磐郡潟瀬村大字大内四一四　田中工提出
愛知県朝日村の地域給に関する請願
第一七九三号　愛知県中島郡朝日村長　河町広仲提出
鳥取県の地域給に関する請願
第一七九四号　鳥取県議会議長　木島公之外六名提出
埼玉県与野町の地域給に関する請願
第一七九五号　埼玉県北足立郡与野町長　中村弥太郎提出
埼玉県小谷村外六箇村の地域給に関する請願
第一七九六号　埼玉県北足立郡小谷村長　小林新三郎外二十九名提出
栃木県久野村の地域給に関する請願
第一七九七号、栃木県足利郡久野村長　兵藤半次郎外四名提出
岡山県瀬戸町の地域給に関する請願
第一七九八号　岡山県赤磐郡瀬戸町　土井原丈夫提出
札幌市の地域給に関する請願
第一七九九号　札幌市北大通西一札幌地区全官公庁労働組合協議会内　下田善八外一名提出
北海道手稲町の地域給に関する請願
第一八〇〇号　北海道札幌郡手稲町長　蓑輪早三郎外十八名提出
北海道上川町の地域給に関する請願
第一八〇一号　北海道上川郡上川町長　伊集院兼清外八名提出
北海道栗山町の地域給に関する請願
第一八〇二号　北海道夕張郡栗山町長　藤田佐一外二名提出
北海道芽室町の地域給に関する請願
第一八〇三号　北海道河西郡芽室町北海道教職員組合芽室支部内　藤田実外四名提出
北海道音別町の地域給に関する請願
第一八〇四号　北海道白糠郡音別村　岩田高治郎外四名提出
北海道小平村の地域給に関する請願
第一八〇五号　北海道留萌郡小平村小平地区全官公労働組合協議会内　守谷浩外二十名提出
北海道占冠村の地域給に関する請願
第一八〇六号　北海道勇払郡占冠村長　吉田益雄外七名提出
北海道江丹別村の地域給に関する請願
第一八〇七号　北海道上川郡江丹別村長　久保政一外五名提出
北海道中富良野村の地域給に関する請願
第一八〇八号　北海道空知郡中富良野村長　森善治外六名提出
愛媛県南伊予村の地域給に関する請願
第一八〇九号　愛媛県伊予郡伊予村　重松峯行提出
愛媛県砥部町の地域給に関する請願
第一八一〇号　愛媛県伊予郡砥部町長　佐川義一外百三名提出
愛媛県北山崎村の地域給に関する請願
第一八一一号　愛媛県伊予郡北山崎村大字稲荷一四〇九　藤本政夫外五十四名提出
愛媛県上灘町の地域給に関する請願
第一八一二号　愛媛県伊予郡上灘町長　米岡伊太郎提出
愛媛県原町村の地域給に関する請願
第一八一三号　愛媛県伊予郡原町村大字麻生甲二四五五　矢野利夫外七十五名提出
静岡県熊切村の地域給に関する請願
第一八一四号　静岡県周智郡熊切村長　杉本恒夫外八名提出
静岡県気多村の地域給に関する請願
第一八一五号　静岡県周智郡気多村長　天野安平提出
静岡県犬居町の地域給に関する請願
第一八一六号　静岡県周智郡犬居町長　石黒仁提出
静岡県裾野町の地域給に関する請願
第一八一七号　静岡県駿東郡裾野町長　藤原重治外八名提出
静岡県小山町の地域給に関する請願
第一八一八号　静岡県駿東郡小山町長　湯山正平外十三名提出
静岡県富士岡村の地域給に関する請願
第一八一九号　静岡県駿東郡富士岡村長　土屋五雲外七名提出
静岡県須走村の地域給に関する請願
第一八二〇号　静岡県駿東郡須走村小学校内　土屋隆外五名提出
静岡県印野村の地域給に関する請願
第一八二一号　静岡県駿東郡印野村長　池谷兵吉外一名提出
静岡県原里村の地域給に関する請願
第一八二二号　静岡県駿東郡原里村長　芹沢英夫外二名提出
秋田県境町村の地域給に関する請願
第一八二三号　秋田県平鹿郡境町村長　淀川喜代治外二名提出
千葉県成東町の地域給に関する請願
第一八二四号　千葉県山武郡成東町長　小出安栄昌提出
栃木県足尾町の地域給に関する請願
第一八二五号　栃木県上都賀郡足尾町全官公庁職員連絡会内　三島木早苗提出
岐阜県鶴岡村の地域給に関する請願
第一八二六号　岐阜県恵那郡鶴岡村長　西尾茂重外五名提出
群馬県水上町の地域給に関する請願
第一八二七号　群馬県利根郡水上町長　高橋三郎提出
愛知県桜井村の地域給に関する請願
第一八二八号　愛知県碧海郡桜井村長　杉山嘉英外九名提出
三重県城南村の地域給に関する請願
第一八二九号　三重県桑名郡城南村長　伴春次郎外五名提出
和歌山県勝浦町の地域給に関する請願
第一八三〇号　和歌山県東牟婁郡勝浦町長　岸正雄外九名提出

大阪府正雀郵便局の地域給に関する請願
第一八三一号　大阪府三島郡味舌町長　深田丈夫外一名提出
島取県羽合町の地域給に関する請願
第一八三二号　鳥取県東伯郡羽合町長　秋田義治外十四名提出
島取県面影村の地域給に関する請願
第一八三三号　鳥取県岩美郡面影村面影小学校内　森本直蔵外八名提出
鳥取県大宮村の寒冷地手当に関する請願
第一八三四号　鳥取県日野郡大宮村長　宵戸要三外七名提出
鳥取県阿昆縁村の寒冷地手当に関する請願
第一八三五号　鳥取県日野郡阿昆縁村長　岸正章外七名提出
長野県藤沢村外三箇町村の寒冷地手当に関する請願
第一八三六号　長野県上伊那郡伊那町天竜町国鉄自動車営業所伊那北支所内　竹内千丈提出
岡山県新山村の地域給に関する請願
第一八三七号　岡山県小田郡新山村長　高木正志外四十六名提出
岡山県新本村外二箇村の地域給に関する請願
第一八三八号　岡山県吉備郡新本村長　鎌田睦夫外二名提出
広島県郷原村外八箇村の地域給に関する請願
第一八三九号　広島県賀茂郡郷原村長　藤本直規外八名提出
大分県八幡、高家両村の地域給に関する請願
第一八四〇号　大分県宇佐郡八幡町長　乙咩太郎外十一名提出
新潟県羽茂村の地域給に関する請願
第一八五〇号　新潟県佐渡郡羽茂村長　川内精一郎提出

北海道和寒町の地域給に関する請願
第一八六一号　北海道上川郡和寒町長　南雲源一郎外一七名提出
北海道標茶町の地域給に関する請願
第一八六二号　北海道川上郡標茶町長　千葉軍治外十名提出
北海道紋別町の地域給に関する請願
第一八六三号　北海道紋別郡紋別町長　大西真平提出
北海道大樹町の地域給に関する請願
第一八六四号　北海道広尾郡大樹町大樹小学校内　富田鉄雄外二十四名提出
北海道妹背牛町の地域給に関する請願
第一八六五号　北海道雨竜郡妹背牛町長　徳本要作外二名提出
北海道余市町の地域給に関する請願
第一八六六号　北海道余市町長　坂本角太郎提出
北海道音更村の地域給に関する請願
第一八六七号　北海道河東郡音更村長　神田柳助外二十八名提出
北海道日高村の地域給に関する請願
第一八六八号　北海道沙流郡日高村長　占部久重外十八名提出
北海道御影村の地域給に関する請願
第一八六九号　北海道河西郡御影村字御影北海道教職員組合御影支部内　門屋俊盛外十名提出
北海道昆布森村の地域給に関する請願
第一八七〇号　北海道釧路郡昆布森村長　高橋睦外一名提出
千葉県湊町の地域給に関する請願
第一八七九号　千葉県君津郡湊町長　高梨三郎外百八十九名提出

千葉県佐貫町の地域給に関する請願
第一八八〇号　千葉県君津郡佐貫町長　阿部正基外八十四名提出
千葉県保田町の地域給に関する請願
第一八八一号　千葉県安房郡保田町長　福原実外百九十五名提出
千葉県富勢村の地域給に関する請願
第一八八二号　千葉県東葛飾郡富勢村長　染谷孫蔵外五名提出
千葉県田中村の地域給に関する請願
第一八八三号　千葉県東葛飾郡田中村長　田中朝吉外四名提出
茨城県相馬町の地域給に関する請願
第一八八四号　茨城県北相馬郡相馬町藤代郵便局内　川村静外八十七名提出
埼玉県東児玉村の地域給に関する請願
第一八八五号　埼玉県児玉郡東児玉村役場内　栁村徳重外三名提出
岐阜県大藪町の地域給に関する請願
第一八八六号　岐阜県安八郡大藪町輪之内中学校内　牧野通矩提出
静岡県新居町の地域給に関する請願
第一八八七号　静岡県浜名郡新居町長　守田雷雄外十二名提出
広島県中黒瀬、乃美尾両村の地域給に関する請願
第一八八九号　広島県加茂郡中黒瀬村長　西山察馬外一名提出
広島県郷田、吉川両村の地域給に関する請願
第一八九〇号　広島県賀茂郡郷田村長　角谷泉外一名提出
広島県下三永村の地域給に関する請願

第一八九一号　広島県加茂郡下三永村長　末釜正二提出
広島県口田村の地域給に関する請願
第一八九二号　広島県安佐郡口田村長　村本里肆提出
岡山県三須村の地域給に関する請願
第一八九三号　岡山県都窪郡三須村長　前田浩平提出
山口県城南村の地域給に関する請願
第一八九四号　山口県熊毛郡城南村長　吹田慌外一名提出
秋田県浅舞町の地域給に関する請願
第一八九五号　秋田県平鹿郡浅舞町長　大和谷久雄外二名提出
秋田県金足村の地域給に関する請願
第一八九六号　秋田県南秋田郡金足村長　三浦盛典外一名提出
秋田県の地域給等に関する請願
第一八九七号　秋田県知事　池田徳治外三名提出
秋田県矢島町の地域給に関する請願
第一八九八号　秋田県由利郡矢島町長　佐藤直太郎外一名提出
秋田県前田村の地域給に関する請願
第一八九九号　秋田県北秋田郡前田村長　庄司省二郎外一名提出
宮城県矢本町の地域給に関する請願
第一九〇〇号　宮城県桃生郡矢本町長　大江真志次外十八名提出
茨城県小川町の地域給に関する請願
第一九〇一号　茨城県東茨城郡小川町長　沼田藤四郎提出
茨城県笠間町の地域給に関する請願
第一九〇二号　茨城県西茨城郡笠間町西茨城地方事務所内

秋山半十郎外四百五十六名提出
埼玉県片柳村の地域給に関する請願
第一九〇三号　埼玉県北足立郡片柳村長　坂東貞市外四名提出
山梨県増穂町の地域給に関する請願
第一九〇四号　山梨県南巨摩郡増穂町長　志村武提出
奈良県大宇陀町の地域給に関する請願
第一九〇五号　奈良県宇陀郡大宇陀町役場内　松本正義外二十三名提出
奈良県大淀町の地域給に関する請願
第一九〇六号　奈良県吉野郡大淀町役場内　中前勇提出
京都府周山町外十一箇村の地域給に関する請願
第一九〇七号　京都府北桑田郡周山町長　船越寛治外八十一名提出
京都府亀岡町の地域給に関する請願
第一九〇八号　京都府南桑田郡亀岡町長　大槻嘉男外二十名提出
広島県湯田村の地域給に関する請願
第一九〇九号　広島県深安郡湯田村長　矢田近治外二十六名提出
岡山県福河村の地域給に関する請願
第一九一〇号　岡山県和気郡福河村役場内　松本佐一外四十八名提出
岡山県美山村の地域給に関する請願
第一九一一号　岡山県小田郡美山村長　栁川久夫外八名提出
岡山県堺村の地域給に関する請願
第一九一二号　岡山県小田郡堺村長　川上清外八名提出

山口県高森町の地域給に関する請願　第一九一三号　山口県玖珂郡高森町長　山本林之助外一名提出

宮崎県鵜戸村の地域給に関する請願　第一九一四号　宮崎県南那珂郡鵜戸村長　福田広次外一名提出

長崎県小長井村の地域給に関する請願　第一九一五号　長崎県北高来郡小長井村長　古賀徳郎外三名提出

福島県川部村の地域給に関する請願　第一九一六号　福島県石城郡川部村長　鈴木長治外四名提出

石川県倶利伽羅村の地域給に関する請願　第一九一七号　石川県河北郡倶利伽羅村長　井田直吉外十名提出

秋田県能代市の地域給に関する請願　第一九一八号　秋田県能代市万町山本郡地方事務所内　渡辺喜代治提出

岡山県神根村の地域給に関する請願　第一九一九号　岡山県和気郡神根村長　中川菅男外五名提出

秋田県醍醐村の地域給に関する請願　第一九五三号　秋田県平鹿郡醍醐村長　藤原敬之輔外二名提出

福島県湯本町の地域給に関する請願　第一九五四号　福島県石城郡湯本町長　矢吹荘司外一名提出

福島県山田村の地域給に関する請願　第一九五五号　福島県石城郡山田村長　蛭田三郎外五名提出

静岡県富士根村の地域給に関する請願　第一九五六号　静岡県富士郡富士根村長　土谷牧太郎外一名提出

静岡県田子浦村の地域給に関する請願　第一九五七号　静岡県富士郡田子浦村長　船山啓次郎外七名提出

静岡県岩松村の地域給に関する請願　第一九五八号　静岡県富士郡岩松村長　藤島初男外三名提出

静岡県鷹岡町の地域給に関する請願　第一九五九号　静岡県富士郡鷹岡町長　長橋徳太郎外九名提出

愛知県品野町の地域給に関する請願　第一九六〇号　愛知県春日井郡品野町長　柴田要助外五名提出

岐阜県古川町の地域給に関する請願　第一九六一号　岐阜県吉城郡古川町長　蒲茂雄提出

岐阜県小鷹利村の地域給に関する請願　第一九六二号　岐阜県吉城郡小鷹利村長　北平久次提出

三重県村の地域給に関する請願　第一九六三号　三重県三重郡県村長　加藤誠一外六名提出

三重県下野村の地域給に関する請願　第一九六四号　三重県三重郡下野村長　谷口専九外五名提出

三重県多度、七取両村の地域給に関する請願　第一九六五号　三重県桑名郡多度村桑北中学校内　浜田謙次郎外七名提出

奈良県小川村の地域給に関する請願　第一九六六号　奈良県吉野郡小川村役場内　福神正久外八名提出

滋賀県日野町の地域給に関する請願　第一九六七号　滋賀県蒲生郡日野町長　吉田武雄外六名提出

鳥取県倉吉町の地域給に関する請願　第一九六八号　鳥取県東伯郡倉吉町長　早川忠篤提出

岡山県大原町の地域給に関する請願　第一九六九号　岡山県英田郡大原町長　本田晴男提出

北海道夕張市の地域給に関する請願　第一九七五号　北海道夕張市長　北島光盛外五名提出

北海道留萌市の地域給に関する請願　第一九七六号　北海道留萌市長　原田太八外二名提出

北海道上富良野町の地域給に関する請願　第一九七七号　北海道空知郡上富良野町長　田中勝次郎外八名提出

北海道三笠町の地域給に関する請願　第一九七八号　北海道空知郡三笠町長　宮尾権吉外一名提出

北海道芦別町の地域給に関する請願　第一九七九号　北海道空知郡芦別町全官公内　安川勉外三名提出

北海道由仁町の地域給に関する請願　第一九八〇号　北海道夕張郡由仁町長　多田了介外一名提出

北海道沼田町の地域給に関する請願　第一九八一号　北海道雨竜郡沼田町長　青陽松太郎外二十七名提出

北海道浜頓別町の地域給に関する請願　第一九八二号　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外五名提出

北海道門別町の地域給に関する請願　第一九八三号　北海道沙流郡門別町長　松本末吉外二名提出

北海道中標津町の地域給に関する請願　第一九八四号　北海道標津郡中標津町長　横田俊夫外三十五名提出

北海道浜益村の地域給に関する請願　第一九八五号　北海道浜益郡浜益村長　星野菊太郎外十七名提出

北海道秩父別村の地域給に関する請願　第一九八六号　北海道雨竜郡秩父別村長　柴田清富外十二名提出

北海道納内村の地域給に関する請願　第一九八七号　北海道雨竜郡納内村長　村上清孝外十四名提出

北海道智恵文村の地域給に関する請願　第一九八八号　北海道中川郡智恵文村長　山本政平外七名提出

北海道壮瞥村の地域給に関する請願　第一九八九号　北海道有珠郡壮瞥村議会議長　中村佐市郎外四名提出

奈良県宇太町の地域給に関する請願　第一九九〇号　奈良県宇陀郡宇太町役場内　上野作治郎外七名提出

奈良県三郷村の地域給に関する請願　第一九九一号　奈良県生駒郡三郷村長　真柴勝利外三名提出

奈良県内牧村の地域給に関する請願　第一九九二号　奈良県宇陀郡内牧村役場内　森田泰輔外八名提出

宮崎県高城町の地域給に関する請願　第一九九三号　宮崎県北諸県郡高城町長　瀬崎政男外一名提出

宮崎県細田町の地域給に関する請願　第一九九四号　宮崎県南那珂郡細田町長　隈本二郎外一名提出

静岡県韮山村の地域給に関する請願　第二〇〇八号　静岡県田方郡韮山村長　内野豊外六名提出

北海道恵庭町の地域給に関する請願　第二〇一五号　北海道千歳郡恵庭町恵庭営林署内　小池健児外二十七名提出

北海道当別町の地域給に関する請願　第二〇一六号　北海道石狩郡当別町字西小川通り　井村為次外二名提出

北海道留寿都村の地域給に関する請願　第二〇一七号　北海道虻田郡留寿都村長　及川八三郎外二名提出

北海道広島村の地域給に関する請願　第二〇一八号　北海道札幌郡広島村字広島　近藤政男外二十名提出

北海道八雲町の地域給に関する請願　第二〇一九号　北海道山越郡八雲町長　田仲孝一外二十七名提出

北海道豊浦町の地域給に関する請願　第二〇二〇号　北海道虻田郡豊浦町長　正源次作外十一名提出

北海道砂原村の地域給に関する請願　第二〇二一号　北海道茅部郡砂原村長　三浦嘉七外十五名提出

北海道余別村の地域給に関する請願

第二〇二二号　北海道積丹郡余別村余別地区全官公庁労働組合協議会内　玉川龍衛外七名提出
北海道浦臼村の地域給に関する請願
第二〇二三号　北海道樺戸郡浦臼村字浦臼内一八三　佐藤勇外十九名提出
北海道函館地方の地域給に関する請願
第二〇三〇号　北海道函館市長　宗藤大陸外三百五十六名提出
北海道幕別町の地域給に関する請願
第二〇三一号　北海道中川郡幕別町字止若　杉田和夫外三名提出
北海道美瑛町の地域給に関する請願
第二〇三二号　北海道上川郡美瑛町長　鴻上覚一外三名提出
北海道遠別町の地域給に関する請願
第二〇三三号　北海道天塩郡遠別町長　小森嘉藤外一名提出
北海道広尾町の地域給に関する請願
第二〇三四号　北海道広尾郡広尾町長　元野元吉外十七名提出
北海道岩内町の地域給に関する請願
第二〇三五号　北海道岩内郡岩内町長　山本律外六名提出
北海道砂川町の地域給に関する請願
第二〇三六号　北海道空知郡砂川町砂川地区労働組合協議会内　多田勝一外二十二名提出
北海道増毛町の地域給に関する請願
第二〇三七号　北海道増毛郡増毛町増毛地区全官公庁労働組合協議会内　日沼菊治郎外二十四名提出
北海道江部乙町の地域給に関する請願
第二〇三八号　北海道空知郡江部乙町長　松儀一男外十二名提出
北海道下川町の地域給に関する請願
第二〇三九号　北海道上川郡下川町長　宮地誠次外七名提出
北海道小沢村の地域給に関する請願
第二〇四〇号　北海道岩内郡小沢村長　大代与三郎外十五名提出
北海道太田村の地域給に関する請願
第二〇四一号　北海道厚岸郡太田村長　佐藤忠一外四名提出
北海道発足村の地域給に関する請願
第二〇四二号　北海道岩内郡発足村長　奥野長太郎外十名提出
北海道神楽村の地域給に関する請願
第二〇四三号　北海道上川郡神楽村長　村上一郎外二十名提出
北海道前田村の地域給に関する請願
第二〇四四号　北海道岩内郡前田村長　山本精一外十五名提出
北海道阿寒村の地域給に関する請願
第二〇四五号　北海道阿寒郡阿寒村北海道教職員組合防寒村支部内　土谷隆外十二名提出
北海道鬼鹿村の地域給に関する請願
第二〇四六号　北海道留萌郡鬼鹿村鬼鹿中学校内　津田稔外十一名提出
北海道京極村の地域給に関する請願
第二〇四七号　北海道虻田郡京極村長　佐藤賢外二十二名提出
北海道大江村の地域給に関する請願
第二〇四八号　北海道余市郡大江村長　鳥海万作外三名提出
北海道神恵内村の地域給に関する請願
第二〇四九号　北海道古宇郡神恵内村長職務代理助役　北井七太郎外十六名提出
北海道銭亀沢村の地域給に関する請願
第二〇五〇号　北海道亀田郡銭亀沢村銭亀沢第一中学校内　桜井清外十五名提出
北海道真狩村の地域給に関する請願
第二〇五一号　北海道虻田郡真狩村長　田端元外十二名提出
北海道追分村の地域給に関する請願
第二〇五二号　北海道勇払郡追分村長　尾崎利明外二十二名提出
北海道島野村の地域給に関する請願
第二〇五三号　北海道岩内郡島野村長　工藤義三外四名提出
北海道東藻琴村の地域給に関する請願
第二〇五五号　北海道網走郡東藻琴村長　吉田三伊提出
北海道西興部村の地域給に関する請願
第二〇五六号　北海道紋別郡西興部村長　酒井政四郎外五名提出
福島県浅川町の地域給に関する請願
第二〇五七号　福島県石川郡浅川町長　芳賀梧郎外一名提出
埼玉県野本村の地域給に関する請願
第二〇五八号　埼玉県比企郡野本村野本小学校内　吉川作意外三名提出
埼玉県三箇村の地域給に関する請願
第二〇五九号　埼玉県南埼玉郡三箇村長　菊池啓作外五十名提出
長野県池田町の地域給に関する請願
第二〇六〇号　長野県北安曇郡池田町長　塩島卓蔵外七名提出
愛知県赤坂町の地域給に関する請願
第二〇六一号　愛知県宝飯郡赤坂町長　山田孝外四名提出
愛知県平和村の地域給に関する請願
第二〇六二号　愛知県中島郡平和村長　伊藤義二外六名提出
愛知県横須賀村の地域給に関する請願
第二〇六三号　愛知県幡豆郡横須賀村長　櫛木佐太四郎外十名提出
和歌山県海南市の地域給に関する請願
第二〇六四号　和歌山県海南市長　森本伊助外十九名提出
和歌山県安楽川町の地域給に関する請願
第二〇六五号　和歌山県那賀郡安楽川町長　西武雄提出
和歌山県小倉村の地域給に関する請願
第二〇六六号　和歌山県那賀郡小倉村長　湯川郁太郎提出
和歌山県根来村の地域給に関する請願
第二〇六七号　和歌山県那賀郡根来村長　辻野六郎外十八名提出
和歌山県山崎村の地域給に関する請願
第二〇六八号　和歌山県那賀郡山崎村長　坂本静提出
和歌山県東貴志村の地域給に関する請願
第二〇六九号　和歌山県那賀郡東貴志村長　岸本徳雄提出
和歌山県西貴志村の地域給に関する請願
第二〇七〇号　和歌山県那賀郡西貴志村長　土橋義幸提出
和歌山県中貴志村の地域給に関する請願
第二〇七一号　和歌山県那賀郡中貴志村長　吉村孝信提出
和歌山県丸栖村の地域給に関する請願
第二〇七二号　和歌山県那賀郡丸栖村長　大西弥太郎提出
和歌山県調月村の地域給に関する請願
第二〇七三号　和歌山県那賀郡調月村長　井沼昇提出
兵庫県千種村外六箇村の地域給に関する請願
第二〇七四号　兵庫県宍粟郡千種村長　石原積二郎外六名提出
岡山県矢掛町の地域給に関する請願
第二〇七五号　岡山県小田郡矢掛町長　石井遵一郎外十名提出
埼玉県江面村の地域給に関する請願
第二〇七六号　埼玉県南埼玉郡江面村長　黒須晁外四名提出
栃木県富田村の地域給に関する請願
第二〇七七号　栃木県足利郡富田村長　土金二郎外六名提出
山口県徳山市の地域給に関する請願
第二〇七八号　山口県徳山市長　黒神直久提出
山口県富田町の地域給に関する請願
第二〇七九号　山口県都濃郡富田町長　椎木進一提出
宮崎県住吉村の地域給に関する請願
第二〇八〇号　宮崎県宮崎郡住吉村長　佐々木一雄外十三名提出
愛知県大里村の地域給に関する請願
第二〇八九号　愛知県中島郡大里村長　秋田和十郎提出
群馬県強戸村の地域給に関する請願
第二〇九〇号　群馬県新田郡強戸村長　平田政吉外七名提出

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　参議院会議録附録（その十三）

島根県松江市の地域給に関する請願
第二〇九三号　島根県松江市議会議長　菅野一外百名提出
島根県浜田市の地域給に関する請願
第二〇九四号　島根県浜田市長　岡本俊人外二名提出
島根県宍道町の地域給に関する請願
第二〇九五号　島根県八束郡宍道町長　森山益平外八名提出
島根県西郷町の地域給に関する請願
第二〇九六号　島根県局吉郡西郷町　吉田正二外三百九名提出
島根県久手町の地域給に関する請願
第二〇九七号　島根県安濃郡久手町役場内　田辺早人外三名提出
島根県川本町の地域給に関する請願
第二〇九八号　島根県邑智郡川本町邑智地方事務所内　山崎仁造外二十名提出
島根県頓原町の地域給に関する請願
第二〇九九号　島根県飯石郡頓原町長　田村忠正外九名提出
島根県赤名町の地域給に関する請願
第二一〇〇号　島根県飯石郡赤名町長　後藤竹一外十名提出
島根県仁万町の地域給に関する請願
第二一〇一号　島根県邇摩郡仁万町長　服部浅太郎外十四名提出
島根県国府町の地域給に関する請願
第二一〇二号　島根県那賀郡国府町長　谷田重矩外八名提出
島根県井原村の地域給に関する請願
第二一〇三号　島根県邑智郡井原村長　服部清外五名提出
島根県布勢村の地域給に関する請願
第二一〇四号　島根県仁多郡布勢村長　大島林三郎外四名提出
島根県直江村の地域給に関する請願
第二一〇五号　島根県簸川郡直江村長　土江潔外五名提出
島根県亀嵩村の地域給に関する請願
第二一〇六号　島根県仁多郡亀嵩村長　内田理之助外一名提出
島根県八雲村の地域給に関する請願
第二一〇七号　島根県八束郡八雲村長　石倉千代司外十名提出
島根県本庄村の地域給に関する請願
第二一〇八号　島根県八束郡本庄村長　中村正夫外七名提出
島根県出東村の地域給に関する請願
第二一〇九号　島根県簸川郡出東村長　植田元雄外四名提出
島根県伊波野村の地域給に関する請願
第二一一〇号　島根県簸川郡伊波野村長　岡文四郎外二名提出
島根県長久村の地域給に関する請願
第二一一一号　島根県安濃郡長久村長　朝倉久善外三名提出
島根県久木村の地域給に関する請願
第二一一二号　島根県簸川郡久木村長　遠藤薫一外二名提出
島根県島田村の地域給に関する請願
第二一一三号　島根県能義郡島田村長　石原重之助提出
島根県赤江村の地域給に関する請願
第二一一四号　島根県能義郡赤江村長　加藤正義外五名提出
島根県来島村の地域給に関する請願
第二一一五号　島根県飯石郡来島村長　難波義清外五名提出
島根県掛合町の地域給に関する請願
第二一一六号　島根県飯石郡掛合町長　帯刀育郎外十八名提出
島根県木次町の地域給に関する請願
第二一一七号　島根県大原郡木次町長　難波保一外二十八名提出
島根県横田町の地域給に関する請願
第二一一八号　島根県仁多郡横田町長　山田善吉提出
島根県三成町の地域給に関する請願
第二一一九号　島根県仁多郡三成町長　植田兵之助外十二名提出
島根県三隅町の地域給に関する請願
第二一二〇号　島根県那賀郡三隅町長　三浦敬尚外二名提出
島根県三刀屋町の地域給に関する請願
第二一二一号　島根県飯石郡三刀屋町長　陶山蔵松外十八名提出
島根県平田町の地域給に関する請願
第二一二二号　島根県簸川郡平田町　梶谷博外六百四十五名提出
第二四九五号　島根県簸川郡平田町長　木佐徳之助外二十四名提出
島根県大森町の地域給に関する請願
第二一二三号　島根県邇摩郡大森町長職務代務者　野沢林造外十三名提出
島根県六日市町の地域給に関する請願
第二一二四号　島根県鹿足郡六日市町長　藤原武夫外十九名提出
島根県温泉津町の地域給に関する請願
第二一二五号　島根県邇摩郡温泉津町長　内藤淳作外八名提出
島根県粕渕町の地域給に関する請願
第二一二六号　島根県邑智郡粕渕町長　大谷定人外十二名提出
島根県加茂町の地域給に関する請願
第二一二七号　島根県大原郡加茂町長　多々納忠一外十名提出
島根県大東町の地域給に関する請願
第二一二八号　島根県大原郡大東町長　三原佐市郎外二名提出
島根県日原町の地域給に関する請願
第二一二九号　島根県鹿足郡日原町長　里田美雄外一名提出
島根県恵曇町の地域給に関する請願
第二一三〇号　島根県八束郡恵曇町長　川谷熊市外三名提出
島根県祖式村の地域給に関する請願
第二一三一号　島根県邑智郡祖式村　森山哲三外四名提出
島根県玉湯村の地域給に関する請願
第二一三二号　島根県八束郡玉湯村長　松浦政善外六名提出
島根県荒島村の地域給に関する請願
第二一三三号　島根県能義郡荒島村長　上田秀外七名提出
島根県中野村の地域給に関する請願
第二一三四号　島根県邑智郡中野村長　柳幸大資外七名提出
島根県益田市の地域給に関する請願
第二一三五号　島根県益田市長　伊藤正男外三十名提出
島根県安来町の地域給に関する請願
第二一三六号　島根県能義郡安来町長　高橋隆提出
島根県浦郷町の地域給に関する請願
第二一三七号　島根県知夫郡浦郷町　村尾誠一郎外五十六名提出
島根県荘原村の地域給に関する請願
第二一三八号　島根県簸川郡荘原村長　黒田儀太郎外五名提出
北海道美国町の地域給に関する請願
第二一三九号　北海道美国郡美国町全官公労連絡協議会内　原川太司馬外八名提出
北海道倶知安町の地域給に関する請願

第二一四〇号　北海道虻田郡倶知安町長　松実菱三外三名提出　北海道寿都町の地域給に関する請願

第二一四一号　北海道寿都郡寿都町　若林久次外二十二名提出　北海道雄武町の地域給に関する請願

第二一四二号　北海道紋別郡雄武町　吉倉義光提出　北海道富良野町の地域給に関する請願

第二一四三号　北海道空知郡富良野町長　古東久平外三名提出　北海道穂別村の地域給に関する請願

第二一四四号　北海道勇払郡穂別村長　横山正明外一名提出　北海道厚沢部村の地域給に関する請願

第二一四五号　北海道檜山郡厚沢部村長　東崎政男外二名提出　北海道更別村の地域給に関する請願

第二一四六号　北海道河西郡更別村長　石田初太郎外三名提出　北海道上士別村の地域給に関する請願

第二一四七号　北海道上川郡上士別村長　中田熊雄外六名提出　北海道雨竜村の地域給に関する請願

第二一四八号　北海道雨竜郡雨竜村長　竹原太入外十九名提出　北海道熊石村の地域給に関する請願

第二一四九号　北海道爾志郡熊石村長　針谷為治外三名提出　北海道東神楽村の地域給に関する請願

第二一五〇号　北海道上川郡東神楽村長　安井吉典外三名提出　北海道山部村の地域給に関する請願

第二一五一号　北海道空知郡山部村長　中田寿晴外四名提出　北海道室蘭市の地域給に関する請願

第二一五二号　北海道室蘭市全官公労働組合連絡協議会内　浜中清外二十九名提出　北海道本別町の地域給に関する請願

第二一五三号　北海道中川郡本別町　上根太郎提出　北海道豊平町の地域給に関する請願

第二一五四号　北海道札幌郡豊平町長　高谷已次外一名提出　北海道石狩町の地域給に関する請願

第二一五五号　北海運石狩郡石狩町長　飯尾円什外三十一名提出　北海道琴似町の地域給に関する請願

第二一五六号　北海道札幌郡琴似町全官公庁労働組合協議会内　渋谷新時提出　北海道浦河町の地域給に関する請願

第二一五七号　北海道浦河郡浦河町全官公庁労働組合協議会内　島嘉彦外三名提出　北海道滝上町の地域給に関する請願

第二一五八号　北海道紋別郡滝上町長　岡本政道外五名提出　北海道羽幌町の地域給に関する請願

第二一五九号　北海道苫前郡羽幌町南三条三丁目全官公労働組合協議会内　加藤福蔵外二十二名提出　北海道新得町の地域給に関する請願

第二一六〇号　北海道上川郡新得町長　杉本義行外十七名提出　北海道喜茂別町の地域給に関する請願

第二一六一号　北海道虻田郡喜茂別町喜茂別小学校内　鳴井捨市外十五名提出　北海道新十津川村の地域給に関する請願

第二一六二号　北海道樺戸郡新十津川村長　島田薫外三十四名提出　北海道沼村の地域給に関する請願

第二一六三号　北海道古宇郡沼村長　石山勘七外十四名提出　北海道茂別村の地域給に関する請願

第二一六四号　北海道上磯郡茂別村　木野総一郎外十八名提出　北海道新冠村の地域給に関する請願

第二一六五号　北海道新冠郡新冠村長　十倉十六美外二名提出　北海道月形村の地域給に関する請願

第二一六六号　北海道樺戸郡月形村月形中学校内　神房蔵外四名提出　北海道篠路村の地域給に関する請願

第二一六八号　北海道札幌郡篠路村字篠路中央篠路郵便局内　島嘉彦外三名提出　北海道幌泉村の地域給に関する請願

第二一六九号　北海道幌泉郡幌泉村全官公庁労働組合協議会内　中野忠次郎外十一名提出　北海道洞爺村の地域給に関する請願

第二一七〇号　北海道虻田郡洞爺村長　三橋政美外六名提出　北海道大滝村の地域給に関する請願

第二一七一号　北海道有珠郡大滝村長　小林寅太郎外十六名提出　北海道風連村の地域給に関する請願

第二一七二号　北海道上川郡風連村長　田中弥太郎外七名提出　北海道下湧別村の地域給に関する請願

第二一七三号　北海道紋別郡下湧別村役場職員組合内　渡辺佐久真外三名提出　北海道平取村の地域給に関する請願

第二一七四号　北海道沙流郡平取村長　平佐武美外四十一名提出　北海道厚真村の地域給に関する請願

第二一七五号　北海道勇払郡厚真村長　井上正則外四十二名提出　北海道温根別村の地域給に関する請願

第二一七六号　北海道上川郡温根別村長　七条成良外七名提出　山口県光市の地域給に関する請願

第二一七七号　山口県光市長　松岡三雄提出　鳥取県浜村町の地域給に関する請願

第二一七八号　鳥取県気高郡浜村町長　地原重治外十五名提出　鳥取県松保村の地域給に関する請願

第二一七九号　鳥取県気高郡松保村長　森岡祐太郎外一名提出　鳥取県泊村の地域給に関する請願

第二一八〇号　鳥取県東伯郡泊村長　山本文平外九名提出　鳥取県宇倍野村の地域給に関する請願

第二一八一号　鳥取県岩美郡宇倍野村長　桑原英雄外六名提出　鳥取県網代村の地域給に関する請願

第二一八二号　鳥取県岩見郡網代村長　博田義雄外五名提出　鳥取県渡村の地域給に関する請願

第二一八三号　鳥取県西伯郡大村長　松本優治外三名提出　鳥取県大高村の地域給に関する請願

第二一八四号　鳥取県西伯郡大高村長　石見顕義外六名提出　鳥取県日野上村の地域給に関する請願

第二一八五号　鳥取県日野郡日野上村長　三森千八外十六名提出　鳥取県夜見村外二箇村の地域給に関する請願

第二一八六号　鳥取県西伯郡夜見村長　森川恒作外九名提出　鳥取県黒坂町の地域給に関する請願

第二一八七号　鳥取県日野郡黒坂町長　梅林真朗外十四名提出　鳥取県根雨町の地域給に関する請願

第二一八八号　鳥取県日野郡根雨町長　松田寛一郎外二十名提出　鳥取県青谷町の地域給に関する請願

第二一八九号　鳥取県気高郡青谷町長　大谷一佐外十名提出　鳥取県江尾町の地域給に関する請願

第二一九〇号　鳥取県日野郡江尾町長　手島祐外十名提出　鳥取県智頭町の地域給に関する請願

第二一九一号　鳥取県八頭郡智頭町長　安東哲次郎外二十三名提出　鳥取県上井町の地域給に関する請願

第二一九二号　鳥取県東伯郡上井町長　砂原美雄外十名提出　鳥取県岩井町の地域給に関する請願

第二一九三号　鳥取県岩美郡岩井町長　成瀬弥太郎外七名提出　鳥取県八橋町の地域給に関する請願

第二一九四号　鳥取県東伯郡八橋町長　中井光蔵外十六名提出
鳥取県若桜町の地域給に関する請願
第二一九五号　鳥取県八頭郡若桜町長　木島節夫外十五名提出
鳥取県鹿野町の地域給に関する請願
第二一九六号　鳥取県気高郡鹿野町長　井上秀堯外六名提出
鳥取県淀江町の地域給に関する請願
第二一九七号　鳥取県西伯郡淀江町長　石原徹造外十名提出
鳥取市の地域給に関する請願
第二二一七号　鳥取市長　入江昶提出
鳥取県河原町の地域給に関する請願
第二二一八号　鳥取県八頭郡河原町長　松本義親外十名提出
鳥取県船岡町の地域給に関する請願
第二二一九号　鳥取県八頭郡船岡町長　橋本道明外十七名提出
鳥取県浦安町の地域給に関する請願
第二二二〇号　鳥取県東伯郡浦安町長　野口武保外十一名提出
鳥取県溝口町の地域給に関する請願
第二二二一号　鳥取県日野郡溝口町長　松原一男外十四名提出
鳥取県由良町の地域給に関する請願
第二二二二号　鳥取県東伯郡由良町長　松井輝男外十二名提出
鳥取県東郷町の地域給に関する請願
第二二二三号　鳥取県東伯郡東郷町長　松田昌造外十二名提出
鳥取県外江町の地域給に関する請願
第二二二四号　鳥取県西伯郡外江町長　高梨光栄外五名提出
鳥取県米子市の地域給に関する請願
第二二二五号　鳥取県米子市長　野坂寛治提出
鳥取県用瀬町の地域給に関する請願
第二二二六号　鳥取県八頭郡用瀬町長　佐々木勲外十一名提出
鳥取県境町および上道村の一部の地域給に関する請願
第二二二七号　鳥取県西伯郡境町長　足立民一郎外十六名提出
鳥取県上道村の地域給に関する請願
第二二二八号　鳥取県西伯郡上道村長　松永誠一郎外五名提出
鳥取県丹比村の地域給に関する請願
第二二二九号　鳥取県八頭郡丹比村長　中林直蔵外七名提出
鳥取県中浜、大篠津両村の地域給に関する請願
第二二三〇号　鳥取県西伯郡中浜村長　永井芳房外十五名提出
鳥取県社村の地域給に関する請願
第二二三一号　鳥取県東伯郡社村長　小谷潤太郎提出
鳥取県美穂、大和両村の地域給に関する請願
第二二三二号　鳥取県気高郡美穂村長　三田吉之外七名提出
鳥取県津ノ井村の地域給に関する請願
第二二三三号　鳥取県岩美郡津ノ井村長　松田静治外八名提出
鳥取県手間村の地域給に関する請願
第二二三四号　鳥取県西伯郡手間村長　坂田勇外六名提出
鳥取県村の地域給に関する請願
第二二三五号　鳥取県西伯郡県村長　影山嘉重外三名提出
鳥取県大和村の地域給に関する請願
第二二三六号　鳥取県西伯郡大和村長　村上忠治外三名提出
鳥取県高麗村の地域給に関する請願
第二二三七号　鳥取県西伯郡高麗村長　入江正雄外六名提出
鳥取県大岩村の地域給に関する請願
第二二三八号　鳥取県岩美郡大岩村長　石河大直外六名提出
鳥取県田後村の地域給に関する請願
第二二三九号　鳥取県岩美郡田後村長　上村忠彦外四名提出
鳥取県成実村の地域給に関する請願
第二二四〇号　鳥取県西伯郡成実村長　佐藤虎市外四名提出
鳥取県所子村の地域給に関する請願
第二二四一号　鳥取県西伯郡所子村長　川上勝太郎外十四名提出
鳥取県吉岡村の地域給に関する請願
第二二四二号　鳥取県気高郡吉岡村長　稲村福恵外四名提出
鳥取県日野村の地域給に関する請願
第二二四三号　鳥取県日野郡日野村長　川上武一郎外六名提出
鳥取県和田村の地域給に関する請願
第二二四四号　鳥取県西伯郡和田村長　森脇孝外二名提出
鳥取県崎津村の地域給に関する請願
第二二四五号　鳥取県西伯郡崎津村長　角方一外二名提出
鳥取県巌村の地域給に関する請願
第二二四六号　鳥取県西伯郡巌村巌小学校内　長尾公雄外四名提出
鳥取県法勝寺村の地域給に関する請願
第二二四七号　鳥取県西伯郡法勝寺村長　磯田俊二外十三名提出
鳥取県春日村の地域給に関する請願
第二二四八号　鳥取県西伯郡春日村長　林原正二外一名提出
山形県上山町の地域給に関する請願
第二二五六号　山形県南村山郡上山町上山地区官公労協議会内　佐藤庄蔵提出
山形県柏倉門伝村の地域給に関する請願
第二二五七号　山形県南村山郡柏倉門伝村長　黒田清哉外七名提出
茨城県古河市の地域給に関する請願
第二二五八号　茨城県古河市長　小池宗次郎外二十八名提出
山梨県昭和村の地域給に関する請願
第二二五九号　山梨県中巨摩郡昭和村長　清水匡潤外十六名提出
長野県の地域給に関する請願
第二二六〇号　長野市旭町　長野県寒冷地地域給対策連絡会内　池田喜太郎提出
静岡県浜松市の地域給に関する請願
第二二六一号　静岡県浜松市長　岩崎豊提出
新潟県内野町の地域給に関する請願
第二二六二号　新潟県西蒲原郡内野町長　古俣文吉外一名提出
三重県大内山村の地域給に関する請願
第二二六三号　三重県度会郡大内山村長　乾敬三外四名提出
三重県柏崎村の地域給に関する請願
第二二六四号　三重県度会郡柏崎村長　喜多彦一外三名提出
三重県七保村の地域給に関する請願
第二二六五号　三重県度会郡七保村長　小倉季三外五名提出
群馬県桂萱村の地域給に関する請願
第二二六六号　群馬県勢多郡桂萱村長　須賀政助外五名提出
群馬県下川渕村の地域給に関する請願
第二二六七号　群馬県勢多郡下川渕村長　町田寿男外三名提出
群馬県上川渕村の地域給に関する請願
第二二六八号　群馬県勢多郡上川渕村長　北堀慶弥外四名提出
群馬県南橘村の地域給に関する請願
第二二六九号　群馬県勢多郡南橘村長　高橋富太郎外六名提出
兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二七〇号　兵庫県美方郡村岡町長　松岡保治外六十一名提出
岡山県金光町の地域給に関する請願
第二二七一号　岡山県浅口郡金光町長　工藤純之介提出
岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願
第二二七二号　岡山県浅口郡鴨方町浅口郡町村会内　杣治三外三十七名提出
岡山県飯岡村の地域給に関する請願
第二二七三号　岡山県勝田郡飯岡村給与対策委員会内　滝谷嘉十郎提出
広島県美ノ郷村の地域給に関する請願
第二二七四号　広島県御調郡美ノ郷村美ノ郷電話中継所内　木村勇外二十三名提出
鹿児島県吉松町の地域給に関する請願

第二一七五号　鹿児島県姶良郡吉松町長　中水千利外一名提出
鹿児島県万世町の地域給に関する請願
第二一七六号　鹿児島県川辺郡万世町長　田実彦二外三十九名提出
山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二一七七号　山形県東置賜郡小松町長　小関芳太郎提出
山形県東沢村の地域給に関する請願
第二一七八号　山形県南村山郡東沢村長　佐藤甚兵衛提出
栃木県城山村の地域給に関する請願
第二一七九号　栃木県河内郡城山村城山郵便局内　木滑耕一外十六名提出
鳥取県浦富町の地域給に関する請願
第二一八七号　鳥取県岩美郡浦富町長　中島峯次外十二名提出
宮崎県南郷村の地域給に関する請願
第二一八八号　宮崎県東臼杵郡南郷村長　若杉正外二名提出
岡山県灘崎町の地域給に関する請願
第二一九三号　岡山県児島郡灘崎町長　若林伯之外八名提出
鳥取県御来屋町の地域給に関する請願
第二一九四号　鳥取県西伯郡御来屋町長　角田音市提出
鳥取県日吉津村の地域給に関する請願
第二一九五号　鳥取県西伯郡日吉津村長　山内英明外一名提出
鳥取県大山村の地域給に関する請願
第二一九六号　鳥取県西伯郡大山村長　美谷邦安提出
鳥取県三朝村の地域給に関する請願
第二一九七号　鳥取県東伯郡三朝村長　藤井順一外六名提出
福島県浪江町の地域給に関する請願
第二一九八号　福島県双葉郡浪江町長　愛沢寧外一名提出
福島県富岡町の地域給に関する請願
第二一九九号　福島県双葉郡富岡町長　早川竣通提出
福島県双葉町の地域給に関する請願
第二二〇〇号　福島県双葉郡双葉町長　大和田嘉績外一名提出
福島県久之浜町の地域給に関する請願
第二二〇一号　福島県双葉郡久之浜町長　新妻久五郎提出
福島県標葉町の地域給に関する請願
第二二〇二号　福島県双葉郡標葉町長　天野楯夫外一名提出
福島県大野村の地域給に関する請願
第二二〇三号　福島県双葉郡大野村長　斎藤正外二名提出
福島県桑折町の地域給に関する請願
第二二〇四号　福島県伊達郡桑折町長　半沢金兵衛外八名提出
栃木県佐野市の地域給に関する請願
第二二〇五号　栃木県佐野市長　伊藤弘憲外四十一名提出
宮城県白石町の地域給に関する請願
第二二〇六号　宮城県刈田郡白石町長　麻生寛造外四名提出
愛知県扶桑町の地域給に関する請願
第二二〇七号　愛知県丹羽郡扶桑町長　亀井定一提出
奈良県吉野町の地域給に関する請願
第二二〇八号　奈良県吉野郡吉野町役場内　沢井宝海提出
島根県美保関町の地域給に関する請願
第二二〇九号　島根県八束郡美保関町長　小西亮外一名提出
岡山県和気町の地域給に関する請願
第二二一〇号　岡山県和気郡和気町役場内　日笠政治外四十一名提出
香川県柞田村の地域給に関する請願
第二二一一号　香川県三豊郡柞田村長　大西治郎外五名提出
香川県高室村の地域給に関する請願
第二二一二号　香川県三豊郡高室村長　富原是光外五名提出
香川県伊吹村の地域給に関する請願
第二二一三号　香川県三豊郡伊吹村長　三好文司外二名提出
愛媛県船木村の地域給に関する請願
第二二一四号　愛媛県新居郡船木村長　横川輝正外一名提出
長野県南箕輪村の地域給に関する請願
第二二一九号　長野県上伊那郡南箕輪村長　征矢直徳提出
長野県朝日村の地域給に関する請願
第二二二〇号　長野県上伊那郡朝日村長　三輪泰治提出
長野県飯島村の地域給に関する請願
第二二二一号　長野県上伊那郡飯島村長　堀越只夫提出
長野県宮田村の地域給に関する請願
第二二二二号　長野県上伊那郡宮田村長　馬場一人提出
長野県西春近村の地域給に関する請願
第二二二三号　長野県上伊那郡西春近村長　浦野武彦提出
長野県小野、筑摩地両村の地域給に関する請願
第二二二四号　長野県上伊那郡小野村長　小野庄司提出
長野県赤穂町の地域給に関する請願
第二二二五号　長野県上伊那郡赤穂町長　宮沢要二郎提出
長野県高遠町の地域給に関する請願
第二二二六号　長野県上伊那郡高遠町長　馬場恒好提出
長野県伊那町の地域給に関する請願
第二二二七号　長野県上伊那郡伊那町長　熊谷友一郎提出
山形県滝山村の地域給に関する請願
第二二二八号　山形県南村山郡滝山村大字清水一四六　丹羽新兵衛提出
和歌山県和佐村の地域給に関する請願
第二二二九号　和歌山県海草郡和佐村長　川端垣次郎外八名提出
熊本県清里村の地域給に関する請願
第二二三〇号　熊本県玉名郡清里村長　島田一馬提出
宮城県七北田村の地域給に関する請願
第二二三五号　宮城県宮城郡七北田村七北田字町五二　庄司孝外二名提出
新潟県河崎村の地域給に関する請願
第二二三六号　新潟県佐渡郡河崎村長　角坂仁三次外一名提出
山口県内日村の地域給に関する請願
第二二三七号　山口県豊浦郡内日村一四三二　正木巌外一名提出
山梨県島田村の地域給に関する請願
第二二三八号　山梨県北都留郡島田村長　小俣徳外八名提出
埼玉県金杉村の地域給に関する請願
第二二三四六号　埼玉県北葛飾郡金杉村長　今井忠太郎外三名提出
埼玉県手子林村の地域給に関する請願
第二二三四七号　埼玉県北埼玉郡手子林村長　山崎忠一外四十八名提出
埼玉県川辺村の地域給に関する請願
第二二三四八号　埼玉県北葛飾郡川辺村長　秦野高次外二名提出
埼玉県南桜井村の地域給に関する請願
第二二三四九号　埼玉県北葛飾郡南桜井村長　小川文章外四名提出
東京都由木村外十箇村の地域給に関する請願
第二二三五〇号　東京都南多摩郡由木村由木郵便局内　伊東靖外三百二十名提出
岐阜県上宝村の地域給に関する請願
第二二三五一号　岐阜県吉城郡上宝村長　高井幹三外五名提出
静岡県二俣町の地域給に関する請願
第二二三五二号　静岡県磐田郡二俣町長　匂坂佐一外二十六名提出
愛知県大和町の地域給に関する請願
第二二三五三号　愛知県中島郡大和町長　上田栄提出
岡山県吉岡村の地域給に関する請願
第二二三五四号　岡山県久米郡吉岡村長　杉本義夫提出
広島県松永町の地域給に関する請願
第二二三五五号　広島県沼隈郡松永町長　石井謙三提出
鹿児島県西長島村の地域給に関する請願
第二二三五六号　鹿児島県出水郡西長島村長　飯尾登幾男外一名提出

石川県金沢市の地域給に関する請願
第二三五七号　石川県金沢市長　井村重雄外三十八名提出
石川県門前町の地域給に関する請願
第二三五八号　石川県鳳至郡門前町長　堂前義久外十六名提出
石川県高浜町の地域給に関する請願
第二三五九号　石川県羽咋郡高浜町長　竹内隆作外十一名提出
東京都町田町の地域給に関する請願
第二三六〇号　東京都南多摩郡町田町町田郵便局内　上原久四郎外十四名提出
千葉県本納町の地域給に関する請願
第二三六三号　千葉県長生郡本納町長　鎗田鞏吾外十六名提出
埼玉県井泉村の地域給に関する請願
第二三六四号　埼玉県北埼玉郡井泉村長　平野宏外十二名提出
愛知県形原、西浦両町の地域給に関する請願
第二三六五号　愛知県宝飯郡形原町長　吉見正男外百六十七名提出
滋賀県能登川町の地域給に関する請願
第二三六六号　滋賀県神崎郡能登川町長　西川権右衛門外十六名提出
岡山県万富町の地域給に関する請願
第二三六七号　岡山県赤磐郡万富町長　山本寿喜太提出
埼玉県共和村の地域給に関する請願
第二三七二号　埼玉県児玉郡共和村長　岡芹友治外六名提出
新潟県河原田町の地域給に関する請願
第二三七三号　新潟県佐渡郡河原田町長　中山三代吉外一名提出
和歌山県比井崎村の地域給に関する請願
第二三七四号　和歌山県日高郡比井崎村長　西下準吉外一名提出
栃木県吾妻村の地域給に関する請願
第二三七五号　栃木県足利郡吾妻村長　島田武外三名提出
岡山県美甘村の地域給に関する請願
第二三七六号　岡山県真庭郡美甘村長　広岡美寅外十一名提出
岡山県美和村の地域給に関する請願
第二三七七号　岡山県真庭郡美和村長　平田謙三郎提出
岡山県木山村の地域給に関する請願
第二三七八号　岡山県真庭郡木山村長　高峰秀海外五十七名提出
岡山県川東村の地域給に関する請願
第二三七九号　岡山県真庭郡川東村長　久保田定二外七十二名提出
岡山県河内村の地域給に関する請願
第二三八〇号　岡山県真庭郡河内村長　宮本精一外五十二名提出
岡山県月田村の地域給に関する請願
第二三八一号　岡山県真庭郡月田村長　角田佐吾外六名提出
岡山県津田村の地域給に関する請願
第二三八二号　岡山県真庭郡津田村長　二枝照雄外五名提出
岡山県川上村の地域給に関する請願
第二三八三号　岡山県真庭郡川上村長　亀山乾外六十七名提出
岡山県二川村の地域給に関する請願
第二三八四号　岡山県真庭郡二川村長　飯田峰一郎外八十四名提出
岡山県八束村の地域給に関する請願
第二三八五号　岡山県真庭郡八束村長　池田帝外九十五名提出
岡山県美川村の地域給に関する請願
第二三八六号　岡山県真庭郡美川村長　森川高蔵外五十四名提出
岡山県富原村の地域給に関する請願
第二三八七号　岡山県真庭郡富原村長　松尾智猛外七名提出
静岡県焼津市の地域給に関する請願
第二三八八号　静岡県焼津市長　高富義一提出
三重県浜島町の地域給に関する請願
第二三八九号　三重県志摩郡浜島町長　森新助外七名提出
石川県穴水町の地域給に関する請願
第二三九〇号　石川県鳳至郡穴水町長　白藤秀四郎外二十二名提出
群馬県下仁田町の地域給に関する請願
第二四〇一号　群馬県甘楽郡下仁田町長　佐藤清一外十三名提出
岐阜県八百津町の地域給に関する請願
第二四〇二号　岐阜県加茂郡八百津町長　佐藤鉄麿外十名提出
滋賀県玉緒村の地域給に関する請願
第二四〇三号　滋賀県蒲生郡玉緒村長　西沢久兵衛提出
茨城県大穂町の地域給に関する請願
第二四一三号　茨城県筑波郡大穂町役場内　白井三郎外八十一名提出
茨城県那珂湊町の地域給に関する請願
第二四一四号　茨城県那珂郡那珂湊町長　宮原庄助外四百四十名提出
大阪府北松尾村の地域給に関する請願
第二四一五号　大阪府泉北郡北松尾村長　河野政雄外一名提出
大阪府南池田村の地域給に関する請願
第二四一六号　大阪府泉北郡南池田村長　和田康臣外二名提出
大阪府北池田村の地域給に関する請願
第二四一七号　大阪府泉北郡北池田村長　池辺恒雄外五名提出
石川県七尾市の地域給に関する請願
第二四一八号　石川県七尾市馬出町七尾労政事務所内　松浦助之亟外五十名提出
大分県神崎村の地域給に関する請願
第二四一九号　大分県北海部郡神崎村長　古代孫一外十一名提出
熊本県松橋町等の地域給に関する請願
第二四二〇号　熊本県益城郡松橋町五二六　浜田政雄提出
鹿児島県高江村の地域給に関する請願
第二四二一号　鹿児島県薩摩郡高江村長　前平善次郎提出
千葉県勝山町の地域給に関する請願
第二四二三号　千葉県安房郡勝山町長　山野井健章外六名提出
愛知県武豊町の地域給に関する請願
第二四二四号　愛知県知多郡武豊町長　中川益平外十二名提出
三重県桃園村外四箇村の地域給に関する請願
第二四二五号　三重県一志郡桃園村役場内　山下貞郎外二十八名提出
兵庫県仮屋町の地域給に関する請願
第二四二六号　兵庫県津名郡仮屋町長　富田良平外十名提出
福岡県吉武村の地域給に関する請願
第二四二七号　福岡県宗像郡吉武村長　立石昇提出
千葉県布佐町の地域給に関する請願
第二四二八号　千葉県東葛飾郡布佐村長　秋田豪諦外五名提出
広島県大竹町の地域給に関する請願
第二四二九号　広島県佐伯郡大竹町長　二階堂哲郎外二十二名提出
奈良県大正村の地域給に関する請願
第二四三三号　奈良県南葛城郡大正村役場内　山口忠司外十名提出
栃木県北郷村の地域給に関する請願
第二四三四号　栃木県足利郡北郷村長　中島滝造外百二名提出
兵庫県三椒村の地域給に関する請願
第二四四〇号　兵庫県城崎郡三椒村長　田中規矩雄外六名提出
千葉県片貝町の地域給に関する請願
第二四四一号　千葉県山武郡片貝町役場内　大塚半治外百五十八名提出
広島県平良村外三箇村の地域給に関する請願
第二四四二号　広島県佐伯郡地御前村地御前逓信病院内　土方頼已外二十名提出

第二八六八号　広島県佐伯郡平良村長　中島勇夫外二十名提出
福島県柳津町の地域給に関する請願
第二四五九号　福島県河沼郡柳津町県立会津農業高等学校柳津分校内　矢沢正外十一名提出
埼玉県川口市の地域給に関する請願
第二四六〇号　埼玉県川口市並木町一ノ一　加藤洩次郎外十六名提出
長野県朝陽村の地域給に関する請願
第二四六一号　長野県上水内郡朝陽村長　篠原太一外二名提出
千葉市の地域給に関する請願
第二四六七号　千葉市長　宮内三朗外三十六名提出
千葉県旭町の地域給に関する請願
第二四六八号　千葉県海上郡旭町長　鈴木三九一外三百七十九名提出
千葉県土村の地域給に関する請願
第二四六九号　千葉県東葛飾郡土村長　斎藤吉永外四名提出
愛知県阿久比町の地域給に関する請願
第二四七〇号　愛知県知多郡阿久比町長　田中章一提出
富山県石勤町の地域給に関する請願
第二四七一号　富山県西礪波郡石勤町全官公庁協議会内　水牧平助提出
石川県粟生、吉田両村の地域給に関する請願
第二四七二号　石川県能美郡粟生村長　浅井長一郎外四名提出
鹿児島県指宿町の地域給に関する請願
第二四七三号　鹿児島県揖宿郡指宿町議会議長　田中藤太郎外三十一名提出
岐阜県中津川市の寒冷地手当に関する請願
第二四七四号　岐阜県中津川市長　市岡訃介提出
群馬県綿打村の地域給に関する請願
第二四七二号　群馬県新田郡綿打村長　岩崎久成外六名提出
群馬県生品村の地域給に関する請願
第二四八三号　群馬県新田郡生品村長　田村勇次郎外八名提出
栃木県赤見町の地域給に関する請願
第二四八四号　栃木県安蘇郡赤見町長　天海陸平外九名提出
岐阜県関市の地域給に関する請願
第二四八五号　岐阜県関市長　亀山一二提出
山梨県敷島町外五箇村の地域給に関する請願
第二四八六号　山梨県中巨摩郡敷島町長　深山昇外九名提出
京都府の寒冷地手当に関する請願
第二四八七号　京都府舞鶴市引土四四一両円地方寒冷積雪地給協議会内　加藤宗太郎外二十四名提出
山形県谷地町の地域給に関する請願
第二四八八号　山形県西村山郡谷地町長　市川清矩提出
山形県北谷地村の地域給に関する請願
第二四八九号　山形県西村山郡北谷地村長　大場正市提出
青森県大三沢町の地域給に関する請願
第二四九〇号　青森市長嶋町一官公庁労働組合協議会内　村木市太郎外二十五名提出
島根県出雲市の地域給等に関する請願
第二四九一号　島根県出雲市長　森山繁樹外九十名提出
山形県村木沢村の地域給に関する請願
第二四九二号　山形県南村山郡村木沢村長　加藤冨弥外七名提出
京都府長岡町外四箇町村の地域給に関する請願
第二四九四号　京都府乙訓郡長岡町役場内　冨岡千太郎外八名提出
長野県平穏村の地域給に関する請願
第二四九六号　長野県下高井郡平穏村長　湯本二郎外十一名提出
兵庫県佐野町の地域給に関する請願
第二四九七号　兵庫県津名郡佐野町長　藤岡弥三郎外四十五名提出
千葉県富津町の地域給に関する請願
第二四九八号　千葉県君津郡富津町長　佐久間清外四名提出
茨城県大村の地域給に関する請願
第二四九九号　茨城県真壁郡大村長　加倉井郁三郎外七名提出
兵庫県鴨川村の寒冷地手当に関する請願
第二五〇〇号　兵庫県加東郡鴨川村長　藤浦勇二外五名提出
岐阜県坂上村の地域給に関する請願
第二五〇一号　岐阜県吉城郡坂上村長　嶋広蔵提出
群馬県木崎町の地域給に関する請願
第二五一六号　群馬県新田郡木崎町長　梶塚兼四郎外二十六名提出
広島県木江町の地域給に関する請願
第二五一七号　広島県豊田郡木江町長　正畠忠夫提出
岡山県真備町の地域給に関する請願
第二五三五号　岡山県吉備郡真備町長　妹尾恵喜雄外二百三十七名提出
福島県常葉町の地域給に関する請願
第二五三六号　福島県田村郡常葉町長　白岩忠夫提出
福島県船引町の地域給に関する請願
第二五三七号　福島県田村郡船引町長　渡辺善寿外一名提出
福井県東十郷村の地域給に関する請願
第二五三八号　福井県坂井郡東十郷村長　宮川治雄外七名提出
福井県九頭竜公園地帯の地域給に関する請願
第二五三九号　福井県坂井郡三国町長　光成滋提出
大分県蒲江町の地域給に関する請願
第二五四一号　大分県南海部郡蒲江町長　長田八平外一名提出
福島県広野町の地域給に関する請願
第二五五二号　福島県双葉郡富岡町小浜双葉地方事務所内　太田耕治外一名提出
高知県大方町の地域給に関する請願
第二五五三号　高知県幡多郡大方町長　田辺菊治提出
群馬県前橋市の地域給に関する請願
第二五五九号　群馬県前橋市長　関口志行外七十六名提出
長崎県瀬戸町の地域給に関する請願
第二五六〇号　長崎県西彼杵郡瀬戸町長　四辻芳雄提出
長崎県千々石町の地域給に関する請願
第二五六一号　長崎県南富来郡千々石町長　田中登外一名提出
長崎県南串山村の地域給に関する請願
第二五六二号　長崎県南高来郡南串山村長　寺田善吉外一名提出
長崎県北串山村の地域給に関する請願
第二五六三号　長崎県南高来郡北串山村長　金子栄男外一名提出
青森県金木町の地域給に関する請願
第二五六四号　青森県北津軽郡金木町長　花田一外十八名提出
青森県市川村の地域給に関する請願
第二五六五号　青森市長島町一青森県官公労協議会内　村木市太郎外十一名提出
栃木県梁田村の地域給に関する請願
第二五六六号　栃木県足利郡梁田村長　柳田松太郎外四名提出
栃木県筑波村の地域給に関する請願
第二五七〇号　栃木県足利郡筑波村長　中村喜一外三名提出
栃木県那須村黒田原地区の地域給に関する請願
第二五七一号　栃木県那須郡那須村長　益子仁助外十二名提出
愛知県半田市の地域給に関する請願
第二五八八号　愛知県半田市長　森信蔵提出
愛知県高岡村の地域給に関する請願
第二五八九号　愛知県碧海郡高岡村長　石川藤吉外十二名提出
愛知県明治村の地域給に関する請願
第二五九〇号　愛知県碧海郡明治村長　沢田芳男外十五名提出
奈良県畝傍町の地域給に関する請願
第二五九一号　奈良県高市郡畝傍町長　増田清一外十五名提出
京都市由良村の地域給に関する請願

第二二九二号　京都府加佐郡由良村長　山下伊東外五名提出
京都府岡田上村の地域給に関する請願
第二二九三号　京都府加佐郡岡田上村長　道林吉郎提出
京都府岡田中村の地域給に関する請願
第二二九四号　京都府加佐郡岡田中村長　小嶋九兵衛提出
京都府岡田下村の地域給に関する請願
第二二九五号　京都府加佐郡岡田下村長　今西弥一郎提出
京都府神崎村の地域給に関する請願
第二二九六号　京都府加佐郡神崎村長　森本保次郎提出
岡山県赤坂町の地域給に関する請願
第二二九七号　岡山県赤磐郡赤坂町苅田六五二地域給獲得協議会内　福井潔夫提出
愛媛県奥南村の地域給に関する請願
第二二九八号　愛媛県北宇和郡奥南村　酒井義太郎提出
大分県宇佐町の地域給に関する請願
第二二九九号　大分県宇佐郡宇佐町長　炭矢豊一外二名提出
大分県南津留郵便局の地域給に関する請願
第二三〇〇号　大分県北海部郡南津留村大字掻懐九ノ一南津留郵便局内　三浦儀春提出
茨城県瓜連町の地域給に関する請願
第二六一三号　茨城県那珂郡瓜連町立瓜連小学校内　平山義重外百二名提出
埼玉県鳩ケ谷町の地域給に関する請願
第二六一四号　埼玉県北足立郡鳩ケ谷町議会議長　新井庄衛外十四名提出
愛知県佐久島村の地域給に関する請願
第二六一五号　愛知県幡豆郡佐久島村長　高橋規矩雄外六名提出
兵庫県浅野村の地域給に関する請願
第二六一六号　兵庫県津名郡浅野村長　森隆一外十一名提出
広島県因島市の地域給に関する請願
第二六一七号　広島県因島市長　安松延二外二十四名提出
広島県音戸町の地域給に関する請願
第二六一八号　広島県安芸郡音戸町長　樫原勉外十四名提出
広島県南生口村の地域給に関する請願
第二六一九号　広島県豊田郡南生口村長　奥河惣之助外十七名提出
福井県加戸村の地域給に関する請願
第二六二〇号　福井県坂井郡加戸村長　山口市之介提出
福井県細呂木村の地域給に関する請願
第二六二一号　福井県坂井郡細呂木村長　佐藤繁夫外四名提出
福井県高椋村の地域給に関する請願
第二六二二号　福井県坂井郡高椋村長提出
福井県粟野村の地域給に関する請願
第二六二三号　福井県敦賀郡粟野村長　網沢喜一外七名提出
福井県東郷村の地域給に関する請願
第二六二四号　福井県敦賀郡東郷村長　山本助右ヱ門提出
福井県中郷村の地域給に関する請願
第二六二五号　福井県敦賀郡中郷村長　岸三蔵外五名提出
福井県鳥羽村の地域給に関する請願
第二六二六号　福井県遠敷郡鳥羽村長　森下長正提出
福井県伊井村の地域給に関する請願
第二六二七号　福井県坂井郡伊井村長　斎藤劉義外二名提出
福井県熊川村の地域給に関する請願
第二六二八号　福井県遠敷郡熊川村長　内藤英正提出
福井県三宅村の地域給に関する請願
第二六二九号　福井県遠敷郡三宅村長　田中弥七外五名提出
福井県瓜生村の地域給に関する請願
第二六三〇号　福井県遠敷郡瓜生村長　田辺安蔵外二名提出
福井県乾側村の地域給等に関する請願
第二六三一号　福井県大野郡乾側村長　小林仁右ヱ門外一名提出
福井県遅羽村の地域給に関する請願
第二六三二号　福井県大野郡遅羽村長　仲村利章提出
福井県和田村の地域給に関する請願
第二六三三号　福井県大飯郡和田村長　芝原道信外二名提出
福井県河野村の地域給に関する請願
第二六三四号　福井県南条郡河野村長　山本又右ヱ門提出
福井県北日野村の地域給に関する請願
第二六三五号　福井県今立郡北日野村長　服部与兵衛提出
福井県今庄村の地域給に関する請願
第二六三六号　福井県南条郡今庄村長　福島伊兵衛提出
福井県加斗村の地域給に関する請願
第二六三七号　福井県大飯郡加斗村長　竹中憲二提出
福井県岡本村の地域給に関する請願
第二六三八号　福井県今立郡岡本村長　吉田利蔵外二名提出
福井県北新庄村の地域給に関する請願
第二六三九号　福井県今立郡北新庄村長　田中一二提出
福井県城崎村の地域給に関する請願
第二六四〇号　福井県丹生郡城崎村長　仙石勇治外五名提出
福井県宮崎村の地域給に関する請願
第二六四一号　福井県丹生郡宮崎村長　田中一之提出
福井県小山村の地域給に関する請願
第二六四二号　福井県大野郡小山村下舌小山中学校内　松田芳栄提出
福井県下志比、志比谷両村の地域給に関する請願
第二六四三号　福井県吉田郡下志比村長　河合弥作外九名提出
福井県新保村の地域給に関する請願
第二六四四号　福井県坂井郡新保村長代理助役　竹内孫作外二名提出
福井県村岡村の地域給に関する請願
第二六四五号　福井県大野郡村岡村長　田中茂外一名提出
福井県丸岡町の地域給に関する請願
第二六四六号　福井県坂井郡丸岡町長　友影賢也提出
福井県の地域給に関する請願
第二六四七号　福井県知事　小幡治和外二百十七名提出
三重県津田村の地域給に関する請願
第二六四九号　三重県多気郡津田村津田村地区全官公庁職員連絡協議会内　浦田節夫提出
三重県射和村の地域給に関する請願
第二六五〇号　三重県飯南郡射和村射和地区全官公庁職員連絡協議会内　松原米蔵提出
岡山県山田村の地域給に関する請願
第二六五一号　岡山県和気郡山田村長　岸本三千男提出
岩手県の地域給に関する請願
第二六六五号　岩手県議会議長　村上順平提出
岩手県の寒冷地手当に関する請願
第二六六六号　岩手県議会議長　村上順平提出
茨城県下館町の地域給に関する請願
第二六七〇号　茨城県真壁郡下館町長　秋山源吉外三十一名提出
京都府綾部市の地域給に関する請願
第二六七一号　京都府綾部市長　長岡誠外一名提出
大阪府玉川町の地域給に関する請願
第二六七二号　大阪府中河内郡玉川町長　西野米太郎外三名提出
福井県上中地区の地域給に関する請願
第二六七三号　福井県遠敷郡野木村長　小林甚右ヱ門外二名提出
公務員の石炭手当等に関する請願
第二六七四号　福島市上浜町五　小島孝七提出
新潟県の地域給に関する請願
第二六七九号　新潟県知事　岡田正平外一名提出
鹿児島県高江村外八箇村の地域給に関する請願
第二六八〇号　鹿児島県知事　重成格提出
北海道上士幌村の地域給に関する請願
第二六八一号　北海道河東郡上士幌村長　鈴木泰助外十二名提出

滋賀県水口町の地域給に関する請願
第二六九〇号　滋賀県甲賀郡水口町甲賀地方事務所内　木内宗光外六百二十名提出
和歌山県高野町の地域給に関する請願
第二六九一号　和歌山県伊都郡高野町高野営林署内　和田軍三外二十名提出
和歌山県高野町の寒冷地手当に関する請願
第二六九二号　和歌山県伊都郡高野町長　森谷勲外二十名提出
奈良県天川村の地域給に関する請願
第二六九六号　奈良県吉野郡天川村長　宮田金寿外十七名提出
宮城県七ヶ宿村の地域給に関する請願
第二六九七号　宮城県刈田郡七ヶ宿村長　富沢直道外九十九名提出
茨城県多賀町の地域給に関する請願
第二六九八号　茨城県多賀郡多賀町長　大窪定一外六百名提出
千葉県姉崎町の地域給に関する請願
第二六九九号　千葉県市原郡姉崎町長　鈴木益次郎提出
埼玉県須加村の地域給に関する請願
第二七〇〇号　埼玉県北埼玉郡須加村長　藤野高輔外六名提出
埼玉県樋遣川村の地域給に関する請願
第二七〇一号　埼玉県北埼玉郡樋遣川村長　塩原梅之丞外七名提出
京都府物部村の地域給に関する請願
第二七二九号　京都府何鹿郡物部村長　小室繁太郎外二名提出
京都府中上林村の地域給に関する請願
第二七三〇号　京都府何鹿郡中上林村長　古和田敏夫提出
京都府豊里村の地域給に関する請願
第二七三一号　京都府何鹿郡豊里村長　田中俊一郎外一名提出
京都府志賀郷村の地域給に関する請願
第二七三二号　京都府何鹿郡志賀郷村長代理助役　倉橋鬼代蔵外二名提出
京都府網野町の地域給に関する請願
第二七三三号　京都府竹野郡網野町長　井上辰治提出
京都府三岳村の地域給に関する請願
第二七三四号　京都府天田郡三岳村長　小滝市之助提出
京都府茂原村の地域給に関する請願
第二七三五号　京都府天田郡茂原村長　細見儀右衛門提出
京都府中六人部村の地域給に関する請願
第二七三六号　京都府天田郡中六人部村　今川繁治提出
京都府竹野村の地域給に関する請願
第二七三七号　京都府竹野郡竹野村長　野木善保提出
京都府下宇川村の地域給に関する請願
第二七三八号　京都府竹野郡下宇川村長　小野藤吉提出
京都府上六人部村の地域給に関する請願
第二七三九号　京都府天田郡上六人部村長　高日久一提出
京都府豊栄村の地域給に関する請願
第二七四〇号　京都府竹野郡豊栄村長　宇野勝治提出
京都府雲原村の地域給に関する請願
第二七四一号　京都府天田郡雲原村長　西原亀三提出
京都府上宇川村の地域給に関する請願
第二七四二号　京都府竹野郡上宇川村長　岡田恒治郎提出
京都府野間村の地域給に関する請願
第二七四三号　京都府竹野郡野間村長　木村勝治提出
京都府佐濃村の地域給に関する請願
第二七四四号　京都府熊野郡佐濃村長　森善二提出
京都府間人町の地域給に関する請願
第二七四五号　京都府竹野郡間人町長　蒲田保提出
京都府上川口村の地域給に関する請願
第二七四六号　京都府天田郡上川口村長　足立弘提出
京都府川上村の地域給に関する請願
第二七四七号　京都府熊野郡川上村長　飯室明治郎提出
京都府弥栄村の地域給に関する請願
第二七四八号　京都府竹野郡弥栄村長　平林信治提出
京都府神野村の地域給に関する請願
第二七四九号　京都府熊野郡神野村長　森本筆雄提出
京都府溝村の地域給に関する請願
第二七五〇号　京都府熊野郡溝村長　木村金志提出
京都府川合村の地域給に関する請願
第二七五一号　京都府天田郡川合村　山本繁右ヱ門提出
京都府田村の地域給に関する請願
第二七五二号　京都府熊野郡田村長　牧野善右ヱ門提出
京都府下六人部村の地域給に関する請願
第二七五三号　京都府天田郡下六人部村　松本庄吉提出
京都府金山村の地域給に関する請願
第二七五四号　京都府天田郡金山村長　牧定太郎提出
京都府久美浜町の地域給に関する請願
第二七五五号　京都府熊野郡久美浜町長　岡田志郎提出
京都府上夜久野村外二箇村の地域給に関する請願
第二七五六号　京都府天田郡上夜久野村長　日和重次郎外二名提出
京都府細見村の地域給に関する請願
第二七五七号　京都府天田郡細見村長　田中敬市提出
京都府金谷村の地域給に関する請願
第二七五八号　京都府天田郡金谷村長　石坪俊雄提出
京都府佐賀村の地域給に関する請願
第二七五九号　京都府何鹿郡佐賀村長　間島春蔵外二名提出
京都府海部村の地域給に関する請願
第二七六〇号　京都府熊野郡海部村長　辻幸右衛門提出
福岡県秋月町の地域給に関する請願
第二七六二号　福岡県朝倉郡秋月町長　林卓外四名提出
福岡県上秋月村の地域給に関する請願
第二七六三号　福岡県朝倉郡上秋月村長　尾畑常次郎外三名提出
福岡県馬田村外二箇村の地域給に関する請願
第二七六四号　福岡県朝倉郡馬田村長　草場一外十二名提出
福岡県小石原村の地域給に関する請願
第二七六五号　福岡県朝倉郡小石原村長　長沢善之助提出
福岡県立石村の地域給に関する請願
第二七六六号　福岡県朝倉郡立石村長　坂田茂三郎外三名提出
福岡県高木村の地域給に関する請願
第二七六七号　福岡県朝倉郡高木村長　豊島義親外四名提出
福岡県宝珠山村の地域給に関する請願
第二七六八号　福岡県朝倉郡宝珠山村長　井上佐太郎外八名提出
山口県宇部、小野田両市の地域給に関する請願
第二七六九号　山口県小野田市役所内宇部小野田地区全官公庁地域給対策協議会内　山本利男外二十八名提出
滋賀県市辺村の地域給に関する請願
第二七七〇号　滋賀県蒲生郡市辺村長　藤野正夫提出
兵庫県有年村の地域給に関する請願
第二七七一号　兵庫県赤穂郡有年村長　河本鉄夫外十六名提出
静岡県北狩野村の地域給に関する請願
第二七七二号　静岡県田方郡北狩野村長　土屋四衛外九名提出
茨城県結城町の地域給に関する請願
第二七七三号　茨城県結城郡結城町長　木村正義外四百三名提出
高知県須崎田の地域給に関する請願
第二七七四号　高知県高岡郡須崎町須崎一六五三　丸山慶三提出
兵庫県竜野市外八箇町村の地域給に関する請願
第二七七五号　兵庫県揖保郡太子町構四二八　吉岡彰外六名提出

千葉県東金町の地域給に関する請願
第二七七六号　千葉県山武郡東金町地域給連絡協議会内　佐藤信一提出
三重県南海村の地域給に関する請願
第二七九六号　三重県度会郡南海村長　山川金右衛門提出
三重県香良洲町の地域給に関する請願
第二八〇一号　三重県一志郡香良洲町長　八太正太夫外四名提出
千葉県八日市場町の地域給に関する請願
第二八〇七号　千葉県匝瑳郡八日市場町長　大枝十兵衛提出
岐阜県神岡町の地域給に関する請願
第二八〇八号　岐阜県吉城郡神岡町長　中山直次郎外五名提出
岐阜県神戸町の地域給に関する請願
第二八〇九号　岐阜県安八郡神戸町長　河出義一外六名提出
千葉県船橋市の地域給に関する請願
第二八三一号　千葉県船橋市役所内船橋地区全官公労連絡協議会内　石神国松外十名提出
神奈川県箱根地区の地域給に関する請願
第二八三三号　神奈川県足柄下郡温泉村底倉一二七五　宮川政次外三百二十名提出
岡山県御津町の地域給に関する請願
第二八三四号　岡山県御津郡御津町長　荒木伊三二外二名提出
長崎県時津町、長与村の地域給に関する請願
第二八三五号　長崎県西彼杵郡時津町立時津小学校内　山田幾太郎外六名提出
鹿児島県大川内村の地域給に関する請願
第二八三六号　鹿児島県出水郡大川内村長　橋口巌外一名提出
京都府宮津町の地域給に関する請願
第二八三七号　京都府与謝郡宮津町長　徳田富治提出
京都府岩滝町の地域給に関する請願
第二八三八号　京都府与謝郡岩滝町長　鳩田暉三提出
京都府加悦町、三河内村の地域給に関する請願
第二八三九号　京都府与謝郡加悦町長　細井直義外一名提出
京都府筒川村の地域給に関する請願
第二八四〇号　京都府与謝郡筒川村長　品川偉太郎外一名提出
京都府奥上林村の地域給に関する請願
第二八四一号　京都府何鹿郡奥上林村長　松井力太郎提出
京都府山田村の地域給に関する請願
第二八四二号　京都府与謝郡山田村長　時武慶治提出
京都府府中村の地域給に関する請願
第二八四三号　京都府与謝郡府中村長　宮田勇提出
京都府曾我部村の地域給に関する請願
第二八四四号　京都府南桑田郡曾我部村長　木内源三郎提出
京都府栗田村の地域給に関する請願
第二八四五号　京都府与謝郡栗田村京都府水産高等学校内　細梅清之外八名提出
京都府日ケ谷村の地域給に関する請願
第二八四六号　京都府与謝郡日ケ谷村長　松田保太外一名提出
京都府世屋村の地域給に関する請願
第二八四七号　京都府与謝郡世屋村長　吉田初衛提出
京都府与謝村の地域給に関する請願
第二八四八号　京都府与謝郡与謝村長　森垣政治郎外二名提出
京都府朝妻村の地域給に関する請願
第二八四九号　京都府与謝郡朝妻村長　今岡庄次郎外一名提出
京都府日置村の地域給に関する請願
第二八五〇号　京都府与謝郡日置村長　田井喜之三外一名提出
京都府本庄村の地域給に関する請願
第二八五一号　京都府与謝郡本庄村長　三野平一郎提出
京都府吉津村の地域給に関する請願
第二八五二号　京都府与謝郡吉津村長　小谷徳之助提出
京都府市場村の地域給に関する請願
第二八五三号　京都府与謝郡市場村長　福井鉄治提出
京都府石川村の地域給に関する請願
第二八五四号　京都府与謝郡石川村長　小林重敬提出
京都府桑飼村の地域給に関する請願
第二八五五号　京都府与謝郡桑飼村長　倉橋清次提出
奈良県真菅村の地域給に関する請願
第二八六九号　奈良県高市郡真菅村長　阪本安次郎提出
奈良県田原村の地域給に関する請願
第二八七〇号　奈良県添上郡田原村長　貫定増一外二名提出
奈良県室生村の地域給に関する請願
第二八七一号　奈良県宇陀郡室生村長　堀本政夫外九名提出
奈良県四郷村の地域給に関する請願
第二八七二号　奈良県吉野郡四郷村長　田中仁外七名提出
奈良県高取町の地域給に関する請願
第二八七三号　奈良県高市郡高取町長　宮本宗雄提出
奈良県箸尾町の地域給に関する請願
第二八七四号　奈良県北葛城郡箸尾町長　安田音八外四名提出
京都府八木町の地域給に関する請願
第二八七六号　京都府船井郡八木町長　浅田信夫提出
京都府須知町の地域給に関する請願
第二八七七号　京都府船井郡須知町長　荒井友治郎提出
京都府園部町の地域給に関する請願
第二八七八号　京都府船井郡園部町長　永井正史提出
京都府宮前村の地域給に関する請願
第二八七九号　京都府南桑田郡宮前村長　西田太郎提出
京都府旭村の地域給に関する請願
第二八八〇号　京都府南桑田郡旭村長　蔭山定七外一名提出
京都府馬路村の地域給に関する請願
第二八八一号　京都府南桑田郡馬路村長　中沢栄治外四名提出
京都府東別院村の地域給に関する請願
第二八八二号　京都府南桑田郡東別院村長　平田一義提出
京都府本梅村の地域給に関する請願
第二八八三号　京都府南桑田郡本梅村長　森丈太郎外四名提出
京都府西本梅村の地域給に関する請願
第二八八四号　京都府船井郡西本梅村長　原田光六提出
京都府薭田野村の地域給に関する請願
第二八八五号　京都府南桑田郡薭田野村長　鈴木真一外二名提出
京都府河原林村の地域給に関する請願
第二八八六号　京都府南桑田郡河原林村長　上田政一外一名提出
京都府保津村の地域給に関する請願
第二八八七号　京都府南桑田郡保津村長　関本新五郎外二名提出
京都府千代川村の地域給に関する請願
第二八八八号　京都府南桑田郡千代川村長　永田数一外三名提出
京都府大井村の地域給に関する請願
第二八八九号　京都府南桑田郡大井村長代理助役　山下栄一外二名提出
京都府東本梅村の地域給に関する請願
第二八九〇号　京都府船井郡東本梅村長　法貴定治提出
京都府高原村の地域給に関する請願
第二八九一号　京都府船井郡高原村長　藤田善九郎提出
京都府摩気村の地域給に関する請願
第二八九二号　京都府船井郡摩気村長　谷源一郎提出
京都府瑞穂村の地域給に関する請願
第二八九三号　京都府船井郡瑞穂村長　貞守一二郎外十一名提出
京都府上和知村の地域給に関する請願
第二八九四号　京都府船井郡上和知村長　山内利兵衛提出

北海道猿払村の地域給に関する請願
第二八九五号　北海道宗谷郡猿払村長　佐藤貞雄外五名提出
京都府下和知村の地域給に関する請願
第二八九六号　京都府船井郡下和知村長　片山忠俊提出
京都府胡麻郷村の地域給に関する請願
第二八九七号　京都府船井郡胡麻郷村長　木戸雄一郎外二名提出
京都府世木村の地域給に関する請願
第二八九八号　京都府船井郡世木村長　近藤仙太郎提出
京都府五ケ荘村の地域給に関する請願
第二八九九号　京都府船井郡五ケ荘村長　藤林寛次外三名提出
京都府千歳村の地域給に関する請願
第二九〇〇号　京都府南桑田郡千歳村長　山田徳三提出
京都府畑野村の地域給に関する請願
第二九〇一号　京都府南桑田郡畑野村長　斉藤清市外二名提出
京都府樫田村の地域給に関する請願
第二九〇二号　京都府南桑田郡樫田村長　久保増太郎提出
京都府西別院村の地域給に関する請願
第二九〇三号　京都府南桑田郡西別院村長　細見善一外二名提出
京都府篠村の地域給に関する請願
第二九〇四号　京都府南桑田郡篠村長　宇野清次外四名提出
京都府吉川村の地域給に関する請願
第二九〇五号　京都府南桑田郡吉川村長　曾我幾雄外一名提出

京都府舞鶴市の地域給に関する請願
第二九〇六号　京都府舞鶴市字森九六一舞鶴官公庁労働組合協議会内　中道秋治提出
宮崎県八代村の地域給に関する請願
第二九〇七号　宮崎県東諸県郡八代村長　小川比農夫提出
鹿児島県串木野市の地域給に関する請願
第二九〇八号　鹿児島県串木野市長　橘口行彦提出
鹿児島県加世田町の地域給に関する請願
第二九〇九号　鹿児島県川辺郡加世田町長　松山賢太郎提出
鹿児島県鹿島村の地域給に関する請願
第二九一〇号　鹿児島県薩摩郡鹿島村長　白橋弥右衛門外一名提出
鹿児島県帖佐町の地域給に関する請願
第二九一一号　鹿児島県姶良郡帖佐町長　井之口義満外四名提出
鹿児島県笠沙町の地域給に関する請願
第二九一二号　鹿児島県川辺郡笠沙村長　瀬戸山喜義提出
鹿児島県横川町の地域給に関する請願
第二九一三号　鹿児島県姶良郡横川町長　目床秋彦外三名提出
鹿児島県西太良村の地域給に関する請願
第二九一四号　鹿児島県伊佐郡西太良村長　川田卓提出
宮城県根白石村の地域給に関する請願
第二九一五号　宮城県宮城郡根白石村根白石字東鹿野一〇〇　豊田正夫外二名提出
宮城県村田町、富岡村の寒冷地手当に関する請願
第二九一六号　宮城県柴田郡村田町長　升健蔵外二百六十九名提出
北海道稚内市の地域給に関する請願
第二九三七号　北海道稚内市長　西岡斌外二名提出
北海道静内町の地域給に関する請願
第二九三八号　北海道静内郡静内町長　貝田信二外二名提出
宮城県雄勝町の地域給に関する請願
第二九三九号　宮城県桃生郡雄勝町長　藤野徳弥外五名提出
福島県飯坂、湯野両町の地域給に関する請願
第二九四〇号　福島県信夫郡飯坂町長　但木文重外十六名提出
茨城県関本町の地域給に関する請願
第二九四一号　茨城県真壁郡関本町長　西村桂次外六名提出
茨城県筑波町の地域給に関する請願
第二九四二号　茨城県筑波郡筑波町筑波山郵便局内　広瀬侃
寿外八名提出
千葉県白潟町の地域給に関する請願
第二九四三号　千葉県長生郡白潟町長　細谷幸一外十三名提出
岐阜県久々野村の地域給に関する請願
第二九四四号　岐阜県大野郡久々野村長　桐山敏男提出
鹿児島県蒲生町の地域給に関する請願
第二九四五号　鹿児島県姶良郡蒲生町長　森文雄外四名提出
北海道美唄市の地域給に関する請願
第二九四六号　北海道美唄市長　桜井省吾外十三名提出

北海道岩見沢市の地域給に関する請願
第二九四七号　北海道岩見沢市長　山本市英外二十五名提出
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
第二九四八号　岐阜県大野郡清見村　藤本章提出
埼玉県長若村の地域給に関する請願
第二九四九号　埼玉県秩父郡長若村長　笠原為一郎外三十八名提出
愛知県神戸村の地域給に関する請願
第二九五〇号　愛知県渥美郡神戸村長　河合茂市外九名提出
愛知県野田村の地域給に関する請願
第二九五一号　愛知県渥美郡野田村長　鵜飼義一外四名提出
愛知県杉山村の地域給に関する請願
第二九五二号　愛知県渥美郡杉山村長　中村宇一外七名提出
奈良県宇賀志村の地域給に関する請願
第二九五三号　奈良県宇陀郡宇賀志村長　葛城治郎左衛門外九名提出
奈良県御杖村の地域給に関する請願
第二九五四号　奈良県宇陀郡御杖村長　田中一一外八名提出
奈良県天満村の地域給に関する請願
第二九五五号　奈良県高市郡天満村官公庁職員協議会内　村上誠提出
奈良県葛村の地域給に関する請願
第二九五六号　奈良県南葛城郡葛村長　南勇次提出

奈良県忍海村の地域給に関する請願
第二九五七号　奈良県南葛城郡忍海村字山田　酒井清治外五十一名提出
奈良県高市村の地域給に関する請願
第二九五八号　奈良県高市郡高市村長　福井磯太郎提出
奈良県葛城村の地域給に関する請願
第二九五九号　奈良県南葛城郡葛城村長　楳田忠雄外三名提出
奈良県阪合村の地域給に関する請願
第二九六〇号　奈良県高市郡阪合村長　浦谷真孝外三名提出
奈良県伊那佐村の地域給に関する請願
第二九六一号　奈良県宇陀郡伊那佐村長　松岡文三外二名提出
奈良県榛原町の地域給に関する請願
第二九六二号　奈良県宇陀郡榛原町榛原郵便局内　子守敬一郎外二十名提出
三重県宿田曾村の地域給に関する請願
第二九六三号　三重県度会郡宿田曾村長　浜口才次郎外三名提出
官庁技術系統職員の取扱に関する請願
第二九六四号　東京都中央区京橋一ノ二大阪商船ビル三階日本科学技術連盟内　八田嘉明提出
北海道札幌村の地域給に関する請願
第二九八四号　北海道札幌郡札幌村長　島良作提出
栃木県足利市の地域給に関する請願
第二九八五号　栃木県足利市八幡三六八　浅野元重外三十三名提出

兵庫県曾根町外三箇町村の地域給に関する請願
第二九八六号　兵庫県印南郡曾根町長　米田亮吉外二十一名提出
愛媛県岡田村の地域給に関する請願
第二九八七号　愛媛県伊予郡岡田村長　八束英誉外六名提出
大分県国東町の地域給に関する請願
第二九八八号　大分県東国東郡国東町長　吉武義信外四百八名提出
大分県伊美町の地域給に関する請願
第二九八九号　大分県東国東郡伊美町長　藤原千利外百四名提出
大分県武蔵町の地域給に関する請願
第二九九〇号　大分県東国東郡武蔵町長　西村栄一外八十九名提出
大分県富来町の地域給に関する請願
第二九九一号　大分県東国東郡富来町長　吉武聡気外八十五名提出
山形県の地域給に関する請願
第二九九二号　山形県庁内山形県官公庁地域給寒冷地給対策協議会内　村山道雄提出
京都府都々城村の地域給に関する請願
第二九九三号　京都府綴喜郡都々城村長　東重三郎外六名提出
京都府田原村の地域給に関する請願
第二九九四号　京都府綴喜郡田原村長　住田利夫外五名提出
京都府有智郷村の地域給に関する請願
第二九九五号　京都府綴喜郡有智郷村長　長村弁三外五名提出
京都府八幡町の地域給に関する請願
第二九九六号　京都府綴喜郡八幡町長　吉本伊次郎外五名提出
京都府井手町の地域給に関する請願
第二九九七号　京都府綴喜郡井手町長　木村延次郎外五名提出
京都府田辺町の地域給に関する請願
第二九九八号　京都府綴喜郡田辺町長　北川楢太郎外二十二名提出
京都府多賀村の地域給に関する請願
第二九九九号　京都府綴喜郡多賀村長　下村喜平外三名提出
京都府宇治田原村の地域給に関する請願
第三〇〇〇号　京都府綴喜郡宇治田原村長　西出孝太郎外六名提出
愛知県老津村の地域給に関する請願
第三〇〇一号　愛知県渥美郡老津村長　彦坂壮一外七名提出
北海道旭川市の地域給に関する請願
第三〇〇二号　北海道旭川市議会議長　信田重外三名提出
北海道船泊村の地域給に関する請願
第三〇〇三号　北海道礼文郡船泊村大字船泊村字大備二〇二ノ二　小林滝太郎外三名提出
北海道礒谷村の地域給に関する請願
第三〇〇四号　北海道礒谷郡礒谷町長　吉田丑蔵外三名提出
北海道中頓別町の地域給に関する請願
第三〇二六号　北海道枝幸郡中頓別町長　浅水辰蔵外三十二名提出
北海道宗谷村の地域給に関する請願
第三〇二七号　北海道宗谷郡宗谷村長　沢内精治外七名提出
鹿児島県新城村の地域給に関する請願
第三〇二八号　鹿児島県肝属郡新城村長　福永虎男提出
鹿児島県大根占町の地域給に関する請願
第三〇二九号　鹿児島県肝属郡大根占町長　宮里軍吉提出
石川県川北村の地域給に関する請願
第三〇三〇号　石川県能美郡川北村長　山田善治外七名提出
青森県百石町の地域給に関する請願
第三〇三一号　青森県上北郡百石町教職員組合内　佐藤健正外六名提出

右九百三十七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

意見書案

愛知県稲武町の地域給に関する請願

請願者　愛知県北設楽郡稲武町長　大石文一外十三名（第一五六三号）

右の請願は、愛知県稲武町は、長野県および岐阜県に接し、本郡西部の産業、経済、文化の中心地であつて各種の官公署、学校および組合、会社、団体等があり、かつ生活必需品はすべて田口町、新城町、豊橋市および足助町、岡崎市、名古屋市から移入している関係上、物価は運賃等が加算されいちじるしく高い実情にあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県御油町の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡御油町長　石黒伝一外五名（第一五六四号）

右の請願は、愛知県御油町は、地域給三級地の豊川市および二級地の国府町に接してあたかも豊川市の一区域の如き様相を呈し生活状態は全く同市と同様であり、またみそ、たまり醸造工業および綿布工業、その他染物、竹製品等の工業が発達し、かつ綿布を除く他の生活必需品はほとんど名古屋、豊橋方面から移入している関係上、大都市以上の物価高を示している。しかるに本町における一部の官公署は二級地の地域給を支給され他の官公署は未指定となつていることはまことに不合理であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県大塚村の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡大塚村長　大須賀隼次外四名（第一五六五号）

右の請願は、愛知県大塚村は、地域給三級地の蒲郡町、三谷町および一級地の御津町に接し、これらの町と同一の経済圏ならびに観光地帯を形成し、かつ生活必需品もほとんどこれらから移入している関係上、物価および生活水準は蒲郡町および三谷町、御津町と何等異なるところがなく、従つて本村公務員の生活は極度に困窮しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道古平町の地域給に関する請願

請願者　北海道古平郡古平町長　伊藤由松外三名（第一五六六号）

右の請願は、北海道古平町は、かつて、にしんの産地として知られ、一時は小樽市の経済を支配するほどであつたが、漁業不振とその後の経済機構の変化等によつて漁獲物はもとよりすべての物価に小樽市の影響を受け、しかも一部消費物資の価格は小樽市を上回つている実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道焼尻村の地域給に関する請願

請願者　北海道苫前郡焼尻村中学校内　野呂稲城外四名（第一五六七号）

右の請願は、北海道焼尻村は、本道西海岸より三十キロ余の日本海上の孤島に所在しているため、交通不便と物価高によつて在勤公務員は窮乏のどん底にあえいでいる現状であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現

に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道常呂町の地域給に関する請願

請願者　北海道常呂郡常呂町政井三郎外二名（第一五六八号）

右の請願は、北海道常呂町は網走、北見両市に隣接して人と物資との密接な交流関係にあるが、両市が地域給二級地に指定されているに反し本村が一級地であるため行政面に支障が多く、かつ物価も両市と差がない現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道滑滑村の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡滑滑村工藤栄外七名（第一五六九号）

右の請願は、北海道滑滑村は、寒冷北辺の地にあり、かつ都市から遠隔地にあるため、都市に比し高物価の実状にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道苫前町の地域給に関する請願

請願者　北海道苫前郡苫前町長　斎藤孝治郎外十四名（第一五七〇号）

右の請願は、北海道苫前町は、留崩支庁管内の漁業の根拠地、農産物の集散地であるが、冬季間における雪積、低温強風という悪条件と地理的事情により物価高であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道士別町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎外四名（第一五七一号）

右の請願は、北海道士別町は、小樽、札幌、旭川等の各市を経て生活物資を移入するため高物価となり、しかも地理的、行政的に旭川市に密接しているため経済事情を同市と同じくしているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道別海村の地域給に関する請願

請願者　北海道野付郡別海村長　中尾彰良外六名（第一五七二号）

右の請願は、北海道別海村は、へき地でしかも生活物資を高物価地から移入しているため物価がはなはだしく高い実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道鶴居村の地域給に関する請願

請願者　北海道阿寒郡鶴居村長　山崎伊作外八名（第一五七四号）

右の請願は、北海道鶴居村は、釧路市に隣接しているが同市から本村役場所在地までは三十二キロあり、この間交通が極めて不便で運搬交通費に高額を要し釧路市に比し平均物価指数百二十を示している実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道若佐村の地域給に関する請願

請願者　北海道常呂郡若佐村長　桐山修外八名（第一五七五号）

右の請願は、北海道若佐村は、網走支庁管内のほぼ中央に位するへき村で、冬期間は交通と絶の状況となり生活必需物資は運搬費のため高騰し、公務員の生活は窮乏を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道安平村の地域給に関する請願

請願者　北海道勇払郡安平村字早来　畠弘二外十九名（第一五七六号）

右の請願は、北海道安平村は、生活必需品の大半を他から供給を受け、しかも米軍基地の千歳町、追分を隔てて炭鉱地の夕張市、大工場地帯の苫小牧市に包囲され地理的条件も悪く、住宅の不足、物価の高騰等道内まれに見る悪条件にあり、加うるに全道屈指の寒冷地であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道千歳町の地域給に関する請願

請願者　北海道千歳郡千歳町清水町　山崎友吉外三名（第一五七七号）

右の請願は、北海道千歳町は、生産資源に乏しく、特殊な産業もなく全くの軍事都市として発展し、米軍地上部隊および空軍の一大基地であるとともに保安隊機械化兵団の北方の総基地であり、従つて浮動人口、暗の女は数千名に達し、その上観光客も多く、物価は驚くばかり高く生活費と税の負担は過重であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道入舸村の地域給に関する請願

請願者　北海道積丹郡入舸村長　山路泰次郎外十五名（第一五七八号）

右の請願は、北海道入舸村は、積丹山脈の重畳たる山岳に囲まれているため交通路は余市町に至る陸路と小樽市に至る海路のみで、季節的に多大の制約を受け、しかも生活必需物資は公価を有するものを除いてその大半を小樽市に求めているため必然的に同市の市場価格より相当上回つている現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上湧別村の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡上湧別村長　今野和七外四名（第一五七九号）

右の請願は、北海道上湧別村は、遠軽町および紋別町の中央に位置し、遠軽町の保安隊設置に伴う物価高騰の余波を受けて本村俸給生活者の生活は困窮を極めている実情であるから、本村の地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上渚滑村の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡上渚滑村長　林重晴外三名（第一五八〇号）

右の請願は、北海道上渚滑村は、地域給の支給を受けている隣接滝上町、渚滑村、与部町、紋別町等に比して物価が同等もしくは高いにかかわらず地域給支給地より除外されていることは遺憾であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道佐呂間村の地域給に関する請願

請願者　北海道常呂郡佐呂間村長　栄時治外二名（第一五八一号）

右の請願は、北海道佐呂間村は、地勢的に恵まれないため保健衛生および文化面についても地理的条件から弱態を示し、物資流通状況は悪く物価高で公務員の生活は窮迫しているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道興部町の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡興部町長　桑辺長太郎外二名（第一五八二号）

右の請願は、北海道興部町は、オーツク海に面しながら必要な施設がないため水産の見るべきものなく、一方農業はでん粉を主とするため主食のほとんどを他から移入し、衣料品、雑貨、日用品等も函館、札幌、小樽、旭川等から移入する関係で近接の町村より高物価であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道帯広市の地域給に関する請願

請願者　北海道帯広市長　佐藤亀太郎外一名（第一五八三号）

右の請願は、北海道帯広市は十勝一円の政治、経済、文化、産業の中心都市として年々人口が増加しており、同市における物価は札幌、小樽、釧路等に比してそん色ない実状にあるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道雨竜郡北竜村の地域給に関する請願

請願者　北海道雨竜郡北竜村長　山本幸司外十九名（第一五八五号）

右の請願は、北海道北竜村は、石狩平野の西北部に位し、交通機関に恵まれず、かつ冬季積雪はなはだしいため、十二月から四月までは全く陸の孤島と化し、商品仕入経費の増高によつて小売価格は近隣の町村よりはるかに上回り、俸給生活者の家計を極度にひつ迫させている実状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道福島町の地域給に関する請願

請願者　北海道松前郡福島町小学校内　工藤由太郎外二十一名（第一五八六号）

右の請願は、北海道福島町は、町勢の発展に伴い人口の増加はげしく諸物価も高騰しているから、同町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道幌延村の地域給に関する請願

請願者　北海道天塩郡幌延村長　赤松満太郎外三名（第一五八七号）

右の請願は、北海道幌延村は、地理的条件に恵まれないためにあらゆる産業は不振であり、従つて住民の生活程度は低く、官公吏の生活も物価高のため生活が困難な現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道奥尻村の地域給に関する請願

請願者　北海道奥尻郡奥尻村吉田由太郎外四名（第一五八八号）

右の請願は、北海道奥尻村は、本道の西南端に位する海上五十九キロの孤島によつて、地理的悪条件の上、物資のすべてを函館市に依存し、殊に冬期はわずかに月四、五回の運航の場合さえあつて物価高であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道初山別村の地域給に関する請願

請願者　北海道苫前郡初山別村初山別中学校内　藤原勇外十三名（第一五八九号）

右の請願は、北海道初山別村は、雪積、風速、交通の状況よりして住民の生活環境は全道有数の悪条件下にあり、ために住居、燃料、被服、食糧および保健衛生に要する費用はばく大であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道伊達町の地域給に関する請願

請願者　北海道有珠郡伊達町全官公庁労働組合協議会内　横田博外十六名（第一五九〇号）

右の請願は、北海道伊達町は、米、魚介類の生産が町内消費の半にも達しないためこれらを他管内から供給を受け、衣料品その他の生活必需物資は、いずれも室蘭市から仕入れている関係上物価は同市を上回り、勤労者の実情は室蘭市における と同等もしくはそれ以上の窮状にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に

努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道朝日村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡朝日村長　織戸三松外三名（第一五九一号）

右の請願は、北海道朝日村は、気候、交通等の悪条件によつて交通、被服、保健衛生、食糧等の出費は上川支庁随一といわれており、物価は旭川市、士別町に比較し平均二割五分高となつているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道知内村の地域給に関する請願

請願者　北海道上磯郡知内村中沢喜八郎外二十名（第一五九二号）

右の請願は、北海道知内村は、隣接木古田町、福島町と生活条件は同等であるから、本村を両町なみの地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道木古内町の地域給に関する請願

請願者　北海道上磯郡木古内町長　小林栄三郎外二名（第一五九三号）

右の請願は、北海道南尻別村は、函館、札幌両市の丁度中央にある関係上これらの都市につながる商取引は敏感に本村の経済事情に反映し、諸物価は一般に都市より高い実状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道天売村の地域給に関する請願

請願者　北海道苫前郡天売村字富磯　菊池竹雄外九名（第一五九四号）

右の請願は、北海道天売村は、本道西北海岸にある小島で、交通不便と位置的偏在のため諸物価は他町村に比していちじるしく高価を示している実情にあるから、本村を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道留辺蘂町の地域給に関する請願

請願者　北海道常呂郡留辺蘂町長　佐野準一郎（第一五九五号）

右の請願は、北海道留辺蘂町は、東洋一の水銀採鉱地として知られているとともに、木材の産出および北見地方唯一の温泉観光地として近年いちじるしく人口が増加し、従つて生活必需物資の需給は不均衡となり、公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道白滝村の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡白滝村白滝地区全官公庁協議会内　徳江保外三名（第一五九六号）

右の請願は、北海道白滝村は、農村電化の完成と至便な鉄道交通機関とによつて各方面の伸長と住民の生活水準を急激に上昇させた上に積雪が多く、冬季の寒気厳しく、加うるに物価が極めて高いため生活困難な地域であるから、本村を地域給二給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道鹿追村の地域給に関する請願

請願者　北海道河東郡鹿追村長　石塚長蔵外二名（第一五九七号）

右の請願は、北海道鹿追村は、日用品の殆んどを札幌、小樽、旭川等を経由して帯広市から移入しているため物価が高く公務員の生活は困窮しているから、同村を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道根室町の地域給に関する請願

請願者　北海道根室郡根室町字平内町四ノ五　三浦隆治外十八名（第一五九八号）

右の請願は、根室町は近くに生活物資の生産地帯がないため物価が高く公務員の生活は困窮しているから同町の地域給を四級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道神居村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡神居村長　下田基外三名（第一五九九号）

右の請願は、北海道神居村は、旭川市に近接し生活必需物資は同市を供給源としているため生活状態は変るところがないから、本村の字本町、神岡、忠和および雨紛地区を地域給四級地に、その他の地域を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道三石町の地域給に関する請願

請願者　北海道三石郡三石町長　広田時治外三名（第一六〇〇号）

右の請願は、北海道三石町は、多数の工場事業所を有する浦河と静内の中間に位置する関係でこれら大消費地の影響を受け、物価は札幌、浦河、静内よりむしろ割高の状態であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道小清水村の地域給に関する請願

請願者　北海道斜里郡小清水村長　藤原教外二名（第一六〇一号）

右の請願は、北海道小清水村は交通の便悪く、夏季はバス、トラック等により輸送が緩和されているが、冬季は全く交通と絶の状態にあり、加うるに衣料品、海産物、雑貨等は札幌、小樽、北見、網走等から移入しているため、いちじるしい物価高となつているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道深川町の地域給に関する請願

請願者　北海道雨竜郡深川町長　香川兼吉外三十四名（第一六〇二号）

右の請願は、北海道深川町は、北空知地方十二箇町村の中心都市として経済、文化、教育等の施設が整い、かつ鉄道、自動車交通の要衝であるが、産業面に見るべき企業なく全くの消費都市であるため物価高であるから、本町を地域給三級地に指定せ

られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道荻伏村の地域給に関する請願

請願者　北海道浦河郡荻伏村議会議長　古森治作外一名（第一六〇三号）

右の請願は、北海道荻伏村は、地域給二級地の浦河町と一級地の三石町の中間に位置し、地理的条件上物資の購入を浦河町に求めている現状で、本村のみ地域給の指定から除外されていることは不合理であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道滝川町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡滝川町長　神部俊郎外二名（第一六〇四号）

右の請願は、北海道滝川町は、中空知における政治、経済、交通、文化の中心地として躍進しつつあるが、生活必需物資をすべて他都市に求めているため物価高の実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道幌向村の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡幌向村南一四線西五　石黒喜太郎外六名（第一六〇五号）

右の請願は、北海道幌向村は、水田単作農村で主食を除く生活必需物資はすべて他市町村からの移入にまち、しかも私鉄路線のため輸送費がかさみ物価は近接町村よりすべて高い現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道音江村の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡音江村長　藤谷軍一外十六名（第一六〇六号）

右の請願は、北海道音江村は、石狩平野の北端部に位し、農業、林業を主要産業としているが交通に恵まれている関係上、逐年人口が増加し消費面の加重は必然的に高物価を招来し、近接町村を上回る実情である上に、寒冷度、積雪度ともに高度の悪条件にあるため、燃料、被服、保健に要する費用は他都市より大きいから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道新篠津村の地域給に関する請願

請願者　北海道石狩郡新篠津村長　野村忠三郎外三名（第一六〇七号）

請願者　北海道石狩郡新篠津村長　野村忠三郎外三名（第二一六七号）

右の請願は、北海道新篠津村は、農業を主としているが食糧は自給できず、生活物資の大部分を小樽、札幌から江別、岩見沢を経由して仕入れるため諸物価は小樽、札幌および江別、岩見沢より高い状態であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道歌志内町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡歌志内町本町　佐藤利明外三名（第一六〇八号）

右の請願は、北海道歌志内町は、衣食の純消費者のみにて形成する特殊な炭鉱町で地理的条件よりくる物価指数は大都市よりもはるかに高く、中でも公務員の生活は不安定な状態におかれているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道埴谷村の地域給に関する請願

請願者　北海道忍路郡埴谷村長　金沢啓次外十二名（第一六〇九号）

右の請願は、北海道埴谷村は、小樽市の郊外にあつて全面的に同市の経済状態に支配され、貿易再開後の小樽の商取引が活発化になるに伴い当村もその影響を受け村民の経済生活は好調となり、特に朝鮮動乱以来一般公務員との隔りが増大しているが、当村は北海道第一の海水浴場であり、また観光地として純消費地であるため、食料、衣料品、日用品等は小樽市以上の高物価で、当村内勤務の公務員約六十名の生活は困窮の極にあるから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道虻田町の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡虻田町長　黒木竹一外十五名（第一六一〇号）

右の請願は、北海道虻田町は、現在地域給一級地の指定を受けているが、支笏洞爺公園の玄関口として観光客は年四十三万人に達し、その外洞爺湖温泉への遊客も多く、近年漁業の不振から室蘭市内に職を求める者が多く、全くの消費地と化し諸物価は移入によるため高価格を示し、その上町民税の負担が多く、公務員の生活は室蘭市以上に苦しいから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道忠類村の地域給に関する請願

請願者　北海道広尾郡忠類村忠類郵便局内　大橋武男外四名（第一六一一号）

右の請願は、北海道忠類村は、十勝平原の南部に位し、気候、交通、文化等に恵まれず日常必需物資のすべてを帯広、小樽、函館等の諸都市から移入しているため、物価はこれらの都市を上回る実状にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道江別町の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡江別町長　古田島薫平外二十四名（第一六一二号）

右の請願は、北海道江別町は、札幌市の隣接地として同市と同一の経済圏内にあり、消費価格は東京都に匹敵している現状に鑑み、地域給を札幌市と同一の四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道様似町の地域給に関する請願

請願者　北海道様似郡様似町長　留目四郎外二名（第一六一三号）

右の請願は、北海道様似町は、消費生活必需品の価格が札幌市および隣接浦河町に比して高い実情にあるから、本町を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと

思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東旭川村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡東旭川村長　寒川孝三外五名（第一六一四号）

右の請願は、北海道東旭川村は、旭川市の母村であり、従つて物価、生活ともに同市と同一条件下に置かれているから、本村を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道永山村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡永山村長　斎藤享外十二名（第一六一五号）

右の請願は、北海道永山村は、旭川市に近接して同市東部の外かくを形成しており、物価消費生活の面においては同市と大差ない実状にあるから、本村を旭川市と同等の地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県下船渡村の地域給に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡下船渡村長　中沢貞司（第一六一六号）

右の請願は、新潟県下船渡村は、本郡津南地区の産業、経済、文化の中心地であつて官公署、学校、病院等が集中し、かつ生活必需品は大部分長岡市、長野市から移入している関係上、物価は運賃等が加算され他町村に比しいちじるしく高い実情にあり、加えて昨年から下船渡発電所工事が着工されているため、物価ならびに家賃等は増々高騰しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県松代村の地域給に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡松代村長　柳宗一郎外十五名（第一六一七号）

右の請願は、新潟県松代村は、本郡の東部に位し、当地方の産業、文化等の中心地であつて各種の学校、官庁を有しているが、生活必需品はほとんど高田市、柏崎市および十日町から移入している関係上、豪雪地帯ならびに交通の不便等と相まつて物価はいちじるしく高い実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県有田村の地域給に関する請願

請願者　新潟県中頸城郡有田村長　滝沢善勝外七名（第一六一八号）

右の請願は、新潟県有田村は、直江津町に接し、同町と同様市街地をなし、隣接町村に所在する信越化学直江津工場、日本ステンレス直江津工場その他日本ソーダ直江津工場等の各種の大工場に数百名の従業員を送つており、かつ生活必需品はほとんど長野、群馬方面から移入している関係上、物価ならびに生活水準は直江津町と何等異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県大和川村の地域給に関する請願

請願者　新潟県西頸城郡大和川村長　岩崎栄二外七名（第一六一九号）

右の請願は、新潟県大和川村は、隣接糸魚川町の附属地帯であつて、本村の繊維類、食料品、菓子類その他雑貨の商業者資本力弱少のため、仕入先は糸魚川町に直接仰ぎ、物価は常に同町よりは相当上回つている実状であるから、本村の地域給を同町同様に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県直江津町の地域給に関する請願

請願者　新潟県中頸城郡直江津町長　川澄農治外三十三名（第一六二〇号）

右の請願は、新潟県直江津町は、県下最大の工場である信越化学、ステンレス、日曹、帝石、ステンレス工材社等の所在地でかつ信越線、北陸線の分岐点にあり、また国の指定港でもあつて物価指数は現にいちじるしく高くこれが公務員の生計費に及ぼす影響は大きくひいては行政事務等各般の事項にじん大なる支障をきたしているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県大島村の地域給に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡大島村長　石塚庄治外十五名（第一六二一号）

右の請願は、新潟県大島村は、終戦後生活が向上したため物価が高くなり、公務員の生活に大きな影響を与えているばかりでなく一般行政事務等各般の事情にじん大なる支障をきたしている現状であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県地頭方村の地域給に関する請願

請願者　静岡県榛原郡地頭方村長　増田英太郎外九名（第一六二二号）

右の請願は、静岡県地頭方村は、農耕地が少く、主食を始め生活必需品のすべてを他の地方から移入しているため、物価は焼津市を上回つており、殊に最近近村漁業の好況に刺激されて生活必需物資はいちじるしく高騰を続け在勤公務員の消費生活は次第に圧迫されている現状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県川崎町の地域給に関する請願

請願者　静岡県榛原郡川崎町長　浜崎庄吉外十八名（第一六二三号）

右の請願は、静岡県川崎町は、全国一の茶の集散地として内外の茶商が多数来訪するため、生活必需物資の価格は極めて高く、他の一級地域はもとより静岡市等に比べその生活費はるかに上回つている実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県涌谷町の地域給に関する請願

請願者　宮城県遠田郡涌谷町役場内　斉藤望外二名（第一六二四号）

右の請願は、宮城県涌谷町は、仙台市、石巻市、古川市、一関市等からの鉄道および自動車の交通網が開け、各種生産物の取引が盛に行われ、仙北地方における商業の中心的存在である。従つて他地域より物価の変動が激しく物価高で町民の文化

的生活水準は極めて高い実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県氏家町の地域給に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡氏家町長　矢沢高佳外十六名（第一六二五号）

右の請願は、栃木県氏家町は、宇都宮市に近接した新興都市として物価指数、生活水準等同市と同様であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県中之条、原両町の地域給に関する請願

請願者　群馬県吾妻郡中之条町中之条税務署内　池原謙三外三十九名（第一六二六号）

右の請願は、群馬県中之条、原両町は、地理的にも歴史的発展および生活態勢においても二にして全く一であり、吾妻郡の政治、交通、文化、産業等の中心地として、また温泉郷、観光地への関門として極めて重要な位置を占め、消費者物価差指数においても二級地渋川、藤岡、富岡等の諸町より高い実状であるから、両町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県柏原村の地域給に関する請願

請願者　長野県上水内郡柏原村長　若月正雄外八名（第一六二七号）

右の請願は、長野県柏原村は、妙高、戸隠高原、野尻湖を結ぶ観光の中心地で終戦前の疎開を中心に急激に人口の増加を見、これらは極限された農家以外のいわゆる自由労働者が多く交通の便により長野市への通勤者、自村内では林業従事者、観光自近村相手の小商業者が大部分を占め、従つて消費面の膨脹は寒冷単作の農産業と逆比倒し物価高騰の要因をなしており、生計費の上昇によつて在勤公務員は困難な生活を余儀なくされているから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県豊村の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡豊村長　五味大八外七名（第一六二八号）

右の請願は、山梨県豊村は、既に一級地に指定されている巨摩町および小笠原町に包接され、同一様式の生活の中にありながら未だに指定もれとなつていることは不合理であるから、本村を地域給支給地として両町同様に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県赤碕町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡赤碕町長　三好久義外十四名（第一六二九号）

右の請願は、鳥取県赤碕町は、東伯郡西部の中心地であり、また県内屈指の漁港として出入船舶も年とともに増加しつつあり、また近接村との合併による都市計画も進行中であつて、物価も東の倉吉町、西の米子市等と同様であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県吉永町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡吉永町地域給対策協議会内　山田健治外六十七名（第一六三〇号）

右の請願は、岡山県吉永町は、和気郡のほぼ中央に位し、東は二級地三石町に、西は藤野村を経て一級地和気町（三級地陳情中）に、南は伊里町に、北は林鉱産地神根村に隣接して生活必需品は専ら阪神および岡山市からの移入に依存しているため、物価は岡山市を上回つている実状であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県久世町の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡久世町長　菱川忠義（第一六三一号）

右の請願は、岡山県久世町は、昭和二十七年三月積雪寒冷単作地帯として指定された通り生産物は一定の品種に限られている関係上、生活必需品の大部分は岡山市、津山市等から移入されており、従つて諸物価は運賃、手数料その他諸掛の騰貴によりこれらの都市を上回る実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県成羽町の地域給に関する請願

請願者　岡山県川上郡成羽町大字下原一〇〇九ノ一　平松幹章外二十六名（第一六三二号）

右の請願は、岡山県成羽町は、二級地高梁町に隣接して物価、生活水準等同町と全然同一であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県落合村の地域給に関する請願

請願者　岡山県川上郡落合村地域給対策委員会内　小林六二外十三名（第一六三三号）

右の請願は、岡山県落合村は、地域給二級地の高梁町と一級地の成羽町との中間に位し、生活必需品のすべてを両町から移入している関係上、物価ならびに生活水準は全く両町と同様であり、また高梁町とは同一都市計画区域に含まれる至近距離にあつて経済、社会、文化等各種の事情は同町と何等異るところがないため、本村公務員の生活は困難を極めており、かつ人事交流にも大なる支障をきたしているから、本村を隣接の高梁町と同様に地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県伊里町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡伊里町役場内　河崎亀三郎外九名（第一六三四号）

右の請願は、岡山県伊里町は、本県東南部に位し、東は三石町に、西は備前町に接して地形交通上両町の中心を占めている。古来岡山県文化発しようの地として知られ住民の文化的水準は極めて高く、かつ工業地帯として近時とみに発達し赤穂線の建設に伴い伊里駅設置も確定し近く本町を中心とする市制実施の気運も高まつている現状である。従つて米麦の主食はもち論一般生活必需品は隣接町村と同じく京阪神、岡山その他の近接諸都市からの移入によらねば自給自足は不可能でその価格も三石、備前両町に比し高くとも劣らない実状であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県矢田村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡矢田村長　湯川政一郎外五名（第一六三五号）

右の請願は、和歌山県矢田村は、本郡における政治、経済、教育の中心である御坊町を距ること四キロの地点に位し、本村の農産物はほとんど同町に移出し、かつ村内の農業生産資材、肥料等ならびに生活必需品は同町および京阪神、和歌山市から移入している関係上、物価は御坊町と何等異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県麻生津村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県那賀郡麻生津村長　木村保（第一六三六号）

右の請願は、和歌山県麻生津村は、人家が密集して都市的形態をなし、主食をはじめ他の生活必需品はすべて他地区に依存している関係上、物価ならびに生活費は近隣の地域給二級地である岩出町、粉河町および一級地の王子村、狩宿村等よりも高い実情にあるため、本村公務員の生活は困難を極めており、かつ人事交流にも大なる影響を及ぼしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県川原村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県那賀郡川原村長　木村義輝外一名（第一六三七号）

右の請願は、和歌山県川原村は、現在地域給一級地である狩宿村および王子村に隣接し、諸物価の騰貴により本村公務員の生活は困難を極めているが、窮迫している本村の財政ではこの窮情を救い得ないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県池田村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県那賀郡池田村長　杉本徳一郎（第一六三八号）

右の請願は、和歌山県池田村は、那賀郡の中枢部に位する県下有数の大村であり、道路網の完備により和歌山市、橋本町、粉河町および大阪府佐野市等との交渉が盛んになり、加えて昨年の水害による災害復旧工事のため多数の労務者が移住している関係上、物価はますます高騰して大阪市、和歌山市よりもむしろ高い実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県田中村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県那賀郡田中村長　中尾忠栄（第一六三九号）

右の請願は、和歌山県田中村は、那賀郡の中央部に位し、国鉄および国道十五号線によつて和歌山、大阪両市との交通がひん繁となり生活水準は高まり、一方紀の川改修工事ならびに災害復旧工事のため労務者の管外からの移住が多く労務賃物価ともに高騰し、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県岩出町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県那賀郡岩出町長　山崎一夫（第一六四〇号）

右の請願は、和歌山県岩出町は、那賀郡地方事務所の所在地であつて行政の中心地であるが、住民の生活程度が高く三級地橋本町の生活費を上回る現状であり、地方産業のぼつ興とこれに伴う人口の増加等に対する町としての諸施設も整備され都市的様相を呈してきたから、本町の規模の実態と現況を考慮の上、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県高蔵寺町の地域給に関する請願

請願者　愛知県東春日井郡高蔵寺町長　水野愛三（第一六四一号）

右の請願は、愛知県高蔵寺町は、名古屋市を距る十キロの地域にあつて戦前は一農村であつたが、戦時中の軍需工場の設立、疎開者の来住等によつて一躍消費地化し、大都市に近接しているため生活水準は高く本町消費生活者の経済は極度に圧迫されている上、上級地に勤務する者は町内勤務者と同一条件のもとにありながら、地域給によつて遇せられる矛盾であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県岩ケ崎町外三箇町村の地域給に関する請願

請願者　宮城県栗原郡岩ケ崎町長　佐藤武志外五名（第一六六八号）

右の請願は、宮城県岩ケ崎町と鳥矢崎村、鶯沢町と尾松村はそれぞれ町村統合の気運にもえているが、それほど密接不離の関係におかれ、経済的その他あらゆる点で同一条件下にあつて鉱山地帯消費都市として物価高であるから、岩ケ崎町外三箇町村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県本郷町の地域給に関する請願

請願者　福島県大沼郡本郷町長　岸昇輔外十三名（第一六六九号）

右の請願は、福島県本郷町は、若松市に近接する今津焼、会津がい子の産地であるが、生活必需品の生産はなく消費都市である上、生活圏の大半が若松市に包含されているため物価高であり、人口に比し住宅も少く、町周辺に農村も少く、公務員の生活は困窮しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県湖北村の地域給に関する請願

請願者　千葉県東葛飾郡湖北村長　小池喜一外四名（第一六七〇号）

右の請願は、千葉県湖北村は、国鉄成田沿線の我孫子、布佐両町にはさまれた農村で東京への行商人の多いことは、沿線中随一であり、村内生産は村内の需要をみたすことができず食糧等は我孫子、柏町等から逆移入される状態で、従つて物価高のため公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県三栖村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県西牟婁郡三栖村長　東海良円外三名（第一六七一号）

右の請願は、和歌山県三栖村は、田辺市に隣接するかんきつ果樹生産の農村であつて、農家収入は多く同市との交通もひん繁で文化、生活水準ともに高く農家の裕福に反して物価高になやむ公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県今津町の地域給に関する請願

請願者　滋賀県高島郡今津町長　前川利吉（第一六七二号）

右の請願は、滋賀県今津町は、琵琶湖の西部に位し、最近都市的色彩が濃厚となつてきた町であるが、昨年保安隊の設置とともに一層その感が深められ、物価は輸送費の関係で都市以上であり、さらに冬期における出費が多いため、公務員の生活は困窮しているから、すみやかに当町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県一宮村の地域給に関する請願

請願者　岡山県苫田郡一宮村長　妹尾太郎外四名（第一六七三号）

右の請願は、岡山県一宮村は、津山市に北接する農村であるが、昔から農産物の集散ならびに畜産の地として知られ一帯の市街地を形成し、津山市とは密接不離の関係にあつて生活水準にも差のない実情であるが、地域給の支給がないため本村在住の公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県高野村の地域給に関する請願

請願者　岡山県苫田郡高野村長　児島剛外九名（第一六七四号）

右の請願は、岡山県高野村は、津山市の北部に隣接してその一部のような状況にあるため経済的にも一体不離の関係におかれ、地域給の恩恵に浴していない本村の公務員は苦しい生活をつづけているから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県高田村の地域給に関する請願

請願者　岡山県苫田郡高田村長　片岡元武外五名（第一六七五号）

右の請願は、岡山県高田村は、津山市の北部に隣接する農村であるが、経済的には一体不離の関係にあつて物価は同市以上のため、地域給の支給のない本村の公務員の生活は窮乏しているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県田邑村の地域給に関する請願

請願者　岡山県苫田郡田邑村長　水杉義夫外三名（第一六七六号）

右の請願は、岡山県田邑村は、津山市の北部に隣接する農村であるが、同市と生活状態においては大差がないにもかかわらず（交通不便のため）日常生活必需品は津山市に依存する関係上、同市の物価を上回る実情で公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を三級地に指定せらるるとともに同一事情下にある一宮、高田、高野三箇村についても配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県高倉村の地域給に関する請願

請願者　岡山県苫田郡高倉村長　木多保（第一六七七号）

右の請願は、岡山県高倉村は、津山市に隣接して同市とは全く一体不離の関係におかれ、同市と生活水準に変りなく物価は同市以上という実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県勝山町の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎（第一六七八号）

右の請願は、岡山県勝山町、美作地方における政治、経済、交通、教育文化の中心地であるが、いわゆる高原単作地帯で主食は自給することができず、その他の生活必需品の全部は移入にまつ外なく、その上湯原ダム建設のため移住した労務者四千名の生活は本町に依存している現状で必然的な物価高を招来して公務員の生活ははなはだしく圧迫されているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県海田市町外二箇町の地域給に関する請願

請願者　広島県安芸郡海田市町長　頼沢忠雄（第一六七九号）

右の請願は、広島県海田市町、船越町及び府中町は、広島市に近接し大工場が多くその従業員の賃金ベースは高く一般公務員との差がはなはだしい上、保安隊、国連軍によつての物価つり上げがいちじるしく広島、呉両市にはさまれて物価は両市を上回る現状から考えて、本地区の地域給を広島市同様四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道小樽市の地域給に関する請願

請願者　北海道小樽市長　安達与五郎外十四名（第一六八〇号）

右の請願は、北海道小樽市は、わが国屈指の貿易港であるとともに北日本経済の中心地で、戦後ことに朝鮮事変以来の商工部面の市民経済生活はいよいよ好調を示し、一般公務員とのへだたりは増加の一途をたどり、近郊に米麦、野菜の生産地を持たぬ悪条件に加え高率の市民税の重圧は公務員の生活は窮迫しているから、本市を地域給五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道女満別町の地域給に関する請願

請願者　北海道網走郡女満別町長　杉本氏一外四名（第一六八一号）

右の請願は、北海道女満別町は、純農地帯であるが、米麦生産地帯の根室、十勝を控えているため、主食の入手が困難であり、また衣料品を始め生活必需品は内地および道内主要都市に仰いでいるため一般勤労者は高物価にあえいでいるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道遠軽町の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡遠軽町長　安達悦二郎（第一六八二号）

右の請願は、北海道遠軽町は、保安隊の増強とともに人口もまた膨脹の一途をたどり、加うるに日用必需品の供給も到底需要に及ばず高騰の現状にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道置戸町の地域給に関する請願

請願者　北海道常呂郡置戸町長　阿部重美外八名（第一六八三号）

右の請願は、北海道置戸町は、北見市に隣接している関係で文化、経済等の諸条件は同市と同じであるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道訓子府町の地域給に関する請願

請願者　北海道常呂郡訓子府町長　谷本泰三郎（第一六八四号）

右の請願は、北海道訓子府町は、北見市の郊外ともいうべき町で、気候地形はもとより、経済事情もすべて同市と同一であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道幌別町の地域給に関する請願

請願者　北海道幌別郡幌別町長　深瀬寅次外二十五名（第一六八五号）

右の請願は、北海道幌別町は、室蘭市に隣接し人口二万余を数える工業都市であるが、経済的には同市に依存する消費地であるため物価は同市を上回り、文化的においても登別温泉の影響を受けて極めて高く生活水準は高位にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道沓形町の地域給に関する請願

請願者　北海道利尻郡沓形町沓形中学校内　三宅栄作外二名（第一六八六号）

右の請願は、北海道沓形町は、本道の最北端利尻島に所在し、本土を遠く離れた特殊な悪条件下にあるため生計費はいちじるしく高額を示し、公務員は本町に赴任することを好まず常に欠員勝の状況下にあり、住民の生活に支障を与えている現状であるから、本村を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道厚岸町の地域給に関する請願

請願者　北海道厚岸郡厚岸町大字真竜町　風間左右平（第一六八七号）

右の請願は、北海道厚岸町は、陸路を海にさえぎられ一隻の渡船により人畜貨物の輸送をなしているが、冬期は結氷または風波により欠航することがあり、しかも生活必需物資は旭川、帯広、釧路等から供給を受けているため他に見られない物価高にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道栗沢町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡栗沢町長　山田利忠外八名（第一六八八号）

右の請願は、北海道栗沢町は、空知地区の中枢をなす岩見沢市に隣接する鉱、工、商、農、林業を主産業とする生産地であるが、一面郊外都市的性格と鉱業地域特有の消費地として物価は札幌、岩見沢市より高い実情にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道津別町の地域給に関する請願

請願者　北海道網走郡津別町長　佐々木千太郎外三名（第一六八九号）

右の請願は、北海道津別町は、十一月から四月までの六箇月間流氷に閉ざされ、しかも海抜百八十メートルに位置する寒冷地のため多量の燃料と衣料を要し、その上生活必需物資の大部分は二重、三重の卸売業者を経て移入されるためこれ等の価格は北見、網走両市より高価であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道長沼町の地域給に関する請願

請願者　北海道夕張郡長沼町長　阿達忍（第一六九〇号）

右の請願は、北海道長沼町は、札幌市の郊外の観を呈し、その生活費においても主食の自由価格がやや低率である以外副食物、調味料、し好品、衣料品等すべてにわたつて高率であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道今金町の地域給に関する請願

請願者　北海道瀬棚郡今金町長　斎藤房由外三名（第一六九一号）

右の請願は、北海道今金町は、檜山支庁管内の最北端に位置し、季節風の影響が強く年間約六箇月は暖房設備を必要とし、このため平均四トン以上の石炭を消費し、加えて交通の便に恵まれず、道南の中心地函館市にも遠いが、商品の仕入地はほとんど同市であるため運賃等が加算される関係上、物価は函館市およびその近接町村の三割高の現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道枝幸町の地域給に関する請願

請願者　北海道枝幸郡枝幸町三国英夫外六名（第一六九二号）

右の請願は、北海道枝幸町は、地域給一級地に指定されているが、昨年二級地に指定された稚内市と何等変りなく、交通状況や物価高の面ではかえつて本町は悪条件下にあり、これは道北地方に生活するものが斉しく認めるところであるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美幌町の地域給に関する請願

請願者　北海道網走郡美幌町長　豊田義之輔外四名（第一六九三号）

右の請願は、北海道美幌町は、保安隊の駐屯に伴い人口、戸数の増加いちじるしく、加うるに各種施設、官公衙の増加等により消費都市と化し、生計指数は北見、網走両市をしのぐ実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道黒松内村の地域給に関する請願

請願者　北海道寿都郡黒松内村長　仁藤総吾外四十七名（第一六九四号）

右の請願は、北海道黒松内村は、渡島半島のけい部に位し、函館と小樽のほぼ中間にあるが、民度の低劣な環境にあるので購買力低く、他よりのあらゆる生活諸物資の流入は割高となり、加えて気候不順に基因する医療費の増嵩等により在住公務員の生活は極めてひつ迫している現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東島牧村の地域給に関する請願

請願者　北海道島牧郡東島牧村長　西崎善雄外七名（第一六九五号）

右の請願は、北海道東島牧村は、交通が不便なため生活必需物資の価格が他町村に比較して極度に上昇しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道西島牧村の地域給に関する請願

請願者　北海道島牧郡西島牧村長　市川健助外六名（第一六九六号）

右の請願は、北海道西島牧村は、後志国の南端日本海に面し、住民の大半は漁業を唯一の生業としており、生活物資はすべて道内外から供給されているが、鉄道本線から遠く離れているため運賃、手数料等が加算されて物価は他町村より上昇している現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道樽岸村の地域給に関する請願

請願者　北海道寿都郡樽岸村長　中村重次郎外四名（第一六九七号）

右の請願は、北海道樽岸村は、生活必需物資を隣接する寿都町から移入する関係上、運賃の加算により物価は高く、加えて文化施設および厚生施設がないために総べて寿都町を利用する関係から、公務員の生活は極度に困窮している現状であるから、樽岸村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道鵡川村の地域給に関する請願

請願者　北海道勇払郡鵡川村長　門山義雄外二十九名（第一六九八号）

右の請願は、北海道鵡川村は、近く町制施行を計画中で上水道の完備とともに急速に都市的形態に移行し、俸給生活者も逐次増加を示しているため諸物価指数も上昇し級地指定地域よりも経済環境が極めて不利な立場に立つているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道豊富村の地域給に関する請願

請願者　北海道天塩郡豊富村峨家実外四名（第一六九九号）

右の請願は、北海道豊富村は、じやがいも以外はすべて旭川、札幌、稚内方面より物資を移入しているため、これらの都市より高く、勢い生活費がかさんで最低生活すら困難な状態であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道鴛泊村の地域給に関する請願

請願者　北海道利尻郡鴛泊村立鴛泊小学校内　武田豊作外四名（第一七〇〇号）

右の請願は、北海道鴛泊村は、全戸数の九十パーセントが漁業従事者で、近年漁獲物の利潤の増大に伴い住民の生活水準が著しく向上している。一方経済的に利潤の多い漁業生産者を対象とするため一般商品は極めて高価となり、加えて地理的に寒冷地帯であり、また本道との連絡便船が貧弱であるため、本道から移入される生活必需品は、運賃の加算とともに極めて高くなり、公務員の生活は困窮しているから、鴛泊村を地域給四級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道白老村の地域給に関する請願

請願者　北海道白老郡白老村長　洩利義市外三十一名（第一七〇〇号）

右の請願は、北海道白老村は純消費地であつて、隣接の室蘭、苫小牧両市から物資を仕入れる関係から物価は両市より二、三割高の実情であるから、本村を地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道歌棄村の地域給に関する請願

請願者　北海道歌棄郡歌棄村長　福田彦治外十九名（第一七〇二号）

右の請願は、北海道歌棄村は、地理的、経済的立地条件の劣悪によつて一般公務員の生活は窮地に追いつめられているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道生田原村の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡生田原村生田原村中学校内　木村良之進外三名（第一七〇三号）

右の請願は、北海道生田原村は、旭川市から汽車で六時間、札幌市から汽車で十一時間の地点にあり、日用の物資はこれ等遠隔の地から送られる関係上、輸送に多額の費用がかかり物価高の現状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道多度志村の地域給に関する請願

請願者　北海道雨竜郡多度志村長　水谷隆毅外二十二名（第一七〇四号）

右の請願は、北海道多度志村は、幌加内村とともに寒冷で東道第一の深雪地帯であることと、交通機関が極

めて不便である等の特殊事情から一般勤労者の生計費が他市町村に比しいちじるしく増高している現状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道釧路村の地域給に関する請願

請願者　北海道釧路郡釧路村林五郎外六名（第一七〇五号）

右の請願は、北海道釧路村在住の俸給生活者は、その生活物資の総べてを全道的に物価の高い釧路市に求めるため、物価差、消費形態とともに極めて不利な立場にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道歯舞村の地域給に関する請願

請願者　北海道花咲郡歯舞村華岬小学校内　中川原梅吉外十三名（第一七〇六号）

右の請願は、北海道歯舞村は、わが国の最東端に位置し、生活必需品はもちろん日用雑貨に至るまですべて中央の生産地帯から供給を受けなければならず、しかも数回にわたる中間商人の手を経るため予想外の物価高を現出し、公務員の生活は他地方よりはるかに悪条件にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東川村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡東川村長　藤田馨外九名（第一七〇七号）

右の請願は、北海道東川村は、旭川市の環状線の一環にある村で、あらゆる物資を旭川市から移入するため物価は旭川市より一割高の状態であるから、本村を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東鷹栖村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡東鷹栖村長　飛鷹仁男外五名（第一七〇八号）

右の請願は、北海道東鷹栖村は、旭川市東北部に隣接し一部同市都市計画区域に属し、経済、文化等全く旭川市と同様であるから、本村を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道鷹栖村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡鷹栖村長　栗林由松外五名（第一七〇九号）

右の請願は、北海道鷹栖村は、旭川市の郊外として同市の都市計画に含まれており、文化的生活および経済的性格を全く同じくしているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道剣渕村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡剣渕村長　保喜千代松外八名（第一七一〇号）

右の請願は、北海道剣渕村は、生活必需品を旭川市および士別町、名寄町に求めているため常にこれらの市町よりも物価高をきたし、加えて冬季厳寒期が長く燃料費、保健費が非常にかかり公務員の生活は困窮を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道当麻村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡当麻村長　安達利淳外九名（第一七一一号）

右の請願は、北海道当麻村は、旭川市に近接し歴史的にみてもまた現在の環境からみても永山村および東旭川村とともに同市東部の外かくを形成しており、交通網の発達によつて経済的関係は同市と極めて密接で物価、消費生活は同市と大差がないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県小坂井町の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡小坂井町長　鈴木登進外二百四十二名（第一七三二号）

右の請願は、愛知県小坂井町は、豊橋、豊川両市間にはさまれた地域を占めているが、交通至便のため住宅地として都市より通勤移住者が日を追うて増加する上、富士紡績をはじめ中商工業の諸会社が建設され勤労者多数町内に移住、これら消費生活者のため物価は昇騰して県下有数の高地域となり公務員の生活の窮状はなはだしいから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県刈谷市の地域給に関する請願

請願者　愛知県刈谷市長　岡本謹平外一名（第一七三三号）

右の請願は、愛知県刈谷市は、名古屋市に近接する工業都市であつて、日本の工業都市としても十指の中に算えられるに至つており、工業従事者の数は全人口の六割六分を占め、その給与ベースも人事院勧告ベースを相当上回つている。しかして諸物価の騰貴とこれら民間給与との差がはなはだしいので在勤公務員の生活は極度に困窮しているから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県馬室村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡馬室村長　中野善作外五名（第一七三四号）

右の請願は、埼玉県馬室村は、県庁所在地である浦和市の西北方約二十七・七キロに位置し、本村の地形に相接する東北の両辺には地域給支給地の鴻巣町、北本宿村とがあり、本村住民の環境はほとんど両町村の形態を維持している関係上何等経済的、文化的にもその差異を認めることができない状態であるから、本村を地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県馬宮村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡馬宮村長　藏島正雄外四十七名（第一七三五号）

右の請願は、埼玉県馬宮村は、大宮市に最も近接し経済、文化、生活事情等においては密接不可分な関係にあり何等異るところがなく同一条件にありながら、地域給においては昨年漸く一級地の指定を受けたのみであることは、極めて不合理で、本

村の自治行政上に一大支障をきたしている実情であるから、すみやかに本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県長井村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡長井村長　大熊五郎外六十名（第一七三六号）

右の請願は、埼玉県長井村、地域給三級地の熊谷市、一級地の深谷市、妻沼町の中間に近接し、交通は極めて至便であるため村民の生活物資は大部分を熊谷市、妻沼町および太田市から移入する関係上、物価、生活水準等においては熊谷市、妻沼町と全く差異がなく、本村の公務員の生活現状は極めて困難な状況であるから、本村の地域給を一級地として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県横芝町の地域給に関する請願

請願者　千葉県山武郡横芝町長　井上勇外四十二名（第一七三七号）

右の請願は、千葉県横芝町は、国鉄総武線の中枢に位し、既に二級地の指定を受けている隣接の東金町、成東町、さらに一級地の指定を受けた松尾町、八日市場町とは地理的条件は極めて相似ており、しかも経済的において日常生活必需品の価格はこれらの指定町村より高額を示す現在、未だ地域給支給の指定がないことは誠に不合理、不均衡であるから、本町をすみやかに地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県白里町の地域給に関する請願

請願者　千葉県山武郡白里町長　内山仲外一名（第一七三八号）

右の請願は、千葉県白里町は、千葉県九十九里海岸の中央部に位し県下第三位の主要地で、片貝町、東金町および大網町に近接し物価はこれらの町とともに日を逐うて上昇する傾向にある。ことに昭和二十三年から真亀川河口の本町地区内が米軍演習地に接収されてからは、米軍および軍属人夫等の出入頻繁となり、物資は欠乏を来たし、これに便乗するブローカの手によつて東京、横浜方面から多量の物資が流れ込み時ならぬインフレー景気をまき起すため、本町の物価は暴騰を示している実状で、公務員の生活は極めて困窮の状態であるから、本町を地域給支給地として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県公津村の地域給に関する請願

請願者　千葉県印旛郡公津村長　小川源之助外三名（第一七三九号）

右の請願は、千葉県公津村は宗吾の霊堂があるため東方四キロの成田不動尊の霊地とならび参詣客が極めて多いため生活物資の価格は極めて高価であり、さらに、交通が、東京都、千葉市、成田町へ極めて至便な位置にあるので、生活物資はこれら沿線の諸都市に求める場合が多く、従つて俸給生活者の生活環境はこれら諸都市に比して、むしろ悪条件に置かれている実情であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県大渕村外五箇村の地域給に関する請願

請願者　静岡県富士郡大渕村長　稲垣正信外十二名（第一七四〇号）

右の請願は、静岡県大渕村、北山村、上井出村、白糸村、上野村、柚野村は、富士郡の北部に位し、何れも県道組合道縦横に開発せられ交通至便で商工業地帯に接続しているため、物資、人事の交流が盛んであり、従つて生活水準も物価も都市に比適しているが給与の水準が低いため、官公署等の俸給生活者の生活はいよいよ困難となり、都市または勤務地手当支給地域に転勤するものが多く地方行政の運営に大なる影響を与えているから、大渕村、北山村、上井出村、白糸村、上野村、柚野村を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県下河津村の地域給に関する請願

請願者　静岡県加茂郡下河津村長　千葉蓉山外十三名（第一七四一号）

右の請願は、静岡県下河津村は、四級地の伊東市、一級地の稲取町に隣接する温泉地で観光客が多い関係から、旅館が多く純消費地的性格を備え、しかも地元に消費物資の供給源をもたないので消費物資の大部分を下田、東京、伊東、稲取の各都市の商人の手を経て流入するため、物価が高く本村公務員の経済生活は窮迫の状態であるから本地を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県切目村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡切目村長　森川清外五名（第一七四二号）

右の請願は、和歌山県切目村は、一級地の印南町に隣接し人口密度一平方キロ当り二百六十人で切目川デルタにおける小都市的存在であり、さらに一級地の湯川村、杉原村、和田村、上南部村と比較して何等異るところがなく、加えて紀勢線切目駅を有するため田辺、御坊に直結して地方的都市形態を作る状態にあるから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県志賀村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡志賀村長　井上長次郎外二名（第一七四三号）

右の請願は、和歌山県志賀村は、主食を除く他の生活物資の大部分を二級地の御坊町および一級地の和田村に依存している関係上物価はむしろ両町村に比して高額を示している現状であり、生活状態等においては何等異るところがないから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県須賀川町の地域給に関する請願

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町議会議長　柳沼甚四郎外二名（第一七四四号）

右の請願は、福島県須賀川町は、近く近村を合併して市制施行の計画あり、政治および商工業の中心地で地方物資の集散地でもある。また本町は地勢上住宅地としての好条件を備えているために住居をここに定め郡山市への通勤する者も多く給与生活者はその半ば以上を占め物価も同市と何等変るところがない現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県松川町の地域給に関する請願

請願者　福島県信夫郡松川町議会議長　阿部伊勢松外七名（第一七四五号）

右の請願は、福島県松川町は、現在人口四千九百を有し、国県道および東北線が貫通し、また川俣線の起点とする交通の要地としてかつ北芝電機株式会社および絹織物業の地として戦後急速の発展途上にある。しかるに近郷安達郡油井村、二本松町、伊達郡伊達町何れも地域給一級地として追加指定されたが、本町もこれ等地域以上の経済および地域的環境の地位に置かれているから、一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県富岡町外五箇町村の地域給に関する請願

請願者　福島県双葉郡双葉町長　大和田嘉績外八名（第一七四六号）

右の請願は、現今の経済情勢に鑑み、福島県双葉郡の地域給のうち、富岡、浪江の両町を二級地に、標葉、双葉、久之浜の三箇町および大野村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県内野村の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡内野村長　峯崎嘉吉外五名（第一七四七号）

右の請願は、福岡県内野村は、大福岡市に距だること約六キロにあつて村内に福岡市の水源地、その他花乱の滝、十六羅漢等の名勝旧跡があるため、春の花見、夏のキャンプ、観光客は福岡市を中心として来村者多く、また本村は一戸当りの耕地面積少く消費者は約四割を占め野菜等は村内の生産だけではまかない得ないので大部分は福岡市野菜市場にたよつている現況で諸物価は常に福岡市を上回る実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県本郷村の地域給に関する請願

請願者　福岡県三井郡本郷村長　平田糸次郎外七名（第一七四八号）

右の請願は、福岡県本郷村は、三井郡の東北部西鉄甘木線沿線の農村であるが、商工業の見るべきものがなく公務員の生活は電車または自転車を利用して久留米市、甘木町に依存している現状で、農村であるためにかえつて生活は困難であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県入部村の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡入部村長　土生伊八郎外五名（第一七四九号）

右の請願は、福岡県入部村は、福岡市に隣接する政治、経済、文化等すべて同市の一環であるが地域給に大きな差のあるのは妥当性を欠くものであるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県田隈村の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡田隈村長　有吉新助外五名（第一七五〇号）

右の請願は、福岡県田隈村は、福岡市に接続し、同市市原校区と壱岐校区と合同のもとに中学校を建設して本村から三百名余りが通学している現状であり、さらに同市との合併問題も考究中で、経済上同市と全く同一圏内にあつて、人事交流上の支障もはなはだ大きいから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県脇山村の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡脇山村長　平野重実外三名（第一七五一号）

右の請願は、福岡県脇山村は、五級地福岡市に近接し、物価指数等も同市と大差なく品物によつては同市を上回る実情であるのに、本村のみ無級地であることは不合理であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県金武村の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡金武村長　林善雄外九名（第一七五二号）

右の請願は、福岡県金武村は、福岡市に隣接し、政治、経済、文化、教育、交通等同市と離れることのできない関係にあり、物価においてもほとんど変りのない実情であるが、級地にはなはだしい差があるため転勤希望者が続出し人事交流上一大支障をきたしているから、本村の地域給をぜひ二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県栗野町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長　四代春美外二名（第一七五三号）

右の請願は、鹿児島県栗野町は、国鉄肥薩線および山野線の分岐点に当り、鹿児島市から五十七キロ離れているが、本県の実情上経済的関係は同市に依存するため二割ないし二割五分の物価高を示し、本町在住公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県竜王村の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡竜王村長　斉藤敏夫外九名（第一七五四号）

右の請願は、山梨県竜王村は、甲府市と道一筋を境とする隣接村で、同市とは不離一体の密接な関係にあり交通、文化、経済等の諸点で終戦後特に急速に発展し甲府市の新市域と何ら異るところのない実態で同市民と同様の消費生活を営んでいる実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府田尻町の地域給に関する請願

請願者　大阪府泉南郡田尻町長　地井脩（第一七五五号）

右の請願は、大阪府田尻町は、泉佐野市に隣接する大部分は俸給生活者の町であるが、町内に南海線の二駅をもち人口密度も高く物価は泉佐野、貝塚の両市をしのぎ町民は泉佐野市に買出しに行く実情で地代、家賃も他に類をみないほど高く生活費のかさむことはおびただしいから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県堀之内町の地域給に関する請願

請願者　静岡県小笠郡堀之内町長　有海寿三郎外十名（第一七五六号）

右の請願は、静岡県堀之内町は、農家は全戸数の二十八パーセントに過ぎず小笠郡内第二の商工都市であるが、実生活に必要な物資は、移入に依存するため物価は掛川、合谷町の高位にあり、また町税も郡内最高位にあるため公務員の生活は毎月多額の赤字を示し、他地域との人事交流も円滑を欠く実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道網走市の地域給に関する請願

請願者　北海道網走市長　吉田栄吉（第一七六〇号）

右の請願は、北海道網走市は、昭和二十六年十月以降二級地の地域給を支給されているが、その後他都市の級地引上げに伴い不均衡をきたしているから、当市の地域給を早急に四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県岩瀬町の地域給に関する請願

請願者　茨城県西茨城郡岩瀬町役場内　榎戸耕衛（第一七五九号）

右の請願は、茨城県岩瀬町は、隣接都市である下館町、笠間町、真壁町の環状の中心地点にあつて都市計画実行化の途上に置かれているため、物価、生活水準は上記の町に匹敵する実状であるから、本町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道名寄町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡名寄町長　鈴木秀吉外二名（第一七六一号）

右の請願は、北海道名寄町は、昨年十月地域給一級地に指定されたが、当町の特殊事情ならびに自由物価価格から見ても三級地が妥当と思われるから、これが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道愛別村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡愛別村長　森畑森太郎外三名（第一七六二号）

右の請願は、北海道愛別村は、旭川市に近接し、歴史的にまた現在の環境から見て比布、当麻両村とともに同市東部の外廓を形成する地域で、経済的に極めて密接な関係にあり、ことに消費物資の大半を同市に依存しているため物価は旭川および近郊地域に類似している状況にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道常盤村の地域給に関する請願

請願者　北海道中川郡常盤村長　渡辺順一外四名（第一七六三号）

右の請願は、北海道常盤村は、宗谷線、北見線の分岐点に在り、交通の要衝にある関係上消費物価が都市に比し二、三割高の現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道端野村の地域給に関する請願

請願者　北海道常呂郡端野村長　安藤保雄外四名（第一七六四号）

右の請願は、北海道端野村は、文化、経済等あらゆる面に隣接北見市と密接な関係にあり、ことに生活必需物資のほとんどを他地域から移入しているため物価は北見、網走両市を上回る実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道比布村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡比布村長　宮崎乗雄外十五名（第一七六五号）

右の請願は、北海道比布村は、旭川市に近接し、永山、東広栖両村とともに同市北部の外廓を形成する地域であつて経済的にも同市と密接な関係にあり、従つて物価および消費生活も同市および近郊地域と何等変ることがない立地条件下にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道中川村の地域給に関する請願

請願者　北海道中川郡中川村長　斎藤吉平外七名（第一七六六号）

右の請願は、北海道中川村は、本道の北端に位し、純農村であるため、生活必需品は大部分を旭川市および札幌市に求める関係上、運賃が加算されるので物価は他の市町村よりも高価でまた冬期は極寒地帯であるから、その燃料、被服費および厚生施設に対し他市町村よりも多額を要するので、当村の公務員の生活は困窮の度を加えている実状であるから中川村を地域給一級地として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東山村の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡東山村長　前田正三外五名（第一七六七号）

右の請願は、北海道東山村は、経済的に富良野町および旭川市と極めて密接で、特に消費物資の供給源は同市町に依存しているため物価は運賃、人件費等の加算により高額となり、経済生活においては旭川市、富良野町および近郊の町村と何等異るところがない立地条件下にあるから、本村を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県豊受村の地域給に関する請願

請願者　群馬県佐波郡豊受村長　松本宗蔵外十一名（第一七七三号）

右の請願は、群馬県豊受村は、伊勢崎市と本庄、境町の中間にある半農半工の村で、伊勢崎銘せんの大半は本村内で生産されている現状であり近村に比較して文化水準も高く従つて生計費もかさみ、その上公務員の給与は民間企業従業員の給与に及ばないためその生活は窮迫しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県秩父郡大田村長　斎藤儀平外十名（第一七七四号）

右の請願は、埼玉県大田村は、皆野、吉田両町の間にはさまれ日常生活環境は両町と異るところがなく、一級地指定の横瀬、高篠両村と村勢に変りなく、生活必需品は皆野、吉田に依存するため割高となり、公務員の生活は窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県鬼崎町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡鬼崎町長　伊藤如実外八名（第一七七五号）

請願者　愛知県知多郡鬼崎町立南部小学校内　浅井啓吉外八名（第一八八八号）

右の請願は、愛知県鬼崎町は、常滑、大野両町の間にはさまれ町境は判然としないほど近接して三町を一丸とした都市計画が進められている同一条件下にあるというよりむしろ本町は新興の活況を呈し両町をしのぐ現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県山手村の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡山手村長　岡宝平外一名（第一七七六号）

右の請願は、岡山県山手村は、三級地倉敷市、二級地総社町の中間にあつて生活状態において何等差違がなく物価も同様であるのに本村は一級地であるため公務員の生活は苦難な状態に陥つているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県広瀬町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県宮崎郡広瀬町長　新頭喜一外十四名（第一七七七号）

右の請願は、宮崎県広瀬町は、住吉をへだてて宮崎市に接続し住吉村とともにその郊外というよりもむしろ市内の一部をなし、経済的、文化的に同市の圏内にあり、主なる生活品、文化、娯楽はすべて同市に依存している上、拡大な日向大橘および国道建設工事等のため物価高となり公務員の生活は圧迫され、転出者が多い実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道中札内村の地域給に関する請願

請願者　北海道河西郡中札内村議会議長　前田長造外九名（第一七七八号）

請願者　北海道河西郡中札内村議会議長　前田長造外八名（第二〇五四号）

右の請願は、北海道中札内村は、雑穀生産地であるが、帯広市から二十八キロ離れた交通不便な一小村である関係上、生活必需品は商人の手を通じて帯広市から移入したものを購入するため同市より一割前後高価であり、また教育、特殊医療等すべて同市に依存しなければならない現状であるため、生計費がかさみ公務員の生活が困窮しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県若宮町外二箇村の地域給に関する請願

請願者　福岡県鞍手郡若宮町長　松尾速人外十九名（第一七七九号）

右の請願は、福岡県若宮町、笠松村、吉川村地区は、石炭鉱業を主要産業とする地区で、消費生活もはで、石炭以外の消費物資は移入にまつため高物価であり、この中に生活する公務員の生活は困難をきわめている実情であるから、本地の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県上市町の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡上市町役場内　大西重夫（第一七八〇号）

右の請願は、奈良県上市町は、吉野郡の門戸として林産物の集散および奥地への生活物資の供給地であつて、古くから商業の町として栄え、同郡の政治、経済、文化、交通の要衝であり、また観光面においても重要な位置を占め消費形態をとり現在三級地指定の桜井、生駒両町とほぼ同条件にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県下市町の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡下市町長　小川勝太郎外二名（第一七八一号）

右の請願は、奈良県下市町は、上市町とともに吉野郡の門戸をなし同郡生活物資の供給地および林産物の集散地として、古くから商業の町として栄え、経済、文化、交通の中心をなし、また観光面においても重要な位置をしめ現在三級地指定の桜井、生駒両町とほぼ同条件にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県秋野村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡秋野村長　岡田豊太郎外九名（第一七八二号）

右の請願は、奈良県秋野村は、二級地下市町に隣接する農産、林産の村であるが主食はほとんど配給を受ける状況で、観光地吉野町へのバスの開通も近く実現の運びとなり、村内は多角的な農業経営によつて活況を呈している反面、公務員の生活は物価高に苦しんでいる実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県吉野郡丹生村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡丹生村長　吉岡信一外九名（第一七八三号）

右の請願は、奈良県丹生村は、現在無給地であるが、下市町と隣接し、加うるに近時交通機関の発達とともに大淀町、大和高田市および大阪市と直結し、文化の向上ひいては一般生活の様式も都市のそれと大差ない上に村内には特定の生産物なく、生活必需物資のほとんどは他からの移入によらなければならないため、物価も輸送および中間商人の手をくぐる関係からむしろ都市よりも高価で二級地三級地に指定されている都市よりも一般生活は困難で殊に給料生活者は常にこの矛盾を痛感しながら生活にあえいでいる実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県黒滝村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡黒滝村長　田村亮三郎外十六名（第一七八四号）

右の請願は、奈良県黒滝村は、現在無給地であるが、近時奥地開発の進展

により主要産物である木材の生産量が増大し、これに伴い製材工業貨物輸送ならびに一般交通の発達はいちじるしく、阪神地区ならびに県内主要市町村との交易はひん繁となり、各種の公共施設は完備し、隣接一、二級地以上に発展しつつあり、従つて俸給生活者の生活も無給地としてははなはだ困難な状況に立至つているから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県大山村の寒冷地手当に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡大山村長　美谷邦安外六名（第一七八五号）

右の請願は、鳥取県大山村は、中国地方第一の高峰大山のすそ野にあつて高度最低百五十メートルから最高八百メートルにも及ぶ間に部落が散在しているので、村の比較的底部にある佐摩部落さえ四季を通じて近隣町村より平均摂氏二度低く、比較的高度にある大山寺部落でも米子市より平均摂氏四度も低い実状であるから、本村を寒冷地手当支給地域二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県日生町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡日生町長　有吉敏治外七名（第一七八六号）

右の請願は、岡山県日生町は、耕地面積が全面積の一パーセントにすぎずかつ日用雑貨の生産皆無のため、食糧を始め生活必需物資を阪神方面、岡山市、姫路市、四国ならびに備前町、西大寺町等から移入する関係上、常に物資の窮乏をきたし、物価は近傍何れの地域より高価でまた完全な消費地区であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鶴山村の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡鶴山村　黒田幹一（第一七九〇号）

右の請願は、岡山県鶴山村は、県の東南部に位し、耕地少く商工業により生計をたてている者が半数を占めており、従つて生活必需品のほとんど全部が他から輸送される関係上、物価は非常に高価である。また、村内の各工場に働く従業員の給与は官公吏の給与に比しはるかに高額であるため、人事行政の面において極めて不利な状態に陥つている実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県三国村の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡三国村長　藤本均外二名（第一七九一号）

右の請願は、岡山県三国村は、山陽本線吉永駅から宇野バスで約五十分で達する山村であるが、近来交通上の要地となつて西に和気町を経て岡山市に、北は林野町に、東は兵庫県上郡ならびに姫路市に、南は吉永駅ないし日生港とひん繁を極め、人と物の交流は日毎に盛んで繊維製品、魚介類、日用雑貨等の生活必需物資のほとんどは京阪神および県内中小都市から移入しているため、ばく大な運賃と多額の中間手数料が加算されて旅行者も驚く高物価に在勤公務員の生活困窮は見るに忍びない現状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県潟瀬村の地域給に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡潟瀬村大字大内四一四　田中工（第一七九二号）

右の請願は、岡山県潟瀬村は、一級地瀬戸町および浮田村に隣接し、殊に瀬戸町とは県道を堺にし西側は瀬戸町、東側は潟瀬村として軒を並べて接続し、小学校も両町村の境界地点にあり、経済生活も同町と全く同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県朝日村の地域給に関する請願

請願者　愛知県中島郡朝日村長　河野広仲（第一七九三号）

右の請願は、愛知県朝日村は、一宮、津島両市を枢軸とする尾西毛織物王国の一環を成しており、北は三級地起町に、東は二級地萩原町に、南は三級地祖父江町に囲まれてこれらの町と同一生活圏経済圏を形成しているから、本村の地域給を二級地以上に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県の地域給に関する請願

請願者　鳥取県議会議長　木島公之外六名（第一七九四号）

右の請願は、鳥取県下の地域給支給地指定については特別なる配慮により県下の不合理はやや是正されたが、なお多くの地域的不合理が残り公務員の給与の公正、人事の交流に多大なる支障を生じているから、昭和二十八年度の指定に際しては、鳥取市外八箇市町村を三級地に、岩井町外十七箇町村を二級地に、浦富町外五十箇町村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県与野町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡与野町長　中村弥太郎（第一七九五号）

右の請願は、埼玉県与野町は、浦和、大宮両市に隣接する関係上、産業、交通、経済、文化の何れの面についても全く両市と一体化している現状であるから、本町の地域給を両市同様四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県小谷村外六箇村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡小谷村長　小林新三郎外二十九名（第一七九六号）

右の請願は、埼玉県小谷、田間宮、馬室、常光、加納、上平、川田谷の七箇村は、本県を貫通する九号国道および上信越線の沿線に位置し、県北物資の集散都市である熊谷市と県南交通の要衝地大宮市の間に点存する都市近接の村であつて、本七箇村は既に地域給の指定を受けている吹上町、箕田村、鴻巣町、北本宿村等とともに行政区を構成し、これらの町村と社会環境または生活環境上からも何ら異るところなく、殊に最近高崎線の電化に伴い交通の恩恵は文化の移入をもたらし、農村の日常生活全般の向上は日毎に増大しつつある現状であるから、右七箇村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県久野村の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡久野村長　兵藤半次郎外四名（第一七九七号）

右の請願は、栃木県久野村は、足利市外南部地区の東端に位し、隣県群馬の館林町（二級地）とも近接し、北東部には渡良瀬川を隔てて二級地佐野市をひかえ、西北地区は機業地としていんしんを極める足利市と接続し、日用生活必需物資の購入に当つては足利市および館林町に依存している関係上、その価格は移送費の加算により同市内をむしろ上回る実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県瀬戸町の地域給に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡瀬戸町土井原丈夫（第一七九八号）

右の請願は、岡山県瀬戸町は、岡山市の東方わずか三里のところに位し、同市とはすべての面において密接不離の関係にあり、物価、生計費等同市と同様であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上川町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡上川町長　伊集院兼清外八名（第一八〇一号）

右の請願は、北海道上川町は、主食の一部を近接町村から移入し、日用品および生活物資のすべてを旭川市等の都市を経て移入しているため、物価は近隣町村より相当高い実情にあるから、本町を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道栗山町の地域給に関する請願

請願者　北海道夕張郡栗山町長　藤田佐一外二名（第一八〇二号）

右の請願は、北海道栗山町は主要食糧の生産地であるが、交通至便なため隣接の夕張市を始め札幌、小樽、室蘭、苫小牧、岩見沢市方面からの買漁りが激しいこと等に起因して自由価格が高騰し、大都市と何等異るところがない実情を呈し、一般物価についても大都市に購買力が吸収され、物資の豊富な割合に消費率が低く、かつ物資の仕入れ段階が多いため自然小売価格も高価となり、公務員の生活を脅かしているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道芽室町の地域給に関する請願

請願者　北海道河西郡芽室町北海道教職員組合芽室支部内　藤田実外四名（第一八〇三号）

右の請願は、北海道芽室町は十勝平野の西部に位置する農業都市であり、大部分の日用品は隣接の帯広市から移入しているため運賃その他の手間賃が加算され一般に物価は割高の実情であるから、本町の地域給を帯広市と同様の二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道音別村の地域給に関する請願

請願者　北海道白糠郡音別村岩田高治郎外四名（第一八〇四号）

右の請願は、北海道音別村は、海霧、寒冷、地勢上の関係で米麦の生産がなく、しかも釧路市帯広市に物資の供給を求めているため物価高であり、現在の本村の地域給級地はなはだ低い格付であるから、本村を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道小平村の地域給に関する請願

請願者　北海道留萌郡小平村小平地区全官公労働組合協議会内　守谷浩外二十名（第一八〇五号）

右の請願は、北海道小平村は、留萌市に隣接する農、漁、鉱業地として開発を期待された一小村であるが、生活環境は発展途上における未開発地のこうむる経済的原則にもれず、都市から流入する生活必需品の全部が都市よりも高く北海道一、全国一の高価を示し、その上一年のうち七箇月は積雪下にあつて交通不便、文化、医療施設もないという悪条件が加わつて生活は極めて困難であるから、本村の地域給を留萌市同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道占冠村の地域給に関する請願

請願者　北海道勇払郡占冠村長　吉田益雄外七名（第一八〇六号）

右の請願は、北海道占冠村は生活必需物資の仕入は大部分を旭川市、富良野町に依存し、しかも交通不便なため旭川市、富良野町より生活費がかさむ状況であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道江丹別村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡江丹別村長　久保政一外五名（第一八〇七号）

右の請願は、北海道江丹別村は、旭川市に近接し経済的に極めて密接な関係にあり、従つて消費生活および物価は旭川市および近郊地域と類似しているから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国

会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道中富良野村の地域給に関する請願
請願者　北海道空知郡中富良野村長　森善治外六名（第一八〇八号）

右請願は、北海道中富良野村は、富良野町の隣村として旭川市に近接し、日常消費物資の大部分を旭川市や札幌市等より移入しているため、物価はこれらの都市と大差ない現状であるから、本村の地域給を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県南伊予村の地域給に関する請願
請願者　愛媛県伊予郡南伊予村重松峯行（第一八〇九号）

右の請願は、愛媛県南伊予村は、一級地郡中、松前両町に隣接し、経済的に両町と不離一体の関係にあり、物価指数も全然同一であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県砥部町の地域給に関する請願
請願者　愛媛県伊予郡砥部町長　佐川義一外百三名（第一八一〇号）

右の請願は、愛媛県砥部町は、窯業の町、砥部焼の産地として国内はもち論遠く諸外国までもその名声をうたわれている通り、古来から陶磁器を中心として発展してきた町であつて、諸物価の高いことも県下随一であり、従つて本町在勤公務員は極端な生活苦にあえいでいる実状であるから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県北山崎村の地域給に関する請願
請願者　愛媛県伊予郡北山崎村大字稲荷一四〇九　藤本政夫外五十四名（第一八一一号）

右の請願は、愛媛県北山崎村は、一級地郡中町と連接し、行政区画こそ異にするが交通経済とも不離一体全く同一事情下にあり、かつまた三級地である松山市へは電車を利用して三十分にて連絡できる至近距離にあるため、これらの都市文化施設に負うところ大きく、一般住民の生活程度は全く松山市と大差ない実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県上難町の地域給に関する請願
請願者　愛媛県伊予郡上難町長　米岡伊太郎（第一八一二号）

右の請願は、愛媛県上難町は、古来から物資の集散地、海上輸送の中心地として文化方面および経済的施設が進んでいた結果、町制実施も比較的早く、その後国鉄駅の設置、漁港および道路の改修等つぎつぎと新らしい施設がなされるに従つて益々発展しており、特に国鉄の利用者は四国鉄道局管内においても優位にありといわれ、従つて町民以外の出入が多く、物価は松山市よりも高価を示している実状であるから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県原町村の地域給に関する請願
請願者　愛媛県伊予郡原町村大字麻生甲二四五五　矢野利夫外七十五名（第一八一三号）

右の請願は、愛媛県原町村は、松山市に近接し、みかん、かき等の生産地として経済的にも豊かで住民の生計費は上昇している現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県熊切村の地域給に関する請願
請願者　静岡県周智郡熊切村長　杉本恒夫外八名（第一八一四号）

右の請願は、静岡県熊切村は、周智郡の最北端に位し、東海道線袋井駅を四十二キロも離れているため、交通運輸の便極めて悪く、一般物価も浜松市より平均二割高の現状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県気多村の地域給に関する請願
請願者　静岡県周智郡気多村長　天野安平（第一八一五号）

右の請願は、静岡県気多村は、東海道袋井町の北方五十キロの山間地にありながら官公署の多い関係から郡外および他府県からの人事の交流、物資の動きが極めて多く、従つて文化の水準も他町村に比べていちじるしく高度化しているが、何分奥地のことて輸送の困難と経費の増高のため、物価は鉄道沿線地帯より二、三割高の現状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県犬居町の地域給に関する請願
請願者　静岡県周智郡犬居町長　石黒仁（第一八一六号）

右の請願は、静岡県犬居町は、東海道本線袋井駅から北に四十キロ距てた山間の町であつて、主食の生産は全町民二箇月の需要を充たし得るだけで移入物資は輸送経費高によつて鉄道沿線に比較して二、三割高となり、しかも魚類、青果物は鮮度が低下し、その他日用品類においても二、三流品で高価格のため、住民の生活費はかさみ殊に教職員の交流は極めて困難で町教育上支障をきたしている現状であるから、本町を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県裾野町の地域給に関する請願
請願者　静岡県駿東郡裾野町長　藤原重治外八名（第一八一七号）

右の請願は、静岡県裾野町は、駐留軍基地に近接しているため、物価、生計費等近接都市と同様であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県小山町の地域給に関する請願
請願者　静岡県駿東郡小山町長　湯山正平外十三名（第一八一八号）

右の請願は、静岡県小山町は、在日米軍の演習地を間近にひかえている関係で、米軍要員や特殊接客婦等の転出入量が多いため、物価の高騰を余儀なくされ、一般公務員の生活にはなはだしい脅威を与えている現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県富士岡村の地域給に関する請願
請願者　静岡県駿東郡富士岡村長　土屋五雲外七名（第一八一九号）

右の請願は、静岡県富士岡村は、基地富士岡として全国にその名を知られているようにサウスキャンプの大改築とともに部隊の駐留はいよいよ本格的となり、それに伴い雇よう員、接客婦等の激増を招き諸物価をいちじるしく高騰させて在勤公務員の生活にはなはだしい脅威を与えている現状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県須走村の地域給に関する請願
請願者　静岡県駿東郡須走村小学校内　土屋隆外五名（第一八二〇号）

右の請願は、静岡県須走村は、山間へき地のため生産力は絶無に等しく主食はもち論野菜類に至るまですべての生活必需物資は御殿場町を中心としてその近郊に仰いでいる関係で、物価は御殿場町を上回る実状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県印野村の地域給に関する請願
請願者　静岡県駿東郡印野村長　池谷兵吉外一名（第一八二一号）

右の請願は、静岡県印野村は、日本屈指の駐留軍演習地としてノース、ミドル、サウスの施設があり、しかもその設備は昨秋あたりから大拡張をしており、部隊員の外キャンプの雇よう者、接客婦等が多数出入して本村の物価はいちじるしく高騰させ、在勤公務員の生活にはなはだしい脅威を与えている実状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県原里村の地域給に関する請願
請願者　静岡県駿東郡原里村長　芹沢英夫外二名（第一八二二号）

右の請願は、静岡県原里村は、旧陸軍板妻しよう舎の所在地にして旧陸軍なき後昭和二十六年一月駐留軍部隊がミドルキャンプとしてこれを使用するに及び雇よう員、接客婦等の激増を来たし、諸物価の高騰を余儀なくさせて一般公務員の生活は日毎に窮乏の度を加えている現状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
秋田県境町村の地域給に関する請願
請願者　秋田県平鹿郡境町村長　淀川喜代治外二名（第一八二三号）

右の請願は、秋田県境町村は、横手市、角間川町両市町の中間に位置する農村であつて、生活必需品はほとんど横手市から求めているが、この横手市は全国でも有名な高物価都市でこれがため同市は既に地域給の支給を受けているのであるが、この横手市よりなお多くの生計費を要する本村在勤公務員は地域給の支給を受けていないため日常生活費に悩まされ、日増に赤字が増加する現状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県成東町の地域給に関する請願
請願者　千葉県山武郡成東町長　小出安栄昌（第一八二四号）

右の請願は、千葉県成東町は、本県東総地方における行政、文化、経済、交通上の中心地であり、附近は農、漁村によつて囲まれているため物資の集散地として商業も盛んであるが、近年は漁業不振と買出し等のため物価は上昇し県内他の都市よりも高価で公務員の家庭経済は窮迫しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
栃木県足尾町の地域給に関する請願
請願者　栃木県上都賀郡足尾町全官公庁職員連絡会内　三島木早苗（第一八二五号）

右の請願は、栃木県足尾町は、銅山都市として奥地に位し、生活物資は桐生、足利、宇都宮方面から移入されるため本県五市よりも物価高であり、銅山従業員のような特殊な厚生施設のない公務員の生活は非常に大きな圧迫を受けているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岐阜県鶴岡村の地域給に関する請願
請願者　岐阜県恵那郡鶴岡村長　西尾茂重外五名（第一八二六号）

右の請願は、岐阜県鶴岡村は、恵那郡の南部に位し、良質陶土の産地として知られまた寒天の生産地であつて、一般の生活水準と公務員の生活水準に大きなへだたりがあり、附近町村の給地指定との間にすこぶる不均衡不合理があり、人事交流上の支障もはなはだしいから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
群馬県水上町の地域給に関する請願
請願者　群馬県利根郡水上町長　高橋三郎（第一八二七号）

右の請願は、群馬県水上町は、現在地域給一級地の指定を受けているが、当地の観光行楽の地に加えてますます不安を増大してくる経済現状とさらに奥利根電源開発藤原ダム工事等建設事業の着手により生産物資の少い本町の諸物価は必然的に高騰し、公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知県桜井村の地域給に関する請願
請願者　愛知県碧海郡桜井村長　杉山嘉英外九名（第一八二八号）

右の請願は、愛知県桜井村は、安城市（二級地）西尾町（二級地）矢作町、六ツ美村（一級地）の中に取り囲まれた唯一の地域給の指定のない村で再三の陳情にもかかわらずいまだ給地の指定を受けることができずはなはだその理由の納得に苦しむわけであるが、附近市町村の地域給指定現状、本村の村勢および物価指数等詮議の上、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
三重県城南村の地域給に関する請願
請願者　三重県桑名郡城南村長　伴春次郎外五名（第一八二九号）
右の請願は、三重県城南村は、桑名市に隣接して同一経済圏内にあつて物価高である上、公務員はほとんど耕地を持たず全部の生活物資は購入せねばならないため、その生活は困窮をきわめているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
和歌山県勝浦町の地域給に関する請願
請願者　和歌山県東牟婁郡勝浦町長　岸正雄外九名（第一八三〇号）
右の請願は、和歌山県勝浦町は、紀南唯一の漁港として近代的な水産事業の性格はいちじるしい発展の一途を示し、一面商工業の相関的な発展と観光行楽地的価値も倍加し、人と物との往来はひん繁となり、殊に本町の日常人口約六千が冬期の漁繁期には一万をこえる状況で必然的に物価高を招来して、公務員の生活はいちじるしく困窮の度を加えているから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大阪府正雀郵便局の地域給に関する請願
請願者　大阪府三島郡味舌町長　深田丈夫外一名（第一八三一号）
右の請願は、大阪府正雀郵便局は、大阪府吹田局区内に属し、南部の吹田市と北部の茨木市、高槻市の中間に位置している。当局地区内は、交通至便であるため、各官公庁関係の工場および産業施設が発達し、また大阪、吹田の衛星的町で物価の如きは、大阪市内よりも輸送その他の関係からいちじるしく高価となり生活条件は極めて悪く、加えて当町在住者の中都市進出就職者が多く、数は、勤労者中約八割七分強である。このような条件下にある関係から当局の従業員採用等、および局務遂行上に多大の支障をきたす原因となつているから、是非とも当局の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取県羽合町の地域給に関する請願
請願者　鳥取県東伯郡羽合町長　秋田義治外十四名（第一八三二号）
右の請願は、鳥取県羽合町は、港町、温泉町として発展してきたのであるが、特殊産業はなく、羽合平野の中心地として日ごとに商店の数を増し、温泉町特有の物価高を示し、生活費が上昇して公務員の生活は困窮の度を加えてきたから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取県面影村の地域給に関する請願
請願者　鳥取県岩美郡面影村面影小学校内　森本直蔵外八名（第一八三三号）
右の請願は、鳥取県面影村は、鳥取市に隣接し交通ひん繁なため都市の風俗、文化は直接流入し特に物価の高騰はいちじるしく、本村内に存在する鳥取大学学芸部ならびに農学部および警察学校等は既に二級地の指定を受けている実情であり、面影小学校職員の大部分は市内からの通勤者で、人事交流上の支障もはなはだしいから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取県大宮村の寒冷地手当に関する請願
請願者　鳥取県日野郡大宮村長　青戸要三外七名（第一八三四号）
右の請願は、鳥取県大宮村は、日野郡の西北端に位し、村内中心部において海抜五百二十メートルを示す高原地帯の寒村であるが、積雪は深く寒冷度は大山村と同等であるから、本村の寒冷地手当を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取県阿昆縁村の寒冷地手当に関する請願
請願者　鳥取県日野郡阿昆縁村長　岸正章外七名（第一八三五号）
右の請願は、鳥取県阿昆縁村は、日野郡の西端に位し、中国山脈のほとんど頂上近くの一高原地帯で隣接の町村より孤立した特殊寒冷地帯で農業およびその生活上に影響するところがきわめて大きく、殊に積雪多く大山村と同程度であり、東北地方にも匹敵する気象状況であるから、本村の寒冷地手当を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
長野県藤沢村外三箇町村の寒冷地手当に関する請願
請願者　長野県上伊那郡伊那町天竜町国鉄自動車茅野自動車営業所伊那北支所内　竹内千丈（第一八三六号）
右の請願は、長野県藤沢村、伊那里村、高遠町、伊那町は、最低標高六百四十メートル最高標高九百五十メートルの山岳地帯に位置し、山岳地帯特有の気象状況に支配され、冬季においては西の風強く空気は極度に乾燥して激烈な寒気に襲われるのを常とし、この実情は上級地の気象、積雪等と何等異るところがないから、藤沢村外三箇町村の寒冷地手当を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県新本村外二箇村の地域給に関する請願
請願者　岡山県吉備郡新本村長　鎌田賤夫外二名（第一八三七号）
右の請願は、岡山県新本、山田、久代の三箇村は、吉備郡西部に位し、この三箇村は最近合併の機運強い村であるが、岡山市へ二十一キロ、倉敷市へ二十キロ、玉島市へ二十一キロの位置にあり、物価は公定価格の廃止された今日、県下主要都市に比較してその差異が認められないばかりでなく、むしろ村外からの移入によつて賄われる衣料品類、日用器具雑貨類および動物性たんぱく質の食料品等は岡山市および倉敷市よりは高い実状であるから、右三箇村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

意見書案
岡山県新山村の地域給に関する請願
請願者　岡山県小田郡新山村長　高木正志外四十六名（第一八三八号）
右の請願は、岡山県新山村は、大井村をへだてて笠岡市に接し、福山市、井原、矢掛、小田町に近接する関係上物価その他経済的、文化的影響を受けることがきわめて敏速で笠岡市との合併は時の問題という過言でなく、一般生活物資も同市同様に高騰して公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を笠岡市同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
広島県郷原村外八箇村の地域給に関する請願
請願者　広島県賀茂郡郷原村長　藤本直規外八名（第一八三九号）

右の請願は、広島県郷原、下黒瀬、上黒瀬、中黒瀬、乃美尾、板城、下三永、郷田、吉川の九箇村地区の生活物資は主として呉市から導入され通勤者のほとんどは呉市へ、またその一部は西条町および広島市へ乗合自動車を利用しており、各村民の生活状態も呉市および西条町と大差なく、品物によつてはむしろ高価なものもあり、文化程度についても交通網の整備に伴い急速に向上の一途をたどつている現状であるから、右九箇村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大分県八幡、高家両村の地域給に関する請願
請願者　大分県宇佐郡八幡町長　乙咩大郎外十一名（第一八四〇号）

右の請願は、大分県八幡、高家両村は、中津市と高田町の中間に位する宇佐郡中央平野北端の農村地帯であるが、経済的には中津市と同一ブロックにあるため生活必需物資の価格において何ら異るところがなく、附近町村の地域給支給の状況より考えて、両村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
新潟県羽茂村の地域給に関する請願
請願者　新潟県佐渡郡羽茂村長　川内精一郎（第一八五〇号）

右の請願は、新潟県羽茂村は、佐渡郡南部の文化、産業、経済等の中心地であるが、さきに郡内町制施行地に一率に地域給一級地の指定をみたため、隣接小木町へ転勤を希望する者が多く隣接町村間のバランスを失う結果となつたから、これを是正し人事交流の適正を期し、優良職員の能率的運営の完全を図るため、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道和寒町の地域給に関する請願
請願者　北海道上川郡和寒町長　南雲源一郎外一七名（第一八六一号）

右の請願は、北海道和寒町は、地理的にも経済的にも旭川市と極めて密接な関係にあり、しかも消費物資の大半を旭川市より仕入れているため、物価および消費生活が同市に類似しているばかりでなく、近年交通網の発達により、両地区の距離が僅少となつていること等を考慮されて、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道標茶町の地域給に関する請願
請願者　北海道川上郡標茶町長　千葉軍治外十名（第一八六二号）

右の請願は、北海道標茶町は、地勢上生活必需物資をほとんど釧路市方面からの移入に依存し、しかも交通不便であるため物価高を示し、公務員の生活は困難を極めている実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道紋別町の地域給に関する請願
請願者　北海道紋別郡紋別町長　大西真平（第一八六三号）

右の請願は、北海道紋別町は、オホツク海に面する紋別郡一円の産業文化の中心地であるが、交通不便の上積雪寒冷も厳しいため、燃料、被服、保健衛生に要する費用は極めて、多額となり、しかも衣料、食糧等は、移入に伴う運賃加算により驚くべき高価を示しているから、当町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道大樹町の地域給に関する請願
請願者　北海道広尾郡大樹町大樹小学校内　富田鉄雄外二十四名（第一八六四号）

右の請願は、北海道大樹町は、北海道中最も寒い地域と言われる十勝平野の南部山ろく海岸寄りに在る田舎町であるが、一年を通じて約半年はいわゆる冬であるので暖房をとるための高価な燃料費等経済上の負担も大なるものがあるから、当町を地域給三級地として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道妹背牛町の地域給に関する請願
請願者　北海道雨竜郡妹背牛町長　徳本要作外二名（第一八六五号）

右の請願は、北海道妹背牛町は、北海道の西北に位する農村小都市であるが、旭川市に最も近く、特有の積雪と相まつて極寒地として知られ、ために被服、燃料、住居および保健衛生に要する費用はばく大で勤務者の生活は窮迫の現状にあり、また物価は衣料品、日用雑貨類をほとんど中央に依存しているため他都市に比しはるかに高く、現行の本町地域給一級地は不合理であるから、二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道余市町の地域給に関する請願
請願者　北海道余市町長　坂本角太郎（第一八六六号）

右の請願は、北海道余市町は、隣接小樽市の経済圏に属し、生活の実態は同市と全く同様の状況であり、自由物価はかえつて逆に上回る状態であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道音更村の地域給に関する請願
請願者　北海道河東郡音更村長　神田柳助外二十八名（第一八六七号）

右の請願は、北海道音更村は、帯広市に隣接して同市同様な生活環境にあり、加えて全国的寒冷地のため、生計費はいちじるしく増加している現状にあるから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　参議院会議録附録（その十四）

意見書案
北海道日高村の地域給に関する請願
請願者　北海道沙流郡日高村長　占部久重外十八名（第一八六八号）
右の請願は、北海道日高村は、林業、工業および発電の大資源地として北海道総合開発事業における重要地帯であり、苫小牧、室蘭を中心とする工業地帯ならびに旭川等の大消費地帯に直結近接するため、自給生産力のほとんどは右地域に吸収されるばかりでなく、日常生活物資の大半はこれを札幌、旭川に仰がねばならないのに加えて鉄道沿線を数十キロ離れているため、輸送費の増高等によつて、物価指数は全く札幌に勝るも劣らない実状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道御影村の地域給に関する請願
請願者　北海道河西郡御影村字御影村北海道教職員組合御影支部内　門屋俊盛外十名（第一八六九号）
右の請願は、御影村は、根室本線に位置する関係から経済生活および物価は周辺の芽室町、清水町および新得町と何等地域的に変るところがなく、全く同じ状況にありながら、当村が地域給支給地として指定されていないのは不合理であるから、御影村を芽室町、清水町および新得町と同様地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道昆布森村の地域給に関する請願
請願者　北海道釧路郡昆布森村長　高橋睦外一名（第一八七〇号）
右の請願は、北海道昆布森村は、交通不便に加えて生活物資をすべて全国的、全道的にも物価の高い釧路市に求めているため、物価指数は全国的、全道的に高い実情にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県湊町の地域給に関する請願
請願者　千葉県君津郡湊町長　高梨三郎外百八十九名（第一八七九号）
右の請願は、千葉県湊町は、従来から諸物価一般に高く近隣町村や木更津、千葉等の都市に比して一割ないし二割程高い実状であるから、本町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県佐貫町の地域給に関する請願
請願者　千葉県君津郡佐貫町長　阿部正基外八十四名（第一八八〇号）
右の請願は、千葉県佐貫町は、房総半島西岸の中央部に位して一級地大貫町に隣接し、二級地木更津市へは鉄路、バスともに三十分、横浜、横須賀へは海路数里の位置にあつて町は地域的に二つに区分され、海岸地帯は別荘地と漁業地であり、他は農商業地帯である。しかして日常必需物資の大部分を大貫町や木更津市から仕入れているため、物価は総体的にこれらの市町を上回つている実状であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県保田町の地域給に関する請願
請願者　千葉県安房郡保田町長　福原実外百九十五名（第一八八一号）
右の請願は、千葉県保田町は、安房郡最西北に位置し、避暑地、海水浴場として知られ夏季には臨時列車が運行され、乗降客は木更津、館山間においては第一位を占め、本町の夏季人口は常時の二倍に達する盛況で、従つて物価高を招来し公務員の生活は困窮している上、人事交流上の支障も大きいから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県富勢村の地域給に関する請願
請願者　千葉県東葛飾郡富勢村長　染谷孫蔵外五名（第一八八二号）
右の請願は、千葉県富勢村は、柏町（二級地）と我孫子町（二級地）に隣接し漸次住宅地化の傾向を示し、東京方面への通勤者も多く文化、生活水準も高く、日用必需品の価格も柏町を上回り、特に本村に近接する国立療養所は二級地に指定されている現状であるから、この間に生活する公務員の窮状賢察の上、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県保田町の地域給に関する請願
請願者　千葉県安房郡保田町長　福原実外百九十五名（第一八八一号）
右の請願は、千葉県保田町は、安房郡最西北に位置し、避暑地、海水浴場として知られ夏季には臨時列車が運行され、乗降客は木更津、館山間においては第一位を占め、本町の夏季人口は常時の二倍に達する盛況で、従つて物価高を招来し公務員の生活は困窮している上、人事交流上の支障も大きいから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県富勢村の地域給に関する請願
請願者　千葉県東葛飾郡富勢村長　染谷孫蔵外五名（第一八八二号）
右の請願は、千葉県富勢村は、柏町（二級地）と我孫子町（二級地）に隣接し漸次住宅地化の傾向を示し、東京方面への通勤者も多く文化、生活水準も高く、日用必需品の価格も柏町を上回り、特に本村に近接する国立療養所は二級地に指定されている現状であるから、この間に生活する公務員の窮状賢察の上、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県田中村の地域給に関する請願
請願者　千葉県東葛飾郡田中村長　田中朝吉外四名（第一八八三号）
右の請願は、千葉県田中村は、柏町に隣接する農村であるが、最近米駐留車の基地決定とともに本村内は急激な変化をきたし特飲店、商店の新規開業となり都会気分が濃化してきた上、本村地内の国立療養所柏病院は既に二級地に指定されている現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
茨城県相馬町の地域給に関する請願
請願者　茨城県北相馬郡相馬町藤代郵便局内　川村静外八十七名（第一八八四号）
右の請願は、茨城県相馬町は、常磐線取手駅の次に位し、同線の取手までの電化に伴い急速に郊外都市的色彩を濃厚にし、都へ通勤する移住者はにわかに増加し、これにつれて従来の住民も東京通勤を志す者が増加し、その様相は取手、我孫子町（二級地）柏町（三級地）と変らぬ状況となり、ひいては在町公務員にまで影響する実情で町政、町教育の上にも憂慮せられる現状であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県東児玉村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡東児玉村役場内　細村徳重外三名（第一八八五号）

右の請願は、埼玉県東児玉村は、本庄町、旭村、神保原村および児玉町に近接し、生活水準も何ら変らず、経済的には本庄、児玉両町に依存する関係にあり、その他あらゆる点において緊密不離の関係におかれているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大藪町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県安八郡大藪町輪之内中学校内　牧野通矩（第一八八六号）

右の請願は、岐阜県大藪町は、大垣市に近接する福束輪中地方の政治、経済、文化の中心地であるが、経済的に大垣市に依存するため、市場物価は同市を上回る実情で本町在住公務員の生活苦は同市以上であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県新居町の地域給に関する請願

請願者　静岡県浜名郡新居町長　守田雪雄外十二名（第一八八七号）

右の請願は、静岡県新居町は、浜名湖口西部半島に位する遊覧地であるが、農耕地に恵まれず浜松、豊橋等に通勤する勤労者が多く、漁業はほとんどしらすの魚獲に限られ外の魚類は他の市場から購入する状態であり、生活必需物資の価格は浜松、豊橋を上回る実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県中黒瀬、乃美尾両村の地域給に関する請願

請願者　広島県加茂郡中黒瀬村長　西山察馬外一名（第一八八九号）

右の請願は、広島県中黒瀬、乃美尾両村は、呉市の三角頂点に隣接する黒瀬郷の中心地で呉、山陽、芸備線をつなぐ重要交通拠点であり、呉市に通勤する者三百五十名に及び、村民の生活諸物資は同市に依存する状態で生活様式および生計費においても大差ない現状であるが、当地区二百五十余名の公務員の勤務地手当については対象圏外に放置されたままであるから、当地区の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県郷田、吉川両村の地域給に関する請願

請願者　広島県賀茂郡郷田村長　角谷泉外一名（第一八九〇号）

右の請願は、広島県郷田、吉川両村は、西条町、原村、熊野跡村に隣接し駐留軍の出入ひん繁であり、生活様式等はこれら町村と変りがないのに、当地区のみ地域給の指定からもれているため、職員の当地区外転勤希望者が続出し、その欠員補充に困窮しつづけている実情であつてこのまま放置すれば当地区の教育はもち論、村行政上にも重大支障をきたすおそれがあるから、当地区の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県下三永村の地域給に関する請願

請願者　広島県加茂郡下三永村長　末釜正二（第一八九一号）

右の請願は、広島県下三永村は、西条町と安芸津町の間にはさまれ、生活様式、慣習、生計費等これら両町と同一であるのに、地域給は支給されず、ために公務員の転勤者が続出しその欠員補充に困窮し、このまま放置できない実情にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県口田村の地域給に関する請願

請願者　広島県安佐郡口田村長　村本里肆（第一八九二号）

右の請願は、広島県口田村は、広島市に近接して耕地面積少く主食は他からの移入にまつ状況であり、諸物価は広島市より一、二割方高く、附近町村はみな地域給支給の指定を受けているのに本村はその指定がないため、人事交流上にも支障が多いから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県三須村の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡三須村長　前田浩平（第一八九三号）

右の請願は、岡山県三須村は、倉敷市と総社町との間にはさまれ、特に総社町との関係は緊密一体であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県城南村の地域給に関する請願

請願者　山口県熊毛郡城南村長　吹田愰外一名（第一八九四号）

右の請願は、山口県城南村は、光市に五百メートル柳井町に三キロの中にある純消費村であるが、政治、文化、産業、教育の中心的重要な位置を占め、諸官公署の連絡協議に集る関係上、人事の往来はひん繁で、商業の隆盛もこれに拍車をかけている現状のため必然的に物価高を招来して公務員の生活は圧迫されているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県浅舞町の地域給に関する請願

請願者　秋田県平鹿郡浅舞町長　大和谷久雄外二名（第一八九五号）

右の請願は、秋田県浅舞町は、昨年十一月地域給一級地の指定を受けたが、その後の物価の高騰等のため公務員の苦しい生活を緩和することができないから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県金足村の地域給に関する請願

請願者　秋田県南秋田郡金足村長　三浦盛典外一名（第一八九六号）

右の請願は、秋田県金足村は、秋田市の北方約四キロの地点に位し、同市の都市計画案中に包含され市民は近郊住宅地として移住してくる者もあつて、同市とは密接な関係にあるが、本村は無医村であるため医療費の支出も多く、物価は市以上の高価であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県の地域給等に関する請願

請願者　秋田県知事　池田徳治外三名（第一八九七号）

右の請願は、秋田県の地域給について秋田、大館、能代、横手の四市および浜田、飯島、外旭川三村を三級地に、鹿角郡花輪町外四箇町、北秋田郡鷹巣町外六箇町、山本郡二ツ井町外一箇村、南秋田郡船川港町外二箇町、由利郡本荘町外二箇町、仙北郡大曲町外五箇町村、平鹿郡増田町外二箇町、雄勝郡湯沢町、河辺郡和田町外三箇村、を二級地に、鹿角郡宮ノ村外四箇村、北秋田郡矢立村外三箇村、山本郡鹿渡町外五箇村、南秋田郡昭和町外六箇町村、由利郡平沢町外三箇町村、仙北郡神宮寺町外四箇町村、平鹿郡角間川町外三箇町村、雄勝郡横堀町外九箇町村を一級地にそれぞれ指定し、本県の寒冷地手当についても考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県矢島町の地域給に関する請願

請願者　秋田県由利郡矢島町長　佐藤直太郎外一名（第一八八八号）

右の請願は、秋田県矢島町は、城下町として発展した消費都市的性格をもつた町であるが、矢島線の開通によつて急激な進展をもたらし、官公署、学校、工場、発電所を誘致し、人口の急激な増加に加えて、遊覧観光客多数にのぼり物価の高騰を招来し、公務員の生活に一大脅威を与えるにいたつたから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県矢本町の地域給に関する請願

請願者　宮城県桃生郡矢本町長　大江真志次外十八名（第一九〇〇号）

右の請願は、宮城県矢本町は現在一級地に指定されているが、当地区は国際空港の候補地として米軍が進駐しており、他町村からの転入と進駐軍接客婦等の増加のため、高価で住居を争い求め、主食は四隣都市並のやみ価であり、栄養費日常生活必需品等は仙台、石巻両市に依存している関係上勤労者の生活は一層困難な実情にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県小川町の地域給に関する請願

請願者　茨城県東茨城郡小川町長　沼田藤四郎（第一九〇一号）

右の請願は、茨城県小川町は、交通が極めて至便で東京とは近距離に位する関係上東京都への通勤者およびやみ屋の出入が多いため本町の物価は大都市並につり上がり、また都市から仕入れた品物は運賃その他の手数料等が加算されて高物価となるため、公務員の生活は給与生計では到底困難であり、これがため官公署の人事行政上におよぼす影響が極めて大きいから本町を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県笠間町の地域給に関する請願

請願者　茨城県西茨城郡笠間町西茨城地方事務所内　秋山半十郎外四百五十六名（第一九〇二号）

右の請願は、茨城県笠間町は、西茨城郡中央に位する各種行政、文化、経済の中心地として、また日本三大稲荷の一つである笠間稲荷神社を控える観光地として、物価は水戸市、下館町、土浦市等に比較して高い状況にあり、公務員の生活は困難な実情にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県片柳村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡片柳村長　坂東貞市外四名（第一九〇三号）

右の請願は、埼玉県片柳村は、大宮市および浦和市に隣接しているが、交通機関の発達によつて両市ならびに東京都の郊外住宅地と化し、これら都市部への通勤者は全住民の三十三パーセントに及び、文化水準、経済生活等においては両市と何ら変りのない実情であるから、本村の地域給を両市と均衡のとれるように引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県増穂町の地域給に関する請願

請願者　山梨県南巨摩郡増穂町長　志村武（第一九〇四号）

右の請願は、山梨県増穂町は、昨年十一月地域給一級地の指定を受けたが、時勢の変転はさらに経済上に大きく影響しベースの改訂を要求するようになり、公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を二級もしくは三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県大宇陀町の地域給に関する請願

請願者　奈良県宇陀郡大宇陀町役場内　松本正義外二十三名（第一九〇五号）

右の請願は、奈良県大宇陀町は、城下町として栄え、現在もなお宇陀郡の経済、文化の中心地であるとともに、官庁、学校等の中心地で生活程度は高く、物資は主として京阪神方面から移入するため物価高となり、現在三級地桜井町と変らぬ実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県吉野郡大淀町役場内　中前勇（第一九〇六号）

右の請願は、奈良県大淀町は、地理的に大阪、和歌山、奈良、京都の各大都市との交通が至便であるため、これら大都市の生活様式がそのまま入り生活程度は農村都市であるにもかかわらず大都市的で、教育、文化方面の関心は極めて高く、加えて本町の日常生活物資のほとんどがこれらの大都市から移入される関係上販売価格に運賃が加算され物価は驚くべき高価となり、公務員の生活をはなはだしく窮地に追い込んでおるから、是非本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府周山町外十一箇村の地域給に関する請願

請願者　京都府北桑田郡周山町長　船越寛治外八十一名（第一九〇七号）

右の請願は、京都府北桑田郡は、山間高冷地帯での農産も少く主食についてもいわゆる飯米農家であつて大半の農家は配給を受けている実状であり、郡内各町村の米の自由価格にしても京都市のそれをしのぐ有様で、野菜においては一部農家がその需要を充たすにすぎず、日常必需物資の一切をあげて京都市、福知山市等に依存しているため、物価はこれらの都市を上回る実状であるから、本郡の地域給のうち、周山町を三級地に、神吉、細野、宇津、山国、黒田、弓削、平屋、知井、宮島、鶴ケ岡、大野の十一箇村を二級地にそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府亀岡町の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡亀岡町長　大槻嘉男外二十名（第一九〇八号）

右の請願は、京都府亀岡町は、京都市に隣接する住宅地としてまた消費地として経済的にも政治的にも日日の動向が直ちに反映する密接な関連を持つ地域であつて、消費物価も京都市に比較して逆に高い実状であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県湯田村の地域給に関する請願

請願者　広島県深安郡湯田村長　矢田近治外二十六名（第一九〇九号）

右の請願は、広島県湯田村は、一級地神辺町と隣接し、物価指数、文化施設等同町と何ら異るところがないから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県福河村の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡福河村役場内　松本佐一外四十八名（第一九一〇号）

右の請願は、岡山県福河村は、零細なる農村地帯ながら周囲の関係上、日用消費物価が極めて高く、しかも隣接市町へ購入に出向かねばならず生活は真に窮乏して安定感を欠き転勤、退職の希望者が続出し有能の士を得るに難く、村政運営上、特に人事行政上多大の支障をきたしている現状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県美山村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡美山村長　細川久夫外八名（第一九一一号）

右の請願は、岡山県美山村は、周辺を倉敷市、笠岡市、井原市、総社町、成羽町、高梁町、矢掛町、小田町等の中小都市に囲まれて日常生活必需物資をこれらの市町から購入し、生計費等はこれらの市町を上回る実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県堺村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡堺村長　川上清外八名（第一九一二号）

右の請願は、岡山県堺村は、周辺を倉敷市、笠岡市、井原市等の中小都市に囲まれて日常生活必需物資をこれらの都市に依存しているため、物価、生計費等はこれらの都市を上回る実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県高森町の地域給に関する請願

請願者　山口県玖珂郡高森町長　山本林之助外一名（第一九一三号）

右の請願は、山口県高森町は、玖珂郡の中央に位して玖西盆地の中核をなしており、隣接玖珂町とならんで県下有数の大町を形成している。しかして工業都市である徳山、岩国両市の中間にある関係から人的資源の供給地となり、ために諸物価は相当以上割高となり住宅難とともに在勤公務員の最低生活をおびやかしている実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県鵜戸村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県南那珂郡鵜戸村長　福田広次外一名（第一九一四号）

右の請願は、宮崎県鵜戸村は、村民の主食はもとより日常生活必需物資はすべて日南市か宮崎市に仰ぐより外に途なく、両市と経済圏を一にする本村内の公務員は、両市に至る交通費ならびに市内物価に運賃を加算した物価により購買する関係上、一層生活費のかさむのは必然の結果であつてむしろ両市に比べて生活は困難な実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県小長井村の地域給に関する請願

請願者　長崎県北高来郡小長井村長　古賀徳郎外三名（第一九一五号）

右の請願は、長崎県小長井村は、長崎、佐賀両県界に位する有名な石材の産地であるため、外客が多く、また取引の関係上諸物価は高くなり、近接の諫早市、鹿島町等と大差ない実状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県川部村の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡川部村長　鈴木長治外四名（第一九一六号）

右の請願は、福島県川部村は、既に地域給支給地に指定されている植田、錦、勿来の三箇町に隣接している上に鉱山地帯であるため、これらの町よりも消費生活面において割高となつている実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県倶利伽羅村の地域給に関する請願

請願者　石川県河北郡倶利伽羅村長　井田直吉外十名（第一九一七号）

右の請願は、石川県倶利伽羅村は、倶利伽羅不動明王参けい者、ならびに観光客の来往が多い上に、昨秋から国鉄岐阜工事区倶利伽羅トンネル工事着手に伴い、これがよう人六百名の受入れ等により諸物価はとみに高騰し、加うるに転入人口の激増により極めて深刻な住宅難を露呈するなど当地方に在住する公務員の生計

実態は益々困窮の度を加えている実状であるから、本村を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県能代市の地域給に関する請願

請願者　秋田県能代市万町山本郡地方事務所内　渡辺喜代治

（第一九一八号）

右の請願は、秋田県能代市は、日本海北部海岸中材産業都市および木材商取引の中心地として重要地であり、近時木材の増大とともに製材業はいちじるしく発展を見るに至り、これが物価の高騰の要因となつているものであるが、昭和二十七年秋田市、大館市が二級地指定となつたにもかかわらず同一条件下にある本市が級地すえ置となつていることは不合理であるから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県神根村の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡神根村長　中川菅男外五名（第一九一九号）

右の請願は、岡山県神根村は、農地狭少で農業形態としては零細農家であるが林産資源に富み、薪炭の生産地として郡内に聞え、殊に「クレー」ならびに耐火れんがの原料たるろう石の産地として古くから鉱山業が発達している。しかして近時窯業の活況に伴つて人と物との交流が盛んとなるにつれて村民の生活様式は都会化し、民度も益々高まつてきている。しかるに日用品は他地域に比し高価で給与に依存する者の生活は大なる脅威を受けている実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県醍醐村の地域給に関する請願

請願者　秋田県平鹿郡醍醐村長　藤原敬之輔外二名（第一九五三号）

右の請願は、秋田県醍醐村は、横手市と十文字町との中間にあつて諸官公庁多く文化施設もととのつた特色のある土地であり、両市町に近接して生活上ほとんど差異が認められず、当村には大商店がないため汽車、バス等によつて秋田市へ日常生活品を求めに出かける者が多い実情で、他の一級地指定地域との均衡上からも当然一級地以上の条件にかなうものと確信するから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県湯本町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡湯本町長　矢吹荘司外一名（第一九五四号）

右の請願は、福島県湯本町は、昨年地域給二級地の指定を受けたが物価指数よりみてはなはだしく実情にそわないものであつて、炭鉱地としてまた温泉郷としての物価は県下第一であり、公務員の生活は苦境におかれているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県山田村の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡山田村長　蛭田三郎外五名（第一九五五号）

右の請願は、福島県山田村は、植田町に隣接する炭鉱地帯にあつて純然たる消費地であるが、生活必需物資は植田町錦町および平市方面から移入するためこれらの市町を上回る物価高を示し、その上本村が地域給の指定を受けていないため、公務員の生活上の脅威はじん大であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県富士根村の地域給に関する請願

請願者　静岡県富士郡富士根村長　土谷牧太郎外一名（第一九五六号）

右の請願は、静岡県富士根村は、富士宮市および吉原市ならびに鷹岡町の中間に位し国鉄身延線沿線にあり、周辺一帯は交通と水利により製紙をはじめとする諸工業地帯となり、なお全村にわたつて製茶、製材、製麦工場は二十数箇所を数え、富士郡下中部都市の観を呈し、一般の経済面に対する生活状態も向上しているが、この間に生活する公務員の困窮は極度に達しているから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県田子浦村の地域給に関する請願

請願者　静岡県富士郡田子浦村長　船山啓次郎外七名（第一九五七号）

右の請願は、静岡県田子浦村は、吉原市および富士町に隣接し、特に富士町とは密接な関係におかれ同町との境界もはつきりせぬほどの状態で人口も年々増加して富士町の一角をつくり、また両市町の会社工場勤務者の住宅地となり、物価においても両市町と何ら変らぬ実情であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県岩松村の地域給に関する請願

請願者　静岡県富士郡岩松村長　藤島初男外三名（第一九五八号）

右の請願は、静岡県岩松村は、富士町に隣接する商工農村であるが、同町とは同一地域性からくる産業、経済、生活、文化等における相互依存の関係はまことに密接であり、急激に飛躍する国家発展の動勢は本地区における製紙工業を隆盛にし、その影響は一般住民の生活水準を高め、この間に生活する公務員の困窮はまことにはなはだしいものがあるから、富士町と対比して同一条件にある本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県鷹岡町の地域給に関する請願

請願者　静岡県富士郡鷹岡町長　長橋徳太郎外九名（第一九五九号）

右の請願は、静岡県鷹岡町は、機械製紙工業の発祥地として現在もこれに関連する工場大小百に近く、人口もまた一万二千有余を数えその発展はまことにめざましいものがあるが、これら諸工場に勤務する従業員の給与ははるかに公務員の給与をしのぎ、この間に処する公務員の生活苦はまことに憂慮すべき状態に陥つているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県品野町の地域給に関する請願

請願者　愛知県春日井郡品野町長　柴田要助外五名（第一九六〇号）

右の請願は、愛知県品野町は、瀬戸市に隣接して最近はほとんど陶磁器工場地帯つづきとなり、その境界さ

えはつきりしない状態で、事実上経済、文化においても、町民の生活、人家の配置においても陶業上本町は同市と一体不離の現状であるから、地域給の改訂に際しては特に右事情につき配慮の上決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県古川町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県吉城郡古川町長　蒲茂雄（第一九六一号）

右の請願は、岐阜県古川町は、吉城郡における政治、経済、文化の中心地であるが、神通川上流の宮川水域開発の工事着手によつて、これに最も近い位置にある本町の物価、生活水準は高騰して公務員をはじめ給与生活者は苦境にあえいでいる実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県小鷹利村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県吉城郡小鷹利村長　北平久次（第一九六二号）

右の請願は、岐阜県小鷹利村は、古川町、国府村に隣接し政治、経済、文化、教育等の諸分野にわたつて同一事情下におかれており、近年多くの発電所の建設工事により入村者も多く、村民も工事によつて現金収入を増し、物価は急激に高騰するとともに生活物資の特殊的偏在的な移入、売買、消費を現出し、本村生産物でさえ消費地的性格に変る状況となり、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県県村の地域給に関する請願

請願者　三重県三重郡県村長　加藤誠一外六名（第一九六三号）

右の請願は、三重県県村は、三重村をへだてて四日市市に連らなり同市に合併の機運にあるが、名古屋、大阪両経済ブロックの交さ地域となつてつねにその影響を受け、生活必需物資の価格はほとんど大都市と変らないばかりでなく中には高いものさえあつて公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県下野村の地域給に関する請願

請願者　三重県三重郡下野村長　谷口専九外五名（第一九六四号）

右の請願は、三重県下野村は、四日市市にわずか五キロ離れた位置にある農村であるが、耕地少く土質不良のため純農家は三割しかなく、村民は桑名、四日市方面の工場会社に通勤するか、日雇労働者として出勤して生計を助けている現状で、生活必需品は村内にみるべき商店とてないために行商人あるいは四日市市に出向いて購入している状況で生活費は市部と変らぬ実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県多度、七取両村の地域給に関する請願

請願者　三重県桑名郡多度村桑北中学校内　浜田謙次郎外七名（第一九六五号）

右の請願は、三重県多度、七取両村は、既に地域給一級地に指定されている長島、城南、深谷三箇村と生活必需品の物価、消費生活者の数の率、その他ほとんど同一条件にあるのに地域給の指定からもれているため、地域給指定地方面への転出希望者が多く、一方両村内で人的資源の自給自足ができず人事交流上に大きな支障を生じているから、両村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県小川村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡小川村役場内　福神正久外八名（第一九六六号）

右の請願は、奈良県小川村は、名勝吉野川を控え、その他旧跡も多く、一方林産物加工業が盛んで最近設置された材木市場等の関係等もあつて観光あるいは商用等のため来村する者が多く、従つて同村世帯の約半数を占める商工業者の好況は生活程度、諸物価に影響し、公務員の生活をいちじるしく圧迫しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県日野町の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡日野町長　吉田武雄外六名（第一九六七号）

右の請願は、滋賀県日野町は水口、八日市、八幡等の近接地との間に生活条件その他において何等差異のないにもかかわらず地域給差があり、これが是正について繰り返し請願してようやく右三地区と同等の一級地となつたと思つた、とたん右三地区は二級地に引き上げられ、再び不均衡を生じまことに不合理であるから、すみやかに本町を二級地に引き上げられこの不合理を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県倉吉町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡倉吉町長　早川忠篤（第一九六八号）

右の請願は、鳥取県倉吉町は、政府機関十七、地方自治体および学校関係十九をもそれらに勤務する公務員も千二百九十名を数え、東伯郡の政治、文化、経済の中心地であるが、商業主体の消費都市であり生活物資は移入によるため高価であり、また引揚者、帰還者および戦時中の家屋疎開によつての住宅難もはなはだしく、近くに三朝温泉を控えて遊覧客の来遊は物価の高騰に拍車をかける実情となり、公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県大原町の地域給に関する請願

請願者　岡山県英田郡大原町長　本田晴男（第一九六九号）

右の請願は、岡山県大原町は、昨年十一月地域給一級地の指定を受けたが、山間の消費地である本町の物価は、輸送その他の関係により附近の市町村をはるかに上回り、公務員の日ごとに加わる生活苦はまことにはなはだしいものがあるから、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道夕張市の地域給に関する請願

請願者　北海道夕張市長　北島光盛外五名（第一九七五号）

右の請願は、北海道夕張市は、典型的な炭鉱都市で人口十万五千人のうち七十三パーセント七万六千余人は炭鉱従業員およびその家族であ

り、これらの者は高額の給与の上に福利厚生施設の恩恵を受けているが、公務員はそのような特別施設もなく炭鉱従業者の好況の中に、しかも高物価に困窮をきわめた生活をつづけている実情であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道留萌市の地域給に関する請願

請願者　北海道留萌市長　原田太八外二名（第一九七六号）

右の請願は、北海道留萌市は、留萌支庁第一の都市として石炭、木材、肥料その他重要物資の移出入港であるとともに北方漁業の根拠地であるが、生活環境は全国有数の悪条件で殊に冬期間においては積雪量多く気温また低く風速は世界でも有名なほど強烈である。このため被服、燃料、住居および保健衛生費はばく大である上、物価は他都市よりはるかに高く、公務員の生活は窮迫をつげているから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上富良野町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡上富良野町長　田中勝次郎外八名（第一九七七号）

右の請願は、北海道上富良野町は、旭川市から四十キロの距離にあるが、交通網が発達しているため、同市と生活条件を同じくし、従つて同市より高価となつているから、当町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道三笠町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡三笠町長　宮尾権吉外一名（第一九七八号）

右の請願は、北海道三笠町は、石炭鉱業を中心にわずかの農業、その他商工業が関連する炭鉱都市であるが、すべての炭鉱地にみられるように比較的狭あいな地域に多数の人口が密集しているため、生活用品についてもすこぶる需要が上昇し、これに対して供給は常に遅れがちの状態となり、物価は近隣市町村に比較してきわめて高い実情にあるから、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道芦別町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡芦別町全官公内　安川勉外三名（第一九七九号）

右の請願は、北海道芦別町は、古来から炭鉱都市として名をなしているが、戦前、戦後を通じての石炭需要の増大に伴つて、炭鉱地帯の発展はいちじるしく終戦と同時に外地引揚者および開拓入植者等併せて人口は急激に増加したため、生活必需品の需給不均衡をきたし、物価は他市町村に比していちじるしく高い現状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道由仁町の地域給に関する請願

請願者　北海道夕張郡由仁町長　多田了介外一名（第一九八〇号）

右の請願は、北海道由仁町は、東は炭鉱都市夕張市の交通の要衝にあり、南は新興都市千歳町および純消費地の追分村と近接し、文化の交流および物資流通をなしており、地域給二級地としての条件を具備しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道沼田町の地域給に関する請願

請願者　北海道雨竜郡沼田町長　青陽松太郎外二十七名（第一九八一号）

右の請願は、北海道沼田町は、人口の約半数が炭鉱従業員で、商工業者を含めて約六割余は消費者であり、深川町、留萌市に隣接している関係上経済的負担が加重され、公務員は生活に困難をきわめているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道浜頓別町の地域給に関する請願

請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外五名（第一九八二号）

右の請願は、北海道浜頓別町は、生活物資のほとんどを他地区から移入している上に、冬季間の食糧等も一括購入するため、物価はいちじるしい上昇率を示し、在勤公務員の生活を極度に圧迫している実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道門別町の地域給に関する請願

請願者　北海道沙流郡門別町長　松本末吉外二名（第一九八三号）

右の請願は、北海道門別町は、農、漁、製材、畜産業を主産業としているが、終戦後人口の急増加に加え、季節労務者の一時的、移住が多く、さらに駐留軍の演習候補地となつたため特殊消費を増大して生活必需品の不循環をきたし、必要消費量との不均衡となり、物価は無軌道に上昇し、一般労務者、特に公務員の生活はきわめて困窮しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道中標津町の地域給に関する請願

請願者　北海道標津郡中標津町長　横田俊夫外三十五名（第一九八四号）

右の請願は、北海道中標津町は、地理的関係から衣料品、家具類、文化品等を遠く離れた本土の生産地から移入しているため、これ等生活必需品の価格は国内最高を示しており、食料品はやみ取引が横行する等札幌、小樽、函館、根室の各市より物価高となつているから、経済的悪条件下にある当町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道浜益村の地域給に関する請願

請願者　北海道浜益郡浜益村長　星野菊太郎外十七名（第一九八五号）

右の請願は、北海道浜益村は、諸物資の九十パーセントは小樽市から、十パーセントは滝川町、札幌市から仕入れている関係上、価格は小樽、滝川、札幌方面を上回り、加うるに交通不便と冬季の積雪等他市町村に比し生活上悪条件にあるから、本村を地域給二級地以上に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道秩父別村の地域給に関する請願

請願者　北海道雨龍郡秩父別村長　柴田清富外十二名（第一九八六号）

右の請願は、北海道秩父別村は、石狩平野の北端に位し、隣接に古河雨竜、昭和の両炭鉱および留萌市の消費地をひかえている関係上、農産物価もきわめて高く、加うるに商店は小規模経営のため、日用品等のごく身近なもの以外は旭川、深川その他の都市で購入することが多いので、交通費等も累加し俸給生活者の経済的負担が大であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道納内村の地域給に関する請願

請願者　北海道雨竜郡納内村長　村上清孝外十四名（第一九八七号）

右の請願は、北海道納内村は、旭川市と深川町にはさまれた純農村であるが、厚生施設が不完備のため保健衛生費の負担が重く、当村の商工業者は小資本のため生産地との直接取引ができず、附近市町から小量仕入をするため小売価格は高価となり、その上防寒費の支出がじん大で公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を二級地に取り上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道智恵文村の地域給に関する請願

請願者　北海道中川郡智恵文村長　山本政平外七名（第一九八八号）

右の請願は、北海道智恵文村は、本道北部に位し、畑作を主とする農村であるが、名寄、美深両町の中間に所在するため、各商店で販売される日用品はすべて旭川市、名寄町および美深町等より仕入れる関係上、運賃が加算され物価は高い上、名寄、美深両町はそれぞれ地域給地に指定され、本村が指定されていないのは不合理であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道壮瞥村の地域給に関する請願

請願者　北海道有珠郡壮瞥村議会議長　中村佐市郎外四名（第一九八九号）

右の請願は、北海道壮瞥村は、胆振支庁の西部に位する純農村であるが、昭和新山、洞爺湖その他に来遊する視察および観光客の急激を増加と発電所建設、各種地下資源開発により、本村民の生活様相はきわめて複雑となり、加うるに生活必需品、米、野菜、魚類等はほとんど室蘭市および隣接の伊達町より移入する関係上、これら市町より物価高であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県三郷村の地域給に関する請願

請願者　奈良県生駒郡三郷村諸願者　真柴勝利外三名（第一九九一号）

右の請願は、奈良県三郷村は、王寺町に隣接して同町の住宅街の一部をなし花おの産地として名高く、経済圏は大阪市に包含されて王寺町と全く変らぬ経済生活を営み、大阪、奈良への通勤、通学者が多い上に竜田川、信貴山に来遊する観光客の影響で文化の面でも、服装の点でも必然的に高度なものとなり、大阪市近郊と差異のない生活状態にあつて、公務員の生活は苦しく、ために隣接高級地への移動が多く人材を確保し難い実情にあるから、本村の地域給を王寺町同等三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県宇太町の地域給に関する請願

請願者　奈良県宇陀郡宇太町役場内　上野作治郎外七名（第一九九〇号）

右の請願は、奈良県宇太町は、吉野木材の集散地であり、またわが国有数の皮革生産地の関係上生活程度が一般に高いために、公務員と一般との生活の差異がはなはだしく、物価は大阪市およびその近辺都市以上に高騰しているので、公務員の生活は非常に苦しく、その上大字陀、榛原両町と比較して何ら差異のない条件であるばかりでなく物価は両町を上回つている実情であるから、本町の地域給を両町なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県内牧村の地域給に関する請願

請願者　奈良県宇陀郡内牧村役場内　森田泰輔外八名（第一九九二号）

右の請願は、奈良県内牧村は、榛原町に隣接し本村東南部の市街地は同町の一部のような観を呈し、地理的にも経済的にもまた生活様式においても全く密接不離の関係にあるが、地域給に差が生じたために人事交流上その他に大きな支障を起しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県高城町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県北諸県郡高城町長　瀬崎政男外一名（第一九九三号）

右の請願は、宮崎県高城町は、都城と高岡町との間にはさまれ、都城市を中心として年々発展拡充しつつあるが、主食を除く生活必需物資は阪神、北九州、宮崎、鹿児島方面から都城市をへて移入しているため、数次の中間利潤と陸路運賃の負担を余儀なくされ、その価格は一割以上も同市内より高く、地域給の不均衡は人事交流、町行政運営上重大な障害となつているから、本町を都城市と同級の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県細田町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県南那珂郡細田町長　隈本二郎外一名（第一九九四号）

右の請願は、細田町は宮崎県の最南端に位し、向背に山間へき地をひかえて俗に陸の孤島と呼ばれるように交通の便きわめて悪く、この地理的悪条件は当地方の物価に大きく影響を及ぼすので町内在住公務員の生活はきわめて悲惨な状態にあるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県韮山村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡韮山村長　内野豊外六名（第二〇〇八号）

右の請願は、静岡県韮山村は、近接三島、熱海、長岡、修善寺などの発展に相応して今や観光地としての様相をとみに濃化し、物価もこれらの都市の水準に比してむしろ上回つている実状であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道恵庭町の地域給に関する請願

請願者　北海道千歳郡恵庭町恵庭営林署内　小池健児外二十七名（第二〇一五号）

右の請願は、北海道恵庭町は、三級地千歳町と隣接して米駐留軍の大演習地を有し、かつ、保安隊の恵庭南部隊、北部隊および島松における保安隊の補給しよう等の一大増強を見て、これに伴う経済、文化、保健施設等の激変伸展は日々にいちじるしく、本町の様相を急変させているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道当別町の地域給に関する請願

請願者　北海道石狩郡当別町字西小川通り　井村為次外二名（第二〇一六号）

右の請願は、北海道当別町は、札幌経済圏の一部を形成し、町民の文化生活度ならびに日用諸物資の価格は札幌、小樽両市と大差ない実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道留寿都村の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡留寿都村長　及川八三郎外二名（第二〇一七号）

右の請願は、北海道留寿都村は、函館本線狩太駅を距ること二十二キロ、胆振線喜茂別駅を距ること十一キロ、夏季は狩太駅や喜茂別駅からバスの便があるが、冬季間は交通と絶しわずかに晴天の日に客馬そりが一日一回通ずるのみでその不利不便は言語に絶している。しかして日常生活必需物資のすべてを他地区から移入しているため、その価格は交通上、気象上等の悪条件から大都市を上回る実状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道広島村の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡広島村字広島　近藤政男外二十名（第二〇一八号）

右の請願は、北海道広島村は、地域的、経済的に札幌市と同圏内にあつて千歳町、恵庭町その他近郊地域の発展とともに文化的経済的にも高度の地位にあり、札幌市および近郊都市と何等異るところが実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道八雲町の地域給に関する請願

請願者　北海道山越郡八雲町長　田仲孝一外二十七名（第二〇一九号）

右の請願は、北海道八雲町は、渡島支庁管内の中心大町村であつて人口二万二千を数え、都市計画指定地として許可せられている上に、一昨年駐留米軍飛行場の建設完成を見て以来物価指数は近隣市町村を上回り、一般公務員の経済生活は困窮を極めている実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道豊浦町の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡豊浦町長　正源次作外十一名（第二〇二〇号）

右の請願は、北海道豊浦町は、室蘭市（二級地）苫小牧市、幌別町、安平村、追分村（二級地）等の市町村に周辺を囲まれて物価等はこれらの市町村を上回る実状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道砂原村の地域給に関する請願

請願者　北海道茅部郡砂原村長　三浦嘉七外十五名（第二〇二一号）

右の請願は、北海道砂原村は、純漁村であり文化的経済的な交流は近接都市主として函館市、森町を中心においているので生計費は交通費、運送費を伴つてこれらの市町を上回る実状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道余別村の地域給に関する請願

請願者　北海道積丹郡余別村余別地区全官公庁労働組合協議会内　玉山竜衛外七名（第二〇二二号）

右の請願は、北海道余別村は、小樽市の経済圏内で常に同市の経済に支配されており、物価においても同市と大差ない実状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道浦臼村の地域給に関する請願

請願者　北海道樺戸郡浦臼村字浦臼内一八三　佐藤勇外十九名（第二〇二三号）

右の請願は、北海道浦臼村は、空知支庁管内の中央に位し、札幌、旭川の両市に近く、美唄市および奈井江、砂川、上砂川、歌志内、滝川の各町に囲まれて、経済諸条件は二、三級地の指定を受けているこれらの市町村と同様であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道函館地方の地域給に関する請願

請願者　北海道函館市長　宗藤大陸外三百五十六名（第二〇三〇号）

右の請願は、地域給について再検討を加えられる際には、北海道函館市、亀田村、上磯町を四級地に長万部町、銭亀沢村、江差町を三級地に、八雲町、落部村、森町、砂原村、鹿部村、大野村、臼尻村、尾札部村、根法華村、尻岸内村、戸井村、七飯村、茂別村、木古内町、福島町、吉岡村、大沢村、松前町、小島村、大島村、上ノ国村、泊村、乙部村、熊石村、太櫓村、瀬棚町、貝取澗村を二級地に、久遠村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道幕別町の地域給に関する請願

請願者　北海道中川郡幕別町字止若　杉田和夫外三名（第二〇三一号）

右の請願は、北海道幕別町は、帯広市に隣接しているが、生活必需物資のすべては同市を通じて移入されるため輸送費、手数料が加算され物価は、同市に比し二、三割高となつている現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は

妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美瑛町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡美瑛町長　鴻上覚一外三名（第二〇三二号）

右の請願は、北海道美瑛町は、旭川市の衛星町村として同市とは不離一体の関係にあつて同一生活地域であるが、消費物資は同市を供給源としているため一般物価は一割から二割方高価な実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道遠別町の地域給に関する請願

請願者　北海道天塩郡遠別町長　小森嘉藤外一名（第二〇三三号）

右の請願は、北海道遠別町は本道の北端に位し、戦前戦後は特にインチ材等の輸出による製材業が発展し、この生産量は附近市町村の首位を占めており、これらのいんしん産業の労働賃金は高く一般民間企業の賃金もまたこの影響下にあり、公務員の給与は当町においては最低であつてその生活環境は誠に悲惨な状態であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道広尾町の地域給に関する請願

請願者　北海道広尾郡広尾町長　元野元吉外十七名（第二〇三四号）

右の請願は、北海道広尾町は、十勝平野の南端に位し、帯広市より約九十キロ離れ、前面は太平洋に、背後は日高連峰に続き十勝唯一の農漁村であり小都市的様相をもつている町であるが、商品仕入先の五割が帯広市であり他の五割が札幌、小樽、本州方面であるため、価格は帯広市に比べ二割ないし三割高の現状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道岩内町の地域給に関する請願

請願者　北海道岩内郡岩内町長　山本律外六名（第二〇三五号）

右の請願は、北海道岩内町は、北海道西海岸における機船漁業の根拠地としてその経済状況は漁業および水産加工が中心産業であるが、商業的には小樽、札幌の商業圏に包含され生活物資の多くは札幌市より移入しており、物価は函館本線沿線の倶知安町、余市町等を上回つている状態であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道砂川町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡砂川町多田勝一外二十二名（第二〇三六号）

右の請願は、北海道砂川町は、隣接町である上砂川町、歌志内町、奈井江町等大炭鉱地帯の中にはさまれた中部空知における各種産業の中心地として極めて重要な地位を占めており、これがため労働賃金はもとより諸物価においても近隣市町村に比し法外な高価となり、この間に介在する低賃金の公務員の生活は極度に苦しい立場に立ち至つており、生計の維持は全く困難な状態にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道増毛町の地域給に関する請願

請願者　北海道増毛郡増毛町増毛地区全官公庁労働組合協議会内　日沼菊治郎外二十四名（第二〇三七号）

右の請願は、北海道増毛町は、住民の大半が漁業関係者によつて占められており、本道特有のにしん漁業のウエイトが経済面を支配し、加えて工業生産物ならびに一般物資卸業少く、物資の移入面においても港湾の利用度がせまいため、その大半が陸上移入となり、中間コージンの積立となる実状である。従つて公務員は窮迫した生活面を維持している現状にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道江部乙町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡江部乙町長　松儀一男外十二名（第二〇三八号）

右の請願は、北海道江部乙町は、三級地域に匹敵する滝川町に隣接しており、さらに赤平町、芦別町、砂川町に連り本町における一般消費物価格はことごとく、これらの町の影響を受け、特に滝川地域の物価に左右され本町公務員の経済生活は誠に不利な現状であるから、本町の地域給を二級地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道下川町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡下川町長　宮地誠次外七名（第二〇三九号）

右の請願は、北海道下川町は、広大なる国有林を有し年々その伐採量三十有余万石にのぼり、また鉱業面においても含有量屈指の硫化鉱山太平洋鉱業所を有し年産七万トンを生産しているが、これに附随する労務者を多数擁している関係から生産と消費が伴わず、消費地として主食等においても近隣町村に比し一段の差違があり、名寄町とそん色ないから、本町を名寄町と同級の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道小沢村の地域給に関する請願

請願者　北海道岩内郡小沢村長　大代与三郎外十五名（第二〇四〇号）

右の請願は、北海道小沢村は、函館本線小沢駅より支線国富駅の間に位置し岩内線の分岐点にあたり交通の要衝であるが、村内一千戸中約七割までが俸給生活者で、物資は小樽、札幌両市からの移入によるため生活必需品は両市と何等差異がなく公務員の生活は窮迫しているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道太田村の地域給に関する請願

請願者　北海道厚岸郡太田村長　佐藤忠一外四名（第二〇四一号）

右の請願は、北海道太田村は、本土の最東端に位し釧路、根室の両市に隣接しているため、本村の生活物資の大部分を両市に依存する関係上、物価は運賃の加算等により高価となり、さらに本村は北海道の中でも全国一の海霧、寒冷地であつて交通不便であり、加えて、米産の皆無地帯である関係上、物価差、消費形態ともに最も不利な条件下にあるから、本村を是非地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて

内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道発足村の地域給に関する請願

請願者　北海道岩内郡発足村長　奥野長太郎外十名（第二〇四二号）

右の請願は、北海道発足村は、後志管内最高の物価を示すと称される岩内町と隣接し、同町を根基として物資が流入するため、物価はさらに高騰し、公務員の生活ははなはだ困窮しているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道神楽村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡神楽村長　村上一郎外二十名（第二〇四三号）

右の請願は、北海道神楽村は、旭川市の商圏内にあつて、小売業者は同市内から仕入れ販売する関係上諸物価は旭川市より高価であるから、神楽全村を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道前田村の地域給に関する請願

請願者　北海道岩内郡前田村長　山本稽一外十五名（第二〇四四号）

右の請願は、北海道前田村は、函館本線小沢駅から支線約三十分の旅程にあり、後志管内における農産物の生産地であるが、交通不便のため生活必需品は小樽、札幌市から岩内町経由で移入されている関係上、物価は近隣の岩内町および倶知安村を上回つている状態である。加うるに冬期間の風雪はなはだしく燃料消費の上に大きく影響しているため、公務員の生活は困難を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道阿寒村の地域給に関する請願

請願者　北海道阿寒郡阿寒村北海道教職員組合阿寒村支部内　土谷隆外十二名（第二〇四五号）

右の請願は、北海道阿寒村は、釧路市に隣接する高原寒冷単作地帯であるが、村内に炭鉱地帯および国立阿寒公園地帯の純消費地をもち、生活必需物資のすべてを釧路市に依存する上、冬季間の交通と絶は物資のストックによる物価高を招来し、さらに医療更生施設の不完備は、都市以上に公務員の生活を困難にしているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道鬼鹿村の地域給に関する請願

請願者　北海道留萌郡鬼鹿村鬼鹿中学校内　津田稔外十一名（第二〇四六号）

右の請願は、北海道鬼鹿村は、日本海に望むにしん漁場の中心地であるが、交通気候ともに恵まれず本村在住者は衣食住ならびに文化生活に非常な困難をきたしている。しかして留萌市の周辺町村として物資のすべてが同市から供給を仰いでいるので諸物価は同市より約一割高の現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道京極村の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡京極村長　佐藤賢外二十二名（第二〇四七号）

右の請願は、北海道京極村は、水田が少く食糧の自給ができず、魚貝類は行商人から購入するため高価であり、また支線の沿線にあるため流入物資は札幌、小樽両市より二、三割方高い上、積雪地帯であるため燃料費および衣料費がかさみ、教育費、医療費も多額を必要とするため公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道大江村の地域給に関する請願

請願者　北海道余市郡大江村長　鳥海万作外三名（第二〇四八号）

右の請願は、北海道大江村は、余市町および小樽市に隣接し、同村生産物の九割を両市に移出し、消費物資の九割五分を両市から移入している等その経済的実情は、両市と不可分の関係にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道神恵内村の地域給に関する請願

請願者　北海道古宇郡神恵内村長職務代理助役　北井七太郎外十六名（第二〇四九号）

右の請願は、北海道神恵内村は、鉄道沿線より三十キロの僻地にあるが僻地手当もなく、その上生活必需物資は岩内町より海路またはトラックで輸送される関係上、物価は岩内町より一割八分高となつているため、本村公務員の生活は困難を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道銭亀沢村の地域給に関する請願

請願者　北海道亀田郡銭亀沢村銭亀沢第一中学校内　桜井清外十五名（第二〇五〇号）

右の請願は、北海道銭亀沢村は、函館市に隣接しているため、物価は同市同様であり、加うるに本村の中央に土谷鉱山および石崎鉱山があつて最近はいよいよ好景気となつている関係から、諸物資の消費が極めて盛んであるため生活必需物資がいちじるしく高騰し、経済状態は同市と何等異るところがないから、本村の地域給を同市同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道真狩村の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡真狩村長　田端元外十二名（第二〇五一号）

右の請願は、北海道真狩村は、羊蹄、洞爺国立公園内にあつて、日常生活物資のすべてを小樽市から移入しているため、諸物価は同市より二割ないし三割方上回つている現状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道追分村の地域給に関する請願

請願者　北海道勇払郡追分村長　尾崎利明外二十二名（第二〇五二号）

右の請願は、北海道追分村は、勇払郡の東北部に位し、東は厚真村、北は夕張市、西は千歳町、南は安平村ならびに苫小牧市に接しているた

め、最近における経済状勢の変転による影響を受け、本村総人口の六割余を占める俸給生活者は困難な生活を余儀なくされているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道島野村の地域給に関する請願

請願者　北海道岩内郡島野村長　工藤義三外四名（第二〇五三号）

右の請願は、北海道島野村は、岩内町と地理的、経済的、社会的、文化的に密接な関係にあり、ことに消費生活面は岩内町と全く同様であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東藻琴村の地域給に関する請願

請願者　北海道網走郡東藻琴村長　吉田三伊（第二〇五五号）

右の請願は、北海道東藻琴村は、本道網走支庁管内北辺の地に位し、昭和二十二年に網走市から分村した市の近接村で物資はバス、トラック等を利用して当村に移入する状況で、運賃差による物価等はもち論のこと、仲介仕入とともに高率のマージンが加算されるため、物価は同市以上の高率を示している実状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道西興部村の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡西興部村長　酒井政四郎外五名（第二〇五六号）

右の請願は、北海道西興部村は、網走支庁管内の西北隅に位し、上川支庁管内に隣接する辺境で、寒冷単位地帯のため馬鈴しよ以外農作物の見るべきものなく、主食はもとより副食物、魚介類等すべて他地域に依存しているため、食生活費の増加がはなはだしいばかりでなく、衣料、雑貨、日用品等内地産地から移入するものは、名寄、紋別等の各町より高価となつているから、本村を名寄町同級の二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県浅川町の地域給に関する請願

請願者　福島県石川郡浅川町長　芳賀梧郎外一名（第二〇五七号）

右の請願は、福島県浅川町は、地域給一級地の隣接石川町および棚倉町よりも日用品その他生活物資等は割高の現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県池田町の地域給に関する請願

請願者　長野県北安曇郡池田町長　塩島卓蔵外七名（第二〇六〇号）

右の請願は、長野県池田町は、自動車交通の中継地としてまた附近農村の中心地として都市商人の出入および物資の交流が激しく、物価は高騰し公務員の生活は困窮を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県赤坂町の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡赤坂町長　山田孝外四名（第二〇六一号）

右の請願は、愛知県赤坂町は、隣接御油町と同様豊川市、国府町とは行政上の区域こそ違え同一地区の様相を呈し、住民の生活状態もまた全く同一であるから、本町を豊川市並の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県平和村の地域給に関する請願

請願者　愛知県中島郡平和村長　伊藤義二外六名（第二〇六二号）

右の請願は、愛知県平和村は、津島市に隣接し政治、経済、文化各面にわたり密接な関係にある。しかも近時毛織工業等の振興に伴い生計費等は高騰し隣接の地域給三級地町村を上回る状態であるから、本村を地域給二級地あるいは三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県横須賀村の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡横須賀村長　柵木佐太四郎外十名（第二〇六三号）

右の請願は、愛知県横須賀村は、勤労生活者および兼業農家が多数を占め、交通の発達による近隣都市の影響を受けて生活状態は何等都市と変るところがない状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県海南市の地域給に関する請願

請願者　和歌山県海南市長　森本伊助外十九名（第二〇六四号）

右の請願は、和歌山県海南市は、和歌山市に隣接し地理的にも経済的にも一区画にあるにもかかわらず、地域給において不均衡におかれていることは本市在勤公務員の生計に及ぼす影響はもとより、行政能率増進の面および人事管理の上からも非常な支障を生ずるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県安楽川町の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡安楽川町長　西武雄（第二〇六五号）

右の請願は、和歌山県安楽川町は、粉河、名手、岩出の各町および狩宿、王子両村等の地域給支給地町村とそん色ない条件を具備しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県小倉村の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡小倉村長　湯川郁太郎（第二〇六六号）

右の請願は、和歌山県小倉村は、和歌山市に近接し、ことに岩出町と隣接しているため生計費は案外高い実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県根来村の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡根来村長　辻野六郎外十八名（第二〇六七号）

右の請願は、和歌山県根来村は、京阪神に通ずる物資輸送の重要地点で、物資の集散いちじるしく、物価も高いため生活は困難な状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県山崎村の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡山崎村長　坂本静（第二〇六八号）

右の請願は、和歌山県山崎村は、和歌山市に近く経済、文化その他日常生活面にことごとく影響を受け、従つて生活程度および物価が高く隣接の岩出町と何等異るところがない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県東貴志村の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡東貴志村長　岸本徳雄（第二〇六九号）

右の請願は、和歌山県東貴志村は、隣接の東野上町、西山東村、岩出町、粉河町等の地域給指定町村と生活状態は異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県西貴志村の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡西貴志村長　土橋義幸（第二〇七〇号）

右の請願は、和歌山県西貴志村は、純農村の形態において発達しつつあつたが、最近本村中央部を貫通する和歌山鉄道が力を入れて開発に乗出し大池遊園の観光施設を完備した結果、遊覧客激増し一大観光地帯と化するに至り、物価は那賀郡内最高を示している実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県中貴志村の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡中貴志村長　吉村孝信（第二〇七一号）

右の請願は、和歌山県中貴志村は、観光地帯を多く控えている関係上自然生活程度も高く勤労者の生活は困難を極めている現状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県那賀郡丸栖村の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡丸栖村長　大西弥太郎（第二〇七二号）

右の請願は、和歌山県丸栖村は、地域給支給地に近く交通至便の位置にあつて日常の交流繁く、しかも終戦後の悪経済による物価高が今日なお続いているため勤労者の生活は困難な状況にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県那賀郡調月村の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡調月村長　井沼昇（第二〇七三号）

右の請願は、和歌山県調月村は、都市的地域に接している関係上生活程度が高く、また物価は生活必需品をすべて移入しているため都市よりも高い状態にあつて岩出町、粉河町等の地域給指定町村と変るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

和歌山県丸栖村の地域給に関する請願

意見書案

請願者　和歌山県那賀郡丸栖村長　大西弥太郎（第二〇七二号）

右の請願は、和歌山県丸栖村は、地域給支給地に近く交通至便の位置にあつて日常の交流繁く、しかも終戦後の悪経済による物価高が今日なお続いているため勤労者の生活は困難な状況にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

兵庫県千種村外六箇村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県宍粟郡千種村長　石原積二郎外六名（第二〇七四号）

右の請願は、兵庫県千種、三河、土方、染河内、繁盛、奥谷、三方の七箇村は、地域給二級地の神崎郡、山崎町、佐用町、平福町等に囲まれ生活必需物資の物価はほとんどこれらの地域に比し上回りの状態にあるから、本地域七箇村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

岡山県矢掛町の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡矢掛町長　石井遵一郎外十名（第二〇七五号）

右の請願は、岡山県矢掛町は倉敷市、玉島市、笠岡市、井原市に隣接し、物価はこれら諸都市より高いにもかかわらず地域給一級地であることは不均衡であるから、本町を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

埼玉県江面村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡江面村長　黒須晃外四名（第二〇七六号）

右の請願は、埼玉県江面村は、久喜町に連る交通至便の地区である関係上大宮市、浦和市、川口市、東京都等に通勤する者多く、従つて消費者価格は非常に高く俸給生活者の生計は困難な実情にあるから、本村を久喜町と同様の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県富田村の地域給に関する請願

請願者　栃木県富田村長　土金二郎外六名（第二〇七七号）

右の請願は、栃木県富田村は、東を佐野市に、西を足利市に接し、国鉄両毛線と県道は平行して村のほぼ中央を東西に貫き、鉄道は一日十三往復、乗合バスは一日二十四往復で三十分毎に両市を発して往来し、従来の農業に戦後トリコットメリヤス、綿織物、果樹栽培等の産業も振興し生活水準も比較的高度なものがあり、従つて一般民間の給与水準は向上し、農業、中小商工業者等の生活程度が相対的に高くなつたのに反して、公務員は地域給も支給されず窮乏化する生活の重圧に耐えかねている現状であるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県徳山市の地域給に関する請願

請願者　山口県徳山市長　黒神直久（第二一〇七八号）

右の請願は、山口県徳山市は、工業都市および貿易港としてその発展はめざましいものがあり、民間会社の従業員の給与ベースは県下において最も高く、必然的に本市の生活水準および物価が高くなり、加えて戦災の復興に伴い各種の商人ならびに建設業者の増大等により物価の上昇率は驚くべき数字を示しているから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県富田町の地域給に関する請願

請願者　山口県都濃郡富田町長　椎木進一（第二〇七九号）

右の請願は、山口県富田町は、徳山市の中央に独立の一町域を形成しているが、消費経済面においては徳山市と全く同一であり、加えて本地方は工業地帯および開港場であるため、船舶の出入が繁しく、本町公務員に及ぼすこれらの影響は大なるものがあるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県住吉村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県宮崎郡住吉村長　佐々木一雄外十三名（第二〇八〇号）

右の請願は、宮崎県住吉村は、宮崎市に接し、同市の郊外というよりむしろ市内の一部であり、経済的にも文化的に全く同市の圏内にある関係上、物価は同市より高い実情にあるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県大里村の地域給に関する請願

請願者　愛知県中島郡大里村長　秋田和十郎（第二〇八九号）

右の請願は、愛知県大里村は、名古屋、一宮両市の中間に位し、本村地域内には国鉄清州駅、名鉄大里、奥田の両駅を有し、名古屋、一宮両市とは交通上、産業発展上さらに経済生活上密接不可分の関係にあつて、物価もこれらの都市と大差ない実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県強戸村の地域給に関する請願

請願者　群馬県新田郡強戸村長　平田政吉外七名（第二〇九〇号）

右の請願は、群馬県強戸村は、東武線大間々、浅草両駅間の一要地を占め、駅を中心とする一帯は商店が軒を連ね劇場、映画館を始め十数軒の料理店さえあり、さらに村の北端には古来から長岡の温泉郷があつて四時浴客のたえまとてなく、諸物価も隣接町村を上回る実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県松江市の地域給に関する請願

請願者　島根県松江市議会議長　菅野一外百名（第二〇九三号）

右の請願は、島根県松江市は、島根県の県庁所在地で、古代から、政治、経済、文化、交通の発達いちじるしく、かつ民謡安来節でもその名を全国的に知られている観光都市である。従つて物価は年とともに高騰を示し、物価指数においても三級地の水戸、宇都宮、津、熊本、鹿児島等の諸都市を上回る実状であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県浜田市の地域給に関する請願

請願者　島根県浜田市長　岡本俊人外二名（第二〇九四号）

右の請願は、最近、主要都市と中小都市との物価における地域差は縮少されているにもかかわらず、地域給に対しては等差の調整が十分行われておらず、この不均衡は公務員間にたえず不快の念をおこさせ能率的運営に支障をきたしているから、島根県浜田市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県宍道町の地域給に関する請願

請願者　島根県八束郡宍道町長　森山益平外八名（第二〇九五号）

右の請願は、島根県宍道町は、八束郡内第一の都会であり、特に最近における幾多の大工場誘致による工業の急速な発展と宍道湖干拓等無数の土木事業の進ちょくとは、松江、出雲両市の中間に位置して大原、飯石、仁多三郡の分岐点としての地勢的重要性と相まつて市街の規模をさらに拡大し、松江、出雲両市に比して決して劣らない生活水準を示している実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県西郷町の地域給に関する請願

請願者　島根県周吉郡西郷町吉田正二外三百九名（第二〇九六号）

右の請願は、島根県西郷町は、隠岐島の首都として同島の政治、経済、行政の中心地であり、主食を始め日常生活必需物資のすべてを内地からの移入に依存しているため、その価格は多額の運賃諸費用込みによつて驚く程高価となり、県下第一位の物価高を示している実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県久手町の地域給に関する請願

請願者　島根県安濃郡久手町役場内　田辺早人外三名（第二〇九七号）

右の請願は、島根県久手町は、松江、浜田両市の中間にあつて日用物品

の価格も両市から仕入れをなし一般消費者に渡る関係で両市を上回る実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県川本町の地域給に関する請願

請願者　島根県邑智郡川本町邑智地方事務所内　山崎仁造外二十名（第二〇九八号）

右の請願は、島根県川本町は、邑智郡の政治、経済、文化の中心地であつて、物価の高いことも郡内随一であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県頓原町の地域給に関する請願

請願者　島根県　飯石郡頓原町長　田村忠正外九名（第二〇九九号）

右の請願は、島根県頓原町は、国道松江広島線に沿う中国山脈の山ろくに位し、日常生活必需物資はすべて唯一の交通機関であるトラックによつて輸送され、その輸送路東入口には標高五百六十四メートルの都加賀峠があり、西入口には五百七十九メートルの赤名峠を控え、松島、広島いずれからも最終地点となり、その輸送費が加算されるため、物価は他地域に比しいちじるしく割高となつている実状であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県赤名町の地域給に関する請願

請願者　島根県飯石郡赤名町長　後藤竹一外十名（第二一〇〇号）

右の請願は、島根県赤名町は、広島県備後国、県内石見国とそれぞれ境を接して古くから交通の要衝であり地方文化、物資の集散地として知られている。特に昭和九年八月町制実施と同時に鉄道のないこの地方として県道松江、広島線に国鉄バス雲芸線、県道三次、大田線に国鉄バス大田赤名線が開通し、近年に至つて民営一畑バスが松江、広島の連絡バスを運行し、また赤名から邑智郡都賀村を経て川本町に至る支線国鉄バスも運行せられ、文字通り四通八達の交通の交さ点となり、同時に人口も急速に増加し、給与生活者の数も増加の一途をたどつており、物価も近隣の広島県三次町等と比較して概ね上位にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県仁万町の地域給に関する請願

請願者　島根県邇摩郡仁万町長　服部浅太郎外十四名（第二一〇一号）

右の請願は、島根県仁万町は、人口密度県下第四位の八百七十七人となつており、これに対して主食の生産はほとんどなはだ僅少である。従つてこれら主食はもとより野菜、果物、鮮魚等の需要を県内外より仰いでいる現状にてこのことが一層物価高を来たす原因となつている。その他山林の資源もとぼしく生産工業にも恵まれず衣類、雑貨等は遠く京阪地方からの移入によつているので食料品とともにこれら生活従需物資の高騰が極めていちじるしいために、官公庁職員の苦しみははなはだしい現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県国府町の地域給に関する請願

請願者　島根県那賀郡国府町長　谷田重矩外八名（第二一〇二号）

右の請願は、島根県国府町は、浜田市に隣接し、文化産業経済のほとんどが同市と交流し、近時交通の発達とともにその影響もまた大なるものがあつて、なかでも物資は専ら浜田市から購入し、物価は同市と何等差異ない実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県井原村の地域給に関する請願

請願者　島根県邑智郡井原村長　服部清外五名（第二一〇三号）

右の請願は、島根県井原村は、邑智郡の中南部に位置し、周囲は冠山、東明寺山、原山、向衛無山等の連峰に囲まれている上に、日常生活物資はほとんど広島市からトラック便にて搬入される関係上、その価格は大都会よりもはるかに高く、特に冬季は積雪のため交通困難となり物価は倍以上になることも珍らしくない実状で、このため僻給者はいよいよ困窮をきわめているから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県布勢村の地域給に関する請願

請願者　島根県仁多郡布勢村長　大島林三郎外四名（第二一〇四号）

右の請願は、島根県布勢村は、一級地横田、三成両町に隣接し、経済的諸条件は両町と全く同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県直江村の地域給に関する請願

請願者　島根県簸川郡直江村長　土江潔外五名（第二一〇五号）

右の請願は、島根県直江村は、簸川郡の中央部に位置し、国鉄山陰本線および国道十八号線が村の中央を横断し、西は出雲市に、北は平田町に、東は宍道町に近接して、経済的諸条件はこれらの市町と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県亀嵩村の地域給に関する請願

請願者　島根県仁多郡亀嵩村長　内田理之助外一名（第二一〇六号）

右の請願は、島根県亀嵩村は、地域給支給地横田、三成両町に挟まれて生活諸条件は両町と全く同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県八雲村の地域給に関する請願

請願者　島根県八束郡八雲村長　石倉千代司外十名（第二一〇七号）

右の請願は、島根県八雲村は、松江市の南に隣し、同市に抱かれたる状態で経済諸条件も同市と同様の実状にあるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県本庄村の地域給に関する請願

請願者　島根県八束郡本庄村長　中村正夫外七名（第二一〇八号）

右の請願は、島根県本庄村は、山陰各都市随一の物価高地といわれる境町を始め美保関町、森山村、松江市、米子市等の間にあつて、中海々岸における生活物資交流の中心地であるため、環境上、物価の高騰いちじるしい上に、近く米軍兵舎の隣村森山村への設置計画ありて今後益々物価高を招来する現状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県出東村の地域給に関する請願

請願者　島根県簸川郡出東村長　植田元雄外四名（第二一〇九号）

右の請願は、島根県出東村は、一級地平田町と隣接して経済的諸条件は同町と全く同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県伊波野村の地域給に関する請願

請願者　島根県簸川郡伊波野村長　岡文四郎外二名（第二一一〇号）

右の請願は、島根県伊波野村は、西を出雲市に、北を平田町に隣接し、経済的諸条件はこれらの市町と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県長久村の地域給に関する請願

請願者　島根県安濃郡長久村長　朝倉久善外三名（第二一一一号）

右の請願は、島根県長久村は、地域給一級地の大田町に隣接し経済的な面はもとより文化、交通あらゆる点において同町に依存している状況であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県久木村の地域給に関する請願

請願者　島根県簸川郡久木村長　遠藤薫一外二名（第二一一二号）

右の請願は、島根県久木村は、米作地帯でありながら、京阪地方および近接町からの買出しの集中により自由米価は始終高位を示し、また衣服等も遠い生産地から種々な系路を経て移入するため都会地より約三割高価なものを購入している現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県島田村の地域給に関する請願

請願者　島根県能義郡島田村長　石原重之助（第二一一三号）

右の請願は、島根県島田村は、米子市を中心とする都市経済圏に含まれる都市的な様相を呈する農村であつて、生活状態はこれらの都市と異るところがない現状であるから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県赤江村の地域給に関する請願

請願者　島根県能義郡赤江村長　加藤正義外五名（第二一一四号）

右の請願は、島根県赤江村は、鳥取県米子市および安来町に隣接し、特に一級地安来町とは表裏一体の関係にあり、すべての物価についても同等か割高の傾向にあるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県来島村の地域給に関する請願

請願者　島根県飯石郡来島村長　難波義清外五名（第二一一五号）

右の請願は、島根県来島村は、奥飯石中国山脈の高原に孤立した積雪寒冷地帯の純農村であるが、地理的悪条件のため物価が高い上に発電工事によつて入村する者数千名に達し、一層物価を高騰させる結果となつたから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県掛合町の地域給に関する請願

請願者　島根県飯石郡掛合町長　帯刀育郎外十八名（第二一一六号）

右の請願は、島根県掛合町は、現在地域給一級地の指定を受けているが、急激な人口増加に加えて、鉄道がないため生活物資は、トラックによる移入の外方法がなく一層高物価となつて公務員の生活は困窮し、本町に来任する者がない実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県木次町の地域給に関する請願

請願者　島根県大原郡木次町長　難波保一外二十八名（第二一一七号）

右の請願は、島根県木次町は、出雲南部地方の政治、経済、交通、文化の中心地であり、附近三郡の農林産物の集散地として山陰線屈指の貨物取扱い量を示し、農家は少く、人家は密集して都市形態をつくり、消費地として諸物価は松江市と差異がないから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県横田町の地域給に関する請願

請願者　島根県仁多郡横田町長　山田善吉（第二一一八号）

右の請願は、島根県横田町は、広島県境の中国山脈地帯の一中心小都であるが、奥地のため輸送費の関係で物価は松江、出雲両市を上回り、公務員の生活は困窮しているから、広島県三次町の二級地指定等と考え合せて、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県三成町の地域給に関する請願

請願者　島根県仁多郡三成町長　植田兵之助外十二名（第二一一九号）

右の請願は、島根県三成町は、仁多郡の中央に位し、政治、産業、経済、交通、文化等の中心地であるが、日常生活物資は移入によるため高物価の上、斐伊川の砂防工事、発

電所建設工事等のため、労務者五百人の入町は、物価の上昇に影響するところが大きく、公務員の生活を圧迫しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県三隅町の地域給に関する請願

請願者　島根県那賀郡三隅町長　三浦敬尚外二名（第二一二〇号）

右の請願は、島根県三隅町は、浜田市と益田市の中間に位し、日常物資を両市に依存しているため、物価は両市を上回る実情であり、地域給支給地の町村に比して政治、交通、文化の面において少しの差異を認めることができず、地域給において差のあることは公務員の生活を圧迫し、人事交流を困難にしているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県三刀屋町の地域給に関する請願

請願者　島根県飯石郡三刀屋町長　陶山蔵松外十八名（第二一二一号）

右の請願は、島根県三刀屋町は、木次町に隣接し雲南三郡の中央に位置し、昔から松江、広島間の交通の要衝であるが、最近さらにバス交通の一大中心地となり、商工業も盛んで一般住民の生活水準の向上とともに物価の高騰いちじるしく消費生活者の困窮がはなはだしいから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県平田町の地域給に関する請願

請願者　島根県簸川郡平田町梶谷博外六百四十五名（第二一二二号）

請願者　島根県簸川郡平田町長　木佐徳之助外二十四名（第二四九五号）

右の請願は、島根県平田町は、出雲、松江両市に近接し、物価は物によつては両市を上回る状態で、勤労者の生活苦はいよいよ加わり、現在の勤労所得では生活費だけでも賄いきれず、このまま放任するときは優秀な人物の確保は困難な実情であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県大森町の地域給に関する請願

請願者　島根県邇摩郡大森町長　職務代務者　野沢林造外十三名（第二一二三号）

右の請願は、島根県大森町は、邇摩郡の中央部を占めて四辺山に囲まれた町で、昔は大森銀山所在地として知られていたが、大正の末廃坑となるとともに、耕地面積も少いため出かせぎによつて家計を立てるものも多くなり、現在はかわら製造の外みるべき生産もなく、物価は遠くからトラック輸送によつて移入するため鉄道沿線の町村に比していちじるしい高物価となり、このまま推移すれば最低生活の推持さえ困難な情況であるから、本町の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県六日市町の地域給に関する請願

請願者　島根県鹿足郡六日市町長　藤原武夫外十九名（第二一二四号）

右の請願は、島根県六日市町は、島根、山口両県境に位する陰陽交通の要衝であつて附近八箇町村の政治、産業、経済、文化の中心地であるが、主食をはじめ生活必需品の物価は、他のいずれの都市よりも高く、その上風水害復旧工事に従事する労務者の往来ひん繁はいちじるしく生活費の高騰に拍車をかけている実情であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県温泉津町の地域給に関する請願

請願者　島根県邇摩郡温泉津町長　内藤淳作外八名（第二一二五号）

右の請願は、島根県温泉津町は、古来から温泉と港の町として知られ、当地方の文化の中心地であるが、経済的には温泉、観光に基く消費地であり、従つて物価高を招来して公務員の生活は窮迫し、特に既に地域給支給の指定を受けた町村との均衡上まことに不合理であるから、当町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県粕渕町の地域給に関する請願

請願者　島根県邑智郡粕渕町長　大谷定人外十二名（第二一二六号）

右の請願は、島根県粕渕町は、東に国際観光地三瓶山志学温泉を控え、また町内に湯抱温泉があり、明塚発電所建設工事関係者等人車の往来ひん繁をきわめ、生活物資を遠隔地から移入する関係上きわめて高価で、公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給二級地指定について特に考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが現実に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県加茂町の地域給に関する請願

請願者　島根県大原郡加茂町長　多々納忠一外十名（第二一二七号）

右の請願は、島根県加茂町は、戸数千三百五十七戸中四百余戸が都市的形態の集団生活を営み純消費地の様相を呈し、松江、出雲両市および木次町、宍道町のような大消費地にかこまれ両市以上の物価高を示して公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県大東町の地域給に関する請願

請願者　島根県大原郡大東町長　三原佐市郎外二名（第二一二八号）

右の請願は、島根県大東町は、現在地域給一級地の指定を受けているが、人口一万八千に達する発展途上の都市で雲南三郡の重要拠点として松江、出雲、木次との交易は一層緊密度を加えるとともに、市街の強い影響を受けて物価は上昇し、消費者の生活は困窮しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県日原町の地域給に関する請願

請願者　島根県鹿足郡日原町長　里田美雄外一名（第二一二九号）

右の請願は、島根県日原町は、主食をはじめ生活必需品の全部を移入によるため附近町村より物価高であり、また住宅不足のため当町在勤者の中でも隣接町村からの通勤者が多く、交通費の支出のため当町在勤をさける傾向にあつて人事行政上支障をきたしているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当な

ものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県恵曇町の地域給に関する請願

請願者　島根県八束郡恵曇町長　川谷熊市外三名（第二一三〇号）

右の請願は、島根県恵曇町は、松江市の西北方十二キロ半の地点にある漁業を主とする町であるが、きわめて狭い土地で小、中学校、町役場等も隣村佐太村に建築されている状態で、余剰人口は松江市の官公庁、会社工場に通勤する者多く、婦人の岡市方面への行商二百人に及び松江市との往来がはげしい上、港町として出入船も多く物価、生活水準ともに高く公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県祖式村の地域給に関する請願

請願者　島根県邑智郡祖式村森山哲三外四名（第二一三一号）

右の請願は、島根県祖式村は、へき地の農村で日用生活物資は太田、川本両町をへて移入されるため高価であり、水害復旧のため入村する労務者と、駐留軍レーダー基地労務者等の購買力はさらに物価の高騰を招来し、公務員の生活はいちじるしい圧迫を感ずるようになつたから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県玉湯村の地域給に関する請願

請願者　島根県八束郡玉湯村長　松浦政善外六名（第二一三二号）

右の請願は、島根県玉湯村は、松江市に隣接し同一経済圏内にある上、村内に玉造温泉があるため急行「いずも号」も停車する状態で浴客年間六万を数え、県内各種会合も当地で開催されることが多く、従つて物価の高騰は松江市をしのぐ現状で公務員の生活は苦しい上、村内所在の厚生年金玉造整形外科病院は松江市同様の地域給を給与されている実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県荒島村の地域給に関する請願

請願者　島根県能義郡荒島村長　上田秀外七名（第二一三三号）

右の請願は、島根県荒島村は、山陰沿線の農村であるが、特産物として荒島石およびないの産地としての有数の地位を占めて生産物の集積運搬、消費物資の移入も多く、交通はきわめて便利で乗降客数は郡内では安来町に次いで多く、物価も附近地域給指定町村に比して差異がないばかりでなく品物によつては高価なものさえある実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県中野村の地域給に関する請願

請願者　島根県邑智郡中野村長　柳幸大資外七名（第二一三四号）

右の請願は、島根県中野村は、最近バス交通網の発達によつて矢上町とともに郡の中心地となり商人の往来もひん繁となり、県立高原療養所も設置され、さらに矢上町、中野、井原両村組合立中学校も本村に設立をみるようになつて本村の最近の発展はいちじるしく、従つて諸物価は高騰し公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県益田市の地域給に関する請願

請願者　島根県益田市長　伊藤正男外三十名（第二一三五号）

右の請願は、島根県益田市は、石西地方唯一の消費都市であるが、附近に生活必需品の生産工場がなく遠隔地からの移入にまつため物価高であり、また住宅難はなはだしく住宅費は収入の二十五パーセントに及ぶ実情で公務員の生活は困窮しているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県安来町の地域給に関する請願

請願者　島根県能義郡安来町長　高橋隆（第二一三六号）

右の請願は、島根県安来町は、工業中心地の都市であるが、日立製作所の復活により金ヘンブームの市場景気をあおり物価は日ましに高く、衣料品等は松江、米子両市を上回り、農産物も駐留軍飛行場の拡張、保安隊の設置に伴い入手困難となり、公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県浦郷町の地域給に関する請願

請願者　島根県知夫郡浦郷町村尾誠一郎外五十六名（第二一三七号）

右の請願は、島根県浦郷町は、隠岐島の島前四箇町村のうち唯一の町であつて、島前産業、経済、交通等の中心地であるが、海上はるかに本土を離れ耕地少く主食をはじめとして生活物資は海上輸送によつて本土に依存するため物価は驚ろくばかり高く、公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県荘原村の地域給に関する請願

請願者　島根県簸川郡荘原村長　黒田儀太郎外五名（第二一三八号）

右の請願は、島根県荘原村は、出雲市、平田町、宍道町に挟まれているため、生活費は相当多額を要し、かつ生活必需品は松江市および出雲市から移入している関係上、物価は近隣都市に比しいちじるしく高いから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美国町の地域給に関する請願

請願者　北海道美国郡美国町全官公労連絡協議会内　原川太司馬外八名（第二一三九号）

右の請願は、北海道美国町は、陸の孤島と称せられる積丹半島の一端に位置し、生活物資は海産物の一部を除いて九割までを小樽市または余市町に依存し、しかも運送に困難を極めているため、物価は小樽市、余市町より二割以上高値の実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道倶知安町の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡倶知安町長　松実菱三外三名（第二一四〇号）

右の請願は、北海道倶知安町は、外観的には生産地である印象を与えているが、中心地をなす市街は人口八千三十三人を有し全体人口の約五十パーセントを占め、官公庁の所在地となつているため事実は純然たる消費地を形成しており、物価は隣接地余市町、小樽市と比較し問題にならない税の物価高であるから、本町を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道雄武町の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡雄武町吉倉義光（第二一四二号）

右の請願は、北海道雄武町は、網走支庁管内の最北端に位置し、地理的条件ならびに物価高によつて官庁職員の生活は窮迫しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道寿都町の地域給に関する請願

請願者　北海道寿都郡寿都町若林久次外二十二名（第二一四一号）

右の請願は、北海道寿都町は、日常生活物資のすべてを小樽、札幌、函館等の都市より移入しているが、函館本線から私線によるため、運賃加算によつて物価はこれらの都市を上回つている現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道富良野町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡富良野町長　古東久平外三名（第二一四三号）

右の請願は、北海道富良野町は、昭和二十四年以来の都市計画施行に伴い、いちじるしい発展を遂げ、しかも空知炭田地方の貨客集散地としていよいよその重要性を増しているが、野菜、果物等を除く食糧を札幌、旭川等から供給されているため、これらの都市価格が基準となつて極めて高価を示しており、魚類、衣料等においては、とくにいちじるしいものがあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道穂別村の地域給に関する請願

請願者　北海道勇払郡穂別村長　横山正明外一名（第二一四四号）

右の請願は、北海道穂別村は、経済的、行政的にもつばら札幌市、室蘭市、苫小牧市、千歳町に連けいし、移入される消費物資はすべて高額な運賃加算によつて物価高を示している実状であるから、すでに指定されている地域との均衡上本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道厚沢部村の地域給に関する請願

請願者　北海道檜山郡厚沢部村長　東崎政男外二名（第二一四五号）

右の請願は、北海道厚沢部村は、渡島半島の西方檜山郡の北部に位し、東は亀田、上磯の両郡に、北は茅部、爾志二郡に、西および南は檜山郡泊村、江差町に隣接して日用必需物資を江差町および函館市から移入している上に、冬期半歳にわたつて積雪のため物資輸送も停止する状態であり、特に秋季に越冬準備の必要も他町村より多くの物資を購入しなければならないため、物価も江差町および函館市と大差ない現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道更別村の地域給に関する請願

請願者　北海道河西郡更別村長　石田初太郎外三名（第二一四六号）

右の請願は、北海道更別村は、積雪寒冷の特殊事情による畑作単営の貧困農村であるため、村内には生活必需品の販売業者が少く、従つて競争廉売等は全くないのみならず、大量仕入れがない関係上、帯広市からの直接移入と相まつて物価はいちじるしく高い実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上士別村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡上士別村長　中田熊雄外六名（第二一四七号）

右の請願は、北海道上士別村は、宗谷線士別駅から二里余の点に位置し、消費物資のすべてを旭川、札幌等の都市から少量仕入れするため、中間マージン、荷造費、輸送費、損傷費等が累加され、小売価格はこれらの都市を上回る現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道雨竜村の地域給に関する請願

請願者　北海道雨竜郡雨竜村長　竹原太八外十九名（第二一四八号）

右の請願は、北海道雨竜村は、主要食糧を除く日常必需物資のほとんどを滝川、深川、旭川地区から移入している関係上価格はこれらの地区より高く、加うるに交通不便のためと冬期雪積期間の輸送難は商品仕入経費の増高となりすべて消費者の大きな負担となつて公務員の生活は困難を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道爾石村の地域給に関する請願

請願者　北海道爾志郡爾石村長　針谷為治外三名（第二一四九号）

右の請願は、北海道爾石村は、純漁村であり、生活必需品はすべて他町村から移入しているが、交通不便のため運賃がかさみ、物価は地域給三級地の函館市、および二級地の江差町を上回つているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東神楽村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡東神楽村長　安井吉典外三名（第二一五〇号）

右の請願は、北海道東神楽村は、地理的に旭川市に接続する関係で生活程度は旭川市と同じであるから、すみやかに本村を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道山部村の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡山部村長　中田寿晴外四名（第二一五一号）

右の請願は、北海道山部村は、赤平、芦別、富良の三箇町と隣接して日常物資のほとんどをこれらの町より供給を受けているため、物価は常にこれらの町を一、二割上回つている現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道室蘭市の地域給に関する請願

請願者　北海道室蘭市全官公労働組合連絡協議会内　浜中清外二十九名（第二一五二号）

右の請願は、室蘭市は、北海道有数の商工業都市として目覚しい発展を見せているが、全人口の約六割を富士鉄、日鋼等の従業員や家族によつて占められており、これら給与ベースの高い厚生施設の行届いた工場従業員がその購買力によつて市価をつり上げ、統制撤廃後は自由価格の高騰を見るに至つて現在は札幌に近い指数を示しているから、本市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道本別町の地域給に関する請願

請願者　北海道中川郡本別町上根太郎（第二一五三号）

右の請願は、北海道本別町は、網走本線沿線最大の新進都市で農産物および木材の生産地であるが、生活必需品のほとんどを航路経由帯広市または釧路市から移入しているため、地元生産物の木材、農産物が他に移出される相場の影響等によつて物価高の現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道豊平町の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡豊平町長　高谷已次外一名（第二一五四号）

右の請願は、北海道豊平町は、札幌市の南東端に接した細長い地域であつて、将来同市の都市計画が実現した場合は当然同市に合併される地区である。しかして、北海道総合開発の推進に伴い現今の札幌市およびその近郊地域においては急激なる発展を遂げ東京都における経済、文化、生活面と何等変らぬ状況であり、かつまた諸物価においては相当上回つた価格まで高騰している現状であるから、本町の地域給を五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道石狩町の地域給に関する請願

請願者　北海道石狩郡石狩町長　飯尾円什外三十一名（第二一五五号）

右の請願は、北海道石狩町は札幌市と同一の経済圏の中にありながらいまだに地域給の支給がないので、同町在勤公務員は生活維持も困難な実情にあるから、当町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道琴似町の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡琴似町全官公庁労働組合協議会内　渋谷新時（第二一五六号）

右の請願は、北海道琴似町は、札幌市の西北に位し、小川一つを距てて、同市に隣接しており、経済的にも文化的にも同市の圏内にあるから、本町の地域給を同市同様五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道浦河町の地域給に関する請願

請願者　北海道浦河郡浦河町全官公庁労働組合協議会内　島嘉彦外三名（第二一五七号）

右の請願は、北海道浦河町は、当町の地理的、経済的諸条件から消費水準は道内主要都市を上回り、また、日高の中心都市として文化水準においても中央との人事の交流の影響もあつて何等の差異を認められない状態であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道滝上町の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡滝上町長　岡本政道外五名（第二一五八号）

右の請願は、北海道滝上町は、地域給一級地に指定されたが、既に北海道全域にわたりその支給地域が拡大された現在、本町の生活物資の価格調査の上からみても二級地に指定の町村に比しそれ以上の高率を示しているから本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道羽幌町の地域給に関する請願

請願者　北海道苫前郡羽幌町南三条三丁目全官公労働組合協議会内　加藤福蔵外二十二名（第二一五九号）

右の請願は、北海道羽幌町は、留萌支庁管内の中位に在り留萌市に次ぐ人口二万余の町であるが、生計費がいちじるしく高く、公務員の給与は民間企業体のそれに較べいちじるしく均衡を欠いている実情にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道新得町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡新得町長　杉本義行外十七名（第二一六〇号）

右の請願は、北海道新得町は、十勝管内の北端に位する農村地帯であるが、火山灰地および寒冷地であるため作物の生育が悪く主要食糧の生産量が少いので主食の殆んどは他地域から移入せねばならず、一方電源開発およびトムラウン開発の影響で物価は帯広市よりも高い状況にあるため公務員の生活は憂慮すべき状態にあり他に転出を希望する者が続出しているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道喜茂別町の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡喜茂別町喜茂別小学校内　鳴井捨市外十五名（第二一六一号）

右の請願は、北海道喜茂別町は、後志支庁管内山ろく地区の辺境にあり、地勢的に恵まれないため、主食をはじめ生活必需物資はすべて他地方からの移入に依存している関係上、近接せる都市よりも物価が高いため、本町に在勤する公務員の生活は極度に困窮している現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道新十津川村の地域給に関する請願

請願者　北海道樺戸郡新十津川村長　島田薫外三十四名（第二一六二号）

右の請願は、北海道新十津川村は、北空知炭田たる芦別町、赤平町、歌志田町、上砂川町および工業地帯たる砂川町、滝川町に近接して経済的影響をこれらの地帯よりもつとも多く受けて、生活程度も同様な現状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道泊村の地域給に関する請願

請願者　北海道古宇郡泊村長　石山勘七外十四名（第二一六三号）

右の請願は、北海道泊村は、冬期の寒冷期間が長いことと、交通不便のため、物価は二級地の倶知安、隣接の岩内町等より高い現状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道茂別村の地域給に関する請願

請願者　北海道上磯郡茂別村木野総一郎外十八名（第二一六四号）

右の請願は、北海道茂別村は、地域給二級地の上磯町および一級地の木古内町に隣接し、生活必需品はすべて函館市の経済圏に依存しているため、物価はいちじるしく高い実情にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道新冠村の地域給に関する請願

請願者　北海道新冠郡新冠村長　十倉十六美外二名（第二一六五号）

右の請願は、北海道新冠村は、農漁村であるが農産物は主として馬糧の生産を目的としているため主食は本村の四箇月分をみたすのみであり、一方漁業も加工施設がなく生魚のまま取引される状況であり、その他の生活必需品は人口の増加によつて消費必要量との均衡がとれず物価高を招来して公務員の生活は窮迫の一途をたどつているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道月形村の地域給に関する請願

請願者　北海道樺戸郡月形村月形中学校内　神房蔵外四名（第二一六六号）

右の請願は、北海道月形村は、交通上の要地で附近町村の中心をなし、日満鉱業月形炭鉱をはじめ各種産業施設も飛躍的発展をなし、その他文化的施設も充実し、都市的様相が濃厚であり、諸物価も札幌市以上であるため公務員の生活は困難を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道篠路村の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡篠路村字篠路中央篠路郵便局内　西村学外五名（第二一六八号）

右の請願は、北海道篠路村は、札幌市の郊外村として物価、経済生活等同市と大差ない実状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道幌泉村の地域給に関する請願

請願者　北海道幌泉郡幌泉村全官公庁労働組合協議会内　中野忠次郎外十一名（第二一六九号）

右の請願は、北海道幌泉村は、農耕地としての適地がなく、住民の六割を占める漁民は、年間平均最低四十万円以上の収入があり、民間諸給与平均も年間十七万円に達し、一方駐留軍常駐地として、また観光地としての生活水準と物価高は極度に公務員の生活を圧迫しているから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道洞爺村の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡洞爺村長　三橋政美外六名（第二一七〇号）

右の請願は、北海道洞爺村は、支笏洞爺国立公園の南部に位し観光地としての重要な交通の要衝であるが、観光地であるため生活水準は高く、公務員の給与は民間会社の給与にはるかに及ばず、その生活は窮乏しているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道大滝村の地域給に関する請願

請願者　北海道有珠郡大滝村長　小林寅太郎外十六名（第二一七一号）

右の請願は、北海道大滝村は胆振支庁管内の中央に位し、国立公園および全国屈指の鉄鉱山が所在する土地で周辺の豊平町、壮瞥村、伊達町、千歳町、白老村、喜茂別町および留寿都村に近接している関係上、経済的地理的条件から純消費地としての性格を有するので、著しい高物価の現象を引き起し、一般職職員の生活の実状は窮状もはなはだしいから、大滝村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道風連村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡風連村長　田中弥太郎外七名（第二一七二号）

右の請願は、北海道風連村は、広大な未開発地を控え、入植、農林資源の開発等によつて躍進的発展の途上にあるが、気候、交通等の悪条件のため、生活必需物資が高価となり、加うるに燃料費の増高等がいちじるしく経済生活におよぼしているから、本村における公務員の最低生活を確保するため、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道下湧別村の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡下湧別村役場職員組合内　渡辺佐久真外三名（第二一七三号）

右の請願は、北海道下湧別村においては、遠い生産地から生活必需物資を購入するため輸送費と手数料がかさみはなはだしい物価高となり、公務員の生活は窮状に陥りこのまま放置できない実状であるから、安んじて職責の完遂ができるよう、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道平取村の地域給に関する請願

請願者　北海道沙流郡平取村長　平佐武美外四十一名（第二一七四号）

右の請願は、北海道平取村は、林業、鉱業等の生産資源地として活況を呈しているが、農業、牧畜産等の自給生産力は附近工業地帯および都市に吸収せられる上、鉄道がないため生活物価指数は札幌地域を上回る実情で公務員の生活は極度に困窮しているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道厚真村の地域給に関する請願

請願者　北海道勇払郡厚真村長　井上正則外四十二名（第二一七五号）

右の請願は、北海道厚真村は、胆振国の最東端にあつて、経済的には札幌市、室蘭市、苫小牧市、千歳町につらなり、行政的のつらなりも同様な環境にあつて交通不便のため高物価である上、本村周辺市町村はすべて三級地または二級地の指定を受けている現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道温根別村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡温根別村長　七条成良外七名（第二一七六号）

右の請願は、北海道温根別村は、地域的、経済的に旭川市および士別町と極めて密接な関係にあり、ことに消費物資の供給源は主としてこれらの都市であるため、物価はこれらの都市より割高であり、しかも冬期の出費が多額に上る等地域給支給地としての条件を具えているから、本村を二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県光市の地域給に関する請願

請願者　山口県光市長　松岡三雄（第二一七七号）

右の請願は、山口県光市は、隣接下松、徳山両市ならびに柳井町と比較して同等あるいはそれ以上の物価高の傾向を示し、市内勤労者中他市への通勤者および工場勤務者の給与は本市勤務の公務員より約三千円の高額であり、さらに八幡製鉄の当市進出、観光および海水浴客の来光等によつて起る物価高騰は一層公務員の生活をおびやかしている実情であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県浜村町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県気高郡浜村町長　地原重治外十五名（第二一七八号）

右の請願は、鳥取県浜村町は、食糧品以外の一般生活必需物資の大部分を鳥取市から一部を大阪方面から仕入ているため物価は鳥取市、米子市または県内主要地域に比しいずれも上位にある実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県松保村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県気高郡松保村長　森岡祐太郎外一名（第二一七九号）

右の請願は、鳥取県松保村は、鳥取市に隣接して経済的諸条件は同市と同様であるから、本村の地域給を同市同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県泊村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡泊村長　山本文平外九名（第二一八〇号）

右の請願は、鳥取県泊村は、東は岩谷町（一級地）に接し、西は上井、倉吉両町（二級地）にいたる要地にあつて、本県中部第一の漁港であるが、食糧は全村需要量の三箇月を充たすに過ぎずその他の生活必需品も鳥取市および倉吉町等から移入するため運賃、手数料等の加算により県下第一の高価を示し、俸給生活者の困窮は他に比してきわめてはなはだしいから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県宇倍野村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県岩美郡宇倍野村長　桑原英雄外六名（第二一八一号）

右の請願は、鳥取県宇倍野村は、鳥取市の東南に接続して同市の住宅地帯を形成し、経済的、文化的諸条件は同市と全く同一であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県網代村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県岩見郡網代村長　博田義雄外五名（第二一八二号）

右の請願は、鳥取県網代村は、山陰地方境港以東主要の漁港で、魚介類を除く外日常生活必需物資のすべてを鳥取市方面から移入しているため、物価は同市を上回る実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県渡村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡渡村長　松村優治外三名（第二一八三号）

右の請願は、鳥取県渡村は、弓浜より出雲に渡る要津として発展し、繭の取引場として全国的に著名の地であつた関係上、隣村の町村より比較的に高い生活水準を示し、しかも米子市、境町、松江市との交渉繁く農村地帯と全く趣を異にしており、加うるに本年より軍事施設が設置されこれら多数の関係者の移住によつて物価高をきたしている実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県大高村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡大高村長　石見顕義外六名（第二一八四号）

右の請願は、鳥取県大高村は、西伯郡のやや中央に位し、国立公園大山参道および広島街道の要所にあり、古来から宿場として発展してきたが、国鉄山陰線の開通によつて隣村岸村に駅を設置されたため、次第にさびれてきたとはいえいまなお多数の官公署、事業所等が所在し、村内物価も近接米子市等と大差ない実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県日野上村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県日野郡日野上村長　三森千八外十六名（第二一八五号）

右の請願は、鳥取県日野上村は、県下における造林業の先進地で、県下有数の用材、薪炭、竹材の生産ならびに加工地である。これがため林業生産工場は大小合せて十指に余り、村外特に県外資本によるもの全工場の半数に達し、林業生産に従事するものはその専従者および副業者を含め村内人口の過半数を占め、特に村外および県外から移入した者が多数あり季節的移入者も無数にあるため、消費生活も華美であり、生活水準も隣接一級地黒坂町と同様であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県夜見村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡夜見村長　森川恒作外九名（第二一八六号）

右の請願は、鳥取県夜見、富益、彦名の三箇村は、米子市と美保地区との間にはさまれ、経済的諸条件は右地区と全く同様であるから、地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県青谷町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県気高郡青谷町長　大谷一佐外十名（第二一八九号）

右の請願は、鳥取県青谷町は、鳥取市と倉吉町（何れも二級地）との中間に位し、郡内山西ブロックの中心をなしており、経済的諸条件も右両市町と同様であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県江尾町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県日野郡江尾町長　手島祐外十名（第二一九〇号）

右の請願は、鳥取県江尾町は、今般あらたに地域給支給地として指定された黒坂町、根雨町に比較して物価、生活程度等はるかに高いにもかかわらず、これが指定よりもれたことは遺憾であるから、本町を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県智頭町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡智頭町長　安東哲次郎外二十三名（第二一九一号）

右の請願は、鳥取県智頭町は、往昔からいわゆる銘木智頭杉の主産地として木材を通じて岡山、京阪神との経済的な関係が深く、商人の往来もひん繁であり、一般物価も県内最高であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県上井町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡上井町長　砂原美雄外十名（第二一九二号）

右の請願は、鳥取県上井町は、二級地倉吉町の表玄関として政治、経済、交通等同町と不離一体であつて、目下同町との合併による市制実施が具体化されようとしている実状であるから、本町の地域給を倉吉町同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県岩井町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県岩美郡岩井町長　成瀬弥太郎外七名（第二一九三号）

右の請願は、鳥取県岩井町は、地理的に本県の最東部に位し、歴史的に見ても本県の置かれる以前因幡地区岩井郡の中心地であり、千数百年の歴史を持つ温泉宿場として名高く、隣接する但馬国（兵庫県）に通ずる唯一の門戸であり、その昔より往還する人々は必ずこの地に止宿するを習いとしており、他国人との交流も激しく従つて土地の住民の生活程度は古くから他町村と比して一段と高い位置にあつた。しかも今日なおこの伝統は維持せられており、観光温泉振興を町是とする本町においては、益益外客の往来はひん繁を極める傾向にあり、生活程度も上昇の一途をたどつている現状であるから、本町を地域給支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県八橋町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡八橋町長　中井光蔵外十六名（第二一九四号）

右の請願は、鳥取県八橋町は、東伯郡の西部に位し、西は赤碕町に、南は浦安町に、東は由良町に隣接し、総面積一千七百十二平方キロの日本海に面する町で、西部地方の中心地としてやがて本町を中心として西部ブロックの一大市制をしこうとしている現状で、一般物価は鳥取、米子等の都市を上回つている実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県若桜町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡若桜町長　木島節夫外十五名（第二一九五号）

右の請願は、鳥取県若桜町は、八頭郡の東南部に位し、一般生活必需物資のすべてを鳥取、京阪神方面から移入している関係上、運賃、手数料

等が加算されるので諸物価はこれらの都市を上回る実状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県鹿野町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県気高郡鹿野町長　井上秀堯外六名（第二一九六号）

右の請願は、鳥取県鹿野町は、当地方の政治、経済、文化、交通の中心地であり、かつ生活必需品は京阪神方面から移入しているため、物価は県内諸都市より高い実情にあるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県淀江町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡淀江町長　石原徹造外十名（第二一九七号）

右の請願は、鳥取県淀江町は県下屈指の海水浴場を有しているため、来村する浴客ならびに観光客が多く、かつ畜産関係のせり市場があつていわゆる牛景気をきたしている関係上、物価ならびに生活水準はいちじるしく高い実情にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取市の地域給に関する請願

請願者　鳥取市長　入江昶（第二二一七号）

右の請願は、鳥取市は、純然たる文化的消費都市であり、生活必需品のすべてを京阪神方面から移入しているため、物価ならびに生活水準はいちじるしく高く、加えて昨年四月の大火災以来諸物価はますます高騰しつつあるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県河原町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡河原町長　松本義親外十名（第二二一八号）

右の請願は、鳥取県河原町は、国英、西郷、八上、散岐等八上西部ブロックの商工業の中核をなす町で、物価はすでに地域給の指定を受けている智頭、若桜、郡家、国中の四町村に比し安価ではない実情であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県船岡町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡船岡町長　橋本道明外十七名（第二二一九号）

右の請願は、鳥取県船岡町は八頭郡郡家町、安部村、国英村、大村、智頭町に隣接し若桜谷、智頭谷の分岐点にあつて八頭郡の中央ブロック内にあり、これら各町ととくに密接な関係を有し、物価も非常に高い実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県浦安町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡浦安町長　野口武保外十一名（第二二二〇号）

右の請願は、鳥取県浦安町は、すでに地域給一級地の指定を受けた赤碕、八橋、由良の各町と一連の町制地帯をなし、とくに八橋町とは密接な関係にあつて町民の生活状態は全く同一の条件下にあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県溝口町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県日野郡溝口町長　松原一男外十四名（第二二二一号）

右の請願は、鳥取県溝口町は、日野郡第一の行政、文化、交通、産業の中心であり、生活程度は近接米子市と同一で、物価はかえつて高いものが多く公務員の生活は困窮を極めているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県由良町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡由良町長　松井輝男外十二名（第二二二二号）

右の請願は、鳥取県由良町は、地域給二級地の倉吉町に近接し、交通の利便により消費生活面においては同町と同一条件にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県東郷町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡東郷町長　松田昌造外十二名（第二二二三号）

右の請願は、鳥取県東郷町は、東郷湖を一望におさめ、湖畔随所にゆう出する温泉は近隣三朝温泉とともに遠く京阪神の浴客を集める温泉町、観光町であつて生活程度が高く、公務員は生活に困窮を極めているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県外江町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡外江町長　高梨光栄外五名（第二二二四号）

右の請願は、鳥取県外江町は、いも、麦中心の小農家が全世帯の二割九分で、主食は全町需要の八箇月を支えるに足らず他は移入に待つ状態であるため価格は隣接境町より高く、野菜その他の食糧品も産地高で境町、米子市も上回る実情にあり、公務員の生活は困窮を極めているから、本町も地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県米子市の地域給に関する請願

請願者　鳥取県米子市長　野坂寛治（第二二二五号）

右の請願は、鳥取県米子市は、山陰都市中における商工経済の中心地で最近その発展はいちじるしく、京阪神および山陰の広島、岡山等の大都市と経済圏を結び物資の交流はげしく、従つてこれら諸都市の影響を受けて経済生活は困窮の度を加えつつあるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県用瀬町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡用瀬町長　佐々木勲外十一名（第二二二六号）

右の請願は、鳥取県用瀬町は、近接町村の政治、経済、文化の中心をなし、生活必需品は他地域から移入している関係上、鳥取市よりもかえつて物価高であり、しかも郡内における智頭町、郡家町、若桜町等の地域給支給地と全く同一条件にある本町が指定地から除かれていることは不合理であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県境町および上道村の一部の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡境町長　足立民一郎外十六名（第二二二七号）

右の請願は、鳥取県境町は、港町として物価が非常に高く、加うるに面積が比較的狭いため境町役場、境小学校、境中学校、境高等学校第二校舎等は隣村上道村との境界線上に建築されている状態であるから、本町および上道村の一部を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県上道村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡上道村長　松永誠一郎外五名（第二二二八号）

右の請願は、鳥取県上道村は、地理的にも経済的にも境町と密接不離の関係にあるから、本村を境町と同様に地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県丹比村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡丹比村長　中林直蔵外七名（第二二二九号）

右の請願は、鳥取県丹比村は、農村ではあるが鳥取市、若桜町の影響を受けて村民の生活程度はいちじるしく向上し、本村在勤公務員の生活は日を遂うて困窮の度を加えつつある現況であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県中浜、大篠津両村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡中浜村長　永井芳房外十五名（第二二三〇号）

右の請願は、鳥取県中浜村および大篠津村を一地区とするいわゆる美保地区は、駐留軍所在地という特殊地域であり、かつ生活必需物資はほとんど他地方から移入しているため物価は都会地より二、三割も上回る実情であるから、本地区を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県社村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡社村長　小谷潤太郎（第二二三一号）

右の請願は、鳥取県社村は、倉吉町に隣接して近く同町との合併が予想されており、村民の経済生活は同町と軌を一にしているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県美穂、大和両村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県気高郡美穂村長　三田吉之外七名（第二二三二号）

右の請願は、鳥取県美穂、大和村は、地域給二級地の鳥取市、大正村に隣接してほとんど一地域をなし、現在合併を目前に控えているが、大正村同様鳥取市から高価な物資の購入によつて生活しているため、給地への転勤希望者が多く人事交流上極めて困難な実情にあるから、両村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県津ノ井村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県岩美郡津ノ井村長　松田静治外八名（第二二三三号）

右の請願は、鳥取県津ノ井村は、二級地鳥取市と二級地宇部野村ならびに一級地郡家町に囲まれた位置にあり、鳥取元標からわずか二キロ、鉄道で七分、バスで十分間で達する至近距離にあるため、物価は鳥取市と大差ない実状であるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県手間村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡手間村長　坂田勇外六名（第二二三四号）

右の請願は、鳥取県手間村は、西伯郡南部の政治、経済、交通、文化の中心地であり人々の集会や出入が極めてひん繁で、純然たる消費村であるため物価は米子市に比して総体的に高価な実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡村長　影山嘉重外三名（第二二三五号）

右の請願は、鳥取県県村は、当地方政治、経済、教育、文化の中心都市米子市の郊外地の観を呈し、同市とは合併の気運さえある密接な関係にあり、ことに農産物以外の生活必需品をほとんど米子市に仰いでいるため物価においては同市以上の現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県大和村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡大和村長　村上忠治外三名（第二二三六号）

右の請願は、鳥取県大和村は、米子市、日吉津村、巌村、淀江町等すでに地域給支給を受けている市町村に囲まれ、しかも経済的に米子市、淀江町の影響を受けるところが多いため物価はこれら市町村より高く、公務員の経済生活は困窮を極めているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県高麗村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡高麗村長　入江正雄外六名（第二二三七号）

右の請願は、鳥取県高麗村は、淀江町に隣接し、同町に軒をつらねて接続する観光地、海水浴場であるため、生活水準が高く、消費物資の購

入はほとんど淀江町に依存する関係上生活費が増し高となり、公務員の生活は窮乏している上、人事交流上の支障がはなはだしいから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県大岩村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県岩美郡大岩村長　石河大直外六名（第二二三八号）

右の請願は、鳥取県大岩村は、山陰松島の愛称で有名な海岩景勝地の一起点として奇岩景勝に富み、近時大岩駅の開設とともに年々遊客の往来多く、加うるに本村は消費村であるため物価は他町村より高価であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県田後村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県岩美郡田後村長　上村忠彦外四名（第二二三九号）

右の請願は、鳥取県田後村は、主要食糧、薪炭、日用品、衣料品等の生産が全然なく、鳥取市から取次販売されるため物価は他市町村に比して高価であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県成実村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡成実村長　佐藤虎市外四名（第二二四〇号）

右の請願は、鳥取県成実村は、米子市に隣接し、すべての生活物資を同市より供給されているため物価は同市と同等であるが、米子市は現在地域給二級地に指定されている関係で本村との学校職員の人事交流は困難を生じているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県所子村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡所子村長　川上勝太郎外十四名（第二二四一号）

右の請願は、鳥取県所子村は、未だ町制を実施していないが、その実態は米子市以東における中心都市として発展しつつあり、ことに大山国立公園の玄関として四時観光客の絶え間がなく、また全国的に知られている因伯牛生産地の中枢に位し、一般の生活水準は極めて高く、物価指数も米子市と同等以上の実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県日野村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県日野郡日野村長　川上武一郎外六名（第二二四二三号）

右の請願は、鳥取県日野村は、根雨町（一級地）と黒坂町（一級地）との間にはさまれ、これら両町に勤務する者はおびただしい数に上り、物資需給の関係は両町と全く一体的で密接不離の立場におかれているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県和田村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡和田村長　森脇孝外二名（第二二四四号）

右の請願は、鳥取県和田村は、米子市に近接して一般生活物資のほとんどを同市から移入しているため、物価は運賃、手数料等の加算によつて同市より上位にある実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県崎津村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡崎津村長　角方一外二名（第二二四五号）

右の請願は、鳥取県崎津村は弓浜半島の中部に位し、米棉、麦を主要産業とする極零細農村であり、主食、野菜魚介類その他生活必需品等を他地域から移入しているため、地域給二級地である隣村の中浜、篠津両村よりも物価高をきたしているから、本村をこれらの村と同様地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県巌村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡巌村巌小学校内　長尾公雄外四名（第二二四六号）

右の請願は、鳥取県巌村は、米子市と産業ならびに交通上極めて密接な関係にあるばかりでなく消費者の生活状態も同市と何等異るところがない実情にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県法勝寺村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡法勝寺村長　磯田俊二外十三名（第二二四七号）

右の請願は、鳥取県法勝寺村は、純然たる消費村であり、しかも集会や人々の出入が極めてひん繁であるため物価は米子市に比し高価な実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県春日村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡春日村長　林原正二外一名（第二二四八号）

右の請願は、鳥取県春日村は、川を隔てて米子市、日吉津村、巌村に接しており、すべての面においてこれら市町村と密接な関係を持ち、ことに消費者の生活状態は米子市と何等異るところがなく、むしろ生活必需物資を他地区より移入する関係上物価が高い状態であつて、米子市等と本村との地域給差は人事交流にはなは

だしい障害をきたしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県上山町の地域給に関する請願

請願者　山形県南村山郡上山町上山地区官公労協議会内　佐藤庄蔵（第二二五六号）

右の請願は、山形県上山町は、温泉観光地であるとともに、本地方の政治、経済、文化、教育、交通等の中心地であり、人口一万七千を有する県下五市なみの消費都市であるが、附近に生産地が少いため消費物資は山形市に依存するため物価は同市を上回る実情であるから、本町の地域給を山形市同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県柏倉門伝村の地域給に関する請願

請願者　山形県南村山郡柏倉門伝村長　黒田清哉外七名（第二二五七号）

右の請願は、山形県柏倉門伝村は、山形市に五キロの近距離にあつて、遊覧地白鷹山を控え観光、キャンプ、スキー客多く村の中心地点は小市街地の感があり、山形市に通勤する者も多く従つて文化的にも経済的にも水準が高く、さらに本村に地域給の支給のないことが公務員の生活に圧迫を加え人事交流上の支障となつているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県古河市の地域給に関する請願

請願者　茨城県古河市長　小池宗次郎外二十八名（第二二五八号）

右の請願は、茨城県古河市は、当地方の商業の中心地として発展してきた消費都市であるが、最近保安隊が設置されることとなつたため、消費都市としての度をますます加えるようになり、公務員の受ける圧迫もはなはだ大きいから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県昭和村の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡昭和村長　清水匡濶外十六名（第二二五九号）

右の請願は、山梨県昭和村は、甲府市に接続して地理的、文化的、特に経済的には同市依存の経済圏内にあつて不離一体の相関関係にあり、生活水準においても何ら変るところがないから、本村の地域給を甲府市同様引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県内野町の地域給に関する請願

請願者　新潟県西蒲原郡内野町長　古俣文吉外一名（第二二六二号）

右の請願は、新潟県内野町は、新潟市に近接して同市の都市計画地域となり文化、経済の影響を大きく受け給与生活者の勤務状況もたがいに交錯し、生活水準、物価事情においても差異がない上、国立内野療養所および内野無電局、同電報局等は二級地の官署個別指定を受けている実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県大内山村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡大内山村長　乾敬三外四名（第二二六三号）

右の請願は、三重県大内山村は、長島町に隣接して、山林開発と酪農勃興等により近来急に発展した村であるが、商業、教育、政治等すべて同町の影響を受ける上、宮川総合開発事業の実施によつて生活費は上昇し、公務員は最低生活の維持が困難となつたから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県柏崎村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡柏崎村長　喜多彦一外三名（第二二六四号）

右の請願は、三重県柏崎村は、山農の村であるが主食の自給はできず、宮川総合開発事業の影響等によつて生活費は急に上昇し近接の長島町と比較してほとんど差異のない現状であり、公務員の生活は困窮を加えてきたから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県七保村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡七保村長　小倉季三外五名（第二二六五号）

右の請願は、三重県七保村の産業状態は、農業を加味した山林業で木炭の産出は県下第一であるが、この山林景気とダム工事の進展は生活の向上となるとともに生活費を上昇させる結果となり、さらに生活必要品は移入によるため都市を上回り、公務員は生活苦にあえいでいる実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県桂萱村の地域給に関する請願

請願者　群馬県勢多郡桂萱村長　須賀政助外五名（第二二六六号）

右の請願は、群馬県桂萱村は、前橋市に接続してその一部のような観を呈し、村内厩橋病院、教員保養所、県総合試験場、勢多農林高校その他の官公庁ならびに事業所の急激な増加は必然的に消費生活者の数を増加し、物価は他町村よりも高価であり、特に本村地内の勢多農林高校および前橋じんかい処理場は三級地の地域給を支給されている現状であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県下川渕村の地域給に関する請願

請願者　群馬県勢多郡下川渕村長　町田寿男外三名（第二二六七号）

右の請願は、群馬県下川渕村は、前橋市の南方に近接する農村であるが、産業、経済、教育、文化等あらゆる面において同市と密接不離の関係にあり、同市の一環として存立している村であるため物価指数は同市と差異がなくむしろ同市から移入している関係上上回りの状態にあつて、公務員の生活はいちじるしく圧迫されているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県上川渕村の地域給に関する請願

請願者　群馬県勢多郡上川渕村長　北堀慶弥外四名（第二二六八号）

右の請願は、群馬県上川渕村は、前橋市の南部に隣接し、便利な交通事情にあるため同市との関係は密接不離であつて消費物価は他町村に比して高い状況にあり、加うるに古い慣習的行事の出費が多く公務員の生活は困難をきわめているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県南橘村の地域給に関する請願

請願者　群馬県勢多郡南橘村長　高橋富太郎外六名（第二二六九号）

右の請願は、群馬県南橘村は、前橋市に接続し南半分は同市と区別することができず、本村内にある群馬大学医学部、蚕糸試験所、水道部および水産試験所等は前橋市と同額の地域給を支給されている実情であり、経済的、文化的にはほとんど同市と同様条件と生活水準にあるから、本村の地域給を前橋市同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつ参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当に関する請願

請願者　兵庫県美方郡村岡町長　松岡保治外六十一名（第二二七〇号）

右の請願は、兵庫県村岡町、兎塚、熊次、射添、小代村は、冬季一箇月間は、丈余の積雪によつて交通機関はと絶し、郵便物、日用物資等は人の肩によつて運ぶ状態で、食料品の需給は困難をきたし、その価格は高騰するばかりでなく、降雨日は年間の半ば以上に及び日照時間少くために住居、衣類の消耗、破損はもち論、薪炭の消費も多く冬季の生活費は多額に上り公務員の生活は困窮しているから、当地区の寒給地手当を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県金光町の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡金光町長　工藤純之介（第二二七一号）

右の請願は、岡山県金光町は、浅口郡の中央に位し、金光教本部があつて春秋二回の祭典はもち論年中参拝者が絶えず完全なる宗教都市の形態を成している。しかして、生活必需品は阪神、岡山方面から玉島、笠岡等に移入されたものがさらに本町に移入されるため、物価指数は岡山、倉敷両市と同等であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鴨方町外五箇町村の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡鴨方町浅口郡町村会内　杣治三一外三十七名（第二二七二号）

右の請願は、岡山県寄島、鴨方、船穂、里庄、六条院の五箇町および大島村は、笠岡、玉島両市に囲まれて、文化、経済、交通、教育等両市と密接不離の関係にあり、日常必需物資はすべて両市に依存しているため両市以上の物価高で在勤公務員の生活は困窮している実状であるから、寄島町外四箇町の地域給を三級地にまた大島村の地域給を二級地へそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県飯岡村の地域給に関する請願

請願者　岡山県勝田郡飯岡村給与対策委員会内　滝谷嘉十郎（第二二七三号）

右の請願は、岡山県飯岡村は、東洋一をほこる同和鉱業および棚原鉱業所の事業場の所在地であつて、隣接吉岡を中心にして二千四百人の従業員およびその家族の生活動向は一般住民に大影響を与え、諸物資の価格は都会地同様に高騰し、公務員の生活を圧迫しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県美の郷村の地域給に関する請願

請願者　広島県御調郡美ノ郷村長　田実彦二外三十九名（第二二七四号）

右の請願は、広島県美の郷村は、尾道、三原両市の間にはさまれて経済的にも文化的にも両市と密接不離の関係にあつて、近時勤務地を両市ならびに向島町にもつ者が激増し一般の生活、文化水準は高くなつたが、生活必需物資は両市に依存するため物価は両市を上回り、公務員の生活に重大な脅威を加えて地域給支給地への転勤を考慮させる状況に立ちいつているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県吉松町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県姶良郡吉松町長　中水千利外一名（第二二七五号）

右の請願は、鹿児島県吉松町は、人吉、都城、小林各市および大口町を結ぶ中心的地位を占め、主食は生産によつて自給することができない消費地的性格が強く、日常生活必要物資は主として鹿児島市から移入するため高価格となり公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県万世町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県川辺郡万世町長　田実彦二外三十九名（第二二七六号）

右の請願は、鹿児島県万世町は、南薩一帯への貨物、雑貨の集散地として

の商業の一大中心地であるが、主食は自給することができず、その他の生活必需物資は鹿児島、北九州、阪神方面からの移入によるため高物価を招来し、公務員の生活はいちじるしく困窮しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願

請願者　山形県東置賜郡小松町長　小関芳太郎（第二二七七号）

右の請願は、山形県小松町外二箇村は、置賜盆地の西北端飯豊連峰山添地帯に位し、気候は一般に大陸的性質を帯び秋冬期は西北の飯豊おろしが吹きまくり積雪は丈余に及び中津川村、小国町と同様の状況であり、冬期間の燃料費も年々の値上りとともに増加する実情であるから、当地区の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県東沢村の地域給に関する請願

請願者　山形県南村山郡東沢村長　佐藤甚兵衛（第二二七八号）

右の請願は、山形県東沢村は、山形市に隣接して産業、経済、文化等すべての生活は同市と直結している状態にある上、本村勤務の公務員も同市からの通勤者が多い実情にかんがみ、物価その他を考慮して公務員の待遇は山形市と同様の取扱いが必要と認められるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県城山村の地域給に関する請願

請願者　栃木県河内郡城山村城山郵便局内　木滑耕一外十六名（第二二七九号）

右の請願は、栃木県城山村は、宇都宮市の郊外に位し、大谷観音、平和観音および多気山等を有する県北屈指の観光地であり、また建築用材である大谷石および麻、たばこ、林産等の特産物の好況により生活水準ならびに物価はきわめて高い実情にあるから、城山郵便局を同一村内に所在する国立宇都宮療養所と同様に地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県浦富町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県岩美郡浦富町長　中島峯次外十二名（第二二八七号）

右の請願は、鳥取県浦富町は、観光、遊覧地をふくむ小都市型の消費地であるが、町内に官公署、学校、団体、銀行、病院、事業所等が多く、生活文化の程度が一般農村漁村に比してはなはだしく高いため、公務員の経済生活に困難がいちじるしいから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県南郷村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県東臼杵郡南郷村長　若杉正外二名（第二二八八号）

右の請願は、宮崎県南郷村は、鉄道沿線から四十キロを距て、日常生活物資は宮崎、延岡、福岡、阪神方面より日向市を経由輸送される関係上供給が需要に不足するという一般的理由とともに常に高騰を続け、加うるに発電工事に伴う主要取引や日向市の物価高が常に影響する等消費生活の実情は極めて悪条件下におかれているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県灘崎町の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡灘崎町長　若林伯之外八名（第二二九三号）

右の請願は、岡山県灘崎町は、児島郡の中央に位する政治、経済、文化の中心地であり、ことに地理的に地域給二、三級地である岡山、倉敷、児島、玉野各都市に近接し、すべての経済行為はこれらの市町村と密接不可分の関係にあるため、本町公務員の生活に多大の影響を与えているから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県日吉津村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡日吉津村長　山内英明外一名（第二二九五号）

右の請願は、鳥取県日吉津村は、現在米子市への合併協議中でその現実は時間の問題となつているが、同市と産業、交通、特に経済上において密接不離の関係におかれ、消費生活は両者何ら異るところがなく同市の新市内農業地帯とは全く同一の環境にあるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県大山村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡大山村長　美谷邦安（第二二九六号）

右の請願は、鳥取県大山村は、大山国立公園地域の大部分を村内に包含するため、四季を通じて来村するぼう大な人の数は、一面当村の生活程度を高めるとともに、また一方において、諸物価の高騰を必然的ならしめる一要素となつている。そして、これらの原因と、物資の供給が遠隔であるという理由から、いわゆる大山相場を現出して、在勤公務員の生活を困難にしている現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県三朝村の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡三朝村長　藤井順一外六名（第二二九七号）

右の請願は、鳥取県三朝村は、山陽有数の温泉地であり、消費物資の大半を倉吉町に依存している実情であるから、倉吉町同等の地域給に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県浪江町の地域給に関する請願

請願者　福島県双葉郡浪江町長　愛沢寧外一名（第二二九八号）

右の請願は、福島県浪江町は、常磐線の沿線にありながら県庁所在地福島市への交通はきわめてわるく交通費も多額を要し、食糧品は近くに産地を控えながらも給料生活者は不足分はやみ米を購入するの外なく、野菜類は生産が少く移入にまつ状態であり、その他の生活必需品は多くの手を経由するため高価格となり、公務員はいちじるしい生活費の圧迫を受けているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県富岡町の地域給に関する請願

請願者　福島県双葉郡富岡町長　早川竣通（第二二九九号）

右の請願は、福島県富岡町は、地理的に双葉地方の中心地であるため、官公庁が多く集中しているが、交通状況がきわめて悪くて移入する諸物資の価格が高く、その生活物資の大半を移入に仰いでいるため、公務員の生活に深刻な影響を与えているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県双葉町の地域給に関する請願

請願者　福島県双葉郡双葉町長　大和田嘉績外一名（第二三〇〇号）

右の請願は、福島県双葉町は、市街地と村落に区分され、市街地には商店、工場、官公署があり、大部分は山岳と高地で主要食糧および副食物の大部分は移入にまつ状態であり、その他の日常生活用品も遠くから輸送されるため、物価指数は県内五市を上回る実情で公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県久之浜町の地域給に関する請願

請願者　福島県双葉郡久之浜町長　新妻久五郎（第二三〇一号）

右の請願は、福島県久之浜町は、双葉郡南部の行政、文化、経済の中心地であるが、生活必需品は移入によるため高価で、野菜の生産は少く、海に面しながら深海のため魚類の水揚げは少く、住宅も引揚者、復員者等のため不足し、給料生活者の生活は困難をきわめているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県標葉町の地域給に関する請願

請願者　福島県双葉郡標葉町長　天野楯夫外一名（第二三〇二号）

右の請願は、福島県標葉町には、双葉郡内唯一の県立高等学校があり多数の俸給生活者が居住しているが、交通は主としてバスに依存するため交通費がかさみ、住宅、食糧および生活必需品の価格等の諸事情においても富岡、浪江両町と同一水準にあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県大野村の地域給に関する請願

請願者　福島県双葉郡大野村長　斎藤正外二名（第二三〇三号）

右の請願は、福島県大野村は、本県浜三郡の医療機関の中心となつている大野病院と定時制高等学校分校をもつているが、交通は鉄道の外はバスを利用するため交通費がかさみ、農村でありながら野菜不足の上、日常生活必要品は移入によるため高価となり、公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県桑折町の地域給に関する請願

請願者　福島県伊達郡桑折町長　半沢金兵衛外八名（第二三〇四号）

右の請願は、福島県桑折町は、福島市郊外の農業十八パーセントその他八十二パーセントの純然とした消費地であり、衣料品等は交通費を支出して福島市で購入するのと匹敵する現状の上、同市の発展によつて近郊住宅地として当町の消費的性格はいよいよ強められ、諸物価の高騰に拍車をかけている実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県佐野市の地域給に関する請願

請願者　栃木県佐野市長　伊藤弘憲外四十一名（第二三〇五号）

右の請願は、栃木県佐野市は、足利市とともに両毛機業地帯の中枢都市として広く全国に知られ、産業経済面にもいちじるしく活況を呈し、従つて物資の消費量もはなだ多く、生計費も非常に上昇しており、勢い公務員の生活水準は低下し、窮乏の生活は日とともに加つている実情であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県白石町の地域給に関する請願

請願者　宮城県刈田郡白石町長　麻生寛造外四名（第二三〇六号）

右の請願は、宮城県白石町は、仙南における産業、経済、教育、文化、交通等の中心地であり、近く隣接村の合併によつて市制施行の運びとなつているが、蔵王県立公園ならびにこれを囲む温泉郷の表玄関であるとともに官公署、学校、会社、工場、事業所等七十余に及び純然とした消費都市であるため、諸物価は仙台、福島両市と大差なく、公務員の生活はいちじるしい圧迫に苦しんでいるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県扶桑町の地域給に関する請願

請願者　愛知県丹羽郡扶桑町長　亀井定一（第二三〇七号）

右の請願は、愛知県扶桑町に隣接する犬山、古知野両町をはじめ布袋、岩倉両町は昨年十一月地域給二級地の指定を受けたが、町勢においても、生活、文化水準および一般消費物価指数においても何ら差異のない本町のみが取り残されたことは、本町の行政面にも教育上にも大きな支障をきたす虞れがあるから、当町の地域給を犬山、古知野両町同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県吉野町の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡吉野町役場内　沢井宝海（第二三〇八号）

右の請願は、奈良県吉野町は、古くから桜の名所であるとともに、旧跡であり、近畿日本鉄道吉野線の開通、吉野熊野国立公園の指定等によつて観光客が絶えず、また吉野川を利用した県下随一の貯木場および製材業は無尽蔵な奥地の材木を控え、ますます発展している現況であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県美保関町の地域給に関する請願

請願者　島根県八束郡美保関町長　小西亮外一名（第二三〇九号）

右の請願は、島根県美保関町は、島根半島の最東端に位し観光と水産によつて立町している離島にもひとしい小町で、土地が狭く主食をはじめとして生活必需品の全部は海上輸送により米子、松江両市および境町から移入する実情で、本町に就職する者には生活安定の特別措置を講じなければならない窮状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県和気町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡和気町役場内　日笠政治外四十一名（第二三一〇号）

右の請願は、岡山県和気町は、県備南の中心地で片山線、山陽本線、バス等の交通機関が集中している交通の要地であるが、日常必需物資の大半を遠くは京阪神方面および近くは岡山市、備前町、日生町等から移入しているため物価は常に高く、公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県三豊郡柞田村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡柞田村長　大西治郎外五名（第二三一一号）

右の請願は、香川県柞田村は、観音寺町に接続して商店街、住宅地は同町に軒を連らね会社、工場も村内に散在して、同町の一部のような観を呈し、政治、文化、経済的に一体不離の関係におかれている実情であり、同町と生活環境において、また物価においても差異が認められないから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県高室村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡高室村長　宮原是光外五名（第二三一二号）

右の請願は、香川県高室村は、観音寺町の都市計画にも編入され、地域的にも経済的にも同町と一体不離の関係にあつて、同町の発展、物価騰貴はただちに本村に影響する実情であり、文化水準、生活程度も大差ない現状を考慮の上、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県伊吹村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡伊吹村長　三好文司外二名（第二三一三号）

右の請願は、香川県伊吹村は、観音寺町から分村した香川県西部の一小島で、文化水準も同町と何ら異るところがなく、あらゆる施設の完備された漁村であるが、一粒の米の生産もなく、生活必需品の全部を観音寺町および高松市から移入するため、物価はこれらの都市より三割高となり、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県船木村の地域給に関する請願

請願者　愛媛県新居郡船木村長　横川輝正外一名（第二三一四号）

右の請願は、愛媛県船木村は、新居浜市に接続してこれと不離一体の関係にある上部四箇町村（角野、泉川、中萩、船木）の一で、これら市町村と地域的にも経済的にも全く同一の条件下におかれ、新井浜市は二級地から四級地へ引き上げ陳情中であり、また他の三箇町村は一級地から三級地への引き上げが当然であるとして誰しも認めている現在、本村だけがあらゆる条件が同一であるにもかかわらず地域給の支給を受けていないことは不合理、不均衡であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県南箕輪村の地域給に関する請願

請願者　長野県上伊那郡南箕輪村村長　征谷直徳（第二三一九号）

右の請願は、長野県南箕輪村は、伊那町と中箕輪町との中間に位置し、物価ならびに生活状態は市街地と何等変りない実情にあるから、本村を地域給一給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県朝日村の地域給に関する請願

請願者　長野県上伊那郡朝日村長　三輪泰治（第二三二〇号）

右の請願は、長野県朝日村は、辰野町とともに一市街地を形成し不離一体の関係にあり、生活消費面においても同町と何等そん色ない現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられ

たい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県西春近村の地域給に関する請願

請願者　長野県上伊那郡西春近村長　浦野武彦（第二三二三号）

右の請願は、長野県西春近村は、伊那町の郊外村として文化、経済、生活等同町と変るところがなく、ことに物価は伊那町とほとんど変りがない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県小野、筑摩地両村の地域給に関する請願

請願者　長野県上伊那郡小野村長　小野庄司（第二三二四号）

右の請願は、長野県小野、筑摩地両村は中央線小野駅を中心に市街地を形成し、辰野町、塩尻町、岡谷市等の地域給一、二級地指定地にはさまれ、かつその影響を受けて生活必需品等の諸物価は相当高くむしろこれら隣接市町村よりも高い現状であるから、両村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県小野、筑摩地両村の地域給に関する請願

請願者　長野県上伊那郡小野村長　小野庄司（第二三二四号）

右の請願は、長野県小野、筑摩地両村は中央線小野駅を中心に市街地を形成し、辰野町、塩尻町、岡谷市等の地域給一、二級地指定地にはさまれ、かつその影響を受けて生活必需品等の諸物価は相当高くむしろこれら隣接市町村よりも高い現状であるから、両村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県小野、筑摩地両村の地域給に関する請願

請願者　長野県上伊那郡小野村長　小野庄司（第二三二四号）

右の請願は、長野県小野、筑摩地両村は中央線小野駅を中心に市街地を形成し、辰野町、塩尻町、岡谷市等の地域給一、二級地指定地にはさまれ、かつその影響を受けて生活必需品等の諸物価は相当高くむしろこれら隣接市町村よりも高い現状であるから、両村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県西春近村の地域給に関する請願

請願者　長野県上伊那郡西春近村長　浦野武彦（第二三二三号）

右の請願は、長野県西春近村は、伊那町の郊外村として文化、経済、生活等同町と変るところがなく、ことに物価は伊那町とほとんど変りがない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県小野、筑摩地両村の地域給に関する請願

請願者　長野県上伊那郡小野村長　小野庄司（第二三二四号）

右の請願は、長野県小野、筑摩地両村は中央線小野駅を中心に市街地を形成し、辰野町、塩尻町、岡谷市等の地域給一、二級地指定地にはさまれ、かつその影響を受けて生活必需品等の諸物価は相当高くむしろこれら隣接市町村よりも高い現状であるから、両村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県伊那町の地域給に関する請願

請願者　長野県上伊那郡伊那町長　熊谷友一郎（第二三二二七号）

右の請願は、長野県伊那町は、南信地区の中央に位置する上伊那郡三十一箇町村の政治、経済、文化、交通の中心地であるが、消費都市であるため物価は高く、県下六市とほとんど変りがない実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県滝山村の地域給に関する請願

請願者　山形県南村山郡滝山村大字清水一四六　丹羽新兵衛（第二三二八号）

右の請願は、山形県滝山村は、山形市に隣接する小農村であるが各種の学校、官庁等が多い特殊の地域で現在山形市との間に地域給差があるため本村小学校職員と村内にある山形市第六中学校および山形県立山形中央高等学校滝山校舎職員との間に差を生じ、また山形大学教授の中でも本村内の滝山分校勤務の教授は地域給が低いという不合理な実情にあるから、本村を山形市と同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県和佐村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県海草郡和佐村長　川端恒次郎外八名（第二三二九号）

右の請願は、和歌山県和佐村は、さきに地域給一級地に指定された西和佐村、西山東村、有功村、直川村、紀伊村等とそん色なく、むしろ本村は和歌山市と文化的、経済的に密接な関係を有しているため物価指数は県下まれに見る高物価地であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県清里村の地域給に関する請願

請願者　熊本県玉名郡清里村長　島田一馬（第二三三〇号）

右の請願は、熊本県清里村は、大牟田市および荒尾市の工場、鉱山地帯に接し、また長洲町の商業町にはさまれた消費村であり、これらの都市と共通性も多く生活必需品のごときはむしろ高値を示している実情であるから、本村を大牟田市および荒尾市なみの地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県七北田村の地域給に関する請願

請願者　宮城県宮城郡七北田村七北田字町五二　庄司孝外二名（第二三三五号）

右の請願は、宮城県七北田村は、東北一の大都市仙台市に隣接し同市の一部の感を呈し政治、経済、文化、生活に密接なつながりを持ち、ことに生活費は仙台市と同等の指数を示している実情にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県河崎村の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡河崎村長　角坂仁三次外一名（第二三三六号）

右の請願は、新潟県河崎村は、両津湾沿岸の重要な位置を占め産業、文化、交通の興隆いちじるしく、ことに両津町発展の影響を受けて文化生活の進展、経済消費生活の向上等近年の発展は実に目覚しいものがあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県内日村の地域給に関する請願

請願者　山口県豊浦郡内日村一四三二　正木厳外一名（第二三三七号）

右の請願は、山口県内日村は、下関市に接続し全く同市の一部をなしており、しかも交通至便であるため、生活、文化等あらゆる面において下関市内地と何等異るところがない状態であるから、本村を下関市新市域と同様地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その十五）

意見書案
山梨県島田村の地域給に関する請願
請願者　山梨県北都留郡島田村長　小俣徳外八名（第二三三八号）
右の請願は、山梨県島田村は、東京都に近接し同方面への通勤者が多く、一方東京方面から奥相模湖への遊覧客の来往も多く、物心両面の生活様式においてその影響を受けることが極めて大きいため生活水準は隣接上野原町に比してむしろ高い実情にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県金杉村の地域給に関する請願
請願者　埼玉県北葛飾郡金杉村長　今井忠太郎外三名（第二三四六号）
右の請願は、埼玉県金杉村は、千葉県野田市に隣接し野田、越ケ谷間にバスの便がある関係で東京都方面への交通も極めて便利であり、従つて東京都方面との取引関係をもつものも相当にあるため村民の生活は戦後いちじるしく向上しているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県手子林村の地域給に関する請願
請願者　埼玉県北埼玉郡手子林村長　山崎忠一外四十八名（第二三四七号）
右の請願は、埼玉県手子林村は、戦時中から引き続き農村工業地帯としての地理的有利さと物的、人的資源の豊富という好条件によつて、近来異常の発展をとげたため、当村の経済的地理的条件は、必然的に生活必需品の価格に影響し、近接羽生、不動岡両町等と何ら差異を認められない実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県川辺村の地域給に関する請願
請願者　埼玉県北葛飾郡川辺村長　秦野高次外二名（第二三四八号）
右の請願は、埼玉県川辺村は、春日部町、大宮市、浦和市、東京都および千葉県等の官公署、学校、工場等に勤務するものが多いため生活程度が高く、物価は生活必需諸物資を他に求めている関係で運賃等が加算され、春日部町、大宮市、千葉県野田市よりも高い状態であるから、本村地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県南桜井村の地域給に関する請願
請願者　埼玉県北葛飾郡南桜井村長　小川文章外四名（第二三四九号）
右の請願は、埼玉県南桜井村は、交通の便がよいため東京都内および大宮、浦和、川口方面の工場、学校、官庁に勤務する者が増加して生活水準も高まり、また江戸川改修工事事務所の設置等によつて公務員の生活に大きく影響をもたらした上、地域給支給地と無支給地の交錯勤務は一層その生活に不安と不均衡を与えている実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
東京都由木村外十箇村の地域給に関する請願
請願者　東京都南多摩郡由木村由木郵便局内　伊東靖外三百二十名（第二三五〇号）
右の請願は、東京都由木、元八王子、多摩、忠生、恩方、南、堺、鶴川、川口、七生、加住各村は、隣接都市（八王子市等）との地域等差是正方について陳情の結果二級地に指定されたが、同時に隣接都市も五級地に引き上げられたため等差ははなはだしく均衡を欠く結果となり、上級地に転出者続出の現状となり、職員の採用、人事交流上大支障を生じているから、由木村外十箇村の地域給を五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岐阜県上宝村の地域給に関する請願
請願者　岐阜県吉城郡上宝村長　高井幹三外五名（第二三五一号）
右の請願は、岐阜県上宝村は、昨年末地域給一級地の指定を受けたが、本村を中心として展開せられている神通川流域の発電工事ならびにこれに附随する建設事業と神岡鉱業所の発展、さらに中部山岳国立公園観光客の激増等によつて、本村における諸物価は地域的制約もあつて需要と供給のバランスを失し、消費生活は急激に上昇して大都市以上となり公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県二俣町の地域給に関する請願
請願者　静岡県磐田郡二俣町長　包坂佐一外二十六名（第二三五二号）
右の請願は、静岡県二俣町は、附近二十箇町村の商工業、交通、林業、行政、文化の中心地であるが近時天竜川総合開発に伴う佐久間、秋葉両ダム建設工事によつて急激に人口の増加と、物資の消耗を招来し、消費生活に極度の圧迫を受けるにいたつたから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知県大和町の地域給に関する請願
請願者　愛知県中島郡大和町長　上田栄（第二三五三号）
右の請願は、愛知県大和町の地域給は、大字馬引のみが三級地に指定され他は全部二級地となつているが、最近本町の情況は大字馬引だけでなく町内全般にわたつて、機業関係の工場の新増設相次ぎ、隣接の起、奥、今伊勢三町とともに尾西織物地帯の中枢となり、地域給においてもこれら三箇町は三級地として指定されているのにかんがみ、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県吉岡村の地域給に関する請願

請願者　岡山県久米郡吉岡村長　杉本義夫（第二三五四号）

右の請願は、岡山県吉岡村は、津山市に隣接しているが、硫化鉄の生産量が全国の七割を占める棚原鉱業所があり、その従業員二千四百人およびその家族の生活程度は好給与によつて一段と高く、村の中心部は市街地を形成して商業は活況を呈し、農地の少い本村は消費地化して、公務員の生活は窮迫の一途をたどつているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
広島県松永町の地域給に関する請願

請願者　広島県沼隈郡松永町長　石井謙三（第二三五五号）

右の請願は、広島県松永町は、本年四月一日沼松永、旧今津両町の合併によつて、新しく松永町として発足することとなつたが、地域給は旧松永町は二級地、旧今津町は一級という同一町内において級地の差異を生ずる結果となつたから、この不均衡を是正するためすみやかに旧今津町区の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鹿児島県西長島村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県出水郡西長島村長　飯尾登幾男外一名（第二三五六号）

右の請願は、鹿児島県西長島村は、出水郡の最北端に浮ぶ離島で文化施設に乏しく、産業も不振で、その経済も貧困を極めており、ことに交通不便で生産物の移出や生活必需物資の移入等はすこぶる困難を極め、物価は近隣消費都市牛深町および阿久根市等より高価な実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
石川県金沢市の地域給に関する請願

請願者　石川県金沢市長　井村重雄外三十八名（第二三五七号）

右の請願は、石川県金沢市は、昭和二十七年地域給三級地に指定されたが、従来から甲地への最有力候補地であつた当市としては過去の逆境から若干の是正をみたものの、近時本市における高物価と民間の高給与および生活水準の高い特殊事情から在住公務員の生活状態ははなはだしく困窮しているから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
石川県門前町の地域給に関する請願

請願者　石川県鳳至郡門前町長　堂前義久外十六名（第二三五八号）

右の請願は、石川県門前町は、門前郷の文化、政治、交通等の中心地であるが、主要産業は木材、木炭、製材等であつて、農水産物は自給自足の域に達せず、消費物資特に衣料品、日用雑貨、野菜等は輪島、穴水、金沢、関西方面等の都市から移入している関係上、本町の公務員にとつてまことに大きな経済的負担となりその生活は困窮しているから、当町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
石川県高浜町の地域給に関する請願

請願者　石川県羽咋郡高浜町長　竹内隆作外十一名（第二三五九号）

右の請願は、石川県高浜町は、口能登における教育、経済、交通、文化の要衝であり、地方随一の消費地で都市形態を形成し、官公署、学校、事業所等多く、消費物価は金沢、七尾両市および羽咋郡を上回り公務員の生活はいちじるしく困窮しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
東京都町田町の地域給に関する請願

請願者　東京都南多摩郡町田町町田郵便局内　上原久四郎外十四名（第二三六〇号）

右の請願は、東京都町田町は、小田急線および横浜線沿線の最大の町であり、通勤者の大部分は都内、川崎、横浜方面に職場をもち生活様式はほとんどこの方面と変りなく、駐留軍司令部その他の施設を近くに控えているため、消費地的性格が強く、日常の経済生活は都心および横浜、川崎等と異るところがない実情であるから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県本納町の地域給に関する請願

請願者　千葉県長生郡本納町長　鎗田畧吾外十六名（第二三六三号）

右の請願は、千葉県本納町は、隣接の大網、土気、誉田、茂原等が地域給支給地となつているのにいまだその支給を受けることができず取り残されているが、本町は官公署も多く公務員の数も支給地町村と変りなく、他から公務員を迎える数も多数にのぼつているため人事交流上支障もはなはだしく、その上本町はやみ物資の東京への門戸となつている状況は八街町とよく似ているから、本町の地域給を八街町と同等の二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知県形原、西浦両町の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡形原町長　古見正男外百六十七名（第二三六五号）

右の請願は、愛知県形原、西浦両町は、ロープおよび漁網等の特殊産業および観光地、温泉地として活況を呈し、一般町民の生活水準の向上と相まつて消費物価は高騰を示し当地官公署職員の生活は困難を極めているから、両町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県能登川町の地域給に関する請願

請願者　滋賀県神崎郡能登川町長　西川権右衛門　外十六名（第二三六六号）

右の請願は、滋賀県能登川町は、繊維工業を中心として各種工業発達し、名古屋、大阪を結ぶ東西文化の中心点にあり、生活水準高く交通もまた便利であるため附近から生産する農産物は京阪の大消費地に流出し、これら大都市と経済圏を同じくするため生活必需物資は高価である上、民間給与は高水準にあつて公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県万富町の地域給に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡万富町長　山本寿喜太（第二三六七号）

右の請願は、岡山県万富町は、瀬戸町に接続して近年町民の生活は向上し岡山市の郊外の様相を呈するようになつたが、日常生活必需品は同市に依存するため同市および瀬戸町と変りなく、公務員の生活は困窮して地域給支給地への転出を希望する者が多くなる傾向であるから、公務員の生活権確保のため本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県共和村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡共和村長　岡芹友治外六名（第二三七二号）

右の請願は、埼玉県共和村は、地域給一級地の本庄町と児玉町の中間に位置している関係上、経済、文化、および生活水準等においては両町と何等異るところがなく、あらゆる点において両町とは緊密な関係にあるから、本村の地域給を本庄町および児玉町と同様一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県河原田町の地域給に関する請願

請願者　新潟県佐渡郡河原田町長　中山三代吉外一名（第二三七三号）

右の請願は、新潟県河原田町は、佐渡ヶ島に位し、島内交通の要衝に当り、観光地として物価は次第に高騰し生計費の増額を余儀なくしているので、本町公務員の生計に重大なる影響を与え、人事交流の渋滞は勤労意慾を阻害している実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県比井崎村の地域給に関する請願

請願者　和歌山県日高郡比井崎村長　西下隼吉外一名（第二三七四号）

右の請願は、和歌山県比井崎村は、耕地が極めて狭いため食糧の自給自足ができず、また、海岸に面しているため古来から年々台風による被害も多く、従つて食料品はじめ衣料日用品雑貨等のすべては御坊町の商人から村内小売商の手を経て移入されるため、物価は極めて高価となり、公務員の消費生活はいちじるしく窮迫の状態にあるから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県吾妻村の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡吾妻村長　島田武外三名（第二三七五号）

右の請願は、栃木県吾妻村は、足利市と佐野市にはさまれた半農半工の村であり、物価は両市と同様で物によつては、かえつて運賃が加味され高物価の現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県美甘村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡美甘村長　広岡美寅外十一名（第二三七六号）

右の請願は、岡山県美甘村は、勝山、新庄両町の中間に位置し、背部は湯原町に接続しており、最近着工せられた湯原ダム建設工事の影響を受けて物価高をきたし勝山町、湯原町と生活程度は何等変るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県美和村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡美和村長　平田謙三郎（第二三七七号）

右の請願は、岡山県美和村は、真庭郡下特殊産物としてその王座を占める木炭、三つまた、こんにやく、用材等を広く阪神地を始め名古屋、東京、鳥取、広島および四国、九州の市場に供給しているため、本村はこれら各方面と直結し、生活状態は都会の影響を受け、加うるに湯原ダム、旭川ダム工事に伴う多くの人事移動はますます諸物価の高騰を促している現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県木山村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡木山村長　高峰秀海外五十七名（第二三七八号）

右の請願は、岡山県木山村は、東西の幅員三十町、南北七十町に達する山間地で諸物資購入等に多大の不利不便を伴い諸物価の高騰を招いている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県川東村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡川東村長　久保田定二外七十二名（第二三七九号）

右の請願は、岡山県川東村は、真庭郡南部の政治、経済、交通の中心地で生活状態は阪神地方および岡山市に直結しているため生活費はむしろ阪神地方より高い実情にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県河内村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡河内村長　宮本精一外五十二名（第二三八〇号）

右の請願は、岡山県河内村は、昨今の交通の発達により村内生産物の多くは近接の久世町および落合町等へ流れ、これに反して村内需要の物資は僅かに農協購売部一、二の商店によつてまかなわれている実情にあり、勢い物価は高騰の一途をたどり生活は困難を加えつつある現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実

現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県月田村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡月田村長　角田佐吾外六名（第二三八一号）

右の請願は、岡山県月田村は昭和二十四年三月三十一日までは隣町勝山町の一大字であつたもので同年四月一日から分離し村として発足したのであるが、阪神地方、岡山市に直結しているため、これら大都市の恩恵を受ける反面、生活情況は次第にこれら都市に近づき諸物価はかえつて都会地より高く、生活は困難となり、公務員は地域給の支給地勤務を希望し優秀な人材を求めることが困難となりつつあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県津田村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡津田村長　二枝照雄外五名（第二三八二号）

右の請願は、岡山県津田村は、隣接落合町および岡山市等より物価高であり、ことに昭和二十五年から旭川開発事業に伴うダムの築造、発電所工事関係者およそ六千人を数えこれが一層の物価高をもたらしている状態であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県上川村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡川上村長　亀山乾外六十七名（第二三八三号）

右の請願は、岡山県川上村は、陰陽交通上の要衝であり、また郡奥地産業の中心地であつて湯原ダム建設と相まつて諸物価は高騰し、生活態度の派手な状況は勢い南部地帯の地域給指定町村をしのぐ状況に置かれ生活費の増高を示している現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県二川村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡二川村長　飯田峰一郎外八十四名（第二三八四号）

右の請願は、岡山県二川村は、中国山脈の頂部に近い高地に位置する交通の最も不便の地であるため運賃の関係上物価が高く生活は困難な状態にあり、ことに湯原ダム建設工事の影響は日々の生活程度を高めつつある状況であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県八束村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡八束村長　池田帝外九十五名（第二三八五号）

右の請願は、岡山県八束村は、交通不便でしかも年間降雪期間が五ないし六箇月間に及ぶために物資の導入に多大の困難をきたしこれに要する諸費用が加算される等の関係上必然的に高物価となつているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県美川村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡美川村長　森川高蔵外五十四名（第二三八六号）

右の請願は、岡山県美川村は、交通不便は山間地であるため諸物資の購入や運送等に多大の不便を生じ、当然物価も高騰して生活費が増高するとともに一般生活態度が派手になりつつある現状と相呼応して生活上困難な状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参院議は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県富原村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡富原村長　松尾智猛外七名（第二三八七号）

右の請願は、岡山県富原村は、上房、阿哲、真庭三郡の交通の要路に当り、農産物、林産物、その他各種物資の集散地として重要な地点にあるが、主食を除く他の生活諸物資は他地方より移入しているため物価高にあり、加うるに本村と同一状況にある隣接勝山町、新庄村が地域給支給地に指定されているため人事行政は少なからぬ支障をきたしているから本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県焼津市の地域給に関する請願

請願者　静岡県焼津市長　高富義一（第二三八八号）

右の請願は、静岡県焼津市は、最近における漁港設備の強化と、水産業界の隆盛によつて当地水産業関係者、一般商業者および民間労働者等の生活は向上したが、公務員の給与は民間のベースにも達せず、いよいよその差をひろげこのまま推移する時は生活の破たんはもち論、職務の完遂に及ぼす影響はそのままにできない実情にあるから、当市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県浜島町の地域給に関する請願

請願者　三重県志摩郡浜島町長　森新助外七名（第二三八九号）

右の請願は、三重県浜島町は、志摩国立公園南部の中心地であり、商業地、漁港としての消費地域である上、多数の観光客の来訪と宇治山田市等から生活必需物資が逆移入されるという奇現象のため物価は高く、消費生活者の生計費はきわめて高率であるから、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県穴水町の地域給に関する請願

請願者　石川県鳳至郡穴水町長　白藤秀四郎外二十二名（第二三九〇号）

右の請願は、石川県穴水町は、奥能登海上交通の要衝であるが、主食その他の農水産物は自給ができず、消費物資は輪島、七尾、飯田、金沢等の都市に依存しているため、物価は常にこれら諸都市の影響を受け、当地勤務の公務員の消費生活は他に比して重い経済的負担に苦しめられている上、経済的に密接不離の関係にある七尾市および輪島町が二級地指定、三級地引上げを運動中である事情に照らしても、当町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県下仁田町の地域給に関する請願

請願者　群馬県甘楽郡下仁田町長　佐藤清一外十三名（第二四〇一号）

右の請願は、群馬県下仁田町は、高崎駅を起点とする上信電気鉄道の終点に位し、甘楽郡西部の中心地として物価指数も近接の富岡、安中、高崎等と大差ない実状であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県八百津町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県加茂郡八百津町長　佐藤鉄鷹外十名（第二四〇二号）

右の請願は、岐阜県八百津町は、有数のねん糸工業地帯として活況を呈している上に、昭和二十六年十月から本町内に百余億円の巨費を投じて日本有数の関西電力丸山発電所の開発着工を見て数千人の関係労務者が入町したため、物価は急激に上昇し、現在県下市町村中第二位にあり、順位において飛騨神岡と同位置にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県玉緒村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡玉緒村長　西沢久兵衛（第二四〇三号）

右の請願は、滋賀県玉緒村は、八日市町に隣接してその同一経済圏内にあり、ざきに地域給一級地に指定された御園村、中野村とは文化、生活水準、物価指数その他において差異がない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県大穂町の地域給に関する請願

請願者　茨城県筑波郡大穂町役場内　白井三郎外八十一名（第二四一二号）

右の請願は、茨城県大穂町は、交通を自動車に依存している関係上、高額の輸送費が加算されて物価は東京都内、土浦市を上回り、一面東京へ一時間半、土浦へは四十分の近距離にあるため都会風が流入し、公務員も級地の高い都市への転出を希望する者が続出し、ひいては本町の行政、産業、教育、文化等の各般の向上発展に影響するところがきわめて大きい状況にあるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県那珂湊町の地域給に関する請願

請願者　茨城県那珂郡那珂湊町長　宮原庄助外四百四十名（第二百一四号）

右の請願は、茨城県那珂湊町は、人口一万余を有し近接町村の合併によつて市制の施行も間近であるが、本県最大の漁港であるため大型船の出入によつて物価に大きくひびき、公務員も水戸市と交錯勤務の状況にあつて人事の交流が思うにまかせず、私鉄バスに依存する通勤費は多額によつて公務員の生活状態は困窮しているから、本町の地域給を水戸市と同程度に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府北松尾村の地域給に関する請願

請願者　大阪府泉北郡北松尾村長　河野政雄外一名（第二四一五号）

右の請願は、大阪府北松尾村は、大小紡績工場百八十に近くこれに関連する小売業、鉄工業も発達し、電気税収入は人口三倍の和泉町の半分という実情であるが、地域給においては五級地に対する二級地という大差があつて村行政、教育上絶大な支障をきたしているから、本村の地域給を隣接の岸和田市、和泉町同等の五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府南池田村の地域給に関する請願

請願者　大阪府泉北郡南池田村長　和田康臣外二名（第二四一六号）

右の請願は、大阪府南池田村は、泉州織物の中心地として知られ、紡績工場はむねを連ねて黒煙をはき盛況を呈しているが、地域給においては和泉町の五級地に対して本村は二級地の低位におかれているため、公務員の生活は困窮をきわめ上級地への転出希望者が続出して、村行政および教育上に重大な悪影響を与えているから、本村の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府北池田村の地域給に関する請願

請願者　大阪府泉北郡北池田村長　池辺恒雄外五名（第二四一七号）

右の請願は、大阪府北池田村は、数次にわたる地域給引き上げの陳情もいまだ実現することができずまことに遺憾であるが、最近泉大津市および和泉町に合併問題が真剣に考えられ、これらの都市と同様工業の生産高は近隣に比類ない地帯であるから、公務員の転出防止、優良人材確保のためにも、本村の地域給引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県七尾市の地域給に関する請願

請願者　石川県七尾市馬出町七尾労政事務所内　松浦助之亟外五十名（第二四一八号）

右の請願は、石川県七尾市は、海に面した小平野に位置しようやく主食、野菜、鮮魚等の自給自足をする程度で他の生活必要品は全部他地方からの移入に依存する状態におかれ、港町の常として経済的変動が多く、観光地であるための物価高も必然的で、高水準の民間給与生活者の中に苦しい生活にあえぐ公務員の窮状は特にはなはだしいから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県神崎村の地域給に関する請願

請願者　大分県北海部郡神崎村長　古代孫一外十一名（第二四一九号）

右の請願は、大分県神崎村は、二級地佐賀関町に隣接し直接その影響を受け、また近接する大分市の影響も大きく常に高物価に悩まされ、公務員は最低生活の維持が困難な実情にある上、大分市以南における唯一の地域給未指定地であり附近市町村との均衡上からもぜひ本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県松橋町等の地域給に関する請願

請願者　熊本県益城郡松橋町五二六　浜田政雄（第二四二〇号）

右の請願は、熊本県松橋町には、宇土郡十二箇町村と下益城郡十八箇町村を管轄する地方事務所、福祉事務所等二十五の官公署があり、松橋駅の乗降人員は一日五千人に及び、本地方の中心地であるが、主食以外の生活必需品は熊本市や遠く阪神地方から移入するため高価となり、住宅

難もいちじるしく現在旗本、八代両市から当地区内に通勤する公務地は百十八名に達し、公務員の生活の困窮はまことに悲惨であるから、松橋町ならびにこれに接続する当尾村のうち曲野、大野および不知火村のうち御領、高良を地域給に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県高江村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県薩摩郡高江村長　前平善次郎（第二四二一号）

右の請願は、鹿児島県高江村は、二級地川内、串木野両市の間にはさまれ、交通がひん繁で勢い生活必需品は主食を除きほとんど両市に依存し、経済圏を同じくしているため一般物価水準は両市を上回り公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県勝山町の地域給に関する請願

請願者　千葉県安房郡勝山町長　山野井健章外六名（第二四二三号）

右の請願は、千葉県勝山町の職業分布状態は漁業三十三パーセント、商業十七パーセント、勤労者その他三十五パーセントとなつており、消費都市的性格を強く示し、その上年間を通じての避暑、避寒客多くこれが一層消費都市性格を強め物価高を招来して、公務員は苦しい生活にあえいでいるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県武豊町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡武豊町長　中川益平外十二名（第二四二四号）

右の請願は、愛知県武豊町は、日本油脂武豊火薬工場をはじめとして大小四十有余の工場があつて、勤労階級の九割はこれらの生産事業に従事し一般公務員に比しまことに恵まれた労働条件の恩恵に浴し消費生活もすこぶる活況を呈しているが、消費物資の大部分は名古屋市を経由する関係上、物価は隣接の半田市および名古屋市を上回るものが多く、この中にある三百余人の公務員の生活はきわめて不安定であるから、この生活危機を幾分なりとも打解するため、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県桃園村外四箇村の地域給に関する請願

請願者　三重県一志郡桃園村役場内　山下貞郎外二十八名（第二四二五号）

右の請願は、三重県桃園、高岡、戸木、川合、七栗五箇村は、松阪、津両市に近接し、久居町の周辺村であるが、主食は生産地でありながらいまなお買出し客が多いため京阪に準ずる高価であり、その他の生活必需品は都市を上回り、一大観光地榊原温泉の遊客の影響も大きく、かつ高水準にある民間給与生活者の中にある公務員の生活はまことに困窮しているから、当地区の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県仮屋町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県津名郡仮屋町長　富田良平外十名（第二四二六号）

右の請願は、兵庫県仮屋町は、二級地指定の岩屋町と同一経済圏内にあつて、平地が少く主食の生産が不足し、主生産品である漁獲物は阪神地方に吸収されて高物価の主因となつており、阪神地方に近接して商品のほとんど全部を同地方から購入するため淡路島内における高物価地となつているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県吉武村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡吉武村長　立石昇（第二四二七号）

右の請願は、福岡県吉武村は、笠松、西川、岡垣各村の三、四級地に隣接し、北九州にも近く、村内に吉武、宗像両炭坑があつて物価指数においても地理的その他の事情においても差異が認められず、公務員は待遇のよいところへ転勤しつつある現状であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県布佐町の地域給に関する請願

請願者　千葉県東葛飾郡布佐村長　秋田豪諦外五名（第二四二八号）

右の請願は、千葉県布佐町は、東京都内への行商人の多いことで知られているが、このため町内の物資は欠乏して物価は我孫子、柏両町および四級地の松戸市よりもはるかに高く、ために勤労者は東京都またはその周辺に職を求める傾向にあるから、本町の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県大竹町の地域給に関する請願

請願者　広島県佐伯郡大竹町長　二階堂哲朗外二十二名（第二四二九号）

右の請願は、広島県大竹町は、商工業新興都市として文化的施設経営に努力しているため文化水準はいちじるしく向上するとともに生活水準も他都市以上であるが、生活必需物資は広島市等に依存しているため高物価であり、当町周辺には大会社工場が多く駐留軍用務者の需要もまた多く民間給与は公務員の給与をはるかに上回つている実情であるから当町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県大正村の地域給に関する請願

請願者　奈良県南葛城郡大正村役場内　山口忠司外十名（第二四三三号）

右の請願は、奈良県大正村は、御所町に隣接して同町とは一体不離の関係におかれ、本村一部の児童、生徒は御所中、小学校に依託教育を実施している現況であり、一方本村総合の約六割がその製造販売に従事している草履工業の発展は、全国的な取引をしているため出入商人も多く生活水準、生活費も高度となり、公務員の生活をいちじるしく圧迫しているから、本村の地域給を二級地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県北郷村の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡北郷村長　中島滝造外百二名（第二四三四号）

右の請願は、栃木県北郷村は、足利市に隣接してその経済圏内にあり文化および流行等も同市の影響を直接受けているが、同市附近の御厨、三重、三和、山前、小俣、菱の各町村が地域給一級地に指定されているにもかかわらず、本村のみが取り残さ

れていることは本村在勤公務員に重大な精神的、物資的圧迫を加えているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県三椒村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県城崎郡三椒村長　田中規矩雄外六名（第二四四〇号）

右の請願は、兵庫県三椒村は、雪積寒冷地帯の最高位にあつて（海抜二百二十メートル）周囲山にかこまれた農村で主食はようやく自給自足の程度であるが、他の生活必需物資は隣村奈佐をへて豊岡市から購入するためその価格は同市を上回り、公務員の生活は困窮して優良の人材を得難い実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県片貝町の地域給に関する請願

請願者　千葉県山武郡片貝町役場内　大塚平治外百五十八名（第二四四一号）

右の請願は、千葉県片貝町は、昭和二十六年十月地域給一級地に指定せられたが、その後の経済状勢の変転と駐留軍射撃演習度のひん繁によつて級地引上げの必要が感ぜられている上、東金町、成東町の二級地改訂等から考えても本町の二級地引上げは当然と考えられるから、本町の地域給引き上げについて善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県平良村外三箇村の地域給に関する請願

請願者　広島県佐伯郡地御前村地御前通信病院内　土方頼已外二十名（第二四四二号）

請願者　広島県佐伯郡平良村長　中島勇夫外二十名（第二八八六号）

右の請願は、広島県平良村、宮内村、地御前村および原村は昨年十一月地域給一級地に指定されたのであるが（原村は、村内所在の国立療養所のみ）当四箇村は二級地の井口村、五日市、廿日市両町とともに地域上広島市の周辺農村として同一経済圏内にあり、特に廿日市町とは行政面を除けば経済、文化、治安、産業面においてほとんど同一町村のように密接不離の関係にあるから、平良村外三箇村を廿日市町同等の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県柳津町の地域給に関する請願

請願者　福島県河沼郡柳津町県立会津農業高等学校柳津分校内　矢沢正外十一名（第二四五九号）

右の請願は、福島県柳津町は、只見川電源開発の中心であり各種官公庁、団体事務所、学校等が設置せられ、発電所工事の着工とともに人口は急激に増加し、いちじるしく住宅難を招来し、諸物価は騰貴し、交通費も増加し、本町公務員の生活は極度に窮迫しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県川口市の地域給に関する請願

請願者　埼玉県川口市並木町一ノ一　加藤浅次郎外十六名（第二四六〇号）

右の請願は、埼玉県川口市の東京都との関連は産業的な面はいうまでもなく、市民全般の生活的な面もきわめて深く、当市の市外電話の八十五パーセントは都に対するものであり、物価の面ではバス、電車を利用して都内に買物に出向く状況であり、川崎、八王子、武蔵野市の地域給五級地指定から考えても、本市の四級地であることはまことに不合理であるから、本市の地域給五級地引上げをすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県朝陽村の地域給に関する請願

請願者　長野県上水内郡朝陽村長　篠原太一外二名（第二四六一号）

右の請願は、長野県朝陽村は、長野市に隣接する郊外村ですべての面にその影響を受けているが、勤務地手当はその地方の社会環境によつて支給せらるべきものと考えられ、本村と長野市との間に物価差は全く認められず、かえつて文化施設の利用、日常の要用等のための交通費が本村側に加重される実情で、同市と本市の間に勤務地手当の支給差のあることは誠に不合理であるから、本村の地域給を長野市と同等の級地に指定できるよう法律を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉市の地域給に関する請願

請願者　千葉市長　宮内三朗外三十六名（第二四六七号）

右の請願は、千葉市は、戦災家屋の復興も日とともにいちじるしく、旧態の地方中都市から近代都市へ移行し、京葉工業地帯の中心地となり、千葉港の開港も近く工場の誘致にも成功して高度の生産地としての発展をつづけているが、東京の衛星都市として高度化、近代化の様相を呈し、これに伴い東京への通勤者も激増し交流はますます盛んとなり、文化、生活水準も東京と何ら変りない現状となり、消費物価においてもその差はきわめて僅少であり、品物によつては逆移入の現況にある上、公務員の収入は東京に及ばぬ実情等考慮され、本市の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県旭町の地域給に関する請願

請願者　千葉県海上郡旭町長　鈴木三九一外三百七十九名（第二四六八号）

右の請願は、千葉県旭町は、海上、匝瑳両郡の地方事務所の所在地であり当地方生産物集結の関門にあたる東総地方の経済、交通の中心地であるが、いわゆる干潟青果物、いもとでん粉および水あめ等の生産地であつて、戦後の食糧不足の際の好況はいちじるしく本町の生活水準と物価を高め、また東京、銚子、千葉各都市の戦災地に近いため家屋の不足ははなはだしく家賃も高騰して公務員の生活を圧迫しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県土村の地域給に関する請願

請願者　千葉県東葛飾郡土村長　斎藤吉永外四名（第二四六九号）

右の請願は、千葉県土村は、柏町に隣接してその経済圏内にあり、医療等も同町に依存してその一部のような感を呈しているが、本村の公務員は本村出身者が少く柏町、千葉市、東京都、松戸市、小金町等からの通勤者が多く、四囲の市町村が全部地域給の支給を受けている関係上、職員の採用上大支障をきたしている実情であるから、本町の地域給を柏町同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県阿久比町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡阿久比町長　田中章一（第二四七〇号）

右の請願は、愛知県阿久比町は、名古屋市を中心とした生活圏、経済圏内にあつて、同圏内の最隣接地半田市は三級地、武豊、横須賀、大府は二級地に指定されている状況であるが、本町は本年一月町制を施行し産業、経済、教育、文化、交通等の発展いちじるしく、あらゆる面において隣接の上級地に劣らぬ実績をあげているにかかわらず、一級地であるため町内出身の公務員さえ上級地への転勤を希望する実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県石動町の地域給に関する請願

請願者　富山県西礪波郡石動町全官公庁協議会内　水牧平助（第二四七一号）

右の請願は、富山県石動町は、西礪波郡地方事務所の所在地で各官公庁、大小工場が多く郡の産業、経済、文化、交通、政治、行政等の中心地であり、近く合併によつて人口三万以上の近代的地方中心都市に発展しようとしているが、附近に名所、旧跡が多く年々観光客が激増し町民の生活程度が高められているにもかかわらず、生活必需物資の大半は移入にまつ関係上、物価指数は高まり、しかも民間における給与は高くなり、当町の景気をいちじるしく高め、物価のつり上げに拍車をかけるために公務員の生活は非常に苦しくなつているから、本町の地域給をすみやかに二級地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県粟生、吉田両村の地域給に関する請願

請願者　石川県能美郡粟生村長　浅井長一郎外四名（第二四七二号）

右の請願は、石川県粟生、吉田両村は、地味の関係で主食の収穫が少い上、石川郡各村への買出し部隊の通路にあたるためその影響を受けて主食ばかりでなく必然的に物価の高騰を招来し、衣料品、水産品等は小松、美川の市町より二、三割の物価高を示している現状であり、一方地域給一級地の寺井野、根上町および山上村に接続し地理的、経済的、文化的に何らこれらの町村と差異が認められない実情であるから、両村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県指宿町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県揖宿郡指宿町議会議長　田中藤太郎外三十一名（第二四七三号）

右の請願は、鹿児島県指宿町は、温泉地帯を中心として都市的形態を急速に整備強化し、市制実現に努力中であるが、本町が国際観光都市としても発展する可能性はきわめて強く、しかも行政、経済、文化、交通、観光面にますます重要な地区となる反面において生活水準の高い純然としたる上、民間企業の給与は公務員の給与よりはるかに高いため公務員の生活は苦しくなつているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県中津川市の寒冷地手当に関する請願

請願者　岐阜県中津川市長　市岡訥介（第二四七四号）

右の請願は、岐阜県中津川市は、名古屋市から中央線にて二時間三十分を要し、岐阜、長野両県境にわたる美濃第一の高峰恵那山ろくに在つて、冬季いちじるしく気温の低下を示し、加えて日本海を渡つて飛来する冷北風は木曾山系にさえぎられ恵那おろしとなつて吹き下し、かつまた木曾川によつて流下する木曾谷の氷雪のために、この地方特有の寒さがつのり、これがために冬期の採暖に殊のほか意を用いざるを得ない寒冷地帯であるから、本市の寒冷地給を隣接長野県同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県綿打村の地域給に関する請願

請願者　群馬県新田郡綿打村長　岩崎久成外六名（第二四八二号）

右の請願は、群馬県綿打村は、伊勢崎、太田、桐生、大間々、尾島、境、深谷各都市へは三キロないし五キロしか離れておらず、諸物価は何らこれらの市町と変るところがなく、生活費は日々高騰をつづけていたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県生品村の地域給に関する請願

請願者　群馬県新田郡生品村長　田村勇次郎外八名（第二四八三号）

右の請願は、群馬県生品村は、桐生、太田、伊勢崎三市のほぼ中央にあるため、諸物価はこれらの都市を上回り、公務員の給与は民間給与にはるかに及ばぬ現状においては、生活の苦しさに堪えかねて上級地への転勤希望者が続出する実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県赤見町の地域給に関する請願

請願者　栃木県安蘇郡赤見町長　天海陸平外九名（第二四八四号）

右の請願は、栃木県赤見町は、佐野、足利、桐生、伊勢崎市に次ぐ織物生産地で、殊に佐野市、足利市とは北部が直接しているため一般の文化および生活水準が両市とほとんど同様であり、また生活水準が当町より低いと思われる隣接の田沼町が一級地の指定を受け、本町が無指定であることは、在勤公務員の経済生活にいちじるしく影響しているから、本町を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県関市の地域給に関する請願

請願者　岐阜県関市長　亀山一二（第二四八五号）

右の請願は、岐阜県関市は、生活必需物資を大消費地名古屋市、岐阜市を経て入手しているため生活費の増加をきたし、加うるに都市の性格が産業都市である関係上、名古屋、岐阜方面よりの往来が多く、一般生計費は大都市に比較して決して劣らない現状であるから、本市を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県敷島町外五箇村の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡敷島町長　深山昇外九名（第二四八六号）

右の請願は、山梨県敷島町、竜王村、玉幡村、昭和村は、甲府市と道一筋を境とする接続地で地理的、経済的、文化的等各面において甲府と不離一体の相関関係にあり、とくに経済事情は同市と同一の経済圏で生活水準は何等変るところがないから、本四箇町村を地域給二級地に指定せられるとともに本四箇町村と同一条件にある大鎌田村および二川村を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに

国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都府の寒冷地手当に関する請願
請願者　京都府舞鶴市引土四四一両円地方寒冷積雪地給協議会内　加藤宗太郎外二十四名（第二四八七号）
右の請願は、京都府下の寒冷地手当は裏日本の一部のみ二級地その他は一律に一級地で、実態とは全然異る不合理極まるものであり、昭和二十七年度の全国寒冷積雪地給対策協議会の全国統一算出基礎が決定したが、その資料で明らかな通り京都府下は一級地より五級地の五段階に区分され、隣接福井県においては最低二級地より四級地までに区分支給されていることによつても京都府の寒冷地給支給区分が不合理であることを示すものであるから、昭和二十八年度には合理的支給がなされるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山形県谷地町の地域給に関する請願
請願者　山形県西村山郡谷地町長　市川清矩（第二四八八号）
右の請願は、山形県谷地町は、往時最上川の舟運を利して米、紅花およびその他の農産物の集散の中心地としてその名は遠く京都まできこえた所であるが、その後道路の開通、鉄道の敷設が実現されるに及んでこの恩恵から取残された本町はちよう落の傾向をたどり、一方本町を中心として主要市町村に至るバスの発達は勢い低物価を示す他市町村へ消費者を誘い、さなきだに運輸交通の不便による高物価を示す本町の物価に拍車をかけている現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山形県北谷地村の地域給に関する請願
請願者　山形県西村山郡北谷地村長　大場正市（第二四八九号）
右の請願は、山形県北谷地村は、谷地町と経済圏を同じくしいまや合併は日時の問題となつており、ことに北谷地、北谷地は汽車の交通から置き忘れられた地域であるが、近時バス、トラックの便があるのであまり不便は感じられないとはいえ交通費、物資は高く安価に入手することが困難な実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
青森県大三沢町の地域給に関する請願
請願者　青森市長鳴町一官公庁労働組合協議会内　村木市太郎外二十五名（第二四九〇号）
右の請願は、青森県大三沢町は、米駐留軍三沢航空基地の所在地としてその環境の特異性は一般消費都市に見られないほどにあらゆる消費物価の高騰を招来している現状であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
島根県出雲市の地域給等に関する請願
請願者　島根県出雲市長　森山繁樹外九十名（第二四九一号）
右の請願は、島根県出雲市は、市郡部の行政中心地であるとともに交通、産業の発達に伴い各種工場、会社、官公庁、病院等の設置が相次ぎ、これに附随して物価指数の上昇もいちじるしく、さらに大会社が多いためこれら会社等の勤労者の給与も、公務員給与をはるかに上回つている状況であるため地方都市としての文化水準は比較的高く、これに対する生活費も極度に高騰する実情であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられるとともに当地方特有の気候風土等を考慮の上寒冷地給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山形県村木沢村の地域給に関する請願
請願者　山形県南村山郡村木沢村長　加藤冨弥外七名（第二四九二号）
右の請願は、山形県村木沢村は、山形市に近接し、生活物資等を同市に依存しているため物価は市より高く、加えて積雪寒冷地帯であるため十二月から翌年三月までの四箇月間は越冬用生活必需物資等の購入費が多額を要する上に地域給がつかないため公務員の人事行政に支障をきたしているから、是非本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都府長岡町外四箇町村の地域給に関する請願
請願者　京都府乙訓郡長岡町役場内　富岡千太郎外八名（第二四九四号）
右の請願は、京都府乙訓郡は、現在長岡町、向日町、久世村、大山崎村、大原野村の二箇町三箇村でほとんどその実態を同じくしているにもかかわらず、地域給において郡内が三階級に分れていることは不合理もはなはだしく、地方自治の円満なる運営を妨げるものであるから、本郡内五箇町村を同一の地域給になるよう是正向上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
長野県平穏村の地域給に関する請願
請願者　長野県上高井郡平穏村長　湯本二郎外十一名（第二四九六号）
右の請願は、長野県平穏村は、国立公園志賀高原を控えまた豊富な温泉地であるため、観光客、浴客の来村がいちじるしいため必然的に物価の上昇をきたし、さらに生活程度の進展とともに一大消費地を形成し、加えて積雪寒冷地域であるため越冬用生活物資等の購入費が多額を要するから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
兵庫県佐野町の地域給に関する請願
請願者　兵庫県津名郡佐野町長　藤岡弥三郎外四十五名（第二四九七号）
右の請願は、兵庫県佐野町は、観光地であるため全国有数の高物価地帯であり、加うるに本町は生活必需物資を阪神地方または洲本市、志筑町に仰ぐため物価は常にこれらの地域を上回る実情であるから、本町の地域給を志筑町、仮屋町、岩屋町と同級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
千葉県富津町の地域給に関する請願
請願者　千葉県君津郡富津町長　佐久間清外四名（第二四九八号）
右の請願は、千葉県富津町は、横浜市、横須賀市の大都市を近隣に控え、しかも富津公園への観光客の出入が激しいため必然的に町民の生活が派手になり物価指数の変動は極めていちじるしく、さらに生活物資等は東京、横浜、木更津方面から移入する関係上、物価は運賃諸掛を加算するため高物価となり、本町在勤公務員は窯炭の苦境にあえいでいる実情であるから、本町を地域給二級地

として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県大村の地域給に関する請願

請願者　茨城県真壁郡大村長加倉井郁三郎外七名（第二四九九号）

右の請願は、茨城県大村は、下館、土浦、真壁、下妻を結ぶ交通線の交さ点に位置し、県西地区の交通、産業、経済の中心地として位するばかりでなく、筑波線、水戸線、常総線等を利用して東京方面との交通が極めて便利のため、諸物価の変動に極めて敏感で常時衣類、食糧および日用品等は東京より三割方高価であり、かつ下館、下妻等よりも一割高をもつて販売されている現状で、公務員の経済生活は極度に困窮している実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県鴨川村の寒冷地手当に関する請願

請願者　兵庫県加東郡鴨川村長　藤浦勇二外五名（第二五〇〇号）

右の請願は、兵庫県鴨川村は、加東部の北東部に位し、地内有馬郡および多紀郡と相隣接する丹波高地南部の一角を占めており、四囲を高くけわしい山岳に囲まれているため、冬季は高原特有の寒風が吹きつのり、十月中旬頃には既に降霜をみ、三月末頃までは毎日のように雪が降り積雪量も多い時には六十センチ、普通でも三十センチを下らない状態で、加東郡の北海道といわれているように寒冷度においては周辺町村をはるかに引き離す実状にあるから、本村を寒冷地手当の支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県坂上村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県吉城郡坂上村長　嶋広蔵（第二五〇一号）

右の請願は、岐阜県坂上村は、飛越地域総合開発の中心地として目下電源開発工事が十数箇所にわたつて活発に施行されており、これによつて約二千五百人余の関係労務者が入村し就労しているため、物価も平時の三ないし四割程度上昇し、物価指数も飛騨地区随一の高水準を示している実状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県木崎町の地域給に関する請願

請願者　群馬県新田郡木崎町長　梶塚兼四郎外二十六名（第二五一六号）

右の請願は、群馬県木崎町は、太田市をはじめ伊勢崎市、尾島町の各種工業が漸次復活するとともに、戦時中の余波と、これら近接都市の影響を受けて、消費農村に移行し、その上外国軍隊の駐留等のため諸物価は高騰して、民間給与にはるかに及ばぬ公務員の生活を圧迫しているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県木江町の地域給に関する請願

請願者　広島県豊田郡木江町長　正畠忠夫（第二五一七号）

右の請願は、広島県木江町は、(一)耕地が狭く生産物が少いこと、(二)生活必需品の供給地が遠く交通不便であること、(三)海上生活者の急激な購買力が物価高を招来すること、(四)文化、産業の中心地であるため、市部をしのぐ物価高であること、(五)住宅難と物価高とで隣村からの通勤者が多いこと、(六)生活基準が高く俸給生活者の生活が苦しいこと等の理由により、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県真備町の地域給に関する請願

請願者　岡山県吉備郡真備町長　妹尾恵喜雄外二百三十七名（第二五三五号）

右の請願は、岡山県真備町は、昨年地域給一級地の指定を受けたが、その後も物価は上昇の一途をたどり、特に衣類、日用器具類は移入の関係で岡山、倉敷両市を上回り、公務員の生活が苦しくなつたから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県常葉町の地域給に関する請願

請願者　福島県田村郡常葉町長　白岩忠夫（第二五三六号）

右の請願は、福島県常葉町は、交通不便な山間高冷地のため移入物資は高価格であり、住宅不足によつて家賃、間代も高く自転車通勤をせねばならぬ上、慣習上の交通費もかさみ、公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県船引町の地域給に関する請願

請願者　福島県田村郡船引町長　渡辺善寿外一名（第二五三七号）

右の請願は、福島県船引町は、田村郡の中央にあつて各種集金等の多い町であるが、山間高冷地に準ずる位置にあるため農業生産は少く、移入物資は高価格であり、住宅は不足している上、慣習上の交際費、医療施設不備によつて重症者の医療費はかさみ、公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県東十郷村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡東十郷村長　宮川治雄外七名（第二五三八号）

右の請願は、福井県東十郷村は、北陸線の交通の要衝に当り、学校、農林省調査統計事務所、郵便局等があつて他町村よりも多くの公務員が勤務しているが、生活必需物資は移入によるため福井市を上回り、公務員の生活は窮迫している上、坂井農業高等学校は県立十五高等学校中唯一の地域給の支給を受けない高校となつているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県九頭竜公園地帯の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡三国町長　光成滋（第二五三九号）

右の請願は、福井県九頭竜公園地帯は、「石川県大聖寺を中心とする温泉地帯と全く同じ条件である」と衆院調査団の方が言明されたにもかかわらず大聖寺一帯のみが地域給二級地に指定せられ、本地区が取り残されたことはまことに遺憾であつて、温泉地としての施設の完備した芦原町、景勝の地東尋坊をひかえ、北日本随一のモーターボート設営中の三国を中心とする当地域一帯は県立公園として指定を受け、観光保養地として四季来客が絶えず、福井県人口の六分の一を内包して、人口密度も

大聖寺地帯に勝るとも劣らぬ実情にある三国、芦原両町を地域給二級地に、雄島、加戸、本荘、本部、新保各村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県蒲江町の地域給に関する請願

請願者　大分県南海部郡蒲江町長　長田八平外一名（第二五四一号）

右の請願は、大分県蒲江町は県の最南端に位する漁業基地で、漁業の最盛期には二千人に及ぶ漁民が集結し、漁獲高も一億円以上に達する状況であるが、佐伯、延岡両市の影響を受けることが大きく、物価も両市より一割以上高価であるため、公務員の生活は苦しく市およびその周辺に転任を希望する者が多い実情であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県広野町の地域給に関する請願

請願者　福島県双葉郡富岡町小浜双葉地方事務所内　太田耕治外一名（第二五五二号）

右の請願は、福島県広野町は、双葉郡一の炭鉱地であるが、起伏の多い地形のためバス賃は鉄道の約三倍となり、住宅は不足し、食糧事情は副食物の野菜さえ移入する状況で、魚介類は平、小名浜に依存する実情の上、慣習的交際費も多額に上り、公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県大方町の地域給に関する請願

請願者　高知県幡多郡大方町長　田辺菊治（第二五五三号）

右の請願は、高知県大方町は、中村町に近接し、政治、産業、交通、土木、教育、経済等不離一体の関係にあつて、同町への通勤者は四十九名、高等学校への通学者は百五十名に及び、生活水準、消費の実情においても何ら異るところなく、通勤、通学者等は中村町在住者より出費が多い状況であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県前橋市の地域給に関する請願

請願者　群馬県前橋市長　関口志行外七十六名（第二五五九号）

右の請願は、群馬県前橋市に現在所在する官公庁は七十六に及び公務員の数も七千余人に達し、高崎線の電化は東京の衛星都市としての性格を一段と強め、浦和、千葉両市と何ら変るところがないばかりでなく、人口の密度は八千六百五十一・五人の最高を示し、生計費は東京に匹敵し、物価指数も九十六・二を示している実情であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県瀬戸町の地域給に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡瀬戸町長　四辻芳雄（第二五六〇号）

右の請願は、長崎県瀬戸町は、交通不便のため物価が高く、官公庁も多いためこれらへの来任者は住宅不足になやみ二重の苦しみを味わつている上に、バスによる交通費は出費を高め、生活の安易な都会地への転任を希望する公務員が続出する実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県千々石町の地域給に関する請願

請願者　長崎県南高来郡千々石町長　田中登外一名（第二五六一号）

右の請願は、長崎県千々石町は、観光地として有名であり、また市街地的な性格を充分具備しており、島原、諫早両市と密接不離の関係におかれ、物価はむしろ両市を上回る実情であり、公務員の数も多数に上り、その生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県南串山村の地域給に関する請願

請願者　長崎県南高来郡南串山村長　寺田善吉外一名（第二五六二号）

右の請願は、長崎県南串山村は、島原半島西部の農漁村であるが、主要食糧等の生産に乏しく、ために生活必需物資の大部分を他から移入する状況にある上、観光地帯である雲仙、小浜町に近接するためその影響を受けることが大きく、当村の経済事情はひつ迫しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県北串山村の地域給に関する請願

請願者　長崎県南高来郡北串山村長　金子栄男外一名（第二五六三号）

右の請願は、長崎県北串山村は、島原半島の西部に位する農漁村であるが、主要食糧等の生産が少く、生活必需物資の大部分を移入している上、観光地帯である雲仙、小浜町等の影響を受けることが大きく、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県金木町の地域給に関する請願

請願者　青森県北津軽郡金木町長　花田一外十八名（第二五六四号）

右の請願は、青森県金木町は、農山村地帯の商業的形態を備えまた観光価値の高い小都会であるが、米以外の諸物資は青森、弘前両市および五所川原町から移入するためこれらの都市より一割高で、公務員の生活は困窮し、転出を希望するような実情にあるから、この窮状打開のため、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県市川村の地域給に関する請願

請願者　青森市長島町一青森県官公労協議会内　村木市太郎外十一名（第二五六五号）

右の請願は、青森県市川村は、八戸市に接続しその経済圏内にあつて交通も至便であり、村内に米駐留軍キヤンプ・ホーゲンがあるため、その環境の特異性は一般消費地に見られないほどに、あらゆる消費物価の高騰を招来している現状となり、公務員の生活にいちじるしい圧迫を加えているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
栃木県粟田村の地域給に関する請願
請願者　栃木県足利郡粟田村長　柳田松太郎外四名（第二五六六号）
右の請願は、栃木県粟田村は、足利市および御厨町に隣接し、足利市の郊外の観を呈し、経済圏はもち論生活水準も同市に準ずる上、民間給与の向上は、公務員の生活にいちじるしい圧迫を加えている実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
栃木県筑波村の地域給に関する請願
請願者　栃木県足利郡筑波村長　中村喜一外三名（第二五七〇号）
右の請願は、栃木県筑波村は、足利市と至近距離にあつて生産および消費市場は直結しており、あらゆる流行文化は全く同市と歩調を一にしている現状の上、民間給与の向上と、事業経営者の生活水準の上位にあることは、公務員の生活を圧迫し生活費の増加を不可避のものとしている実情であるから、当村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
栃木県那須村黒田原地区の地域給に関する請願
請願者　栃木県那須郡那須村長　益子仁助外十二名（第二五七一号）
右の請願は、栃木県那須村黒田原地区は、芦野町、伊王野村の門戸であるとともに物資の集散地として最近急に発展している地区であり、戦後五百戸にのぼる入植農家と、これに関連する施設、土木工事等によつて広大な地域の中心地としてその重要性を一層深めているが、自然的悪条件によつて作物の収量は少く、生活必需物資は附近中都市を通じて移入するため高価となり、また教育、医療機関にもめぐまれずためにその費用は割高となり、公務員の生活を困窮に陥れているから、本地区の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知県半田市の地域給に関する請願
請願者　愛知県半田市長　森信蔵（第二五八八号）
右の請願は、愛知県半田市は、昭和十二年相隣接せる三町が合併して市制を施行したものであるが地域給の分割指定は不合理であり、ことに本市の行政ならびに財政規模は近時いちじるしく拡大せられ都市形態もまた商工都市として整備充実するに至り人口の増加、物資の交流、消費形態は大都市の相ぼうを示すに至つているから、半田市全市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知県高岡村の地域給に関する請願
請願者　愛知県碧海郡高岡村長　石川藤吉外十二名（第二五八九号）
右の請願は、愛知県高岡村の物価を中心とする人口、交通、産業等あらゆる実態は周辺の岡崎市、刈谷市、安城市、挙母市と何等異るところがないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知県明治村の地域給に関する請願
請願者　愛知県碧海郡明治村長　沢田芳男外十五名（第二五九〇号）
右の請願は、愛知県明治村は碧南市、刈谷市、安城市、西尾町に囲まれ、経済的にこれらの市町に依存するところが多くことに生活水準ならびに経済的諸条件は何等異るところがない現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
奈良県畝傍町の地域給に関する請願
請願者　奈良県高市郡畝傍町長　増田清一外十五名（第二五九一号）
右の請願は、奈良県畝傍町は、橿原神宮、畝傍御陵を中心とする日本文化発祥の地で、橿原市の実現も近く、都市計画も着々進められている現状にあり、また大阪、京都の経済圏内にある消費地であるため、物価指数も高いから、本地を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都市由良村の地域給に関する請願
請願者　京都府加佐郡由良村長　山下伊東外五名（第二五九二号）
右の請願は、京都府由良村は、舞鶴市と宮津市にはさまれた観光地と海水浴場をかね、両地域の住宅地となつているが、耕地の少い上に漁業も振わないため両地域への勤務によつて本村経済を保つている現状ですべての点で両地区と大差のない生活状況であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都府岡田上村の地域給に関する請願
請願者　京都府加佐郡岡田上村長　道林吉郎（第二五九三号）
右の請願は、京都府岡田上村は、岡田下村をへだてて舞鶴市に接している。耕地が少く主要食糧は本村の需要をみたすに足らず、生活必需品は輸送費その他の費用がかさみ都市よりも三・四割も高価な現情で村民の生活は極度に困窮し、公務員は鉄道がなくバスによるため交通費に多額を支出する実情であるから、本村を地域給支給地に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都府岡田下村の地域給に関する請願
請願者　京都府加佐郡岡田下村長　今西弥一郎（第二五九五号）
右の請願は、京都府岡田下村は、舞鶴市に隣接し、同市内村落と環境が同一であつて従つて生活物資も同様高価なため本村在住の給与生活者は最低生活をしてもなお苦るしい状態であり、その上耕地少く米の生産は村内の需要をみたすことができない状況であるから、本村の地域給を最低二級地に指定せられたいとの趣

意見書案
京都府岡田中村の地域給に関する請願
請願者　京都府加佐郡岡田中村長　小嶋九兵衛（第二五九四号）
右の請願は、京都府岡田中村は、舞鶴市へ十二キロ、宮津町へ十キロ、福知山市へ十五キロの地点にあるが、国鉄よりバス、トラックの往来がひん繁で、村の主産業は農、林業を主とするにもかかわらず、周囲の事情より物資は高く従つて生活水準も近接都市と何等変りがないから、本村の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府神崎村の地域給に関する請願

請願者　京都府加佐郡神崎村長　森本保次郎（第一五九六号）

右の請願は、京都府神崎村は、由良川の右岸に位し舞鶴市に隣接しているが、農村でありながら耕地少く主食の三分の二および生活必需品は全部他に依存しているため京都市とほとんど変らぬ物価指数を示し、舞鶴市、宮津町に接しているため通勤その他人的交流が多くその影響を受けて生活はきわめて困難であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県赤坂町の地域給に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡赤坂町苅田六五二地域給獲得協議会内　福井潔夫（第一五九七号）

右の請願は、岡山県赤坂町は、岡山市の経済圏に属しすべての経済生活は同市を離れては考えられない密接な関係にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県奥南村の地域給に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡奥南村　酒井義太郎（第一五九八号）

右の請願は、愛媛県奥南村は、宇和島市および吉田町に近接し、生活必需物資はそのほとんどを宇和島市および吉田町から購入しているため生活状態、物価は同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県宇佐町の地域給に関する請願

請願者　大分県宇佐郡宇佐町長　炭矢豊一外二名（第一五九九号）

右の請願は、大分県宇佐町は、宇佐八幡で知られた観光地でかつ国鉄日豊線および三号国道によつて門司、小倉、八幡の各都に接し、別府、大分とは至近の位置にある関係上交通は極めてひん繁であつて、交易経済の面においては北九州工業地帯と同一圏内にあり文化水準、生活状態は北九州諸都市と何等異るところがないから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県南津留郵便局の地域給に関する請願

請願者　大分県北海部郡南津留村大字掻懐九ノ一南津留郵便局内　三浦儀春（第二六〇〇号）

右の請願は、大分県南津留郵便局は、臼杵郵便局と同一の条件下にあり諸物価、生活程度ならびに文化程度等臼杵市民と何等変りがないから、本郵便局を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県瓜連町の地域給に関する請願

請願者　茨城県那珂郡瓜連町立瓜連小学校内　平山義重外百二名（第二六一三号）

右の請願は、茨城県瓜連町は、水郡線沿線水戸市へ一時間の地点に位置する近隣町村の指導的役割を果している交通、文化、教育、経済の中心地であるが、菅谷、大宮両町の中間にあつて生活水準も高く、物価も相当の高価である上、県営住宅もあつて家賃、借地料も上昇している情況であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県鳩ケ谷町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡鳩ケ谷町議会議長　新井庄衛外十四名（第二六一四号）

右の請願は、埼玉県鳩ケ谷町は、川口市に周囲をとり囲まれ同市の農村地帯よりも生活費は高く、鉄道沿線を離れているため交通費もかさみ、諸物価も高くなる上、本町と東京都内との交錯勤務者も多く、さらに蕨町の四級地引き上げ指定とも均衡を欠き不合理であるから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県佐久島村の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡佐久島村長　高橋規矩雄外六名（第二六一五号）

右の請願は、愛知県佐久島村は、農漁業の一小島村であつて農耕地は少く、漁獲物も僅少であるため自活は望まれず、経済はすべて海上運輸に依存してきたが、戦後村民の収入と特別地区運賃込の高物価および諸税の負担額との不均衡は経済的行き詰りをきたし、村の立地条件から観光地として外来客の誘致に努力してきた。しかしながらこの反面において消費的性格が増大し、諸物価は都市なみに高騰し村民の生活費は急に上昇し、特に公務員の生活を圧迫しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県浅野村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県津名郡浅野村長　森隆一外十一名（第二六一六号）

右の請願は、兵庫県浅野村は、一級地富島町に隣接し同町とはもと一箇町村であつた関係から温然一体の形をとり、物価、文化、生活水準等何ら変るところがなく、また来客があれば明石市に買物に行くという状況であり、既に一級地に指定されている尾崎、多賀両村との均衡上からもその選に入るべきものと考えるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県因島市の地域給に関する請願

請願者　広島県因島市長　安松延二外二十四名（第二六一七号）

右の請願は、広島県因島市は、本年五月土生、田熊、三庄町および中村、重井、大浜、東生口村三町四箇村が合併して生れた全島一市、全国にその類例を見ない珍らしい市であるが、従業員五千人を有する日立造船因島工場をはじめ田熊造船その他の工場を擁する工業都市で従業員の多数は農業者の兼業で、食と住とは家業である農業に依存し、一万九千円のベースに裕福な生活を送る中に公務員は苦しい圧迫を受けており、本市の規模ならびに他のすべての条件は三原、尾道、福山三市にほぼ同じであるから、本市の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県音戸町の地域給に関する請願

請願者　広島者安芸郡音戸町長　樫原勉外十四名（第二六一八号）

右の請願は、政治、経済、文化の面からみた広島県音戸町の実態は明らかに呉市の一環であり同市と不離一体の関係におかれ、本町の勤労者の約八割は同市に職場をもち、娯楽その他においては呉市一辺倒といつても過言ではなく、本町呉市間の連絡船は早朝五時から夜十二時まで四、五分間隔で一日六千人の乗降をみる実情であるが、地域級地において二級の大差のあることは本町の公務員の生活に大打撃を与えているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県南生口村の地域給に関する請願

請願者　広島県豊田郡南生口村長　奥河惣之助外十七名（第二六一九号）

右の請願は、広島県南生口村は、本年五月因島市として新発足した元東生口村と組合立中学校を設立しているような密接不離の関係におかれているが、元東生口村は市として近く地域給指定地となることが予想され、また生口島の北西半分の地域を占める瀬戸田町は地域給交付地となつておる現状から考えても、また同一島内として同一文化的、経済的条件にある本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県高椋村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡高椋村長　柳九平外六名（第二六二二号）

右の請願は、福井県高椋村は、丸岡町に接続してその一部のような観を呈し都市形態を形成し、交通も便利で物資の交流もひん繁である反面、消費物資の価格は福井市と変りのない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県加戸村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡加戸村長　山口市之介（第二六二〇号）

右の請願は、福井県加戸村は、芦原町と三国町にはさまれた地域を占めているため文化的、経済的に両町と全く変りはないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県細呂木村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡細呂木村長　佐藤繁夫外四名（第二六二一号）

右の請願は、福井県細呂木村は、芦原温泉、県立九頭竜公園等に取り囲まれているためにこれら周辺からの強い経済的影響を受け村内は生活費の高騰をきたし特に公務員は困窮しているから、当村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県高椋村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡高椋村長　柳九平外六名（第二六二二号）

右の請願は、福井県高椋村は、丸岡町に接続してその一部のような観を呈し都市形態を形成し、交通も便利で物資の交流もひん繁である反面、消費物資の価格は福井市と変りのない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県粟野村の地域給に関する請願

請願者　福井県敦賀郡粟野村長　綱沢喜一外七名（第二六二三号）

右の請願は、福井県粟野村は、北を敦賀市に接している関係上、民情、風俗および平均物価指数は同市と全く同様であり、また生活程度も敦賀市街地と何等異るところがないから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県東郷村の地域給に関する請願

請願者　福井県敦賀郡東郷村長　山本助右ヱ門（第二六二四号）

右の請願は、福井県東郷村は、敦賀市に隣接してその境がわからぬほどであり、同市の住宅街として発展する傾向を示し、経済上はいうまでもなくその他においても同市と不離一体の関係にある実情考慮の上、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県中郷村の地域給に関する請願

請願者　福井県敦賀郡中郷村長　岸三蔵外五名（第二六二五号）

右の請願は、福井県中郷村は、敦賀市の中心点から本村の中心点まで約三キロの近距離にあり、敦賀市における最大の東洋紡績株式会社敦賀工場をはじめ敦賀繊維工場、前田化学工場等が本村に所在している関係上、生活、文化、経済等すべての面において同市と密接な関係にあり、生活程度は敦賀市と全く同様であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県鳥羽村の地域給に関する請願

請願者　福井県遠敷郡鳥羽村長　森下長正（第二六二六号）

右の請願は、福井県鳥羽村は、積雪寒冷地帯であり、また県内若狭地帯における唯一の機業地として好景気に恵まれているため、生活程度は隣接の小浜市と全く同様であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県伊井村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡伊井村長　斎藤顕義外二名（第二六二七号）

右の請願は、福井県伊井村は、金津町都市計画区域に編入されているとおり、経済的諸条件は同町と全く同様であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県熊川村の地域給に関する請願

請願者　福井県遠敷郡熊川村長　内藤英正（第二六二八号）

右の請願は、福井県熊川村は、二級地小浜市に隣接し、同市および隣接地域とは人情風俗はもとより経済的状態など何等異るところがない実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県三宅村の地域給に関する請願

請願者　福井県遠敷郡三宅村長　田中弥七外五名（第二六二九号）

右の請願は、福井県三宅村は、二級地新小浜市に隣接し、同市および隣接地域とは人情風俗はもとより、経済的状態など何ら異るところがない実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県瓜生村の地域給に関する請願

請願者　福井県遠敷郡瓜生村長　田辺安蔵外二名（第二六三〇号）

右の請願は、福井県瓜生村は、交通不便に加えて冬季の降雪多くすでに地域給二級地の指定を受けている近接小浜市に比し諸物価は高く生活はなはだしく困難を極めているから、本村を地域給支給地に指定せられるとともに寒冷地給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県乾側村の地域給等に関する請願

請願者　福井県大野郡乾側村長　小林仁右エ門外一名（第二六三一号）

右の請願は、福井県乾側村は、大野町および下庄町に隣接して生活程度ならびに物価において差異がなく、また大野郡内は上下穴馬、西谷方面を除いては積雪寒冷の度に差が認められないから、本村を地域給支給地に指定されるとともに寒冷地手当を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県遅羽村の地域給に関する請願

請願者　福井県大野郡遅羽村長　仲村利章（第二六三一号）

右の請願は、福井県遅羽村は、勝山町に隣接して、同町に職場を持つ者が多く経済圏は同町の町内に包含せられ文化、生活水準においても差異がない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県和田村の地域給に関する請願

請願者　福井県大飯郡和田村長　芝原道信外二名（第二六三三号）

右の請願は、福井県和田村は、耕地面積少く主食は村内需要の半分しか生産できず、観光客および海水浴客が多数に上り、従つて消費地としての生活に及ぼす影響は特に深刻であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県今庄村の地域給に関する請願

請願者　福井県南条郡今庄村長　福島伊兵衛（第二六三六号）

右の請願は、福井県今庄村は、南条郡の商業の中心地をなし、地形上農耕地に乏しいため主食はもちろんその他の生活必需品はすべて武生市、敦賀市、福井市に求めており、従つて物価はこれら諸都市より一割ないし一割五分高となつているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県加斗村の地域給に関する請願

請願者　福井県大飯郡加斗村長　竹中憲二（第二六三七号）

右の請願は、福井県加斗村は、小浜市の中心市街地に近接し生活万般にわたつて密接不離の関係にあり、生活程度、物価は比較的高い実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県岡本村の地域給に関する請願

請願者　福井県今立郡岡本村長　吉田利蔵外二名（第二六三八号）

右の請願は、福井県岡本村は、商工業地で商取引のための業者の往来がひん繁を極め、自然物価指数は上昇し生活程度は都市なみであつて、俸給生活者の生活は困難な実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県北新庄村の地域給に関する請願

請願者　福井県今立郡北新庄村長　田中一二（第二六三九号）

右の請願は、福井県北新庄村は、武生市、鯖江町、粟田部町に隣接し、しかも交通が便利であるため生活程度も高く生活費は増大する傾向にあり、すでに武生市に編入された国高、吉野、大虫の各町と何等変りがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県城崎村の地域給に関する請願

請願者　福井県丹生郡城崎村長　仙石勇治外五名（第二六四〇号）

右の請願は、福井県城崎村は、主食をはじめ生活必需品の大部分を武生市、福井市方面から購入している関係で物価はこれらの都市より高く、加うるに最近海水浴場の盛況により都市の風俗生活が次第に滲透して生活程度、物価はいちじるしく上昇し俸給生活者の生活は困難を極めているから、本村を武生市、四ケ浦町同様の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条に

より別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県宮崎村の地域給に関する請願
請願者　福井県丹生郡宮崎村長　田中一之（第二六四一号）
右の請願は、福井県宮崎村は、県立窯業試験場、村田製作所、福井耐火煉瓦株式会社、その他農産物加工場、機業等の発展および交通の利便により人口は年々増加し、また観光地として生活程度が高く全村活気を呈している実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県小山村の地域給に関する請願
請願者　福井県大野郡小山村下舌小山中学校内　松田芳栄（第二六四二号）
右の諸願は、福井県小山村は、大野町に隣接し生活状態は同町と同様であり、加うるに深井鉱泉、黒谷観音があつて湯治、参詣客が絶えず、とくに夏期はバスの交通もあつて遊興客が多く、物価はこれらの影響によつて高い実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県下志比、志比谷両村の地域給に関する請願
請願者　福井県吉田郡下志比村長　河合弥作外九名（第二六四三号）
右の請願は、福井県下志比、志比谷両村は、曹洞宗大本山永平寺を村内に有しているため、全国からの観光客は年々その数を増し、永平寺駅の乗降客は年約二十五万人で、永平寺の玄関に当る電車の交さ点東古市駅も年約四十二万人であり、しかも両村の機業は戸数、機台数、従業員数において郡内森田町、松岡町（ともに一級地）をしのぎ、村部としては福井県内の第一位である。従つて日常必需品の物価は福井市や松岡町より高いので生計費はかさみ俸給生活者の窮状はまことに深刻であるから、両村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県新保村の地域給に関する請願
請願者　福井県坂井郡新保村長代理助役　竹内孫作外二名（第二六四四号）
右の請願は、福井県新保村は、芦原、東尋坊等を含む九頭竜公園の中心部に位置するため、四季を通じて観光客が殺到し、春は花見、夏は海水浴のため人出も数万に上る現況にして、生活水準も石川県の大聖寺を中心とする温泉地帯と全く同様であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県村岡村の地域給に関する請願
請願者　福井県大野郡村岡村長　田中茂外一名（第二六四五号）
右の請願は、福井県村岡村は、勝山町に隣接し、地理的に歴史的に古来から関係深く、殊に同一経済圏内にあつて村の一部は市街地を形成し、勝山町の都市計画中に加えられている。しかも生活様式が同一であり、生活程度も変らない本村がきわめて不利な待遇におかれていることは遺憾であるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県丸岡町の地域給に関する請願
請願者　福井県坂井郡丸岡町長　友影賢也（第二六四六号）
右の請願は、福井県丸岡町は、さきに二級地に指定された三国地区と隣接して経済的諸条件を等しくしているから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県の地域給に関する請願
請願者　福井県知事　小幡治和外二百十七名（第二六四七号）
右の請願は、福井県の地域給は、他府県の指定状況からみて非常に小範囲にとどまつており、また既に指定されている隣接町村において、地理的位置、経済的環境ならびに生活程度からみては行的状態に置かれており、すべての客観情勢は広範囲の指定を必要としているから、三方町外四十七箇村を一級地に、芦原、三国、丸岡、金津、勝山、大野、鯖江、神明の八箇町を二級地に、敦賀、武生両市を三級地に、福井市を四級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
三重県の地域給に関する請願
請願者　三重県多気郡津田村津田村地区全官公庁職員連絡協議会内　浦田節夫（第二六四九号）
右の請願は、三重県津田村は、相可町に隣接し、かつ三重交通松阪線によつて大阪市に通じ、一般社会生活水準は両市町の影響をうけて高度化し、出費は年々かさみ公務員の生活をおびやかしている現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県山田村の地域給に関する請願
請願者　岡山県和気郡山田村長　岸本三千男（第二六五一号）
右の請願は、岡山県山田村は、県備南に位し、山陽本線から約二十分を要する近距離にあり、備前町に発し和気を経て横原鉱山に通ずる片上鉄道あり、また日生、林野間バス、山田、岡山間バス等があつて人と物資の交流が盛んであり、衣料、魚介類、日用品雑貨等はすべて京阪神、姫路方面または岡山市から移入するため、物価は高く、給料生活者の生活費はいやが上にも高額に達し、生活の困難はみるに忍びない実情であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岩手県の地域給に関する請願
請願者　三重県飯南郡射和村射和地区全官公庁職員連絡協議会内　松原米蔵（第二六五〇号）
右の請願は、三重県射和村は、松阪市に隣接し、諸物価はその影響を受けて加工品においてはむしろ同市以上である。特に櫛田川のあゆ捕獲期における観光客は年々増加の傾向にあつて町民の生活水準を向上せしめている実状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第二六六五号）

右の請願は、岩手県の地域給のうち、釜石市、甲子村を四級地に、盛岡、宮古、一ノ関、大船渡市のうち盛町、大船渡町を三級地に、大船渡市のうち三級地以外の地域および水沢、久慈、長内、花巻、遠野、黒沢尻、福岡、岩谷堂、岩泉、千厩、大槌、山田、一戸、田老、松尾、住吉、湯本の十七箇町村を二級地に沼宮内、巻堀、葛巻、雫石、平館、御所、日詰、石鳥谷、大迫、湯口、土沢、湯田、前沢、金ケ崎、花泉、平泉、大原、摺沢、藤沢、高田、気仙、広田、世田米、軽米、種市、浄法寺、田山、石切所の二十八箇町村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県の寒冷地手当に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第二六六六号）

右の請願は、岩手県の寒冷地手当のうち、弥栄、金沢、花泉、花松、日形、油島、涌津、永井、折壁、薄衣、千厩、小梨、黄海、藤沢、八沢、矢越、大津保の十七箇町村を四級地に、大野、有芸、湯口、太田、土渕、青笹、上郷、笹間、藤根、横川目、岩崎、若柳、厳美の十三箇村を五級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県下館町の地域給に関する請願

請願者　茨城県真壁郡下館町長　秋山源吉外三十一名（第二六七〇号）

右の請願は、茨城県下館町は、水戸、真岡、常総三線の会合点として、東に水戸市、北に宇都宮市あり、交通、産業、経済上県西の中心地であるばかりでなく、東京方面への交通網もひらけているため、諸物価の変動に極めて敏感で常時衣類、食糧、日用品等は東京よりも二割方高価で販売されている現況で、生活様式はほとんど都会と同一であり、既に三級地に指定されている県内水戸、土浦、日立等の諸市と比べ何等そん色のない条件を備えているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府綾部市の地域給に関する請願

請願者　京都府綾部市長　長岡誠外一名（第二六七一号）

右の請願は、京都府綾部市は、京都府北部の中心都市であり、山陰線と舞鶴線の分岐点に位置し、東北に舞鶴市、西に福知山市と隣接し、両市とは気候風土はもとより経済的発展経過は交渉においても同一であり密接不離な接続関係にあつて、本市ならびに舞鶴、福知山両市の一連都市は京都府北部の交通経済の要衝として同格の重要性と環境をもつものであるから、本市の地域給を両市と同格の四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府玉川町の地域給に関する請願

請願者　大阪府中河内郡玉川町長　西野米太郎外三名（第二六七二号）

右の請願は、大阪府玉川町は、布施市に接続し玉川北小学校は同市菱屋東にあつて地域給五級地の待遇を受け、南小学校および玉江中学校は三級地の待遇となつており、その地域差は町費をもつて負担せねばならない状態で、町財政窮迫の際そのねん出に途なく苦慮している実情であり、その経済、文化、生活等すべての面において布施市と差異が認められない現情であるから、本町の地域給を布施市と同等五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県上中地区の地域給に関する請願

請願者　福井県遠敷郡野木村長　小林甚右ヱ門外二名（第二六七三号）

右の請願は、福井県上中地区は、隣接二級地小浜市と生活程度など全く異るところがなく、むしろ生活必需品については小浜市より高い値にある現状であるから、本地区を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県の地域給に関する請願

請願者　新潟県知事　岡田正平外一名（第二六七九号）

右の請願は、新潟県下の主要市町村は、経済事情の推移、市町村間の均衡等の各般の事由よりして地域給の引き上げならびに指定が妥当と思われるから、新潟市を四級地に長岡、高田、三条の各市および糸魚川町、青海町を三級地に、その他の市町村の地域給をそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県高江村外八箇村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県知事　重成格（第二六八〇号）

右の請願は、鹿児島県高江村、新城村、高城村、今和泉村、利永村、開聞村、山崎村、大川内村、西太良村は隣接地域等との均衡上地域給一級地指定が妥当であるから、すみやかに指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上士幌村の地域給に関する請願

請願者　北海道河東郡上士幌村長　鈴木泰助外十二名（第二六八一号）

右の請願は、北海道上士幌村は、海浜ならびに米産地より遠隔の地にあるため、生活必需品および諸物資の輸送費が増高し、物価は帯広市に比し二割から三割高となつている実状であるため、公務員の消費生産は窮乏を極める現状にあるから、本村を地域給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県水口町の地域給に関する請願

請願者　滋賀県甲賀郡水口町甲賀地方事務所内　木内宗光外六百二十名（第二六九〇号）

右の請願は、滋賀県水口町は、県下では大津市に次ぐ消費地で、しかも

大津市ならびに京都市とは極めて近距離にあつて交通はひんぱんであり、また物価もその影響を受けるところが多くほとんど大差ない状態にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県高野町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県伊都郡高野町高野営林署内　和田軍三外二十名（第二六九一号）

右の請願は、和歌山県高野町は、伊都郡の南部高地に位し平均気温十五度という超高冷地で、しかも農産物は耕地面積が極めて少いため町民需要の十分の一にも足らずその他の諸物資は全部大阪市や紀の川筋に求めている関係上常に物価は県下最高を示し、公務員は他町村とは比較にならない生活苦を続けているから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県高野町の寒冷地手当に関する請願

請願者　和歌山県伊都郡高野町長　森谷勲外二十名（第二六九二号）

右の請願は、和歌山県高野町は、標高八百五十メートルの高原台地にあり、年間を通じて気温低く特に冬期極寒時は零下十四、五度になり、積雪量も多く降雪日数は平均六十日、快晴日数平均三十日、零度以下に降る日数平均百十日という超高冷地である。殊に本町は全くの消費地であつて農産物は町民生活の十分の一にも足らず必需物資は常に県下最高額で大阪市より三、四割方高いことは常識となつており、特に冬季積雪結氷期交通機関不通時はさらに二、三割の高騰は当然とされている実情で、町内在勤の公務員は冬季の生活についていちじるしい脅威を受け経済的にきわめて不遇な地位におかれているから、本町を寒冷地手当支給地域（五級地）として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県天川村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡天川村長　宮田金寿外十七名（第二六九六号）

右の請願は、奈良県天川村は、近時奥地開発の進行と、これに伴う道路の改修、鉄道の敷設工事ならびに吉野国立公園の登山口としてまた避暑地として来村する者すこぶる多く、ために一般住民の生活風俗等は都会風となり、物価は高騰し、公務員の生活は困難を加えてきたから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県七ケ宿村の地域給に関する請願

請願者　宮城県刈田郡七ケ宿村長　富沢直道外九十九名（第二六九七号）

右の請願は、宮城県七ケ宿村は、東北本線白石駅から七里の山間へき地にある薪炭、木材の生産地であるが、主食、野菜は村内消費をみたすことができず、また、積雪寒冷地帯であり、交通不便のため移入物資は高価となり、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県多賀町の地域給に関する請願

請願者　茨城県多賀郡多賀町長　大窪定一外六百名（第二六九八号）

右の請願は、茨城県多賀町は、日立市の隣接地であつて、公務員の日常生活についてはすべての条件が同市と変らず、一級地指定が同時であつたにもかかわらず、日立市は既に二級地に引き上げられ、なお水戸市の三級地と比較して、公務員の経済的事情等何ら変らないのに本町だけ一級地のままであることはきわめて不合理であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県姉崎町の地域給に関する請願

請願者　千葉県市原郡姉崎町長　鈴木益次郎（第二六九九号）

右の請願は、千葉県姉崎町は、戦争以前は避暑地としてまた別荘地として知られていたが、終戦後はやみ屋の町と化し土地物産の大量を京浜地区に移出したその町内の物価を異常につり上げる結果となり、公務員の生活はきわめて困難な窮状に陥つているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県須加村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡須加村長　藤野高輔外六名（第二七〇〇号）

右の請願は、埼玉県須加村は、行田市に接続する農村であるが、生活必需品の購入は行田市はもとより近接の熊谷、羽生、館林等の都市に依存するため、交通費が加算されてこれら都市の居住者より高価なものを買うこととなり、その上地域給の支給を受けていないため公務員は生活の苦しさから、一日も早く本村を離れて地域給支給地への転勤を希望する状況で本村の教育行政運営上一大支障をきたしているから、本地を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県樋遣川村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡樋遣川村長　塩原梅之丞外七名（第二七〇一号）

右の請願は、埼玉県樋遣川村は、加須、三俣、不動岡に隣接し、栗橋、羽生町の中間にあつてこれらの地域と経済圏を同一にし、文化、生活水準においても何ら変るところがないにもかかわらず地域給の支給を受けていないため、教職員の優秀な人材を確保することができず人事交流上大きな支障をきたしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府中上林村の地域給に関する請願

請願者　京都府何鹿郡物部村長　小室繁太郎外二名（第二七二九号）

右の請願は、京都府物部村は、綾部市の西北十キロの地点にあつて生活物資はことごとく京阪神から福知山、綾部を経て移入されるため、薪炭以外の諸物資価格はむしろこれらの都市より高い現状にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府物部村の地域給に関する請願

請願者　京都府何鹿郡物部村長　小室繁太郎外二名（第二七二九号）

右の請願は、京都府物部村は、綾部市の西北十キロの地点にあつて生活物資はことごとく京阪神から福知山、綾部を経て移入されるため、薪炭以外の諸物資価格はむしろこれらの都市より高い現状にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

請願者　京都府何鹿郡中上林村長　古和田敏夫（第二七三〇号）

右の請願は、京都府中上林村は、何鹿郡の東北部に位し、東は奥上林村、西は綾部市、北は舞鶴市、南は船井郡上和知村に接しているが、運輸関係において移入中心地より相当遠距離にあるため、物価は舞鶴、綾部両市よりも相当高額の傾向にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府豊里村の地域給に関する請願

請願者　京都府何鹿郡豊里村長　田中俊一郎外一名（第二七三一号）

右の請願は、京都府豊里村は、大半綾部市に囲まれ、綾部市誕生の時も、本村抜きの新市の発足は意味なしとさえ言われた程、人情風俗はもち論文化経済においても密接不離の関係にあり、生活様式、生活程度、物価もまた相等しいものがあるから、本村の地域給を綾部市なみに二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府志賀郷村の地域給に関する請願

請願者　京都府何鹿郡志賀郷村長代理助役　倉橋鬼代蔵外二名（第二七三二号）

右の請願は、京都府志賀郷村は、何鹿郡の最北端に位し、綾部市をさる十二キロの地点にあるが、戦後の交通機関の発達と急速な文化の変化によつて地方経済は中央都市の影響を受けることが大きくなり、生活様式、生活必需物資は都市と何等変るところがなく、諸物価においても同様であるから、本村の地域給を大江町ならびに豊里村、佐賀村と同等に是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府網野町の地域給に関する請願

請願者　京都府竹野郡網野町長　井上辰治（第二七三三号）

右の請願は、京都府網野町は、京都府下第一の町で人口一万八千人丹後ちりめん織物の主産地として全国的に有名な町であつて、生計費においても京都市と比較して何ら差異を認め難い実情にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府三岳村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡三岳村長　小滝市之助（第二七三四号）

右の請願は、京都府三岳村は、福知山駅に八キロの地点にある農村であるが、終戦前後と現在の物価指数は都市と農村の比率を逆転し、交通費は増大し、当地方に勤務する者は生活費上昇の一路をたどり、生活困窮の度を深めている実情であり、隣村上川口村、金谷村は既に一級地の指定を受けているのであるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府荒原村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡荒原村長　細見儀右衛門（第二七三五号）

右の請願は、京都府荒原村は、周辺に福知山市、綾部市、園部町、篠山町を控えて、古来これらの都市および京都市、大阪市への交通の要衝で都市的性格を多分に備えた村であり、しかも生活用品の価格は移入に依存している関係で他市町村に比し極めて高い状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府中六人部村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡中六人部村　今川繁治（第二七三六号）

右の請願は、京都府中六人部村は、福知山市、綾部市にきわめて近く、特に国鉄バスの運営により福知山市との関係を深めているが、村内に商家がなく農協が唯一の商家であるため、物資は交通量と時間を費して福知山市に求める実情で生活必需生活費は上昇する一方であるから隣村の級地指定も考慮の上、本村を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府竹野村の地域給に関する請願

請願者　京都府竹野郡竹野村長　野木善保（第二七三七号）

右の請願は、昭和二十五年四月三日法律第九十五号で一般職の給与に関する法律第十二条による勤務地手当地域についてはその後改正公布されたが、京都府竹野村は右法律実施当初より何等格付けされることなく今日に及んでいるが、本村は地勢、交通、経済生活、環境等何等支給地域町村と差異のない現状であるから、本村をこれら地域同様二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府下宇川村の地域給に関する請願

請願者　京都府竹野郡下宇川村長　小野藤吉（第二七三八号）

右の請願は、京都府下宇川村は、無給地のまま今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等近接の地域給支給地と比較して何等の差異も認められないから、本村を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府上六人部村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡上六人部村長　高日久一（第二七三九号）

右の請願は、京都府上六人部村は、東に綾部市、西北に福知山市、西に下六人部村に隣接しているが、給与および営業所得と農業所得の比は三対二であつて耕地が狭く食糧の生産が少いため、消費地の形態にある。また生活必需物資は両市に依存するためそれを上回る現状で公務員の生活は苦しく上級地への転出を希望する者が多く子女の教育に支障をきたす虞があるから、本村の地域給を下六人部村同様一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府豊栄村の地域給に関する請願

請願者　京都府竹野郡豊栄村長　宇野勝治（第二七四〇号）

右の請願は、京都府豊栄村は、地域給支給地に関する法律の実施当初より支給地域としてかえりみられることなく今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等何等差異のない支給地域町村と比較し適正を欠き不合理であるから、本村を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現

に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府雲原村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡雲原村長　西原亀三（第二七四一号）

右の請願は、京都府雲原村は、福知山市を離ること二十キロの交通不便な山間へき地で、物資は不足し、日用品等すべて福知山市まで買出しを要するため、物価は騰貴し生活は困難な実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府上宇川村の地域給に関する請願

請願者　京都府竹野郡上宇川村長　岡田恒治郎（第二七四二号）

右の請願は、京都府上宇川村は、養蚕、畜牛、林産等を主とする農村であるが、冬季は積雪が多く、京都奈良等に出稼する者が多いため、山村の割に生活程度が高く、農家の収入は公務員の収入をはるかに上回つており、交通、経済上地域給指定地と何等の差異もないから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府野間村の地域給に関する請願

請願者　京都府竹野郡野間村長　木村勝治（第二七四三号）

右の請願は、京都府野間村は、主食を除く生活必需物資を京都市、宮津町、峰山町、網野町、間人町方面から移入している関係で、生活状態等宮津町、峰山町方面に類似しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府佐濃村の地域給に関する請願

請願者　京都府熊野郡佐濃村長　森善二（第二七四四号）

右の請願は、さきに勤務地手当支給地域の改訂が実施され、当村と交通、経済、生活環境等を同じくする町村が地域給支給地に指定されたにもかかわらず、これ等指定町村と同一条件にある当村がいまだにその指定を見ないのは不合理であるから、諸般の実情を調査の上京都府佐濃村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府間人町の地域給に関する請願

請願者　京都府竹野郡間人町長　蒲田保（第二七四五号）

右の請願は、京都府間人町は、勤務地手当の制度が実施せられて以来一級地に格付せられたままであるから、地勢、交通、経済、生活環境等を同じくする他町村との均衡上同町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府上川口村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡上川口村長　足立弘（第二七四六号）

右の請願は、京都府上川口村は、福知山市の西北に位し、同市とは極めて密接な関係にあり、人事の交流もまことに多く本村在勤の教職員は九十パーセントまで福知山市在住者である状況であるにもかかわらず、現在地域給において二段階の相違があるのは不合理であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府神野村の地域給に関する請願

請願者　京都府熊野郡神野村長　森本筆雄（第二七四九号）

右の請願は、京都府神野村は、東を網野町（二級地）に、西を久美浜町（一級地）に接して、地勢、交通、経済、生活環境等においてこれ等の町と何等差異のない実情にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府弥栄村の地域給に関する請願

請願者　京都府竹野郡弥栄村長　平林信治（第二七四八号）

右の請願は、京都府弥栄村は、竹野郡の中部より東南に位し、東は野間村、五十河村に境し、南は新山村および丹波村に通じ、西は網野町、北は豊栄村に接して農業と織物業を主産業とする村で生活状態等地域給支給町村と何等差異がないにもかかわらず、今日まで地域給支給地域として指定されないことは適正を欠き不合理であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府溪村の地域給に関する請願

請願者　京都府熊野郡溪村長　木村金志（第二七五〇号）

右の請願は、京都府溪村は、地域給支給に関する法律の実施当初より支給地域としてかえりみられることなく今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等何等差異のない支給地域町村と比較し適正を欠き不合理であるから、本村を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府川合村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡川合村長　山本繁右ヱ門（第二七五一号）

右の請願は、京都府川合村は、綾部市に隣接する農山村であるが、耕地が少く食糧は村内の需要をみたすことができず、その他の生活必需物資は福知山、綾部両市に依存するため京都市に比し約二割の高価を示し、給与生活者の困窮はなはだしく地域給有給地への転出希望者が続出して本村の自治行政、教育、産業等に支障をきたす現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府田村の地域給に関する請願

請願者　京都府熊野郡田村長　牧野善右ヱ門（第二七五二号）

右の請願は、京都府田村は、地域給支給地より除外されているが、現在支給地となつている町村と本村の実情を検討せられ、一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府下六人部村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡下六人部村　松本庄吉（第二七五三号）

右の請願は、京都府下六人部村は、福知山市との合併問題がしばしば話題となつている現状で、生活必需物資は同市に買出しに行くため旅費だけ高くなり、主食の生産も村内の需要をみたすことができず、その上保安隊の演習地があり、その影響も大きい実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府金山村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡金山村長　牧定太郎（第二七五四号）

右の請願は、京都府金山村は、福知山市、大江町、上川口村等に接続し、これらの市町村との間に人物との交流激しく、ことに福知山市、大江町とは密接不離の関係にあつて何等の差異は認められない状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府久美浜町の地域給に関する請願

請願者　京都府熊野郡久美浜町長　岡田志郎（第二七五五号）

右の請願は、京都府久美浜町は、熊野郡の政治、産業、文化の中心地で各種官公署の所在地であるが、土地が狭く産業に恵まれず、交通運輸のひらけた今日諸物価は都市と大差なく、経済状態は安易でないから、地勢、交通、経済、生活環境等を同じくする他町村と同様本町の地域給を二級地に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府上夜久野村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡上夜久野村長　日和重次郎外二名（第二七五六号）

右の請願は、京都府上、中、下夜久野三箇村は、四級地福知山市、二級地兵庫県深瀬町との間にはさまれ、物価高である上、寒冷期もながく天候にも恵まれぬ地域で燃料費および医療費も多額にのぼり公務員の生活は困窮しているから、当地区の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府細見村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡細見村長　田中敬市（第二七五七号）

右の請願は、京都府細見村は、最近地域給支給地に指定された夜久野方面および下六人部村に比し少しも変るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府金谷村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡金谷村　石坪俊雄（第二七五八号）

右の請願は、京都府金谷村は、福知山市に接続し、交通、経済等すべての点に同市の影響を受け何等差異がないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府佐賀村の地域給に関する請願

請願者　京都府何鹿郡佐賀村長　間島春蔵外二名（第二七五九号）

右の請願は、京都府佐賀村は、何鹿郡の最西部に位し、東は豊里村、西南部は福知山市および綾部市に、北は加佐郡大江町に接しているため、物価も綾部、福知山両市を上回る実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府海部村の地域給に関する請願

請願者　京都府熊野郡海部村長　辻幸右衛門（第二七六〇号）

右の請願は、京都府海部村は、地勢、交通、経済、生活環境等地域給支給地域と比較して何等差異のない実情にあるのに、今日まで支給地域としてかえりみられなかつたことは、いちじるしく適正を欠き不合理であるから、これら地域と同様本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県秋月町の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡秋月町長　林卓外四名（第二七六二号）

右の請願は、福岡県秋月町は、城下町として発達し名勝旧跡に富み遊覧客が多く、最近は工業地として博多織工場その他の工業が盛大になつてきたが、山間の盆地であるため物価が高く公務員の生活はすこぶる困窮しているから本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県上秋月村の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡上秋月村長　尾畑常次郎外三名（第二七六三号）

右の請願は、福岡県上秋月村は、西に秋月町の純消費地をひかえてその需要のほとんどを賄い、県道の開設によつて半生産村でありながら主食等の農産物においてさえ二級地甘木町を上回る実情であり、公務員の生活は困窮しているから、周辺町村の地域給指定の状況から考えて本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県馬田村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡馬田村長　草場一外十二名（第二七六四号）

右の請願は、福岡県馬田、福田、蜷城の三箇村は、甘木町、立石村に隣接して同町を中心として都市計画および町村合併も実現の機運にあつて、同一経済圏内にあることはいうまでもなく交通、文化、産業、教育等の面においても一体不離の関係におかれ公務員の勤務状況も相交錯しており、地域給におけるはなはだしい差異は人事交流上の支障となつて

いるから、馬田村外二箇村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県小石原村の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡小石原村長　長沢善之助（第二七六五号）

右の請願は、福岡県小石原村は、東部は四級地添田町に接し、南北部は杷木町、宮野村に取り囲まれ、筑豊炭田を控えて添田町、飯塚市に依存する生活必需物資はきわめて高価であり、交通費の支出も多額に上り公務員の生活は困窮をきわめているから、本村の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県立石村の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡立石村長　坂田茂三郎外三名（第二七六六号）

右の請願は、福岡県立石村は、甘木町に接して同一町村のような観を呈し、経済的にはいうに及ばずその他すべての面で一体不離の関係におかれ、本村内にある国立太刀洗病院、甘木中学校は既に地域給二級地に指定されている実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県高木村の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡高木村長　豊島義親外四名（第二七六七号）

右の請願は、福岡県高木村は、地域給二級地に指定されている甘木町、杷木町および吉井町等と村民の生活条件において何等変るところがなく、むしろ交通費ならびに必需物資の価額において非常な高値を示しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県宝珠山村の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡宝珠山村長　井上佐太郎外八名（第二七六八号）

右の請願は、福岡県宝珠山村は、朝倉郡内における唯一の鉱業村で、主食の生産量は村需要の半分にもみたない現状で純然とした消費村であるため、公務員の生活の困窮していることは、杷木、甘木両町以上であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県宇部、小野田両市の地域給に関する請願

請願者　山口県小野田市役所内宇部小野田地区全官公庁地域給対策協議会内　山本利男外二十八名（第二七六九号）

右の請願は、山口県宇部、小野田両市は、中小業炭鉱地帯であるため、労働者の移動がはげしく、売掛金、立替金等の回収が困難なため生活物資は必然的に高価となりその上朝鮮動乱によつてこの地帯一帯の物価は高騰し、さらに戦災ならびに大風水害によつて住宅難と非衛生地域のための生活費がかさみ公務員の生活は困窮をきわめているから、両市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県市辺村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県浦生郡市辺村長　藤野正夫（第二七七〇号）

右の請願は、滋賀県市辺村は、京阪、関東に商家を持つ近江商人の出身地で農村とはいえ非農家が多数であり、生活必需品は八日市町を中心地として移入されるため京阪神はもち論八日市町を上回り、主食も買出しのため大都市並となり公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県有年村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県赤穂郡有年村長　河本鉄夫外十六名（第二七七一号）

右の請願は、兵庫県有年村は、近くに姫路、相生、赤穂の中都市を控えているために農産物においてこれら諸都市と差異がなく、日常生活必用品はこれらの都市を上回る実情のため、公務員の生活は困窮し、都市への転勤希望者が多く従つて人材を得ることに困難を感ずる状況であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県北狩野村の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡北狩野村長　土屋四衛外九名（第二七七二号）

右の請願は、静岡県北狩野村は、交通、経済、文化の各面にわたり近年いちじるしい発展をとげ、修善寺駅は本村柏久保にあつて官公署、事業所も多く、物価は大仁町、修善寺町を上回る実情であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県結城町の地域給に関する請願

請願者　城茨県結城郡結城町長　木村正義外四百三名（第二七七三号）

右の請願は、茨城県結城町は、人口二万有余の県下有数の商工業地であるが、物価は東京都を上回る現状であり、下館、小山両町の二級地引上げによつて公務員の待遇上均衡を失したばかりでなく人事交流上の支障が大きいから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県須崎町の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡須崎町須崎一六五三　丸山慶三（第二七七四号）

右の請願は、高知県須崎町は、昨年十一月地域給二級地に引き上げられたが、高知市からの転勤者は物価高、交通不便、地域給の関係から実質上は減俸となる実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県竜野市外八箇町村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡太子町構四二八　吉岡彰外六名（第二七七五号）

右の請願は、兵庫県竜野市外四町四箇村は、交通網の発達によつて姫路市の経済圏内に入り、物価は運送費その他の関係によつて同市を上回る

現状であり、姫路市の地域給四級地および山崎、作用両町の二級地指定等から考えて、竜野市（三級地外の地域）、太子、御津、揖保川三町地域給三級地に、新宮町、竜田、太市、林田、伊勢の一町四箇村を二級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県東金町の地域給に関する請願

請願者　千葉県山武郡東金町地域給連絡協議会内　佐藤信一（第二七七六号）

右の請願は、千葉県東金町は、昨年十月二級地の地域指定を受けたのであるが、その後昭和二十八年四月旧公平、丘山、大和、正気、豊成の五箇村を合併し、面積七十平方キロ、人口約三万を有する県下最大の町として面目を一新し、文字通り政治、経済、文化の全般にわたり山武郡の中心地として重きを加えることになり、物価指数においても近接三級地を上回る実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県南海村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡南海村長　山川金右衛門（第二七九六号）

右の請願は、三重県南海村は、宇治山田市の商圏に属し、五ケ所湾内の一漁村として中心地五ケ所町（一級地）から日用食料品等を購入するため、物価の水準はすべてこれらの地域より高い実情であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県香良洲町の地域給に関する請願

請願者　三重県一志郡香良洲町長　八太正太夫外四名（第二八〇一号）

右の請願は、三重県香良洲町は津市に接続して経済的状態は全く同市に匹敵し、その上周囲を地域給支給地に取り囲まれた本町公務員の生活は全く困窮しているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県八日市場町の地域給に関する請願

請願者　千葉県匝瑳郡八日市場町長　大枝十兵衛（第二八〇七号）

右の請願は、千葉県八日市場町は、農産物の生産地でありながら「産地高の市場安」の奇現象を呈し、その他の生活必需品は東京、千葉を上回り公務員の生活はきわめて困窮し、その欠員補充に困難をきたしている実情であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神岡町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県吉城郡神岡町長　中山直次郎外五名（第二八〇八号）

右の請願は、岐阜県神岡町は、昨年四月地域給二級地に引き上げられたが、近来の鉱業景気に加えて、高原水系（神通川流域）の幾箇所の発電工事ならびにこれに附随する多くの建設事業のため、町内の消費生活は急激に上昇し、諸物価は大都市を上回る現状であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神戸市の地域給に関する請願

請願者　岐阜県安八郡神戸町長　河出義一外六名（第二八〇九号）

右の請願は、岐阜県神戸町は、大垣市と同一の経済圏内にあつて交通、通信、産業等同市と一体不離の相関関係におかれ、最近は完全な工業都市に躍進し、公務員の生活は大垣市の公務員より一段困難な実情にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県箱根地区の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足利下郡温泉村底倉一二七五　宮川政次外三百二十名（第二八三三号）

右の請願は、神奈川県箱根地区は、有名な温泉地区であり、純消費地としての性格から物価は他の地区に比しいちじるしい高額を示しているから、本地区の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県御津町の地域給に関する請願

請願者　岡山県御津郡御津町長　荒木伊三二外二名（第二八三四号）

右の請願は、岡山県は御津町は、生活必需品の多くを岡山市を経て入荷する関係上、諸物価は、同市を上回つている現状であるから、御津町の地域給を三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県船橋市の地域給に関する請願

請願者　千葉県船橋市役所内　船橋地区全官公労連絡協議会内　石神国松外十名（第二八三二号）

右の請願は、船橋市は、千葉県に属しているが、文化交通娯楽経済等は東京都江戸川区、葛飾区と全く同様であるから、同市の地域給を五級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県時津町、長与村の地域給に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡時津町立時津小学校内　山田幾太郎外六名（第二八三五号）

右の請願は、長崎県時津町、長与村は、長崎市に隣接し、北方に大村、佐世保両市をひかえ、生活必需物資は三市から移入するために二、三割高となり公務員の生活は困窮をきわめているから、時津町、長与村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県大川内村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県出水郡大川内村長　橋口歳外一名（第二八三六号）

右の請願は、鹿児島県大川内村においては、出水町、水俣市および北九州の大資本が本村の山林開発に投ぜられ、山林生産品の活潑な輸送が原動力となつて林業者はいうまでもなく、これに伴う労銀生活者の生活水準の上昇が一般住民の生活水準にまで影響し、さらに移入による生活必需品の高価格は大きく公務員の生活を圧迫している実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられた

いとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府宮津町の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡宮津町長　徳田富治（第二八三七号）

右の請願は、京都府宮津町は、日本三景の天の橋立を控えた観光都市であり、とくに近年は京阪神のみでなく、全国よりの観光客が多く、これらの観光客によつて諸物価を京阪神の都心並につり上げられ、日用雑貨、衣類においては購入ルートの関係上京阪神より二割以上高価であるため、本町公務員の生活は都市以上の緊迫を告げているから、本町を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府岩滝町の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡岩滝町長　嶋田暉三（第二八三八号）

右の請願は、京都府岩滝町は、生活必需物資を京都、舞鶴の両市および宮津、峰山の両町から求めているため物価は、京都市よりも高い状態であるから、本町を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府加悦町、三河内村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡加悦町長　細井直義外一名（第二八三九号）

右の請願は、京都府加悦町、三河内村は、地域給二級地の峰山、網野両町と比較すると、あらゆる面で悪条件にあるから本町村を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府筒川村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝野筒川村長　品川偉太郎外一名（第二八四〇号）

右の請願は、京都府筒川村は、米および牧畜、製炭、蚕業を主とする農村であるが、農家の不況と交通不便の影響で物価は京都市と大差ない実情にあり、しかも村内生産物以外は宮津町より仕入れているため、品物によつては宮津町より相当高いにかかわらず、地域給においては宮津町が二級地、本村は無給地となつているのは不合理であるから、本村を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府奥上林村の地域給に関する請願

請願者　京都府何鹿郡奥上林村長　松井力太郎（第二八四一号）

右の請願は、京都府奥上林村は、零細農村でありながら近接地大舞鶴市ならびに綾部市を控えているため、人事院の調査に示す通り物価も両市をはるかに上回る傾向にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府山田村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡山田村長　時武慶治（第二八四二号）

右の請願は、京都府山田村は、地理的および交通上兵庫県産物の集散地となつており、一方絹織物を主たる産業としているため、米麦等は村内の需要にさえ足りないため、その大半を村外よりの移入に依存し、野菜類に至つては冬期は、遠く京都、舞鶴等の地方から移入するため、本村在勤公務員の生活はいちじるしい圧迫を受けているから、本村の経済事情を再検討せられ、地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府府中村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡府中村長　宮田勇（第二八四三号）

右の請願は、京都府府中村は、白砂青松の名勝地天の橋立を眼前に控え、観光客の到来日に月に増加しその数年間五十万人を超える盛況であるが、これら多数の観光客の到来によりすべての物価は常に京阪神なみに保持されており、かつ比較的へき地に在るため、交通運輸等の不便から日常生活必需物資も京都市、宮津町より一割ないし二割の物価高となり、また耕地は少く村内で生産される米も全村民の一箇月の消費にたえ得ぬ状態であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府曾我部村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡曾我部村長　木内源三郎（第二八四四号）

右の請願は、京都府曾我部村は、舞鶴市と池田市を結ぶ産業交通上の要衝に当り、京都市との連絡も極めて便利な地点にある。従つて葉たばこを除く農産物は京阪神方面よりの買出人によつて価格が高騰し、繊維類や雑貨魚類等の生活必需品は京阪神より移入する運賃諸掛によつて京都市を上回る高物価となつているから、本村を地域給三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府栗田村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡栗田村京都府水産高等学校内　細梅清之外八名（第二八四五号）

右の請願は、京都府栗田村の物価は、地域給支給地に指定されている舞鶴市および宮津市を上回つている現状であるから、本村を三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府日ケ谷村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡日ケ谷村長　松田保太外一名（第二八四六号）

右の請願は、京都府日ケ谷村は、三方山に囲まれた盆地であるが、バスおよび汽船の便によつて国鉄岩滝口および宮津の両駅に連絡することができるため、近年都市的性格が強くなり、生活様式も都市と何等異ることなく、しかも生活必需物資を京阪神に仰いでいるため、物価は京阪神を二割上回つている。しかも同一条件にある隣村伊根村はすでに地域給を引き上げられているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府世屋村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡世屋村長　吉田初衛（第二八四七号）

右の請願は、京都府世屋村は、府下においても類例のない山間へき地で

あつて、戸数わずか二百五十戸の村内に学校三、分校二を有する状態で、米産地のため主食はあつても副食物等の入手には多額の交通費と労力を必要とし、地域給指定地域である都市近郷地よりもはるかに苦難をしのんでいる現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府与謝村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡与謝村長　森垣政治郎外二名（第二八四八号）

右の請願は、京都府与謝村は、加悦町に隣接する農村であるが観光地宮津、天の橋立ならびに福知山に近接する影響と、最近丹後ちりめんの盛況による取引先京阪神との往来のひん繁により、純農村の影はうすらぎへき地にありながら生活様式、文化水準は高くなり、その上日用雑貨、衣料品等は移入によるため都会地よりも二、三割の高価を示し、給料生活者の生活は窮迫しているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府朝妻村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡朝妻村長　今岡庄次郎外一名（第二八四九号）

右の請願は、昭和二十七年法律第三百二十四号勤務地手当支給地域区分表によると、京都府朝妻村地方においては、伊根村のみが一級地で本村を始め隣接各町村は無給地となつているが、本村は産業方面において伊根村と同一条件にあり、生活状態も変らず、むしろ生活需給については輸送の関係で伊根村を上回る実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府日置村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡日置村長　田井喜之三外一名（第二八五〇号）

右の請願は、京都府日置村は、名勝天の橋立より海岸沿いに北へ約一里の位置にある純農村で、米および麦を主とし養蚕、製縄、果樹園芸等によつて生活を維持している。しかるに、近年交通の発達に伴い、都市の影響が強くなり、生活必需物資の価格は京阪神とかわらない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府本庄村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡本庄村長　三野平一郎（第二八五一号）

右の請願は、京都府本庄村は、地域給一級地の府中村、伊根村、間人町と隣接し、公務員の生活実態はこれら指定町村と何等異るところなく、かえつて鉄道に遠いため生活必需品は高く、悪条件にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府吉津村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡吉津村長　小谷徳之助（第二八五二号）

右の請願は、京都府吉津村は、与謝海に北面した同地方交通の要衝で、陸海共に交通の便良く、しかも天の橋立を控え観光客の往来はげしく、海水浴場としても無季京阪神より臨時列車が運行されている。一方日本冶金工業株式会社の所在地として工業的発展も目覚しく、都市として発展の途上にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府市場村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡市場村長　福井鉄治君（第二八五三号）

右の請願は、京都府市場村は、与謝郡の西南部に位し、交通の便に恵まれているばかりでなく、有名な丹後ちりめんの産地として知られているが、生活物資の全部を移入に待つため、一般物価は常に京阪神地区に準じ、とくに日用雑貨、衣料品等京阪神より移入する物はそれ等の地区より却つて高価となつているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府石川村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡石川村長　小林重敬（第二八五四号）

右の請願は、京都府石川村は、今回地域給一級地に指定された丹後織物の生産地加悦谷地方八箇村中の加悦町、三河内村および二級地に指された近隣宮津町、岩滝町、吉津町、大宮町等と生活実態において何等異るところがなく、むしろ観光都市宮津町および吉津村の影響を受ける部面が大きく、かつ織物の関係から京阪神地方との結びつきが大きいため既指定町村以上の悪条件下にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府桑飼村の地域給に関する請願

請願者　京都府与謝郡桑飼村長　倉橋清次（第二八五五号）

右の請願は、京都府桑飼村は、加悦町を中心とする加悦盆地の東南部に位置し、丹後縮緬の主産地として都市との交流が盛んであるため、すべての水準が高位にあり、ことに都市以上の物価高であるため消費生活は困難な実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県真菅村の地域給に関する請願

請願者　奈良県高市郡真菅村長　阪本安次郎（第二八六九号）

右の請願は、奈良県真菅村は、東は地域給二級地の八木町および今井町に南は二級地の畝傍町に西は三級地の大和高田市に接続している関係上、諸物価はこれらの市町と何等異るところがないから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県田原村の地域給に関する請願

請願者　奈良県添上郡田原村長　貫定増一外二名（第二八七〇号）

右の請願は、奈良県田原村は、奈良市に隣接しているため、一般の物価ならびに公務員の生活費等は少しも奈良市と異るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県室生村の地域給に関する請願

請願者　奈良県宇陀郡室生村長　堀本政夫外九名（第二八七一号）

右の請願は、奈良県室生村は、生活必需品のすべてを、大阪市および名古屋市に依存しているため、手数料、運賃等が加算されて物価はいちじるしく高く、加えて当地は関西の景勝地として知られ、近年観光客の増加の影響をうけて生活程度および物価はますます高まりつつある実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県四郷村の地域給に関する請願

請願者　奈良県吉野郡四郷村長　田中仁外七名（第二八七二号）

右の請願は、奈良県四郷村は、土地の大部分が山林であるため、本村の主産物である木材を都市に移出し、一方主食および野菜類その他すべての生活必需品を他地区から移入している関係上、物価は都市よりも高い実情にあるから本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県高取町の地域給に関する請願

請願者　奈良県高市郡高取町長　宮本宗雄（第二八七三号）

右の請願は、奈良県高取町は、高市郡の南端高取城趾の町として海抜百四七メートルの山間に位している関係上、物価指数は平地の市町村より平均一割半高い実情にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県箸尾町の地域給に関する請願

請願者　奈良県北葛城郡箸尾町長　安田音八外四名（第二八七四号）

右の請願は、奈良県箸尾町は、耕地面積が少く半商半農によつて生計をたてている村であるが、大阪市へ三十分の距離にあるため都市への通勤者多く物資はこれらの都市へ搬入され、生活必需品は都市よりも高価であり生活水準も大阪市と変らぬから、本村の地域給を奈良市同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府八木町の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡八木町長　浅田信夫（第二八七六号）

右の請願は、京都府八木町は、亀岡町、園部町の中間に位し、近時京都府のみでなく阪神方面との交通はひん繁を極め、物価はいちじるしく高騰し、加うるに生活必需物資のほとんどを京阪神および舞鶴方面より移入しているため物価は京都市よりむしろ高位にあり、俸給生活者の京阪神方面への転出希望者多く地方行政運営上憂慮すべき状態にあるから、本町を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府須知町の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡須知町長　荒井友治郎（第二八七七号）

右の請願は、京都府須知町は、さきに一級地に指定されたが、同郡内において同一条件下にある八木、園部の両町が二級地に指定されて本町のみが一級地となつていることは、不均衡もはなはだしいものであるから、当地方における諸般の情況および三町の条件等を比較検討の上本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府園部町の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡園部町長　永井正史（第二八七八号）

右の請願は、京都府園部町の物価は、京都市よりもむしろ高い程で、俸給生活者の窮乏はその極に達しているから、同町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府宮前村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡宮前村長　西田太郎（第二八七九号）

右の請願は、京都府宮前村は、京都、池田、大阪等の各市に便利良く、京都市に通勤する者も年とともに増加しているが、ことに石の産地として京阪神との取引が活ばつに行われ、両地方の文化的および経済的交流によつて社会的にも経済的にもあるいは文化的政治的にも京都市に大差ない実情にあるから、その実情を再検討せられ本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府旭村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡旭村長　蔭山定七外一名（第二八八〇号）

右の請願は、京都府旭村は、東は京都市、西は船井町八木町に隣接する地域にあり、南桑平坦部北端に位置し、政治、経済、文化的動向の極めて活ばつな農村であるが、住民に比較して耕地面積が少く、小農または兼農の多くは、食糧、日用品等の店舗を経営し、あるいは都市に就職する等の方法によつて生計を維持しており、給与生活者は最低生活の確保に苦労しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府馬路村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡馬路村長　中沢栄治外四名（第二八八一号）

右の請願は、京都府馬路村は、その一部が京都市に隣接する南桑田郡中北部四箇村の中心地として政治、経済、文化的動向の極めて活ばつな農村であるが、住民に比較して耕作面積が少く、小農または兼業農家が多いばかりでなく、全然農地を持たない住民は農村に珍しい店舗を連ねてからうじて生計を立てており、とくに給与生活者は生活困窮を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府東別院村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡東別院村長　平田一義（第二八八二号）

右の請願は、京都府東別院村は、京都、大阪両市の中間に位し、両市の経済的ならびに政治的影響が直ちに反映する地域であり、また隣接の亀

岡町は二級地、篠村は一級地、大阪府三島郡は全町村五級地にそれぞれ指定されている実情であるから、本村の環境を考慮せられ、地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府本梅村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡本梅村長　森丈太郎外四名（第二八八三号）

右の請願は、京都府本梅村は、京都市に隣接する住宅地としてまた消費地として同市と密接な関係にあり、一方大阪府池田市の近接地であるため、これ等の都市の経済的あるいは政治的影響が直ちに反映する地域で、その上衣料品等を始めとする生活必需品を京都あるいは亀岡等より仕入れているため、同地の物価は近接都市を二ないし三割上回つている実情であるから、本村を亀岡町ならびに八木町なみに昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府西本梅村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡西本梅村長　原田光六（第二八八四号）

右の請願は、京都府西本梅村は、全国的に最も物価水準の高い京都市に近接し、しかも生活必需品のすべてを京都市、舞鶴市等から移入しているため一般物価は運賃加算等により市場価格をはるかに上回る状態で優秀なる公務員の都市への転出希望者が続出し、地方行政運営上憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府薪田野村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡薪田野村長　鈴木真一外二名（第二八八五号）

右の請願は、京都府薪田野村は、京都市の西方八キロ、南桑田野の中央部に位し、京都市の住宅地というべき地区で、経済的ならびに政治的影響が直ちに反映する地区であるが、いまだに級地の指定を受けていない。しかるに当村より三キロの亀岡町は二級地、隣接の小村、吉川村も一級地に、それぞれ指定を受けているから、これ等周辺の町村と当村の関係を考慮せられ、本村を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府河原林村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡河原林村長　上田政一外一名（第二八八六号）

右の請願は、京都府河原林村は、京都市に隣接する亀岡町につづき山陰線および山陰国道の沿線にあつて、京都市へわずか四十分で達する近距離にある関係上、同市編入も論ぜられているほど交通がひん繁であるため、諸生産物は京阪神方面に直移出され、ために当村消費生活者の現実の生活環境は実に最低生活線上にあえいでいる現状で、京都市および亀岡町等と大差のない状態であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府津村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡保津村長　関本新五郎外二名（第二八八七号）

右の請願は、京都府保津村は、南桑田郡の東北部に位し、東は京都市、南は亀岡町に連る農村で、山陰線京都駅から三十分で亀岡駅に通ずる京都市の咽喉部に当つているため、京阪神に通勤する者は日毎に増加し、都市との関係は、ひん繁の度を加え、ことに保津川を控えて、遊覧客の来往多く、生活的にも経済的にも京都市と同水準にあるから、同村を京都市なみの五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府千代川村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡千代川村長　永田政一外三名（第二八八八号）

右の請願は、京都府千代川村は、京都市に隣接する住宅地および消費地であるが、地理、交通等の関係から京都の経済的、政治的動向が直ちに響き、一方同市に依存している衣料その他の生活必需品は極めて高価となつているから、本村を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大井村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡大井村長代理助役　山下栄一外二名（第二八八九号）

右の請願は、京都府大井町は、亀岡町に隣接し京都市内へは四十分の近距離にあるため、生産物は京阪神方面に直移出され都市における価格と差異がなく、消費生活者の生活窮状はまことに悲惨であるから、当村の地域給を三級地以上に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府東本梅村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡東本梅村長　法貫定治（第二八九〇号）

右の請願は、京都府東本梅村は、すべての生活物資を近接の京都市および大阪市等から移入しているため、一般物価は運賃の加算等により市場価格をはるかに上回る状態で優秀なる公務員が都市への転出希望者が続出し、地方行政運営上憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府高原村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡高原村長　藤田善九郎（第二八九一号）

右の請願は、京都府高原村は、生活必需品はすべて京都市、舞鶴市等から移入しているため物価は運賃等の加算により市場価格をはるかに上回る状態で、生活は困難を極め、優秀なる公務員の都市への転出希望者が続出し地方行政運営上憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府摩気村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡摩気村長　谷源一郎（第二八九二号）

右の請願は、京都府摩気村は、生活必需品のほとんどを京阪神および舞鶴方面より移入している関係上、諸物価はこれら諸都市を上回る実情で公務員の生活は困窮しているから、その生活を安定させるため、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府瑞穂村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡瑞穂村長　貞守一二郎外十一名（第二八九三号）

右の請願は、京都府瑞穂村は、京都市を隔たる四十キロ、園部町より十六キロの地点に位置し、近畿自動車事務所檜山自動車営業所の本部所在地として園部、福知山間における交通文化の最も発達した地域であるが、主食、薪炭、木材等を除く生活必需物資のほとんどを京都、大阪、福知山方面より移入しているため輸送費等の加算により消費価格はいちじるしく高価で、本村勤務者の生計は困窮を極め、地域給支給地への転出者が続出し憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府上和知村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡上和知村長　山内利兵衛（第二八九四号）

右の請願は、京都府上和知村は、農山村的な村であつたが消費的市街地町村に変つたため、物価が高騰し、在公務員の生活は困窮しているから、同村を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道猿払村の地域給に関する請願

請願者　北海道宗谷郡猿払村長　佐藤貞雄外五名（第二八九五号）

右の請願は、北海道猿払村は、稚内市に隣接する農、漁村であるが、主食の生産はなく道路も不備であり、交通不便のため生活必需品は高価格である上、医療等は都市に依存しなければならぬ実情で多額を要し生活がきわめて困難であるから、本村の地域給を稚内市と同等の級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府下和知村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡下和知村長　片山忠俊（第二八九六号）

右の請願は、京都府下和知村は、至便なる交通によつて京都都心へ約一時間、隣接の綾部市中心地へ僅か十分にて到達し得る関係上都市的性格を多分に包蔵し、日常生活状態も消費都市的でありことに物価は府下においても有数の高価を示している実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府胡麻郷村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡胡麻郷村長　木戸雄一郎外二名（第二八九七号）

右の請願は、京都府胡麻郷村は、京都、福知山、舞鶴三市のほぼ中間に位し、これらの都市へはいずれも汽車で一時間余りの行程にあつて交通には比較的恵まれているが、住民の生活必需物資は主食とそ菜を除くすべてをこれらの都市または大阪方面から供給を受けているため、運賃等の加算によつて都市より物価高の状態にあり、本村勤務者は地域給支給地への勤務を希望する者が続出しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府世木村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡世木村長　近藤仙太郎（第二八九八号）

右の請願は、京都府世木村は、生活必需物資を京都、大阪、舞鶴、綾部、福知山、亀岡、八木、園部および一部神戸方面に求める関係上その仕入価格は運賃等が加算されるため高く、府下においても高物価地域といわれている状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府五ケ荘村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡五ケ荘村長　藤林寛次外三名（第二八九九号）

右の請願は、京都府五ケ荘村は、京都、福知山両市のほぼ中間に位し、国鉄山陰線殿田駅よりいずれも約一時間余の行程である。しかして、村民の生活必需物資はほとんど京都、大阪、福知山の各都市より供給を受けているので、運賃や中間利潤等が加算されていちじるしい物価高となり、在勤公務員の生活を圧迫しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府千歳村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡千歳村長　山田徳三（第二九〇〇号）

右の請願は、京都府千歳村は、地理的交通的に京都市の延長というべき状態にあり、両地区の関係は密接の度を加えている。しかるに米を除く物資をほとんど京都市より移入しているため、同地の物価は、京都市を上回つている実情であるから、本村を京都市並びに周辺町村に準じて地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府畑野村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡畑野村長　斎藤清市外二名（第二九〇一号）

右の請願は、京都府畑野村における生活必需物資の価格は、京都市を上回る状態であるから、同村の地域給地を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府樫田村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡樫田村長　久保増太郎（第二九〇二号）

右の請願は、京都府樫田村は、亀岡町および高槻市に隣接する府道亀岡、高槻線の中間に位置し、経済的に高槻市と密接な関係にあり、政治的に亀岡町と不離一体の関係を有しているから、本村を亀岡町、高槻市並に地域給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府西別院村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡西別院村長　細見善一外二名（第二九〇三号）

右の請願は、京都府西別院村は、京都大阪両市の中央に位し、両市の経済的、政治的影響が直ちに反映する地域で、隣接大阪府東能勢村、東郷

村、歌垣村は一級地、本村と同郡内の亀岡町は二級地に指定されているから、本村の経済事情を再検討せられ、地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府篠村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡篠村長　宇野清次外四名（第二九〇四号）

右の請願は、京都府篠村は、京都市に隣接する住宅地としてまた消費地として経済的、政治的に日々の動向が直ちに反映する密接な関連性を有し、村内の農産物は京阪神よりの買込客によつて、衣料品その他京阪神より移入する生活必需品は運賃等によつて、ともに京都市なみの高物価となつているから同村を五級地あるいはそれに近い級地に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府吉川村の地域給に関する請願

請願者　京都府南桑田郡吉川村長　曾我幾雄外一名（第二九〇五号）

右の請願は、京都府吉川村は、亀岡町に隣接し京都市内へわずか四十分の近距離にあるため、本村の生産物は京阪神方面へ直移出され当村消費生活者の現実の生活環境は実に最低生活にあえいでいる実情であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府舞鶴市の地域給に関する請願

請願者　京都府舞鶴市字森九六一舞鶴官公庁労働組合協議会内　中道秋治（第二九〇六号）

右の請願は、京都府舞鶴市は、他都市に見られない特殊の様相をますます顕著に呈し、公務員の生活は困難を極めているから、本市を五級地に引き上げるとともに前回四級地引き上げ漏れの地区（公務員小学校並びに郵便局職員計三十五人）も四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県八代村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県東諸県郡八代村長　小川比農夫（第二九〇七号）

右の請願は、宮崎県八代村は、宮崎市、本庄町、綾町、高岡町よりもはるかに物価が高く公務員の生活は困窮しているから、同村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県串木野市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦（第二九〇八号）

右の請願は、鹿児島県串木野市の物価および消費水準は、現在三級地である鹿児島、熊本、佐賀、唐津、今治、大津等の各市を大きく引き離し、現四級都市を上回る程であるから、同市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県加世田町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県川辺郡加世田町長　松山賢太郎（第二九〇九号）

右の請願は、鹿児島県加世田町は、生活必需物資の大部分を枕崎市から移入するため鹿児島市より物価が高い現状であるから、同町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県鹿島村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県薩摩郡鹿島村長　白橋弥右衛門外一名（第二九一〇号）

右の請願は、鹿児島県鹿島村は、へき村であるため、輸送費等の関係で物価が高く、公務員の生活は困窮しているから、同村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県笠沙町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県川辺郡笠沙町長　瀬戸山喜義（第二九一二号）

右の請願は、鹿児島県笠沙町は、魚類以外の生産物は全然なく生活物資の大部分を他からの移入にまつているため、鹿児島市よりも物価が高い実情であるから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県姶良郡横川町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県姶良郡横川町長　目床秋彦外三名（第二九一三号）

右の請願は、鹿児島県横川町は、隅北の政治、経済、産業、交通、文化等の中心地で消費生活は鹿児島、人吉両市に劣らず、従つて公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県西太良村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県伊佐郡西太良村長　川田卓（第二九一四号）

右の請願は、鹿児島県西太良村は、地域給一級地大口町に隣接する農村であるが、国鉄宮之城線の開通によつて文化、産業も急速に発展するとともに生活水準も高まり、日常生活必需物資は、鹿児島市を上回り公務員の確保が困難となつてきたから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県根白石村の地域給に関する請願

請願者　宮城県宮城郡根白石村根白石字東鹿野一〇〇　豊田正夫外二名（第二九一五号）

右の請願は、宮城県根白石村は完全

農家が比較的少いこと、大消費地仙台に隣接していること等の関係で物価は、仙台市と同額あるいは、それ以上であるから、同村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県村田町、富岡村の寒冷地手当に関する請願

請願者　宮城県柴田郡村田町長　升健蔵外二百六十九名（第二九一六号）

右の請願は、宮城県村田町、富岡村の両町村は、隣接の川崎町と同じく奥羽山脈、蔵王山に連なる山々が起伏する地域で、冬季間における気象条件のもたらす経済的影響は深刻なものがあるから、両町村の寒冷地給を川崎町と同様四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道稚内市の地域給に関する請願

請願者　北海道稚内市長　西岡斌外二名（第二九二七号）

右の請願は、北海道稚内市は、諸種の地理的悪条件下にあつていちじるしい高額の生計費を要し、その上水産業、食品加工業等の一般民間給与は公務員の百七十パーセントでその圧迫がはなはだしいから、当市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道静内町の地域給に関する請願

請願者　北海道静内郡静内町長　貝田信二外二名（第二九三八号）

右の請願は、北海道静内町は、昨年十一月地域給二級地に引き上げられたが、室蘭市と差異のない状態にあるから、本町の地域給を同市同様最低三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県雄勝町の地域給に関する請願

請願者　宮城県桃生郡雄勝町長　藤野徳弥外五名（第二九三九号）

右の請願は、地域給支給地域の指定が数次にわたつて拡充せられ宮城県桃生牡鹿地区においてもその恩恵に浴している町村も数多く当雄勝町も同一事情下にある実態を考慮の上、地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県飯坂、湯野両町の地域給に関する請願

請願者　福島県信夫郡飯坂町長　但木文董外十六名（第二九四〇号）

右の請願は、福島県飯坂、湯野両町は、福島市郊外にあつて東北屈指の温泉観光地であるため、生産物が少ない上に物価高で公務員の生活はまことに苦しい窮状にあるから、当地区の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県関本町の地域給に関する請願

請願者　茨城県真壁郡関本町長　西村柱次外六名（第二九四一号）

右の請願は、茨城県関本町は、二級地下館町に隣接し一級地結城、下妻両町にもきわめて近接し、官公署の所在する市街地は生活様式も都会地同様であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県筑波町の地域給に関する請願

請願者　茨城県筑波郡筑波町筑波山郵便局内　広瀬侃寿外八名（第二九四二号）

右の請願は、茨城県筑波町は、観光地として物価高であり、山岳地帯の特殊性から運搬費の増加、加うるに米価の高騰、特殊地帯からくる交通費の増大等のため公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県白潟町の地域給に関する請願

請願者　千葉県長生郡白潟町長　細谷幸一外十三名（第二九四三号）

右の請願は、千葉県白潟町は、九十九里浜沿岸に市街地を形成した農漁業の町であるが不漁と零細農業のため生活物資が不足し、近隣の茂原市、一宮町に比較してきわめて高価な実情にあるから、本町の地域給を茂原市同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県久々野村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県大野郡久々野村長　桐山敏男（第二九四四号）

右の請願は、岐阜県久々野村は、朝日ダムの建設さらに第二期工事としての久々野発電所計画等によつて、狭い地域にばく大な資本が投入されたため経済、文化の両面に大飛躍を招来し特に需要供給のバランスが失われたため日常生活の必需物資は急騰して公務員の生活をおびやかしているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県蒲生町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県姶良郡蒲生町長　森文雄外四名（第二九四五号）

右の請願は、鹿児島県蒲生町は、二級地吉田村に隣接し、近来いちじるしく都市的様相を呈してきたが、主食は需要をみたすことが出来ぬ消費地的性格を持ち、その他の生活必需物資は鹿児島市に依存するため同市を上回る実情で、公務員の生活は困窮しているから本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美唄市の地域給に関する請願

請願者　北海道美唄市長　桜井省吾外十三名（第二九四六号）

右の請願は、北海道美唄市は、炭鉱地帯として盛況をきわめている上に、外地よりの引揚者および北海道の綜合開発によつて開拓入植者も激増したため人口の急増によつて物価は高騰し公務員の生活はなはだしい圧迫を受けているから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道岩見沢市の地域給に関する請願

請願者　北海道岩見沢市長　山本市英外二十五名（第二九四七号）

右の請願は、北海道岩見沢市は、昨年末地域給三級地に引き上げられたが、立地条件および生計ならびに物価指数は上昇の一途をたどる現状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願

請願者　岐阜県大野郡清見村　藤本章（第二九四八号）

右の請願は、寒冷積雪地帯に生活する公務員は、半歳にも及ぶ寒気と雪害の重圧に対して現在の給与では食糧費さえ削減しなければならない実情にあり、僅少な石炭手当および寒冷地手当をもつてしても到底これを救済することが不可能であるから、（一）石炭手当は必要量を三・七トン、熱量をトン当り六千五百カロリーとして現行の頭打ちを打破すること、（二）薪炭手当については北海道の石炭手当に準じ、実体に沿うよう制度化すること、（三）寒冷地給については最低線五級地十割以下一級地を二割とする二割刻みの区分に修正し増額すること等国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県長若村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県秩父郡長若村長　笠原為一郎外三十八名（第二九四九号）

右の請願は、埼玉県長若村は、秩父市、吉田、小鹿野町等に隣接しているために文化、生活水準ともこれらの市町に同化されほとんど差違がない状態となり、主食の生産も村内の需要をみたすことができず、その他の生活必需品は都市よりも高価な実情で公務員の生活はきわめて困難な状態に陥つているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県神戸村の地域給に関する請願

請願者　愛知県渥美郡神戸村長　河合茂市外九名（第二九五〇号）

右の請願は、愛知県神戸村は、田原町に隣接し一体不可分の関係におかれているが、近年農業の多角経営化によつて生産が増大しその大都市への移出は村経済をゆたかにするとともに生活水準と物価を高め、さらに多数観光客はこれに拍車をかける実情で、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県野田村の地域給に関する請願

請願者　愛知県渥美郡野田村長　鵜飼義一外四名（第二九五一号）

右の請願は、愛知県野田村は、田原町と同一経済圏内にあつて密接な関係にあるが、近年は農業の多角経営化によつて村経済はゆたかになり、それとともに生活水準も高くなり物価は高騰し、さらに多数観光客はこれに拍車をかける実情であり、ために公務員は苦しい生活をつづけているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県杉山村の地域給に関する請願

請願者　愛知県渥美郡杉山村長　中村宇一外七名（第二九五二号）

右の請願は、愛知県杉山村は、渥美半島の基部に位し、豊橋、名古屋、田原等と密接な関係を持ちこれら大消費地の経済圏内に包含され、観光客が多く生活水準も高いため公務員の生活はいちじるしい圧迫を受けているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県宇賀志村の地域給に関する請願

請願者　奈良県宇陀郡宇賀志村長　葛城治郎左衛門外九名（第二九五三号）

右の請願は、奈良県宇賀志村は、宇太町に隣接し、殊に村役場は宇太町に所在する関係上、同町が二級地に昇格し本村が取り残される場合は、当村の行政上まことに支障が大きいから、本村の物価その他諸事情も考慮の上、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県御杖村の地域給に関する請願

請願者　奈良県宇陀郡御杖村長　田中一一外八名（第二九五四号）

右の請願は、奈良県御杖村は、三重県境の農山村であるが、榛原、名張両町へはそれぞれ二十八キロ、バス代片道四十五円を要する実情であり、最近の諸統計が明示するように、経済情勢は急転して物価は山村の方が高くなり、従つて公務員の生活は窮乏の極に追いつめられているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県天満村の地域給に関する請願

請願者　奈良県高市郡天満村官公庁職員協議会内　村上誠（第二九五五号）

右の請願は、奈良県天満村は、大和高田市および御所町に隣接しその経済圏内にあつて、諸物価の価格において差異がなく、また今井町、八木町が二級地に指定されている点から考えても本村の一級地のまま取り残されていることは不均衡、不合理であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県葛村の地域給に関する請願

請願者　奈良県南葛城郡葛村長　南勇次（第二九五六号）

右の請願は、奈良県葛村は、県下南部の物資補給の中心地であつて、物と人の動きが大きく活況を呈している反面、物価の高騰は公務員の生活をおびやかしているから、本村の地域給を大淀町、御所町同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県忍海村の地域給に関する請願

請願者　奈良県南葛城郡忍海村字山田　酒井清治外五十一名（第二九五七号）

右の請願は、奈良県忍海村は、南葛城郡の最北端に位し、南は御所町に、北は新庄町に隣接し、経済的諸

条件は両町と全く同様であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県高市村の地域給に関する請願

請願者　奈良県高市郡高市村長　福井磯太郎（第二九五八号）

右の請願は、奈良県高市村は、名所旧跡に富み観光地として知られている土地であるため、産業、経済、交通、文化いずれの面においても隣接畝傍町（二級地）と大差なく、また物価においても差異がないにもかかわらず地域差があるために公務員の確保が困難な実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県葛城村の地域給に関する請願

請願者　奈良県南葛城郡葛城村長　楳田忠雄外三名（第二九五九号）

右の請願は、奈良県葛城村は、御所町（二級地）と五条町（二級地）の中間に位し、物価水準等両町と大差ない実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県阪合村の地域給に関する請願

請願者　奈良県高市郡阪合村長　浦谷真孝外三名（第二九六〇号）

右の請願は、奈良県阪合村は、隣接畝傍町と相交錯し何等事情を異にしていないから、生活水準の向上、最低生活の維持のため、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県伊那佐村の地域給に関する請願

請願者　奈良県宇陀郡伊那佐村長　松岡文三外二名（第二九六一号）

右の請願は、奈良県伊那佐村は、二級地大宇陀、榛原両町に隣接し、経済的諸条件は両町と同様であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県榛原町の地域給に関する請願

請願者　奈良県宇陀郡榛原町榛原郵便局内　子守敬一郎外二十名（第二九六二号）

右の請願は、奈良県榛原町は、現在地域給二級地の指定を受けているが、大阪市に近いため非常に強くその影響を受け、経済的基盤の劣弱にもかかわらず大阪市程度の高水準の日常生活を営まねばならぬ情勢下におかれ、公務員の生活は困窮を増しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県宿田曾村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡宿田曾村長　浜口才次郎外三名（第二九六三号）

右の請願は、三重県宿田曾村は、五ケ所湾内の一漁村であるが、住民の八割は漁業で、またその大部分が遠洋漁業に従事し全面的な消費村であり、日常必需品は宇治山田市、五ケ所、浜島両町から購入するためこれらの地域よりも高く、公務員の生活は困窮しているから、当村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

官庁技術系統職員の取扱に関する請願

請願者　東京都中央区京橋一ノ二大阪商船ビル三階日本科学技術連盟内　八田嘉明（第二九六四号）

右の請願は、科学技術の高度の振興はわが国における今後の発展の絶対条件であるが、これに関する施策は予算の面においてもまた人事行政の面においても旧態依然としていることはなはだ遺憾に堪えないから、行政の科学技術化を図るため、（一）国家公務員の職階制に関する法律に基いて人事院が公布した職種のうち、専門から遊離したものを国会において是正するとともに政府をべんたつして人事院指令を改正し、任用の基準を公正にすること、（二）人事の運営を公正にし、技術系統職員の意向を反映せしめるため、各省に任命権者のし問機関として技術系統職員を含めて人事審議会を設けるよう国家公務員法を改正すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道札幌村の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡札幌村長　島良作（第二九八四号）

右の請願は、北海道札幌村は、札幌市の北部に隣接して文化、交通、経済ともに同市に依存しており、物価指数においても消費者価額においても同市と同等以上であり、現在同市とともに四級地に指定されているが、五級地の指定地区と何ら変るところがない実情であるから、本村の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県足利市の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利市八幡三六八　浅野元重外三十三名（第二九八五号）

右の請願は、栃木県足利市は、古来より機業地として近隣地域との商取引はもち論県外との商取引が盛んであつて、一般の生活水準は高度のものがあり、昭和二十四、二十五両年にわたるCPSにおいても北関東随一を示しており、さらに昭和二十八年度自治庁の指示による都市別宅地平均価格においても本市の価格は上位を示している実情であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県曾根町外三箇町村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県印南郡曾根町長　米田亮吉外二十一名（第二九八六号）

右の請願は、兵庫県曾根、米田、大塩の三箇町および伊保村は、はりま臨海工業地帯の中心地として山陽線加古川、姫路市の中間に位し、東は洗川をへだて荒井村（三級地）に、西は一里を経て姫路市（四級地）に接続し、これらの地域と全く同一の経済ブロックをなし、経済、文化、人情等すべて同一であるから、本四箇町村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その十六）

意見書案
愛媛県岡田村の地域給に関する請願
請願者　愛媛県伊予郡岡田村長　八束英誉外六名（第二九八七号）

右の請願は、愛媛県岡田村は、松前町と松山市の中間にある関係上文化水準も高く、物価、生活程度等松山市および松前町と大差ない実情であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大分県国東町の地域給に関する請願
請願者　大分県東国東郡国東町長　吉武義信外四百八名（第二九八八号）

右の請願は、大分県国東町は、日用必需雑貨の生産工場を有せず、大分、別府、中津等の卸商を経て、京阪、東京等より仕入れるが故に、運賃諸掛りがかさむことは自明の理であるが、特に私鉄たる国東線に依存する輸送のため、特別に高運賃であり、県内事情に通ずるものからみれば「国東は高い」とは常識であつて、物価指数においても大分、別府、中津等の都市を上回つて県下随一であるから、本町の地域給を二級地もしくは三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大分県伊美町の地域給に関する請願
請願者　大分県東国東郡伊美町長　藤原千利外百四名（第二九八九号）

右の請願は、大分県伊美町は、人口約六千、国東半島北部の文化、政治、経済、交通、産業の中心地であつて、北は国立公園姫島および北九州、中国、四国、阪神方面、南は別府市、大分市と交通ひんぱんで、町民の経済事情や消費生活は全くこれらの都市と軌を一にしているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大分県武蔵町の地域給に関する請願
請願者　大分県東国東郡武蔵町長　西村栄一外八十九名（第二九九〇号）

右の請願は、大分県武蔵町は、日用必需雑貨の生産工場を有せず、大分、別府、中津など大都市に店舗を有する卸商を経て京阪神または東京方面より仕入れるがために、運賃諸掛りがかさむことは自明の理であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大分県富来町の地域給に関する請願
請願者　大分県東国東郡富来町長　吉武聡気外八十五名（第二九九一号）

右の請願は、大分県富来町は、一級地国東町と隣接して全く同様な経済条件下にあるから、本町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都府都々城村の地域給に関する請願
請願者　京都府綴喜郡都々城村長　東重三郎外六名（第二九九二号）

右の請願は、京都府都々城村は、京都市へ四キロ、地域給三級地八幡、田辺町、五級地牧方市、四級地宇治市、城陽町に取り囲まれた中にあつて各都市への野菜の供給地であるが、都市との交流が日夜にわたりはげしいため文化、生活水準は高くなり、生活必需品は都市に求め自然的に都市なみの生活状態となつている実情であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山形県の地域給に関する請願
請願者　山形県庁内山形県官公庁地域給寒冷地給対策協議会内村山道雄（第二九九三号）

右の請願は、山形県の地域給指定地の現況は、昨年十一月山形市外十地域が勧告を得、また本年二月米沢市および滝山村を加え二級地三箇所、一級地十四箇所が追加指定を受けたが、本県は東北各県に比較すると最低位にあり、また一方県内の指定地域をみてもいちじるしく不均衡があるから、これが是正のため、山形市外五箇市町を三級地に、上山町外二十八箇町村を二級地に、西郷村外七十八箇町村を一級地にそれぞれ指定おられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都府田原村の地域給に関する請願
請願者　京都府綴喜郡田原村長　住田利夫外五名（第二九九四号）

右の請願は、京都府田原村は、四級地宇治市、三級地城陽、多賀、井手の町村にとり囲まれ宇治茶の産地として知られているが、本村公務員の生活費はこれらの市町村となんら異なるところがない実情であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都府有智郷村の地域給に関する請願
請願者　京都府綴喜郡有智郷村長　長村弁三外五名（第二九九五号）

右の請願は、京都府有智郷村は、京都市、八幡、城陽、田辺町および牧方市にとり囲まれている関係上、文化、生活水準とも高くなり、生活必需品は都市と変りがないため、本村勤務の公務員の生活は困窮をきわめているから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府八幡町の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡八幡町長　吉本伊次郎外五名（第二九九六号）

右の請願は、京都府八幡町は、生活必需物資の全部を京都、大阪から移入しているため、物価は両都市を上回つている実情であるから、同町の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府井手町の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡井手町長　木村延次郎外五名（第二九九七号）

右の請願は、京都府井手町は、京都、奈良へ三十分、大阪へ二十分の近距離にあるため諸物価は、大都市と変らず、日常必需物資は都市以上に高価であるから、同町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府田辺町の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡田辺町長　北川楢太郎外二十二名（第二九九八号）

右の請願は、京都府田辺町は、諸官公庁が多く、またアメリカ軍火薬しようの設置とともに通勤者は日とともに増大し、諸物価においても都市と変りがなく、公務員は高い地域給の支給地から通勤している者が多く、これによつて勤務先によつて地域給差が生じ従つて優秀な人材を得ることは困難となつている現状であるから、本町の実態に即するよう本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府多賀村の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡多賀村長　下村喜平外三名（第二九九九号）

右の請願は、京都府多賀村は、京都市およびその郊外都市に近く交通また至便であるため、文化、生活状態も大差がないにもかかわらず地域給に大きな差があるため、これら都市への転勤希望者が多く、村行政、教育の上に大きなさまたげとなつているから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府宇治田原村の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡宇治田原村長　西出孝太郎外六名（第三〇〇〇号）

右の請願は、京都府宇治田原村の物価は、宇治、京阪神および大津市以上に高価であるから、同村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道旭川市の地域給に関する請願

請願者　北海道旭川市議会議長　信田重外三名（第三〇〇二号）

右の請願は、北海道旭川市は、昭和二十七年六月の地域給改訂にもれ依然として三級地のままであるが、近来の物価の高騰と、保安隊五千名の移駐に伴つて住居費および日常雑貨費が急激に増大し、公務員の生活をますます困難にしているから、当市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道礼文郡船泊村の地域給に関する請願

請願者　北海道礼文郡船泊村大字船泊村字大備二〇二ノ二　小林滝太郎外三名（第三〇〇三号）

右の請願は、北海道船泊村は、わが国最北端の孤島であるが、生活必需品はほとんど他都市からの移入によつているためこれらの都市に比較して四割高となつている実情であるから、本村の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道磯谷村の地域給に関する請願

請願者　北海道磯谷郡磯谷町長　吉田丑蔵外三名（第三〇〇四号）

右の請願は、北海道磯谷村は、耕地が少なく、交通が不便な上、冬期間はバスも杜絶し、物価高であり、また冬期間の諸入費もきわめて多額にのぼる実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道中頓別町の地域給に関する請願

請願者　北海道枝幸郡中頓別町長　浅水辰蔵外三十二名（第三〇二六号）

右の請願は、北海道中頓別町は現在農業経営の中心地となつているが、北海道開発のうち北部天北地帯の開発は最も急を要し、これがためには有用な人材を確保することが必要であるから、国家の要請する北海道の開発を促進するため、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道宗谷村の地域給に関する請願

請願者　北海道宗谷郡宗谷村長　沢内精治外七名（第三〇二七号）

右の請願は、北海道宗谷村は、稚内市に隣接する漁村であるが、交通不便の上、冬季の交通の絶える場合の物価は法外であり、稚内市に比較して二、三割高であり、極寒地としての支出も多額に上るから本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県新城村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県肝属郡新城村長　福永虎男（第三〇二八号）

右の請願は、鹿児島県新城村は、農地も少く生産工業のみるべきものもないため海外に渡航者の多い村であ

つたが、終戦後は引揚者のため住宅は不足し、物価は上昇するばかりであり、その上附近がほとんど地域給の指定を受けている影響も大きく、公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県大根占町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県肝属郡大根占町長　宮里軍吉（第三〇二九号）

右の請願は、鹿児島県大根占町は、人口一万五千を有する南隅地方の文化、産業、交通、経済の中心地であるが、主食の町内供給量は七十パーセントに過ぎず、日常生活必需物資は鹿児島、鹿屋両市および指宿町から移入せられ、町民の生活費はこれら両市と何ら変るところがない実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県川北村の地域給に関する請願

請願者　石川県能美郡川北村長　山田善治外七名（第三〇三〇号）

右の請願は、石川県川北村は、井野町ならびに山上村に接続し、これら町村と地理、社会、教育、経済的条件事情を同じくしている上、地域給支給地から村への通勤者も多い実情にかんがみ、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県百石町の地域給に関する請願

請願者　青森県上北郡百石町教職員組合内　佐藤健正外六名（第三〇三一号）

右の請願は、青森県百石町は、国連軍駐留地である市川村水目沢と大三沢駐留地の中間に位し、八戸市、大三沢町と同一経済圏内の中央を占めているため、最も大きくその影響を受け住民の生活費は増大の一途をたどつている現状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二〇九号　栃木県大田原町の地域給に関する陳情

第二一一号　山口県奈古町の地域給に関する陳情

第二一二号　山口県城南村の地域給に関する陳情

第二三一号　山口県麻里府村の地域給に関する陳情

第二三七号　山口県麻郷村の地域給に関する陳情

第二三九号　岡山県万富町の地域給に関する陳情

第二九二号　大阪府枚岡町の地域給に関する陳情

第二九八号　岩手県厳美村の寒冷地手当に関する陳情

第三〇二号　熊本県今津村の地域給に関する陳情

第三一一号　熊本県維和村の地域給に関する陳情

第三二六号　鹿児島県鹿屋市の地域給に関する陳情

第二四五号　愛媛県郡中町の地域給に関する陳情

第三四六号　愛媛県三内村の地域給に関する陳情

第三四七号　愛媛県荏原村の地域給に関する陳情

第三四八号　愛媛県拝志村の地域給に関する陳情

第三四九号　愛媛県坂本村の地域給に関する陳情

第三五〇号　愛媛県小野村の地域給に関する陳情

第三五一号　愛媛県南吉井、北吉井両村の地域給に関する陳情

第三五二号　愛媛県松前町の地域給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

人事委員会陳情特別報告第二号

栃木県大田原町の地域給に関する陳情

第二〇九号　栃木県那須郡大田原町長　益子万吉外三十名提出

山口県奈古町の地域給に関する陳情

第二一一号　山口県阿武郡奈古町奈古郵便局内　池田良作外六名提出

山口県城南村の地域給に関する陳情

第二一二号　山口県熊毛郡城南村長　吹田悦外一名提出

山口県麻里府村の地域給に関する陳情

第二三一号　山口県熊毛郡麻里府村長　林茂外一名提出

山口県麻郷村の地域給に関する陳情

第二三七号　山口県熊毛郡麻郷村長　前田隆輔提出

岡山県万富町の地域給に関する陳情

第二三九号　岡山県赤磐郡万富町長　山本寿喜太外一名提出

大阪府枚岡町の地域給に関する陳情

第二九二号　大阪府中河内郡枚岡町長　吉岡市次郎外十名提出

岩手県厳美村の寒冷地手当に関する陳情

第二九八号　岩手県西磐井郡厳美村教育委員会内　佐藤丹右衛門提出

熊本県今津村の地域給に関する陳情

第三〇二号　熊本県天草郡今津村長　石兼武雄外四名提出

熊本県維和村の地域給に関する陳情

第三一一号　熊本県天草郡維和村長　九里山政人外十一名提出

鹿児島県鹿屋市の地域給に関する陳情

第三二六号　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名提出

愛媛県郡中町の地域給に関する陳情

第三四五号　愛媛県伊予郡郡中町長　城戸豊吉提出

愛媛県三内村の地域給に関する陳情

第三四六号　愛媛県温泉郡三内村長　大鐘晴市外七名提出

愛媛県荏原村の地域給に関する陳情

第三四七号　愛媛県温泉郡荏原村長　水口通文外三名提出

愛媛県拝志村の地域給に関する陳情

第三四八号　愛媛県温泉郡拝志村長　井上佳雄提出

愛媛県坂本村の地域給に関する陳情

第三四九号　愛媛県温泉郡坂本村長　二神一恵外六名提出

愛媛県小野村の地域給に関する陳情

第三五〇号　愛媛県温泉郡小野村長　牧恒一外三名提出

愛媛県南吉井、北吉井両村の地域給に関する陳情

第三五一号　愛媛県温泉郡南吉井村長　近藤勝外三名提出

愛媛県松前町の地域給に関する陳情

第三五二号　愛媛県伊予郡松前町全官公庁連絡協議会内　三輪栄提出

右十九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

意見書案

栃木県大田原町の地域給に関する陳情

陳情者　栃木県那須郡大田原町長　益子万吉外三十名（第二〇九号）

右の陳情は、栃木県大田原町は、那須、塩谷両郡の政治、経済、文化の中心地であるが、地理的にみて本町の中心地はおしくも東北本線西那須野駅から東に四キロも離れており私鉄またはバスの利用を余儀なくされている関係上、新興都市としての発展の必然性を有しながらもこれらの悪条件が原因となつて物資の交流は阻害され発展はおろか物価の高騰をきたしている現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県奈古町の地域給に関する陳情

陳情者　山口県阿武郡奈古町奈古郵便局内　池田良作外六名（第二一一号）

右の陳情は、山口県奈古町は、萩市の北東約十二キロに位し、萩文化圏内にあつて生活必需品はもち論文化施設のほとんどを萩市に依存しているため、諸物価は同市を上回る実状であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県城南村の地域給に関する陳情

陳情者　山口県熊毛郡城南村長　吹田悦外一名（第二一二号）

右の陳情は、山口県城南村は、光市柳井町に隣接し、経済的にも密接な関係を有する純消費村であり、また政治、文化、産業、教育の中心的重要な位置を占めている関係上、人事往来が頻繁して商業の隆盛に拍車をかけている現状であり、従つて諸物価特に生活必需品の物価が必然的に上昇の一途をたどつているため公務員の生活はいちじるしく困窮の状態であるから、本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県麻里府村の地域給に関する陳情

陳情者　山口県熊毛郡麻里府村長　林茂外一名（第二三一号）

右の陳情は、山口県麻里府村は、熊南地区の経済、文化、教育の交流地であるため、自然人事の往来が繁く、また生活必需品のすべてを隣接都市から移入している関係上、物価は光市、および平生町、田布施町等より一、二割高い実情にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県麻郷村の地域給に関する陳情

陳情者　山口県熊毛郡麻郷村長　前田隆輔（第二三七号）

右の陳情は、山口県麻郷村は、熊毛郡の経済、教育、行政の中心地田布施町および平生町に隣接し、自然人事の往来もひん繁であり、かつ光市、柳井町等の消費地に近接している関係上農村の形態をなしている反面農産物等の価格はこれら消費地と変るところがなく、商品においてはこれら消費地から仕入れるためかえつて高価な実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県万富町の地域給に関する陳情

陳情者　岡山県赤磐郡万富町長　山本寿喜太外一名（第二三九号）

右の陳情は、岡山県万富町は、山陽線万富駅を中心の盆地を形成した農工商の町であり、近接する岡山市以東三石町に至る各駅附近地域全般が一級地または二級地として指定を受けており、また隣接の一級地瀬戸町とは経済状態において何等異るところがなく、さらに本町の生活物資の大部分を岡山市に依存しているため、物価は相当の高値を示し、公務員の経済生活にいちじるしく影響しているから、本町を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府枚岡町の地域給に関する陳情

陳情者　大阪府中河内郡枚岡町長　吉岡市次郎外十名（第二九二号）

右の陳情は、大阪府枚岡町は、大阪、布施両市に近く、累年の各種文化施設の増設とともに、その生活水準は最高位に達し、現在町であるがその地域面積ならびに人口等からみればなんら衛生都市に劣るところがなく、文化水準の向上とともに完全な消費都市であつて物価も布施市を上回る実情であるから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県厳美村の寒冷地手当に関する陳情

陳情者　岩手県西磐井郡厳美村教育委員会内　佐藤丹右衛門（第二九八号）

右の陳情は、岩手県厳美村は、奥羽山脈中央部のふもとに位し、海抜百二十六メートル、平均気温二・六度、平均最深積雪七十一センチであり、面積が広く、かつ部落が散在している関係上、本村役場から約二十二キロも離れた開こん地にまで分校があり、本村の交通状況が冬期間においては特に悪く、かつ生活必需品のほとんど一関市から移入しているため、生活費は都市と何等異るところがないから、本村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県今津村の地域給に関する陳情

陳情者　熊本県天草郡今津村長　石兼武雄外四名（第三〇二号）

右の陳情は、熊本県今津村は、天草上島における海陸連絡の要衝にあたり、官公庁十二を数え、また石材の産地として知られているが、主食は自給ができず、その他の生活必需品も移入にたよるため高価で公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を上枠、中村同様地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県維和村の地域給に関する陳情

陳情者　熊本県天草郡維和村長　九里山政人外十二名（第三三一号）

右の陳情は、熊本県維和村は、生産物のみるべきものがなく主食は年間消費の二割強にとどまり生活必需品の全部を熊本、八代方面から移入しているが、離島維和村の物価は地理的悪条件によつてはなはだ高く公務員の生活の実情はみるに忍びないものがあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県鹿屋市の地域給に関する陳情

陳情者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名（第三二六号）

右の陳情は、鹿児島県鹿屋市においては、産業経済の振興に重点を置き交通文化の興隆発展を期しているが、今や人口も六万四千を数え、公務員三千名、保安隊員四千名、その消費物資も大量にのぼり従つて物価も高騰し、公務員の生活は困窮しているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県郡中町の地域給に関する陳情

陳情者　愛媛県伊予郡郡中町長　城戸豊吉（第三四五号）

右の陳情は、愛媛県郡中町は、松山市に隣接して、同市と不離一体の関係にあつて、諸物資の取引は、同市と何等異るところがないから、本町を松山市同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意

の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県三内村の地域給に関する陳情

陳情者　愛媛県温泉郡三内村長　大窪晴市外七名（第三四六号）

右の陳情は、愛媛県三内村は、松山市に近隣して文化ならびに経済的諸条件は同市と同様であるから、本村を地域給三級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県荏原村の地域給に関する陳情

陳情者　愛媛県温泉郡荏原村長　水口通文外三名（第三四七号）

右の陳情は、愛媛県荏原村は、松山市に近接し、物価、生活水準等同市と何等差異ない実状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県拝志村の地域給に関する陳情

陳情者　愛媛県温泉郡拝志村長　井上佳雄（第三四八号）

右の陳情は、愛媛県拝志村は、松山市の郊外地として物価、生活水準等同市と大差ない実状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県坂本村の地域給に関する陳情

陳情者　愛媛県温泉郡坂本村長　二神一恵外六名（第三四九号）

右の陳情は、愛媛県坂本村は、県都松山市に近接して文化ならびに経済的諸条件は同市と同様であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県小野村の地域給に関する陳情

陳情者　愛媛県温泉郡小野村長　牧恒一外三名（第三五〇号）

右の陳情は、愛媛県小野村は、松山市に汽車で二十分、バスで十五分の近接地で、本村民の多くは松山市に通学就職しているため、本村の生産、消費、娯楽等の文化生活はほとんど松山市と同様である。加うるに生活必需品の大半は松山市を経て移入される関係上、平均物価はむしろ松山市より高い実状にある。しかるに松山市への通勤者は三級地の給与を受けているのに、本村内の俸給者は地域給を受けていないため、本村俸給者の生活は非常に困窮しているから、本村を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県南吉井、北吉井両村の地域給に関する陳情

陳情者　愛媛県温泉郡南吉井村長　近藤勝外三名（第三五一号）

右の陳情は、愛媛県南吉井、北吉井両村は、松山市東方に近接し、同市とは不可分関係にあり、物価指数も同等以上であるから、両村を地域給三級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県松前町の地域給に関する陳情

陳情者　愛媛県伊予郡松前町全官公庁連絡協議会内　三輪栄（第三五二号）

右の陳情は、愛媛県松前町は、三級地松山市と川一筋を隔てて隣接し、生活、文化、経済、地域的位置において全く同一水準にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

昭和二十八年八月十日　参議院会議録附録（その十六）　審査報告書（第三十二号参照）

一議院の会議に付するを要するもの。

第一八五号　公営、自家両発電に関する請願

第一九〇二号　特定中小企業の安定に関する臨時措置法中一部改正に関する請願

第一五三六号　石炭産業の危機打開に関する請願

第一六六三号　中小企業維持育成に関する請願

第一七一七号　愛媛県四国通商産業局近永アルコール工場存置に関する請願

第一八四七号　中小企業の金融対策等に関する請願

第一九二四号　木造船の中国輸出許可に関する請願

第一九四〇号　長野県十ノ原における硫黄採掘反対の請願

第二五一二号　電気料金引上げ反対に関する請願

第二五四〇号　炭鉱危機打開に関する請願

第二六六三号　中国への鉄道車両輸出等許可に関する請願

第二七一九号　鉄道車両輸出振興に関する請願

第二七九七号　真珠貝ボタン工業の危機打開に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

通商産業委員会請願特別報告第一号

公営、自家両発電に関する請願

第一八五号　新潟県議会議長　児玉竜太郎提出

石炭産業の危機打開に関する請願

第一五三六号　東京都港区芝三田四国町二ノ六日本鉱山労働組合内　重枝琢巳提出

中小企業維持育成に関する請願

第一六六三号　大阪府浪速区水崎町四〇株式会社中山太陽堂事務所内社団法人大阪実業協会長　中山太一外二名提出

愛媛県四国通商産業局近永アルコール工場存置に関する請願

第一七一七号　愛媛県北宇和郡愛治村長　青木良忠外八十四名提出

中小企業の金融対策等に関する請願

第一八四七号　東京都中央区京橋一ノ一〇商工組合中央金庫内社団法人日本中小企業団体連盟会内　豊田雅孝提出

木造船の中国輸出許可に関する請願

第一九二四号　東京都千代田区霞ケ関三ノ三日本木造船協議会内　森谷新一外五名提出

長野県十ノ原における硫黄採掘反対の請願

第一九四〇号　長野県小県郡神川村長　掘込義雄外十名提出

電気料金引上げ反対に関する請願

第二五一二号　島根県議会議長　中島竜一提出

炭鉱危機打開に関する請願

第二五四〇号　福島県石城郡勿来町長　青天目信治郎外一名提出

中国への鉄道車両輸出等許可に関する請願

第二六六三号　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本鉄道車両工業協会内　岡田五郎外十六名提出

鉄道車両輸出振興に関する請願

第二七一九号　東京都千代田区丸ノ内一ノ一鉄鋼ビル八階日本鉄道車両輸出組合内　徳永晋作外一名提出

真珠貝ボタン工業の危機打開に関する請願

第二七九七号　大阪市天王寺区大道三ノ六七全国輸出貝釦工業協同組合理事長　福山幾蔵提出

右一二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿

意見書案
公営、自家両発電に関する請願
請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第一八五号）

右の請願は、政府においては、新設水力発電設備に関する昭和二十八年度の電力割当にあたり、公営発電を行う地方公共団体が特定企業に供給しうる電力量を、その発電量の三割程度にとどめ、また自家発電については、その発電量の五割程度を従来当該企業が所要する電力量から控除する方針をとられるようにそく聞しているが、かかる措置は、公営および自家発電を奨励する本旨に反するばかりでなく、発電を行う企業の開発意欲を、減退させる虞があるから、公営発電については、その発電量の五割以上の特定供給を認め、また自家発電については発電全量を自家用に供しうる措置を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
石炭産業の危機打開に関する請願
請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ六日本鉱山労働組合
内　重枝琢己（第一五三六号）

右の請願は、石炭産業はいちじるしく相対的過剰現象を呈し、国家的にも、社会的にも憂慮すべき事態に陥つているから、その危機打開の恒久対策として、総合的石炭政策の樹立、国内炭に対する有効需要の開拓および合理化、機械化、新坑開発等のための長期国家資金の融資等の措置を講ずると同時に、応急対策として、外国炭輸入の制限、重油輸入の制限、貯炭および中小炭鉱への融資、労働不安の除去、炭鉱労働者の失業防止等につき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中小企業維持育成に関する請願
請願者　大阪市浪速区水崎町四〇株式会社中山太陽堂事務所内社団法人大阪実聯協会長　中山太一外二名（第一六六三号）

右の請願は、現下の中小商工業の状況はこのままの推移にまかすときは、はなはだ憂慮すべき事態に立ち至るおそれがあるから、労働者に対して労働立法があつて保護されているように、中小商工業者に対しても独占禁法を改正し、または特別法を制定して、同一製造業者の同一製品についての価格協定を認め小売業者が生活の維持に必要な最低のマージンを確保し得るよう中小企業の維持育成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛媛県四国通商産業局近永アルコール工場存置に関する請願
請願者　愛媛県北宇和郡愛治村長　青木良忠外八十四名（第一七一七号）

右の請願は、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘しよの品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地方農民は甘しよ販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存廃は、当地方商工関係者ことに農民にとつて死活の重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中小企業の金融対策等に関する請願
請願者　東京都中央区京橋一ノ一〇商工組合中央金庫内社団法人日本中小企業団体連盟会
内　豊田雅孝（第一八四七号）

右の請願は、最近の国際的、国内的政治経済の不安定は、わが国の中小企業に重圧を加え、中小企業はいまだかつてない程の苦難に当面しているから、これが解決のため、(一)金融対策、(二)税制改正、(三)中小企業等協同組合法の改正、(四)独占禁止法の改正、(五)労働基準法の改正等をすみやかに実現するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
木造船の中国輸出許可に関する請願
請願者　東京都千代田区霞ケ関三ノ三日本木造船協議会内
森谷新一外五名（第一九二四号）

右の請願は、木造船の輸出は、現行の輸出貿易管理令によつて禁止されているため、木造船業界の困窮はその極に達しており、一方木造船は戦略物資ではなく、資材は国内産であり、その原価格の三十四パーセントまでが労賃であるばかりでなく、木造船の輸出は本業界の四万人に及ぶ失業者を救済でき、国際競争には技術的、地理的にきわめて有利な立場にあるから、木造船の中国輸出を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
長野県十ノ原における硫黄採掘反対の請願
請願者　長野県小県郡神川村長　堀込義雄外十名（第一九四〇号）

右の請願は、長野県小県郡長村十ノ原において行われている硫黄試掘地区は、同郡下一市十箇村十万住民に水を供給する神川の水源地であるため、硫黄の採掘によりこの水系に鉱毒が流されると十万の住民は飲用水を失い、また水田の収穫も皆無となつて、生存権に重大影響を受けるから、硫黄採掘に反対であるから、適当の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
電気料金引上げ反対に関する請願
請願者　島根県議会議長　中島竜一（第二五一一号）

右の請願は、電気料金は、数次にわたり値上げされたにもかかわらずまたまた料金値上げの計画を進めている由であるが、電力は国民の生活上衣食に次ぐ必需性をもつものであり、また現段階においては会社自体の経営の合理化によつて容易に解決し得る問題であつて、これを需要者に転嫁して値上げを強行することは国民生活を脅かすばかりでなく産業の発展をも阻止する結果となるから、かかる計画を事前に防止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
炭鉱危機打開に関する請願
請願者　福島県石城郡勿来町長　青天目信治郎外一名（第二五四〇号）

右の請願は、福島県勿来町は、人口一万七千余を有するかつての大半が、中小炭鉱業の従業員が占めており、従つて炭鉱の盛衰は直接町勢に影響している。最近外炭、重油等の輸入、需要家の重油への切替および夏枯れによる需要の減退等諸種の悪条件のため中小炭鉱の操業停止、企業の縮小等により失業者が漸増したださえ困難な町財政ではこれが負担は不可能であるから、本町救済のため格別の援助を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中国への鉄道車両輸出等許可に関する請願
請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本鉄道車両工業協会
内　岡田五郎外十六名（第二六六三号）

右の請願は、わが国の鉄道車両工業は、戦後満州、中国の市場を失い東南ア、南米等の新市場の開拓に鋭意

努力を払つているが、各種のあい路にはばまれ未だ所期の成果を挙げるに至らず、一方国内需要にも限度があり、ために目下生産能力の実は五十パーセントが休止の状態であるから、全面的に鉄道車両の対中国への輸出許可が得られないまでも市内電車、トロリーバスを始め客車、小型の入換用機関車、小型電気機関車、普通貨車ならびに各種部品等の中国への輸出を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鉄道車両輸出振興に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一鉄鋼ビル八階日本鉄道車両輸出組合内　徳永晋作外一名（第二七一九号）

右の請願は、現在鉄道車両に対しては、海外から年額三、四百億円に上る引合があり、鉄道車両の輸出はプラントものの中においてももつとも有望な輸出品目とされているが、遺憾ながらコスト高のため引合の割には成約をみるものはきわめて少い現状であるから、これが輸出振興策として、特に輸出入銀行の金利を三分に引き下げ、かつ同行の単独融資を実施するとともに、最近の鉄道車両輸出に特徴的な決算条件の長期化に即応して融資期間ならびに設備輸出為替損失補償法の補償期間をそれぞれ十年から十五年に延長し、また輸出信用保険（特に乙種）の付保率を百パーセントに引き上げ、信用保険の保険料ならびに補償法の補償料を可及的低率に引き下げる等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

真珠貝ボタン工業の危機打開に関する請願

請願者　大阪市天王寺区大道三ノ六七全国輸出貝釦工業協同組合理事長　福山幾蔵（第二七九七号）

右の請願は、今回政府においては、国策により真珠貝採取株式会社をしてあらふら海において採貝せしめ、近く帰港せられるに就いては、これら真珠貝のまま国外に輸出することは、わが国の輸出貝ボタン工業に壊滅的打撃を与える虞があるから、適切なる行政措置を講じてこれが加工による数倍の外貨を獲得されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願特別報告第二号

特定中小企業の安定に関する臨時措置法中一部改正に関する請願

第一四〇二号　神戸市生田区北長狭通五ノ一九ノ四繊維貿易問屋街三〇番館社団法人日本燐寸工業会館理事長　森一郎外一名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

意見書

特定中小企業の安定に関する臨時措置法中一部改正に関する請願

請願者　神戸市生田区北長狭通五ノ一九ノ四繊維貿易問屋街三〇番館社団法人日本燐寸工業会館理事長　森一郎外一名（第一四〇二号）

右の請願は、特定中小企業の安定に関する臨時措置法は、その立法趣旨が高まいであるにもかかわらずその目的達成の不可欠要件が欠如しているために調整組合の運営は困難であり、所期の効果を挙げるに至つていないから、(一)本法を恒久立法とすること、(二)新規開業の抑制措置に関する規定を設けること、(三)本法第二十九条の規定する勧告および命令条項を改正すること、(四)調整組合に価格協定、共同販売その他経済活動を許容すること、(五)調整組合に対する融資措置を講ずること等について本法を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十八年七月二十九日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

通商産業委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一八一号　福岡県の石炭鉱業対策に関する陳情

第一九四号　電気料金値上げ反対に関する陳情

第二〇三号　石炭価格引下げ対策に関する陳情

第二〇四号　貿易振興に関する陳情

第二〇五号　特定中小企業の安定に関する臨時措置法中一部改正の陳情

第二三六号　電柱敷地補償料引上げに関する陳情

第二六六号　中小炭鉱の危機打開対策に関する陳情

第二九七号　石炭産業の危機打開に関する陳情

第三二四号　電力料金地域差撤廃に関する陳情（二通）

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

通商産業委員会陳情特別報告第一号

福岡県の石炭鉱業対策に関する陳情

第一八一号　福岡県知事　杉本勝次提出

電気料金値上げ反対に関する陳情

第一九四号　島根県松江市殿町一島根県町村会内　木佐徳之助提出

石炭価格引下げ対策に関する陳情

第二〇三号　大阪市北区宗是町一関西経済連合会内　関桂三提出

貿易振興に関する陳情

第二〇四号　兵庫県議会議長有沢与七提出

電柱敷地補償料引上げに関する陳情

第二三六号　福岡市須崎土手町一八ノ一福岡県指導農業協同組合連合会長理事　井上文平提出

中小炭鉱の危機打開対策に関する陳情

第二六六号　福岡県議会議長田中保蔵提出

石炭産業の危機打開に関する陳情

第二九七号　東京都中央区銀座八ノ一三菱銀行二階全国石炭同業連合会内　野村宗一郎外三十四名提出

電力料金地域差撤廃に関する陳情（二通）

第三二四号　岡山県議会議長蜂谷初四郎外一名提出

右八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

意見書案

福岡県の石炭鉱業対策に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第一八一号）

右の陳情は、最近の石炭事情は、ますます悪化の度を加え、出炭は上昇の途をたどつているも、貯炭が激増し、福岡県では戦後最大のものとなつており、今後ますます増大する見込みでこのまま放置すれば、炭鉱従業員の大量解雇による社会不安と貯炭に伴う金融の窮迫とは経済界および社会上に重大な影響を及ぼすことになり、加えて今次福岡地方を襲つた豪雨は県下石炭鉱業にじん大な被害を与え新たな負担を加重しているから、石炭需給対策の実施、高炭価引下げを促進する税制改革による減税ならびに復金債務の償還延期その他金融対策の実施化等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気料金値上げ反対に関する陳情

陳情者　島根県松江市殿町一島根県町村会内　木佐徳之助（第一九四号）

右の陳情は、電気事業分断による再編成以来既に二回にわたり大幅な料金値上げが行われたが、最近新聞の報道によると全国各電力会社は更にこの度料金値上げのため目下検討中のよしであるが、もしこれが実現するときは産業の振興を阻害し国民大衆の福祉に重大な影響を与えるから許可せぬよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭価格引下げ対策に関する陳情

陳情者　大阪市北区宗是町一（関西経済連合会内　関桂三）（第二〇三号）

右の陳情は、わが国輸出不振の最大原因である産業のコスト高を打開するためには石炭の価格引下げが必要であるが、現在貯炭増の傾向にもかかわらず高炭価は依然解決されない状態にあるから、当面の石炭価格引下げ対策として能率的、低コストは炭坑により低廉、良質な石炭供給態勢を促進するために合理化の確固たる見透しのある優良炭坑を重点的に選択し外国炭の輸入増大、石炭から重油への転換促進に助成措置を講じ、併せて長期的な根本対策として優良炭坑に重点的に財政投資を行い、その金利負担軽減を図り、その元本を一定期間棚上げするとともに減税措置として坑道掘進費の損金処理、追加投資引当金の設定、鉱害賠償引当金の損金処理等を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

貿易振興に関する陳情

陳情者　兵庫県議会議長　有沢与七（第二〇四号）

右の陳情は、貿易の振興が、わが国経済自立のための根本問題であるにもかかわらずその政策が常に浮動し確固たる方針がないため業界に与える混乱も少ないと思われるから、今後経済外交を強力推進し、海外市場の開拓を図り、貿易振興に関する基本政策の確立を図ることがわが国刻下の急務であるから、貿易商社の育成強化、為替金融の円滑化、輸出信用保険制度の拡充強化、課税負担の軽減、自己資本の増強および国際港都市神戸に公館等の設置と貿易促進を図るため関西の貿易センター神戸に輸出入の許可承認等の権限をもつ貿易機関の設置等、総合貿易政策を早急に樹立し、貿易振興の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電柱敷地補償料引上げに関する陳情

陳情者　福岡市須崎土手町一八ノ一福岡県指導農業協同組合連合会長理事　井上文平（第二三六号）

右の陳情は、農村に建設せられた電柱は農作業上はなはだ不利不便であるにもかかわらずこれが敷地補償料について公益事業の名の下に何等の考慮が払われず適正なる補償を欠いたが、昭和二十六年度において多少の増額の実現もみたが未だ適正なる額ではないから、(一)電柱敷地補償料を一本につき、鉄塔二百二十五円、鉄柱百五十円、木柱七十五円、支線七十五円に引き上げること、(二)線下補償料については充公実情を考慮して価格を決定すること、(三)永年無償契約は解除すること等、電力会社所管電柱敷地補償料をすみやかに引き上げるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小炭鉱の危機打開対策に関する陳情

陳情者　福岡県議会議長　田中保蔵（第二六六号）

右の陳情は、福岡県における重要産業である石炭鉱業、とくに中小資本をもつて経営する中小炭鉱は空前の危機を招来し、石炭鉱業存立の重大な岐路に立つているから、これら中小炭坑の危機を打開し振興を図るため、(一)中小企業が真にわが国経済の基幹となり得るための諸方策樹立、(二)国内産業は国内産石炭で賄うことを基本として需要供給の計画樹立、(三)重油および外国炭の無計画輸入の制限、(四)中小炭坑の生産費低下、品質引上げと経営安定のため大手資本炭坑所有鉱区を中小炭坑に分割解放、(五)復興、拡充、新企業に関する国の責任による金融政策の確立、(六)中小炭坑の危機打開を労働者の犠牲によることなく炭坑労働者の職務防衛と生活安定の保証対策等を早急かつ強力に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭産業の危機打開に関する陳情

陳情者　東京都中央区銀座八ノ一三菱銀行二階全国石炭同業連合会内　野村宗一郎外三十四名（第二九七号）

右の陳情は、石炭鉱業は、いまや貯炭の増大と炭価引下げ問題との挟撃を受け、金融上相当の打撃をこうむり中小炭鉱の多数が休廃坑の危機に直面しているから、石炭需給の調整ならびに炭価引下げについて緊急対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電力料金地域差撤廃に関する陳情（二通）

陳情者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎外一名（第三一四号）

右の陳情は、電気事業再編成以来再度にわたる電気料金の値上げによりその地域差はいよいよ激しくなり、当中国地区は最低地区に比し平均して二、七七倍、需要区分或は業種によつて三乃至四倍になつている現状であるから、今回の電気事業法等の改正に当つては、(一)西日本の電源地域の急速なる開発を実施すること、(二)水火力調整金を増額し、地帯間融通電力を増加し、低れんな水力料金により供給を受けられるよう措置すること、(三)電気税の廃止、もし廃止が困難ならばこれを従量制度に改め、かつ、税負担の軽減方策を講ずること等をすみやかに実現し、電気料金の地域差を撤廃するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会陳情特別報告第二号

特定中小企業の安定に関する臨時措置法中一部改正の陳情

第二〇五号　神戸市生田区北長狭通五ノ一九ノ四日本燐寸調整組合内　永木広次外一名（第二〇五号）

右の陳情は、特定中小企業の安定に関する臨時措置法は、その立法趣旨が高まいであるにもかかわらず、その目的達成のための不可欠要件が欠如しているため、調整組合の運営は困難であり、所期の効果を挙げるに至つておらないから、(一)本法を恒久立法とすること、(二)新規開業の抑制措置に関する規定を設けること、(三)本法第二十九条に規定する勧告および命令条項を改正すること、(四)調整組合に価格協定、共同販売その他経済活動を許容すること、(五)調整組合に対して融資措置を講ずること等について本法を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十八年七月二十九日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一九四五号　昭和二十八年度海外引揚者に対する諸課税猶予の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員長　常岡　一郎

参議院議長河井彌八殿

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会請願特別報告第一号

昭和二十八年度海外引揚者に対する諸課税猶予の請願

第一九四五号　岐阜市長良南町一三〇　森崎僚外二名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要

するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十八年七月二十九日
中共地域からの帰還者援護に関する特別委員長　常岡　一郎
参議院議長河井彌八殿

意見書案
昭和二十八年海外引揚者に対する諸課税猶予の請願
請願者　岐阜市長良　南町一三〇　森崎僚外二名（第一九四五号）
右の請願は、終戦を海外に迎えてより八年の長きにわたり抑留の生活を中共人民政府の治下に送り、筆舌に尽し難い忍従の生活を重ねて今回漸く帰国できた海外引揚げ同胞に対し、その更生促進の一助として当分の間すべての納税義務を猶予せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会陳情審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一九号　中共地区からの帰還者援護に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十八年七月二十九日
中共地域からの帰還者援護に関する特別委員長　常岡　一郎
参議院議長河井彌八殿

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会陳情特別報告第一号
中共地区からの帰還者援護に関する陳情
第一九号　岐阜県議会議長　松野幸泰提出

右一件の陳情は、内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十八年七月二十九日
中共地域からの帰還者援護に関する特別委員長　常岡　一郎
参議院議長河井彌八殿

意見書案
中共地区からの帰還者援護に関する陳情
陳情者　岐阜県議会議長　松野幸泰（第一九号）
右の陳情は、中共地区からの帰還者の援護について、(一)帰還者中には鉄道関係技術者が相当数あるから思想堅固で身体強健な者は国鉄において優先的に採用すること、(二)り病者の退院後の定着地への輸送は国の責任において行うこと等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

〔第三十五号参照〕
審査報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　堂森　芳夫
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
常岡　一郎　横山　フク
西岡　ハル　廣瀬　久忠
榊原　亨　大谷　瑩潤
湯山　勇

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、旧国家総動員法に基いて設立された船舶運営会の運航する船舶に乗り組んでいた船員及びその遺族を新たに援護し、年金額の改訂等を行うとともに、恩給法の一部を改正する法律の施行に伴い、戦傷病者戦没者遺族援護法による年金と恩給との調整をしようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
恩給法との調整を図るとともに遺族援護の強化を図り得る利益がある。
三、費用
本法施行のため、昭和二十八年度予算において約二十九億円を計上している。

審査報告書
らい予防法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年八月一日
厚生委員長　堂森　芳夫
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
西岡　ハル　高野　一夫
榊原　亨　大谷　瑩潤
廣瀬　久忠　有馬　英二
中山　壽彦　常岡　一郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もつて公共の福祉の増進を図るため、あらたにらい予防法を制定しようとするものであつて妥当な措置であるが別紙のような附帯決議を附した。
二、事件の利害得失
本法の施行によつて、らい予防の徹底を期するとともに患者の医療並びにその福祉を図ることができる利益がある。
三、費用
本法施行に関する費用として昭和二十八年度予算に十二億八千八百三十三万円を計上している。

附帯決議
一、患者の家族の生活援護については、生活保護法とは別建の国の負担による援護制度を定め、昭和二十九年度から実施すること。
二、国立のらいに関する研究所を設置することについても同様昭和二十九年度から着手すること。
三、患者並びにその親族に関する秘密の確保に努めるとともに、入所患者の自由権を保護し、文化生活のための福祉施設を整備すること。
四、外出の制限、秩序の維持に関する規定については、適正慎重を期すること。
五、強制診断、強制入所の措置については人権尊重の建前にもとづきその運用に万全の留意をなすこと。
六、入所患者に対する処遇については慰安金、作業慰労金、教養娯楽費、賄費等につき今後その増額を考慮すること。
七、退所者に対する更正福祉制度を確立し、更正資金支給の途を講ずること。
八、病名の変更については十分検討すること。
九、職員の充実及びその待遇改善につき一段の努力をすること。
以上の事項につき近い将来本法の改正を期するとともに本法施行に当つてはその趣旨の徹底、啓蒙宣伝につき十分努力することを要望する。

審査報告書
法人税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年八月三日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
三木與吉郎　前田　久吉
小林　政夫　山本　米治
土田国太郎　西川甚五郎
藤野　繁雄　青柳　秀夫
木内　四郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、今次の税制改正の一環として、法人税について、法人の清算所得に対し新たに法人税を課税することとするとともに、益金に算入しない配当等の計算方法を改め、又、外国で納付した法人税に相当する税を控除することとしようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
法人税の課税の適正化及び簡素化等に資し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
所得税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年八月三日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
三木與吉郎　前田　久吉
小林　政夫　山本　米治
土田国太郎　西川甚五郎
藤野　繁雄　青柳　秀夫
木内　四郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、今次の税制改正の一環として、所得税について基礎控除、扶養控除、給与所得控除の限度額、生命保険料控除の限度額及び退職所得の控除限度額の引上、医療費控除、勤労学生控除及び青色申告者の専従者控除の範囲の拡張並びに低額所得者に対する税率の引下、富裕税の廃止に伴う最高税率の引上を行い、有価証券の譲渡に因る所得を非課税とし、又、山林所得、譲渡所得及び一時所得について、租税負担の軽減と課税

の簡素化を図るとともに、確定申告書の提出期限及び第三期の納期限を半月繰り下げ、その他賞与に対する源泉徴収税額の算出率表を設ける等源泉徴収事務の簡素化を図る措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認めるが、委員会において左の附帯決議を行つた。

附帯決議

法第三条の二及び第四十六条の三の規定の施行は、中小企業法人の組織と発達とに極めて重大なる影響を及ぼすものと考えられる。

よつてその適用に当つては、当該地方における所轄官公庁及び所属団体の代表者並びに学識経験者からなる諮問機関を設け、十分その意見を聴取する等機宜の措置を講じ、もつていささかも中小企業法人の発達を阻害するが如きことなきよう万遺憾なきを期せられたい。

二、事件の利害得失

所得税負担の軽減と課税の適正化及び簡素化に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

（衆議院送付）

審査報告書

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月三日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

三木與吉郎　前田　久吉
小林　政夫　山本　米治
土田國太郎　西川甚五郎
藤野　繁雄　青柳　秀夫
木内　四郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、預金の利子等の源泉選択課税の税率を引き下げ、同族会社に対する積立金についての非課税限度を引き上げるとともに、新たに輸出損失準備金制度を創設し、海外支店設置費の特別償却の制度を設け、食糧の増産に資するため、開墾した土地から生ずる米麦等の農産物の所得に対する所得税を免除し、協同組合の経営の合理化に資する協同事業用機械等の特別償却の制度を設ける外、山林所得に対する課税の簡素化を図るため概算経費控除の制度を設ける等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

資本の蓄積、輸出貿易の振興等に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

刑法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月四日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

棚橋　小虎　宮城タマヨ
赤松　常子　中山　福藏
木村篤太郎　三橋八次郎
大達　茂雄　中川　幸平
青木　一男　小野　義夫
一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、従来自由刑について刑の執行猶予をうけた者が、猶予中に再犯を行つたときは、実刑を科されることになつていたのであるが、このような者に対しても、一定の条件を備えるときには、再度の執行猶予を附することができるものとし、この場合には保護観察に付することにするため、現行の刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法及び更正緊急保護法の四法律にそれぞれ所要の改正を加えるものである。

委員会は、保護観察制度の拡充強化を図り、初度目の執行猶予者に対してもこの制度を適用する趣旨の法案を速やかに国会に提出するよう政府に要望する旨の附帯決議をして、この法律案を可決したのであるが、この法律案は、刑事政策上有効にして進歩的な制度を採用した点において、適切なものと認めるものである。

二、事件の利害得失

保護観察制度を刑法に導入したことは、刑事政策上画期的な企図というべく、その運用宜しきを得たならば、犯罪対策として、利益多大なるものと認められる。

三、費用

本法施行のために、昭和二十八年度予算に、二千五百万円を計上している。

審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月四日

経済安定委員長　早川　愼一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岩沢　忠恭　八木　幸吉
高橋　衛　滝井治三郎
鮎川　義介

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、わが国経済の実態に即応するよう、共同行為の禁止を緩和し、不況に対処するための、又は企業合理化のための共同行為を特定の場合に認容し、再販売価格維持契約を一定の条件のもとに認め、株式の保有、役員の兼任、会社の合併等の制限を緩和するとともに、事業者団体法はこれを廃止し、必要な諸規定を整理して本法中に収用しようとするものであつて、委員会は右の措置を概ね妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

事業活動に対する諸制約を緩和し、産業の維持発展に資することができる。

三、費用

本法律の施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月五日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松浦　定義　森田　豊壽
上林　忠次　小林　亦治
佐藤清一郎　横川　信夫
川口爲之助　北　勝太郎
鈴木　一　白井　勇
雨森　常夫　関根　久藏
宮本　邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は家畜の疾病傷害共済の普及とこれによる家畜診療の普遍化並びに診療の普遍化に伴う死亡廃用事故率の低下とこれによる農家掛金負担の軽減を期待して現在別個に取扱われている死亡廃用共済と疾病傷害共済とを総合した死廃病傷共済を一定期間試験的に実施し、制度改善の資料を得んとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

実施の結果によつて家畜共済制度の改善に寄与する。

三、費用

本法施行のため指定組合の組合員の支払うべき共済掛金の一部を補助する費用として三千五百九十七万九千円を必要とし、昭和二十八年度農業共済再保険特別会計予算において操作することになつている。

地方行政委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一六号　消防諸施設に対する起債増額等の請願

第一一七号　消防施設強化助成に関する法律制定の請願

第一一八号　防火水槽施設費国庫補助に関する請願

第一八二号　地方財政確立に関する請願

第二五五号　地方自治法中一部改正に関する請願

第二六二号　柔道整復師の地方税軽減に関する請願

第七〇三号　地方財政平衡交付金法の一部改正に関する請願

第八七六号　身体障害者の特別所得税免除に関する請願

第一二六〇号　柔道整復師の特別所得税軽減に関する請願

第一四一〇号　めん類業者に対する飲食税軽減の請願

第一四六七号　地方税法第七十八条改正に関する請願

第一五五八号　大工、左官等に対する地方税の課税方法改正等の請願

第一六四六号　旧軍港市転換事業費等に関する請願

第一七二三号　平衡交付金増額等に関する請願

第二〇〇一号　警察責任転移の時期繰上げに関する請願

第二三九一号　地方税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願

第二四四七号　町村合併促進法制定に関する請願

第二四四九号　地方債のわく拡大等に関する請願

第二六八八号　古物営業法中一部改正に関する請願

第二七〇五号　地方財政危機打開に関する請願
第二七〇六号　国庫補助公営住宅建設費地方負担全額起債に関する請願
第二九一八号　国および県の行う事業に対する町村の寄附金等軽減の請願
第二九二〇号　積雪寒冷地帯の固定資産平均評価額引下げに関する請願
第三〇二二号　自転車税等の随時賦課に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

地方行政委員会請願特別報告第一号

消防諸施設に対する起債増額等の請願

第一一六号　岩手県盛岡市内丸岩手県消防協会内　佐々木卯右エ門提出

消防施設強化助成に関する法律制定の請願

第一一七号　岩手県盛岡市内丸岩手県消防協会内　佐々木卯右エ門提出

防火水槽施設費国庫補助に関する請願

第一一八号　岩手県盛岡市内丸岩手県消防協会内　佐々木卯右エ門提出

地方財政平衡交付金法の一部改正に関する請願

第七〇三号　長崎県北松浦郡大島村長　徳村確二提出

身体障害者の特別所得税免除に関する請願

第八七六号　名古屋市瑞穂区市丘町二ノ六愛知県盲人連合会内　坂野丈太郎外五名提出

柔道整復師の特別所得税軽減に関する請願

第一二六〇号　長野市西鶴賀町長野県柔道整復師会内　西川幸次郎提出

めん類業者に対する飲食税軽減の請願

第一四一〇号　名古屋市中区南大津通名古屋麺類食堂組合内　梅村不二一提出

地方税法第七十八条改正に関する請願

第一四六七号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六ノ二社会福祉法人中央共同募金会長　中川望外一名提出

大工、左官等に対する地方税の課税方法改正等の請願

第一五八八号　新潟県長岡市四郎丸本町三新潟大工職組合連合会内　木村音作外三名提出

旧軍港市転換事業費等に関する請願

第一六四六号　神奈川県横須賀市長　石渡直次外七名提出

平衡交付金増額等に関する請願

第一七二三号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

警察責任転移の時期繰上げに関する請願

第二〇〇一号　福岡県鞍手郡小竹町長　春幸一外一名提出

地方税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願

第二三九一号　東京都中央区銀座西三ノ一全国厚生農業協同組合連合会長理事　堀川藤一提出

町村合併促進法制定に関する請願

第二四二七号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

地方債のわく拡大等に関する請願

第二四四九号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

古物営業法中一部改正に関する請願

第二六六八号　東京都千代田区有楽町一ノ三電気事業連合会内　堀新提出

地方財政危機打開に関する請願

第二七〇五号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

国庫補助公営住宅建設費地方負担全額起債に関する請願

第二七〇六号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

国および県の行う事業に対する町村の寄附金等軽減の請願

第二九一八号　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛提出

積雪寒冷地帯の固定資産平均評価額引下げに関する請願

第二九二〇号　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛提出

自転車税等の随時賦課に関する請願

第三〇二二号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出

右二十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

意見書案

消防諸施設に対する起債増額等の請願

請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県消防協会内　佐々木卯右エ門（第一一六号）

右の請願は、岩手県各市町村において消防施設の整備強化に対する要望が非常に高まつているが、これに対する起債許可額は極めて僅少であり、窮迫した現在の市町村財政においては、一般財源をもつてこれに充当する余裕は全くなく、このまま放置するならば消防の機能は弱体化し、火災の予防鎮圧に一大支障を招来することになるから、消防諸施設に対する起債の大幅増額と起債対象のわく拡大をすみやかに実現するよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防施設強化助成に関する法律制定の請願

請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県消防協会内　佐々木卯右エ門（第一一七号）

右の請願は、火災損害の軽減をはかるためには、消防施設の機動力を強化することが緊急の要務であるが、現在の市町村財政が極度に困窮している実情では、これのすみやかなる実現は困難であるから、国庫助成に関する法律を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

防火水槽施設費国庫補助に関する請願

請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県消防協会内　佐々木卯右エ門（第一一八号）

右の請願は、公共事業費中に消防関係（防火水槽）事業補助費として予算を計上し、消防水利施設の助成を実施されているが、防火水槽設備に対する国庫補助は都市計画適用地に限定され適用外にある町村には全くこの恩恵が及ばないので消防水利の改善は遅々として進まない実情であるから、防火水槽施設の助成事業を都市計画のわく内よりはずして、各地において最重点的に施設ができる制度に改めることが現在の実情に即しているから、（一）消防諸施設強化促進法の制定、（二）消防諸施設に対する起債の大幅増額許可ならびに起債対象わく拡大、（三）防火水槽施設を都市計画事業のわくからはずし、各地において施設し得る制度等の実施をすみやかに図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法中一部改正に関する請願

請願者　大阪市北区中之島一ノ四全国都市監査委員協議会内　松尾禎一郎（第二五五号）

右の請願は、現行地方自治法においては、市町村の監査委員は任意機関となつているが、少くとも都市においては、逐年行政事務事業は複雑膨大化し、財政支出も増々増大し、いまや都市監査委員は都市行政確保のため名実ともに必置機関としての資格を具備するに至り、小都市においても地方行政の封建性、非能率性打破のため厳正なる監査委員制度の拡充が一般都市にもまして強力に要請されているから、都市監査委員制度の確立、監査事務機構の整備、監査権限の拡充等に関し、地方自治法関係規定を改正整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

柔道整復師の地方税軽減に関する請願

請願者　名古屋市西区西批把島町三ノ九〇愛知県柔道整復師会内　米田松三外百二十四名（第二六一号）

右の請願は、昨年健康保険取扱による医療関係業者の所得が患者負担軽減の意味をもつて国税はその所得の三割課税となり、地方税はこれを課税の対象外として取り扱われる様に改められたのであるが、地方税にありてはその対象が医師および歯科医師に限られ、柔道整復師の如く数多くの健康保険患者を扱う業者は、字句の限定あるためか法改正の精神は充分認められつつも、運用上対象外扱とされ、県当局も非常な困難と矛盾に当惑の状態であり、業者も税減免の恩典を通じて患者の負担軽減に率仕できかね切歯いたしておる次第であるから、すみやかに解決されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政平衡交付金法の一部改正に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡大島村長　徳村征二（第七〇三号）

右の請願は、港湾を有する町村に対する交付金の交付額を減少するための地方財政平衡交付金法の一部改正案が再度今国会に提出される由であるが、このような措置は離島における港湾行政費に多大の制約を与え町村財政に非常な困難をきたすから、これが改正は一応停止してむしろ弱小離島の文化施設の極度に遅れている町村に対しては、港湾行政費の増額と併せて弱小離島文化の水準向上を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

身体障害者の特別所得税免除に関する請願

請願者　名古屋市瑞穂区市丘町二ノ六愛知県盲人連合会内　坂野丈太郎外五名（第八七六号）

右の請願は、身体障害者にしてあんま、はりならびに音楽の教授等を営んでいる者に対して特別所得税が賦課されているが、健全な一般社会人に比し身体障害の困窮はなはだしいものがあるから、これら身体障害者に対し特別所得税免除の立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

柔道整復師の特別所得税軽減に関する請願

請願者　長野市西鶴賀町長野県柔道整復師会内　西川幸次郎（第一二六〇号）

右の請願は、昨年健康保険取扱による医療関係業者の所得が患者負担軽減の意味をもつて国税はその所得の三割課税となり、地方税はこれを課税の対象外として取り扱われる様に改められたのであるが、地方税にあつては、その対象が医師および歯科医師に限られ、柔道整復師の如く数多くの健康保険患者を扱う業者は、字句の限定あるためか法改正の精神は充分認められつつも、運用上対象外扱とされ、県当局も非常な困難と矛盾に当惑の状態であり、業者も税減免の恩典を通じて患者の負担軽減に率仕できかね切歯いたしておる次第であるから、すみやかに解決されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

身体障害者の特別所得税免除に関する請願

請願者　名古屋市瑞穂区市丘町二ノ六愛知県盲人連合会内　坂野丈太郎外五名（第八七六号）

右の請願は、身体障害者にしてあんま、はりならびに音楽の教授等を営んでいる者に対して特別所得税が賦課されているが、健全な一般社会人に比し身体障害者の困窮はなはだしいものがあるから、これら身体障害者に対し特別所得税免除の立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

めん類業者に対する飲食税軽減の請願

請願者　名古屋市中区南大津通名古屋麺類食堂組合内　梅村不二一（第一四一〇号）

右の請願は、第十三回国会において、めん類業者に対する飲食税中一品五十円まで一回百円までを非課税とする地方税法の改正が行われ重税に苦しむ業者に暗夜の光明の感を与えたのであるが、営業自体他の業者に比し無理な点が多くかつ末端税務行政の拙劣から実質的には法改正の趣旨が実行されていない状態であり、小商業者中の零細業者でありあまつさえ国税、地方税を通じて苦しめられて営業さえ成立つて行くかどうか気遣われる有様であるから、今国会において前回の法改正の趣旨を現実に実施できるよう一品百円まで非課税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法第七十八条改正に関する請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六ノ二社会福祉法人中央共同募金会長　中川望外一名（第一四六七号）

右の請願は、昨年地方税法ならびに同施行令の改正により社会福祉事業関係の免税興業について課税免除を適用されたが、映画はこれを含まれず、ことに地方においては映画こそ唯一の催物であつてこれが催物の範囲から取り除かれていることは関係者の期待に反するばかりでなく、強制割当等の批難を受けている共同募金は、今後受配者の要望に応えるためにはどうしても催物等による特殊募金に期待しなければならない実情にあるから、催物の入場税免除の範囲に映画を加えるよう地方税法第七十八条を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧軍港市転換事業費等に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市長石渡直次外七名（第一六四六号）

右の請願は、旧軍港四市は、さきに制定せられた旧軍港市転換法によつて産業港湾都市の建設に鋭意努力しているが、なお多くの障壁によつて転換事業の推進をはばまれ、産業港湾都市の完成に重大な支障をきたしているから、(一)旧海軍助成金に代る財源附与、(二)転換事業促進に要する公共事業国庫補助率の引上げならびに起債わく増額、(三)外国軍隊の駐留に伴う市費負担およびこれによる損害の完全補償、(四)行政協定が地方税に及ぼす影響と対策等につ

いてすみやかに善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金増額等に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第一七二三号）

右の請願は、地方税法が改正された結果鹿児島県の税収は数億円の減収となり、県独自の歳入は全体の十九パーセントにすぎず大部分は平衡交付金および国庫補助金に依存し、また起債の制約により公共事業もほとんど実施困難の実情にある。しかるに政府は積雪寒冷地帯に対し、平衡交付金の算定基礎に加味しているにもかかわらず、年次にわたつて災害を被る特殊土壌地帯に対しては、何等その措置が講ぜられていないことはまことに遺憾であるから、特殊土壌地帯を積雪寒冷地帯同様、平衡交付金の算定基礎に加味するとともに平衡交付金の増額ならびに起債わくの拡大について考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者　福岡県鞍手郡小竹町長　春孝一外一名（第二〇〇一号）

右の請願は、福岡県小竹町及び碓井町は、規定の手続きを完了して町警察を廃止することに決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一全国厚生農業協同組合連合会長理事　塩川藤一（第二三九一号）

右の請願は、今国会上提された地方税法の一部改正法案中に農業用倉庫および農業協同組合事務所が固定資産税の非課税対象になつているが、同じ農業協同組合による非営利事業であり、国および地方自治体の代行機関として公的医療機関に指定を受けている厚生農業協同組合の経営する病院ならびに診療所が非課税の対象から除外されていることは、まことに不合理であるから、本病院ならびに診療所を非課税対象に加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

町村合併促進法制定に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第二四四七号）

右の請願は、市町村優先の原則が確認され、行政事務再配分の実施が主張されながらも町村規模が適正を欠くためこれらは実現を見ない現状とあるが町村規模を適正にして、町村の行政能力を向上するための町村合併促進法案を早急に制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方債のわく拡大等に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第二四四九号）

右の請願は、国家財政のしわが地方財政によせられた結果町村財政の窮迫はその極に達し、地方財政の赤字は年々累増の一途をたどつている現状であるから、これが打開のため、地方債のわくの拡大と地方財政平衡交付金の増額を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

古物営業法中一部改正に関する請願

請願者　東京都千代田区有楽町一ノ三電気事業連合会内　堀新（第二六六八号）

右の請願は、近年金属類の価格高騰により金属類盗難事故がひん発し電気、ガス、電気通信、鉄道、水道等の公益事業および国宝、重要美術品、文化財の毀損等公共福祉に重大な影響を及ぼしており、中でも電気事業設備である送電線、配電線、通信線に関する電線盗難事故は膨大な件数に上つているが、現行古物営業法は現在金属屑を適用対象としていないためこの種盗難事故を充分に仰制できないから、古物営業法を改正し金属屑に対しても同法を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国庫補助公営住宅建設費地方負担全額起債に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二七〇六号）

右の請願は、現在、国庫補助公営住宅の市町村負担分に対しては一部起債が認められているに過ぎないため、各事業主体は一般財源による自己負担が非常に大きく窮迫せる地方財政にいちじるしい圧迫を加えている現状であるから、公営住宅建設費地方負担分については全額起債を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政危機打開に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二七〇五号）

右の請願は、中国五県における昭和二十八年度赤字見込額は、当初予算において財源を極度に見積りその使用にあらゆる節減の方策をつくし、しかも近次台風の被害に伴う財政負担の増加重圧を別に見てもなお四十六億円を突破し財政の前途は極度の窮乏を示しているから、あらゆる方途をつくして地方財政の重大危機打開のための十全かつ根本的対策を早急に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国および県の行う事業に対する町村の寄附金等軽減の請願

請願者　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛（第二九一八号）

右の請願は、地方財政法第四条の二には国、県は市町村に対して直接であると間接であるとを問わず寄附金を割当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないと明らかにしているにもかかわらず、たとえば警察後援会費の負担金、地方事務所増築資金の寄附等当然国、県の経費に属すべきものを町村に負担せしめることが近時特に目立つて多額にのぼつている。これは国、県財政のしわよせを町村に転嫁するものであり、地方財政法第四条の二に定めるところに反するばかりでなく、町村財政に加える重圧は到底堪え得ないところであるから、このようなことのないよう現行地方財政法をさらに強化せられるとともに町村財政窮乏を救う方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条より別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯の固定資産平均評価額引下げに関する請願

請願者　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛（第二九一〇号）

右の請願は、東北地帯は、積雪多量にして約半歳の間雪中にうずもれているという地理的悪条件におかれている関係から、固定資産の評価は温暖地帯とは当然差異があるべきと思うが、自治庁が指示した昭和二十八年度における固定資産の平均評価額

は無雪濕暖地帯のそれに比してきわめて不均衡であつて住民に多大の負担をかけているから、山形県の実態を適確には握せられ完全に均衡の保つた価格に是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自転車税等の随時賦課に関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名（第三〇二二号）

右の請願は、現行地方税法においては、自転車税、荷車税は年税にして随時賦課は認められていないが、かくの如きは脱税行為を誘発しつつある現状にあるため課税の均衡を失するはもち論、納税思想にもおよぼす影響は少くないから、自転車税等は随時賦課をなし得るよう税法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四九号、第二一五号、第二七九号　町村合併促進法制定に関する陳情

第九一号　地方財政確立に関する陳情

第一一〇号　消防財源の確立に関する陳情

第一五二号　電気ガス税に関する陳情

第一七八号　消防機械ポンプ購入費国庫補助等に関する陳情

第二二三号　町村財源確保に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

地方行政委員会陳情特別報告第一号

町村合併促進法制定に関する陳情

第四九号　長野市南県町産業会館内長野県町村会内　小出一男提出

第二一五号　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三提出

第二七九号　広島県庁内広島県町村議会事務局内　井上元夫提出

地方財政確立に関する陳情

第九一号　佐賀県議会議長　安永太提出

消防財源の確立に関する陳情

第一一〇号　広島市大手町八ノ一一四ノ一広島市消防局内全消連中国地方支部内　石井博提出

電気ガス税に関する陳情

第一五二号　大分市長　上田保提出

消防機械ポンプ購入費国庫補助等に関する陳情

第一七八号　福島市杉妻町一六財団法人福島県消防協会長　宮森常八提出

電気税撤廃反対に関する陳情

第二二三号　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三提出

町村財源確保に関する陳情

第二二三号　岡山県上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。

よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

意見書案

町村合併促進法制定に関する陳情

陳情者　長野市南県町産業会館内長野県町村会内　小出一男（第四九号）

陳情者　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三（第二一五号）

陳情者　広島県庁内広島県町村議会事務局内　井上元夫（第二七九号）

右の陳情は、地方行政の円満なる運営を期するには、町村の規模を適正なものにする必要があるが、現在の制度をもつてしては町村合併に支障となるものが多いから、町村合併促進法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政確立に関する陳情

陳情者　佐賀県議会議長　安永沢太（第九一号）

右の陳情は、佐賀県財政が極度にひつ迫して遂に多額の赤字を生じたことは、義務的経費の激増に対する国の財源措置が極めて不適切であつたためであつて、このまま放置するときは地方財政の破滅は火を見るよりも明らかであるから、地方行財政対策を根本的に改革せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防財源の確立に関する陳情

陳情者　広島市大手町八ノ一一四ノ一広島市消防局内全消連中国地方支部内　石井博（第一一〇号）

右の陳情は、消防施設の強化拡充するため「消防施設強化促進法」をすみやかに制定されるとともに、地方財政法第三十三条第三号を削除し、同法第五条第一項に（六、消防施設の強化拡充に要する経費の財源とする場合）を加えるとともに、公共事業費に対する国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気ガス税に関する陳情

陳情者　大分市長　上田保（第一五二号）

右の陳情は、電気ガス税の非課税範囲は地方税法の一部改正により拡大したが、非課税と課税との理論的根拠が薄弱であり、非課税分と課税分については現実の面において算定が明確を欠くばかりでなく電気ガス供給者において料金と税を同時に徴収している関係上、非課税範囲の拡大により事務量が多くなりその事務労力は全国的にみると等閑に附し得ない問題になつているから、今後非課税範囲の拡大に際しては全国的に及ぶ事務量を勘考して極力抑制せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防機械ポンプ購入費国庫補助等に関する陳情

陳情者　福島市杉妻町一六財団法人福島県消防協会長　宮森常八（第一七八号）

右の陳情は、わが国の火災の件数と損害とは年々増加しており、その主なる原因は市町村の消防施設の貧弱にあるが、市町村の財政は窮迫を極めているため、各種消防施設を完備することは到底困難の実情にあるから、市町村の消防機械ポンプ購入費を国庫ならびに県費により補助するとともに補助金の適正なる配分について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気税撤廃反対に関する陳情

陳情者　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三（第二一一号）

右の陳情は、九電力社の二十八年度収支合計は赤字百八億余円の見込みでその対策に苦慮し結局今秋以降の電力料金引き上げは必至とみられている。しかして通産省ではこの影響を少くするため九電力社の本年度電力料収入予定千七百七十五億の一割百七十七億円の電気税を撤廃してそれだけ料金を引上げ消費者の負担をカバーし一面地方公共団体の収入減は地方平衡交付金で補う計画のようそく聞するが、かくては町村財政に影響するところが大きいのでこの問題については充分検討されるとともに町村財政に大なる減収とならないよう措置されたいとの趣旨であつて参

議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

町村財源確保に関する陳情

陳情者　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三（第二二三号）

右の陳情は、地方自治確立の根本は、自主的財源の確保にあるから、現在の町村財政における独自の税源を大幅に確保し、平衡交付金ならびに補助金を圧縮するような措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四八四号　戦犯者釈放に関する請願

第七三三号　戦犯者の釈放に関する請願

第一三六三号　秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置の請願

第二六〇一号　宮城県築館簡易裁判所の支部昇格等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

法務委員会請願特別報告第一号

戦犯者釈放に関する請願

第四八四号　山口市山口県庁世話課内　高橋忠治外二十名提出

戦犯者の釈放に関する請願

第七三三号　長野県議会議長　下平晩四提出

秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置の請願

第一三六三号　秋田県北秋田郡米内沢町長　鈴木鉄之助外十七名提出

宮城県築館簡易裁判所の支部昇格等に関する請願

第二六〇一号　宮城県栗原郡築館町長　千葉秋男外一名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦犯者釈放に関する請願

請願者　山口市山口県庁世話課内　高橋忠治外二十名（第四八四号）

右の請願は、終戦後八年講和独立後一年の今日不合理なる軍事裁判の結果がなお旧状のまま現実に放置されていることは遺憾であるから、(一)昭和講和条約第十一条の廃止、(二)昭和二十八年一月二十二日の法律第四号による一時出所に関する改正法律の即時実施、(三)刑死者ならびに釈放者に援護法、恩給法の適用、(四)損害賠償の要求、(五)特派使節の派遣、(六)英女王陛下の戴冠式に際して国会の決議をもつて戦犯者を大赦の恩典に浴せしめるよう英政府に要請すること等の措置を講じすみやかに戦犯者を釈放せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平晩四（第七三三号）

右の請願は、政府ならびに国会においては、英国女王陛下戴冠式が挙行された機会に、戦争受刑者に対し大赦の恩典に浴せしめ一日も早く釈放せられるよう適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置の請願

請願者　秋田県北秋田郡米内沢町長　鈴木鉄之助外十七名（第一三六三号）

右の請願は、秋田県米内沢町を中心とする阿仁部地域は九箇町村にわたつているが、当地方には簡易裁判所ならびに検察庁がなく、その所在地大館市までは米内沢町より三十三キロ、奥地の阿仁村役場からは六十五キロに達し、住民は各種事件、訴訟調停関係等によつて裁判所までの出頭はきわめて不便の上、一日でできる用件も前後三日間を要し、また警察当局のこうむる不便もじん大であるから、阿仁部の中心地、米内沢町に簡易裁判所ならびに検察庁を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県築館簡易裁判所の支部昇格等に関する請願

請願者　宮城県栗原郡築館町長　千葉秋男外一名（第二六〇一号）

右の請願は宮城県築館簡易裁判所の所在地である築館町には、政治、経済、教育、文化等の重要な官公庁の各出先機関が設置されており、郡民が短時間に、かつ最も経済的に用務を弁じているときひとり法務関係官庁については、郡の最北西部町村からすれば約十二里の行程にある古川市に出向かなければその用務を弁じ得ない現況で、時間的にも経済的にもじん大なる消費となり、郡民の家庭経済におよぼす影響は極めて大であるから、築館簡易裁判所の支部昇格ならびに家庭裁判所支部設置の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二号、第一七七号、第一九八号　戦犯者の釈放に関する陳情

第二八六号　戦犯者の釈放等に関する陳情

第三〇〇号　青森地方裁判所弘前支部庁舎建築に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

法務委員会陳情特別報告第一号

戦犯者の釈放に関する陳情

第一二号　大分県議会議長　岩崎貢外一名提出

第一七七号　福井県知事　小幡治和外千五百四十二名提出

第一九八号　埼玉県議会議長　染谷清四郎提出

戦犯者の釈放等に関する陳情

第二八六号　福岡市西中洲福岡県民生部世話課気付福岡県戦争受刑者世話人会内　田中保蔵外一名提出

青森地方裁判所弘前支部庁舎建築に関する陳情

第三〇〇号　青森県弘前市長　桜田清芽外四十四名提出

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　大分県議会議長　岩崎貢外一名（第一二号）

右の陳情は、講和条約が発効して既に一年を経過した今日戦争受刑者はいまなお拘禁されたままにあるから、来る六月二日英国女王陛下の戴冠式が挙行されるのを機に戦犯者が恩恵に浴するよう、エリザベス女王陛下ならびにチャーチル首相に対し強く嘆願の措置を講ぜられ、すみやかに戦犯者釈放の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　福井県知事　小幡治和外千五百四十二名（第一七七号）

右の陳情は、今回英国女王陛下の戴冠の儀が行われた機会に民族融和の実現、世界平和の確立のため戦犯者を大赦の恩典に浴せしめるよう措置

を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　埼玉県議会議長　染谷清四郎（第一九八号）

右の陳情は、平和条約の発効により国際社会へ復帰し、逐次、戦争受刑者も釈放されている今日、なお戦争犯罪者として多くの同胞がアジヤ地域、あるいは国内に拘禁され苦悩にみちた日夜を送つていることは日本国民として黙視できないから、極東裁判関係十一箇国のうち既に国交回復をみた十箇国に対し、平和条約第十一条の規定に基いて外地服役者を内地に移管し、さらに進んで全戦争受刑者を即釈するよう、適切有効な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する陳情

陳情者　福岡市西中洲福岡県民生部世話課気付福岡県戦争受刑者世話人会内　田中保蔵外一名（第二八六号）

右の陳情は、先般、行われた比島政府の戦犯全員に対する釈放減刑の理由は、八箇年にわたる長期の囚禁は既に処刑の目的は十二分に達したものとして取り扱われたものと思われるから、政府および国会においてもすみやかに外地服役者の内地送還釈放減刑等の寛大なる処置をとられるとともに留守家族および遺族に対しても行政面において絶大なる援助をなされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森地方裁判所弘前支部庁舎建築に関する陳情

陳情者　青森県弘前市長　桜田清芽外四十四名（第三〇〇号）

右の陳情は、昭和二十四年十二月全焼した青森地方裁判所弘前支部庁舎をすみやかに建築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九四号　協同組合に対する法人税免除の請願

第二四一号、第二四二号、第二六五号、第二九一号、第三八四号、第四〇一号、第四一一号、第四八九号、第五六九号、第六二九号、第六四六号、第六五四号、第六五八号、第七一八号、第七三七号、第七六二号、第七六八号、第七九四号、第八一一号、第八二三号、第八二五号、第八七九号、第九九五号、第九九六号、第一〇九号、第一二〇五号、第一二五三号、第一二六六号、第一三六一号、第一五〇五号、第一五四号、第一六五八号、第一七一五号、第一八四六号、第一八五二号、第一九九七号、第二一〇一号、第二一〇二号、第二一八五号、第二三九三号、第二四〇六号、第二四三七号、第二四五〇号、第二五二九号、第二六〇九号、第二七一〇号、第二八五八号、第二九六八号　石油関税の減免措置延期に関する請願

第一九九九号　農業協同組合に対する法人税免除の請願

第二五〇号　彦根刺しゆうの物品税免除に関する請願

第二六一一号　濁酒密造防止対策に関する請願

第二六七五号　子供自転車の物品税撤廃に関する請願

第二九七一号　宮城県秋保村に国立たばこ試験場設置の請願

第三〇二三号　登録税法中一部改正に関する請願

第三〇二四号　電源開発に伴う補償金の所得税免除の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会請願特別報告第二号

協同組合に対する法人税免除の請願

第九四号　長野県諏訪郡米沢村農業協同組合長　伊藤直一外二十四名提出

石油関税の減免措置延期に関する請願

第二四一号　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　小野哲外一名提出

第二四二号　大分市大字大分二、七二五ノ一大分貨物運送株式会社社長　橋本新一提出

第二六五号　熊本市花畑町三一熊本県トラック協会内　渡辺幸義提出

第二九一号　大分県別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社社長　八坂善一郎提出

第三八四号　金沢市木ノ新保五ノ六二石川県トラック協会内　関友次郎提出

第四〇一号　広島県双三郡十日市町二、二二二芸備自動車株式会社社長　藤東栄一提出

第四一一号　松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　島本友次郎提出

第四九九号　高知市種崎町五〇高知県陸運株式会社取締役社長　川村虎雄外二名提出

第五六九号　岐阜県海津郡今尾町二、九一七南濃運輸株式会社取締役社長　田中準提出

第六二九号　福井市湊新町六四福井急行トラック株式会社社長　巨椋初蔵外一名提出

第六四六号　山口県岩国市海土路町山口県トラック協会内市木万四提出

第六五四号　広島市己斐町三四五ノ一広島運輸株式会社代表取締役　田中恭造外二名提出

第六五八号　鳥取県米子市明治町一七日本通運株式会社米子支店内　山岡伊曾治提出

第七一八号　広島県福山市三之丸町甲六一ノ一備後通運株式会社取締役社長　竹島正義提出

第七三七号　広島県安佐郡可部町二九四ノ一山佐運送株式会社取締役社長　前盛人提出

第七六二号　岐阜県吉城郡古川町大字上気多二九七吉城運輸株式会社取締役社長　小瀬友吉外一名提出

第七六八号　長野市三輪田町一、三〇三信越定期自動車株式会社取締役社長　山口道之助外一名提出

第七九四号　岐阜県益田郡萩原町五二〇益田運輸株式会社取締役社長　野中幸一提出

第八一一号　大津市蔵橋町一九滋賀県貨物自動車協会内　伊庭栄次郎提出

第八二三号　岐阜県高山市花里町四ノ一二飛騨運輸株式会社社長　漆山義雄提出

第八二五号　鳥取県西伯郡境町大正町三九ノ一境港海陸運送株式会社代表取締役　岡田州二提出

第八二九号　広島県尾道市東御所町尾三運輸株式会社取締役社長　徳田一石提出

第八七九号　群馬県利根郡沼田町大字沼田二九二利根貨物自動車株式会社取締役社長　宮田弥右衛門提出

第九九五号　鹿児島市大黒町五八富士自動車株式会社取締役社長　黒木栄熊提出

第九九六号　埼玉県川口市青木町一ノ四五埼京運輸株式会社取締役社長　藤田均平提出

第九九六号　岐阜市上竹町二〇岐阜県貨物自動車協会内　田口利八提出

第一一〇九号　岐阜市高野町八一合同運輸株式会社代表取締役　高橋理三郎提出

第一二〇五号　東京都八王子市三崎町一六南多摩運送株式会社取締役社長　青木保三提出

第一二五三号　和歌山市友田町五ノ四和歌山運送株式会社取締役社長　平井俊吉提出

第一二六六号　静岡市鷹匠町二ノ一八ノ三社団法人静岡県貨物自動車協会長　鈴木政一提出

第一三六一号　佐賀県唐津市朝日町九八八昭和陸運株式会社取締役社長　金子道雄提出

第一五〇五号　愛知県一宮市下馬町七蘇東運輸株式会社取締役社長　長尾芳郎提出

第一六五四号　群馬県高崎市九蔵町五五高崎貨物自動車株式会社取締役社長　茂木清吉提出

第一六五八号　群馬県前橋市田中町七五日本通運株式会社前

橋支店内　大島寅吉外二名提出
第一七一五号　群馬県甘楽郡富岡町大字富岡一一二七上州富岡運送株式会社内　佐藤又五郎提出
第一八四六号　鳥取市東品治町一九ノ五鳥取県運輸農業協同組合連合会長　寺坂直次郎提出
第一八五二号　東京都新宿区四谷一全国自家用自動車組合連合会内　満尾君亮提出
第一九九七号　名古屋市中区千早町二ノ二二愛知陸運株式会社代表取締役　仲田光三郎提出
第二二〇一号　鳥取市東品治町一九ノ五鳥取県運輸農業協同組合連合会長　寺坂直次郎提出
第二二〇二号　群馬県多野郡鬼石町大字鬼石鬼石運輸株式会社取締役社長　福島兼次提出
第二二八五号　群馬県碓氷郡安中町大字安中四六八西群運送株式会社取締役社長　中島稚次郎提出
第二三九三号　東京都中央区銀座西二丁目日本自動車会議所内全日本自動車輸送団体中央協議会内　新倉文郎外五名提出
第二四〇六号　愛媛県松山市北持田町一三二愛媛県旅客自動車協会内　小坂伝之進提出
第二四三七号　千葉県印旛郡成田町成田バス株式会社内　小川三男提出
第二四五〇号　新潟県中頸城郡大瀬村大字百間町新田六九七頸城鉄道自動車株式会社取締役社長　大竹謙治提出
第二五二九号　名古屋市東区東外堀町二ノ二愛知県乗用自動車協会内　藍川清英提出
第二六〇九号　茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七三四ノ六鹿島参宮鉄道株式会社取締役社長　浜平右衛門提出
第二七一〇号　岩手県胆沢郡水沢町字大町四八岩手県南自動車株式会社取締役社長　青山甚吾提出
第二八五八号　徳島市仲ノ町三徳島県乗合自動車協会内　栗田善吉外四名提出
第二九八八号　島根県益田市大字上吉田九六ノ二石見交通株式会社取締役社長　小河松吉提出
第一九九九号　名古屋市中区桜町三愛知県教育農業協同組合連合会長　市川為次外三名提出

彦根刺しゅうの物品税免除に関する請願
第二五〇号　滋賀県愛知郡愛知川町大字市八一四　入谷佐太郎外十一名提出
濁酒密造防止対策に関する請願
第二六一一号　福島県会津若松市上大和町　新城猪之吉提出
子供自転車の物品税撤廃に関する請願
第二六七五号　東京都中央区銀座西六ノ五日本自転車卸組合連合会内　江木富夫外五名提出
宮城県秋保村に国立たばこ試験場設置の請願
第二九七一号　宮城県名取郡秋保村長　秋山亮運外二名提出
登録税法中一部改正に関する請願
第三〇二三号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出
電源開発に伴う補償金の所得税免除の請願
第三〇二四号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出

右五十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日
大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

協同組合に対する法人税免除の請願
請願者　長野県諏訪郡米沢村農業協同組合長　伊藤直一外二十四名（第九四号）

右の請願は、協同組合に対する法人税は、きわめて大きな重圧となり、組合の資本蓄積をいちじるしく減殺しているから、協同組合の社会的重要性と資本蓄積が本質的に困難なる事情を考慮し、同組合に対する法人税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石油関税の減免措置延期に関する請願
請願者　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　小野哲外一名（第二四一号）
請願者　大分市大字大分二、七二五ノ一大分貨物運送株式会社社長　橋本新一（第二四二号）
請願者　熊本市花畑町三一熊本県トラック協会内　渡辺幸義（第二六五号）
請願者　大分県別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社社長　八坂善一郎（第二九一号）
請願者　金沢市木ノ新保五ノ六二石川県トラック協会関友次内　郎（第三八四号）
請願者　広島県双三郡十日市町二、二二三芸備自動車株式会社社長　藤東栄一（第四〇一号）
請願者　松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　島本友次郎（第四一一号）
請願者　高知市種崎町五〇高知県陸運株式会社取締役社長　川村虎雄外二名（第四八九号）
請願者　岐阜県海津郡今尾町二、九一七南濃運輸株式会社取締役社長　田中準（第五六九号）
請願者　福井市湊新町六四福井急行トラック株式会社社長　巨椋初蔵外一名（第六二九号）
請願者　山口県岩国市海土路町山口県トラック協会内　市木万四（第六四六号）
請願者　広島市己斐町三四五ノ一広島運輸株式会社代表取締役　田中恭造外二名（第六五四号）
請願者　鳥取県米子市明治町一七日本通運株式会社米子支店内　山岡伊曾治（第六五八号）
請願者　広島県福山市三之丸町甲六一ノ一備後通運株式会社取締役社長　竹島正義（第七一八号）
請願者　広島県安佐郡可部町二九四ノ一山佐運送株式会社取締役社長　前盛人（第七三七号）
請願者　岐阜県吉城郡古川町大字上気多二九七吉城運輸株式会社取締役社長　小瀬友吉外一名（第七六二号）
請願者　長野市三輪田町一、三〇三信越定期自動車株式会社取締役社長　山口道之助外一名（第七六八号）
請願者　岐阜県益田郡萩原町五二〇益田運輸株式会社取締役社長　野中幸一（第七九四号）
請願者　大津市蔵橋町一九滋賀県貨物自動車協会内　伊庭栄次郎（第八一一号）
請願者　岐阜県高山市花里町四ノ一二飛騨運輸株式会社社長　漆山義雄（第八二三号）
請願者　鳥取県西伯郡境町大正町三九ノ一境港海陸運送株式会社代表取締役　岡田州二（第八二五号）
請願者　広島県尾道市東御所町二、尾三運輸株式会社取締役社長　徳田一右（第八二八号）
請願者　群馬県利根郡沼田町大字沼田二九二利根貨物自動車株式会社取締役社長　宮田弥右衛門（第八七九号）
請願者　鹿児島市大黒町五八富士自動車株式会社取締役社長　黒木栄熊（第九五八号）
請願者　埼玉県川口市青木町一ノ四五埼京運輸株式会社取締役社長　藤田均平（第九九五号）
請願者　岐阜市上竹町二〇岐阜県貨物自動車協会内　田口利八（第九九六号）
請願者　岐阜市高野町八第一合同運輸株式会社代表取締役　高橋理三郎（第一一〇九号）
請願者　東京都八王子市三崎町一六南多摩運送株式会社取締役社長　青木保三（第一二〇五号）
請願者　和歌山市友田町五ノ四和歌山運送株式会社取締役社長　平井俊吉（第一一五三号）
請願者　静岡市鷹匠町二ノ一八ノ三社団法人静岡県貨物自動車協会長　鈴木政一（第一二六六号）
請願者　佐賀県唐津市朝日町九八八昭和陸運株式会社取締役社長　金子道雄（第一三六一号）
請願者　愛知県一宮市下馬町七蘇東運輸株式会社取締役社長　長尾芳郎（第一五〇五号）
請願者　群馬県高崎市九蔵町五五高崎貨物自動車株式会社取締役社長　茂木清吉（第一六五四号）
請願者　群馬県前橋市田中町七五日本通運株式会社前橋支店内　大島寅吉外二名（第一六

五八号）

請願者　群馬県甘楽郡富岡町大字富岡一一二七上州富岡運送株式会社内　佐藤又五郎（第一七一五号）

請願者　鳥取市東品治町一九ノ五鳥取県運輸農業協同組合連合会長　寺坂直次郎（第一八四六号）

請願者　東京都新宿区四谷一全国自家用自動車組合連合会内　満尾君亮（第一八五二号）

請願者　名古屋市中区千早町二ノ二二愛知陸運株式会社代表取締役　仲田光三郎（第一九九七号）

請願者　鳥取市東品治町一九ノ五鳥取県運輸農業協同組合連合会長　寺坂直次郎（第二二〇一号）

請願者　群馬県多野郡鬼石町大字鬼石鬼石運輸株式会社取締役社長　福島兼次（第二二〇二号）

請願者　群馬県碓氷郡安中町大字安中四六八西群運送株式会社取締役社長　中島稚次郎（第二二八五号）

請願者　東京都中央区銀座西二丁目日本自動車会議所内全日本自動車輸送団体中央協議会内　新倉文郎外五名（第二三九三号）

請願者　愛媛県松山市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内　小坂伝之進（第二四〇六号）

請願者　千葉県印旛郡成田町成田成田バス株式会社内　小川三男（第二四三七号）

請願者　新潟県中頸城郡大瀁村大字百間町新田六九七頸城鉄道自動車株式会社取締役社長　大竹謙治（第二四五〇号）

請願者　名古屋市東区東外堀町二ノ二愛知県乗用自動車協会内　藍川清英（第二五二九号）

請願者　茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七三四ノ六鹿島参宮鉄道株式会社取締役社長　浜平右衛門（第二六〇九号）

請願者　岩手県胆沢郡水沢町字大町四八岩手県南自動車株式会社取締役社長　青山甚吾（第二七一〇号）

請願者　徳島市仲ノ町三徳島県乗合自動車協会内　栗田善吉外四名（第二八五八号）

請願者　島根県益田市大字上吉田九六ノ二石見交通株式会社取締役社長　小河松吉（第二九六八号）

右の請願は、昭和二十六、二十七年度さらに二十八年四月、五月において石油関税率を一割減税する特別措置が採られたが、本税を免税とする根本的な関税定率法の改正は不可能としても、少くとも昭和二十七年度に実施された、(一)原油、重油および粗油は無税とする、(二)摂氏十五度における比重が〇、八四九八をこえないもの一割、(三)摂氏十五度における比重が〇、八七六二をこえずかつ引火点が摂氏百十五度をこえないもので一般に燃料として使用されているものについては一割とし、その他のものについて二割とする等の減免措置を引き続き昭和二十八年度にも認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

農業協同組合に対する法人税免除の請願

意見書案

請願者　名古屋市中区桜町三愛知県教育農業協同組合連合会長　市川為次外三名（第一九九九号）

右の請願は、農業協同組合に対し法人税を賦課することは、農業協同組合法に基き営利を目的としていない農業協同組合の本質に反することであるばかりでなく、協同組合の運営上大なる重圧となり、組合に対し資本蓄積の余裕を与えず、零細なる日本農家の自主的組織である農業協同組合の発達に対し大なる障害となつているから、農業協同組合に対する法人税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

彦根刺しゅうの物品税免除に関する請願

意見書案

請願者　滋賀県愛知郡愛知川町大字市八一四　入谷佐太郎外十一名（第二五五〇号）

右の請願は、彦根刺しゅうは明治末期以来刺しゅう織を使用した特殊製法により安価量産を特徴とし軽量適価な日本刺しゅうの普及版としてもつばら輸出および観光外国人向けに販売し真に国家的保護産業であつたが、昨年は十月以降三割の物品税が課税されたために売価はいちじるしく高騰し、販売はほとんど絶状態になつた。このような工芸技術を衰微せしめることは遺憾であるから、彦根刺しゅうを物品税課税物件から除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

濁酒等造防止対策に関する請願

意見書案

請願者　福島県会津若松市上大和町　新城猪之吉（第二六一一号）

右の請願は、濁酒等造防止のため、酒税の極限の減税による酒価の低減および農家の玄米一斗供出による清酒五升の無償還元等の措置を講ずるとともに、徹底的取締りならびに正業への転換に対し親切なる指導策の樹立等により集団密造の根絶を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

子供自転車の物品税撤廃に関する請願

意見書案

請願者　東京都中央区銀座西六ノ五日本自転車卸組合連合会内　江木富夫外五名（第二六七五号）

右の請願は、戦後数次にわたり物品税法に関する改正が行われたにもかかわらず、今なお課税対象のうちに包含されている子供自転車に対し、わが国自転車産業を振興し、子供自転車の輸出の振興に貢献し、関係中小企業者の窮乏を救済し、その上公平な納税をさせるため、とくに十八インチ、十六インチ子供自転車に対する物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

宮城県秋保村に国立たばこ試験場設置の請願

意見書案

請願者　宮城県名取郡秋保村長　秋山亮運外二名（第二九七一号）

右の請願は、宮城県秋保村は、東北五県のたばこ耕作組合連合会の設置せる秋保たばこ試験場があり、耕作技術の指導研究にその成果はまことに大きいものがあるが、僅少な予算その他の関係によりその経営は小規模であり、逐年増高せる耕作熱に加え本村の如き立地条件に恵まれた環境に位置しながら充実した研究機関がないことはまことに遺憾であるから、本村に国営たばこ試験場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

登録税法中一部改正に関する請願

意見書案

請願者　福島県市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名（第三〇二三号）

右の請願は、地方税法の改正により固定資産の評価は市町村の評価員ならびに評価審査委員会において調査決定することになつており、その決定に基き登録申請をした場合、登記所においては登録税法第十九条の六および七を適用し申請の大半は登記所の認定により登記せしめられているが、これでは評価員の権威を失墜するのみならず評価員設置の意義を失うに至ると思われるから、評価員の評価をもつて登録できるよう登録税法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

電源開発に伴う補償金の所得税免除の請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名（第三〇二四号）

右の請願は、未開発電源地帯を開発し電力資源の増強を図ることは日本経済再建上最も緊要なる問題で、開発のため犠牲となり祖先伝来にして、かつ、農民唯一の生産資本たる土地の強制収用についての補償金に対しては現行税法は譲渡による所得税を徴収することになっているから、この補償金に対する所得税を免除するよう税法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六六号　工場用土地に関する再評価税等減免の陳情

第一七二号、第二七二号　石油関税の減免措置延期に関する陳情

第二九四号　濁酒密造防止対策に関する陳情

第三二五号　電源開発資金の金利引下げに関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会陳情特別報告第二号

工場用土地に関する再評価税等減免の陳情

第一六六号　大阪市北区堂島西町一大阪府商工会議所連合会内　杉道助提出

石油関税の減免措置延期に関する陳情

第一七二号　岩手県盛岡市大沢川原小路三一盛岡運輸株式会社取締役社長　安倍東七外二名提出

第二七二号　群馬県桐生市永楽町四ノ一、二〇七ノ一両毛通運株式会社取締役社長　武孫平外二名提出

濁酒密造防止対策に関する陳情

第二九四号　福島県会津若松市上大和町　新城猪之吉提出

電源開発資金の金利引下げに関する陳情

第三二五号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎外一名提出

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

工場用土地に関する再評価税等減免の陳情

陳情者　大阪市北区堂島西町一大阪府商工会議所連合会内　杉道助（第一六六号）

右の陳情は、わが国産業の高度化および近代都市育成のためには、工場の新設拡張が緊要事であるが、再評価税と譲渡所得税が課せられるため土地所有者が土地を売却することに極めて消極的なため工場用土地の獲得は、困難となつているから、工場用地の譲渡に関する再評価税および譲渡所得税を免除または軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石油関税の減免措置延期に関する陳情

陳情者　岩手県盛岡市大沢川原小路三一盛岡運輸株式会社取締役社長　安倍東七外二名（第一七二号）

陳情者　群馬県桐生市永楽町四ノ一、二〇七ノ一両毛通運株式会社取締役社長　武孫平外二名（第二七二号）

右の陳情は、昭和二十六、二十七年度さらに二十八年四月、五月において石油関税率を一割減税する特別措置が採られたが、本税を免税とする根本的な関税定率法の改正は不可能としても、少くも昭和二十七年度に実施された、(一)原油、重油および粗油は無税とする、(二)摂氏十五度における比重が〇、八四九八をこえないもの一割、(三)摂氏十五度における比重が〇、八七六二をこえずかつ引火点が摂氏百十五度をこえないもので一般に燃料として使用されているものについては一割とし、その他のものについて二割とする等の減免措置を引き続き昭和二十八年度にも認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

濁酒密造防止対策に関する陳情

陳情者　福島県会津若松市上大和町　新城猪之吉（第二九四号）

右の陳情は、濁酒密造防止のため、酒税の極限の減税による酒価の低減および農家の玄米一斗供出による清酒五升の無償還元等の措置を講ずるとともに、徹底的取締りならびに正業への転換に対し親切なる指導策の樹立等により集団密造の根絶を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電源開発資金の金利引下げに関する陳情

陳情者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎外一名（第三二五号）

右の陳情は、わが国経済の安定期に達するまで特に産業の基礎たる電源開発資金に対しては年三分程度の低金利をもつてその促進をはかるとともに、電気料金の高騰を抑制する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九一四号　鹿児島県国立療養所星塚敬愛園の病床増設等に関する請願

第一二二三号　群馬県国立療養所栗生楽泉園整備に関する請願

第二二八九号　らい療養所改善に関する請願

第二四七九号　香川県国立療養所大島青松園病床増設整備費助成等に関する請願

第二七九一号　国立らい療養所職員の定員増加に関する請願

第二八六六号　国立らい療養所職員の定員増加等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

厚生委員会請願特別報告第一号

鹿児島県国立療養所星塚敬愛園の病床増設等に関する請願

第九一四号　鹿児島県鹿屋市星塚町四五二二国立療養所星塚敬愛園内　南幸男

群馬県国立療養所栗生楽泉園整備に関する請願

第一二二三号　群馬県吾妻郡草津町国立療養所栗生楽泉園内　藤田武一外千四十三名

らい療養所改善に関する請願

第二二八九号　東京都北多摩郡東村山村全医労多摩全生園支部内　川津富蔵

香川県国立療養所大島青松園病床増設整備費助成等に関する請願

第二四七九号　香川県木田郡庵治村国立療養所大島青松園内　大基純三

国立らい療養所職員の定員増加に関する請願

第二七九一号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一六五五国立療養所多摩全生園内　久保栄吉

国立らい療養所職員の定員増加等に関する請願

第二八六六号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一六五五全日本国立医療労働組合多摩全生園支部内　川津富蔵

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

鹿児島県国立療養所星塚敬愛園の病床増設等に関する請願

請願者　鹿児島県鹿屋市星塚町四五二二国立療養所星塚敬愛園内　南幸男（第九一四号）

右の請願は、鹿児島、宮崎両県は日本一のらい濃厚地で鹿児島県に二百二十一名宮崎県に百九十三名の患者がいまなお自宅にあつて救護の手を求めている実情であるから、国立療養所星塚敬愛園のベット数を五百床増床されるとともに施設の修理等を行わ

れたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県国立療養所栗生楽泉園整備に関する請願

請願者　群馬県吾妻郡草津町国立療養所栗生楽泉園内　藤田武一外千四十三名（第一二二三号）

右の請願は、群馬県国立療養所栗生楽泉園は、現在入院患者一千余名もあり、治療とう、患者収容病とう、その他の施設の整備が不完全であるため、治療上その他に一大支障をきたしている実情であるから、本療養所整備に対して予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい療養所改善に関する請願

請願者　東京都北多摩郡東村山町全医労多摩全生園支部内　川津富蔵（第二二八九号）

右の請願は、今回のらい予防法改正に当り併せて、（一）収容所的な療養所から真の療養所にするための予算を計上すること、（二）らい療養所の職員の定員増加を図ること、（三）らい療養所の職員の待遇改善を図ること等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県国立療養所大島青松園病床増設整備費助成等に関する請願

請願者　香川県木田郡庵治村国立療養所大島青松園内　大基純三（第二四七九号）

右の請願は、香川県国立療養所大島青松園は、明治四十二年の建物が未だに残存している現状であつて、従つて他の諸施設もこれにならつた様式で、いわゆる浮浪患者の一時収容所的にしか考えていない建物ばかりの療養所であり、他医に比較して諸設備がいちじるしく劣つている実状であるから、昭和二十八年度の増床整備費の配分に際しては、（一）重病とうの新築および改装、（二）独身舎の新築および改装、（三）不自由舎の新築および改装、（四）夫婦舎の新築、（五）治療とうの改装、（六）附属建物の新築および改装、（七）補装道路の新設、（八）蒸汽設備の新設および改修等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立らい療養所職員の定員増加に関する請願

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一六五五国立療養所多摩全生園内　久保栄吉（第二七九一号）

右の請願は、全国十箇所の国立らい療養所において、収容患者数に比べて職員数が非常に少いため、治療に困難をきわめており、かつ患者に各種の重労働を負担させているから、すみやかに国立らい療養所職員の定員を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立らい療養所職員の定員増加等に関する請願

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一六五五全日本国立医療労働組合多摩全生園支部内　川津富蔵（第二八六六号）

右の請願は、全国十箇所の国立らい療養所では収容患者にくらべて職員数が非常に少いため、治療上の困難と患者に各種の労働を負担させる等の結果、患者間にも不満が多く、園の運営上にも支障をきたすので、これを改善する方法として、職員の定員を即時増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九五号　戦災者等に援護金支給の請願

第九六号　戦傷病者の福利厚生施策拡充強化に関する請願

第一六九号　国立三豊療養所施設拡充に関する請願

第一七〇号　国立善通寺病院伏見分院の国立結核療養所転換に関する請願

第一九四号　同和問題に関する請願

第二二六号　遺族弔慰金扶助料増額等に関する請願

第二四四号　国立田辺病院看護婦宿舎等設置に関する請願

第三八三号　国立病院等の賄費増額に関する請願

第九一三号　覚せい剤患者の防犯対策に関する請願

第九六二号　国立舞鶴病院の賄費増額に関する請願

第九六三号、第一九三八号、第二〇八一号、第二七九二号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

第一〇〇〇号、第二二一二号、群馬県国立渋川病院施設整備拡充に関する請願

第一一三号　し尿処理施設費国庫補助に関する請願

第一二一八号　都市清掃事業に対する財政措置の請願

第一二二二号、第二〇二六号、第二〇八五号、第二五七八号、第二六八四号　未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願

第一三四〇号　国立療養所の賄費増額に関する請願

第一四一二号　地盤変動対策上下水道事業費国庫補助継続等に関する請願

第一五三三号　基幹病院新築に対する財政措置の請願

第一七一六号　愛媛県国立出目療養所拡充整備に関する請願

第一八五五号　母子福祉綜合法制定等に関する請願

第一九三九号、第二五四号、第二五七七号、第二六八五号　未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の請願

第二〇八二号　生活保護法による入院患者の生活扶助料引上げの請願

第二〇八六号　結核戦傷病者に対する医療保障の請願

第二〇八七号　国立公園施設整備費国庫補助に関する請願

第二一一一号　国民健康保険事業の強化に関する請願

第二三一七号　愛媛県日吉村上水道布設に関する請願

第二三四四号　生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

第二四六五号　身売児童保護のための単独法制定等に関する請願

第二五〇六号、第二七一六号　母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正の請願

第二五五五号、第二七一五号　簡易水道事業費国庫補助増額に関する請願

第二五七五号　清掃施設費国庫補助等に関する請願

第二六一二号　大阪府山田村に国民健康保険直営診療所設置の請願

第二六五五号　山梨県西山温泉を温泉法により指定するの請願

第二六六二号　結核患者に対する特別生活基準設定の請願

第二六八三号　瀬戸内海国立公園香川県寒平町象頭山整備に関する請願

第二六八六号　結核患者の健康保険適用期間延長に関する請願

第二六八七号、第二九三三号　国立療養所看護婦定員増加に関する請願

第二七八二号　名古屋市上水道水源地擁護に関する請願

第二八二〇号　国民健康保険事業の拡充強化に関する請願

第二九三二号、第二九七五号　健康保険医療給付期間延長等に関する請願

第三〇三三号　長野県松本市にモデル国立病院設置の請願

第三〇三四号、第三〇三五号　国立松本病院存置等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年八月四日
厚生委員長　堂森　芳夫
参議院議長河井彌八殿

厚生委員会請願特別報告第二号
戦災者等に援護金支給の請願
第九五号　京都市上京区三本木通荒神口鴨川母子寮　坂本幸子外二十一名提出
戦傷病者の福利厚生施策拡充強化に関する請願
第九六号　大阪市東区法円寺坂町一、二番併合地国立大阪病院内　古林保提出
国立三豊療養所施設拡充に関する請願
第一六九号　香川県三豊郡比地二村長　西脇亀一外二百三十六名提出
国立善通寺病院伏見分院の国立療養所転換に関する請願
第一七〇号　香川県仲多度郡善通寺町国立善通寺病院伏見分院内　宮崎英雄外百二十八名提出
同和問題に関する請願
第一九四号　和歌山県那賀郡狩宿村　谷口庄治郎提出
遺族弔慰金、扶助料増額等に関する請願
第二二六号　長崎県議会議長岡本直行提出
国立田辺病院看護婦宿舎等設置に関する請願
第二四四号　和歌山県田辺市湊国立田辺病院内　荒川忠彦外二百六十二名提出
国立病院等の賄費増額に関する請願
第三八三号　北海道札幌市白川一、八一四国立北海道第二療養所内　越田常雄提出
覚せい剤患者の防犯対策に関する請願
第九一三号　静岡県清水市堂林三九八ノ一　白鳥茂作提出
国立舞鶴病院の賄費増額に関する請願
第九六二号　京都府舞鶴市行永国立舞鶴病院内　梅田鴻吉提出
生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願
第九六三号　京都府舞鶴市行永国立舞鶴病院内　梅田鴻吉外六百十八名提出
第一九三八号　京都府久世郡城陽町国立京都療養所内　西敏男外六百八十九名提出
第二〇八一号　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好提出
第二七九二号　静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院内　田中耕八郎外二百五十名提出
群馬県国立渋川病院施設整備拡充に関する請願
第一〇〇〇号　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外六十三名提出
第二二一二号　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外六十二名提出
し尿処理施設費国庫補助に関する請願
第一一一三号　岡山県都窪郡菜屋町長　福山恒治外一名提出
都市清掃事業に対する財政措置に関する請願
第一二一八号　東京都知事　安井誠一郎提出
未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願
第一二二二号　静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院内　田中耕八郎外二百四十六名提出
第二〇二六号　福井県三方郡三方町国立福井療養所内　松宮才三外百三十名提出
第二〇八五号　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好提出
第二五七八号　愛知県知多郡大府町国立愛知療養所内　伊予田正春提出
第二六八四号　熊本県菊池郡西合志村国立療養所再春荘内　田中佐熊外五百七十二名提出
国立療養所の賄費増額に関する請願
第一三四〇号　静岡県浜名郡赤佐村国立療養所天竜荘内　杉内寛外七百九名提出
地経変動対策上下水道事業費国庫補助継続等に関する請願
第一四一二号　愛媛県松山市一番町甲一五愛媛県町村会内　田中紺蔵提出
基幹病院新築に対する財政措置の請願
第一五三三号　岩手県知事　国会議吉外一名提出
愛媛県国立出目療養所拡充整備に関する請願
第一七一六号　愛媛県北宇和郡近永町長　川添日和郎外三名提出
母子福祉綜合法制定等に関する請願
第一八五五号　茨城県庁内未亡人連盟内　稲葉はな提出
未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の請願
第一九三九号　京都府久世郡城陽町国立京都療養所内　西敏男外二千三百一名提出
第二五五四号　京都府舞鶴市行水国立舞鶴病院内　吉川勝正外十七名提出
第二五七七号　佐賀県三養基郡中原村国立佐賀療養所内　森永能昭外六百三十名提出
第二六八五号　札幌市白川国立北海道第二療養所白療自治会内　木南正敏提出
生活保護法による入院患者の生活扶助料引上げの請願
第二〇八二号　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好提出
結核戦傷病者に対する医療保障の請願
第二〇八六号　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好提出
国立公園施設整備費国庫補助に関する請願
第二〇八七号　福島県南会津郡綺麗村長　橘朝良提出
国民健康保険事業の強化に関する請願
第二二一一号　群馬県桐生市長　前原一治外十一名提出
愛媛県日吉村上水道布設に関する請願
第二三一七号　愛媛県北宇和郡日吉村長　渡辺綱雄外五名提出
生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願
第二三四四号　佐賀県三養基郡中原村国立佐賀療養所内　千住竹磨提出
身売児童保護のための単独法制定等に関する請願
第二四六五号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社会福祉法人全国社会福祉協議会連合会長　田子一民提出
母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正に関する請願
第二五〇六号　島根県議会議長　中島竜一提出
第二七一六号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
簡易水道事業費国庫補助増額に関する請願
第二五五五号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出
第二七一五号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
清掃施設費国庫補助等に関する請願
第二五七五号　名古屋市長　小林橘川外三十七名提出
大阪府山田村に国民健康保険直営診療所設置の請願
第二六一二号　大阪府三島郡山田村長　箕林信雄外一名提出
山梨県西山温泉を温泉法により指定するの請願
第二六五五号　山梨県南巨摩郡西山村長　清水義之助提出
結核患者に対する特別生活基準設定の請願
第二六六二号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　布施正隆提出
瀬戸内海国立公園香川県琴平町象頭山整備に関する請願
第二六八三号　香川県仲多度郡琴平町長　細川秀雄外四十二名提出
結核患者の健康保険適用期間延長に関する請願
第二六八六号　札幌市白川国立北海道第二療養所白療自治会内　木南正敏提出
国立療養所看護婦定員増加に関する請願
第二六八七号　札幌市白川国立北海道第二療養所白療自治会内　木南正敏提出
第二九三三号　北海道北見市北海道立北見療養所内　青木正彦提出
名古屋市上道水水源地擁護に関する請願
第二七八二号　名古屋市議会議長　鈴村健提出
国民健康保険事業の拡充強化に関する請願
第二八二〇号　島根県議会議長　中島竜一提出
健康保険医療給付期間延長等に関する請願
第二九三三号　北海道北見市北海道立北見療養所内　青木正彦提出
第二九七五号　岐阜県大野郡大八賀村国立療養所高山荘内　政井太一外三百五十名提出
長野県松本市にモデル国立病院設置の請願
第三〇三三号　長野県松本市長　松岡文七郎外一名提出
国立松本病院存置に関する請願
第三〇三四号　長野県北安曇郡七貴村長　堀内千万里外八十七名提出
第三〇三五号　長野県西筑摩郡福島町長　平田源重提出
右五十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よ

つて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年八月四日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦災者等に援護金支給の請願

請願者　京都市上京区三本木通荒神口鴨川母子寮　坂本幸子外二十一名（第九五号）

右の請願は、戦災、引揚未亡人は遺族と同様に最大の戦争犠牲者であるから、援護金を支給せられるよう予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者の福利厚生施策拡充強化に関する請願

請願者　大阪市東区法円寺坂町一、二番併合地国立大阪病院内　古林保（第九六号）

右の請願は、いまや傷い軍人療養所の閉鎖をはじめ、国立病院の営利化と保安隊用とするための強制退院等不治のまま医門を追われて街頭に迷う者が続出し、一方戦傷病者、戦没者の遺家族は最低生活の維持が困難な状態であるから、(一)社会保障制度の拡充と高度化を図ること、(二)戦傷病者、戦没者遺家族援護法をさらに強化すること、(三)職業指導の徹底と適職のあつせんを図ること、(四)厚生資金の貸与を積極化して戦傷病者の福利厚生施策の拡充強化等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立三豊療養所施設拡充に関する請願

請願者　香川県三豊郡比地二村長　西脇亀一外二百三十六名（第一六九号）

右の請願は、国立三豊療養所は、交通至便の上香川県三分の二の結核患者を有する西香川を控え、香川県一円、愛媛県の一部を包含した地域の結核治療の核心であるが、本県の結核死亡率が、都道府県に比べると高い現状にかんがみ、本療養所の施設拡充による病床廻転と患者収容力の増加により治療体系の少くとも、全国水準に達するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立善通寺病院伏見分院の国立結核療養所転換に関する請願

請願者　香川県仲多度郡善通寺町国立善通寺病院伏見分院内　宮崎英雄外百二十八名（第一七〇号）

右の請願は、国立善通寺病院伏見分院の結核患者は入院患者総数三百六十名中二百名もあり総患者数の五十五パーセントを占めながら、本院内科に所属して分院としての何等の機能権限も与えられず治療上その他に一大支障をきたしている実情であるから、すみやかに同病院伏見分院を結核療養所に転換するとともにその予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

遺族弔慰金、扶助料増額等に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本真行（第二一六号）

右の請願は、さきに政府は、戦死者、遺族に対して弔慰金を支給し、同時に弔慰金公債の換金措置を採られたが、到底満足すべきものでない上、戦争犠牲者を救済することもできない少額であるから、遺族弔慰金および扶助料を増額するとともに、弔慰金公債の償還期限の短縮と公債換金わくの拡大等遺族の援護生活保障について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立田辺病院看護婦宿舎等設置に関する請願

請願者　和歌山県田辺市瀧国立田辺病院内　荒川忠彦外二百六十二名（第二四四号）

右の請願は、国立田辺病院は、モデル病院として全国最初の厚生省設立にかかるものであるが、設置以来二年余未だ看護婦宿舎がなく院内会議室その他にベットを並べて休養をとる状況であり、さらにけ糞室、便所さえない実情であるから、すみやかに看護婦宿舎を設置するとともに、通勤上不便をきわめている医員の官舎を設立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立病院等の賄費増額に関する請願

請願者　北海道札幌市白川一、八一四国立北海道第二療養所内　越田常雄（第三八三号）

右の請願は、入院結核患者の給食費は、現在国立病院は一日一人八十五円、療養所では九十三円となつているが、このような僅少額では療養に必要な栄養を満たすことができないから、すみやかに一人一日百三十円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

覚せい剤患者の防犯対策に関する請願

請願者　静岡県清水市堂林三九八ノ一　白鳥茂作（第九一三号）

右の請願は、現在清水市におけるヒロポン使用者は約二千名の多数にのぼるものと推定され、毎日十五万円から二十万円のヒロポンが消費されているが、現行法規によつては到底その密造を停止することができないから、罰金を現在の数倍に、あるいは体刑を課す等の対策を講じ、ヒロポン禍を撲滅し青少年の犯罪を一掃するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立舞鶴病院の賄費増額に関する請願

請願者　京都府舞鶴市行永国立舞鶴病院内　梅田鴻吉（第九六二号）

右の請願は、国立舞鶴病院の入院結核患者賄費は、現在一日一人九十一円となつているが、このような僅少額では療養に必要な栄養を満たすことができないから、すみやかに一人一日百三十円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

請願者　京都府舞鶴市行永国立舞鶴病院内　梅田鴻吉外六百十八名（第九六三号）

請願者　京都府久世郡城陽町国立京都療養所内　西敏男外六百八十九名（第一九二八号）

請願者　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好（第一〇八一号）

請願者　静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院内　田中耕八郎外二百五十名（第二七九二号）

右の請願は、生活保護によつて入院している患者に対しては、身回品費として月額四百五十円の扶助料が支給されているが、これでは、食事の補給、日常生活必需品の購入も困難であるから、長期病床にある多数の入院患者の最低生活維持のため、同費用を月額二千円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県国立渋川病院施設整備拡充に関する請願

請願者　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外六十三名（第一〇〇〇号）

請願者　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外六十二名（第二二一二号）

右の請願は、群馬県国立渋川病院は、伊香保、水上、草津等各地に点在する本県温泉郷の関門における観光病院として内外人を収容しうる病院であり、かつ利根、吾妻奥地の電力開発事業の門戸としての重要な医療機関である上、後貽症患者の温泉療養所を併設している等五郡下唯一の総合病院として使命を担つているが、未だに不備の点が多いから本病院の施設整備拡充のため、七千三百七十七万二千五百円を予算化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

し尿処理施設費国庫補助に関する請願

請願者　岡山県都窪郡茶屋町長　福山恒治外一名（第一一三三号）

右の請願は、岡山県茶屋町は、し尿処理について従来多大の苦心を払い、施設整備のために毎年多額の経費を支出しており、目下し尿処理の根本的方策として消化そうを建設しつつあるが、最近諸般の情勢の変化により町財政では到底実現困難な現状にあるから、本事業に対して国庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市清掃事業に対する財政措置の請願

請願者　東京都知事　安井誠一郎（第二一一八号）

右の請願は、都市清掃事業の行詰りを打開し、その円滑な運営をはかるための最大の願望は清掃施設整備に要するぼう大な都市の負担経費に対する国庫の補助および事業費に対する起債わくの設定であるが、昭和二十八年度予算不成立によつて政府の本事業に対する積極的意図の有無も不明のまま今日に及んでいるから、衛生都市建設のために挺身する都市清掃事業のために右の財政措置について積極的な援助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願

請願者　静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院内白友会内　田中耕八郎外二百四十六名（第一二二二号）

請願者　福井県三方郡三方町国立福井療養所内　松宮才三外百三十名（第二〇二六号）

請願者　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好（第二〇八五号）

請願者　愛知県知多郡大府町国立愛知療養所内　伊予田正春（第二五七八号）

請願者　熊本県菊池郡西合志村国立療養所再春荘内　田中佐熊外五百七十二名（第二六八四号）

右の請願は、未復員患者は現在未復員給与法によつて医療だけが保障されているが、生活費の支給はなく、その生活は困難をきわめている上、多額の補食費が必要であり、また日用品に要する費用も少くないから、これら未復員者給与法適用患者に対し月額二千円の生活扶助料を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所の賄費増額に関する請願

請願者　静岡県浜名郡赤佐村国立療養所天竜荘内　杉山寛外七百九名（第一三四〇号）

右の請願は、結核患者にとつて栄養は病気克服の最大要素であるにもかかわらず、国立療養所の賄費は一人一日九十三円であり、この僅少なわく内では最大の努力をもつてしても完全給食は不可能で、規定のカロリーを確保するためには必然的に安価の粗雑な材料を使用するほかなく、代用食の劣悪とともに副食の質が低下し実質カロリーが摂取できない現状であるから、早急に最低線一人一日百三十円まで増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地盤変動対策上水下道事業費国庫補助継続等に関する請願

請願者　愛媛県松山市一番町甲一五愛媛県町村会内　田中紺蔵（第一四一二号）

右の請願は、愛媛県における地盤変動対策上水道事業は昭和二十五年度以来継続実施してきたが、残事業費はなお約三億円に及んでいるから、二十八年度以後においても一般沈下災害事業と同様継続事業として実施せられるとともに、下水道完備に要する事業費六億五千万円に対しても地盤沈下対策事業として事業費の二分の一を国庫補助として交付し、その地元支出金に対しては金額起債を以て処理できるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

某幹病院新築に対する財政措置の請願

請願者　岩手県知事　国分謙吉外一名（第一五三三号）

右の請願は、岩手県においては基幹病院整備計画に基いて盛岡市所在の県立盛岡病院を中央病院として病床数四百床以上、総工費二億数千万円をもつて昭和二十九年度から年次計画によつて新築することに決定したが、同病院の現状は、構造、設備において医療の要請に合致せず老朽はなはだしいから、その新築に要する財源については本県の財政上起債および国庫補助に求めるの外なく、政府はこれに対する財政措置方に関し特段に配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県国立出目療養所拡充整備に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡近永町長　川添日和郎外三名（第一七一六号）

右の請願は、愛媛県国立出目療養所は、現在入所待機患者が多数あるが、諸施設不備のため、これら患者を収容できず、かつ手術設備がないため、外科適用患者は他の療養所に転送している等患者の療養ならびに治療に不便を極めているから、本年度において手術室の設置および本館を治療とうに転用するため事務とうの増築、百床の増床等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

母子福祉総合法制定等に関する請願

請願者　茨城県庁内未亡人連盟内　稲葉はな（第一八五五号）

右の請願は、母子家庭の福祉のため、(一)母子福祉総合法をすみやかに制定すること、(二)母子福祉資金の貸付金を増額すること、(三)母子

家庭の医療費は母子健康保険として国庫補助すること、(四)国庫補助による母子ホームの設立と第二種庶民住宅の増設を図ること、(四)母子世帯における耕作権の復帰は特に考慮すること、(六)住民税の決定にあたり収入十万円以上とあるを二十万円以上とすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の請願

請願者　京都府久世郡城陽町国立京都療養所内　西敏男外二千三百一名(第一九三九号)

請願者　京都府舞鶴市行永国立舞鶴病院内　吉川勝正外十七名(第二五五四号)

請願者　佐賀県三養基郡中原村国立佐賀療養所内　森永能昭外六百三十名(第二五七七号)

請願者　札幌市白川国立北海道第二療養所白療自治会内　木南正敏(第二六八五号)

右の請願は、現在入院療養中の未復員者給与法適用患者は、昔の入院軍人の俸給に代るべきものを支給されず、更に傷病恩給も受けられないという全く無収入の現状で極めて困難な条件の下に療養を続けている状態であるから、(一)未復員者給与法による入院患者の傷病恩給若しくは生活扶助料月額二千円を支給すること、(二)未復員患者の医療制限を撤廃すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法による入院患者の生活扶助料引上げの請願

請願者　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好(第一〇八二号)

右の請願は、現在生活保護法で規定する生活扶助料は、四百五十円という余りにも極端な低額であるが、これは、昭和二十四年に厚生省が当時の物価指数をもつて算出したものであり、以後四年を経過した今日、物価にも相当の変化があるにもかかわらず何等の措置がとられていないため、結核患者は、安静を必要としながらも袋はり、謄写印刷などの内職によつて生活費を賄わなければならず、療養、治療に大なる支障をきたしているから、長期入院患者の生活扶助料を二千円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核戦病者に対する医療保障の請願

請願者　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好(第一〇八六号)

右の請願は、現行援護法による厚生医療は、身体障害者福祉法に規定された症状に限定されているため、外傷傷い軍人は医療給付の対象になつているが、結核を主軸とする内科傷い軍人は、結核という特症性から完全治ゆということがまれで大多数の結核傷い者は再発するという統計的結果を示しているにもかかわらず医療給付を認められていないことは、まことに不合理であるから、恩給一時金受給者に対し医療補償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立公園施設整備費国庫補助に関する請願

請願者　福島県南会津郡檜枝岐村長　橘朝良(第二〇八七号)

右の請願は、国立公園が真に国民の公園としてまた国際観光の場としてその全機能を発揮するためには、道路、宿舎、野営場、その他の施設を緊急に整備することが必要条件であるから、これらに要する国庫補助の措置およびホテル整備等の融資を優先的に考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の強化に関する請願

請願者　群馬県桐生市長　前原一治外十一名(第二二一一号)

右の請願は、今春群馬県下に襲来した凍霜害は、農家の経済にいちじるしい影響を及ぼしたが、このときにあたり国民保険事業の強化は愈々痛切なるものであるが、凍霜害の経済的打撃により保険経済は容易でないからこれが国保事業運営の健全化を図るため、(一)災害助成交付金の増額の方途を講ずること、(二)災害貸付金の方途を講ずること等の緊急措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県日吉村上水道布設に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡日吉村長　渡辺綱雄外五名(第二三一七号)

右の請願は、愛媛県日吉村大字下鍵山は、戸数約百五十戸の村落であるが、地下の水量が少く井戸は用を弁じないので飲料用は大部分かけいで取りいれている状況である。ところが本村全体にギストマ寄生虫の中間宿主であるかにが生息し、これを採取実験の結果百パーセントのギストマ患者を保有し、なお肺ギストマ患者百五十人中十四人もある状態であるが、河水の使用も川底低く水利きわめて不便の上、消化器病の発生年々増加の傾向にあり、また昭和十年の本部落の大半焼失の火災の事実よりみても、衛生上、水利上一日も早く上水道布設の必要があるから本部落の上水道布設について特別に詮議せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

請願者　佐賀県三養基郡中原村国立佐賀療養所内　千住竹磨(第二三四四号)

右の請願は、生活保護法による現行基準額があまりに低いため、生活扶助を受けている入院患者の生活は悲惨を極めているから、現行最低生活基準額を大幅に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

身売り児童保護のための単独法制定等に関する請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社会福祉法人全国社会福祉協議会連合会長　田子一民(第二四六五号)

右の請願は、児童福祉事業の確立のため、(一)医療、住宅、税金、授職補導を含む母子福祉保障の総合立法を制定すること、(二)身売り児童を保護するための単独法を制定すること、(三)地方税法第七十八条に定められた入場税免除の催し物の範囲に映画を加えること、(四)母子福祉資金貸付等に関する法律につき(イ)母子相談員を常勤とすること、(ロ)事務費を国庫補助とすること、(ハ)貸付金額を引き上げること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正の請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一(第二五〇六号)

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎(第二七一六号)

右の請願は、母子福祉資金貸付金に対する年三分の利息は、母子家庭の月収実態から考えて過重である上、島根県においては従来独立で実施して来た未亡人家庭子女の教育資金は無利子としていた関係もあり、母子福祉資金の貸付は無利子とするよう母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭

意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易水道事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔（第二五五五号）

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二七一五号）

右の請願は、福島県における赤痢等の消化器系伝染病は、なお毎年多発している現況であるが、これが原因は種々数えられるがそのうち最大原因をなすのは流水使用等の不良飲料水を多数県民が使用していることにありと考えられるが、窮迫した地方財政の現状では各町村単独負担による敷設は困難であるから、簡易水道事業費国庫補助の飛躍的増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

清掃施設費国庫補助等に関する請願

請願者　名古屋市長　小林橘川外三十七名（第二五七五号）

右の請願は、都市における清掃事業は保健衛生行政の基幹であり、伝染病予防法上の重要施策であつて、病原菌の温床となる汚物を衛生的に処理することが本事業の目的である。この目的を達成するには処理施設の整備拡充こそ急務中の急務である。しかるに、都市の復興発展に伴う汚物量の激増、化学肥料の増産による汚物利用の減少と、加うるに処理施設の不備、不完全等悪条件の累積によつて、清掃事業は非常な難関に直面しており、この対策として処理方法の機械化、施設の改善新設等を企図しているのであるが、地方財政の窮迫はこれが実現を阻害し、わずかに一部の補修をする程度にとどまりいよいよ事業の行詰りを招来している現状であるから、（一）清掃施設に対する国庫補助金の交付、（二）起債わくの設定、（三）清掃法の制定等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府山田村に国民健康保険直営診療所設置の請願

請願者　大阪府三島郡山田村長　箕林信雄外一名（第二六一二号）

右の請願は、四月十日附山第四八二号をもつて大阪府を通じ国庫補助金交付申請をした国民健康保険直営診療施設については既に審議中のことと思うが、大阪府山田村は九千余の人口を有するにかかわらず医療機関が全くなく唯一人の開業医がいるのみでしかもその医師は病院勤務のため昼間は不在であり、急病人ができた場合村民は上を下への大騒ぎを演じ、みすみす助かる病人でも一命を捨てる場合がしばしばあり、疾病に対して村民の不安はこの上もない実状であるから、本年度において是非とも国民健康保険直営診療所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県西山温泉を温泉法により指定するの請願

請願者　山梨県南巨摩郡西山村長　清水義之助（第二六五五号）

右の請願は、さきに山梨県において指定温泉の候補地として選定された山梨県南巨摩郡西山村西山温泉は、南アルプスの南ろく早川けい谷の中心地に位置して風光の明びと情緒豊かな自然の環境に恵まれ山梨の新十景に選ばれている。また温泉の有する泉質と四十度ないし四十五度の最適温は胃腸病、婦人病等の諸病に顕著な効能を示し「南アのオアシス」「山のいで湯」と愛され親しまれて療養に探勝に県内外の浴客は四季の通じて絶える時はない実状であるから、すみやかに本西山温泉を温泉法による温泉地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核患者に対する特別生活基準設定の請願

請願者　新潟県柏崎市国立新潟病養所内　布施正隆（第二六六二号）

右の請願は、社会保障制度の一環である生活保護法は、その最低生活基準額が低率のため、施行の実際面においてなお多くの非劇と苦悩を与えており、殊に長期の療養を余儀なくされる結核患者においてはその影響がすこぶるじん大で一層その悩みを深めている現状であるから、生活保護法の最低生活基準とは別個に結核患者に対してのみ適用する特別生活基準を設定し結核患者に対する特別医療扶助の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核患者の健康保険適用期間延長等に関する請願

請願者　札幌市白川国立北海道第二療養所白寮自治会内　木南正敏（第二六八六号）

右の請願は、健康保険による医療給付期間は現在二年であり、家族の場合は半額は自費負担であるが、結核の如き長期療養を必要とする病気においてはその適用期間を四年に延長するとともに家族の半額自己負担を全額給付とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

名古屋市上水道水源地擁護に関する請願

請願者　名古屋市議会議長　鈴村健（第二七八二号）

右の請願は、この度岐阜県稲葉郡鵜沼町宝積寺地内にパルプおよびスフ糸製造工程を有する東洋化成株式会社の建設が計画されているが、同会社の位置は名古屋市の上水道の生命ともいうべき犬山第一取入口の対岸至近に位し、かつ水の流れは全く取入口に流入する状態にあるため、操業により廃液下水が大曾川に放流されれば取入口に流入すること必至となり本市百二十万市民の衛生上由々しき問題である。これに対し会社側は木曾川の水の汚染することはないと強弁しているが、過去において郷

意見書案

国立療養所看護婦定員増加に関する請願

請願者　札幌市白川国立北海道第二療養所白寮自治会内　木南正敏（第二六八七号）

請願者　北海道北見市北海道立北見療養所内　青木正彦（第二九三三号）

右の請願は、国立療養所における看護婦の定員は、患者六名について一名の割合となつているが、国立北海道第二療養所においては患者六百四名に対し看護婦は五十九名で標準の六割にも達しない現状であるため、重症患者の苦しみは見るに忍びないものがあるばかりでなく、人手不足のため同室の患者が看護婦に代つて看病するという実情であり、無理のために病状の悪化する患者も生ずる現況であるから、国立療養所における看護婦定員を早急に改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

瀬川岸に紡績工場が建設され、第二取入口に悪水が流入した事実に鑑み、取入口附近における工場の建設がいかに上水道に悪影響を及ぼすかはきわめて明らかであるから、本工場建設に対し適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の拡充強化に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第二八二〇号）

右の請願は、国民健康保険を実施中の市町村はいずれも極度の経営難に陥り、努力もむなしく今やまさに休、廃止の重大危機に直面しているから、(一)全市町村に国民健康保険事業を実施させるよう国民健康保険法第二条の改正、(二)療養給付費の二割以上国庫負担、(三)直営診療費に対する半額国庫補助、(四)経営困難な国民健康保険事業に対しては政府において必要な資金の融通の途を講ずる等の対策によつて国民健康保険事業の拡充強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険医療給付期間延長等に関する請願

請願者　北海道北見市北海道立北見療養所内　青木正彦（第二九三二号）

請願者　岐阜県大野郡大八賀村国立療養所高山荘内　政井太一外三百五十名（第二九七五号）

右の請願は、現在健康保険法による医療給付の期間は二年間であり、かつ傷病手当金は一年六箇月の間前収入の六割あるいは四割の給付であるが、官公庁の共済組合によれば医療給付は三年間で傷病手当金は入割あるいは六割となつており、ことに教職員の場合は医療給付は四年まで延長することができ、全額給付となつていることはまことに不均衡であるばかりでなく、長期療養の結核患者は療養費と家族の生活費に困窮をきわめているから、予算措置をもつて健康保険の期間を三年に延長するとともに傷病手当金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県松本市にモデル国立病院設置の請願

請願者　長野県松本市長　松岡文七郎外一名（第三〇三三号）

右の請願は、昨年政府は、国立病院の整備方針に基き全国的に地区中心病院を設置し、関東地方においては東京および栃木に五箇の病院を残しただけで中部関東から信越にわたつて全然中心病院を残していないが、当地方には常時三百五十名の入院患者と三百五十名の外来患者を収容している国立松本病院があり、患者の分布は一市六町七十五村に及ぶ長野県外の患者も約五パーセント収容している現状にあるから、甲信越地区における松本市の地理的位置も考慮して本病院を整備改築してモデル国立病院を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立松本病院存置等に関する請願（三通）

請願者　長野県北安曇郡七貴村長　堀内千万里外八十七名（第三〇三四号）

請願者　長野県西筑摩郡福島町長　平田源重（第三〇三五号）

右の請願は、国立松本病院は、発足以来大衆の医療機関として、各種社会保険患者はもち論のこと、生活保護法患者や結核予防法該当患者を収容し、また東京以北における唯一の厚生医療機関の指定を受ける等不完全な施設にもかかわらずきわめて多大の成果を収めているが、本国立病院を全国においても特に貧困な長野県に移管し、または使命の根本的に異なる大学附属病院にすることは当地方の住民にとつてその及ぼす被害がまことに大なるものがあるから、国立松本病院を甲信越の中心病院として存続し、整備拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七四号、第一七九号、第三一五号　未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の陳情

第七六号　そ族昆虫駆除事業費国庫補助に関する陳情

第一二〇号　岡山県にアフタ・ケア施設設置の陳情

第二六二号　生活保護法による入院患者の生活扶助料引上げの陳情

第二六三号　健康保険療養給付期間等延長に関する陳情

国立佐賀療養所内　平野一外一名（第一七九号）

陳情者　岐阜県恵那郡大井町国立岐阜療養所内　古根房吉外六百七十九名（第二一五号）

右の陳情は、現在入院療養中の未復員者給与法適用患者は、昔の入院軍人の俸給に代るべきものも支給されず、更に傷病恩給も受けられないという全く無収入の現状で極めて困難な条件の下に療養を続けている状態であるから、(一)未復員者給与法による入院患者の傷病恩給若しくは生活扶助料月額二千円を支給すること、(二)未復員患者の医療制限を撤廃すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

そ族昆虫駆除事業費国庫補助に関する陳情

陳情者　兵庫県相生市議会議長　酒井安信外十二名（第七六号）

右の陳情は、そ族昆虫駆除事業は、昭和二十四年までは伝染病予防法によつて三分の二の補助を受けたが、二十五年からは平衡交付金の一部に組入れられるようになつたため、非常に不明確な点があり、また現在の都市財政の実情からみて明確な財源がなく、完全なこの事業の遂行はできないから、この事業に対する補助は、平衡交付金の措置によらず伝染病予防法によつて交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大

意見書案

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の陳情

陳情者　大分県北海部郡国立療養所二豊荘内　阿部邦人外一名（第七四号）

陳情者　佐賀県三養基郡中原村国立佐賀療養所内　平野一外一名（第一七九号）

陳情者　岐阜県恵那郡大井町国立岐阜療養所内　古根房吉外六百七十九名（第二一五号）

右の陳情は、現在入院療養中の未復員者給与法適用患者は、昔の入院軍人の俸給に代るべきものも支給されず、更に傷病恩給も受けられないという全く無収入の現状で極めて困難な条件の下に療養を続けている状態であるから、(一)未復員者給与法による入院患者の傷病恩給若しくは生活扶助料月額二千円を支給すること、(二)未復員患者の医療制限を撤廃すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

そ族昆虫駆除事業費国庫補助に関する陳情

陳情者　兵庫県相生市議会議長　酒井安信外十二名（第七六号）

右の陳情は、そ族昆虫駆除事業は、昭和二十四年までは伝染病予防法によつて三分の二の補助を受けたが、二十五年からは平衡交付金の一部に組入れられるようになつたため、非常に不明確な点があり、また現在の都市財政の実情からみて明確な財源がなく、完全なこの事業の遂行はできないから、この事業に対する補助は、平衡交付金の措置によらず伝染病予防法によつて交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大

第一二〇号　岡山県にアフタ・ケア施設設置の陳情

第二六二号　生活保護法による入院患者の生活扶助料引上げの陳情

第二六三号　健康保険療養給付期間等延長に関する陳情

国立佐賀療養所内　平野一外一名（第一七九号）

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年八月四日

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の陳情

第七四号　大分県北海部郡国立療養所二豊荘内　阿部邦人外一名提出

第一七九号　佐賀県三養基郡中原村国立佐賀療養所内　平野一外一名提出

第三一五号　岐阜県恵那郡大井町国立岐阜療養所内　古根房吉外六百七十九名提出

そ族昆虫駆除事業費国庫補助に関する陳情

第七六号　兵庫県相生市議会議長　酒井安信外十二名提出

岡山県にアフタ・ケア施設設置の陳情

第一二〇号　岡山県津山市議会議長　浮田亀市提出

生活保護法による入院患者の生活扶助料引上げの陳情

第二六二号　長野県上伊那郡赤穂町昭和病院内　下平柳吉外七十八名提出

健康保険療養給付期間等延長に関する陳情

第二六三号　長野県上伊那郡赤穂町昭和病院内　下平柳吉外七十八名提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年八月四日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県のアフタ・ケア施設設置の陳情

陳情者　岡山県津山市議会議長　浮田亀市（第一二〇号）

右の陳情は、岡山県においては衛生モデル県として、結核撲滅に全力を傾注し着々効果をあげているが、なお県下に二万数千名の患者を有する実情であるから、本県にアフタ・ケア施設をぜひ設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法による入院患者の生活扶助料引上げの陳情

陳情者　長野県上伊那郡赤穂町　下平柳吉外七十八名（第二六二号）

右の陳情は、生活保護法による入院患者の生活扶助料は、現在一箇月四百二十円となつているが、この額は昭和二十四年に算定されたものであつて、この額では到底一箇月の生活を賄うことができず、生活扶助を受けている入院患者の生活は悲惨をきわめているから、これら入院患者の身回り品費を一箇月千五百円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険療養給付期間等延長に関する陳情

陳情者　長野県上伊那郡赤穂町　昭和病院内　下平柳吉外七十八名（第二六三号）

右の陳情は、健康保険の療養給付を三年に延長する法案が今国会に上程される由であるが、傷病手当の支給期間は依然一年六箇月で打ち切りとなつているのははなはだ遺憾であるから、結核患者が安心して療養できるよう傷病手当金についても三年に延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五〇号　石川県内灘砂丘地永久接収反対に関する請願

第一九六号、第四四九号、第一九三五号　石川県内灘米軍演習場返還に関する請願

第四三八号　博多湾を米軍水上機発着場に使用反対の請願

第四八五号　中国人ふん虜遺骨送還に関する請願

第五七四号、第一〇三二号、第二二〇五号　浅間山地域の米軍演習地化反対に関する請願

第一二四四号　山形県戸沢村米軍接収地の接収解除に関する請願

第一三三九号　福岡県福岡地方簡易保険局大濠庁舎接収解除に関する請願

第一四〇〇号　滋賀県蓼庭野の米軍演習地化反対に関する請願

第一六四三号　インドネシア共和国における英霊供養等の請願

第一六四四号　青森市合浦公園米軍借用地返還促進に関する請願

第一六四九号　国連軍および駐留軍の施設等に関する請願

第一六五〇号　駐留軍関係の犯罪に関する請願

第一八七一号　ソ連地区残留同胞引揚促進に関する請願

第一八七二号、第二五二八号、第二五六七号　ソ連、中共両地区残留同胞引揚促進に関する請願

第一九二五号、第一九四三号、第一九七〇号、第二〇〇九号、第二一〇六号、第二一二〇七号、第二一八三号、第二二八四号、第二四三〇号、第二四七六号、第二五〇二号、第二五三三号、第二五五一号、第二六〇二号、第二六六〇号、第二七〇七号、第二七〇八号、第二七七七号、第二九八〇号　妙義山地域の米軍演習地化反対に関する請願

第一九三四号　浅間山、妙義山地域の米軍演習地化反対に関する請願

第二三七一号　オソトセイ保護条約締結等に関する請願

第二三九六号　北海道門別町の駐留軍演習地拡大接収反対に関する請願

第二五一九号　未帰還抑留同胞引揚促進に関する請願

第二七〇九号　青森県関根米軍演習地拡張反対に関する請願

第二九三六号　第三海洋丸だ捕事件に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

外務委員会請願特別報告第一号

石川県内灘砂丘地永久接収反対に関する請願

第一五〇号　東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合総連合会内　藤田藤太郎提出

石川県内灘米軍演習場返還に関する請願

第一九六号　石川県金沢市下本多町六番丁一一日本電気産業労働組合石川支部内　奥村弘提出

第四四九号　石川県議会議長　太田孝三提出

第一九三五号　石川県金沢市深川町一〇　前田とめ外百六名提出

博多湾を米軍水上機発着場に使用反対の請願

第四三八号　福岡市大字箱崎箱崎漁業協同組合長　藤野文市外八名提出

中国人ふん虜遺骨送還に関する請願

第四八五号　東京都中央区銀座西八ノ八東京華僑会館内中国人ふん虜殉難者慰霊実行委員会内　大谷瑩潤提出

浅間山地域の米軍演習地化反対に関する請願

第五七四号　長野県北佐久郡軽井沢町長　佐藤恒雄外一名提出

第一〇三二号　長野市長　松橋久左衛門外六百九十七名提出

第二二〇五号　長野県北佐久郡軽井沢町長　佐藤恒雄外一名提出

山形県戸沢村米軍接収地の接収解除に関する請願

第一二四四号　山形県北村山郡戸沢村樽石樽石製炭組合接収地対策委員会内　斎藤文春提出

福岡県福岡地方簡易保険局大濠庁舎接収解除に関する請願

第一三三九号　福岡市西新町七九八全逓福岡地方簡易保険局支部内　柿本博提出

滋賀県蓼庭野の米軍演習地化反対に関する請願

第一四〇〇号　滋賀県高島郡今津町　堀井重蔵外一名提出

インドネシア共和国における英霊供養等の請願

第一六四三号　山口県小野田市北中川町南方遺家族会内　三隅俊一外二名提出

青森市合浦公園米軍借用地返還促進に関する請願

第一六四四号　青森市長　横山実外一名提出

国連軍および駐留軍の施設等に関する請願

第一六四九号　神奈川県横須賀市長　石渡直次外七名提出

駐留軍関係の犯罪に関する請願

第一六五〇号　神奈川県横須賀市議会議長　金子吉造外六名提出

ソ連地区残留同胞引揚促進に関する請願

第一八七一号　新潟県刈羽郡内郷村　宮腰石太郎外三名提出

ソ連、中共両地区残留同胞引揚促進に関する請願

第一八七二号　滋賀県栗太郡瀬田町南大萱　松田はる外一名提出

第二五二八号　茨城県猿島郡沓掛村　横川みつ子外五名提出

第二五六七号　福島県庁内世話課内留守家族連合会内　鈴木賢提出

妙義山地域の米軍演習地化反対に関する請願

第一九二五号　群馬県碓氷郡坂本町長　武井重三提出

第一九四三号　群馬県碓氷郡西横野村農業協同組合長　中山明外三名提出

第一九七〇号　群馬県碓氷郡原市町長　小森谷市郎外五名提出

第二〇〇九号　群馬県碓氷郡西横野村小学校内　横山覚外一名提出

第二二〇六号　群馬県碓氷郡西横野村議会議長　田島定盛外一名提出

第二二〇七号　群馬県碓氷郡臼井町長　関宇之助外十六名提出
第二二八三号　群馬県碓氷郡東横野村消防団内　茂木伊太郎外五十四名提出
第二二八四号　群馬県碓氷郡西横野村福祉協議会内　桑原利太郎外六名提出
第二四三〇号　群馬県碓氷郡九十九村立九十九中学校内ＰＴＡ内　潮信良外三名提出
第二四七六号　群馬県高崎市連雀町群馬婦人会連絡協議会内　山口百合子提出
第二五〇二号　群馬県甘楽郡妙義町教育委員会内　中沢長男外七名提出
第二五三三号　群馬県甘楽郡下仁田町農業協同組合長　佐藤茂里外十五名提出
第二五五一号　群馬県碓氷郡細野村長　金井牛三郎外四名提出
第二六〇二号　群馬県碓氷郡細野村協力婦人会内　上原知江外四名提出
第二六六〇号　群馬県碓氷郡臼井町議会議長　向田幸造外三名提出
第二七〇七号　群馬県北群馬郡渋川町婦人会連絡協議会内　山川千代子提出
第二七〇八号　群馬県碓氷郡安中町議会議長　秋山友吉外三名提出
第二七七七号　群馬県甘楽郡妙義町農業委員会内　石井松之助外四名提出
第二九八〇号　群馬県新田郡太田市太田中学校内中、小学校ＰＴＡ連絡協議会内　富沢生寿提出
浅間山、妙義山地域の米軍演習地化反対に関する請願
第一九三四号　東京都千代田区神田神保町一ノ二七　務台理作提出
オットセイ保護条約締結等に関する請願
第二三七一号　岩手県上閉伊郡大槌町赤浜第二六地割三二海獣猟獲組合連合会内　川口鶴松外五名提出
北海道門別町の駐留軍演習地拡大接収反対に関する請願
第二三九六号　北海道沙流郡門別町長　松本末吉外二名提出
未帰還抑留同胞引揚促進に関する請願
第二五一九号　東京都千代田区西神田二ノ二東方学会ビル内　在外同胞帰還促進全国協議会内　有田八郎提出
青森県関根米軍演習地拡張反対に関する請願
第二七〇九号　青森県議会議長　中島清助提出
第三海洋丸だ捕事件に関する請願
第二九三六号　鹿児島県枕崎市長　高城憲夫外一名提出
右四十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日
外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

意見書案

石川県内難砂丘地永久接収反対に関する請願
請願者　東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合総連合会内　藤田藤太郎（第一五〇号）

右の請願は、石川県内難砲弾試射場は、四月末日をもつて、使用期限が終つたにもかかわらず改めて永久接収が強要されているが、永久接収がされないように措置せられるとともに暫定接収の場合の条件が完全に履行されるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県内難米軍演習場返還に関する請願
請願者　石川県金沢市下本多町六番丁一一日本電気産業労働組合石川支部内　奥村弘（第一九六号）
請願者　石川県議会議長　太田孝三（第四四九号）
請願者　石川県金沢市深川町一〇　前田とめ外百六名（第一九三五号）

右の請願は、石川県河北郡内難村に設定された在日米軍演習場は、すでに四月三十日をもつて使用期限が過ぎたが、政府は最近に至つて永久的接収を決意して石川県当局に対し折衝を開始したが、これは、地方自治の本義を忘れ、住民の平和的意図を無視し、政府自ら公約をみだすものであるから、すみやかに本演習場を返還せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

博多湾を米軍水上機発着場に使用反対の請願
請願者　福岡市大字箱崎箱崎漁業協同組合長　藤野文市外八名（第四三八号）

右の請願は、日米合同委員会を通じ米極東軍から在日米軍水上機発着のため博多湾の一部水域使用方要求しているが、当水域は箱崎漁業協同組合の共同漁業権内で最も有望な漁場であり、飛行機発着場として使用されることになればさなきだに近年の漁業生産の低下によつて漁業者の生活は極度の苦境に追込まれつつあるとき、漁民および家族にとつては死活の問題となるから、当博多湾の水上機発着場に使用することに反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中国人ふ虜遺骨送還に関する請願
請願者　東京都中央区銀座西八ノ八東京華僑会館内中国人ふ虜殉難者慰霊実行委員会内　大谷瑩潤（第四八五号）

右の請願は、在華同胞の集団帰国事務が、中国側の好意ある援助により目下順調に進行中であり、海外にある日本人遺骨の収集が進められている時、中国人ふ虜遺骨を中国に丁重に送還することは、日本人の当然なすべき責務と考えられるから、（一）現在就航中の帰国船を利用して、おそくも六月中には送還を実現すること、（二）送還に際しては、日本人および在日中国人をもつて構成する国民使節によつて、送り届けるため旅券の下付を保証すること、（三）遺骨送還事業に要する費用を国家より援助する等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浅間山地域の米軍演習地化反対に関する請願
請願者　長野県北佐久郡軽井沢町長　佐藤恒雄外一名（第五七四号）
請願者　長野市長　松橋久左衛門外六百九十七名（第一〇三二号）
請願者　長野県北佐久郡軽井沢町長　佐藤恒雄外一名（第二〇五号）

右の請願は、日米行政協定合同委員会より勧告の在日米国軍山岳冬期戦演習地を浅間山地域に設置することは、（一）軽井沢在住町民二万を始めとして浅間周辺十箇町村の経済生活と生活の根底を破壊する。（二）清純な風紀と教育的環境を破壊する。（三）親米的な知識人および文化人を失い反つて日米協力の重大な阻害となる。（四）軽井沢町の理想と歴史とその性格を全く変ずる。（五）地震国日本の火山活動研究に重大な障害となる。（六）き観動植物の繁殖と研究を阻害し、浅間の自然科学博物園を破壊する。（七）上信越高原国立公園中最も秀麗特異な景観浅間を失うことにより国立公園は事実上まつ殺される。（八）政府が法律第二百五十三号によつて表明した軽井沢国際親善文化都市建設は事実上終息する等の理由から反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県戸沢村米軍接収地の接収解除に関する請願
請願者　山形県北村山郡戸沢村樽石樽石製炭組合接収地対策委員会内　斎藤文春（第一二四四号）

右の請願は、山形県戸沢村国有林および民有林内において製炭に従事する七十九名は、本地域が米軍によつて一方的に接収されて以来六年間その砲弾下に身をさらしながら製炭継続のやむない事態に追い込まれ、講和条約発効後も日米行政協定によつて接収は継続せられ、数回にわたる接収解除の陳情も効果がなく、損害の補償費も一日当り四円六十銭で石川

県内離村の五万円とは比較にもならない少額で、製炭者は生活権を奪われてその惨状はみるに忍びない実情であるから、本地域の接収解除と過去の損害に対する金額補償について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県福岡地方簡易保険局大濠庁舎接収解除に関する請願

請願者　福岡市西新町七九八全通福岡地方簡易保険局支部内　柿本博（第一二三九号）

右の請願は、福岡市所在の福岡地方簡易保険局大濠庁舎は、現在日米行政協定により一時借用の形で駐留米軍キャンプの病院に使用されているが、他に指定された一時借用の建物はほとんど返還されたにもかかわらず本建物がその後一年余を経た今日いまだ返還されないことは全く一時借用の意義を疑うものであり、これによる不便はかり知れないものがあるから、すみやかに本庁舎を返還するよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県饗庭野の米軍演習地化反対に関する請願

請願者　滋賀県高島郡今津町堀井重蔵外一名（第一四〇〇号）

右の請願は、滋賀県饗庭野の米軍演習場化に対しては、(一)風紀治安上、(二)危険な思想活動の現状、(三)平和郷の産業生活に対する危険、(四)本地域の産業計画の破壊、(五)教育上に及ぼす影響等より絶対反対であるから善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

インドネシア共和国における英霊供養等の請願

請願者　山口県小野田市北中川町南方遺家族会内　三隅俊一外二名（第一六四三号）

右の請願は、インドネシアにおける戦没者二十一万柱の英霊供養ならびに転埋は、わが国民の永年にわたる悲願であり、義務であるばかりでなく、原住民の念願でもあることに鑑み、第十五国会において本請願が採択されたが、議会の解散により未だ実現化されていないからすみやかにこれら戦没者の英霊供養ならびに転埋について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森市合浦公園米軍借用地返還促進に関する請願

請願者　青森市長　横山実外一名（第一六四四号）

右の請願は、青森市合浦公園は終戦直後連合軍の進駐によつてその全地域が接収され連合軍家族住宅となり、その後三回にわたりその半分余が返還されたが、なお現在一万一千八百五十三坪の公園としての主要部分が返還されず、全市民は本地域の返還を待望してやまぬ実情であるから、すみやかに同公園の全面的返還に対し善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国連軍および駐留軍の施設等に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市長石渡直次外七名（第一六四九号）

右の請願は、旧軍港四市は、旧軍港市転換法を頼みとして産業港湾都市の建設に鋭意努力しているが、なお幾多の障壁によつて転換事業の推進をはばまれ、産業港湾都市の完成に重大なる支障をきたしているから、(一)国連軍ならびに駐留軍の施設は極力必要最少限度に止め、これら余剰施設をすみやかに返還すること、(二)外国軍隊の駐留に伴う市費負担およびこれによる損害の完全補償、および行政協定が地方税に及ぼす影響と対策、港湾管理上の駐留軍との関係、駐留軍関係の犯罪等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留軍関係の犯罪に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市議会議長　金子吉造外六名（第一六五〇号）

右の請願は、駐留軍関係の防犯ならびに犯罪の検挙および捜査等に際し、英連邦軍との細目協定がないため、種々困難な事態を起し不便を痛感するとともに充分なる効果が挙げ得られない状況にあるから、自主権確立の観点からして属地主義による北大西洋条約方式の協定を締結せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連地区残留同胞引揚促進に関する請願

請願者　新潟県刈羽郡内郷村宮腰石太郎外三名（第一八七一号）

右の請願は、中共地区の第四次引き揚げも完了した今日、ソ連方面に抑留されている者はいまだに引き揚げの見通しすらつかずまことに憂慮に堪えないものがあるから、(一)残留者の所在地、状況帰国の可能性等に関する情報の入手および留守家族への周知、(二)状況不明の徹底的究明、(三)死亡者の死因および遺骨、遺品の送還、(四)タス通信によつて戦犯者と言われている者の氏名、訴因の調査および内地服役、減刑、釈放等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連、中共両地区残留同胞引揚促進に関する請願

請願者　滋賀県栗太郡瀬田町南大萱　松田はる外一名（第一八七二号）

請願者　茨城県猿島郡沓掛村横川みつ子外五名（第二五二八号）

請願者　福島県庁内世話課内留守家族連合会内　鈴木質（第二五六七号）

右の請願は、最近ソ連地区抑留者からの通信によれば、帰還の可能性を示さしてくるものが多く、ソ連の平和政策と相まつてわが方の働きかけ如何によつては、多くの成果が期待される状況にあるから、(一)中ソ両国に対する直接および間接の交渉開始、(二)中ソ両国に対する国民代表としての国会代表の派遣、(三)未帰還者中とくに状況不明者の調査究明等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

妙義山地域の米軍演習地化反対に関する請願

請願者　群馬県碓氷郡坂本町長　武井重三（十一通）（第一九二五号）

請願者　群馬県碓氷郡西横野村農業協同組合長　中山明外三名（四通）（第一九四三号）

請願者　群馬県碓氷郡原市町長　小森谷市郎外五名（六通）（第一九七〇号）

請願者　群馬県碓氷郡西横野村小学校内　横山覚外一名（二通）（第二〇〇九号）

請願者　群馬県碓氷郡西横野村議会議長　田島定盛外一名（二通）（第二一〇六号）

請願者　群馬県碓氷郡臼井町長　関宇之助外十六名（十七通）（第二二〇七号）

請願者　群馬県碓氷郡東横野村消防団内　茂木伊太郎外五十四名（五十五通）（第二二二八三号）

請願者　群馬県碓氷郡西横野村福祉協議会内　桑原利太郎外六名（七通）（第二二八四号）

請願者　群馬県碓氷郡九十九村立九十九中学校内ＰＴＡ内　潮信良外三名（四通）（第二四三〇号）

請願者　群馬県高崎市連雀町群馬婦人会連絡協議会内　山口百合子（第二四七六号）

請願者　群馬県甘楽郡妙義町教育委員会内　中沢長男外七名（八通）（第二五〇二号）

請願者　群馬県甘楽郡下仁田町農業協同組合長　佐藤茂里外十五名（十六通）（第二五三三号）

請願者　群馬県碓氷郡細野村長　金井牛三郎外四名（五通）（第二五五一号）

請願者　群馬県碓氷郡細野村協力婦人会内　上原知江外四名（五通）（第二六〇二号）

請願者　群馬県碓氷郡臼井町議会議長　向田幸造外三名（四通）（第二六六〇号）

請願者　群馬県北群馬郡渋川町婦人会連絡協議会内　山川千代子（第二七〇七号）

請願者　群馬県碓氷郡安中町議会議長　秋山友吉外三名（四通）（第二七〇八号）

請願者　群馬県甘楽郡妙義町農業委員会内　石井松之助外四名（五通）（第二七七七号）

請願者　群馬県新田郡太田市太田太田中学校内中・小学校ＰＴＡ連絡協議会内　富沢生寿（第二九八〇号）

右の請願は、妙義地区における米軍演習地の設定は、関係住民の生命の源泉である原野、農地、山林にじん大な損害を与え、かつ環境悪化に伴い郷土社会は不浄化し、家庭生活は脅かされ、青少年の保護育成にも大なる支障をきたすことになるから、本地区の米軍演習地設定には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浅間山、妙義山地域の米軍演習地化反対に関する請願

請願者　東京都千代田区神田神保町一ノ二七　務台理作（第一九三四号）

右の請願は、日米行政協定に基いて浅間山、妙義山地域に米軍山岳戦学校演習地が設置されようとしているが、（一）地震研究所、浅間火山観測所の観測に重大な障害を与え貴重な学問的記録を中断し、火山爆発予想を不可能にする。（二）鳥類や植物の繁殖と研究を阻害し、自然の動植物相を破壊する。（三）浅間山一帯は特に文化人学生の休息と勉強の地であり、演習地設置により過去のよき国際的文化提携を破壊し、世界の文化人、知識人、宗教家、教育者等の信を失う。（四）地元住民の生活が脅かされる等の理由により浅間山、妙義山地域における米軍演習地設置には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

オットセイ保護条約締結等に関する請願

請願者　岩手県上閉伊郡大槌町赤浜第二六地割三二海獣猟獲組合連合会内　川口鶴松外五名（第二三七一号）

右の請願は、国際間のオットセイ保護条約をすみやかに締結するとともに、日本近海に回遊するオットセイの海上猟獲を解禁し、海豚漁業船を対象に許可制限の原則を規定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道門別町の駐留軍演習地拡大接収反対に関する請願

請願者　北海道沙流郡門別町長　松本末吉外二名（第二三九六号）

右の請願は、北海道門別町は、今回日米安全保障条約に基く行政協定により、上陸演習地として陸地三千五百町歩と膨大な海域の拡大使用をあらたに要請されているが、予定区域は年額二億五千万円ないし三億円の生産力を有し、本地区において海陸空の総合演習が行われるならば、伝統的産業基盤は破壊され、安定しつつある農漁民の生活を根底から覆し、町経済に致命的打撃を与える他学校教育等にもじん大な影響を及ぼすことになるから、本区域における駐留軍演習地の新たな拡大接収には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　東京都千代田区西神田二ノ二東方学会ビル内在外同胞帰還促進全国協議会内　有田八郎（第二五一九号）

右の請願は、最近のソ連抑留同胞の引揚げの可能性は増大し、また一方において中共地域からの引揚げにはその前途にすこぶる憂慮せねばならないものがあるから、（一）中ソ両国に対する政府交渉の開始、（二）中ソ両国に対する国民代表としての国会代表派遣、（三）未帰還者中、特に状況不明者に対する調査機関の一元化および調査費の増額、（四）在比戦犯の釈放に感謝するとともに、米、英、濠、仏、蘭の全戦犯に対する助命、減刑、内地服役および釈放促進等の措置を積極的に講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県関根米軍演習地拡張反対に関する請願

請願者　青森県議会議長　中島清助（第二七〇九号）

右の請願は、青森県東通村、田名部町にまたがる関根地区千七百七十二町と海面沖出五キロ幅五キロについては、昭和二十四年以来今日まで米軍演習地として強制接収され農業および漁業はもちろん地元民の物心両面に多大の影響を及ぼしじん大な犠牲を払つてきたのである。しかるに昨年十二月十二日の閣議決定により海面は沖出十三キロ、幅九キロに及ぶ新区域を一方面に設定するとともにこれまた一方的に現演習場隣接地三千六百町を無期限使用の拡張区域とすることに閣議決定を見たのであるが、この拡張により地元村民は生業の方途を失うばかりでなく本県産業、経済はもちろん民生上じん大なる影響を及ぼすからずみやかにこれが調達解除に尽力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

第三海洋丸だ捕事件に関する請願

請願者　鹿児島県枕崎市長　高城憲夫外一名（第二九三六号）

右の請願は、去る三月十日の第三海洋丸に対するフイリッピン警備艇の不法だ捕、人権無視の暴行事件は、枕崎港を基地として同海域に出漁する全漁船に一大衝撃を与え、それ以来各事業主、従業員は不安におのの き生産意欲は急に低下している状況であるから、政府において第三海洋丸事件に対する保障をすみやかに決定するとともに、今後この種事件が絶対に続発しないよう政府の責任において善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四号、第一二一号　浅間山地域の米軍演習地化反対に関する陳情

第一五号　島根県竹島の領土権確保に関する陳情

第五〇号　沖縄同胞の日本復帰に関する陳情

第五九号　沖縄奄美大島および小笠原諸島の日本復帰に関する陳情

第一〇九号、第二四五号　北海道大島の米軍演習地化反対に関する陳情

第一四八号、第三一九号　妙義、浅間両山ろくの米軍演習地化反対に関する陳情

第一九五号　奄美大島の日本復帰に関する陳情

第二五五号　旧鹿児島県大島郡の日本復帰に関する陳情

第二八五号　青森県岩木訓練場設置反対に関する陳情

第二九三号　妙義山地域の米軍演習地化反対に関する陳情

第三二九号　第三海洋丸だ捕事件に関する陳情
第三三〇号　ソ連中共両地区残留同胞引揚促進に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十八年七月三十日
外務委員長　佐藤　尚武
参議院議長河井彌八殿

外務委員会陳情特別報告第一号
浅間山地域の米軍演習地化反対に関する陳情
第一四号　東京都文京区本富士町一東京大学理学部内地震学会内　和達清夫提出
第一二一号　長野県知事　林虎雄外一名提出
島根県竹島の領土権確保に関する陳情
第一五号　島根県議会議長　中島竜一提出
沖縄同胞の日本復帰に関する陳情
第五〇号　山梨県甲府市議会議長　平井一満提出
沖縄、奄美大島および小笠原諸島の日本復帰に関する陳情
第五九号　東京都新宿区霞丘町明治神宮外苑日本青年館内二宮尊徳提出
北海道大島の米軍演習地化反対に関する陳情
第一〇九号　北海道松前郡大島村長　富江徳蔵提出
第二四五号　北海道函館市議会議長　高木直行提出
妙義、浅間両山ろくの米軍演習地化反対に関する陳情
第一四八号　群馬県高崎市議会議長　松浦福三郎提出
第三一九号　群馬県議会議長　金子金八提出
奄美大島の日本復帰に関する陳情
第一九五号　鹿児島市栄町一鹿児島県社会福祉協議会内　入鹿山嵩提出
旧鹿児島県大島郡の日本復帰に関する陳情
第二五五号　東京都新宿区原町三ノ八七社団法人日本看護婦協会長　林塩提出
青森県岩木訓練場設置反対に関する陳情
第二八五号　青森県西津軽郡森田村長　鶴賀健次郎外八名提出
妙義山地域の米軍演習地化反対に関する陳情
第二九三号　群馬県前橋市岩神町一〇〇群馬県前橋市立第三中学校内　泉野外太郎外一名提出
第三海洋丸だ捕事件に関する陳情
第三二九号　鹿児島県枕崎市長　高城憲夫外四百八十名提出
ソ連、中共両地区残留同胞引揚促進に関する陳情
第三三〇号　岡山県庁内岡山県引揚促進連合会内　星島義兵衛提出
右十五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十八年七月三十日
外務委員長　佐藤　尚武
参議院議長河井彌八殿

意見書案
浅間山地域の米軍演習地化反対に関する陳情
陳情者　東京都文京区本富士町一東京大学理学部内地震学会内　和達清夫（第一四号）
右の陳情は、最近浅間火山をふくむ地域が米軍の演習地として接収される動きがあり、もしこれが実現される場合は、永年続けてきた火山観測と重要なる成果をおさめつつある研究とはいちじるしい阻害をうけるか、または不可能となるおそれがあるから、浅間山地域演習地化が実現されないように時機を失せず有効適切なる処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
沖縄同胞の日本復帰に関する陳情
陳情者　山梨県甲府市議会議長　平井一満（第五〇号）
右の陳情は、太平洋戦争により物心両面に打撃を被り、敗戦とともに祖国と分離され、アメリカの占領行政下におかれている沖縄同胞は、いまなお混とんとしている国際情勢の下にさびしさと労苦を重ねているから、すみやかにこれら同胞の日本復帰を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
沖縄、奄美大島および小笠原諸島の日本復帰に関する陳情
陳情者　東京都新宿区霞丘町明治神宮外苑日本青年館内　二宮尊徳（第五九号）
右の陳情は、講和条約が締結された今日、沖縄、奄美大島および小笠原諸島の住民がいまなお米国の管理下にあり、ひたすら日本に復帰し、日本同様の自由と人権の享受を切望していることに思いをいたすとき、同情に堪えないものがあるから、すみやかにこれらの諸島が日本に復帰できるよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道大島の米軍演習地化反対に関する陳情
陳情者　北海道松前郡大島村長　富江徳蔵（第一〇九号）
陳情者　北海道函館市議会議長　高木直行（第二四五号）
右の陳情は、北海道大島を米軍演習場とすることは、漁礁、も礁を破砕して海底に沈下させ魚族、も類の絶滅を招来し、大島村漁民に経済的圧迫を加える結果となり、漁民の死活に関する重大問題であるから、大島の演習地化を極力避けるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
浅間山地域の米軍演習地化反対に関する陳情
陳情者　長野県知事　林虎雄外一名（第一二一号）
右の陳情は、浅間山地域の米軍演習地化に関し、（一）軽井沢の国際親善文化観光都市としての将来に暗影を与えること、（二）国立公園特別地域地帯を破壊すること、（三）東大浅間火山観測所の研究が阻害されること、（四）本地帯観光価値が喪失すること、（五）農耕地の被害その他風紀上の問題等よりこれが使用には反対するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
妙義、浅間両山ろくの米軍演習地化反対に関する陳情
陳情者　群馬県高崎市議会議長　松浦福三郎（第一四八号）
陳情者　群馬県議会議長　金子金八（第三一九号）
右の陳情は、最近妙義、浅間両山ろく一帯約一万五千町歩を米軍演習地として強制接収するよしであるが、（一）妙義、浅間の自然美が破壊されること、（二）観光客に恐ふ心を起させること、（三）農耕のさまたげとなること、（四）風紀上の問題の起るおそれがあること等の理由により、妙義、浅間両山ろくの米軍演習地接収には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奄美大島の日本復帰に関する陳情

陳情者　鹿児島市栄町一鹿児島県社会福祉協議会内　入鹿山嵩（第一九五号）

右の陳情は、奄美大島の母国復帰については、数年来各関係方面に陳情せられてきたが、今日にいたつてもまだその実現をみず、聞くところによれば同島民の生活は困窮の極に達しているよしであるから、これら住民の悲願をいれて、即時日本復帰の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧鹿児島県大島郡の日本復帰に関する陳情

陳情者　東京都新宿区原町三ノ八七社団法人日本看護婦協会長　林塁（第二五五号）

右の陳情は、旧鹿児島県大島郡の日本復帰については国民の長期にわたる切実なる要望であるから、日本領土として復帰されるよう尽力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県岩木訓練場設置反対に関する陳情

陳情者　青森県西津軽郡森田村長　鶴賀健次郎外八名（第二八五号）

右の陳情は、青森県森田村地内は岩木訓練場の予定地として包含されているが、すでに大正三年軍用地として陸軍省に強制買収されて以来三十数年多大の不利、不便を忍び昭和二十年ようやく開放されたものであつて、いままた岩木訓練場の設置により受ける有形無形の損失はじん大なものがあり、ことに農家経済をおびやかすものであるから、これが設置を極力回避せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

妙義山地域の米軍演習地化反対に関する陳情（二通）

陳情者　群馬県前橋市岩神町一〇〇群馬県前橋市立第三中学校内　泉野卯太郎外一名（第二九三号）

右の陳情は、妙義地区における米軍演習地の設定は、関係住民の生命の源泉である原野、農地、山林にじん大な損害を与え、かつ環境悪化に伴い郷土社会は不浄化し、家庭生活は脅かされ、青少年の保護育成にも大なる支障をきたすことになるから、本地区の米軍演習地設定には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

第三海洋丸だ捕事件に関する陳情

陳情者　鹿児島県枕崎市長　高城憲夫外四百八十名（第三二九号）

右の陳情は、去る三月十日、突然北元水産工業株式会社所属の第三海洋丸に対してなされたフイリッピン警備艇の不法だ捕、人権無視の暴行事件は、枕崎港を基地として同海域に出漁する全漁船に一大衝撃を与え、それ以来各事業主および従業員は戦々きょうきようとして生産意欲はとみに低下しつつあるから、すみやかに本事件に対する国の保障を決定し、政治的、外交的にかかる事件が続発しないよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連、中共両地区残留同胞引揚促進に関する陳情

陳情者　岡山県庁内岡山県引揚促進連合会内　星島義兵衛（第二三〇号）

右の陳情は、最近ソ連地区抑留者からの通信によれば、帰還の可能性を示さしてくるものが多く、ソ連の平和政策と相まつてわが方の働きかけ如何によつては、多くの成果が期待される状況にあるから、(一)中ソ両国に対する直接および間接の交渉開始、(二)中ソ両国に対する国民代表としての国会代表の派遣、(三)未帰還者中とくに状況不明者の調査究明等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

物運賃等級割引制度存続等に関する請願

第二五〇九号　志布志線鉄道敷設延長促進に関する請願

第二五一〇号　東北本線鉄道電化促進に関する請願

第二五二二号　山田線鉄道復旧促進に関する請願

第二五二三号　小本線鉄道敷設延長促進に関する請願

第二五七九号、第二五八〇号、第二五八一号　国鉄職員の特殊勤務手当に関する請願

第二六六四号　明石、姫路両駅間電車運行に関する請願

第二六九三号　水難救済に関する立法措置の請願

第二七二〇号　山陽線鉄道電化促進に関する請願

第二七二一号　若桜、播磨新宮両駅間鉄道敷設に関する請願

第二七二二号　岩手県雫石町、秋田県生保内村間鉄道敷設に関する請願

第二七八五号　安芸駅、室戸間鉄道敷設に関する請願

第二七九四号　草津、京都両駅間鉄道電車化に関する請願

第二八〇〇号　紀勢線鉄道新設路線中尾鷲駅、九鬼村間に停車場設置の請願

第二八〇六号　磐田、天龍川両駅間に停車場設置の請願

第二九二七号　鶴岡駅、大鳥間鉄道敷設促進に関する請願

第二九二八号　筑前宮田、博多両駅間等鉄道敷設に関する請願

第三〇二〇号　会津川口、只見間鉄道敷設促進に関する請願

第三〇二一号　磐越東線等の客車改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その十七）

運輸委員会請願特別報告第二号
国鉄森本自動車営業所の金沢駅前移転に関する請願
第一五一号　石川県河北郡森本村国鉄労組名古屋地方本部中部自動車支部森本自動車分会内　田村文雄提出
岩手県夏井村内の国鉄バス運行延長に関する請願
第二六一号　岩手県九戸郡夏井村長　小田米吉外一名提出
隼人、古江両駅間鉄道敷設に関する請願
第四九二号　鹿児島県鹿屋市長　児島静男提出
青函海底トンネル実現促進に関する請願
第七八〇号　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名提出
朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設に関する請願
第一一七号　北海道上川郡名寄町長　鈴木秀吉外二名提出
高知県窪川町、東又村間国鉄バスの上ノ加江町まで運行延長に関する請願
第一一一八号　高知県高岡郡上ノ加江町長　浜田守江提出
鉄道百三号線開通促進に関する請願
第一二四七号　愛媛県議会議長　井原岸高提出
二俣、佐久間両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第一三六五号　静岡県小笠郡掛川町長　鈴木理一郎提出
掛川駅、御前崎村間鉄道敷設に関する請願
第一三六六号　静岡県小笠郡掛川町長　鈴木理一郎提出
岩内、黒松内両駅間の鉄道敷設に関する請願
第一五五三号　北海道後志郡岩内町長　山本律提出
四国循環鉄道完成促進に関する請願
第一七七二号　愛媛県知事　久松定武外一名提出
釧美線鉄道敷設促進に関する請願
第一八五八号　北海道釧路市長　佐熊宏平外四名提出
石勝線鉄道敷設促進に関する請願
第一九二八号　北海道夕張市長　北島光盛提出
三明、能登三井両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第二二一五号　石川県羽咋郡富来町長　浜辺半七郎外三十一名提出
熱塩、米沢両駅間鉄道敷設に関する請願
第二三九九号　福島県耶麻郡喜多方町笹屋旅館内喜米鉄道貫通促進期成同盟会事務所内　幽岳小百合外百五名提出
石川県佐々波燈台設置に関する請願
第二四一〇号　石川県鹿島郡北大呑村長　浅井太四郎提出
林産物の鉄道貨物運賃等級割引制度存続等に関する請願
第二五〇八号　島根県議会議長　中島竜一提出
志布志線鉄道敷設延長促進に関する請願
第二五〇九号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
東北本線鉄道電化促進に関する請願
第二五一〇号　栃木県知事　小平重吉提出
山田線鉄道復旧促進に関する請願
第二五二二号　岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合連合会内　伊藤佐十郎提出
小本線鉄道敷設延長促進に関する請願
第二五二三号　岩手県下閉伊郡岩泉町長　中村半二郎外一名提出
国鉄職員の特殊勤務手当に関する請願
第二五七九号　滋賀県伊香郡木ノ本町黒田　戸田幸三外二十四名提出
第二五八〇号　岐阜県加茂太田町　守屋一郎外九十二名提出
第二五八一号　岐阜県加茂郡古井町下古井　小木曾末一外四十三名提出
明石、姫路両駅間電車運行に関する請願
第二六六四号　兵庫県加古川市議会議長　河本豊太郎外三十一名提出
山陽線鉄道電化促進に関する請願
第二七二〇号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
若桜、播磨新宮両駅間鉄道敷設に関する請願
第二七二一号　兵庫県揖保郡新宮町長　川辺利夫外十八名提出
岩手県雫石町、秋田県生保内村間鉄道敷設に関する請願
第二七二二号　岩手県盛岡市長　二見直三外一名提出
安芸駅、室戸間鉄道敷設に関する請願
第二七八五号　高知県安芸郡室戸岬町長　小野正章外三名提出
草津、京都両駅間鉄道電化に関する請願
第二七九四号　京都市議会議長　竹内忠治外九名提出
紀勢線鉄道新設路線中尾鷲駅、九鬼村間に停車場設置の請願
第二八〇〇号　三重県北牟婁郡尾鷲町大字向井　岡藤平外三十名提出
磐田、天竜川両駅間に停車場設置の請願
第二八〇六号　静岡県磐田郡井通村長　伊藤左一外十五名提出
鶴岡駅、大鳥間鉄道敷設促進に関する請願
第二九二七号　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛提出
筑前宮田、博多両駅間等鉄道敷設に関する請願
第二九二八号　福岡県鞍手郡若宮町役場内国有鉄道北筑環状線建設期成会内　森武雄外二十三名提出
会津川口、只見間鉄道敷設促進に関する請願
第三〇二〇号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出
磐越東線等の客車改善に関する請願
第三〇二一号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出
右三十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十八年七月三十日
運輸委員長　前田穰
参議院議長河井彌八殿
国鉄森本自動車営業所の金沢駅前移転に関する請願
請願者　石川県河北郡森本村国鉄労組名古屋地方本部中部自動車支部森本自動車分会内　田村文雄（第一五一号）
右の請願は、国鉄金沢駅の改築に当り国鉄バスの発着駐車場が現在の位置から道路を百メートルも距てた辺地へ移される由であるが改築工事の設計に当つては、概設現存の重要な営業設備を考慮されるとともに現国鉄森本自動車営業所を金沢駅前へ移転されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
岩手県夏井村内の国鉄バス運行延長に関する請願
請願書　岩手県九戸郡夏井村長　小田米吉外一名（第二六一号）
右の請願は、さきに岩手県大川目、夏井駅間の運行バスを下夏井までの延長方を陳情していたが、この度路線の整備完了により、地方民の受ける交通上、経済的、文化的利益のため、すみやかに夏井村川代、大野村分岐点まで延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
隼人、古江両駅間鉄道敷設に関する請願
請願者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男（第四九二号）

右の請願は、日豊線隼人駅から古江線古江駅を接続する鉄道の敷設は、南九州特定地域総合開発計画の先駆として実施しなければならない絶対的要件であるから、すみやかにこれを敷設するよう是非二十八年度予算に編成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青函海底トンネル実現促進に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名（第七八〇号）

右の請願は、青函海底トンネルの実現は、北海道、東北地方の連絡を円滑にし、その資源開発、産業振興、文化の向上を図りもつて民生の安定に絶大なる寄与をするためすこぶる重要にして有効なる施策であるから、すみやかに決定的調査を実施しその実現方について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　北海道上川郡名寄町長　鈴木秀吉外二名（第一一一七号）

右の請願は、北海道名羽線の中、幌加内村朱鞠内から羽幌町に至る四十三キロが未建設であるが、本未建設路線は沿線の豊富な地下資源および林産資源を開発し、かつ日本海とオホーツク海を直結する最短線にして経済事情のまつたく異つた両地帯を結ぶのみならず国土保安の観点からしても重要な意義を有しているから、朱鞠内、羽幌両駅間の鉄道をすみやかに敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県窪川町、東又村間国鉄バスの上ノ加江町まで運行延長に関する請願

請願者　高知県高岡郡上ノ加江町長　浜田守江（第一一一八号）

右の請願は、高知県上ノ加江町、東又村間は、風光明びな上ノ加江渓谷がある関係上、観光客が多く、かつ沿道における日々の産物および人の移動がはげしいから、窪川町、東又村間国営バスを上ノ加江町まで運行を延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鉄道百三号線開通促進に関する請願

請願者　愛媛県議会議長　井原岸高（第一一四七号）

右の請願は、鉄道百三号線は、愛媛、高知二県にまたがる四国西南地域の大動脈であり、本線の開通による経済的、文化的効果は地方線として他に類例をみない程のものであるばかりでなく、本地域が持つ海、陸、地下のぼう大な資源の開発と本予定線の開通とはともに並行しなければならない特殊事情にあるから、すみやかに本線の開通を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二俣、佐久間両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　静岡県小笠郡掛川町長　鈴木理一郎（第一三六五号）

右の請願は、静岡県二俣町から佐久間村中部に通ずる国有鉄道の敷設は既に鉄道敷設法の未成線として規定せられ、昭和十九年度着工二十三年度完成の計画であつたが、戦争のため延期となり以来そのままとなつているが、本線はただ表裏日本を結ぶ最近要路であるばかりでなく、沿線地域における豊富な森林、鉱山および電源等を開発するため最も緊要な鉄道であるから、地元民の熱望にそいすみやかに本鉄道を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

掛川駅、御前崎村間鉄道敷設に関する請願

請願者　静岡県小笠郡掛川町長　鈴木理一郎（第一三六六号）

右の請願は、国有鉄道二俣線を延長して掛川駅より御前崎港に通ずる国有鉄道の敷設は既に第三国会以来毎国会において採択されながら、まだ実現されるに至らないが、最近この沿線における産業の増大と住民の交通ひん繁はもはや私営自動車によつての輸送は困難となつたから、この沿線地域の包有するばく大な産物の輸送と沿道住民の交通利便および中部日本の縦貫路の完成という公用的見地から一日もすみやかに本鉄道の敷設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩内、黒松内両駅間の鉄道敷設に関する請願

請願者　北海道後志郡岩内町長　山本律（第一五五三号）

右の請願は、岩内、黒松内両駅間鉄道敷設は、本沿線における鉄鉱、林産、水産、農産等ばく大な資源の開発はもち論のこと函館本線の改良工事施行の上から見ても極めて重要線であることに鑑み、昭和二十八年二月十八日鉄道建設審議会において運輸大臣に対し本線を新線建設予定線に編入するよう答申されたから、すみやかに鉄道敷設法第一条別表改正法律案を国会に提出し、本線を新線建設予定線に確実に編入するよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

四国循環鉄道完成促進に関する請願

請願者　愛媛県知事　久松定武外一名（第一七七二号）

右の請願は、四国循環鉄道は、単に愛媛、高知両県の問題にとどまらず、四国四県にとつても交通運輸上最も望ましいもので、特に当地域は国土総合開発法により特定地域に指定され総合開発を待つており、また当地域は四国随一の資源地帯であるが、交通機関に恵まれないため、死蔵されていることはまことに遺憾である。この鉄路の一メートルでも延びることは無尽蔵の未開発資源の開発、文化の向上はもち論、県民によびよぼす利益はまことに大なるものがあるから、四国循環鉄道をすみやかに完成するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

釧美線鉄道敷設促進に関する請願

請願者　北海道釧路市長　佐熊宏平外四名（第一八五八号）

右の請願は、東北海道唯一の貿易港である釧路と北見とを直結する釧美線鉄道の新設は、本沿線にある国立大阿寒公園の観光資源ならびに農、畜、林、鉱の豊富な資源の開発に寄与し、さらに外国貿易を促進させるに重要なる施策であるから、すみやかに本鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石勝線鉄道敷設促進に関する請願

請願者　北海道夕張市長　北島光盛（第一九二八号）

右の請願は、根室本線新得から占冠、紅葉山を経て、追分、千歳を結ぶ石勝線鉄道の新設は、道東と道南の連絡距離を最小限に短縮し、併せて沿線における木材、石炭、水力、農耕適地、その他マンガン等各種資源の開発を促進するものであつて極めて緊

急かつ重要な施策であるから、すみやかに本鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三明、能登三井両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　石川県羽咋郡富来町長　浜辺半七郎外三十一名（第二一一五号）

右の請願は、石川県北鉄能登線三明駅から富来町、門前町を経て国鉄能登三井駅に至る間の沿線一帯は、豊富な林、農、鉱、水産資源を有し、かつ観光資源にも富み、加うるに海岸地帯である関係上冬季間の積雪少く、この間の鉄道敷設は奥能登の文化産業開発上一大貢献をもたらすものであるから、すみやかに三明、能登三井両駅間の鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熱塩、米沢両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　福島県耶麻郡喜多方町笹屋旅館内喜米鉄道貫通促進期成同盟会事務所内　幽岳小百合外百五名（第二三九九号）

右の請願は、喜多方、熱塩両駅間の鉄道を米沢市まで延長し、喜米鉄道の完成を期することにより、わが国における化学繊維工業と綿糸機業に欠くことのできない白土、その他の地下資源および林産資源等の開発を促進し、加えて北海道、青森、秋田、山形、会津等の物資を東京に輸送することができるから、熱塩、米沢両駅間に鉄道を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県佐々波燈台設置に関する請願

請願者　石川県鹿島郡北大呑村長　浅井太四郎（第二四一〇号）

右の請願は、石川県能登地方は、林産、水産、鉱産物の豊富な資源地帯であり、また隣接の富山県は北陸第一の工業地域である関係上、交易輸送は船舶で行われているが、終戦後これ等貨物輸送の激増により小型船舶の往復がはげしく、かつ最近における漁労方法の改善とともに漁業が盛んになり、佐々波港を中心として能登地方から富山県に向け航行する船舶は、観音崎燈台から隣県氷見燈台に至る中間の突出地佐々波崎に針路を向けるため、遭船船が多くなり、地元出漁船さえも遭難することがしばしばある現状であるから、佐々波崎にすみやかに燈台を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林産物の鉄道貨物運賃等級割引制度存続等に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第二五〇八号）

右の請願は、本年二月貨物運賃の改訂により林産物の運賃等級割引は本年九月三十日までと限定され、また従来認められていた七百五十一キロ以上の遠距離一割引は改訂の結果除外されたが、林産物は国民生活上必需物資でありかつその生産は農山村経済の基盤をなすものでとくに林産業を主要産業とする島根県の受ける打撃は極めてじん大であるから、林産物の運賃等級割引制度を本年十月以降も引き続き存続するよう措置せらるるとともに七百五十一キロの遠距離一割引を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

志布志線鉄道敷設延長促進に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第二五〇九号）

右の請願は、宮崎県日南市を中心とする豊富なる工業生産および農林水産資源の開発が各方面から要望され、さきに南九州総合開発の一環としてとくに本地域が指定されたが、交通の便に恵まれないためあたらこれらの豊富な資源を擁しながらいわゆる陸の孤島として取り残されているからこれらの資源開発のためすみやかに志布志線鉄道敷設延長工事に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北本線鉄道電化促進に関する請願

請願者　栃木県知事　小平重吉（第二五一〇号）

右の請願は、北関東から東北、北海道の広地域にわたり、これを縦貫する重要幹線である東北本線の電化は、沿線住民多年の熱願であつて、本線の電化が一日早ければ早いだけ従来消費してきた石炭を大量に削減し、北関東、東北にわたる広大な宝庫を開発して、国内経済交流の円滑化を図り、もつて講和後のわが国経済自立体制の確立に飛躍的な貢献をもたらすことは必定であるから、本線の電化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山田線鉄道復旧促進に関する請願

請願者　岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合連合会内　伊藤佐十郎（第二五二二号）

右の請願は、鉄道山田線は、昭和二十三年九月の台風により寸断され目下その復旧工事が実施されているが、これを早急に全通されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小本線鉄道敷設延長促進に関する請願

請願者　岩手県下閉伊郡岩泉町長　中村半二郎外一名（第二五二三号）

右の請願は、小本線宇津野、浅内間の鉄道敷設延長工事は、昨年九月に着工されたが、終点予定駅である浅内は、大川村の一小部落で人口も少く、かつ駅の用地を狭いため、駅としての利用度はまことに小さいから、本線を浅内から東方七キロに位する下閉伊郡北部一町七箇村の中心都市であり、また物資の集散地である岩泉町まで延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄職員の特殊勤務手当に関する請願

請願者　滋賀県伊香郡木ノ本町黒田　戸田幸三外二十四名（第二五七九号）

請願者　岐阜県加茂太田町　守屋一郎外九十二名（第二五八〇号）

請願者　岐阜県加茂郡古井町下古井　小木曾末一外四十三名（第二五八一号）

右の請願は、国鉄職員の特殊勤務手当改善に関する「仲裁々定第八号第二項」および「賃金に関する協約附属覚書第二項」が実施されるように、昭和二十八年度国有鉄道予算中給与総額を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

明石、姫路両駅間電車運行に関する請願

請願者　兵庫県加古川市議会議長　河本豊太郎外三十一名（第二六六四号）

右の請願は、山陽線明石、姫路間は、産業、経済、文化等あらゆる面において播州地方の心臓部をなしており、とくに海岸地域は、本邦屈指の大工業地帯を形成し、さらにその背後には豊富な農林産業の宝庫を控えている。加うるに最近における富士製鉄広畑製鉄所の再開拡大と、大

日本セルロイド工場の拡張を始め各種工場の発展および国警予備隊姫路部隊の設置等は、同地方の交通機関の整備拡充を必要としているから、明石、姫路間に国鉄電車を延長運転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山陽線鉄道電化促進に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二七二〇号）

右の請願は、古来山陽道は、京阪神に至る要路として早くから文化のひらけた地方であつて、農、林、水、地下等の各種資源を包蔵する宝庫である。しかるにこれを縦貫する国鉄線はわずかに神戸―西明石間、播生―門司間の電化をみたのみであつて大部分は電化の恩恵に浴していないのはまことに遺憾であつて、山陽線全線の電化は沿線住民の多年渇望しているところであるから、すみやかに国鉄山陽線の全線を電化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

若桜、播磨新宮両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡新宮町長　川辺利夫外十八名（第二七二一号）

右の請願は、国鉄姫新線播磨新宮駅と国鉄若桜線若桜駅を結ぶ国鉄路線の新設は、沿線住民多年の宿願であつて、現在この間は国道第二十九号線の通ずるもつとも重要な路線であるが、只今は少数のバスによつて辛うじて鳥取県方面との交通を保つている状態で、兵庫県下十三市二十四町の全地域に鉄道が開通している今日、独り宍粟郡のみは、この交通機関に見放され文明の恩沢をうけることができない不幸な現状に加えて、本鉄道の敷設によつて沿線地帯の資源開発が促進されるばかりでなく、姫路、鳥取両市を結ぶ最短連絡線としても重要な使命を持つものであるから、本鉄道敷設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県雫石町、秋田県生保内村間鉄道敷設に関する請願

請願者　岩手県盛岡市長　二見直三外一名（第二七二二号）

右の請願は、盛岡市と秋田県大曲町を経て秋田市とをつなぐ鉄道連絡線のうち秋田県生保内村、岩手県雫石町間は、未完成箇所となつているが、本線は北日本における太平洋と日本海を結ぶ最短線であり、沿線地帯の豊富な地下資源の開発ならびに海産物、農産物の交流等に資するところきわめて大きく、かつ総合特定地区の岩手北上川地区と秋田阿仁田沢地区およびその他枢要地帯をつなぐ重要線であるから、すみやかに本未完成箇所の敷設工事に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

安芸駅、室戸間鉄道敷設に関する請願

請願者　高知県安芸郡室戸岬町長　小野正章外三名（第二七八五号）

右の請願は、四国循環鉄道東部線の中安芸、室戸両駅間は、未敷設となつているが、当地区は現在わが国における暖地農業の最適地であり、かつ良質木材の集散地であつてその生産物の輸送に困難をきわめ経済上非常な不利益の状態にある他、室戸方面は遠洋漁業の大根拠地であるため、これに要する資材ならびに漁獲物の輸送に本鉄道を利用することが大いに期待されているから、未敷設となつている安芸、室戸両駅間の敷設工事を昭和二十八年から着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

草津、京都両駅間鉄道電車化に関する請願

請願者　京都市議会議長　竹内忠治外九名（第二七九四号）

右の請願は、東海道線はその沿線に六大都市をはじめ数多くの有力都市を擁する関係上旅客サービスについては常に他の路線に優先して実施しているが、京都市と滋賀県の間は東山、逢坂山両トンネルがあるため京津観光地区に集まるおびただしい内外観光客はもとより本線を利用する長途の旅客および勤労者はトンネル内のばい煙に悩まされいちじるしく旅行の快適さを減殺されているから、京都、草津間を電車化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

紀勢線鉄道新設路線中尾鷲駅、九鬼村間に停車場設置の請願

請願者　三重県北牟婁郡尾鷲町大字向井　岡藤平外三十名（第二八〇号）

右の請願は、紀勢線鉄道新設路線中、尾鷲町、九鬼村間に汽車の待避場を隣接地部落の大曾根浦東端方面の山林内に設置するやに聞き及んでいたところ、遂に同中間駅として大曾根駅の設置を見るに至り今日に至つたのであるが、元来本向井は、町内においても常時木材の集荷地として重要な土地であり、戸数および人口の上において、かつまたその他各種合理的施設の総合的見地からも同中間駅は本向井地内に設置されることがもつとも適当であるから、至急実地踏査の上、両区民の便宜と一般乗客者慰安のため、駅前海岸の観光地としての本向井地内天然美島の弁財島を前面として向井区内の適当の位置に変更せられるよう取り図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

磐田、天龍川両駅間に停車場設置の請願

請願者　静岡県磐田郡井通村長　伊藤左一外十五名（第二八〇六号）

右の請願は、東海道線磐田、天竜川駅間殊に天竜川東岸は、土地豊沃にして一般に平坦かつ産業いちじるしく発展し、現に戸数五千余、人口において約三万あり、幸い東区間に停車場の設置を得ば以北は井通、池田、富岡、岸田の各村、以南は掛塚町十束、神浦、長野の各村を開発せしめ、殊に天龍川東岸廃川整地には製材工場はもち論その他諸工場集中し、天龍東岸の商、工、農三者合体の理想的な都市建設は疑いないところで貨客の集散もまた多大であると思われるから、すみやかにこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鶴岡駅、大鳥間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛（第二九二七号）

右の請願は、鶴岡、大鳥間の鉄道敷設については、大正十二年予定線に編入されて以来、今日まで幾星霜、その間しばしば国会において満場一致による採択等もあり、すでに測量も終り経済調査も完了済みなるにもかかわらず今日なお着工をみないことははなはだ遺憾に堪えないところであるとともに地元関係住民の大なる期待を裏切つている。この地帯は林産資源として国有民有林合せて五万二千町歩、鉱産資源として大鳥鉱山の銅、鉛、亜鉛鉱石、電源として荒沢の開発、荘内農産物の輸送、県都山形との連絡等重要度においてこれにおくものはなく、国内産業の振興に寄与する効果はきわめて大なるものがあるから、地方住民の多年の要望に応えて本線の敷設促進を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

筑前宮田、博多両駅間等鉄道敷設に関する請願

請願者　福岡県鞍手郡若宮町役場内国有鉄道北筑環状線建設期成会内　森武雄外二十三名（第二九二八号）

右の請願は、福岡市と筑豊炭田の中枢地である直方市とを直結し、さらに宮田線と室木線とを連結する北筑前の環状線は、近く起工される筑豊電鉄に比べて二十六キロの短縮となり、筑豊経済圏と福岡経済圏とが最短距離で直結され、両者の物資が最も効果的に最少の時間と経費とをもつて交流されるばかりでなく、この沿線一帯は豊富な炭山と広大な山林、美田を有し、かつ観光資源に富んでいる関係上、本環状線の完成は当地方の産業、文化等の発展に資するところきわめて大なるものがあるから、すみやかに北筑前環状線を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

会津川口、只見間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名（第三〇二一〇号）

右の請願は、只見川水系電源地帯の早期開発を図る上からも、また奥会津の豊富な地下資源の開発促進を図るためにも、川口、只見間の鉄道を早急に建設せられたいとの請願趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

磐越東線等の客車改善に関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名（第三〇二一号）

右の請願は、磐越東線、水郡線および会津線は、開通されて以来四十年の歳月を経た今日に至るもその客車は全く廃車に近い老朽車にして、本線運行の列車と比較するとき全く隔世の感があり、かくては機会均等の原則に反することはなはだしきものがある。しかるに磐越東線は福島県海岸地帯よりの唯一の横断路線にして、従来すこぶるひんぱんであり、水郡線は交通の中心地郡山市と水戸市とを結ぶ重要路線であり、また会津線はもつとも重要なる只見川水系開発の基本路線にして、とみに輸送量増大しつつあるにもかかわらず放置されていることは、本県経済、文化に影響すること大なるものがあるから、急速に客車の改善を図るとともに二等車を連結されるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願特別報告第三号

水難救済に関する立法措置の請願

第二六九三号　東京都港区芝田村町一ノ三社団法人日本水難救済会長　徳川家正提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

意見書案

水難救済に関する立法措置の請願

請願者　東京都港区芝田村町一ノ三社団法人日本水難救済会長　徳川家正（第二六九三号）

右の請願は、去る四月から、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律が実施され、日本水難救済会救難所職員の救難意識は大いに向上したが、いまだに経済的負担に対する補償の道が開かれないためいちじるしく救難活動を阻害しているからこの障がいを打開するための立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十八年七月三十日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三三号　北海道戸井村、五稜郭間鉄道敷設等に関する陳情

第二四九号　福岡県若松港籏ノ木石炭積込鉄道桟橋前しゆんせつに関する陳情

第二八二号　東北本線鉄道復線化促進に関する陳情

第三〇六号　北陸本線鉄道輸送力強化に関する陳情

第三三四号　姫路、岡山両駅間鉄道電化に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会陳情特別報告第二号

北海道戸井村、五稜郭間鉄道敷設等に関する陳情

第一三三号　北海道函館市真砂町六渡島支庁管内町村議会議長会内　池田金助提出

福岡県若松港藤ノ木石炭積込鉄道桟橋前しゆんせつに関する陳情

第二四九号　東京都中央区小田原町一ノ五全国機帆船組合総連合会内　鶴丸実次提出

東北本線鉄道復線化促進に関する陳情

第二八二号　岩手県盛岡市長二見直三外一名提出

北陸本線鉄道輸送力強化に関する陳情

第三〇六号　石川県議会議長太田孝三提出

姫路、岡山両駅間鉄道電化に関する陳情

第三三四号　岡山市議会議長則武薫三郎提出

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

意見書案

北海道戸井村、五稜郭間鉄道敷設等に関する陳情

陳情者　北海道函館市真砂町六渡島支庁管内町村議会議長会内　池田金助（第一三三号）

右の陳情は、道南西海岸は、北海道における有数な漁場であり、また北海道産業開発上極めて重要なる地点であるが、政府の奥地開発政策により交通および運輸施設は他管内と比較して著しく遅れている状況にあるから、戦時中重要線として着手され既に道床も完成している五稜郭、戸井間の鉄道をすみやかに敷設し、本線路を尾札部村を経て鹿部村まで延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北本線鉄道復線化促進に関する陳情

陳情者　岩手県盛岡市長　二見直三外一名（第二八二号）

右の陳情は、東北本線は単線であるため、沿線各駅に多量の貨物が停滞し、東北地方ばかりでなく北海道方面の産業経済にじん大な影響を及ぼしているから、東北本線の復線化を早期に実現し、輸送力の強化を図るよう措置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北陸本線鉄道輸送力強化に関する陳情

陳情者　石川県議会議長　太田孝三（第二〇六号）

右の陳情は、国鉄北陸本線は、中ノ郷、今庄間および津幡、石動間の急こう配に加えて屈曲はなはだしくその上全線老朽、弱小軌条のため、輸

送力の減退はなはだしくその使命を充分果し得ず、また本線に要求せられる貨物の輸送量は既に戦前の輸送実績を上回り、日を逐うて増加している現状であるから、本路線を五十キロ軌条に交換せられるとともに、戦時中中止のやむなきに至つた鍋田操車場の緊急着工、速度の向上、輸送力の確保ならびに交通安全確保のための抜本的改良諸計画を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

姫路、岡山両駅間鉄道電化に関する陳情

陳情者　岡山市議会議長　則武　薫三郎（第三三四号）

右の陳情は、国鉄においては、既に、東京、名古屋両駅間の電化工事を完了し、さらに姫路までの電化計画を樹立され、これを実施していると聞くが、岡山市は交通運輸の要衝であつて日常の乗降者および荷物の取扱い数等は中国第一位を占めており、また米穀類、果実類および天然資源、地下資源等が豊富に産出し、加うるに電力事情は電源開発ならびに火力発電所の増設により非常に向転している関係上、姫路、岡山間の鉄道電化は当地方の文化産業開発上一大貢献をもたらすものであるから、姫路駅までの電化計画を岡山または倉敷まで延長施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六号　奈良県治道村の電話地区変更に関する請願

第七六七号　鹿児島県下の電気通信施設整備改善に関する請願

第一〇〇二号　広島県江田島町内切串部落に電話架設の請願

第一二三〇号　香川県富田村外三箇村を区域とする電報電話直轄局設置に関する請願

第二七七九号　奈良市の電話通信施設整備拡充に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

電気通信委員会請願特別報告第一号

奈良県治道村の電話地区変更に関する請願

第六号　奈良県添上郡治道村長　沢田忠二外一名提出

鹿児島県下の電気通信施設整備改善に関する請願

第七六七号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

広島県江田島町内切串部落に電話架設の請願

第一〇〇二号　広島県安芸郡江田島町長　脇本恭一提出

香川県富田村外三箇村を区域とする電報電話直轄局設置に関する請願

第一二三〇号　香川県大川郡富田村長　松岡弥三郎外七名提出

奈良市の電話通信施設整備拡充に関する請願

第二七七九号　奈良市長　高椋正次外三名提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

意見書案

奈良県治道村の電話地区変更に関する請願

請願者　奈良県添上郡治道村長　沢田忠二外一名（第六号）

右の請願は、奈良県治道村は、農産物の主産地でその供出および共同販売ならびに中小商業者の取引関係と、加えて大阪市に事業所を有する業者の事業関係等電話架設の必要を痛感しているが、村内の大部分は特別地区および一部地区外である関係上設備費ならびに維持費が普通地区に比較し高額となるため電話の架設が停滞している状態であるから、本村の電話地区を隣接町村同様普通地区に変更されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県下の電気通信施設整備改善に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第七六七号）

右の請願は、鹿児島県下における電気通信施設は、戦時中の荒廃を次第にとりもどし漸次整備の域に向いつつあるが、これが他府県の状況と比較するときなおいちじるしいそん色を示し全国的水準には程遠いものがあり、加うるに本県の経済振興上多大の期待を寄せている国土総合開発の一環たる大隅開発の事業、尾久島の電源開発、南西諸島との貿易、鴨池空港の開設予定等とも関連し電気通信施設の整備改善はいよいよその重要性を加えつつあるから、本県下の電気通信施設の整備改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県江田島町内切串部落に電話架設の請願

請願者　広島県安芸郡江田島町長　脇本恭一（第一〇〇二号）

右の請願は、広島県江田島町切串部落は、人口四千余を有し本町における最大の部落であるが、本町の中心街から山を隔てて約八キロの地点にあり、通信施設がないため町政運営上、あるいは教育、産業その他日常生活に多大の不便を及ぼし、加えて本部落は英濠軍の駐留基地である関係上、電話架設はますます必要になつてきたから、本部落に電話を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県富田村外三箇村を区域とする電報電話直轄局設置に関する請願

請願者　香川県大川郡富田村長　松岡弥三郎外七名（第一二三〇号）

右の請願は、香川県石田、富田、松尾、神前四箇村を区域とする電報電話の直轄局設置方について電々公社に種々陳情の結果、四国電気通信局長から提示された案に対し承諾の上、早急その実現方を要請したが、いまだ具体化の模様がなく、地元においては通信施設が不充分なため電話の新加入ができず不便を感じているから、既に地元の受入れ態勢決定を考慮せられ、すみやかに本施設を具体化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良市の電話通信施設整備拡充に関する請願

請願者　奈良市長　高椋正次外三名（第二七七九号）

右の請願は、奈良市が有する文化観光資源の開発、文化観光施設の整備、産業の発展を図るため、同市およびその周辺（奈良都市計画区域）における電話通信施設の整備拡充をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二八号　山梨県富士吉田市にＮＨＫ電波中継所設置の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

電気通信委員会陳情特別報告第一号

山梨県富士吉田市にＮＨＫ電波中継所設置の陳情

第二二八号　山梨県富士吉田市　堀内昇外二十三名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要

するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

意見書案

山梨県富士吉田市にNHK電波中継所設置の陳情

陳情者　山梨県富士吉田市長　堀内昇外二十三名（第二二八号）

右の陳情は富士吉田市を中心とする富士山ろくは特異の山岳形式をなし、放送電波感度は最悪の状況にあり、特に甲府放送局によるローカル放送はほとんど利用されない状況であつて、県政の振興、地方文化の推進、教育の発達等は思いもよらず本県産業経済に及ぼす不利益ははかり知れないものがあるから、富士吉田市にNHK電波中継所をすみやかに設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一号　開拓道路鹿児島県花岡線開設に関する請願

第一四号　霜害対策に関する請願

第九二号　宮城県秋保村、山形県山寺村間林道開設に関する請願

第一五四号　桑園等の凍霜害対策に関する請願

第一八三号　肥料価格の適正化に関する請願

第二二七号　急傾斜地帯土地改良事業費国庫補助増額に関する請願

第三〇八号　桑園等の凍霜害対策に関する請願

第三〇九号　桑園の凍霜害対策に関する請願

第三一七号　集約酪農地区設定に関する請願

第四九一号　鹿児島県笠之原畑地かんがい施設設置に関する請願

第五七七号　畑地かんがい特殊法制定に関する請願

第五七八号　林道勝間線の奥地路線編入認定等に関する請願

第七三四号　農作物の凍霜害対策に関する請願

第七七三号　肥料価格の適正化に関する請願

第七七四号　国有林野整備臨時措置法実施に伴う財政措置の請願

第七七五号　木炭公営検査費の一部国庫負担に関する請願

第七九九号　農作物の凍霜害対策に関する請願

第一一四号　岡山県茶屋町地内の農業水利改良事業費国庫補助等に関する請願

第一一五号　晩霜による桑害対策の請願

第一二二四号　台風第二号等による被害農家救済の請願

第一二二五号　徳島県小松島市に農林省神戸植物防疫所支所設置等の請願

第一二二六号　農産物価格安定法制定促進に関する請願

第一二二七号　農業共済掛金の農家負担率軽減に関する請願

第一五六一号　農作物の水害救済対策に関する請願

第一七二五号　特殊土壌地帯の災害防除事業費等国庫負担増額等に関する請願

第一七二二号　いも作農家安定に関する請願

第一七二八号　国有牧野解放に関する請願

第一七三〇号　台風第二号等による被害農家救済の請願

第一七八八号　同

第一七八九号　同

第一八四二号　山梨県増穂町の土地改良事業に関する請願

第一八七六号　農作物の水害救済対策に関する請願

第一九七二号　農作物水害救済対策に関する請願

第二〇〇〇号　農産物価格安定制度確立に関する請願

第二二一四号　桑園等の凍霜害対策に関する請願

第二二一六号　台風第二号等による被害農家救済の請願

第二二八〇号　農作物の水害救済対策に関する請願

第二三一八号　同

第二二九二号　秋田県鳥海山ろく農地開発事業に関する請願

第二四〇七号　農作物の凍霜害対策に関する請願

第二四一二号　農作物の水害救済対策に関する請願

第二四五三号　昭和二十八年産早場米奨励金支出等に関する請願

第二四八〇号　農業災害復旧に関する請願

第二五二四号　岩手県岩泉町、姫松間開拓道路新設促進に関する請願

第二五四二号　野ねずみによる被害山林復元等の請願

第二六〇五号　区画整理事業予算増額等に関する請願

第二七一七号　水源かん養林造成事業拡充強化等に関する請願

第七二七号　台風第二号等による災害救済対策等の請願

第二八〇一号　老朽ため池補強費等国庫補助に関する請願

第二八二二号　農地の交換分合指定市町村に対する国庫補助の請願

第二八二三号　震災害復旧耕地事業用排水機維持費国庫補助に関する請願

第二八二四号　民有林の造林事業費国庫補助増額に関する請願

第二八二五号　農業改良普及事業推進に関する請願

第二八三〇号　鹿児島県鹿屋市の旧軍えん体ごう等解体開墾に関する請願

第二九二二号　国有林野所在地元市町村に対する交付金増額の請願

第二九二三号　耕地災害復旧費国庫補助に関する請願

第二九二四号　桑園等の虫害対策に関する請願

第二九二五号　粉食普及等に関する請願

第二九八一号　台風第二号等による被害農家救済の請願

第三〇一二号　国有林野払下げに関する請願

第三〇一三号　同

第三〇一四号　積雪寒冷単作地帯農業振興に関する請願

第三〇一五号　過年度分災害復旧農業土木事業費国庫補助に関する請願

第三〇一六号　凍霜害に対する恒久対策の請願

第三〇一七号　肥料等の価格引下げに関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十一日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

農林委員会請願特別報告第一号

開拓道路鹿児島県花岡線開設に関する請願

第一一号　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名提出

霜害対策に関する請願

第一四号　静岡県磐田郡袋井町長　戸倉完爾外二十四名提出

宮城県秋保村、山形県山寺村間林道開設に関する請願

第九二号　宮城県名取郡秋保村長　秋山亮運外六名提出

桑園等の凍霜害対策に関する請願

第一五四号　群馬県知事　北野重雄外一名提出

肥料価格の適正化に関する請願

第一八三号　新潟県議会議長　児玉竜太郎提出

急傾斜地帯土地改良事業費国庫補助増額に関する請願

第二二七号　長崎県議会議長　岡本直行提出

桑園等の凍霜害対策に関する請願

第三〇八号　埼玉県比企郡松山町凍霜害対策委員会内　野口堅太郎外三名提出

桑園の凍霜害対策に関する請願

第三〇九号　宮城県知事　宮城音五郎提出

集約酪農地区設定に関する請願

第三一七号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出

鹿児島県笠之原畑地かんがい施設設置に関する請願

第四九一号　鹿児島県鹿屋市長　児島静男提出

畑地かんがい特殊法制定に関する請願

第五七七号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

林道勝間線の奥地路線編入認定等に関する請願

第五七八号　高知県幡多郡大川筋村長　川村光長外二名提出

農作物の凍霜害対策に関する請願

第七三四号　長野県議会議長　下平晒四提出

肥料価格の適正化に関する請願

第七七三号　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名提出

国有林野整備臨時措置法実施に伴う財政措置の請願

第七七四号　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名提出

木炭公営検査費の一部国庫負担に関する請願

第七七五号　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名提出

農作物の凍霜害対策に関する請願

第七九九号　岐阜県可児郡土田村可児郡農業協同組合長会内　奥田俊三提出

岡山県茶屋町地内の農業水利改良事業費国庫補助等に関する請願
第一一四号　岡山県都窪郡茶屋町長　福山恒治外一名提出
晩霜による桑害対策の請願
第一一五号　宮城県議会議長　今野貞亮提出
台風第二号等による被害農家救済の請願
第一二四号　大阪府三島郡豊川村大阪府農業委員会内　笹川俊治外一名提出
徳島県小松島市に農林省神戸植物防疫所支所設置等の請願（二通）
第一二五号　徳島県知事　阿部邦一外八名提出
農産物価格安定法制定促進に関する請願
第一二六号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出
農業共済掛金の農家負担率軽減に関する請願
第一二七号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出
農作物の水害救済対策に関する請願
第一五六一号　福岡県朝倉郡衣須村大字櫛木　久家一外五十一名提出
特殊土壌地帯の災害防除事業費等国庫負担増額等に関する請願
第一七二五号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出
いも作農家安定に関する請願
第一七二七号　長野県栃島町ヌ三五ノ一　小柳二雄外一名提出
国有牧野解放に関する請願
第一七二八号　茨城県多賀郡高岡村長　鈴木重光外十四名提出
台風第二号等による被害農家救済の請願
第一七三〇号　岡山県知事　三木行治提出
第一七八八号　岡山市上石井一九岡山県町村議会議長会内　大野隆一提出
第一七八九号　兵庫県洲本市長　白川修外九名提出
山梨県増穂町の土地改良事業に関する請願
第一八四二号　山梨県南巨摩郡増穂町長　志村武外二名提出
農作物の水害救済対策に関する請願
第一八七六号　福岡県朝倉郡把木町長　飯田鉄次外四百六名提出
農作物水害救済対策に関する請願
第一九七二号　福岡県朝倉郡把木町志波出張所内　日野亀雄外四百八十三名提出
農産物価格安定制度確立に関する請願
第二〇〇〇号　名古屋市中区桜町三愛知県教育農業協同組合連合会長理事　市川為次外二名提出
桑園等の凍霜害対策に関する請願
第二二一四号　群馬県知事　北野重雄外一名提出
台風第二号等による被害農家救済の請願
第二二一六号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
農作物の水害救済対策に関する請願（二通）
第二二八〇号　福岡県朝倉郡甘木町大字甘木二四　竹石勘兵衛外六十三名提出
第二三一八号　福岡県朝倉郡馬田村　草場一外七十九名提出
秋田県鳥海山ろく農地開発事業に関する請願
第二二九二号　秋田県由利郡本荘町長　猪股謙二郎提出
農作物の凍霜害対策に関する請願
第二四〇七号　千葉県印旛郡八街町長　新津午三郎外十六名提出
農作物の水害救済対策に関する請願
第二四一二号　福岡県朝倉郡甘木町大字甘木六六一ノ一　宮田虎彦外百三十六名提出
昭和二十八年産早場米奨励金支出等に関する請願
第二四五三号　新潟県議会議長　児玉竜太郎提出
農業災害復旧に関する請願
第二四八〇号　鹿児島県鹿屋市三七鹿児島県町村議会議長会内　高野秀信提出
岩手県岩泉町、姫松間開拓道路新設促進に関する請願
第二五二四号　岩手県下閉伊郡岩泉町長　中村半二郎外一名提出
野ねづみによる被害山林復元等の請願
第二五四二号　岐阜県大野郡山之口村長　青木清六提出
区画整理事業予算増額等に関する請願
第二六〇五号　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治外十六名提出
水源かん養林造成事業拡充強化等に関する請願
第二七一七号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
台風第二号等による災害救済対策等の請願
第二七二七号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
老朽ため池補強費等国庫補助に関する請願
第二八二一号　島根県議会議長　中島竜一提出
農地の交換分合指定市町村に対する国庫補助の請願
第二八二二号　島根県議会議長　中島竜一提出
震災害復旧耕地事業用排水機維持費国庫補助に関する請願
第二八二三号　島根県議会議長　中島竜一提出
民有林の造林事業費国庫補助増額に関する請願
第二八二四号　島根県議会議長　中島竜一提出
農業改良普及事業推進に関する請願
第二八二五号　岩手県議会議長　村上順平提出
鹿児島県鹿屋市の旧軍えん体ごう等解体開墾に関する請願
第二八三〇号　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名提出
国有林野所在地元市町村に対する交付金増額の請願
第二九二二号　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛提出
耕地災害復旧費国庫補助に関する請願
第二九二三号　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛提出
桑園等の虫害対策に関する請願
第二九二四号　山形県議会議長　加藤富之助外一名提出
粉食普及等に関する請願
第二九二五号　兵庫県姫路市光源寺前町三兵庫県乾麺協同組合理事長　苦瓜五郎外三名提出
台風第二号等による被害農家救済の請願
第二九八一号　神戸市生田区中山手通り四農業委員会兵庫県協議会内　岩谷源治外三名提出
国有林野払下げに関する請願
第三〇一二号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出
国有林野払下げに関する請願
第三〇一三号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出
積雪寒冷単作地帯農業振興に関する請願
第三〇一四号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出
第三〇一五号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出
凍霜害に対する恒久対策の請願
第三〇一六号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出
肥料等の価格引下げに関する請願
第三〇一七号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出

右六十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十一日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

意見書案

開拓道路鹿児島県花岡線開設に関する請願

請願者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名（第一一号）

右の請願は、鹿児島県鹿屋市および新城村にある高隈山ろくに点在する開拓地を横に連絡する開拓道路花岡線を認定されている由であるが、現在緊急開拓により一応道路があるとはいえ、幅員や曲線、こう配等の点からして自動車の通行は不能で、開拓地における農産物は開拓地の下手に在る既存部落に比べ相当安価に売買され、開拓者の生活の安定への途は遅々として進まず、ともすれば脱落しそうになる者もある実情であり、本道路の完成による生産効果、経済効果はまことに大きく、その利用価値は将来期して待つべきものがあるから、本道路の開設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

霜害対策に関する請願

請願者　静岡県磐田郡袋井町長　戸倉荒爾外二十四名（第一四号）

右の請願は、本年の茶業については、相当の好況が予定されていたが、四月中旬より下旬に至る期間の降霜により、生産農家は壊滅的打撃を受け、到底自力では再興できない程深刻化し死活問題となつている。加えて他の農産物に対する減収も多大でこれが町財政に及ぼす影響も極めてじん大であるから、(一)薬剤費の助成、(二)営農資金の融資、(三)税金の減免および延納、(四)平衡交付金の増額等をすみやかに実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県秋保村、山形県山寺村間林道開設に関する請願

請願者　宮城県名取郡秋保村長　秋山亮運外六名（第九二号）

右の請願は、山形県山寺村と宮城県秋保村の間には国有林五千八百町歩公私有林二千五百町歩があるが、両村の全面積の八十パーセントは林野面積であつて村民の生業は特に山林に負うところが多く奥地産業の開発は、山寺村より高瀬村をへて秋保村を結ぶ林道開設の外なく、森林資源の開発の重要性にかんがみ同区間に林道を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園等の凍霜害対策に関する請願

請願者　群馬県知事　北野重雄外一名（第一五四号）

右の請願は、本春の異常気象により全県下の桑園、果樹園等をはじめ麦類その他農作物の受けた凍霜害はじん大であるから、(一)共済金の即時概算払、(二)農業手形の無利子延納、(三)経営資金の貸出、(四)被害農家に対する所得税の軽減または免除、(五)特別平衡交付金の増額等の救済対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥料価格の適正化に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉竜太郎（第一八三号）

右の請願は、昭和二十七年以来、国際市場獲得のため肥料の出血輸出が伝えられているが、輸出価格が生産コストを割る場合には、その出血は、国内価格に転嫁され、また多量の輸出が行われる場合には、国内需給の不均衡により、その価格は高騰し、ひいては、安定しつつある国民生活に脅威を与えるおそれがあるから、肥料輸出価格の出血を国内価格に転嫁することなく、また国内供給の不足による価格の騰貴を来たさないよう万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

急傾斜地帯土地改良事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第二一七号）

右の請願は、衆議院解散前に示された昭和二十八年度予算によると、急傾斜地帯農業振興臨時措置法に関する補助は、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法ならびに湿田単作地域農業改良促進法に関する補助に比しきわめて少額であつて急傾斜地帯の改良整備は到底望めないから、急傾斜地帯における土地改良事業費の補助額を近く編成される昭和二十八年度新予算に大幅に増額計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園等の凍霜害対策に関する請願

請願者　埼玉県比企郡松山町凍霜害対策委員会内　野口堅太郎外一名（第二〇八号）

右の請願は、本春の凍霜害により埼玉県松山町の農家の受けた被害は一千七百六十六万四千円の巨額に達し、農家経済に致命的打撃を与え自力による回復は到底困難であるから、すみやかに被害農家の救済に適切な緊急措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園の凍霜害対策に関する請願

請願者　宮城県知事　宮城音五郎（第二〇九号）

右の請願は、本春の異常気象により宮城県下の桑園の受けた凍霜害はまことにじん大であるから、(一)稚蚕用桑需給調整施設費に対する助成、(二)桑園再発芽促進施設費に対する助成、(三)予備蚕児配給施設費に対する助成、(四)被害桑園に対する追肥購入費の助成、(五)被害桑園に対する病害虫防除薬剤購入費の助成、(六)養蚕営農資金の融資、(七)蚕繭共済概算金の早期支払い等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

集約酪農地区設定に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔（第二一七号）

右の請願は、政府は、酪農振興の対策として、昭和二十八年度より新たにジヤージ種を輸入して集約酪農地区を設定する施設を樹立され、本年度は岩手、長野の両県にこれを実施する予定と聞くが、福島県は、地勢において岩手、長野の両県と同様広大なる山岳、原野を有し、また畜産における立地条件にもめぐまれ、加うるに農民の畜産意欲は極めておう盛であり、酪農業は年を追つて興隆しているから、本県に集約酪農地区を設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県笠之原畑地かんがい施設設置に関する請願

請願者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男（第四九一号）

右の請願は、鹿児島県鹿屋市および肝属郡串良町、高隈村、高山町の一市三箇町村にまたがるいわゆる笠之原台地四千町歩に畑地かんがいの施設を早急に実施して農業生産力の向上に期するとともに防風林、農用林、排水路を設置して農業生産を安定せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

畑地かんがい特殊法制定に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第五七七号）

右の請願は、鹿児島県における農林は全国においても零細的な経営形態にあり、中でも畑作を中心とする関係から畑地の土地改良いかんによつて直接農業の生産増強に影響するところ多大であり、畑地かんがいの緊急改良を必要とするのであるが、窮迫せる県財政では到底これが完遂は望みえないから、畑地かんがい促進のための特殊法を制定し国の助成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林道勝間線の奥地路線編入認定等に関する請願

請願者　高知県幡多郡大川筋村長　川村光長外二名（第五七八号）

右の請願は、高知県大川筋村は山林面積六十五平方キロを有しその大半は村を縦断せる四万十川の右岸にあり、その生産物の木炭、木材は右岸に道路がないため川船、いかだによつて輸送していたが、近時下流地帯の治水工事ならびに上流における発電事業のための減水と生産期の十一月

から四月までの間の渇水により輸送は全くとざされ、止むなくばく大な労力と経費を費して左岸県道に運搬している現状であつて、これが打開の途は右岸に奥地林道の開設以外にないから、立地条件、経済効果いずれの点よりも奥地路線として条件を具備している林道勝間線を本年度より奥地路線として指定せられ工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の凍霜害対策に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平　畝四（第七二四号）

右の請願は、本年四月、前後四回にわたつて本県を襲つた異状気象によりこうむつた農作物の凍霜被害は、実に麦類の減収見込一九万石、果樹類四百万貫、桑三万三千貫等この見積額は一四億円を超える巨額に達し、被害による農家の経済苦境は、真の死活問題となつているから、政府においては、これが緊急対策として被害農家に対する再生産長期営農低利資金の融資と利子補給、病虫害防除農薬の無償交付、樹勢回復のための肥料購入助成、緑肥等転作種子の購入助成および税の減免措置等をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥料価格の適正化に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉　竜太郎外七名（第七七三号）

右の請願は、木炭の公営検査は、単に生産面の改善のみでなく取引の単純公正化および消費者の福祉等広く国民経済に大なる関係があるにもかかわらず、これに要する経費は生産者および生産県の負担となつており、当然この経費の一部は国庫において負担すべきものであるから、木炭公営検査費の一部を国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査費の一部国庫負担に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉　竜太郎外七名（第七七四号）

右の請願は、本年四月、前後四回にわたつて本県を襲つた異状気象によりこうむつた農作物の凍霜被害は、実に麦類の減収見込一九万石、果樹類四百万貫、桑三万三千貫等この見積額は一四億円を超える巨額に達し、被害による農家の経済苦境は、真の死活問題となつているから、政府においては、これが緊急対策として被害農家に対する再生産長期営農低利資金の融資と利子補給、病虫害防除農薬の無償交付、樹勢回復のための肥料購入助成、緑肥等転作種子の購入助成および税の減免措置等をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の凍霜害対策に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平　畝四（第七二四号）

右の請願は、本年四月、前後四回にわたつて本県を襲つた異状気象によりこうむつた農作物の凍霜被害は、実に麦類の減収見込一九万石、果樹類四百万貫、桑三万三千貫等この見積額は一四億円を超える巨額に達し、被害による農家の経済苦境は、真の死活問題となつているから、政府においては、これが緊急対策として被害農家に対する再生産長期営農低利資金の融資と利子補給、病虫害防除農薬の無償交付、樹勢回復のための肥料購入助成、緑肥等転作種子の購入助成および税の減免措置等をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥料価格の適正化に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉　竜太郎外七名（第七七三号）

右の請願は、木炭の公営検査は、単に生産面の改善のみでなく取引の単純公正化および消費者の福祉等広く国民経済に大なる関係があるにもかかわらず、これに要する経費は生産者および生産県の負担となつており、当然この経費の一部は国庫において負担すべきものであるから、木炭公営検査費の一部を国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の凍霜害対策に関する請願

請願者　岐阜県可児郡土田村可児郡農業協同組合長会内　奥田俊三（第七九九号）

右の請願は、岐阜県可児郡下は、今次未曾有の大凍霜害により極めてじん大な被害をこうむりこれが救済対策については現下脆弱なる農家経済の実情と窮迫せる農協経営の現状にかんがみ徹底救済に万全をきしえられないから、（一）り災農民の救助対策を迅速かつ強力に講ずること、（二）農家経済の保全は農協の自主的使命であるが一昨年よりの再建整備により保全度を増強したとはいえたまたま今次の窮地に追い込まれているから再生産資金の確保は農協運営と農家経済保全のため絶対的必要につきその対策を講ずること、（三）被害町村に対する特別平衡交付金の増額、（四）農業災害に対する恒久的対策確立のための立法措置ならびに農業災害補償法の改正等をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

晩霜による桑害対策の請願

請願者　宮城県議会議長　今野　貞亮（第一一一五号）

右の請願は、今次の晩霜による桑害のじん大なるにかんがみ、（一）稚蚕用桑需給調整施設費に対する助成、（二）桑園再発芽促進施設費に対する助成、（三）予備蚕児配給施設費に対する助成、（四）被害桑園に対する追肥購入費の助成、（五）被害桑園に対する病害虫防除薬剤購入費の助成、（六）養蚕営農資金の融資、（七）蚕繭共済概算金の早期支払等の救済対策の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第二号等による被害農家救済の請願

請願者　大阪府三島郡豊川村大阪府農業委員会内　笹川俊治外一名（第一一二四号）

右の請願は、去る五月下旬より降り続いた長降雨ならびに台風第二号による本府下農作物の被害は極めてじん大で特に麦類、菜種、馬れいしよ、玉ねぎ等の被害総額は概算実に四億円以上に達し、今後の再生産に深刻なる支障をきたしている。更に作物の収穫平減の被害は農家経済を破壊し、秋季の供米にも重大な影響をきたすことが予想されるから、これが救済対策には遺憾なき措置を取り図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県小松島市に農林省神戸植物防疫所支所設置等の請願（三通）

請願者　徳島県知事　阿部邦一外八名（第一一二五号）

右の請願は、農業および農村の振興をはかる為主要食糧農産物の画期的増産ならびに外国への農産物の輸出による外貨獲得に努めることは現在および将来において最も緊要であるから、（一）農林省神戸植物防疫所支所、輸出品検査所神戸支所の出張所をすみやかに小松島市に設置すること（二）小松島港を植物防疫法第六条第二項の規定による輸入港に指定すること等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣

は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農産物価格安定法制定促進に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第一二二六号）

右の請願は、政府は、農産物価格安定策の一環として、農産物価格安定法の制定を企図していると聞くが、鹿児島県の換金作物として重要な地位を占める菜種、甘しよ、でん粉ならびに黒糖の販売価格如何は、直接農家経済に大なる影響を与え、ひいては再生産に支障をきたす虞れが多分にあるから、本県の特殊事情を考慮して、菜種、甘しよ、でん粉、黒糖を政府買上げの対象とし、すみやかに本法を制定するとともに、農産物適正価格維持のための助成策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業共済掛金の農家負担率軽減に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第一二二七号）

右の請願は、鹿児島県は、毎年風水害による被害が極めてじん大であり、従つて災害補償法に基く農業共済の適否は再生産に影響するところまことに大きいものがあるが、本県における共済金の平均額は水稲で五千二百円、これに伴う掛金額は百七十二円というスライド制による掛金の激増のため、零細な経営形態にある本県農家は窮迫の一途をたどり、増産意慾に支障をきたしている実情にあるから、現行の掛金額を三分の一程度に軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の水害救済対策に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡夜須村大字櫛木　久家一外五十一名（第一五六一号）

右の請願は、今回の農作物の水害に対する救済について、(一)麦、菜種の肥料代および種子代の全額国庫補助、(二)稲作の肥料資金および生活資金の無利息長期融資、(三)地方平衡交付金の増額により町村税の減免、(四)所得税の減免、(五)本年の麦、菜種の種子代の全額国庫負担等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特殊土壌地帯の災害防除事業費等国庫負担増額等に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第一七二五号）

右の請願は、特殊土壌地帯災害防除および振興臨時措置法の施行に伴い、同地帯に対する適切な災害防除および農地改良対策が樹立され、これに基く事業の実施が、この地帯の保全と農業生産力の向上を見るに至つたが、その中で砂防、農地保全、治山治水等事業についてはその性格が災害復旧事業と同様であり、かつ防災効果の大なることに鑑み、同事業に対する国庫負担または国庫補助率を土木、耕地等災害復旧事業に対する補助率と同一とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

いも作農家安定に関する請願

請願者　長崎県椛島町ヌ三五ノ一　小柳二雄外一名（第一七二七号）

右の請願は、政府は、二十七年度産でん粉ならびに甘しよ切干の政府買入れを発表し、いも類の価格維持に最も適切な施策を講じたのであるが、本措置は法律の裏付けがなく、はなはだ不安定であり、かつ恒久的にいも作農家の経済安定を保証するものとなつていないから、(一)甘しよおよび馬鈴しよ、でん粉、甘しよ、切干等の農産物価格安定法をすみやかに実現すること、(二)国内の水あめおよびぶどう糖の利用普及を図るため、砂糖輸入に制限を加えること、(三)糖蜜に輸入制限を加えること、(四)いも作の総合対策の確立を図るとともに、これが生産利用に関する研究機関を設置すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第二号等による被害農家救済の請願

請願者　岡山県知事　三木行治

（第一七三〇号）

請願者　岡山市上石井一一九岡山県町村議会議長会内　大野隆一（第一七八八号）

請願者　兵庫県洲本市長　白川修外九名（第一七八九号）

右の請願は、五月下旬から六月上旬にわたつて降り続いた長雨および台風第二号により農作物、耕地、土木、山林等はじん大なる被害を受け、殊に麦類、水稲をはじめとして開花もしくは生育の最盛期にあつた園芸、特用作物に至るまで農作物の被害は予想外で農民は上半期収入源を一挙に喪失して農家経済は極度に窮迫している実情である。この窮状を打開するため特別の救済措置が講ぜられない限り農民の再起も、公共施設の復旧も、民生の安定も不可能であり、さらに重大なる社会問題に立至ることも憂慮されるから、台風第二号被害に対し、すみやかなる特別救済措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県増穂町の土地改良事業に関する請願

請願者　山梨県南巨摩郡増穂町長　志村武外二名（第一八四二号）

右の請願は、山梨県増穂町内耕地に対しため池の設置とともに幹線用排水路の改修、湿田地帯の改良、畑地かんがい施設等の事業を行い食糧自給化に伴う農業経営の合理化を計りたいから、土地改良事業を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の水害救済対策に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡把木町長　飯田鉄次外四百六名（第一八七六号）

右の請願は、水害被災農民を救済するため、(一)麦類および菜種の生産に要した肥料および種子代金を国庫助成すること、(二)夏作の肥料資金および生活資金を無利子で長期融資すること、(三)特別平衡交付金の増額により町村税を減免すること、(五)本年秋冬の麦、菜種種子代を全額国庫負担とすること、(六)農業共済金の即時支払いと非共済農作物の特別補償、(七)食糧米の増加配をすること、(八)麦、菜種の検査規定の格下

百八十六町歩十組合の管理にある牧野は未だ国有牧野として存置しており、この中には古くから民間貸付けを受け放牧地および採草地として家畜の改良ならびに増殖、たい肥の増産等関係部落民の農業経営上欠くことのできない要素として永年にわたり多大の労費を投じてその管理、利用に努力してきたにもかかわらず、所属替申請の時期の相違等の事情により一部は民有牧野となり一部は国有牧野として存置し、しかも同一町村内において牧野所属の異ることは、まことに不合理であるから、本村内の国有牧野を所属替せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

げを行うこと、(九)稲苗代消毒用農薬の無償配給をすること等の措置を講じられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物水害救済対策に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡把木町志波出張所内　日野亀雄外四百八十三名（第一九七二号）

右の請願は、福岡県地区は、六月五日からの豪雨および強風により収穫直前の麦類および菜種をはじめ裏作物全部が五十年来いまだかつてない大損害を被り、農業の再生産を期することが非常に困難な実情にあるから、(一)麦類および菜種の生産に要した肥料および種子代を救済金として全額国庫助成の措置を講ずること、(二)夏作（麦作）の肥料資金および生活資金を無利子、長期融資の方途を講ずること、(三)地方平衡交付金中特別平衡交付金の増額により、町村税の減免措置を講ずること、(四)本年度秋冬作の麦、菜種の種子代を全額国庫負担とすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農産物価格安定制度確立に関する請願

請願者　名古屋市中区桜町三愛知県教育農業協同組合連合会長理事　市川為次外二名（第二〇〇〇号）

右の請願は、わが国においては、米麦以外の農産物はすべて流通自由であるが、農業経営は価格変動に対する適応性に乏しいため、きわめて不安定の状態にあり、ことに最近下落の傾向にある甘しよ、菜種等は、価格変動の調整がきわめて困難であつて、農家は漸次貧困と生活程度の引下げを余儀なくされているから、すみやかに菜種、甘しよ等主要農産物に対し農産物価格安定制度を確立せられたい。なお本制度の確立に際しては、(一)特別会計により該当農産物の買入および売渡しを行うほか農協系統組織をして自主的に調整させること、(二)政府の買入数量は無制限とし買入価格は米価審議会の議を経て決定すること、(三)必要に応じて本制度の対象品目に対し輸入制限、関税の賦課等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園等の凍霜害対策に関する請願

請願者　群馬県知事　北野重雄外一名（第二二一四号）

右の請願は、四月十三日より五月四日にわたつた異常気象により、群馬県下の桑園、果樹園、麦類その他農作物は激甚なる凍霜害をこうむり、その損害見積総額は三十億円の巨額に上るものと推定される。ことに本県の二大農産物である繭生産と麦作にこのようなじん大な被害を受けたことは、十万農家に徹底的な打撃を与え、これがため恐慌的様相をひき起すおそれさえある惨状であるから、政府はすみやかにこれが救済対策の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第二号等による被害農家救済の請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第二二一六号）

右の請願は、今次宮崎県を襲つた台風第二号等による暴風、豪雨の被害は意想外に大きく、特に農作物においては麦、そ菜、菜種、水陸稲等、これについで土木、農地、山林等の被害がはなはだしく、その総額は十八億一千六百余万円に達している現状である。これがため今次災害が農業を主体とする本県にとつて農家経済に与えた打撃は極めて大きいから、営農資金の補助農業共済金の早急なる概算払、非共済農作物に対する特別の救済措置、麦、菜種等種子確保被害麦類の政府買上げ、および検査料、手数料の免除等根本的な救済対策を講じ、今後の営農に支障ないよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の水害救済対策に関する請願（二通）

請願者　福岡県朝倉郡甘木町大字甘木二四　竹石勘兵衛外六十三名（第二二八〇号）

請願者　福岡県朝倉郡馬田村草場一　外七十九名（第二三一八号）

右の請願は、福岡県においては、本年六月五日からの豪雨および強風により収穫直前の麦類および菜種をはじめ裏作物全部が五十年来いまだかつてみない被害を被り、農業の再生産を期することが非常に困難であるから、(一)麦類および菜種の生産に要した肥料および種子代を救済金として全額国庫補助すること、(二)夏作の肥料資金および生活資金を無利子、長期融資とすること、(三)町村税を減免すること、(四)所得税の減免措置を講ずること、(五)本年度秋冬作の麦、菜種の種子代を全額国庫負担とすること、(六)農業共済金の即時支払いおよび非共済農作物の特別補償措置を講ずること等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県鳥海山ろく農地開発事業に関する請願

請願者　秋田県由利郡本荘町長　猪股謙二郎（第二二九二号）

右の請願は、秋田県鳥海山ろく農地開発事業は、仙台農地事務局から農林省に上申した計画案によつて昭和二十八年度から是非着工されたいのであるが、町村財政の極度に窮乏している際であるから、国土開発の本事業は国営をもつて実施せられるとともに、豊富な水資源を利用する電源開発についても考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の凍霜害対策に関する請願

請願者　千葉県印旛郡八街町長　新津午三郎外十六名（第二四〇七号）

右の請願は、千葉県八街町を中心とする近隣町村は、本年の凍霜害によりいまだ経験したことのないきわめてじん大な被害を被り、農業経営に大なる支障をきたしているから、(一)農業所得反当基準の引下げ、(二)昭和二十八年度第一期納税の延期、(三)被害面積の全面的な共済、(四)営農資金の長期貸付、(五)共済金の早期交付、(六)麦価の引上げ等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の水害救済対策に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡甘木町大字甘木五六一ノ一　宮田虎彦外百三十六名（第二四一二号）

右の請願は、福岡県においては、本年六月五日からの豪雨および強風により収穫直前の麦類および菜種をはじめ裏作物全部が五十年来いまだかつてみない被害を被り、農業の再生産を期することが非常に困難であるから、(一)麦類および菜種の生産に要した肥料および種子代を救済金として全額国庫助成の措置を講ずること、(二)夏作（麦作）の肥料資金および生活資金を無利子、長期融資とすること、(三)町村税を減免すること、(四)所得税の減免措置を講ずること、(五)本年度秋冬作の麦、菜種の種子代を全額国庫負担とすること、(六)農業共済金の即時支払いおよび非共済農作物の特別補償措置を講ずること等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十八年産早場米奨励金支出等に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉竜太郎（第二四五二号）

右の請願は、早場米奨励金は早場単作地方農民の経済を左右する重大問題であり、もしこれが削減されるが如き事態に立至る場合は必然的に供米意欲の減退を招来し、ひいては国の端境期食糧需給上に及ぼす影響はきわめて大なるものであるから、既に作付を完了し、増産途上にある農民の期待を裏切ることなく、本奨励金の支出ならびに本年産米供出対策を早急に決定され、もつて農民が不安なく食糧の増産供出に精励しうる適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害復旧に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第二四八〇号）

右の請願は、農業災害復旧において耕地関係については公共事業費により復旧防除工事に対し補助がなされ、農作物、家畜等については共済補償制度が確立しているが、農家個々の田畑の流出、生産資材、生産施設等が被害を受けてもこれ等については救済する制度がない現状で、これらの災害により農民は大打撃をこうむり常に貧農に甘んじなければならない実状であるから、これらの災害に対しても総合的に復旧が促進されるような立法措置を講じられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県岩泉町、姫松間開拓道路新設促進に関する請願

請願者　岩手県下閉伊郡岩泉町長　中村半二郎外一名（第二五二四号）

右の請願は、岩手県岩泉町から田野畑村姫松に至る沿線の開拓地の農民酪農を主体とした農業を経営しているが、交通が不便なため、生産牛乳を明治乳業の工場所在地である岩泉町に搬出することが不可能の状態で、その経営がきわめて困難であるから岩泉町を起点として沢中、室場等をへて姫松に至り黒崎、小松山線に連絡する開拓道路の新設を本年度から着工するよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野ねずみによる被害山林復元等の請願

請願者　岐阜県大野郡山之口村長　青木清六（第二五四二号）

右の請願は、岐阜県下における山林は、昨秋から本春にかけて野ねずみが発生したため、じん大な被害を被り、山林経営に致命的な打撃を与えているが、貧弱な山林所有者または地方団体の力では被害地の復元および大規模な野そ駆除は到底不可能であるから、すみやかにこれら被害山林の復元ならびに野そ駆除の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

区画整理事業予算増額等に関する請願

請願者　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治外十六名（第二六〇五号）

右の請願は、岩手県姉体村は、胆沢平野土地改良区として、全国に卒先して国土調査事業に着手し、本年は、全村の地籍調査が完了することになり、昭和二十八年度において区画整理事業に着手するため、事業予算の配分はできないとのことで、村民の失望は、はなはだしいものがあるから、国土を最高度に利用し増産を図るため区画整理事業予算を増額配分されるとともに融資金の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水源かん養林造成事業拡充強化等に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二七一七号）

右の請願は、河川流域山林の濫伐による水源かん養効果の喪失は、国土の保全および民生安定上由々しい事態を現出しており、これがため水源かん養林の造成は、一般造林事業促進の緊急性と相まつて現在最も急を要する事業となつているから、すみやかに水源かん養林造成事業の拡充計画を樹立しこれが予算を大幅に増額計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第二号等による災害救済対策等の請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二七二七号）

右の請願は、農林省当局の発表によれば五月下旬から六月上旬にわたつて西日本一帯を襲つた梅雨前線および台風第二号による農作物、農用施設、山林、水産等の災害対策経費は、西日本各県災害対策協議会から要望されている最低見積四十八億九千余万円に対しわずかに十九億九千余万円の予算化に止める意向とのことであるが、この額は余りにも少額なため、農家経済の窮状を打開できないばかりでなく、農道、ため池、林道その他の復旧諸施策を遂行することは到底困難であるから、西日本各県災害対策協議会における要望の線に副いすみやかに相当額の予算化を図るとともに平衡交付金、起債等の特別措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

老朽ため池補強費等国庫補助に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第二八二一号）

右の請願は、老朽ため池補強事業施行の重要性と地元経済の実情等を充分勘案してその国庫補助率を五割程度に引き上げるとともに、右の補助は余水吐施設ばかりと限定せず、ひ管その他漏水箇所の補強はもとより、ため池の集水地域の山林乱伐に伴う土砂の流入によつて埋没ため池のしゆんせつ事業等に対しても国庫補助の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農地の交換分合指定市町村に対する国庫補助の請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第二八二二号）

右の請願は、農地の交換分合は耕作者の地位の安定と農業生産力の増進にきわめて重要な施策であるが、各市町村における実態は交換農地相互間の質的な相異、あるいは農道および水道等の条件が、それぞれ異なるため実施上相当の障害となつているから、本事業の円滑な進行を図るため、事業費ばかりでなく農地の交換分合に附随して行う農道および水路の新設ならびに改修等の事業に対しても相当大幅の補助を計上しかつこの補助は、一般の土地改良事業費の中に一括せず、別わくをもつて措置する方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

震災害復旧耕地事業用排水機維持費国庫補助に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第二八二三号）

右の請願は、南海大震災によつて耕地の地盤が沈下した地帯に設置した排水機の維持費については、設置後三年未満は三分の一、三年以上は六分の一をそれぞれ県費をもつて補助しているのであるが、数次にわたる電気料金値上げによつて農民の負担は過重となり、ために排水機を廃止

するものが続出し災害復旧にいちじるしい支障を生じ、憂慮に堪えない事態に立ちいたつた。しかし県財政は窮乏しているため現行以上の補助は不可能であるから、豊災害復旧耕地事業用排水機維持費に対して国庫補助の特別措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

民有林の造林事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第二八二四号）

右の請願は、累増する災害のため山林の荒廃いちじるしく、その上地方財政の極度にひつ迫している現在、末端林業行政は非常な困難に陥り、折角の造林助成事業を傍観する者さえあつて治山治水上憂慮しなければならぬ事態に立ちいたつているから、右の事情を勘案の上すみやかに民有林の造林奨励費を三分の二程度に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第二八二五号）

右の請願は、講和条約発効第二年目を迎え、経済の自立は一にかかつて農業生産の増大にあると考えられるとき、これが達成には生産技術指導を根幹とした農業改良普及事業の強化発展を期する必要が痛感されるので本事業を推進するため、（一）農業生産技術指導は、国、都道府県および地区普及事務所ならびに市町村段階に至るまで一貫した体系により行うよう法的措置を講ずること、（二）改良普及員の地区活動の強化を期するため、普及事務所費ならびに普及活動費は、国および都道府県において支弁すること、（三）改良普及職員の職階制は普及職種を設定し、格付については現行給与表の五級を最低とし、最高十四級俸に達するよう制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県鹿屋市の旧軍えん体ごう等解体開墾に関する請願

請願者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名（第二八三〇号）

右の請願は、鹿児島県鹿屋市の四箇所に集団する旧軍の建設したえん体ごうおよび誘導路を経済自立促進の一助として解体開墾するため必要とする事業費を大幅に割当られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野所在地元市町村に対する交付金増額の請願

請願者　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛（第二九二二号）

右の請願は、国有林野所在市町村に対する地元交付金を民有林の固定資産税に匹敵するまで増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園等の虫害対策に関する請願

請願者　山形県議会議長　加藤富之助外一名（第二九二四号）

右の請願は、今春、山形県下主要養蚕地帯に桑介がら虫の集団大発生により、その被害ははなはだしく被害桑園四百四十余町歩、り災農家千七百余戸に達し、日増しにその被害が深刻となり、掃立不能ならびに蚕児を廃棄する農家が続出しつつある現状であるから、（一）廃棄蚕種および蚕児の蚕種代を助成すること、（二）防除薬剤を無償配付すること、（三）災害桑園の回復促進用として速効性窒素肥料を無償配付すること、（四）夏秋蚕種購入費を助成すること、（五）災害養蚕者に低利営農資金融資の方途を講ずること、（六）桑葉需給調整のための運賃を助成すること等の救済対策をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

粉食普及等に関する請願

請願者　兵庫県姫路市光源寺前町三兵庫県乾麺協同組合理事長　苦瓜五郎外三名（第二九二五号）

右の請願は、多年粒食に慣れた食習慣を一朝にして全面転換は到底至難であるが、変質、悪臭、食味等でと角の批判や忌避される粒食のための外米移入を再検討し、その一半を、世界的過剰滞貨で価格低廉な小麦の輸入に切換え、ばく大な外米の価格調節補給金を小麦価格に配分されるなれば消費者価格の引き下げとなり、十二分に価格面よりする粉食の普及は当然喚起せられやみ米価の抑制ともなることは必然であるから、これが実現を促進するとともに、参議院の附帯決議を無視した不公正なめん類の国鉄貨物運賃の修正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野払下げに関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名（第二三〇一二号）

右の請願は、福島県の林野面積は、県総面積の七十パーセントを占め、その約五十パーセントは国有林である。かかる現象は、積雪寒冷単作地帯の農業振興に甚大なる障害となつているから、県下国有林の相当面積を町村有財産として払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の

大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野払下げに関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名

（第三〇一二号）

右の請願は、福島県安積郡丸守村地内元県有林は、昭和九年矢吹ケ原御用林と交換せられるまで、県費を投じ育成し、漸くもはん県有林として年間三千万円収益を挙げるにいたつたものであるから、終戦後国有林の解放を要望せられているとき、県有財産として払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯農業振興に関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名

（第三〇一四号）

右の請願は、積雪寒冷単作地帯の農業振興については、臨時措置法により農業土木事業に対する二割の国庫補助があり本法施行以来三年の歳月を経て現在に至つたが、容易に実績をあげる段階に達しないのは遺憾であるから、（一）農業土木事業予算の増額、（二）補助率の引き上げ、（三）農業振興法の制定等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

過年度分災害復旧農業土木事業費国庫補助に関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名

（第三〇一五号）

右の請願は、災害復旧のための農業土木事業に対する国庫補助金の急速交付方については数回となく要望し続けてきたのであるが、依然として放置せられ、全額交付をみるまでには四、五年の長期を要する現況では窮乏にあえぐ町村財政に重圧を加みていることは誠に遺憾に堪えない。これがため町村においては一時借入金もしくは支払の遅延等によつて一時をしのいでいる状況であるから、補助金の交付に当つては申請とともに即時交付せられるよう図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

凍霜害に対する恒久対策の請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名

（第三〇一六号）

右の請願は、東北地方は寒冷地のため凍霜に見舞われることしばしばであつて、これによる桑園および農作物の被害は年々じん大で農業経営に深刻なる打撃を与えているにもかかわらず、これが対策については国においてはその都度被害額の一割程度の救済補助金を交付するにすぎない現状であつて、その措置は満足し得ないから、東北地方の特殊性を考慮して、（一）凍霜害に対する基礎調査費に対する助成金の交付、（二）防霜研究所の設立、（三）農家における防霜施設費に対する助成金の交付、等の恒久的対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥料等の価格引下げに関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名

（第三〇一七号）

右の請願は、最近肥料生産費の約三割を占める石炭および農機具の材料である鉄鋼材価格はいずれも相当の価下りを示しているにもかかわらず、肥料および農機具の価格が引き下げられないのはまことに遺憾であるから、（一）内需用肥料価格を輸出価格と同額にするとともに農機具価格の引き下げを断行すること、（二）肥料および農機具のメーカーに対し極力経営の合理化を促し生産コストの低下を図ること、（三）肥料対策委員会を法制化してこれに製造原価調査に関する権限を附与して価格の低下を図る等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　霜害対策に関する陳情

第七号　長崎千拓事業促進に関する陳情

第九号　雲仙別所ダム建設に関する陳情

第一七号　害鳥獣の狩猟期間延長に関する陳情

第二〇号　農作物の凍霜害対策に関する陳情

第三〇号　桑園等の凍霜害対策に関する陳情

第三一号　同

第五一号　繭生産費算定等に関する陳情

第六九号　桑園等の凍霜害対策に関する陳情

第七七号　製い工業振興に関する陳情

第八四号　茶の凍霜害対策に関する陳情

第九二号　蚕糸業振興に関する陳情

第九三号　食肉対策に関する陳情

第一一八号　桑園の虫害対策に関する陳情

第一三〇号　野ねずみ防除に関する陳情

第一三一号　桑園等の凍霜害対策に関する陳情

第一三二号　砂地地帯農業振興に関する陳情

第一四三号　自作農創設維持資金拡充等に関する陳情

第一四四号　農作物の凍霜害対策に関する陳情

第一四五号　滋賀県醒井村に開拓道路開設の陳情

第一六二号　農作物の凍霜害対策に関する陳情

第二〇一号　なたねの価格維持対策に関する陳情

第二二五号　積雪寒冷単作地帯等の土地改良事業施行範囲拡大等に関する陳情

第二二九号　台風第二号による被害農家救済の陳情

第二七八号　積雪寒冷単作地帯等の土地改良事業施行範囲拡大等に関する陳情

第二八四号　昭和二十八年産米基本価格設定等に関する陳情

第三〇三号　食糧自給促進法等制定に関する陳情

第三〇四号　昭和二十八年産米基本価格設定等に関する陳情

第三一三号　水害による養蚕農家救済対策の陳情

第三二〇号　台風等ひん襲地帯に対する農業災害防除措置の立法化の陳情

第三二二号　食糧自給促進法制定等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十一日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

農林委員会陳情特別報告第一号

霜害対策に関する陳情

第一号　静岡県磐田郡袋井町長　戸倉亮爾外二十四名提出

長崎千拓事業促進に関する陳情

第七号　長崎市袋町三一長崎県町村議会議長会内　浦口淳一提出

雲仙別所ダム建設に関する陳情

第九号　長崎市袋町三一長崎県町村議会議長会内　浦口淳一提出

害鳥獣の狩猟期間延長に関する陳情

第一七号　島根県議会議長　中島竜一提出

農作物の凍霜害対策に関する陳情

第二〇号　岐阜県議会議長　松野幸泰提出

桑園等の凍霜害対策に関する陳情

第三〇号　栃木県議会議長　小田垣健一郎提出

桑園等の凍霜害対策に関する陳情

第三一号　埼玉県比企郡松山町長　田中実外三名提出

繭生産費算定等に関する陳情

第五一号　東京都千代田区大手町二ノ八ノ一全国販売農業協同組合連合会内　太田貴平提出

桑園等の凍霜害対策に関する陳情
第六九号　岐阜県岐阜市今小町二一岐阜県指導農業協同組合連合会長　山田治一提出
製い工業振興に関する陳情
第七七号　東京都千代田区内幸町二ノ三幸ビル内でん粉糖協同組合理事長　久米武提出
茶の凍霜害対策に関する陳情
第八四号　静岡県榛原郡初倉村長　水野玄雄外二名提出
蚕糸業振興に関する陳情
第九二号　岐阜県議会議長　松野幸泰外十三名提出
食肉対策に関する陳情
第九三号　東京都港区芝浜松町三ノ二社団法人日本食肉加工協会理事長　保谷千代松提出
桑園の虫害対策に関する陳情
第一一八号　山形県議会議長　加藤富之助外十名提出
野ねずみ防除に関する陳情
第一三〇号　岐阜市八ツ寺町七岐阜県山林協会内　森三郎外五名提出
桑園等の凍霜害対策に関する陳情
第一三一号　千葉県議会議長　鎌田七右衛門提出
砂地地帯農業振興に関する陳情
第一三二号　鳥取県西伯郡夜見村長　森川恒作外二名提出
自作農創設維持資金拡充等に関する陳情
第一四三号　東京都千代田区神田神保町二ノ二〇東京農地事務局内中央自作農協会内　小平権一外十四名提出
農作物の凍霜害対策に関する陳情
第一四四号　千葉市本千葉町五九千葉県指導農業協同組合連合会長　実川清之提出
滋賀県醒井村に開拓道路開設の陳情
第一四五号　滋賀県坂田郡醒井村長　能勢真八提出

農作物の凍霜害対策に関する陳情
第一六二号　茨城県議会議長　鈴木一司提出
なたねの価格維持対策に関する陳情
第二〇一号　千葉県知事　柴田等外一名提出
積雪寒冷単作地帯等の土地改良事業施行範囲拡大等に関する陳情
第二二五号　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長連合会内　林栄三提出
台風第二号による被害農家救済の陳情
第二二九号　静岡県知事　斎藤寿夫提出
積雪寒冷単作地帯等の土地改良事業施行範囲拡大等に関する陳情
第二七八号　広島県庁内広島県町村会事務局内　荒川竜雄提出
昭和二十八年産米基本価格設定等に関する陳情
第二八四号　福井県議会議長　市橋勘左衛門提出
食糧自給促進法等制定に関する陳情
第二〇三号　石川県議会議長　太田孝三提出
昭和二十八年産米基本価格設定等に関する陳情
第二〇四号　石川県議会議長　太田孝三提出
水害による養蚕農家救済対策の陳情
第二一三号　福岡県知事　杉本勝次提出
台風等ひん襲地帯に対する農業災害防除措置の立法化の陳情
第二二〇号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出
食糧自給促進法制定等に関する陳情
第二二二号　石川県庁内石川県土地改良協会内　西田与作提出

右二十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十一日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿

意見書案
霜害対策に関する陳情
陳情者　静岡県磐田郡袋井町長　戸倉堯爾外二十四名（第一号）

右の陳情は、静岡県磐田郡袋井町地方における本年の茶業については、相当の好況が予想されたのであるが、四月中旬頃より気温すこぶる低下し、連続の降霜のため、古葉まで黒変して落葉する等の壊滅的打撃を受け、生産農家に与えた被害は到底自力では立ち上れない程深刻なものがあり、死活問題となつているから、(一)薬剤費の助成、(二)営農資金の融資、(三)税金の減免および延納、(四)平衡交付金の増額等の措置を至急実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八殿
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
長崎千拓事業促進に関する陳情
陳情者　長崎市袋町三二長崎県町村議会議長会内　浦口淳一（第七号）

右の陳情は、有明海を長崎県北高来郡小長井村と南高来郡神代村を結ぶ線において防潮堤を築造し、その内部を干拓地として耕地を造成すれば、潟のため土地の生産力は非常に高く、かつ少くとも数年間はほとんど無肥料栽培ができ、一、二年を出ずして良田となり耕地面積九千町歩、入殖農家戸数六千戸、米麦五十万石の収穫をあげることができるから、政府の食糧増産五箇年計画の一環として本開拓事業の早期実現を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八殿
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
雲仙別所ダム建設に関する陳情
陳情者　長崎市袋町三二長崎県町村議会議長会内　浦口淳一（第九号）

右の陳情は、長崎県南高来郡千々岩町、小浜町にまたがる地域は急斜面が多い上に、戦前戦後における山林の濫伐によつて年々水量が減少し農業経営に支障をきたしている現状である。これが対策として別所ヶ原にため池を築造すると米の増収約三千石、三百四十三町歩がその恩恵を受けられることになるから、本事業を積極的に推進実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八殿
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
害鳥獣の狩猟期間延長に関する陳情
陳情者　島根県議会議長　中島竜一（第一七号）

右の陳情は、戦後狩猟期間が極端に短縮されたのであるが、島根県の実情においては、現行の期間は天候の最悪時機に相当し、全期間を通じて実際上出猟は極めて困難であり、従つて害鳥獣の被害はなはだしく、本県がこうむる農業および林業における年間被害見積額は五億数千万円に達し、本県産業上重大問題となつているから、狩猟期間を十月十五日から翌年四月十五日までとするよう改正の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八殿
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
桑園等の凍霜害対策に関する陳情
陳情者　栃木県議会議長　小田垣健一郎（第二〇号）

右の陳情は、今次の栃木県下の桑園、果樹園、麦類、馬鈴しよ、菜種等の農作物のこうむつた凍霜害はじん大であるから救済対策として(一)ち蚕児配給施設に対する助成、(二)速効性肥料の無償交付、(三)技術対策徹底に要する経費、(四)廃棄蚕種に対する助成、(五)夏秋蚕種購入助成、(六)所得税の軽減、(七)平衡交付金の増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八殿
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
農作物の凍霜害対策に関する陳情
陳情者　岐阜県議会議長　松野幸泰（第二〇号）

右の陳情は、本年四月下旬の寒波の来襲による凍霜害は近年まれなものであつて、農作物の被害はじん大なものがあつたが、これをこのまま放置するときは、農家経済に重大な影響を与えるばかりでなく、農業振興上にも由々しい結果を招来するから、政府においてこれが救済策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八殿
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園等の凍霜害対策に関する陳情

陳情者　埼玉県比企郡松山町長　田中実外三名（第三一号）

右の陳情は、埼玉県松山町地方の桑園等各種の農作物は、昭和二十八年四月二十九日および五月三、四日の凍霜害によりじん大な被害を被り、農家経済は致命的打撃を受けているから、農蚕業の復興を期するため、（一）農業諸徴税の減免、（二）被害作物回復用肥料の無償配給、（三）稚蚕共同飼育に対する助成、（四）営農資金の長期低利融資、（五）廃棄蚕種に対する適切なる予算措置、（六）夏秋蚕種の助成金交付、（七）掃立不能蚕種に対する共済金の即時支払、（八）農業共済制度の枠拡大等の救済措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繭生産費算定等に関する陳情

陳情者　東京都千代田区大手町二ノ八ノ一全国販売農業協同組合連合会内　太田賛平（第五一号）

右の陳情は、繭糸価格安定法は、蚕糸業の維持発展を企図するものであるが、繭生産には、多くの労力と高度の技術経営等の知識を必要とする関係上、労賃算定方法の如何は、生産費の高低を左右することになり、現行通りの基準によつて算定することを断続するならば安定制度の効果は減殺され、ひいては低繭価政策の強要となつて農家経済を圧迫するばかりでなく、日本蚕糸業の将来に悪影響を及ぼすことになるから、すみやかに関係諸規則を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園等の凍霜害対策に関する陳情

陳情者　岐阜市今小町二一岐阜県指導農業協同組合連合会長　山田治一（第六九号）

右の陳情は、今次空前の大凍霜害により桑、麦類、果樹等の被害はきわめて大きく、農家経済に致命的損失を与えているから、（一）麦類、蚕繭共済保険金の概算払のすみやかな実施、（二）営農資金の長期低利貸付け、（三）被害農家に対する課税の減免、（四）病虫害防除費の全額助成等の救済措置をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

製い工業振興に関する陳情

陳情者　東京都千代田区内幸町二ノ三幸ビル内でん粉糖協同組合理事長　久米武（第七七号）

右の陳情は、現在製い業は、消費の減退と原料高製品安によつて業者の倒産が相次いで起り危機に直面しているから、（一）当面の問題として、でん粉に二重価格制を設け払下価格を引き下げ、砂糖の輸入を年間六十万トン程度に抑制すること、（二）製い業の合理化促進等に関して、でん粉需要を促進する方途として精製ぶどう糖工業を育成し、製い業に運転資金を融資すること、（三）今後の問題として、いもの品種を改良しその普及を図り、砂糖の専売制を考慮するとともにセレローズ、キヤストローズ、菓子の輸入を禁止する等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茶の凍霜害対策に関する陳情

陳情者　静岡県榛原郡初倉村長　水野玄雄外二名（第八四号）

右の陳情は、本春の晩霜ならびに寒波によつて静岡県初倉村の茶樹は大被害を受け農家経済は破たんにひんしているから、（一）所得税の減額、（二）農業肥料の代金補助、（三）農家生活資金、事業資金の融資ならびにその利子補給、（四）特別平衡交付金の増額、（五）農協推進に対する融資補助政策等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蚕糸業振興に関する陳情

陳情者　岐阜県議会議長　松野幸泰外十三名（第九二号）

右の陳情は、今次全国的に襲つた凍霜害による桑園の被害は極めてじん大であり、このまま放置するときは農家経済に破たんをきたす虞があるばかりでなく、本年の輸出振興に重大なる影響を及ぼすことになるから、この被害救済に万全の措置を講ぜられるとともに、今後における蚕糸業の改善振興を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園の虫害対策に関する陳情

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外十名（第一一八号）

右の陳情は、山形県下主要養蚕地帯に桑かいがら虫の集団大発生によつて、その被害は凍霜害以上の惨状を呈し、はき立て不能となつたものおよび蚕児を廃棄する農家が続出する現状であるから、その応急救助対策として、（一）廃棄蚕種および蚕児の蚕種代の助成、（二）防除薬剤の無償配付、（三）災害桑園の回復促進用として速効性窒素肥料の無償配付等の施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食肉対策に関する陳情

陳情者　東京都港区芝浜松町三ノ二社団法人日本食肉加工協会理事長　保谷千代松（第九三号）

右の陳情は、政府は、肉畜生産農家の安定と食肉の利用向上に関して、何等国策として見るべき施策を施さず放任していることは、国力の伸展を阻害するものであるから、食肉対策確立のため、（一）優良子豚の増産および配付を行い併せて価格安定の施策を行うこと、（二）食肉利用研究所を設置し、食肉および副生物の高度利用につき研究ならびに指導を行うこと、（三）食肉加工増施設の合理化に対し低利長期資金を融通すること、（四）と畜検査を国営とし検査の適正と能率向上を図ること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野ねずみ防除に関する陳情

陳情者　岐阜市八ツ寺町七岐阜県山林協会内　森三郎外五名（第一二〇号）

右の陳情は、岐阜県においては、昨秋たまたま熊ざさの開花結実のため、野ねずみの大繁殖をきたし、国有林はもち論、民有林においても水源造林地、県行造林地をはじめ奥地林の幼令造林地等は野ねずみによる食害がはなはだしく、その被害面積は二千五百余町歩におよび、いまなお拡大の見込みであつて山麓地帯の造林地ならびに農作物に対する被害をも懸念されているから、すみやかに野ねずみの防除ならびに改植事業に対し助成金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園等の凍霜害対策に関する陳情

陳情者　千葉県議会議長　鎌田七右衛門（第一三一号）

右の陳情は、四月下旬より五月上旬に至る間の凍霜害は、全県下にわたり桑園、果樹園、茶園をはじめ大小麦その他農作物にじん大なる被害を与え、農民の損害は実に八億二千余万円の巨額に達し、被害と収入の激減による被災農民の困窮は食糧増産にも大きく影響すると思われるから、長期低利資金の融資および利子補給、肥料薬剤等の無償交付または各種の助成、農業共済の仮払による早期支払い等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院

は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂地地帯農業振興に関する陳情

陳情者　鳥取県西伯郡夜見村長　森川恒作外二名（第一三二号）

右の陳情は、さきに国会で立法化された海岸砂地地帯農業振興臨時措置法は、いまもつて何等具体的な予算の裏付を見ないが、本法は七箇年の時限法であるため、本年度予算を計上しない場合は実質的に六年間に縮減されて砂地地帯農業対策の特性が阻害されるばかりでなく関係地帯農民の期待が裏切られる結果となるから、昭和二十八年度予算において本事業の予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自作農創設維持資金拡充等に関する陳情

陳情者　東京都千代田区神田神保町二ノ一〇東京農地事務局内中央自作農協会内　小平権一外十四名（第一四三号）

右の陳情は、農地改革の成果を維持しこれを発展させることは、農地法の制定だけでは到底不可能であるから、(一)自作農創設維持資金の拡充、(二)自作農貯蓄組合および同連合会の助成、(三)自作農家の簿記指導に関する施設の助成等の強力な施策をすみやかに樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県醒井村に開拓道路開設の陳情

陳情者　滋賀県坂田郡醒井村長　能勢真八（第一四五号）

右の陳情は、滋賀県醒井村においては、本年度より開拓道路を開設することになつているが、その経費が半減せられたよしで、本事業の達成と永続性について憂慮に堪えない状況であるから、当初計画通り幅員六メートルの自動車道路の完成ができるよう予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の凍霜害対策に関する陳情

陳情者　千葉市本千葉町五九千葉県指導農業協同組合連合会長　実川清之（第一四四号）

右の陳情は、凍霜害による千葉県下の被害高は八億二千余万円に達したが、これに対する補助金はわずかに五百三十九万円に過ぎず、日時の経過とともに一般作物の被害が増大しつつある現状で生産力の回復は到底困難であるから、この際政府の本予算において補助金ならびに融資の増額およびこれの基礎となる被害面積の適正な判定について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物の凍霜害対策に関する陳情

陳情者　茨城県議会議長　鈴木一司（第一六二号）

右の陳情は、去る四月および五月上旬の凍霜により茨城県の冬作および夏作、永年農作物はじん大な被害をこうむり、その面積は総作付面積の三十一パーセントに相当する約四万七千町歩に及び、農家経営に破たんをきたし、かつ生活困窮者さえ出ている状況であるから、すみやかに被害農家に対し長期低利資金の貸付、信用基金の償還延期等の救済措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

なたねの価格維持対策に関する陳情

陳情者　千葉県知事　柴田等外一名（第二〇二号）

右の陳情は、政府は戦後国内油脂原料確保のため菜種の増産を強く要請してきたところであつて、千葉県においてもこの施策に順応し逐年その成果を挙げ、本年の如きは戦前戦後を通じ最高の増産が見込まれ、全国的には戦前の三倍にも及ぶ実情であるが、昨年下半期多量の外国産油脂原料を輸入したため菜種の価格は暴落しすでに出荷されようとしているとき生産農家に大きい恐慌を与えているから、すみやかにこれが価格維持対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯等の土地改良事業施行範囲拡大等に関する陳情

陳情者　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三（第二二五号）

右の陳情は、積雪寒冷単作地帯および急傾斜地帯に対する国庫補助、土地改良事業は施行範囲の制限、補助の低率等のために実際に即しない点が多いのは遺憾であるから、不遇な特殊地帯の産業を助長し再生産を容易にするためにすみやかに事業施行範囲を大幅に緩和し、補助率を引上げるよう措置を講じ実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第二号による被害農家救済の陳情

陳情者　静岡県知事　斎藤寿夫（第二二九号）

右の陳情は、本年六月七日の台風第二号により静岡県における農作物および農地、農業施設等は先の凍霜害以上の被害を被り、窮迫している地方財政ではこれらの救済は到底不可能な実情にあるから、(一)被害の実情調査と課税の減免措置、(二)麦類および菜種の検査規格の引下げ、(三)農業災害保険の基本反収の引上げおよび保険金の早期仮払い、(四)営農資金の融資ならびにこれに対する利子補給、(五)麦類種子の確保と購入費に対する補助、(六)被害農家保有食糧の確保、(七)肥料および農薬の購入費補助、(八)災害復旧土木工事の早期実施、(九)特別平衡交付金の増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯等の土地改良事業施行範囲拡大等に関する陳情

陳情者　広島県庁内広島県町村会事務局内　荒川竜雄（第二七八号）

右の陳情は、積雪寒冷単作地帯ならびに急傾斜地帯における国庫補助の対象となる各種事業の制限は、実際面に即しない点が多く、また補助額がきわめて僅少であるため、これら特殊地帯の土地改良を根本的に施行して増産を容易にすることは不可能であるから、積雪寒冷単作地帯ならびに急傾斜地帯における国庫補助の対象となる事業の制限を緩和するとともに国庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十八年産米基本価格設定等に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　市橋勘左衛門（第二八四号）

右の陳情は、福井県は、積雪寒冷単作地帯であるため、県下の農家にとつて、基本米価および早場米奨励金はその生死を左右する重要な要素であるから、(一)米価の決定方法は生産費方式を採用する生産費米価とすること、(二)生産費方式採用に当つては供出農家の限界生産費であること、(三)早場米の供出期限および金額は第一期十月十日まで一石当り千五百円、第二期十月十一日から十月末日まで千二百円、第三期十一月一日から十一月十五日まで八百円とすること、(四)期限内に供出された

ものについては全量奨励金を支給すること等を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧自給促進法等制定に関する陳情

陳情者　石川県議会議長　太田孝三（第二〇二号）

右の陳情は、食糧自給度の向上はわが国独立上欠くことのできないことである以上、政府は毎年人口増加に伴う消費増に比し一方耕地のかい度等による生産減を補うための施策として農地の改良造成および災害防止、復旧、農業資金の供給確保、所得税の減免などを目的とする食糧自給促進法をすみやかに確立するとともに、農産物の価格においても競合物資の輸入制限、関税賦課等の対策を講ずるための農産物価格安定法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十八年産米基本価格設定等に関する陳情

陳情者　石川県議会議長　太田孝三（第二〇四号）

右の陳情は、米価格の適正化を図るため、米の供出価格は国家管理下においてその生産および供出の確保をはかり、かつ農家の所得を安定せしめるため、生産量を基礎とする労働所得均衡方式によつて算出せられたい。なお、米単作地帯の特殊性を考慮して現行の早場米奨励金制度を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水害による養蚕農家救済対策の陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第二一二号）

右の陳情は、九州地方は全国まれに見る台風地帯として知られているが、季節台風ばかりでなく常時台風の襲来を受け被害は年々ばく大な額に達し、農家は、経営の危機に直面しているから、農業協同施設災害復旧費国庫補助に関する措置法、農業災害復旧経営資金特別融資に関する措置法および台風ひん襲地帯農業災害防除および振興臨時措置法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風等ひん襲地帯に対する農業災害防除措置の立法化の陳情

陳情者　熊本県議会議長　大久保勢輔（第二一〇号）

右の陳情は、今回の豪雨による蚕糸関係の被害は未ぞうのもので、再起不能の養蚕農家も多数におよび本夏秋蚕の生産計画も樹立困難の現状であるから、これら災養蚕農家の再起生産のため、国庫補助あるいは融資の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧自給促進法制定等に関する陳情

陳情者　石川県庁内石川県土地改良協会内　西田与作（第三二二号）

右の陳情は、国内食糧の自給度を高めることは経済自立上絶対に必要であることにかんがみ、食糧増産五箇年計画の完全実行を図るために、(一)食糧自給促進法の制定とこれが裏付けをなす所要経費の予算計上、(二)農林漁業資金の政府出資額の増大等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七号　北海道準地方費道上美生中札内停車場線中中札内橋の永久橋架替に関する請願

第九八号　国道四十号線工事再開に関する請願

第九九号　県道白沢長町停車場線改修工事施行に関する請願

第一九七号　阿佐ケ谷駅前北口広場建設促進に関する請願

第四九三号　山口県間田川改修工事施行に関する請願

第五七九号　帯広市大通鉄道踏切にこ線式立体交さ施設設置の請願

第五八〇号　茨城県久慈川改修工事施行に関する請願

第七二四号　滋賀県家棟川砂防工事施行に関する請願

第七六五号　鹿児島県亀割坂、大柏間県道改良工事施行に関する請願

第七八一号　豪雪地帯の道路補修費継続等に関する請願

第七八二号　国道維持修繕費国庫補助に関する請願

第八一五号　建築士法中一部改正に関する請願

第九一八号、第一〇〇三号　道路整備費の財源等に関する臨時措置法制定の請願

第一二三一号　静岡県富士川改修工事施行に関する請願

第一二六四号　一級国道十号線改良工事促進に関する請願

第一三一七号　江戸川築堤工事促進等に関する請願

第一三一八号　栗橋上流利根川引堤工事施行等に関する請願

第一三一九号　利根川川筋一部堤防補強工事促進等に関する請願

第一三二〇号　利根川川筋一部護岸工事継続施行等に関する請願

第一三二一号　利根川災害対策工事施行等に関する請願

第一三二二号　利根川総合開発に関する請願

第一四〇三号　土木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願

第一五五四号　中部山岳国立公園小倉口、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願

第一六四五号　駐留軍事故による被害者援護の請願

第一七二〇号　県道野村近永停車場線改良工事促進に関する請願

第一七二一号　愛媛県三間川改修工事施行に関する請願

第一七三一号　国道十号線中一部改良工事施行に関する請願

第一七五七号　勤労者住宅建設に関する請願

第一九四一号　国道三十四号線大村駅前線道路改修工事施行に関する請願

第一九五〇号　陰陽連絡道路改修工事促進等に関する請願

第一九七三号　高速自動車道路建設に関する請願

第二〇一三号　埼玉県大滝村、秩父市間道路改良工事促進に関する請願

第二〇二八号　栃木県渡良瀬川水害総合対策に関する請願

第二〇二九号　埼玉県利根川島川合流地域護岸補強工事施行に関する請願

第二二〇八号　進駐軍軍人等の不法行為による被害補償の請願

第二二五二号　静岡県佐久間、秋葉両ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の請願

第二二五五号　二級国道佐賀練早線改良工事施行に関する請願

第二三三三号　府県道新庄鶴岡線中角川、砂子沢両橋の永久橋架替に関する請願

第二三三四号　長崎県大村駅、国道三十四号線間道路舗装に関する請願

第二四一一号　豪雨による水害救済対策の請願

第二四三一号　県道湯郷吉ケ原停車場線中一部改良工事施行に関する請願

第二四三五号　豪雨による水害救済対策促進の請願

第二四五五号　積雪地帯の道路整備に関する請願

第二四五六号　災害復旧工事促進に関する請願

第二五一四号　土木災害復旧工事促進に関する請願

第二五二五号　三陸沿岸国道建設等に関する請願

第二五二六号　茨城県霞ケ浦柏崎、玉造町間に潮上橋梁設の請願

第二五五八号　丹後半島一周道路中京都府本庄、下宇川両村間道路開発工事施行に関する請願

第二五六八号、第二七二五号
積雪寒冷地帯の防寒住宅建設促進に関する請願
第二六〇四号　北上川改修工事費予算増額等に関する請願
第二七一二号　千葉県九十九里米軍演習地における教育施設損害補償等の請願
第二七二六号　台風第二号等による災害土木施設復旧対策の請願
第二七八〇号　茨城県金江津村、千葉県滑河町利根川架橋に関する請願
第二七八一号　静岡県東富士米軍演習場地域住民の生存権保障に関する請願
第二七九三号　広島、長崎両特別都市建設事業の完成促進等に関する請願
第二八二八号　道路管理費国庫補助継続に関する請願
第三〇一八号　工鉱業地帯整備促進法制定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

建設委員会請願特別報告第一号

北海道準地方費道上美生中札内停車場線中札内橋の永久橋架替に関する請願

第七号　北海道河西郡中札内村長　榎本一雄外一名提出

国道四十号線工事再開に関する請願

第九八号　福岡県小倉市長　浜田良祐外四名提出

県道白沢長町停車場線改修工事施行に関する請願

第九九号　宮城県仙台市長　岡崎栄松外五名提出

阿佐ケ谷駅前北口広場建設促進に関する請願

第一九七号　東京都杉並区阿佐ケ谷一ノ八〇一　片柳真吉外二千名提出

山口県間田川改修工事施行に関する請願

第四九三号　山口県吉敷郡小鯖村長　吉屋豊樋外十一名提出

帯広市大通鉄道踏切にこ線式立体交さ施設設置の請願

第五七九号　北海道河東郡音更村十勝総合開発促進期成会内　神田柳助提出

茨城県久慈川改修工事施行に関する請願

第五八〇号　茨城県久慈郡太田町西三　武藤常介提出

滋賀県家棟川砂防工事施行に関する請願

第七二四号　滋賀県野州郡野州町長　鷲田平司外一名提出

鹿児島県亀割坂、大泊間県道改良工事施行に関する請願

第七六五号　鹿児島県鹿屋市長　児島静男提出

豪雪地帯の道路補修費継続等に関する請願

第七八一号　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名提出

国道維持修繕費国庫補助に関する請願

第七八二号　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名提出

建築士法中一部改正に関する請願

第八一五号　滋賀県大津市観音寺町一〇九　川村多実二提出

静岡県篠川改修工事施行に関する請願

第一一三一号　静岡県小笠郡佐倉村長　清水操一外三十七名提出

一級国道十号線改良工事促進に関する請願

第一二六四号　鹿児島市長　勝目清外一名提出

江戸川築堤工事促進等に関する請願

第一三一七号　埼玉県北埼玉郡南桜井村長　小川文章外八名提出

栗橋上流利根川引堤工事施行等に関する請願

第一三一八号　埼玉県北埼玉郡利島村長　出井菊太郎外五名提出

利根川川筋一部堤防補強工事促進等に関する請願

第一三一九号　群馬県佐波郡島村長　田島嘉之提出

利根川川筋一部護岸工事継続施行等に関する請願

第一三二〇号　群馬県新田郡尾島町長　飯塚祇吉外二名提出

利根川災害対策工事施行等に関する請願

第一三二一号　群馬県前橋市長　関口志行外一名提出

利根川総合開発に関する請願

第一三二二号　千葉県佐原市長　坂本斉一外八名提出

土木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願

第一四〇三号　福岡県知事　杉本勝次提出

中部山岳国立公園小倉口、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願

第一五五四号　長野県南安曇郡温村長　中村小四郎外七名提出

駐留軍事故による被害者援護の請願

第一六四五号　広島県呉市長　鈴木術外一名提出

県道野村近永停車場線改良工事促進に関する請願

第一七二〇号　愛媛県北宇和郡愛治村長　青木良忠外一名提出

愛媛県三間川改修工事施行に関する請願

第一七二一号　愛媛県北宇和郡好藤村長　河野通史外十二名提出

国道十号線中一部改良工事施行に関する請願

第一七三一号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

勤労者住宅建設に関する請願

第一七五七号　東京都千代田区神田須田町二ノ二全国労働金庫協会内　佐野芳雄提出

国道三十四号線大村駅前線道路改修工事施行に関する請願

第一九四一号　長崎県大村市長　大村純毅外一名提出

陰陽連絡道路改修工事促進等に関する請願

第一九五〇号　鳥取県東伯郡倉吉町長　早川忠篤外十名提出

高速自動車道路建設に関する請願

第一九七三号　神戸市生田区上橘通二ノ一一ノ一兵庫県貨物自動車協会内　森崎了三提出

埼玉県大滝村、秩父市間道路改良工事促進に関する請願

第二〇一三号　埼玉県秩父市長　高野利兵衛外九名提出

栃木県渡良瀬川水害総合対策に関する請願

第二〇二八号　栃木県足利市長　木村渉七外三名提出

埼玉県利根川、鳥川合流地域護岸補強工事施行に関する請願

第二〇二九号　埼玉県児玉郡神保原村長　松下孝守提出

進駐軍軍人等の不法行為による被害補償の請願

第二二〇八号　呉市下中町八七進駐軍事故被害者連盟内　中安甚五郎提出

静岡県佐久間秋葉両ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の請願

第二二五二号　静岡県盤田郡竜川村長　高良伊平外十三名提出

二級国道佐賀諫早線改良工事施行に関する請願

第二二五五号　長崎県諫早市長　野村儀平外十七名提出

府県道新庄鶴岡線中角川、砂子沢両橋の永久橋架替に関する請願

第二三三三号　山形県最上郡古口村長　今井紋蔵外八名提出

長崎県大村駅、国道三十四号線間道路補装に関する請願

第二三三四号　長崎県大村市長　大村純毅提出

豪雨による水害救済対策の請願

第二四一一号　長崎県北松浦郡鷹島村長　福市藤蔵提出

県道湯郷吉ケ原停車場中一部改良工事施行に関する請願

第二四三一号　岡山県勝田郡飯岡村長　滝谷嘉十郎外六名提出

豪雨による水害救済対策促進の請願

第二四三五号　長崎県北松浦郡鷹島村長　福市藤蔵提出

積雪地帯の道路整備に関する請願

第二四五号　新潟県議会議長　長　児玉竜太郎提出

災害復旧工事促進に関する請願

第二四五一号　鹿児島県市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

土木災害復旧工事促進に関する請願

第二五一四号　京都府南桑田郡東別院村長　平田一義外三名提出

三陸沿岸国道建設等に関する請願

第二五二五号　岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合連合会内　伊藤佐十郎提出

茨城県霞ケ浦柏崎玉造町間に湖上橋架設の請願

第二五二六号　茨城県　土浦市長　天谷虎之助提出

丹後半島一周道路中京都府木庄、下宇川両村間道路開発工事施行に関する請願

第二五五八号　京都府与謝郡宮津町長　徳田富治外十六名提出

積雪寒冷地帯の防寒住宅建設促進に関する請願

第二五六八号　青森県知事　津島文治提出

第二七二五号　青森県議会議長　中島清助提出

北上川改修工事費予算増額等に関する請願
第二六〇四号　岩手県胆沢郡姉体村長　板尾泰治外十六名提出
千葉県九十九里米軍演習地における教育施設損害補償等の請願
第二七一二号　千葉県山武郡豊海町教育委員会内　山本通三外二十七名提出
台風第二号等による災害土木施設復旧対策の請願
第二七二六号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
茨城県金江津村千葉県滑河町利根川架橋に関する請願
第二七八〇号　茨城県稲敷郡金江津村長　海保輝夫外二百十五名提出
静岡県東富士米軍演習場地域住民の生存権保障に関する請願
第二七八一号　静岡県駿東郡印野村長　池谷兵吉外八名提出
広島、長崎特別都市建設事業の完成促進等に関する請願
第二七九三号　広島市長　浜井信三外三名提出
道路管理費国庫補助継続に関する請願
第二八二八号　島根県議会議長　中島竜一提出

右五十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

北海道準地方費道上美生中札内停車場線中中札内橋の永久橋架替に関する請願

請願者　北海道河西郡中札内村長　榎本一雄外一名（第七号）

右の請願は、北海道中札内橋は、十勝国更別村から中札内、川西両村を経て芽室町に通ずる準地方費道上美生中札内停車場路線中にあつて、隣接する関係町村の産業交通上極めて重要な地位を占めているが、架設以来相当年月を経過し加えて昭和二十三年九月の札内川はん濫により、破損の程度は限度に達し、最近に至つては馬車等でも荷物を積載通行することが不可能な状態であるからすみやかに本橋を永久橋に架け替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道四十号線工事再開に関する請願

請願者　福岡県小倉市長　浜田良祐外四名（第九八号）

右の請願は、北九州における二号国道は、既に容量の限界をこえているために、生産に大きな影響を与えている事実にかんがみ、昭和十八年三月認定告示され、一部着工の運びに至つている国道四十号線の工事を、関門国道トンネル工事の完成時期に備えて、昭和二十八年より再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道白沢長町停車場線改修工事施行に関する請願

請願者　宮城県仙台市長　岡崎栄松外五名（第九九号）

右の請願は、宮城県白沢、長町停車場線は、名取川流域の一大幹線県道で、この路線に沿う各市町村の産業開発上はもち論観光道路としても重要な道路であり、また、秋保、山寺線県道に連結する重要な路線であるが、交通のひん繁に加え屈折多く、日増しに交通の危険性が増大しているから、本県道の拡張改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

阿佐ケ谷駅前北口広場建設促進に関する請願

請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷一ノ八〇一　片柳真吉外二千名（第一九七号）

右の請願は、阿佐ケ谷駅前北口広場の建設は、三年前その建設が確定し敷地の買上げも完了しているにかかわらず予定地域内は依然として戦後急造されたバラック式マーケットが密集し雑然たる姿に放置されていることは、はなはだしく都市美を害するばかりでなく、交通の危険、火災防犯の見地からも憂慮にたえないから、広場の建設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県間田川改修工事施行に関する請願

請願者　山口県吉敷郡小鯖村長　吉屋豊雄外十一名（第四九三号）

右の請願は、山口県間田川は、土堤が低く曲折が多く、川幅に比して水量も多く流域一体の土質も悪いため、一昨年のケイト、ルース台風の際は数億円の被害を受け、出水ごとに村民の受ける経済上の損失、精神的打撃はきわめてじん大であるから、国土建設、民生安定、農村対策等の国家的見地からすみやかに本川の改修を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

帯広市大通鉄道踏切にこ線式立体交さ施設設置の請願

請願者　北海道河東郡音更村十勝総合開発促進期成会内　神田柳助（第五七九号）

右の請願は、十勝地方の鉄道施設および道路網の重要拠点で産業、経済、文化の中心都市である帯広市は、終戦後急激なる人口増加と相まつて、各種産業の復興はめざましいものがあるが、大通踏切は鉄南地区と市中心街を結ぶ唯一の交通上の要衝であり、かつ日高地方ならびに南部各町村と帯広市間の要点である関係上、日々の交通量としや断数時間はばく大な数字に上つている。しかるにこの横断箇所のこ線橋は戦時中資源回収のため撤去され、それ以来これに替るべき施設がなく貨車の入替ごとに通行の人馬各車両はすべて長時間にわたり待機を余儀なくされ時間的経済上よりしてはなはだしく円滑化を欠き、さらに交通事故および消防車の通過不能等の事例が多々あるから、すみやかに本踏切にこ線式立体交叉施設を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県久慈川改修工事施行に関する請願

請願者　茨城県久慈郡太田町西三　武藤常介（第五八〇号）

右の請願は、茨城県久慈川改修工事は昭和十三年以来工事の進ちよくを見つつあるが、しかし経費の割当が余りにも少額なため少部分の工事に着手する外なく、一朝豪雨に際会すればたちまち破壊せられてむしろ工事着手以前よりはなはだしい惨害をこうむるおそれがあるから、少くとも年間二億万円以上の経費を注入し、今後五箇年間位に全工事を完了するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県家棟川砂防工事施行に関する請願

請願者　滋賀県野洲郡野洲町長　鷲田平司外一名（第七二四号）

右の請願は、滋賀県家棟川は、往時本河川の水源地がはげ山であつたため、流出土砂の量はおびただしく谷間は大砂漠地と化しており、降雨出水の度ごとに砂漠地は乱流となつて土砂の移動はますますはげしく、下流河川の水害もはなはだしいものがあるから、本河川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県亀割坂、大泊間県道改良工事施行に関する請願

請願者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男（第七六五号）

右の請願は、鹿児島県福山町亀割坂を起点に同佐多町大泊に至る県道は、大隅半島の大動脈とも称すべき

重要道路で一昨年国土総合開発特定地域に指定された大隅肝毛地域の開発の成否を左右する重要な意義をもつものであるから、昭和二十五年十月より三箇年継続事業として着手した本道路の拡張改良工事の完成を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

豪雪地帯の道路補修費継続等に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名（第七八一号）

右の請願は、気象に恵まれず経済的に立ち遅れている北海道、東北の積雪地方の振興対策は、国家的見地から重要なことであるが、特に冬季間の交通の便を確保することは産業振興、民生安定のため緊要である。しかるに地方財政の窮乏している道県においては年々増加する降雪期の除雪および融雪期の道路補修に関する経費負担にはたえがたい現状であるから、積雪地方の特殊事情を勘案され国庫補助道路除雪費を計上するとともに道路補修費を継続しさらに増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道維持修繕費国庫補助に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名（第七八二号）

右の請願は、静岡県小笠郡佐倉村長　清水操一外三十七名（第一二三一号）

右の請願は、静岡県笊川は、源を榛原郡相良町鬼女に発し、小笠郡北木村、佐倉村および榛原郡地頭方村、白羽村の広大な地域を流れて遠州灘に注いでいるが、河身は屈曲多く堤防は決壊して、その荒廃はなはだしく、全く原始的河川の観を呈しており、強雨の際はたちまちはん濫して、じん大な被害を及ぼしているが、窮乏にひんする地方財政事情はその負担にたえ得ないので国道の維持修繕費に対し国庫補助を行われるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

建築士法中一部改正に関する請願

請願者　滋賀県大津市観音寺町一〇九　川村多実二（第八一五号）

右の請願は、学校教育法第百九条の規定による修業年限三年の短期大学において、正規の建築または土木課程を修めた卒業生に対しては、一級建築士の受験資格を卒業後の実務経験四年以上を三年とすることが最も公平と考えられるから、すみやかに建築士法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県笊川改修工事施行に関する請願

請願者　静岡県小笠郡佐倉村長　清水操一外三十七名（第一二三一号）

右の請願は、静岡県笊川は、源を榛原郡相良町鬼女に発し、小笠郡北木村、佐倉村および榛原郡地頭方村、白羽村の広大な地域を流れて遠州灘に注いでいるが、河身は屈曲多く堤防は決壊して、その荒廃はなはだしく、全く原始的河川の観を呈しており、強雨の際はたちまちはん濫して、じん大な被害を及ぼしているから、すみやかに本河川の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

一級国道十号線改良工事促進に関する請願

請願者　鹿児島市長　勝目清外一名（第一二六四号）

右の請願は、一級国道十号線は、鹿児島市と北薩、大隅地方はもち論、宮崎県とを結ぶ唯一の重要幹線であり、これが良否は本県における政治、経済、教育、文化の中心地である鹿児島市の発展のみならず鹿児島県の興隆を大きく左右するものであるが、本国道は大型および高速度自動車の交通に適しないばかりでなく危険箇所が多々あり、最も緊要度大なる帖佐、鹿児島間は未改良のまま残つている実情にあるから、本国道の改良工事をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

江戸川築堤工事促進等に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡南桜井村長　小川文章外八名（第一三一七号）

右の請願は、江戸川の改修工事計画は、国家再建の重大事業であり、特に関東一都五県民の福利に資することと大なるに鑑み、本計画が具体化された頭初、関係各村は本計画に全面的賛意を表し用地の買収にも家屋等の移転にも異議なく応じ望まれた期限までには遅滞なく事を処理して来たのであり、このことは地元民としてのあらゆる犠牲から超越したものであるから、これら関係各村民の心情を汲み取られて、(一)築堤工事の促進を計ること、(二)江戸川流頭の付替え計画は関係各村の納得の上実施すること、(三)買収費、補償費等に対し課税しないこと等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栗橋上流利根川引堤工事施行等に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡利島村長　出井菊太郎外五名（第一三一八号）

右の請願は、昭和二十六年に具体的動きとなつた栗橋上流の利根川引堤工事は、潰地二百町歩および移転家屋二百戸に及ぶが、一千五百万住民の福祉安寧を左右する重要なる工事であるから、引堤工事の計画性確立および該当者への完全補償、施行効率化のためしゅんせつ舟の配置等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根川川筋一部堤防補強工事促進等に関する請願

請願者　群馬県佐波郡島村長　田島嘉之（第一三一九号）

右の請願は、利根川川筋島村、藤田村、仁手村にわたる堤防の補強かさ上げ工事および島村地内流水域の障害物除去についてはかねてより請願してきたところであるが、いまだ工事着手にいたらず今秋の出水期をひかえて沿岸地元民は不安におびえている状況であるから、すみやかに本堤防の補強工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根川川筋一部護岸工事継続施行等に関する請願

請願者　群馬県新田郡尾島町長　飯塚祇吉外二名（第一三二〇号）

右の請願は、(一)群馬県尾島町大字大館地先より世良田村大字平塚地先にいたる利根川護岸工事の継続施行、(二)早川下流堀口地区北岸堤防の修築整備、(三)早川、利根川の合流点に逆流防止ひ門の建設、(四)早川下流堤防の強化等に関しすみやかに善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根川災害対策工事施行等に関する請願

請願者　群馬県前橋市長　関口志行外一名（第一三二一号）

右の請願は、(一)前橋市宗甫分地内利根川左岸の水害対策工事の早急実施、(二)前橋市曲輪町より国領町にいたる国道十七号線の舗装工事の実施、(三)戦災復興五箇年都市計画終了後の未完了地域の復興事業の継続、(四)下水道事業費のわくの増額等に対して特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思

う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根川総合開発に関する請願

請願者　千葉県佐原市長　坂本斉一外八名（第一三二二号）

右の請願は、利根川の総合開発計画に再検討を加え、国土を守り、資源を積極果敢に利用するため、(一)銚子河口の本格的整理工事の急速敢行、(二)銚子名洗より松岸附近、利根本流に運河を開き名洗避難港と銚子漁港を包含する大商港の建設、(三)湖北―東京湾間の放水運河路の施行、(四)沿岸低湿地帯の盛土、客土、沼沢埋立てを行い、二毛作可能の良耕地の増成、(五)国立または国立公園として日本水郷の観光的各施設等の計画を採択せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願

請願者　福岡県知事　杉本勝次

（第一四〇三号）

右の請願は、本年六月五日から七日にかけての梅雨性豪雨は福岡県全域に大被害を与え、総被害額は五十八億五千万円に達したが、この内土木工作物の被害は九億二千六百万円に及び、田植時を控え農業生産上から、緊急復旧を要するから、被害に対する査定を早急に実施せられ、今年度において半額の国庫負担金を交付せられるとともに、つなぎ資金として一億五千万円を融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中部山岳国立公園小倉日、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願

請願者　長野県南安曇郡温村長　中村小四郎外七名（第一五五四号）

右の請願は、上高地は、近時大いに俗化してきたため逐次奥地に進出する観光客が増加してきたが、現在の島々口を中心とする上高地線は、梓川けい谷を利用した往復線であり、しかも初春における雪なだれの災害と登山期前の入梅期における豪雨のため、上高地線全線に災害箇所が続出して長期にわたり、交通と絶し、年々国費、県費を食害する危険極りない観光道路線であつて観光者に不便と危険を与えているから、従来水害等によつて崩壊した事例がなく、かつ眺望すこぶる絶景である小倉村を起点として大滝山を中心とした尾根伝いの環状登山道路バス線を上高地まで開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留軍事故による被害者援護の請願

請願者　広島県呉市長　鈴木術外一名（第一六四五号）

右の請願は、終戦直後から引き続いて発生した進駐軍兵士の発砲、自動車およびその他の事故により殺害せられた被害者に対しては僅少の見舞金を支給されているに過ぎない状態で、これら非業の死をとげた人々の遺家族中には一家の支柱を失い生活の困窮にあえいでいる者が多く、同情を禁じ得ないとともに、基本的人権擁護のためにもまことに遺憾であるから、講和発効後の今日すみやかに公正かつ温情ある援護措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道野村近永停車場線改良工事促進に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡愛治村長　青木良忠外十一名（第一七二〇号）

右の請願は、県道野村近永停車場線は、二郡七箇町村の直接関係する重要な産業生産道路であるが、本路線の未改修により生甘しよ等の輸送は卯之町駅から近永駅までの三十四キロをう回輸送している現状であつて、本路線の改修なくしては関係町村の産業の開発、文化の向上は到底望めないから、すみやかに、本路線の改修工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県三間川改修工事施行に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡好藤村長　河野通史外十二名（第一七二一号）

右の請願は、愛媛県三間川の改修工が施行されて以来、該当地区は被害をまぬがれ農作物の作付、収穫も順当に進みつつあるが、好藤村地内大字東仲字江利沖は、極端な彎曲部であつて流水は一時停滞している現状であり、加えて鉄道路線の改修により川幅はいちじるしく縮少して排水を一層困難にしたため、こう水の際は濁流が曲部の上流から耕地に浸入し、年々その被害はじん大なものとなつているから、昭和二十八年度において本地区の改修工事を完成するとともに本地区と同様に重要な好藤村大字是延字川添地区の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十号線中一部改良工事施行に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第一七三二号）

右の請願は、国道十号線のうち、鹿児島市北部方面は一日千五百両という交通量があるにもかかわらず、約二キロの間に鹿児島駅、祇園州、磯の三箇所が鉄道と平面交さして交通上および産業上多大の支障をきたしている実情にあるから、すみやかに清水町、磯間の鳥越峠に鉄道のトンネルと並行したずい道を掘るとともに本路線の直線化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勤労者住宅建設に関する請願

請願者　東京都千代田区神田須田町二ノ二全国労働金庫協会内　佐野芳雄（第一七五七号）

右の請願は、勤労者住宅建設の促進から、財政資金の運用により長期かつ低利の資金を融通する等立法ならびに予算措置を講じこれが具体化のため一段の努力を払われたい。なお、本資金の運用に当つてはこれが目的、性格等に鑑み、労働金庫を指定金融機関としてその窓口業務を取り扱わしめるよう特段の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道三十四号線大村駅前線道路改修工事施行に関する請願

請願者　長崎県大村市長　大村純毅外一名（第一九四一号）

右の請願は、国道三十四号線大村駅前線の未改修区間は、副員狭く、かつ保安隊の駐とん、出入国管理庁の設置により車両および人員の急激な増加のため、交通量は日増しに多くなり、はなはだ危険である上、近々海上保安部航空基地も設置される予定で、本路線の改修は緊急を要するものであるから、本年度中に本路線の改修を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

陰陽連絡道路改修工事促進等に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡倉吉町長　早川忠篤外十名（第一九五〇号）

右の請願は、陰陽連絡道路である倉吉、勝山線および倉吉、津山線と大山開発道路である倉吉、江尾線は、一は鳥取、岡山両県を結んで両県物

資の交流を図る幹線道路で、一は裏大山の無尽蔵の山林資源を開発する産業道路であり、ともにその重要性を認められて改修工事が施行されているが、出費多端な県財政においてはいかに年次計画とはいえどもその負担は容易ではないから、是非とも国の助成を増額して急速に未改修区間のしゆん工を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高速自動車道路建設に関する請願

請願者　神戸市生田区上橘通二ノ一一ノ一兵庫県貨物自動車協会内　森崎了三（第一九七三号）

右の請願は、政府は近代的交通運輸高速度化の要請に応えて、国民の久しきにわたる要望である高速自動車道路（弾丸道路）の建設をすみやかに実現するよう諸般の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大滝村、秩父市間道路改良工事促進に関する請願

請願者　埼玉県秩父市長　高野利兵衛外九名（第二〇一三号）

右の請願は、埼玉県秩父郡大滝村二タ瀬から秩父市に至る区間約二十キロの道路は、狭い上に屈曲がはなはだしいために全く見透しがきかず、警笛を鳴らしながら除行し、途中交さの場合はいずれかが数十メートルも後退を余儀なくされてその危険と不利不便は言語に絶するものがあるから、本区間道路の改良工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県渡良瀬川水害総合対策に関する請願

請願者　栃木県足利市長　木村渉七外三名（第二〇二八号）

右の請願は、栃木県渡良瀬川上、下流ならびに本川支流の思川、巴波川、秋山川、名草川、松田川、巴桐生川等の改修、砂防、えん堤補強工事の遅延は、過去数度にわたる大災害をじやつ起せしめた直接間接の原因をなすものであつて、昭和二十二年のキヤサリン台風による悲惨事の如きは未だに沿岸民の夢想だに忘れ得ないところであるから、すみやかに渡良瀬川水害総合対策を確立してこれが抜本的解決を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県利根川、烏川合流地域護岸補強工事施行に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡神保原村長　松下孝守（第二〇二九号）

右の請願は、現在埼玉県児玉郡旭村地先利根川護岸は、建設省直営による永久補強工事を施行中であるが、該地区から上流約千六百メートルに及ぶ烏川沿岸は去る昭和十年におけるこう水のため護岸の一部約百五十メートルが決壊し、附近住民の決死的防ぎよによつて危くその難を免かれ、その後県工事による応急復旧工事を施行、さらに昭和二十六年度においてこれが補強工事を施行し今日に及んでいるが、該工事は利根川護岸工事に比しきわめてぜい弱であり、こう水の都度日夜沿岸民のおびやかされる不安は真に見るに忍びないものがあるから、すみやかに該箇所の護岸補強工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

進駐軍軍人等の不法行為による被害補償の請願

請願者　呉市下中町八七進駐軍事故被害者連盟内　中安甚五郎（第二一〇八号）

右の請願は、占領期間中国連軍軍人、軍属の不法行為によつて殺傷害その他人的、物的に被害を被つた者およびその相続人に対しては何等の損害補償もなく、その救済はほとんど放任状態に置かれているため、これら被害者の生活はまことに悲惨な状態にあるから、すみやかにこれらの被害者およびその相続人に対して公正なる国家賠償金を支払うよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県佐久間、秋葉両ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の請願

請願者　静岡県磐田郡龍川村長　高良伊平外十三名（第二一五二号）

右の請願は、佐久間、秋葉ダム建設に伴う護岸および砂防工事を完全に実施するとともに、ダム完成後においても累年崩壊は必定であるのでこれらの災害復旧と地域に与える損害については、永久に国および電源開発会社において、復旧補償に応じる方途を確立するよう適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二級国道佐賀諫早線改良工事施行に関する請願

請願者　長崎県諫早市長　野村儀平外十七名（第二一五五号）

右の請願は、佐賀市を起点とし有明海沿岸、鹿島町、湯江町を経て諫早に達する二級国道佐賀諫早線は、佐賀、諫早、長崎を結ぶ政治上、経済上最短重要路線であるが全延長の約四十八パーセントは全幅員四メートル内外の未改良区間であるから、大改良計画を樹立され早急に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道新庄鶴岡線中角川、砂子沢両橋の永久橋架替に関する請願

請願者　山形県最上郡古口村長　今井敕蔵外八名（第二三三号）

右の請願は、府県道新庄鶴岡線は今回二級国道に編入されるよしであるが、これによつて酒田、石巻の両港を通じて国内産業発展の大幹線となり、両地方の文化および海水、農、工産物の交流と奥地山林、地下資源の搬出が倍加されることとなり、産業道路としてまことに重要な路線である。しかるに本路線に架設されている角川橋および砂子沢橋は年々の水災によつて腐朽その極に達し危険状態に陥つているから、本路線の重要性にかんがみ、角川、砂子沢両橋を永久橋に架替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県大村駅、国道三十四号線間道路補装に関する請願

請願者　長崎県大村市長　大村純毅（第二三三四号）

右の請願は、長崎県大村駅前から北方の密集した住宅および学校地域を経て大村保安隊横から国道三十四号線に交さし入国管理庁、農産北学、長崎繊詰工場および竹松保安隊へ通ずる幅員二十メートルの都市計画道路は、保安隊の駐留により演習地への重車両の交通ひん繁を加え、砂利道としての維持困難なため、路面は常におうとつを極め、さらに火山灰の土質は車両通過毎に砂じんもうもうとして透視できない状態で交通事故は続出し、沿道住宅街は防じんに腐心しており、路面の維持および衛生上からも早急に舗装の実施を必要としているが市財政の困窮せる現況では単独にて実施困難であるから、国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

豪雨による水害救済対策の請願

請願者　長崎県北松浦郡鷹島村長　福市藤蔵（第二四一一号）

右の請願は、六月四日から六日に至る豪雨により、長崎県北松浦郡鷹島村内五箇所に広範囲にわたる地すべりを生じ、当該地域内における住家、非住家の倒壊ならびに耕地等ばく大の損害をこうむつたのであるが、なお進行状態にある該地域をこのまま放置するときは人畜、建物、耕地、森林等災害は壊滅状態に増大することが想像されるから、早急に現地の実況を調査の上、住宅の移転については住宅金融公庫法による融資等の救済措置を講ずるとともに一般災害についても至急復旧するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道湯郷吉ケ原停車場線中一部改良工事施行に関する請願

請願者　岡山県勝田郡飯岡村　滝谷嘉十郎外六名（第二四三一号）

右の請願は、県道湯郷吉ケ原停車場線は、日本全産額の三分の一を産出する硫化鉄鉱山柵原鉱業所がその生産品、物資の搬出入はもとより同所を通過する産業物資の輸送路であり、また奥津、湯原、湯郷の美作三湯への一唯の連絡路線であるが、本線中特に柵原駅附近は狭い上に曲折多く、これがため交通量と比例して危険率が増大しているから、本路線を産業道路に指定の上、すみやかにこれが改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

豪雨による水害救済対策促進の請願

請願者　長崎県北松浦郡鷹島村長　福市藤蔵（第二四三五号）

右の請願は、六月初頭における第一次水害の復旧対策が未だ成らないうちに第二次大水害が発生したので第一次水害の際陳情した、（一）公共施設災害復旧費の財政措置、（二）地すべりによる住家非住家の倒壊移転費等に対する特別措置、（三）特別交付金の交付、（四）公共施設の災害復旧費補助基準の引下げおよび三百メートル以内のものを一災害地としての取扱い、（五）営農資金の緊急融資と利子補給および損失の補償、（六）農業共済金の即時概算払いと共済の対象外にある農作物に対し補償または助成、（七）被害者に対する税の減免等の事項を第二次水害に対してもこれを早急に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪地帯の道路整備に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉竜太郎（第二四五五号）

右の請願は、東北地方および北海道の積雪地帯における産業を振興し、民生の安定を図ることは国家的見地から重要なことであるが、特に長期にわたる冬季間の交通の便を確保することは緊要である。しかるに同地帯の気象は悪条件で道路に及ぼす影響が大きく、特に融雪時における破損は極めてはなはだしいのであるが、窮乏にひんする道県財政をもつては道路の維持、改良は困難であるから、積雪地帯の融雪時におけるいちじるしい道路損傷の復旧については、これを公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用事業として認めその完ぺきを期せられるとともに、根本対策として同地帯の道路改良整備の優先性を認められ、この目的を達成するため単独法を制定するかあるいは積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正して特別の措置をとられるなど適切な方途を講じられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧工事促進に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第二四五六号）

右の請願は、台風コースに当る鹿児島県は、戦後毎年台風により大被害を受けその被害復旧工事は応急復旧を要する個所は一応復旧を見ているが未だに数年放置され、さらに拡大しつつある現状であるから、これら過年度災害も早急に完全復旧が促進せられるよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土木災害復旧工事促進に関する請願

請願者　京都府南桑田郡東別院村長　平田一義外三名（第二五一四号）

右の請願は、京都府東別院村は、昭和二十六年七月の豪雨により五億に達する災害を受け、その後農地および公共施設の復旧は順調に進みその成果は見るべきものがあるが、土木災害については年々一割内外の施工も成しえられない現状であり、豪雨再び襲来の際は必死の努力の成果である農地復旧は再び水泡に帰することは火を見るよりも明らかであるから、土木災害復旧工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸沿岸国道建設等に関する請願

請願者　岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合連合会内　伊藤佐十郎（第二五二五号）

右の請願は、宮城、岩手、青森三県にわたる三陸沿岸地帯は豊富な水産、林産、鉱産資源を保有し、また風光明びな景勝地を有しているから、（一）仙台市を起点とし塩釜市、石巻市、気仙沼町、大船渡市、釜石町、宮古市、久慈町、八戸市を経て三本木町に至る国道の敷設促進、（二）仙台市を起点とし気仙沼町、釜石市、宮古市、田老町を経て久慈町に至り八戸線に結ぶ鉄道の敷設促進、（三）三陸沿岸地帯の国立公園に指定、等をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県霞ケ浦、柏崎、玉造町間に湖上橋架設の請願

請願者　茨城県土浦市長　天谷虎之助（第二五二六号）

右の請願は、茨城県鹿島、行方両郡および新治郡出島地方は、従来交通機関に恵まれないため物資の交流に円滑を欠き、経済文化の発達は遅れがちであり、また日本水郷の国立公園指定も陸上施設の貧弱なため停とん状態であるから、新治、行方、鹿島三郡のみでなく常南一帯の産業、文化、観光の開発を図るため、全県下が長い間願望していた霞ケ浦高瀬入り新治郡安飾村柏崎と行方郡玉造町とをつなぐ湖上橋を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

丹後半島一周道路中京都府本庄、下宇川両村間道路開発工事施行に関する請願

請願者　京都府与謝郡宮津町長　徳田富治外十六名（第二五五八号）

右の請願は、丹後半島一周道路は、本地方の産業、観光、国土保安における重要な交通幹線であるが、本道路中京都府本庄、下宇川両村間には約五キロにわたつて自転車も通れない未改修区間があるため、漁獲物のじん速な出荷および豊富な原始林の開発、観光、国土保安等に大なる支障をきたしているから、本未改修区間の開発工事をすみやかに全額国庫負担により施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯の防寒住宅建設促進に関する請願

請願者　青森県知事　津島文治（第二五六八号）

請願者　青森県議会議長　中島清助（第二七二五号）

右の請願は、積雪寒冷地帯における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設および防寒改修を促進することにより、その気象に

適した居住条件を確保し、あわせて火災その他の災害防止および木材を消費節約することは、当該地帯としては緊急必要事である。幸い今国会に当該地帯と同一条件にある北海道に右の目的のため、北海道防寒住宅建設促進法を制定すべく審議されているのであるが、北海道とまつたく同一条件にある青森県を初め東北、北陸地方の事情をくみとりの上、当該地帯にも右法律が適用されるよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北上川改修工事費予算増額等に関する請願

請願者　岩手県胆沢郡姉体村長　板尾泰治外十六名（第二六〇四号）

右の請願は、姉体築堤は、県道千歳線藤橋から国道大船渡線、小谷木橋に至る北上川右岸流域一本の堤防計画と承つていたが、その中央部に胆沢平野千町歩の幹線排水路があつた関係で上流下流と区分され、上流築堤は目下工事が進ちよく中であるが、下流はそのまま放置されて今日に至つている。姉体村の中央部は下流地区に属し、このまま未着工にして出水期を迎える時は役場、学校、診療所、寺院と人家三百二十戸、耕地五百二十町歩の流失はもち論、隣村白山村の中央部まで浸冠水することは明らかであるから、北上川改修予算を増額して北上川右岸に属する姉体下流築堤工事を昭和二十八年度事業として即時着工するとともに、姉体上流築堤を改良断面として工事を継続され昭和二十八年度において完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北上川改修工事費予算増額等に関する請願

請願者　岩手県胆沢郡姉体村長　板尾泰治外十六名（第二六〇四号）

右の請願は、姉体築堤は、県道千歳線藤橋から国道大船渡線、小谷木橋に至る北上川右岸流域一本の堤防計画と承つていたが、その中央部に胆沢平野千町歩の幹線排水路があつた関係で上流下流と区分され、上流築堤は目下工事が進ちよく中であるが、下流はそのまま放置されて今日に至つている。姉体村の中央部は下流地区に属し、このまま未着工にして出水期を迎える時は役場、学校、診療所、寺院と人家三百二十戸、耕地五百二十町歩の流失はもち論、隣村白山村の中央部まで浸冠水することは明らかであるから、北上川改修予算を増額して北上川右岸に属する姉体下流築堤工事を昭和二十八年度事業として即時着工するとともに、姉体上流築堤を改良断面として工事を継続され昭和二十八年度において完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第二号等による災害土木施設復旧対策の請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二七二六号）

右の請願は、五月から六月にわたり西日本一帯を襲つた梅雨前線および台風第二号による中国地区内の河川、砂防、道路、海岸、港湾等土木関係諸施設の被害はまことに大なるものがあるから、これらの復旧対策費としてすみやかに相当額の予算措置を講ぜられたい。なお土木関係災害復旧工事は、その特質上早期完成が要請されるにもかかわらず、復旧工事は遅々として進まず、ために低地帯、河じり等の特殊地域においては連年災害をこうむり、災害が災害を生むという悲しむべき傾向にあるから、今回の発生災害分ばかりでなく目下着工中の過年度災害工事についてもその完成年度を短縮し、三箇年以内に工事を完成するよう、国庫補助金の増額および地方負担額の全額起債承認等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県金江津村、千葉県滑河町間利根川架橋に関する請願

請願者　茨城県稲敷郡金江津村長　海保輝夫外二百十五名（第二七八〇号）

右の請願は、茨城県金江津村、千葉県滑河町間の利根川架橋は、当地方の渡川交通の安全ならびに産業の振興等に鑑み、建設省において採択せられ昭和二十五年三月既に位置の調査も実施されているから、すみやかに本地区の利根川に架橋せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県東富士米軍演習場地域住民の生存権保障に関する請願

請願者　静岡県駿東郡印野村長　池谷兵吉外八名（第二七八一号）

右の請願は、昭和二十二年米軍が富士山東麓一帯を演習場として接収し講和条約発効後も引き続き同地区を無予備的交渉を行つているが、同地区住民の日常生活が何等の保障もなく連日猛烈な演習が続行せられ、貴重な民有地あるいは植林地等が恒久的軍事施設または砲撃、爆撃、戦車演習により損傷あるいは壊滅し、関係住民は不安と焦そうにあえいでいる実情にあるから、生存権の保障および生命財産の安全確保、生活環境の健全化等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島、長崎両特別都市建設事業の完成促進等に関する請願

請願者　広島市長　浜井信三外三名（第二七九三号）

右の請願は、恒久平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、また国際文化の向上を図り、恒久平和の理想を達成するため制定された広島平和記念都市建設法と長崎国際文化都市建設法の趣旨にかんがみ、戦災地域の早期復興と特別都市の建設を目指して、政府の関係各機関その他の援助の下に五箇年計画を樹立し、これが実現にまい進してきたのであるが、該事業計画の残事業と、事業の進ちよくに伴い施行の必要を生じた関連事業の完成促進を図り、そのための強力なる政府の財政措置を得、併せて原子爆弾障害者の治療に対する適切なる国家の救じゅつ援助を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路管理費国庫補助継続に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第二八二八号）

右の請願は、今次の道路法改正に伴い管理費国庫補助は本年度より全廃せられることになつたが、中国および四国地方は台風災害によつて道路の損壊はなはだしく、その上財政事情のひつ迫している本地方においては、これが完全なる管理維持は不可能であり、ために産業開発、文化の向上に多大の支障を生ずることは必然であるから、道路管理費国庫補助は従前通り継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣はここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願特別報告第二号

道路整備費の財源等に関する臨時措置法制定の請願

第九一八号　東京都港区海岸通一ノ二五全国道路利用者会議

内　広川弘禅提出

第一〇〇三号　東京都港区海岸通一ノ二五社団法人日本道路協会長　岩沢忠恭提出

工鉱業地帯整備促進法制定に関する請願

第三〇一八号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名提出

右三件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

意見書

道路整備費の財源等に関する臨時措置法制定の請願

請願者　東京都港区海岸通一ノ二五全国道路利用者会議内　広川弘禅（第九一八号）

請願者　東京都港区海岸通一ノ二五社団法人日本道路協会長　岩沢忠恭（第一〇〇二号）

右の請願は、「道路整備費の財源等に関する臨時措置法案」は第十五回特別国会に提案されたが、解散のため成立するに至らなかったことはまことに遺憾であるから、ぜひ今国会において本法案の通過成立するよう善処せられたいとの請願趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十八年七月二十九日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

意見書

工鉱業地帯整備促進法制定に関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名（第二〇一八号）

右の請願は、工鉱業地帯整備促進法案は、今国会に提案を予定されているが、本法案の成立は、電源、石炭、労働力に恵まれた地区における総合的開発計画の樹立と、産業開発振興が促進され、国家再建にも多大の貢献をなすから、すみやかに本法案の成立を講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十八年七月二十九日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

建設委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三七号　住宅難解決促進に関する陳情

第五七号　住宅難打開に関する陳情

第七八号　戦災都市復興事業に関する陳情

第七九号　府県道島田川崎線中谷口橋を永久橋に架替の陳情

第一〇三号　公園緑地事業振興に関する陳情

第一六一号　国道十号線改良工事施行に関する陳情

第一八三号　鉱工業地帯整備促進法制定に関する陳情

第二一九号　災害復旧事業の早期完成に関する陳情

第二三〇号　静岡県佐久間、秋葉両ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の陳情

第二五一号　国道五号線補装工事等施行に関する陳情

第二七一号　進駐軍軍人の不法行為による被害補償の陳情

第三〇九号　水害復興促進に関する陳情

第三一八号　西日本水害対策に関する陳情

第三六号　災害復旧に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月二十九日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

建設委員会陳情特別報告第一号

住宅難解決促進に関する陳情

第三七号　大阪市東区大手前之町二大阪住宅復興促進協議会内　小田原大造提出

住宅難打開に関する陳情

第五七号　東京都港区芝虎ノ門社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎提出

戦災都市復興事業に関する陳情

第七八号　兵庫県相生市議会議長　酒井安信外十三名提出

府県道島田川崎線中谷口橋を永久橋に架替の陳情

第七九号　静岡県榛原郡初倉村長　水野玄雄外一名提出

公園緑地事業振興に関する陳情

第一〇三号　大分市長　上田保提出

国道十号線改良工事施行に関する陳情

第一六一号　鹿児島市築町五鹿児島商工会議所会頭　勝田信提出

災害復旧事業の早期完成に関する陳情

第二一九号　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三提出

静岡県佐久間、秋葉両ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の陳情

第二三〇号　静岡県磐田郡竜川村長　高良伊平外十三名提出

国道五号線補装工事等施行に関する陳情

第二五一号　札幌市議会議長　斎藤忠雄提出

進駐軍軍人の不法行為による被害補償の陳情

第二七一号　広島県呉市下中町八七進駐軍事故被害者連盟内　中安甚五郎提出

水害復興促進に関する陳情

第三〇九号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出

西日本水害対策に関する陳情

第三一八号　福岡県知事　杉本勝次提出

災害復旧に関する陳情

第三三六号　山口県議会議長　二木謙吉提出

右十三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月二十九日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

住宅難解決促進に関する陳情

陳情者　大阪市東区大手前之町二大阪住宅復興促進協議会内　小田原大造（第三七号）

右の陳情は、戦後未だに住宅難が解決されないために、日常生活に幾多の弊害を招来している現状であるから、（一）公営住宅、低家賃住宅を計画的大量に建設すること、（二）給与住宅建設を図るために思い切つた融資施策を講ずること、（三）給与住宅建設の促進を図るためにあらゆる施策を講ずること、（四）貸家企業の助成を図ること、（五）宅地造成を助長する政策を行うこと等を早急に実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅難打開に関する陳情

陳情者　東京都港区芝虎ノ門社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎（第五七号）

右の陳情は、太平洋戦争により東京都は七十七万戸の住宅を失い、戦後八年を経た今日なお家なき都民は四十万世帯といわれ、社会不安、生産阻害等影響するところ極めて多く、加えて人口の増大は前途をますます暗たんたらしめているから、住宅問題の解決のため、（一）公営住宅、助成住宅等年間少なくとも三万戸以上建設しうるよう都予算の増額と国庫補助をすること、（二）不燃高層低家賃住宅の重点的大量供給をすること、（三）宅地取得難解消のため急速なる措置を講ずること等の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦災都市復興事業に関する陳情

陳情者　兵庫県相生市議会議長　酒井安信外十三名（第七八号）

右の陳情は、戦災都市復興事業は昭和二十四年六月閣議決定により再検討が加えられ事業区域の縮少を見るに至つた結果、既に換地予定地として決定の上、街路整備も着工されていた区域が除外されたが、本区域は現在施行中の事業区域と切り離すことは不可能な地域であり、円滑な都市復興上支障があるから、現在の都市財政状態の困窮にかんがみ、本地区を補助対象の施行区域に追加編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道島田川崎線中谷口橋を永久橋に架替の陳情

陳情者　静岡県榛原郡初倉村長　水野玄雄外一名（第七九号）

右の陳情は、静岡県大井川の谷口橋は、関係地元民の要望により昭和二十五年三月架替えられたのであるが、同年六月の豪雨によつて三十メートル余落橋流失し多くの犠牲者を生み人命にかかわる惨事を引き起し、その後も降雨増大のたびに住民の不安は言うまでもなく、産業上にも大きな影響を及ぼしている実情であるから、永久橋に架替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公園緑地事業振興に関する陳情

陳情者　大分市長　上田保（第一〇三号）

右の陳情は、公園緑地は国民生活に直結するきわめて重要な施設であるにかかわらず、災害等他の建設事業と異り直接経済的効果の少い文化施設であるために、等閑に附されてい

る傾向があるから、都市における公園緑地の重要性から考えて、公園法をすみやかに制定するとともに、公園緑地事業に対する国庫補助を大幅に増額し、すみやかにそれに必要な財政措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十号線改良工事施行に関する陳情

陳情者　鹿児島市築町五鹿児島商工会議所会頭　勝田信（第一六一号）

右の陳情は、鹿児島県と宮崎県を結ぶ国道十号線は、鹿児島県における政治、経済、文化の中心である鹿児島市と大隅地方ならびに薩摩地方東北部を結ぶ唯一の陸路であつて、鹿児島市北部方面は一日平均千五百両を越す交通量があり、しかも年々増加の一途をたどりつつあるが、鹿児島駅附近ならびに祇園州、磯の三箇所で鉄道と平面交さしているため、交通上および産業上多大の支障をきたしているから、鹿児島市清水町、磯間の鳥越峠に鉄道のトンネルと並行したトンネルを掘り、併せて本国道を直線化する改良工事をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧事業の早期完成に関する陳情

陳情者　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三（第二一九号）

右の陳情は、災害を未復旧のまま放任されている災害地の住民は苦悩の連続に混惑しているから、災害復旧事業の早期完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県佐久間、秋葉両ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の陳情

陳情者　静岡県磐田郡竜川村長　高良伊平外十三名（第二三〇号）

右の陳情は、静岡県佐久間、秋葉両ダムの地域一帯は、全国稀にみる杉樹生育適地であるが、地質はきわめて軟弱であり、加えて秋葉ダムは急しゅんな山地とけい谷で成り立つているため、いまこれに大量の水をたたえれば森地の崩壊は必定であり、かつ山腹に点在する住家は水のしん透による地盤のゆるみおよび大降雨等による地滑り、崩壊等によりじん大な災害を被ることになるから、水源かん養ならびにダム保存を兼ねて本ダムの護岸工事と土砂崩壊箇所の砂防工事を施行するとともにダム完成後においても災害に対し補償する方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道五号線補装工事等施行に関する陳情

陳情者　札幌市議会議長　斉藤忠雄（第二五一号）

右の陳情は、国道五号線、（通称札幌国道）同札幌、虻田線（二級国道）ならびに同道南四条線西四丁目、同十一丁目間および藻岩線は、札幌市および本市の周辺市町村に通ずるもつとも重要な幹線道路であり、当該路線の補装および道路整備のいかんは、交通、運輸の面はもち論、隣接市町村の振興発展と、本道総合開発の遂行の上に重大な影響があるから、早急に補装工事を施行し、併せて藻岩橋の改修をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

進駐軍軍人の不法行為による被害補償の陳情

陳情者　広島県呉市下中町八七　進駐軍事故被害者連盟内　中安甚五郎（第二七一号）

右の陳情は、占領中進駐軍軍人の殺傷害その他の不法行為に基く損害賠償に対して政府は何等適切なる措置を講ぜず、きわめて僅少なる見舞金をもつてその責任を回避しようとすることは被害者の絶対に承認できないものであるから、すみやかにこれら被害者に対して公正なる損害賠償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水害復興促進に関する陳情

陳情者　熊本県議会議長　大久保勢輔（第二〇九号）

右の陳情は、昭和二十八年六月五日、六日の風水害により三十数億円の災害をこうむつた熊本県は、さらに同月二十五日、六日の豪雨により六十年来の大水害を破り災害三十八万余名、被害総額は実に八百二十二億円を突破し、これが復興はまことに容易でないから、政府はこの際特に最善の方途を講ぜられすみやかに復興を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

西日本水害対策に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第二一八号）

右の陳情は、今次の西日本の水害対策に要する費用は巨額に上ることは明らかであり、地方公共団体の財政力のみでこれを賄うことは到底不可能であるから、災害対策特例法を制定されるとともに、百億程度の応急復旧資金を早急に融資すること、特別交付金のわくを拡大すること諸税の減免を図ること営農融資を行うこと等についてすみやかなる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第二三六号）

右の陳情は、去る五月末より六月末にわたり延べ十一日間の驚異的長期にわたつて来襲した豪雨は、山口県下に多大の被害を与え、その惨状は言語に絶するものがあるから、災害の全般に対し最大限の援助措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年七月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書

鉱工業地帯整備促進法制定に関する陳情

陳情者　名古屋市中央区大池町四ノ一中部経済連合会内伊勢湾工業地帯建設期成同盟会内　伊藤次郎左衛門（第一八三号）

右の陳情は、目下政府において制定準備中である鉱工業地帯整備促進法は、産業立地条件の改善に資するところ多大であるから、鉱工業地帯整備事業を行う地方公共団体に対する資金融通等についての資金わくを確保し、かつ必要に応じ助成金を交付する等その内容をさらに充実してすみやかに本法を制定するとともに、本法による第一次事業計画に臨海工業地帯として名古屋港荒子川周辺地域の埋立事業等を指定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十八年七月二十九日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

参議院印刷局

〔第三十六号参照〕

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
山田　節男　植竹　春彦
新谷寅三郎　島村　軍次
三浦　辰雄　林　　了
藤野　繁雄　谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害のため財源不足を生じた地方公共団体で、特に政令で指定する地域について、起債及びその償還に関し特例を認めるものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

災害の復旧を促進し、罹災地方公共団体の財政の窮乏を緩和することができる。

三、費用

本法施行のため、概算百三十億円を必要とする。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
山田　節男　新谷寅三郎
島村　軍次　三浦　辰雄
藤野　繁雄　林　　了
谷口弥三郎　植竹　春彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた生活保護施設、児童福祉施設及び公益質屋の復旧整備を促進するため、その復旧整備費に対し国又は地方公共団体の負担又は補助に関し特例を設けたものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

生活保護施設、児童福祉施設及び公益質屋の復旧整備を促進する利益がある。

三、費用

本法施行のため、約七千万円を必要とする。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
山田　節男　新谷寅三郎
島村　軍次　三浦　辰雄
藤野　繁雄　林　　了
谷口弥三郎　植竹　春彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた母子家庭の困窮を救い、その福祉を増進するため、「母子福祉資金の貸付等に関する法律」に次のような特例即ち

(1)　生業資金の据置期間を一年延長して二年間とし、又、事業継続資金についても新たに一年間の据置期間を定めたこと

(2)　昭和二十八・二十九の両年度において、国が県に対して貸付ける金額は、県が特別会計に繰り入れた額の三倍としたこと

を設けたものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

母子世帯の困窮を救い、その福祉を増進する利益がある。

三、費用

本法施行のため約二億四千九百万円を必要とする見込みである。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
植竹　春彦　新谷寅三郎
島村　軍次　三浦　辰雄
藤野　繁雄　林　　了
山田　節男　谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた病院及び診療所の復旧を促進するため、その復旧費について一定の金融機関から特別にその貸付ができるようにするとともにこの金融機関に対して国は、通常の条件より有利な条件をもつて資金を貸付けるものとしたのであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

被害地域の医療面の早急な復旧の促進に寄与することができる。

三、費用

本法施行のため、約七億円を必要とする見込みである。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
山田　節男　新谷寅三郎
島村　軍次　三浦　辰雄
藤野　繁雄　植竹　春彦
谷口弥三郎　林　　了

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害により住居又は家財に損害を蒙つた公務員等に対し、その被害状況にかんがみ特別措置を講じようとするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国家公務員、地方公務員等で住居又は家財に損害を蒙つたものの救済に寄与することができる。

三、費用

本法律施行に伴う必要な費用は、約十億円程度と予想される。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
山田　節男　新谷寅三郎
島村　軍次　三浦　辰雄
藤野　繁雄　植竹　春彦
林　　了　谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
山田　節男　新谷寅三郎
島村　軍次　三浦　辰雄
藤野　繁雄　植竹　春彦
林　　了　谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する法人に対し、農林漁業経営、農林漁業施設の災害復旧等に必要な資金の融通を円滑にするため、損失補償及び利子補給の措置を講じ、これらの経営の安定を図らんとするものである。(一)経営資金(二)施設復旧資金(三)事業資金、とし資金の種類、被害の程度、貸付の対象等により定められた区別に従い、それぞれ期限五年以内又は二年以内、金利年三分五厘、五分五厘、六分五厘等の一定の条件をもつて貸付け、被災農林漁家の負担の軽減とその経営の安定を図るもので、妥当な措置と認められる。

二、事件の利害得失
被災農林漁家の救済に資し、農林漁家の経営の安定に寄与する。

三、費用
本法律施行のために昭和二十八年度に概算二億円を必要とする見込みである。

審査報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案別
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
山田　節夫　植竹　春彦
新谷寅三郎　三浦　辰雄
藤野　繁雄　島村　軍次
林　了　谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に特定地域内において生じた大水害による農地等の災害について、その復旧事業の促進を図る措置を講じようとするものである。
(一)国庫補助の比率は事業費の十分の九とすること。
(二)農林水産業協同組合、同連合会の所有する施設、開拓地における農業者の共同利用施設等で政令で定めるもの、水産動植物の養殖施設を農業用施設とみなし、国庫補助の対象とすること。
(三)一箇所の復旧工事の費用が三万円以上十万円未満を国庫補助の対象とし、県がその事業費の九割を補助し、国がその全額を県に対し補助するものとすることで、妥当な措置と認められる。

二、事件の利害得失
被災農林漁家及び農林漁業協同組合、同連合会の救済に資し、その経営の安定に寄与する。

三、費用
本法律施行のために昭和二十八年度に概算百二十三億円を必要とする見込みである。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
山田　節夫　植竹　春彦
新谷寅三郎　三浦　辰雄
藤野　繁雄　島村　軍次
林　了　谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で定める地域内において生じた大水害による被害農家に対し、農林大臣の定めるところによりその被害農家の食糧用米麦を概ね政府買入価格と同一の価格で県を通じて売り渡そうとするものである。即ち玄米(二等)は一石七、五〇〇円、麦類は政府の買入価格とほぼ同一の価格となるよう農林大臣が定めるもので、適当の措置と認める。

二、事件の利害得失
被災農家の救済に資し、農民生活の安定に寄与する。

三、費用
本法律施行のために昭和二十八年度に約一億五千万円を必要とする見込みである。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
山田　節夫　植竹　春彦
新谷寅三郎　三浦　辰雄
藤野　繁雄　島村　軍次
林　了　谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害によつて損失を受けたたばこ耕作者に対する資金融通を円滑にし、その経営の安定を図るため、日本専売公社が当該資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的としたもので、その趣旨は「昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案」と概ね同一であつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
被災たばこ耕作者の救済に資し、たばこ生産の維持に寄与する。

三、費用
本法律施行のために昭和二十八年度に約二百八十万円を必要とする見込みである。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

植竹　春彦　山田　節男
武藤　常介　永岡　光治
安部キミ子　永井純一郎
新谷寅三郎　島村　軍次
三浦　辰雄　藤野　繁雄
林　了　谷口弥三郎

第二条第一項中「事業者」の下に「(常時使用する従業員の数が三十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三人)以下の会社又は個人をいう。)、事業協同組合、同連合会又は企業組合」を加え、同条第二項中「一般の金融機関」の下に「(銀行(日本銀行を除く。)、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合をいう。以下同じ。)」を、「事業資金」の下に「(事業協同組合又は同連合会については共同施設に係るものに限る。)」を、「二十万円」の下に「(事業協同組合又は同連合会については百万円)」を加える。

第三条に次の一項を加える。

2　前項の規定により政府が県に対し補助する場合における当該補助に係る復旧事業資金の総額は、二十億円を限度とする。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の水害を被つた小規模の事業者がその復旧のため、事業資金の融通を受ける場合その利子負担を軽減する措置を講じようとするのであるが、委員会においては、
(1)小規模事業者の範囲を明確にすること。
(2)事業協同組合、同連合会等についても、被害小企業者の範囲に包含させること。
(3)金融機関の範囲を明確にすること。
(4)融資総額の限度を二十億円とすること。
等について所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失
本法の実施により、被災小企業者の利子負担を軽減し、よつて災害復旧を容易ならしめる利益がある。

三、費用
本法律施行により、本年度国庫負担額約千五百万円、地方負担額約千五百万円が見込まれる。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
永井純一郎　植竹　春彦
山田　節男　武藤　常介
永岡　光治　安部キミ子
新谷寅三郎　島村　軍次
三浦　辰雄　藤野　繁雄
林　　了　谷口弥三郎

第五条中「三分の二」を「十分の九」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害の実情にかんがみ、特に政令で定める地域について、(一)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(二)水防法(三)道路の修繕に関する法律(四)地すべり等の防止施設に対する補助(五)物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(六)公営住宅法並びに住宅金融公庫法等について特例を設ける等の特別措置を講ずることにより災害の復旧を促進せんとするものであつて、やむを得ざる措置と認める。なお第五条の地すべり対策等の補助率「三分の二」を「十分の九」に修正した。

二、事件の利害得失
災害の復旧を促進し、もつて公共の福祉を確保し、あわせて民生の安定に寄与することができる。

三、費用
本法施行のために概算六十五億を必要とする。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日
外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
鹿島守之助　荒太
井野　碩哉　杉原
古池　信三　德川　頼貞
小瀧　彬　石原幹市郎
　　鵜見　祐輔

一、委員会の決定の理由
現在の日米両国間の通商航海関係は日本国との平和条約第十二条の規定で規律されているが、これは暫定的な性質のもので、有効期間も平和条約の最初の効力発生の日から四年間というものである。従つて、本条約を承認することによつて、現在のわが国にとつて充分な待遇保障がない状態が改善されて平等互恵の原則が長期にわたつて確立されることになるので、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
この条約により両国の通商航海関係は安定の基礎の上に立ち、一層緊密な経済的文化的関係を促進することができる。

三、費用
別に費用を要しない。

〔参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに両国の国民の間の一層緊密な経済的及び文化的関係を促進することを希望し、また、相互に有利な通商関係を助長し、相互に有益な投資を促進し、並びに相互の権利及び特権を定める取極によつてそれらの目的の達成に寄与することができることを認識しているので、無条件に与えられる最恵国待遇及び内国民待遇の原則を一般的に基礎とする友好通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国
日本国外務大臣　岡崎勝男

アメリカ合衆国
日本国駐在アメリカ合衆国特命全権大使　ロバート・マーフィー

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

1　いずれの一方の締約国の国民も、(a)両締約国の領域の間における貿易を営み、若しくはこれに関連する商業活動を行う目的をもつて、(b)当該国民が相当な額の資本を投下した企業若しくは当該国民が現に相当な額の資本を投下する過程にある企業を発展させ、若しくはその企業の運営を指揮する目的をもつて、又は(c)外国人の入国及び在留に関する法令の認めるその他の目的をもつて、他方の締約国の領域に入り、及びその領域に在留することを許される。

2　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)自由に旅行し、及び自己が選んだ場所に居住し、(b)良心の自由を享有し、(c)公私の宗教上の儀式を行い、(d)国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(e)当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。

3　本条の規定は、公の秩序を維持し、及び公衆の健康、道徳又は安全を保護するため必要な措置を執る締約国の権利の行使を妨げるものではない。

第二条

1　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、いかなる種類の不法な迫害も受けることはなく、且つ、いかなる場合にも国際法の要求する保護及び保障よりも少くない不断の保護及び保障を受けるものとする。

2　いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、その者の要求に基き、もよりの地にあるその者の本国の領事官に直ちに通告されるものとする。その者は、(a)相当且つ人道的な待遇を受け、(b)自己に対する被疑事実を正式に且つ直ちに告げられ、(c)自己の防ぎよのための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の防ぎよに当然必要なすべての手段（自己が選任する資格のある弁護人の役務を含む。）を与えられる。

第三条

1　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、雇用されている間に業務の結果生じた疾病、負傷若しくは死亡又は業務の性質に起因する疾病、負傷若しくは死亡を理由として行う金銭上の補償その他の給付又は役務の提供を定める法令の適用について、内国民待遇を与えられる。

2　本条1に規定する権利及び特権の外、いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)老齢、失業、疾病若しくは身体障害による貧金若しくは所得の喪失又は(b)父、夫その他自己を扶養する者の死亡による経済的扶助の喪失に対し経済上の需要を個別的に審査しないで給付を行う強制的な社会保障制度を定める法令の適用について、内国民待遇を与えられる。

第四条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その権利の行使及び擁護については、他方の締約国の領域内ですべての審級の裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立をする権利に関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の領域内で活動を行つていないものは、その領域内において、登記その他これに類する要件を課されないで、それらの裁判を受け、及び申立をする権利を有するものとする。

2　一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いずれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正当にされた判断で、判断がされた地の法令に基いて確定しており、且つ、執行することができるものは、公の秩序及び善良の風俗に反しない限り、いずれの一方の締約国の管轄裁判所に提起される執行判決を求める訴に関しても既に確定しているものとみなされ、且つ、その判断についてその裁判所から執行判決の言渡を受けることができる。その言渡があつた場合には、その判断に対しては、その地でされる判断に対して与える特権及び執行の手段と同様の特権及び執行の手段を与えるものとする。アメリカ合衆国の領域外でされた判断は、アメリカ合衆国のいずれの州のいずれの裁判所においても、他の諸州でされる判断が受ける承認と同様の限度においてのみ、承認を受けることができるものとする。

第五条

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民又は会社がその設立した企業、その資本又はその提供した技能、技芸若しくは技術に関し適法に取得した権利又は利益で当該一方の締約国の領域内にあるものを害する虞がある不当な又は差別的な措置を執つてはならない。いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民及び会社が自国の経済的発展のため必要な資本、技能、技芸及び技術を衡平な条件

で取得することを不当に妨げてはならない。

2　両締約国は、特にそれぞれの領域内における生産力の増進及び生活水準の向上のため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することに協力することを約束する。

第六条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、不断の保護及び保障を受けるものとする。

2　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約国の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けないものとする。当該建造物及びその中にある物件について必要がある場合に行う当局の捜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周到な考慮を払い、法令に従つてのみ行うものとする。

3　いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにする場合を除く外、収用し、又は使用してはならず、また、正当な補償を迅速に行わないで収用し、又は使用してはならない。その補償は、実際に換価することができるもので行わなければならず、また、収用し、又は使用した財産に充分相当する価額のものでなければならない。その補償を決定し、及び実施するため、収用若しくは使用の際又はその前に、適当な準備をしなければならない。

4　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、本条2及び3に規定する事項に関しては、いかなる場合にも、内国民待遇及び最恵国待遇よりも不利でない待遇を与えられる。更に、いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する企業は、他方の締約国の領域内において、私有企業を公有に移し、又は公の管理の下に置くことに関するすべての事項について、内国民待遇及び最恵国待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、直接であると、代理人によつてであると、又は何らかの形態の適法な団体を通じてであるとを問わず、他方の締約国の領域内ですべての種類の商業、工業、金融業その他の事業の活動を行うこと、従つて、(a)支店、代理店、事務所、工場その他その事業の遂行のため適当な施設を設置し、及び維持し、(b)会社に関する当該他方の締約国の一般法に基いて会社を組織し、及び当該他方の締約国の会社における過半数の利益を取得し、並びに(c)自己が設立し、又は取得した企業を支配し、及び経営することに関して、内国民待遇を与えられる。更に、当該国民又は会社が支配する企業は、個人所有の形式であると、会社の形式その他のいずれの形式であるとを問わず、その事業の遂行に関連するすべての事項について、当該他方の締約国の国民又は会社が支配する同様の企業が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2　各締約国は、外国人が、その締約国の領域内で公益事業を行う企業若しくは造船、航空運送、水上運送、銀行業務（預金業務又は信託業務に限る。）若しくは土地その他の天然資源の開発を行う企業を設立し、当該企業における利益を取得し、又は当該企業を営むことができる限度を定める権利を留保する。但し、いずれか一方の締約国が、その領域内でそれらの事業を営むことに関して外国人に内国民待遇を与える限度について新たな制限は、その実施の際その領域内でそれらの事業を行つており、且つ、他方の締約国の国民又は会社が所有し、又は支配している企業に対しては、適用しない。更に、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域内で学術、教育、宗教及び慈善の活動を行うことに関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられ、且つ、その活動を行うため当該他方の締約国の法令に基いて団体を組織する権利を与えられる。

第八条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己が選んだ会計士その他の技術者、高級職員、弁護士、代理を業とする者その他の専門家を用いることを許される。更に、当該国民及び会社は、当該領域内における自己が財政的利益を有する企業の企画及び運営に関し、もつぱら自己のために検査、監査及び技術的調査を行わせ、並びに自己に報告させるという特定の目的で、当該領域内で自由職業に従事するための資格のいかんを問わず、会計士その他の技術者を用いることを許される。

2　いずれの一方の締約国の国民も、外国人たることのみを理由としては、他方の締約国の領域内で自由職業に従事することを禁止されることはない。当該国民は、資格、居住及び権限に関する要件で当該他方の締約国の国民に対して適用されるものに従うことを条件として、当該領域内で自由職業に従事することを許される。

3　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内で学術、教育、宗教及び慈善の活動を行うことに関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

第九条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、(a)第七条又は第八条に基いて行うことを許される活動の遂行及び居住のため適当な土地、建物その他の不動産を賃借し、占有し、及び使用することに関する内国民待遇並びに(b)他方の締約国の関係法令で認められる不動産に関するその他の権利を与えられる。

2　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての種類の動産（無体財産を含む。）を購入、賃借その他の方法によつて取得し、所有し、及び占有することに関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。但し、いずれの一方の締約国も、公共の安全の見地から危険と認められる物及び第七条2の第一文に掲げる活動を行う企業における利益を外国人が所有することについては、第七条その他この条約の規定によつて保障される権利及び特権を害しない範囲内において、制限することができる。

3　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内にある財産を遺言によると否とを問わず遺産として取得することに関し、当該国民又は会社が外国人又は外国の会社であるという理由で内国民待遇を与えられない場合には、その財産を自由に処分することを許され、且つ、その処分をするため五年を下らない期間を与えられる。

4　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての種類の財産の処分に関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

第十条

いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、特許権の取得及び保有並びに商標、営業用の名称及び営業用の標章に関する権利並びにすべての種類の工業所有権に関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

第十一条

1　いずれか一方の締約国の領域内に居住する者及びいずれか一方の締約国の国民又は会社で他方の締約国の領域内で貿易その他の営利的活動又は学術、教育、宗教若しくは慈善の活動を行うものは、当該領域内において、所得、資本、取引、活動その他の客体について課される租税、手数料その他の課徴金及びその賦課及び徴収に関する要件について、当該他方の締約国の国民又は会社が負担する課徴金又は要件よりも重い課徴金又は要件を課されることはない。

2　いずれか一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内に居住せず、且つ、貿易その他の営利的活動を行わないもの及びいずれか一方の締約国の会社で他方の締約国の領域内で貿易その他の営利的活動を行わないものに関しては、当該他方の締約国は、本条1に規定する原則を一般に適用することを目標としなければならない。

3　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、所得、資本、取引、活動その他の客体について課される租税、手数料その他の課徴金又はその賦課及び徴収に関する要件について、いかなる場合にも、第三国の国民、第三国に居住する者及び第三国の会社が負担する課徴金又は要件よりも重い課徴金又は要件を課されることはない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 参議院会議録附録（その十八）

4　いずれか一方の締約国の会社で他方の締約国の領域内で貿易その他の営利的活動を行うもの及びいずれか一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内で貿易その他の営利的活動を行うが当該領域内に居住しないものについては、当該他方の締約国は、所得、資本その他の標準による租税、手数料その他の課徴金で当該領域に対して適正に割り当てられ、又はあん分される課徴金をこえるものを課してはならず、また、当該領域に対して適正に割り当てられ、又はあん分される額に達しない額の控除及び免除を認めてはならない。もつぱら学術、教育、宗教又は慈善の目的のため組織され、且つ、運営される会社についても、また、同様とする。

5　各締約国は、(a)相互主義に基いて租税に関する特定の利益を与える権利、(b)二重課税の防止又は歳入の相互的保護のための協定に基いて租税に関する特別の利益を与える権利並びに(c)自国民及び隣接国に居住する者に対し所得に関する租税及び相続税に関する個人的な免除で自国に居住しないその他の者に認める当該免除よりも有利なものを認める権利を留保する。

第十二条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間及び他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、当該他方の締約国により内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

2　いずれの一方の締約国も、その通貨準備の水準が著しく低下することを防止し、又は著しく低い通貨準備を適度に増加するため必要な範囲内で行う場合を除く外、本条5に定める為替制限を行つてはならない。本条の規定は、いずれか一方の締約国が国際通貨基金に対して負う義務を変更するものではなく、また、国際通貨基金が特定の為替制限を行うことを締約国に特に認め、又は要請する場合にその為替制限を行うことを妨げるものではない。

3　いずれの一方の締約国も、前記の2に従つて為替制限を行う場合には、自国民の保健及び福祉に欠くことができない貨物及び役務のための外国為替の利用を確保するため必要なすべての準備をした後、(a)第六条3に掲げる補償として支払われた額、(b)給与、利子、配当金、手数料、権利の使用料、技術的役務に対する報酬その他の所得の額並びに(c)借入金の償還、直接投下資本の償却及び資本の移転に係る額の、他方の締約国の通貨で表示された外国為替による回収について、その他の取引のための特別の需要を考慮して適当な準備をしなければならない。二以上の為替相場が実施されている場合には、当該回収に適用される相場は、国際通貨基金によつて当該取引のため特に承認された相場又は、その承認された相場がないときは、正当な実効相場（為替の取引についての租税又は手数料を含む。）でなければならない。

4　為替制限は、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民及び会社の請求権、投資、運送、貿易その他の利益又は競争的地位に対して不必要に有害な又は恣意的に差別的な方法で行つてはならない。

5　本条において「為替制限」とは、いずれか一方の締約国が課するすべての制限、規制、課徴金、租税その他の要件で、両締約国の領域の間における支払、送金又は資金若しくは金銭証券の移転について負担又は妨害となるものをいう。

第十三条

いずれか一方の締約国の国民及び会社で当該締約国の領域内で事業を行うものを代理する商業旅行者は、他方の締約国の領域に入り、及びその領域から出る際並びにその領域に在留する間、関税その他の事項（第十一条5に規定する例外に従うことを条件として、当該商業旅行者、その携帯する見本及び注文の取集めについて課される租税その他の課徴金を含む。）及びその業務の遂行を規律する規制に関して、最恵国待遇を与えられる。

第十四条

1　各締約国は、いずれの場所から到着したかを問わず、また、運送手段の種類のいかんを問わず、他方の締約国の産品に対し、並びに、径路及び運送手段の種類のいかんを問わず、他方の締約国の領域への輸出に向けられる産品に対し、輸出若しくは輸入に対し若しくはこれに関連して課され、又は輸出品若しくは輸入品のための支払手段の国際的移転に対して課されるすべての種類の関税及び課徴金、当該関税及び課徴金の賦課の方法並びに輸出及び輸入に関連するすべての規則及び手続に関して、最恵国待遇を与える。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入又は他方の締約国の領域への産品の輸出について制限又は禁止をしてはならない。但し、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に制限され、又は禁止される場合は、この限りでない。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国が重大な利害関係を有する産品の輸出又は輸入について量的制限をする場合には、

(a)　当該一方の締約国は、特定の期間中に輸出し、又は輸入することができる産品の総数量又は総価額及びその総数量若しくは総価額又は期間の変更について、原則として事前に公表しなければならない。

(b)　当該一方の締約国は、いずれかの第三国に割当を行うときは、その産品の貿易に影響を与える特別の要因に妥当な考慮を払つた上で、他方の締約国が以前の代表的な期間中に供給し、又は供給された産品の総数量又は総価額に比例する割当を当該他方の締約国に与えなければならない。

4　いずれの一方の締約国も、衛生上の理由その他商業的性質を有しない慣習上の理由により、又は詐欺的の若しくは不公正な慣行を防止するため、禁止又は制限をすることができる。但し、その禁止又は制限は、他方の締約国の通商に対して不必要な差別をするものであつてはならない。

5　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、輸出及び輸入に関するすべての事項について、他方の締約国により内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

6　本条の規定は、いずれか一方の締約国が与える次の利益には適用しない。

(a)　内国漁業の産品に与える利益

(b)　国境貿易を容易にするため隣接国に与える利益

(c)　当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域となる自由貿易地域の存在に基いて与える利益。但し、当該一方の締約国が、自国の計画を他方の締約国に通報し、且つ、協議のための適当な機会を当該他方の締約国に与える場合に限る。

7　本条2及び3(a)を除く。）の規定にかかわらず、締約国は、貨物の輸出及び輸入について、第十二条に従つて行われる為替制限と同等の効果を有し、又はその為替制限を効果的にするため必要とされる制限又は統制をすることができる。但し、その制限又は統制は、それらの規定から不必要に逸脱してはならず、また、外国との間の非差別的な貿易の最大限度の発展を助長し、並びにその制限の必要を除去するに足りる国際収支状況及び通貨準備をもたらすための政策に適合するものでなければならない。

第十五条

1　各締約国は、法令及び一般に適用する行政上の決定で、関税、租税その他の課徴金の額、関税のための品目分類並びに輸出品及び輸入品若しくはそのための支払手段の移転についての要件若しくは制限に関するもの又は輸出品及び輸入品の販売、分配若しくは使用に影響を与えるものをすみやかに公表し、並びにその法

令及び決定を一律、公平且つ適切に実施しなければならない。行政上新たに定められる要件又は制限で輸入品に影響を与えるものは、衛生上又は公共の安全上の理由で課するものを除く外、一般の慣行として、公表後三十日を経過するまでの間は実施せず、又は公表の際輸送中である産品には適用しないものとする。

2　各締約国は、他方の締約国の国民及び会社並びに他方の締約国の産品を輸入する者が関税に関する事項に関する行政処分（過料を科し、その他不利益処分を行うこと、没取並びに行政機関が行う関税のための分類及び評価の問題についての決定を含む。）について迅速且つ公平な審査を受け、及び正当と認められた場合にその是正を求めることができる訴願及び出訴の手続を定めなければならない。関税及び海運に関する法令に対する違反で書類の作成に関するものを理由とする不利益処分は、当該違反が記載上の過誤から生じた場合又は善意によることが証明された場合には、単に警告として行うため必要な限度をこえるものであつてはならない。

3　各締約国は、一方の締約国の産品を輸出し、又は輸入する者がその産品をいずれか一方の締約国の会社の海上保険に付することを妨げる差別的措置を執つてはならない。この規定は、第十二条の規定の適用を妨げるものではない。

第十六条

1　いずれの一方の締約国の産品も、他方の締約国の領域内において、国内における課税、販売、分配、保管及び使用に影響があるすべての事項に関して、国内民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

2　いずれか一方の締約国の国民若しくは会社又はいずれか一方の締約国の国民若しくは会社の支配する他方の締約国の会社が当該他方の締約国の領域内で生産する物品は、その領域内において、輸出、課税、販売、分配、保管及び使用に影響があるすべての事項に関して、国内民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

第十七条

1　各締約国は、(a)その政府が所有し、又は支配する企業及びその領域内で排他的の又は特別の特権を与えられた独占企業又は機関が、他方の締約国の通商に影響を与える輸出又は輸入を伴う販売又は購入を商業的考慮（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他販売又は購入の条件等に関する考慮をいう。）によつてのみ行うべきこと並びに(b)他方の締約国の国民、会社及び通商が、(a)に規定する販売又は購入に参加するため競争する適当な機会を通常の商慣行に従つて与えられるべきことを約束する。

2　各締約国は、他方の締約国の国民、会社及び通商に対し、(a)政府による需品の購入、(b)特権の賦与その他政府による契約及び(c)政府又は排他的の若しくは特別の特権を与えられた独占企業若しくは機関が行う役務の販売に関しては、第三国の国民、会社及び通商に与える待遇と比べて公正且つ衡平な待遇を与えなければならない。

第十八条

1　両締約国は、競争を制限し、市場への参加を制限し、又は独占的支配を助長する事業上の慣行で商業を行う一若しくは二以上の公私の企業又はそれらの企業の間における結合、協定その他の取極により行われるものが、それぞれの領域の間における通商に有害な影響を与えることがあることについて、一致した意見を有する。従つて、各締約国は他方の締約国の要請があるときは、それらのいかなる事業上の慣行に関しても協議し、及びその有害な影響を除去するため適当と認める措置を執ることに同意する。

2　いずれの一方の締約国の公の所有又は支配に属する企業（社団法人、団体及び政府機関を含む。）も、他方の締約国の領域内で商業、工業、海運業その他の事業の活動を行う場合には、自己又は自己の財産のため、私の所有又は支配に属する企業が課税され、訴えられ、又は裁判の執行を受けることその他当該領域内で負う義務を当該領域内で免除されることを請求し、又はその免除を享有しないものとする。

第十九条

1　両締約国の領域の間においては、通商及び航海の自由があるものとする。

2　いずれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該締約国の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

3　いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の船舶及び第三国の船舶と均等の条件で、外国との間における通商及び航海のため開放された他方の締約国のすべての港、場所及び水域に積荷とともに入る自由を有する。その船舶及び積荷は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関して内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

4　いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができるすべての産品を輸送する権利に関して、当該他方の締約国によつて内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。それらの産品は、(a)関税その他の課徴金、(b)税関事務及び(c)奨励金、関税の払いもどしその他この種の特権に関して、当該他方の締約国の船舶で輸送される同様の産品が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

5　いずれの一方の締約国の船舶も、難破し、座礁し、又は他方の締約国の港、場所若しくは水域（外国との間における通商及び航海のため開放されているかどうかを問わない。）にやむを得ず入つた場合には、当該他方の締約国又は第三国の船舶が同様の場合に受ける援助及び保護と同様の援助及び保護を受けるものとし、また、当該他方の締約国又は第三国の船舶が同様の場合に支払うべき租税その他の課徴金と異なる租税その他の課徴金を課されないものとする。いずれか一方の締約国の当該船舶の積荷及びその船舶から救い上げられたすべての物品は、他方の締約国の領域内における消費のため搬入された場合を除く外、関税を免除されるものとする。但し、消費以外の目的のため搬入された物品については、それが当該他方の締約国から搬出されるまでは、蔵入の保護のための措置を執ることができる。

6　この条約の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約国は、沿岸貿易、内国漁業及び内水航行に関して自国の船舶のため排他的の権利及び特権を留保し、又は相互主義に基く限り外国の船舶に沿岸貿易、内国漁業及び内水航行を許すことができる。

7　本条において「船舶」とは、私の所有又は運航に係るものであると、公の所有又は運航に係るものであるとを問わず、すべての種類の船舶をいう。但し、本条2及び5の場合を除く外、漁船及び軍艦を含まないものとする。

第二十条

次の人及び物については、国際通過のため最も便利な経路により各締約国の領域を通過する自由があるものとする。

(a)　他方の締約国の国民及びその手荷物

(b)　他方の締約国の領域への又はその領域からの途中にあるその他の者及びその手荷物

(c)　他方の締約国の領域への又はその領域からの途中にある産品（原産地のいかんを問わない。）

それらの通過中の人及び物は、関税、通過を理由として課される租税並びに不当な課徴金及び要件を免除されるものとし、また、不必要に遅延させられず、及び不必要な制限を受けないものとする。但し、それらの人及び物は、第一条3に掲げる措置及び通過の特権の濫用を防止するため必要な非差別的な規制に服するものとする。

第二十一条

1　この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a)　金又は銀の輸出又は輸入を規制する措置

(b)　核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射性副産物又は核分裂性物質の原料となる物質に関する措置

(c)　武器、弾薬及び軍需品の生産若しくは取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の物資の取引を規制する措置

(d)　国際の平和及び安全の維持若しくは回復に関する自国の義務を履行し、又は自国の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置

(e)　第三国の国民がその所有又は管理について直接又は間接に支配的利益を有する会社に対してこの条約に定める利益（法律上の地位を認めること並びに裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立をする権利を除く。）を拒否する措置

2　この条約中の貨物に関する最恵国待遇の規定は、アメリカ合衆国又はその準州若しくは属地が相互に与え、又はキューバ共和国、フイリピン共和国、太平洋諸島の信託統治地域若しくはパナマ運河地帯に与える利益については、適用しないものとする。

3　この条約中の貨物の待遇に関する規定は、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定の当事国である間は、その締約国が同協定で要求され、又は特に許される措置を執ることを妨げるものではない。更に、いずれの一方の締約国も、その意思によつて同協定の当事国となつていない国に対しては、同協定に基いて取り極めた利益を与えなくてもよい。

4　いずれか一方の締約国の国民で特定の目的のため他方の締約国の領域に入ることを許されるものは、その入国許可の条件として法令により明示的に課される制限に反して営利的職業に従事する権利を有しない。

5　この条約のいかなる規定も、政治的活動を行う権利を与え、又は認めるものと解してはならない。

第二十二条

1　「内国民待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、当該締約国のそれぞれ国民、会社、産品、船舶又はその他の対象が、同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう。

2　「最恵国待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、第三国のそれぞれ国民、会社、産品、船舶又はその他の対象が、同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう。

3　この条約において「会社」とは、有限責任のものであるかどうかを問わず、また、金銭的利益を目的とするものであるかどうかを問わず、社団法人、組合、会社その他の団体をいう。いずれか一方の締約国の領域内で関係法令に基いて成立した会社は、当該締約国の会社と認められ、且つ、その法律上の地位を他方の締約国の領域内で認められる。

4　この条約の規定に基いて日本国の会社に与えられる内国民待遇は、アメリカ合衆国のいずれの州、準州又は属地においても、当該地域においてアメリカ合衆国の他の州、準州又は属地で創設され、又は組織される会社に与えられる待遇とする。

第二十三条

この条約の適用を受ける領域は、各締約国の主権又は権力の下にある陸地及び水域のすべての区域とする。但し、パナマ運河地帯及び太平洋諸島の信託統治地域（アメリカ合衆国大統領が宣言によりこの条約の規定を適用する当該信託統治地域の部分を除く。）を除く。

第二十四条

1　各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に関する事項について行う申入れに対しては、好意的考慮を払い、且つ、その申入れに関する協議のため適当な機会を与えなければならない。

2　この条約の解釈又は適用に関する両締約国の間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかつたときは、国際司法裁判所に付託するものとする。

第二十五条

1　この条約は、批准されなければならない。批准書は、できるだけすみやかにワシントンで交換されるものとする。

2　この条約は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有し、その後は、本条で定めるところにより終了するまで効力を存続する。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書による予告を与えることによつて、最初の十年の期間の満了の際又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十三年四月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岡崎勝男　(印)

アメリカ合衆国のために
ロバート・マーフイー　(印)

議定書

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約に署名するに当つて、下名の全権委員は、各自の政府により正当に委任を受け、更に、同条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1　第四条1における「裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立をする権利」には、特に、訴訟上の救助、訴訟費用の担保及び裁判のための担保に関する権利を含む。

2　補償の支払を定める第六条3の規定は、いずれか一方の締約国の領域内で収用され、又は使用される財産で他方の締約国の国民又は会社が直接又は間接に利益を有するものについて、準用する。

3　第七条2において「公益事業を行う企業」とは、公共のため通信事業、水道事業、バス、トラック、軌道若しくは鉄道による運送事業又はガス若しくは電気の製造若しくは供給に関する事業を行う企業をいう。

4　第七条4に関しては、いずれの一方の締約国も、鉱業に従事する権利が相互主義に服すべきことを要求することができる。更に、日本国は、その規定によつて、第七条2の第一文に掲げる業種のアメリカ合衆国の国民又は会社の企業に対し、当該国民の住所地又は当該会社が組織されるについて従つた法令若しくは当該会社の主たる事務所の所在地（当該会社が連邦の法令に基いて組織されている場合に限る。）の属するアメリカ合衆国の州又は準州が日本国の国民又は会社の同種の企業に与える待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うことはない。

5　第八条2の規定は、公証人及び水先人には適用しない。

6　いずれの一方の締約国も、外資の導入について、第十二条2で定める通貨準備の保護のため必要な制限をすることができる。

7　第十四条4に関しては、いずれの一方の締約国も、その法令に従い、貨物の表示に関する要件で貨物の真正の原産地又は製造元が正確に表示されることを確保するため定められるものに従つていない貨物について、自国の領域へのその輸入を禁止し、それを差し押え、その他何らかの方法でその販売を制限し、又は規制することができるものとする。更に、各締約国は、その領域内で生産され、若しくは販売され、又はその領域から輸出された貨物の原産地が他方の締約国の領域又はその領域内の容易に認識される場所であることを直接又は間接に表示する虚偽表示を防止するため適当な措置を執るべきことに同意する。

8　工業原料又は基本食糧の入手が困難である緊急期間中は、第十六条1の規定は、いずれか一方の締約国が、それらの種類に属する供給不足の輸入品の国内における販売、分配又は使用に対する必要な統制で内国原産の同様の物品に関して行う統制と異なるものを実施することを妨げるものではない。いずれの一方の締約国も、その統制を行う場合には、その領域内における他方の締約国の通商の競争的地位に対する損害を最少限度にとどめるような方法でその統制を行わなければならず、また、供給事情により必要と認められる期間をこえてその統制を継続してはならない。

9　第十六条1の内国民待遇の規定にかかわらず、締約国は、すべての映画フイルムの商業的上映のため上映者が実際に使用する映写時間中の最少限度の特定時間を内国原産の映画フイルムの上映に充てることを規定する映写時間の割当に関する規制を維持することができる。映写時間の割当は、各劇場ごとの年間映写時間又はこれに相当するものを基礎として定められ、且つ、協議に付されるものとする。

10　第十七条1の規定の適用上、支払手段の入手可能性に関する考慮は、商業的考慮と認められるものとする。

11　第十七条2（a）を除く。）及び第十九条4の規定は、郵便業務については適用しない。

12　第二十一条2の規定は、プエルト・リコについては、その政治的地位に生ずる変化のいかんにかかわらず、適用する。

13　第二十三条の規定は、もつぱら軍事基地として又は一時的な軍事占領によりいずれか一方の締約国の権力の下に置かれている地域並びに千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条でその地位を規定している北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島には、適用しない。

14　この条約中の最恵国待遇の規定は、(a)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条に基いて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(b)同条約第三条に掲げる諸島の原住民及び船舶並びにそれらの諸島との貿易に

対して日本国が与える権利及び特権については、適用しない。

15　日本国は、この条約の効力発生の日から三年を経過するまでの間は、外国人が円貨をもつて日本国の企業の発行済の株式（社員の持分を含む。）を取得することについて現に行つている制限を引き続き行うことができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百五十三年四月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岡崎勝男　(印)

アメリカ合衆国のために
ロバート・マーフイー　(印)

審査報告書

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鶴見　祐輔　羽生　三七
中田　吉雄　鹿島守之助
徳川　頼貞　石原幹市郎
小瀧　彬　井野　碩哉

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は第二次世界大戦と、これにつぐ日独両国の占領によつて影響を受けた工業所有権を日独両国間において相互に救済しようとするもので、その締結は適切且つ妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この協定により、第二次大戦の影響を受けた工業所有権の特許又は登録の出願のための優先期間の延長及びそ及効を伴う商標権の存続期間の更新を日独間において相互に保障しうる。

三、費用

別に費用を要しない。

〔参照〕

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定

日本国及びドイツ連邦共和国は、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する事項における相互の関係を規制することを希望するので、

このため協定を締結することに決定し、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国
日本国外務事務次官　奥村勝蔵

ドイツ連邦共和国
ドイツ連邦共和国司法省局長　ドクトル　ギユンター・ヨーエル

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一条

1　千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関するパリ同盟条約第四条の規定に定める発明の特許又は実用新案、工業的意匠若しくはひな形若しくは商標の登録の後の出願のための優先期間で、千九百四十一年八月一日前に満了していないもの又は同日以後に開始し始め、且つ、千九百五十二年十二月三十一日以前に満了したものは、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日まで延長されるものとする。

2　1の規定による優先期間の延長の利益は、当該出願の際工業所有権保護に関するパリ同盟条約の加盟国であつた国における最初の出願に基いて許与されるものとし、その最初の出願には、千九百四十八年七月五日のドイツの法律に基いて設置されたベルリン及びダルムシュタットの受理官庁に対してされた最初の出願が含まれるものとする。

第二条

第一条2の規定による最初の出願に基く優先権の主張をするためそれぞれの締約国の法令により許与される期限は、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日までの間、終了しないものとする。

第三条

千九百四十年八月一日からこの協定の署名の日までの間に善意で発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形を実施し、又はその実施のための必要な準備をした第三者は、それぞれの締約国の法令に従つてその実施を継続することができる。

第四条

権限のある官庁が、両締約国の法令で定める最初の出願に関する証明書を戦争の結果発給することができない旨を宣言したため、その証明書を差し出すことができない場合には、主張された優先権は、その最初の出願の内容及び日付が権限のある官庁の宣言により信用するに足るものである限り、認められるものとする。

第五条

1　千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日までの間に満了した商標権の存続期間は、この協定の効力発生の日後六箇月以内にその更新登録が出願されたときは、更新することができる。この更新は、通常の存続期間の満了の時にさかのぼつて効力を生ずる。

2　各相手締約国の原簿に登録された商標で、1の規定による期間内に商標権の通常の存続期間が満了したものの所有者がこの協定の効力発生の日前にその商標の新たな登録の出願をしている場合において、この協定の効力発生の日後六箇月以内に且つ当該商標が登録される前にその者の申請があつたときは、その新たな登録は、通常の存続期間の満了の時にさかのぼつて効力を生ずる。

第六条

第一条、第二条、第四条及び第五条に規定する利益は、権利の取得又は確保のための法定の要件を満たすことができなかつたことが過失によるかどうかを問わず、許与されるものとする。また、それらの利益が許与されるに当つては、特別な手数料は、徴されないものとする。

第七条

1　この協定は、次の者に適用される。

(i)　住所のいかんを問わず、日本国又はドイツの国籍を有する自然人

(ii)　日本国又はドイツの法令に基いて設立された法人

2　第一条、第二条、第四条及び第六条に規定する利益は、1に掲げる者がそれらの者以外の者から第一条2の規定による最初の出願に基く権利を取得した場合には、通常の優先期間が満了する日以前にその権利を取得したときにのみ、1に掲げる者に許与されるものとする。

3　第五条に規定する商標権の存続期間の更新の権利は、1に掲げる者から通常の存続期間が満了した商標権が帰属していた営業の全部又は一部を商標とともに譲り受けた1に掲げるその他の者にも許与されるものとする。

第八条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、すみやかにボンで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日後十五日目に効力を生ずる。

以上の証拠として、各全権委員は、この協定に署名した。

千九百五十三年五月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及びドイツ語により本書二通を作成した。

日本国のために
奥村勝蔵

ドイツ連邦共和国のために
ドクトル　ギユンター・ヨーエル

議定書

本日、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当つて、下名の全権委員は、協定の不可分の一部をなす次の条項を協定した。

1　協定第二条の規定は、千九百四十八年九月一日からこの協定の効力発生の日までの間のいずれかの時において、優先権の主張をしないで協定第一条1の規定による後の出願を行うすべての場合に適用するものとする。但し、後の出願に係る発明又は考案が、それぞれ特許又は登録されていない場合に限る。

2　協定第三条の規定による第三者は、主として、次のいずれかの場合において発明、実用新案若しくはひな形を実施し、又はその実施のための必要な準備をした者をいうものとする。

(i)　最初の出願に係る発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形に関係なく自ら発明し、若しくは考案した場合又は最初の出願に係る発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形に関係なく発明し、若

しくは考案した者からこれらを知得した場合

(ii)　最初の出願に係る発明、実用新案又は工業的の意匠若しくはひな形が、協定第一条1に規定する後の出願が行われる締約国において、その実施又はその準備を開始した際公然知られていた場合

また、(i)に掲げる場合において、後の出願がこの協定の署名の日後行われるときは、協定第三条の規定による期間は、後の出願がされる時まで延長されるものとする。

3　協定第三条の規定によるそれぞれの締約国の法令の適用は、次の了解に従うものとする。

(i)　第三者は、発明、実用新案若しくは工業的の意匠若しくはひな形を従来実施し、又はその実施の準備をしたことについて、損害賠償、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も請求されない。

(ii)　第三者は、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も支払わないで、その実施を継続し、又はその準備に基き実施を開始することができる。

4　協定第七条2の規定にかかわらず、協定第一条、第二条、第四条及び第六条に規定する利益は、いずれかの締約国の自然人及び法人で、オーストリアの国籍を有する者又は締約国の双方が本日署名されたこの協定と同種の協定を既に締結した国若しくは今後締結する国の国籍を有する者から千九百五十二年八月十四日以前に権利を取得したものにも許与されるものとする。

5　協定のいかなる規定も、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約のいずれかの規定の適用に影響を与えるものと認めてはならない。

6　ベルリン地区は、この協定の適用を受けるものとする。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名した。

千九百五十三年五月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及びドイツ語により本書二通を作成した。

日本国のために
奥村勝蔵

ドイツ連邦共和国のために
ドクトル　ギユンター・ヨーエル

審査報告書

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鶴見　祐輔　　羽生　三七
中田　吉雄　　鹿島守之助
徳川　頼貞　　石原幹市郎
小瀧　彬　　井野　碩哉

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は第二次世界大戦と、これにつぐわが国の占領によつて影響を受けた工業所有権を日本・スイス間において相互に救済しようとするものでその締結は適切且つ妥当と認める。

二、事件の利害得失

この協定により、第二次大戦の影響を受けた工業所有権の特許又は登録の出願のための優先期間の延長、消滅した工業所有権の回復、及びそれ及効を伴う商標権の存続期間の更新を日本・スイス間において相互に保障しうる。

三、費用

別に費用を要しない。

〔参照〕

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定

日本国政府及びスイス連邦政府は、

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する事項における相互の関係を規制することを希望するので、

次の規定を協定した。

第一条

1　千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関するパリ同盟条約第四条の規定に定める発明の特許又は実用新案、工業的の意匠若しくはひな形若しくは商標の登録の後の出願のための優先期間で、千九百四十二年一月一日前に満了していないもの又は同日以後に開始し始め、且つ、千九百五十二年十二月三十一日以前に満了したものは、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日まで延長されるものとする。

2　1の規定による優先期間の延長の利益は、当該出願の際工業所有権保護に関するパリ同盟条約の加盟国であつた国における最初の出願に基いて許与されるものとする。

第二条

第一条2の規定による最初の出願に基く優先権の主張をするためそれぞれの締約国の法令により許与される期限は、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日までの間、終了しないものとする。

第三条

特許料又は登録料を納付しなかつたため千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日までの間に消滅した特許権又は実用新案権若しくは意匠権は、この協定の効力発生の日後六箇月以内にその権利の回復が申請された場合において、当該申請の際その権利の最長存続期間が満了していないときは、滞納に係る特許料又は登録料を納付することによつて回復することができる。

第四条

千九百四十一年一月一日からこの協定の署名の日までの間に善意で発明、実用新案もしくは工業的の意匠もしくはひな形を実施し、又はその実施のための必要な準備をした第三者は、それぞれの締約国の法令に従つてその実施を継続することができる。

第五条

1　千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日までの間に満了した商標権の存続期間は、この協定の効力発生の日後六箇月以内にその更新登録が出願されたときは、更新することができる。この更新は、通常の存続期間の満了の時にさかのぼつて効力を生ずる。

2　各相手締約国の原簿に登録された商標で、1の規定による期間内に商標権の通常の存続期間が満了したものの所有者がこの協定の効力発生の日前にその商標の新たな登録の出願をしている場合において、この協定の効力発生の日後六箇月以内に、且つ、当該商標が登録される前にその者の申請があつたときは、その新たな登録は、通常の存続期間の満了の時にさかのぼつて効力を生ずる。

第六条

第一条、第二条、第三条及び第五条に規定する利益は、権利の取得、存続又は更新のための法定の要件を満たすことができなかつたことが過失によるかどうかを問わず、許与されるものとする。また、それらの利益が許与されるに当つては、特別の手数料は、徴されないものとする。

第七条

1　この協定は、次の者に適用される。

(i)　住所のいかんを問わず、日本国又はスイスの国籍を有する自然人

(ii)　日本国又はスイスの法令に基いて設立された法人

2　第一条、第二条及び第六条に規定する利益は、1に掲げる者がそれらの者以外の者から第一条2の規定による最初の出願に基く権利を取得した場合には、通常の優先期間が満了する日以前にその権利を取得したときにのみ、1に掲げる者に許与されるものとする。

第八条

1　この協定の規定によりスイスの国籍を有する自然人及びスイスの法令に基いて設立された法人に許与される権利は、リヒテンシュタイン公国の自然人及び法人に対しても許与されるものとする。

2　この協定の規定により日本国の国籍を有する自然人及び日本国の法令に基いて設立された法人に許与される権利は、リヒテンシュタイン公国の領域においても享有することができる。

第九条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法の規定に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文の交換の日後十五日目に効力を生ずる。公文は、ベルヌで交換されるものとする。

千九百五十三年六月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岡崎勝男

スイス政府のために
R・ホール

議定書

本日、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定（以下

「協定」という。）に署名するに当つて、下名の代表者は、このために正当に権限を与えられて、次の条項を協定した。

1　協定第二条の規定は、協定の効力発生の日前のいずれかの時において、優先権の主張をしないで協定第一条1の規定による後の出願を行うすべての場合に適用するものとする。但し、後の出願に係る発明又は考案が、それぞれ特許又は登録されていない場合に限る。

2　協定第四条の規定による第三者は、主として、次のいずれかの場合において、発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくは工業的意匠若しくはひな形を実施し、又はその実施のための必要な準備をした者をいうものとする。

(i)　最初の出願に係る発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形に関係なく自ら発明し、若しくは考案した場合又は最初の出願に係る発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形に関係なく発明し、若しくは考案した者からこれを知得した場合

(ii)　最初の出願に係る発明、実用新案又は工業的意匠若しくはひな形が、協定第一条1に規定する後の出願が行われる締約国において、その実施又はその準備を開始した際公然知られていた場合

(iii)　発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形の実施又はその準備を開始した際、特許権、実用新案権又は意匠権が消滅していた場合

また、(i)に掲げる場合において、後の出願がこの協定の署名の日後行われるときは、協定第四条の規定による期間は、後の出願がされる時まで延長されるものとする。

3　協定第四条の規定によるそれぞれの締約国の法令の適用に当つては、次の了解に従うものとする。

(i)　善意の第三者は、発明、実用新案若しくは工業的の意匠若しくはひな形を従来実施し、又はその実施の準備をしたことについて、損害賠償、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も請求されない。

(ii)　善意の第三者は、例えば2(i)及び(ii)に掲げるような場合には、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も支払わないで、その実施を継続し、又はその準備に基き実施を開始することができる。

4　協定第七条2の規定にかかわらず、協定第一条、第二条及び第六条に規定する利益は、いずれかの締約国の自然人及び法人で、締約国の双方が本日署名されたこの協定と同種の協定を既に締結した国又は今後締結する国の国籍を有する者から権利を取得したものにも許与されるものとする。

5　この議定書は、本日署名されたこの協定の不可分の一部をなすものとする。

千九百五十三年六月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岡崎勝男

スイス政府のために
R・ホール

交換公文

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定に関して、本大臣は、次のように閣下に通報する光栄を有します。

日本国政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約のいずれの規定の適用にも影響を与えないものと了解します。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年六月二十五日

外務大臣　岡崎　勝男

日本国駐在スイス特命全権公使
ラインハルト・ホール閣下

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付の閣下の次の通り述べられた書簡を受領したことを通報する光栄を有します。

本日署名された第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定に関して、本大臣は、次のように閣下に通報する光栄を有します。

日本国政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約のいずれの規定の適用にも影響を与えないものと了解します。

スイスは、中立国であり、前記の日本国との平和条約の署名国ではありません。従つて、スイスは、同条約を第三国につくられた約束であると了解しております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年六月二十五日

スイス特命全権公使　R・ホール

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

審査報告書

国際民間航空条約への加入について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鶴見　祐輔　羽生　三七　中田　吉雄　鹿島守之助
德川　頼貞　石原幹市郎
小瀧　彬　井野　碩哉

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は国際民間航空及び国際航空運送の一般的原則を定めるとともに、国際民間航空機関の設立を定めたもので、わが国としては、平和条約署名の際の宣言に基いて行つた加入申請が承認されたので、その加入は必要且つ妥当と認められる。

二、事件の利害得失

この条約に加入し且つ国際民間航空機関の加盟国となることによつて、民間航空の国際的規律に積極的に参加することができる。

三、費用

年間約二千万円を要するが、本年度予算に計上済である。

〔参照〕

国際民間航空条約

国際民間航空条約

前文

国際民間航空の将来の発達は、世界の各国及び各国民の間における友好と理解を創造し、且つ、維持することを大いに助長することができるが、国際民間航空の濫用は、一般的安全に対する脅威となることがあるので、また、

各国及び各国民の間における摩擦を避け、且つ、世界平和の基礎である各国及び各国民の間における協力を促進することが望ましいので、

よつて、下名の政府は、国際民間航空が安全に且つ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基いて確立されて健全且つ経済的に運営されるように、一定の原則及び取極について合意し、その目的のためこの条約を締結した。

第一部　航空

第一章　一般原則及び条約の適用

第一条

（主権）

締約国は、各国がその領域上の空間において完全且つ排他的な主権を有することを承認する。

第二条

（領域）

この条約の適用上、国の領域とは、その国の主権、宗主権、保護又は委任統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

第三条

（民間航空機及び国の航空機）

(a)　この条約は、民間航空機のみに適用するものとし、国の航空機には適用しない。

(b)　軍、税関及び警察の業務に用いる航空機は、国の航空機とみなす。

(c)　締約国の国の航空機は、特別協定その他の方法による許可を受け、且つ、その条件に従うのでなければ、他の国の領域の上空を飛行し、又はその領域に着陸してはならない。

(d)　締約国は、自国の国の航空機に関する規制を設けるに当り、民間航空機の航行の安全について妥当な考慮を払うことを約束する。

第四条

（民間航空の濫用）

各締約国は、この条約の目的と両立しない目的のために民間航空を使用しないことに同意する。

第二章　締約国の領域の上空の飛行

第五条

（不定期飛行の権利）

各締約国は、他の締約国の航空機で定期国際航空業務に従事しないものが、すべて、事前の許可を得ることを必要としないで、且つ、その航空機が上空を飛行する国の着陸要求権に従うことを条件として、その国の領域内への飛行又は同領域の無着陸横断飛行をし、及び運輸以外の目的での着陸をする権利を、この条約の条項を遵守することを条件として有することに同意する。但し、各締約国は、飛行の安全のため、近づき難い地域又は適当な航空施設のない

地域の上空の飛行を希望する航空機に対し、所定の航空路を飛行することは又はこのような飛行のために特別の許可を受けることを要求する権利を留保する。

前記の航空機は、定期国際航空業務としてではなく有償又は貸切で行う旅客、貨物又は郵便物の運送に従事する場合には、第七条の規定に従うことを条件として、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸をする特権をも有する。但し、積込又は積卸が行われる国は、その望ましいと認める規制、条件又は制限を課する権利を有する。

第六条

（定期航空業務）

定期国際航空業務は、締約国の特別の許可その他の許可を受け、且つ、その許可の条件に従う場合を除く外、その締約国の領域の上空を通つて又はその領域に乗り入れて行うことができない。

第七条

（国内営業）

各締約国は、他の締約国の航空機に対し、有償又は貸切で自国の領域内の他の地点に向けて運送される旅客、郵便物及び貨物をその領域内において積み込む許可を与えない権利を有する。各締約国は、他の国又は他の国の航空企業に対して排他的な基礎の上にそのような特権を特に与える取極をしないこと及び他の国からそのような排他的な特権を獲得しないことを約束する。

第八条

（無操縦者航空機）

操縦者なしで飛行することができる航空機は、締約国の特別の許可を受け、且つ、その許可の条件に従うのでなければ、その締約国の領域の上空を操縦者なしで飛行してはならない。各締約国は、民間航空機に開放されている地域におけるそのような無操縦者航空機の飛行が、民間航空機に及ぼす危険を予防するように管制されることを確保することを約束する。

第九条

（禁止区域）

(a) 各締約国は、軍事上の必要又は公共の安全のため、他の国の航空機が自国の領域内の一定の区域の上空を飛行することを一律に制限し、又は禁止することができる。但し、このことに関しては、当該領域の属する国の航空機で定期国際航空業務に従事するものと他の締約国の航空機で同様の業務に従事するものとの間に差別を設けてはならない。この禁止区域は、航空を不必要に妨害することのない適当な範囲及び位置のものでなければならない。締約国の領域内におけるこの禁止区域の明細及びその後のその変更は、できる限りすみやかに他の締約国及び国際民間航空機関に通知しなければならない。

(b) 各締約国は、また、特別の事態において若しくは緊急の期間又は公共の安全のため、即時、その領域の全部又は一部の上空の飛行を一時的に制限し、又は禁止する権利を留保する。但し、その制限又は禁止は、他のすべての国の航空機に対し、国籍のいかんを問わず同様に適用するものでなければならない。

(c) 各締約国は、その設ける規制に基き、前記の(a)又は(b)に定める区域に入る航空機に対し、その後できる限りすみやかにその領域内の指定空港に着陸するよう要求することができる。

第十条

（税関空港への着陸）

航空機がこの条約の条項又は特別の許可の条件に基いて締約国の領域の無着陸横断を許されている場合を除く外、締約国の領域に入るすべての航空機は、その国の規制が要求するときは、税関検査その他の検査を受けるため、その国が指定する空港に着陸しなければならない。その航空機は、締約国の領域からの出発に当つては、同様に指定される税関空港から出発しなければならない。指定されるすべての税関空港の詳細は、その国が発表しなければならず、且つ、他のすべての締約国への通知のため、この条約の第二部に基いて設立される国際民間航空機関に伝達しなければならない。

第十一条

（航空に関する規制の適用）

締約国の法令で、国際航空に従事する航空機の当該締約国の領域への入国若しくはそこからの出国又は同領域内にある間の運航及び航行に関するものは、この条約の規定に従うことを条件として、国籍のいかんを問わずすべての締約国の航空機に適用されるものとし、また、その国の領域への入国若しくはそこからの出国に当り、又は同領域内にある間、当該航空機によつて遵守されなければならない。

第十二条

（航空規則）

各締約国は、その領域の上空を飛行し、又は同領域内で作動するすべての航空機及び、所在のいかんを問わず、その国籍記号を掲げるすべての航空機が当該領域に施行されている航空機の飛行又は作動に関する規則に従うことを確保する措置を執ることを約束する。各締約国は、これらの点に関する自国の規則をこの条約に基いて随時設定される規則にできる限り一致させることを約束する。公海の上空においては、施行される規則は、この条約に基いて設定されるものでなければならない。各締約国は、適用される規則に違反したすべての者の訴追を確保することを約束する。

第十三条

（入国及び出国に関する規則）

締約国の法令で、航空機の旅客、乗組員又は貨物の当該締約国の領域への入国又はそこからの出国に関するもの、たとえば、入国、出国、移民、旅券、税関及び検疫に関する規制は、その国の領域への入国若しくはそこからの出国に当り、又は同領域内にある間、その旅客、乗組員若しくは貨物によつて又はそれらの名において遵守されなければならない。

第十四条

（疾病のまん延の防止）

各締約国は、コレラ、チフス（伝染性）、天然痘、黄熱、ペスト及び締約国が随時決定して指定するその他の伝染病の航空によるまん延を防止する効果的な措置を執ることに同意し、このため、締約国は、航空機に適用される衛生上の措置に関する国際的規制に関係のある機関と常に緊密な協議を行う。この協議は、この問題に関する現存の国際条約で締約国がその当事国であるものの適用を妨げるものではない。

第十五条

（空港の使用料金その他の使用料金）

締約国内の空港でその国の航空機の使用に公開されているものは、第六十八条の規定に従うことを条件として、他のすべての締約国の航空機に対しても同様に均等の条件の下に公開しなければならない。同様の均等の条件は、各締約国の航空機が、無線及び気象の施設を含むすべての航空保安施設で航空の安全及び迅速化のために公共の用に供されるものを使用する場合にも、適用する。

締約国が他の締約国の航空機によるそれらの空港及び航空保安施設の使用について課し、又は課することを許す料金は、次の料金より高額であつてはならない。

(a) 定期国際航空業務に従事しない航空機に関しては、類似の運航に従事する自国の同級の航空機が支払う料金

(b) 定期国際航空業務に従事する航空機に関しては、類似の国際航空業務に従事する自国の航空機が支払う料金

前記の料金は、すべて公表し、且つ、国際民間航空機関に通知しなければならない。但し、関係締約国の申立があつたときは、空港その他の施設の使用について課せられる料金は、理事会の審査を受けなければならず、理事会は、一又は二以上の関係国の考慮を求めるため、これについて報告し、且つ、勧告をしなければならない。いずれの締約国も、他の締約国の航空機又はその航空機上の人若しくは財産が自国の領域の上空の通過、同領域への入国又はそこからの出国をする権利のみに関しては、手数料、使用料その他の課徴金を課してはならない。

第十六条

（航空機の検査）

各締約国の当局は、不当に遅滞することなく、他の締約国の航空機を着陸又は出発の際に検査し、及びこの条約で定める証明書その他の書類を検閲する権利を有する。

第三章　航空機の国籍

第十七条

（航空機の国籍）

航空機は、登録を受けた国の国籍を有する。

第十八条

（二重登録）

航空機は、二以上の国で有効に登録を受けることができない。但し、その登録は、一国から他国に変更することができる。

第十九条

（登録に関する国内法）

締約国における航空機の登録又は登録の変更は、その国の法令に従つて行われなければならない。

第二十条

（記号の表示）

国際航空に従事するすべての航空機は、その適正な国籍及び登録の記号を掲げなければならない。

第二十一条

（登録の報告）

各締約国は、要求があつたときは、他の締約国又は国際民間航空機関に対し、自国で登録された特定の航空機の登録及び所有権に関する情報を提供することを約束する。更に、各締約国は、国際民間航空機関に対し、同機関が定める規則に従い、自国で登録され、且つ、通常国

際航空に従事する航空機の所有及び管理に関する入手可能な関係資料を掲げた報告書を提供しなければならない。国際民間航空機関は、他の締約国が要請したときは、このようにして入手した資料をその用に供しなければならない。

第四章　航空を容易にする措置

（手続の簡易化）

第二十二条

各締約国は、締約国の領域の間における航空機の航行を容易にし、且つ、迅速にするため、並びに特に入国、検疫、税関及び出国に関する法令の施行に当つて航空機、乗組員、旅客及び貨物に対して生ずる不必要な遅延を防止するため、特別の規制の設定その他の方法によつてすべての実行可能な措置を執ることに同意する。

（税関及び出入国の手続）

第二十三条

各締約国は、実行可能と認める限り、この条約に基いて随時設定され、又は勧告される方式に従い、国際航空に関する税関及び出入国の手続を定めることを約束する。この条約のいかなる規定も、自由空港の設置を妨げるものと解釈してはならない。

（関税）

第二十四条

(a)　他の締約国の領域へ飛行し、同領域から飛行し、又は同領域を横断して飛行する航空機は、その国の税関の規制に従うことを条件として、暫定的に関税の免除を認められる。締約国の領域に到着した際に積載している燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品で、その国の領域から出発する際にも積載するものは、関税、検査手数料又はそれらに類似する国若しくは地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。この免除は、荷卸された量又は物品には適用しない。但し、その量又は物品を税関の監視下に置くことを要求するその国の税関の規制に従う場合は、この限りでない。

(b)　国際航空に従事する他の締約国の航空機に取り付けるため、又はその航空機で使用するため締約国の領域に輸入される予備部品及び装備品は、それらの物品を税関の監視及び管理の下に置くことを規定する関係国の規制に従うことを条件として、関税の免除を認められる。

（遭難航空機）

第二十五条

各締約国は、その領域内で遭難した航空機に対して実行可能と認める救援措置を執り、及び、自国の当局の監督に従うことを条件として、その航空機の所有者又はその航空機が登録を受けた国の当局が状況により必要とされる救援措置を執ることを許可することを約束する。各締約国は、行くえ不明の航空機の捜索に従事する場合には、この条約に基いて随時勧告される共同措置に協力する。

（事故の調査）

第二十六条

締約国の航空機が他の締約国の領域で事故を起した場合において、その事故が死亡若しくは重傷を伴うとき、又は航空機若しくは航空施設の重大な技術的欠陥を示すときは、その事故が起つた国は、自国の法令の許す限り国際民間航空機関の勧告する手続に従つて、事故の事情の調査を行うものとする。その航空機が登録を受けた国は、調査に立ち会う者を任命する機会を与えられなければならず、調査を行う国は、その国に対し、その事項に関する報告及び所見を通知しなければならない。

（特許権に基いて請求される差押の免除）

第二十七条

(a)　国際航空に従事している限り、締約国の航空機が許可を受けて他の締約国の領域へ入る場合又は許可を受けてその領域の着陸を伴う若しくは無着陸の横断をする場合には、その国若しくはその国にある人又はそれらの代理人は、航空機の構造、機械装置、部品、附属品又は運航が、航空機の入つた領域の属する国で正当に許与され、又は登録された特許、意匠又はひな形の侵害であるという理由で、航空機の差押若しくは抑留、航空機の所有者若しくは運営者に対する請求又は航空機に対するその他の干渉を行つてはならない。この場合において、航空機の差押又は抑留の免除に関する担保の供与は、その航空機が入つた国では、いかなる場合にも要求されないものとする。

(b)　本条(a)の規定は、また、締約国の航空機のための予備部品及び予備装備品の他の締約国の領域内における保管並びにこれらを締約国の航空機の他の締約国の領域内における修理のため使用し、及び装置する権利について適用する。但し、このようにして保管されるいかなる特許部品又は特許装備品も、航空機が入国する締約国の国内で販売し、若しくは分配し、又はその締約国から商業上の目的で輸出してはならない。

(c)　本条の利益は、この条約の当事国で、(1)工業所有権の保護に関する国際条約及びその改正条約の当事国であるもの又は(2)この条約の他の当事国の国民がした発明を承認し、且つ、それに適当な保護を与える特許法を制定したもののみに適用する。

（航空施設及び標準様式）

第二十八条

各締約国は、実行可能と認める限り、次のことを約束する。

(a)　この条約に基いて随時勧告され、又は設定される標準及び方式に従い、国際航空を容易にするためその領域内に空港、無線施設、気象施設その他の航空施設を設定すること。

(b)　この条約に基いて随時勧告され、又は設定される通信手続、符号、記号、信号及び照明の適当な標準様式並びにその他の運航上の方式及び規則を採用し、及び実施すること。

(c)　この条約に基いて随時勧告され、又は設定される標準に従う航空地図及び航空図の刊行を確保するための国際的措置に協力すること。

第五章　航空機について備えるべき要件

（航空機が携行する書類）

第二十九条

国際航空に従事する締約国のすべての航空機は、この条約で定める要件に合致する次の書類を携行しなければならない。

(a)　登録証明書
(b)　耐空証明書
(c)　各乗組員の適当な免状
(d)　航空日誌
(e)　無線機を装備するときは、航空機局免許状
(f)　旅客を運送するときは、その氏名、乗込地及び目的地の表
(g)　貨物を運送するときは、積荷目録及び貨物の細目申告書

（航空機の無線装備）

第三十条

(a)　各締約国の航空機は、登録を受けた国の当局から無線送信機を装備し、且つ、運用するための免許状の発給を受けたときにのみ、他の締約国の領域内で又はその領域の上空でその送信機を携行することができる。領域の上空を飛行される締約国の領域における無線送信機の使用は、その国が設ける規制に従わなければならない。

(b)　無線送信機は、航空機が登録を受けた国の当局が発給したそのための特別の免状を所持する航空機乗組員に限つて使用することができる。

（耐空証明書）

第三十一条

国際航空に従事するすべての航空機は、登録を受けた国が発給し、又は有効と認めた耐空証明書を備えつけなければならない。

（航空従事者の免状）

第三十二条

(a)　国際航空に従事するすべての航空機の操縦者その他の運航乗組員は、その航空機が登録を受けた国が発給し、又は有効と認めた技能証明書及び免状を所持しなければならない。

(b)　各締約国は、自国の領域の上空の飛行に関しては、自国民に対して他の締約国が与えた技能証明書及び免状を認めることを拒否する権利を留保する。

（証明書及び免状の承認）

第三十三条

航空機が登録を受けた国が発給し、又は有効と認めた耐空証明書、技能証明書及び免状は、その証明書又は免状を発給し、又は有効と認めた要件がこの条約に従つて随時設定される最低標準と同等又はそれ以上のものである限り、他の締約国も有効と認めなければならない。

（航空日誌）

第三十四条

国際航空に従事するすべての航空機については、この条約に従つて随時定められる形式で航空機、その乗組員及び各飛行の細目を記入した航空日誌を保持しなければならない。

（貨物の制限）

第三十五条

(a)　軍需品又は軍用器材は、締約国の許可を受けた場合を除く外、国際航空に従事する航空機でその国の領域内又は領域の上空を運送してはならない。各国は、統一を期するため、国際民間航空機関が随時行う勧告に対して妥当な考慮を払つた上、本条にいう軍需品又は

軍用器材とは何かを規則によつて決定しなければならない。

(b) 各締約国は、公の秩序及び安全のため、(a)に掲げる物品以外の物品をその領域内又は領域の上空を運送することを制限し、又は禁止する権利を留保する。但し、この点については、国際航空に従事する自国の航空機と他の締約国の同様の航空機との間に差別を設けてはならず、また、航空機の運航若しくは航行又は乗組員若しくは旅客の安全のため必要な装置の携行及び航空機上におけるその使用を妨げる制限を課してはならない。

第三十六条

(写真機)

各締約国は、その領域の上空にある航空機において写真機を使用することを禁止し、又は制限することができる。

第六章　国際標準及び勧告方式

第三十七条

(国際の標準及び手続の採択)

各締約国は、航空機、航空従事者、航空路及び附属業務に関する規則、標準、手続及び組織の実行可能な最高度の統一を、その統一が航空を容易にし、且つ、改善するすべての事項について確保することに協力することを約束する。

このため、国際民間航空機関は、次の事項に関する国際標準並びに勧告される方式及び手続を必要に応じて随時採択し、及び改正する。

(a) 通信組織及び航空保安施設（地上標識を含む。）

(b) 空港及び着陸場の性質

(c) 航空規則及び航空交通管制方式

(d) 運航関係及び整備関係の航空従事者の免許

(e) 航空機の耐空性

(f) 航空機の登録及び識別

(g) 気象情報の収集及び交換

(h) 航空日誌

(i) 航空地図及び航空図

(j) 税関及び出入国の手続

(k) 遭難航空機及び事故の調査

並びに航空の安全、正確及び能率に関係のあるその他の事項で随時適当と認めるもの

第三十八条

(国際の標準及び手続からの背離)

すべての点について国際の標準若しくは手続に従うこと若しくは国際の標準若しくは手続の改正後自国の規制若しくは方式をそれに完全に一致させることを不可能と認める国又は国際標準によつて設定された規則若しくは方式と特定の点において異なる規制若しくは方式を採用することを必要と認める国は、自国の方式と国際標準によつて設定された方式との相違を直ちに国際民間航空機関に通告しなければならない。国際標準の改正があつた場合に自国の規制又は方式に適当な改正を加えない国は、国際標準の改正の採択の日から六十日以内に理事会に通告し、又は自国が執ろうとする措置を明示しなければならない。この場合には、理事会は、国際標準の一又は二以上の特異点とこれに対応するその国の国内方式との相違を直ちに他のすべての国に通告しなければならない。

第三十九条

(証明書及び免状の裏書)

(a) 耐空性又は性能の国際標準が存在する航空機又はその部品で、その証明の時に何らかの点でその標準に合致しなかつたものは、合致しなかつた点の完全な明細がその耐空証明書に裏書され、又はこれに添付されなければならない。

(b) 免状を所持する者で、その所持する免状又は証明書の等級に関する国際標準に定める条件を完全に満たしていないものは、その条件を満たさない点の完全な明細がその免状に裏書され、又はこれに添附されなければならない。

第四十条

(裏書された証明書及び免状の効力)

前記のように裏書された証明書又は免状を有する航空機又は航空従事者は、その入る領域の属する一又は二以上の国の許可を受けた場合を除く外、国際航空に参加してはならない。その航空機又は証明を受けた航空機部品の最初に証明を受けた国以外の国における登録又は使用は、その航空機又は部品を輸入する国が任意に定める。

第四十一条

(耐空性の現行標準の承認)

本章の規定は、航空機及び航空機装備品で、それらの耐空性の国際標準の採択の日の後三年以内にその原型式が当該国の当局に証明のため提出される型式のものには、適用しない。

第四十二条

(航空従事者の技能の現行標準の承認)

本章の規定は、航空従事者で、その資格証明の国際標準の最初の採択の日の後一年以内に初めて免状の発給を受けるものには、適用しない。但し、この標準の採択の日の後五年を経過してなお有効である免状を有するすべての航空従事者には、いかなる場合にも適用する。

第二部　国際民間航空機関

第七章　機関

第四十三条

(名称及び構成)

この条約により、国際民間航空機関という機関を組織する。この機関は、総会、理事会その他の必要な機関からなる。

第四十四条

(目的)

この機関の目的は、次のことのため、国際航空の原則及び技術を発達させ、並びに国際航空運送の計画及び発達を助長することである。

(a) 世界を通じて国際民間航空の安全な且つ整然たる発展を確保すること。

(b) 平和的目的のために航空機の設計及び運航の技術を奨励すること。

(c) 国際民間航空のための航空路、空港及び航空保安施設の発達を奨励すること。

(d) 安全な、正確な、能率的な、且つ、経済的な航空運送に対する世界の諸国民の要求に応ずること。

(e) 不合理な競争によつて生ずる経済的浪費を防止すること。

(f) 締約国の権利が充分に尊重されること及びすべての締約国が国際航空企業を運営する公正な機会をもつことを確保すること。

(g) 締約国間の差別待遇を避けること。

(h) 国際航空における飛行の安全を増進すること。

(i) 国際民間航空のすべての部面の発達を全般的に促進すること。

第四十五条

(恒久的所在地)

この機関の恒久的所在地は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空中間協定によつて設立された臨時国際民間航空機関の中間総会の最終会合で決定される場所とする。その所在地は、理事会の決定により、一時的に他の場所に移すことができる。

第四十六条

(総会の第一回会合)

総会の第一回会合は、前記の臨時機関の中間理事会が決定する時に、及びその決定する場所で会合するように、この条約の効力発生の後直ちに中間理事会が招集する。

第四十七条

(法律上の行為能力)

この機関は、各締約国の領域内で、任務の遂行に必要な法律上の行為能力を享有する。この機関は、関係国の憲法及び法律と両立する限り、完全な法人格を付与される。

第八章　総会

第四十八条

(総会の会合及び表決)

(a) 総会は、毎年一回会合するものとし、理事会が適当な時及び場所に招集する。臨時総会は、理事会の招集又は事務局長にあてた十の締約国の要請があつたときは、いつでも開催することができる。

(b) すべての締約国は、総会の会合に代表者を出す平等な権利を有し、各締約国は、一個の投票権を有する。締約国を代表する代表は、技術顧問の援助を受けることができる。技術顧問は、会合に参加することができるが、投票権を有しない。

(c) 総会の会合の定足数を構成するためには、締約国の過半数を必要とする。総会の決定は、この条約に別段の定がない限り、投票の過半数によつて行われる。

第四十九条

(総会の権限及び任務)

総会の権限及び任務は、次のとおりとする。

(a) 会合ごとに議長その他の役員を選挙すること。

(b) 第九章の規定に従い、理事会に代表者を出す締約国を選挙すること。

(c) 理事会の報告を審査して適当な措置を執り、且つ、理事会が総会に付託した事項について決定をすること。

(d) その手続規則を決定し、且つ、必要又は望ましいと認める補助的な委員会を設立すること。

(e) 第十二章の規定に従い、この機関の年次予算を表決し、且つ、この機関の財政上の措置を決定すること。

(f) この機関の支出を検査し、且つ、この機関の決算報告を承認すること。

(g) その活動範囲内の事項を理事会、補助的な委員会その他の機関に付託すること。

(h) この機関の任務の遂行に必要な又は望ましい権限を理事会に委任し、及びその権限の委任をいつでも取り消し、又は修正すること。

(i) 第十三章の関係規定を実施すること。

(j) この条約の規定の修正又は改正のための提案を審議し、及び、その提案を承認した場合には、第二十一章の規定に従つてこれを締約国に勧告すること。

(k) この機関の活動範囲内の事項で特に理事会の任務とされていないものを処理すること。

第九章　理事会

第五十条

（理事会の構成及び選挙）

(a) 理事会は、総会に対して責任を負う常設機関とする。理事会は、総会が選挙する二十一の締約国からなる。選挙は、総会の第一回会合で行い、その後は、三年ごとに行う。このようにして選挙された理事会の構成員は、次の選挙まで在任する。

(b) 理事会の構成員の選挙に当つて、総会は、(1)航空運送において最も重要な国、(2)(1)又は(3)に含まれない国で国際民間航空のための施設の設置に最大の貢献をするもの及び(3)(1)又は(2)に含まれない国で、その国を指名すれば世界のすべての主要な地理的地域が理事会に確実に代表されることとなるようなものが、適当に代表されるようにしなければならない。理事会の空席は、総会ができる限りすみやかに補充しなければならない。このようにして理事会に選挙された締約国は、前任者の残任期間中に在任する。

(c) 理事会を構成する締約国の代表者は、国際航空業務の運営に積極的に参与し、又はその業務に財政的に関係してはならない。

第五十一条

（理事会の議長）

理事会は、その議長を三年の任期で選挙する。議長は、再選されることができる。議長は、投票権を有しない。理事会は、その構成員の中から一人又は二人以上の副議長を選挙する。副議長は、議長代理となるときも、投票権を保有する。議長は、理事会の構成員の代表者の中から選定されることを要しないが、代表者が議長に選挙された場合には、その議席は、空席とみなし、その代表者が代表する国により補充される。議長の任務は、次のとおりとする。

(a) 理事会、航空運送委員会及び航空委員会の会合を招集すること。

(b) 理事会の代表者となること。

(c) 理事会が指定する任務を理事会に代つて遂行すること。

第五十二条

（理事会における表決）

理事会の決定は、その構成員の過半数の承認を必要とする。理事会は、特定の事項に関する権限をその構成員からなる委員会に委任することができる。理事会の委員会の決定については、利害関係のある締約国が理事会に異議を申し立てることができる。

第五十三条

（投票権を伴わない参加）

締約国は、自国の利害に特に影響する問題について理事会及びその委員会が行う審議に投票権なしで参加することができる。理事会の構成員は、自国が当事者である紛争について理事会が行う審議においては、投票権を有しない。

第五十四条

（理事会の義務的任務）

理事会は、次のことを行わなければならない。

(a) 総会に年次報告を提出すること。

(b) 総会の指令を遂行し、並びにこの条約で課せられる任務及び義務を履行すること。

(c) その組織及び手続規則を決定すること。

(d) 航空運送委員会を設置し、及びその任務を定めること。その委員会の委員は、理事会の構成員の代表者の中から選ばれ、その委員会は、理事会に対して責任を負うものとする。

(e) 第十章の規定に従つて航空委員会を設置すること。

(f) 第十二章及び第十五章の規定に従つてこの機関の会計を管理すること。

(g) 理事会の議長の報酬を決定すること。

(h) 第十一章の規定に従い、事務局長と呼ばれる首席行政官を任命し、及びその他の必要な職員の任命に関する規定を作成すること。

(i) 航空の進歩及び国際航空業務の運営に関する情報を要請し、収集し、審査し、及び公表すること。その情報には、運営の費用に関する情報及び公の資金から航空企業に支払われた補助金の明細に関する情報を含む。

(j) この条約の違反及び理事会の勧告又は決定の不履行を締約国に報告すること。

(k) この条約の違反の通告の後相当な期間内に締約国が適当な措置を執らなかつた場合には、その違反を総会に報告すること。

(l) この条約の第六章の規定に従つて国際標準及び勧告方式を採択し、便宜上、それらをこの条約の附属書とし、且つ、執つた措置をすべての締約国に通告すること。

(m) 附属書の改正についての航空委員会の勧告を審議し、且つ、第二十章の規定に従つて措置を執ること。

(n) この条約に関して締約国が付託する問題を審議すること。

第五十五条

（理事会の任意的任務）

理事会は、次のことを行うことができる。

(a) 適当であり、且つ、経験上望ましいと認められる場合には、地域的基礎その他の基礎に基く航空運送小委員会を創設し、及び理事会がこの条約の目的の遂行を容易にするため直接又は間接に交渉することができる国又は航空企業の集団を定めること。

(b) この条約で定める任務に追加される任務を航空委員会に委任し、及びこの権限の委任をいつでも取り消し、又は修正すること。

(c) 国際的重要性を有する航空運送及び航空のすべての部面について調査を行い、その調査の結果を締約国に通知し、並びに航空運送及び航空上の問題に関する締約国間の情報の交換を容易にすること。

(d) 国際幹線航空業務の国際的の所有及び運営を含む国際航空運送の組織及び運営に関する問題を研究し、並びにこれに関する計画を総会に提出すること。

(e) 避けることができる障害が国際航空の発達を妨げていると認められる事態を締約国の要請に基いて調査し、その調査の後、理事会が望ましいと認める報告を発表すること。

第十章　航空委員会

第五十六条

（委員の指名及び任命）

航空委員会は、締約国が指名する者の中から理事会が任命する十二人の委員からなる。締約国が指名する者は、航空の理論及び実際について適当な資格及び経験を有する者でなければならない。理事会は、すべての締約国に対して被指名者名簿の提出を要請する。航空委員会の委員長は、理事会が任命する。

第五十七条

（委員会の任務）

航空委員会は、次のことを行わなければならない。

(a) この条約の附属書の修正を審議し、及びその採択を理事会に勧告すること。

(b) 望ましいと認める場合には、いかなる締約国も代表者を出すことができる専門部会を設置すること。

(c) 航空の進歩に必要且つ有用であると認めるすべての情報の収集及び締約国への通知に関して理事会に助言すること。

第十一章　職員

第五十八条

（職員の任命）

総会が定める規則及びこの条約の規定に従うことを条件として、理事会は、事務局長その他のこの機関の職員の任命及び任期終了の方法、訓練並びに俸給、諸手当及び勤務条件を決定しなければならず、また、締約国の国民を雇用し、又はその役務を利用することができる。

第五十九条

（職員の国際的性質）

理事会の議長、事務局長その他の職員は、その責任の遂行に関し、この機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。各締約国は、職員の責任の国際的性質を充分に尊重すること及び自国民がその責任を遂行するに当つてこれを左右しようとしないことを約束する。

第六十条

（職員の免除及び特権）

各締約国は、その憲法上の手続に基いて可能である限り、理事会の議長、事務局長その他のこの機関の職員に対し、他の公的国際機関の相当職員に付与されている免除及び特権を付与することを約束する。国際的

文官の免除及び特権に関する一般的国際協定が締結された場合には、議長、事務局長その他のこの機関の職員に付与される免除及び特権は、その一般的国際協定に基いて付与される免除及び特権でなければならない。

第十二章　会計

第六十一条

（予算及び経費の割当）

理事会は、年次予算、年次決算書及びすべての収支に関する概算を総会に提出する。総会は、適当と認める修正を加えて予算を表決し、及び、第十五章に基く同意国への割当金を除く外、この機関の経費を総会が随時決定する基礎に基いて締約国間に割り当てる。

第六十二条

（投票権の停止）

総会は、この機関に対する財政上の義務を相当な期間内に履行しない締約国の総会及び理事会における投票権を停止することができる。

第六十三条

（代表団その他の代表者の経費）

各締約国は、総会への自国の代表団の経費並びに理事会勤務を命じた者及びこの機関の補助的な委員会に対する被指名者又は代表者の報酬、旅費その他の経費を負担しなければならない。

第十三章　他の国際取極

第六十四条

（安全保障取極）

この機関は、その権限内にある航空問題で世界の安全保障に直接に影響を及ぼすものに関し、総会の表決により、世界の諸国が平和を維持するために設立する一般的な機構と適当な取極を締結することができる。

第六十五条

（他の国際団体との取極）

理事会は、共通の業務の維持及び職員に関する共通の取極のため、この機関に代つて他の国際団体と協定を締結し、並びに、総会の承認を得て、この機関の事業を容易にするようなその他の取極を締結することができる。

第六十六条

（他の協定に関する任務）

(a)　この機関は、また、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際航空業務通過協定及び国際航空運送協定によつて課せられた任務をこれらの協定に定める条項及び条件に従つて遂行する。

(b)　総会及び理事会の構成員で、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際航空業務通過協定又は国際航空運送協定を受諾していないものは、関係協定の規定に基いて総会又は理事会に付託される問題については、投票権を有しない。

第三部　国際航空運送

第十四章　情報及び報告

第六十七条

（理事会への報告の提出）

各締約国は、その国際航空企業が、運輸報告、支出統計並びに会計報告書で特にすべての収入及びその源泉を示すものを理事会の定める要件に従つて理事会に提出することを約束する。

第十五章　空港その他の航空施設

第六十八条

（航空路及び空港の指定）

各締約国は、この条約の規定に従うことを条件として、国際航空業務が自国の領域内で飛行すべき航空路及びその業務が使用する空港を指定することができる。

第六十九条

（航空施設の改善）

理事会は、締約国の空港その他の航空施設（無線及び気象の施設を含む。）が現存の又は計画中の国際航空業務の安全な、正確な、能率的な、且つ、経済的な運営のために合理的に判断して適当でないと認める場合には、その事態を救済する方法を発見するため、直接関係国及び影響を受けるその他の国と協議しなければならず、また、この目的のために勧告をすることができる。締約国は、この勧告を実行しない場合にも、この条約の違反の責を負わない。

第七十条

（航空施設の費用の負担）

締約国は、第六十九条に規定する事情の下にあるときは、前記の勧告を実施するために理事会と取極を締結することができる。その国は、その取極に伴うすべての費用を負担することができる。その国がこれを負担しない場合には、理事会は、その国の要請に基いて費用の全部又は一部を負担することに同意することができる。

第七十一条

（理事会による施設の設置及び維持）

理事会は、締約国が要請する場合には、空港その他の航空施設（無線及び気象の施設を含む。）の一部又は全部で、その領域内で他の締約国の国際航空業務の安全な、正確な、能率的な、且つ、経済的な運営のために必要とされるものの設置、配員、維持及び管理をすることに同意し、並びに設置した施設の使用について公正且つ合理的な料金を定めることができる。

第七十二条

（土地の取得又は使用）

締約国の要請に基いて理事会が費用の全部又は一部を負担する施設のために土地が必要とされる場合には、その国は、希望するときは所有権を保有して、土地そのものを提供し、又は理事会が公正且つ合理的な条件で、且つ、当該国の法律に従つて土地を使用することを容易にしなければならない。

第七十三条

（資金の支出及び割当）

理事会は、総会が第十二章に基いて理事会の使用に供する資金の範囲内で、本章の目的のためこの機関の一般資金から経常的支出をすることができる。理事会は、本章の目的のために必要な設備資金を、相当な期間についてあらかじめ協定した割合で、その施設を利用する航空企業が属する締約国でこれに同意するものに割り当てなければならない。理事会は、また、必要とされる運転資金を同意する国に割り当てることができる。

第七十四条

（技術的援助及び収入の利用）

理事会が締約国の要請に基いて資金を前払し、又は空港その他の施設の全部若しくは一部を設置する場合には、その取極は、その国の同意を得て、その空港その他の施設の監督及び運営についての技術的援助に関し、並びにその空港その他の施設の運営費並びに利子及び割賦償還金がその空港その他の施設の運営によつて生ずる収入から支払われることに関して定めることができる。

第七十五条

（理事会からの施設の引継）

締約国は、いつでも、状況により合理的であると理事会が認める額をこれに支払うことにより、第七十条に基いて負担した債務を履行し、並びに理事会が第七十一条及び第七十二条の規定に従つて自国の領域内に設置した空港その他の施設を引き継ぐことができる。締約国は、理事会が定める額が不当であると認める場合には、理事会の決定について総会に対し異議を申し立てることができる。総会は、理事会の決定を確認し、又は修正することができる。

第七十六条

（資金の返済）

理事会が第七十五条に基く弁済並びに第七十四条に基く利子及び割賦償還金の領収によつて得た資金は、第七十三条に基いて締約国が最初に資金を前払している場合には、最初に出資を割り当てられた国に対し、理事会が決定したその割当額に比例して返済しなければならない。

第十六章　共同運営組織及び共同計算業務

第七十七条

（共同運営組織の許可）

この条約のいかなる規定も、二以上の締約国が共同の航空運送運営組織又は国際運営機関を組織し、及びいずれかの路線又は地域における航空業務を共同計算にすることを妨げるものではない。但し、その組織又は機関及びその共同計算業務は、協定の理事会への登録に関する規定を含むこの条約のすべての規定に従わなければならない。理事会は、国際運営機関が運営する航空機に対して航空機の国籍に関するこの条約の規定をいかなる方法で適用するかを決定しなければならない。

第七十八条

（理事会の任務）

理事会は、いずれかの路線又は地域における航空業務を運営するために共同組織を作ることを関係締約国に提議することができる。

第七十九条

（運営組織への参加）

国は、その政府を通じて、又はその政府が指定する一若しくは二以上の航空会社を通じて、共同運営組織又は共同計算取極に参加することができる。それらの航空会社は、もつぱら関係国のみの裁量により、国有、一部国有又は私有のいずれのものともすることができる。

第四部　最終規定

第十七章　他の航空協定及び航空取極

第八十条

（パリ条約及びハバナ条約）

各締約国は、千九百十九年十月十三日にパリで署名された航空法規に関する条約又は千九百二十八年二月二十日にハバナで署名された商業航空に関する条約のいずれかの当事国である場合には、その廃棄をこの条約の効力発生の後直ちに通告することを約束する。この条約は、締約国の間においては、前記のパリ条約及びハバナ条約に代るものとする。

第八十一条

（現存協定の登録）

この条約の効力発生の際、締約国と他の国との間又は締約国の航空企業と他の国若しくは他の国の航空企業との間に存在するすべての航空協

定は、直ちに理事会に登録しなければならない。

第八十二条

（両立しない取極の廃止）

締約国は、この条約がこの条約の条項と両立しない相互間のすべての義務及び了解を廃止するものであることを承認し、且つ、そのような義務及び了解を成立させないことを約束する。この機関の加盟国となる前にこの条約の条項と両立しない義務を非締約国に対し、又は締約国若しくは非締約国の国民に対して約束した締約国は、その義務を免かれる措置を直ちに執らなければならない。締約国の航空企業がこのような両立しない義務を負担している場合には、この企業の国籍の属する国は、直ちにこの義務を終止することを確保するために最善の努力をし、且つ、いかなる場合にも、この義務を終止させる措置がこの条約の効力発生の後適法に可能となつたときは、直ちにこの措置を執らなければならない。

第八十三条

（新たな取極の登録）

締約国は、前条の規定に従うことを条件として、この条約の規定に反しない取極を結ぶことができる。この取極は、直ちに理事会に登録しなければならず、理事会は、できる限りすみやかにこれを公表しなければならない。

第十八章　紛争及び違約

第八十四条

（紛争の解決）

この条約及び附属書の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の意見の相違が交渉によつて解決されない場合には、その意見の相違は、それに関係のある国の申請に基き、理事会が解決する。理事会の構成員は、自国が当事者である紛争について理事会が行う審議においては、投票権を有しない。締約国は、第八十五条に従うことを条件として、理事会の決定について、他の紛争当事者と協定する特別仲裁裁判所又は常設国際司法裁判所に提訴することができる。この提訴は、理事会の決定の通告の受領の日から六十日以内に理事会に通告しなければならない。

第八十五条

（仲裁手続）

紛争当事者たるいずれかの締約国でその紛争に関する理事会の決定について提訴されているものが常設国際司法裁判所規程を受諾しておらず、且つ、紛争当事者たる締約国が仲裁裁判所の選定について合意することができない場合には、紛争当事者たる各締約国は、一人の仲裁委員を指名しなければならない。これらの仲裁委員は、一人の審判委員を指名するものとする。その紛争の当事者たるいずれかの締約国が提訴の日から三箇月の期間内に仲裁委員を指名しなかつた場合には、仲裁委員は、理事会が備えている有資格者の現在員名簿の中から、理事会の議長がその国に代つて指名しなければならない。仲裁委員が審判委員について三十日以内に合意することができなかつた場合には、理事会の議長は、前記の名簿の中から審判委員を指名しなければならない。次に、仲裁委員及び審判委員は、仲裁裁判所を共同で構成しなければならない。本条又は前条に基いて設置される仲裁裁判所は、その手続を定め、且つ、多数決によつて決定を行わなければならない。但し、理事会は、著しい遅延があると認める場合には、手続問題を決定することができる。

第八十六条

（提訴）

理事会が別に定める場合を除く外、国際航空企業がこの条約の規定に従つて運営されているかどうかについての理事会の決定は、提訴に基いて破棄されない限り、引き続き有効とする。その他の事項については、理事会の決定は、これについて提訴された場合には、その提訴が決定されるまでの間停止しなければならない。常設国際司法裁判所及び仲裁裁判所の決定は、最終的とし、且つ、拘束力を有する。

第八十七条

（航空企業の違反に対する制裁）

各締約国は、自国の領域上の空間を通過する締約国の航空企業が前条に従つて行われた最終的決定に違反していると理事会が決定した場合には、その航空企業の運営を許可しないことを約束する。

第八十八条

（国の違反に対する制裁）

総会は、本章の規定に基いて違約国と認められた締約国の総会及び理事会における投票権を停止しなければならない。

第十九章　戦争

第八十九条

（戦争及び緊急状態）

この条約の規定は、戦争の場合には、交戦国であると中立国であるとを問わず、関係締約国の行動の自由に影響を及ぼすものではない。同一の原則は、国家緊急事態を宣言してその事実を理事会に通告した締約国の場合にも、適用する。

第二十章　附属書

第九十条

（附属書の採択及び改正）

(a)　第五十四条(l)に掲げる理事会による附属書の採択は、そのために招集された会合における理事会の三分の二の投票を必要とし、次に、理事会が各締約国に送付しなければならない。その附属書又は附属書の改正は、各締約国への送付の日の後三箇月以内に、又は理事会が定めるそれ以上の期間の終了の時に、効力を生ずる。但し、締約国の過半数がこの期間内にその不承認を理事会に届け出た場合は、この限りでない。

(b)　理事会は、附属書又はその改正の効力の発生をすべての締約国に直ちに通告しなければならない。

第二十一章　批准、加入、改正及び廃棄

（条約の批准）

第九十一条

(a)　この条約は、署名国によつて批准されなければならない。批准書は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その寄託の日を各署名国及び各加入国に通告する。

(b)　この条約は、二十六国がこれを批准し、又はこれに加入したときは、二十六番目の文書の寄託の日の後三十日目にそれらの国の間で効力を生ずる。この条約は、その後批准する各国については、その批准書の寄託の日の後三十日目に効力を生ずる。

(c)　アメリカ合衆国政府は、この条約が効力を生じた日を各署名国及び各加入国の政府に通告するものとする。

第九十二条

（条約への加入）

(a)　この条約は、連合国及びこれらと連合している国並びに今次世界戦争の間中立であつた国の加入のために開放される。

(b)　加入は、アメリカ合衆国政府にあてた通告によつて行い、且つ、アメリカ合衆国政府が通告を受領した日から三十日目に効力を生ずる。同政府は、すべての締約国にその旨を通告する。

第九十三条

（その他の国の加入承認）

第九十一条及び第九十二条(a)に規定する国以外の国は、世界の諸国が平和を維持するために設立する一般的な国際機構の承認を得ることを条件として、総会の五分の四の投票により、且つ、総会が定める条件で、この条約に加入することを承認される。但し、各場合において、承認を求める国によつて今次戦争の間に侵略され、又は攻撃された国の同意を必要とする。

第九十四条

（条約の改正）

(a)　この条約の改正案は、総会の三分の二の投票によつて承認されなければならず、また、総会が定める数の締約国が批准した時に、その改正を批准した国について効力を生ずる。総会が定める数は、締約国の総数の三分の二未満であつてはならない。

(b)　総会は、前記の改正の性質上正当と認める場合には、採択を勧告する決議において、改正の効力発生の後所定の期間内に批准しなかつた国が直ちにこの機関の加盟国及びこの条約の当事国でなくなることを規定することができる。

第九十五条

（条約の廃棄）

(a)　締約国は、この条約の効力発生の後三年を経過したときは、アメリカ合衆国政府にあてた通告により、この条約の廃棄の通告をすることができる。同政府は、直ちに各締約国にその旨を通報する。

(b)　廃棄は、その通告の受領の日から一年で効力を生じ、且つ、廃棄を行つた国についてのみ有効とする。

第二十二章　定義

第九十六条

この条約の適用上、

(a)　「航空業務」とは、旅客、郵便物又は貨物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(b)　「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(c)　「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(d)　「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

条約の署名

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受け、それぞれの政府のために、その署名に対応し

て掲げる日にこの条約に署名する。

千九百四十四年十二月七日にシカゴで、英語により作成した。英語、フランス語及びスペイン語で作成する本文一通は、各語ともにひとしく正文とし、ワシントンで署名のため開放される。両本文は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託し、認証謄本は、同政府がこの条約に署名し、又は加入するすべての国の政府に送付する。

アフガニスタンのために
A・ホセイン・アジズ
オーストラリア連邦政府のために
アーサー・S・ドレイクフォード
ベルギーのために
子爵　デュ・パルク
千九百四十五年四月九日
ボリヴィアのために
中佐　アルフレッド・バチエコ
ブラジルのために
フェルナンド・ローボ
千九百四十五年五月二十九日
カナダのために
H・J・サイミングトン
チリのために
R・サエンス
G・ビスケルト
R・マガリヤネス・B・
中国のために
張嘉傲
コロンビアのために
ゴンサロ・レストレポ・ハラミリョ
千九百四十七年十月三十一日
コスタ・リカのために
F・デ・P・グティエレス
千九百四十五年三月十日
キューバのために
ギリエルモ・ベルト
千九百四十五年四月二十日
チエツコスロヴアキアのために
V・S・フルバン
千九百四十五年四月十八日
ドミニカ共和国のために
C・A・マックラウリン
エクアドルのために
J・A・コレア
フランシスコ・ゴメス・フラード
エジプトのために
M・ハサン
M・ルシュデイ
M・A・カリファ
サルヴアドルのために
フエリペ・ヴエガ＝ゴメス
千九百四十五年五月九日
エテイオピアのために
ラス・H・S・イムル
千九百四十七年二月十日
フランスのために
M・イーマン
C・レベル
ブールジュ
P・ロキユソル
ギリシヤのために
D・T・ノテイ・ボツアリス
A・J・アルギロポウロス
グアテマラのために
オスカル・モラーレス・L・
千九百四十五年一月三十日
ハイテイのために
G・エドワルド・ロイ
ホンデユラスのために
E・P・レフエブレ
アイスランドのために
ソール・ソールス
インドのために
G・V・ベウール
イランのために
M・シヤイスティ
イラークのために
アリ・ジヤウダツト
アイルランドのために
ロバート・ブレナン
ジヨン・レイドン
ジヨン・J・ハーン
T・J・オドリスコル
レバノンのために
C・シヤムーン
F・エル＝オス
リベリアのために
ウオルター・F・ウオーカー
ルクセンブルグのために
ユーグ・ル・ガレー
千九百四十五年七月九日
メキシコのために
ペドロ・A・チヤーベ
オランダのために
コーペス
F・C・アロンステイン
ニユー・ジーランド政府のために
ダニエル・ギルス・サリヴアン
ニカラグアのために
R・E・フリツセル
ノールウエーのために
W・ムンテ・モルゲンスチエールネ
千九百四十五年一月三十日
パナマのために
パナマ共和国の代表は、政府の承認及び次の留保を条件として、この条約に署名する。

1　パナマ共和国は、その戦略的位置及びその領域における交通手段の保護の責任が世界の通商にとつて最も重要であり、且つ、西半球の防衛のためきわめて重要であるので、その領域の上空を通るすべての飛行に関し、自国の安全又は前記の交通手段の保護のため適当であると認めるすべての措置を執る権利を留保する。

2　パナマ共和国は、この条約にいう技術的附属書が単に勧告であつて義務を課するものではないと了解する。

パラグアイのために
セルソ・R・ヴエラスケス
千九百四十五年七月二十七日
ペルーのために
A・レボレド
J・S・コエリン
ルイス・アルバラード
F・エルゲラ
ギリエルモ・ヴアン・オールツ・レオン
フイリツピン連邦のために
J・エルナンデス
ウルバーノ・A・サフラ
J・H・ホレイ
ポーランドのために
ズビスラフ・チヨルコシドクトル・H・J・グレツキ
ステフアン・J・コノルスキ
ヴイトルド・A・ウルバノーヴイチ
リユドヴイク・H・ゴツトリーブ
ポルトガルのために
マーリオ・デ・フイゲイレード
アルフレッド・デレスケ・ドス・サントス・シントラ
ドアルテ・カリエーロス
ヴアスコ・ヴイエイラ・ガリン
スペインのために
E・テラーダス
ヘルマン・バライバール
スウエーデンのために
R・クムリーン
スイスのために
シヤルル・ブルグマン
千九百四十五年七月六日
シリアのために
N・カハール
トルコのために
S・コジヤック
F・シヤヒンバシ
オルハン・H・エロル
南アフリカ連邦のために
D・D・フオーサイツ
千九百四十五年六月四日
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために
スウイントン
アメリカ合衆国のために
アドルフ・A・バール・ジユーニア
アルフレッド・L・バルウインクル
チヤールス・A・ウオルヴアートン
F・ラ・ガーデイア
エドワード・ウオーナー
L・ウエルク・ポーグ
ウイリアム・A・M・バーデン
ウルグアイのために
カール・カルバハル
大佐　メダルド・R・フアリーアス
ヴエネズエラのために
ユーゴースラヴイアのために
デンマークのために
ヘンリク・カウフマン
タイのために
M・R・セーニ・プラモート

審査報告書

国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鶴見　祐輔　　羽生　三七
中田　吉雄　　鹿島守之助
徳川　頼貞　　石原幹市郎
小瀧　彬　　井野　碩哉

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は国際民間航空条約の補足的協定ともいうべきもので、わが国としては、日本国との平和条約署名の際に、国際民間航空条約の当時国となつたのち、なるべくすみやかにこの協定を受諾する旨を宣言しているので、右条約加入と同時にこの協定を受諾することは必要と認める。

二、事件の利害得失

わが国の航空企業は、他の締結国の領域を無着陸で横断する特権と、他の締約国の領域で運輸以外の目的で着陸する特権とを保障される利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

〔参照〕

国際航空業務通過協定

国際航空業務通過協定

この国際航空業務通過協定に署名し、且つ、これを受諾する国際民間航空機関の加盟国は、次のとおり宣言する。

第一条

第一項

各締約国は、定期国際航空業務に関し、他の締約国に対して次の空の自由を許与する。

(1) 自国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(2) 運輸以外の目的で着陸する特権

本項の特権は、いかなる定期国際航空業務をも排除して軍事上の目的に使用する空港については、適用がないものとする。現実に敵対行為が行われているか又は軍事占領下にある地域（戦時には、これらの地域に通ずる補給路を含む。）においては、それらの特権は、権限のある軍当局の承認を得て行使しなければならない。

第二項

前記の特権は、ともに千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空中間協定及び、国際民間航空条約が効力を生じたときは、同条約の規定に従つて行使しなければならない。

第三項

運輸以外の目的で着陸する特権を他の締約国の航空企業に許与する締約国は、当該航空企業に対し、その着陸を行う地点において合理的な商業上の業務を提供するよう要求することができる。

前記の要求を行うに当つては、同一路線上で運営している航空企業の間にいかなる差別もしてはならず、航空機の積載量を考慮しなければならず、且つ、関係国際航空業務の通常の運営又は締約国の権利及び義務を害しないような方法で行わなければならない。

第四項

各締約国は、この協定の規定に従うことを条件として、次のことを行うことができる。

(1) 自国の領域内で国際航空業務が飛行すべき航空路及びその業務が使用する空港を指定すること。

(2) 前記の国際航空業務に対して前記の空港その他の施設の使用について公正且つ合理的な料金を課し、又は課することを許すこと。それらの料金は、類似の国際業務に従事する自国の航空機が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。但し、関係締約国の申立があつたときは、空港その他の施設の使用について課せられる料金は、前記の条約に基いて設立される国際民間航空機関の理事会の審査を受けなければならず、同理事会は、一又は二以上の関係国の考慮を求めるため、これについて報告し、且つ、勧告をしなければならない。

第五項

各締約国は、他の締約国の航空運送企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該締約国の国民に属していないと認めた場合又はその航空運送企業が上空を運航する国の法令を遵守せず、若しくはこの協定に基く義務を履行しなかつた場合には、その航空運送企業に対する免許又は許可を与えず、又は取り消す権利を留保する。

第二条

第一項

締約国は、この協定に基く他の締約国の措置が自国に対して不正又は支障を及ぼしていると認めるときは、理事会に対し、事情を調査するよう要求することができる。理事会は、その要求があつたときは、問題を調査し、且つ、関係国に対して協議を行わせなければならない。その協議によつて困難を解決することができなかつた場合には、理事会は、関係締約国に対し、適当な認定及び勧告を行うことができる。理事会は、その後関係締約国が適当な是正措置を不当に執らなかつたと認める場合には、前記の機関の総会に対し、当該締約国がその措置を執るまでの間この協定に基くその権利及び特権を停止するよう勧告することができる。総会は、三分の二の投票により、総会が適当と認める期間中又は当該締約国が是正措置を執つたと理事会が認めるまでの間、当該締約国に対して前記の停止を行うことができる。

第二項

この協定の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の意見の相違が交渉によつて解決されない場合には、前記の条約の第十八章の規定が、同条約の解釈又は適用に関する意見の相違に関して同章に定める方法と同様の方法で、適用される。

第三条

この協定は、前記の条約が効力を有する間、引き続き効力を有する。但し、この協定の当事国たる締約国は、アメリカ合衆国政府に対する一年の予告により、この協定を廃棄することができる。同政府は、直ちにその予告及び脱退を他のすべての締約国に通報しなければならない。

第四条

前記の条約が効力を生ずるまでの間、この協定において前記の条約というときは、第二条第二項及び第五条に掲げるものを除く外、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空中間協定をいうものとみなし、また、国際民間航空機関、総会及び理事会というときは、それぞれ臨時国際民間航空機関、中間総会及び中間理事会をいうものとみなす。

第五条

この協定の適用上、「領域」は、前記の条約の第二条に定義されると同様に定義されるものとする。

第六条　協定の署名及び受諾

千九百四十四年十一月一日にシカゴで開催された国際民間航空会議に対する下名の代表は、この協定に署名した各政府は同政府のための署名が当該政府によるこの協定の受諾及び同政府を拘束する義務を意味するものであるかどうかについてできる限りすみやかにアメリカ合衆国政府に通報しなければならないという了解の下に、この協定に署名した。

国際民間航空機関の加盟国たる国は、アメリカ合衆国政府にあてた受諾の通告により、自国を拘束する義務としてこの協定を受諾することができる。その受諾は、同政府がその通告を受領した日に効力を生ずる。

この協定は、各締約国がこの協定を受諾した時にそれらの締約国の間で効力を生ずる。その後は、この協定は、アメリカ合衆国政府に受諾を通告するその他の各国については、同政府がその通告を受領した日から拘束力を有する。アメリカ合衆国政府は、すべての署名国及び受諾国に対し、この協定のすべての受諾の日及び各受諾国についての効力発生の日を通報しなければならない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、各自の政府のために、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名する。

千九百四十四年十二月七日にシカゴで、英語により作成した。英語、フランス語及びスペイン語で作成する本文一通は、各語ともにひとしく正文とし、ワシントンで署名のため開放される。両本文は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託し、認証謄本は、同政府がこの協定に署名し、又はこれを受諾するすべての国の政府に送付する。

アフガニスタンのために
A・ホセイン・アジズ

オーストラリア連邦政府のために
F・W・エグルストン
千九百四十五年七月四日

ベルギーのために
子爵　デュ・パルク
千九百四十五年四月九日

ボリヴィアのために
中佐　アル・バチエコ

ブラジルのために

カナダのために
L・B・ピアソン
千九百四十五年二月十日

チリのために
R・サエンス

G・ビスケルト

R・マガリヤネス・B・

中国のために

コロンビアのために
コスタ・リカのために
F・デ・P・グティエレス
千九百四十五年三月十日

キューバのために
ギリエルモ・ベルト
千九百四十五年四月二十日

チエツコスロバキアのために
V・S・フルバン
千九百四十五年四月十八日

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために
J・A・コレア

フランシスコ・ゴメス・フラード

エジプトのために
M・ハサン

MM・ルシユデイ

M・A・カリファ

サルヴアドルのために
フエリペ・ヴエガ＝ゴメス
千九百四十五年五月九日

エチオピアのために
エフレム・T・メドハン
千九百四十五年三月二十二日

フランスのために
M・イーマン

C・レベル

プールジユ

P・ロキユソル

ギリシヤのために
D・T・ノテイ・ボツアリス

A・J・アルギロポウロス

グアテマラのために
オスカル・モラーレス・L・
千九百四十五年一月三十日

ハイチイのために
G・エドワルド・ロイ
ホンデュラスのために
E・P・レフエブレ
アイスランドのために
ソールル・ソールルス
千九百四十五年四月四日
インドのために
G・V・ペウール
イランのために
M・シヤイスティ
イラークのために
アリ・ジヤウダツト
アイルランドのために
レバノンのために
C・シヤムーン
F・エル＝オス
リベリアのために
ウオルター・F・ウオーカー
ルクセンブルグのために
ユーグ・ル・ガレー
千九百四十五年七月九日
メキシコのために
ペドロ・A・チヤーパ
オランダのために
M・ステーンベルフ
コーペス
F・C・アロンステイン
ニユー・ジーランド政府のために
ダニエル・ギルス・サリヴアン
ニカラグアのために
R・E・フリツセル
ノールウエーのために
W・ムンテ・モル ゲンスチエールネ
千九百四十五年一月三十日
パナマのために
パラグアイのために
セルソ・R・ヴエラスケス
千九百四十五年七月二十七日
ペルーのために
A・レボレド
J・S・コエリン
ルイス・アルバラード
F・エルゲラ
ギリエルモ・ヴアン・オールツ・レオン
フイリピン連邦のために
J・エルナンデス
ウルバーノ・A・サフラ
J・H・ホレイ
ポーランドのために
ズビスラフ・チヨルコシドクトル H・J・グレツキ
ステフアン・J・コノルスキ
ヴイトルド・A・ウルバノーヴイチ
リユドヴイク・H・ゴツトリーブ
ポルトガルのために
スペインのために
E・テラーダス
ヘルマン・バライバール
スウエーデンのために
R・クムリーン
スイスのために
シヤルル・ブルツグマン
千九百四十五年七月六日
シリアのために
N・カハール
千九百四十五年七月六日
トルコのために
S・コジヤツク
F・シヤヒンバシ
オルハン・H・エロル
南アフリカ連邦のために
D・D・フオーサイツ
千九百四十五年七月四日
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために
私は、私のこの協定への署名が、ニユー・フアウンドランドについては、後日これを包括する旨の通告をしない限り、適用しないことを宣言する。
スウインントン
アメリカ合衆国のために
アドルフ・A・バール・ジユーニア
アルフレツド・L・バルウインクル
チヤールス・A・ウオルヴアートン
F・ラ・ガーデイア
エドワード・ウオーナー
L・ウエルク・ボーグ
ウイリアム・A・M・バーデン
ウルグアイのために
カール・カルバハル
大佐 メダルド・F・フアリーアス
ヴエネズエラのために
ヴエネズエラの代表は、政府の承認を条件として署名する。本国政府によるこの文書の承認は、ヴエネズエラ合衆国の憲法の規定に従つて行われる。
F・J・スクレ
J・ブランコ・ウスタリス
ユーゴースラヴイアのために
デンマークのために
ヘンリク・カウフマン
タイのために
M・R・セーニ・プラモート

審査報告書

国際電気通信条約の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鶴見　祐輔　　羽生　三七
中田　吉雄　　鹿島守之助
徳川　頼貞　　石原幹市郎
小瀧　彬　　井野　碩哉

一、要領書

委員会の決定の理由

この条約は現行の条約の実施の経験にかんがみて、今日の事態に適応した改正を加えたもので、その批准は妥当な措置と認められる。

二、事件の利害得失

この条約の批准により、各国との間の国際電気通信業務の円滑化を図り、又この分野において国際協力の実をあげることができる。

三、費用

年間約千八百六十万円を要するが、本年度予算に計上済である。

〔参照〕

国際電気通信条約

国際電気通信条約

前文

締約政府の全権委員は、各国に対しその電気通信を規律する主権を充分に承認して、電気通信の良好な運用によつて諸国民の間の関係を円滑にする目的をもつて、共通の合意により、この条約を協定した。

第一章　連合の構成、目的及び組織

第一条　連合の構成

国際電気通信連合は、連合員及び準連合員からなる。

2　連合員とは、次のものをいう。

(a)　第一附属書に掲げる国又は領域の集合で、自ら又は代理されて、この条約に署名し、且つ、これを批准し、又はこれに加入したもの

(b)　第一附属書に掲げられていない国で、国際連合の加盟国となり、且つ、第十六条の規定に従つてこの条約に加入したもの

(c)　第一附属書に掲げられず、且つ、国際連合の加盟国でもない主権国で、連合員としての加盟の申請が連合員の三分の二の承認を得た後、第十六条の規定に従つてこの条約に加入したもの

3　(1)　すべての連合員は、連合の会議に参加する権利を有し、且つ、連合のすべての機関の構成員としての被選挙資格を有する。

(2)　各連合員は、連合のすべての会議及び当該連合員が構成員となつている連合の常設機関のすべての会合において、一個の投票権を有する。

4　準連合員とは、次のものをいう。

(a)　第二附属書に掲げる国、領域又は領域の集合で、自ら又は代理されて、この条約に署名し、且つ、これを批准し、又はこれに加入したもの

(b)　前記の2の規定による連合員でない国で、連合に対する準連合員としての加盟の申請が連合員の過半数によつて承認され、且つ、第十六条の規定に従つてこの条約に加入したもの

(c)　国際関係について完全な責任を有しない領域又は領域の集合で、連合員がこれに代つてこの条約に署名し、且つ、これを批准し、又は、責任を有する連合員が行つた準連合員としての加盟の申請が連合員の過半数によつて承認された後、第十六条若しくは第十七条の規定に従つてこの条約に加入したもの

(d)　信託統治地域で、準連合員としての加盟の申請が国際連合によつて提出され、且つ、国際連合がこれに代つて第十八条の規定に従つてこの条約に加入したもの

5　一連合員を構成する領域の集合の一部をなす領域又は領域の集合が、前記の4(a)又は4(c)の規定に従つて準連合員となつたときは、この条約に基くその権利及び義務は、準連合員としての権利及び義務に限る。

6　準連合員は、連合員と同一の権利及び義務を有する。但し、準連

合員は、連合の会議その他の機関においては、投票権を有しない。準連合員は、全権委員会議又は主管庁会議が構成員を指定する連合の機関については、その構成員としての被選挙資格を有しない。

7　前記の2(c)、4(b)及び4(c)の規定の適用上、連合員又は準連合員としての加盟の申請が、全権委員会議から全権委員会議までの間において、外交上の手続により、且つ、連合の所在地がある国の仲介によつて行われたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとみなす。

第二条　連合の所在地

連合及びその常設機関の所在地は、ジュネーヴとする。

第三条　連合の目的

1　連合は、次の目的を有する。

(a)　すべての種類の電気通信の改善及び合理的使用のため、国際協力を維持し、且つ、増進すること。

(b)　電気通信業務の能率を増進し、その利用を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

(c)　これらの共通の目的に対する諸国の努力を調和すること。

2　この目的のため、連合は、特に次のことを行う。

(a)　各国の無線通信局の間の有害な混信を避けるため、周波数スペクトルの割当及び周波数指定の登録を行うこと。

(b)　電気通信の良好な業務及び健全な独立の経理と両立する範囲内で、できる限り低い基準の料金を設定するため、連合員及び準連合員の間における協力を増進すること。

(c)　電気通信業務の協力によつて人命の安全を確保する方法の採用を促進すること。

(d)　すべての連合員及び準連合員の利益のため、電気通信に関して研究を行い、勧告を作成し、及び情報を集めて発表すること。

第四条　連合の組織

連合の機関は、次のとおりとする。

一　全権委員会議（連合の最高機関）

二　主管庁会議

三　次に掲げる常設機関

(a)　管理理事会

事務総局

(b)　国際周波数登録委員会（I.F.R.B.）

(c)　国際電信諮問委員会（C.C.I.T.）

(d)　国際電話諮問委員会（C.C.I.F.）

(e)　国際無線通信諮問委員会（C.C.I.R.）

第五条　管理理事会

A　組織及び運営

1　(1)　管理理事会は、全権委員会議が、世界のすべての地域が衡平に代表されることの必要を考慮して選挙した十八の連合員で構成する。理事会に選挙された連合員は、全権委員会議が新たな理事会の選挙を行う日までその任務を行う。これらの連合員は、再選されることができる。

(2)　全権委員会議から全権委員会議までの間において管理理事会に欠員を生じたときは、同一の地域に属する連合員で、前回の投票において当選しなかつたもののうち最大の投票数を獲得したものが、権利として理事会の構成員となる。

2　管理理事会の各構成員は、理事会に参加するため、電気通信業務に経験のある適任者を任命する。

3　管理理事会の各構成員は、一個の投票権を有する。

4　管理理事会は、その内部規則を定める。

5　管理理事会は、各年次会期の初めに、その議長及び副議長を選挙する。議長及び副議長は、次の年次会期の開会までその職にとどまるものとし、且つ、再選されることができる。副議長は、議長がいないときは、これに代る。

6　(1)　管理理事会は、連合の所在地において、年次会期として会合する。

(2)　この会期中、管理理事会は、例外として追加の会期を開催することを決定することができる。

(3)　通常会期から通常会期までの間において、管理理事会の構成員の過半数の請求があつたときは、議長は、理事会を原則として連合の所在地に招集することができる。

7　事務総局長及び二人の事務総局次長、国際周波数登録委員会の議長、国際諮問委員会の委員長並びに国際無線通信諮問委員会の副委員長は、権利として管理理事会の討議に参加する。但し、投票には加わらない。もつとも、理事会は、例外として、その構成員のみに限定した会合を行うことができる。

8　連合の事務総局長は、管理理事会の事務局長の職務を行う。

9　(1)　全権委員会議から全権委員会議までの間においては、管理理事会は、全権委員会議によつて委任された権限の範囲内で、全権委員会議の代理者として行動する。

(2)　管理理事会は、正式の会期においてのみ行動する。

10　管理理事会の各構成員の代表者が職務を行うために要する旅費及び滞在費に限り、連合が負担する。

B　任務

11　(1)　管理理事会は、連合員及び準連合員がこの条約の規定、規則、全権委員会議の決定並びに必要があるときは連合の他の会議及び会合の決定を実施することを容易にするため、すべての措置を執る責任を負う。

(2)　管理理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保する。

12　管理理事会は、特に次のことを行う。

(a)　全権委員会議によつて課せられるすべての任務を行うこと。

(b)　全権委員会議から全権委員会議までの間において、この条約の第二十六条及び第二十七条に掲げるすべての国際機関との調整を確保すること。

このため、

一　管理理事会は、この条約の第二十七条に掲げる国際機関と、また、この条約の第六附属書の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を連合に代つて締結する。これらの暫定的協定は、この条約の第九条1(g)の規定に従つて次回の全権委員会議に提出しなければならない。

二　管理理事会は、これらの機関の会議又は必要があるときはこれらの機関との合意の上開催される調整会議に参加するため、一人又は二人以上の代表者を連合に代つて指名する。

(c)　連合の事務総局長及び二人の事務総局次長を任命すること。

(d)　全権委員会議によつて与えられた一般的指示を考慮して、事務総局及び連合の常設機関の専門事務局の職員の数及び等級を決定すること。

(e)　連合の事務及び会計の活動に必要と認めるすべての規則を作成すること。

(f)　連合の事務の運営を監督すること。

(g)　連合の年次予算を審査して決定すること。

(h)　事務総局長の作成する連合の会計計算書を毎年検査するため必要なすべての措置を執り、且つ、次回の全権委員会議に提出するためこの計算書を決定すること。

(i)　全権委員会議が第九条1(c)の規定に従つて決定した基準俸給表を考慮して、事務総局長、国際周波数登録委員会の委員及び連合のすべての職員の俸給を定めること。

(j)　必要があるときは、臨時の追加手当の額を決定すること。この場合には、連合の所在地がある国における生計費の変動を考慮し、且つ、できる限り、その国の政府及びその国に設置されている国際機関の実際の例にならうものとする。

(k)　第九条及び第十条に従つて、連合の全権委員会議及び主管庁会議の招集のため必要な措置を執ること。

(l)　有用と認める意見書を連合の全権委員会議に提出すること。

(m)　連合の常設機関の活動を調整し、これらの機関の請求又は勧告に応ずるため適当な措置を執り、並びに、国際諮問委員会の委員長及び国際無線通信諮問委員会の副委員長に欠員を生じたときは、臨時にこれを補充すること。

(n)　この条約に掲げるその他の職務並びに、この条約及び規則の範囲内において、連合の良好な管理に必要と認められるすべての職務を行うこと。

(o) 管理理事会及び連合の活動に関する報告を全権委員会議の審査のため提出すること。

第六条　国際周波数登録委員会

1 国際周波数登録委員会の本来の任務は、次のとおりとする。

(a) 各国が行う周波数指定の正式の国際的承認を確保する目的をもつて、各周波数指定の日付、目的及び技術的特性を無線通信規則に掲げる手続及び必要があるときは連合の権限のある会議の決定に従つて確定するように、これらの指定の秩序ある記録を行うこと。

(b) 有害な混信を生ずる虞がある周波数スペクトルの部分においてできる限り多数の無線電気通信路を運用するため、連合員及び準連合員に対して意見書を提出すること。

(c) 連合の権限のある会議又は、このような会議の準備若しくはその決定の実施のため連合員の過半数の同意を得て、管理理事会が周波数の指定及び利用に関して定めるすべての追加の任務を行うこと。

(d) その任務の遂行に欠くことのできない記録を整備して置くこと。

2 (1) 国際周波数登録委員会は、連合員である異なつた国の国民たる独立の委員で構成する機関とする。

(2) 委員会の委員は、無線通信の分野において充分な技術的能力を有し、且つ、周波数の指定及び利用について実際的経験を有する者でなければならない。

(3) また、前記の1(b)によつて委員会が取り扱う問題を更に良く理解することができるように、各委員は、世界の特定の地域の地理的、経済的及び人口的事情に精通していなければならない。

3 (1) 通常無線通信主管庁会議は、会合の都度、委員会の独立の委員として職務を行う前記の資格を有する自国民の一人を指名すべき連合員たる国を選挙する。

(2) この選挙の手続は、世界の各地域における委員の衡平な配分を確保するように、この会議が自ら定める。

(3) 選挙された国は、再選されることができる。

(4) 委員会の委員は、委員を指名すべき国を選挙した通常無線通信主管庁会議が定める日に、その職につく。委員は、通常、会議が次回の会合においてその後任者の就任について定める日まで、その職にとどまる。

(5) 通常無線通信主管庁会議から通常無線通信主管庁会議までの間において、委員会の委員が辞職し、又は正当な事由がなく三箇月をこえる期間その職務を放棄するときは、委員会の議長は、その委員を指名した連合員に対し、できる限りすみやかに後任者を指名することを要請する。この連合員は、要請の日から三箇月の期間内に後任者を指名しないときは、委員会で職につくべき者を指名する権利を失う。この場合には、委員会の議長は、前回の選挙において関係地域で当選しなかつた連合員のうち最大の投票数を獲得したものに対し、残任期間中委員会で職につくべき者を指名することを要請する。

4 委員会の運営方法は、無線通信規則で定める。

5 (1) 委員会の委員は、その所属国又は地域の代表者としてではなく国際的委任を受けた公平な機関として、その任務を行う。

(2) 委員会の委員は、職務の遂行に関し、いかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私の機関若しくは個人からも指示を求め、又は受けてはならない。更に、各連合員又は準連合員は、委員会及びその委員の職務の国際的性質を尊重しなければならず、また、いかなる場合にも、これらの委員のいずれの職務の遂行に当つてもこれらの者を左右しようとしてはならない。

(3) 委員会の委員又は職員は、その職務以外において、方法のいかんを問わず、電気通信を営むいかなる企業にも積極的に参加してはならず、また、これと金銭的関係をもつてはならない。もつとも、「金銭的関係」の語は、従前の雇用又は勤務に基く退職金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。

6 委員会で職につく者の職務は、自己の属する国が連合員でなくなると同時に当然終了する。

第七条　国際諮問委員会

1 (1) 国際電信諮問委員会(C.C.I.T.)は、電信及び電写に関する技術、運用及び料金の問題について研究を行い、且つ、意見を表明することを任務とする。

(2) 国際電話諮問委員会(C.C.I.F.)は、電話に関する技術、運用及び料金の問題について研究を行い、且つ、意見を表明することを任務とする。

(3) 国際無線通信諮問委員会(C.C.I.R.)は、無線通信に関する技術上の問題について及び運用の問題でその解決に主として無線電気技術上の考慮を要するものについて研究を行い、且つ、意見を表明することを任務とする。

2 各国際諮問委員会が研究し、且つ、意見を表明すべき問題は、全権委員会議、主管庁会議、管理理事会、他の諮問委員会又は国際周波数登録委員会が付託する。各諮問委員会は、その総会が研究に付することを決定した問題又はその総会の会合から会合までの間において少くとも十二の連合員若しくは準連合員が研究に付することを請求した問題についても、意見を表明する。

3 国際諮問委員会は、次のものを構成員とする。

(a) すべての連合員及び準連合員の主管庁（権利として構成員となるもの）

(b) 認められた私企業で、その私企業を認めた連合員又は準連合員の承認を得て委員会の業務への参加を請求するもの

4 各国際諮問委員会の運営は、次のものによつて行う。

(a) 総会　総会は、通常三年ごとに会合する。

(b) 研究委員会　研究委員会は、研究すべき問題を取り扱うため総会が設ける。

(c) 委員長　委員長は、任期を定めないで総会が任命する。但し、双方が解約する権利を有する。無線通信諮問委員会の委員長は、同一の条件で任命される無線放送の問題に関する専門家たる副委員長によつて補佐される。

(d) 専門事務局　専門事務局は、委員長を補佐する。

(e) 研究所又は技術的施設　これらは、連合が設置する。

5 諮問委員会の委員長及び無線通信諮問委員会の副委員長は、それぞれ、異なつた国の国民でなければならない。

6 (1) 諮問委員会は、適用することができる限り、この条約に附属する一般規則に掲げる会議の内部規則に従う。

(2) 委員会の業務を容易にするため、各総会は、会議の内部規則の規定に反しない限り、補足規定を採用することができる。

7 諮問委員会の運営方法は、この条約に附属する一般規則の第二部で定める。

第八条　事務総局

1 (1) 事務総局は、事務総局長が統括する。事務総局長は、二人の事務総局次長によつて補佐される。これらの三人は、それぞれ、連合員たる異なつた国の国民とする。

(2) 事務総局長は、事務総局に属する任務の全部並びに連合の事務及び会計業務の全体について、管理理事会に対して責任を負う。事務総局次長は、事務総局長に対して責任を負う。

2 事務総局長は、次のことを行う。

(a) 全権委員会議が与える指示及び管理理事会が定める規則に従つて、事務総局の業務を組織化し、且つ、事務総局の職員を任命すること。

(b) 常設機関の専門事務局の設置に関する事務的措置を執り、且つ、各常設機関の長の選定に基いてこれと合意の上専門事務局の職員を任命すること。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

(c) 管理理事会が承認する事務規則及び会計規則の専門事務局における適用を監視すること。

(d) 連合の常設機関の長の直接の指揮の下に執務する専門事務局の職員に対してもつぱら事務上の監督を行うこと。

(e) 連合の会議の前後における書記局としての事務を行うこと。必要があるときは招請政府と協力して、連合のすべての会議の書記局を設置し、及び、請求があるとき、又はこの条約に附属する規則に規定があるときは、連合の常設機関の会合又は連合の主催する会合の書記局を設置すること。また、請求があるときは、契約によつて電気通信に関する他のすべての会合の書記局を設置することができる。

(f)

(g) 連合の常設機関又は主管庁が提供する資料によつて作成する正式の記録を整備して置くこと。但し、登録原簿その他国際周波数登録委員会の職務に関係のある不可欠な記録を除く。

(h) 連合の常設機関の意見及び主要な報告を発表すること。

(i) 当事者から通報される電気通信に関する国際協定及び地域的協定を発表し、且つ、それらに関する書類を整備して置くこと。

(j) 国際周波数登録委員会がその任務として作成する周波数の指定及び利用に関する資料を発表すること。

(k) 必要があるときは連合の他の常設機関の援助を得て、次のものを作成し、発表し、及び整備して置くこと。

一　連合の構成及び組織を示す書類

二　この条約に附属する規則に掲げる連合の一般統計及び正式の業務書類

三　会議又は管理理事会の指示により作成するその他のすべての書類

(l) 発表される書類を配付すること。

(m) 全世界における電気通信に関する国内及び国際の資料を集め、及び適当な形式によつて発表すること。

(n) 電気通信業務の最大の能率、特に、混信を減少するための無線電気周波数の最良の利用を確保する目的をもつて、技術的手段の実施に関して連合員及び準連合員に有用なすべての資料を集め、及び発表すること。

(o) 集められた資料又は利用することができる資料（他の国際機関から集めることができるものを含む。）によつて、電気通信に関する一般の情報及び資料の雑誌を定期に刊行すること。

(p) 年次予算案を作成し、及びこれを管理理事会に提出すること。この予算案は、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員及び準連合員に情報として送付する。

(q) 管理理事会に毎年提出する会計報告及び各全権委員会議直前までの総括的計算書を作成すること。これらの報告及び計算書は、管理理事会の検査及び承認を得た後、連合員及び準連合員に通報し、且つ、審査及び最終的承認を受けるため次回の全権委員会議に提出する。

(r) 連合の活動に関する年報を作成し、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員及び準連合員にこれを送付すること。

(s) その他連合のすべての事務的職務を行うこと。

3

事務総局長又は事務総局次長二人のうち一人は、国際諮問委員会の総会及び連合のすべての会議に顧問的資格で出席することができる。事務総局長又はその代理は、連合の他のすべての会合に顧問的資格で参加することができる。

4

職員の採用及び雇用条件の決定に当つて最も考慮すべきことは、最高水準の能率、能力及び誠実を有する職員の勤務を連合のために確保しなければならないことである。職員をできる限り広い地理的基礎に基いて採用することの重要性については、妥当な考慮を払わなければならない。

5

(1) 事務総局長、事務総局次長及び職員は、その職務の遂行に当り、いかなる政府又は連合外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。これらの者は、国際的職員としての地位と両立しないすべての行為を慎まなければならない。

(2) 各連合員及び準連合員は、事務総局長、事務総局次長及び職員の職務のもつぱら国際的な性質を尊重すること並びにその任務の遂行に当つてこれらの者を左右しようとしないことを約束する。

第九条　全権委員会議

1

全権委員会議は、次のことを行う。

(a) 前回の全権委員会議以後の管理理事会及び連合の活動に関する管理理事会の報告を審査すること。

(b) 次回の全権委員会議までの期間について連合の予算の基準及び通常経費の最高限を定めること。

(c) 事務総局長、連合のすべての職員及び国際周波数登録委員会の委員の基準俸給表を定めること。

(d) 連合の会計計算書を最終的に承認すること。

(e) 管理理事会を構成すべき連合員を選挙すること。

(f) 必要と認めるときは、この条約を改正すること。

(g) 必要があるときは、連合と他の国際機関との間の協定を締結し、又は改正し、管理理事会が連合に代つてこれらの機関と締結した暫定的協定を審査し、及びこれに関して適当と認める措置を執ること。

(h) 必要と認めるすべての電気通信の問題を処理すること。

2

全権委員会議は、通常、五年ごとに、前回の全権委員会議が定めた場所で、且つ、その会議が定めた期日に開催する。

3

(1) 次回の全権委員会議の期日又は場所は、次の場合には、変更することができる。

(a) 少くとも二十の連合員が事務総局長に対して請求する場合

(b) 管理理事会が提議する場合

前記のいずれの場合にも、新たな期日又は場所は、連合員の過半数の同意を得て定める。

(2) 全権委員会議は、議事日程並びに会合の期日及び場所を定める。

(a) 全権委員会議が決定する場合。全権委員会議は、議事日程並びに会合の期日及び場所を定める。

(b) 少くとも二十の連合員が、その提議した議事日程を審議するため、臨時主管庁会議の開催の希望を事務総局長に通知する場合

(c) 管理理事会が提議する場合

前記の(1)(b)及び(1)(c)に掲げる場合には、会議の期日、場所及び議事日程は、世界的会議については連合員の過半数、地域的会議については関係地域の連合員の過半数の同意を得て定める。

(b) 世界的会議の場合には少くとも二十の連合員が、地域的会議の場合には関係地域の連合員の四分の一が、その提議した議事日程を審議するため、特別会議の開催の希望を事務総局長に通知する場合

(c) 管理理事会が提議する場合

前記の(1)(b)及び(1)(c)に掲げる場合には、会議の期日、場所及び議事日程は、連合員の過半数の同意を得て定める。

(2) 特別会議は、次の場合に招集することができる。

(a) 全権委員会議、通常主管庁会議又は臨時主管庁会議が決定する場合。これらの会議は、特別会議の議事日程並びに会合すべき期日及び場所を定める。

(b) 世界的会議の場合には少くとも二十の連合員が、地域的会議の場合には関係地域の連合員の四分の一が、その提議した議事日程を審議するため、特別会議の開催の希望を事務総局長に通知する場合

(c) 管理理事会が提議する場合

前記の(1)(b)及び(1)(c)に掲げる場合には、会議の期日、場所及び議事日程は、連合員の過半数の同意を得て定める。

4

(1) 通常主管庁会議の期日又は場所は、次の場合には、変更することができる。

(a) 少くとも二十の連合員が事務総局長に対して請求する場合

(b) 管理理事会が提議する場合

前記のいずれの場合にも、新たな期日又は場所は、連合員の過半数の同意を得て定める。

(2) 通常主管庁会議は、通常五年ごとに、なるべく全権委員会議と同一の場所で、且つ、同一の期日に開催する。

3

通常主管庁会議は、通常五年ごとに、なるべく全権委員会議と同一の場所で、且つ、同一の期日に開催する。

(b) 前記の委員会の活動を審査すること。

(c) 通常無線通信主管庁会議は、次のことを行う。

(a) 国際周波数登録委員会の構成員を選挙すること。

(b) 前記の委員会の活動を審査すること。

2

(1) 通常主管庁会議は、次のことを行う。

(a) 各会議の関係する範囲内で、この条約の第十二条2に掲げる規則を改正すること。

(b) この条約及び一般規則並びに全権委員会議が与える指示の範囲内で、必要と認める他のすべての問題を処理すること。

(2) 更に、通常無線通信主管庁会議は、次のことを行う。

(a) 国際周波数登録委員会の構成員を選挙すること。

(b) 前記の委員会の活動を審査すること。

3

通常主管庁会議は、通常五年ごとに、なるべく全権委員会議と同一の場所で、且つ、同一の期日に開催する。

4

(1) 通常主管庁会議の期日又は場所は、次の場合には、変更することができる。

(a) 少くとも二十の連合員が事務総局長に対して請求する場合

(b) 管理理事会が提議する場合

前記のいずれの場合にも、新たな期日又は場所は、連合員の過半数の同意を得て定める。

(2) 臨時主管庁会議は、次の場合に招集することができる。

(a) 全権委員会議が決定する場合。全権委員会議は、議事日程並びに会合の期日及び場所を定める。

(b) 少くとも二十の連合員が、その提議した議事日程を審議するため、臨時主管庁会議の開催の希望を事務総局長に通知する場合

(c) 管理理事会が提議する場合

前記の(1)(b)及び(1)(c)に掲げる場合には、会議の期日、場所及び議事日程は、連合員の過半数の同意を得て定める。

(2) 特別会議は、次の場合に招集することができる。

(a) 全権委員会議、通常主管庁会議又は臨時主管庁会議が決定する場合。これらの会議は、特別会議の議事日程並びに会合すべき期日及び場所を定める。

(b) 世界的会議の場合には少くとも二十の連合員が、地域的会議の場合には関係地域の連合員の四分の一が、その提議した議事日程を審議するため、特別会議の開催の希望を事務総局長に通知する場合

(c) 管理理事会が提議する場合

前記の(1)(b)及び(1)(c)に掲げる場合には、会議の期日、場所及び議事日程は、連合員の過半数の同意を得て定める。

5

(1) 臨時主管庁会議は、次の場合に招集することができる。

(a) 全権委員会議が決定する場合。全権委員会議は、議事日程並びに会合の期日及び場所を定める。

(b) 少くとも二十の連合員が、その提議した議事日程を審議するため、臨時主管庁会議の開催の希望を事務総局長に通知する場合

(c) 管理理事会が提議する場合

前記の(1)(b)及び(1)(c)に掲げる場合には、会議の期日、場所及び議事日程は、連合員の過半数の同意を得て定める。

(2) 特別会議は、次の場合に招集することができる。

(a) 全権委員会議、通常主管庁会議又は臨時主管庁会議が決定する場合。これらの会議は、特別会議の議事日程並びに会合すべき期日及び場所を定める。

(b) 世界的会議の場合には少くとも二十の連合員が、地域的会議の場合には関係地域の連合員の四分の一が、その提議した議事日程を審議するため、特別会議の開催の希望を事務総局長に通知する場合

(c) 管理理事会が提議する場合

前記の(1)(b)及び(1)(c)に掲げる場合には、会議の期日、場所及び議事日程は、連合員の過半数の同意を得て定める。

6

(1) 特別会議は、次の場合に招集することができる。

(a) 全権委員会議、通常主管庁会議又は臨時主管庁会議が決定する場合。これらの会議は、特別会議の議事日程並びに会合すべき期日及び場所を定める。

(b) 世界的会議の場合には少くとも二十の連合員が、地域的会議の場合には関係地域の連合員の四分の一が、その提議した議事日程を審議するため、特別会議の開催の希望を事務総局長に通知する場合

(c) 管理理事会が提議する場合

前記の(1)(b)及び(1)(c)に掲げる場合には、会議の期日、場所及び議事日程は、連合員の過半数の同意を得て定める。

7

(1) 臨時主管庁会議は、緊急な性質を有する特定の電気通信の問題を処理するため招集する。この会議は、その議事日程に掲げる問題に限り、討議することができる。

(2) 臨時主管庁会議は、その関係する範囲内で、規則の規定を改正することができる。但し、この規定の改正が前記の5(2)の規定に従つて連合員の過半数の承認を得た議事日程に掲げられている場合に限る。

8 特別会議は、その議事日程に掲げる問題を処理するため招集する。この会議の決定は、いかなる場合にも、この条約及び業務規則の規定に従うものでなければならない。

9 臨時主管庁会議及び特別会議の期日又は場所の変更の提議を採択するためには、連合員の過半数（地域的会議の場合には、関係地域の連合員の過半数）の同意を得なければならない。

第十一条 会議の内部規則

主管庁会議は、業務の組織化及び討議の進行について、この条約に附属する一般規則に掲げる会議の内部規則を適用する。もつとも、各会議は、討議の開始に先だち、不可欠と認める補足規定を採択することができる。

第十二条 規則

1 第十一条の規定に従うことを条件として、この条約の第五附属書に掲げる一般規則は、この条約と同一の効力及び有効期間を有する。

2(1) この条約の規定は、次の業務規則をもつて補充する。これらの規則は、すべての連合員及び準連合員を拘束する。

電信規則
電話規則
無線通信規則
追加無線通信規則

(2) 連合員及び準連合員は、主管庁会議が行つたこれらの規則の改正についての承認を事務総局長に通告しなければならない。事務総局長は、この承認の通告を受領するごとに、これを連合員及び準連合員に通知する。

3 この条約の規定と規則の規定との間に矛盾があるときは、この条約が優先する。

第十三条 連合の会計

1 連合の経費は、通常経費と臨時経費とに分ける。

2 連合の通常経費は、全権委員会議が定める限度内に維持する。通常経費は、特に、管理理事会の会合に関する費用並びに事務総局、国際周波数登録委員会、国際諮問委員会並びに連合が設置する研究所及び技術的施設の職員の給与及びその他の経費とする。通常経費は、すべての連合員及び準連合員が負担する。

3(1) 臨時経費は、全権委員会議、主管庁会議及び国際諮問委員会の会合に関するすべての経費とする。この経費は、これらの会議及び会合に参加することを受諾し、又は実際に参加した連合員及び準連合員が負担する。

(2) 認められた私企業は、当該私企業が参加し、又は参加を請求した主管庁会議の経費を分担する。

(3) 国際機関は、その参加が認められた全権委員会議及び主管庁会議の経費を分担する。

(4) 認められた私企業は、当該私企業が構成員となつている諮問委員会が開催する会合の経費を分担する。同様に、国際機関及び学術団体又は工業団体は、その参加が認められた諮問委員会の会合の経費を分担する。

(5) もつとも、管理理事会は、国際機関に対し、相互主義を条件として臨時経費の分担を免除することができる。

(6) 連合員、準連合員、連合員若しくは準連合員の集合、地域的機関又はその他のもののために行う測定、試験又は特別な調査のため連合の研究所及び技術的施設が要する経費は、これらの連合員、準連合員、集合、機関又はその他のものが負担する。

4 連合の経費の分担区分は、次のとおり定める。

三十単位等級
二十五単位等級
二十単位等級
十八単位等級
十五単位等級
十三単位等級
十単位等級
八単位等級
五単位等級
四単位等級
三単位等級
二単位等級
一単位等級
二分の一単位等級

5 連合員、準連合員、認められた私企業、国際機関及び学術団体又は工業団体は、連合の経費を負担すべき分担等級を任意に選定する。

6(1) 各連合員及び準連合員は、選定した等級をこの条約の効力発生前に事務総局長に通告する。

(2) この決定は、事務総局長が連合員及び準連合員に通知する。

(3) 連合員及び準連合員は、既に選定した等級より高い分担等級をいつでも選定することができる。

(4) この条約の効力発生の日以後に提出される連合員又は準連合員の分担単位数の減少を目的とする請求は、次回の全権委員会議に通知され、その減少は、この会議が定める日から有効となる。

7 主管庁、認められた私企業又は個人に販売する図書の価格は、その販売によつて刊行の経費をまかなうことを考慮して、事務総局長が管理理事会と協力して定める。

8 連合員及び準連合員は、予算に基いて計算した毎年の分担金額を前払する。

9 通常経費については連合の各会計年度の初めから、臨時経費については計算書を連合員及び準連合員に発送した日から起算して三十日を経過した日から、債務額に対して利子を附する。この利子は、最初の六箇月間は年三分（百分の三）、第七月以降は年六分（百分の六）の率で定める。

第十四条 用語

1(1) 連合の公用語は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。

(2) 連合の業務用語は、英語、スペイン語及びフランス語とする。

(3) 紛議があるときは、フランス語の本文による。

2(1) 全権委員会議及び主管庁会議の決定書類、最終文書、議定書及び決議は、連合の公用語により、形式においても内容においても同様の編集方法で作成する。

(2) これらの会議のその他のすべての書類は、連合の業務用語で記載する。

3(1) 業務規則に掲げる連合の正式の業務書類は、五の公用語で刊行する。

(2) 事務総局長がその任務に従つて一般に配付すべきその他のすべての書類は、三の業務用語で作成する。

4 前記の2及び3に掲げるすべての書類は、これらの項に掲げる言語以外の言語で刊行することができる。但し、刊行を請求した連合員又は準連合員がその翻訳費及び刊行費の全部の負担を約束する場合に限る。

5 連合の会議の討議及び必要があるときはその常設機関の会合においては、三の業務用語を相互に通訳する有効な方式を使用しなければならない。

6(1) 連合の会議及び常設機関の会合においては、次の場合には、三の業務用語以外の言語を使用することができる。

(a) 事務総局長又は関係常設機関の長に対し、業務用語以外の一又は二以上の言語を口頭又は文書に使用することの請求があつた場合。但し、この請求を行い、又はこれを支持する連合員又は準連合員がこれに要する追加の経費を負担する場合に限る。

(b) 代表団が、その使用する言語を自己の費用で三の業務用語のいずれかに通訳するため、自らすべての措置を執る場合

(2) 前記の6(1)(a)に掲げる場合には、事務総局長又は関係常設機関の長は、関係連合員又は関係準連合員からその経費を連合に対し正当に支払うことの約束を得た上、できる限りその請求に応ずる。

(3) 前記の6(1)(b)に掲げる場合には、関係代表団は、更に、希望するときは、自己の費用で三の業務用語の一をその使用する言語に通訳することができる。

第二章 条約及び規則の適用

1 第十五条 条約の批准

この条約は、各署名政府によつて批准されなければならない。批准書は、外交上の手続により、且つ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長にできる限りすみやかに送付し、事務総局長は、これを連合員及び準連合員に通知する。

2(1) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名政府は、前記の1に掲げる条件に従つて批准書を寄託しない場合にも、第一条3において連合員に与えられる権利を有する。

(2) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間の満了後

は、前記の1に掲げる条件に従つて批准書を寄託しない署名政府は、批准書を寄託しない限り、連合のいかなる会議又は常設機関のいかなる会合においても、投票する資格を有しない。

3　第五十条に従つてこの条約が効力を生じた後は、各批准書は、事務総局への寄託の日に効力を生ずる。

4　一又は二以上の署名政府がこの条約を批准しない場合にも、この条約は、批准した政府についてはその効力を妨げられない。

第十六条　条約への加入

1　この条約に署名しなかつた国の政府は、第一条の規定に従つていつでもこれに加入することができる。

2　加入書は、外交上の手続により、且つ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長に送付し、事務総局長は、連合員及び準連合員にその加入を通知し、且つ、そのおのおのに加入書の認証謄本を送付する。加入書は、別段の表示がない限り、その寄託の日に効力を生ずる。

第十七条　対外関係が連合員によつて処理される国又は領域に対する条約の適用

1　連合員は、当該連合員が対外関係を処理する国又は領域の全部、集合又は一にこの条約を適用することをいつでも宣言することができる。

2　本条1の規定に従つて行う宣言は、事務総局長に送付し、事務総局長は、これを連合員及び準連合員に通知する。

3　本条1及び2の規定は、この条約の第一附属書に掲げる国、領域又は領域の集合については、義務的でない。

第十八条　国際連合の信託統治地域に対する条約の適用

国際連合は、国際連合憲章第七十五条に従つてその管理の下に置かれ、且つ、信託統治協定の対象となつている地域又は地域の集合に代つて、この条約に加入することができる。

第十九条　条約及び規則の施行

1　連合員及び準連合員は、その設置し、又は運用するすべての電気通信の局で、国際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせる虞があるものについて、この条約及び附属規則の規定に従う義務を負う。但し、この条約の第四十八条の規定によつてこれらの義務を免除される業務に関する場合を除く。

2　連合員及び準連合員は、また、認められた私企業並びに電気通信の設置及び運用を許可されたその他の企業で、国際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせる虞がある局を運用するものにこの条約及び附属規則の規定を遵守させるため、必要な措置を執らなければならない。

第二十条　条約の廃棄

1　この条約を批准し、又はこれに加入した連合員又は準連合員は、外交上の手続により、且つ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長にあてた通告によつてこの条約を廃棄する権利を有する。事務総局長は、これを他の連合員及び準連合員に通知する。

2　この廃棄は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に、その効力を生ずる。

第二十一条　対外関係が連合員によつて処理される国又は領域についての条約の廃棄

1　この条約が第十七条の規定に従つて国、領域又は領域の集合に適用されているときは、その適用は、いつでも終止させることができる。この国、領域又は領域の集合が準連合員であるときは、これらは、その終止と同時に準連合員としての資格を失う。

2　前項に掲げる廃棄は、第二十条1に定める条件に従つて通告され、且つ、同条2に掲げる条件に従つて効力を生ずる。

第二十二条　前条約の廃止

この条約は、締約政府の間の関係においては、千九百四十七年のアトランティック・シティ国際電気通信条約を廃止し、且つ、これに代る。

第二十三条　現行の業務規則の効力

第十二条2に掲げる業務規則は、この条約に附属するものとみなされ、且つ、権限のある通常主管庁会議又は必要があるときは臨時主管庁会議が作成する新規則の効力発生の時まで効力を有する。

第二十四条　非締約国との関係

1　すべての連合員及び準連合員は、この条約の当事国でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、当該連合員及び準連合員並びに認められた私企業のために留保する。

2　非締約国から発する電気通信が連合員又は準連合員によつて受理されたときは、その通信は、伝送されなければならず、また、その通信が連合員又は準連合員の通信路を経由する限り、この条約及び規則の義務的規定並びに通常の料金の適用を受ける。

第二十五条　紛争の解決

1　連合員及び準連合員は、この条約又は第十二条に掲げる規則の適用に関する問題の紛争を外交上の手続、国際紛争解決のため締結する二国間若しくは多数国間の条約で定める手続又は合意により定めるその他の方法によつて解決することができる。

2　これらのいずれの解決方法も採用されなかつたときは、紛争当事者たる連合員又は準連合員は、第四附属書に定める手続に従つてその紛争を仲裁に付することができる。

第三章　国際連合及び国際機関との関係

第二十六条　国際連合との関係

1　国際連合と国際電気通信連合との関係は、この条約の第六附属書に掲げられている協定で定める。

2　国際連合の電気通信運用機関は、前記の協定の第十六条の規定に従い、この条約及び附属規則に掲げる権利を有し、且つ、義務を負う。従つて、この機関は、国際諮問委員会の会合を含む連合のすべての会議に顧問的資格で出席する権利を有する。この機関は、全権委員会議又は主管庁会議が構成員を指定する連合のいずれの機関にも参加することができない。

第二十七条　国際機関との関係

連合は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、利益及び活動について関係がある国際機関と協力する。

第四章　電気通信に関する一般規定

第二十八条　電気通信の国際業務を利用する公衆の権利

1　連合員及び準連合員は、公衆に対し、公衆通信の国際業務によつて通信する権利を承認する。業務、料金及び保障は、各種類の通信において、何らの優先権又は特恵を与えることなしにすべての利用者に対して同一とする。

第二十九条　電気通信の停止

1　連合員及び準連合員は、国の安全を害し、又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。但し、国の安全を害すると認められる場合を除く外、その電報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知しなければならない。

2　連合員及び準連合員は、また、国の安全を害し、又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私用の電信通信又は電話通信を切断する権利を留保する。

第三十条　業務の停止

各連合員又は準連合員は、期限を定めることなく、国際電気通信業務を、一般的に、又は単に一定の関係において及び（若しくは）発信、着信若しくは中継の通信の一定の種類を限つて、停止する権利を留保する。但し、停止する旨を事務総局を経由して直ちに他の連合員及び準連合員に通知しなければならない。

第三十一条　責任

連合員及び準連合員は、電気通信の国際業務の利用者に対して、特に損害賠償の請求に関しては、何らの責任も負わない。

第三十二条　電気通信の秘密

1　連合員及び準連合員は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の方式に適合するすべての措置を執ることを約束する。

2　もつとも、連合員及び準連合員は、その国内法令の適用又はそれらが当事国である国際条約の実施を確保するため、これらの通信を権限のある当局に通報する権利を留保する。

第三十三条　電気通信設備及び電気通信路の設置、運用及び保護

1　連合員及び準連合員は、国際電気通信の迅速且つ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件において設置するため、有用な措置を執る。

2　これらの通信路及び設備は、できる限り、実地の経験から得た最良の方法及び手段によつて運用し、良好に使用しうる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に伴うように保持しなければならない。

3　連合員及び準連合員は、その管轄の範囲内において、これらの通信路及び設備の保護を確保する。

4　すべての連合員及び準連合員は、他の条件を定める特別取極がない限り、その管理の範囲内にある国際電気通信の回路の部分の維持を確保するため、有用な措置を執る。

第三十四条　違反の通告

連合員及び準連合員は、第十九条の規定の適用を容易にするため、この条約及び附属規則の規定の違反に関し、相互に通報することを約束する。

第三十五条　料金及び料金の免除

電気通信の料金に関する規定及び料金の免除を行う諸種の場合は、この条約の附属規則で定める。

第三十六条　人命の安全に関する電気通信の先順位

国際電信電話業務は、海上、陸上又は空中における人命の安全に関する電気通信及び伝染病に関する特別に緊急な世界保健機関の電気通信に対し、絶対的先順位を与えなければならない。

第三十七条　官報並びに官用電話の呼出及び通話の先順位

第三十六条及び第四十六条の規定に従うことを条件として、官報は、発信人が請求したときは、他の電報に対して先順位を有する。同様に、官用電話の呼出及び通話は、明示の請求をしたときは、可能な範囲で、他の電話の呼出及び通話に対する先順位が与えられる。

第三十八条　暗語

1　官報及び局報は、すべての関係において暗語で記載することができる。

2　暗語の私報は、すべての国の間において認められる。但し、この種類の通信に対して暗語を認めないことを事務総局を経由してあらかじめ通告した国については、この限りでない。

3　連合員及び準連合員で、その領域から発し、又はこれに着する暗語の私報を認めないものは、第三十条に掲げる業務の停止の場合を除く外、暗語の私報を中継において受理しなければならない。

第三十九条　計算書の作成及び提示

1　連合員及び準連合員の主管庁並びに認められた私企業で、電気通信の国際業務を行うものは、その貸方及び借方の額について協定しなければならない。

2　前項の借方及び貸方に関する計算書は、この条約の附属規則の規定に従つて作成する。但し、関係当事者の間に特別取極がある場合は、この限りでない。

3　国際計算の決済は、これに関して関係国政府が協定を締結した場合には、一般の取引とみなし、且つ、関係国の一般の国際的義務に従つて行う。この種の協定がないとき、又はこの条約の第四十一条に掲げる条件に従つて締結した特別取極がないときは、この計算の決済は、附属規則に従つて行う。

第四十条　貨幣単位

国際電気通信の料金の構成及び国際計算書の作成に用いる貨幣単位は、重量三十一分の十グラムであつて品位千分の九百である百サンチームの金フランとする。

第四十一条　特別取極

連合員及び準連合員並びにその認められた私企業及び正当に許可された他の企業のため、連合員及び準連合員全般に関しない電気通信の問題について特別取極を締結する権能を留保する。但し、この取極は、その実施によつて他国の無線通信業務に生じさせる虞がある有害な混信に関する限り、この条約又は附属規則の規定にていい触してはならない。

第四十二条　地域的会議、地域的協定及び地域的機関

連合員及び準連合員は、地域的に取り扱うことができる電気通信の問題を解決するため、地域的会議を開催し、地域的協定を締結し、及び地域的機関を設置する権利を留保する。但し、地域的協定は、この条約にていい触してはならない。

第五章　無線通信に関する特別規定

第四十三条　周波数及びスペクトル幅の合理的使用

連合員及び準連合員は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を必要な業務の運用を充分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめることが望ましいことを認める。

第四十四条　相互通信

1　移動業務の無線通信を行う局は、その通常の取扱範囲においては、採用する無線電気方式のいかんを問わず、相互に無線通信を交換しなければならない。

2　もつとも、科学の進歩を妨げないため、前項の規定は、他の方式と通信することが不可能な無線電気方式を使用することを妨げるものではない。但し、この不可能は、その方式の特質によるものでなければならず、単に相互通信を妨げるため採用する装置の結果であつてはならない。

3　1の規定にかかわらず、局は、その電気通信の目的によつて又は使用する方式に関係のない他の事情によつて決定される電気通信の制限国際業務に充てることができる。

第四十五条　有害な混信

1　すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の連合員又は準連合員及び認められた私企業並びに無線通信業務を行うことを正当に許可され、且つ、無線通信規則の規定に従つて運用されるその他の企業の無線電気の通信又は業務に有害な混信を生じさせないように設置し、且つ、運用しなければならない。

2　各連合員及び準連合員は、その認められた私企業及び正当に許可されたその他の企業に前項の規定を遵守させることを約束する。

3　更に、連合員及び準連合員は、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が本条1に掲げる無線電気の通信又は業務に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実際上可能な措置を執ることが望ましいことを認める。

第四十六条　遭難の呼出及び通報

無線通信局は、遭難の呼出及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的先順位において受理し、同様にこの通報に応答し、且つ、直ちに必要な措置を執る義務を負う。

第四十七条　虚偽の遭難信号又は安全信号、呼出符号の不正使用

連合員及び準連合員は、虚偽の遭難信号又は安全信号を伝送し、又は流布すること及び正規に割り当てられたものでない呼出符号を局が使用することを防ぐため、有用な措置を執ることを約束する。

第四十八条　国防機関の設備

1　連合員及び準連合員は、その陸軍、海軍及び空軍の軍用無線電気設備について、完全な自由を保有する。

2　もつとも、これらの設備は、遭難の場合において行うべき救助及び有害な混信を防ぐため執るべき措置に関する規定並びにその行う業務の性質に従つて使用する発射の型式及び周波数に関する規則の規定をできる限り遵守しなければならない。

3　更に、これらの設備は、公衆通信の業務その他この条約の附属規則によつて規律される業務に従事するときは、原則として、これらの業務の実施に関する規定に従わなければならない。

第六章　定義

第四十九条　定義

文脈に矛盾を生じない限り、

(a)　第三附属書で定義する語は、その附属書において与えられる意義を有する。

(b)　第十二条に掲げる規則で定義するその他の語は、その規則において与えられる意義を有する。

第七章　最終規定

第五十条　条約の効力発生

この条約は、千九百五十四年一月一日に、批准書又は加入書を同日前に寄託した国、領域又は領域の集合の間において効力を生ずる。

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの条約に署名した。紛議があるときは、フランス語の本文による。この原本は、アルゼンティン共和国政府の記録に寄託保存され、その謄本は、各署名政府に交付される。

千九百五十二年十二月二十二日にブエノス・アイレスで作成した。

アフガニスタンのために
アリ・グル

アルバニア人民共和国のために
メルシニ

サウディ・アラビア王国のために
レダ・ハムザ

アブデル・ラティフ・エル＝ジエチン

アルゼンティン共和国のために
M・ニコリニ

マルコ・A・アンドラダ

ワルター・ウエルメスキルチ

ホセ・マリア・ヴイアニヤ

オーストラリア連邦のために
H・W・ハイエット

オーストリアのために
F・ヘンネベルグ

ベルギーのために
R・ファンデンホーベ

マックス・ウエリー

ソネ
G・デヤーハー

E・デカステイオー

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
D・アルカデイエフ
ボリヴイアのために
メンデイエタ・A・
ブラジルのために
リベロ・オズヴアルド・デ・ミランダ
ブルガリア人民共和国のために
P・ゼチーフ
T・ミエーチコフ
クルーモフ
カンボデイア王国のために
ブレック・チヤット
カナダのために
L・R・ラフレーシュ
セイロンのために
A・イグナテイウス・ペレラ
C・A・R・アンケテル
チリのために
J・ニューマン
アウグスト・ホフマン
中国のために
千燦吉
千潤生
陳普
劉炳鈞
ヴアチカン市国のために
ユアン・A・ブツソリーニ
コロンビア共和国のために
ロベルト・アルシニエガス
カルロス・A・シユロデル・
G・
R・スルアガ
ベルギー領コンゴー及びルアンダ＝ウルンデイ地域のために
E・ド・セリー・ロンシャン
大韓民国のために
ジヤイ＝コン・リー
K・チヨイ
コスタ・リカのために
ロドリゲス
キユーバのために
ネストル・カルボネル
G・モラレス
M・ドウルランド
ホセ・M・ゴンサレス・デ・アラ
デンマークのために
グンナル・ペーデルセン
インゲマン・ペーデルセン
ドミニカ共和国のために
J・B・カリオン
エジプトのために
H・モハラム
アニス・エル・バルダイ
スペインのために
マヌエル・アスナル
アントニオ・ヒリ
ホセ・M・アルト
アメリカ合衆国のために
フランシス・コルト・デ・ウルフ
ハーヴエイ・ボイド・オツタマン
エテイオピアのために
K・ブラサダ
フインランドのために
ヤーコ・リユーテイネン
フランスのために
ラフエイ
クロード・ペガン＝ビルコツタ
ギリシヤのために
C・ヴアテイキヨテイ
グアテマラのために
政府の承認を条件として
I・ゴンサレス・アレバロ
ハンガリー人民共和国のために
G・レヴエス
インド共和国のために
K・プラサダ
ジヤクデーシユ・プラサツド
M・L・サストリー
MM・V・バイ
インドネシア共和国のために
S・ネガラ
イランのために
H・ガフアリ
イラークのために
ラギブ・ラシツド
アイルランドのために
T・S・オムイニチヤイン
P・L・オコルマイン
アイスランドのために
G・ヒリーズダル
イスラエルのために
M・E・ペルマン
D・ハーレヴエン
シモン・アミール
J・プラトー
イタリアのために
ジユスティーノ・アルペサーニ
G・ニエメ
日本国のために
フエデリコ・ニコテラ
高木広一
花岡薫
ジヨルダン・ハシエミツト王国のために
ラギブ・ラシツド
ラオス王国のために
チヤンタラングシ
H・ブーシヨン
レバノンのために
N・カヤタ
ルクセンブルグのために
C・A・トルンキスト
メキシコのために
L・バラハス・G・
A・メルガル
モナコのために
W・エスカラント
ニカラグアのために
カルロス・ロマン
ノールウエーのために
S・リエニング＝テヨンネセン
オラフ・モウエ
アンドレアス・ストランド
ニユー・ジーランドのために
C・A・マックフアーレン
T・C・A・ラフレンツ
パキスタンのために
M・N・ミルザ
A・S・アユーフ
パラグアイのために
エミリオ・デイアス
S・グアネス
ワルター・ガルシア
ローダス
J・フエルナンデス
オランダ、スリナム、オランダ領アンテイール及びニユー・ギニアのために
J・D・H・フアン・デル・トールン
R・ノイエルブルグ
スキツパース
ペルーのために
J・ガラーゲル
C・A・インデラ
ミゲル・フローレス
フイリピン共和国のために
M・エスクデロ
ボーランド人民共和国のために
アナトール・アルシユヒ
ポルトガルのために
カルロス・リベイロ
フレデリコ・テイヘイラ・サンパヨ
フヴエナル・コウテイニヨ
モロツコ及びテユニスのフランス保護領のために
H・ラクローズ
ドイツ連邦共和国のために
オツトー・キルヒネル
ヘルムート・ボルネマン
ユーゴースラヴイア連邦人民共和国のために
ヴツクシチ・ミラン
M・ミチツチ
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
N・イワーノフ
ルーマニア人民共和国のために
スバタル
A・ゲルレルト
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
C・バートランド・ジエラム
A・H・リード
エリザベス・M・ベリー
M・W・マンソン
スウエーデンのために
ホーカン・ステルキー
アルトウール・オンネルマルク
スイス連邦のために
A・メツクリー
E・メツツラー
C・シヤプイ
シリア共和国のために
H・モハラム
チエツコスロヴアキアのために
F・クルートル
J・ブシヤツク
フランス共和国の海外領土及び海外領土として統治される地域のために
メイエール
ポルトガルの海外領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カンデイド・タヴエイラ
ラウル・ロペス・ドウアルテ
タイのために
チエルム・チヤテイケトウトルコのために
O・ゲークメン
V・バサル
南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域のために
W・A・ボーランド
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
ツインゴヴアトフ
ウルグアイ東方共和国のために
ダリオ・サラチヤガ
アルフレド・A・ヘンリー
アルヴアロ・バウサ・アラウホ
ヴエネズエラ合衆国のために
ホセ・アントニオ・ロペス
トウリオ・マルモル
ヴイエトナムのために
グエン・ヴアン・モー
モロツコのスペイン地帯及びスペイン属地全体のために
ホセ・ガリド
E・トマス・デ・カランサ
第一附属書（第一条2(a)参照）
アフガニスタン
アルバニア人民共和国
サウデイ・アラビア王国
アルゼンテイン共和国
オーストラリア連邦
オーストリア
ベルギー
白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国
ビルマ
ボリヴイア

ブラジル
ブルガリア人民共和国
カンボディア王国
カナダ
セイロン
チリ
中国
ヴアチカン市国
コロンビア共和国
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の殖民地、保護領、海外領土及び委任統治又は信託統治の下にある地域
ベルギー領コンゴー及びルアンダ＝ウルンデイ地域
大韓民国
コスタ・リカ
キユーバ
デンマーク
ドミニカ共和国
エジプト
サルヴアドル共和国
エクアドル
スペイン
アメリカ合衆国
エテイオピア
フインランド
フランス
ギリシヤ
グアテマラ
ハイチイ共和国
ホンデユラス共和国
ハンガリー人民共和国
インド共和国
インドネシア共和国
イラン
イラーク
アイルランド
アイスランド
イスラエル
イタリア
日本国
ジヨルダン・ハシエミツト王国
ラオス王国
レバノン
リベリア
リビア連合王国
ルクセンブルグ
メキシコ
モナコ
ニカラグア
ノールウエー
ニユー・ジーランド
パキスタン
パナマ
パラグアイ
オランダ、スリナム、オランダ領アンテイール及びニユー・ギニア
ペルー
フイリピン共和国
ポーランド人民共和国
ポルトガル
モロツコ及びテユニスのフランス保護領
ドイツ連邦共和国
ユーゴースラヴイア連邦人民共和国
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国
南ローデシア
ルーマニア人民共和国
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
スウエーデン
スイス連邦
シリア共和国
チエツコスロヴアキア
アメリカ合衆国の属領
フランス共和国の海外領土及び海外領土として統治される地域
ポルトガルの海外領土
タイ
トルコ
南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域
ソヴイエト社会主義共和国連邦
ウルグアイ東方共和国
ヴエネズエラ合衆国
ヴイエトナム
イエメン
モロツコのスペイン地帯及びスペインの属地全体

第二附属書（第一条4(a)参照）

英領西アフリカ
英領東アフリカ

第二附属書（第四十九条参照）

国際電気通信条約及びその附属書で使用する語の定義

主管庁　国際電気通信条約及び附属規則の義務を履行するため執るべき措置について責任を有する政府の機関

私企業　政府の施設又は機関以外の個人又は団体で、国際電気通信業務を行うための電気通信設備又は国際電気通信業務に有害な混信を生じさせる虞がある電気通信設備を運用するもの

認められた私企業　前記の定義に適合する私企業で、公衆通信業務又は無線放送業務を運用し、且つ、この私企業の主たる事務所の所在地の属する連合員又は準連合員によつて第十九条に掲げる義務を課せられるもの

代表　全権委員会議に対して連合員若しくは準連合員の政府が派遣する者又は主管庁会議若しくは国際諮問委員会の会合において連合員若しくは準連合員の政府若しくは主管庁を代表する者

代表者　主管庁会議又は国際諮問委員会の会合に対して認められた私企業が派遣する者

専門家　国際諮問委員会の研究委員会の会合に出席することを自国の政府又は主管庁によつて許可された国内の学術団体又は工業団体が派遣する者

オブザーヴアー　次に掲げる者

条約第二十六条の規定に従つて国際連合が派遣する者

条約の当事国でない国の政府が派遣する者

会議の業務に参加することを一般規則の規定に従つて招請され、又は認められた国際機関の一が派遣する者

条約第十条の規定に従つて開催される地域的性質を有する特別会議に投票権なしで参加する連合員又は準連合員の政府が派遣する者

代表団　代表及び必要があるときは同一の国が派遣する代表者、随員又は通訳の全体

各連合員及び準連合員は、任意にその代表団を構成することができる。特に、その認められた私企業に属する者又は電気通信の分野に関係があるその他の私企業に属する者を代表又は随員の資格で代表団に含めることができる。

国際業務　異なつた国に属する局又は固定局、陸上局若しくは移動局の間及びそれぞれの局相互間に可能なすべての組合せにおける電気通信業務

移動業務　移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務

無線放送業務　一般公衆によつて直接に受信されるための発射を行う無線通信業務。この業務は、音響の発射又は電視、電写その他の方式による発射を含むことができる。

電気通信　有線、無線電気、光線その他電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文言、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

電信　字号の使用によつて文言の伝送を行う電気通信方式

電話　言語又は場合によつて他の音響の伝送のため設けられる電気通信方式

電報　電信によつて伝送されるための文言。この語は、また、別段の定がない限り、無線電報を含む。

官報並びに官用電話の呼出及び通話　次に掲げる当局の一から発する電報並びに電話の呼出及び通話

国の元首

政府の首長及び政府の一員たる者

殖民地、保護領、海外領土又は連合員、準連合員若しくは国際連合の主権、権力、信託統治若しくは委任統治の下にある地域の長

陸軍、海軍又は空軍の司令長官

外交官又は領事官

国際連合の事務総長並びに国際連合の主要機関及び補助機関の長

ヘーグ国際司法裁判所

以上に定める官報の返信は、同様に官報とみなす。

局報　局報及び官報以外の電報

私報　現行の電信規則参照

局用通話　現行の電話規則参照

公衆通信　局が、公衆の用に供されている事実により、伝送のため受理しなければならない電気通信

無線通信　ヘルツ波による電気通信

ヘルツ波　一〇kc/sから三、〇〇〇、〇〇〇Mc/sまでの周波数の電磁波

無線電気　ヘルツ波の使用を指す一般的語

有害な混信　無線航行業務若しくは安全業務（注）の運用を妨害し、又は無線通信規則に従つて運用する無線通信業務を妨害し、若しくは反復的に中断する放射又は誘導

（注）　無線通信業務で、その運用が恒久的に又は一時的に人命の安全又は財産の保全に直接に関係があるものを安全業務とみなす。

第四附属書（第二十五条参照）

仲裁

1　仲裁に付する当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。

2　当事者は、仲裁を人、主管庁又は政府のいずれに付託するかを合意によつて決定する。仲裁請求通告書の日付の日から起算して一箇月の期間内に当事者がこれについて合意に到達することができなかつたときは、仲裁は、政府に付託される。

3　仲裁が人に付託されるときは、仲裁者は、紛争当事者の国民でない者、その国に住所を有しない者及び紛争当事者の機関に雇用されていないものでなければならない。

4　仲裁が政府又はその主管庁に付託されるときは、その政府又は主管庁は、適用について紛争を生じた協定の当事国で当該紛争に関係がない連合員又は準連合員中から選定しなければならない。

5　仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、両紛争当事者は、おのおの一の仲裁者を指定する。

6　二をこえる当事者が紛争に関係するときは、紛争について共通の利害を有する当事者の二集合は、4及び5に掲げる手続に従い、おのおの一の仲裁者を指定する。

7　このようにして指定された二仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。最初の二仲裁者が人であつて政府又は主管庁でないときは、第三仲裁者は、前記の3に定める条件に適合しなければならず、更に、他の二仲裁者のいずれとも異なる国籍を有しなければならない。二仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しないときは、各仲裁者は、紛争に全く関係がない一の第三仲裁者を提議する。次いで、事務総局長は、第三仲裁者を定めるため抽せんを行う。

8　紛争当事者は、合意によつて指定する単一の仲裁者にその紛争を解決させるように合意することができる。また、当事者は、おのおの一の仲裁者を指定し、且つ、そのいずれかを単一の仲裁者として指定するため抽せんを行うことを事務総局長に請求することができる。

9　一又は二以上の仲裁者は、従うべき手続を任意に決定する。

10　単一の仲裁者の裁定は、最終的であり、且つ、紛争当事者を拘束する。仲裁が、二以上の仲裁者に付託されたときは、仲裁者の投票の過半数による裁定は、最終的であり、且つ、当事者を拘束する。

11　各当事者は、仲裁の手続及び開始に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものを除く外、紛争当事者の間で均等に割り当てる。

12　連合は、一又は二以上の仲裁者が必要とする紛争に関するすべての資料を供給する。

第五附属書
国際電気通信条約附属一般規則

第一部　会議に関する総則

第一章　全権委員会議への招請及び参加の承認

1　招請政府は、管理理事会と合意の上、会議の確定期日及び正確な場所を定める。

2(1)　招請政府は、この期日の一年前に、連合員たる各国の政府及び各準連合員に招請状を発する。

(2)　これらの招請状は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により発することができる。

3　事務総局長は、条約第二十六条の規定に従つて国際連合に招請状を発する。

4　招請政府は、管理理事会と合意の上又は同理事会の提案により、国際連合と関係を有する専門機関でその会合への連合の代表者の参加を相互主義に基いて認めるものに対し、顧問的資格で会議に参加するためオブザーヴアーを派遣することができる。

5　招請政府は、管理理事会と合意の上又は同理事会の提案により、非締約政府に対し、顧問的資格で会議に参加するためオブザーヴアーを派遣するよう招請することができる。

6　連合員及び準連合員の回答は、会議開会のおそくとも一箇月前に招請政府に到着しなければならない。この回答は、代表団の構成に関するすべての事項をできる限り示さなければならない。

7　連合の常設機関は、その機関の権限内の問題を会議が取り扱うときは、顧問的資格で会議に代表者を出す権利を有する。必要がある場合には、会議は、これに代表者を出すことを必要と認めなかつた機関を招請することができる。

8　次のものは、全権委員会議に参加することを認められる。

(a)　条約第三附属書で定義する代表団

(b)　国際連合のオブザーヴアー

(c)　4に従つて招請される専門機関のオブザーヴアー

(d)　必要があるときは、5に掲げるオブザーヴアー

第二章　主管庁会議への招請及び参加の承認

1(1)　前記の第一章1から6までの規定は、主管庁会議に適用する。

(2)　もつとも、臨時主管庁会議に関しては、招請状発送に関する期間を六箇月に短縮することができる。

(3)　連合員及び準連合員は、当該連合員及び準連合員にあてられた招請をその認められた私企業に通知することができる。

2(1)　招請政府は、管理理事会と合意の上又は同理事会の提案により、会議の業務に顧問的資格で参加するためオブザーヴアーを派遣することについて関心を有する国際機関に通知を発することができる。

(2)　関係国際機関は、招請政府に対し、通知の日から二箇月の期間内に参加の承認の請求を行う。

(3)　招請政府は、この請求を集める。参加の承認の決定は、会議が自ら行う。

3(1)　次のものは、主管庁会議に参加することを認められる。

(a)　条約第三附属書で定義する代表団

(b)　国際連合のオブザーヴアー

(c)　第一章4に従つて招請される専門機関のオブザーヴアー

(d)　2の規定に従つて認められる国際機関のオブザーヴアー

(e)　必要があるときは、非締約政府のオブザーヴアー

(f)　認められた私企業の代表者で、その属する連合員たる国によつて正当に許可されるもの

(g)　第一章7に掲げる条件に従つて招請される連合の常設機関

(2)　更に、地域的性質を有する特別会議には、関係地域に属しない連合員及び準連合員のオブザーヴアーが、参加することを認められる。

第三章　会議に対する提案の提出の期間及び方法

1　事務総局長は、招請政府が招請状を発送した後直ちに、連合員及び準連合員に対し、会議の業務に関する提案を四箇月以内に送付することを要請する。

2　提出される提案でその採用が条約又は規則の本文の改正をもたらすものは、その改正を必要とする本文の部分を章、条又は項の番号によつて表示する参照を包含しなければならない。

3　事務総局長は、受領した提案を集めて整理し、会議開会の少くとも三箇月前にすべての連合員及び準連合員に通知する。

第四章　連合の所在地において開催する会議に関する特別規定

1　招請政府のない会議を開催しなければならないときは、事務総局長は、スイス連邦政府と合意の後、連合の所在地にこれを招集するため必要な措置を執る。

2　この場合には、事務総局長は、招請政府が通常負うべき組織に関する任務を行う。

第五章　会議に対する委任状

1(1)　会議に参加するため連合員が派遣する代表団は、投票権を行使するため正当に委任されていなければならず、また、最終文書に署名するため必要な委任状を有しなければならない。

(2)　準連合員が会議に派遣する代表団は、条約第一条6に従つてその業務に参加するため正当に委任されていなければならない。

2(1)　全権委員会議については、

(a)　代表団は、国の元首、政府の首長又は外務大臣が署名した文書によつて委任される。

(b)　もつとも、代表団は、会議が開催される国の政府に対して派遣される外交使節団の長によつて臨時に委任されることができる。

(2)　代表団は、会議の最終文書に署名するため、前記の(1)(a)に掲げる当局の署名のある全権委任状を有しなければならない。

3(1)　主管庁会議については、前記の2の規定を適用する。

(2)　更に、代表団は、会議において取り扱われる問題に関して権限がある大臣により委任を受け、且つ、その署名のある委任状を有することができる。

4　各代表団の委任状の審査は、特別の委員会に付託する。この委員会は、総会が定める期間内にその決定を行う。

5(1)　連合員の代表団は、会議の業務への参加の当初から投票権を行使する。

(2)　もつとも、総会が代表団の委任状を正規のものでないと認めた後は、その代表団は、その状態がきよう正されない限り、投票権を有しない。

6　連合員たる国は、原則として、連合の会議にその代表団を派遣するように努めなければならない。但し、例外的理由によつて連合員がその代表団を派遣することができないときは、他の連合員の代表団に委任し、及びこれに対し当該連合員に代つて行動し、且つ、署名する権限を与えることができる。

7　正当に委任を受けた代表団は、当該代表団が出席することができない一又は二以上の会合における

投票権の行使を、正当に委任を受けた他の代表団に委任することができる。この場合には、この代表団は、会議の議長にその旨を通知しなければならない。

8　前記の6及び7に掲げるすべての場合には、代表団は、一個をこえる代理投票権を行使することができない。

第六章　連合員の請求又は管理理事会の提議による臨時主管庁会議の招集

1　臨時主管庁会議の招集を希望する連合員は、その旨を、招集に関して提議する議事日程、場所及び期日を示して事務総局長に通知する。

2　事務総局長は、二十の一致した請求を受けたときは、その通報を電報によつてすべての連合員及び準連合員に送付し、且つ、連合員に対してこの提議を受諾するかどうかを六週間以内に表明するよう要請する。

3　連合員の過半数がこの提議に全体として賛成することを表明するとき、すなわち、提議された会合の議事日程、期日及び場所をすべて受諾するときは、事務総局長は、その旨を電報回章によつてすべての連合員及び準連合員に通知する。

4　(1)　受諾された提議が連合の所在地以外において会議を開催しようとするものであるときは、事務総局長は、関係国の政府に対し、招請政府となることを受諾するかどうかを照会する。

(2)　受諾された場合には、事務総局長は、この政府と合意の上、会議の会合のため必要な措置を執る。

(3)　受諾されなかつた場合には、事務総局長は、会議の招集を請求した連合員に対し、会合の場所について新たな提議を行うことを要請する。

5　受諾された提議が連合の所在地において会議を開催しようとするものであるときは、第四章の規定を適用する。

6　(1)　提議（議事日程、場所及び期日）が連合員の過半数によつて全体としては受諾されないときは、事務総局長は、受領した回答を連合員及び準連合員に通知し、且つ、連合員に対して異議が生じた一又は二以上の事項につき最終的に意思を表明することを要請する。

(2)　これらの事項は、連合員の過半数が承認したときは、採用されたものとみなす。

7　前記の手続は、管理理事会が臨時主管庁会議の招集の提議を提出した場合に適用する。

第七章　連合員の請求又は管理理事会の提議による特別主管庁会議の招集に関する手続

1　第六章の規定は、世界的特別会議に対し、全面的に適用する。

2　地域的特別会議の場合には、第六章に掲げる手続は、関係地域の連合員に対してのみ適用する。会議の招集が当該地域の連合員の発議によつて行われなければならない場合には、事務総局長がこの地域の連合員の四分の一からの一致した請求を受けることで足りる。

第八章　すべての会議に共通な規定（会議の期日及び場所の変更）

1　第六章及び第七章の規定は、連合員の請求又は管理理事会の提議によつて会議の会合の期日又は場所を変更する場合に準用する。但し、この変更は、関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り行われる。

2　必要があるときは、事務総局長は、場所又は期日の変更から生ずることがある財政的影響（たとえば、当初定められた場所における会議の会合を準備するため支出が行われた場合における影響）を第六章2に掲げる通報で通知する。

第九章　会議の内部規則

第一条　会議の開会

会議は、招請政府の指定する者が開会する。招請政府がない場合には、管理理事会の議長又は、これを欠くときは、事務総局長が開会する。

第二条　席順

総会の会合における代表団の席順は、代表する国のフランス語による名称のアルファベット順による。

第三条　議長及び副議長の選挙、書記局の設置

総会の第一回会合においては、次のことを行う。

(a)　会議の議長及び副議長の選挙

(b)　会議の書記局の設置　書記局は、事務総局の職員及び、必要があるときは、招請政府の主管庁の職員で構成する。

第四条　会議の議長の権限

1　議長は、この内部規則によつて与えられる他のすべての権限を行使する外、総会の各会合の開会及び閉会を宣言し、討議を主宰し、内部規則の適用を確保し、発言を許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を発表する。

2　議長は、会議の業務を統括し、且つ、総会の会合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行の動議及び発言について決定を行い、並びに特に討議の延期若しくは終止又は会合の閉会若しくは中止を提議する権限を有する。また、議長は、必要と認めるときは、総会又は総会の会合の招集を延期することを決定することができる。

3　議長は、討論中の問題に関し、すべての代表団が自由且つ充分に意見を表明する権利を保護する。

4　議長は、討論が討議中の問題に限定されることを確保する。議長は、また、討議中の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定するため必要があることを注意するため、その発言を中止させることができる。

第五条　委員会の設置

総会は、会議の討議に付される問題を審査するため、委員会を設置することができる。この委員会は、小委員会を設置することができる。また、委員会及び小委員会は、必要があるときは、分科会を設けることができる。

第六条　委員会の構成

1　全権委員会議

委員会は、参加を請求し、又は総会が指定する連合員及び準連合員の代表並びに一般規則第一章8に掲げるオブザーヴアーで構成する。

2　主管庁会議

委員会は、参加を請求し、又は総会が指定する連合員及び準連合員の代表並びに一般規則第二章3に掲げるオブザーヴアー及び代表者で構成する。

第七条　委員会の議長、副議長及び報告者

1　会議の議長は、各委員会の議長及び副議長の選任について総会の承認を求める。

2　各委員会の議長は、報告者の指名並びに委員会が設置する小委員会の議長、副議長及び報告者の選任について委員会に提議する。

第八条　会合の招集

総会、委員会、小委員会及び分科会の会合は、充分な余裕をもつて会議の場所で告知する。

第九条　会議の開会前に提出される提案

会議の開会前に提出される提案は、この規則の第五条の規定に従つて設置される関係委員会に総会が割り当てる。但し、総会は、いかなる提案も直接に取り扱うことができる。

第十条　会議中に提出される提案又は修正案

1　会議の開会後提出される提案又は修正案は、場合に応じて会議の議長若しくは関係委員会の議長に交付し、又は会議の文書として印刷し、且つ、配付するため会議の書記局に交付する。

2　いかなる提案又は修正案も、関係代表団の長又はその代理の署名又は承認がない限り、提出することができない。

3　提案又は修正案は、審議すべき本文を具体的且つ正確な語で記載しなければならない。

4　(1)　会議の議長又は関係委員会の議長は、提案又は修正案を代表団に対して文書により提出すべきか又は口頭により提出すべきかを各場合において決定する。

(2)　一般に、総会の投票に付すべき重要な提案の本文は、会議の業務用語によるものとし、且つ、討議前に研究することができるように充分な余裕をもつて配付しなければならない。

(3)　また、本条1に掲げる提案又は修正案を受領した会議の議長は、場合に応じ、これを関係委員会又は総会に送付しなければならない。

5　会議中に提案又は修正案を提出した者は、許可を得て、総会の会合においてこれを朗読し、又はその朗読を請求し、及びその提出の理由を説明することができる。

第十一条　提案又は修正案の審議及び投票に必要な条件

1　会議の開会前に提出され、又は代表団によつて会議中に提出される提案又は修正案は、その審議に際して少くとも他の一代表団によつて支持されない限り、討議に付することができない。

2　正当に支持された提案又は修正案は、討議の後、投票に付さなければならない。

第十二条　看過され、又は延期された提案又は修正案

提案又は修正案が看過され、又はその審議が延期されたときは、その提出を擁護した代表団は、その提案又は修正案がその後放置されないように注意しなければならない。

第十三条　総会における討議の方法

1　定足数

総会の会合において投票が有効に行われるためには、会議に派遣され、且つ、投票権を有する代表団の二分の一をこえる代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。

2　討議の順序

(1)　発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして発言を開始する。

(2)　発言を行う者は、すべての者がその内容を充分に理解することができるように、各語を区切り、且つ、必要な間を置いて、ゆるやかに、且つ、はつきりと述べなければならない。

3　議事進行の動議及び発言

(1)　代表団は、討議において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行うことができる。

この動議又は発言は、この規則に従つて議長が直ちに決定する。代表団は、議長の決定に対し異議を申し立てることができる。但し、この決定は、出席し且つ投票する代表団の過半数によつて取り消されない限り、全面的に有効とする。

(2)　議事進行の動議を提出する代表団は、その発言において、討議中の問題の内容を取り扱つてはならない。

4　議事進行の動議及び発言の先順位

本条3に掲げる議事進行の動議及び発言に与える先順位は、次のとおりとする。

(a)　この規則の適用に関する議事進行の発言

(b)　会合の中止

(c)　会合の閉会

(d)　討議中の問題に関する討論の延期

(e)　討議中の問題に関する討論の終止

(f)　提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で議長がその先順位を定めるもの

5　会合の中止又は閉会の動議

代表団は、問題の討議中に、理由を明らかにして、会合を中止し、又は閉会することを提議することができる。この提議が支持されたときは、中止又は閉会に反対を表明する二人の発言者にこの問題についてのみ発言を許した後、動議を投票に付する。

6　討論の延期の動議

代表団は、問題の討議中に、討議を一定の期間延期することを提議することができる。この動議について討論が行われる場合には、動議の提出者の外、三人に限り、これに参加することができる。そのうち、一人はこの動議に賛成する者、二人はこれに反対する者とする。

7　討論の終止の動議

代表団は、いつでも、現に表に記入されている発言者が尽きた後には討議中の問題の討論を終止することを提議することができる。この場合には、その終止に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、動議を投票に付する。

8　発言の制限

(1)　総会は、必要があるときは、特定の問題に関する同一代表団の発言の時間及び回数を制限することができる。

(2)　もつとも、手続の問題に関しては、議長は、各発言の時間を最長五分に制限する。

(3)　発言者が許された発言の時間をこえるときは、議長は、総会にその旨を通知し、且つ、発言者にその説明を短い時間に終了するよう要請する。

9　発言者の表の締切

(1)　議長は、討議中に、記入された発言者の表を朗読することができる。議長は、記入の希望を表明する代表団の名称をその表に加え、また、総会の同意を得て、表を締め切ることを宣言することができる。但し、議長は、適当と認めるときは、例外として、表の締切の後においても、陳述された演説に対する答弁の権利を与えることができる。

(2)　表の発言者が尽きたときは、議長は、討論の終止を宣言する。

10　権限の問題

権限の問題が生じたときは、討議中の問題の内容について投票が行われる前に、これを解決しなければならない。

11　動議の撤回及び再提出

動議の発議者は、その動議が投票に付される前にこれを撤回することができる。撤回された動議は、修正を加え、又は加えないで、修正案の発議者たる代表団又はその他の代表団が再提出することができる。

第十四条　投票権

1　会議の業務に参加するため連合員によつて正当に委任されたその代表団は、会議のすべての会合において、条約第一条に従つて一個の投票権を有する。

2　連合員の代表団は、一般規則第五章に規定する条件に従つて投票権を行使する。

第十五条　投票

1　過半数の定義

(1)　過半数は、出席し且つ投票する代表団の二分の一に一を加えたものとする。

(2)　棄権は、過半数を構成するため必要な投票の計算においては、考慮に入れない。

(3)　可否同数の場合には、提案又は修正案は、否決されたものとみなす。

(4)　この規則の適用上、「出席し且つ投票する代表団」とは、提案に賛成又は反対を表明する代表団をいう。

(5)　出席した代表団で、特定の投票に参加しないもの又はその投票に参加しない旨を明らかに宣言するものは、定足数の決定のため不在とみなされず、また、本条3の規定の適用上、棄権したものとみなされない。

2　特別過半数

連合員の加入に関しては、必要とする過半数は、条約第一条に定める。

3　百分の五十をこえる棄権

棄権の数が行使された投票（賛成、反対、棄権）の数の二分の一をこえるときは、討議中の問題の審議は、その後の会合に延期する。その会合においては、棄権は、計算に入れない。

4　投票の手続

(1)　次の5に掲げる場合を除く外、投票の手続は、次のとおりとする。

(a)　原則として、挙手

(b)　前記の手続による投票で過半数が明らかにならないとき、又は代表団が請求するときは、指名点呼

(2)　指名点呼による投票は、代表される連合員のフランス語による名称のアルファベット順に行う。

5　秘密投票

出席し、且つ、投票の資格を有する少くとも五の代表団が要求するときは、秘密投票を行う。この場合には、書記局は、直ちに、投票の秘密を確保するため必要な措置を執る。

6　投票を中止させることの禁止

投票が開始されたときは、いかなる代表団も、その投票の方法に関する議事進行の発言の場合を除く外、これを中止させることはできない。

7　投票の説明

議長は、投票が行われた後、代表団がその投票について説明することを希望するときは、これに発言を許す。

8　提案の分割投票

(1)　提案の発議者が請求するとき、又は総会が適当と認めるときは、その提案を分割し、且つ、その各部分を個別的に投票に付する。次に、提案の採択された各部分は、一体として投票に付する。

(2)　提案のすべての部分が否決されたときは、その提案は、否決されたものとみなす。

9　同一の問題に関する提案の投票の順序

(1)　同一の問題に関して二以上の提案があるときは、それらの提案は、総会が別の決定を行わない限り、提案の提出の順序に従つて投票に付する。

(2)　各投票の後、総会は、次の提案を投票に付する必要があるかどうかを決定する。

10　修正案

(1)　原提案の一部の削除、追加又は改正のみからなる変更の提案は、修正案とみなす。

(2)　提案に対する修正案は、その提案を提出した代表団がこれを受諾するときは、直ちに提案の原文に編入する。

(3)　いかなる変更の提案も、総会が原提案と矛盾すると認めるときは、修正案とみなさない。

11　修正案に対する投票

(1)　提案に対して修正案が提出されるときは、投票は、まず、この修正案について行う。

(2)　提案に対して二以上の修正案が提出されるときは、投票は、まず、原文に最も遠い修正案について行い、次に、残余の修正案のうち原文に最も遠いものについて行い、以下すべての修正案の審議が終了するまで同様に行う。

(3)　一又は二以上の修正案が採択されたときは、これによつて変更された提案を投票に付する。

(4) いかなる修正案も採択されなかつたときは、投票は、原提案について行う。

第十六条　委員会及び小委員会（討議の方法及び投票の手続）

1 委員会及び小委員会の議長は、第四条によつて会議の議長に与えられる任務と同様の任務を有する。

2 総会における討議の方法に関する第十三条の規定は、定足数に関するものを除く外、委員会及び小委員会の討議に適用する。

3 第十五条の規定は、同条2の場合を除く外、委員会及び小委員会における投票に適用する。

第十七条　留保

1 原則として、代表団は、その意見に他の代表団を賛同させることができなかつたときは、できる限り、過半数の意見に同調するように努めなければならない。

2 もつとも、代表団は、決定がその政府による条約の批准又は規則の改正の承認を妨げる性質のものであると認めるときは、この決定に関し、暫定的又は確定的に留保を行うことができる。

第十八条　総会の議事録

1 総会の議事録は、会議の書記局が作成する。書記局は、議事録が審査されるべき期日前にできる限りすみやかに代表団にこれを配付するように努める。

2 議事録が配付されたときは、関係代表団は、正当と認める訂正を、文書で且つできる限り短い期間内に、会議の書記局に提出することができる。但し、議事録が承認される会合において、代表団が口頭で訂正を提出することを妨げるものではない。

3 (1) 原則として、議事録には、単に、提案及び結論並びにこれらに基く論議をできる限り簡潔に記録する。

(2) もつとも、代表団は、討議において行つたその陳述の概要又は全部をそう入することを請求する権利を有する。この場合には、代表団は、原則として、報告者の任務を容易にするため、発言の初めにその旨を表明しなければならない。また、代表団は、会合の終了後二時間以内にその陳述文を会議の書記局に自ら提出しなければならない。

4 陳述のそう入に関しては、前記の3(2)によつて与えられる権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

第十九条　委員会及び小委員会の概要記録及び報告

1 (1) 委員会及び小委員会の討議は、会合ごとに概要記録に取りまとめる。この記録には、討論の要点、記録することを適当とする諸種の意見、提案及び総括的結論を特記する。

(2) もつとも、代表団は、第十八条3(2)に掲げる権利を行使することができる。

(3) 前記の(2)に掲げる権利は、慎重に行使しなければならない。

2 委員会及び小委員会は、必要と認める部分的報告を作成することができる。必要があるときは、その業務の終了に際し、提案及び付託された研究から生ずる結論を簡潔な形式で取りまとめた最終報告を提出することができる。

第二十条　議事録、概要記録及び報告の承認

1 (1) 議長は、原則として、総会の各会合又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、代表団に対し、前回の会合の議事録又は概要記録に関して意見があるかどうかを尋ねる。いかなる訂正も書記局に通知されず、また、いかなる反対も口頭で表明されない場合には、これらの文書は、承認されたものとみなす。これと反対の場合には、議事録又は概要記録に必要な訂正を行う。

(2) 部分的報告又は最終報告は、関係委員会又は関係小委員会によつて承認されなければならない。

2 (1) 総会の最終の会合の議事録は、この総会の議長が審査して承認する。

(2) 委員会又は小委員会の最終の会合の概要記録は、これらの委員会又は小委員会の議長が審査して承認する。

第二十一条　編集委員会

1 条約、規則その他の会議の最終文書の本文は、諸種の委員会が、発表された意見を考慮してできる限り最終的案文の形式で作成した上、編集委員会に送付する。編集委員会は、意味を変更しないで本文の形式を完全にし、且つ、修正されない従前の本文とあわせて編集することを任務とする。

2 編集委員会は、これらの本文を会議の総会に提出する。総会は、これを承認し、又は再審査のため関係委員会に返付する。

第二十二条　番号整理

1 改正される本文の章、条及び項の番号は、総会の第一號会まで存置する。追加される本文には、暫定的に「の二」、「の三」等の番号を附し、削除された本文の番号は、使用しない。

2 章、条及び項の最終的番号整理は、第一號会で採択した後、編集委員会に付託する。

第二十三条　最終的承認

条約、規則その他の最終文書の本文は、総会の第二號会で承認されたときは、最終的なものとみなす。

第二十四条　署名

会議で最終的に承認された本文は、一般規則第五章に定める委任状を有する代表が、代表する国のフランス語による名称のアルファベット順に従つて署名する。

第二十五条　新聞発表

会議の業務についての正式の発表は、議長又は一人の副議長の許可がなければ、新聞に伝達することができない。

第二十六条　料金の免除

会議の期間中、代表団の構成員、管理理事会の構成員、連合の常設機関の高級職員及び会議に派遣された事務総局の職員は、会議が開催される国の政府が関係のある他の政府及び認められた私企業と合意した範囲内で、郵便、電信及び電話の料金の免除を受ける権利を有する。

第二部　国際諮問委員会

第十章　総則

1 一般規則第二部の規定は、国際諮問委員会の任務及び組織を定める条約第七条を補充する。

2 諮問委員会は、また、適用することができる限り、一般規則第一部に掲げる会議の内部規則を遵守しなければならない。

第十一章　参加の条件

1 (1) 各国際諮問委員会の構成員は、次のものとする。

(a) すべての連合員及び準連合員の主管庁（権利として構成員となるもの）

(b) 認められた私企業で、その私企業を認めた連合員又は準連合員の承認を得て、且つ、次の手続の適用を条件として、委員会の業務への参加を請求するもの。

(2) 認められた私企業が行う諮問委員会の業務への参加の最初の請求は、事務総局長にあてるものとし、事務総局長は、これをすべての連合員及び準連合員並びにこの諮問委員会の委員長に通報する。認められた私企業が行う請求は、その私企業を認めた連合員及び準連合員が承認したものでなければならない。

2 (1) 国際機関で、その事業を国際電気通信連合の事業と調整し、且つ、これと関係がある活動を行うものに対しては、顧問的資格で諮問委員会の業務に参加することを認めることができる。

(2) 国際機関が行う諮問委員会の業務への参加の最初の請求は、事務総局長にあてるものとし、事務総局長は、これを電信によつてすべての連合員及び準連合員に通報し、且つ、連合員に対してこの請求の受諾について意思を表明するよう要請する。一箇月の期間内に到着した連合員の回答の過半数が賛成のときは、この請求は、受諾される。事務総局長は、協議の結果をすべての連合員及び準連合員並びに関係諮問委員会の委員長に通報する。

(3) 主管庁、認められた私企業又は国際機関が諮問委員会の業務への参加の最初の請求は、当該諮問委員会の委員長にあてるものとする。この請求は、関係国の主管庁が承認したものでなければならない。

3 (1) 学術団体又は工業団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用の器材の研究若しくは製作に従事するものに対しては、関係国の主管庁の承認を条件として、諮問委員会の研究委員会の会合に顧問的資格で参加することを認めることができる。

(2) 学術団体又は工業団体が行う諮問委員会の研究委員会の会合への参加の最初の請求は、当該諮問委員会の委員長にあてるものとする。この請求は、関係国の主管庁が承認したものでなければならない。

第十二章　総会の任務

総会は、次のことを行う。

(a) 研究委員会の報告を審査し、及びこれらの報告中の意見案を承認し、変更し、又は否決すること。

(b) 条約第七条2の規定に従い、研究に付する新たな問題の項目を定め、及び必要があるときは研究の計画を作成すること。

(c) 必要に応じ、現在の研究委員会を存置し、及び新たに研究委員会を設置すること。

(d) 研究すべき問題を研究委員会に割り当てること。

(e) 総会の前回の会合以後の委員会の業務に関する委員長の報告を審査して承認すること。

(f) 委員長が管理理事会に提出すべき次回の会合までの委員会の会計上の要求に関する報告を承認すること。

(g) 条約第七条及び一般規則第二部の規定の範囲内で必要と認めるその他の問題を審査すること。

第十三章　総会の会合

1 総会は、通常三年ごとに会合する。

2 総会の会合の期日は、前回の総会に参加した連合員及びその総会には参加しなかつたが諮問委員会の業務に積極的に参加する意向を事務総局長に通報した連合員の過半数の承認を得た上、変更することができる。

3 (1) 総会は、できる限り連合の所在地において開催する。

(2) もつとも、各総会の会合は、次回の会合のため他の場所を定めることができる。この場合は、2に掲げる手続を適用してその後変更することができる。

4 諮問委員会の各総会の会合においては、会合が開催される国の代表団の長（会合が連合の所在地において開催されるときは、総会で選挙された者）が議長となる。議長は、総会で選挙された副議長によつて補佐される。

5 諮問委員会の総会の書記局は、その委員会の専門事務局がこれに当る。必要があるときは、招請政府の主管庁及び事務総局の職員の協力を得るものとする。

第十四章　総会における用語及び投票の方法

1 総会の用語及び諮問委員会の正式の文書の用語は、条約第十四条に掲げる用語とする。

2 諮問委員会の総会の会合において投票を許される国は、条約第一条3(2)及び第十五条2に掲げる国とする。但し、国が主管庁によつて代表されていないときは、その国の認められた私企業の代表者は、その数を問わず全体で単に一個の投票権を有する。

第十五章　研究委員会の設置

1 総会は、研究すべき問題を取り扱うため必要な研究委員会を設ける。主管庁、認められた私企業及び第十一章2の規定に従つて認められる国際機関で、研究委員会の業務への参加を希望するものは、総会の会合に対し、又は総会の閉会後においては関係諮問委員会の委員長に対してその名称を通知する。

2 更に、この規則の第十一章3の規定に従うことを条件として、学術団体又は工業団体の専門家に対し、研究委員会の会合に顧問的資格で参加することを認めることができる。

3 総会は、各研究委員会を主宰すべき主任報告者及び副主任報告者を任命する。総会の会合から総会の会合までの間において、主任報告者がその職務を行うことができなくなつたときは、副主任報告者がその地位につくものとし、その研究委員会は、構成員の中から新たな副主任報告者を選挙する。

第十六章　研究委員会の業務の処理

1 研究委員会に付託された問題は、通常、通信によつて処理する。

2 (1) もつとも、総会は、重要な問題を取り扱うため必要と認められる研究委員会の会合に関し、有用な指示を与えることができる。

(2) 更に、研究委員会の主任報告者は、総会の閉会後、通信によつて処理することができなかつた問題を口頭で討議するため、総会で定められなかつた研究委員会の会合が必要であると認めるときは、自国の主管庁の承認を得て、且つ、関係委員長及び当該研究委員会の構成員と協議した後、経費を最少限にとどめることが必要であることを考慮して、便宜な場所における会合を提議することができる。

3 もつとも、無用の旅行及び長期の不在を避けるため、諮問委員会の委員長は、各種の関係研究委員会を主宰する主任報告者と合意の上、同一の場所で同一の期間中開催すべき研究委員会の集合の会合の全般的計画を作成する。

4 委員長は、参加主管庁、諮問委員会の認められた私企業及び、必要があるときは、参加した国際機関に対し、研究委員会の最終報告を送付する。これらの報告は、できる限りすみやかに、且つ、いかなる場合にも次回の総会の期日の少くとも一箇月前に到着するように、送付する。この条件に従つて送達される報告の対象とならなかつた問題は、総会の議事日程に掲げることができない。

第十七章　委員長の任務、専門事務局

1 (1) 諮問委員会の委員長は、総会及び研究委員会の業務を含む諮問委員会の業務を調整する。委員長は、諮問委員会の業務の組織化について責任を負う。

(2) 委員長は、委員会の記録を保管する。

(3) 委員長は、その直接の指揮の下に委員会の業務を組織化するため執務する専門職員からなる事務局によつて補佐される。

(4) 国際無線通信諮問委員会の委員長は、また、条約第七条に従い、副委員長によつて補佐される。

2 委員長は、全権委員会議又は管理理事会が承認した予算の範囲内で、事務局の技術職員及び事務職員を選定する。技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が委員長と合意の上行う。

3 委員長は、総会及び研究委員会の討議に権利として顧問的資格で参加する。委員長は、総会及び研究委員会の会合の準備に関するすべての措置を執る。

4 国際無線通信諮問委員会の副委員長は、議事日程中の問題がその活動に関係があるときは、総会及び研究委員会の討議に権利として顧問的資格で参加する。

5 委員長は、総会に提出する報告において、総会の前回の会合以後の諮問委員会の活動を報告する。この報告は、承認を得た後、管理理事会に提出するため事務総局長に送付する。

6 委員長は、次回の総会までの諮問委員会の会計上の要求に関する報告について、総会の承認を求める。この報告は、総会の承認を得た後、有用なすべての目的のため事務総局長に送付する。

第十八章　主管庁会議に対する提案の準備

各諮問委員会の関係研究委員会の代表者は、関係主管庁会議の一年前に、前回の主管庁会議以後諮問委員会が表明した意見から関係規則の改正提案を引き出すため、事務総局の代表者と通信し、又は会合する。

第十九章　諮問委員会相互の関係及び諮問委員会と他の国際機関との関係

1 (1) 諮問委員会の総会は、共通の利益に関する問題について研究を行い、且つ、意見を表明するため、合同委員会を設けることができる。

(2) 諮問委員会の委員長は、共通の利益に関する問題について研究を行い、且つ、意見案を作成するため、主任報告者と協力して、異なる諮問委員会の研究委員会の合同の会合を組織することができる。これらの意見案は、各関係諮問委員会の次回の総会の会合に提出する。

2 諮問委員会の総会又は委員長は、その諮問委員会の会合が招請を受けた他の諮問委員会の会合又は他の国際機関の会合に顧問的資格で出席する当該委員会の代表者を指名することができる。

3 事務総局長又は事務総局次長二人のうち一人、国際周波数登録委員会の代表者及び他の諮問委員会の委員長又はその代理は、国際諮問委員会の会合に顧問的資格で出席することができる。

第二十章　諮問委員会の会計

1 国際諮問委員会の委員長及び国際無線通信諮問委員会の副委員長の俸給並びに専門事務局の通常経費は、条約第十三条の規定に従つて連合の通常経費に包含する。

2 各諮問委員会の臨時経費の総額は、委員長及び国際無線通信諮問委員会の副委員長の臨時経費、研究委員会又は総会の会合で使用する事務局の全員の臨時経費並びに研究委員会及び総会のすべての業務文書の経費とし、条約第十三条3及び6に従い、次のものが負担する。

(a) 諮問委員会の業務に積極的に参加する希望を事務総局長に通知した主管庁（総会の会合に出席したかどうかを問わない。）

(b) 総会又は研究委員会の会合に出席した主管庁（諮問委員会の業務に参加する希望を事務総局長に通知したかどうかを問わない。）

(c) 第十一章1(2)に従つて諮問委員会の業務への参加を請求した、認められた私企業（総会の会合に出席したかどうかを問わない。）

(d) 第十一章2(2)に従つて諮問委員会の業務へ参加を認められた国際機関で、条約第十三条3(5)による経費の分担の免除を受けなかつたもの

(e)　第十一章3に従つて諮問委員会の研究委員会の業務に参加した学術団体又は工業団体

3　前記の2(c)、2(d)及び2(e)に掲げる認められた私企業、国際機関及び学術団体又は工業団体は、条約第十三条4に掲げる等級のうち、諮問委員会の臨時経費を分担するため希望する等級を表明する。

4　研究委員会の経費は、次回の総会の会合の臨時経費に包含する。但し、研究委員会の会合が次回の総会の会合の期日前一年をこえる時に開催される場合には、事務総局長は、関係のある主管庁、私企業、機関及び団体に対し、これに要した臨時経費に関する臨時計算書を送付する。

5　2に掲げる主管庁、認められた私企業、国際機関及び学術団体又は工業団体は、前回の総会の会合の終了の日から臨時経費を分担しなければならない。この義務は、参加の終止まで存続する。参加の終止の通告は、その通告の受領の日後最初の総会の会合の終了の日に効力を生ずる。但し、この総会の会合に関する書類を受領する権利を失うものではない。

6　主管庁、認められた私企業、国際機関又は学術団体若しくは工業団体は、それぞれ、その代表者の個人的経費を負担する。

7　もつとも、第十九章2に掲げる会合への参加のため要する諮問委員会の代表者の個人的経費は、代表される委員会が負担する。

第六附属書（第二十六条参照）

国際連合と国際電気通信連合との間の協定

前文

国際連合憲章第五十七条及び千九百四十七年にアトランティック・シティで締結された国際電気通信条約第二十六条の規定にかんがみ、国際連合及び国際電気通信連合は、次のとおり協定する。

第一条

国際連合は、国際電気通信連合（以下「連合」という。）がその基本的文書で定める目的を達成するためにその文書に基き適当なすべての措置を執ることを任務とする専門機関であることを認める。

第二条　相互の代表

1　国際連合は、連合のすべての全権委員会議及び主管庁会議の討議に投票権なしで参加する代表者を送るよう招請される。国際連合は、また、連合との正当な協議の後、国際連合に関係のある問題の討議に投票権なしで参加する権利をもつて国際諮問委員会の会合その他連合が招集するすべての会合に出席する代表者を送るよう招請される。

2　連合は、電気通信の問題の協議のため、国際連合の総会の会合に出席する代表者を送るよう招請される。

3　連合は、国際連合の経済社会理事会及び信託統治理事会並びにそれらの委員会及び小委員会の会合に出席する代表者を送り、且つ、これらの会合の議事日程のうち連合が利害関係を有する項目の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

4　連合は、権限内にある問題が討議されるべき国際連合の総会の主要な委員会の会合に出席する代表者を送り、且つ、この討議に投票権なしで参加するよう招請される。

5　国際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による報告を、場合に応じ、総会、経済社会理事会及びその委員会並びに信託統治理事会の構成員に配付する。同様に、連合は、国際連合が提出する文書による報告をその構成員に配付する。

第三条　議事日程への問題の記載

連合は、必要があるときは事前の協議を行つた上、国際連合が連合に提案する問題を全権委員会議若しくは主管庁会議又は連合の他の機関の会合の議事日程に記載する。同様に、経済社会理事会及びその委員会並びに信託統治理事会は、連合の会議又はその他の機関が提案する問題をその議事日程に記載する。

第四条　国際連合の勧告

1　連合は、国際連合が、憲章第五十五条に掲げる目的の実現を促進し、並びに経済社会理事会が憲章第六十二条によつて与えられた任務及び権限の行使として経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的国際事項並びに関係国際事項に関する研究及び報告を行い、又は発議し、並びにこれらのすべての事項に関して関係専門機関に勧告を行うことについて、同理事会に援助を与えなければならないことを考慮し、更に、国際連合がこれらの専門機関の活動及び一般的方針の調整のため勧告を行うべきことを憲章第五十八条及び第六十三条が定めていることを考慮して、国際連合が連合に対して行うすべての正式の勧告を有用な目的のため連合の適当な機関にできる限りすみやかに付託するため必要な措置を執ることに同意する。

2　連合は、この勧告に関して国際連合の請求があつたときは、これと協議し、及びこの勧告を実施するため連合若しくはその構成員が執つた措置又はこの勧告の他の結果について、適当な時に国際連合に通報することに同意する。

3　連合は、専門機関の活動と国際連合の活動との充分に効果的な調整を確保するため必要なその他の措置について協力する。特に、連合は、経済社会理事会がこの調整を容易にするため設置する機関と協力し、及びこの目的を達成するため必要な資料を提供することに同意する。

第五条　資料及び書類の交換

1　一定の書類の秘密の保持に必要な措置に従うことを条件として、国際連合及び連合は、それぞれの必要を満たすため、資料及び書類をできる限り完全且つ迅速に交換する。

2　前項の規定の一般性を害することなく、

(a)　連合は、その活動に関する年報を国際連合に提出する。

(b)　連合は、国際連合から特別報告、研究又は資料の請求を受けたときは、できる限りこれに応ずる。

(c)　国際連合事務総長は、連合の権限のある当局の請求があつたときは、連合に特別の利害関係のある資料を連合に提供するため、その当局と意見の交換を行う。

第六条　国際連合に対する援助

連合は、その構成員で国際連合の加盟国でないものの特殊な地位を充分に考慮して、国際連合憲章及び国際電気通信条約に従い、国際連合並びにその主要機関及び補助機関と協力し、且つ、これに対してできる限りの援助を与えることに同意する。

第七条　国際司法裁判所との関係

1　連合は、国際司法裁判所が国際司法裁判所規程第三十四条に従つて請求するすべての資料をこれに提供することに同意する。

2　国際連合総会は、連合と国際連合又は他の専門機関との間の相互関係に関する問題を除く外、連合の権限の範囲内において生ずる法律問題について、連合が国際司法裁判所の勧告的意見を請求することを許可する。

3　この請求は、全権委員会議又はその許可によつて行動する管理理事会から国際司法裁判所に対して行うことができる。

4　連合は、国際司法裁判所に対して勧告的意見を請求するときは、この請求を経済社会理事会に通報する。

第八条　職員に関する規定

1　国際連合及び連合は、職員について、雇用の条件の重大な差異及び職員の募集上の競争を避け、並びにその勤務を最もよく利用するために双方が望ましいと認める人事の交流を容易にするため、できる限り、共通の基準、方式及び規定を定めることに同意する。

2　国際連合及び連合は、この目的を達成するため、できる限り協力することに同意する。

第九条　統計業務

1　国際連合及び連合は、統計資料の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布に関して、できる限り緊密な協力、活動の重複の回避及び技術職員の最も効果的な利用の実現に努めることに同意する。

2　国際連合及び連合は、統計資料を最も良く利用し、及びこの資料を供給する政府その他の機関の業務を軽減するため協力することに同意する。

3　国際連合は、連合がその固有の分野における統計の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布を任務とする中央機関であることを認める。但し、この統計が国際連合自体の目的の実現又は全世界の統計の改良のために必要である限り、国際連合がこの統計に関与する権利を害するものではない。連合の業務書類を作成する形式に関するすべての決定は、連合が行う。

4　一般的利用に供するための統計資料のセンターを設ける目的をもつて、連合の基本的統計集又は特別報告に編入するため連合に提供された資料を国際連合の請求があつたときはできる限りこれに利用させることが同意される。

5　国際連合の基本的統計集又は特別報告に編入するため国際連合に

提供された資料を連合の請求があつたときはできる限り、且つ、適当な範囲でこれに利用させることが同意される。

第十条　事務的及び技術的業務

1　国際連合及び連合は、職員及び利用することができる資源を最も効果的に使用するため、相互に競争し、又は重複する業務の創設をできる限り避け、且つ、必要があるときは、このために協議することが望ましいことを認める。

2　国際連合及び連合は、正式の文書の登録及び保管に関し、共同して措置を執る。

第十一条　予算及び会計の規定

1　連合の予算又は予算案は、その構成員に送付すると同時に、国際連合に送付する。国際連合総会は、これらに関して連合に勧告を行うことができる。

2　連合は、その予算が討議されるときは、いつでも、国際連合総会又はそのすべての委員会の討議に投票権なしで参加する代表者を送る権利を有する。

第十二条　特別業務の会計

1　国際連合がこの協定の第六条又は他の規定に従つて援助、特別報告又は研究を請求した結果、連合が多額の追加経費を負担しなければならないときは、両当事者は、この経費をできる限り衡平に負担する方法を定めるため協議する。

2　国際連合及び連合は、また、連合の請求によつて国際連合が提供した事務上、技術上又は会計上の中央業務及びすべての特別の便宜又は援助の費用の負担について、衡平と認める措置を執るため協議する。

第十三条　国際連合通行証

連合の職員は、国際連合事務総長と連合の権限のある当局との間に締結される特別の協定に従つて国際連合通行証を使用する権利を有する。

第十四条　諸機関の間の協定

1　連合は、連合と他の専門機関、政府間機関又は非政府的国際機関との間に計画される正式の協定の性質及び範囲を経済社会理事会に通報する。

2　国際連合は、連合に関係のある問題について他のすべての専門機関が計画する正式の協定の性質及び範囲を連合に通報することに同意し、並びに、協定が締結されたときは、その細目を連合に通報する。

第十五条　連絡

1　国際連合及び連合は、前記の諸規定が両当事者の間の効果的な連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意する。両当事者は、このために必要な措置を執る意思を確認する。

2　この協定に掲げる連絡に関する規定は、連合と国際連合（地域的又は補助的事務局を含む。）との間の関係に適当な範囲で適用する。

第十六条　国際連合の電気通信業務

1　連合は、国際連合が電気通信業務の運用について連合の構成員と同一の権利を享有することが重要であると認める。

2　国際連合は、その管轄下にある電気通信業務を国際電気通信条約及び附属規則の規定に従つて運用することを約束する。

3　本条の実施に関する細目は、別の取極で定める。

第十七条　協定の実施

国際連合事務総長及び連合の権限のある当局は、この協定の実施上望ましいと認められるすべての補足的取極を締結することができる。

第十八条　改正

この協定は、いずれか一方の当事者からの六箇月の予告を条件として、国際連合と連合との間の合意により改正することができる。

第十九条　効力発生

1　この協定は、国際連合総会及び千九百四十七年にアトランティック・シティで開催される電気通信全権委員会議の承認を得た後、暫定的に効力を生ずる。

2　1に掲げる承認を条件として、この協定は、千九百四十七年にアトランティック・シティで締結された国際電気通信条約と同時に、又は連合の決定によつてそれ以前の日に、正式に効力を生ずる。

国際電気通信条約（千九百五十二年ブエノス・アイレス）の最終議定書

下名の全権委員は、ブエノス・アイレス国際電気通信条約に署名するに際し、次の宣言を了承する。

I

アルバニア人民共和国のために

アルバニア人民共和国の代表団は、ブエノス・アイレス国際電気通信条約に署名するに際し、次のとおり宣言する。

(a)　国民党の代表ではない。従つて、国民党の代表に対して条約に署名する権利を与える全権委員会議の決定は、違法である。中国のために条約に署名する権利は、中華人民共和国政府によつて任命された代表にのみ属する。

(b)　ボン当局の代表がドイツのために行つた国際電気通信条約の署名は、ボン当局がドイツ全体を代表していないので、違法である。ドイツ民主主義共和国政府は、千九百四十七年の国際電気通信条約に違法に加入したので、ドイツ民主主義共和国は、千九百四十七年の条約の当事国であり、且つ、国際電気通信連合の完全な一員である。

(c)　バオダイのヴイエトナム及び南朝鮮の代表に対して国際電気通信条約に署名する権利を与える全権委員会議の決定は、これらの代表が実際にはヴイエトナム及び朝鮮を代表していないので、違法である。

2　無線通信規則（アトランティック・シティ）第四十七条に掲げる新国際周波数表は、作成も承認も行われていない。従つて、臨時無線通信主管庁会議が採択した決定は、無線通信規則にてい触するので、違法である。

このことにかんがみ、アルバニア人民共和国の代表団は、臨時無線通信主管庁会議の違法な決定を現行の無線通信規則の規定に代るものとみなすブエノス・アイレス全権委員会議の採択した決議第三十が、規則の改正のために定められた手続に違反するので、アルバニア人民共和国にとつて受諾できないものであることを宣言する。

よつて、アルバニア人民共和国は、周波数の登録及び使用に関する問題については、現行の無線通信規則第四十七条の規定に従う権利を留保する。

アルバニア人民共和国は、また、条約第六条の規定を適用し、又は適用しない権利を留保する。

II

サウデイ・アラビア王国のために

サウデイ・アラビアの代表団は、第五条12(b)一に反対することを正式に宣言する。サウデイ・アラビアのためのこの条約の署名は、連合に代つて管理理事会が締結する暫定的協定でサウデイ・アラビアの利益に反すると認めるものによつてサウデイ・アラビアが拘束されないことを留保して行われる。

2　サウデイ・アラビアの代表団は、サウデイ・アラビアのためにこの条約に署名するに際し、この条約の第十二条に掲げる電信規則又は追加無線通信規則に関する義務を受諾し、又は受諾しない自国政府の権利を留保する。

III

オーストラリア連邦のために

オーストラリアの代表団は、オーストラリアによるこの条約の署名はオーストラリアが条約第十二条に掲げる電話規則によつて拘束されることを受諾しないことを留保して行われることを宣言する。

IV

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために

電気通信条約を補充する無線通信規則第四十七条によれば、この規則の最も重要な部分の実施が同条に掲げる将来の特別主管庁会議の決定に従わなければならないことを考慮し、

千九百五十一年の臨時無線通信主管庁会議（G.A.R.R.）の決定の採択に際し、無線通信規則第四十七条の規定が侵犯されたこと、従つて、臨時無線通信主管庁会議の前記の決定が違法であることにかんがみ、

また、千九百五十二年の全権委員会議が、臨時無線通信主管庁会議の前記の違法な決定を無線通信規則の規定に代るものとみなす決議を採択することによつて、規則の義務的性質に関する電気通信条約第十三条の規定を侵犯した事実

を考慮して、

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国は、これらの状況にかんがみ、国際周波数登録委員会に関する電気通信条約の規定の受諾及び無線通信規則の適用を将来に残された問題とする。

V

ブルガリア人民共和国のために

ブルガリア人民共和国の代表団は、ブエノス・アイレス電気通信条約に署名するに際し、次のとおり宣言する。

1　国民党の代表が電気通信条約に署名する権利を有するという全権委員会議の決定は、同代表が実際には中国を代表していないので、違法である。中華人民共和国中央人民政府によつて任命された代表のみ

が、条約に署名する権利を有する。
ボン当局は、ドイツ全体を代表していない。従つて、その代表による電気通信条約の署名は、違法である。ドイツ民主主義共和国政府は、アトランテイック・シテイ条約の追加議定書二に掲げる手続に従つて同条約に加入した。これらの状況にかんがみ、ドイツ民主主義共和国は、アトランテイック・シテイ条約の当事国であり、且つ、国際電気通信連合の完全な一員である。
バオダイのヴイエトナム及び南朝鮮の代表が電気通信条約に署名する権利を有するという全権委員会議の決定は、これらの代表が実際にはヴイエトナム及び朝鮮を代表していないので、違法である。
2　無線通信規則（アトランテイック・シテイ）第四十七条に掲げる新国際周波数表は、作成も承認も行われていない。従つて、臨時無線通信主管庁会議が採択した決定は、無線通信規則にていし触するので、違法である。
このことにかんがみ、ブルガリア人民共和国の代表団は、臨時無線通信主管庁会議の違法な決定を無線通信規則の規定に代るものとみなすブエノス・アイレス全権委員会議の採択した決議第三十が、現行の条約の規定にていし触し、且つ、規則の改正の正規の手続に違反するので、ブルガリア人民共和国にとつて受諾できないものであることを宣言する。
よつて、ブルガリア人民共和国は、無線通信規則の適用を将来に残された問題とすることを宣言する。
ブルガリア人民共和国は、また、条約第六条の規定を受諾し、又は受諾しない権利を留保する。

VI
カナダのために
カナダは、この条約に署名するに際し、ブエノス・アイレス電気通信条約第十二条2(1)を受諾しないことを留保する。カナダは、この条約に附属する無線通信規則及び電信規則の義務を承認するが、現在においては、追加無線通信規則又は電話規則によつて拘束されることを受諾しない。

VII
中国のために
ブエノス・アイレス国際電気通信連合全権委員会議に対する中華民国の代表団は、この会議における中国の唯一の適法な代表であり、且つ、この会議によつてそのとおり認められた。一部の連合員がこの条約に関連して行い、又はこれに附するすべての宣言又は留保で前記の中華民国の地位と両立しないものは、違法であり、従つて、無効である。中華民国は、この条約の署名によつて、これらの連合員に対し、ブエノス・アイレス条約及びこれに関係がある議定書から生ずるいかなる義務も受諾しない。

VIII
コロンビア共和国のために
コロンビア共和国は、この条約に署名するに際し、この条約の第十二条に掲げる電信規則及び電話規則に関するいかなる義務も受諾しないことを正式に宣言する。

IX
キューバ共和国のために
ブエノス・アイレス条約第十二条の規定にかんがみ、且つ、その条項を考慮して、キューバ共和国は、電信規則及び電話規則の受諾に関して正式の留保を行うことを宣言する。

X
アメリカ合衆国のために
アメリカ合衆国のために及びその名において行われたこの条約の署名は、アメリカ合衆国のすべての属領に対しても憲法上の手続に従つて効力を有する。
アメリカ合衆国は、その名において行われたこの条約の署名によつて、ブエノス・アイレス条約第十二条に掲げる電話規則又は追加無線通信規則に関するいかなる義務も受諾しないことを正式に宣言する。

XI
ギリシヤのために
ギリシヤの代表団は、この条約に署名するに際し、ブエノス・アイレス条約第十二条に掲げる業務規則の署名の際にギリシヤが行つた留保を維持することを正式に宣言する。

XII
グアテマラのために
グアテマラ共和国のために行われたこの条約の署名の事実は、本国の国会が批准に際し必要と認める留保を行うことができるものと了解されるので、本国政府に対し、この条約をその最終的形式及び適用において全体として批准する義務を課するものではない。
本代表は、この会議に参加した国によつて行われた留保の結果生ずる虞があるいかなる財政的負担も本国政府が受諾しないことをそのために宣言する。

XIII
ハンガリー人民共和国のために
ハンガリー人民共和国の代表団は、国際電気通信条約に署名するに際し、次のとおり宣言する。
ブエノス・アイレス全権委員会議が臨時無線通信主管庁会議の違法な決定を規則の改正に関する条約の規定に替えるという決議を採択したことを考慮して、
ハンガリー人民共和国は、全権委員会議が採択した決議第三十に不同意であるので、無線通信規則の適用及び国際周波数登録委員会に関する問題を将来に残された問題とみなす権利を留保する。
ハンガリー人民共和国の代表団は、国際電気通信条約に署名するに際し、次の宣言を行う。
1　条約に署名する権利を国民党の代表に与えるブエノス・アイレス全権委員会議の決定は、中華人民共和国中央人民政府によつて任命された者が唯一の適法な代表であり、且つ、これらの者のみが中国のために署名する権利を有するものであるので、違法である。
2　バオダイのヴイエトナム及び南朝鮮の代表と称する者は、実際にはヴイエトナム及び朝鮮を代表していない。従つて、これらの者の会議の業務への参加及びこれらの者に対して国際電気通信条約の署名を許可する決定は、違法である。
3　ドイツ民主主義共和国政府は、所定の手続に従つてアトランテイック・シテイ国際電気通信条約に加入したので、当然、連合の完全な一員である。
ボン当局は、ドイツ全体を代表していない。従つて、この当局の代表によるブエノス・アイレス国際電気通信条約の署名は、違法である。

XIV
インドネシア共和国のために
ブエノス・アイレス全権委員会議に対するインドネシアの代表団は、この条約に署名するに際し、ニユー・ギニア（西部）が係争中の領域であるので、国際電気通信連合の書類及びこの条約の第一附属書中でオランダの名称の次にニユー・ギニアの名称を記載することについては、その権利を留保する。

XV
イラークのために
イラークの代表団は、次の留保を行う。
1　イラークの代表団は、ブエノス・アイレス条約第十二条に掲げる電話規則、電信規則及び追加無線通信規則を受諾し、又は受諾しない自国政府の権利を留保する。
2　イラークの代表団は、第五条12(b)一及び第九条1(g)の規定によつて管理理事会が締結する暫定的協定への参加を受諾し、又はその拘束を拒否する自国政府の権利を留保する。

XVI
イスラエルのために
イスラエルの代表団は、アフガニスタン、サウデイ・アラビア、エジプト、イラーク、ジョルダン、レバノン、パキスタン、シリア及びイエメンの代表団がイスラエルに関して行つた留保を受諾することができない。イスラエルの代表団は、これらの連合員たる国に関する限り、この条約及び附属規則の適用に際しイスラエルの利益を保護するため有用と認めるすべての適当な措置を執る自国政府の権利を留保する。

XVII
イタリア及びオーストリアのために
イタリア及びオーストリアは、連合員又は準連合員がブエノス・アイレス国際電気通信条約（千九百五十二年）の規定に基いて連合の経費を分担しない場合及び他国の留保が自国の電気通信業務を害する場合には、その利益を確保するため必要と認めるすべての措置を執る権利を留保する。

XVIII
ジョルダン・ハシエミツト王国のために
ジョルダン・ハシエミツト王国の代表団は、次の留保を行う。
1　ジョルダン・ハシエミツト王国の代表団は、ブエノス・アイレス条約第十二条に掲げる電話規則、電信規則及び追加無線通信規則を受諾し、又は受諾しない自国政府の権利を留保する。
2　ジョルダン・ハシエミツト王国の代表団は、第五条12(b)一及び第九条1(g)の規定によつて管理理事会が締結するすべての暫定的協定への参加を受諾し、又はその拘束を拒否する自国政府の権利を留保する。

XIX
メキシコのために
メキシコの代表団は、ブエノス・アイレス国際電気通信条約に署名するに際し、次のとおり宣言する。
1　この署名は、この条約の第十二条2(1)及び(2)に掲げる電信規則、

電話規則及び追加無線通信規則に関し、自国政府に対していかなる義務も課するものではない。

2　メキシコの代表団は、メキシコの分担金を条約に定められたところをこえて直接又は間接に増加させる虞があるいかなる国の留保も受諾しない。

XX

パキスタンのために

パキスタンの代表団は、自国のためにこの条約に署名するに際し、パキスタンがブエノス・アイレス条約第十二条に掲げる電話規則によるいかなる義務も受諾することができないことを正式に宣言する。

パキスタンの代表団は、また、国際周波数登録委員会に関する条約の規定を受諾し、又は受諾しない自国政府の権利を留保する。

XXI

フイリピン共和国のために

フイリピン共和国は、この条約に署名するに際し、現在においては、この条約の第十二条2に掲げる電話規則及び電信規則によつて拘束されることを受諾することができないことを正式に宣言する。

XXII

ポーランド人民共和国のために

ポーランド人民共和国の代表団は、ブエノス・アイレスで作成された国際電気通信条約に署名するに際し、次のとおり宣言する権利を与えられた。

1　ポーランド人民共和国の代表団は、国民党の代表がブエノス・アイレス全権委員会議の業務に参加すること及びその代表に国際電気通信条約に署名する権利を与えることが、中華人民共和国中央人民政府によつて任命される者が中国の唯一の適法な代表であるので、違法であると認める。

また、バオダイのヴイエトナム及び南朝鮮の代表に対して会議への参加を承認し、及び条約の署名の許可を与えることは、これらの者が実際にはヴイエトナム及び朝鮮を代表していないので、違法である。

2　ポーランド人民共和国の代表団は、また、ボン当局の代表に対して会議への参加を承認し、及び条約の署名の許可を与えることが、その代表がドイツ全体を代表しておらず、従つてドイツ全体のために行動する権利を有しないので、違法であると認める。

ブエノス・アイレス条約に署名する権利は、アトランテイツク・シテイ条約の当事国であり、且つ、国際電気通信連合の連合員であるドイツ民主主義共和国の代表に対しても、同様に与えなければならない。

3　ブエノス・アイレス国際電気通信条約に署名するに際し、無線通信規則の適用は、ポーランド人民共和国については将来に残された問題とする。

4　ポーランド人民共和国の代表団は、ブエノス・アイレス条約第六条の内容及び国際周波数登録委員会に新たな職務を与えることについて同意することができない。

5　ポーランド人民共和国は、国際電気通信連合の管理理事会が第五条12(b)一の規定に基いて国際機関と自国の利益に反する協定を締結するときは、同条の規定によつて拘束されることを認めない。

6　ポーランド人民共和国の代表団は、この電気通信条約に署名するに際し、ポーランド人民共和国の最終的批准の前に、条約及びすべての附属書の内容に関して必要と認めるすべての追加の留保を追つて提出する権利を自国政府のために留保する。

XXIII

ドイツ連邦共和国のために

ドイツ連邦共和国の代表団は、一部の代表団のドイツに関する留保については、ドイツ連邦共和国政府が国際関係においてドイツのために発言し、且つ、ドイツ国民を代表することができる唯一の適法に構成された政府であることを正式に宣言する。

XXIV

ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために

電気通信条約を補充する無線通信規則第四十七条によれば、この規則の最も重要な部分の実施が同条に掲げる将来の特別主管庁会議の決定に従わなければならないことを考慮し、

千九百五十一年の臨時無線通信主管庁会議（C・A・E・R・）の決定の採択に際し、無線通信規則第四十七条の規定が侵犯されたこと、従つて、臨時無線通信主管庁会議の前記の決定が違法であること

にかんがみ、

また、千九百五十二年の全権委員会議が、臨時無線通信主管庁会議の前記の違法な決定を無線通信規則の規定に代るものとみなす決議を採択するに際し、規則の義務的性質に関する電気通信条約第十三条の規定を侵犯した事実

を考慮して、

ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国は、これらの状況にかんがみ、国際周波数登録委員会に関する電気通信条約の規定の受諾及び無線通信規則の適用を将来に残された問題とする。

XXV

ルーマニア人民共和国のために

ルーマニア人民共和国の代表団は、この条約に署名するに際し、次のとおり宣言する。

1(1)　ブエノス・アイレス全権委員会議は、国民党によつて派遣された中国の代表団と称する者に電気通信条約に署名する権利を与えることを違法に決定した。

電気通信条約に署名する権利を有する中国の唯一の適法な代表は、中華人民共和国中央人民政府によつて指名された代表である。

(2)　ドイツ民主主義共和国政府は、千九百四十七年のアトランテイツク・シテイ電気通信条約に適法に加入した。従つて、同政府は、千九百四十七年の電気通信条約の当事者であり、且つ、連合員のすべての権利を有する。

ボン当局は、ドイツ全体を代表していない。従つて、その代表に対して電気通信条約に署名する権利を与える会議の決定は、違法である。

(3)　バオダイのヴイエトナム及び南朝鮮の代表に対してブエノス・アイレス電気通信条約に署名する権利を与えることは、これらの代表が実際にはヴイエトナム及び朝鮮を代表していないかいらい政府によつて派遣された者であるので、違法である。

2　千九百五十二年のブエノス・アイレス全権委員会議は、規則の改正に関して現行の条約が定める手続に違反して、千九百五十一年の臨時無線通信主管庁会議の違法な決定――条約を補充する無線通信規則第四十七条を侵犯した――を無線通信規則の規定に替えるという決議を採択した。

ルーマニア人民共和国の代表団は、これらの状況にかんがみ、無線通信規則、条約第六条その他の国際周波数登録委員会に関する規定を受諾し、又は受諾しない自国政府の権利を留保する。

ルーマニア人民共和国の代表団は、また、ブエノス・アイレス全権委員会議の決議第三十を考慮しない権利を留保する。

XXVI

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国に関する署名は、英仏海峡諸島、マン島及び英領東アフリカに及ぶものであることを宣言する。

XXVII

チエツコスロヴアキアのために

チエツコスロヴアキアの代表団は、国際電気通信条約に署名するに際し、次のとおり正式に宣言する。

1　ブエノス・アイレス国際電気通信連合全権委員会議への国民党の代表による国際電気通信条約の中国のための署名は、中国のために同条約に署名する権利を有する唯一の適法な代表は中華人民共和国中央人民政府によつて指名される代表であるので、適法でない。

チエツコスロヴアキアは、また、南朝鮮及びバオダイのヴイエトナムの代表が実際にはこれらの国を代表していないので、これらの者がそれぞれ朝鮮及びヴイエトナムのために国際電気通信条約に署名する権利について異議を有する。

チエツコスロヴアキアは、ボン当局の代表による国際電気通信条約のドイツ全体のための署名を受諾しない。また、チエツコスロヴアキアは、千九百四十七年のアトランテイツク・シテイ国際電気通信条約に正当に加入したドイツ民主主義共和国が国際電気通信連合の完全な一員として認められなければならないことを宣言する。

2　チエツコスロヴアキアは、千九百五十一年のジュネーヴ臨時無線通信主管庁会議の協定に関するブエノス・アイレス国際電気通信連合全権委員会議の決定が千九百四十七年のアトランテイツク・シテイ無線通信規則第四十七条にい触する同協定を適法なものとしようとしていることにかんがみ、この決定を受諾しない。チエツコスロヴアキアは、また、この規則の第四十七条の規定を厳格に遵守する権利を留保する。

3　チエツコスロヴアキアは、国際周波数登録委員会に関するブエノス・アイレス国際電気通信連合全権委員会議の決定に同意しない。

チエツコスロヴアキアは、また、国際電気通信条約第六条の全部又は一部を受諾し、又は受諾しない権利を留保する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年八月十日

○国会第十六回　参議院会議録附録（その十九）

トルコのために

XXVIII

1　本代表は、新たなブエノス・アイレス条約第十二条の規定にかんがみ、同条に掲げる規則に関してトルコ政府のために従前行つた留保が引き続き有効であるべきことを本代表団の名において正式に宣言する。

2　本代表は、ブエノス・アイレス条約の最終文書に署名するに際し、この会議に参加している他のいかなる代表団であつてもその行う留保又は反対留保の結果生ずるいかなる財政的負担も本国政府が受諾することができないことをトルコ共和国政府の名において正式に宣言する。

南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域のために

XXIX

南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域の代表団は、南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域によるこの条約の署名は南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域がこの条約の第十二条に掲げる電話規則によつて拘束されることを受諾しないことを留保して行われることを宣言する。

ソヴイエト社会主義共和国連邦のために

XXX

電気通信条約を補充する無線通信規則第四十七条によれば、この規則の最も重要な部分の実施が同条に掲げる将来の特別主管庁会議の決定に従わなければならないことを考慮し、

千九百五十一年の臨時無線通信主管庁会議（C.A.E.R.）の決定の採択に際し、無線通信規則第四十七条の規定が侵犯されたこと、従つて、臨時無線通信主管庁会議の前記の決定が違法であることにかんがみ、

また、千九百五十二年の全権委員会議が、臨時無線通信主管庁会議の前記の違法な決定を無線通信規則の規定に代るものとみなす決議を採択するに際し、規則の義務的性質に関する電気通信条約第十三条の規定を侵犯した事実を考慮して、

ソヴイエト社会主義共和国連邦は、これらの状況にかんがみ、国際周波数登録委員会に関する電気通信条約の規定の受諾及び無線通信規則の適用を将来に残された問題とする。

ヴイエトナムのために

XXXI

ヴイエトナムの代表団は、ヴイエトナムのためにこの条約に署名するに際し、次のものを受諾し、又は受諾しない自国政府の権利を留保する。

第十二条に掲げる電話規則に関する義務（特に、この規則がヨーロッパ外制度に及ぶ場合）

管理理事会が国際機関と締結する暫定的協定で自国政府がその利益に反すると認めるもの

ヴイエトナムの代表団は、また、ブエノス・アイレス全権委員会議に出席したヴイエトナム政府の代表がこの会議の採択した決定に従つて国際電気通信条約に適法に署名する権利について異議を申し立てる次の代表団の行つた宣言を法律上の根拠がなく、且つ、明らかに条約に違反するものと正式に認める。

ブルガリア人民共和国
ハンガリー人民共和国
ルーマニア人民共和国
アルバニア人民共和国
ポーランド人民共和国
白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国
チエツコスロヴアキア
ソヴイエト社会主義共和国連邦

XXII

ベルギー、カンボデイア王国、中国、コロンビア共和国、ベルギー領コンゴー及びルアンダ＝ウルンデイ地域、コスタ・リカ、キユーバ、エジプト、フランス、ギリシヤ、インド共和国、イラン、イラーク、イスラエル、日本国、ジヨルダン・ハシエミツト王国、レバノン、モナコ、ポルトガル、モロツコ及びテユニスのフランス保護領、ドイツ連邦共和国、ユーゴースラヴイア連邦人民共和国、スウエーデン、スイス連邦、シリア共和国、フランス共和国の海外領土及び海外領土として統治される地域、ポルトガルの海外領土並びにヴイエトナムのために

下名の代表団は、連合の経費の分担金の増加をもたらすいかなる留保の結果も受諾しないことをそれぞれの政府のために宣言する。

ベルギー
カンボデイア王国
中国
コロンビア共和国
ベルギー領コンゴー及びルアンダ＝ウルンデイ地域
コスタ・リカ
キユーバ
エジプト
フランス
ギリシヤ
インド共和国
イラン
イラーク
イスラエル
日本国
ジヨルダン・ハシエミツト王国
レバノン
モナコ
ポルトガル
モロツコ及びテユニスのフランス保護領
ドイツ連邦共和国
ユーゴースラヴイア連邦人民共和国
スウエーデン
スイス連邦
シリア共和国
フランス共和国の海外領土及び海外領土として統治される地域
ポルトガルの海外領土
ヴイエトナム

XXIII

アフガニスタン、サウデイ・アラビア王国、エジプト、イラーク、ジヨルダン・ハシエミツト王国、レバノン、パキスタン、シリア共和国及びイエメンのために

前記の国の代表団は、それぞれの代表団によるブエノス・アイレス条約の署名及びそれぞれの政府によるこの条約の将来の批准がこの条約の第一附属書にイスラエルという名称で掲げられている連合員に対して効力を有するものではなく、且つ、イスラエルの承認を含むものではないことを宣言する。

エジプト及びシリア共和国のために

XXIV

エジプト及びシリア共和国の代表団は、管理理事会に対し連合に代つて国際機関と暫定的協定を締結することを認める第五条12(b)一及び第九条1(g)に反対することをそれぞれの政府のために宣言する。それぞれの政府は、この協定がその利益に反すると認めるときは、これによつて拘束されるものではない。

ソヴイエト社会主義共和国連邦のために

XXV

ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共

和国及び白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために

ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国及び白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国の代表団は、電気通信条約に署名するに際し、次のとおり宣言する。

1　電気通信条約に署名する権利を国民党に与える全権委員会議の決定は、中華人民共和国中央人民政府によつて任命される代表が中国の唯一の適法な代表であり、且つ、これらの者のみが中国のために電気通信条約に署名する完全な権利を有するので、違法である。

2　パオダイのヴイエトナム及び南朝鮮の代表は、実際にはヴイエトナム及び朝鮮を代表していない。従つて、これらの者が全権委員会議の業務に参加すること並びにヴイエトナム及び朝鮮のために電気通信条約に署名する権利を与えられることは、違法である。

3　ドイツ民主主義共和国政府は、電気通信条約（千九百四十七年アトランテイツク・シテイ）の追加議定書二に掲げる手続に従つて同条約に加入した。従つて、ドイツ民主主義共和国は、千九百四十七年の電気通信条約の当事国であり、且つ、国際電気通信連合の完全な一員である。ボン当局は、ドイツ全体を代表しておらず、且つ、代表することができない。従つて、ブエノス・アイレス全権委員会議が採択した電気通信条約のボン当局による署名は、違法である。

XXXV

オーストラリア連邦、カナダ、中国、アメリカ合衆国、インド共和国、イラーク、ジョルダン・ハシエミツト王国、メキシコ、ニユー・ジーランド、オランダ並びにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

一部の国が条約第六条の規定を受諾し又は受諾しない権利を留保したことにかんがみ、次に掲げる国は、留保を行つた国が条約第六条の規定を受諾しない場合には、国際周波数登録委員会の良好な運用を確保するため必要なすべての措置を、必要があるときは他の連合員と共同で、執る権利を留保する。

オーストラリア連邦
カナダ
中国
アメリカ合衆国
インド共和国
イラーク
ジョルダン・ハシエミツト王国
メキシコ
ニユー・ジーランド
オランダ、スリナム、オランダ領アンテイール及びニユー・ギニア
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの最終議定書に署名した。この議定書は、アルゼンテイン共和国政府の記録に寄託保存され、その謄本は、各署名政府に交付される。

千九百五十二年十二月二十二日にブエノス・アイレスで作成した。

アフガニスタンのために
アリ・グル

アルバニア人民共和国のために
メルシニ

サウデイ・アラビア王国のために
レダ・ハムザ

アブデル・ラテイフ・エル＝ジエチン

アルゼンテイン共和国のために
M・ニコリニ

マルコ・A・アンドラダ

ワルター・ウエルメスキルチ

ホセ・マリア・ヴイアニヤ

オーストラリア連邦のために
H・W・ハイエツト

オーストラリアのために
F・ヘンネベルグ

ベルギーのために
R・ファンデンホーペ

マツクス・ウエリー

ソネ
G・デヤーハー

E・デカステイオー

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
D・アルカデイエフ

ボリヴイアのために
メンデイエタ・A・

ブラジルのために
リベロ・オズヴアルド・デ・ミランダ

ブルガリア人民共和国のために
P・ゼチーフ

T・ミエーチコフ

クルーモフ

カンボデイア王国のために
プレツク・チヤツト

カナダのために
L・R・ラフレーシュ

セイロンのために
A・イグナテイウス・ペレラ

C・A・R・アンケテル

チリのために
J・ニユーマン

アウグスト・ホフマン

中国のために
千煥吉

千潤生

陳普

劉廼鈞

ヴアチカン市国のために
ユアン・A・ブツソリーニ

コロンビア共和国のために
ロベルト・アルシニエガス

カルロス・A・シユロデル・

G・

R・スルアガ

ベルギー領コンゴー及びルアンダ＝ウルンデイ地域のために
E・ド・セリー・ロンシヤン

大韓民国のために
ジヤイ＝コン・リー

K・チヨイ

コスタ・リカのために
ロドリゲス

キユーバのために
ネストル・カルボネル

G・モラレス

M・ドウルランド

ホセ・M・ゴンサレス・デ・アラ

デンマークのために
グンナル・ペーデルセン

インゲマン・ペーデルセン

ドミニカ共和国のために
J・B・カリオン

エジプトのために
H・モハラム

アニス・エル・バルダイ

スペインのために
マヌエル・アスナル

アントニオ・ヒリ

ホセ・M・アルト

アメリカ合衆国のために
フランシス・コルト・デ・ウルフ

ハーヴエイ・ボイド・オツタマン

エテイオピアのために
K・ブラサダ

フインランドのために
ヤーコ・リユーテイネン

フランスのために
ラフエイ

クロード・ペガン＝ビルコツク

ギリシヤのために
C・ヴアテイキヨテイ

グアテマラのために
政府の承認を条件として
I・ゴンサレス・アレベロ

ハンガリー人民共和国のために
G・レヴエス

インド共和国のために
K・ブラサダ

ジヤクデーシユ・ブラサツド

M・L・サストリー

M・V・パイ

インドネシア共和国のために
S・ネガラ

イランのために
H・ガフアリ

イラークのために
ラギブ・ラシツド

アイルランドのために
T・S・オムイニチヤイン

P・L・オコルマイン

アイスランドのために
G・ヒリーズダル

イスラエルのために
M・E・ペルマン

D・ハーレヴエン

シモン・アミール

J・プラトー

イタリアのために
ジュステイーノ・アルベサーニ
G・ニエメ
フェデリコ・ニコテラ
日本国のために
高木広一
花岡薫
ジョルダン・ハシエミット王国のために
ラギブ・ラシッド
ラオス王国のために
チヤンタラングシ
H・ブーション
レバノンのために
N・カヤタ
ルクセンブルグのために
C・A・トルンキスト
メキシコのために
L・パラハス・G。
A・メルガル
モナコのために
W・エスカラント
ニカラグアのために
カルロス・ロマン
ノールウエーのために
S・リエニング＝テヨンネセン
オラフ・モウエ
アンドレアス・ストランド
ニユー・ジーランドのために
C・A・マツクアーレン
T・C・A・ラフレンツ
パキスタンのために
M・N・ミルザ
A・S・アユーフ
パラグアイのために
エミリオ・デイアス
S・グアネス
ワルター・ガルシア
ローダス
J・フエルナンデス
オランダ、スリナム、オランダ領アンテイール及びニユー・ギニアのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
R・ノイエルブルグ
スキツパース
ペルーのために
J・ガラーゲル
C・A・インデラ
ミゲル・フローレス
フイリピン共和国のために
M・エスクデロ
ポーランド人民共和国のために
アナトール・アルシユヒ
ポルトガルのために
カルロス・リベイロ
フレデリコ・テイヘイラ・サンパヨ
フヴエナル・コウテイニヨ
モロツコ及びテユニスのフランス保護領のために
H・ラクローズ
ドイツ連邦共和国のために
オツトー・キルヒネル
ヘルムート・ボルネマン
ユーゴースラヴイア連邦人民共和国のために
ヴツクシチ・ミラン
M・ミチツチ
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
N・イワーノフ
ルーマニア人民共和国のために
スペタル
A・ゲルレルト
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
C・バートランド・ジエラム
A・H・リード
エリザベス・M・ペリー
M・W・マンソン
スウエーデンのために
ホ！カン・ステルキー
アルトウール・オンネルマルク
スイス連邦のために
A・メツクリー
E・メツツラー
C・シヤブイ
シリア共和国のために
H・モハラム
チエツコスロヴアキアのために
F・クルートル
J・ブシヤツク
フランス共和国の海外領土及び海外領土として統治される地域のために
メイエール
ポルトガルの海外領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カンデイド・タヴエイラ
ラウル・ロペス・ドウアルテ
タイのために
チエルム・チヤテイケトウトルコのために
O・ゲークメン
V・パサル
南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域のために
W・A・ボーランド
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
ツインゴヴアトフ
ウルグアイ東方共和国のために
ダリオ・サラチヤガ
アルフレド・A・ヘンリー
アルヴアロ・バウサ・アラウホ
ヴエネズエラ合衆国のために
ホセ・アントニオ・ロペストウリオ・マルモル
ヴイエトナムのために
グエン・ヴアン・モー
モロツコのスペイン地帯及びスペインの属地全体のために
ホセ・ガリド
E・トマス・デ・カランサ

国際電気通信条約（千九百五十二年ブエノス・アイレス）の追加議定書

下名の全権委員は、ブエノス・アイレス国際電気通信条約に署名するに際し、次の追加議定書に署名した。

I　分担等級の選定のため連合員及び準連合員が従うべき手続に関する議定書

1　連合員及び準連合員は、ブエノス・アイレス国際電気通信条約第十三条4に掲げる等級表から選定した分担等級を千九百五十三年七月一日前に事務総局長に通告しなければならない。

2　前記の1の規定に従つて千九百五十三年七月一日前に決定を通告しない連合員及び準連合員は、アトランテイック・シテイ条約の制度の下で選定した単位数に従つて分担しなければならない。

II　国際電信諮問委員会と国際電話諮問委員会との合併に関する議定書

1　千九百五十四年に会合することを予定されている電信電話主管庁会議は、国際電信諮問委員会と国際電話諮問委員会とを連合の単一の常設機関として合併することが連合全体の利益のため最も役立つと認めるときは、その合併を承認する権限を与えられる。同会議は、この決定を行うに際し、決議第二の規定に従つて同会議に提出される国際電信諮問委員会及び国際電話諮問委員会の総会のこの問題に関する意見を指針とする。

2　同会議が国際電信諮問委員会と国際電話諮問委員会との合併を行うことを決定する場合には、

(a)　この合併は、同会議が決定する期日に効力を生ずるものとする。但し、その期日は、千九百五十五年一月一日前であつてはならない。

(b)　国際電気通信条約第四条三(d)及び三(e)の規定は、同会議が定める期日から、次に掲げるとおりの単一のものとなるように、有効に修正されたものとみなす。

「三・・・

(d)　国際電信電話諮問委員会（C・C・I・T・）」

(c)　国際電気通信条約第七条1(1)及び1(2)の規定は、前記の期日から、次に掲げるとおりの単一のものとなるように、有効に修正されたものとみなす。

「1(1)　国際電信電話諮問委員会（C・C・I・T・）は、電信、電話及び電話に関する技術、運用及び料金の問題について研究を行い、且つ、意見を表明することを任務とする。」

(d)　国際電信諮問委員会及び国際電話諮問委員会の研究委員会及び専門事務局は、国際電信諮問委員会及び国際電話諮問委員会

の総会により表明された意見を考慮して電信電話主管庁会議が決定する方法に従つて合併された機関の研究委員会及び単一の専門事務局に替えられる。

3　電信電話主管庁会議の会合が千九百五十四年の後に延期される場合には、管理理事会は、連合員と協議した後、この議定書の1及び2の規定によつて電信電話主管庁会議に与えられる権限と同一の権限を行使することができる。

4　国際電信諮問委員会と国際電話諮問委員会との合併が前記の規定に従つて決定され、且つ、実現するまでは、事務総局の電信電話部担当の事務総局次長は、国際電気通信条約第七条4(c)の規定にかかわらず、管理理事会の決議172/CA5に従い国際電信諮問委員会の運用について引き続き責任を負う。

Ⅲ　千九百五十三年の連合の通常予算に関する議定書

千九百五十三年の連合の通常予算は、次の収入及び支出の摘要のとおりとする。

収入	スイス・フラン	支出	スイス・フラン
千九百五十二年からの繰越金	四二五、〇〇〇	管理理事会	一〇〇、〇〇〇
分担金（一単位当り七、五六〇スイス・フランとして六八〇単位分）	五、一四〇、八〇〇	事務総局	二、〇九六、四〇〇
国際電話諮問委員会の準備金からの引出金	二〇、〇〇〇	国際周波数登録委員会	一、九二七、三五〇
出版物に関する附属予算からの払戻金	二四五、〇〇〇	国際電話諮問委員会	四五九、七四〇
利子	六、三五五	国際電信諮問委員会	大、八〇〇
予定外		国際無線通信諮問委員会	四八八、八〇〇
		計	五、四四一、二五〇
		全権委員会議の決定に基く経費（注）	四六六、二一〇
		計	五、九〇七、三五五
		利子	二四〇、〇〇〇
		計	五、九五七、三五五
		千九百五十四年への繰越金	三一〇、〇〇〇
合計	六、一七七、三五五	合計	六、一七七、三五五

管理理事会は、千九百五十三年の通常会期中に、前記の数字を基礎としてこの予算の細目を作成する。

（注）全権委員会議の決定に基く経費の内訳　スイス・フラン

(1)　八等についての新俸給表の実施に伴うもの　六、〇〇〇

(2)　生計費の増加に伴う俸給の臨時調整のための臨時手当（一等から八等まで百分の三）　六六、〇〇〇

(3)　連合の職員の職の再分類　五二、三五六

俸給　四七、六四四

保険　五二、〇〇〇

子女教育手当　一〇〇、〇〇〇

年金基金の改善　三〇、〇〇〇

(4)　三七、二〇五

(5)　一三、〇〇〇

(6)　一二、〇〇〇

(7)　八〇、〇〇〇

(8)　四九六、二〇五

(9)　三〇、〇〇〇

四六六、二〇五

四六六、二〇五

Ⅳ　千九百五十四年から千九百五十八年までの間の連合の通常経費に関する議定書

1　管理理事会は、連合の通常経費（スイス連邦に支払われる延滞利子を除く。）の最高限が千九百五十四年から千九百五十八年までについて次の金額を超過しないように連合の年次予算を定める権限を与えられる。

千九百五十四年　五、八九〇、〇〇〇スイス・フラン

千九百五十五年　五、九五五、〇〇〇スイス・フラン

千九百五十六年　五、九六五、〇〇〇スイス・フラン

千九百五十七年及び千九百五十八年　六、〇八五、〇〇〇スイス・フラン

2　もつとも、特に例外的な場合には、管理理事会は、1に最高限として定める数字の最高百分の三をこえない金額を使用する権限を与えられる。この場合には、管理理事会は、このような措置についての明確な事由を示す特別の決議を行わなければならない。

3　更に、2に従つて認められる超過分の外、管理理事会は、次の金額を計上することができる。

(a)　決議第八に掲げる条件に従い連合の土地及び建物の賃借料の増加をまかなうため、千九百五十五年から千九百五十八年までの各予算につき最高六〇、〇〇〇スイス・フランの追加額

(b)　決議第二十に掲げる条件に従い職員に対する生計費増加手当の支給に充てるため、千九百五十四年から千九百五十八年までの各予算につき最高二〇〇、〇〇〇スイス・フランの追加額

4　管理理事会は、支出をできる限り低い水準に引き下げるためすべての可能な節減を行う使命を有する。

5　前記の2及び3に定める場合を除く外、管理理事会は、6の規定を厳格に適用する場合に限り、前記の1に定める毎年の最高限の直接又は間接の超過をもたらすような決定を行う権限を与えられる。

6　前記の1から3までの規定に従つて管理理事会が使用することができる金額が連合の良好な運用を確保するためには不充分であると認められたときは、管理理事会は、連合員に正当に協議してその過半数の承認を得た場合に限り、その金額を超過して使用することができる。連合員に対して協議する場合には、管理理事会は、このような請求を正当とする事実について完全な説明をしなければならない。

7　主管庁会議又は諮問委員会のいかなる決定も、そのため、管理理事会が1から3までの規定によつて又は6に定める条件に従つて使用することができる金額をこえて通常経費に直接又は間接の増加をもたらすこととなるときは、実施されない。

8　主管庁会議及び諮問委員会の総会は、会計上の負担を生ずる虞がある決定を行う場合には、これによつて生ずることがある追加の経費の正確な見積を行わなければならない。

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により、アルゼンテイン共和国政府の記録に寄託保存されるべき本書一通を作成して、この追加議定書に署名した。その謄本は、各署名政府に交付される。

千九百五十二年十二月二十一日にブエノス・アイレスで作成した。

アフガニスタンのために
アリ・グル

アルバニア人民共和国のために
メルシニ

サウデイ・アラビア王国のために
レダ・ハムザ
アブデル・ラテイフ・エル＝ジエチン
アルゼンテイン共和国のために
M・ニコリニ
マルコ・A・アンドラダ
ワルター・ウエルメスキルヒ
ホセ・マリア・ヴイアニヤ
オーストラリア連邦のために
H・W・ハイエット
オーストリアのために
F・ヘンネベルグ
ベルギーのために
R・ファンデンホーペ
マツクス・ウエリー
ソネ
G・デヤーハー
E・デカステイオー
白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国のために
D・アルカデイエフ
ボリヴイアのために
メンデイエタ・A・
ブラジルのために
リベロ・オズヴアルド・デ・ミランダ
ブルガリア人民共和国のために
P・ゼチーフ
T・ミエーチコフ
クルーモフ
カンボデイア王国のために
プレツク・チヤツト
カナダのために
L・R・ラフレーシュ
セイロンのために
A・イグナテイウス・ペレラ
C・A・R・アンケテル
チリのために
J・ニユーマン

アウグスト・ホフマン
中国のために
千燏吉
千潤生
陳普
劉鴻鈞
ヴアチカン市国のために
ユアン・A・ブツソリーニ
コロンビア共和国のために
ロベルト・アルシニエガス
カルロス・A・シユロデル・G・
R・スルアガ
ベルギー領コンゴー及びルアンダ＝ウルンデイ地域のために
E・ド・セリー・ロンシヤン
大韓民国のために
ジヤイ＝コン・リー
K・チヨイ
コスタ・リカのために
ロドリゲス
キユーバのために
ネストル・カルボネル
G・モラレス
M・ドウルランド
ホセ・M・ゴンサレス・デ・アラ
デンマークのために
グンナル・ペーデルセン
インゲマン・ペーデルセン
ドミニカ共和国のために
J・B・カリオン
エジプトのために
H・モハラム
アニス・エル・バルダイ
スペインのために
マヌエル・アスナル
アントニオ・ヒリ
ホセ・M・アルト
アメリカ合衆国のために
フランシス・コルト・デ・ウルフ

ハーヴエイ・ボイド・オツタマン
エテイオピアのために
K・プラサダ
フインランドのために
ヤーコ・リユーテイネン
フランスのために
ラフエイ
クロード・ペガン＝ピルコツク
ギリシヤのために
C・ヴアテイキヨテイ
グアテマラのために
政府の承認を条件として
I・ゴンサレス・アレバロ
ハンガリー人民共和国のために
G・レヴエス
インド共和国のために
K・プラサダ
ジヤクデーシユ・プラサツド
M・L・サストリー
M・V・パイ
インドネシア共和国のために
S・ネガラ
イランのために
H・ガフアリ
イラークのために
ラギブ・ラシツド
アイルランドのために
T・S・オムイニチヤイン
P・L・オコルマイン
アイスランドのために
G・ヒリーズダル
イスラエルのために
M・E・ペルマン
D・ハーレヴエン
シモン・アミール
J・プラトー
イタリアのために
ジユステイーノ・アルペサーニ

G・ニエメ
フエデリコ・ニコテラ
日本国のために
高木広一
花岡薫
ジヨルダン・ハシエミツト王国のために
ラギブ・ラシツド
ラオス王国のために
チヤンタラングシ
H・ブーシヨン
レバノンのために
N・カヤタ
ルクセンブルグのために
C・A・トルンキスト
メキシコのために
L・パラハス・G・
A・メルガル
モナコのために
W・エスカラント
ニカラグアのために
カルロス・ロマン
ノールウエーのために
S・リエニング＝テヨンネセン
オラフ・モウエ
アンドレアス・ストランド
ニユー・ジーランドのために
C・A・マツクアーレン
T・C・A・ラフレンツ
パキスタンのために
M・N・ミルザ
A・S・アユーブ
パラグアイのために
エミリオ・デイアス
S・グアネス
ワルター・ガルシア
ローダス
J・フエルナンデス
オランダ・スリナム、オランダ領アンテイール及びニユー・ギニア

のために
J・D・H・フアン・デル・トールン
R・ノイエルブルグ
スキツパース
ペルーのために
J・ガラーゲル
C・A・インデラ
ミゲル・フローレス
フイリピン共和国のために
M・エスクデロ
ポーランド人民共和国のために
アナトール・アルシユヒ
ポルトガルのために
カルロス・リベイロ
フレデリコ・テイヘイラ・サンパヨ
フヴエナル・コウテイニヨ
モロツコ及びテユニスのフランス保護領のために
H・ラクローズ
ドイツ連邦共和国のために
オツトー・キルヒネル
ヘルムート・ボルネマン
ユーゴースラヴイア連邦人民共和国のために
ヴツクシチ・ミラン
M・ミチツチ
ウクライナ・ソヴイエト社会主義共和国のために
N・イワーノフ
ルーマニア人民共和国のために
スパタル
A・ゲルレルト
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
C・バートランド・ジエラム
A・H・リード
エリザベス・M・ベリー
M・W・マンソン

スウエーデンのために
ホーカン・ステルキー
アルトウール・オンネルマルク
スイス連邦のために
A・メツクリー
E・メツツラー
C・シヤプイ
シリア共和国のために
H・モハラム
チエツコスロヴアキアのために
F・クルートル
J・ブシヤツク
フランス共和国の海外領土及び海外領土として統治される地域のために
メイエール
ポルトガルの海外領土のために
テオドロ・デ・マトス・フエレイラ・デ・アギアル
ルイス・カンデイド・タヴエイラ
ラウル・ロペス・ドウアルテ
タイのために
チエルム・チヤテイケトウ
トルコのために
O・ゲークメン
V・バサル
南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域のために
W・A・ボーランド
ソヴイエト社会主義共和国連邦のために
ツインゴヴアトフ
ウルグアイ東方共和国のために
ダリオ・サラチヤガ
アルフレド・A・ヘンリー
アルヴアロ・バウサ・アラウホ
ヴエネズエラ合衆国のために
ホセ・アントニオ・ロペス
トウリオ・マルモル
ヴイエトナムのために
グエン・ヴアン・モー
モロツコのスペイン地帯及びスペインの属地全体のために
ホセ・ガリド
E・トマス・デ・カランサ

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　山本　米治
小林　政夫　大屋　晋三
藤野　繁雄　青柳　秀夫
木内　四郎　土田国太郎
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国が、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の規定により、国有の財産の使用を許そうとする場合、政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長は、関係ある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならないこととしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国有の財産の管理の適正を期し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

信用保証協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　小林　政夫
土田国太郎　西川甚五郎
大屋　晋三　菊川　孝夫
藤野　繁雄　青柳　秀夫
木内　四郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受ける場合に、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

中小企業者等に対する金融を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　山本　米治
土田国太郎　西川甚五郎
大屋　晋三　藤野　繁雄
青柳　秀夫　木内　四郎
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における災害の実情にかえりみ、酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税又は骨ばい税を課せられた物品で、販売業者等の所持するものが災害を受けた場合に、これらの税の徴収について救済措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

災害を受けた納税義務者の税負担を軽減せしめ得る利益がある。

三、費用

法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高橋　道男　高木　正夫
谷口弥三郎　剱木　亨弘
吉田　萬次　滝井治三郎
上原　正吉　長谷部ひろ
八木　秀次　安部キミ子
荒木正三郎　成瀬　幡治
深川タマエ　相馬　助治
大谷　贇雄

要領書

一、委員会の決定の理由

教育の機会均等を実現するために、戦後、新たに設けられた高等学校の定時制教育及び通信教育が、今日、財政の窮迫した地方公共団体あるいは、私立学校の法人のみにまかせられている結果、極めて不振である現状にかんがみ、公私立の定時制教育の設備費、公立の通信教育の運営費等について国庫補助の途を開き、その振興を図らんとするものであつて、妥当なるものと認めたが、次の附帯事項を決議した。

(一)　高等学校の定時制教育及び通信教育の施設についても速やかに国庫補助の措置が講ぜられるよう考慮すること。

(二)　公立高等学校の定時制教育及び通信教育に従事する校長及び教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師並びに事務職員に対する給料その他の給与に対しても速やかに負担金の交付の措置が講ぜられるよう考慮すること。

(三)　高等学校の定時制課程に通学する生徒の雇傭主が生徒の修学を積極的に援助するように政府において奨励する措置を講ずべきこと。

二、事件の利害得失

働きながら学ばんとする恵まれ

ない青年達に、広く教育の機会を与えることができる。

三、費用

本法施行に伴う経費は、約百十億円を必要とするが、昭和二十九年度以降より十一億円ずつ支出し、十年計画である。

審査報告書

財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高橋　道男　高木　正夫
谷口弥三郎　劔木　亨弘
深川タマエ　吉田　萬次
滝井治三郎　上原　正吉
長谷部ひろ　須藤　五郎
八木　秀次　相馬　助治
成瀬　幡治　大谷　贇雄

要領書

一、委員会の決定の理由

経営及び労働の諸条件の改善のための労働科学に関する研究及び調査に係る事業の発達に資するため、財団法人労働科学研究所に対する助成を行おうとするものであつて、妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

科学の振興ひいては国の発展を期することができる。

三、費用

本法施行に伴い別に経費を要しない。

審査報告書

青年学級振興法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高橋　道男　高木　正夫
谷口弥三郎　劔木　亨弘
吉田　萬次　滝井治三郎
上原　正吉　長谷部ひろ
深川タマエ　三好　英之
大谷　贇雄

要領書

一、委員会の決定の理由

勤労青年教育の重要性にかんがみ、社会教育の精神に基き、青年学級の開設及び運営並びにこれに対する国の補助に関して必要な規定を設けようとするもので、妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

働きながら学ばんとする恵まれない青年に、教育の機会を与えることができ、これによつて国民の教育水準の向上を期することができる。

三、費用

本法施行に伴う経費は、約七千二百九十八万円を必要とするが、昭和二十八年度予算に計上済みである。

審査報告書

社会福祉事業振興会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山下　義信　藤原　道子
湯山　勇　大谷　瑩潤
西岡　ハル　常岡　一郎
榊原　亨　有馬　英二
中山　壽彦　横山　フク
高野　一夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は社会福祉事業の振興を図るため、社会福祉法人その他社会福祉を目的とする施設を経営する者に対しその経営に必要な資金を融通し、その他社会福祉事業に関し必要な助成を行うことを目的とする社会福祉事業振興会を設立しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

社会福祉事業の振興を図り得る利益がある。

三、費用

本法施行のための費用は昭和二十八年度予算には計上していない。

審査報告書

日雇労働者健康保険法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

大谷　瑩潤　西岡　ハル
横山　フク　常岡　一郎
榊原　亨　中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日雇労働者は、就労浮動、低賃金等のため、つねに生活基盤が不安定であり、傷病によつて直ちに深刻な困窮におちいることの多い現状にかんがみ、これに健康保険制度を創設して、療養の給付及び家族療養費の支給をしようとするものであつて妥当な措置であるが別紙附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて日雇労働者の生活の安定に寄与することができる。

三、費用

本法施行のため昭和二十八年度予算に約五億四千万円を計上している。

附帯決議

本法による給付の内容充実と、他の保険給付との均衡を計り、更に被保険者の範囲を拡大し、以て全日雇労働者の福祉と生活安定を期するため、国庫負担の実現を希望する。

審査報告書

畑地農業改良促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白井　勇　横川　信夫
河合　義一　上林　忠次
戸叶　武　北　勝太郎
重政　庸徳　松浦　定義
佐藤清一郎　雨森　常夫
関根　久蔵　森田　豊壽
宮本　邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は全国畑地のうち河川若しくは溜池又は地下水により灌漑可能なものに対して農業改良計画によつて灌漑施設の設置、土地改良及び農業技術の改善を図るため、畑地地域及び地区の指定、農業改良計画の策定、農業改良計画実施のために必要な国の予算的及び資金的措置、畑地農業改良促進対策審議会等について規定したものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

畑地農業の発展に寄与する。

三、費用

本法施行のため、畑地灌漑事業費補助金として二億二千万円を要し、昭和二十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　青山　正一
野田　俊作　千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新たに漁業者に対し漁船の改造建造又は取得に必要

な資金を、農林漁業金融公庫から貸付けることができるようにしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

中小企業者の漁船の建造等に対する新たな金融措置によつて漁業の健全な発展に寄与する。

三、費用

本法施行に伴う漁船建造資金の枠は取り敢えず、日本開発銀行取扱いの漁船建造資金の枠から約一億円を充当するとともに、昭和二十八年度補正予算又は昭和二十九年度予算において相当額を計上し、且つ年次計画をもつて予算措置を講ずる必要がある。

審査報告書

昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

議院運営委員長　草葉　隆圓

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

寺尾　豊　横川　信夫
石原幹市郎　上林　忠次
加賀山之雄　加藤　武徳
寺本　廣作　相馬　助治
小笠原二三男　千田　正
赤木　正雄　杉山　昌作
松岡　平市

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十八年度においては同年十二月十五日に支給すべき期末手当に相当するものの一部を同日以前に支給しようとするものであつて、適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

国会議員の秘書の職務遂行を円滑ならしめることができる。

三、費用

本法律施行のためには、特に費用を要しない。

審査報告書

国会職員法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月六日

議院運営委員長　草葉　隆圓

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

相馬　助治　小笠原二三男
寺本　廣作　千田　正
加賀山之雄　上林　忠次
加藤　武徳　石原幹市郎
横川　信夫　寺尾　豊
赤木　正雄　杉山　昌作
松岡　平市

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、各議院事務局に新たに議長又は副議長の秘書事務を掌る参事を置くため、国会職員法等に所要の改正を加えようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

各議院の議長及び副議長の職務の遂行を円滑ならしめることができる。

三、費用

本法律の施行に伴う人件費等については、既に本年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　隆　永井純一郎
武藤　常介　三浦　辰雄
藤野　繁雄　植竹　春彦
谷口弥三郎　重政　庸徳
山田　節男　秋山俊一郎
新谷寅三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現行の災害救助法の救助の種類を増加充実し、救助内容を整備するとともにその適正化を期するものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

今次の大水害を受けた被害地域の早急なる民生の安定と復興に寄与する利益がある。

三、費用

本法施行のために、約十二億円を必要とする見込みである。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　隆　永井純一郎
武藤　常介　三浦　辰雄
藤野　繁雄　植竹　春彦
谷口弥三郎　重政　庸徳
山田　節男　秋山俊一郎
新谷寅三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の大水害に対し伝染病の予防並びに伝染病院及び隔離病舎等の災害復旧、簡易水道の災害復旧及び布設又は汚物の処理等に関し、特別の措置を講ずるものであつて適切な処置と認める。

二、事件の利害得失

公衆衛生の保持に資する利益がある。

三、費用

本法施行のために約二億七千万円を必要とする。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　隆　永井純一郎
武藤　常介　谷口弥三郎
藤野　繁雄　植竹　春彦
重政　庸徳　山田　節男
秋山俊一郎　新谷寅三郎
三浦　辰雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の大水害で被害を受けた地域において、国民健康保険を行う保険者に対して、貸付金の貸付及び補助金の交付を行うことにより被害地域の国民健康保険事業の運営を円滑且つ健全ならしめようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

被害地域の国民健康保険事業の運営に資する利益がある。

三、費用

本法施行のため、約五億円を必要とする見込である。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例と関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　　隆　永井純一郎
武藤　常介　植竹　春彦
谷口弥三郎　藤野　繁雄
重政　庸徳　山田　節男
秋山俊一郎　新谷寅三郎
三浦　辰雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある多くの事業所が水害を受け、その事業が停止されたため、その事業所の事業主に雇用される失業保険の被保険者が失業とみなすべき状態に陥り、生活不安に脅かされている実情に鑑み、これら被保険者に対し失業保険金を支給し、生活を安定せしめようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

水害地における失業保険被保険者の生活不安の状態を緩和することができる。

三、費用

本法施行のために概算三億一千万円を必要とする見込みである。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　　隆　山田　節男
武藤　常介　秋山俊一郎
植竹　春彦　重政　庸徳
谷口弥三郎　藤野　繁雄
新谷寅三郎　三浦　辰雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において実施される失業対策事業に特別の措置を講じ、もつて失業者の生活を安定せしめようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

水害地における復旧事業を促進し、もつて一般失業者の就労の機会を増大し、失業者の生活不安の状態を緩和することができる。

三、費用

本法施行のために約十億一千六百万円を必要とする。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　　隆　山田　節男
武藤　常介　秋山俊一郎
植竹　春彦　重政　庸徳
谷口弥三郎　藤野　繁雄
新谷寅三郎　三浦　辰雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の大水害により流失又は埋没した学校給食用物資の補塡に要する経費を国が補助し、もつて災害地生徒児童の栄養低下を防止しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

義務教育の円滑な実施を期する利益がある。

三、費用

本法施行のために概算六百五十万円を必要とする見込みである。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　　隆　山田　節男
三浦　辰雄　藤野　繁雄
谷口弥三郎　重政　庸徳
植竹　春彦　秋山俊一郎
武藤　常介　新谷寅三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の大水害により損失を受けた中小企業者に対し、その事業の再建に必要な資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険の規定に特例を設けようとするものであつて、極めて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

被災中小企業者に対する再建資金の融通を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法律の施行により、昭和二十九年度以降において、二十九、三十、三十一年度にわたり約四億二千万円を一般会計より繰入れることを要する。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　　隆　山田　節男
武藤　常介　秋山俊一郎
植竹　春彦　重政　庸徳
谷口弥三郎　藤野　繁雄
新谷寅三郎　三浦　辰雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の大水害により被害を受けた中小企業者に対し、その機械設備の復旧を図るため、国有の機械等を減額譲渡する等の特別の措置を講じようとするものであつて、極めて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

国有の機械又は器具を特別に低廉な対価で活用させること等の措置により、被災中小企業者に対し機械設備の復元を図り、その再建に寄与する利益がある。

三、費用

本法の施行により、約二億四千万円の国庫収入減が見込まれる。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　　隆　山田　節男
秋山俊一郎　植竹　春彦
重政　庸徳　谷口弥三郎
藤野　繁雄　三浦　辰雄
武藤　常介　新谷寅三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大水害を被つた地

域内における地方公共団体が、昭和二十九年三月三十一日までに行う自転車競走について、国庫に納付すべき納付金を一回限り免除しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

当該被災地方公共団体財政における歳入の増収を図り得る利益がある。

三、費用

本法律の施行により、約六千万円の国庫収入減が見込まれる。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

永岡　光治　安部キミ子
東　　隆　山田　節男
武藤　常介　秋山俊一郎
植竹　春彦　重政　庸徳
谷口弥三郎　藤野　繁雄
新谷寅三郎　三浦　辰雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害のため著しい損害を被つた地方鉄道業、軌道業又は自動車運送事業者の内、真に自力復興困難な者に対して、これが急速な復興を促進するため、国が復興費の二割を補助しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

災害地の復興を促進し、民生を安定せしめる等の利益がある。

三、費用

本法律施行のために概算一億九千五百万円を必要とする。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

愛知　揆一　石村　幸作
西郷吉之助　高橋進太郎
長谷山行毅　堀　末治
島村　軍次　小林　武治
館　哲二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)昨年末までに成立した他の法律の制定改廃に伴い、別表を整備するとともに、当面必要とする若干の規定を改正すること(二)昭和二十九年三月三十一日までの間、教育長の免許状の有無に拘わらず、市町村の助役は、教育長を兼ねることができること等を規定したものであつて、その内容は大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

地方自治法を実情に則して整備することができる。

三、費用

本法の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

愛知　揆一　石村　幸作
西郷吉之助　長谷山行毅
高橋進太郎　堀　末治
館　哲二　小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体及びその機関に対して事務処理を義務づけていた従前の省令が、昭和二十八年八月三十一日限りで失効することとなるので、これらの規定事項を政令により規定するための根拠規定を設け、又は法律で直接規定するために、関係の法律に必要な改正を加えるものであつて、現状を変更するものではない。

二、事件の利害得失

昨年九月の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う必要な措置である。

三、費用

本法の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

苫米地義三　西郷吉之助
石村　幸作　高橋進太郎
長谷山行毅　堀　末治
小林　武治　館　哲二
島村　軍次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)地方財政平衡交付金の額の算定に用いる単位費用及び測定単位を改正し、(二)道府県基準財政収入額の算定に用いる基準税率を地方税法で定められた標準税率の百分の七十から八十に引き上げ、(三)個人に対する市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法に関する規定を整備するものであつて、その内容は大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

地方財政平衡交付金の運用を実情に即したものとすることができる。

三、費用

本法の施行によつて、別に費用を要しない。

〔第三十七号参照〕

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

紅露　みつ　後藤　文夫
溝口　三郎　高瀬荘太郎
松岡　平市　加藤　武徳
宮田　重文

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、教育職員の勤務態様あるいは職務内容の特殊性に鑑み、その俸給表を一般職員より分離して大学、高等学校、中・小学校の三表に区分し、又それぞれその俸給の最高額を引上げる等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

教育職員の給与体系を合理化し、併せてその待遇を改善する等の利益がある。

三、費用

本法施行のため、約五千八百七十三万円を要する。

審査報告書

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日
厚生委員長　堂森　芳夫
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
湯山　勇　藤原　道子
西岡　ハル　高野　一夫
榊原　亨　中山　壽彦
有馬　英二　常岡　一郎
大谷　瑩潤

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、海外同胞引揚促進、帰還者、遺家族及び留守家族の援護等に関する諮問機関として設置された引揚同胞対策審議会はその存続期限が五年であつたが、その後の状勢にかんがみ更に三年延長しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失
本法の施行によつて引揚援護対策が円滑に行い得る利益がある。

三、費用
本法施行に要する費用として昭和二十八年度予算に二十万九千円を計上している。

審査報告書

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日
厚生委員長　堂森　芳夫
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
湯山　勇　藤原　道子
江田　三郎　山下　義信
西岡　ハル　高野　一夫
榊原　亨　林　了
有馬　英二　常岡　一郎
大谷　瑩潤　中山　壽彦
横山　フク

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、もとの軍人軍属で公務により死亡した者の遺族の福祉を図るため、財団法人日本遺族会に、解散団体たる旧財団法人軍人会館が所有していた国有財産たる建物及びその建物の利用に必要な範囲内の土地を用途を定めて無償で貸付けることができることとし、これに伴う必要な監督規定を設けようとするものであつて妥当な措置であるが別紙附帯決議を附した。

二、事件の利害得失
もと軍人軍属遺族の福祉を図り得る利益がある。

三、費用
特に費用を要しない。

附帯決議

一、財団法人日本遺族会は本法により無償貸付を受けた国有財産に付特に厳正且つ民主的な使用運営を期するため、その寄附行為を変更して国会側を含む各界の代表的有識者を以て講成する運営委員会を設置し、諮問機関とすること。

二、財団法人日本遺族会をして十分なる準備を整えさせるため、約三ケ月の期間を置き、十一月一日以後において無償貸付の契約を結ぶこと。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月七日
地方行政委員長　内村　清次
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
愛知　揆一　石村　幸作
西郷吉之助　高橋進太郎
長谷山行毅　堀　末治
館　哲二　小林　武治
島村　軍次

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百四十七条第一項第一号の改正規定中「一万六千円」を「一万四千円」に改める。

第六百二十条の改正規定の次に次のように加える。

第七百四十一条第三項第一号中「含む。）」を「含み、もつぱらめん類食を提供する業で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七百四十三条第二号の改正規定中『及び私立学校法第六十四条第四項の法人』を『私立学校法第六十四条第四項の法人及び社会福祉法人』に改め、『を『宗教法人』の下に『社会福祉法人』を加え、』に改める。

第七百四十四条の改正規定中「特別未帰還者給与法」の下に「、未帰還者留守家族等援護法」を加える。

第七百七十七条の改正規定中「特別未帰還者給与法」の下に「、未帰還者留守家族等援護法」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、個人の事業税及び特別所得税について基礎控除の額を引き上げる外、市町村民税の税率の制限を合理化し、自動車税及び入湯税の税率を調整するとともに、鉱区税の徴収方法を強化するため規定の整備を図る等の措置を講じたものであつたが、衆議院においては、事業税及び特別所得税の非課税の範囲及び税率の変更、入場税の免除の規定の一部拡充、自動車税及び狩猟者税の定額の変更、固定資産税の非課税の範囲及び税率の変更、電気ガス税の非課税の範囲の拡充等の修正を行つたところ、本委員会においても、自動車税の定額の変更、めん類食を提供する業者に対する課税の軽減に関する改正を加えたが、その内容は大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失
地方税制運営の現況にかんがみ、実情に則したものとすることができる。

三、費用
本法の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

国家公務員等退職手当暫定措置法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月八日
人事委員長　宮田　重文
代理理事
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
松岡　平市　後藤　文夫
紅露　みつ

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律が昭和二十八年七月三十一日限りで効力を失つたので、国家公務員等に対する退職手当について新たに法律を制定して、その支給額、勤続期間の計算等につき所要の規定を設けようとするものであつて、概ね妥当なるものと認める。

なお、委員会において左の附帯決議を行つた。

附帯決議
公共企業体労働関係法との関連において、公共企業体の職員を本法の適用範囲から外すことが妥当であると考えられるが、他方これと関連して総合的な見地から、これらの諸問題を公正に解決する方途を速やかに講じ、早急に再検討することとする。

二、事件の利害得失
国家公務員等に対して適当な退職手当を支給することができる。

三、費用
本法施行に要する経費は、本年度予算に計上してある。

労働委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。

第一九五号　失業対策事業費増額等に関する請願
第一〇六八号　けい肺特別法制定に関する請願
第一〇六九号　失業対策事業労働者の賃金引上げ等に関する請願
第一四五二号　失業対策事業労働者の対策に関する請願
第一五三九号　日雇労務者の賃金増額等に関する請願
第一五四〇号　けい肺病療養補償期間延長に関する請願
第一七二二号　北海道美唄市に労災病院設置の請願
第一八七八号　失業対策事業のわく拡大等に関する請願
第二六七八号　職業安定法中一部改正等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

労働委員会請願特別報告第一号

失業対策事業費増額等に関する請願

第一九五号　東京都港区芝海岸通三ノ一　馬場大静提出
けい肺特別法制定に関する請願
第一〇六八号　栃木県塩谷郡藤原町高徳六三二国立けい肺労災病院内　柳沢末治外八十三名提出
失業対策事業労働者の賃金引上げ等に関する請願
第一〇六九号　新潟市古町通一三新潟県自由労働組合連合会内　近藤一雄提出
失業対策事業労働者の対策に関する請願
第一四五二号　広島県呉市長　鈴木術外一名提出
日雇労務者の賃金増額等に関する請願
第一五三九号　広島県呉市公園通二ノ二呉日雇労働組合内　堂城茂提出
けい肺病療養補償期間延長に関する請願
第一五四〇号　東京都港区芝三田四国町二ノ六日本鉱山労働組合内　重枝琢己提出
北海道美唄市に労災病院設置の請願
第一七二二号　北海道美唄市長　桜井省吾外三十二名提出
失業対策事業のわく拡大等に関する請願
第一八七八号　新潟県長岡市議会議長　内山由蔵提出
職業安定法中一部改正等に関する請願
第二六七八号　横浜市中区港町二八　井川芳郎提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

失業対策事業費増額等に関する請願

請願者　東京都港区芝海岸通り三ノ一　馬場大静（第一九五号）

失業対策事業労働者の対策に関する請願

第一四五二号　広島県呉市長　鈴木術外一名提出
日雇労務者の賃金増額等に関する請願
第一五三九号　広島県呉市公園通二ノ二呉日雇労働組合内　堂城茂提出
けい肺病療養補償期間延長に関する請願
第一五四〇号　東京都港区芝三田四国町二ノ六日本鉱山労働組合内　重枝琢己提出
北海道美唄市に労災病院設置の請願
第一七二二号　北海道美唄市長　桜井省吾外三十二名提出
失業対策事業のわく拡大等に関する請願
第一八七八号　新潟県長岡市議会議長　内山由蔵提出
職業安定法中一部改正等に関する請願
第二六七八号　横浜市中区港町二八　井川芳郎提出

右九件の請願は、失業対策事業は、今日五十万人の完全失業者が存在しているにもかかわらず予算上は僅かに十六万人が収容されるにすぎず、また労力費の単価も二百四十九円、資材費の単価は二十円の予算しか計上されていないため本事業の経済効果と合理的な運営を計ることは困難であるから、本事業費の予算を大幅に増額せられるとともに日雇労働者健康保険法の即時制定を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

けい肺特別法制定に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡藤原町高徳六三二国立けい肺労災病院内　柳沢末治外八十三名（第一〇六八号）

右の請願は、けい肺症は業務上に起因する疾病で、一旦けい肺病に倒れたら治療の長期性と困難性を有する悲惨な職業疾病であるため、けい肺患者は生命の危険と生活の不安にさらされているが、けい肺の特性と予防施設の不備を克服するためには現在の対策では到底満足な成果を望めないから、けい肺特別法をすみやかに制定実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業労働者の賃金引上げ等に関する請願

請願者　新潟市古町通一三新潟県自由労働組合連合会内　近藤一雄（第一〇六九号）

右の請願は、失業対策事業労働者は生活に悲惨をきわめているから当面最低限の対策として、(一)最低月収八千円の保障、(二)一箇月二十五日の完全就労、(三)日雇健康保険国庫負担の実施、(四)失業保険法を改正し、あぶれた日より二百円の支給、(五)失業労働者の首切りの停止、(六)夏季手当の支給等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業労働者の対策に関する請願

請願者　広島県呉市長　鈴木術外一名（第一四五二号）

右の請願は、平和産業港湾都市として復興回生の道をたどつている呉市は、いまなお一万数千の失業者群を擁し内約五千は失業対策事業の就労に全生活を依存しているが、その生活状況は未だ満足すべきものでないが、市財政独力では如何ともなし難い現状であるから、今回昭和二十八年度予算編成に当り失業対策審議会会長より政府に提出された「当面の失業対策に関する意見」を全面的に実施し、事業効率の改善と労務者の生活安定を早急に図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労務者の賃金増額等に関する請願

請願者　広島県呉市公園通二ノ二呉日雇労働組合内　堂城茂（第一五三九号）

右の請願は、かつて軍港都市といわれ東洋第一といわれた海軍工しよう時代に、已を殺し全生命を投打つて艦船兵器を造つた呉市の日雇労務者、失業者の大半は、失業対策によりその日その日の生活を営んでいる状態であるから、賃金の増額を図られるとともに就労日数を月二十五日間に増加すること、福利厚生機関を設立すること、日雇失業保険の待期認定を撤廃すること技術者の労務費は一般労務者のわく外とすること、日雇健康保険を一般と同様に実施すること、地方公務員と同様夏期、年末手当を支給すること等実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

けい肺病療養補償期間延長に関する請願

請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ六日本鉱山労働組合内　重枝琢巳（第一五四〇号）

右の請願は、現在のけい肺病に対する予防および発見のための措置が不充分なため発見されたときは病気は相当進行しており、労働者災害補償保険法による療養三箇年ではその治療は不可能であり、り患労働者は中途において療養を放棄し家族とともに窮乏と死を待つ外ない悲惨な状態であるから、けい肺特別法制定までの暫定的措置として現行労働者災害補償保険法のけい肺病に対する療養補償期間を大幅に延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美唄市に労災病院設置の請願

請願者　北海道美唄市長　桜井省吾外三十二名（第一七二二号）

右の請願は、北海道労災病院設置については昨年七月本市が始めて関係各方面に陳情をしてから隣接岩見沢市外二都市が競願するところとなり今日に至つたのであるが、本市は既にしばしば陳情したように道知事を会長とする北海道誘致期成会が当初各候補地を調査の結果最も適地であると決定したところであつて、道内炭坑および他の産業労働者の分布上の点からみても中心地であり、設置要件のすべてが整つており適用労働者が絶対多数をもつて希望している最適地であるから、是非美唄市に労災病院を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。なお第十五回国会において、本請願と同一の願意を有する請願を既に採択したので今回もこれを採択したが、北海道において美唄市以外に、岩見沢市外二都市の競願するところとなつたので、内閣は設置都市選定について公平を期せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業のわく拡大等に関する請願

請願者　新潟県長岡市議会議長　内山由蔵（第一八七八号）

右の請願は、昨今の経済の変動により失業事情は激化し、就労者の生活もまた窮乏の極に達しているから、失業対策事業のわくの拡大とこれに対する地方公共団体の財源確保ならびに就労する日雇労務者の生活保障とくに賃金の引上げ、福利更生面の充実について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

職業安定法中一部改正等に関する請願

請願者　横浜市中区港町二八　井川芳郎（第二六七八号）

右の請願は、現在の失業対策事業は、主として国家および地方公共団体が当然施行すべき義務的公共事業または単独事業であるにもかかわらず、失業対策の名のもとに国家統制による低率な賃金で主要事業を遂行しつつあるが、本事業に従事する労務者は国家的公共事業の基礎的労働力として保護するのが当然であるから、(一)職業安定法の一部を改正し現場紹介とすること、(二)日給を平均四百円に増額すること、(三)就労日数は一箇月二十六日を保証すること、(四)国家公務員に準じて中元および年末手当を支給すること、(五)日雇労務者の社会保険を即時実施すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労働者の賃金引上げ等に関する陳情

第一一一号　北海道失業対策事業労務者に対する冬期加給金の陳情
第一七五号　失業対策事業労務者の賃金引上げ等に関する陳情
第一八九号　失業対策事業の改革促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年七月三十一日
労働委員長　栗山　良夫
参議院議長河井彌八殿

労働委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇八号　日雇労働者の賃金引上げ等に関する陳情
陳情者　熊本県水俣市平下水俣自由労働組合内　谷本弥太郎（第一〇八号）

右の陳情は、日雇労働者の生活権保障のため、(一)現行賃金の五割値上げ、(二)一人二十五日の完全就労、(三)全額国庫負担による日雇健保の制定、(四)日雇失業保険待期々間の撤廃、保険金の増額、(五)社会保障制度の確立、(六)越盆、越年手当の支給、(七)団結権、団体交渉権、労働協約権の保障、(八)不当首切り廃止等につき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道失業対策事業労務者に対する冬期加給金の陳情

陳情者　北海道札幌市長　高田富与（第一一一号）

右の陳情は、北海道の特殊事情により冬期間の生計費が他府県に比していちじるしく多額に上ることは明らかであり、一般の冬期における労務賃金も高く、また公務員に対する石炭手当の支給、生活保護者に対する冬期薪炭費の支給等の例からみても、失業対策事業労務者の冬期における賃金も当然考慮されなければならないと考えられるから、失業対策事業運営上の趣旨に則り、賃金そのものに、冬期加給を加味して、冬期の賃金表を別個に定めるとともに、これに伴い労力費国庫補助基本額を

増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業労働者の賃金引上げ等に関する陳情

陳情者　三重県松阪市議会議長　小西松雄（第一七五号）

右の陳情は、失業対策事業に就労している日雇労務者の賃金は、一般の勤労者の賃金に比較して低位で、その生活も極めて安定を欠いているから、（一）失業対策事業の賃金を最低一日三百円、月（二十五日）七千五百円に引き上げること、（二）失業対策事業に就労していない者を就労させ月二十五日稼働の予算を計上すること、（三）一般健康保険同様の日雇健康保険制度を設けること、（四）日雇失業保険を失業した日から即時二百円支給できるように取り計らうこと、（五）失業対策事業就労者の解雇は適正を期すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業の改革促進に関する陳情

陳情者　山口県小野田市長　姫井伊介（第一八九号）

右の陳情は、失業対策事業当面の施策として（一）賃金制の社会化、（二）作業の請負制度化、（三）就労日数の妥当化、（四）就労認定の緩和、（五）日雇失業保険金給付条件の改定、（六）日雇失業保険金の二段階制の廃止と定率化、（七）事務費補助の増額、（八）資材費補助の増額等を図り、根本対策として国の責任事業により国民皆働対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会陳情審査報告書第二号

けい肺特別法制定に関する陳情

第三四〇号　兵庫県養父郡南谷村長　石田哲太郎外一名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年八月六日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

けい肺特別法制定に関する陳情

陳情者　兵庫県養父郡南谷村長　石田哲太郎外一名（第三四〇号）

右の陳情は、石炭、鉄鉱その他金属類の生産は他のあらゆる産業の根幹ともなるべき最重要問題であるが、これら金属鉱山を中心とした石炭窯業鉄鋼等の重要産業に従事する数多の労働者のもつ宿命的人道との一大不安とともに一大苦悩ともいうべき職業病すなわちけい肺病なるものの予防対策が不完全であるために、その増産を期待することは不可能と思われるから、すみやかにこれが予防対策として作業環境の整備改善ならびに罹災者の療養保護等その他一切にわたつて、けい肺特別法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四九号　中学校教育の充実強化に関する請願

第五七五号、第五七六号、第六四八号、第八一四号、第一八四一号、第一八七三号、第二〇〇五号、第二〇〇六号、第二一一〇号、第二一三四号、第二一三七号、第二一三九号、第二一四〇号、第二一四五号　西日本災害地出身学生援助に関する請願

第二六五四号　学校給食法制定等に関する請願

第二八一四号　夜間大学設置に関する請願

第二八一九号　産業教育設備費国庫補助に関する請願

第二八六三号　学校建築基準改正に関する請願

第二八六五号　中学校職業家庭科の産業教育費国庫補助増額に関する請願

第二九七三号　定時制高等学校建築費国庫補助等増額に関する請願

第三〇一〇号　中学校建築基準改正に関する請願

第三〇二五号　地方教育委員会廃止に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

文部委員会請願特別報告第一号

中学校教育の充実強化に関する請願

第一四九号　東京都荒川区立第一中学校内　高田卓郎外一名提出

学校給食法制定に関する請願

第五七五号　岡山市門田　横山正人提出

第五七六号　岡山県児島郡灘崎町大字川張灘崎小学校ＰＴＡ内　星島逸雄提出

第六四八号　岡山県真庭郡久世町大字鍋屋六　松原尚外四名提出

第八一四号　岡山県真庭郡久世町大字鍋屋六　松原尚外六名提出

第一八四一号　岡山市門田　横田正人提出

第一八七三号　岡山県真庭郡久世町大字鍋屋六　松原尚外五名提出

第二〇〇五号　岡山市一番町三六　田部順子外二名提出

第二〇〇六号　岡山県吉備郡高松町大字原古才三六〇　岡村秩夫外六名提出

第二一一〇号　岡山県西大寺市新町三二〇　安東忠志外二名提出

第二三三九号　岡山県児島郡郷内村郷内小学校内　新見重夫提出

第二三四〇号　岡山県久米郡吉岡村長　杉本義夫外八名提出

第二三四一号　岡山県小田郡矢掛町小学校内小田郡給食会支部内　三宅定雄外八名提出

第二三七〇号　岡山県赤磐郡万富町鍛冶屋九二五　片山務外六名提出

第二五三四号　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三外四名提出

第二五七三号　岡山県倉敷市立東小学校内　久山林太外一名提出

第二七七八号　岡山県久米郡久米村長　黒田義夫外十名提出

第二九八二号　岡山県都窪郡妹尾町大字妹尾一、四三一　高木清子外十一名提出

中学校教員養成機関の合理化に関する請願

第六一二号　東京都港区立愛宕中学校内全日本中学校長会内　野口彰提出

府県経営産業教育機関に対する全額国庫負担の請願

第七一二号　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名提出

満州での殉国英霊奉斎に関する請願

第九九九号　愛知県岡崎市中町八ノ三　大河平隆光提出

奨学金単価引上げ等に関する請願

第一四六六号　名古屋市中区鶴舞町一名古屋大学医学部内奨学生委員会内　久野寧外四百名提出

東北大学所属川渡農場緑化促進に関する請願

第一六六一号　宮城県玉造郡川渡村川渡農場緑化促進協議会内　今野直亮外八十一名提出

鹿児島県立大学の国立移管に関する請願

第一七二四号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

学校給食に対する国庫補助増額の請願

第一八四三号　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三外一名提出

学校給食費全額国庫負担等に関する請願

第一九二六号　東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工業高校内日本父母と先生全国協議会内　西本啓提出

医学部学生の授業料値上げ撤回に関する請願

第一九三七号　東京都文京区湯島二ノ一東京歯科大学内　野中拓之提出

第一九四七号　東京都文京区本富士一東京大学内全国国立大学医学部歯学部内　市村登寿提出

指導教諭設置に関する請願

第一九七一号　東京都千代田区神田三崎町二ノ三二日本大学文学部心理学研究室内日本応用心理学会内　山根薫外二十三名提出

西日本災害地出身学生援助に関する請願

第二四〇五号　東京都板橋区板橋町九ノ一、六〇二　中山千里提出

学校給食法制定等に関する請願

第二六五四号　山梨県庁内山梨県学校給食推進協議会内　五味洋提出

夜間大学設置に関する請願

第二八一四号　島根県議会議長　中島竜一提出

産業教育設備費国庫補助に関する請願

第二八一九号　岩手県議会議長　村上順平提出

学校建築基準改正に関する請願

第二八六三号　東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全国協議会内　西本啓提出

中学校職業家庭科の産業教育費国庫補助増額に関する請願

第二八六五号　東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全国協議会内　西本啓提出

定時制高等学校建築費国庫補助等増額に関する請願

第二九七三号　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛提出

中学校建築基準改正に関する請願

第三〇一〇号　福島県杉妻町一五福島県町村会内　横山定延外一名提出

地方教育委員会廃止に関する請願

第三〇二五号　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山定延外一名提出

右三十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

意見書案

中学校教育の充実強化に関する請願

請願者　東京都荒川区立第一中学校内　高田卓郎外一名（第一四九号）

右の請願は、中学校教育の使命の重大性にかんがみ、教育運営の最少限度の措置として、(一)中学校において普通教室(一人当り〇、七坪)を確保し、一人当り一、二六坪の特別室の設置に対する予算措置を講ずること、(二)産業教育振興法による中学校への国庫補助増額、(三)理科教育振興法を制定し中学校への大幅補助、(四)教員給与準則は現行法の二本建を継続実施、(五)中学校教員の養成機関を確立し教師としての教養と資質の向上を図ること、(六)教員の定数増加、(七)義務教育無償の原則により教材費の国庫補助を大幅に増額し父兄の負担軽減を行うこと、(八)義務教育費については現行義務教育国庫負担法を完全に実施しさらにこれを改善して予算の増額を図ること、等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法制定に関する請願

請願者　岡山市門田　横山正人（第五七五号）

請願者　岡山県児島郡灘崎町大字川張灘崎小学校ＰＴＡ内　星島逸雄（第五七六号）

請願者　岡山県真庭郡久世町大字鍋屋六　松原尚外四名（第六四八号）

請願者　岡山県真庭郡久世町大字鍋屋六　松原尚外六名（第八一四号）

請願者　岡山市門田　横田正人（第一八四一号）

請願者　岡山県真庭郡久世町大字鍋屋六　松原尚外五名（第一八七三号）

請願者　岡山市一番町三六　田部順子外二名（第二〇〇五号）

右の請願は、学校給食は民主教育の見地から学童の体位向上、機会均等ならびに栄養改善等のためきわめて重要なる国家的事業であるが、これが順次低調になりつつある現況にあるから、学校給食恒久継続の措置としてすみやかに学校給食法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法制定に関する請願

請願者　岡山県吉備郡高松町大字原古才三六〇　岡村秩夫外六名（第二〇〇六号）

請願者　岡山県西大寺市新町三二〇　安東忠志外二名（第二二一〇号）
請願者　岡山県児島郡郷内村郷内小学校内　新見重夫（第二三三九号）
請願者　岡山県久米郡吉岡村長　杉本義夫外八名（第二三四〇号）
請願者　岡山県小田郡矢掛町小学校内小田郡給食会支部内　三宅定雄外八名（第二三四一号）
請願者　岡山県赤磐郡万富町鍛冶屋九二五　片山務外六名（第二三七〇号）
請願者　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三外四名（第二五三四号）
請願者　岡山県倉敷市立東小学校内　久山林太外一名（第二五七三号）
請願者　岡山県久米郡久米村長　黒田義夫外十名（第二七七八号）
請願者　岡山県都窪郡妹尾町大字妹尾一、四三一　高木清子外十一名（第二九八二号）

右の請願は、学校給食は民主教育の見地から学童の体位向上、機会均等ならびに栄養改善等のためきわめて重要なる国家的事業であるが、これが順次低調になりつつある現況にあるから、学校給食恒久継続の措置としてすみやかに学校給食法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中学校教員養成機関の合理化に関する請願

請願者　東京都港区立愛宕中学校内全日本中学校長会内　野口彰（第六二二号）

右の請願は、中学校における教育は、国民一般の完成教育を目指すものでその指導にあたる教員その人の如何によつて左右されるから、中学校教員養成機関を改善し、教員の資質を高め、各学科目ならびにその必要人数につき適正妥当な計画的養成を地方中央を通じて実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県経営産業教育機関に対する全額国庫負担の請願

請願者　新潟県議会議長　児玉竜太郎外七名（第七七二号）

右の請願は、産業に関する知識を修得した中学校、高等学校および大学卒業生の実際的技術は不充分な面が多いから、これを充実するため府県において経営する特殊産業教育機関に対して全額国庫負担とする途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

満州での殉国英霊斎しに関する請願

請願者　愛知県岡崎市中町八ノ三　大河平隆光（第九九九号）

右の請願は、明治三十九年九月以降満州の文化建設に献身して伊藤博文、小村寿太郎、後藤新平及び満州で死亡した百余万の霊を斎しするため、東京に八紘霊殿を建立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奨学金単価引上げ等に関する請願

請願者　名古屋市中区鶴舞町一名古屋大学医学部内奨学生委員会内　久野寧外四百名（第一四六六号）

右の請願は、多くの学生は学業と生活の間に板ばさみになつてあえぎ続けており、現在アルバイトをしている者および希望している者の数は全学生の約七、八割に達している実情であるから、(一)奨学金を現在の大学二千百四円を四千二百円に引き上げること、(二)大学院生特別奨学金も一般奨学生と同率に引き上げること、(三)奨学生の採用わくの拡大を図り成績等による停止をしないこと、(四)四月分育英資金は四月上旬に交付すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北大学所属川渡農場緑化促進に関する請願

請願者　宮城県玉造郡川渡村川渡農場緑化促進協議会内　今野貞亮外八十一名（第一六六一号）

右の請願は、東北大学所属川渡農場（旧軍馬補充部用地）約二千八百二十町歩中一千五百町歩は未利用荒廃地であり、治山治水上からばかりでなく国土の高度利用の点から、その緑化について東北大学に申入れを行つてきたが、同大学の予算からして大学単独の緑化は至難と考えられるから、川渡農場緑化促進について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県立大学の国立移管に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第一七二四号）

右の請願は、鹿児島県立大学は昭和二十四年四月発足以来、鋭意施設の拡充と教員組織の充実に努め、ほとんど完成の域に達していたが、たまたま昭和二十七年四月附属病院が全焼して以来県をあげての努力により鉄筋三階建をもつて復興中である。しかして本大学は、本邦南端の学術研究の中心として、理想的に言えば法文、経政、理、工、医、農等各学部を包括する総合大学が最も望ましいのであるが、幸い本県には県立大学の外、国立大学として文理学部、教育学部、農学部、水産学部の四学部があり、しかも地域的に鹿児島市内に集結しているので、この際教育効果の高揚を図るため、完全な総合大学の第一歩として県立大学（医学部、工学部）の国立移管を速急に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食に対する国庫補助増額の請願

請願者　岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会議長会連合会内　林栄三外一名（第一八四三号）

右の請願は、学校給食は、国民の体位向上等の見地から欠くことのできないものであるが、これを継続実施している町村にあつては、経済負担の点について苦慮しているから、学校給食に対し国庫補助金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、

願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食費全額国庫負担等に関する請願

請願者　東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工業高校内日本父母と先生全国協議会内　西本啓

（第一九二六号）

右の請願は、学校給食は、児童の体位向上、食生活の改善等に多大の効果を挙げているが、予算措置が不充分なため、その継続は困難となつているから、昭和二十八年度において小麦粉およびミルクの全額国庫負担を予算化するとともに学校給食法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

医学部学生の授業料値上げ撤回に関する請願

請願者　東京都文京区湯島二ノ一東京歯科大学内　野中拓之

（第一九三七号）

請願者　東京都文京区本富士一東京大学内全国国立大学医学部歯学部内　市村登寿（第一九四七号）

右の請願は、昭和二十七年度国立大学の授業料が三千円から六千円に値上げされ、それに基いて医学部、歯学部を含めて二十七年度新入生から値上げが決定されたが、本年三月二十五日付文部次官通達により国立大学出身者のみ値上げが撤回され、公私立大学出身者は値上げが撤回されないことはまことに不合理な措置であり、医学部は他学部と異り医学部入学前に大学に二年以上在学しなければならず、加えて一年のインターンがある上他学部より授業料以外の出費が多いから、国立大学出身者と同一条件で入学した者も含め医学部全学生の授業料値上げを撤回せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

指導教諭設置に関する請願

請願者　東京都千代田区神田三崎町二ノ三二日本大学文学部心理学研究室内日本応用心理学会内　山根薫外二十三名

（第一九七一号）

右の請願は、中学校および高等学校の教育においては、教科の教授以外に生徒指導が極めて必要とされている。とりわけ、戦後の混乱した社会、経済機構と教育制度の急変下においては、生徒の不良化傾向が大きく、指導誘えきの必要が痛感されているから、生徒指導の改善と新教育を振興させるため、生徒指導の中心となる指導教諭を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

西日本災害地出身学生援助に関する請願

請願者　東京都板橋区板橋町九ノ一、六〇二　中山千里（第二四〇五号）

右の請願は、今次の西日本災害地出身学生に対し、(一)り災学生の授業料の全額を免除すること、(二)すべてのり災学生に特別育英資金を交付すること、(三)厚生補導費からり災学生に見舞金を支給すること、(四)各大学はり災学生に旅費その他一時金を貸与すること、(五)救援隊り災学生の国鉄運賃を全額免除すること、(六)試験実習等に対する特別措置ならびに出欠制の緩和を図ること、(七)り災学生のアルバイトをあつせんすること、(八)災害者は六百万石の備蓄米を即時放出すること等の援助措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法制定等に関する請願

請願者　山梨県庁内山梨県学校給食推進協議会内　五味洋治

（第二六五四号）

右の請願は、学校給食は、法的根拠がないため、常に予算審議に当つて不安動揺が絶えないことは、真に遺憾の極みであるから、(一)小麦粉、脱脂粉乳代金の全額国庫負担、(二)学校給食調理室の充実強化、(三)給食用物資の免減税、(四)生活保護法の改正による困窮者の救済、(五)給食関係者（栄養士を含む）の身分の保障等の措置を講じ、すみやかに学校給食法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

夜間大学設置に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第二八一四号）

右の請願は、教育制度の改革によつて高等学校に定時制課程が設置せられ、勤労学徒に対する教育の機会均等が確立せられているが、さらに大学に夜間課程を設置し、大学進学の希望にもえる勤労青年に対し、大学教育をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産業教育設備費国庫補助に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第二八一九号）

右の請願は、産業経済の発展および国民生活の向上を期し経済自立に貢献する有為な国民の育成を目的として産業教育振興法が制定されたが、その裏付けとなる国庫負担率はわずかに三分の一であり、しかも残り三分の二の地方負担については地方公共団体の財政からしてまことに困難をきわめているから、国庫補助率を二分の一に引き上げるよう法制化し、すみやかにこれの予算措置を講ずるとともに産業教育設備費に関係する起債についてはその増額を図りひも付とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校建築基準改正に関する請願

請願者　東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全国協議会内　西本啓（第二八六三号）

右の請願は、かねて文部省においては、六・三制校舎の整備として児童生徒一人当り〇・七坪という応急基準のもとに学校校舎の建築を促進してきたが、これはあくまでも応急対策としての基準であつて正しい意味の学校建築の基準とはならないから、現行の学校建築基準である生徒一人当

り〇・七坪を小学校は〇・九坪に、中学校は一・二五坪に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中学校職業家庭科の産業教育費国庫補助増額に関する請願

請願者　東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全国協議会内　西本啓（第二八六五号）

右の請願は、産業教育を通じて勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成することは産業教育振興法の目的である。しかるにその基礎教育たる中学校に対してはその国庫補助は各府県十校宛に指定し、一校当り三十万円程度の補助しか得てない現状であつて、これでは折角の産業教育振興法も徹底を欠く憾みがあるから、この際指定的補助を拡大して一般中学校の職業家庭科にも産業教育に対する国庫補助金を交付するよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定時制高等学校建築費国庫補助等増額に関する請願

請願者　山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内　松本長兵衛（第二九七三号）

右の請願は、青年教育の重大性に鑑み、終戦直後いち早く苦しい町村財政の中から多額を出費して定時制高等学校の建築に着手し一応の整備をみたものの、その後逐次狭あいを感じているが、町村財政は今や窮乏の極に達しており、その新築はもち論のこと増築さえも到底不可能の実情にあるから、定時制高等学校の建築に対し国費および県費補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中学校建築基準改正に関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名（第三〇一〇号）

右の請願は、町村は極めて困難なる財政の中にあつて義務教育の重要性に鑑み、新制中学校舎の建築に際しては万難を廃してその必要規模の最低限度まで完備するよう努力を払つているのであるが、従来補助の対象となつている基準は在校生徒一人当り〇・七坪以下とせられているため実質上の町村負担はまことに容易でないから、これが基準坪数を生徒一人当り一・二坪まで引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方教育委員会廃止に関する請願

請願者　福島市杉妻町一五福島県町村会内　横山宗延外一名（第三〇一一五号）

右の請願は、地方教育委員会の設置については、根本的に再検討すべしとの全国町村の要望を無視して昨年十一月より実施されたのであるが、予期の如く町村は自治行政と文教行政との二執行機関に分離され、従つて両機関相互における手数繁雑は町村行政の簡素化に逆行するばかりでなく、町村の一元的行政執行を阻害し、いたずらに経費の増高をきたし、町村財政を圧迫するに過ぎない。しかもその取扱い事務は小範囲に止まり、教職員の人事、教育上の指導、教科用図書の採択、教育職員の研修等の重要なる大半の事務は実質的に県教育委員会に依存せねばならない現状にかんがみ、町村教育委員会は必要性が少いから、すみやかに全廃の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

学校給食の強化拡充に関する陳情

第二三号　三重県津市柳山津高校内三重県ＰＴＡ連絡協議会内　千葉胤一提出

伊勢二所神宮に関する陳情

第一六三号　大阪市大淀区中津南通四ノ三九　住田平彦提出

兵庫県に第十回国民体育大会招致の陳情

第一九三号　兵庫県知事　岸田幸雄提出

文化財保護費増額に関する陳情

第二〇八号　京都府議会議長　北村平三郎提出

へき地教育振興法制定に関する陳情

第二五七号　宮城県仙台市立上杉山通小学校内　山内才治提出

青年学級振興法案中一部修正に関する陳情

第二七〇号　山形市旅籠町三〇一　山形県教育庁内山形県青年学級連絡協議会内　佐藤信保提出

学校給食法制定に関する陳情

第三四四号　岡山県児島郡灘崎町灘崎小学校内　西田政一外六名提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

意見書案

市町村専任教育長設置に関する陳情

陳情者　長崎市袋町三一長崎県町村議会議長会内　浦口淳一（第六号）

昭和二十八年八月十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六号　市町村専任教育長設置に関する陳情

第一六号　県立島根農科大学を国立大学に移管するの陳情

第二三号　学校給食の強化拡充に関する陳情

第一六三号　伊勢二所神宮に関する陳情

第一九三号　兵庫県に第十回国民体育大会招致の陳情

第二〇八号　文化財保護費増額に関する陳情

第二七号　へき地教育振興法制定に関する陳情

第二七〇号　青年学級振興法案中一部修正に関する陳情

第二三四号　学校給食法制定に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

文部委員会陳情特別報告第一号

市町村専任教育長設置に関する陳情

第六号　長崎市袋町三一長崎県町村議会議長会内　浦口淳一提出

県立島根農科大学を国立大学に移管するの陳情

第一六号　島根県議会議長　中島竜一提出

右の陳情は、地方教育委員会制度が実施されるに伴い、市町村に専任の教育長を置くことを原則とする法規が制定されたのであるが、本法は地方の必迫した財政状態を顧みないのみか、自治体の自主性を法規によつて抑圧滅殺するもので、いわゆる官僚の天降り式制度であるから、専任教育長の設置は市町村の任意で決定するように関係法規をすみやかに改正されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県立島根農科大学を国立大学に移管するの陳情

陳情者　島根県議会議長　中島竜一（第一六号）

右の陳情は、県立島根農科大学は、農林生産県をもつて立つ山陰地方殊に本県におけるが如く生産経営面の旧態を改善進歩せしめるため、昭和二十六年県民のよ望をになつて創立されたもので、最近ようやく校舎も一応整備され教授陣容もまた充実されつつあるが、研究施設面においては県財政ひつ迫の折柄真に大学教育にふさわしい整備をすることは極めて困難であつて、学生の研究上多大の支障をきたしていることは遺憾であるから、本大学を国立大学に移管せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食の強化拡充に関する陳情

陳情者　三重県津市柳山津高校内　三重県ＰＴＡ連絡協議会内　千葉胤一（第二三号）

右の陳情は、終戦以来父母、教師その他関係者の堂々たる努力の結果漸次強化拡充の方向に進みつつあつた学校給食は、昨年度以外にも国家予算の大削減をこうむりその運営は極めて困難な状態に追い込められているが、青少年の体位の向上と教育の機会均等の見地から、（一）昭和二十八年度予算編成に際して小麦粉、ミルク六百万人分全額国庫負担を予算化すること、（二）貧困家庭児童に対する給食費補助の拡充強化および給食資材の免減税の実施、（三）義務教育児童生徒に対する完全学校給食全額国庫負担を基礎とする学校給食法の立法化、等学校給食の強化拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊勢二所神宮に関する陳情

陳情者　大阪市大淀区中津南通四ノ三九　住田平彦（第一六三号）

右の陳情は、皇大神宮ならびに豊受大神宮の御正殿、御饌殿および御炊殿の御儀は、歴代天皇が、毎朝御拝礼ならびに朝夕の御饌に拝礼を供されることである。これをすみやかに皇室に返上するのが妥当と思われるから、今日のようになつた経緯について調査されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県に第十回国民体育大会招致の陳情

陳情者　兵庫県知事　岩田幸雄（第一九三号）

右の陳情は、国民体育大会の開催地はスポーツの民主化のため全国地域別の開催が妥当であるとの客観情勢によつて第五回国民体育大会（昭和二十五年度）の兵庫県開催は県民の熱烈な要望にもかかわらず遂に達成されなかつたのであるが、一応地域別による開催地も一巡したのであるから、第十回国民体育大会（昭和三十年）はぜひ兵庫県において開催せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

文化財保護費増額に関する陳情

陳情者　京都府議会議長　北村平三郎（第一〇八号）

右の陳情は、国宝および重要文化財を多数擁する近畿地方においては、国費を加えて相当多額の地方費を投じてこれが維持保存に努力してきたのであるが、保護事業の現状は、一部の修復に止まり幾多の貴重なる文化財が放置のまま年々破損腐朽しつつあるとき、国においてはこの現状を見つつ本年の如きは新規事業費の計上はほとんどなく、維持管理費については全然計上されないのは国家百年のため由々しき大問題であるから、政府は文化財保護の抜本的年次計画を樹てこれに要する必要経費を必ず計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

へき地教育振興法制定に関する陳情

陳情者　宮城県仙台市立上杉山通小学校内　山内才治（第二五七号）

右の陳情は、わが国教育の向上は、へき地教育の振興なくしては絶対にあり得ないことであり、へき地教育の振興はへき地教育振興法の立法化によつてのみ達せられるから、すみやかに本法の立法化を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青年学級振興法案中一部修正に関する陳情

陳情者　山形市旅籠町三〇一山形県教育庁内山形県青年学級連絡協議会内　佐藤信保（第二七〇号）

右の陳情は、青年学級振興法案の内容は、年来待望してきたものと相当の隔りがあるから、（一）青年学級を社会教育法第二条および第三条の精神による市町村教育委員会の社会教育機関として位置づけ、本法案第五条第三項を削除すること、（二）青年学級に青年学級運営委員会を置き、これに必要な諸規定を第二章に挿入すること、（三）本法案第三章第十八条を「この法により設置された市町村の青年学級に対しては予算の範囲内でその運営に要する経費の三分の一以内を補助する」と改め同条中「左の各号に掲げる要件……」としての一項から六項までを補助算定の基準として政令で定めるとすること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法制定に関する陳情

陳情者　岡山県児島郡灘崎町灘崎小学校内　西田政一外六名（第二四四号）

右の陳情は、学校給食は民主教育の見地から学童の体位向上、機会均等ならびに栄養改善等のきわめて重要なる国家的事業であるが、これが順次低調になりつつある現況にあるから、学校給食恒久継続の措置としてすみやかに学校給食法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣はぜひこれが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年八月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第三十八号参照〕

審査報告書

社会保険審査官及び社会保険審査会法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年八月十日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

横山　フク　西岡　ハル

有馬　英二　林　了

中山　福藏　剱木　亨弘

高野　一夫　中山　壽彦

田中　啓一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は最近の社会保険審査請求の激増にかんがみ、これを公正且つ迅速に処理し、被保険者、事業主等の権利の救済に遺憾なきを期するため、社会保険審査会を改組し、社会保険審査官及び社会保険審査会の審査手続を整備するとともに、審査事項の拡大を図ろうとするものであつて概ね妥当な措置と認めるが別紙附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

本法案の施行によつて、審査の公正迅速を図り被保険者及び事業主の権利の救済に遺憾なきを期することができる。

三、費用

本法案の施行のため昭和二十八年度予算に二百四十五万余円を計上している。

附帯決議

社会保険審査会においては、事業主及び被保険者の権利救済の万全を期するため、所謂三者構成の実を挙げることができるよう民主的運営を行い、審査能率の向上を図ることを要望する。

〔調査報告書〕

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年七月二十九日

経済安定委員長　早川　愼一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岩沢　忠恭　奥　むめお

八木　幸吉　高橋　衛

鮎川　義介　岡田　宗司

本委員においては、第三回国会以来表記の件に関し内外情勢の変転に即応して調査を行つて来たが、今期国会においてもその当初において議長の承認を得て調査を進め、経済審議庁の業務内容と最近における活動の状況及び過般の経済演説において示された経済自立政策の講想等について審議を重ね、更に諸般の資料の収集に努めた。

しかしながら本件は、その対象が広汎なる関連性を有し、なお多くの未調査の問題を残しているのみならず、常に情勢の転移に応じて調査を行う必要があるので、未だ結論を得るに至らないが、一応ここに現在までの調査の概要を報告する。

調査報告書

公務員制度に関する一般調査

右の件に関しては、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

千葉　信　宮田　重文

吉野　信次　紅露　みつ

溝口　三郎　岡　三郎

経過並びに結果

本委員会は、公務員制度について各般の根本基準を確立し、公務員制度の完全なる施行及び公務の民主的能率的運営に寄与すべく、広く人事行政に関する諸問題を検討し、特に職階制に基く給与準則、新恩給制度、教育公務員の給与体系が公務員制度に及ぼす影響等について慎重に検討を行つたのであるが、本問題に関しては、なお、幾多の未解決の問題があるのみならず、本調査事件の性質上問題の範囲が極めて広汎に及んでいるので、今期国会中においては結論を得るに至らなかつた。問題の重要性にかんがみ、今後も引続き調査を必要とするものと考えられる。

調査報告書

国家公務員の給与問題に関する調査

右の件に関しては、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

千葉　信　宮田　重文

吉野　信次　紅露　みつ

溝口　三郎　岡　三郎

経過並びに結果

本委員会は、国家公務員の給与問題に関し、適正妥当なる解決をはかり、公務の民主的能率的運営に寄与すべく、広く給与全般に関する諸問題を検討し、特に一般職の各俸給表の合理化、給与ベースの改訂、給与準則並びに勤務地手当制度、教育公務員の給与体系等に関し検討を行つたのであるが、本問題は、なお、幾多の未解決の問題があるのみならず、本調査事件の性質上その対象が極めて広汎に及んでいるので、今期国会中においては結論を得るに至らなかつた。問題の重要性にかんがみ、今後も引続き調査を必要とするものと考えられる。

調査報告書

国際情勢等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年七月三十日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

杉原　荒太　高良　とみ

加藤シヅエ　小瀧　彬

石原幹市郎　德川　頼貞

鶴見　祐輔

当委員会は、五月二十九日国際情勢等に関する調査の承認を受けて以来、当面の重要問題であるMSA問題、行政協定の実施についての諸問題等について調査を行つてきたが、これらの案件については、問題の性質上、今期国会開会中に結論を得ることはできないので、簡単に経過を報告することとする。

（一）　行政協定の実施状況に関する件

（A）　軍事基地及び演習地設定が民生に及ぼした影響

右の件について、六月初旬、北海道、青森県に議員派遣を行い、札幌周辺、日高門別、千歳、関根地区、岩木訓練場、大三沢及び八戸地区を調査した。

まず軍事基地については、土地の経済的繁栄を駐留軍に依存するところ甚だ大なるためともすれば教育、風紀の面の対策がおろそかにされ、治安上も種々の問題を生じている。殊に米軍駐留によつて、数千人の一寒村から三万人を超える大きな町に発展した千歳町においては特殊業者及び業態婦の出入が烈しく、この種関係の急造建築が無計画に

行われるため、一般民家や教育施設等と混在する状態で、昼間より風紀上不健全な光景が街頭で散見され、しかも町全体が不健全な基礎に立っているため取締も完全に行われ難く、道路施設、公衆衛生施設も不備で、高率を占める性病患者に対しても充分な処置がとられていない現状である。学校施設もこれらと隔離されず、社会教育施設もない上、転入生徒が月々多数に上るこの町では、頽廃的な環境に対して新旧住民の間にその道義的責任について対立的な意識もあり、転入生の家庭の多くが駐留軍兵士にその経済的基礎を置いているため、教育意識、教育的環境の醸成についても学校と家庭との間に積極的な協力が全くみられず、更には、特殊貸間業者等の認証に関する特別措置条例を設けようとするなど、基地の町のもつ諸矛盾の消極的な妥協の上に立つ町当局及び町民の消極的な態度もあつて、問題の解決に資するところが少い。第三国人の出入も多く、彼等は主として、麻薬やドルの売買、悪質なブローカーなどに従事しているが、不健全な金が大量に動くこの町では、駐留軍関係の労賃が一般の労賃よりも良いことなどもあつて、地味で建設的な方面に従事する労働力が減少し、青年の場当り的な生活感情の漫性化を齎している。但し、米軍駐留に伴う被害については、かなり円満に解決されており、それらの補償の問題も、演習地に比較すれば、それ程複雑ではないようである。

次に演習場についてみれば、北海道青森においては他の地方に比較して集中し過ぎており、又接収面積も必ずしも必要と思われない程広大であり、殊に戦後海外よりの引揚者による開拓地及び開拓予定地が接収され易い点など問題を生じている。更には、当初提示される演習計画が実際は必ずしも一致せず、米軍における軍政と現地とが完全には一本化されていないために生ずる種々の手違から、最初に考慮されていなかつた問題を生じたところもあつた。

補償問題についてみると、昭和二十七年度分は一般に未だ支払われておらず、又補償基準についてみても、農地借上料は坪年八円三十四銭、採草地については坪年七銭という少額で、漁業についても、事情は二十七年度と同一視し得ない点があるとしても、例えば、昭和二十五・六年度に大三沢が受けた補償金額は一戸当り二千八百円程度に過ぎなかつた。又接収地隣接区域においては、農漁業に被害を受けながらも従来は補償の途がなかつたが、この点については第十六回国会において立法措置がとられたので、問題は相当緩和されることになろう。なお、補償及び借上料に関する事務的処理の簡素化、早期支払については改善される必要がある。

又既接収地の拡張に際し、高館キャンプのある市川村では、漁場の強制接収により漁業従事者は全村転業の問題を生じ、北海道日高門別においても、町の経済に大打撃を与えるような拡張が米軍側の強硬な要望によつて難航しておる状態であるが、これらの場合、現地の実状に対する理解ある取扱が望まれる。

一般に演習場は遠隔地の農山漁村に設けられ易いが、その経済的影響として、農地・農作物の被害、家畜の産卵産乳の低下、野草の飼料価値減少、採草地における「たこつぼ」が放牧に与える危険、道路、橋等の損傷による生産物の市場性の低下があり、また精神的影響としては、婦女子乳幼児・学童に与えるものも少くなく、特に散居性の強い地方では影響するところ大である。その他、火薬入の空砲が至る所遺棄されており、そのための危険も少くない。

大体、接収地には戦後、海外よりの引揚者の開拓地が多く、これらはやつと完成に近づいていたものが多かつたが、更に開墾予定地の荒廃が重つて精神的にも多大の影響を与えており、農業経営上困難な問題もあるので、これらに対する代替地の提供、入植資格の緩和、並びに特例、離作の補償、新規開墾資金の提供等については、充分な配慮が切望されている。

（B）米兵による事件

本年五月二十五日香椎線海の中道駅において、勤務中の機関車乗務員に対して、一米軍人の行つた暴行傷害事件については、犯人も未だ逮捕されず、事件の性質も重大であるので、早期逮捕とこの種事件の防止についての厳重な監督が望まれる。また高館P・X事件については、人権蹂躙にかかわる問題であるので、出来るだけ早い解決が望ましい。

（二）戦犯釈放に関する件

最近、戦犯釈放及び内地服役の措置が相次いで実施されているので、ソ連・中共地区に残存している戦犯についても、政府が積極的に折衝することが望まれているが、政府も善処を致している。

（三）M・S・Aに関する件

本年五月、米国上下両院外交委員会におけるダレス証言によつて急激に問題にたつた対日M・S・A援助は、六月二十四日同二十六日の日米往復文書によつて、一層論議の的となつたが、つづいて六月三十日M・S・A援助に関する日米会談の申入が行われ、七月十四日より交渉が開始された。この間当委員会としては、六月三十日より七回に亘り委員会を開き、日米往復文書及び相互安全保障法における問題点について、外務大臣、保安庁長官以上政府側からの出席を求めて調査に当つてきたが、結局この問題についての本格的検討は、交渉開始後間もなく国会が閉会となつたため、次期国会に移されることになつた。従つて、ここでは重要な論点についてのみ報告する。

（A）日米往復文書

a.　相互安全保障計画に基く米国の援助の目的として、平和条約第五条（C）項において保証されている自発的な個別的、集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることがあげられているが、これは外敵に対する防衛力増強を意味するのではないか、従つて保安隊の性格も当然に影響されるであろうということ。この点については、外務大臣は、日米安全保障条約は変態的ではあるが、集団安全保障の一つの形式と考える旨言明している。

b　防衛力の増強に際しては、経済の安定が先決要件であるとする日本側の意見に対して、米国側は考慮されるべき必須の要件であると回答しており、必ずしも絶対的な先決要件とみなしていない点について。政府は、M・S・A援助を受けても、経済的安定に寄与しないなら受けるべきでないと言明しているが、協定に、経済援助的性格を加えることは相当困難ではないかと考えられる。

c. 第三項の回答からみれば、自衛のために、日本の治安維持の部隊を使用することが義務になるのではないか。この項に関連して五月五日米国上下両院外交委員会におけるダレス証言において相互安全保障計画には日本の国内治安維持と国土防衛のための武器を賄う資金があると述べているが、国土防衛に保安隊を使用する義務を負うことになるとするならば、憲法との関係如何。この点について、政府の意見は、国内治安維持と間接侵略については日本が防衛する義務をもつているので憲法に違反しないというのであるが、保安庁法第四条の保安隊の任務の範囲に対する解釈については防衛力増強の範囲及び限界と関連して可成論議された。

(B) 援助の内容と自己負担増加の問題

完成兵器とドル資金との割合の如何、域外買付の程度の如何は所謂防衛支持援助計画に日本が当面入つていないので、日本経済に与える影響は甚だ大きいと考えられるが、このために日本の自己負担、財政負担が著しく増加することになれば、経済の自立発展を阻害することにならないであろうか。M・S・A援助受諾によつて防衛力増強義務を負うことになるため、自己負担の増額が大になれば、援助が日本経済に寄与するところありとしても日本経済安定のための貢献については相当の疑問があるとして論議が重ねられているが、交渉の進捗とともにその実態は明らかになると思われる。

(C) 援助受諾によつて引受ける軍事的義務が、アリソンの言明の如く、国連に参加した際に引受ける義務と同じだとすれば、軍事的義務の範囲及び憲法との関係において問題は生じないであろうか。

又日本が既に安全保障条約に基いて引受けている義務の外に、自衛権の発動として、治安維持の部隊を使用して直接侵略に当ることが新しい義務として発生することになるのではないか、これと従来政府がとつてきた憲法解釈、建前との関係について論議が行われたが、政府としては、現在の建前は米国側のかかる発言によつて変更されるものではないが、仮に保安隊を直接侵略にも対抗せしめ得るとしても、現在の保安隊が合憲である以上、目的の変更から直接に憲法違反の問題は起らないし、又かかる行動は事実行為としての自衛権の発動とみるべきであるという見解をとつている。

(D) 援助の受諾によつて新たに引受ける防衛力増強は、窮極的には直接間接の侵略に対する自国の防衛力の増強を意味しているが、他国を侵略出来るような武力を戦力とするならば、その限度は被侵略国の防衛力と相関関係であるので、一般的に直接・間接の侵略に対抗し得る防衛力はある場合には侵略の可能な力ともなりうると考えられる。従つて戦力の限界、内容を、客観的に「侵略の具に供せられないような」又「他国に脅威を与えない」力として規定することが可能であるか、どうかについて論議が行われた。

又、政府は、防衛力増強については、憲法にいう陸海空軍の戦力を含まない旨の規定を協定に入れる必要を認めているが、これは戦力に至らざる程度の自衛力の維持を違憲でないとし、それを目標とする政府の立場から当然であろうが、窮極的には直接侵略を排除し得るような防衛力の増強義務を負うことになるという説明と照し合わせると、目標としている自国による完全防衛が出来るかどうかという点についても疑問を生ずるのではないかと考えられるが、この点は将来の問題となろう。

(E) 軍事顧問団（カントリー・チーム）の性格及び権限について、

援助協定によつてカントリー・チームが来るわけであるが、その権限及び日本において有する身分、特権等について論議が行われた。

(F) M・S・A援助を受諾する場合の形式、及び国会の承認を求める形式と範囲、時期について論議されたが、政府としては協定及び細目については、出来るだけ一緒にして国会の承認を求める旨述べている。

調査報告書

租税、金融制度及び専売事業等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年七月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森下　政一　　三木與吉郎
前田　久吉　　小林　政夫
山本　米治　　土田国太郎
藤野　繁雄　　横川　信夫
青柳　秀夫　　岡崎　眞一

本調査は、現下の諸情勢に鑑み、税制改正、租税行政の効果的運営、金融政策制度の確立、専売事業の適正なる運営等の方策について検討を行い、わが国産業経済の健全なる発展に寄与する目的をもつて、去る七月二十七日の本委員会の決議に基き、同月二十九日議長の承認を得たのであるが、その重要性から慎重に検討を要するとともに、相当長期間を必要とするものであり、且つ、本委員会に重要法案山積のため、未だ調査に着手するに至らず、閉会中における継続調査要求を行つた次第である。

調査報告書

行政機構の整備に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年七月三十一日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

野本　品吉　　竹下　豐次
井野　碩哉　　長島　銀藏
成瀬　幡治　　松永　義雄
松原　一彦

内閣委員会は、今国会中行政機構の整備の問題について、行政管理庁の行う行政監察を主として政府当局の出席を求めて説明を聴取し、又は地方の監察局、調達局、通産局等中央の各行政機関の出先機関につき実地調査を行う等調査の歩を進め来つたのであつて、当委員会付託の各法律案の審査の上に、ひ益するところが少くなかつた。

しかしながら、この調査は、時勢の推移とともに不断に行われるべきものであつて、今後とも適正な行政機構を確立するために更にこれが調査を進める必要があるので、本委員会は、別に継続調査要求書を議長に提出することを決定した。

調査報告書

運輸一般事情に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡田　信次　　木島　虎藏
東　　隆　　入交　太藏

大和　與一　加賀山之雄
森田　義衛　植竹　春彦
一松　政二

経過概要

委員会は従来より運輸一般事情に関する調査を行つて来たが、昭和二十八年度日本国有鉄道の運営及び予算に関する件、航空事業の現況、海運及び造船の現況、北九州の災害状況、気象台予算及び株式会社鉄道会館に関する件等の諸問題について関係当局より説明を聴取し、参考資料を収集した。

また、当委員会は中小企業金融公庫法案、恩給法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案等については、当該委員会に対し、それぞれ本委員会の要望について申入れを行つたが、本調査は法案審査のため充分な調査検討を行い得ず、未だ調査を終るに至らなかつた。よつて閉会中も引続き調査を行う予定である。

調査報告書

建設行政に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年七月三十一日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

田中　一　近藤　信一
石井　桂　小澤久太郎
石川　榮一　赤木　正雄
鹿島守之助

本委員会においては、標記事件に関し、建設省関係予算及び今次水害による対策等について数回にわたり委員会を開き調査を進めてきたが、今会期中においては結論を得るに至らなかつた。

よつて本件は今会期終了後も更に引続いて調査を行う予定である。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月六日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　定吉　宮城タマヨ
三橋八次郎　赤松　常子
中川　幸平　青木　一男
小野　義夫

経過概要

当委員会は、今期国会開会中に「検察及び裁判の運営等に関する調査」の一環として、売春問題、民刑事件、家事及び少年審判事件、公安事件、出入国管理ならびに行刑運営に関する問題等を対象とし、これが実地調査のため六月初旬、静岡及び山梨、栃木及び群馬等の各県に議員派遣を行つた。また売春問題については、事件の重要性にかんがみ、特に「売春対策に関する小委員」を設け鋭意その調査に当る筈であつたが、会期終了期日切迫のため、本格的活動を開始するには至らなかつたのである。

調査報告書

農林政策に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないがここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白井　勇　河野　謙三
横川　信夫　河合　義一
上林　忠次　戸叶　武
松浦　定義　佐藤清一郎
雨森　常夫　森田　豊壽

農林政策に関する調査報告

参議院農林委員会は、第十六回特別国会において、農林業の伸張と農林業者経済の安定に資するため「農林政策に関する調査」を行うこととなし、昭和二十八年五月二十五日これが調査承認を要求し、同五月二十七日承認を受けて調査に着手した。

本調査は先ず農林業が当面する緊急な問題を解明し、これが対策の確立を推進することに主力が注がれ、本年晩春から初夏の候において各地を襲つた凍霜害、その後引続いて西日本を主とする雨害及び水害並びにその対策、新内閣の農林政策及び昭和二十八年度農林関係予算、昭和二十八年産麦の価格、内外の諸情勢に対処する食糧対策、化成肥料及び植物防疫等の農業技術、肥料対策、農業協同組合の事業、農林関係中小企業、国有林の払下げ、農地問題、農林金融、農業災害補償制度その他の問題に関して調査及び審議が行われたのであつて、次にこれが経過の概要を記して本調査の報告とする。

なおこれが内容の詳細については、それぞれその当日の「農林委員会議録」を参照せられたい。

農林政策に関する調査の経過の概要

五月二十五日　農林委員会を開き、「農林政策に関する調査」承認要求の件につき協議決定した。

五月二十七日　農林委員打合会を開き、本年四月末より五月初旬にかけて各地を襲つた凍霜害の被害状況につき、農林省安田統計調査部長の説明をきき、又その対策につき農林省渡部官房長、寺内蚕糸局長、小倉農林経済局長及び塩見農業改良局長の説明をきき質疑を行つた。

五月二十九日　農林委員会を開き、凍霜害対策につき、内田農林大臣の出席を求め説明をきき質疑を行つた。尚この件に関し、栃木、群馬、埼玉の各県の被害状況を調査するため、二班を編成して議員派遣を行うことを決定した。

第一班は六月二日及び三日群馬県下を視察し、第二班は六月四日から五日まで埼玉及び栃木県下を視察した。

六月十七日　農林委員会を開き、(一)五月末の連続降雨及び六月初旬の水害による西日本の雨水害の被害状況及びこれが対策につき、篠田農林政務次官の説明をきき質疑を行つた。(二)農林政策基本方針につき、内田農林大臣の説明をきき質疑を行つた。(三)麦価の問題につき内田農林大臣の説明をきき質疑を行つた。(四)右の雨水害対策に関し、吉田内閣総理大臣、内田農林大臣及び小笠原大蔵大臣に対し別項一の申入れを行つた。

六月十九日　農林委員会を開き(一)さきに行つた凍霜害被害状況現地調査の第一班＝埼玉及び栃木県について北委員から、第二班＝群馬県について白井委員から、それぞれ報告をきき質疑を行つた。(二)凍霜害及び雨水害対策について篠田農林政務次官及び農林省安田統計調査部長等の説明をきき質疑を行つた。(三)昭和二十八年度農林省関係予算案につき農林省増田会計課長の説明をきき質疑を行つた。(四)雨水害実状調査のため三班を編成して議員派遣を行うことに決定した。

第一班は兵庫及び山口の両県、第二班は岡山及び愛媛の両県、第三班は福岡及び大分の両県であつて何れも六月二十一日出発した。

六月二十七日　農林委員懇談会を開き、さきに行つた雨水害現地調査の報告をきき、更にこれが対策につき、農林省渡部官房長、塩見農業改良局長、大坪畜産局長、農林経済局安田統計調査部長及び食糧庁新沢総務部長等の説明をきき質疑を行つた。

六月二十九日　農林委員会を開き、雨水害現地調査の結果について第一班上林委員、第二班滑澤委員、第三班雨森委員から報告をきき、更にこれが対策につき、保利農林大臣の出席を求め質疑を行い、この件につき別項(一)のように重ねて申入れを行うことを決定した。

六月三十日　農林委員会を開き(一)雨水害対策につき重ねて吉田内閣総理大臣、保利農林大臣及び小笠原大蔵大臣に対し別項(二)の申入れを行つた。(二)新麦価につき保利農林大臣の出席を求め説明をきき質疑を行つた。(三)煙草の生産に関する件につき大蔵省今泉日本専売公社管理官及び日本専売公社西山生産部長に対して質疑を行つた。

七月三日　農林委員会を開き(一)「と畜場法案」につき厚生省公衆衛生局楠元環境衛生部長及び農林省大坪畜産局長の説明をきき、質疑を行

つた。なお厚生委員会における本法律案の審議に際して（七月七日）本委員会を代表して北委員が委員外質問を行うことを決定した。（二）「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案」につき、調達庁山中不動産部長の説明をきき質疑を行つた。（三）「国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件」につき、外務省小田部経済局次長の説明をきき質疑を行い。外務委員会と連合審査を行うことを決定した。（四）化成肥料及び植物防疫の件に関し、農林省農業改良局黒川普及部長、同堀植物防疫課長の説明をきき質疑を行つた。

七月六日　農林委員会を開き、凍霜害対策の実施方法につき、農林省寺内蚕糸局長に対して質疑を行つた。

七月七日　農林委員会を開き、さきに行つた雨水害対策に関する申入れにつき、農林省渡部官房長、平川農地局長、食糧庁新沢総務部長の説明をきき質疑を行つた。

七月十日　農林委員会を開き「国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件」について外務委員長に対し別項三の申入れを行うことを決定して直ちに申入れを行つた。

七月十三日　農林委員会を開き（一）「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案」につき水産委員会と連合審査を行うことを決定した。（二）農林行政の基本施策について保利農林大臣の説明をきき、特に肥料問題につき農林省小倉農林経済局長の、又食糧問題につき前谷食糧庁長官の補足的説明をきき質疑を行つた。

七月十五日　農林委員会を開き、農業協同組合の貨物自動車運送事業の問題につき農林省谷垣農業協同組合部長及び運輸省中村自動車局長の説明をきき質疑を行つた。

七月十六日　農林委員会を開き、（一）林野庁職員の賃金改訂及び増額の問題につき、柴田林野庁長官及び林野庁丹羽職員課長の説明をきき質疑を行つた。（二）食糧需給の問題につき、前谷食糧庁長官の説明をきき質疑を行つた。

七月十七日　農林委員会を開き、（一）林野庁職員の賃金改訂及び増額の問題につき、別項四の申入れを行うことを決定し夫々申入れを行つた。（二）西日本及び九州地方水害及びその対策につき、農林省渡部官房長の説明をきき質疑を行つた。（三）「特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」につき、農林省渡部官房長及び同農林経済局中西経済課長の説明をきき質疑を行つた。

七月二十日　農林委員会を開き、（一）農林関係中小企業と「特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」との関係につき、篠田農林政務次官に対して、質疑を行い、別項（五）の申入れを行うことを決定して、（二）農業協同組合貨物自動車運送事業の問題につき、農林省谷垣農業協同組合部長及び村田農業協同組合課長から運輸当局との交渉経過について説明をきき質疑を行つた。

七月二十一日　農林中小企業に関して「特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」につき、通商産業経済安定連合委員会において（七月二十一日）本委員会を代表して河野委員、宮本委員及び戸叶委員が、委員外質問を行つた。

七月二十二日　農林委員会と連合審査を行つた、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案」について水産委員長に対し、別項六の申入れを行うことを決定した。

七月二十七日　農林委員会を開き、（一）農業協同組合の貨物自動車運送事業につき、農林、運輸両省の間に行われた交渉の結果に関して農林省谷垣農業協同組合部長及び運輸省自動車局真田業務部長の報告をきいた。この件につき両省側の取極めは別添のようである。（二）化成肥料及び燐鉱石の件につき通産省柿手化学肥料部長及び農林省農業改良局黒川普及部長、同農林経済局林田肥料課長の説明をきき質疑を行つた。

七月三十一日　農林委員会を開き国有林払下げに関する問題につき柴田林野庁長官の説明をきき質疑を行つた。

八月四日　（一）水害地緊急対策特別委員会島村農林水産に関する小委員長から水害対策の説明をきき質疑を行つた。

八月五日　「学校給食法案」につき文部委員会と連合審査を行うことを決定した。

八月六日　農林委員会を開き（一）農地問題その他農政問題について保利農林大臣、平川農地局長に対して質疑を行つた。（二）農林中央金庫の運営について湯川理事長の説明をきき懇談を行つた。（三）「農林政策に関する調査」について、閉会中も継続調査を要求することを決定した。

八月七日　農林委員会を開き、化成肥料の問題につき農林省農林経済局林田肥料課長及び通産省柿手化学肥料部長の説明をきき、質疑を行つた。

八月八日　農林委員会を開き、（一）「農業協同組合法の一部を改正する法律案」及び、農業委員会法の一部を改正する法律案」に関連する予算措置について農林省小倉農林経済局長の説明をきき質疑を行い、政府に申入れを行うことを決定した。

八月十日　「農業協同組合法の一部を改正する法律案」及び「農業委員会法の一部を改正する法律案」に関連する予算措置に関し別項七の「農業技術指導強化等に関する申入れ」を行つた。

（別項一）

雨水害対策に関する申入

五月下旬長期に亘る連続降雨、更に六月上旬の豪雨のため、各地方において農産物、農地及び農林業施設等の被害が激甚であつて、被災者の困窮その極に達するものがあると伝えられ、真に痛恨事というべきである。

速かに政府は被害状況を精査し、実情に即し、要望に応えて適切なる救済並びに復旧対策を確立し、これが実施に遺憾なきを期せられたい。

なお、右対策の樹立実行に関する経過及び結果を随時当委員会に報告せられたい。

右当委員会の総意を以て申入する。

昭和二十八年六月十七日

参議院農林委員会

内閣総理大臣吉田　茂殿

農林大臣内田　信也殿

大蔵大臣小笠原三九郎殿

（別項二）

昭和二十八年五月下旬から六月上旬に亘る西日本における雨水害対策に関する申入

この件について去る六月十七日申入してあるが、当委員会における現地調査の結果にかんがみ政府は速かに既に農林省において計画せられた対策を完遂し、特に左記の事項に関して遺憾なく措置せられたい。しかしてこれ等実施の経過並びに結果を随時当委員会に報告せられたい。

なお、今次の豪雨による九州地方の水害は、報道によれば、稀有の激甚なものと思われるので、これが対策について万善を期せられたい。

記

一、右の西日本雨水害は麦類等鎌入以後において特に甚大な災害をもたらし、収量の激減に併せて、その品質の低下を来し、且つ収穫物の調整等のため生産費が著増している特異事情を考慮して充分な対策を樹てること。

二、被災地の麦類は政府において極力緩和された規格と格差とを以て出来るだけ大量を買入れること。なお、これが飼料としての買入利用について充分考慮すること。

三、政府の買入が困難な麦類についてはこれが収穫が無かつたものと見做して農業共済金に準ずるような措置等適当な救済措置を講ずること。

四、農業共済金の仮払い及び概算払いの実施及びその資金の手当について遺憾なく措置すること。

なお、右の資金については農業共済基金に対する政府出資の増額その他国庫から利子を補給するよう措置すること。

五、開拓地の災害に対しては、その特殊性にかんがみ、特別の措置を講ずること。

六、農地及び農業施設の応急施設費の助成及び急速な金融措置を行うこと。

七、苗代並びになたね及び玉ねぎ等重要農作物の被害の救済に関しても遺憾なく措置すること。

右当委員会の総意を以て重ねて申入れする。

昭和二十八年六月三十日

参議院農林委員会

内閣総理大臣吉田　茂殿

農林大臣保利　茂殿

大蔵大臣小笠原三九郎殿

（別項二）

「国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件」に関する申入

目下貴委員会において御審議中のこの件について、本協定はさきに貴委員会と当委員会との連合審査の際も御汲取り願つたことと存じますが、わが国農業政策上将又食糧政策上極めて重大な意義をもつものと認められ、その取扱いは寸毫も忽せにすることができないものと考えられ、特に次の事項について苟しくも遺憾なからしめるよう政府を御督励願う等特段の御配慮を煩したく。

右当委員会の総意によつて申入れ致します。

記

一、長期に亘る食糧需給計画を策定し、力を先ず以て国内食糧の増産に尽し、必要な外国食糧の輸入の確保に努め、国民食糧の需給に遺憾なからしめること。

特に本年度産米麦の国内生産が憂慮されている際、これが対策について万善を期すること。

二、世界における需給並びにこれが価格の推移を些細に検討し、汎く世界の各地に食糧の給源を索め、極力廉価にして良質なる食糧の輸入を図ること。

三、食糧の国際価格が漸落しつつある現状にかんがみ、差し当つてはわが国農業の防衛に最善を尽し、延いては速かにわが国農業の国際農業に対する競争力を培養するため適切な方策を確立すること。

昭和二十八年七月十日

参議院農林委員会

参議院外務委員長佐藤尚武殿

（別項四）

昭和二十八年七月十七日

参議院農林委員会

農林大臣保利　茂殿

大蔵大臣小笠原三九郎殿

林野庁職員の賃金改訂及び増額に関する件

かねて林野庁当局と全林野労働組合との間に交渉中であつたこの件について、去る六月二十六日調停案第三号を以て公共企業体等中央調停委員会から調停案が提示せられその受諾が勧告せられているのであつて、この問題は国有林野事業の遂行に多大の影響を及ぼす事実にかんがみ当委員会においても深甚の関心を払つておるのであるが、右について左記のとおり措置せられたく

当委員会の総意によつて右申入れする。

記

一、本調停案中、国有林野事業に従事する職員中定員内職員及び常勤労務者約三万人の現行給与の不合理については、給与ベース改訂に関する部分を除き、調停案の趣旨を尊重してこれを是正すること。

二、給与ベース改訂に関する部分については、今後一般公務員並びに公労法適用の公社及び現業のベース改訂の際これと均衡を失することのないよう遺憾なく措置すること。

（別項五）

昭和二十八年七月二十一日

参議院農林委員会

委員長　中川以良殿

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」の修正に関する件

目下貴委員会において御審議中の「特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」について別紙（一）の理由によつて別紙（二）の通り修正方御配意願いたく。

右申入れ致します。

別紙（一）

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」の修正の理由

（一）農林企業（農林大臣が所管する事業）の振興及び安定に関する事務は、農林省設置法の規定からみても、又農林政策遂行上の観点からしても当然農林大臣の所掌事務である。

（二）現行「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」については、指定業種の中には農林企業が含まれていないから通商産業大臣の所管としても支障はないが、本改正法案においては、指定業種に農林企業（清涼飲料製造業）が指定されており、更にその他の農林企業（現在問題となつているものは玉糸製造業、油脂製造業、合板製造業、農水畜産かん、びん詰製造業等）をも政令で指定業種に指定し得る規定にもつているので、これを現在のまま放置しその所管を通商産業大臣とすることは妥当でない。

（三）中小企業庁設置法中第三条（中小企業庁の所掌事務及び権限）に、

十、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の施行に関すること。

とあるから、これをもつて指定業種たる農林企業をも通商産業大臣が所掌すべきであるとするが如きは、理由にならないのであつて、農林企業については農林大臣が所掌すべきは当然である。

現に、中小企業等協同組合法の施行に関しては、中小企業庁設置法第三条（中小企業庁の所掌事務及び権限）に

二、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の施行に関すること、

と規定しているにもかかわらず、中小企業等協同組合の所管行政庁に関しては、中小企業等協同組合法第百十一条（所管行政庁）第一号において、所管行政庁は、都道府県の区域をこえる組合については、組合員の事業の所管大臣とする旨規定されており、農林企業の中小企業協同組合については、農林大臣が所管する旨を明記してある。

本中小企業安定法についても当然これと同様の取扱いをなすべきであつて、農林企業については農林大臣の所管とするのが至当である。

（四）本法の所管に関して、「通商産業大臣」を「主務大臣」に改め、しかして農林企業にあつては主務大臣を農林大臣とすることについては、第十三回国会参議院通商産業委員会における法案審査の際提案者及び政府委員の答弁によつて確約されているところ（第十三回国会通商産業委員会会議録第五十七号―昭和二十七年六月二十七参照）であつて、この際右の答弁の趣旨に副つて法律を改正すべきところ、今回の改正法案においてこの点に改正が及んでいないのは参議院の審議を無視したものというべきで国会の権威を保持するため看過することのできない問題である。よつて従来の経緯にかんがみ本修正案のとおり修正すべきである。

（別紙二）

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の改正規定の次に次のように加える。

第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十八条第一項、第十九条、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条、第三十四条及び第三十五条中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第十六条の改正規定及び第十八条の改正規定中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十九条の改正規定中「通商産業省令」を「省令」に改める。

第二十九条の次に一条を加える規定中「通商産業大臣」を「主務大臣」に、「通商産業省令」を「省令」に改める。

第三十条の改正規定中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十五条の次に二条を加える規定中「次の二条」を「次の三条」に、「通商産業大臣」を「主務大臣」に、「通商産業省令」を「省令」に改め、同規定に次の一条を加える。

（主務大臣）

第三十五条の四　この法律において主務大臣は、指定業種に属する事業の所管大臣とする。

第三十七条の改正規定の前に次のように加える。

第三十六条中「通商産業省令」を「省令」に改める。

（別項六）

昭和二十八年七月二十二日

参議院農林委員会

参議院水産委員会

委員長　森崎　隆殿

「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案」に関する件

目下貴委員会において御審議中の標記の法律案について、過般貴委員会と当委員会との連合審査の結果にかんがみ、特に左記の事項について遺憾なく御措置願いたく右申入れする。

記

一、本法第一条第一項によつて損失補償の対象となるべき行為は大幅に政令に委ねられており、更に衆議院における修正はその感を一層深からしめるものであるが、これら対象となるべき行為の決定に当つては凡ゆる行為を採り上げ、苟しくも遺漏なからしめること。

一、本案第一条第三項の補償の程度について「補償すべき損失は通常生ずべき損失」となつており、しかして政府の見解によれば通常生ずべき損失とは平年の収入と対象行為の下における収入との差額の八〇％として算定されるようであるが、かかる算定方法は全く了解し難いところであつて、実損失に対してこれを完全に補償することとすること。

（別項七）

昭和二十八年八月十日

参議院農林委員会

国務大臣緒方　竹虎殿

農林大臣保利　茂殿

大蔵大臣小笠原三九郎殿

農業技術指導の強化等に関する申入

今般政府は農業技術指導の強化、農業協同組合の総合指導組織の確立及び農民農業の代表機関の整備を企図して昭和二十八年度予算に必要な経費を計上し、且つ今国会に「農業協同組合法の一部を改正する法律案」及び「農業委員会法の一部を改正する法律案」を提出した。しかしてわが国農業の現状に徴して政府今回の意図はこれを諒とせられるところであるから、右予算については今後の事態に備えて遺憾なく措置されたく

右申入する。

（別添）

農業協同組合の自動車運送事業について

昭和二十八年七月二十四日

運輸省

農林省

農業協同組合の自動車運送事業については、今後左記により取扱うこととする。

記

一、農業協同組合連合会の自動車運送事業については、会員のみならず組合員のためにする農業協同組合法第十条第一項第三号、第三号の二、第六号及び第十二号の事業を認めるものとする。

二、車輛集約は、これをより完全なものとする。

三、将来において連合会の車輛集約が困難になつた場合には、実情に即応して、単位組合にも、組合員のためにする一の事業を認めるものとする。

四、員外利用については、農業協同組合の経済的社会的目的を達成するために必要であると認められる範囲について、実情に即応するよう措置する。

五、農林省は、連合会の車輛集約をより完全なものにするため必要な指導を行うものとする。

六、前記各事項は、速かにこれを実施するものとし、この場合において、必要な事項は、両省の通達によつてその取扱を明確にするものとする。

（附）

（一）農業災害補償制度小委員会の経過の大要

現行農業災害補償法に基く農業災害補償制度の根本的改正に資するため、農林委員会に農業災害補償制度委員会を設置することとなつた。これが経過の大要は次のようである。

七月十五日　農林委員会を設置することを決定した。

七月十七日　小委員を選任した。

七月二十三日　小委員会を開き、小委員長を互選し、小委員会の運営方法を協議した。

八月五日　小委員会を開き、「農業災害補償法に基く家畜共済の特例に関する法律案」について審議した。

閉会中の日程を協議した。

八月八日　衆議院農林委員会農業共済制度小委員会及び政府と合同打合会を開き、閉会中の日程等を打合わせた。

八月十日　閉会中継続調査を行い、参考人の意見を聴取することを決定した。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月七日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西郷吉之助　石村　幸作

長谷山行毅　高橋進太郎

堀　末治　加瀬　完

島村　軍次　小林　武治

館　哲二　若木　勝蔵

秋山　長造

経過概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査として、治安の維持、地方行政制度の改善、地方財政の確立、地方税制の整備並びに消防、選挙等について調査、研究し、その成果を挙げることに努力して来たが、調査の対象が広汎且つ複雑であり、本国会中においては調査を終了するに至らなかつたので、なお、継続して調査する必要がある。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する一般調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

荒木正三郎　安部キミ子

大谷　贇雄　成瀬　幡治

吉田　萬次　長谷部ひろ

深川タマエ　高木　正夫

劔木　亨弘

本委員会は、教育、文化及び学術に関する一般調査を進めているが、その対象が広汎多岐にわたるので、その調査対象を緊急を要する処の、東京水産大学校舎に関する件に求め、調査を行つたが、その概要は次の通りであるが、引続き、閉会中も、教育、文化に関して調査を行いたい。

記

一、東京水産大学校舎に関しては、水産委員会と連合委員会を二回、

連合懇談会を一回開会し、関係当局から説明を聴取し、更に両委員会合同で現地調査を行つたが、校舎移転候補地として品川の駐留軍補給本部（旧海軍経理学校）の一部分建物四、一〇〇坪、敷地一七、〇〇〇坪を、昭和二十九年三月に、更に昭和三十年三月には越中島の保安庁本部（旧東京水産大学）建物四、七〇〇坪、敷地二〇、〇〇〇坪の明渡しを受ける見通しが、ほぼ確実になつた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月七日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

湯山　勇　藤原　道子
西岡　ハル　横山　フク
常岡　一郎　高野　一夫
榊原　亨　中山　壽彦
大谷　瑩潤

経過概要

本委員会においては、第四回国会以来本調査を継続し、既に第十五次にわたり中間報告を行つて来たが、第十六回国会においても熱心に調査を続行した。

今期国会においては、社会保障制度に関する調査の一環として、らい予防に関する調査を進めることとし、たまたま政府より「らい予防法案」が提案されたので、厚生委員会は「らいに関する小委員会」を設置し、十二回にわたり小委員会を開き、らい予防に関する調査研究を進め、或は国立療養所多摩全生園を実地に視察し、又はらいに関する専門家を参考人として委員会に出席を求め、その意見を聴き法案審査上の参考に資した。

右の外「インターン制度」の是非に関し参考人から意見を聴取して参考に資する等、極力社会保障制度に関係ある事項の調査に努めたのであるが、本調査事件は広汎多岐にわたるため、未だ結論に到達せず、引続き調査を要するのであるが一応以上をもつて第十六次中間報告とする。

調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月七日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

三木　治朗　永岡　光治
柏木　庫治　最上　英子

経過の概要

本委員会は今国会中「郵政事業の運営実情に関する調査」に引続き従事したのであるが、その対象が極めて広汎にわたつているので、調査の重点を料金改正実施後における郵便の利用状況、郵政職員の勤労条件の改善要求、積立金の運用権復元の簡易保険事業への影響、指定局制度実施後の状況等に求め、事務運行の実情調査資料の蒐集等をなし、鋭意調査に当つて来たが、未だ調査を完了するに至つていない。

以上の案件の中特に速達郵便及び小包郵便の利用状況等は今後の調査を待つものであり、その他郵政職員の勤労条件の改善等目下折衝中に属し、なお今後の調査を必要とするものあるので、本委員会としては、閉会中も引続き調査を継続する考えである。

調査報告書

電波行政に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月七日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

久保　等　島津　忠彦
津島　壽一　寺尾　豊
山田　節男

調査の経過及び結果の概要

テレビジョン受像機の普及については、わが国のテレビジョン放送は、本年二月一日からNHKによつて初めて開始せられ、現在一日四時間にわたつて放送している。

又この外に既に予備免許を受けて、目下建設準備中のものに、東京の日本テレビジョン放送網株式会社と株式会社ラジオ東京の二局があり、前者は本年八月中旬、後者は明年一月頃放送開始を目途としている状況であるが、NHKの受信契約者数は、本年四月末現在で、一、七九六（有料一、七七四、無料二二）で、当初の計画見込数では、昭和二十七年度末即ち本年三月末では、二、一〇〇であつたからその普及状況は予定を下廻つている。

本委員会は、テレビジョン受像機の普及については、常に深い関心を払い調査をしてきたが、このように受信契約数が伸びない原因は、

(1) 受像機の値段が高額であること

(2) 国内の量産体制が整備されないこと

(3) 保守についての不安があること

(4) 放送番組が未だ充実していないこと

等である。

通商産業省では、五年後には一応百万（NHKでは昭和二十八年度から五ケ年間に八十三万の予定）の普及を計るため受像機が月賦で購入し得るように、又普及型の製作に力を注いでいるが、後進国のわが国としては、先ず第一に特許の問題を処理せねばならぬ外ブラウン管及び受像機の製作工業には、かなり多額の設備資金を要するので、その融資あつせんを計るため、極力努力している状況である。

テレビジョン受像機に対する物品税の税率については、テレビジョン受像機が電子管応用工業の発達について重要使命を有している点に鑑み、その普及を妨げる結果にならぬよう充分配意せられ、単なるぜい沢品として高率の課税がなされぬよう努力せられたいとの強い要望を通商産業省に対し行つた。

このように委員会は主としてテレビジョン受像機について調査を行つたが、電波行政はわが国産業及び文化の面に重大な使命を有しているので、今後も更に調査を進めたい。

調査報告書

電気通信事業の運営状況に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月七日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

久保　等　島津　忠彦
津島　壽一　寺尾　豊
山田　節男

調査の経過及び結果の概要

無線通信器機の改善及び国産化の助長については、

わが国の電気通信器機、特にテレビジョンを含む無線通信器機に関する研究及びその製作工業が、諸外国に比較して非常に立遅れているので、一日も早く先進国の水準に達するように努力することが急務である。

本委員会はこの問題について、通商産業省、工業技術院、保安庁及び通信器機メーカー等について、その所見及び施策について調査したが、その結果工業技術院では、昭和二十八年度予算において、工業化試験費補助金四億円鉱工業技術研究費補助金二億円合計六億円を計上しているので、その中から無線通信器機の改善に関する研究等の助成についても支出する積りであること、又保安庁では現在使用している通信器機は、有線たると無線たるとを問わず、殆んど全部が国産品であるが、更に性能のよいものを低廉で製作するため、同庁の発足と同時に新に技

術研究所を設置して、自ら研究に当つている外、昭和二十八年度においては、メーカーにも委託研究をしたい意向であること等がわかつたが、本委員会では今後わが国の官民を問わずすべての技術者及び研究所、メーカー等の連絡を密にして、その全体の協力によつて、性能が優秀で且つ低廉な通信器機が量産できるようにすることを、関係当局に強く要望した。

このようにわが国の通信器機は先進国に比較して、質量とも劣つている状況であるので、今後も引続いて更に調査を進めたい。

調査報告書

労働情勢一般に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないがここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月七日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

田中　啓一　伊能　芳雄
上條　愛一　市川　房枝
梶原　茂嘉　吉田　法晴
井上　清一

経過概要

労働行政一般に関する調査は賃金問題、失業状勢、労働条件及び労働行政の全般にわたつてその実態を把握し、政府の施策、労働諸法規の施行状況等を調査することを目的としたものであるが、今会期中に行つた調査の主なるものは次の通りである。

先ず郵政職員の賃金に関する調停案の処理状況については関係者の意見を聴取した結果、政府は調停案実施のための措置をとるべきであるとの意見の一致をみたので、その趣旨を政府に申入れて調停案の実施を要望した。

次ぎに（米軍施設内等の）特需工場における労働三法の適用状況等について当事者、学識経験者等の参考人より意見を聴取する外、現地においてその実情の調査を行つた結果、労働法の適用を不明確ならしめる私契約、或は労務基本契約の存在が判明したので、これの改訂により労働三法の完全適用を期することを議院の決議により促進する等の措置をとつた。

次ぎに失業対策事業に就労する労働者の労働条件は関係者の意見を聴取した結果、現在適正と認め難いので、賃金の引上、夏季手当の支給、稼動日数の拡充、日雇労働者の失業保険の待期期間の撤廃等の日雇労務者の要望に添う措置を講ずる必要のあることに意見の一致をみたので、この旨政府に申入れて要望した。

次ぎに今回の西日本水害による炭坑その他事業の休停止によつて生じた被災労働者は賃金の収入杜絶の状況の下に生活の逼迫を来している実情が政府の説明並びに現地よりの要請、或は現地の実情調査の結果明確となつたので、被災労働者救済のため、使用者に賃金支払を可能ならしめる金融措置を講ずること、労働金庫に対して国家資金を預託して被災労働者に容易に貸付けること、災害による事業の休停止による労働者の休業には休業手当を支給すること、及び失業保険金の支給のための臨時措置を講ずること等の必要を認めたので、その旨を政府に申入れて要望するとともに水害対策委員会にもこれの善処方の申入れを行つた。

次ぎに日産鏡工場の争議に対する官憲の介入等に関して地方行政委員会と連合委員会を開いて関係者を参考人として喚問し、その調査を行つたが、その際争議権特にピケラインの合法の限界が問題となつたので委員会において学識経験者を招きその意見の聴取を行つたが、まだ結論を得るに至らなかつた。

労働委員会においては鋭意本調査に専心したが、重要法案審査等のため充分にその機会が得られなかつた。且つ本調査はその対象が広汎多岐にわたりその実態も社会状勢の変化に伴い刻々変化するものであるからこれを完全に把握することは容易でなく未だ所期の目的を達成するに至らかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月七日

決算委員長　東　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊田　七平　長谷山行毅
八木　幸次　植竹　春彦
鈴木　強平　岡　三郎
島村　軍次　雨森　常夫
廣瀬　久忠　奥　むめお
永岡　光治　平林　太一
山田　節男　大倉　精一
谷口弥三郎

本委員会は、五月二十九日議長の承認を得て、国費の効率的使用に寄与するため本調査を進めているが、今国会においては、前国会に続き第六管区海上保安本部不当経理に関する件を採り上げ、六月十八日これを小委員会において調査せしめることとし、所要の調査検討を加えた。

本件に関する調査は前国会以来会計検査院長、検事総長（代理）、呉市警察署長（代理）、海上保安庁長官、元第六管区海上保安本部長吉田日出男等より諸般の事情を聴取の上調査を進めた処であり、その詳細は今期国会における七月八日の本委員会において小委員長の報告に述べられた通りであるが、本委員会として本件に対する処置に関し協議を行つた結果、会計検査院長に対しては、本不当経理事件が会計検査院の指適する処となつていないため、二十七年度についてはもとより、二十六年度以前の事件についても速やかに検査の実を挙げること、又運輸大臣に対しては、早急に善後処置を講ずるとともに、懲戒処分に当つては厳格にその責任を問うこととし、もつて綱紀の粛正を挙げるようそれぞれ要望を発した。

なお本件についての調査は以上をもつて終了したのであるが、かくの如き不当事項は、国家財政の経理及び国有財産の管理に関し幾多介在することがうかがわれるのであつて、今期国会においては、それらの事項については朝鮮向輸出に対する対米債権に関する件及び株式会社鉄道会館用地に関する件につき説明を聴取した外は調査を進めるまでに至らなかつた。然しながら国費の有効適切な使用と、不当な国損の招来をその根源において防止するため本調査は継続して鋭意これを行う必要がある。

調査報告書

中共地域からの帰還者援護に関する調査

右の件に関しては、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月七日

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員長　常岡　一郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

千田　正　山下　義信
藤原　道子　榊原　亨
大谷　瑩潤　西岡　ハル
紅露　みつ　横山　フク
林　了　三橋八次郎

調査の経過並びに結果の概要

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会は、昭和二十八年五月二十二日院議をもつて設置されて以来委員会を八回開会した。

本委員会は主として帰還者及び留守家族等の援護の面に重点を置いて調査を行つた。即ち、（一）帰還者の援護対策の予算措置（二）帰還者の住宅問題（三）帰還者の就職問題（四）帰還者の子弟の教育問題（五）元満州開拓団であつた帰還者の入植問題等について調査を行つた。殊に、未帰還者留守家族等援護の問題については、厚生委員会と二回にわたり連合委員会を開き、終戦以来八年、肉親の帰還の一日も速やかなることを

念願する留守家族の悲境に喘ぐ生活を援護するため活潑に活動した。

中共地域からの第四次帰還が、在日華僑の送還と絡み、延引するに到るや、早速委員会は日本赤十字社長島津忠承君、同外事部長工藤忠夫君及び東京華僑総会陳唱旺君の三名を参考人として出頭を求め、去る三月五日北京における在華同胞帰国打合代表団と中国紅十字総会側との正式会談の経緯について調査を進め、在日華僑の送還は、決して在華同胞の帰還に対する交換条件ではないことを明確にし、もつて留守家族の不要の不安を除去することに努めた。

在日華僑の送還問題が解決し、第四次帰還船が舞鶴に入港するに際し、議員を派遣して、帰還者の出迎え並びに帰還者の実状及び舞鶴引揚援護局の受入体制の調査を行つた。

このように委員会は帰還者及び留守家族等の援護の問題に、できる限り調査を進めてきたが、これ等援護の面については早急に解決を要する問題が山積しており、在外資産の補償の問題も未解決の儘であり、且つ中共地域からの第五次帰還が近々行われようとしている実情であつて、中共地域からの帰還者援護に関する問題の調査は未だ終了しない。

調査報告書

通商及び産業一般に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月八日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川弥平治　岸　良一
白川　一雄　西田　隆男
加藤　正人　酒井　利雄
海野　三朗　豊田　雅孝
小松　正雄　松平　勇雄

経過の概要

本委員会は今国会中「通商及び産業一般に関する調査」を進めて来たが、特に通商産業政策上重要な問題である

一、我が国経済自立と貿易振興対策

一、中小企業振興対策

一、電源開発及び電力事情の調査

等の調査に重点を置いて調査に従事して来た。

しかしながら本調査はその対象が極めて広汎多岐にわたり、未だ調査を完了するに至つていない。

よつて本委員会はこれら重要な諸問題につき閉会中も引続き調査を継続する考えである。

調査報告書

水産政策に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月十日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　菊田　七平
青山　正一　野田　俊作
松浦　清一　森　八三一

調査概要

五月二十七日議長の承認を得た本件に関する調査については、左記事項について委員会を開き関係政府委員、説明員等から実情を聴取し調査検討を行つた。

（一）　米軍演習場に関する件

米軍に提供する演習場設置に伴う補償問題等につき屢々委員会を開いて検討したが、特に石川県内灘村における試射場問題については、参考人として林屋前国務大臣から設置交渉当初の実情を聴取し、また地元からは県知事・村長・河北潟漁連会長・設置反対実行委員長等を参考人として招致し、現地における実情、経緯等につき詳細な聴取をなし、政府に対しては、その補償について、他地方におけるものとの均衡上からも厳正妥当なる措置の執らるるよう要望した。尚かねてから懸案となつていた米軍の防潜網設置その他による特別損失の補償に関する法律が制定せられ、補償に関する基準が確立された。

（二）　日韓漁業協定に関する件

四月十五日に開始された日韓会談に関連し、漁業協定の進捗状況につき外務省及び水産庁の各政府委員から実情を聴取した。

（三）　濠州アラフラ海真珠貝採取漁業に関する件

（四）　北洋さけ、ます漁業に関する件

右二件に関しては、それぞれ出漁状況並びに濠州との折衝経過等について報告を聴いた。

（五）　竹島に関する件

竹島附近にて日本監視船が韓国側から不法に射撃された事件については、それに対して執られた措置につき外務省係官から事情を聴し、善処方を強く要望した。

（六）　水産大学校舎に関する件

かねて懸案となつている本件に関し文部委員会と連合委員会を開催し、政府に対し速やかに対策を決定することを要望するとともに同大学の移転修補地たる品川の旧海軍経理学校跡の米軍補給部隊本部に赴き視察した。

（七）　水産金融に関する件

他産業に比し極めて不利な状態にある水産金融問題に農林省政府委員を招致し、種々検討した。

なお、漁船の建造のうち特に中小漁業者等に対する金融については、農林漁業金融公庫法の一部改正により、その途が開けることとなつた。

（八）　漁船保険制度については、業界多年の要望であつた満期保険の創設と義務加入船のトン数が二十トン未満から百トン迄に引上げられる等、今回の漁船損害補償法の一部改正によつて、大きく前進した。

（九）　漁業制度に関する件

現行漁業法に関し、一部改正及び特例の設置等により次の三件についてそれぞれ妥当な措置がとられた。

(1)　業界から多大の不評を受けていた漁業の免許料許可料の撤廃が漁業法の一部改正により実現した。

(2)　以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可に特例が設けられた。

(3)　多年紛争の絶えなかつた青森・秋田両県沖の久六島周辺の漁業について漁業法の特例に関する法律の制定によつて解決への途が開かれた。

（十）　水害対策に関する件

六月に九州地方を襲つた大水害に対し緊急対策特利委員会が設置せられ本委員会からも秋山・松浦・野田の各委員がこれに加わりその後の和歌山県地方の大水害及びこれらに先んじて起つた台風二号等の被害に対し、各方面に亘る救援対策が立法化されたが、水産関係についてもそれぞれ漁港に対する補助、その他復旧資金の融通等に関する特別措置が講ぜられることとなつた。

以上の如く各方面にわたつて調査がなされたが、今後も引続いて調査を行う予定である。

調査報告書

水害地緊急対策に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年八月十日

水害地緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

東　隆　安部キミ子
永岡　光治　武藤　常介
山田　節男　秋山俊一郎
植竹　春彦　重政　庸徳
谷口弥三郎　藤野　繁雄
新谷寅三郎　三浦　辰雄
永井純一郎

一、本特別委員会は六月三十日院議をもつて設置されたものであつて、当初においては、六月下旬の九州その他の地方の豪雨による被害並びに台風第二号による西日本一帯の水害を調査しその対策樹立を目的とするものであつたが、七月二十日には七月十八日の和歌山県を中心とした豪雨による被害並びに九州地方の水害以後の水害の調査、八月七日には北海道を襲つた豪雨による被害に対する調査を併託せられたものである。

二、委員会活動の概況

六月三十日に委員長、理事の互選を完了、七月三日には、内閣に設けられた西日本水害総合対策中央本部の本部長である緒方副総理より水害の状況及びこれが対策について報告を聴いたが、逐次関係各省から大臣、政府委員、被害県から参考人の出席を求めて実情対策を聴取、質疑し、又各種の資料をしい集する等応急対策の樹立のため連日委員会を開会したのである。

最初は取りあえず緊ぎ融資の問題を解決すべく全力を注いだのであるが、次に今回の損害が余りにも大きいので、この復興を図るために特別立法の必要を認めるに至つた次第である。七月八日には、次の四小委員会、即ち、(1)建設・文部に関する小委員会　(2)農林・水産に関する小委員会　(3)通産・運輸(通信)に関する小委員会　(4)民生(厚生、地方行政その他)に関する小委員会を設け、各部門別に鋭意検討を重ね、二十日には、一応草稿をまとめ委員会で調整の上「法律案要綱案」と「申入事項案」を決定した。

二十二日この二案を印刷して全議員に配付して参考に供し各会派の意見の反映を待つた後結論を委員会としてまとめ、立法作業準備のためかねて連絡中の衆議院の特別委員会と両院の当該小委員合同打合せの後委員長、理事小委員長合同打合会を二十七日、二十八日、二十九日と連続三回開催し意見の調整を行つたが、両院の依然として一致しない部分については八月六日合同打合会を開いて最終的結論に達したものである。

成案については当院側が主張を譲つて一致したものと当初から両院が一致していたものがあることを附記する。

かくて衆議院側から十七件、参議院側から八件の法律案の提出をみた次第であつて、これらは会期中に全部両院を通過したのである。

本特別委員会としては右の法律中政令に委託した地域指定の問題、或いは法律の裏付となる予算的措置等早急に解決すべき必要があり継続調査を決定した。尚、八月十日には閉会中、災害につき議長が必要と認めた場合、これに対する緊急対策樹立に資するための調査を当委員会に併せ付託することの動議が本会議で可決されている現状である。

参議院会議録正誤

頁	段	行	誤	正
○第二十二号				
二六二	三	表中	大牟田市、浮羽郡	大牟田市、柳川市、浮羽郡
○第二十三号				
二六三	二	一三	同条第九号ノ五を第九号ノ六とし、第九号ノ四を第九号ノ五とし、第九号ノ三	同条第九号ノ三
〃	三	五	九ノ四	九ノ三ノ二
○第二十四号				
二六三	三	一〇	更正	更生
○第二十五号				
二六三	三	九	第五十五の二	第五十五条の二
〃	四	一	地下鉄三八円架空線二五〇円	地下鉄三八間架空線二五〇間
○第二十六号				
二六五	四	一	第五十五の二	第五十五条の二
○第二十七号				
二六八	三	六	第四項	第五項
二七〇	一	一〇	第二百五十二条	第二百五十二条
二七〇	一	一四	二十九号	二十七号
〃	二	二四	第十二号	第十三号
〃	三	一三	十四	十四
○第二十八号				
二七三	五	三	解放	解散
二七四	三	三	のも、が	のものが
二七五	三	六―七	附帯議案	附帯決議案
二七五	四	二七	各項	各号
二七四	四	二	公正とを	公正と
二七六	二	三	設立	成立
二七九	一	七	第二百七十七号	第二百二十六号
〃	四	九―一〇	改める	改正する
二八一	二	六	参議院	衆議院
○第二十九号				
二八三	三	一四	或はいところを	或いはところを
二八七	一	一四	二〇	ことは
二八七	二	三五	第三百八十二条	第三百八十三条
二八九	五	五	あるます	あります
〃	〃	二五	体して	対して
二九〇	三	一六	消取	取消
二九一	一	七―八	改正する法律案	改正する等の法律案
○第三十号				
二九七	二		一行乃至六行、十行及び十一行は削るべきの誤	
二九七	二	一六―一七	修正加のえられ	修正の加えられ
〃	四	二六	地方ついて	地方について
○第三十二号				
三〇八	三	二一―三	農業用施設及び林業用施設で	農業用施設、林業用施設、漁港施設及び漁場で
三〇七	三	三	講成	構成
三〇八	二	四	十一条	十一条の四
三〇九	四	七	太陽汽船	太平洋海運
○第三十三号				
三一四	一	三	と労働者	は労働者
三一〇	一	一九	緊急が、	緊急だ、
○第三十四号				
三一五	三	二	三万ミリワット	三万メガワット
○第三十五号				
三一六	二	三	財政法	財政
〃	三	一六	国及び	国および
三一七	二	九	陰場	陰陽
三一四	三	三四	二万五千二百円に	二万五千二百円（昭和二十八年十二月三十一日までは二万五千二百円）
三一五	一	一四	第十条の三	第十条の四
〃	一	三	第十条の四	第十条の五
三一六	三	三六	第三項中	第三号中
三一六	四	四	カルテル	カルテルの
三一六	三	一六	報本的	基本的
三一六	四	一三	従業	従来
三一七	三	八	彦根刺しめい業	彦根刺しゆう業
○第三十六号				
三一八	三	二六	金額	全額
三一八	三	八	農舎、畜舎、農業協同組合	農業協同組合
三一九	三	五	第十条の三	第十条の四
〃	一	三	第十条の四	第十条の五
三一九	三	三六	第三項中	第三号中
三一九	四	四	カルテル	カルテルの
三一九	三	一六	報本的	基本的
三一九	四	一三	従業	従来
三一九	三	八	彦根刺しめい業	彦根刺しゆう業
三一九	三	一〇	開拓者における農業者	開拓者における農舎、畜舎及び農業者
三一九	三	一三―一四	県	都道府県
三一九	三	一六	第一次	第二次
三一九	三	一六	施行期日	施行規定
三一九	三	二〇	直成って	相成って
三一九	三	二三	金額	全額
三一九	三	二三	経営資金	経営資金で
三一九	三	二六	作物	何物
三一九	三	二三	通商工	通商上
三一九	三	三〇	太平洋我争	大平洋戦争
三一九	三	三〇	石災	石炭
三一九	三	三七	第三条第十一号	第三条第一項第十二号
三一九	三	三一	「及び私立学校法	「私立学校法

〃	三三	法人」	法人、信用保証協会」
八九一	一一	「ソ	「ッ
〃	〃	一一二）中小漁業融資	開拓融資
〃	〃	四）昭和二十七年	昭和二十八年
〃	〃	三）第三百四十六号	第　号
〃	〃	「ソ	「ッネ
八九九	二	三四 十の次に	十ノ二の次に
〃	〃	三六 六ノ十ノ二	六ノ十ノ三
〃	三	三 十三	十五
九三	五	九 緒方創総理	緒方副総理
九三	五	二六 べきだとという	べきだというう
九六	四	一二 言つたらは	言つたらば
九七	四	八	
〃	〃	〇	
〃	〃	七	県　都道府県
〃	〃	一	
九八	二	〇	
九九	三	一 直接水害	水害
〇〇	三	一四 昭和二十八年六月及び七月に実施	この法律施行前に実施
〃	四	一）県	都道府県
〃	〃	一六）	
九三	二	一七 毎事業年度	毎会計年度
九三	二	一〇 一回を限り、当該競争	一回で政令で定めるものを限り、当該競走
〃	三	一七	事業並びに同条第三項第二号に規定する事業（郵便物を運送するものに限り。）をいう。
九五四	二	一一 悩みみ、	悩み、
〃	二	一三	
		○第三十七号	
九六九	三	二四 教育	教員

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部　十五円（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町二五　大蔵省印刷局　電話九段(33)三一番　振替東京一九〇〇番